日本随筆大成 第三期第九巻

收載書目

鹽尻

上巻

日本随筆大成

第三期

第九巻

日本隨筆大成 第三期第九卷

凡例

一、鹽尻　百卷　天野信景著

本書は、神祇、釋敎、政治、法律、文學、美術、天文、地理等に亘り、和漢の典籍を引證し、諸家の考說を參酌して、記述せる浩瀚なる一大隨筆なり、その書名は、伊勢物語中、古來難解の語と稱したる「しほじり」の解說を卷頭第一に置きたるに因れるなり。本書の刊本は、曩に明治十六年の頃、甫喜山景雄の我自刊我書中に收めたりしが、中途にして廢刊し、その後、明治四十年帝國書院より百卷本を刊行したり。今所收本は、それらの既刊本を參考したり。

著者天野信景は、尾張の藩士なり。寛文元年名古屋に生る。幼名は權三郞、通稱は源藏、後に宮內と改め、また治部と稱す。字は子顯、本姓は藤原氏なり。年二十四にして、父信幸の後を承けて藩の寄合に列し、尾張國志の編纂に與り、正德五年先手鐵砲頭に拔擢せらる。享保八年病の故を以て職を辭し、同十五年隱居し、尋で落髮して信阿彌と稱し、又白華翁と稱す。同十八年九月八日病歿す。年七十有三。

城南性高院の寺中に葬る。資性溫厚にして、學は内外に通曉し、博覧强記を以て聞ゆ。著書は、神代紀聞書、神代紀聞、南朝紹運錄、參考尾張本國帳其の他數十種の多きに達す。

昭和五年十一月

鹽　尻　巻之一

天　野　信　景　著



○伊勢物かたりに富士の形をしほしりのことしといへり、歌人其汐しりを秘とす、予海濱に遊ひて鹽竈の烟を見しに海民鹽を焼くに砂をあつめて堆をなし畦を作す、潮水來りて砂畦をひたす【割註】所によりて潮を汲て砂畦をひたす」日々にかくして自砂をつみ山様をつくり日に曝すこれを鹽尻といふ、實に富士の形に似たり海邊の俗語にて秘とする事あながちあらざれども歌客京に居り遠海の事にうとく、詩さりてしる人なく偶につたへしもの秘して是を傳へしにこそ。

○四書の末書多くは異説をもふけて先人をそしり或は新奇をてらひて學者をまとはす、或は用なき故事をほり出し剰へ異端の意を以て聖賢の言語をみたる甚あやまれる事なりけり、朱子大中至正の學を以て幾年の精神をつくしあらはしのべたまふ章句集註豈たがひあらんや、後世書を讀人心を平らかにせす異を好み奇を悦び亦自私して經傳を見る故にあらぬ事まて思ひ出して却て人をまとはす、俗儒講席に多くの書を引衆博學を賣て利を求むるものはいふにたらず、少し志ある人さへ自反慎獨の實を失ひ末書をのみ尋ね侍るいと口惜、近年頭書と稱して諸書に皆多くの説を細字して板に刻む學者に便あるかことくにして又大なる病を生し侍る道を尋ふ人此等をよしとせんや。

○淫祀辨小引

欲ㇾ爲二鍾巫之祭一、而遇ㇾ弑者魯公之盜課也、不ㇾ從二桑林之祭一、而兵聞者晉侯之誠義也、一者愚、一者賢、後人豈舍二于賢一取二于愚一、

和漢自レ古淫祀多矣、今摭ニ其甚者一、錄レ之以辨焉、

己卯上元　　天野信景

淫祀辨

用人祭神

湖南風俗淫祀熾多、用レ人祭レ鬼、或村民裒レ錢買レ人以祭、或捉ニ行路ノ人一以祭、聞說有ニ一塞士一、被レ捉縛ニ諸廟柱一、半夜大蛇張レ口欲レ食レ之云々、明早士人得レ脫、訴ニ諸官一、(性理字義)

此夷俗不レ知ニ事レ神之理一、而妄殺レ人、以諂レ鬼、何夫不仁矣、亦按墨客揮犀有下湖南之俗殺レ人事ニ妖神一之事上、吾上代又間有ニ此等之風一歟、謹按日本書紀、昔素戔烏尊、斬ニ呑レ人大蛇一、救ニ奇稻田姫之厄一、(倚カ)椅哉、素尊之仁、斬ニ妖蛇一拂ニ淫風一、其功其德合ニ光於日神一者也、

九江逡遒有ニ唐居山一、名レ有レ神衆巫共爲レ取レ公ノ嫗歲易一、男不レ得レ娶、女不レ得ニ復嫁一、百性苦レ之云々、大守宋均到レ官云々、均曰、衆巫與レ神合契知ニ其旨一、欲ニ卒ニ取ニ小民ニ不ニ相當一、於レ是勅條ニ巫家男女一以備ニ公嫗一、巫扣レ頭服レ罪、乃殺レ之、是後逐絕、(風俗通ノ九)

李氷爲ニ蜀郡大守一、江神歲取ニ童女二人一、以爲レ婦、氷以ニ人與ニ江神一爲レ婚、不可徑至ニ神祠一責レ之云々、江神遂死、後蜀人生レ子名ニ氷兒一、(瑯琊代醉篇廿)

愚民無知易レ入ニ鬼趣一、巫祝託レ神毒ニ百姓一、非ニ正大君子力持ニ風化一、未レ有ニ能挽回者一也、

魏文侯時西門豹爲ニ鄴令一、民疾苦下爲ニ河伯一娶上レ婦、豹投ニ殺其妖巫嫗等一、以除レ害、破レ惑矣、詳見ニ史記滑稽列傳一、

按日本紀仁德天皇時、有下用レ人祭ニ河伯一、茨田蓮衫子知レ爲ニ僞神一辨レ之脫レ之事上、(俗云人柱是也)夫仁德天皇吾邦聖主、而百姓頌ニ其德一、又朝有ニ王仁之賢一、何必有ニ此事一、意齊東野語之類歟、若不レ然則當時鄙境有ニ此事一、而傳者誤爲ニ勅命一歟、仁寬慈惠之君決無レ有ニ此凶政一而已、史書此類亦多矣、按文德

實錄藤高房曾拜㆓美濃介㆒、安八郡有㆓陂渠㆒、隄防決壞不㆑得㆑蓄㆑水、高房欲㆑修㆓隄防㆒、土人曰陂渠有㆑神、不㆑欲㆑遏㆑水、逆㆑之者死、故前代國司廢而不㆑修、高房曰、苟利㆓於民㆒死而不㆑恨、遂駈㆑民築㆑隄、民至㆑今稱㆑之、亦席田郡有㆓妖巫㆒、一種滋蔓民被㆓毒害㆒、古來長吏皆懷㆓恐怖㆒、不㆔敢入㆓其郡㆒、高房單騎入郡、追㆓捕其類㆒、一時酷罸、由㆑是無㆓噉心之毒㆒云々、嗚呼高房爲㆑民不㆑恐㆑死、罰㆑妖除㆑害、可㆑謂㆓何謙狄氏之類㆒者也、蓋妖巫覽僧爲㆓怪異㆒、惑㆓民庶㆒、以網㆑利流㆑毒、後世看㆑理、不㆑明祭㆓非類㆒、爲㆓非禮㆒、以欲㆑祈㆑福、所謂淫祀無㆑福、以㆑過事㆑神、神豈享㆑之、況祀㆓邪神㆒乎、

○移㆓禍於下㆒、

昔宋景公時、熒惑守㆑心、心宋之分野也、景公憂㆑之、司星子韋曰、可㆑移㆓於相㆒、景公曰、相吾之股肱曰可㆑移㆓於民㆒、景公曰、君者待㆑民、曰可㆑移㆓於歲㆒、景公曰、歲饑民困、吾誰爲㆑君、子韋曰、天高聽㆑卑、君有君之言三熒惑宜㆑有㆑動、於㆑是候㆑之果徙㆓三度㆒、（史記宋世家）

按王維禎曰、宋公有㆓善言㆒、天爲㆑滅㆑菑、況乎君行㆓善道㆒者乎、夫爲㆓國家㆒移㆓菑過於下民㆒、亦巫風也、秦時有㆘秘祝之官有㆓菑祥㆒輙祠移㆓過於下民㆒之事㆖、漢孝文帝即位十三年、下㆑詔曰、禍自㆑怨起、福繇㆑德興、百官之非宜㆑由㆓朕躬㆒、今秘祝移㆓禍於下㆒、朕甚不㆑取、自㆑今除㆑之云々、朱子綱目筆㆑之曰㆑除㆓秘祝㆒實與㆓稱之㆒也、

○吾尾州國玉社、每歲正月捉㆓行路人㆒逐㆑之、祠官以爲㆓追儺變風㆒也、然亦似㆘湖南捉㆓路人㆒之俗㆖、又稱㆓之難負㆒、是使㆔此人移㆓負厄難㆒之謂也、然類㆓於秦風㆒歟、此祭祀吾邦古所㆑行㆑之、而今也絕矣、獨國玉社雖㆑有㆑之、而半失㆓故實㆒、混㆓浮屠氏之修法㆒者多矣、凡就㆓難負㆒之人、雖㆑非㆑至㆑死、而其執捉之際、逐擊之時、惶怖困苦實似㆓死地罪人㆒、而其親族恨㆓愁之㆒、世亦以慘戚焉、夫我邦自㆑古、巫祝行㆓祓除㆒之日、用㆓芻靈或紙人㆒、移㆓災於此物㆒、亦有㆓天兒及御伽母子之偶人㆒、代㆓小兒邪崇㆒、然後或直用㆑民移㆑禍、不㆓亦甚㆒乎、孔子惡㆓作㆑俑者不仁㆒矣、象㆑人物猶不㆑可㆑用㆑之、何使㆔無辜之民就㆓困厄㆒、縱雖㆑有㆘禳㆓除疾氣㆒

之功上、而仁人不レ忍レ爲レ之、況神明不レ享二非禮之祭一、王者又民之父母乎、嗚呼父母之於レ子爲レ之、就レ利避レ害、未三嘗頃刻而忘二於懷一、何至下視レ之與二犯レ罪之人一同上焉、元祿己卯春正月上元、

○先師朱子宋寧宗慶元六年庚申三月九日卒、至二本朝元祿十二年己卯一凡五百年、

大明中天昭晰呈露則古今上下東西南朔無レ仰二見之一、吾朱子生二於南宋之間一、繼二自レ周以來聖賢相傳之道一、以開二朱學一、實孔子以後一人而已、嗚呼是殆天所下以相二斯文一篤生下入二聖域一之人上以大乙斯道之傳甲也、凡自レ宋以降、異朝革レ命、三姓曰レ元曰レ明曰レ清、已垂二五百年一、代レ世歷レ時而猶先生之道獨谿二然於四海一、而皆以爲二宗師一焉、今清朝上自二帝都一、下至二州郡一、亦以二朱學一爲レ先、吾邦亦然矣、是非二聖神功化大德一、安能如レ此矣、

○凡讀二經書一者、當下先求二其章意一、次見二句勢一、次曉二字義一、而然讀中註語上也、朱子曰讀レ書之法、莫レ貴二於循レ序而致レ精、精々本亦在二於居レ敬持レ志云々、

凡讀二註語一之法、宜レ詳下幾行者注二本文幾字一、注字某字者注中本文何字上、亦如二四書一、可レ詳下若二圈外之說一學二本文一都語乎將論二若于字者何等字一乎以二餘意一覺中學者上乎上、

○程子曰、人之相比以二臣於一レ君言レ之、竭二其忠誠一、致二其才一、力乃顯二其比レ君之道一也、用レ之與レ否在レ君而已、不レ可三阿諛逢迎求二其比一レ己也、在二朋友一亦修レ身誠レ意、以待レ之親與レ否在レ人而已、不レ可三巧言令色曲從苟合以求二人之比一レ己也、於二鄉黨親戚一於二衆人一莫レ不二皆然一云々、

嗚呼無レ貴無レ賤、志二尊榮富侈一、競二趍心欲一無レ窮、則胸襟慘然、每懷二不如意之憂一哀哉、

○許棐氏樵談曰、子怨二父貧一兄讓二弟富一、妻妾視二豐儉一爲二悲懽一、奴僕視二盛衰一爲二勤怠一、市道不レ在二門外一矣、

一日之內一歲之間、役々聞二捷於聲利之場一、而以二有レ限之身一爲レ快二無窮之慾一、故得二之於此一、則固雖レ如レ樂二於心一、而於失二之於彼一、則不レ能レ釋二其苦一、凡居二順境一則放縱、居二逆境一則憂懼、皆小人之常

也、大丈夫洒洒落落之地、見レ之如ニ浮雲一、

○唐憲宗元和十四年正月、遣ニ中使一迎ニ佛骨一云々、先レ是功德使上言鳳翔法門寺塔有ニ佛指骨一、相傳三十年一開云々、來年應レ開云々、(通鑑)

我邦佛寺槩秘ニ其胡像一、而以レ時開レ帳【割註】或三十三年一開」效ニ唐風一、盖僧家以ニ胡像一售レ之、貪ニ錢財一可ニ亦賤一、士人售レ名售レ藝望々焉、求ニ利祿一可ニ亦不一レ耻乎、筆疇曰、妬レ寵而恃レ勢爭レ妍而取レ憐如ニ妾婦一、可レ愧甚也、

○程子曰做レ官奪ニ人志一、

葉氏曰仕而志ニ於富貴一者、固不ニ必言一、或馳ニ騖于是非予奪之境一、而此志動ニ於喜怒愛惡之私一、或經ニ營於建功立業之間一、此志陷ニ於計度區之巧一、德未レ成而從レ政者未レ有レ不レ奪ニ其志一、學者、所レ當ニ深省一也、

○神宮續秘傳問答曰、天照坐豐受皇太神鳥羽天皇宸筆宣命ニアリ云々、又曰千木片捺(カタソギ)內宮內捺外宮外捺鰹魚木內宮十外宮九云云、外宮別宮末社マテ千木ノ外を捺鰹魚木モ奇數ヲ用フ、內宮別宮末社マテ千木ノ內ヲ捺鰹魚木皆偶數ヲ用フ也云々、亦曰東西寶殿內宮ハ正殿ヨリ少し北に退テ左右ニ立テ南面ニ御戶アリ御扉ヲ外ニ開、外宮ハ正殿ノ南ニ左右ニ立テ北面ニ御戶アリ御扉ヲ內に開云々、又曰明德二年解狀草藁ニ山田三方神人等謹言スト端作アリテ其奥ニ各名判シテ肩ニ須原方神人坂方神人岩淵方ノ神人ト記セリ、然ラハ山田中ヲ三ニ分テ山田三方ト云ニヤ云々。

亦曰佐古ハ拆(サク)ナリ久志呂ハ奇(クシロ)ナリ宇治トイフハ猪路ヲ云フ云々、

亦曰文永十二年二月十六日記曰禪(一條大納言入道)云柏手事木偏僻事也拍手トス可レ爲ニ手偏一之由存知之處式之古點ニ柏手ト書テ柏手宣(カシハテウツテフト)點レ之云々、

亦曰朝熊神社櫻日本最初櫻ナリト太田傳記ニハアリ愚詠ナカラ

神代シモ今ウラメシキ朝熊ヤチラヌ櫻ノ種ナラスシテ
又曰多賀宮ヲ少シ下リ内宮遙拜所前ニテ乾方ニ向テ拜スルハ何レノ神社ノ遙拜ソヤ、此拜世人知サルコトナリ、大司大中臣精長朝臣ヘ問侍リシカハ家ニ申ツタヘタルハ鈴鹿ヲ拜スルナリト云々、日本武尊能保野白鳥陵ヲ拜スルナラント云々、
亦曰與玉ヲ拜スル時ハ右ノ方ノ隻履計リヲ脱メ拜スルナリ、凡人モ草履ノ右ノ方計脱メ神拜秘傳ナリ、
又曰參宮ノ時ハ先ツ大麻ヲ取リ解除スル作法ト云フ然ルヤ曰然ナリ大麻ナキ時ハ扇ヲ大麻ニ準メ祓シテ後參宮毎度ノ儀式ナリ勅使參向ニモ二ノ鳥居ニテ大麻ヲ献ス云々、
亦曰日本紀天武天皇四年四月庚寅詔二諸國一曰自今以後云々、莫レ食二牛馬犬猿鷄之肉一云々、
延佳神主萬治三年三月述二于秘傳問答一天和二年三月續問答ナレリ、
○延喜式四伊勢太神宮云々、封戸尾張國四十戸云々、
雜例集云諸國三百五十戸本神戸御鎭座也昔國造貢進云々、尾張國中島神戸云々、
○萬葉(ユヅリハ)　供奉日記ニ如レ此書レ之、
○爽砂糕　和所謂落雁也、淸人多齎來亦有二玉花糕一、
○柚(ユベシ)餅子
○福州府志七十四寺觀論曰、自二關尹之言授一、而竺乾之說與二於是一、羽客緇流梵刹胥宮遍二宇內一、甚且與二儒教一鼎立爲レ三、昔韓退之闢二二氏一、至レ欲下火二其書一而盧中其居上、說者以爲二其功一、有レ若下障レ川廻中瀾上、然奈何後之人惑二於五戒九還一、更推レ彼以助レ之也云々、
按異邦寺觀甚多、而與二儒教一鼎立是郡國有二學校一故也、然知レ道者愁二異端並立一、吾邦自二學校廢一、于レ郡于レ村、無レ不レ有二佛寺一、而獨無二先王道學之舍一嗚呼、
○重脩　脩葺　俗云中興也、

○塔曰二幾級一 石塔同レ之、

○轉輪經藏 俗謂二輪藏一者略レ之、

○八百羅漢（見二福州府志寺觀門一）

世知二五百羅漢一不レ知レ有二八百羅漢一、

○史記封禪書ニ

掃レ地而祭席用二葅稭一、

應劭曰稭禾藁也、去二其皮一以爲レ席、索隱曰周禮祭祀供二茅葅一、說文葅茅ハ藉也、我邦祭祀槩用二薦席一周秦之風也、

醴二祠名山大川及八神一、

我邦神武天皇以來朝家祭二八神一、雖二其名固異一然效二秦之禮祠一乎、

有二天神一云々、

菅蒯云々、

李奇曰菅茅也、

我邦祓除用レ菅用レ茅用レ麻者同義歟、

衣上白

我邦祭二于神一之人用二白衣一蓋似レ此也、

郡縣遠方神祠者民各自奉祠不レ領二於天子祝官一、

按是秦政之時風也、

東北神明舍舍西方神明之暮也、

張晏曰神明日也、日出二東北一舍謂二陽谷一、日沒二於西一、曰レ暮濛谷也、

我謂二神明一則專指二日神一、
有二白鹿一以二其皮一爲レ幣、
索隱曰、按食貨志幣以二白鹿皮一、方尺緣以レ繢以薦レ璧、得下以二黃金一斤一代上レ之、
我邦古祭用二鹿皮一者、近レ之幣即錢之類也、
天子祓然後入云々、
○左傳詳節句解廿五昭公六十年云々、有二精爽一至二於神明一、
所下以養二此精一而至二於神一養二此爽一而至上レ明也、精是神之未著、爽是明之未昭也、
○燈心草
莖圓細而長直可レ燃レ燈、故名人以爲レ席(福州府志三十七下同)我邦每織二此草一爲レ席、自二朝家一至二市中一皆然、
○竹鷄
又名二越鳥（ヤマシギ）一文選曰越鳥巢二南枝一謂レ之、
我邦以竹鷄訓二也末志幾一、
○泥鰌
産二水田中一大如レ指　我邦登知也宇（ドヂヤウ）也、
○螟脯乾
烏鰂（イカノ）晒乾者云々、我邦須流米（スルメ）是也、
○石決明
附二海石一生、惟一殼無レ對、大者如レ手、小者如二兩三指一、旁有二十數孔一、三山志曰、即鰒魚、本草圖經云鰒魚別一種與二決明一相近、

我邦阿波備用ニ石決明之字ニ、又用ニ鰒字ニ者、出ニ我延喜式等之書ニ、然按福州石決明比ニ我邦阿波備ニ則甚小也、我邦所謂富久太米之類乎、且一殼無レ對云々、細看ニ阿波備ニ則固螺之類、而其形扁殼口亘開、故人以爲レ若ニ蛤殼無レ對、

○粔籹をおこし米とする事、和名にも出て久し、されと其製吾邦の起し米とはたかあひり、帝京景物略にのする歡喜團其製吾邦の起し米と等しく侍るにや。

○日本武尊山陵之外、在ニ尾張國愛智郡ニ、夫神代山陵固有ニ日向國ニ、而亦祭ニ山城國葛野ニ、按日本武尊薨ニ於尾張ニ之說出ニ舊事紀ニ、故有ニ山陵ニ歟、抑後尾張氏所レ祭レ之歟、【割註】前王廟陵記松下見林撰レ之」

○祈年　按詩雲漢云、祈レ年孔夙云々、朱子曰祈年、孟春祈ニ穀于上帝ニ、謝氏曰、聖王無ニ一日不ニ爲レ民慮ニ云々、春祈已願ニ百穀之堅實ニ、秋報ニ社稷ニ亦願ニ嗣歲之豐登ニ、

私按、孟春祈年者周代之事、至レ漢用ニ二月ニ歟、漢書高祖十年春有司奏令下縣道常以ニ春二月ニ祠ニ社稷以中羊彘上云々、

我朝祈年用ニ二月ニ者蓋亦依レ之歟、

○新嘗者所ニ以報ニ賽田事ニ也、然異邦報ニ田祖先農ニ、則以ニ秋冬ニ見ニ詩豐年集傳ニ我邦亦然矣、伊勢皇太神宮神嘗祭、用ニ秋九月ニ、朝家及諸社新嘗以ニ冬十一月ニ、

○酉陽雜俎三貝編、錄ニ天道地獄其事異者ニ、

浮屠設レ僞誑レ人、故書々異ニ其事ニ、尤足レ見ニ彼怪誕ニ也、

亦第四卷境異云、拔汗那十二月十九日王及首領分爲ニ兩明ニ各出ニ一人ニ、着レ甲衆人執ニ瓦石ニ、東西棒レ杖、東西互擊、甲人先死即止、占ニ當年豐儉ニ云々、

異俗此類尤多、朝鮮石戰　吾邦石打亦此等之風歟、

○伊勢神宮祠官有ニ稱レ父者ニ、故對レ之有ニ子等之名ニ【割註】今俗書ニ子良ニ一式所謂童男童女此歟、今子良

館居童女一員、稱子良子、專使之掌奠饌之事、亦有巫女、振鈴奏神樂、今諸國神社、以奏神樂者、稱子良者甚謬、固無祠官父稱、亦不董輩、而謂之子良可笑甚也、亦以神樂權輿猿女之祖、附會而稱猴良子、竟失其實、皆巫覡不學之謬也、按以奏神樂人稱物忌則可也、是有神記之據也、

○伊勢神人等、近世號大々神樂、爲禱祀、按古書無據見、亦歷朝之帝無令奏大々神樂之事、今朝家猶然矣、將軍家始有使祠官奏之、此年有司難之、神人不能答、故今關東之禱祀見停大々神樂、然神之祕而不言之、以此貴賤猶奏大々神樂、非禮依舊而甚矣、嗚呼宗廟專正禮樂之地也、我神宮却非禮多矣、是祠官之貪婪故耳、悲哉、

今庶民詣神宮、或供神饌、或獻神馬、或奏神樂、祠官宮人勤之、網利爲產業、愚夫婦不辨非享非禮、而謾爲之、是起於巫覡之貪慾、而誤元々實名敎罪人也、

○天文學至元明甚詳、備清朝亦益熟矣、我邦近世傚之、故天文曆數大備如貞享曆法、又若銀河古謂之日影、今按天文書、即是殊衆小星會聚也、觀之有嚴實千古珍說也、

○易經講意去疑十卷明人宛旌舒弘諤士一選四書注六卷、明人張受孔撰淸康熙二十五年馬天選著序、

○源賴朝

近衛院久安四年戊辰四月八日生於尾張國愛智郡幡綾村(今誓願寺之地是也)或云久安三年丁卯生愛智郡井戶田片垂地、

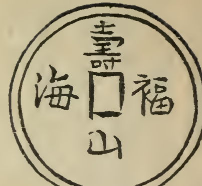
○平信長

後奈良院天文三年甲午五月二十八日生尾張國海東郡勝幡村、母六角高賴女實政賴女也云々、

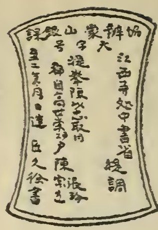
○酉陽雜俎一曰新羅國云々、一金錐子云々、所欲隨擊而辨因家富作國、

○元錄十一年十二月五日筑前國博多の聖福寺とかや境內にて異朝古物の金銀及び銅錢を堀出せし金銀十

五枚もありとかや、其形ちかゝる物なりけりと申傳へ侍る、是錠或は法馬なり長サ五寸ばかりとぞ、



錢は此文ありときこえたり



如レ此書てありとなん

○今の殿下（近衛）時雨てふ琴を得させ給ひける時によませ給ひける

　またもよにたれか忍ばん時雨てふ名はふることのねにかよひけり

○伊勢風土記曰、桑名郡市部礒海上多ニ口女（クチメ）一、商民賣中古以來有ニ夢想之事一、而備ニ熱田之神膳一、其魚大者如レ鯉、細鱗而長口其味美也云々、

○僧源空配所を免されしは造寺の赦なり、日蓮が死罪をなだめられしは北條家の夫人產の祈りの爲なりけり、然るをさま〲の僞を作りそへて奇異の說をなせり、傳繪詞註書讚等の虛誕とるに足ざるのみ。

○人の死骸は佛家に究竟不淨の物とて凡そ塔廟のあたりをだに昇過す事をせず是律家の禁なり、今諸宗の僧注事を賣て世をわたる故に寺院の床のうへまでもかきあけて種々の事をなす已か家の法則をさへ辨へさるいとつたなし。

○きりしたんは異邦の書に契利斯當とあり。
○熱田庄主家藏貞治三年正月七日古本之神名張奥書曰、依二文治二年丙午三月日宣命一國中諸神皆增二位階一云々、
○凡以二人君一配二五行之德一者、齊威宣之時鄒衍自論著二終始五德之運一、後人采レ之、爲レ資通鑑前編錄二其德一誤乎、我國以二神代之君一亦配二五行一、皆鄒氏之餘涎也、
○宋の代晦菴二人あり一人は僧にて其詩を朱子の言なりとせし事あり、鶴林玉露の四に見え侍る。
○江談第一云問曰、熊野三所本緣如何、被レ答云熊野三所伊勢太神御身云々、本宮并新宮太神宮也、那智荒祭又太神宮救世觀音御變身云々、此事民部卿俊明所レ被レ談也、
長寬勘文異之
○俳優の謠、白樂天は詩こたへの歌江談には在中の作れる詩なりとかや。
○愛智郡星崎庄(本地村也)伊奈突智翁の社あり、此翁は當國海鹽を煑初し人なりとかや。
○尾張國分寺は中島郡狹園に(今は矢合村と云)ありし今鈴置の神社の近境大石あまたある地其蹤なり、このあたりの地をほれば古代の瓦ありとそ、此寺は國史にもまゝ見え侍る釋空也薙髮せし處也。
○江家次第、第一元日供二御齒固具一云々、猪宍一杯云々、頭注云、延喜式近江國鹿宍四杯猪宍四杯、已上二杯種供之元日料云々、
按式撰レ之代本朝未下必忌上レ食二猪鹿之宍一歟、尋常忌レ之者中世之風乎、但祭二于皇太神一則自レ古忌レ之乎、
江家次第々五釋尊條云、依レ在二奉幣齊一肉ニ進二三牲代事一、(天慶六ノ八云々)
同第二七日節會召唱詞云、正三乃位從三乃位云々、正四乃位上階云々、
按於保比則大也、比呂比則廣也、
同十八軒廊御卜云龜卜必具五行、

水(灌之)火(放之)木(立之)金(爲ニ懸レ水器ニ)土(以ニ龜甲ニ撤)

水トツ火ト木カミキ金エミ土タメツ

按今世神家者流、以ニ止保加美惠美多女ニ爲ニ祝詞ニ其來久矣、

○史記曰　者列傳曰、非ニ其地ニ樹レ之不レ生、非ニ其意ニ教之不レ成云々、

教をなし事を行ふは必らす時あり必處あり必位あり、みたりになしてなる事なく徒に勞するのみ、民を教るは先必これを治て衣食足り飢す寒からすして教をなす故に大學の序是を治てこれを教と宣ひしは孟子の意にして先王の道也。

○海中にあしかといふ獸あり狗に似て駒ほと有岩上にあかりてねふる共いびき高くして數町に聞え侍るをひそかに行て突殺し侍ると知多郡師崎の人かたりし、亦あはひをとる海士の云、海底間々人の形あるものを見るこれにあへは三五日も海に入らすとそ、亦海底靜にきけは犬のなく聲なんとする時有となん、山中海底には異類の見もしらぬ物多かる、いにしへより水府海神なんと形を以てかたるはかゝるものを附會せしにや。

○聖列傳五卷は明人の作なり、魏進忠等か奸逆をしるしたる書なり。

○性理奥十卷　明人始寧印趨丁進纂せり、性理大全の拔書也。

○神社の四至の境至の字をきと讀ならひなりとそ。

○王弇文集正月十五日糯米を曝して卜ニ休咎ニ名付て米花あるひは孛婁(ホウル)といふ日本の葩米(ハゼ)なり事言要玄にも見えたり。

○鳥卒律(シシツリツ)　アマノジヤク也。

○頂相(テンシヤウ)　半身之像ナリ。

○淡婆姑(タバコ)　出ニ芝峯類說及障州府志ニ

○千里鏡　遠目鏡也、(見二覺世名言一)
○候鐘　自鳴鐘也、(出二帝京景物略一)
○觴袠　盃名也、(出二于歐陽永叔集古圖一)
○日本紀二十八天武天皇紀曰、禮二祭高市身狹二社之神一云々、亦村屋神着祝曰云々、軍政既訖將軍等擧是三神敎言而奏レ之、即勅進二三神之品一以祠焉云々、
　進二于神品一始見二於此一歟、
○貧レ財爲レ饕、貧レ食爲レ餮、(不才之號爲二饕餮一)
○村里しやくしの祠多し皆其神を辨へしらす、あるひは佐軍神と書き或は齋宮神と記し或は石神とするす、按にしやくしは三狐神なり、太田命訓傳に云、御膳神亦神服機殿祝祭三狐神同座神也云々、亦神名秘書云、調御倉神は宇賀能美多麻神三狐神是也云々、
　三狐神以レ音呼故謂二佐久神一亦轉而呼二之也具志一、
亦實に狐を祭りし祠あり續古事談等に見えたり、然れども今のしやくしの祠にはあらす、亦石神は壒囊抄云幸神ノ小祠置二丸石一石神歟といへり、往古神祠の正體に石を以てする事多し、神名式にのする處の大穴持像石神藻鹽草にいふ因幡國神御子石の類ひ多し、亦社絶て石を以て其しるしとするものありこれも亦俗に石神といふ。
○元祿七年四月賀茂皇太神宮葵祭再興依二　台命一也、(寄祭田若干)
○同十二年二月　伊勢皇太神宮祈年祭再興
○同年三月有二尾張國熱田太神六月四月舞樂再興之公命一、
　依二大司及尾張氏之請一也是皆太平之化也、
○伊勢皇太神宮服忌令(見二文保記一)廳宣曰、

可下早相ニ觸美濃尾張等國ニ普令中存知上太神宮參詣精進法事云々、亦云

副下法目錄

右

二所太神宮者、異ニ于天下之諸社ニ、所謂元レ元本レ本以ニ清淨ニ爲レ先、屏ニ佛法息ニ以ニ正直ニ爲レ宗、而再ニ拜神祇ニ、故禁ニ經教ニ、忌ニ僧尼ニ、誡ニ妖言ニ、退ニ巫覡ニ、皆是神明之遺勅二宮之規範也、爰頃年以降巫等號ニ太神宮先達ニ、於ニ參宮之路次ニ行ニ新儀之軌式ニ、剩背ニ朝家憲章ニ、不レ辨ニ神宮古典ニ、不レ糺ニ甲乙丙之移展ニ、令レ決ニ斷觸穢不淨ニ云々、所行之至甚以無レ謂、爲レ神有レ恐、爲レ世不レ信也、於ニ向後ニ者參ニ詣太神宮ニ之諸人、堅守ニ式目ニ、更不レ可ニ違犯ニ之狀所レ宣如レ件以宣、

文治二年二月十七日云々

○延喜太神宮式曰、凡王臣以下不レ得ニ輙供ニ太神宮幣帛ニ、其三后皇太子若有ニ應レ供者ニ、臨時ニ奏聞云々、凡庶人供ニ太神宮於幣帛ニ者固非禮也、雖ニ三后皇子ニ而奏ニ聞之ニ、而後聽レ之、今伊勢神人等先ニ利慾ニ故却勸ニ非禮ニ、以貧ニ幣帛ニ可レ痛哉、

○日蝕　舒明天皇紀にハヘタリト訓ス、

○田莊　孝德天皇紀にタトコロト訓ス、

○美濃國土岐郡　天武天皇紀に書ニ礪杵（トキ）ノ郡ニ、

○東海　同紀に(ウナテミチ、ウヘツミチ)ト訓ス、

○朱鳥元年　同紀の註云、朱鳥此云ニ阿訶美苫利ニ云々、以レ音不レ可レ讀之、

○弓訓ニ多良志ニ

萬葉集云御執乃梓弓（ミトラシノアヅサユミ）云々、タラシト云ハ轉語ニシテ實ハ執ノ字也、ミタラシト云ハ弓ヲ略スル言ナリ

李部王ノ記ニ承平四年新嘗會ノ仰ニ云ク御手奈良之云々、今射家者流文盲ニシテ古書ヲシラス浮屠氏

カ言ヲ借テ云コト多シ、弓ヲタラシトイフハ多羅葉ノ名ト同シト云、實ニ附會ノ拙キモノナリ可レ笑々
々。

○支郁(シソン)　俗に云枝郷(エダガウ)なり。

○鴟尾(チビ)　宮殿の上造之魚形也、倭俗シヤチホコト云。

○八咫(ヤタ)ノ鏡

釋日本紀云、說文婦人手長八寸、謂ニ之咫一云々、八咫鏡徑八寸歟云々、加ニ八字一者、神道之所レ尊云々、此說近矣、或書ニ八咫ニ者、八花形之異訓、或作ニ八頭一云々、此說以ニ神鏡一爲ニ八花形一、夫八花形俗語而實菱花鏡也、六帖云、魏武帝有ニ菱花鏡一云々、按ニ魏志一、明帝贈ニ於吾神功皇后一、以ニ五尺刀銅鏡眞珠等物一、此時鏡亦有ニ菱花形一乎、此異朝之製也、八咫之字者以ニ鏡徑一謂レ之、如ニ八握劍一、是亦謂ニ劍長一耳、勿下取ニ八字一泥上レ數矣、八者猶レ多也、太神宮所レ進寶鏡徑九寸也見レ式、

○釋日本紀十二曰三諸岳神

太物代主神云々、【割註】以ニ三輪之社一爲ニ事代主神一之說吾取ニ於此一】

○眞妙　小侍女也、出ニ于楊妃外傳上一、

○牛王經一卷　牛王神珠天之名出ニ此經一、

號ニ佛說大如意寶珠咒經一、(不空譯)

牛王儀軌一卷【割註】牛王寶印之字出ニ此書一】

號ニ五大牛王雨寶陀羅尼儀軌一、(金剛智譯)

世人不レ知ニ此經及儀軌一、故牛王之說不レ爲レ詳、此本二卷大須眞福寺藏也、

○畠祀字也云々、但和名抄引ニ續搜神紀一云々、但今神領畠字無レ之、

○鳥居はかな書なり、按ずるに人丸秘抄に通入障子の字ありて亦鳥居障子とも書り然れば神門をとりゐ

といふは通入(トリイ/トウリイル)なり。

○類聚神祇本源末社篇曰、大中小社差別事、太政官符神祇官幷五畿七道諸國司應ニ早定置一天下諸社大中小神殿雜舍瑞垣珠垣鳥居幷四至内地町數事、正一位正三位已上爲ニ大社一、從三位從四位已上爲ニ中社正五位從五位已上爲ニ小社一、

大社四至限九町、三間檜皮葺正殿一宇(高十丈二尺在板敷戸一本)堅魚木八丸(長五尺徑九寸)千木四支(長一丈三尺)瑞垣一重(方二丈高七尺)珠垣二重(方各五丈六尺高八尺)内外鳥居二基(内一本九尺口徑八寸外一本一丈徑九寸)三間檜皮葺僻殿一宇(高八尺)五間板葺直會殿一宇(高八尺)萱葺板倉二宇三間外舍二宇(高八尺)五間馬屋二宇、

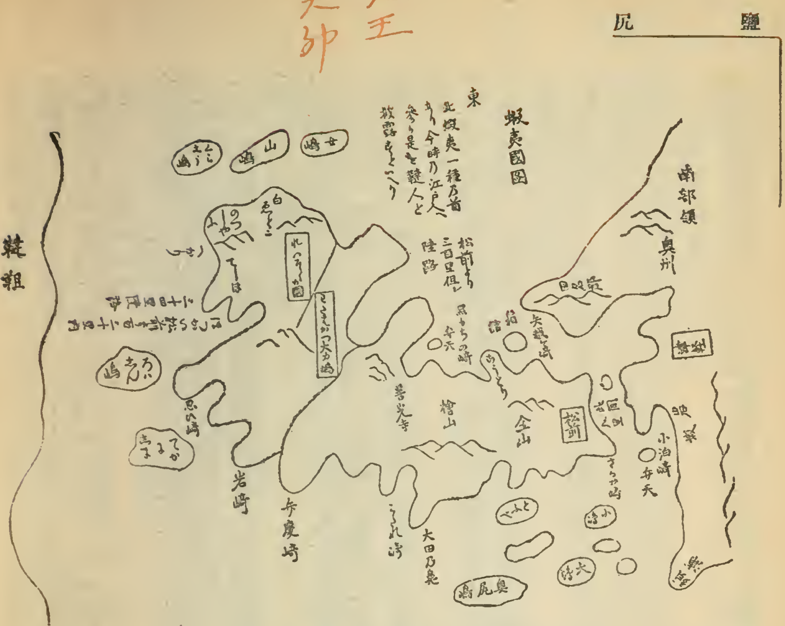
中社四至限八町三間檜皮葺正殿一宇(高一丈一尺在板敷戸一本)堅魚木六丸(長四尺徑七寸)千木四支(長一丈)瑞垣一重(方一丈五尺高七尺)珠垣一重(方二丈五尺高八尺)内外鳥居二基(高八尺徑七寸)三間板葺幣殿一宇(高七尺戸一本)三間板葺拜殿一宇(高七尺)五間同僻殿一宇(同尺)三間同直會屋二宇(高七尺)五間外舍二宇、

小社四至限四町二間板葺正殿一宇(高八尺在板敷ノ戸一本)堅魚木四丸(長四尺徑七寸)千木四支(長八尺)瑞垣一重(方二丈高五尺)鳥居一基(高六尺徑五寸)三間草葺拜殿一宇(高七尺)三間板葺僻殿一宇(高七尺)五間雜舍二宇(同尺)

右ニ被左大臣宣一、儞奉レ勅諸國神社正殿雜舍幷四至町數所レ定如レ件、宜下仰ニ在國司一以ニ正稅物數一令中造進上自今以後不レ可ニ違失一、若有ニ破損一者、應レ令 社司修造一、無ニ其勤一者科ニ大秡一、解ニ却見任一宮宜ニ承知依レ宣行レ之、符到奉行正四位上行大辨兼右兵衛督藤原朝臣(百川)左大史外正六位上阿倍ノ志斐ノ連(東人)

寳龜二年二月十三日云々

○我朝神社祭祀之日、大槩有ニ獅子田樂等之伎一、按獅子舞者、白氏文集所謂西凉伎也、其略曰、西凉伎假面



胡人假二獅子一、刻レ木爲レ頭、絲爲レ尾、金以鍍二眼精一、銀怗レ齒、奮二迅毛衣一擺二双耳一、如下從二流沙一來中萬里上、紫髯深目兩胡兒皷舞跳梁前致レ辭云々、田樂者起二於土民田間之戲一、或曰、始二於常久慈郡一、郡有二金砂山一、其山神祠祭日行二田樂一、亦按二古事談一有二堀河院永長元年大田樂之事一

○河豚　和俗稱二富久登（フクト）一、而以爲二和訓一、按本草釋名吹肚魚云々、吹以二和訓一肚以レ音而富久登也、然則不二和訓一、

○義淨三藏翻譯、秘密心點如意藏王呪經云、或所武答天神王經云々、亦大興善寺不空三藏所レ譯、天刑星眞秘密牛頭天王武答天神一體異名云々、（見二于安居院神道集第三一）

○大須眞福寺藏書目

神祇秘抄　神皇系圖　神皇實錄　合一卷
兩宮形文深釋（上下）　一卷
寶基本紀　一卷
御遷宮餝　一卷
天地靈覺秘書　瑞相仙宮秘書　合一卷
神道簡要　一卷

二所太神宮神名秘書　寶山紀　合一巻　　　御氣殿本紀　　　一巻
古事紀(上下、下不足)　　　　　二巻　　　麗氣紀(内一巻不足)　十八巻
神道集(本は七巻今四巻亡ふ)　　三巻　　　神器傳受篇　　　　　一巻
唯一神道名法要集　　　　　　　一巻　　　地神出生篇　　　　　一巻
神皇正統錄　　　　　　　　　　四巻　　　太神宮諸難事紀　　　二巻
神祇本源　　　　　　　　　　十五巻

○日本國大廟　見₂神皇實錄₁伊勢神宮也、

○古今著聞集の五に壯衰記を引て小野小町か事を委しく記せり、家おとろへて後文屋康秀が三河の掾にて下りけるにさそはれて

わひぬれは身をうき草のねをたえてさそふ水あらはいなんとそおもふ

と讀しよし壯衰記今のよにもあるにこそ。

○同し書の九武勇の條に曰、右大將高麗國をせめし時追討使に天野式部太輔遠景向ひけり、大將家のきりものにて次官藤内といはれし藤内はこれ也、西國九國を知行の間其勢ひいかめし、高麗國を打しなへて上洛の時渡邊にて番(ツガフ)か妹にとつきにけり、相具して關東に下向と云々。

此事東鑑にも見えず、又式部太輔といふ事は家譜にもなし證あるにや。

○同書の十九草木の條に云、宇治殿四條大納言公任卿と春秋の花いつれか勝れたると論ぜさせたまひにけり、春は櫻を以て第一とす秋は菊を以て第一とすと宇治殿仰られければ、大納言梅の候はんうへはさくら第一にてはいかゞさふらふべきと申されけれは、梅とさくらとの論になりて自余の花の沙汰は次になりにけりと云々、

按するに異邦にては梅を以て冬の詩に多く作れり、我國にはすへて梅を春のみ歌によみはへる。

○社　風俗通八曰社者土地之主也云々、封レ土以爲レ社、而祀レ之報レ功也云々、
按我邦神祠皆號以レ社者、盖準二之社稷之神一歟、二十一社記說預二祈年祭一則等レ社、故謂レ社此記是也、

○宮號之神祠者準二宗廟一、今村落小祠妄稱レ宮、無二忌憚一之甚也、

○菩提流支三藏天竺人也、見二宋高僧傳三一、以二曇鸞一師レ之、今淨土宗爲二之宗祖一、按智炬寶林傳流支妬二達磨一、六毒藥其奸曲不レ足レ云耳、傳法正宗記五契嵩評レ之而疑レ之、然浮屠氏不レ知レ道者如レ此事毎多矣、本邦若二厩戸馬子一者、按二正史一則實亂臣賊子甚者也、然浮屠氏尊レ之、爲二佛法興隆大祖一、亦若二本邦法相倶舍宗祖玄昉一、通二光明后一爲二醜穢一、亦通二藤廣嗣之妻一專レ淫、實不義罪人也、雖レ然其宗至レ今崇レ之、而爲二宗師一、彼若二日蓮一者、無智妄作而只務二我執一而已、雖二異端中異端一、而其徒爲二聖人一、爲二菩薩一、昏愚之甚可レ賤可レ憎嗚呼、

○蝦夷訓二惠曾一云々者瀛洲轉語也、

○烏絲欄は紙にけを引名也、けは經緯なり卦の字界の字を書もあれど經緯をけとよむかた勝りて覺え侍る亦墨線といふなり。

○天地靈覺秘書云々　天照太神云々
御戸神二座　天手力雄命　國手力雄命

○神祇秘鈔日本紀次第云日神云々、(此謂二地神五代一云々)

○神道集一曰釋義六云ク云々、肉食墮二畜生道一云々、問鹿肉食百日云々、百日禁忌有レ聞、難二心得一如何、答道宣律師諸經要集引經云、佛言鹿我身鳥是阿難已上　首楞嚴經云云々、佛告二阿難一有二狩師殺一レ鹿云々、如二諸經要集一者、輪廻業重者故云々、
按鹿食禁忌重者盖浮屠氏定レ之歟、

○春秋は魯國古しへより史書の名たる事すでに孟子に出たり、亦杜氏も春秋は魯史紀の名なりといへり、

讀二春秋編一に師傳曰、春秋之儀聖人襃レ善貶レ惡之公、如二天道之春生秋殺一也云々、此說甚いにしへにそむき亦穿てり。

讀二春秋編一元ノ陳深選陳深又號二清全齋一、清康熙十六年丁巳納蘭成德容若校二訂之一著二其序一亦春秋或問元人之述而清人考二訂之一

塵尻　卷之二

○國語五魯語云、公父文伯之母曰天子及諸侯、合二民事於外朝一、合二神事於內朝一云々、
按神事之名周已有之、
○或問、本朝號二人主一稱二天皇一者、效下春秋以二周王一書中天王上歟、曰不レ然是盖效二李唐臣子之詞一也、按彥範謂二武后一、曰昔天皇以二愛子一託二陛下一、亦曰人心久思二李氏一、群臣不レ忘二太宗天皇之德一云々、本邦與レ唐數通レ交、朝家學二唐之制度一者多矣、
○武后之時僧懷義命殺レ牛、取レ血畫二大佛像一置二天堂一、其首高二百丈云々、本朝造二大像一者、聖武天皇鑄二金銅一十六丈大佛像作二東大寺一置レ之、嗚呼天下之費耳、
○皇年代略記曰、觀應二年十一月七日奉レ廢二崇光院一、武將(尊氏)和二睦賀名生君一(後村上院)廢二觀應號一、爲二正平一六年十二月廿三日被レ渡二內侍所幷神璽於南帝一、同廿八日被レ奉二太上天皇尊號一南方ノ宣下云々、
○伯耆卷云、觀應三年(南朝正平七年、北朝文和元年)五月十一日主上八幡を御開きありて芳野へ落させたまひし時、內侍所の御櫃を持ける者敵に支へられ捨て行けるを名和伯耆守長年か姪大井太郎左衛門長重【割註】長年ノ弟長義次男後號二大藏少輔一其後號二大井長門守一」見付奉り馬より下り若黨に持せ防矢を射矢種盡ぬれば自戰ひ創を被りけり、御櫃にも矢十三迄あたりけれども內にはとほらず恙なくして賀名生の御所にぞ着せたまひける云々。
三種神器元暦二年三月長州の海にて寶劍を失ひ神璽神鏡は朝に奉りし、後醍醐天皇元弘元年神器を捧て笠置に御幸ありし後南北の帝たかひに爭ひ保ちたまへり、後村上院崩御の後後龜山院三器を北帝に

かへしまゐらせたまひて暫事なかりしに、後花園院嘉吉三年九月南方の殘賊禁闕を襲ひ奉り放火亂入に及びて神器を盜みとりて中々あさましき事どもありし、されども內侍所の靈櫃を取かへし寶劍は翌日拾ひて奉りしとか神璽は賊盜みとりける、長祿二年八月武家より取かへして奉りし後は三器恙なく渡らせたまふ。

○國語六齊語ニ管子曰、美金以鑄ニ劍戟ニ試ニ諸狗馬ニ云々、刀劍をためしこゝろむは戰國の風なり、

○將門は米かみよりそきられける俵藤太がはかりことにて

平治物かたりに此歌は藤六左近輔相が作る所也、

といへり、輔相は贈太政大臣長等の孫越前守弘經か子なり、事跡今昔物かたりに出たり。

○足利家の時德政といふ不思議の法を立て自由をふるまひ侍る事ありし(享德三年一國平均ノ德政)、其始は世の亂打つゝきて私用軍產乏しき故工商の財をうはひ或は借とりて其ぬしに返さず、さればとて此事おとなしからされは後人の聞所を耻かしく思ひてかゝる非義の政を行て借たる物を借主に返さすして已か得とせり、是上驕り費す所多く用を節する事を知らさりし故也。

○興福寺の寶藏に光明后の髮なりとて其長一丈餘のかつら有とそ、亦吉野泥川といふ所の奥にてんの川とかやに辨才天の祠あり、そこに長八尺斗の髮あり是は白拍子靜か髮なりといひ傳ふとなん、亦此所に五丈も有なんいと長き毛あり、七なんか陰毛なりといふとそ熱田の社にも亦此類ひなる物あり。

○所以をユエンと訓す由緒の意なり、由緣の字佛書に多く出づ、釋門歸敬儀曰先顯ニ由緣ニ後明ニ性相ニ云々、其外猶多し。

○禍從レ口生(大方便經)　○壁有レ耳(博聞錄)

○冥加　孝衡曰、加護有ニ二種ニ一顯加謂レ現ニ身語ニ讃ニ印其所作ニ一二ハ冥加謂レ潛ニ垂ニ覆攝ニ不レ現ニ身語ニ云々、

○一人當千(涅槃經)

○亭主　楞嚴經曰、譬如ニ有レ客寄ニ宿旅亭一、暫止便去、終不ニ常住一、而掌レ亭人都無レ所レ去、名爲ニ亭主一云々、

○西瓜(スイクハ、シイフハ)代醉四十曰、五代史契丹破ニ回紇一、因得ニ西瓜一、如ニ中國冬瓜一、而味甘云々、亦丹鉛餘錄にも出たり、また水東日記曰、西瓜自ニ元太祖征ニ西域一始得云々、此瓜本草草部に載侍る也、近世我國多くあり。

○刻レ名印は周廣順二年平章李穀よりはしまる、亦蒙古の人筆を執て花押する事能はす、故に象牙或は木を刻して印しける由輟畊錄に見えたり。

○翰林學士程鉅夫か瑞像殿の碑刻に旃檀佛の事をくはしくのせ侍る、我朝嵯峨清凉寺の像は彼瑞像の寫しなりけり、元の時聖安寺に安置せし由輟畊錄の十七に有。

○九錫彫弓(キウシヤクテウノユミ)　見ニ東鑑三十三建保六年六月廿一日之記一、是衛府之弓名也、今射家者流書ニ九錫杖一者非也、

○事文類聚前集十二沉顔時日無ニ吉凶一、辨云吉者國家將レ有レ事ニ干戎社一、必先擇ニ時日一、以定ニ其期一、是用備ニ物於有司一、習ニ儀於禮寺一、俾レ臻ニ其慮一、而戒ニ其誠一、非レ所下以定ニ吉凶一決中勝負上也、後之惑者不レ詳ニ其故一、推考ニ時日一、安生ニ穿鑿一、斯風不レ革拘忌益深云々、

○泰山府君祭　西岳眞神鎭　百怪鎭　日曜　月曜　熒惑　大白　計都　大歲八神
大將軍　七十二星等之祭　五龍祭　三萬六千神祭　風伯祭　雷神祭　地震祭　鬼氣祭
靈氣祭　呪詛祭　道斷祭　鷺祭　太一定分厄祓　靈所祭　天鎭祭　地鎭祭　宅鎭
厩鎭　井靈祭　王相祭　四境祭　大土公祭　小土公祭　招魂祭　身固　反閉

此等陰陽家所爲也今世神社之祠官習レ之者多矣、嗚呼非禮淫祀之甚也且釋氏所レ行非レ鬼私祭何レ足云焉、

○山崎敬義翁刀銘

敬帶止レ戈　妄把起レ滅　其穢如レ此　惟省二厥躬一

○天子十書

詔　誥　制　勅　册文　諭　書　符　令　檄　（吾學編六十五）

○按二禁秘抄一　吾國勅書用二黄紙一、是效二唐太宗貞觀式一、

○放生の字列子に出たり、佛者みたりに放生をいひて義をしらす羅山子これ辯せり。

○三危（說林）

少レ德而多レ寵　才下而位高　無レ功而厚レ祿

○書を解する人大意を不レ省、只句を逐て解するゆゑに意却てつらぬかすと朱子のたまひし、學者文字を解せは其書の大意をよく看て解すへき事肝要なり、亦故事をのみ求めて道理を外になす人あり、まことに詮なき事を知り度おもひて大體を知らさるは徒なる學問なりけり、むかし伊勢物かたりの鹽尻といふ事を寂蓮法師聞出して信せしを、俊成卿さるものしりても何かせん只富士の山に似たるものにてこそ有らめとおもひて置へしとのたまひしと、古き文にも侍る今の學者かくれたるを求めて自のみ知りたるやうにおもへるはいと拙し、凡そ人情鵠（ヒシクヒ）を貴ひて鷄（ニハトリ）をいやしむ、にはとりは近けれはなり、蔡邕論衡を寶として秘しけるは當時遠けれは也、張竦大玄を觀さりしは楊氏と肩をならへし故なりとかや、大方何事も珍らしきを好むはよからぬ人のする事なり、されは道は五典十義よのつねにありて珍らしき事なし、なんそあやしきを行ひて一時の聲利を貪らんや。

○朱子語類百三十九論文の篇を讀て古今の文字淺深ある事を知るべし。

○郭公（ホツコン）は鳲鳩の事にして江東の人其聲をよひて郭公または穫穀撥穀ともいへるよし事物異名にも見えはへる、吾邦（カツコトリ）あやまりて杜鵑の事とす藤原公任卿中原廣俊朝臣僧蓮禪か詩皆ほとゝぎすの事に郭公を用ひ侍けれは久しきあやまりなるべし。（詩は史館茗話に見えたり）

○慶長廿年七月　東照神君二條關白昭實と議して親王の座を定めさせ給ふ其制に云、

三公之下親王、其故者右大臣不比等着二舍人親王之上一、殊舍人親王仲野親王贈二太政大臣一穗積親王准二右大臣一、是皆一品親王、以後被レ贈二大臣一時者三公之下可レ爲二勿論一歟、親王之次前官之大臣三公在官之內者爲二親王之上一、辭表之後者可レ爲二次座一、但儲王ハ各別云々、

○或人福祿壽の繪を唐代の名筆なりとて高貴の人にまゐらせ侍りしを、其家の畫工いひ侍りしは相傳うける事には侍るましけれども福祿壽は宋の時形を現しけるよし傳へ承りぬ、唐の代に書へきいはれは侍るましきにやと申けるを、猶狩野某に問たまひけるに其ことに侍る唐代にも頭長き仙人はへる、但し福祿壽にて侍らす此繪實に唐代の筆と見えはへるよしをいひけるとぞ。

列仙全傳曰、刑和璞不レ知二何許人一云々、唐明皇開元十二年至レ都云々、一日謂二弟子一曰、旦夕有二異客一來子等爲レ予設レ具云々、翌日果一人至、身長五尺闊三尺首居二其半一、衣レ緋執レ笏皷レ髯大笑云々、和璞謂レ曙曰此上帝戲臣也云々、

風俗記三老人星傳曰、元祐間(宋哲宗年號)京師有二一老人一、長纔三尺、身與レ首相半、秀目豐髯幅巾野服、以レト遊二於市一云々、

文會筆錄二十曰、謂二福星祿鹿壽鶴一、則以二其書像一、或有二鹿與レ鶴也、篁墩詞亦云、靜携二白鶴一抗二玄鹿一云々、福祿壽老人星壽星皆同也、

○掃部はもと姓にて掃守連(カニモリムラジ)なり、昔海邊蟹を掃ふ者を蟹守といひしより事起り侍る、鎮座本紀上代本紀等ノ天ノ忍ノ海人の事をいへり、姓氏錄に振魂命の四世天忍人命掃守姓の始祖なりといへり、舊事本紀には饒速日命三世の孫なるよし侍る、雄略天皇の時掃守の姓をたまふと史に見え侍る。

孝德天皇の時掃守連小麻呂及角麻呂といふ人大唐新羅等に使せしなり。

此姓を後に官とし掃部司を置たまひ栖掃等の事を司らしめ給ふとぞ、掃守氏も永く相續しけるにや、後

嵯峨院寛元三年四月の除目に掃守連國弘といふ人あり平戸記といふ書に見え侍る。

予天和三年の夏ある海邊に遊ふ事侍りしに、旅亭の內夜晝の分もなく蟹多くはしりまはり枕の邊ふすまのうちへもかけ入侍りいといふせく覺え侍りし、神代のむかし海邊に蟹をはらひけるよし、古語拾遺にあるを思ひ合せ侍りしかと赤子の膚に小瘡を生するものをかにといふもふるき言なるにや、掃部は本掃守なり其意は蟹守にてかにもりと訓せしを轉語してかもんといふ。

○主水　水をもゐとといふは我朝いにしへよりの言にして、万葉集等に多く見えはへる、本もゐとりと訓して水取の意なり、然るを轉語してもうど〻訓し亦夫よりもんと〻いふもとりのつかさと歌書にはかけり。

○大明一統志九十卷、府一百六十州二百三十四縣一千一百一十六及邊陲之地四夷之地悉載レ之、自二天順三年一至二同五年一終二編輯一、總裁之官人李賢彭時呂原與二副官一、纂修催纂謄録之官人凡五十七人也、其意欲レ使下明主世々知二祖宗開創之功一以保中守之上、且使下天下之士增二其聞見一廣二其知識一感發興起以輔中成政治上也、豈備二一時之廣覽一乎、實要レ垂二萬世之宏規一也、讀者先當レ知二其規模之大一也、

○謎（ナゾ）は玉篇に隱言（カクシコト）なりといへり、和訓は何そ〻〻ととひかけて其事をあかす故なそ〻〻といふ、拾遺集になそ〻〻の物かたりしける所に、曾禰好忠

我ことはえもいはしろのむすび松千とせをふとも誰かとくへき

右衛門督の家なその歌合の時の歌なりとかや。

○正徹か三夕のうたを吟して讀けるとなん

あはれともしろ人さへやまれならんくたり行よの秋のゆふくれ

○大凡　吾國人尙レ鬼、而好レ巫、禱醮符籙無二虛眨一、祈賽以媚二鬼神一、其神者淫祠最多、其祭者非禮又甚矣、且郡縣有下失二神社舊號一强附以二他名一者上、嗚呼巫祝欺レ人貪レ利、世俗舍レ常信レ怪、以二吾邦一稱二神國一、

而不レ知ニ神非ニ其神一、其祭亦爲ニ妖道士之妄術一、誰顧ニ陳留謝氏之嘲一乎、

○五雜俎曰、官宦之尊貴者趙高爲ニ中亟相一、龔澄樞爲ニ內大師一、然曰レ中曰レ內、猶所ニ以別爲ニ廷臣一也云々、

按我邦內大臣中納言、其始中內之官也、後世皆爲ニ廷臣之顯官一、故昔日撰レ令之日不レ載ニ內中之官一、

○鞠　韻會居六切說文蹋鞠也、除按蹋鞠以レ革爲ニ圓囊一、實以ニ毛髮一蹵蹋爲レ戲云々、

吾邦之鞠中虛也何時之製乎、

古今注曰黃帝習兵之勢云々、

劉向別錄曰、蹴鞠黃帝造以練ニ武士一、或曰起ニ戰國一、穿域蹋鞠注服虔云、穿レ地作ニ鞠室一、(漢霍去病傳)

古今著聞集に曰、蹴鞠之逸遊は前庭の壯觀なり文武天皇大寶元年此興始りけるといへり、拾遺納言の譜に用明天皇の御宇に始りけるよし見えたり、中天竺留支長者か事をいへるは無稽の事にや、昔日鎌倉將軍家の時殊に翫ひたまひけるよし東鑑に見えはへる。

○張良韓の爲に讐を報せんことをはかりし由、謝靈運も子房か跡を追ふと志はよけれとも、晉亡ひて遂に劉裕に仕へ其官祿を受しかは、却て異志の名を得たり、いかで强良か志に同しかるへき、涅槃經筆受の補助せしかは佛者は賢人なりと思へり、通鑑綱目謝靈運有レ罪誅せらると書したまへる書法 豈浮屠か知る所ならんや。

○今世學問する人多けれとも學ふ所思ひ々々にして從ふ所をしる事なし、甚しきは自門戶を立て矜伐したかひに從はさるをそしり惡む有さま浮屠氏か宗を建て自讃毀他するに似ていと本意なくあさまし、是しかしなから我國今日師道なきゆゑに私意に任せて書を讀み釋解もまた已か好むかたに講し侍るにやといひ侍りしに、或人曰然りつら々々思ふに今の世貴となく侍となくすへて學問用ゆる所なし、質のさかしきはかしこく愚なるはかたくなに只其情にまかせて事を處して其事調ひぬれは義非義をとはす皆よし

とし事ゆるかせなれは、たとひ道にかなひぬるをも悪しと思ふ、更に義理を察し名分を正しうせされどもあやしむ者なし、才を育する庠序もなく士をとる科擧もなし、ひとへに僥倖にして世をわたるのみ誰か用なき學問をしむつかしき道理を講し侍らん、今にきはひ豐なる人か時に遇てさゝめく人は曾て學問に思ひよらさるはむへなり。扨今の學問するといふ人は多は名利の爲にして人にへつらふか、亦は世にあはすして述懐する人歟、またはひまひまなくさみに書籍を讀人歟なれは自反愼獨の學にあらす、されは無學の人にも非を數へられ言行各別にしてかへりみる事をしらさるもの多し、たまたま實學なりと思へるも久しき習俗の内をはなるゝ事あたはされは、學ふ所も亦已か情に任せて自のみよしと思へるなるべし、誠に四五十年以來漸聖賢の書を讀む人多し、そのかみは儒書も皆僧家の事となりけり、故に今も片田舎の人は學問は出家の作業のことく思へる也、嗚呼今の人常の說話只利害をのみいひて禮義に及ふはまれなり、猶下りては飲食男女の慾居家衣服の飾り淫樂俗技のもて遊ひに日を消し月をわたりてむなしく一生を過す、詩歌の書をたに見る事なけれはまして聖賢の經傳は夢にたにしらぬゑひす心なれは、學者といへは目をそはめ耳をおとろかして却てあらぬしわさのことくおもへる氣色歎にあまりあり、聖人の教は人として人の道に背き天に得たる所の性を汚されて禽獸の如くなり、行をゝしへみちひきて本にかへしたまふ事なれは、上天子より下庶人まて學にあらされは身をたつるに所なきを外のことく思ふいと愚なりけり、今一技一藝も先達に學はされはする事能はず、人よくしりて其人によりて教を受はへるに身を脩め家を齊ふる一大事に於ては却て私意に任せて行ひすれは人のことくおもへと、いさや義利を辨へす道理をしらさるは禽犢にひとしかるへし、人として禽獸に近きをわすれはへらんは口をしき事也、一日も此所に憤を發して直に聖賢を師とせは外に師範を求むべからす、且人の善を見ては隨ひ悪を見ては自省み是を處し事を行ふに敬して力を加へは見る事聞事皆師となり範とならんあなかしこ、外に意を馳へからすといましめられしいとうれしかりけり。

○猿樂の伎、これを倡優の艶曲に比すれは紀度ありて放縦ならず、しかれとも忿劇殺伐の聲なり、今の音樂を猿樂に比すれは亦遙にめでたし、古風淸音俗耳に遠しされば是もまた漢唐の散樂にして羯鼓觱篥等の胡聲のみ、夫聖代の樂音異邦といへとも其傳を失せり、況や我國誰歟雅樂の風音をしらん、孔子の忘レ肉季札か讃歎せし其聲の深美はしる人に非すは能しらんや。

今世三弦の聲わきて淫哇の甚しき也、倡家これをならふ事異邦また同しきにや、謝氏か五雜組に見えたり。

○房中の邪術に緬鈴といふもの有、五雜組に緬夷を殺す時活なからこれをとるものよしといへり、今の緬鈴は金にて造るにや、嗚呼工人是等の器を制して利を釣り淫夫色女多し、是等を買て婬戯をそへ風俗をみたし侍る、和漢ともに季世にはあらぬ事とも起りて道德は日々にうとく成行あさまし。

○五雜組十二曰、今俗窰器謂ニ之磁器一者、蓋河南磁州窰最多、故沿名レ之如下銀稱ニ朱提一墨稱ニ隃糜一之類上也云々、

我朝瓜稱ニ眞桑一、窰器稱ニ瀬戸物一之類同レ之、

○口に脩身齊家を說事はいとめてたけれとも我に於ては喜怒好惡一ツも其理を得す、されは家人法をとるに所なければ長幼尊卑常に其分を失ひ奸曲の事多し、もとより心偏邪に自欺のみ讀書議論も一場の說話となりて挌知の爲にはあらす、空しく鸚鵡のさへつりをなして自滿の思ひある事我なから拙く淺ましく靜座のいとま思ひあたる事を書付侍りて自いましめとす。

○天平勝寶年中有ニ遣唐副使從五位上陸奥介玉手ノ人麿及山城史生上道ノ人麿者一、（羅山文集三十七柿本人麿傳）

亦按するに羽栗人麿、紀人麿といふ人古書にあり、柿の本の人麿にあやまりし事往々あり、人丸入唐の事拾遺集別の部に見えたり。

あまとふやかりの使にいつしかもならのみやこにことつてやらん

人麻呂の圖像は小野春高勅を奉て寫せしとかや、烏帽子直衣のかたちなり、私曰白青の直衣紋は八ツ藤なり、またおもたかすりをもゑかき侍る。

○喜選法師我いほの外に

木のまよりみゆるは谷のほたるかもいさりの舟の沖に行かも

此歌續古今に入へきよし衆議ありしを、爲家卿貫之の筆空しくせんも口をしきよしつふやかれけれは入られさりしか、爲兼卿玉葉集に入れ給ふとそ。

○二條行幸の時和歌の御會ありし光廣卿因幡少將にかはりて讀たまひける

峰におふる松のみとりをとりそへてきみはちよませやとのくれ竹

題は竹に契二遐年一といふことなりけり、五もしいなば山のふる事を思ひ出られける妙なり。

○兼良公人麿の贊に

こと〻はんよしの〻櫻雪と見しやまとことは〻ありやなしやと

水無瀨家にあり。

○宋陸秀夫雖二匆遽流離中一猶日書二大學章句一以勸講、（通鑑續廿二）

嗚呼季宋の皇統絲のことくにして陸氏忠誠をつくし、其流離の日といへとも猶道を講して勸講す、されは士卒死を一所にして義を思ふ心すさまさりしもか〻る故にや有けん、甲州武田勝頼か亡ひし時義に死する者なく淺ましくにけ侍りし、主將道をしらさる時は士卒義なき事明らかに見え侍る。

○鎌倉將軍家の時災變あれは數々陰陽師及ひ僧法師に命して祈禱をなし是を頼て自省み德を脩る事をしりたまはさりしいと愚也、春秋昭公廿五年秋七月再び雩しけるを聖人しるしたまひしも、災を禦の道にあらすして禱祠の末に區々たるをあらはし給ふと胡氏の傳にも侍る、彼高宗の異を見て事を正し宣王の

災にあふて身をそはたて行を修めたまひしためしいとめてたかりける、後の國家に君たる人是をしらすひたすら神にへつらひ佛にこひて災を免れん事を思ふ、羅整菴の凡妖孽興るは皆政教の明かならざるによりこゝに感しかしこに應すといひしも理りあり、されは異を消し祥をいたす其道遠きにあらす、君身を修め道を明らかにして紀綱正しく侍らは天豈妖を降さんや、夫禱は過を悔ひ善に遷り神の助をいのる事なりと、程夫子も言しは正しき事也、季世の巫祝僧尼が利を貪り人を諂て非禮の祀をする事にはあらす。

○繩と鼠と物を害す故人これを憎む、利を嗜て耻る事なく痔を舐り癰を吮てへつらふ輩は蠅に等しく、文を舞し駔驗雄行にして命を奸す徒は鼠にかはらざれども人にくむ事なく、却て寵を厚くす南宋正學を僞學といひ奸邪を君子なりと思へるも人間の不明によれり。

○謝肇淛曰、渡レ江以北諸民無下不レ往二泰山一者上、其齊戒盛服虔レ心一レ志禱祠以畢、下レ山舍二逆旅一則開レ齊、宰殺狼籍酔舞喧呶變童歌倡無レ不レ狎矣、夫既不レ能レ修二善於平生一、而亦不レ能レ敬二謹於事後一、則其齊戒不レ過二以欺一二神明一耳云々、

按吾國近日之俗、無レ貴無レ賤詣二伊勢皇太神宮一、亦不レ異下江北上二泰山一之俗上、嗚呼東西異レ地然愚俗之情一歸、

○林道春曰、文武娶二淡海公長女一(藤原夫人)生二聖武一、聖武亦娶二淡海公少女一(光明后)、淡海公之於二文武聖武一猶如二事代主之於二神武綏靖一也、夫神武綏靖時世草昧禮法未レ備乎、不比等者制二律令一頒二諸州一、後世推レ之以爲二大臣之隆盛一、使レ妻二于二帝一、是獨何哉不レ能レ無二嫌疑一者歟云々、

愚按是見二系譜雜錄一、而未レ考二續紀等之舊記一之言也、不比等元正帝養老四年庚申薨、而後神龜甲子聖武即位、天平元年己巳光明子立后、以レ此觀レ之公薨十年之後、聖武無道而娶二從母一歟、於レ公何嫌疑之在、且上古之事猶闕略、有二名同而人異者一、有二數世同レ號者一也、然敏達天武以二妹姪一爲レ后、當時無二疑レ之者一、聖武亦以二從母一爲レ后不レ疑焉、流風當世如レ此耶嗚呼、

○外宮五神四座之秘
神宮秘傳問答曰、問曰瓊々杵尊外宮御座其說如何、答曰國常立尊ハ御正體ニテ瓊々杵尊ハ高貴神ノ勅ニ依テ東ノ相殿ニテ御座也、瓊々杵尊ニソヒ奉リテ天兒屋命天太玉命モ西相殿トシテ御同殿ニ御座、瓊々杵尊ノ荒魂ヲ天上玉杵尊ト申テ瓊々杵尊ト同シ御船代ニ一座ニシテ御神體ノ御形二體御座ス、コレヲ五神四座秘事トイフト云々、

○今世兒の水にむせたる時おしまずと唱へてまじなふ事は、神勅に忍水といひてまじなへと有よし、御鎭座本紀にある事秘傳問答に見えはへる、おしみつおしまつ音近き故よこなまりてなり、忍水は忍穗井の水の略なり、忍穗耳尊と申奉るも耳はみつの略、忍穗井の水のことく清き德を表して尊號とせし也。

○通鑑綱目起首、書㆘初命㆓晉大夫㆒爲㆗諸侯㆖、是開卷第一義也、名器得㆓其正㆒、則周室豈微弱讀者深玩㆑之、

○學者欲㆑觀㆓中庸之書㆒則須㆑看㆓近思存養一篇㆒也、

○沉氏四聲韻譜曰、平聲者哀而安、上聲者厲而擧、去聲者淸而遠、入聲者直而促云々、

○五雜俎十曰、今閩中無花果淸香而味亦佳也、即倦遊錄所謂木饅頭者也云々、

○秦始皇松を封して大夫とし漢武帝は柏を大將軍に封し唐の武后もまた柏を五品大夫に封す、（五雜俎に見えたり）吾朝延喜帝鷺を五位になしたまふ皆同日の談也、夫官爵は名分の大なるものにして國家是より重きはなし、されは其德にあたる人なけれは闕て可なり、況んや無情の樹鳥に官をあたへ位を給ふ、何そ夫甚しき、後世の人君已れに從ふをよしとし高爵を與へ遂に國をうばゝれ身を亡ほさるゝ例し少からず。

○馬子崇峻帝を弑し伊周の花山院を射て誅せられさるは名教明らかならさりし故也、されは我邦の學者是等を筆して其罪を誅せさるも亦道學明らかならさる故のみ、近世は略名分を辨して古人の非を知る人多し、されは人の非を見るを以て知とし已れか正しからさるをは忘れたるかこときたくひも少からす、

學に志す人何そ大學の教を玩はさる己れを修めすして人を修る事あるへからす。

○帛尸梨蜜多か譯せし佛說大灌頂咒經を見侍りしか、鬼神の事のみくた〴〵しくいへり、是皆道士か餘風なりと覺えはへる、其中三聖を震旦に遣す等の言皆唐土の人のことはしにして天竺の說といつはれる事也、我朝陰陽師の祭る三萬六千の神といふは此經の說と見えたり、亦金毘羅神五頭神等の名も見えはへる。

○荒神は吾邦の陰陽家まつる、實は御年の神奥津彥奥津姬の三神を合せてまつる竈の神なり、浮屠役行者か感得といふはいつはり也、眞言家も醍醐流には用ひ侍らすと。

○藥師經は四譯ありひとつことを色々にいへり。

○眞言家元より道士か術を學ひはへる、亦我邦にて陰陽家を混せしは任寬といふ僧伊豆國に流されて武藏國立川の陰陽師に行法を傳えしを交雜して立川流と稱せしよし寶鏡抄といふ書に見えたり、亦小野の文觀か流もかゝる事とそ、今は亦これを神社の祠官相傳して秘藏しはへるあさまし。

○對馬國下縣郡阿麻氐留神社

山城國葛野郡天照御魂神社

是天照太神にあらず天孫降臨の時供奉の神天ノ日ノ神命也、

壹岐國月讀神社

山城國葛野月讀神社

是亦月讀尊にあらす天孫供奉の月神尊也、淡島の社司紀ノ如何が說也、名の同しきをもつて附會する事なかれ。

○朱子山北紀行、大賢遊覽之興感慨之心發ニ於言一、示レ之性情之心學者所レ須レ玩焉、

○陳了翁責沈文進レ學徙レ義、虛レ中克レ己之意、實可ニ以爲ニ後世師法一、

○程子曰、君貴レ明不レ貴レ察、臣貴レ正不レ貴レ權、
庸君察を好み術を以て下を御すれは中外愈欺て讒佞便を得、奸臣君の欲を助け隨て獨權寵を竊むはかり事を巧みにす、歷代亂政の日皆斯のことし。

○朱子題二胡氏客館一詩曰、十年浮レ海一身輕、還對二黎渦一却有レ情、世上莫レ如二人欲一險、幾人到レ此誤二平生一、
嗚呼色の人を惑はす事甚哉、豪士勇夫といへとも多は其素行を失す、況や庸下に於てをや身を喪し家を敗りてかへり見る者なし、誰か色婦人美少年を以て鴆砒虺蛇のことくす、染心一たび生して至らさる所なし豈恐れ愼さるへけんや。

○橘季茂か古今著聞集、其神祇の篇怪異をのみ信せり、政道忠臣の篇少し見るにたれり、然れとも道しらぬ人の筆なればよからぬ事をもいみしく思ひけるにや、右大臣實資のいつはりて閉門せられし事、匡房の非道にて取たる物をも船につまれし事なんと書けりいと口惜。

○韃靼古卜用二羊骨一、出二宋孟珙蒙韃備錄一、吾邦上代占卜用二鹿骨一似レ之、

○避暑錄話曰、婦人以レ姫爲レ稱、故周之諸女皆言レ姫、猶下宋言二元子一齊言上レ姜、自レ漢以來不二復辨一、以爲二婦人之名一云々、

○茶を飲事歐陽公集に魏晉より以來あるよしあれ共張昊か雲谷雜記には晏子春秋を引て猶そのかみよりありといへり、我國鎌倉將軍の時よりそもてなすにや東鑑にも見えはへる、東山殿の茶式徒なることを世に傳へて驕の一つとなれり。

○姓氏錄五に新良貴の姓は稻飯命の後也、是新羅國の主より出すといへり、亦同書廿九に衣縫の姓は百濟國神靈命より出つとあり、亦同書十に山田造は新羅國の天佐疑利命の後と書せり、垂仁天皇の三年に新羅の王子天ノ日槍來歸せしことは日本紀に見えたり、按に天といひ日といひ或はみことゝいへる事は上

世韓國我邦ともに通稱せしと見えたり。

新羅國をしらきのくにとよむはあしきにや國をきといふ(クニの切キ)只三字をしらきと讀へき也と或人いへり。

○外國をからといへるは外國の人始て來るものは意富伽羅國なり、夫より外國をすへてからと稱す、意富伽羅國は東國通鑑にいへる大駕洛國にして新羅共國を滅ぼし金官郡と號する所なりとそ。

○我邦の人唐を大唐と書し或は大宋大元大明大清といふよからぬ事也、大は尊稱にして臣子の言なり只唐といひ明といひ清といひて可なり。

○瓊々杵尊吾國の主となりて降臨ありしかはたとへ大八洲こと〳〵くしたかひ奉らすとも天下の君たる事明らけし、然るに歷代の論を奉る時瓊々杵尊彦火々出見尊葺不合尊三代をさし置て磐余彦尊よりはしめて諡號を選せし事故あり、我國の故事にくはしき人に尋ぬへし。

○經書は應神天皇の時韓より奉りし、甲子は神武天皇より次て十有二月の名もいちしるし、然も周の代にあたりて夏正を用ひ來る事亦故あり、神籍を讀人先此等をしるへきかも。

○古之欲ㇾ明二明德於天下一者云々、

伏按に齊家治國平天下は皆民を新にする事也、然るに章句に天下の人をして皆以て其明德を明らかにする事あらしむと宣ふは何そや、蓋し此經文は古昔大備校にして人を教化したまへる所の修爲の方を孔子擧て人に示したまひしことは也、其教へし人は何の人そや古への人君政教の責を任して天下の衣食を足し大學を立て億兆の師となりたまへば天下の人をして皆理を究め心を正うし己れを修め人を治むる要道ををしへ給ふ故に明德を天下に明らかにせんと欲すといへり、朱子の序と或問とを照し看て此理を知るべし、清朝日講解義此意を發明せり學者宜しく參考すべし。

○可憎　元僧拍子庭

世間何者最堪レ憎　虱蚤蚊蠅鼠賊僧
船脚車夫辨晩母　爆炭濕柴水油燈

○中原ノ助教師安世繼物語、裏書引二貞信公記一云、承平元年九月四日夕參議實頼朝臣來也イ談及二古事一陳云文徳天皇愛二惟喬親王一、于レ時太子幼冲帝欲下先暫立二惟喬親王一而太子長壯時還繼中洪基上、其時先太政大臣作二太子祖父一、爲二朝ノ重臣一、帝憚未レ發、太政大臣憂レ之、欲レ使二太子辭讓一、是時藤原三仁善二天文一諫二大臣一曰、懸象無レ變事必不レ遂焉、爰帝召二信大臣一清談、良久乃命以下立二惟喬親王一之趣上、信大臣奏曰、太子若有レ罪須二廢黜一更不二還立一、若無レ罪亦不レ可レ立二他人一、臣不二敢奉一レ詔、帝甚不レ悦事遂無レ變、無レ幾帝崩太子繼レ位云々、(見二羅山文集廿六一)

○稻麥藁を家のごとく積置て和俗すゝみといふ、三才圖會を見はへりしに此物あり、庾の字を書しあり又牛室窖も同し書にあり、長脚鑽はさすまた木杈はつほうなり、鐵杈混天戳はひねりのすかたに見えたり。

○妙見者北辰名也、出二七佛所説神咒經第二一、俗書二妙驗或明驗一者非也、

○尾張國分寺中島郡矢合村有二其舊跡一、國分尼寺同郡法華寺村台椿寺也、
　按二續日本紀一、國分寺號二金光明四天王護國寺一、國分尼寺號二法花滅罪寺一、

○鳥羽院天永年中、六十餘州被レ定二天永寺一、尾張天永寺春日井郡味鋺村護國院、美濃天永寺、賀兒郡細目村東光寺也、今在二大梁村一、

○窑器　日本紀曰、垂仁天皇三年春三月、新羅王子天ノ日槍來歸、註二曰天日槍自二菟道河一、泝北入二近江國一、吾名邑暫住、云々是以近江國鏡谷陶人則天日槍之從人也、云々
　凡我邦陶窑蓋始二於日槍一、又土部職亦在二同紀一、而書下野見宿禰改二本性一、謂二土部臣一、之由上矣、然後僧行基爲二窑器一、至レ今稱二行基燒一、磁器間有二人間一、亦茶壺之類、本邦以二藤四郎所レ陶者一、爲二佳品一藤四

郎入二異邦一、習二陶窰之法一、尾州之人然不レ知二何時人一也、夫我邦以二磁器一、都來曰二瀬戸物一、按瀬戸者海邊之名也、我尾南知多郡處々有二古窰之蹤一、而近二海濱一、於レ此瀬戸始爲二陶器一、而後移二北地一歟、今春日井郡呼二瀬戸一之地者非二海邊一、是依二舊地一稱二瀬戸村一乎、

鹽尻 卷之三

○欲下筆二國志一作範與二諸賢一同中筆紀上四條、

勉齋黃氏曰、有乙謂下言貴二含蓄一不レ可二太露一文貴二簡古一不甲可二太繁一者甲、夫工二於爲一レ文者、固能使二之隱而顯簡而明一、是非三愚陋所二能及一也、顧恐名曰二含蓄一、而未レ免二於晦昧一、名曰二簡古一、而未レ免二於艱澁一、反不レ若下詳書二其事一之爲中明白上也(朱子行狀)、

謹按製レ文記レ事者、於二黃氏之書一、著二工夫一則其文篤實、而可二詳脩一矣、

趙謙學範曰、陳氏曰作レ文之法、明レ體立レ意、用レ事造レ語下レ字云々、亦曰傳宜下質實而隨二所レ傳之人一變化上、記宜二簡實方正一、辯議宜二方折明切一云々、

謹按造レ文者、亦不レ可レ不レ知也、

仲詢愼府燕閒錄曰、歐陽文忠嘗與二同院一出遊、有二奔馬一、斃二犬於前一、文忠顧曰、君試言二其事一、同院曰、有レ犬臥二於通衢一、逸馬蹄而殺レ之、文忠曰、使二子脩一レ史、萬卷未レ已、內翰以爲何如、文忠曰、逸馬殺二犬於道一云々、

謹按是亦記レ事者手鑑也、

都穆聽雨紀談曰、文章貴レ簡、不レ貴レ繁、而亦豈易得哉云々、

謹按此言不レ可二看過一也、拙文簡也者、使二人生一レ謬亦大繁固開レ卷、而令二呵欠一明人脩二永樂大典一、而終不レ行者、卷數繁多故也、諸賢所レ宜レ致レ思者乎、

元祿十二年九月朔

○濕地呼レ之曰二久手一、用二湫字一、按字書云、湫北人呼二水池一爲レ湫者近レ之歟、

○天津神籬（アマツヒモロキ）　天津盤境（アマツイハサカ）

卜部家神籬御正印之傳者、其僞誣罹山子、於二神道俗解折衷集一辯レ之、而破二後人之疑一夫以二堅木一爲レ主、使二神靈憑依一、而以祭焉、謂二之比毛呂木一、即以二神籬字一者有レ故哉、

按此毛呂木者與二天日一可レ榮二覆於上一之木也、

伊波佐加者、如三盤石之無二動遷一之地也、若下彼曰二高天原千木高知一曰中下津盤根宮柱太知立上者、亦祝二上下一詞、而神籬盤境同意也、

但比毛呂者日室之謂、日者御之意神之御室也可レ秘、

○光明后置二浴室一、臣庶入二於其內一、自亦入レ此、而恣レ淫察三人皆二譏己一、而託以二佛瑞一、然萬世不レ知二其臭一乎、事文類聚、有下晉李季之妻淫二外人一使二其人裸體解髮一爲二鬼神一欺二李季一令レ浴レ之事上、噫聖武之昏愚、見レ欺二奸后一、建レ寺終身不レ察レ之、曰二之聖一、曰二之武一、其號豈不二虛文一嗚呼、

○觀世音菩薩秘密藏神呪經（唐實叉難譯）

陀羅尼和阿伽陀藥法令人愛樂品三曰、

牛黃　白檀　欝金香　龍腦香　麝香　豆蔻子　丁子　迦俱羅　蓮華　青蓮華　金薄

各等分白蜜與レ藥亦等分、擣和誦二前呪一千八遍一用レ香、

或熏レ身熏レ衣、或塗二眼胞上一、或點レ額云々、

如意輪合藥品曰、

龍腦香　麝香　欝金香

細擣和二牛黃一云々、以二淨水一和レ之作レ丸、如二梧桐子大一云々、陰乾云々、即若一丸內二口中一、若王輔二衆一云々、即生二恭敬一、財寶不レ惜、但所レ須者一切人皆與レ之云々、

私曰此經記二藥方一、又有二摩訶迦羅神之名一、夫以二方藥秘呪一、求二人之財寶一、世人聞レ之、則豈不レ生二慾

念如意摩尼陀羅尼經 實思惟所譯如意輪陀羅尼經菩提流志所譯也、亦說許多藥方、

○呪三首經(唐地婆訶羅譯)

此中有摩利支天呪唵(上聲)、摩利支曳薩婆薩多婆額阿利婆訶(上聲)訶云々、

私曰今武林以此天爲軍神、而有不辨竺士說者、

○不空羂索神變眞言經(菩提流志譯三十卷)秘密心眞言品三曰牛黃眞言云々、如是眞言三昧邪而加持于牛黃云々、

同十奮奴王品十四及世出解脫壇像品二十六有曼拏羅神之名、亦二十九灌頂曼拏品六十曼拏羅天神云々、又功德成就品七十三一切曼拏羅種々眞言明神々、

私曰是盖摩多羅神也、

同經十九護摩成就品三十四曰有護摩悉地三味耶云々、紫檀木若楝木長一磔手斫截然火加持稻穀烏麻白芥子鹽酥酪云々、

同廿七護摩秘密成就品六十一社仲木構木斫截然火白芥子大麥牛酥加持云々、

○佛說七俱胝佛母准提大明陀羅尼經(金剛智譯)遣一童子云々、或於淨潔鏡面以好花、念誦一百八遍散置鏡上、使者即身現鏡中云々、鏡面上即有善惡相、自現鏡中云々、現天神及僧菩薩形像云々、

私曰曾聞天主之徒、有鏡中現異形者、即竺士之風歟、亦吾邦有鏡影、皆此類歟、黠胡以幻術惑人如此、

○佛說陀羅尼集經(阿地瞿多譯十三卷)

此經中有般若波羅密多大心經、說十六神王之事、是般若十六善神也、

同經十有下大靑面金剛咒法及書二五藥叉像一法上、俗爲二庚申之本尊一者、而無下一言及二庚申一者上也、
同十一有二佛說摩利支天經一卷一、
同十二有二龍王法身印咒且五方五龍之事一、亦有二大辯天神王之名一、
同十三佛說莊嚴道場及供養具支料度法有下以二金銅鈴帶四十八道大鏡廿八面小鏡四十面一置二道場一之說上、
右巳卯十月十三日隨二看過一而書レ之、

○區盧　日本之番所也、
漢書註衞士之屋謂二之區盧一、

區士
宿二衞宮外一、士稱爲二區士一、

○神名秘書春日第三神殿者正一位勳三等座二河內國河內府一、平岡大明神天兒根命是也云々、
又曰(垂仁天皇御宇也太神宮遷幸)十年辛丑遷二幸于美濃國伊久良川一、四年奉レ齋次遷二于尾張國中島宮一座于レ時造進尾張神戶、
又曰天ノ平賀、
續日本紀幷神宮舊紀一名平瓮(ヒラカ)、亦曰二嚴平瓮(イハヘノヒラカ)一亦天手抉(本ノママ)云々、
又曰日本武尊既平二東虜一、還至二尾張國一云々、其草薙劍今在二尾張國熱田社一也、沙門道行盜二取之一、趣二異國一、逢二風雨一不レ達二先路一、有二靈威一被レ送二熱田社一、自レ之以降造二加於劍七柄一、爲二八劍宮一也、

○信州善光寺に金銅釋迦臥像あり、俗に寢釋迦と云なる涅槃の相と思へり、然るに故事白眉の三佛の類に云臥佛世說庾公嘗入佛國見臥佛、
涅槃經云、如來背二痛於双樹間一、化首(北首カ本ノママ)而臥故後之圖繪者爲二此像一、
曰此子疲二於津梁一、于レ時以爲二名言一云されば善光寺に有ところの像も此類ひならん、

○くまさゞを異邦の人銀遂竹といふ(元賓口語)

○日蓮黨所崇七面明神者、甲州身延山久遠寺鎭守也、七面者身延山一峯名也、七面緣起爲二嚴島神一、又爲二無熱池神一、然其實辨才天女也、不レ見二日蓮之錄內外書及註書讃一、未流以下在二身延山一神祠上、故託二事於日蓮一、爲二附會妖妄之說一惑レ人、

○文明十七年九月八日於二尾州淸須城一犬追物、
　城主は織田備後守平敏信朝臣なり、梅花無盡藏の二に見えはべる。

○書をこのむ人三つの病あり、時に聞ふる名をしたひいたづらに架上の觀美をなす、牙籤錦軸裝潢のうるはしきを衒ひかゞやかし書の名をしるのみなり、廣く收るに舊記秘策を以し心力をつくして只多く蓄へなん事をはかりこれを得て講習討論を事とせす空しく多きに誇り塵にけがして半は高閣に束ぬ是を書肆といひて可也、亦は廣く學ひ多く識り矻々として年を究め見る所は短淺にして窮理修身のつとめはしらさるか如く忘れたるかことくあり、是記誦の俗學にあらすして何ぞや、此三ッの病は五雜俎に見えたり、されば其外も利の爲にし名の爲につとむるあり詩を作り文を書く事のみを學ひて自反愼獨の思惟はかつてなき人あり、或は禪子の言を好て半は異學に落入も侍るにや、世人これを辨へずして書をあつめ文字をさへよめは學者なり儒者なりと思ふいと愚なる事なりけり。

○頃日貝原氏花譜三卷を作りて板す、是も又格知の一に備へ侍るべきにや。

○薛文淸公曰、在二古人之後一議二古人之失一、則易處二古人之位一爲二古人之事一則難、
　嗚呼議二論他人ノ長短一、不レ如レ省二警自已可否一予每以二薛子之言一三復焉、

○閑情小品曰、讀二未レ見書一、如レ得二良友一、見二已讀書一如レ逢二故人一、

○困學紀聞曰、龜山誌二游氿中一曰、嘗以レ晝驗二之妻子一、以觀二其行之篤與一レ否也、夜考二之夢寐一、以人二其志之定與一レ未也、

夫學者脩身之事、耳李誠之所謂篤信好レ學守レ死善レ道吾輩八字箴者實不レ可レ緩也、

○元吳文正之易纂言淸成德校ニ訂之一、其卷首載ニ連山歸藏一、連山以ニ六爻艮一、歸藏以ニ六爻坤一、有レ所レ傳乎、

○西湖志纂要西湖の圖をのせはべる、湖のまはりの山岳大かた寺院なり、我邦佛寺のいたつらに多きも等しきにや。

○淸本は汲古閣板よし、近き比は通志堂いと淸らかにて文字うるはしと今書肆いへり。

○竹生島　都久夫須麻之轉語而假借字也神名式近江國淺井郡都久夫須麻神社者今竹生島也、祭ニ市杵島姬一浮屠變ニ辨財天女一、

○鯛　崔禹錫食經曰鯛(都條切)貌似レ鯽而紅鰭者也(順和名)閩書所謂棘鬣魚是也、

○鰹魚　唐韵ニ音堅漢語抄云ニ加豆乎(カツヲ)一、式文用ニ堅魚二字一、

○信夫庄司藤原元治

是佐藤庄司而嗣信忠信之父也、

○若狹少將豐臣俊勝始任ニ宮內少輔一後遁世號ニ長嘯子一、

○瑞龍公御亡息略記ニ靈會日鑑ニ泰山　御幼息御法名所ニ傳聞一如レ此、

圓照院(五郎八　延寶六九朔)　傳通院　　光周院(童子　延寶六四廿六)　相應寺
本壽院(童子　貞享元四四)　相應寺　　智昭院(童子　元祿四二五)　同
了智院(いら姬　元祿七四廿五)　同　　靖康院(松之助　天和三四廿)　建中寺
智峰院(きく姬　貞享二八廿三)　建中寺　　臨照院(はる姬　貞享三四四)　同
獨立院(喜太郎　貞享四九六)　同　　到峰院(つた姬　貞享五六十九)　同
寶池院(元祿二三廿三)　同　　徹空院(元祿三十廿六)　同
幽嚴院(勢太郎　元祿五正二)　同　　秋光院(元祿六九廿六)　同

凉雲院（あや姫　元祿七四九）　建中寺　　離相院（石松　元祿七七九）　同

慈月院（まさ姫　元祿八七廿一）　同　　淨體院（元祿十ノ四十七）　同

清龍院（元祿十一ノ九廿一）　同　　航運院（增之丞　元祿十二十八）　同

艶陽院（副姫　元祿十三ノ三十七）　同　　詔珠院（常三郎　元祿四六七）　高岳院

秋林院（繁之丞　元祿九七十七）　高岳院　　桂鏡院（城二郎　元祿十ノ七廿六）　同

花庭權榮（清姫童女　貞亨元六廿八）　大光院　　眞知院　公方御養女　同

眞乘院（童女　天和三六廿五）　本立寺　　知法院（喜智姫君　元祿十一七六）　增上寺

法雲院（岩之丞　寶永二ノ十二五）

○宇佐八幡宮三所

應神天皇　　神功皇后　　玉依姫

○石清水八幡三所

應神天皇　　姫大神　　神功皇后

右見二八幡愚童訓一

○

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
I	II	III	IIII	V	VI	VII	VIII	VIIII	X	XI	XII

見二南蠻小自鳴鐘一

○博古圖漢鑑有二六花鑑一、唐鑑有二八花鑑一、

按吾邦所謂八花形鑑者蓄唐八花鑑也、眞野時繩云八咫者八頭世頭ハ邸（ハタ）也八邸（ヤハタ）之謂、而八（ハ）ノ字ヲ略スレハヤタ也云々、

○綿花をきわたといふは木と草と二種あり木綿はふとくして桐のことく葉は胡桃に似たりとかや、されとも草綿には劣りけるよし、草をもすへて木綿といふ梵語には劫具とも迦波羅ともいふよし飜釋名義抄に見えたり、通鑑梁紀史炤か釋文及ひ大學衍義補、輟耕錄に木綿の事をいへり、我國にも昔渡りしか絕て永錄天正の頃異邦より又來りしとそ、類聚國史百九十九卷殊俗の部に綿種を崑崙の人より傳へしよし見えたり。

○尾張國愛智郡寶龜山相應寺者

從二位亞相源公奉ㇾ爲二顯妣大夫人一所ㇾ被二營建一也、新鑄二華鐘一以架二之樓一其愼ㇾ終永念之孝至矣於ㇾ是奉ㇾ命謹爲二之銘一、

銘曰

尾陽城東　相應紺營
三寶垂ㇾ敎　一筵達ㇾ聽【割註】筵ノ訓カナキ鐘ヲウツ木ナリ」
禹聲不ㇾ蠢　鳧氏有ㇾ功【割註】考工記曰鳧氏爲ㇾ鐘鐘縣謂二之旋一云々」
長樂花外　天竺月中
桑城告ㇾ曉　蓮社傳ㇾ風
千歲遺響　惟孝無ㇾ窮

寬永二十年九月十六日

大壇那權大納言源朝臣義直卿

住持　眼譽上人

冶工　藤原□

法印道春敬書

○　螢珠院
從三位參議兼右近衛權中將尾陽之世子綱誠卿之夫人
八條智仁親王第三子廣幡大納言忠幸卿
二品亞相尾陽侯源敬公之女普光院元祿五年壬申冬十月十九日卒、葬二于武州天德寺一光明山螢珠院之出自
恐二歲月久而湮滅一別鐫二其家系于石一乃建二墳之側一維永不レ朽矣、
元祿五稔壬申冬十月某日

○五三昧
阿彌陀寺　舟岡山　鳥邊山　西院　竹田（ィ中川）

○權現樣三人之御女中衆
おかめ樣　相應院樣也　おまん樣　養珠院樣也　おかち樣　榮松院樣也
宮內少輔殿豐前守殿下總守殿此三人は刑部殿子息にて雲光院殿爲には孫也、
雲光院殿事祢尾刑部少輔殿母儀にて前は御阿茶と申す　權現樣の御局とて鷹司殿より中の丸樣江戶へ被レ爲レ入節御迎に上り被レ申、
後水尾院樣御位の時雲光院へ位階を被レ下候二位か一位かと勅定のよし。

○津の國より播州までの名所古跡の記、
○播州攝州堺の松むかしの松のよし、
○堺の松より東道より北少し高きに敦盛大塔有、（高サ一丈三尺）
○石塔より東三の谷二の谷と申巖石おとしの所は二の谷のせりつめのよし申傳、
○一の谷二の谷の間に平家諸勢ありし由、此所則須磨の上野と申安德天皇皇居同所に陣屋廿三間四方程土堤の跡今に有、新千載集旅の部淨阿法師

浪かけぬすまの上野の露にたになをしほたるゝ旅ころもかな

○三の谷長二町餘横九間高九間谷口より波打際まて五十間餘三の谷より二の谷の間二町餘有、

○二の谷長さ三町餘横八間高九間谷口より波打際まで四十間二の谷より二の谷の間三町四十間有、

○一の谷長さ四丁餘横二十間高十二間位是はのり十七間あり。

○道より北一の谷の上鐵枴峰と申同所に鐘懸松ありこれ昔の松のよし。

○鵯越の道は鐵枴峯のよし北より南へ向ひて出る道有、

○元暦の源平の戰東の大手は生田川沼西の搦手は播磨境鹽屋村限、

○熊谷平山壹貳の還所は鹽屋村のよし。

○須磨觀音堂福祥寺と申門前に若木の櫻あり、源氏にうへし若木の櫻ほのかに咲初て雲のけしきうらゝかなる云々、此寺に敦盛影あり青葉の笛こま笛弘法大師御筆の法華經一軸一卷あり其外色々經あり。

○須磨乃關屋の屋敷は濱須磨と西すまの間に川あり此川の西北の方に有、金葉集に源兼昌

淡路島かよふちとりのなく聲に幾夜ねさめぬすまの關守

同所行平中納言の配所何方とも在所の者もしらず、古今集雜下

わくらはにといふ人あらはすまの浦にもしほたれつゝわふとこたへよ

○同所より南濱邊に行平松あり此松を松風村雨の舊跡とも申、亦松風村雨の舊跡はすまより一里ほど奥田井畑村と申所二人の在所にて彼地にてあるのよし兩說分明ならずとそ。

○同所に月見の松道より北西須磨と東須磨との間の山の中ほどに行平の月見の松と申候へども枯候よし今のは新松のよし。

○同所光源氏の配所は道より少し北にあるよし。

○盜人松は道より南濱邊にあり、いにしへは二本あり一本は枯候よし。

○忠度最後の所道より南濱邊駒ヶ森と申所のよし。
○淀縫橋同所にあり、金葉集戀上　長實卿母
　しるらめや淀の縫はし夜とゝもにつれなき人をこひわたるとは
○右同所に二葉の松あり光源氏植たまひし由申傳ふ。
　いにしへの駒か林の松見れはうへしふるはもかはらさりけり
○西代村これは昔さいた宿と申所にて候。
○はすの池西代村の東池の堤往還にて蓮の池の東かるも川是も往還にて橋もあり
○平重衡此かるも川の邊にて生捕よし。
○越中前司盛俊塚かるも川の橋より東道より北池の中にあり。
○平知章の塚同所道より南池のはたにあり。
○まのゝ池　同つぎはし　同浦邊より南東池尻村と申所に有、後拾遺雜
　ふみゝても物おもふ身とそなりにけりまのゝつきはしとたへのみして　　相模
○本間孫四郎遠矢射申所和田小松原と申道より南濱邊にあり。
○安德天皇內裏屋敷同所にあり。
○和田御崎兵庫のはづれより三丁程南海中へ辰巳向に指渡出申候、王葉集雜二
　ゆふづく日和田のみさきをこくふねのかたほにひくやむこのうらかせ　入道前太政大臣
○和田笠松これはむかしの松かれて後にうへ候よし。
　下枝までかゝれる蔦の紅葉ににしきをはれるわたのかさまつ　　季經
○清盛石塔同所にあり、年號弘安九年と切付高サ四尺幅壹尺六寸土臺五尺四方あり。
○兵庫築島の寺經島山來迎寺と申、淸盛の御影松王の影あり。

○湊山兵庫の町北へ三丁程道より西北にあり、新勅撰集雜下

美なと山とことはにふくしほ風にゐしまの松は波やかくらむ　後徳大寺左大臣

○湊川同所より三丁餘北側往還なり此川に橋もあり、千載集秋下

みなと川うきねの床に聞ゆなり生田の奥のさほしかのふゐ　刑部卿範兼

○兵庫古城は池田勝人取立のよし、爲城代息勝九郎召置れ其比攝州津田に有岡と申根城にて勝入これに不斷在城のよし。

○夢野村告野村これは一村にて候昔はつけの村と申、中古より夢野村と申由、これは湊川より十七八丁西也、

つけのゝに大山守かおさめたる氷室はいまも絕せさりけり

夜をのこすねざめに聞そ哀なるゆめのゝ鹿もかくやなくらん

○楠最後の所湊川の小道より一町計西のかたに松梅を植て塚あり。

○上部村走水村兵庫より十町計北道はたの在所なり。

○上部村より北の山よせつゝみ坂本村花熊村城ヶ口村北野村中宮村此五ヶ所は附城の跡也、

○花熊の城は荒木攝津守取立候よし、爲城代野口與一兵衛と申仁被レ召置候よし、其比大坂も御門跡御持候に付西國に登る方より兵粮米入申を大坂川口にて與一兵衛押へ、戰ひ申時討死仕候て其跡に亦城代被レ召置候所雜賀孫市討勝候よし。

○雜賀孫市彼城三年持候所に池田勝入責落し城を割被申候、其節數度の合戰に勝入息古新生年十六年にて花熊城責の下知なされ高名數度有之よし、其時分上部村の者に五輪佐右衛門と申は孫市步行の者にて有之候、此者寸鎗を持ち古新に渡り合候所に家老和田加兵十文字にて佐右衛門にわたり合しばらく戰ひ候得ども無勝負相引のよし、古新後は池田三左衛門と申候花熊の近所のもの城へ籠勤能者とも後被レ召出

候よし、其頃勝入支配の地西は播磨堺限東は攝州津田川限のよし。
○右の附城坂本村より北上の山に勝入内森吉清兵衛被召置候よし、中宮村北の丸山には勝入御入候よし
北野村の前には息勝九郎在陣のよし、右の合戰慶安三年まで凡七十年に成候よし。
○たくひの城赤松判官信濃彦九郎兄弟持候よし、是は兵庫より中宮村の上の村にて候。
○梶原平三二度の懸上部村より北城ケ口村と申所にしるしの石のよし申傳候て御座候。
○生田の杜道より北に茂り一村見え申候、新古今集秋上

幾能婦太爾問牟登思比志津國乃生田農茂理耳安紀半來仁計里　家　隆

○箙の梅生田明神社の前右のかたにあり。
○小野坂これは生田川の上りたてに小坂あり、并小野崎生田川のすそにあり、此二ヶ所名所のよし申傳へとも集歌には無之よし。
○求塚生田川より十五町程東道より南海のかたに塚あり、ちぬのますらをさゝたますらを此子細大和物がたりにあり、千載集戀二

こひわひぬちぬのますらをならなくに生田の川に身をやなけまし　藤原道經

此二人ますらをの塚生田より一里程東遠目村と申處にあり。
○布引の瀧生田川の水上に有、新續古今集雜下

つのくにのいくたの川の水上を今こそ見つれぬのひきの瀧　藤原基隆

○摩耶山これは摩耶夫人の守本尊の觀音を納む、則夫人の御影もあり佛母摩耶山忉利天上寺と申由、此所に赤松圓心城の跡あり。
○みぬめの浦道より南海邊わきの濱より二町程東の濱にて候、三丈女浦八雲御抄并宗祇國分藻汐草等に當國載之一說淡路といふ、新續古今集戀二

たのめかしさとのしるへもとひかねて見ぬめのよそにかへる浪かな　　定家

○御影道より南の濱邊に在所あり幷雀の松原同所にあり、續古今集雜下

よにあらはまたかへりこん津のくにのみかけの松よおもかはりすれ　　藤原基俊

○蘆屋里道より北東在所にて候

いさり火のむかしのひかりほの見えてあしやのさとにとふほたるかな　　攝政太政大臣

○猿丸太夫蘆屋村の人のよし則屋敷とも申傳有之。

○鵜のうつほ舟流よりしは蘆屋浦のよし。

○西宮惠比須道より北築地の內の森にて候町の道より東にて沖のあらゑひすと申は道より南濱邊に社有

○御前の沖西宮の海上のよし、千歲集雜上

はる／＼と御前の沖を見わたせは雲ゐにまかふあまのつりふね　　左衛門督賴實

○角松原西宮町はつれより二町程北にあり、萬葉集

あまをとめいさりたく火のおほくしてかとのまつはらおもほゆるかな

○小松崎道より南濱邊にあり小松村は道より北にあり、歌枕に

なにはかた浦風さむき鹽みちて小まつか崎にちとりなくなり　　守覺

○鳴尾道より南濱邊にあり、續拾遺集秋上

常よりも秋になるをの松かせはわけて身にしむ物にそ有ける　　西行

○武庫山此中段にある六甲山と申は神功皇后夷狄退治の時此山に甲六はね御納候に付如レ此申傳ふよし。

玉葉集雜二

むこのうらの泊なるらしいさりするあまのつりふねなみまよりみゆ

○難波の梅は道より北に一村の里見え申候、古今集

なにはつにさくや此花冬こもりいまをはるへとさくやこの花

○堀江橋尼崎町より少し北にあり、續後拾遺集

をしてるやなにはほり江にしく玉の夜のひかりはほたるなりとも　定家

○大物の浦尼崎の濱のよし大物橋は町中にあり并義經西國へ下向の時御宿辨慶宿靜宿亦秦武文御息所守參候時の宿今に其時の屋敷と申傳へ候。

○秦武文石塔同所高洲海中に有之よし申傳ふ。

以上

○阿蘭陀人天氣見樣

晴之分

一日出ル時如何ニモ晴ヤカニ雲ナシ

一日出ル時日廻リニ輪アリ其輪ニムラナシ自然ニ消ル

一日出ル時雲日ニ向東ニ往來スルナリ

一日出ニ有レ雲其雲有レ輪白ケレハ亦消ルナリ

一日出ニ虹タツ

一東ニ虹タツ

一朔日晴レハ三日マテ天氣ヨケレハ十二三日マテツヽクナリ

一十五日天氣ヨケレハ是モ二三日マテツヽクナリ

一三ケ月先トカル

一月光白ケレハ天氣吉

一四日ノ月先トカル如何ニモ光レハ其月中天氣吉

風雨之分

一日出時日色常ヨリ赤キハ風黑キハ雨靑白キハ風雨也

一日出時東方ニ黑雲有之時ハ長雨ナリ

一日出前日足サスレハ雨亦風ナリ

一西方虹立ハ雪ナリ

一三日マテ月ナキハ其月雨風ナリ

一日出時靑色ニ色ナキハ大風ナリ

一日出時輪有テ其輪ノ消ルカタヨリ風吹ナリ

一日出時光テ雲ナキハ風ナリ

一朝西ノ方ニ紫雲立ハ天氣吉

一天氣能ニ虹立ハ大風ナリ

以上

○貞亨元甲子年之暦に

貞亨以降用二宣明暦一、既及二數百年一、推步與レ天差、方今停二舊暦一、頒二新暦於天下一、因改正而刊行焉、

○桓武天皇之時、儒書漢音佛書呉音定、吉備大臣粟田眞人入レ唐傳二唐音一、呼二前代一名曰二漢音一宋時和僧入レ宋傳二宋音一、呼二前代一名曰二唐音一、呉音夷邊之音也、入二倭朝一初到二對馬一、故曰二對馬音一是呉音也、

○尾陽之久昌含笑萬年三寺之主同帶二國命一、扣二野衲于此山房一、見レ縱二曳應萬松名藍之請一、不二但再三一恭惟尾陽本朝當代之至親至貴而其爲レ法、選レ人如レ此、縱有二折簡下一、其重如レ鼎、況於二三寺之遠渉一乎、不レ獨野衲不レ勝二感載一、凡在二法門一之輩、誰不レ仰二大護法之德輝一、然野衲望匪二其人一、且置不レ論、老病衰朽百不レ得レ起二謝來意之辱一、自懼自愧、謾吐二偈一篇一、令二人代書一、以呈二三寺之主一、少酬二途路之勞一、兼寫二

區々片誠一也、

老病龍鐘餘二一死一　閑名未レ謝又勞レ人　願將二所見一達二高聽一　報道塚中埋二半身一

卍山野衲和南

○播州明石浦柿本大夫祠堂碑銘

弘文學士院林子撰

夫倭歌者、權二輿於神代一、流二播於人代一、而爲二本朝之風雅一、不レ限二貴賤一、不レ隔二今古一、無レ不二詠吟一、無レ不二唱和一、蓋其志之所レ之、感レ物形二於言一者也、故曰動二天地一感二鬼神一、化二人倫一和二夫婦一、莫レ近二於倭歌一、倭歌之家風體不レ一、流派惟多、然獨二歩千歲一、爲二此道之宗師一者柿本大夫人麻呂也、人麻呂之先出レ自二孝照天皇之皇子天足彥國一、世々綿々歷二事敏達天皇一、門邊有二柿樹一、故以二柿本一爲レ氏人麻呂事二持統文武兩朝一、以二倭歌一最善鳴、或過二滋賀舊都一、感二春草之茂一、或侍二雷岳御遊一、頌二皇威之尊一、或陪二吉野之仙駕一、指二山櫻一爲二白雲一、或從二紀州行幸一、結二小松一期二後榮一、其所二反遊一長皇子高市新田部弓削舍人忍阪部諸皇子泊瀨部皇女及丹比眞人等也、皆是當時貴顯也、或奉レ悼二草壁太子一、悲下其不上レ嗣二天位一、或哭二高市皇子一、詳述二壬申之軍功一、弔二明日香皇女一念二其名一不レ忘焉、惜二吉備津釆女一、有二朝露夕霧之嘆一、凡天象動植見二孟席一者、無レ不二比興一、所謂長歌短歌雜歌旋頭譬喩問答相聞等諸體兼備無レ遺、其所二經歷一播州讚州筑紫國、所レ到所レ在述二羈旅之懷一、就レ中明石浦朝霧扁舟之歌者、詞林之絕唱膾二炙人口一者也、其晚年在二石見國一、將レ沒自悼作レ歌、其妻依羅娘子和文而悲、蓋夫當二文武之末年一乎、或曰存而在二聖武朝一者傳說人誤乎、或曰人麻呂列朝籍爵至二三品一、或曰レ終二於六位一、未レ知二孰是一、闕疑而可也、按國史天下勝寶年中有二遣唐使從五位上陸奥介玉手人麻呂山城史生上道人麻呂者一、後世人麻呂入唐者誤矣、不レ辨二其異姓一、奈良朝廷選二萬葉集一、時載二人麻呂之歌一可二四百首一、紀氏選二古今集一、多採二其歌一推二尊之一以稱二先師一、其後歷朝勅選倭歌集中無レ不二其歌一、若二夫家集一則後人所レ編非レ無レ疑焉、曾聞藤原兼房好二倭歌一

夢遇二人麻呂一、着二烏帽子直衣紅袴一、左手持レ紙右手握レ筆立二梅花下一、年可二六十餘一、既覺使三畫工圖二其肖像一以珍藏焉、臨レ終獻二白河上皇一、納二於鳥羽寶庫一、修理大夫顯季者歌林之秀也、奏請講之使二畫師信茂摸一レ之、文永九年之夏、擇レ日設二人麻呂供一、令二大學頭藤原敦光作一レ讃、敦光儒家者流以二文字一名二當世一者也、其讃曰倭歌之仙受二性於天一、其才卓尒厥鉾森然三十一字詞、花露鮮四百餘歲來葉風傳斯道宗匠、我朝前賢涅而不レ錙鑽レ之彌堅、鳳毛少レ暈麟角猶專、既謂二獨步一誰敢比レ肩、使二當時能書源顯仲筆一レ之、源俊賴以下賓客多會、頌二讃之一、俊賴顯季吟二明石之浦之朝霧之歌一、而罷二酒宴一、至レ今圖二人麻呂影一者倣レ之、云及三藤原戸部定家撰二小倉山莊百人一首一、初載二一帝一、其次人麻呂、歷代長二和歌一者皆列二其末一、加旃六々歌仙人麻呂爲二之冠一則誠、是前無レ敵後無レ敵、而於二敷島之道一無レ双者也、傳稱二人麻呂墓一在二石州高角山一、或曰移二其屍於和州一、想夫被不レ忘二故土一、表二丘首之一乎、其墓在二添郡初瀨石上之邊一、建レ堂號二柿本寺一、藤原清輔過二和州一尋二舊跡一、則其寺既亡、唯存二其礎一、傍觀二小墳一可二四尺一、乃是人麻呂墓也、清輔慮二後難一レ知、刻レ銘書曰、柿本朝臣人麻呂墓詠レ歌而去、其後鴨長明行而問レ之、無二知者一、以俗呼二其地一號二歌塚一、故問二歌墳何在一、而後始得レ知レ之、今文獻不レ定、則何以決二其墳墓之眞贋一哉、播州明石浦有二人麻呂祠堂一、々有二木像一、與二世俗之所一レ畫不レ異、未レ知二何世何人之所一レ建、祠舊在二城內一、近世移二於郭外一者、有二社氏一有二寺僧一、祭祠不レ絕、來詣者亦多、有レ時奏二神樂於城內舊蹤一云、日州太守源君信之襲二顯考城州牧忠國之封一、而治二明石城一既有レ年矣、今茲孟冬在二東武一、一日招レ余曰、人麻呂者歌林之翹礎也、其祠幸在二領地一、欲三立レ碑以傳二不朽一、願子撰二其詞一、余聞レ之奇レ之曰、歌林有二人麻呂一、猶三詩家有二少陵一、所レ駐猶拜レ之、則學二倭歌一者、尋二彼墳墓一不二亦宜一乎、少陵卒二於永陽一、或曰卒二於岳陽一其墓在二衡州一、然猶在レ疑レ之者一、宋呂丞相鎭二成都一追二懷少陵一、作二草堂於少陵曾遊之舊址一、繪二其像於其上一、議者曰、少陵雖レ去此然其意在二於是一、由レ是觀レ之、則人麻呂之墳墓雖レ在二石州和州一、其遊魂何不レ遊二於此一哉、前修有レ言曰、讀二少陵詩一則可三以知二其世一、故謂二之詩史一、今披二萬葉集一讀二人麻呂歌一則亦可三以

知ニ其世一乎、謂ニ之歌史一亦可也、人麻呂卒年雖レ未レ詳、然考ニ之於少陵之生年一則其間先後不レ遠、然則天下文明之氣運、和漢合符詩歌同歸、而達人降生者不ニ亦奇一乎、嗚呼明石浦者海西之絶景也、浦上之朝霧島陰之扁舟、亦猶レ古詠ニ倭歌於此一者、不レ爲レ不レ多、皆是無レ不レ仰ニ人麻呂之餘風一、人麻呂一去千歳、不ニ得而見一レ之矣、得レ見ニ明石之浦一者則可矣、况夫祠堂猶存遺像儼然乎、今刻ニ碑石一以記ニ其事跡一、則祠堂雖レ舊、如ニ新修一レ之、人麻呂雖レ沒猶ニ生日一乎、敦光所謂六義之秀逸萬代之美談者、於レ是可レ觀焉、太守之勇爲ニ之志一可レ謂ニ盛擧一也、修レ廢繼レ絶古之善政也、太守之事業百廢俱興可ニ以侍一焉、詞成系レ之以レ銘々曰

柿本之種　倭歌之家　千歳模範　文義英華　山川草木　雪月雲霞　物而託感　覃思無レ邪
聯レ技以茂　舖玉無レ瑕　敷島道通　詞源水賒　涌然而出　浩乎無レ涯　鳳鳴ニ高岡一　馬生ニ渥洼一
絶レ類而優　有レ誰而加　赤石浦曙　白霧舟遮　廟祠認レ跡　冠蓋成レ鄕

寛文四甲辰孟冬

明石城主松平日向守源信之立

鹽尻　巻之四

○馬驗之事　永祿の頃までは馬驗といふ事なかりき、元龜の頃より初まり次第に長して今は驗を要とす信長公の旗は一幅の黄絹の永樂の錢を付、招きには南無妙法蓮華經のはね題目を書付たる九本也、武田入道信玄旗は白絹五幅の折掛に黒き割菱を付けたる五本なり、此頃まで旗も多からす小指物も極小に甲の立ものは水牛の角或は唐かふり也、大立物といひしも鍬形半月一尺に不足して小なるは働らき安き利あり、旗數多く指物立物大に成しも世の實情薄く成來るに應してかく成行とそ見へし。

升形ニ金ノキリサキ　信忠公　金ノカラカサ　信雄卿
金ノ杵　三七殿　瓢箪金ノキリサキ　秀吉公
白キ吹貫　佐久間信盛　エジル竹ニ金ノ短冊　丹羽五郎左衛門長秀
金ノ五幣　柴田勝家　金ノ三タンコ　瀧川左近將監一益
金ノフントウ　筒井順慶　菅笠三蓋　佐々内藏介
金ノツリ笠　河尻肥前守　白紙ノシテシナヒ　明智日向守

○江州安土山記
天龍寺妙智院策彦和尚ニ信長公御所望ノ所濃州岐下ニ南化和尚トテ幸ヒ大明再渡和漢ノ達人ノ名僧御座トテ讓ラレ南化モ固辭シカタク書ル

古曰、大山前難レ爲レ屯、大海之前難レ爲レ水、曰域六十六州之一州曰レ江、江左有レ山名曰ニ安土一、其山不レ在レ高其名高大也、盖夫非ニ山之獨得一レ名、有ニ寛仁大度人居一レ焉也、劉夢得不ニ豈曰一乎、山不レ在レ高在レ仙則名、水不レ有レ深有レ龍則靈、夢得之一言可ニ幷按一レ焉、層巒之崎ニ嶇于上一者、自然金城也、滄波之渺ニ茫

于下一者、自然陽池也、自二天地開一以往雖レ有二此山一、一人無二識者一矣、葛原帝王的々同孫平清盛廿一代之華胄、前右府君者禁廷綱紀武門棟梁、而實天縱聖武也、先レ是天正四年之春一見二此山一、便識二萬古城地一、開闢洪基權二輿于此一矣、力士星如レ驅、揚レ石巧匠霧列運レ斤則不レ終二三年一、而其功大成矣、潜慮夫數百丈之石壁千萬間之大廈、何翅力士之巧匠之巧乎、唯流二出府君之一胸襟一、而已目機之所レ明意匠之所レ巧、離婁之明公輸子之巧不レ可二跂而及一者也、峻宇高堂于凌碧虚者、極夜摩都吏之壯麗兮、直棚横檻之聳二翠崖一者也、盡二秦樓魏闕之花美一兮、布レ地硨磲者承露內潤葺レ屋、瓦甍者帶レ霜外光西湖月之上二玉階一者、供二府君之夜遊一也、南浦雲之飛畵棟者、催二府君之朝吟一也、颯々白雲之映二珠簾一、影含二千秋一窓耶、權門貴戶(ヘツホツトシテ)之園レ山肢然也、遶レ水鱗華也、盡是無レ不二丹漆黝堊一、寶塔之突兀出二林間一者、疑レ給二遠寺一鈞艇之ノヘ浮二芦邊一者、怪レ圖二歸帆一、瀟淋千里風景嘉陵三百里一、山水不レ可二同レ日語一焉、英雄豪傑之擁二緤鞍一、出二入于相府一貴介公子之飜二錦袖一、往二還于官途一、爭二紅花紅葉色一也、億兆民之富驕者、鐘鳴鼎食之家也、見者反レ目駭汗、聞者拍レ手賞嘆矣、江南白鷗懷レ惠、占二閑江南梅花被レ化、含レ咲信及二豚魚一、咸知二草木一、當二此時一市人歌二于市一、野老抃二于野一、行者遜レ路耕者遜レ畔、雖二堯舜民文武民一、不レ可レ讓焉、加旃起二王道衰一、修二神社佛閣之破一、統二斷橋一平二嶮路一、是故四夷獻レ貢來復焉、八蠻解辮服膺焉、或臂二俊鷹一乞レ臣二于共幕下一、或上二良馬一請レ將二于共麾下一、呼策勳偉矣、鳳凰現レ瑞麒麟呈レ祥者、非二今時一何時乎、覗望々々ィ向所謂大山之前難レ爲レ山、天下人亦將曰二安土一、山之前難レ爲レ山、野衲雖二蓬衛草州杤散陋姿一、管見二此名山一、豈無二感慨一乎、卒綴二卑詞一者八韵、述二盛擧之萬乙一、伏乞咲覽、

六十扶桑第一山　老松積翠白雲閑　宮高大似二阿房殿一　城嶮固二於函谷關一
若不三唐虞治二天下一　必應三梵釋出二人間一　蓬萊三千萬仙境　留二與寬仁一永保レ顏

岐下沙門玄興拜稿

世人今に至るまで甘心の語は倦事を忘れき、此記御氣色に應じてけれは南化和尚へ黄金百兩小袖三重狩

野又九郎爲御使被慰其勞功亦策彥和尙の謙德甚御感有て金子百兩銀子百兩小袖三重二位法印爲御使被恩賜けるとぞ。

○酒顚童子征伐の時

賴光(三十七)　綱(三十八)　季武(四十一)　公時(三十六)　貞光(三十七)　保昌(四十八)

靭負尉碓井貞光(本貞道賴光の一字賜はる一子早世)

主馬祐酒田金時(賴光姓名とも名付賜ふ死しれす子なし)

勘解由判官卜部季武(子武俊)

右京權大夫藤原保昌(賴光母方の伯父也)

瀧口內舍人渡邊綱(子別當久は賴國に仕ふ其子小源二正なり)

○長久手合戰物かたり

尾州愛知郡長久手村の合戰の由來くはしく相たづね候所に、其頃石川治部少輔家來に林源太左衛門と申侍近習相勤罷在候者の孫仁左衛門と　す者、只今長久手村百姓住居申彼が右合戰のあらまし語りけるを書留めけり。

百三十年已前の事かとよ、濃州明智より御門へ重兵衛と申者使者に上り候所に、器量ものにて諸事賢しく相勤ける共聞え名高く罷成候を、信長公聞召被召出則明智重兵衛と名を下され侍役に仰付られ相勤候所に追々役替仕度々の立身、程なく信長公の執權役被仰付明智日向守と御改羽柴筑前守秀吉の相役に罷成候、誠其身も晝夜懈怠なく相勤ける、折節日向守正月二日の夜に石堂の立へき春の明け日かなと夢を見てこと〳〵しく氣にかけ、何と下の句をよく付取直し度願の心にて人に賴み申され候へとも、誰ありて下の句付申方無之きのとくして出仕やめけるを、內儀ふと心に思ひ付日向守に被申けるは、我身御夢の下の句を付申候がいかゞ御座候はんとて、石堂の立へき春の明け日かな思ひしことのはかのいけかしと

いふ、其句かくも思はしからずとて心地よくも見えざりけるが、日向守罷出相勤候、折節ふしぎや其頃信長公の御秘藏の名馬に鼠數多つき馬の腹を喰申候、信長公聞召驚早速はかせを召御うらなはせ候所に占の者申上候は、巳年巳の日巳の刻に巳の方に向て生れ候者此馬に付添候へは鼠退き申候へきよし申上ける、則御旗中は申に及ばず洛中在々所々まで相尋させ候へとも、その生れの者なし然所へ日向守御前へ罷出申上候は、私母申しは私儀巳の生れのよし殊更御尋の通相違なきよし申聞候間彼御馬屋へ參候ゝ一見可仕と申上候、其段は其方心次第に仕へきよし上意也、然むは日向守御前を罷立彼名馬を見候所右の鼠ども忽失申候、此旨御前へ申上候へば御機嫌甚敷候得ども不審の儀に思召され、御內意にて右のはかせを召御目付役の侍に仰付られ明智日向守が身の上を密に占はせ申樣にと被仰付候、奉畏右のはかせに占は候へは、はかせも驚入扨申上候は右巳の年の生れの者は何者にてもあれ一度御君の敵と罷成候ものにて御座候間御考可被遊候、誠に御大事此時なりと申上る、御目付役の侍も驚件の樣子不殘御前へ申上候、信長公聞召爲被驚候得ども此儀披露仕ましき旨仰渡され二三日過候て羽柴筑前守明智日向守其外御老中役の面々被召寄仰られ候は、近年參勤不仕候方々へ討手を指遣はし可申と思ふ也如何せんと御意有ければ、何れも御意の趣御尤に存奉候と御請申上る然らば追付討手を遣はし可申候間軍の內支度仕るべしと御諚、

一尾張大夫信雄と柴田中納言兩人六萬餘騎にて小田原氏直方へ討手被仰付候

一羽柴筑前守は五万餘騎にて安藝國浮田森頭へ討手被仰付候

一明智日向守は二万騎にて四國へ被仰付候、何れも御請申上日限極まり申節日向守御前へ申上候は私儀は都を罷立候事一兩日も過候、而可罷立と奉存候いつれも出陣の武者ふりを見屆御前へ申上都のしめしをも仕候て可罷立と申上候へは、御前にも尤と上意あり日向守はしすましたりと思ひ御前を罷立我宅へ歸り家老三右衛門に內談仕るは、今度四國への討手に某被仰付候得とも加勢等も不被仰付事合點まゐらす候、御意に任せ四國へ參り候共定て討死仕るへしと存る也、子細は當春の初夢に不可然內々存候所に

今以差當所詮四國迄に命生のひ討死せんより二條へ押寄君に御腹めさせ我天下の主となるへくと思ふなりと三右衛門に內談す、三右衛門大に驚き申けるはこはもつたいなき御たくみ誠に御君の御取立故かく天下の御執權と御なり候に冥加に盡ると存候間ひらさら御ととまり候得かしと申候へは、日向守いかり申けるは士の申出る上は思案有ての事也、此儀に於ては其方難免候夫にて腹切るべしと大に怒りければ三右衛門重ねて申樣かく申上候事も忠孝の第一の御爲也我御先祖より御奉公仕候甲斐なし故に斯申上候是非思召立に候はゞ御心にまかせられよと申す、さあらは四國立の體に申なし二万餘騎に物の具させよ武者振を君御披見に入可申候間二條へ可罷出と觸させける、扨日向守も物の具固め二條をさして上りける御前へ罷出申上候には、扨々是非なき御大事の出來たり只今關東勢君の御敵となり押寄申候、多勢の事に御座候得ば私一人にては不相叶防きかたく候儘是にて御自害被遊可然と申上押腹めさせ、則日向守二條へ移扨洛中へ相觸候は今日より我天下の政道となり向後都の地役殘らす免之者也と相觸れさせけり。

一羽柴筑前守は其頃安藝の國浮田毛利へ討手に罷下候得どもいまだ一戰にも及ばざる內に信長公の御腹召れ候よし承て驚入、毛利へ使者を以て申入られ候は今度私是迄罷下り候事別の儀にあらす貴殿近年都へ參勤無之に付討手に向ひ候、吾等是まで罷下り申跡にて日向守押腹召せ候由承及候、依之早々都へ罷登り爲㆓追善㆒日向守を討つべしと存る也、就中申入候は向後我等と一身に成賜はゞ此度一所に都へ御登り今度の一戰に御賴れかしと存る旨申遣候處に、森頭一子八郎陣屋へ參り筑前守へ對面し御使者御口上の通得㆓其意㆒申候誠に日向守以の外の惡人なり時刻移しては叶ふまし急き御登り候へかし某も一所に罷登り申さんと、夫より八郎は貳萬餘騎にて筑前守と一所に都をさして登りけり、扨都へ近く爲りしかば二條の大手へ筑前守五萬餘騎にて向ふからめての門へ貳萬餘騎にて八郎向ふ、兩手より一度に時の聲を上たりけり、扨城の內にも兼て心懸候へとも兩手より一度にとつて押寄申に付たまるべき樣もなく皆々うたれてちりぢりになりにけり、斯て兩手の大將一度に城內に押入て日向守を討捕本望遂けたりとて則

日向守の首を六條川原にて獄門に行ふもの也。

一夫より筑前守は天下の主とならせられ後々は大阪に御居城出來則大閤と御官位誠に其ほまれ名高く御座候得ども何とか思召候や、其頃尾州清須に信長公御一子大夫信雄殿被成御座候所へ上使を以て被仰遣候は、家老津川玄蕃頭土方勘兵衛是田助三郎淺井田宮右四人急御用の儀有之候間早々罷登り候へとの事にて、大夫殿には御口上の趣御聞定めて御父信長公の天下にて御座候へば我をも世に立へき事か如何様惡事等にては有まじき事とて四人の者とも大阪へ走り登り御注進申上る、則太閤聞召御側近く召寄られひそかに被仰出候趣は面々呼候事別儀にあらず內談申事有之候間何事によらず違背申ましき事に候はゞ存入之通申聞へしと被仰出、四人の者何事にかあらんとは存候得とも違背に於ては免されかたく相見え申に付何事にても御上意の儀御座候得ば奉畏ると申上る、其儀承知候はゞ面々血判致し差上候樣にと重て仰出され、其御褒美として尾張八郡を一人に貳郡つゝ可被下の上意にて奉畏四人の血判を以て差上け候所に、御機嫌淺からす思召さあらば語り聞さん其方等の主人信雄を討つて首を持參致し候へとの御義也、扨々以の外の御意かなと四人の者とも驚入、時に思案の體に見えけるか四人のもの存候と及違儀候はゞ如何ならんと御暇下されいつれも大阪を罷立淸須へ罷下り申時分、是田助三郎殘り三人の仁へ申候は私儀氣分惡敷御座候間一兩日も逗留致し養生をも仕跡より下り可申候間何れも先へ下り候へと申追付養生被致下り給へと、三人の者とも大阪を立罷下り申候、其跡にて助三郎工面致し國元へ一文字の飛脚を仕立信雄へ申上候は私儀氣分惡敷罷成り候に付一兩日此地にて養生仕下り可申と奉存逗留仕候、殘三人の者ども今朝爰元罷立其御地へ下り申候、依之申上候は私罷下申候までは三人の者どもに御逢被遊候事必々御無用に可被遊候　私罷下り御物語り爲可申上如此逗留仕先達而御內意爲ニ御知ニ申上候間かまひてかまひて三人の者罷下御目見へ罷出候とも御逢被遊候事御無用被成へしと、書狀相認め大夫公へ申上候折節三人の家老とも罷下り登城の後は御前御氣色惡敷の由にて御逢なされす候、何となく早速助三郎

罷下り候由申上候所に御逢被遊仰出され候は先達て書狀差下し候事如何成事にや心許なく存候、扨太閤面々へ用事の儀如何成事にて候や聞まほしく候よし御前被仰出候處に我々四人のものども血判被仰付其上にて被仰出候は主人信雄の討首を持參仕候樣に被仰候、此義に於て及違義面々難免違背なく畏入候はゞ褒美として尾張八郡を一人に二郡づゝ可被下候と被仰候故、何れも奉畏御請は申上罷下り申候、私儀彼地に逗留仕飛脚を以て御內談御しらせ奉申上候と謹で申上る、信雄大に驚せたまひ何に太閤と面々一味の上は我身可立樣なし、乍去其方儀は此事內意を以て知らせ候上は別に心底相かはるとも不存喜悅の至に候、扨此上如何せんと御相談あれば助三郎申上候は御殿に居申土方勘兵衛御前へ召出され御手討に可被遊候、我等組伏可申候津川玄蕃儀は御休息御暇にて在所に居申候よしこれは柴田四郎三郎を遣はされ御討せ可被成候、淺井儀は若輩者の義にて御座候へは別義御座なく候よし申上る、御前なゝめらす思召偖勘兵衛を召出されちりやくを以て御手討に被成候、津川玄蕃頭をば芝田四郎三郎に仰付られ在所にて討之、御前扨御心易く思召候得とも此儀かくれなきこと定めて太閤より討手の向ふへきは必定也、しからば西國勢あまた押寄べし然らば岡崎へ飛脚を以て家康公を賴み申さんか如何せんと、是田助三郎へ御相談あり此儀御尤も千萬なるよし申上る、則右の段委細御認使者を遣はされ家康公右の狀御披見に入候得ば御觸出早速御出馬被爲遊候、其頃太閤には淸須の樣子一々被爲聞おくれたりとて西國勢都合十八萬餘騎にて淸須へ出陣、程なく尾州へ被爲下候所家康公も三州勢御催し淸須迄被爲上候所に、太閤の勢御覽せられ夫より小牧山へ被爲入則御旗被爲上候て小牧山に御陣被爲取候へは、太閤も此旗色を御覽じ夫より一里東二重堀に御陣被爲取候、互ひに御見合御座候所に家康御思召には定めて太閤勢は我留守の城へ討手をも遣す事や有やせん太閤の先勢に人も付て樣子を見せよとの御事にて遠見の人も付られ候へば、案のごとく太閤の先勢池田勝入同庄九郎森勝藏堀久太郎以上四人は一萬七千餘騎にて二重堀より夜の間に龍泉寺山へ懸り小幡原へ出る、此由家康公へ御注進申上る家康公聞召しからば跡より追かけよ、

扨此山の木々に揚置し旗ともいづれも其儘ゆひ付置へしと家康公御勝手召連られ夜半頃に御紛れひそかに小牧山を御忍び御出陣被爲候、太閤は此儀存知なく小牧山にはまた御旗被爲上候故家康公は小牧山に御陣をひかへさせられ候と思召、御身も御見合二重堀に被爲備候事こそ誠に家康公の御軍法哉候と皆人感じたてまつり候。

一今年より百八年以前天正十二年申四月九日の朝五つ時には、岩作村色金山へ家康公被爲上太閤の先勢を御覽せられ候所に、池田勝入信輝四人は早岩崎の城を討潰し、、、が原にて首實檢仕候所を家康公被爲御覽候て、則金のまとゐを立させられ御前は色金山に御陣取せられ候、折節勝入の跡勢三好孫七一萬三千餘騎にて押詰參る筈に候得ども見えざりけるにより勝入は跡を心許なく存じしばらく止まりける所に、三好孫七郎漸四つ半頃に長久手高根山まで走りまゐり候所、色金山の御陣より孫七を目かけ丹羽勘介水野惣兵衛榊原小平太大須賀五郎左衛門以上四人の人々押詰無二無三に孫七へ討懸る、孫七も一萬三千餘騎にて候へば早速勝負も付かたく候、色金山の御陣を見て扨は叶ふまじきと思ひけん早行方しらず逃散たりけれ、夫より孫七は太閤の御座なされ候二重堀へ急き大息つきて逃參り、御前へ罷出申上候は此度の御軍は叶ふまじ私先勢に追付可申と存はけみ候所に長久手邊迄敵方に押詰られ手勢もあまた討れ候所、軍の樣子をも可申上爲に危ふき命を延來り申候、是非々々御引被遊御尤も奉存候よしにて達て御異見申候故、太閤も孫七郎におどされ夫より孫七を召連られ岐阜の城へ被爲渡候由、扨勝入の跡勢三好孫七長久手山にて討立られ逃落申事をば勝入は夢々しらずして暫孫七を待居申所に、三好孫七押詰追はらひ其足にて勝入目かけ追掛いへる勝入も是を見て佛が根まで向ひける、家康公の先手井伊兵部少からず廻間に引籠居申候か、勝入を目かけ一文字に討てかゝるを御前にも御覽せられ色金山御陣を富士が山に御陣被爲取御下知被遊候所に、勝入かたの旗色を御覽せられ夫より御出陣佛が根へ御追詰させられ則御馬立はな〳〵しく御下知によつて御陣の勢は次第々々に力を得、切てまはる勝入も手勢多く討れ候

を見及ひ最早叶ふましきとや思ひけん、床几に腰を懸け西に向ひ永井傳八郎を招き寄せ我こそ池田勝入なり我首を共方へ取する討取高名に被致候へと申ける、傳八郎畏と申して勝入の首を討取けり、池田庄九郎父の討れるを見て大勢にわつて入散々に戰ひけるが是も叶はずして安藤帶刀追詰て首討取けり、森勝藏は軍最中の頃うたれにけり、扨堀久太郎は落武者となり行方しらず逃たりけり其外討殘りの諸勢も皆散々に逃たりける、然る所に池田勝入の三男其頃十三歳なるよし父勝入兄庄九郎兩人うたれしを見て我生のこりて詮もなし一所に討死すべしとて陣所をさして進出る所を家老とも押とゝめ引立落武者となり行方知れず落たりける、其外敵一人も見えさりければ御前はからすか廻間へ御渡り遊ばしこれにて首御實檢、扨事終りて後家康公は小幡の城へ入せられ夫より淸州信雄へ御使者遣はされけり御身は岡崎へ御歸陣被遊候よし申傳候畢。

元祿三年午九月傳書寫之者也

○池田紀伊守信輝入道勝入長久手の役に討れ玉ひぬ、其首永井氏遠州へ持せ行荒井驛尾崎某六右衛門といふ市井の家に預け置れぬ後に埋みけり、近世井を掘とてかめに入れしまゝにて取置しけるに內に池田勝入首なるよし記して脇指刀なんと有ければ恐れて納め詞を造り神にいはひけり、元祿十六年侍從綱政朝臣松平伊豫守旅行の折りに彼家に入これを拜し脇差を請得金をあたへて過られしとなん。

覺書

池田勝入公樣御首拙者居屋敷の內に奉納候由緒御尋被遊候付則拙者三代先の祖父より子孫我等に申候書付差上候事

一天正十二申年四月尾州小牧御陣の刻永井傳八郎樣尾州御發向被成候由此表御通被成候、拙者祖父孫三郎所に御一宿被遊御陣へ御立被成候、尾州長久手と申所にて池田勝入公樣と御立會合戰有之よし則御首被爲討早々右の孫三郎所へ夜明け頃に御越被成候內へ御入被遊候、右の御首櫃に御籠の御主從四五人し

て御番御守十四五日御逗留にて世間鎮まり候時分、孫三郎御首脊負奉り御供仕濱松の御城へ御越被遊候家康公様へ被爲掛御目候後は甚御機嫌御褒美被遊候、其時永井傳八郎を右近と名御付被成候、夫より御首を右近様より孫三郎へ仰付けられ何れの所にても潜に納め申候様にと御頼被遊候故、新井の拙宅へ脊負奉り歸り潜に拙宅屋敷のうらに奉納候、其節傳八郎様より孫三郎に御脇差被下候、今に所持仕罷在候然らば孫三郎以來御首屋敷の土神と奉祭小宮を建立仕置候事

一御首奉納候月日天正十二甲申年四月二十八日に奉納候勝入公傳八郎様と御戰の日は四月九日に候由傳承り候事

遠州新井西町

笹瀬六右衛門

永井靱負様御内

中村小兵衛様

参

これは元祿十二年永井氏より笹瀬氏へ尋ねられし時書付て其臣中村氏へ出しける草案彼か家に有今爰に記寫し侍る。

○尾州愛知郡古渡は天正年中織田備後守信秀(信長の父なり初は彈正忠といふ)取立て居城とす、備後守初は海東郡勝幡に在城し織田大和守に屬し國勢を執行ふ、大和守は勢微々なり備後守は威强大にして國中大半靡從ふ、備後守後に名古屋を嫡男の三郎信長に讓る(今東本願寺懸所信長の城跡なり)信長生所海東郡勝幡なり備後守は古渡に城を拵へ移りける。

春日井郡淸須は織田大和守代々居城なり、大和守先祖は足利斯波尾張守高經に屬し、其後は代々斯波家に仕へ明德の頃より家臣の員に備はり、應仁の比は織田朝倉とて其威主君に劣らず、高經の末流武衛の家と

號す尾張越前を領す、織田は尾張守護代にて在國し國務を執行ふ、武衛の家衰て有か無かの體に成ければ織田さながら尾張の守護の如くなり代々大和守と號す、天文の頃大和守の一族に備後守武功有て國中に威をふるひ美濃三河へも數度勢を遣はし敵を隨へ數ヶ所を伐捕る、後には大和守に敵對して大和守は備後守と清須古渡數度の追合あり、備後守の子信長の時清須の城主織田彦五郎と信長と心よからず、天正の比八月信長清須へ出張す彦五郎と海津へ打出て合戰ありけり、其時信長打勝給ふ、此合戰に打負て彦五郎は力を落し勢盡き守護代坂井大膳一人して彦五郎を守立ん事叶ふましと思ひ、春日井郡山村城主織田孫三郎と和睦し清須へ孫三郎を呼寄大膳と兩人して心を合せ彦五郎を守立んと一紙の誓文遣はしける孫三郎大に悅ひ僞て和議を調へたり、弘治元年四月十九日孫三郎清須へ行ける然るに坂井大炊同大膳對面せんと出けるを孫三郎飛かゝり大炊介を忽に殺害しける大膳は取あへす落去りける、孫三郎兼て相圖の煙を擧ければ信長名古屋より一時にかけつたまひけり、孫三郎案內にて彦五郎籠りける屋敷を取卷彦五郎を討取信長公は清須の城へ即移らせたまふ、織田孫三郎は備後守信秀の弟にて信長の叔父なり守山城主なれば守山殿といふ、孫三郎狂死して其子市之助持ける也、丹羽郡犬山は織田伯岩此城を取立て居住す其子織田十郎左衛門(後左衛門尉といふ)に至て居住岩倉樂田清須と親族の間なれども不和にして合戰止時なし、終に樂田の城主彈正左衛門に打勝て則領せり、或時は清須の信長へ屬し岩倉へ働らき或時は岩倉へ與力して清須の領地を侵掠む、永祿三年信長犬山へ働らき城を攻落し左衛門尉を追放つ、岩倉犬山ともに信長の威勢を猜み下風に立ん事を嫌ひ敵對しける、信長初は一族のよしみを思ひ寛宥なりしかとも國內に在て旗下につかず適信長他國へ打出んとすれは跡にて旗をあげ領內を押領せんとす、所詮此者共を打平らけ國中を平均して他國へ働んと、岩倉犬山を急ぎ攻落したまふ一門の事なれば其身を追却せらる也、天正の頃信長の弟源三郎に此城を賜はり暫居住、天正十年に源三郎は信忠卿と一所に京都にて討死の後尾州をば信雄領す、中川勘右衛門を置天正十二年秀吉信雄不和の時秀吉伊勢へ勢を遣はすと聞、信雄よ

り是を防ん爲中川勘右衛門佐久間駿河守等を遣はして峯の城を守らせらる、此時池田勝入大垣に在りて秀吉に忠を致さんと思ひ犬山を取て尾州へ入んと犬山の地下人を招き屬託を以てたふらかし城を取計略を廻らしける、秀吉公尾州へ發向せんと思ひ給へとも國境に砦多くたやすく越事計かたし、黒田口より押入謀を廻らしたまへとも澤井堅く守りて其謀も不成、池田此事を知ければ犬山をとらんと企ける、然るに犬山の地下人池田に同心して北の手より池田か勢を引入城を忍取りたりける、池田頓て犬山にうつりける大垣をば秀吉へわたし稲葉一族も勝入に加はり犬山を持かため秀吉大垣より犬山へ陣をうつし此城をとるに依て易々と大川を越けると勝入が謀を感じたまふ、これより先手を小牧表へ押出し秀吉樂田へ陣を移されける、然る所に小牧山に家康公御出陣なり秀吉は樂田より二重堀に出陣なり。

○尾張　尾治　小治　小張　小墾

古事本紀第九帝皇本紀作二小墾田皇女尾皇子一日本紀同レ之、

古事記下小治田王云々、小張王云々、

新撰姓氏錄三左京皇別下治田連開化天皇皇子、彥座命之後四世孫彥命征レ夷有二功効一、因割二近江國淺井郡地一、賜レ之　墾田地大海眞持等墾二-開彼地一、爲二居地一、大海六世孫之由熊官平等因レ行レ事、賜二治田ノ姓一也云々、治田即墾田也、

亦有小治田連

按尾張尾治等皆假名書、而小墾即實字也、

亦按字書謂墾治也、則小治亦如二實字一、盖言小墾開二田圃一之地矣、日本紀第三磐余彥天皇紀有二大倭國高尾張邑名一、

亦按國造本紀有二新治國一云々、是今常陸國新治郡也、是亦曰二新墾開之地一也、

尾張國靈（クニタマ）、　大巳貴命

尾張連ノ祖、　建稻種命
姓氏錄曰火明命之男天賀吾山命之後也
尾張宿禰
姓氏錄曰火明命之廿七世孫阿曾連之後也
亦有尾張部彥八井耳命之後也云々
中島海部直等祖　天背男命
姓氏錄神魂命五世云々
爾波縣君祖　大荒田命
姓氏錄曰倭建尊三世云々
丹羽建部君祖　武田王
日本紀曰日本武ノ尊兒云々
島田臣　仲臣子上
姓氏錄曰、神八井耳命之後也、成務御代尾張國島田上下二縣有ニ惡神一、遣ニ子上一平ニ服之一復命之日賜ニ島田臣一也云々、

○野客叢書男人傳粉云、世說載何晏潔白云々、考ニ魏略一晏自喜ニ動靜一、粉白不レ去レ手云々、前漢佞幸傳籍孺傳ニ脂粉一、以ニ婉媚一幸レ上云々、顏子家訓謂、梁朝子弟無レ不ニ熏レ衣剃レ面傳レ粉施ニ朱、

按我朝少年爲ニ治容一者不レ異レ之、若ニ優家一則盡傳ニ白粉紅脂一、或爲ニ婦人之容一

○亦楊妃襪云、李肇國史補註言楊妃死ニ於馬嵬梨樹下一、店媼得ニ錦襪一双一、過客傳玩每出ニ百錢一云々、按我朝寺院多藏ニ古器一、謂ニ是則某所レ持彼則某所ニ服、以使ニ人見ニ之得レ錢、間託ニ楊貴妃一者多矣、

○升菴文集六十三日易ニ治容一、誨レ淫太平廣記引レ之、之作ニ蠱容一、誨レ婬左傳女惑レ男曰レ蠱、國語蠱與從

欲云々、

○昔の傳咸か奏議に曰、妹喜冠ニ男子之冠一桀亡ニ天下一何晏服ニ婦人之服一といへり、凡佛に歸する人剃髪して袈裟をまとふ、男女のへたてなし佛は西胡のゑひす禮法なき事しるべし。

○三絃は元の時始るよし楊升菴いへり、君子淫聲を惡む小人却て是を玩ふ事甚し、今三絃の曲は多くは婬婦優人のわさなり。

○左傳に人一火曰レ火天一火曰レ災、按するに天火とは天より雨雪のごとく火降といふにあらず、凡不慮にして失火するの謂人力の如何ともすべきにあらざる天命の火なり、人火は放火の類求めて燒をいふ。

○虫は音毀虺の字なり、俗蟲の字とするは略してなり、蟲の音は仲なり。

○天神ハ昊天上帝日月星辰司中司命風雨也、人鬼ハ先生宗廟也、地祇ハ社稷嶽林川澤也、天曰レ祀鬼曰レ享祇曰レ祭、皆天子諸侯禮也、今士庶妄爲ニ祭祀ハ諂レ神佞レ鬼近世祠官者如ニ道士ハ以ニ祈禱一爲レ業、夫伊勢三姓禰宜舊非ニ巫覡ハ是家朝之官人而周禮大常之屬也、凡我朝有ニ神祇伯大少輔等之官ハ又奉レ廟官委見ニ神祇式ハ餘社祠官亦古昔不レ如ニ今日一也、

○今我邦神家曰、無上靈寶者道家之言也、按經籍志呼ニ靈寶道經一二十八部ハ如ニ太上靈寶護身符籙靈寶祈禱天神儀靈寶安宅齋儀ニ是也、亦按以ニ太上ニ變ニ無上ハ無上亦出ニ道經一矣、

○尾州六地藏

第一　中島郡一宮創正寺　第二　丹羽郡小折村常觀寺　第三　熱田旗屋成福寺

第四　愛知郡鳴海如意寺　第五　海原郡根高村地福院　第六　中島郡清須長光寺

○春秋內事曰日者陽德之母也

信景按本朝以ニ日神一配ニ女體一固有レ故

○准南子云月天之使也

信景按代神巻一書說曰神以二月讀尊一遣二下土一蓋取レ之

○文昌雜錄云軍中以二端午一走レ馬謂二躤柳一

信景按我朝競馬走馬是也

○博物志云地下有二四柱一云々、准南子云地有二九州八柱一云々、抱朴子云崑崙山爲二天柱一氣上通二天地之中一也地下有二八柱一

信景按我古語有二天御柱國御柱一本レ之歟

○釋名云土ハ吐也吐二生萬一物一也

○潜確類書云、榜葛剌國(ベンカラ)古天竺國也、亦名二金剛座國一乃釋迦得道之所永樂中嘗使二詔諭其王一云々、

信景按神代巻有二此意一

○元の順帝軍破れて北方朔漠(サバク)に遁れ入る、其子愛猷識理達臘(アイヘン)といひし其子脫古思帖木兒(トクステモル)に傳へしか其臣下に殺されける、元の嫡家はこゝに亡ひける韃靼はその種類なり、崇禎七十年韃の滿州明國を奪ひてより今の清朝となれり。

○周禮曰、太祝掌二六祝之辭一、以事二鬼神一祈二福祥一求二永貞一、一曰順祝、二曰吉祝、三曰吉祝、四曰化祝、五曰瑞祝、六曰第祝、鄭司農曰云々、第祝遠二罪戾一也、

信景按我邦六月十二月大祓祝詞蓋第祝歟

中臣祓祝而固解二除天津罪國津罪一也

○卜部家の說に山城國平野の內に縣殿といふ祠あり天穗日命を祀る、凡何國にも縣神社といふは穗日命なりといへり、然れども社號同して祭神の異多し一偏に心得るはいかゞにや。

○續日本後記云、仁明天皇承和二年乙卯十二月壬午尾張國日割御子神孫若御子神高座結(タカクラムスヒ)御子神摠前擧預二名神一、並熱田太神御兒神也云々、我 敬公於二神祇寶典一取二此說一矣、

按熱田社說高座社爲ニ景行天皇一、或爲ニ成務天皇一、依ニ續紀一則謂ニ景行天皇一者是也、日割社說謂レ祭ニ火靈一而已、惜乎不レ詳ニ其祭神一、孫若ノ社々說爲ニ三說一、曰ニ瓊々杵尊一、曰ニ譽田天皇一、曰ニ稚武彥王一、按本稚武王一座也、後人以ニ杵尊ノ號ニ皇孫尊一、故依ニ孫若名一附會乎、譽田帝日本武尊孫也、是亦以ニ孫字一牽附乎、其餘有下失ニ社號一誤ニ祭神一者上、多々是中世浮屠作ニ習合妄說一、以レ神爲レ佛、近世社家衰失ニ舊記一之故、今當ニ文明時一、耻ニ其神號變ニ佛菩薩一、新以ニ其名ノ近者一、强附會、嗚呼雖レ不レ祭ニ異邦神一、而遺ニ本故一奉ニ他神一、則皆可レ謂ニ非享之神一也、

○山神　地鏡曰、入ニ名山一必先齊五十日、牽ニ白犬一抱ニ白雞一云々、未レ到レ山百步呼曰ニ林々央々一、此山王ノ名云々、

按吾邦如ニ富士白山阿曾等一、是其地鎭山神也、今大槩浮屠氏祀レ之、入レ山民庶齊戒而謹焉、然不レ免下季氏旅ニ大山一非禮上耳、况村落號ニ山神一者、皆小祠而民家私祭也、若ニ我尾州ニ一郡中山神數十祠淫祀非禮尤甚、

○傀儡世傳赴ニ于漢高祖平城圍一云々、按前漢高紀七年注云々、無ニ刻レ木事一、今按列子記周穆王時、巧人有ニ偃師一、爲ニ筋斗一、見ニ教坊記及西京賦一、木上安撞之戲似ニ筋斗一、出ニ鄴中記一、異邦雜戲多矣、

○國史志曰、唐末益州始有ニ墨板一、蜀毋昭裔請ニ刻レ板印ニ九經一、蜀王從レ之、自レ是始用ニ木板一云々、

○紀伊國名草郡秋月鄕日前社是紀州一宮也、去ニ若山府下一一里餘也、國縣社在ニ同地一、

○三秦記云、秦襄公時有ニ天狗一、來下有レ賊則天狗、吠而護レ之云々、幽明錄云、王姥吳時人黃龍中年九歲病死、自レ朝至レ暮、後甦云、見ニ一婉嫗一、狹將飛見ニ北斗君有レ狗、如ニ獅子一、大深目伏ニ井欄中一云、此天公狗也、

是我が國にいふ處の天狗是に異るなりといへども臺記天公(テング)の字あり、故に是を記す亦山海經に天下兵亂起れば天狗の星あることをいへり、吳楚七國反する時吠て梁野を過ぐといへり。

○日出ニ一上ニ爲レ旦、入ニ一下ニ爲レ𠅭(コン)、𠅭ハ古ノ昏字也一ハ一地也、（一代醉篇十二）
○廿音入ニ二十爲レ廿　卅先令ノ反三十爲レ卅
卌先入ノ切四十爲レ卌（同上）
○吳主孫休創ニ八字一（同上）
𩅦灣 莔迄 𩃎觥 𩇩音賢 𧟘莽 昷擧 𧞤褒 𡊲擁
○唐武后十二字同上
曌照 𠀑天 埊地 𡆠日 囝月 〇星 𢘑君 𢘓臣 𤯔人 𡕀載
𠡦年 𠙺正
○大興湯院藍田西南有ニ地雪落即融一、唐時有ニ異僧一、見レ之曰、必溫泉也、已而掘レ之、果然、凡病者浴レ之、輒癒後有ニ白魚之瑞神女屢降一、立ニ玉女堂于泉側一、明皇賜ニ名大興湯院一（同上）
　信景按此他溫泉若干記レ之、大興湯院故事似ニ我邦攝州有馬溫泉之起一歟、
○西堂　在ニ溫州府治一（同上）
○東堂　劉毅初屯饗借ニ東堂一（同四十五下同）
○金堂　許邁書云、自ニ山陰一南至ニ臨安一、有ニ金堂玉室仙人芝草一、
　信景按今釋氏西堂東堂ノ名本レ之、金堂依ニ許邁書一則本ト道家之堂室也、
○周人明堂（明ニ政教一之室）晏子春秋明堂州土事不レ文、木事不レ鏤明堂圖々中有ニ一殿一、四面無レ壁以レ茅蓋レ屋云々、
三轉廣圖孝武帝議レ立ニ于明堂于長安一、南許令褒等議曰、按五經禮樂傳記曰云々、茅屋朱椽土階云々、
○三門　劉敞曰天子諸侯皆三門而名不レ同云々、
　信景按浮屠以ニ寺門一稱ニ三門一者僭也

○水神曰二天吳一波之神曰二陽侯一、

○或曰、般若三藏所レ譯、威怒王秘密陀羅經曰、日天照二衆闇一、吾稱二日神一、號二天照太神一、蓋依二此經意一、予曰子言抑末也、周易象傳曰、登レ天照二四國一也、是孔子之言也、豈取二於後世異端之書一、然我天照之倭語者阿摩津天流於保比留米之加美略語也、本不レ取二異邦之熟字一、

○梵僧幻術をなして人を誑す事共國の俗也、瞿曇の技術をなして奇觀に備へしこと賢愚經に記せり、浮屠氏これを通力神變といふてほこる智度編のことし、漢唐宋及び元明の人主僧に誑されて無下に口をしき事共有けるも皆幻術にまとひてなり、耶蘇の琍瑪竇も西僧といへば同し類なるべし、或僧經を講していへらく阿闍世王提婆に進められて其母違提希を禁幽せしか違提希發願して佛に歸し西方を求め悟入せし事をいふ、されば阿闍世提婆違提希及び釋迦等皆久遠の佛なり、衆生を引接せん爲めに假に婦人となり男子と化し國王と變じ惡人の相をなして大方便を修す、提婆が惡行して地獄に落しは微密妙行の方便なるよし報恩經にあるとて事々しく訇しる、予おもふ佛と優人と似たり戲場の優者女子の容となり惡人の業をなし貴賤僧尼の眞似をなす事、請て其藝をならひて後戲場に出で實らしく其技を施す見る人盛衰の跡に感じ男女の情に興せさるはなし、嗚呼佛そかねて世態をならひ人間に出て人をあざむき己か法に入しめんとする歟一笑すへし。

○佛者以二佛像一號二本尊一者、見二聖無動經一曰見本尊圓滿悉地云々、

○朝家飲食を臣下に賜ふを節會といふ、彌沙塞律を見はべりしに女見人多謂是節會當有飲食云々、若此等もや出所なるべきか、猶儒典の正しきを考ふべし。

○學佛考訓三曰、委宛餘編云釋迦佛姓刹利字頓吉亦爲二悉達一、阿彌陀佛是爲二普光功德山王波頗智光佛一也云々、

○羅必曰、元氣之所レ運始二于子一立二于己一子者字之始而已者包之始也、自レ子推レ之男左行三十而立二于已一

女右行積二十一而合レ之、已正陽也陰實從レ焉、是故遂人氏因レ是、而制レ禮三天兩地自然之數也、自レ己而數レ之男十月毓二于寅一、女十月毓二于申一、申爲二三陰一、寅爲二三陽一云々、（代酪篇）

按に伊弉二神左にめぐり右にめくりたまひしこと元氣の運行をいへるにや。

○我朝家及び神社の供御土器に盛るは上古の風なり、唐土にも往古はかくこそ有けん韓子に堯舜飯土塯といへり、塯は瓦器飯盛ものなりと字書に見えたり、かはらけ瓦器也きとけと音通す。

鹽尻　卷之五

○承久記曰新院佐渡國ヘ被移サセタマフ、御供ニハ冷泉中將爲家朝臣等云々、カクハ聞エシカトモ爲家朝臣一コトノ御送ヲモ申サレス都ニ留マリ玉フ云々、

凡そ承久の亂君臣道なきより起りて淺ましき事多かり、爲家は歌人にて今の世まて尊ひその筆跡反古のかたはしまてもて遊ひ、壁上にかけてうるはしき人のやうに思ひはへる、君思し召立し軍につかふまつる事もなく、せめて遠島の御ともにまゐりてあれかし、夫をも又にけかくれて女房法師にも劣りたる有さま、いと口をし君を見る事路人のことくせし人の筆跡何の興ありて寶とせむ、窓にも帖し甕をも覆ひてん、殊に武林の家にもてはやし侍らんはいとにけなく口惜。

○近き頃まて有し追腹を切し事、異邦本朝いにしへの殉死とひとつ事の樣にいふはあやまりにや、義滿將軍の時細川武藏入道常久死侍りけるに、其家久三島外記入道朱雀の道場の傍にて腹切死せしなり。明德記に、凡そ人の家僕たるもの戰場にて主と同しく討死するも腹を切るも多かるへし、病死のわかれを悲しみて正しく腹を切て同しく死徑におもむく事、前代未聞の振舞かなといへるを以て見れは、これより先にはせざる事明らけし、殉死の惑ひは君子これを辯せり、追腹のわけなき事は寛文の命に停止ありしなり。

○記誦家說詩古有二三千篇一、孔子刪二定三百一是大史公之說、而朱子不レ取焉、曰怕不レ會二刪得如レ此多一、(見二語親二十三一)

○林氏春齋作二七武一七者文之一體也、文選三十四有七之體七小陽之數而明也、謂レ明二人君之意一也、

○我邦禪子之語云、文選天下半學是文人墨士之學而不二儒者脩レ己治レ人之學一、

○朱子曰　思而不レ學則殆雖ニ用レ心思量ニ不下會就ニ事上ニ習熟上ハ畢竟生硬不レ會ニ安帖ニ
王守仁格物致知をすてゝ良知をいふも思ひて學はさる者也、今其學を是と思ふ人にいふ、たとへは劍術馬藝のことさも其事につきて習熟せすは、たとひ一生工夫すとも只說話のみならん、事々につきて學ひ明らめさるはまことに愚なる人也。

○蜘蛛切丸太刀鍛工
疵丸太刀鍛工　備前國助平作之
此二劍熱田太神々庫藏レ之亦熱田地下加藤喜左衛門某之家藏ニ一劍ニ銘曰ニ鳴丸ニ此所謂保江丸太刀也云云、

○羯磨
法桐宗にケモ、南山律宗コンマ、眞言宗にカツマと音便其品可レ知レ之。

○鷃　按此字爲ニ鴳字ニ古來書ニ卒都婆ニ、詳見ニ鷃ハ字經儀軌ニ可レ考、鷃即咒中一字只以ニ聲音ニ以ニ字義ニ勿レ論ニ其義ニ梵字是也。

○神社狛犬と稱し獅子を作りて置、禁裏銅犬と號するものも亦獅子也、こまいぬは高麗犬にして犬は門を守るもの故に殿門に置、獸の形犬に類し獅子に似たる故あやまりけるにや。事言要玄等を按するに後漢の靈帝の時、天祿蝦蟆を鑄て水を平門の外に吐しむといふ註に、今鄧州南陽縣北宗資か碑の傍に兩石獸あり、其膊に鐫て一を天祿といひ一を辟邪といふ、天祿辟邪幷に獸の名にして、漢の天祿閣も亦以名立といへり、魯齊全書等の書墓碑門外置ところの獸も亦獅子に似たり、或曰天祿獬豸の事なりといへり獬豸はよく人の邪正を知る獸のよし舊書に見えたり、獬豸は一角の獸なり今こまいぬの獅子を見るに一角を作るもの間々あり。

○正平皮とて小紋を染しつくり革あり、頃日ふるき鎧の袖に此革を用ひし所あり、其革に正平六年六月

十八日の字あり。

○己卯六月十八日の夜夢に我神明の道を論せしに、人あり聲をはけまして道は綱常のみといひしと覺えて夢覺め侍りぬ、其朝たま〳〵續通鑑綱目をひろけ侍りしに、宋の賓儀か事を周德恭論して曰、士大夫立レ身而爲ニ世所レ貴者、莫レ重ニ于綱常一不レ重冠裳而禽犢矣云々、實に夢中の事と等し、心の感する所なりけるにや。

○五行大義論諸神曰春秋命曆序曰人皇九頭宋均注云兄弟九人洞紀云人皇分ニ治九州一古語質故以ニ頭數一言レ之云々、(五行大義五卷隋城陽郡開國公簫吉撰)

按我舊記有下伊與二名洲身一而有ニ四面一等語上是亦身一者謂ニ土地一片而有ニ伊豫讃岐阿波土佐四區之方位一也、神記大槩有ニ此類一後世爲ニ妖妄之言一誤レ人蓋讀ニ神書一能曉ニ古語質與一ニ當日作レ文主意一而以宜レ解レ義焉、

○福州府志　皮山一曰金崱朱熹大書天風海濤字鐫之石收下趙汝愚江月不レ隨流水去天風　直送レ濤來之句上、

○二十八宿之次序至ニ清朝時憲曆一西方七宿以ニ觜參一其次序爲ニ參觜一是自ニ季明天文學一如レ此、凡觜三星在ニ參十星之上一且觜之度甚微而其度交ニ畢參一故自レ古列宿之次序以レ觜爲レ先而自レ明至レ清天文甚詳密也、至ニ其論ニ列宿一亦有ニ其理一西洋利瑪竇明ノ萬曆中至ニ中國一專敎ニ天文之學一今異邦本朝所レ學天文之學皆其餘流也、

利瑪竇事跡在ニ事言要玄帝京物異五雜俎等一、

○天道神　我丹羽郡寄木村有ニ此社一實式所謂稲置神社也、本浮屠氏稱ニ天道大日一而登ニ日輪一、卜部家以ニ天道浮屠氏之所レ號諱レ之、爲ニ別天神高皇產靈尊一者附會也、近世小黠祠官見ニ舊事紀一、爲ニ天道根命一者據ニ天道之字一亦附會也、曆家以ニ牛頭天王一充レ之者尙矣、然無ニ本據一則不レ足レ取レ之只以ニ浮屠氏一爲レ本而可也、俗巫或書ニ天頭一而强爲レ說非也、

○攝洲有馬山溫泉、我國他に異なる名湯なり、されは舒明天皇三年秋九月行幸ありしと日本紀に記せり、亦同十年ふたゝひ行幸まし〳〵けるとそ、孝德天皇も行幸有て武庫の行宮に還御ありしと記に見え侍る、聖武帝神龜元年、僧行基常喜山溫泉寺を建けるより佛宇も多くなれり、堀川院承德元年淫雨洪水のこと有て山谷くつれ溫泉沈沒して跡なくなりし、後鳥羽院建久年中和州芳野高原寺の僧仁西溫湯の廢跡をたつねてふたゝひ絶たるを起してより今にめてたき湯なり、當山の鎭は鹿舌三輪の二社なり、仁西熊野の祠を建請けるとそ、夫三輪大汝の命にして我醫藥の祖なりけり湯の山の神なる事は神紀に見え侍る、我
先公敬公

　めつらしき御ゆきを三輪の神なれはすくなひこなの惠をそしる

と詠せさせたまふも舊跡を思し召出されたまひて也、後奈良院も御幸まし〳〵けるとかや、予むかし彼山に至り侍る比聞書せし中に

　湯東西一丈二尺五寸南北一丈五寸深四尺計湯以二木板一隔レ之下三寸あけて底は一つ也、一の湯は南向き二の湯は北向也、

　一の湯の燈は施藥院といふ曹洞派下の寺より每夜內外に燈し、二の湯は報恩寺といふ密宗の院内よりともし侍る。

○隋煬帝之大惡無道、秦政之後更無二其比一隋書及大業記煬帝海山記開河記隋遺錄迷樓記等記二彼驕傲荒淫之事一者尤詳也、

　煬帝よく文作る事を得たり、然るに人其右に出ん事を欲せす、薛道衡これによりて罪せられたゝし事隋唐喜話に見えたり。

○明一統志八十九日本國云々、山川曰壽安鎭國山注云國之鎭山也、本朝永樂初自製レ文賜レ之刻レ碑立二其地一云々、月令廣義二十三註云日本國阿蘇山云々、永樂初年封爲二壽安鎭國山一、

○後漢書光武紀東海倭奴國云々、奴の字ぬと讀へからす、のとよむへし、ぬはのゝ音によむ事神代卷篠此云㆓斯奴㆒といへるを以てしるべし、倭の國といふ事なり、おとしめたる言にあらす。

○黄氏曰原廟之遊衣冠始㆓於孝惠之飾非叙孫之舞禮㆒云々、光武則園廟有㆑祭命㆓守令㆒代㆑事魏文則別殿有㆑祠用㆓家人之禮㆒云々唐之祭或至㆑用㆓釋氏㆒宋祭或至㆑用㆓道家㆒云々、(典彙)

我國神社の祭、遊衣冠の風をならへるにや、昔日猿樂田樂獅子及ひ流鏑角力の藝を祭庭に施す、其後驕奢盛んにして放免の附物より山鉾の鋳に至て觀を專らにするを祭りといふ、今伊勢加茂熱田等の大社の外は皆つたなき戯事を祭りと心得はへる。

○榊を玉串といふ、何の書にありやといふ人あり、曰和歌に玉串の葉といへる元よりさか木なり。永久勅使記に、外宮神事宮司禰宜等取㆓賢木一枝㆒謂㆓之玉串㆒内宮取㆓玉串一枝㆒といへり。

○長者言㆓云士大夫當㆑有㆓憂㆑國之心㆒不㆑當㆑有㆓憂㆑國之語㆒、

知㆓世人所㆑憂則知㆓顔子之所㆑樂矣

○徒然草に云、竹林院入道左大臣殿太政大臣にあかりたまはんに、何の滞りかおはせん、なれども珍らしけなし一の上にて止なんとて出家したまひにけり、洞院左大臣殿此言を甘心したまひて相國の望みおはせさりける。

竹林院入道は西園寺公衡也、夫太政大臣は一人の師範四海の儀刑なれは、たやすく任すへき官に非す元より下として望むへきいはれなし、季世人を選ふに及はすして時の寵により高位高官に至れり、殊に當時西園寺は北條家にしたしみありて官位を弄し珍らしけなしなんといはれける口惜、承久逆亂の後は王家衰へ鎌倉の下知に從はせ賜ふ、かゝる折節身を修め道を正して四海の儀刑ともなり、一度王道を天下に布へき心はなく、浮屠氏となりて淺ましくのかれられけるいと拙し、洞院實雄も同じ心なれはこそ甘心せられし、兼好は固より道をしる者にあらず、只飽まで官位を貪れる心なきをのみよし

と思ひとりて捨世の友とすへき爲に書るなるへし。

○柳筥は定まれる寸法なし、其すゆるものに應じて作るべきこと也、但し或人の傳受に竪一尺五寸横一尺五分足の高六寸けたの木數冷泉家にはすべて重を用ひ、三條家には吉事に半を用ひ凶事には重を用ひたまふとぞ、柳筥もとは柳の細き木を二つにわりて紙にてあみ足をつけし物也、今はなくて檜を用ひはへる、僧家納經の柳筥は殊に足高く侍る、硯筆短冊はさら也、冠をすへ鞠なんとをも置はへる。

○文王武王稱二聖王一大王稱二聖祖一王季稱二賢王一周公稱二元聖一見二林觀楊讀書故事評釋大全一

○老子本子書漢景時始改爲レ經始立二道學一

○三州鳳來寺の緣起を見しに、文武天皇即位元年丁酉建之勝岳院と號するよしあり、彼開基利修仙人入定は陽成院元慶二年にして其年三百九歲といへり、浮屠氏寺院の緣起かゝる虛談多し、或曰佛閣草創は文武天皇大寶三年癸卯なりと、または淳和帝の天長七年庚戌の年ともいへり、大殿の額は光明皇后の筆也とかや。

○我國世々稱號を傳へて數人一號なる多し、大己貴命は素盞烏御子なり、其子孫皆大己貴命あるひは大國主大物主といへり、崇神紀大田田根子命の父阿田賀田須命を大物主といひ、神代卷には八島野命の六世を大己貴といふよし記せり、姓氏錄を按するに大國主は姓にて大物主命の男久斯比賀多命の後なる由あり、然らは代々大物主の名ある事むべ也、亦天穗日命を出雲建子命とも櫛玉命とも或伊勢都彥神とも號す、素尊の御子なりしを天照太神やしなひて御子神としたまふ、然るに神武天皇の御宇伊勢都彥伊勢を神武にさゝけし事伊勢風土記にあり、是も亦世々同稱也、其外神武帝を炎々出見尊と稱し宇志麻治命を饒速日命と號せし事皆舊記實錄に出たり、卜部家長壽を以て說をなすものは非なり、されども倭姫命武內臣等長壽なりしは記に見え侍る。

○或問依レ所レ生年一而定二衰日一者出二何書一乎、曰獨不二衰日一有二衰危壞等宿日一見二不空所レ譯文殊師利菩

薩及諸僊所說吉凶時日善惡宿曜經序三九秘宿品第三ハ此經竊ニ陰陽家者流之言ニ爲ニ天竺之說ニ甚乎、浮屠氏誣レ人淸順治十八年徑山僧徹微開レ梓行レ世、我往昔僧空海請ニ來此經ニ與ニ淸本ニ同乎否乎未レ考レ之、

○我邦五月五日蓬菖蒲を門戸にかけ侍る、菖蒲艾虎をかくるは固より異邦の風俗なりけり、和歌にあやめふく事多く讀てよもきを歌にはよまざるにやと我人問侍りし程に、予いへらく夫木集五月五日の歌に

讀人しらす

　そのゝうちにおふる蓬の枝しけみ末さかえゆく見ゆる御代かな

判に云昔の人今日の曉に鳥と共に起て、園の蓬の人に似たる所をとりてかけにほして藥にしけると云々、亦もろこしの艾虎の事を聞傳へて門戸によもきをかけはへるにや、同し集に蓬をよめるうたに

　ふくと見しあやめはかるゝ古さとの軒のしのふにましるよもきふ

○丹鉛錄曰、楊子雲長楊賦西壓ニ月窟ニ(古ノ窟ノ字)東震日域服虔注以爲ニ月所レ生恐非李太白詩天馬來出月氏窟月窟即指ニ月氏之國ニ日域指ニ日逐單于ニ也、蓋借ニ日月字ニ以形下容威ニ服四夷ニ之遠上耳、

按子雲所謂月窟然矣朱子贊レ郡云ニ手探ニ月窟ニ者不レ然或曰日域不ニ日本之稱ニ乎、予按ニ漢書音儀ニ單于者廣大之貌云々、是匈奴主之號也、然則日域指ニ匈奴ニ本不ニ我邦之稱ニ、於ニ國史ニ不レ書ニ日域ニ文人詩客稱ニ我於日域ニ者尙矣、

○不レ以レ道得ニ富貴ニ不レ處

嗚呼我人此言を忘るべからず、揚雄がことき亦一代の鴻儒にあらすや、其始學を好み博く覽て勢利に恬たり、然るに漢に仕へて三世官に徙らさりしかは、王莽にへつらひて法言を作りけるも望む事あればなり、莽帝號を竊みけるに雄自ら是が臣となり遂に大夫に上られ美新の詞を獻していよ々々媚ける淺ましからすや。今廉潔謹厚の士といへども一度豪富奢花の家に入、名利奔走の客に接する時は其素行を失はさる者ほとんとまれなり、いはんや君の恩顧他に異にして國民にもしらるゝ程に成ぬる人は

建功立業の思のみ盛なるにや、始の志の跡なく成行たくひ少からす、程子の官と倣ぬれは志を奪ふとのたまひける學者常に省るへき所也。

○郭守敬說古日舒長今日漸促此義在二度數之外一無レ傷也不レ可三以語二泥者一毎二百年一短一分也粥然曰運轉無レ已天地密移疇覺レ之哉、(野記)

○馬毛之旋(圖書編ニ云呉草盧云々)

○或問誌二山川人物一書名二之風土記一以謂レ書二風俗土地一歟曰然矣草太子曰夷狄花夏之其俗不レ同者由二風氣ノ異一也狀貌不レ同者由二土風ノ異一土美則人美土惡則人惡是之謂二風土一云々、風土之字固倘矣、

○我　敬公薨前有レ人献二一舖古墨跡一其文曰天五土是天數之五生レ土之謂而讀者以爲二一大五十一一大與二一代一倭音近然　公次年五十一而薨國人以爲レ讖焉、

○按宋張端義貴耳集曰、本朝年號者皆有二讖緯一於二其間一太平有二一人六十卒字一太宗五十九而上仙云々、可レ謂二異域同日之談一也、

同集又　天聖曰二二聖人一明道曰二日月同一レ道靖康曰三十二月立二康王一嘉泰曰二士大夫皆小人有レ力者嘉等一云々、

異邦折レ字而相レ之術皆讖緯變風也、我國近世相二花押一言二吉凶一者蓋此等之類也、

○王摩詰集天寒遠山淨日暮長河急

あたかも目前に見るばかりの景象を述たり。

○或人曰、頃日明人の筆せし庖犧の像を見しに佛菩薩のことく白毫を書きはへる、佛者の意より如此く侍るにやと、予曰王子年拾遺記に庖犧長頭脩目龜齒龍唇有二白毫一といへるより書るなるべし、拾遺記固虚誕の書也。

○或問万葉集菊の歌なく離騷梅の詞なしといふ事如何なる故にや、予曰和歌いにしへ字音を其儘いふ事

なし、夫菊は音也何そいにしへ和歌によみはへらん、離騷に梅華いはさるのみならす、詩經にも亦なし標有レ梅其實七兮又終南何有レ條有レ梅といへるは、其實と材とを取るのみ華香をいふにあらす、六朝の時略梅花を詠せしより唐宋の詩歌盛に見え侍る、鶴林玉露に曰、古しくの梅華は其花香の奇必しも後世にしかざるも亦知るへからす、牡丹のこときも唐より以前聞ゆる事あらす、武后の時樵夫山に採てこれを得、國色天香高く群花を掩ふ、木犀山礬薬莉のこときも唐より以前墨客槧人曾て一語これに及ぶ者非すと是を以てしるべし。

○御押　按天子花押なり見二宋周公謹煙過眼錄一亦曰二幾口一書圖曰二幾幅一亦有二同書一

○山常　山跡　八間跡　何れも大和なり万葉集如此書之皆假名字也、近世有下考二古記一書二山外一者上實得レ之但万葉以レ宿書二屋前（ヤト）一然則可レ書二山前一歟、盖對二山背一而謂レ之則前字有レ故耳、

○或人問、俗間傳ふる所酒顚童子其時代何れの比にや、曰舊記の慥なるを見侍らす、丹波國寵宮明神に源の賴光幼術の囚賊を誅せられし時の願書あり、俗傳ふる所の事是なり、彼願書の寫を見侍りしに正曆三年三月廿五日とあり、賴光以下五人の花押有正曆は二條院の年號其三年は壬辰也。

○亦俗間に八百比丘尼の影とて小兒の守にも入れる守りとする者有これ何人そ、曰八百姫明神の事なり祠若州小濱に有姫のうたに

　若狹路やしらたま椿八千代へてまたもこへなむ矢田坂かは

其緣起は實に妖妄の事也。

○庚辰五月五日熱田の社にまふて侍りし、此日神輿を鎭皇門の閣上に移し神わさ有、音樂はひさしく絕しを先公すたれたるを興したまひぬ、今日卿輔の頭人騎馬して渡る、亦里々より馬を引てはしらしめいとかまひすし、俗に日本武尊の東征の事を學ふよしいへと附會の說也、誠は往日競馬の式有けるとそ、今も西門に馬場の名のこれり、端午蹋柳の藝をなす事京都加茂のみ昔にかはらす　其他は多くはたへて

みたりかはしき走馬なと引めくりはべる、亦今日幼童のほりを立かふとをならへ、其外兵器をもてあそひ侍る事諸國皆しかり、世人其趣をしらずさま〴〵の說あり、俗儒はもろこしに天師の繪をかくるを我朝の幟に附會し、艾虎をかふとの飾りに牽合す、祝家は山城國藤の森の祭事を其始とし、或は日本武尊東征の遺風を學ぶとぞいふ、似たるを以て强て合せはへる、夫五月五日は漢家本朝武事なす日にて、冠競の業をもてあそひ侍る、我朝中世より印地打とて瓦礫を飛して戰なとすること〴〵に五月五日なり、紙纛をなす勝負かふとゆうふかたなの名節物の菖蒲に呼なすにこそ、三四十年前までは幼童所々にて印地打をしける、其後印地は絕けれとも猶少人ほろなどおひて親類のかたへもありきける、豐臣家大阪にまし〳〵ける比まではかゝる事盛なりしにや、慶長の始書し屛風の繪を見侍りしに大阪の町にて端午の印地打する所を書けるにも、立置しかふとをとりてかうふり、紙のほり押立てしやうふ刀をぬきつれて戰ふさまや、城中にはのほりなどの體なし、然れはもと地下の業にて上さまの人はもてはやし侍らさるにや、朝廷にはのほりかふとの御かさり今もなくそ侍る。

端午旗を立、首鎧つらぬるを吾子おもへらく地下の戯なりと、然れとも古記を考るに足利家兵馬の權をとれる日、五月五日に治而習レ兵の基業として兩陣の形勢を作り、角を吹皷をならし、五回五色相反の旗をあけて、互ひに先後主客の用をなし、挑合て後凱旋のありさまをなして賀す、これを草教といひて武家の佳例とせり、吾子知らすして妄にいふへからすと或人いへり、實に事故に達せすして說をなし後人を誤るへかす、草教は人のしる事多かるへけれとも我いまた知さる所也、我あやまりを記して後人に示すのみ。

○本邦鎌倉將軍家以來覇業盛而互爲二將帥一一變而爲二刑名之政一天下後レ之、

○論語賢レ賢易レ色【割註】易者變易去二好色之心一見レ賢眞知篤信則百嗜好豈足二以移一レ我」一

未學未二深考一二朱注一而講レ之以爲以二人好一レ色誠心一易レ之以レ好レ賢此說誤矣見二日講解義及正解一而可レ知二

注意ニ(横井氏講示レ之)中庸所謂遠レ色貴レ德者是也(岩村氏諭レ之)謂ニ此好レ善有レ誠也、

○丹後國與謝郡比沼魚井原豐受皇太神始鎭座之地而竹野神宮是也、今呼ニ河守ノ之地號ニ外宮ノ者其舊跡也亦半里許號ニ內宮ノ祠後山有ニ岩窟ノ俗稱ニ戸傳ニ云皇太神始降ニ此山頂宇良嶽ノ、

以下往年至ニ其地ノ人所ト語記レ之耳、

○近き亂世に一揆として民人黨を立國のなやなりし、其始いかにして此所業をなし初けるやといふ人あり、是武家權を失ひしより始れり、東山殿政道よからさりしほとに、細川山名矛盾出來京師東西に對陣し、年を經てあらそひしかは、兩陣の士卒轉糟につかれ遠近の里々に押入、民人を責出し粮を押取なとして無道の事とも多かりしかは、畿內人跡まれにして農商業を捨、一村一落各一揆を結ひ用心せしそ其始なる、山名細川陣中に死して戰士皆其國に歸り猶欲心よりいとみあらそひ戰國となりしかは、民の積粟を剝取事猶多し、民家始こそ緊くして居たり、後は武士の僻事にならひて亦黨をむすひ盜をなし、甚敷は兵をあけて土地をうはひけるより、夫を見ならひこゝの一揆かしこの一揆といふ事起りけるとそ。

應仁以後の亂のことき上古にはなかりし、嗚呼公家の記錄ことく〳〵く絕へ、武家の故實半跡なくなりしかは、風俗思々にして人心ひたすらひすかしくなれり。

○雅頌正音五寶劍歌曰、寶劍耿々佩レ之可ニ以當ニ一龍ニ云々、

○呂氏春秋三月紀桐始華高誘解曰、桐梧桐也生レ葉故曰ニ始花ニ云々、

按梧桐倭俗所謂靑桐也、靑桐固無ニ紫花ニ今開ニ紫花ニ者非ニ梧桐ノ、

○孝子禁ニ服內生レ子也、漢以來尤嚴至レ明無ニ此禁ノ、

○叢林家作詩凡二字題者詩中不レ謂ニ題字ニ此始有ニ道號之頌ニ不レ謂ニ道號字ニ後雖ニ雜物品題ニ而亦不レ謂レ之是固不ニ詩家之故ニ唯叢林之流風也、

○家人利ニ女貞ノ、

蒙引曰、家人一家人要不レ出ニ父子兄弟夫婦ニ而已故象傳曰父々兄々弟々夫々婦々盡レ之矣、

亦曰、此所謂家人奴婢不レ與焉古制人家無ニ奴婢ニ有下犯ニ其罪ニ者上役人爲ニ官奴婢ニ謂ニ之減獲ニ云々、

按我國昔より官奴婢あり、中世是をあかりものといひし、今は又まれ／＼なり、今の下人はもろこしの所謂買僕質奴なり、故に今年此に仕へて來年彼にあり門を數へ入かいりて君臣の禮をしらす、大方は奸曲にして質實者まれ也。

○雷いにしへはさのみ落さりしにや、稀なるやうに古書にも見え侍る、異邦の書雷落て亦後上る說はなきにや、今まのあたり圓なる火のことき物の雲につれてあかり侍るを見る人多し、一度落散して再ひ雲中にかへる事いふかし。

○魯三家原始(依或人之需記之庚辰五月廿一日)

問昔魯國三家有テ驕僭不臣ナリ、所謂孟孫氏叔孫氏季孫氏ナリ、然ルニ季氏ハ庶家ニシテ其疆大孟叔ニ増レルハ何ソヤ。

答私ニ古記ヲ按スルニ、魯ノ伯禽ヨリ十五世ノ主桓公齊ノ襄公ニ殺サレシ後莊公立テリ、莊公黨氏カ孟女任ヲ愛シテ子班ヲ生シム【割註】子班長テ梁氏ノ女ヲ說シニ圉人犖ト云モノ窬ニ彼女ニ戯レシヲ見テ怒リ犖ヲ鞭ツコトアリ後ニ犖ノ班ヲ殺スモ故アリ」莊公ニ三人ノ弟アリ長ヲ慶父ト云(孟氏ノ祖)次ヲ叔牙ト云(叔氏ノ祖)次ヲ季友トイフ(季氏ノ祖)是三家之祖ナリ、然而莊公齊國ノ女ヲ取テ夫人トス(哀姜ト云)夫人子ナシ、其姉ヲ叔姜ト云シカ幸セラレテ男ヲ生是ヲ子開ト云【割註】系本ニ啓トイフ漢景帝諱ヲサケテ史紀ニ開ト記ス」莊公其本夫人ノ子ナケレハ子班子開トモニ適嗣ニアラス、其上莊公孟女ヲ愛スルユエコトニ年モ長セシカハ子班ヲ立テ嗣トセント思ヘリ、然ルニ莊公病ニカヽリ卒セントセシ時弟ノ叔牙ヲ呼テ世子ヲ立ンコトヲ問フ、牙カ曰魯國昔ヨリ父ノ跡ヲ繼モアリ兄ノ跡ヲハ弟ニ及ホスモノアリ、慶父ハ君ノ次ノ弟ナリ嗣トスヘシト云、莊公ハ叔牙カ慶父ヲ立ントスルヲ患ヒ、亦季友ニ問レシニ友カ曰班

ハ君ノ子ナリ我死ヲ以テ班ヲ立ント云、莊公曰先ニ牙カ慶父ヲ立ント云シ是ヲ如何ニト季友計ツテ〔一〕ノ大夫鍼季ヲシテ鴆毒ヲ牙ニス、メ飲シメテ殺シ其子ヲ立テ叔孫氏トス【割註】杜氏曰罪ヲ以テ誅スルニアラス故ニ後ヲ立テ其祿ヲツカシムトイヘリ」既ニシテ莊公薨セリ季友即チ子班ヲ立テ魯公トス、然ルニ慶父己レカ立サルコトヲ怒リ圉人犖ハ初子班ニ恨アルモノナルコトヲ知リ彼ヲシテ班ヲ弑セシム、季友力タラス其難ヲ避テ陳ニ犇レリ、慶父自ラ位ニ即モサスカナレハ一先莊公ノ次子開ヲ立テ君トス、是閔公ナリ(史紀ニ湣ニ作レリ)慶父是ヨリ驕リイヤマシニテ莊公ノ夫人哀姜ト密通シテヒソカニト齮ト云フモノヲシテ閔公ヲ弑セシメ慶父自ラ魯公トナラント計リシカ、季友是ヲ聞テ陳ヨリ閔公ノ弟子申ト共ニ邾ノ國ニ往テ兵ヲアク、魯人モ亦慶父ヲ誅セント欲スル故ニ慶父國ニタマラレス出テ莒ノ國ニ奔レリ季友即チ申ヲ奉シテ魯ニ入レ君トセリ、是僖公ナリ(史紀釐公ニ作レリ)季友莒ニ往テ慶父ヲ求メテカヘリ、人ヲシテ是ヲ殺サシム慶父ノ後ヲ孟氏ト云、

以レ此見ルニ叔牙先ニ殺サレ慶父後ニ害セラレテ獨リ季友公室ニ功アリ、故ニ僖公己レヲ立ルヲ悦ヒ汶陽ノ鄪トイフ地ヲ以テ季友ヲ封メ相トス。

僖公立テ季友政ヲ專ニス、其子僖強大ニシテ公室ヲ無セシモ是ヨリ起レリ、其後僖公薨シ文公立テ三子アリ、長ヲ惡來ト云次ヲ視トイヒ次ヲ子倭トイヘリ、文公薨シテ子倭公子遂ト云モノヲ頼ミ(史紀ニ仲襄トイヘリ)齊ノ國ニハカリ合セテ世子子惡ヲ殺シ倭自ラ立リ宣公是ナリ、始ニ季氏僖公ヲ立今遂宣公ヲ立故ニ權柄皆臣ノ手ニアリテ君ハ空名ノミ、以此公室日々ニ卑シテ三家年々ニ强シ、宣公ヲ去ントセシモ叶ハスシテ薨セリ、成公襄公ヲ經テ照公ノ時三家ヲ亡サントセラレシカトモ事成スシテ却テ三家公ヲ伐、公遂ニ出奔シテ後他國ニシテ卒セリ、魯人共ニ照公弟釆ト云人ヲ立定公是ナリ、三家增々盛ンナリ定公薨シテ哀公立魯君ノ國政ヲ失ヘルコト久シ、孔子ハ定哀ノ時ニシテ三家驕僭ノ日ナリ、論語ニ三家ヲイヘルコト多シコレヲ考テソノ時ヲシルヘシ。

○宋國子司業聶崇義所レ著三禮圖一曰袞冕云々、古天子冕服十二章王者相變至レ周而以二日月星辰一畫二於旌旂一所謂三辰旗旂昭二其明一也、而冕服九章云々、冕服皆玄衣纁裳朱韍素帶朱裏亦以二朱緣一終レ裨云々、

信景按冕服之色此書謂レ之詳也

○同十日駔琮玉人曰駔琮五寸宗后以爲レ權亦曰駔琮七寸鼻寸有二半寸一天子以爲レ權云々、



信景按其圖如二八花形鏡一鼻者花形也、

○大琮玉人云大琮十有二寸射四寸厚寸云々、

信景按是亦同形也射亦花形也黃琮之圖同レ之、

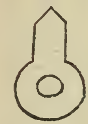
同十一四圭赤色



兩圭青色



圭白色



按異二他書一夫有二所受一歟角散亦形似レ之、

同十二有觚圖

觚



銳レ下方足漆赤中畫二青雲氣一云々

○十二時歌合

左　たす　天津空浮立雲もこゝろして月をはさらぬ濱のむら雨

右　いぬ　里のいぬ月見る秋のよいたにも星まほるとや人の思はむ

判に云左の歌月のためうき雨を心に任せ侍らんあらまほしくや右のうたほしまほるいとあやまたれん事むねんに聞ゆされは左かちといふへし

左　み　月みれはうさわするゝ秋のよをかなしみ思ふ人やなからん

右　い　草枕ふす猪のとこの山かせに雲もさはらぬ月を見るかな

判に云左の歌月を見てうさをわすれ秋夜をなかしと思ひてあかし侍らんいとやさし右の歌とこの山風に雲もさはらぬ月を見るこゝろもわりなしされはいつれもわきかたく聞ゆるとや申すべき

左　むま　あふさかやせきのこなたに待出てよはにすみぬる望月のこま

右　ね　夜もすから秋のみそらを詠むれは月のねすみと身はなりぬべし

判に云望月の駒のねすみともにゆゑ有て勝負わきがたしこれもちとや申べき

左　ひつし　めぐり來て月見る秋にまたなりぬこれやひつしのあゆみ成らん

右　うし　むら雪の空さたまらぬ月をみてよはのしくれをうしとこそ思へ

判に云左の歌月見る秋をむかへてまつこれをもてなすへきにひつしのあゆみよにはいまはしく聞ゆるこゝちして覺ゆ右のうた月をみてよはの時雨をかなしむ心誠にやさしわれもぬれてひとり鳴てこそ侍りし右をかちとや申へかうん

左　さる　月をのみさやまおろしはしくるとも空くもうさる秋の夜半かな

右　とら　みるまゝに涙露ちる月にしもとらふすのへの秋風のみか

判に云左のうた山かぜは時雨とも月なくもりそとかなしみ給思やられて聞ゆ右の歌とらふすのへと

侍れは月を見てもふしけん心いかゝと覺ゆるされは左を勝と申へし
左　とり　つきなしとゆふつけ鳥も鳴たひに影ほのめかす有明の月
右　う　あけがたの月のひかりの白うさきみゝにとたかき松風の聲
判に云左のうたつれなく待わひて影ほのめく有明の月めつらしく覺ゆ右のうた松かせみゝにたかふ
聞くにやされは左のかちと申へき
右十二時歌合讀人及ひ判者の名しらす、或人の許にありしを寫す猶誤字なども有やうに覺え侍る。
○熱田神宮の末社賀茂神社と云あり、何の神を祭る事を詳にせず、按に出雲國に加茂利神社あり、一書に掃守(カマモリ)連の祖天忍命を祀るいへり、蓋賀茂利社も同神か。
○居士と稱する事、居位の士あり居德の士り居財の士あり釋氏いへり、是居士の字により後世附會す居士はもと禮の玉藻に居士錦帶といふあり、注に道藝の處士なりと云々、亦吳僧能か改齊漫錄に居士の號商周の時起れりといへり、韓非子を按するに周の時居士伊矞華任といふ昆弟二人有けるよし記せり、夫居士は不仕の號處士と同じき事也、輟畊錄を考へ見るべし、亦佛書といへどもいにしへは小王將軍長者居士宰官婆羅門等の品を分ていひし、今は王侯卿大夫も皆居士といふ名分に背けり。
○古老口實傳云、大小神祇使者狐烏鶏蛇鏑是即王官王夜及神也故示ニ吉凶ニ者也云々、
按是浮屠氏所謂而我國祠官傳ニ習之ニ以爲ニ神社之故ニ
○春鳥の音は管籥に似侍る、本令の行はるゝ故にや子規の鳴音は濁りて、蟬の聲は物を賚ることとし、秋の蟲のすたくはさながら金鈴のおとなめり、冬は物の聲なければいひかたけれと風を以て鳴るといへは寒風波の聲に似はへるも、水の旺する時なれはかく侍るにこそ。
○天形星秘密儀軌三卷
大須眞福寺藏本龜山院文應元年古書本ノ寫也、應永三年十二月七日於ニ尾州中島大栖庄東方照光院ニ書寫

畢云々、

右儀軌中有下天王縛二撃凶鬼一禳二除疫癘一之事上亦有下沙端羅龍王第二姫爲二牛頭天王之妃一說及十二神星之名上按世於二天王祠一禳レ疫者本出二此儀軌一然密家秘レ之俗巫忘レ本而一爲二我邦故事一牽二合素盞烏尊一元祿庚辰夏六月二十日見二彼書一故書レ之、

○都表如意輪儀軌

釋氏日待行法有二此儀軌一今巫祝爲二日待一者固習二浮屠氏之術一而失二其法一矣嗚呼方士自二一犯レ祀レ日浮屠因襲而以爲二已家事一、

我邦諸祠官等始傚レ彼亦以爲二神事一以レ此爲レ業誣レ民釣レ利僭亂之至實可レ痛哉、

○問名古府下六月十六日家々冷麪を嘗て時食とす、是何の謂そや。曰是嘉定の賀也、嘉定もと其起原を詳にせず室町公方家の時より始るといふ、朝家今嘉通と稱せらる是納涼の會にして其實は六月秡の遺風なり、京都東河原及ひ下鴨の納涼他境かゝる事ある事を聞侍らす、凡諸州此月天王祭をするもの皆六月秡なり吾海部郡津島社六月十六日夜束葦を流すもはらへつ物なりけり、牛頭天王疫をはらふ事を司賜ふとて國民まつるは本佛家の事なれとも中世より素盞烏尊に習合して蘇民將來の故事を云のみ。

○尾張本國帳愛知郡載二泥江（ヒロヰ）神社一蓋廣井八幡社是也、此祠自二往古一有二此地一然罹二回祿一失二社紀一應永廿六年遷宮之後造營綿々是外廣井村內無二舊地祠一、

八幡祠官家ふるき裁許狀に廣江と書り、按するに泥をひちりこと和訓す、ひちの切ひなりりこの切ろなり、然ればひろはひちりこの轉語歟、卿俗泥をべろといふも亦ひろの言に近し、亦江をゐると讀事多し鯖江はゐると讀かことし、ひろゐは本字泥江にして廣井は後世の假名書か、中島郡裳咋神社ありこれ今の目比村八龍祠なるかことし、其他尾張を小針と書若栗を和栗と書たくひ多し。

鹽尻　巻之六

○名の下に九拜と書は九度拜する事にやと或人尋ねられし時、周禮の九拜を以て答へ侍りしに、其後或識者へ尋ね侍りしに、周禮の九拜は等の拜禮なり名の下に書は左にはあらず、朝庭拜賀奏慶などの日諸臣天皇を拜し奉るに、立て左右左居て左右左地拜二度、立て一度拜し奉る是合せて九度拜する故、九拜の禮といふ極て重き事なりとそ、こま〳〵と書付賜はりけるにそ、我先日の誤はしられ侍る、凡そ其道にあらむを輕々しくいふべきにあらず、こゝにしるして後日のいましめに備ふ。

○金翅鳥　出符子正法會經は抹之爲說者乎

石燕　湖月記云形蚌而小異石なり

三足烏　瑞應圖云王者慈孝天地則至云々

正鵠の正は鳴鳥のことなるよし(潜確類書一百六)

龜壽萬年　出㆓述異記㆒

鸚鵡蝶　出㆓南州異物志㆒

人面獸心　出㆓阮籍獮猴賦㆒

○伊勢兩宮造替の材木、近世は紀伊國大杉山にして取侍りし、元祿庚辰杣入の事始りしか其材木乏しきによりて、今度は信濃國木曾山にて良材取侍るべきよしおほやけの命あり。

○神代卷踏堅庭(カタニハチフムト訓セリ)源氏みゆきの卷にかたきいはをもあはゆきにといへることはを以て按すれは、かきはをふみてと訓すへきにや堅磐をかきはと訓せり、然れは庭の字はかなかきにや、若淡雪以蹴散とあれは、かたきいはをも雪なとのやうにけちらしたまふみいきほひをいへるにこそ。

○諸　うけはると訓す受張なり相當の心。

○我國古しへ學生入學ゆ時文章院堂監名簿書其字爪印。

○屠兒　江多と呼ふ牛馬の肉を屠りて毎にけからはしき故に穢多と書といふ、是附會と覺え侍る、江太はもと江とりと訓す、順和名抄に取ニ鷹雞餌一也と、江太は江とりの轉語也、とゝたと通すりを略していふ也。

○寄居子かうなとよむ、和名抄にかみなといへり、かみなは蝌蜷なり蟲のかたち蟹に似て殼は蜷の如きゆゑ也、かうなは轉語のみ、按するにかうなは殼なし他の空殼をかりて寄居ゆゑ名とする由唐土の文にあり、予海邊にて見るに然らず、此蟲水をはなれて程ふる時は殼をぬけてはしる、再ひ殼に入る事なし、古人物を見る事詳ならぬ事多し、鰻を蛤に似て對なしといへるもつくさす、榮螺の扁なる物にて蓋なしといふは可なり、亦相思子を海搓餘錄なんとに螺のことくにして中實し、石に類すといへるも詳ならす、相思子の酢を得て斡旋するは小贏なり、崔禹錫か食經に白玉の蓋なりといへる由、和名抄にのせ侍る是也、さゝゐのふたもしらぬ國の人見ては、中實せる貝なりとそいふへき、其物にいたりてしる事をきはめされは大やうあやまり少からず。

○新撰萬葉女倍芝とあるはおみなへしの事なり。

○正月七日朝家春馬節會、其始は公事根元に見え侍る、月令賀倉龍といへるも春馬の事なり、民間春駒とて祝辭するを春馬の事より起るといふ人あり、按するに春駒の辭は事を祝する事なり、凡蠶と馬と氣を同しくする事周禮の注に見え、馬化して蠶となれる故事も侍る、されは古川こたねなんといふ、我尾州西海部郡に古川の里も侍る、然れは尾張八丈を織し事にや、長島はもと海部郡なりし、八丈織し所は長島なりけり、中頃きぬをり西部に移けるとかや。

因に云萬歲は造宅の祝辭、鳥追は田事のいはひ、春駒は蠶桑のことふきなり、人衣食住の三つを重しと

す、故に年の始是れをことふきて興を催しはへるにこそ、食を得て命を保ち衣を以て寒をふせき家に居て雨露に犯されす、是人の生を養ふ道なり。王政も是を治てその弟忠信を教へ給ふ、然るに食は八珍方丈の手よけをなし飽事なく、錦繍をまといて猶寒く金殿玉楼に居て安しとせさるは、驕侈の心より起りて其慾を極めんとするに依れり、呂政か阿房の中幾か民の恨をつみ、隋の幽楼已れ先迷ひて末の世の笑を残し侍る、我人分に安んし侍る事能はす、驕僣貪慾にして其程ならぬ衣服を重ね侍らんは、秦皇隋王か黨なりけり。

○今朝延猿舞正月あり民間にも厩の祈禱といひて年の始先猿をまはしむ。

○易曰道篇(乾鑿度)讀書曰三折三滅(論語讖章編三絕鋏摳三折漆書三滅)素王之功曰素功(梅福據)讀書眼曰月眼(山谷)公言曰誦言(高后紀)盡言曰索言(許后傳)遠道之辯曰詭辨(石顯傳)失言曰墜言(漢書)和韻之言曰諧語(東方朔好爲諧語)飛揚誹謗之語曰飛語(灌夫傳)一言必信曰忌然諾被謗曰横被口語(揚揮傳)此類玄事要言集に見え侍る其一二をしるす。

○神武記向日字釋日本紀(十七秘訓)ヒンカシニムカフと訓せり、按するに日向は猶謂向東ヒカシムカフの轉ヒウカなり。

○梨をなしと讀は和語にあらす奈子をかりて訓とせり。

○民家紡車につきたる槌(俗語つも)にりうことといふ物あり、何の字そ曰輪皷の字なり本朝相撲の記にあり、細腰輪皷のことしといふ槌に付る所の形に似たる故此名ある歟、槌或は紡錘と書り。

○箏の十三絃に十の外トイキンといふ斗爲巾とかくへし、箏譜にたとへは本朝格所謂新羅琴十二絃なり其絃の名甲乙丙丁戊巳庚辛壬癸天地とあり天地は箏の斗爲巾のこと。

○百寮要抄は後福光院關白良基鹿苑院前太政大臣の請によりて所述なり。

○卜部唯一と稱する事、本法華唯有一乘の文にとれり、名法要集に後一條院震筆にて唯一の二字を書賜

ふといへり、然るに林道春彼書を疑て兼延か作にあらしと云へり、按するに孝德記に帝道唯一の詔あり卜氏是れを忘れたる歟。

○兼延が神室圖一卷行法の器をのす是習合家の器なり。

○顯宗紀室壽曰、築立柱者此家長御心之鎭也云々、

○孝德紀盟言曰、今共瀝心血今人是を以て起請血判の事とす非也、是は赤心の謂故に血を誠と訓せり、東鑑に起請血判の事なく却て流血を以て記請の失とせり、今指血を花押に點す其始をしらす、史記陳餘傳に張敖齧二其指一出レ血、按索隱是表二至誠一爲二約誓一也と是による歟、但佛書以レ血爲レ墨の意歟、

○尾張一宮相殿有二大龍姫龍二神一、按するに三元大傳神妙經（習合家合作）に汝大彦龍王者伊弉諾尊變作也、汝大姫龍王者伊弉冊尊變作也云々、是拂書龍王の妄說にまよひ我神明に混す哀かな。

○卜部流の行事神道護摩宗源行事十八神道を三科ともいふ、三つを兼たるを三壇行事ともいふ、此外に神道灌頂神道加持なと秘する有功紙にてゆるす行法猶多し、巫祝を始世俗これを神道の行事祭禮なりとて崇ふいとつたなし、夫護摩灌頂は元より浮屠氏の事、宗源行事は密家兩界の本次第を盜み十八神道は十八道を取合せ作れる事なり、亦元三好行なと道家を用ひしもあり兼倶以來作りそへけるも多し、かゝる事を神祇のわさなりとおもへる愚ならすや、神代傳受紀亦つたなし神代卷口訣に三科の事をとれは齋部氏もかゝる事を是とせしいとあさまし。

○正月かざりの內ゆづり葉は何の用にやといふ人あり、三(ミツ)の角柏(カシハ)に酒もることくにや大嘗會に所見あり、また餅などにも敷にや、枕草紙に十二月晦日になき人の食物にも敷亦は春の祝にも用ゆる事あり。

○以二大和一共賓爲二山外一、今生駒山の外也、以二神武紀一考然矣、但此山者盖哮峯(イカルカ)也、速日尊初降二考峰一、遂遨二鳥見白庭山一、喚云虛空見日本速日尊所居也、言滿天山前也（萬葉天爾滿倭）是土地廣平意也、哮山前面即今大和地也（日本字以二義訓一書レ之）

○大嘗會次第は貞觀儀式延喜式江家次弟康富記等に詳なり、其始は天武天皇即位五年有定齋忌則尾張國山田郡敷丹波國訶沙郡並食云々、(日本紀)
○五節舞其始は不ㇾ見ニ日本紀ニ(故事要略廿年中行事廿七)謂ㇾ之詳なり本朝月令の說同ㇾ之。
○三社託宣　天照太神の託といふは厩戸皇子の語をとれり、聖德太子御記文に見ゆ、或日卜部兼豐作る松下見林云宣胤記を見れは三社の託を多く書れし事をしるされ侍る、兼倶と外緣あれは兼倶此記を作れりと聞えたりといへり。
○今俗疫病流行の時蒜を戸にかけ侍るは如何なるましないにやと問ふ人あり、漢家の書にある事見及ひ侍らす、我舊記には古事記に日本武尊足柄の坂本にして食御粮したまふ時、山祇荒振神に蒜を以て彈きかけ給へる事をしるせり、是山氣の瘴邪を除のよしなりとぞ、かゝる事を傳へて除疫のわさにし侍るにや。
　右者備忘雜著に見えたり。
○或人のもとに蝦夷の圖ありて寫せり、松前は津輕の北にして海をへたつ蝦夷の地にして寒烈しく雪深し、古へは奥の夷とて人倫に通せす禽獸のごとき風ありしか、中古上國の人里長となりて政治を施こす力によりておのつから人倫の道をしれりとぞ。
○卺　卷の字なり六書正譌爲平聲　十(寔執切)　廿(人汁切ニ十ナリ)　卉(悉合切卅ナリ)　卌(息入切四十ナリ)
○床に觀音達磨布袋なんとの繪をかけて中央の卓に香華を置も亦禪林の風なりけり、今禪刹年始に客殿一間をはらひ觀音の像を掛て中央の卓に香花を備へ門家の拜年を侍を見てしるべし。
○紫式部を日本紀の局と呼しことは、順德院承久二年御記に一條院式部は日本紀をこそ見たりけれと仰せられけるに、何かしの内侍とかや此の仰を妬みて日本紀の局といひしことを記したまへり、亦源氏物

かたり大般若のうらに書初といふは傳へもある事にやと問ふ人あり、予曰河海抄に大般若の料紙を申うけて先須磨明石の兩卷を書とゞめし出あり、經のうらに書し說何の書にあることをいまた考へ侍らす。
○神社こま犬高麗犬と書へしと是なり、按するに高麗樂狛犬といふ曲ありけれはこま犬の名は韓のことなり。
○神前を寶前といふ事、江家次第大神寶の條に八幡大菩薩寶前といへり、菩薩と號せしよりかくいふにや、御鎭座本緣には大前とそ侍ろ御面と古記にいへるも神前の事廣前と和歌にはよめり。
○天正十八年北條の臣松田尾張の守反を謀る、其子左馬介諫て入れす、依之左馬介ひそかに氏政に告仍て尾張守誅に伏し北條氏も豐臣家に降て家亡ひにき、忠孝類說に左馬介が志を哀れむ然れとも其父を諫る時死せす亦父の謀逆を告る時死せす亦其父諫せらるゝ時死せす主降城陷る時に死せす、いたつらに氏直に從ひ敵に降り城を献して氏政兄弟を死にいたらしむ、終に高野山に登り遺息を保つ事を恨めり、近世此論ある事なし唐の李璀か如くならば誰か是を議せん、但し左馬介年甚若し其志は觀るにたれり、是より先天正十一年柴田勝家の臣毛受庄助主君の危を見て其旗を乞得て主に替り敵に向ふ、其兄茂左衛門來て同しく死せんことを說く、庄助謝して曰老母堂に在り君のかれて是を養ひて可なり、兄茂左衛門曰家夫人義を好む我義を捨なは其素意に違はん是不孝ならすや、しかし義を汚さすして同じく死せんにはと、即ち共に戰ひ同しく自盡せり、近代の兵士そも幾千人そや、其忠孝全くして恨なきものは唯毛受兄弟かかの大概名を追ひ利をしたひ子孫の榮を期して戰死する者をよしと思ふ人と今年を同して語りがたし。
○度會延佳神主幼時小鳥を求めおもしろき事に思へりしか、夕暮に及ひ悲鳴して籠を出まぬかれ度ありさまを見て忍ひす、即ち籠をひらきこれを放ち快よく覺えしより、一生籠養のもてあそひせさりしよし秘傳問答に自書せり、寔に程子養魚記と其意一般なるにや、誰も〳〵生類の困しみにあへるを見て仁心

の起る事あれとも、いさや是爲所を改め一生せさる人はそも亦幾人そや、延佳國學の道を明らかにし天下に名を知られけるも、かゝる篤實の介少きより老に至り變せさるほとの美質なりけるゆゑとたうとく覺え侍る。

○或問、贈物をする時其器へ亦物を入れてかへすをオトシノミといふ、いにしへよりあることか、答太神宮年中行事鍬山伊賀利の神事の條に折敷に小石を入て年の實と號し分ち送る事あり、是田植祭の時なれは今年の米穀豐饒をあらかしめ祝し年の實といひて送る事あり、夫を世俗に贈を祝して斯くする事と覺え侍る。

○海部の中の庄にしるよし有て、長月廿日比行侍る道なれば甚目寺に遊ひしいにしへより掛おける古繪馬を見しに慶長元和の比なる多し、長尾法印吉房御願とあるは前關白秀次の先考一位法印なり

　いかにして消やらぬ名はのこりけんわすれすしのふ人もなきよに

折ふし若き僧の出來りていふ、此寺古代の繪あまた侍る中に南の方に富士の繪書るそ、其年代は此寺中興の前なるかと寺僧いひ侍る、なとかたる儘たづねて見はへりしに、正曆元年八月廿八日の字見ゑ侍る其繪は近代の貴介旅行のさまなり、さかやきとれる姿時代ことたかひ侍る、一條院の時かゝる容なかるべし。

○癸未の秋濃州惠名郡神野村より鍬神祭とて村々驛を傳へて上州高崎に至りし、有司あやしみて送りかへし我府の吏に付て正されける、九月廿六日吏人をして此祭往古よりありしや勢州より出るといふなる神鍬の事本據あつていつれの時より祭れるなんとたづねられし、予曰俗傳ふる太神宮二月御田の時の神事の鍬なりとて師職の者近世近き國々を持廻り祝ひのゝしり、村より村に傳へはては其終る所の神社へ納め置とそ、根本鍬を神靈にしてまつる事なく亦伊勢の神人等諸國へ是を送る事もなし、然るに近世神人謀計の爲めに鍬の形したる木を所々の村民に送る、土民は愚にして何の辨もなくかくすれはめてたき

事なりと所々神のことく崇むとかや、彼諸社の大麻筥は秡の卷數なるを、庶人直に秡の麻筥を神とし崇むることくなり來れは鍬を神とし尊ふも其類ひなるへし、夫操營神田鉏柄者毎年二月先祭山口及木本然後採之と延喜太神宮式にあり、雜例集二月一日内宮鍬山神事御田種蒔耕作也上の亥の日外宮鍬山伊賀利神事といへり、鍬山は内宮儀式帳に所謂湯鍬山の事なり、山口木本の神を祭るといへとも鍬を祭る事なし、今世道理なき淫祀多し我海部の津島六月十五日靑葦を束て川に流す事あり、是六月秡の具の類にて流離しうせ侍るを事とするものなるを、川下の民ひたすら取り上かりの舍を作りとめ置後に牛頭天王なりとて祠なんと立しもあり、彼鍬形も元來神田を耕し初めし鍬なり、是を納むれは田穀豐饒なりなんといひ初穗を取故に民愚に信し田圃登場のましなひとて、田はたけの邊持あるき太鼓を打笛を吹なんとし或は戲藝を張遊興をするもあり、桑木の鍬形したる物に手を付またはたんさくなんと結ひ付神のことく持ありく、夫より猶あやまりて鍬神の名さへ出來民の費をなすことにはなり侍るにや、とにもかくにも不學の民淫祀をなす事是にしも限らす侍るかと答へし。

○良忍上人は尾州富田の人、晩に融通念佛を勸むいかやうなる唱そや、予曰前に或僧に聞し融通念佛とは廻我所唱融會衆人唱又通于我云々、今十念を採受する是融通念佛なり、然れは源空以來淨土宗の唱ふる所も元良忍勸めし所を受て也、鉦を擊和するは空也以來也、今歲夏信州善光寺の佛像我府下に來り朝夕勤行する融通念佛全く是かけ念佛にして十念授受なり。

念佛に和する物は本松尾の社鰐口なり、明神半を割空也に與へ給ひしより以來松尾の鰐口は半面なりといふ、是無稽の事なり鉦は是樂器にして半面なり、もとは兩面ある鰐口は形に付て俗稱のみ僧家亦打て念佛に和す、今のことき は形も昔にかはり大に鑄て鉦とも見えす、萬つ末に至りて本を失ふ事のみ多かる。

○京師小野開基は朝日寺最珍法師也。

○清和帝貞觀八年七月染殿大后疾僧相應、祈而有レ應因最澄圓仁賜二大師號一、是我國大師號の始

○薑を撤せるは往昔食饌に有し物故にこれを食せすして盤盂に殘置たうへさる事なりと淺見氏いへり、誠に文義明らかにしておもしろしといひ侍りしに、岩付氏がいふ、此事古書に證なくは今說用ひかたしと、予曰四書備考孔安國玄齋禁二葷物一、薑辛而不レ臭故不レ去、夫雖レ齋亦不レ去則常食レ之、有レ薑可レ知云々、淺見氏が博識考所有てしかいへるなるへしといひし、南史の裴子野が傳に孔稱不撤といひ百川學海にのする荊公か問に劉貢が答ふる所皆誤れり、本草に孔子民をすゝめてはしかみを食せしむるといへる類可レ笑の事也。

○青燈瓜　神仙傳に出西瓜の類なりと。
東瓜　代醉篇に出冬瓜の事歟。

○熱田社重修
伏見院正應四年　應永廿六年(義持公)　長祿二年(義政公)　永正十四年(義晴公)
元龜二年(信長公)　天正十九年(秀吉公)　慶長五年(神君)　貞享三年
　大宮八劍　氷上　高座御子並御井　日割御子　上知我麻　大福　一ノ神前　龍神
清水　左り王　御田内天神　南新宮
元祿五年造替
　下知我麻　楠木
同六年
　孫若御子　乙子　今宮東西十二社(水上末社)　麻芋(八劍末社)　八千社(同)
徹社(高坐末社)　鉾取社

同十六年九月
二名新宮　龍田加茂　金社　月社　山社　土社　淺間王　若宮　稲荷　山王
天神(以上大宮末社)　(高坐)新宮　(八劍)若宮　(同)春日　(同)住吉(四所)
(南新宮)居森　(水上)常世

同
神宮寺(號ニ醫王院一自レ此爲ニ眞言宗一)　不動院(本在ニ八劍宮一)　愛染院(本三重塔也)
十二月二日供養

不動院に安する愛染明王の小像は、本熱田奥院の本尊なり、此地は弘仁九年空海建レ之、愛染院の愛染は本仁明天皇勅建三重の塔の本尊なりし、寛文の比は勢州世儀寺の派下なる山伏領せし、其後破壊して像は府下清壽院に安せしを此度かへしぬ。

○惟足流神書に叔父は父に次でおちるといふ和語なりとあり、伯父はいかんぞや一笑すべし。

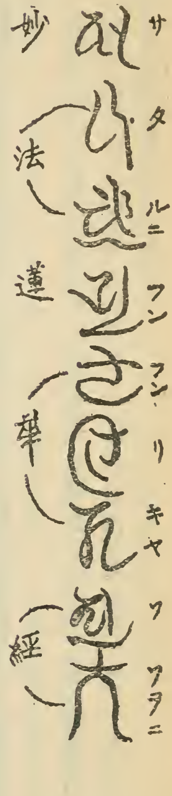
○或人長岡爲麻呂に有氣の賀の時祭る神ありやと尋ねしに、中々侍るウケノミタマの神なりと答へしとかや、然らば無氣の年はムケノミタマといふ神ありや呵々。

○列子儀渠之國其親戚死聚レ柴積而焚レ之、燻則烟上謂ニ之登遐一

○弘法法華開題

此梵字を以て胎藏の八葉の九尊の種子とす、胎藏中胎の大日は即ち阿彌陀なりと、密家の僧かたりき鏡石集に見えたり。

○造天地經云、寶曆菩薩下ニ生世間一曰ニ伏羲一、吉祥菩薩下ニ生世間一曰ニ女媧一、摩訶迦葉號曰ニ老子一、儒童菩薩曰ニ孔子一、また清淨法行經には淨光童子註爲ニ孔子一、亦遣月明儒註爲ニ顔回一といへり實に笑ふべし、溧水縣の南七十五里に儒童寺有と焦氏筆乘に有。



○淨名大士を往古金粟如來といひし事發迹經に出。

○洞冥記に懐夢草は昔漢武李夫人を思ひ東方朔鍾山の香草を獻じて懐に入しむ、即夢に見えたりと不經の事なれども詩章の便にしるし侍る。

○流蘇　神佛の斗帳に糸を結ひかくる其名也倦遊錄に見ゆ、いにしへは樂器のかさり也、幃帳にかくる事は晋代より以後に始まると藝林伐山に見ゆ。

○孝子云眞人遊時各座ニ蓮華之上ニ云々、是關尹令喜か傳に出づ釋氏佛像を蓮華にのせ侍るも、方士か虛誕にならひてなるへし。

○關羽を伽藍神とする事、桑楡漫志に關雲長聽天師力受護法乃陳妖僧覬宋倿臣王欽若附會私言至怪誕といへり。

佛祖通載といへるは附會の甚しきなり、淸の石揩の關羽の像を僧家崇ひあへり。

○倭書龜をゐがくは必長尾をなす、古今注に千載の龜に十尾を生ずといふより年久しき龜の意にや亦は一種毛龜といふありこれにや。

○世本云共鼓貨狄作ㇾ舟黃帝ニ臣也、白帖云古者觀ニ落葉ー因以造ㇾ舟、

○いしみかわといふ藥は河内國錦部郡石見村にあり、他所には生せさるよし所の者いへり。

○日本釀酒の始仁番またの名は須々許理といふもの、應神帝の時百濟より來りて作りけるよし古事記に

見えたり、姓氏錄には兄曾保利弟曾保利二人韓國より來り酒を造り初めけるといへり。

○亦韓國の鍛冶も此御代に傳へし、卓素といふ人共はしめ也韓鍛冶の首と稱する姓、續日本紀に有疑ふらくは卓素の後ならんと度會延佳いへり。

○或問、熱田本社正北いにしへより小祠あり、內に小五輪形の石を安んす俗揚貴妃の石塔といひし、貞享造替の時是を廢せり、古記に有や曰熱田古錄に御殿より北に御墓所一ッ有合せて二ッ一ッは天神七代の御在所と云說あり、一ッは出雲國氷川上にて素盞鳴尊斬給ひし大蛇の御舍利を埋めたまふ御墓ともいふなり、此の墓に付て樣々の異說ありといへり、是等も妄誕の甚しき物にして揚貴妃をいはす後人の附會と見えたり。

○癸未の秋神宮寺佛閣重脩あり、延久元年の記空海以爲大宮は愛染明王八劍は不動明王なりと、故大宮の後に本一宇有て愛染の小像及び空海の像を安んす、是大宮の本地に表す八劍社內に一宇有不動を安んす是亦八劍の本地に配せり、兩宇は往昔空海護摩を修せし地なりとそ、今度不動院小像の愛染を置、空海の像を愛染院に安せり古き趣を失へるに似たり、愛染院大像の愛染は本神宮寺の內三重塔の本尊なりし、舊記に最澄以爲此神東方主七佛同體と故に神宮寺は藥師を安せり【割註】本天臺宗の僧守る此たび眞言となる」亦以爲大宮は隆三世八劍は觀音なりと凡佛者神社の本地をいふ事紛々として一定ならず皆已が臆見によりたる所なればなり。

○同記大宮五所次第曰、一素盞烏尊、二櫛稻田媛、三日本武尊、四宮酢媛、五稻種公、

謹按ずるに社傳第一天照太神(或姫神)第二素盞烏尊といへる說に異也、延久記誠に不經の書といへとも五神の配位は小緣の事にあらす、夫姫神といふを多くは天照太神と思へる社多し地によりて一神にあらず、神記をしろ人に能くたつねて可なり。

○神名式火上姉子神社とあるをホノカミアネコと和訓せり、然るに今社家ヒカミといふは訛れるか、予

曰然らす和訓却てあやまりといふへし、藤原栂勢熱田の記に日本武尊甲斐の行宮に座て宮酢姫を戀給ふ御歌あり、阿由知河多比加彌姉古と云々、是を以て見ればひかみあねこと讀事古語としるべし。

○正應六年六月十六日託宣記熱田正一位太神宮參り。

○仁明帝太政官府熱田神體五體圖造云々、是本地佛の像なるべし廣井東光寺內什物に五智の繪あり熱田正體佛といへり、五智の外文珠地藏不動毘沙門の像あり、これは源太夫火破八劍高倉の本地佛といへり此繪は晃殿司が筆なりとぞ是仁明帝の時のうつしなるへし。

○甲州にて日蓮宗と淨土宗の法論は天文二十二年十二月二日なり、原美濃守虎種法度を背きて日蓮宗へ見廻により刑せらるべきを馬場民部內藤修理飯富三郞兵衛心を合せ相州小田原へ送る【割註】右は落葉囘掃の內より抄出す」

○董仲舒曰天者群物之祖也(對賢良策)

伏按我國史以二天御中主神一爲二萬物祖一者尤有レ味也

○佛書仙人といへるは翻譯人仙の名を借て相語を譯せり、故に諸經に仙の名まゝ見ゆ、胎藏曼荼羅の中に婆蘇仙瞿曇仙阿底黑仙成就仙かゝる類多し、天部の中形と行とに依て仙と呼ふもの一二にあらす道士處提仙人と異にして共趣に近し。

○萬葉集に沙彌滿誓か歌に

しらぬひのつくしの綿は身につけていまたはきねとあたゝかにみゆ

○猷廟御上洛(寛永十三甲戌)の御時七月六日我尾西萩原驛を過させたまふとて

折にあひて所をきけは萩原や秋のはしめの旅のゆくすゑ

古へより讀置しうたもなき所なりしにかく詠せさせたまひしにその里の名もいとめてたくなりて千代に傳はり侍るへきかも。

○朝鮮國に行はるゝ大錢の圖大さ徑一寸一分鍮錢にして大清康熙錢に等し。

表



裏





○佛西八郎爲朝の矢の圖とてあり永享十一年七月齊藤氏の需に依りて南彈寺の祖龍等讃詞あり。此矢いつれの時にありや凡鏃は今京師の冶工所作多くは小細なり普の矢の根同しからす、心ある武人の甘せさる事也其内口傳あり傳へて知るへし。

○源義經衣川に死せられしといひ傳へし亦蝦夷の地にかくれて年をへて卒られしともいひ傳へし、島の者とも神にいはひ今キクルミ神と稱すと云々。

松前の土人の說なり

○日本靈異記（孝謙帝御宇僧景戒撰）尾張國愛知郡片輪郷に女の大力ありし事及同國中島郡大須尾張宿禰久玖利か妻絕力道場法師（尾張の產）競力等の事を記せり。

○奥州岩城山權現は津輕廣前の南に有社領四百石供僧百澤寺祭る神安壽女也、厨子王か姉安壽は白川院

永保二年正月十六日丹後由良庄にて殯命厨子王後に姉の靈を祭る元祿年中重修、

俗に三莊太夫か事也

○孫子に兵は詭道なりといへるをいつはる道とよむ、軍者詭いつはるも道なりとも字を入て是聖人の權道なりといふ事無學の程もしられ侍る、詭の字は永冠詭偉詭形異狀なんといひて何としたる事やらん、子細のしれぬ世にかはりたる體の時遣ふ文字なり、孫子の詭道は敵より何とも計り得ぬ事をなして計をしてうろたへさするをいふ、諸及谷子詭隨といふも常法の外制外にしかたをかへて他に隨ふ意なり。

俗に云まきらかすなんといふ字に用ひし事歟

○こも僧の尺八を業とするは良菴といふ禪僧より起るといへり。

鹽尻　卷之七

○天武天皇元年壬申六月丙戌於朝明郡迹太川邊望拜天照太神(日本紀)
日本紀私紀ニ按ニ斗智德日紀言二十六日辰時云々、今云朝明川即迹太川也、
○正長元年六月稱光院不豫の時僧の一休奏して彥仁親王を儲君にさため奉りし【割註】委しく一休年譜に見えたり」
常盤木や木寺の梢摘すてよ世を繼く竹の園は伏見に
と讀しとか【割註】此色紙今に傳へて京師荒木長房か藏にありとそ」小寺とは邦良親王の御末の號なりけり、彼和歌椿葉記續神皇正統記なんとには闕けり。
○曲禮十年曰レ幼句學、二十曰レ弱句冠
朱子幼の字弱の字を句絕なりとをしへたまふ、凡そ書を讀もの其句讀をよく辨すしてみたりに讀去る故本意を失ふ事多し、私に曰易の蹇の本義に足不能進行之難也といへるを、すゝみゆく事あたはさるの難なりと讀は非なり、敬義の訓點に進の字を句絕とせり足なり、按するに之の字を大槩一字あるかたへ付け難の字の下也の字なければは行の字を進の字につらねて可也行の一字なり故に之の字上にひゝきてゆく事のなやみなり自讀得へし、我國俗文之の字を直にあやまりて用ゆる事多し、是李世往來物といふ文法より起りて假名ののへ書眞名書の法とこゝろ得あやまりよりなりと或人いへりさもあるへき事也。
○正月門松たつる事藤原の爲尹の歌にしつか門松といへは高貴の家にましまして朝家にはなかりしにや、今

も朝廷諸門松立る事なしといふ人あり按するに藏玉和歌集に年奥の歌をのせて

大内やもしき山の初代草いくとせ人にふれて立らん

初代草は正月二日大内に植る松なり門松の事なりと記せり、大内の御門に正月二日松たてたまひし事ありしと見えたり、これも亦おかたまの木にして門神のひもろきとり付祭り侍る物にこそ。

○神代卷有下伊弉並尊神退之後諸尊至二海濱一滌二去身之濁穢一之事上、說若徒知レ爲二我國祓禊之起原一、而似レ忘二我國葬事之故一、謹按魏志倭人傳、倭人死已葬則擧家詣二水中一澡浴似二練沐一云々、晉書亦謂レ之云、已葬擧家入レ水、源溶身潔以除二不詳一、是實合二我故一、知我古俗皆如レ此、傳云諸尊始二祓除一、以レ此是レ之、則諸尊投レ杖投レ帶投レ衣等、亦我古俗葬事畢、則舍二衣帶及杖履一故事也、今世會葬之人脫二山履一者其遺風也、亦今野俗謂レ棺稱レ船、按隋書東夷列傳曰、及レ葬置二屍船上一、陸地牽レ之云々、今所レ稱是也、船戸神之號宜レ致レ思乎、

○或人文の次手にうの花は卯月の花といふ事なりと聞しか歌書なんとにたしかなる證もありやと尋し時返事に

神まつる卯月のはなも咲にけり山ほとゝきすゆふかけてなく

此歌續千載集の三に二條院の讃岐よめるよし見え侍ると申遣はし侍りし。

○雲莊劉氏曰、耆之數ハ七七に而、四十九卦之數ハ八八に而六十四七ノ數ハ奇故其德圓而神八ノ數ハ偶故其德方以知(見二胡方平易學啓蒙通釋一)

○士大夫之家不幸ニノ出レ妻爲二之子一者非二其親生一、猶可レ不 荀其所二親生一、而視レ之恝然則非二人類一矣、張永德父頴先娶二馬氏一生二永德一、爲レ頴所レ出、永德知二劉州一、於二州廨一作二一堂一、左繼母劉氏居レ之、右馬氏居レ之、不下敢以二出母一加中於繼母上、永德事二二母一如二一人一、無二間言一、時大臣母妻皆得二入謁一、劉氏存日馬不三敢間入二禁中一、劉氏卒馬始得二入竭一、太宗勞問嘉歎封二莒國大夫人一、此可レ爲下人子事二出母一之法上、仁宗

景祐三年九月集賢校理郭稹乞下爲二嫁母一服上、詔二兩制御史大常寺禮院一、議詔自レ今並許二解官一申二心喪（宋晉陽王球燕翼貽謀錄）

○開方倍レ親順ニ適其君一、易牙殺レ子徼レ幸、豎子自宮ノ求レ寵、是皆小人佞者、只要下悅二其君一以窮レ寵極上貴、而未二嘗知一レ非二人情一者也、時君不レ辨レ之、則以二憸邪一爲二忠正一、招二大亂一者今古其幾人乎、

○我國昔有二愚而爲レ亂者一、則命二將帥一使レ伐レ之、其亂或旬日一二月、或一州二州而已、彼有下至二奥川之兵五七年一者上、然他州不レ及レ動二干戈一、自二後白川之朝源平之亂動二東西一、而五六年是固甚矣、然後醍醐勇而無道、只貪二天下一、故亂而衰者已五十年、實不二亦甚一乎、雖レ然新田足利互狹レ王、而挑是似レ未レ忘二先世餘風一也、足利已衰大夫家臣專レ權、故四海一時亂、所謂應仁文明凶亂是也、至二豐臣氏一一二統宇內一、實百有餘年非レ王非レ將、一邑一鄕各立而爭レ尺、挑レ尺子殺二其父一、而貧家臣殺二其君一、而自立骨肉至親互相鬪、我國未曾有亂也、於レ此政典史書盡亡矣、今世謂二我國一稱二武國一者、不二神武不殺之謂一、是季世凶亂輕俠之俗耳、不二亦痛一乎、

○金仁山云、魯論齊論至二張禹一、始合至二鄭康成一、則以二魯論一考二之齊論古論一、爲二之註一三論始合爲二今定本一、

○今なへて着し侍る上下（カミシモ）は素袍の袖を略せし物にして室町家の時同朋のみ着侍りしとそ、織田家の時分より前にはや武士のすかたも此上下を用ひし肩衣の襞（ヒダ）は信長しそめたまひしより傳えけると織田貞置かたられし。

○今の俗挾箱とて用ひ侍るは、もと肩衣を竹に狹みて持せたりし、中比は板にて狹みなんとして持せしを敬公の老臣山下大和守箱を作り始て衣服なとをも入て僕者に持せけるより、世に弘くほりて貴介といへ共調度なくて叶はさる物となれりとかや、されば竹に狹みし名をわすれざるにや古代の器にては侍らす。

○或問、先如二京師一略尋二舊跡一、東山泉涌寺自二後光嚴院一以來天子山陵在二此山中一、然後花園院封壙在二京北大應寺裏一、其故如何、予答文明二年此帝崩當時涌寺依二回錄一、葬二大應寺境地一、是舊悲田院也、山霞謂二後花園院御葬送之事一者、尤有二感慨一、親長記文明二年四月三十一日參二大原御墓一即此山陵也、

○元祿辛巳四月三日織田備後守平信秀百五十年の遠忌尾城南萬松禪寺にて行はれ侍りし【割註】天文十八年三月三日卒せらる今茲四月を用ひけるは故有て然り」彈正忠信定の子にして贈大相國信長の父なり、されはそのかみしたしく仕へまゐられし人の末々猶多かる、時うつり代かはりぬれば此の法會たにそれとてまゐりむかしをしのふ人なし、今世に時めく人の法會なんとには夫ならぬ人までも來りつとひ侍るにこそ。

○朱子曰、經藉古人言二學字一、方自二說命一始(有二語類七十九一)說命曰、惟學遜レ志務二時敏一云々、論語學而時習レ之、學者講之時、不レ解三學惟學二何事一、胡亂說去、嗚呼學所三以明二人倫一、而今以二記聞詞章一爲レ學、朱子於二玉山一垂二示時人一者、尤深切著明也、其講辭在二文集一、今日讀レ書之輩未レ見レ之者多矣、然云自學二朱子一、夫未レ見二朱子之書一、豈知二朱子之微一乎、彼所レ講者蒙求三體詩古文眞寶之類耳、盲以導レ盲其不レ迷者幾少哉、

○風雅集に云、賀茂重保か堂の障子に時の歌よみ共のうたを書て各よみたるうたを色紙かたに書へき由申侍れは、我も入りたるらんとたつねけるに位高き人はおそれありてか丶ぬよし申たりけれは、しきしかたかきて遣はすとて

わかのうらの波の數にはもれにけりかくかひもなきもしほ草かな　後德大寺左大臣(實定)

信景按するに小倉山の百首の色紙も此類にて、そのかみ所々に歌人をかき色紙かたに歌かき侍りしと見えたり。

○柏原天皇は桓武帝、西院は淳靈帝、田村天皇は文德帝、水尾天皇は淸和天皇也、富小路院常盤井院は

ともに後深草院なり、持明院は伏見帝、禪林寺院は龜山帝、萩原院は花園帝也、其他聖武を天の帝と號し平城を奈良の帝と稱せし事あり。
○濃州久々利の民傳ふる所の說にいふ、昔景行天皇泳（ククリ）の宮行在の時河の上に逍遙し、水中の鯉魚躍を叡覽ありし、其入江今にありしとぞ、亦侍臣烏帽子を脫し衣をぬきしあとゐほしたての岩御衣かけの松等今に呼傳ふ、久々利より笠木の神社へ御參りの時奥戸を過りたまひしとぞ、內裏屋敷と稱する地今猶存す。
　按に景行帝の時いまたゐほしなし俗說にはかゝる事多し。
○後醍醐帝の皇子めうふく院の宮伊勢より美濃にのかれまし〳〵ける時、笠木の權現にもうてたまふ、奥戸の邊に御所たひしと呼ふ地あり、宮の侍今峯又太郎ほそめにて戰死す今峰塚これ也、又太郎か妻まき野にて自盡せしとぞ塚あり、彼女のうたに
　　まきの戸をほそめにあけて詠むれはいまみねいつる丸山の月
又太郎か弟次郎某は田立にてうたれにける塚野の地是なりとぞ、宮は坂下村へ落たまひ士卒淵を隔てゝ戰ひし、互ひの矢彼淵へ落し故そこを矢淵と稱す、夫より川下へ落たまひ日月の旗をしつめたまひしとてはたまか淵といふ所あり、其所にて宮はとらはれさせたまひしとぞいひつたふ。
　これ皆野俗の說にして史に見えす。
○或人曰、日本の烏帽子は紙にて作るもろこしの紗帽の制よきをしらさるにやといやしむ、予曰今の學者我先王の禮時をしらす、應仁以後衰世の俗風をのみ我國の故とおもへるいとつたなし、度會延佳か今の學者は身は日本に生れなから心は異國人となれるを歎しもさる事そかし、學者此心得なくは君父の國をすてゝ他姓にも仕へなむ。
○漢武帝不老不死の藥とて秘し置きしを東方朔ひそかにとりてなめたり、武帝これをいかりて朔を殺さ

んと宣ふ、朔か曰臣すてに不死の藥を服す殺したまふとも死せし若死せは不死の藥は妄なりといひしとそ、是朔か心帝に不死の理なき事をしらしめん爲なり、凡そ朔か云爲かゝる事多し。

○凡そ王土にうまれて忠を致し命をすつるは人臣の道なり、かならす是を身の高名と思ふへきにあらす然れとも後の人を勵まし其跡を賞せらるゝは君の御政なり、下として賞をあらそふへきにあらぬに、やましてさせる功なくして過分の望をいたす事自らあやふむるはしなれ、前車の轍を見ることは實にありかたきならひなりけんかし。

○神皇正統記六に

嗚呼季世人臣の道をしらす故に祿の爲に仕ふとはかりおもひ、或は戰場にして勇をふるまふも只名と利とのはかりことのみにして忠をわするゝ類ひ多し、臣の名ある人は耻へきの甚しきことなれとも習俗久しけれはにや、人ことに高名の物かたりに慾深きことを聞さへつたなし。

○まことに似たる中の僞りといふ、連歌に

芦の穗はかさねし衣のわたならて　　専順

是は閔子騫の故事也。

○詩賦は歌はすして碩するを賦といふよし漢書に見えたり、釋名に其義を敷布するを賦といふなんと見え侍る、其ことはあとへかへさるゝ體なれは聯句をも賦といふなる、連歌も聯句體のことくなれは賦すとそいひはへる、然るを連歌師の秘決とて或人いふをきけは、賦とかくはならひ也日下武といふ事にして日本武尊新治のことのはは連歌の權輿なれは、賦の字はやまとたけの文字なりといふ、實に片腹いたき附會なり、我國中世文盲の士かゝる事を巧出して愚俗を誑一家の秘事とせし事多し。

○百敷　萬葉の一に人麿の歌秋津の野邊に宮柱太敷座波百礒城の大宮人はと云々、礒城は所の名あり礒城島を我國の惣號ともせり百官の座を敷るゝ故百敷といふはあたらさる附會と覺え侍る。

○熟の字萬葉ににきと訓せり、皇孫尊をほにきの尊と稱し奉る穂熟の意なり、上古物を稱美するに稱穀によりていへる事多し、奇稻田姫もうつくしき稻穂の田にとりてなり、もとより國を食國とも瑞穂の國とも號せり、實に質素なる民家の古風は此等にてもしるへし、然るに近世神代を說もの文物花美の後世のことくいひなし、多くは理說となして秘決と稱し、我王道の外に別に一家のことを作り出して神道といふ、其秘する所をきけはあるひは密家の妄誕あるひは五行家の附會亦は宋元明の儒家の說を取ましへたるあり、何の傳其傳といひて人を誣神を謾り却て古書の趣をわすれたる人多かる、されは今世儒學する人敬學をせんとすれは書を見るすちめより道理を明にして行ひのほとむつかしとて度外に置はへる、さらは博學をせんには書乏し詩文の學さへ事多けれは夫と人にいはるゝまてに學ふは大かた講習にては及ふへからす、とてもかくても利の爲にする學文なんとは何とそ人のしらさる事を奥深くいひなして學ある樣に見えなん事をのみ思ふにや、神書といふは本伊勢二宮御鎭座の故代々遷宮の式等のみにて道を敎へ理を說たる書はなき也、舊事記日本紀は我史記なり、然るに浮屠一度佛敎に習合してより略其秘をいひ其理をかたる、後に卜部家なんと亦作りそへて己は一家の秘書ありと匂しり奥深くいひなしける、近世亦其中の文盲なるを除きて聖賢の意味に合せ是そ神道の深秘なりとてかたはしかたり、出世の世人文學なき人或は和書を見さる人多けれは彼にあさむかれていと尊ふき事にも一理ある事にも覺え、夫は神道者なり彼は國學者なりなんといひて信す實に愚なる事ともなりけり。

○やまとかも海にあらしの西ふけはいつれのうらに御船つなかむ

新古今の十九に賀茂の社のうたひ物に三統理平かよめるよしあり、卜定記に賀茂の神の事をいへると思ひあはすへきかも。

○辛巳五月十六日那古府下迅雷暴雨甚しかりし、亦俄に乾風吹來て樹を折はかりすさましかしかりしに雹大に降てことに物さはかし、大さ龍眼肉あるは梅子はかりもありて重さは一泉より三四泉なるも多か

りし、左傳に夏之伏陰なりといへり、西京雜記は陰氣脅陽爲雹なんとあれとも常の夏はかゝる事なし、杖國の翁も見なられすと驚あへり、陸佃か陰包陽形似宇珠其粒皆三尖といへるを思ひ合するに、誠其形梔子のことく平めにして丸からす、色は白く氷のことくなりし氷の降ると俗にいふもことはり也、此日雷も所々に落けるとぞ、熱田の方わきて風甚しかりしにや機綾の在家數十戶屋の棟を吹破りはへる、熱田の森なる木立も吹折れ春敲門東田中の鳥居もたふれけるとなん、其夜あけの日はそゞろに袖さむく秋のやうに侍りし。

○論の字、論辨の論は去聲にして盧困の切し音ロンなり、論說あるひは討論の論は平聲にて音倫なり、今書を讀む人ロンは吳音リンは漢音とのみ心得て、儒書を讀むにすへてリンと讀拙し、謝榮登か四書音義を見て知るへし。

○或人古文眞寶を講するをよそなから聞しに、魁本大字と讀出しけるこそをかしけれ、此四字は題號にあらず書肆の衒て置所の文字也、或は新刻の字を置あるひは鼎鋟(アラタニエル)の字を冠するも魁本の意に似たり、官板といひ監本と置は少し異なれえも題號の時讀へき文字にあらす皆衒ひ置たる字也、穗積元菴老人と五月雨の茶話に此事を語り出せし、されはよそのかみ明人元賛に魁本大字の事聞しにこれは書鄽の人書事なりといはれしとて共に笑ひ侍りし。

○爾ノ俸爾ノ祿、民膏民脂ト民易レ虐、上天難レ欺、黃庭堅所レ書也、南宋高皇帝刻レ石頒ニ州縣ニ、治レ民者不レ可レ無ニ此心ニ耳、

○或人云、法然上人を通明國師といふよし聞侍る何に出るやと、予曰此號いづれの代謚せし事を詳にせす、西山派立る所の金剛寶戒の七牌の中に斯のことく書く、此外光照大士の謚は後柏原院の勅授なり元祿十年正月國光大師の號をたまはりぬ。

○鼇頭の字を日本人心得あやまりて頭書の事とするは近き頃よりの俗なりとそ、異邦鼇頭龍頭の字を題

目の上へに置、是書肆の上る次所の字魁本の意に似たり。

○建盞は建州より制し出せる茶盞なり、高麗茶碗をは胡盞といふ、盞は大に鍾は小サキ物なり、我國皿の盞より本つき作れるさかつきを盞と呼故和俗盞といへは今の織部さかつきの事とのみ心得はへる。

○山家の人曰、雹は氷のわれたる也、雲中忽に凍りて此ものをなすにあらす山谷の雪殘りて氷となるを谷風たちまち發て氷のくだけたる多く落侍る、漸く陰雲に包まれて數十里を降行故次第に細に成、名古府なとに降るは多度伊吹なとの氷なるへしといへり、さも有へき事也古人一地に居て外を見聞するに及はす共理を以て說をなせしは毎の事也漢人の天文をいへるも此類多し。

○有ㇾ生者必有ㇾ死、有ㇾ始者必有ㇾ終自然之道也、

見ニ揚子法言君子篇一

○凡果蓏菜蔬(コノミクサノミ)をわかつは其味淡くして酒醬鹽醋の味に和して調する物は皆菜なり、自ら甘酸(アマシスシ)の味を備へて調味をまたさるものを果とす、如此心得て大樣違はす。

○草螽　陸機云如ㇾ蝗、奇音靑色好有ニ茅草中一

名古府の俗きりすと呼、夏日籠に入てもて遊ふ虫是也、京なる人はきり〳〵すといふきりすもきり〳〵すの略歟、按するにきり〳〵すは蟋蟀の事にして詩に十月蟋蟀入ニ我床下一といひ、和歌にき〳〵す鳴や霜夜のといへば夏の虫にあらず草螽きり〳〵すといふはあやまりにや。

○平淸盛使ニ黠童監ニ謗ㇾ己者一

淸盛暴虐侈倣棄ㇾ常、國人多謗ニ毀之一、故猜疑忌刻、使下童子三百人服ニ赤衣一往ニ反道路一察中謗議者上、有ㇾ所ニ見聞一、則執ㇾ之殺ㇾ之、京師爲ㇾ之噤ㇾ聲不ニ敢言語一、昔周厲苛虐爲ㇾ止ニ其謗ㇾ己者一使ニ巫人監ニ謗者一以ㇾ此道路只以ㇾ目相盼不ニ敢言語一、嗚呼不道之行和漢同日之談也、夫夏玉縣ニ鞀鐸一、以求ㇾ言聽ニ箴規之美一、暴君防ニ民之口一恣ニ其私一、噫一時雖ㇾ似ㇾ止ニ其謗一、而千歲傳ㇾ之、更謗ニ其防口之苛一、則亦何益之有、

厲王遂死二于彘一、淸盛不レ保二二世一而亡矣、後世人主有二捨レ禹而學レ厲者一、獨漢文除二誹謗妖言ノ法一、使三人〆得二直言一〆無二陰者、實得二治平大體一宜乎、其亨レ國長久矣、

〇平時忠爲二大理卿一、好捕レ盜而盡截二其肘臂一放レ之、

嗚呼時忠虎而冠殘忍尅覈何其甚矣、時忠者建春后之兄亦淸盛之妻弟也、故驕傲跋扈遂外二使廳一、瀆二司冠之職一、紊二亂紀綱一殘二害民人一、俗依レ目二惡別當一、產二怨天下一、賴朝亡二平氏一之後、放二能登州一惡之報、可レ不レ恐乎、或曰爲レ政者未三必事二慈渥一而已、或嚴行二刑法一、使四人不三以爲二逸遊一、禁二其惡一革二其習一而可也、嗚呼是何謂乎、夫君子爲レ政以レ得二民心一、爲レ先維二持治敎一調二護國人一、只爲二不レ忍之政一耳、豈以二嚴法督責一聞二民之双憾一、吾子所レ謂者趙高李斯之術也、昔秦　用レ此而亡矣、漢家捨レ之而興矣、或曰漢也革二秦之苛政一、故省二其刑一若下治也久而又汙二習俗一之目上、則君主一二洗之一、以宜レ新二民之耳目一、所謂彼一時也、曰不レ然君主身修則民自化、今含二君心之不㠯一、徒欲レ新二其民一者抑末也、上有二仁德之實一愛レ民、則未レ有二天下不レ治者一、後世八主以二好惡之偏一爲レ政、乘レ怒而行二刑政一、民不レ勝二愁然一、未レ聞下民有二偕亡之恨一而其國安者上矣、

〇三四十年前の歌謠固より風雅の音にあらさられとも猶ゆるやかにして甚俗ならず、近年道路のうたひものわきていそかしくなりゆき、其事は男女不義不貞のあとのみ、これをおもしろき事に思ふは人皆かゝる心ある故にこそ、時の詩歌によりて其風を知し召しけるはふるき代の事なれとも、今とても知る人は知る事にこそ、新古今集えらはせたまひける時定家卿の心に叶はさりし其歌まことすくなく、たはれたるかたのみをえらひ給ひしとかや、されは承久のためしなきみたれも出來りて三帝西に狩したまひいとめさましき事とも有しとかや。

〇世をいとひし人山里にこもり居けるに、世態の猶聞捨かたきよしなんと申おくりける返事に
かくれてもとはるゝほとの山さとはうきよのことの猶きこえぬる

○倘書ノ倘ハ上也、以ニ其上古之書ニ故名焉
是孔琉の說なり、然るに白樂天か詩に倘を讀て平聲とせり、陸氏か音義には常といへり常の字すみてよむは五常樂等のことし。

○可漏子

山堂肆考三十六に曰、可漏子謂ニ封皮ニ云々、和俗いふ封し紙の類なり、今異邦書籍をおさむる紙袋甚風流のもの也、長崎人の元より得て今筐におさむこれを可漏子といふへきかも。

○むかし劉宋の明帝湘宮寺をたてゝ民力を費し甚奢侈を極め且五層の塔二字をたてゝ自らいみしと思へり、故に散騎常侍虞愿に問へらく朕此寺をたつ是大功德なるかと、愿對て曰陛下此寺をたつるは百姓兒を賣り姉を販たる錢なり、佛といふものもし智あらは誠に哀愍すへき事也、陛下の罪此塔より高かるへし然らは何の功德かあらんといひしかは、明帝大に怒り人をして愿を殿下に曳くたせしとそ、梁武帝達磨に問て功德にほこられしは劉宋の費をつくに似たり、今世とても僧法師は民家の數はすてゝ只々我寺像のかさりを專にして大家をへつらひ富人に近より利を網してしたり顏なるのみなりにくむへきの甚しきにあらすや。

○高砂の謠阿蘇宮神主ともなりと謳ふ、阿蘇の神主家は友成をともしけと呼來れり。

○餠及び饅頭のうちにみつる物をあんといふ、餡の字なり唐音はアンといふあんは唐音のとなへ誤り也

○或人曰いつなは何の神そ、予曰陀祇尼天也、我國神にあらす奥州仙臺飯繩(イヅナ)山にまつれは飯繩三郎といふ、遠州秋葉山に祀りては三尺坊といふ讃岐の金毘羅京師の愛宕等にては亦名を異にす。

○花押(俗に書判といふを)占て吉凶をいふ事侍る陰陽家專とせり、是近年の俗にやといふ人あり、然り但し古き人のいへらく大谷刑部少輔吉隆は初め洛東大谷の修驗者なりし、豐臣秀忠弱冠の節其花押をうらなひて必武將となるへしといへり、秀吉漸く名をあらはし一方の將となられし時金を大谷に贈られし

に修驗者即ち甲冑をとゝのへ武士となり、其後しは〳〵軍功ありしか秀吉に屬して刑部少輔に任せられしとかや、是を以てみれは百數十年前はや花押を占ふ事ありしと見えたり、唐土相字折字の餘風なり今の陰陽家にあさむかれて甚是を信す笑ふへきけやけき事にや。

○謹按するに上古の民受田勤力各自に其家を保んし其業をたのしむ、故に戸散西流のものある事なし皆其分を安んして天下自廝養の人まれなり、たま〳〵罪を犯せしものあれはこれをゆるして沒入し官奴婢と稱して召使ふ、或は逃亡せしものを獲れは自奴婢とせり、此故に昔は奴婢少しまれに人を買て廝養とすれとも皆雜事に供せし也、爰を以て當時の子弟たる者其父兄に事ふる事後世の僮僕伴儅のことし內則にいふ所を見てしるへし、世態一變し民暴政によつて授賚に疲れ屋を破り田を賣り已れと妻子と皆人の爲に流傭し或は自廝養僮僕となりて衣食に供ふ、漸くして滅獲使了其欲する所の人にとほしくす、人家の子弟承直拂拭を事とせされとも使令にかく事なし、是小者驕恣にして長者に仕へさるものか、小學の荒廢此時にある事をしるへし、朱子小學の一書をあらはしたまふはたゝ人心秉執の常理に依て入孝出恭の敬を覺悟せしめ以て大學の基本ある事を理會せしめん爲也、古になつみて今爲事不能といふ事なかれ今日小學を講する人は文字を解て其本旨をのへされは聞者昔古の跡を知る迄にして何の益なし俗儒つたなき共に論するにたらす。

予人の需により小學を講せし時書て以て與へし反古の中にありしをすてかたなくこゝに留め侍る。

○伊勢兩宮造營御遷宮料秋米三萬石也

是天正十年三月十一日平信長森蘭丸を奉行として兩宮修造の時永樂錢三千貫文を下行せらる三千貫文は當時の三萬石にあたる此例をもつて今三萬石下行也。

○年代一統紀云、隱元禪師承應三年來朝居二長崎一、後建二寺於山城國一號二黃葉山一、延寶元年四月十一日寂後住木菴和尚(下略)

○破窓漫筆云、伊勢の神宮茅葺に作り奉るは古の風也、是左氏の桓公二年の傳に清廟茅屋と有杜說に茅を以て屋を餝るは儉を着す、清廟とは肅然清靜の稱なりと侍る、亦黒米の神供も同し巻に粢食不レ鑿とある注に不精鑿と見え侍れは唐よりの事にして皆其儉を昭にし給ふ事也。

○不ニ懷レ寶以買ヒ害兮、不ニ飾レ表以招ヒ累、(文選)

○いろはの中へはへなりつは川なり、

萬葉集及ひ續日本紀等に見え侍る萬葉の十八に待の字を末川とかけり津の意にて川をつといふなり。

○敬公の時よませ給ふける

道すくにきよきなかれのともすれは人のこゝろのにこり江の水

○凝寂堂筆紀云、漢武故事云景帝時廷尉上レ囚、防年繼母陳氏殺ニ年ヵ父一、年因殺レ陳依レ律殺レ母大逆論、帝疑レ之詔問ニ太子一、對曰夫繼母如レ母明其不レ及也、緣ニ父之愛一故謂ニ之母一、尒今繼母無狀年殺ニ其父一下レ手之日母恩絶矣、宜下與殺レ人者一同上不レ宜レ與ニ大逆論一、帝從レ之議者稱レ善云々、

○庚辰の季秋西郊阿波手の森に遊ふ、古林秋ふけて遊人まれ也、幽徑風寒して宿鳥あつまる、むかし光仁の御宇河内權守紀是廣か子光麿こゝに死して反魂香を燒し跡なりとかや、世俗藪に香の物の事のみしりて古きあはれも知る人なきにや、正法寺の内に香の物有はあはての杜程遠からねはさる事そかし、光明寺のあつかれる所ははるかに森の南數町なり、されは一竹林の内茅舍を立て香の物を制する樣いとふるひたり是を賓の藪に香の物なりと時衆の僧はいへり、然れは阿波手の森と彼竹林には各別の事なるを後人一つにいひて森の内香の物有やうに思ふはあやまりにや、但昔は光明寺以南まて森の内なりしや覺束なし、正法寺には香の物の始と書しものあれとも無稽の事とも多し是を熱田の神祉に奉するもいと久敷事也。

○鐘を鯨音といふ鯨のほゆる音なる歟といふ人あり、曰薛綜か東都賦の註に云、海島有ニ大獸一名ニ蒲牢一、

蒲牢畏二鯨魚一、鯨魚一撃蒲牢輙大吼、凡鐘願レ令二聲大一故作二蒲牢其上一、以二所レ撃之者一爲二鯨魚之狀一云々、
然れは鯨音の謂にあらす。

○司馬公曰君要レ聞二其過一、則忠化爲レ佞君樂レ聞二直言一佞化爲レ忠、（机上一覽）

○可馬子十科擧士法

行義純固可レ爲二師表一　節操方正可レ備二獻納一　知勇過レ人可レ備二將師一　公正聰明可レ備二監司一
經術精通可レ備二講讀一　學問該博可レ備二顧問一　文章典麗可レ備二著述一　善聽二獄訟一盡レ公得レ實
善治二財賦一公私俱使　練二習法令一能斷二請讞一

元祐元年秋七月奏立

○朱子曰、今表啓是下諛ニ其上一、今制誥是君諛ニ其臣一、
語類の九十一に見えたり實に後世の上表勅制皆たかひに諛言のみ、君臣實なく彼此相欺何の治道をかいはん、頃日平信長天正六年四月右大臣を辭せられし狀を見る、辭狀の體は全からすといへとも實を失はす依て爰に記し今の輕薄をいましむ、當官事次第昇進雖レ可レ浴ニ恩澤一、征伐之功未レ終條先欲レ辭レ官、東夷北狄既亡、南蠻西戎盍屬ニ當手一、萬國安寧四海平均之時、重應ニ登用之勅命一、致ニ棟梁鹽梅忠一矣、然者以ニ顯職一可レ令レ讓ニ與嫡男信忠卿一之由、宜レ預ニ奏達一者也

四月九日　　信長(有花押)

頭右中辨殿

○伊勢兩宮の祭外宮先きなる事神記に依て也、神拜の次に外宮を先とせし事ひさし、然るに寛永十三年丙子大樹殿下を遣林道春か勘文を以て朝家に奏せられしよし、奉幣使神拜の次先天照皇太神宮を拜し次に豐受皇太神宮を拜せらる、くはしく羅山集附錄に見えたり。

○風雅和歌集序曰、惟以ニ綺麗彫刻一爲レ事、竊ニ古語一假ニ艶詞一、修飾而成レ之、還暗ニ于大本一、或以ニ鄙俚庸俗之語一眞述ニ拙意一、不レ却ニ風體一所在並以不レ足レ觀者也云々、

新古今のたはれ過たる體は京極黄門心に叶はさりし、しかりとて鄙俚のことはを其儘いひ出んは拙し。

○甲申二月豐臣秀吉の狂歌なり自詠とて人のもとにて見はへりし

あさましや百までいきぬ身を持て天下をもちて老て死したや

實にすかたといひことはといひ上下の句心たかひて、慾深きさま此うたにあらはれ侍る、かゝる心にて

則闕の官を汚し我有かほなりしか。
○諸大傳二卷　宋ノ乾道癸巳八月僭行霆述レ之
○天照御魂神社（山城國葛野郡木島坐）　月讀神社（同國葛野坐）
天照御魂神社（大和國城上郡他田坐）　天照御魂神社（同國城下郡）
天照御魂神社（河内國高安郡）　天照玉ノ命ノ神社（丹波國天田郡）
伊勢天照御祖神社（筑後國三井郡）　天照神社（壹岐國壹岐郡）
月讀神社（對馬國下縣郡）　月讀神社（山城國綴喜郡）
○或問、神社名神と大名神とあり、凡大社は一位なり名神も一位なるか、曰文徳實錄を按するに仁壽三年六月以ニ尾張國多天神一預ニ於名神一同七月加ニ尾張國多天神從五位上一然れは小社もまた名神に預りたまふ社多し名神祭式を見てしるへし。
○文治六年十月二十七日賴朝卿熱田社御參奉幣、建久四年十二月一日以ニ相摸守惟義一奉幣、同五年七月一日以レ使奉ニ神馬御劍一廣元朝臣奉行云々、同六年九月八日御參奉幣
右見ニ東鑑一
○鎌田右兵衛尉藤原正清　左大臣魚名五男藤成之裔鎌田權守通淸子也（見大系圖十六）
○紀貫之か土佐日記は延長八年より承平四年まで任國五年はてゝ十二月歸京の紀行なり、紀氏以前にも日記としるせし書多し、篁の日記蜻蛉日記および菅家日記紫式部の日記等ありと、拾穗軒の抄物に見えたり、五とせ六とせのうちにちとせや過けんと、松のふるひたるをいへるもあはれなり、山崎の小櫃の繪もまかりのおほちのかたもかはちさりけり、賣人の心をもしらぬなんと書けるも實に外國へ行て歸るほと非情の草木器物はありしまゝにて人の心かはり行さまむかしにひとし、同し所に住人も一旦富貴にな

れはしらぬ人までねもころにもてはやし奏染の髯を拂ふはかり也、かりにも勢を失ひ貧賤に至りぬれは骨肉の親しみも疎々しくなりぬ、人間の薄情最拙し誰か貧交行のかはらぬまじらひをしる、今の人たとひ乞食と呼るゝとも金持たるこそよけれといふ、いま〱し士は名節こそをしけれ數ならすとも君につかふる官人として自天下の耻なる乞食とよはれて利をつかむはかりことをなすへきや、此心を其儘置なは戰場に望まん時たとひこしぬけとて人に笑はるゝとも命生てにけなん亦口をしからすや。

○眞西山曰、仁人者知正義而已、利之有無不論也、知明道而已、功之成否不計也、嗚呼小人は功利をのゝしりて道義をしらす、祿をむさほり賢をそねみおのれひとり全からん事を欲す、然るに天道私なし古今に人もありや痛むへきかも。

○夢蕉詩話題靖節先生像詩

鄧善之(元人)

詩中甲子春秋爭　籬下黄花雨露枝　使向斜川頻載酒　風光不似義凞時

貢泰甫

竹杖芒鞋白鹿裘　山中甲子幾春秋　呼童點檢門前柳　莫放飛花過石頭

嗚呼淵明先生彭澤の令をすてゝ三徑の風味を味ひ、人間の事にする歸去來の賦をよめは千歳の下人の穢心をあらはしむ、漢書に蘇武隆冬窖中に食絶雪をかみて數日を送りし事をのみ、劉向か新序には盛暑旃衣に束せられて酷虐せられし事を書のせたり、されは忠義の變せさる有さまいと有かたき事なりけり、今の人太平無事の時にあたり衣を穢し食を甘して猶不足の念を萠者をいましむへし、噫吾儕親の養を心のまゝにし妻子を省みて饑に寒からす雨露に犯されざる是皆君恩に飽滿なから猶も斗升の祿を貪り尺寸の位を望み權にへつらひ勢による皆君恩を忘るゝにあらすや、自書して以てこれをいましむ

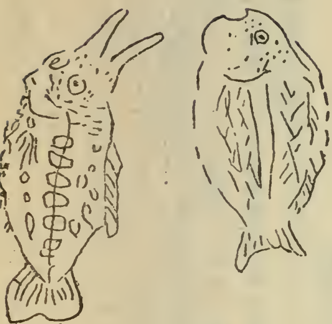
身にあまる君のなさけを忘れてやこゝろにものゝ叶はさるらん

○許由洗レ耳巢父牽レ犢（出二高士傳一）　巢父洗レ耳樊仲父牽レ牛
異說ありといへとも皆世の浮游にして名利を求むる者のいましめとす。

○沉光仕隋太子禪定寺、幡竿高千餘丈適値繩絕光因取東而上、直至龍頭繫繩畢手足放透空而下、以掌招地倒行十餘步、觀者嗟異時人號爲肉飛仙、

○遠駿の海中に海雀といふ魚あり、痘瘡の氣を遠さくとて小兒有家には懸置、是を亦海牛なりといふ、按に海牛も同し物にてやゝ形に異なる所あり、熱田の海に間々ある魚なり、凡角あれば此名を得蝸牛も角あるより名付侍る角無は海牛とはいひかたし、本草に圖なければいつれとはいひかたけれと慥に二物あれは也、亦一種海雀と同し物にてはたへ河豚のことき賢き魚あり、これ亦同類にして小異ありとみゆ此魚にしもあらす數萬の鱗介見しらぬ物多し。

海雀　ウミスヾメ



海牛　カウヤヒシリ

○唐經籍蔡邕ヵ金字論語二卷ト云
按に金泥の字本寫二聖經一、後世浮屠寫二胡言一爲二家事一

○朝野僉載に咎君謨善レ射、王靈智といふ者其法を學ふ、或時師を射君謨弓矢なし一短刀を执矢來れは輙擊折、後一矢口を以て是を承遂に其鏃をかみしといへり、我國作り物かたりに是をとりていへる事有。

○銓法解曰、飾レ貌者不レ靜、假レ節者不レ平沽容して人に淫せしむる者はたゝに自

くるしむのみ、節をぬすむ人は其僞のあらはれん事を恐れて常に不平の愁へあり。

○許叔重說文晋卦譖爲レ巽爲レ顚并良爲レ巴

桃之夭々爲ニ妖々一注女子笑貌

麻衣正易心法四十二章

學易者當於義皇心地上馳騁無於周禮注脚下盤旋朱子奇之

○賈誼書修政語引ニ堯之遺言一曰、痛ニ萬姓之罹レ罪、憂ニ衆生之不レ遂也云々

衆生の字久し今浮屠の書のみといふはせはし

○大戴禮曾子曰好レ我者知ニ我美一矣、惡レ我者知ニ我惡一矣。

我をよみする人は其よきことのみを見て不是を忌る故によく其美をしる、我をにくむ人は其あしき事のみをかそへて其善を忘る故によく其惡をしれり、我を好みする人其我美をとらは其美を我も失ふへからす、我をにくむ人我惡をしらは我も亦其の惡を改むへし、しからは好惡は皆我をすゝむるに非すや我をほむるを聞て涎をなかして悅ひ、我をそしるを聞て容を變していかる輩は一生德に進へからす。

○鮑照阿清ノ頌ニ引ニ孟子語一曰、影從レ表瑞從レ德、

○梁處士傳序引ニ孟子一曰、今人之於ニ爵祿一、得レ之若ニ其生一、失レ之若ニ其死一、

○柳子厚非三川震文曰、山川者持天地之物也、陰與レ陽者氣而遊ニ于其間一者也、自動休自峙自流是惡乎、與レ我謀自鬪自竭自崩自缺是惡乎、爲レ我設

按先儒此語を以て情を肆にし道をみたる、是天變不足畏の說ける所なりといへり。然るに天地心なし區々一列一國の爲變をなすへけんや、柳氏の言は其根本をいふ論者のそしれるは君主を思ふ故也、されは廉蔽怪誕のことを以て自信をなし君をおとろかす類ひは欺に近し今の天文の學者は柳氏。

○太玄去之次ノ八ニ曰、高弦火幾縣不レ可ニ以動一、動有レ德云々
山齋雜錄云、言月弦而將レ虧火縣而歲晩人之年老不レ可ニ復仕一也
鳴呼今知もなく德もなき人しはし時にあへはとて朝に立ましり、雪の頭を耻さるうたて拙し、つらからぬ世をもしつかにしりそくはめやすし。

○鷸蚌のあらそひは、春秋後話に蘇代燕の爲に趙王にとける言也。

○游梟問ニ雄黃一曰、今逐レ疫出レ魅、擊レ鼓呼噪何也、雄黃曰、黔首多レ疾、黃帝氏立巫咸使ニ黔首沐浴齋戒一、以通ニ九竅一、鳴レ鼓振レ鐸以動ニ其心一、勞形趨步以發ニ陰陽之氣一、飲酒茹葱以通ニ五臟一云々、
大平御覽爲莊子逸篇、其黃帝をいへるは老莊か言疫を逐の理はさも有へし、我國も時疫流行の時民家さま／＼戲藝をなしてあそふ、人々疫氣に染へきと誰も／＼病心になりてわすれもやらぬ時、皷笛をならし形を勞し打寄て酒のみ遊ひ侍らは病の事も忘れぬへし、然れは結れる氣も散して疫も消ぬへし、されと里々のおとりに金銀を費し風俗も倡家のことくならはうたてし。

○樂記感物而動性之欲也、文子ニ欲ヲ作レ害史記ニ作レ頌徐廣曰頌ハ容也、

○求忠臣必於孝子之門
孝經緯の文とはかりいふて孝緯今なし、其據を知らさりしに代醉篇に東漢の衛彪か傳の注に孝經緯の言なりとあるよし記せり。

○禽經ニ鳳靡鸑吪云々、注ニ鳳死曰レ靡、鸑死曰レ吪、

○東方朔傳孝武時未央宮前殿鐘無レ故自鳴三日といへり、今釜の鳴事まゝあり物をおほへて鳴止る漢の時しらさるにや。

○尾州春日井郡篠木庄野田村醫王山藥師寺密藏院は台宗一流寺の篠木流といふ、開山は慈妙上人後醍醐院嘉曆三年戊辰の草創なり、上人は後光嚴院康安元年辛丑八月八日寂せり。

○尾張連は天香山命の孫小豊命の子、建稲種命より出舊事記及ひ姓氏錄に詳也、亦其日連公と同し流れにや清和帝貞觀六年六月八日尾張國海部の人治部少輔從六位の上、其日連公宗氏尾張の醫師從六位上、其日連公多睦等同族十六人に姓を高尾張の宿禰と賜はりしよし三代實錄九に見えたり。

按に大和國に高尾張村ありおはりとは小墾の謂にして田園より起りたる號なり、をはりもとは一村の名と見えはへる、春日井郡小針村は國の中央にして香山の命の祠あり、即尾張の神社と延喜式等にも錄せり、風土記の說及ひト部家の蛇の尾はり出てといひ國の尾南へ出て張なんどいへるは附會にや。

○羅山文集廿二尾張中納言義俊と云々、是は元和三年丁巳八月の事をいへる所に有利の字の誤にや我敬公の御事なれはなり。

○淨土宗は我國にて源空立し宗なれは唐土に此宗派はなし、故に鎭西の聖光は派には天臺の血脈を傳へて圓頓式を授け侍る其血脈の譜を見るに、

○○本師釋迦牟尼如來　一高（南イ）斤惠恩（思イ）大師　二天臺智者大師　三章安灌頂大師　四知感（威イ）大師　五惠威大師
六玄胡（朗イ）大師　七妙藥（樂イ）大師　八道邃和尚
日本一傳敎大師　二慈覺大師　三長意和尚　四慈念僧正　五慈忍僧正　六源信僧都　七禪仁阿闍梨
八良忍上人　九叡空上人　十圓光大師（元祖）　十一聖光上人　十二記主禪師代々

如此書て卦て侍る西山の善惠か派はひとへに念佛の祖師をのみ序て侍る、其血脈に最上に一大圈をなし南無阿彌陀佛を十ヵならへ書て其下に

○○
- 發遣敎主釋迦文佛
- 來迎攝取阿彌陀佛
- 證明護念六萬諸佛
  - 普賢菩薩
  - 文殊薩埵
  - 彌勒菩薩
  - 阿難尊者
  - 身子尊者
    - 馬鳴菩薩

―龍樹菩薩――天親菩薩――菩提流支三藏
一曇鸞大師　二道綽禪師　三善導大師
四懷感禪師　五法照禪師（大イ）　六少康法師
七源信僧都　八圓光大師　九證空上人（善惠也）
十淨音上人代々

如此あり鎭西派に白旗名越藤田一條三條小幡の六派あれとも皆知恩院を惣本寺とせり、西山派西名八幡の二派は東山禪林西山光明寺を本寺とす、本山派は洛の誓願寺本寺たり、深草派の寺は絶しを近き頃眞言寺を取立て一派の本寺とすれとも誓願寺退去の地なり此外多流一二にあらす。

本願寺の血脈は七祖を立

○龍樹――天親――曇鸞――道綽―
―善導――源信――源空

右或僧坊にて見し故書して以て博に備ふ

○難遂往生機一卷

源空撰了譽か投機鈔に源空上人說といひて撰すといはす可なり銅空坊して世に行へり。

末代念佛授手印一卷

作者辨阿としるせり辨阿は聖光か字也

右二卷は鎭西の秘書なり五重の相傳と一也、夫浮屠氏口決密授をもふけ奥深くす皆私心よりする所也、密家か灌頂もつたなきこと也禪家の內にしも臨濟派はひそかに參をきく曹洞派は夏至の安居に法門とて

あらはに著語せん同し事なりけり。
○薫物の制久し源氏物かたり梅か枝の巻に出たり、一條院の御時盛にもて遊ひしもの故式部もかゝる事を書るか、其時は沉水香のみねたりて今のことき伽羅はなかりしにや、あらばなとか書さるへき。
○家語曰、哀公曰夫子之服其儒服乎、孔子對曰、丘少居魯衣逢掖之衣長居宋冠章甫之冠丘聞之君子之學也、博其服以鄕丘末知其爲儒服也云々、
實に聖人の世に有すかたは鄕俗に隨ひ賜ふ事有へき事なりと、今神道者は古服なりとて高倉山科の家にもしらぬ衣をきて街ひかしかきつめし僧は深衣を調してきるいと異様なり、すへてかゝる出立をし傍觀を驚かし、俗にことなるは道しれる人にはあらす學者夫是を耻へき。
○高鳥盡良弓藏人知ニ韓信一不レ知ニ其事先見ニ於范蠡ニ此等の類多く野客叢書にのせたり、吐哺握髮を李翰蒙求には周公といふ、准南子には一饋而十起一沐而三握髮は大禹なりといへり、前漢書に所載韓信微時漂に從と食を乞し事、吳越春秋には伍子胥微時繫綿の女子に從て食を乞しとしるせり、何れか先いつれか後なる傳ふる所知かたし、河圖玉版六韜述異記なんとにもかゝる事多し、大方は後世の僞書にはよき故事をかなたこなたへ付て說をなす事少からす、殊に佛經にまゝ中國の事を竊て天竺の事とせしあり。
○代醉編十九成都院花溪有ニ石刻院花夫人像一三月三日爲ニ夫人生辰一傾レ城出遊 地志云、夫人姓任氏崔寧之妾云々、
楊子琳といふものに成都を奪はれ自兵將となりて琳を追去らしめし女なり、凡異邦婦人武將たりし者史書に多くのせたり、我國にもかゝる類はあれと義仲か妾巴か外は武勇の勝れたる者多く傳へす、盛衰記を讀てしるへし、東鑑に板額女か事あり其武勇巴か下にあらす淺利與市か妻となれり。
○婦人男飭に易へ後初服に返りし者南齊に東陽の婁逞あり、五代に臨功の黃崇蝦あり、明朝に蜀の韓貞

┌龍樹菩薩──天親菩薩──菩提流支三藏
一曇鸞大師　二道綽禪（大イ）師　三善導大師
四懷感禪師　五法照禪師　六少康法師
七源信僧都　八圓光大師　九證空上人（善惠也）
十淨音上人代々

如此あり鎭西派に白旗名越藤田一條三條小幡の六派あれとも皆知恩院を惣本寺とせり、西山派西名八幡の二派は東山禪林西山光明寺を本寺とす、本山派は洛の誓願寺本寺たり、深草派の寺は絕しを近き頃眞言寺を取立て一派の本寺とすれとも誓願寺退去の地なり此外多流一二にあらす。

本願寺の血脈は七祖を立

。。龍樹──天親──曇鸞──道綽──
　善導──源信──源空

右或僧坊にて見し故書して以て博に備ふ

○難遂往生機一卷

源空撰了譽か投機鈔に源空上人說といひて撰すといはす可なり銅空坊して世に行へり。

末代念佛授手印一卷

作者辨阿としるせり辨阿は聖光か字也

右二卷は鎭西の秘書なり五重の相傳と一也、夫浮屠氏口決密授をもふけ奥深くす皆私心よりする所也、密家か灌頂もつたなきこと也禪家の內にしも臨濟派はひそかに參をきく曹洞派は夏至の安居に法問とて

あらはに著語せん同し事なりけり。
○薫物の制久し源氏物かたり梅か枝の巻に出たり、一條院の御時盛にもて遊ひしもの故式部もかゝる事を書るか、其時は沉水香のみねたりて今のことき伽羅はなかりしにや、あらばなとか書さるへき。
○家語曰、哀公曰夫子之服其儒服乎、孔子對曰、丘少居魯衣逢掖之衣長居宋冠章甫之冠丘聞之君子之學也、博其服以郷丘末知其爲儒服也云々、
實に聖人の世に有すかたは郷俗に隨ひ賜ふ事有へき事なりと、今神道者は古服なりとて高倉山科の家にもしらぬ衣をきて衒ひかしかき（ネノマヽ）つめし僧は深衣を調してきるいと異様なり、すへてかゝる出立をし傍觀を驚かし、俗にことなるは道しれる人にはあらす學者夫是を耻へき。
○高鳥盡良弓藏人知二韓信一不レ知二其事先見二於范蠡一此等の類多く野客叢書にのせたり、吐哺握髮を李翰蒙求には周公といふ、准南子には一饋而十起一沐而三握髮は大禹なりといへり、前漢書に所載韓信微時漂に從と食を乞し事、呉越春秋には伍子胥微時縈絹の女子に從て食を乞しとしるせり、何れか先いつれか後なる傳ふる所知かたし、河圖玉版六韜述異記なんとにもかゝる事多し、大方は後世の僞書にはよき故事をかなたこなたへ付て說をなす事少からす、殊に佛經にまゝ中國の事を竊て天竺の事とせしあり。
○代醉編十九成都院花溪有二石刻院花夫人像一三月三日爲二夫人生辰一傾レ城出遊 地志云、夫人姓任氏崔寧之妾云々、
楊子琳といふものに成都を奪はれ自兵將となりて琳を追去らしめし女なり、凡異邦婦人武將たりし者史書に多くのせたり、我國にもかゝる類はあれと義仲か妾巴か外は武勇の勝れたる者多く傳へす、盛衰記を讀てしるへし、東鑑に板額女か事あり其武勇巴か下にあらす淺利與市か妻となれり。
○婦人男餝に易へ後初服に返りし者南齊に東陽の婁逞あり、五代に臨功の黃崇蝦あり、明朝に蜀の韓貞

女慈金陵の黄善聽ありし由双槐歳抄に見えたり、されは男女は形體の異なるうへ衣服器用も各別なるへきを、季世には男女別なきさま此等にても知られ侍る、彼淨屠氏方袍丹項の有さまは男僧も異なる事なし、是儀禮拜も皆僧伽にならひて女容ひとつもなし、是胡竺の風にして人倫の禮なき事知られ侍る。

○女子極醜臼頭深目長肚大節卬鼻結喉肥項少髮折腰出胸皮膚若レ漆、かゝる姿を誰か愛すへき、然れとも鍾離春は宣王の后となれり、宿瘤女は閔王の后ならすや、孤逐女は狀甚しみにくかりし、三度鄕を逐れ五たひ里を逐れしも襄王に悅れしと列女傳に走るせり、楚の三王細腰の美容を好み齊の三王醜女の惡女を近けられし、之も然るへきえにし侍へりけるにこそ。

○推蓬寤語に鹽海潮を煑る外、井山池木石の種類ある事をしるせり、本草綱目にも見えたり。

○泊宅論に米價年々に倍貴し他物是に稱（伴カ）ひて民くるしむ事をいへり、我國近年米價一年々々に貴く去癸未の夏諸國穀直高かりし事數年にまされり、肥前長崎の湊なんとは銀一泉を以て米六合を買ひし、此故淸人數萬石の米をわたして賣けるとそ、然るに大商獨買ためて九國にうりし故究民のたよりともならさりしとかや、凡小人前に得を見ては後に禍ある事をかへり見す、商家うりよねを留て商價をまつにややもすれは己か欲する所を得す空しく倉内に積かさねしまゝにて年をこし蟲はみ息費へて詮方なき時うり出せは共利も少く人の害も甚し、人もし慾をおさへて共事の義不義を如何と慮らはたとひ心に叶はさる事ありとも道に害なく人の愁へはあらし、人を利する者は天是を幸し人を害するものは天これを禍す、浮雲の富をたのみ無道の利をむさほる者は一旦得る處ありとも亦患はさる外に財を失ひ身を亡ほす事そも幾千萬人そや、此故に大學の終りに義利の分を明し、孟子の開卷義利の辨を先とせり、道に志す人共に思ひを致し小人と伍を同しうすへからすつゝしめや。

○賓退錄白樂天諷ニ諫杜陵叟ニ詩

九月霜降秋早寒　禾穗未熟皆靑乾　長吏明知不申破　急斂暴征求考課

誠に水旱風蝗の外嚴霜の恐れなきにしもあらす、春耕し夏耘り秋收る業はおろそかならぬも時ありや。

○學齊佔僤にや漢の孝靈帝の時酒價高くして一斗の直千文といへり、近年我國これに倍せる時あり。

○蝦夷はむかしより我に隷す國史に見えたり、今は津輕家の屬國となれり、其政を司とれり時々東都に來りて貢献す、ロゑそは津輕に近けれはさのみ異類なし、奥ゑそは亦七八日路も東北にて異風甚多し野中に大なる草屋を作りて數十人居るに親しめる顏もなけれは又木を以てつき出しておのか心のまゝに作るに咎る者もなし、心にかなはされは亦外の野に家をたつねて入り明きたる所に妻子を置にもかくそと案內もせす、冬は大方穴に住む家も釘なければ藤葛にて結ひ魚を取舟は竹をたゝき籠のことく作り土にてぬり日に乾して乘とそ。

神代のむかし火々出見尊を海島におくりまゐらするもかゝる舟にや、其よし神紀に見え侍る蝦夷は韃靼と地接すといふ。

○朱子曰、楚辭些沉存中以些爲咒語如今釋子念婆々訶三合、而巫人之禱、亦有此聲此却說得好、蓋今人只求之於雅而不求之、於俗故下一半都曉不得、

語類百卅九に見えたり我神代の卷の講者すへて後世和倭の文雅を以て說をなし、大荒朴素の風俗をわする故に曉し得ぬ所半に過たり、神代の古俗今荒服田舍に殘る物多し。

○亦曰有㆓治世之文㆒有㆓衰世之文㆒有㆓亂世之文㆒六經治世之文也、如㆓國語㆒委靠繁絮眞衰世之文耳、是時言語議論如㆑此宜乎、周之不㆑能㆓振起㆒也、至㆓於亂世之文㆒則戰國是也、然有㆓英偉氣㆒云々、

嗚呼詩歌書は皆其時の言語一時の氣象あらはれ侍る、我歷撰の和歌集を見るに古今より新續古今集まて、二十一代新葉より以來今日まで亦數百年歌のすかたも時々にかはり行侍る、中に古歌には雜歌とても官位に心をかけてしつみ行身をうらみ、ひく人なきをうらむる類のいやしく口をしきうたは見え侍らさるにや、後の集ともに司めしにもれてなけくうたあり、位を望みへつらひたのみなんとせしうた

多し、和歌のみならす今世こゝら物かたりする人のことくさは英偉豪傑の氣象はなく、君につかふる人は只官をかはり祿を得るに便なく、しつみほとふるをおめ〳〵となけき、あるは時めきておこりのゝしる幾ほとの世をふへきとてかくはするそと、其志の程も無下にあはれなりけり、朝に出て交はる人をみれは自口を閉て愚なることく、時の權勢にへつらひ侍るは、執鞭の士に劣れり、古今の事を辨へしらす文字のわさおほつかなくて、萬事ほゝゑみて人にしたかひあらそはす、さし出さるを身を立るに便りとなれなと、かしこけにいふこそにくけれ、凡そ吾に仕ふる志をすてゝ只身の爲にせん人は祿をぬすめる盜人なりけり、五季の島道かいつれの代にも時にあひて、官位を失はさりしは代れる君こと先代をそしり、當代をほめなんとして阿諛謟佞を以て仕へしさいつ頃にや印作りし詩に、島道か印木を始し事を

一介書生錢樹子　謟承四姓十君朝　縱開摸印傳文字　臭醜千年竟未銷

錢樹子は遊女の事也書叙指南にや侍りけん

○籠のうちは猶うらやまし山からの身のほとかくすゆふかほの宿

或人云此歌は紀伊守敎光か落書の歌也と平家物かたりにありといふ、予思ふに玉葉集雜三に後京極攝政家に百首歌讀侍けるに、寂蓮法師とて此歌あれはもと寂蓮の歌にして敎光落書にしたりけるにや、時にとりてあはれに思しめしける故正二位になし下されけるにこそ。

○故内匠頭長矩朝臣（淺野）の後室世のうき事とも歎かれし折から家臣事ありて多くほろひうせしかはよまれけるとかや

おくれしと思ふうきよになからへてなきかす〳〵のあとをとふかな

○癸未の冬關東大地震し、年をこえてやまさりしほとに讀たまひける

神津國千代のいはほもゆりするゑてうこかぬ御代のためしをそひく　近衛殿下

○官職秘鈔二卷從三位兵部卿平基親所レ撰也

此書は土御門院の御宇正治二年に撰せられし

職原鈔(二卷)一品准三后源親房所述也

奥書に上章執徐之春染翰のよしあり、上章執徐爾雅を案すれは庚辰なり、親房剃髪の十餘年後なれは後村上院興國二年(庚辰)なり、北朝光明院暦應三年歟、然れは秘鈔の書職原に先達事百四十餘年なり、今世職原を講する人秘抄有事をしらす、夫職原抄は令の如き書にして其職掌は延喜式にあり、凡官位の事を知ことを欲せは先律令格式をよく見、さて官職秘抄を見て親房のもとつかれし所を考へ、其上にて未疏を讀て故實を記し識者に傳へて其口授を極は可なり。

○江州坂本の三明院に立し天台一派を秘事門徒と稱して中比より流布せし煩惱卽菩提等の文を僻解し密々に傳へし播州天鷲寺も亦彼流派にして愚婦密に尊信する事耶蘇宗のことくなりしかは、台命有て禁斷せられ侍りし、日蓮宗も止觀の修行をすてゝ題目をのみ唱へ、煩惱の身も功德力にて菩提を證と敎ゆ、殊に諸經を捨て法花を取れは爾開會の功用をいたつらにして經意にたかへりと山門の僧徒いへり。

○太平記に紙錢を引はれし事あり、是我國のハガキのはしめなりけり、唐土にいへる鈔は卽ちハガキなり余氏か事物異名に鈔は楮幣なりといへり。

○石の字十斗を石といふ事は唐土にあれともコクの音はなし、近世幾コクといふは斛の音を假ていふにやといふ、曰然り但し近世の俗にあらす、東齋隨筆に石を斛と音を假讀事延久年中より初まりしよし見えたり。

○神祇官古者氏大中臣齊部之外、伊岐氏任レ之、中右記寛治六年四月二日伊岐致元山城介元神祇祐云々、保延中致任之後絕矣、神祇官與二神官一異也

神祇伯　神祇大輔(權)　神祇少輔(權)

祐(大小)　吏(大小)　祭主

右神祇官大略也

齋王(有二齊宮頭助允屬等一)

大宮司(昔ハ正六位上今ハ叙二三位一)　少宮司(昔ハ正七位)

見二類聚三代格一名々一員也亦有二被官一略レ之

禰宜(昔ハ從七位見二延喜式一俗云長官也今至二從二位一外有二權禰宜一)

外宮禰宜從八位今至二正三位一

大内人(惣忌父)

小内人

右外畧之亦有別宮祠官造伊勢官使載詳西宮記是造替之時補之右神宮之官人也

○度會延佳曰、祭神用二裔孫一、太神宮皇帝祖廟也、故使下皇親中臣主二祝詞一忌部執中幣帛上云々、見二太神宮式標注一、夫天照太神者皇帝之外、不レ能レ祭レ之、王臣以下雖二幣帛一而不レ得二輙供一レ之、三后太子猶臨時奏聞、而後得レ供レ之今士庶漫詣二神宮一奉二幣物一供二御饌一献二神馬一、可レ謂二非禮之甚一也、又諸州私建二神明之祠一、不二勅命一而祭レ之、何夫甚乎、僧舍亦側立二宗社之原廟一、稱レ使三之鎮二守寺院一者、無二忌憚一之至極也

○院は朝廷館舍の號故に太上皇を院と稱し奉る、後世謚を奉らすして直に院號を稱し奉る、其後王臣私に佛寺を立て院號を呼香火の所とす、故に薨後某院某寺等號せし季世大家借て寺を立されとも卒後に院號を以てす、これより士庶といへとも施物の多きは僧等院號を稱してへつらへり、此頃京師四條河原の優人死せしに日蓮黨か寺へ送りしに其同類多くの香奠を遣はしける故彼も院號をつけしと京なる人かたりき。

嗚呼乞丐の身として尊號を犯す罪是より大なるはなし、然るにとかむる人もなくあやしむ者もなし名分の破こゝに至れる歟嗚呼。

○上穴一品大帝　道春ヵ折中集にあり

泰山府君の號なり、泰山は准二三公一といふ故にや一品の號を參らせられし我神社の神階もかゝる事より起りしか、但し神階は神產を合爲の故なれは唐の例とは少し異なる樣に覺え侍る。

○須　藤原敦光所撰和注切韻に反讀字の例に出したり、スヘカラクは何々スヘシと讀事古點也、今スヘカラク何々ヘシと讀は非也、源氏供養の謠にたゝすへからくはとはの字を付たるを考ふべし、是人に對して其事をするならはかくのことくせよと我意の欲する所を示す時置字也、點例に字書を引てヘシとする字注なし、ネカフモチヰと讀て可なりといへるも盡さぢるに似たり、スヘカラク何とスヘシといふは即こひねかふいひならすや、大むね何とすることをすへしとはかりよみてわつらはしからす、すへからくはのことはを略するも可なり、須の一字をスヘシとは訓すへしへシとはかりは訓すへからす。

○告子コクシと讀は非なり、告の字コウと讀へし、孟子注疏及ひ朱子の說ともに誥生不害を一人とせり。

○河漢ノ夜天長白色之處如二水象一古人仰二見之一假河呼レ之、爾雅史記抱朴子博物志等實爲二天之水一歷代學者從レ之、自二近世西洋ニ天文學傳二明淸一而知二小星聚照一看レ之有レ器今亦我國傳二其器一足レ決二千歲之疑一耳。

○剪結　類書纂要曰、白日剪二破人ノ衣袖一竊二其財一云々今俗にいふスリなり

○叡山戒壇は弘仁十年傳敎四帖式を製して奏聞せしに、南都七大寺我狄を廢し支へ申ける、依之傳敎重ねて顯戒論を作り聲聞戒の外圓頓戒といふ事ありとて奏聞せし、されとも在世の間は勅許なかりし、弘仁十三年六月四日傳敎死す同月十一日戒壇の事勅許ありて即菩薩戒官府下りしと光定か記に見えたり、翌十四年四月十四日義眞和尙戒師として一乘止觀院にて始て勅願の授戒を行ふ、是山門戒法の始なるよ

り圓頓戒儀秘聞書に見えたり、後世三井寺に戒壇を立度よし度々奏聞せしかとも山門亦我執強く支力せし也、今は諸寺にて心のまゝに授戒の儀をなし侍るにこそ。

○本朝改元次第詳ニ江家次第十八ニ

今按元祿改元次第曰

　條事定幷改元定次第

諸卿着伏レ座　次上卿令ニ官人敷レ軾

次以ニ官人ー召ニ外記ー問ニ諸卿參否ー

次以ニ官人ー召ニ寄文書ー

次上卿授ニ文書於第一公卿ー見下至ニ最末ー

次上卿仰ニ參議ー令レ讀レ之

次參議讀ニ文書ー畢　上卿仰下可ニ定申ー之由上

次自ニ上臈ー定申　次上卿仰下可レ召レ硯之由上

次參議召レ史仰ニ硯事ー　次參議書ニ文書ー

次上卿仰下後日可ニ清書ー之由於參議上

次參議拯國解定文等懷中召レ史令レ撤レ硯

次職事下ニ年號勘文ー　上卿詰申職事仰詞退

次上卿授ニ勘文ー　次於第一公卿次第見下

次上卿令ニ參議讀レ之

次上卿仰下可ニ定申ー之由上自ニ下臈ー定レ之

次上卿定畢　次上卿以ニ官人ー召ニ職事ー奏聞

次職事歸來仰下可二一同一之由上
次上卿召二留職事於座傍一令レ聞二諸卿議定一
次議定畢奏聞
次職事歸來仰下改二其年一不レ爲二其許年一之由并詔書事等上
次上卿移着端座
次上卿以二官人一外記問二大外記參否一
以上卿召大外記仰二詔其趣一
次內記持二參詔書之草一上卿披見也
次上卿進二弓場一奏聞返給
歸着レ陣仰二淸書之事一
次內記持參淸書上卿披見畢起レ座奏聞返給卿着レ陣
次上卿以二官人一召二外記一問二中務太輔參否一
次上卿以二官人一召二中務太輔一給二詔書一
次辨覽吉書上卿披二見之一
次以二官人一召二職事一奏聞
次職事奏聞畢返給上卿語申職事仰之詞退
次上卿以二官人一召レ辨下二吉書一辨給申退
次令二官人撤レ軾　次諸卿退去
　元祿辰九月卅日改元
宋史曰以レ仁守レ位以レ孝奉レ先祈禱逮レ下侑神照德惡綏黎元㒺達皇極天祿無レ彊靈休允迪萬葉其昌

〇關白宣下次第略

上卿着陣奥

先職事進出仰二關白并藤氏長者兵仗事於上卿一其詞以二前左大臣一爲二關白一令レ作二詔書一文爲二藤氏長者一以二左右近衛府生各一人近衛各四人一爲二關白前左大臣隨身兵仗一令レ作二勅書一

次上卿移レ座以二官人一令レ敷レ軾

次上卿召二内記一仰二兩條事一其詞前左大臣府生各一人近衛各四人爲二關白前左大臣隨身兵杖一之由可レ作二勅書一

爲二關白一之由可レ作二詔書以二左右近衛府一

次内記持二參　詔書勅書一置二上卿前一

次上卿就二弓場一　奏二聞詔勅先草一返給後取二替淸書一奏聞不レ及レ歸着レ陣

次上卿奏聞畢歸着レ陣

次召二中務一下二詔書勅書一

次召二外記一仰二長者事一其詞以二關白前左大臣一爲二藤氏長者一

次召レ辨仰二同事一其詞同レ前

次職事就レ軾仰二上卿一云關白前左大臣乘二手車一令レ出二入宮中一亦仰云宮中雜事先觸二關白一令レ行

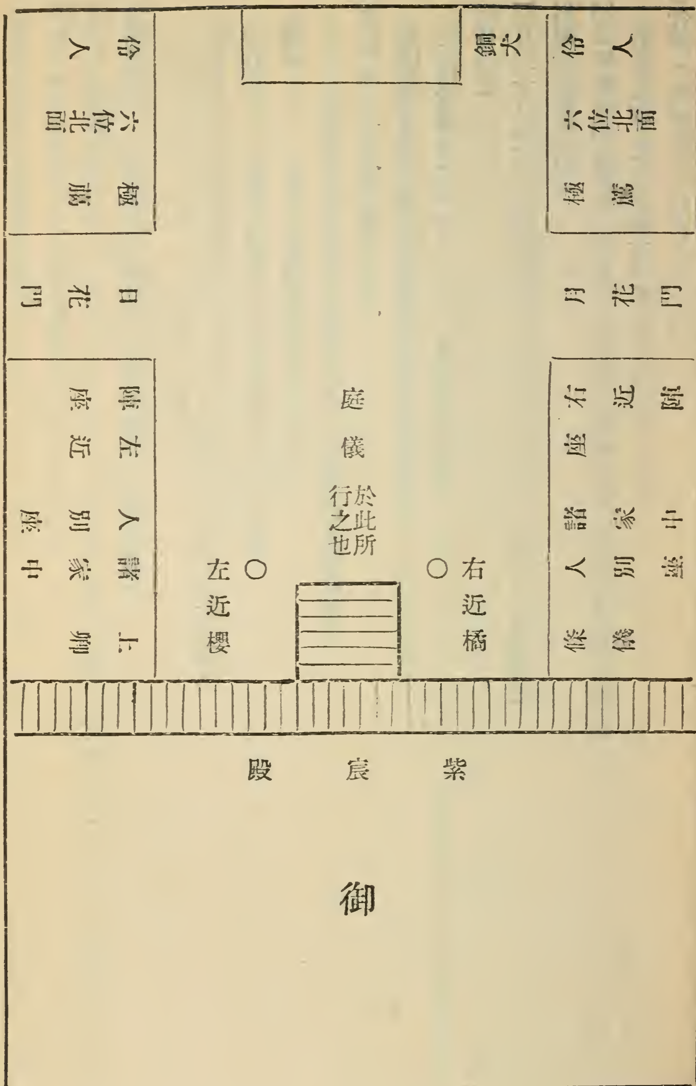
次上卿撤レ軾退出

元祿三年(正月十二日)　近衛基凞公關白職也

同十六年(正月十四日)　鷹司兼凞公關白宣下

左に略圖す

改元庭儀略圖



銅犬
伶人
六位北面
極﨟
日花門
月花門
陣左近座
諸上卿
人別家中
陣右近座
中納言
家別
諸人
庭儀
於此所行之也
左近櫻
右近橘
紫宸殿
御

〇改元略之記
甲申三月十二日辛亥改元條儀
同月十二日壬子未ノ一點條事定
同日申一點改元定
天皇御紫宸殿　群臣參列(鷹司關白兼熙近衞左大臣ニ基熙)
諸家此外略レ之
陣座着(東上卿西條儀)(九條右大臣輔實今出川右大將伊季)
奉行　勸修寺前權大納言經慶
職事　中山右中將兼親
(此外東西各諸十員官名略レ之次第別記如ニ元祿改元ニ)
改ニ元祿十七年一爲ニ寶永元年一
舊唐書音樂志曰寶祚惟永暉光日新(皈納宗丙)
(天地陰陽門也云々)　五條爲範勘文
同日行赦
同月三十日關東改元御披露諸大名登城甲府紀伊尾張水戸家老登城
出御改元被ニ仰出一
同日甲府中納言殿紀伊中納言殿尾張宰相殿水戸宰相殿登城御賀被ニ申上一
右改元依ニ去年關東大地震一御執奏云
〇合國々魂神社今大粲爲ニ大己貴神一
謹按國魂依レ社不レ同、山城大國魂祭水主神社火明尊之裔王勝代根古命也、大和大國魂ハ大國魂神社而

大歲神之子大國御魂神也、餘例可レ知レ之以二一神一不レ可レ名レ之、然有下祭二大已貴神一之祠上不レ可レ不レ識焉、

○或問、護身法は陰陽家事也、然るに眞言宗僧これをなす何そ、答曰是に限るへからす道家の修法多く密家是を取ておのれか事業とす、鎭宅地領一にしてたらす泰山府君の法も亦是をなす護身法明惠か書一卷あり牽合附會いふにたらす。

○俗錢十二文を神社佛閣へ獻十二燈といふ

按に藥師本願經に病人を祈るに四十九燈を燃事あり、是を半すれは大率二十四燈亦半して十二燈也、十二願の事もあればもと藥師佛燃燈の事と見えたり、然るに今なへて諸佛に獻するに錢を以て燈に易へ剩吾邦の神へ獻する幣を十二燈なんと稱すいとにけなき事也。

○新田大炊介源義重卿

建保二年正月十四日卒號大光院

慶長十六年三月廿二日贈二從一位鎭守府將軍一

上卿(權大納言藤原兼勝)　奉行(右中辨藤原實有)

○德川廣忠卿　稱二大樹寺殿一

永祿四年三月六日卒

慶長十六年三月廿二日賜二從二位權中納言一上卿同前

○神君白布御旗に厭離穢土欣求淨土の八字あり三州大樹寺登譽上人の筆なりしとそ、御吉例とていつも持せたまいし大坂の役には箱に藏め持せたまひける。

○天文廿年九月大內義隆滅亡せし時明勘合の印を失ふ、勘合は鹿苑院義滿の時よりはしまる、大內氏代々異國往來の事を掌り勘合の印を預れり、是より日本船明にわたる事能はす、爰に於て南蠻の商船を

招く此時より耶蘇の宗旨起れり、慶長の比は諸國邪風流布せし高山右近（號南方）內藤飛彈守等の邪黨船壹艘に乘て契利斯當絕す、猶每年天下の貴賤を正して邪宗を戒しめたまふ、故に匹夫といへ共僧を賴て釋宗を證す、浮屠是を幸として壇越を取にかさしとす、下民耶蘇の禁なくは誰か寺院に入て施物を贈るへき然れは今寺院の富は耶蘇ゆゑなり、僧法師生死輪回を數ゆる故蘇宗因て來る佛法は契利斯當か魁にして、蘇法は佛家の外護歟ともに皆異端胡術也、我豊葦原の中津國は神聖統を垂れ君臣道直なり、是を捨て異教を崇ひ宗社の祭祀の外別に胡神を祭らん、人は天照太神の民にあらす心ある人はたとひ國禁あらすとも誰かに異俗に與せん二三子夫是を思へ。

○勸修寺修理大夫藤原重房丹波國上杉の庄を領せり、宗尊親王東國下向の時供奉して鎌倉に留まれり是上杉の祖なり、其裔上杉憲政越後にのかれて長尾平三景虎に上杉の稱號をゆつりぬ長尾は鎌倉權五郎平景政か子孫也。

○問、榊は神の御正體なりとならひしに神輿と榊と共にあるは何そや、答曰榊に二ツの心得あり古人神を祭る時其土宜樹を立て神をよらしむ是をひもろきといふ、これは御正體また榊に木綿大麻なんととりしゐて神に獻するは大玉串といふて幣なり、今神遊に先立昇行榊は大槩幣帛の意なれは神輿と同しからす。

○亦問、戟は何そや、答天子行幸の時隼人兵十矛を捧大社の神遊は天子の禮に准す、故に鳳輦を用ひ音樂を奏し矛戟を捧て供奉す、我熱田の神幸實に古風を存す、夫熱田太神は仲哀帝の皇子正一位勳一等の宮也、宜なる哉天子の禮を用ゆる事。

○南海寄皈傳擧ニ大黒神異ヲ曰、求者効驗神道非レ虚、今巫祝所謂神道者以ニ奇異ヲ語レ之、則近ニ皈寄傳說ニ亦孟蘭盆疏序所謂神道新記以ニ冥路ヲ注レ之、亦幽冥鬼神之事也、卜部家稱ニ神祇道ト掌ニ神祇官ヲ故也、道者猶ニ陰陽 算 等之事ノ、今世神家稱ニ神國之道ト者、附會之言也、或以ニ易語ヲ亦不レ得ニ至當之旨ヲ、帝紀所謂神道對ニ佛道ニ謂レ之也、

○後鳥羽院文治元年九月葬ニ故左馬頭義朝之遺骨及鎌田政淸之首於勝長壽院之地ニ、東鑑ニハ元曆元年云々朝家義朝之墓贈ニ內大臣正二位ヲ(勅使左少辨兼忠云々)

○武夷夏青山所編集星平總會命海全編(十一卷)

萬曆辛亥序天啓四年梓行也是談命家之書大槩合ニ星宿ニ配ニ五行ニ語ニ吉凶ヲ、曆曰以ニ三百六十日ヲ爲ニ一年ト云々、

三萬六千爲ニ一刧ト三千刧爲ニ一浩ト云々

信景按浮屠謂ニ刧數ト者、元假ニ于談命ニ者不ニ一二ニ見ニ此書ニ

○天刑星此星在ニ閑極宮ニ云々

按密家有ニ天刑星儀軌ニ是亦元不ニ佛家之事ニ明矣

○十二宮名所屬云々

按密家胎曼多羅有ニ寶瓶磨羯人馬天蝎天秤双女獅子臣蟹陰陽金斗百羊双魚十二宮ニ是金星者流談命家之名目而密家私爲ニ己之家事ニ

○蘭臺妙選上篇云、 騰身雲漢之寶劍乃化爲ニ靑龍ニ注曰壬申癸酉爲レ劍壬辰爲ニ靑龍ニ云々、

按後世說神代卷者以二逼々之說一、若好レ異者見二是等之言一、則附下會素尊斷レ蛇得二寶劍一者上以述レ之、

○生氣福德飯魂體天醫游魂五鬼絕命

按陰陽家八卦配合大同小異

○右隨見記之備博亦共首卷三才開闢五行始著定論云、混時太易生レ水注未レ有レ氣曰二大易一、太初生レ火注有レ氣未レ形曰二太初一、太始生レ木注有レ形未レ質曰二太始一、太素生レ金注有レ質未レ有レ體曰二太素一、太極生レ土注形質已俱乃曰二太極一云々、

○今日朝の字を書侍る　今上の御名をも憚らさる事なれともいふ人もなきにや、されと學者朝家の御事を書時は其心得有へきにや晁の字いにしへより朝の字と通用せり、漢の晁錯を朝錯と作り唐の朝衡を晁衡と書し例しあり晁の音潮なれば同音の字也、

○美濃國武藝郡神淵村龍門禪寺元僧寧一山開基也、後伏見院正安元年、使二我國一元成宗大德三年也、元主遣二日本一之時加二妙慈弘濟大師之號一、見二元史二百八外夷傳一、寧逼不レ得レ止、乘レ海來二太宰府一、鎌倉貞時以レ寧謫二伊豆國一、後赦入二鎌倉廷主建長寺一、天子亦敬レ之、終止二于我國一、死文保元年十月勅二源有房一祭レ之、

○いろは四十七字、簾中抄に日本歌詞なり、護命空海作之云々、空海眞跡出雲國神門寺の什物にて今に有となん、また四十七字の末に京の字を置童蒙の字をならふ者の爲に近世置にやといふ人あり、按するに音韻字海の卷首我いろは字をのせて終に京の字あり、然れは昔よりある字なり、或人云京の字は傳敎大師加へしと亦慈覺大師といふ說もあり。

○最澄謚二傳敎一、按二高僧傳一、台州刺史陸淳與澄授證曰、遠傳天台敎旨云々朝廷依二此文一定二謚號一歟、佛祖統紀亦載二陸淳之署一、大同小異復傳二敎於名賢一、亦曰創二一刹一爲二傳敎一云々、桼山門號二延曆寺一、弘仁十四年二月所レ賜二勅額一也、傳敎有澄之謚淸和天皇貞觀八年七月勅賜也、

○天台智者大師號依二淨光法師之請一、吳越忠懿王所レ謚、謚天台以下六下ト云(統紀、)

○去し癸未の冬春日井郡六師村の女子六七歳にて孕けるが產に及はすして死けりといふ。
吏周記に後宮の童妾既齔而遭既笄而孕といふ事も侍るにや。

○倭俗花押を判といふ、唐書選擧志誠ニ身書ニ書レ判といへり、判は斷也、事の證據を書て與ふるを判といふ、高僧傳に陸使君給判印といふ、蒙前使李埸公ノ判印賜以判印と滲邁か判云々等いふ、皆後の證文を判といふ、今花押を判といふも事の證を書てしるすに花押を以てすれは即判印なり、花押を直に判といふものなりと心得るは非なりといふ事心得へき事也。

○藤原佐理は左近少將敦敏の子なり、大內殿門の額を書しよし公卿補任に見えたり。

○豐前國宇佐八幡宮
欽明帝三十二年二月癸卯託宣告大神比疑仍鎭座
同宮神功皇后
嵯峨帝弘仁十一年託宣同十四年四月十四日新造神宮祭
宇佐放生會　養老四年始見ニ政事要略二十三一

○銀　天武天皇三年三月丙辰對馬守忍海造大同始貢（見ニ日本紀ニ）

○金　聖武天皇天平二十一年二月丁巳從ニ陸奥一始貢（見ニ續日本紀ニ）

○蒙古送ニ牒狀一武家不レ報
按吉統記文永　年十月朝議作ニ答書一菅原長成草レ之云々、然武家卒不レ報、仍兵西國人命之亡幾萬人乎幸依ニ大風一異賊敗隕、不レ然則爲ニ國家之害一武家何慮乎、

○金葉集戀のうたに
あふことをとふ石神のつれなさに我こゝろのみうごきぬるかな
前の齊院の六條かうた寄石戀といふ題なり石神の名むかしよりあり

○千載集雜下に

暮の秋こゝにさやけき月かけは十夜にあまりて三よとなりけり

九月十三夜に讀る加茂のまさひらがうた也、十三夜の歌これほとよく聞えたるはなしされと

をしめとも秋のなかはの月はまたこよひもありと思ひなされき

十三夜のうたこれそたけたかくよく聞えて情も深く覺えはへる

○或問俗謠にうとふといふあり其文句にうとふやすかたといへるは何そや答古歌を按するに

くれなゐの涙の雨にぬれしとてみのをきてとるうとふやすかた

みちのくのそとの濱なるうとふ鳥子はやすかたのねをのみそなく

子を思ふなみたの雨のみのうへにかゝるもつらしやすかたの鳥

此三首をみれは鳥の名にして外のはまにある所の鳥と見えたり。

○陸奥の忍ふすりの石、まり川の東瀬の上ちかき山あひの野に薄紫の石に苔むしたるあり、大石なるよし見し人かたれり。

○尾西國府宮を野俗鵠の宮とてこふの鳥の事を云一笑にたえたり、武藏國國府の臺といふ所を土俗日本武尊東征の御時鵠の鳥前導せし故の名といふと一般の俗説なり呵々。

○去し元祿十五年關東の仰により諸國釀酒の解數を記さしむ、我封内亭已醞家の酎酒通計十一萬四千九百六十石餘、壬子の通計八萬四千零七石餘、これ壬子五月所錄なり、されは京師南都難波はさらにもいはす諸所の都會を記しはへらは左こそ多かりなん、宜なる哉半を減して釀すへきよし命し賜ふ事。

○或曰、昔大學寮に安んせし先聖先師の像は何人の筆なる、答仁平三年の臺記に曰、先聖先師九哲の像は巨勢金岡所寄云々。

○任二小能於大事一者猶三搏レ虎而刀伐二木也、屈二長才於短用一者猶三鼷捕レ鼠而斧剪二毛也、所レ不二相及一云々

○公卿宣下抄曰、藏人方宣旨上卿不レ承レ之職事直下知也云々。
按凡任官補職上卿奉宣只藏人以二內侍宣一見二侍中群要禁中抄等一
○鋪同レ舖陣也張也倭俗用二布一訓二者有レ所レ不レ當
物はならへたてゝつらぬるをいふ、異邦の書市に賣たなをならへたつるを英鋪なんといへり倭俗の所謂見せなり
○庭訓往來尾張只記粔夫八丈本我西郊長崎所レ產、至レ今海西郡號二丈氏一者間々有レ之後絽織移二居美濃一云爾、粔倭俗呼二起米一也、淸人所謂歡喜團也、其制宜レ考二帝京景物略一、今熱田之市賣レ之謂二之宮起米一、亦津島所レ制起米其味勝焉、然則自二中世一我尾州制レ之故明衡載レ之歟、
○蠶出レ穀名レ蚡、一眠爲レ蠶、二眠蠼、三眠曰二出閣一、四眠曰二大眠一、然既先吐レ糸自縛レ之、卒煮二鑊湯一、鳴呼一生一死之間眠起屈蛻其悃幅幾度乎、嗚呼人間自レ幼至レ老爲可事、追レ利慕レ名惶々恐々、且疾病憂苦亦幾度乎、獨不二蠶身一嗚呼
○甲申五月府下大法寺(日蓮黨)號二三光殿一、新造二一字一、供養之中置二合掌之佛形左右一、密宗所レ祭日天月天之像也、是於二此堂一爲二日月星之祭一也、
按我丹羽郡稻置庄寄木村從三位稻木天神社俗稱二天道祠一、自二中世一禪尼守レ之、正五九月及十月爲二日待近里及府下之男女尊二信之一、施レ幣者盛而尼院爲レ之富也、一年盛二一年一、日蓮黨羨レ之欲二某我施二日月待之幣一、嗚呼日月之祭天子之事、始道士犯レ之、後浮屠竊レ之、我國神社之祠官習レ之、爲二日月星祭一共無二忌憚一之甚也、剩俗家號二日待一筵二遊人一張二淫樂一、醉飽雜戲無レ所レ不レ爲、而待レ旦而止、招二僧尼或修驗者及巫祝之儔一、以令レ祀嗚呼慢レ天黷レ神可レ謂二至愚極一、
○熱田神宮寺等重脩の後甲申四月十五日僧等於二神前一大般若經を轉讀せし、或曰熱田の讀經は金剛般若經を轉讀する事を知らさるにや、已に式に見え侍るものをと、我國神の廣前にて浮屠か書を讀はいとも

にけなき事也、凡貞永二年十二月文應二年十二月鎌倉より沙汰したまひし由東鑑に見えたり。

○伊勢太神宮の一の禰宜荒木田神主氏冨近世叙二從二位一稱二藤波二位一是なり、其祖氏常神主神宮式問等の作者にして博識の人なり。

○美濃國は本國帳不破郡正四位上南宮一の御子より七の御子の社まて七所、正四位下伊福貴一の御子より九の御子まて九所の神社を錄すと、他國に此例なきかと覺え侍る。

○夫木集に寂蓮かうたとて憐なるあり

あさち原ふるきそとはに契おかんとなりとならはあはれとも見よ

○秡の時菅ぬきの輪に入る事、信圓僧都か中臣秡囊様に漢土の法わたりて以來陰陽家のなすより廢りし作法なりといへり、然れとも內宮年中行事六月の條に晦日輪越神事次第を載たる時は陰陽師のみといひかたきか。

○松下見林云、山城國分土山は松尾山號なり、神社啓蒙別雷山を上賀茂山といふは誤りと云々

○愛宕社在二丹波國桑田郡一祭神火産靈也、是往古鎮火祭之場而當時祭二王城四隅愛宕一西北鎮火所也（松下見林說）

○左經記云按大極殿非二寢堂一所謂廟作也、諸寺金堂皆廟作也

○岐神二說

一說伊弉冊尊葬の時杖をクトと稱したまひし事深きならひあり、是神祇令にいふ所道饗の祭の神にして、祝祠式に八衢北古八衢北賣久那斗と稱す疫病の鬼なり、御靈といふも祇園の御靈今宮の御靈八所の御靈のことく皆疫神を祭れるにてしるへし、和邇會阪大枝山崎の四堺へ陰陽寮の官人を遣はし鬼氣を祭らしめたまふよし、朝野群載の十五なとにも見えはへる。

一說前導の神を岐神といふ、これはちまたの神也、神代卷に大已貴神の薦二岐神於二神一云々、經津主

神以ニ岐神ヲ爲ニ郷導ト云々、是は亦各別の神なり猿田彦を幸神といふにはあらず、出雲路にまつるは疫神歟、時俗の淫祀が決して猿田彦にあらし。

○或人云國府亦稱ニ國衙ト者何乎、曰世說云近代事而無ニ異議ト歟、

○元和元年七月　神君禁下大德妙心兩寺猥請ニ綸帖ヲ開堂入院者上、神君薨後有ニ違犯者ハ、故寬永三年台德公重禁ニ止兩寺出世之儀ハ、同四年王室之弟子正隱犯レ例、而出ニ世于大德ハ、同六年七月謫ニ王室於奥州柵倉澤菴於羽州上山ハ、其他僧徒貶ニ由利津輕等地ハ、仍令下ニ寺前住者脫ニ紫衣ヲ各着中黑衣上、但元和制前出世之者免レ之、同十年六日免ニ王澤兩僧ハ、同十八年二月命許ニ入寺出世之儀ハ、是依ニ澤菴所ニ再請ハ、載ニ東海和尚紀年錄ハ、凡僧徒出レ金買レ衣、以レ之亢レ人自滿拙哉云々、

○虛發　弓のすひき也見ニ戰國策ヲ

○非時香菓　橘實なり天書六に見えたり田道ノ間守常世國より取來る

○天台宗旨南岳惠文依ニ龍樹之中觀論ヲ所レ立也、因緣所生ノ法我卽是空亦名爲假名亦是中道義ヲ云、

○法相稱ニ法相大乘應圓實宗ト所レ依六經十一論

花嚴　深密　莊嚴　阿毘達磨　楞嚴　厚嚴

以上六經也

瑜伽　顯揚　莊嚴　集量　攝大乘　十地　（分別）瑜伽　新所緣　唯識　辨中　正理

以上十一論

但達磨厚嚴二經不ニ傳來ト故於ニ我國ヲ入ニ法華涅槃ヲ以光六數ト云

○法華八講會ノ始　延曆十五年大安寺榮好薦ニ亡母ヲ設ニ四日二座ヲ

無量壽優婆提舍論一卷

無量壽如來修觀行供養儀軌一卷

集諸經禮懺儀二卷
按經康僧鎧之譯論天氣所レ造流支之譯也儀經不空譯說結壇誦呪法懺儀上卷智昇所集下卷善導所述也
淨土宗僧不見彼儀軌者多矣
○時衆施ニ六十萬人決定往生小簡ー者第二世他阿正應二年於ニ攝州栗河極樂淨土寺ー始施ニ四衆ー云々二世ハ
元應二年正月廿七日於ニ相州當麻ニ示寂、
○融通念佛　崇德院天治二年六月九日大原良忍始之臨濟派魁祖也
○曹洞派道元始祖也(觀音導利院興聖寺四條院天福元年創建)
北越吉田郡永平寺越前守落原永平大壇那云々、道元後嵯峨院賜ニ佛法禪師ー云々右見ニ浮屠之書ー
○宇治拾遺十載下中山高野之祠以レ人祭レ之東國人來伏ニ邪神ー止ニ淫祀ー之事上其神老猿也、
按神名式美作國苫東郡座高野神社一座中山神社一座、而中山者一宮神大社祭ニ大已貴命ー也、豈邪神乎、
我中島郡大國靈神社亦世俗以爲ニ祭レ之祠ー而其實不レ然則高野中山亦野俗之所レ傳歟
○呂氏春秋曰今茲美禾來茲美夾云々
代醉篇云古人謂茲年取ニ草木繁茂之義ー也云々
○浮屠六種供養
阿伽　水なり胡竺赤脚直に土を踏て行故佛僧を請する時先水を出して其足をあらはしむ
塗香　胡地甚熱する故人身點臭あり故に良香を以て身にぬらしむるを敬とす
散花　酷暑屋中不淨なり故に淨花を以て散花して座せしむ
燃燈　胡俗の家闇昧ゆゑ燈をはりて室內を明らかにす
燒香　阿伽羅等の香木を燒て臭氣を去饗を設く
飲食　飲食美羹の類を鉢にもりて手して是を食ひ箸は中國の風にして天竺にもなし、凡供食の時鐃を

撃皷をならして樂ましむ是等實に胡竺の風俗なり。
右六種は佛僧を招請する時の胡風なり、亦飲食服臥具醫藥を四種供養といふ、これは賜物なり後に中國の僧朝廷大家の禮をぬすみ、進饌奠茶の式も見拜揖の禮皆おのれか家風のことくす、且死者に謚號稱し牌子碑石用る事胡俗にあらす、大槩中國の祭禮を用ひて自本としのゝしるのみ。

○陰陽家婆娑を年德神に配し金神を亘且に充つ一笑すへし、日吉神道祭記に大將軍を以て石長姫の命とす嗚呼甚しき哉。

○南明院殿光室宗玉大姉

豊臣秀吉の妹大神君に嫁す、天正十八年庚寅正月十四日薨す洛東福寺中南明院に葬ふる。

○南都興福寺一名觀音寺

尋尊記に見ゆ亦既坂寺ともいふ、元は山城國山科に建つ故に山階寺といひしよし元要記にみえたり。

○嵯峨帝(弘仁六年四月)近江國志賀の辛崎に幸す、崇福寺の永忠大僧都手づから茶を煎して奉し由、日本紀にあれは我國茶ある事久し、栂尾明惠入宋歸朝の後茶の種を持きたりて肥前國背振山に植岩上茶といふ、後に栂尾に移し亦宇治に種て盛なりし事烏鼠同穴集にくはしくのせたり、龜山院の御宇北條時宗執權の日大應國師陽州金山寺の臺子一かさり持來りて建長寺の常什とす、義滿將軍の代にいたりて茶式さたまり能阿彌相阿彌等これを掌けるより世擧てもて遊ふ事とはなりぬ、珠光印說紹鷗利休なんといふ茶人打つゞきて出さま〳〵の事仕出しけるなり、球光は菴號にて義政の賜ふ所也、もと南都稱名寺の僧なりし、紹鷗は武田因幡守源仲村なり剃髮し一閑齋といひて禪に參しける故内々は和尚なんといひし、利休にいたりてそ人々和尚といふ皆當時禪學はやりし故僧形にて人に用ひらるゝをは俗に和尚といひける、今時は武藝者をさへ文盲の士は和尚と呼て尊ふ事にいふめりかたはらいたく似けなし、唐土にても茶は殊に翫ふ物なれと我國の茶式のやうなる事はなし、且明朝のひき茶は絕てすへて煎茶なりけり、近世黄

檗の僧我國へ來りて唐茶とて別に一製あり、味輕くかうはしくていとよし但し宇治の挽茶にましたる事なし。

○愛智氏(尾張)は源頼朝の弟乙若丸僧となりて八條の宮の坊官今禪卿公と號す、始奥州柴田に配流後召返され伯母の尼淨圓といふ者の領せし尾張國愛知郡則武の庄をうく、其子從五位下下總守義成愛知郡の領主として郡を稱號とす、愛知郡司慶範禪師か女を妻として右衞門少尉範成僧豪範(號二愛知禪師一)左近將衞監義保を生せり、皆愛知をもつて氏とせしより其子孫多くなれり。

萱津氏(尾張)は土岐伯耆守源頼貞の孫池田刑部少輔頼忠の子、左京大夫頼益(任二美濃守一)尾張古井庄濃州高桑村等にて數軍功あり、後尾州萱津を領して任せしより萱津を稱す、將軍家大將拜賀の時後陣に供奉せし人也、

鷲巣氏(尾張)は萱津頼益の弟、伊勢守光兼尾張國知多郡鷲津を領して稱號を氏とせしとなん

○江州三井寺正法寺安觀音像俗謂二之高觀音一者非也、高觀音者園城寺別院近松寺也

○逢坂關舊跡號二下明神一社地關寺之跡也、關淸水亦在二此所一今以下淨土宗之僧搆二小菴一之地上謂二關寺之跡一者非也

上の明神下の明神兩所にあり皆蟬丸を祭るとぞ、其上の社(祭の日必參るとかや、蟬丸を乞食の如くいふゆゑ京師悲田院の乞祖とし祭る一笑すへし、世俗のあやまり是のみにあらす。

○石戰をゐんちといふ印地と書はあやまりか、石打と書へし、ゐんちは石打の轉語也

○相州藤澤淸淨光寺座次列位之次第

一ノ寮　二ノ寮　三ノ寮

一ノ留主居　二ノ留主居　三留主居　六留主居　引手屋　箸屋　楊枝屋　編手屋　軸屋　筒屋

如レ此以二其名一不レ佳、四十二世尊住僧正改二其座次一號如レ左

四院　興德院　洞雲院　東陽院　桂光院　庭常任菴　等覺菴

五軒　文峯軒　臥龍軒　萬生軒　慈軒　修領軒

十室　行室　岩室　學室　了室　傳室　蓮室　聞室　安室　純室　執啓堂（舊謂二集慶菴一）

室前六人　茶執事　小執事

自二室前一人室移レ軒轉レ菴昇レ院、我西萱津橫笛山光明寺當住乃東陽院也、諸國亦多矣、桂光院從二他阿一遊行回國故諸國无レ之、

○參考太平記凡例

太平記者未レ詳二何人所一レ撰、近來有二太平記大全一、行二于世一、不レ知二誰作一、卷首詳載二太平記作者一、其說或有レ所二傳來一矣、不レ詳レ所レ出、書中多二杜撰臆度一、不レ足レ爲二確拠一、因不レ贅二于此一其說一、又云虎闘師鍊作レ序、按序文鄙陋決非二虎闘所一レ作也、世亦傳擇玄惠作レ序亦無二明據一、今川了俊難太平記云、法勝寺惠珍上人呈二太平記三十餘卷於源直義一、使二玄惠讀一レ之、間多二虛妄謬差一、直義曰吾人所二見聞一猶有二差謬一、須二他日改定一、不レ可三輕傳二外間一也、然終不二改作一而止、及後二增補一、貪二虛譽一者諸託載レ名建二大功一者多、所二漏脫一據レ此則大全所謂後醍醐帝使二玄惠撰一者亦益無レ據、今詳考レ之則一書本末矛盾不レ少、如二平貞直治時等一、始書レ死二于鎌倉一、重書レ誅二於阿彌陀峯一之類是也、今探二靈名家一得二異本九部一、合二印本一凡十部於レ是參考校定折二衷諸實錄一、集爲二一書一、便二于觀覽一、太平記評判大全等竝不レ足レ論故不レ取、

凡印本今行二于世一者、首有二劍卷一、沽字古本及九部異本竝無下嘗於二南都一得中劍卷上、舊本題云、平家物語劍卷蓋劍卷元當レ附二平家物語一、而近來誤附二太平記一耳、故既附二平家物語一、而不レ載二于此一、

右凡例中抄二此一條一、以備二遺忘一、今見二大全綱目一、不レ辨二其訛一、而益爲二私說一、其所謂傳云者亦一家之虛誕也、評通老甚拙豈足レ據レ之乎、

○我不レ知レ人無二恨喜一、人不レ知レ我無レ譽無レ毀

書寫山性空上人所作なり實に隱遁の言也
○春景　　權中納言藤原定家
　芽節愛求望帝幾　先花照耀見春衣　溪嵐吹浪冬氷盡　山氣帶霞曉月微
　宿雪猶封松葉重　早梅纔綻鳥聲稀　閑眠徒負南簷日　賓雁從今欲北飛
是建保五年所ㇾ作也見二明月記一此外詩文猶多
水鄕春望　　後京極攝政
　土俗地低春草底　海仙博遠曙雲間　沙村遙屬煙霞境　水澤半呑花柳山
是見二元久詩家合一
我國晉仲家の詩林氏所輯の一人一首にくはしくのす後京極及定家卿和歌のみを詠せし人と世の人思へり故にこゝにこれを抄す
○北畠源中納言顯家卿死節年月太平記、及公卿補任元弘日記裏書神皇正統記系圖難太平記、並云延元三年五月廿二日李花集新葉集爲二延元四年一　按南朝顯家從一位右大臣(參考太平紀)
○吉野拾遺に顯家卿討れましまし〱ける時父の准后親房讀たまひける歌をのせたり
　さきたてし心もよしやなか〱にうきよのことをおもひわすれて
○同書にきたの方尼になりて觀心寺といふ山中にましまし〱けるが年へて都へかへりたまふとて
　いつくにか心をとめんみよしのゝよしのゝ山を出てゆく身は
其ほとのことあはれに書り
○天正十六年四月聚樂へ行幸の時寄松祝といふ事を
　みとりたつ松のはことにこの君のちとせの數をちきりてそしる
○平信長事有し後源藤孝其年の七月廿日本能寺にて百韻の連歌せられし

墨染のゆふへや名こり袖の露　　藤孝
靈まつる野の月のあきかせ　　聖護院
分歸る陰の松虫音になきて　　紹巴

○猿樂の狂言に下さまなる女のまねことなるは、冬も麻のかたひらを着しはへるは當時ぬのこのすかたなりとかや、されは近き頃まては木綿もなかりしかは皆布子とて麻布に綿入て侍りしとそ、武田信玄か法度書の內に

一妻子之衣類一萬石所持之士は京染等之小袖、五千石より下は蕹板、五百石より下は紬、百石の內外は布子たるへき事。

此時ははや木綿もありしかと猶布子を用ひしにや、今下士の妻士はさら也市井の女はらまて何かにつけて驕りいやましになりて一衣紋銀三四百泉の直を出して貢調へ侍るにこそ。

○寶永曆元仲冬上巾恭拜ニ前津村春日神祠一

漂洲朔風泳雪晨　前村有路却迷津　吟身期待艶陽日　柳陌花街自在春

霜しろきおとろの末に路はあれとなほふみまよふかすかのゝはら

○霜月十八日從四位上荒木田神主氏友と神宮の事を談せし、凡四月九日神衣祭は內宮(太神宮荒余宮)はかりに行はるゝ事式令のことし、神服部連神麻績連は久しく所を去て絕しを、今の一の禰宜薗田長官たへたるを興し、此二氏安濃津にあるをたつねて領を寄られしにより、二三年此かた彼兩氏神衣を調してやゝ先のすかた近くなれりとかたられしこそめてたけれ、されは服部の連は天御梓命の裔麻績の連は天八坂彥命の後成よし舊事紀姓氏錄等に見えはへる、かゝる廢禮も時有て興し行はる是皆治世の餘澤なりけり機殿なとも定て興し作らるゝ事なん侍るへしとて祝し物しはへりし。

○七月十五日民間祖先を祭るに菰をあみて靈座とし、田圃の初穗を懸荷葉に食を盛、麻楷の器折てさし

はさみ、瓢の馬をつくて鼠尾草の花を進むなんと、田舍細民のわさにして上古より祖先を祀る俗なるへし、後佛法により孟蘭盆の供をなすも古風の俗を用ひしをつたへ佛法のことく思へるにや。

○蛭兒　舊事紀に云水蛭兒日本紀省ニ水ノ字一

按するにひるこを源氏物かたりにひるの子といへり、蠶のまゆ蛻して蛾に化したるを蝱といふ、蝱の子は蠶なり、田舍に蠶を養ふ家蠶をまひき捨る時にわらの器にのせて川に流す事あり、蛭兒尊を葦船にのせ流す是等も往古の俗語にして子の數に入れたまはさることはにや、すへて神代卷には上古の野俗多く見えたり今本をわすれて理說するは作者の本意にあらす。

○凡曆家春秋の彼岸會を記す事久し、昔は春分秋分の日を中日にあたるやうにせし事安倍家曆本に見えし、近世春秋二分より三日目を其初として六日目を中と定め九日目を終りとす、古へは彼岸に入る日若沒日にあたれは一日をのへて次日を入とせし故實なりし、貞享曆に沒日を用ひす故にいつとても二分の一日をへたてゝ彼岸の初とせり、亦彼岸の中日は日輪正面に沒す故淨槃日想觀の時といへり、曆家說に曰、日の正中するものは春は春分の前三日秋は秋分の後三日赤道を行といへり、されと大かたは二分は時正の節にして其日に拘はらす日西に入を正方とす。

○天竺の曆は一歲を三季とせり熟時(自正月至四月)茂時(自五月至八月)賓時(自九月至十二月)されは正五九月は印土三季の初月也、阿蘭陀の曆は二十四時とし一時を六十刻と定め酉の時を一日のはしめとす閏月を置すして寒暑たかはさる法あり、されは萬國曆法同しからす或は建寅の月を歲首とし亦春分を年始とするもあり、阿蘭陀は唐の冬至より十日目に當る日を元日とす、或は國によりて月虧初る日を一月の初とさたむ。

鹽尻　卷之十

○寛文二壬寅城南千本松の路市井をひらき給ふ、此時刑罰の場を春日井郡土器村にうつさる、同五年乙巳尾頭橋をこゝへうつし佐屋の路改給ふ、同七年丁未小牧驛に市をはしめたまふ。

○葬をハウフルと訓するは火葬の儀火蒙る(カノカヘシハナリ)といふ事也、日本紀葬をおさめまつると訓してはうふると訓せさる也。

○羚羊をにくと訓するは其皮を褥とする故也。

○神代卷曰　處々小島皆是潮沫の凝已成者矣。

此解諸家皆あやまれり、予海中に船をうかへてみるに潮汐につれて波浪の杳滓沫と凝りて小大うかみ漂ふさま島のことし、高海濱の俗これをみて諺に所々の小島は彼潮かたまりて根かたくなりしといひ傳へしをかたりつきて紀に筆したまふなるへし、此類まゝ多し。

○正公太神宮御參詣萬治二年乙亥三月九日御出船同十五日歸御

誠公御參詣延寳五年

○大鑑に禰宜大夫の稱あり、按これ祠官の五位に拜せし者後世諸社神人自稱し某大夫とす、代々同稱を呼ものは近世潛上にして俗稱の某左衛門某兵衛といふかことし、習俗の變すへからさる事歎へきかな。

○代醉篇に泰陵の象詞一象を塑し丹朱嶺に一豬形を鑿す、北方に午王廟あり百年を壁に畫き午王其中に居るといへり、密家曼荼羅に象首豬形の像多し、按するに元道家所祭の神像にして私に取て佛像とせしにや。

○信州善光寺四ツ號

東　定額山善光寺　西　不捨山淨土寺　南　南命山無量壽寺　北　北空山雲上寺

妙觀院大觀進一人木願一人衆徒　中衆十五人妻戸十五人

○甲申七月府下眞福寺にて賀州白山寺妙理權現の神像を見しに十一面觀音の小像也、是三山の本峯大御前の本地佛なりといへり、內陣の峯は阿彌陀、別山は聖觀音天地金剛、劍宮は不動、檜の神宮は無量壽十一面聖觀音、如寶宮は雨寶童子延命地藏移一萬虛空藏といへり、凡攝社二十一品こと〳〵く佛菩薩とせり、予供僧に逢古緣起を見しに內陣は伊弉諾尊大御前は本宮伊弉並尊別山は忍穗耳尊なるよししるせり、菊理媛は下白山にまつれり、神司は安本といふ人其始にして子孫相續し祭祀を奉す、養老元年四月朔日越智山の僧泰澄道を開きし由此年まて一千年に及へり、凡天台宗にては越前平泉寺、眞言宗にては賀州白山の供僧也、夫延喜式に加賀國石川郡白山媛神社と錄せり、元より我國陰神鎭座にして陽を天に配すれは陰を地に配す、我北方の高山四時白雪を帶す誠に陰靈の神いちしるき事也、今は浮屠氏の爲に領せられ皆佛宇となれり、別宮佐羅中宮を三社といひ岩本金劍下白山を三宮といふ事盛衰記に見えたり。

○五月雨をさみたれと讀、もろこしに云梅雨なり、今のつゆといひ亦つゐりといふ、或曰攝州矢田部郡丹生山田庄原野村にむかしより栗花落左衞門といふ者代々住來れり、傳へ云横佩右大臣豐成の娘白瀧姬山田庄ノ人直勝といふものゝ妻になりて一男を生す眞利といふ、媛死して後其骸を家の東境にはうふりし、五月栗樹花落る時に靈泉湧出せり遠く天朝に達し、白瀧か墓を辨才天女と崇め、眞利を左衞門佐に任し栗花落を姓とし賜ふてよりついり左衞門と呼、每年梅雨の時泉水湧出る故に世人さみたれをついりといへり、按するに男子三人女子一人にして是當麻善心比丘尼なり、此外女子はなし南家系圖を考へみるへし俗傳重說かゝる事多し。

○馬櫪神の像兩足の下猿と鶺鴒を踏せて二手を劍を持しめたり宋朝にこれを馬の守とす。（埃囊抄）

○表背燈表背輪奏背

裱具なりひやうほゑたうほゑりんほゑといふはあやまれり

○條は筋なり一條は一すぢなり諸國風土記に大道を一條といふ

○拶挨墨笓拴掾撃壁帶（サイツチスミサシヤクモアイツチマワタシ）

○暖簾（布垂也）　供備菜（佛或は亡者に備ふるもり物なり）

○世渡扉（小庵人屋の後を背戸といふ）

以上埃嚢抄

○內侍所供御二膳（一膳は伊勢太神宮一膳は熱田太神宮）

大宋子進物二膳（朝一膳太神宮夕一膳熱田神）

古見ニ熱田百錄下卷一

按するに朝廷熱田を崇めらるゝは草薙劍を以てなり

○尾張第三宮熱田社

見ニ平家物語一　一は眞淸田二は大縣三は熱田

○日本第三鎭守熱田太神宮

見ニ熱田本紀一　一太神宮二八幡宮三熱田

○古今灌頂至極血脈書といへる書古今秘傳口決なと多く書のせはへる伊勢物かたり灌頂書と同しく妄誕なり、但し其內に古今二十卷の名をのせたり疑はし事あれとも珍しき事を書付はへる。

第一初花の卷　第二眞寸鏡の卷　第三藤浪の卷　第四秋風の卷
第五狹男鹿の卷　第六深山の卷　第七千鳥の卷　第八入日の卷
第九逢坂の卷　第十鳴瀧の卷　第十一桂河の卷　第十二刈萱の卷
第十三鳥羽の卷　第十四伊勢宮の卷　第十五河舟の卷　第十六篝火の卷

第十七松陰の巻　第十八有明の巻　第十九秋山の巻　第二十百敷の巻
右は圓融院の御時二十人の歌人に仰せて古今集を二十所にて講せさせたまひし人々巻々の儀を考て奏聞せしとそかけり。
律師幽仙　重明　津守長國　源賴娘　源宗平　紀是岳　藤原雅俊　在原元方
平元親　藤原惟岳　紀時文　紀貫之　藤原爲時　源忠　橘美材　藤原兼輔
大中臣能宣　坂上望城　大中臣輔親　淸原元輔
右の二十人の歌仙共講せし所の名もしは其時の景氣を頓て名としたるなりと云々、或内裏或伊勢住吉また桂河淀相坂等にて講せし由見えたり信すへからす。
○熊野新宮毎年九月十六日神輿を船にのせ奉りて渡す、次の船に唐兒とて幼童に錦繡をきす紙笠に山鳥の尾をさしてのす、其次は神人多くのりて島廻りと號し御船島を漕めくりて丹生山に神輿をうつし十一月十六日歸座の事ありとそ唐兒はかたしろなりといふ。
○明人陳元贇謁拜敬公寢陵　（寛元二年壬寅冬）
寄跡東溟數十春　感公升斗活窮鱗　幾年閼闕瞻無自　今日玄宮拜有因
驟困鹽車憐伯樂　龍埋神劍辨豊城
（自註云城音申古龍通用唐李適詩）
（化莎黏洛陽柳絮飛花散滿城）
白頭一滴涔知涙　銘德千秋永不隣
予去已亥のむ月但州君叙爵の御よろこひ申させたまふ、幣使に寢陵に參りし古松峯に老ひ曉色しつかにはれ、春風氷を解軒高聲を洗ふ最淸らかにめてたし、誠に此山の並に尾張戸神社鎭りましします故尾張山といふにや、先公思し召にしあれはこそ爰に靈櫬をゝさめまつるへきよし遺命有し、昔成務の朝小豊命

を當國の國造に定め給ひ天武の朝小子部連鉏鉤を守となしたまふよし、代々顯任の守助下向せられし亦小野宮の攝政實頼を尾張候に封し淸愼公と謚ありし後は敬公はしめて封謚を稱し奉る。

○神皇正統紀に上古は勳功あれはとて官位にすゝむ事なかりき、常の官位の上に勳位といふ品を置て一等より十二等迄あり、無位の人なれとも勳功高くて一等あれは正三位の下從三位の上に列るへしと見えたり、亦本位ありて是を兼たるもあるへし。

○官府宣は攝關より出さる文書廳宣は別書宣ともいふ、檢非違使別當の下す所の文書なり、勘文諸家事を考へ奏する文欵狀は諸臣望事有て歎き訴ふる書也。

○陽病則陰勝故馬疾則臥陰病則陽勝故牛疾則立

見ニ造化權輿一和俗馬は立ほとかく、牛はねるほとかくといふはこれにや

○龜壽萬年は述異記に見えたり

○詩云宜レ兄宜レ弟

このかみによろしくと云かけ弟によろしと云つめはへる、亦なへて詩の對にも春杯濃珀薄これも亦うすしと讀すしてうすくと讀かけ、氷漿盌碧瑪瑙寒をすさましといひつめ侍るへし、これら何を以て知る朗詠は我いにしへより吟味せしもの也、たとへは遠雲埋ニ行客ノ跡一うつむとよめはいひつめて下の對に心なしうつみといひかけて松寒風破ニ旅人夢一やふるといひ終れり、これにて心得へして元菴老人いへり實に今日本紀萬葉集にある詞取出しいふ人あれと朗詠のふるく讀ならはせることはを忘れたることし。

○先公薨後近臣奉ニ諡號於其家一、或問可レ奉レ祀乎、予曰謹按無下君主奉ニ臣家一之禮上、昔漢元帝時玄成等奏曰、春秋之義父不レ祭ニ於支庶之宅一、君不レ祭ニ於臣僕之家一、是知下君主不上レ可レ奉ニ於臣僕之家一、今浮屠氏漫奉ニ高貴之主一爲ニ佛事一者、是貪ニ壇施一也、嗚呼君在世若有レ臨ニ於臣宅一、則數日以前洒ニ掃內外一而謹嚴焉、今

君薨後奉ニ其主一者似ニ忠孝一而其實戻レ禮瀆レ神耳、

○我國修驗道は一種の異端にして唐土の道士のことくにして、浮屠氏によりて家を立役優婆塞を始祖とせり、今本山當山の兩派あり、當山は聖寶を中興の祖とす、慶長八年より各別になりたかひに我執す、寛永八年爭論の事あり本山の貫主は熊野三山檢校と號す中世より勅許の號なり、されは熊野御幸の時は僧を先達としたまひ役の行者熊野より金峯へ赴出また金峯より熊野へ出峯といふよし本山かたにいへり、當山は出峯をのみし侍る。

○日本三不足

鞍馬無ニ福人一　八幡無ニ武勇一　多賀無ニ壽長一

いつの代の俗諺にや夫鞍馬寺は多門天を安置し專福を祈る、然るに山上の僧の貧しきは何そや、八幡は弓矢の守護神にして武勇の人出しを聞ず、又多賀は壽命長遠を求むる神にして神人命短きもの多しと、されは貧富壽夭は皆天にあり祈て求むる事能はす、愚人もとめて得されは恨むる悲しひ哉。

○影戲はかけまはし也明宗吉か詠物新題を考ふへし。

○星槎勝覽錫蘭山國海邊有ニ一盤石一上印ニ足跡一長三尺許、常有レ水不レ乾、稱爲先世釋迦佛從ニ翠藍岐一求登ニ此山一足跡至レ今尚存、

○菅原道眞公字三一世ニ稱ニ菅三一文屋康秀字淋稱ニ文淋一平貞文字仲稱ニ平仲一三善淸行字耀稱ニ三耀一紀長谷雄字寛稱ニ紀寛一此類猶多古人有レ名有レ字中世以來無レ字、我先公義直公字敬稱ニ源敬公一

○東西南北の風氣は其所に極つてあり是山川の氣限る故也、たとへは我尾州のことき西は勢濃にして多度太田等の山冬の初より雪かゝれり、東は三河の猿投山なり寒中とてもさのみ雪を見る事なし、然らは其東は猶溫なるへきに猿投より東の山に雪白き山見えはへる、亦三州の西方なれは也、多度の西に至れは別て寒くもなし是亦近江より東なれは也、其地にして西にある山のみそ寒風はけしく覺えはへる、さ

れは一邑の中にても南は暖に北は寒し一家にとりてもまた然り、凡大にしていへは天下の四方あり小にしていへは我身の前後左右にあり。

○辨講習次第抄

書肆に新刻の書あり神代卷講習次第抄と號して十二卷卜部家の餘涎にして惟足傳流の書也、無稽妄誕見るにたらす謬論訛說こと〳〵く數ふるにいとまあらんや、今其二三を擧て童蒙に授く以て奇異の邪解を排く。

抄に曰天神地神海神の宣言して傳はりし古語和訓を本とし

按するに鎌倉の隱士か示敎を此開卷に載云、異邦の人いはん巧言を以て附會する事なかれといひて亦天地海の神達等云々、夫海は地の外なる事を思はさる歟、神代海神の名二義あり一つは海水の靈、一つは海島の主をいふ、地神海神と別にすへからす、隱士か說は佛書の天上人間龍宮三種を別つにひとし、豈異邦巧言を附會するにあらすや。

無上靈寶唯一神道揖禮等云々

嗚呼無上靈寶の語は方士の常談にして道書に多く出つ、唯一は花嚴等の佛書の事也、これらは異邦の巧言にあらすや、是を以て我國書に附會するは何そや、況や加持は護念自行の名にて即身義及ひ秘藏記に詳也、固より釋氏の事也然るを八家習合の說をせしより神道加持と附會の說をなす、然れとも加持の字世あまねく釋家の說なるを知て非とする故、近年更揖の字に替たり、揖はかひの事にしてかちにあらす、文盲の巫祝は亦誤りて、(本ノマヽ)に似る笑ふに堪たり、如此の說を以て神道者なんといふは實に耻へきの甚しき也、亦七卷津速彦の下に神變神通神力三元妙行等いへり、例の卜氏か說なり三元三妙三行等は道家の名目なる事を辨へさる歟。

震旦に伏義氏出生し大巳貴神の顯國王と稱す云々、西天竺釋迦佛出す、是も國作大巳貴の躬被八阪瓊而

長隱於八十隅治幽事玉ひし國事を記等云々、
大灌頂神咒經に三聖を震旦に遣はす說あり、異教の徒妄意固よりいふにたらす、嗚呼今の神學者如此新說を立て聖神を謗し、浮屠氏と同しく說をなす驚くへく怪しむへし。

○生の和訓顯在(アレマス)也
あれますはウマレマスの音便なるをしらす拙哉ウマの切アなり此外謬訓數ふへからす。

彼垂跡云々
垂跡の言は全く佛家の說なり何そ異邦の巧言を用ゆるや

橿城(カシキ)は堅木の通稱也云々
カシキネはカシコネの音便なるをしらす文字によりて附會せり

數色葉云々母は敎るに先草木の葉と五色を以てすると云々
右妄說にいろは字を敎ゆるといへるを又作り直して妄言せり

貴の字假字に書して親愷と稱す云々
ムチはみことの音便ならひ有事を知らす哀れむへし

天津神籬及天津盤境凡神躰勸靈符等唯受一人進退云々
是固に卜氏一家近代の作爲羅山子是を辯して明らかにす予亦神學發揮にこれを詳にせり、且勸請は佛者の事靈符は道家の作業唯受一人は張天師かする所道書に見えたり、卜氏異端妖妄の說を竊して一家の言をなす人を謗し神を謗す惡むへし恐るへし。

一ノ井云々此井は海底に在て高天原の闕門なり

天津云々鳥居に比園形也云々
嗚呼トリヰの儀をさへ辨へす何そ神書の解をなさんや

餘は略之

○年魚市郡一柳庄荒子村觀音寺の西に前田氏の舊宅あり、菅原利家此所に生れ給へりとそ。

○伊勢二所太神宮正遷宮

持統天皇四年庚寅九月內宮遷宮（自レ此毎ニ廿年ー造替）

同御宇六年壬辰九月外宮遷宮（同上）

按內宮自ニ庚寅ー至ニ元祿二年己巳九月ニ、正遷宮共四十八度此外假殿遷宮多矣、亦非常遷宮有レ之、外宮自ニ壬辰ー至ニ元祿二己巳九月ニ、正遷宮凡四十六度是亦假殿遷宮時々有レ之、夫太神宮非常遷宮依ト成ニ修補ー或火災或怪異等上也、然後花園院永享元年七月神人爲ニ鬪亂ニ、瑞籬穢損依レ之同十二月廿五日外宮遷ニ御假殿ニ、後土御門院文明十七年二月山田之輩設ニ私關於岡本ニ、依レ之宇治之輩訟ニ國司ニ、卽令レ之然不レ服、村上掃部介武則爲ニ張本人ニ、國司將レ討、同十八年十二月廿日山田輩據ニ宮中ニ、宇治與レ之、戰廿二日宇治兵入ニ宮中ニ、山田兵逃亡、武則一人歸ニ宮中ニ、放火自殺、依ニ此穢ニ、同廿四日一禰宜朝敦奉ニ御正躰ー遷ニ舊殿ニ、明年長享元年九月三日遷ニ御假殿ー云々

○皇女齋祀七十五人

自ニ豊鋤入姫命ー至ニ祥子內親王ー

○勅使始

天武天皇元年壬申遣ニ路直益人ー拜ニ宗廟ー

○公卿奉弊始

聖武天皇天平十年五月自ニ右大臣正二位橘諸兄ー至ニ後醍醐院嘉曆三年ー凡百五十度、其後斷絕後光明院正保四年九月十五日興行勅使參議從三位藤原綏光（其間凡三百十七年）

○祭主始御食子大連（兒屋命廿一世）

推古天皇十六年始至二景忠卿一凡六十人
○大宮司始香積順氣（河州錦織郡人）
孝德天皇四年始任至二擢宣朝臣一、山守十四人諸氏混而任レ之、自二中臣比登一以來不レ任二他姓一
○內宮神主始祖見通命（荒木田神主遠祖）
禰宜叙爵始聖武皇帝天平廿一年四月禰宣外從八位上首名忍人名叙二從五位下一、圓融院天祿四年禰宣行眞叙二從四位下一、後醍醐院元德二年四月十七日一禰宣氏成叙二從三位一
以上見二神皇雜用先規錄一
○內宮七所の別宮の中にて伊佐奈岐宮の拜所は風宮の御橋の內、月讀の拜所の西みもすそ川の端也、與玉の太神は御遷宮の度ことにかはれりいつも太宮の乾の方石積の所也。
外宮四所の別宮、月讀の拜所は土宮の前北の方也、參宮の輩大宮の外は先七所四所の御神をこそ拜禮したてまつるへき事也、案內者にみちひかれてあらぬ所を拜みまはり侍るにや。
○俗に內宮は十末社外宮は四十末社といふ、共妄誕延佳神主神道或問にくはしくいへり、今按するに內宮の諸遙拜所大宮の巽にこと〳〵くあり、第一大山祇神社より北へ迫り夫より東へ亦西へなゝめに或南又は東して南にめくり西に出て大土御祖御子神社にいたりて凡六十八所也、外宮は大宮の坤神共石壺より西夫より北へ夫より東へ夫より南へ大宮の巽にて終る、第一宇須野の神社より高向神社まて四十七所也、共中第四第十六第十七第十八第卄九第卄六第卄七の七社は宮中をはなれ祠を建、是等の小祠は後世の制にて中世まてはなかりしと神道或問に見えたり。
○屠蘇　本草綱目陳延之小州云華佗之方也
赤朮　桂心（各七戔）　防風（一兩）　菝葜（五戔）　蜀椒（少）　桔梗　大黃（各五戔七分）　烏頭（炒二戔半）　赤豆（十四枚）

我朝典藥之方

白朮　桔梗　蜀椒　防風(各一戔)　內桂(五分)　大黃(二分半)

白散　桔梗　細辛　白朮(各一戔)　度嶂散　麻黃(一戔)　蜀朮　細辛　防風　桔梗　干姜　白朮

肉桂

○美濃國土岐郡津田庄吉日吉鄕祠源三位賴政創建正親町院永祿元年九月九日炎同二年八月八日再建遷宮

【割註】御史西尾宮千代丸及日吉住人小栗介三郎藤原長廣等營レ之」元祿十五年重修

○濃州高須の南かちあひといふ所八幡の社境內異竹ありとそ、寒竹の大なる物にして圍四五寸あり七八叢生し侍る、八月筍を生し寒中に至りて葉生す。

○今の俗伊勢太神宮のみ僧尼を禁すと思へり、賀茂の社亦薙髪の人を禁す、其拜所は棚尾社なりそのかみ僧尼自忌憚り宮中には至らさりしにや、西行法師か西行修行の時御いとまこひにまゐりて

　ふしをかむしてに淚のかゝるかなまたいつかはとおもふあはれに

と讀しも棚尾の拜所にての事也、日吉も大宮へは僧形の人は憚るよし台家の書に見えたり、今時の釋氏禮をそしり身をかへり見さる尤拙し。

○魔道(魔王魔子魔氏)　神道(大力鬼飛行夜叉地行羅刹)　邪道(精靈妖魅邪人)

これ楞嚴に出たり神道の字易の大傳にいへるをとりて巫祝のいふにあらす、佛書の大力飛行の謂にして虛誕の事を神道といふ愚なり。

○中島郡三宅村午頭天王祠あり、これ海東郡津島社の本なりといふ故に每歲正月廿六日津島般若轉讀の日三宅の祠官一村民を牽ひ神饌を調齊し津島の祠にいたりて祭之(古へより祭田、三宅村に有)始津島には神人なかりしとかや、三寶天王の社に履石とて磐石有て天王はしめて鎭座の所といひつたへ侍る。

三宅に神明の社あり、疑ふらくは伊勢の屯倉故此社を建る歟。

○中島御園　在中島郡今爲二春日井一是大神三月所レ齋行宮也
中島神戸　延喜式尾張國四十戸是也
中島酒見御厨　今號二酒見村神明社一
愛知郡一柳御厨　今稱二荒子村一猶有二一柳庄及御厨之名一
此等の地今皆神明の祠あり、然れとも調庸田租の神宮に勸納する事なく只其號を存するのみ。

○我先大夫人（千代姫君）五歳の御ふりそきの賀贈相國家光公より碁盤をまゐらせたまふ（今武城西外山御藏にあり）御髮をそきまゐらする時盤上に立せましますは故實なり、源氏癸の繪にも紫のうへ碁盤の上に立檜扇をかさしたまへる所あり、むかし質朴の事今は禮のやうになれる事是のみならす多かる。

○或問、播州姫路に惣社といふ社あり、額に軍八頭正一位惣社伊和大明神と有、軍八頭とは神號なるか、予曰先の官家の說をきくに動八等正一位のあやまり也と、播州に伊和と號する社式に三所有明石郡伊和都比賣神社赤穗郡比賣神社此二所は小社なり、宍粟郡伊和座大名持御魂神社これは名神大社なり、今所謂一ノ宮これ也姫路の伊和明神も亦大名。いへは伊和都比賣の神にあらすして一宮と同神なるか其所に至り其祠官の舊傳を聞されは正說は辨しかたし。

○陸奥國桃生郡日高見神社あり、式內社あり中臣祓の文に日高見或は高日といへる一所と心得へからす

○月華水　女人月水なり法苑珠林に出ツ
江都にては少女初めて月水の時是を初花の祝儀と稱して我近き一門を宴會す

○家廟を建て其祭を奉する者は遠を追の誠にはしまり、社稷を立て尊敬を致す者は民を仁するの實に發せり、後世人主怪を學ひ異を好み巫覡の妄誕にまよひ先王の禮奠を捨非禮をなすもの多し、上古といへとも此惑あるか、堯重黎に命し地天の通を絕といへり、茫氏曰惡神人雜糅巫嬌妄而誣レ天罔レ民也、嗚呼季

世主上に昏く民下に迷ひ神を黷し禮を廢す遠きいましめを省さる事を痛むへし、夫我皇太神宮は國朝の宗廟なり神仙胡佛の類にあらす、奇怪靈異を以て是を尊ふものにあらす、故に臣下の私幣を禁し巫覡か左道を碎【割註】神宮古記の意禰宜内人等禮官にて巫覡者流にあらす」祭るに禮を正して官其人あり、是天子本を本とし遠近を忘れたまはさるの誠か、後世王道終に明ならす覡僧妖術を以て上下を誑け此を以て中世紀州熊野社を以て靈ありとし、王公以下悉謁して福を祈る【割註】熊野社は國神とし漢神とし甚しきは天竺の神とす其説一ならす」綿曆二三百年の後人伊勢の神宮に詣す、こゝにいたりて熊野詣其跡を絶ち靈なきに似たり、朱子所謂廟食の神侵久して亦能敬すと此類か、今諸人伊勢參宮は國家の宗廟なる事をしらす空しくそのかみ熊野參詣に効て神靈を稱し奇怪を傳へ義もなく禮もなく妄に宮門に入て專ら私慾を祈る、禰宜内人等の祠官いたつらひに巫覡の賤しきに落て祈禱を業とし、陰陽家者流に習て祓除を賣る事亦數百年に及へり、就中ことし乙酉の春例よりも參宮の人多かりしか、閏四月の比より京師神靈をいふ事斜ならす、或は數十里の所を二三日に往還せしまたは死せし者を葬りし後其人恙なく伊勢より歸りし靈あり、またはこゝには大麻宮降りし亦某の一旦大麻と化せし等の怪說百を以て數へつへし、難波奈良は更にもいはし畿内一時に妖靈の言をふらして諸人狂せかことく人の妻子たる者僕從なる輩暇をも乞はす家を逃出ることく足をそらにまとふて參詣す、または五六歲の童部とも人の行に付てはしる者多し富人の事をこのめるやから彼等に錢を與へ笠をとらせなんとするほとに我おとらしと物を持出て施す、是故參宮の人彌多くなりて五月のはしめつかたにそ一日に二三萬人に及へり、是より東西諸國色めき立て我も〳〵と參る程に京田舍の者つとひて宮川渡しには每日六七萬人も渡しけるとかや、我府下五月まてはさしも其沙汰なかりしに六月の始市井の童三日の內に參宮し家に歸りしに求めさる麻宮袖より落しとて人見にはしる、亦伊勢にて降りし大豆を尊ひ藏め置しに忽大麻と化せしなんといひのゝしる、これより中島郡吉藤の村民家へ麻宮降りし知多郡有松村童か背へ大麻降り懸りしなんと、或は公官に告け

おゐは吏人是を問十九日にや大豆降りしとて人々の家にて多く拾ふ、衣店の某鯨所の某なんといふ者か家には大豆大麻となりしとて男女こぞりて拜みものし侍る、三州濃州其他遠駿等の諸國も亦同し類の快異をいひしとそ、今年のことく諸家同し樣にいひ傳らはやらして老少惑ひ參ることとむかしより聞も傳へす、度會延佳か寛文六年にあらはせし太神宮神靈記、(二卷)に多くの奇端を載はへりけれと、夫につきてかく參詣の者多かりしことはなし、昔我國神寶天降の說巫祝僧家間々いへり、其中後一條院長元七年八月祭主輔親太神宮に參籠の時神前の松樹より珠玉一顆を得て朝に奏し嘉瑞をのへけれは御賀有て輔親を從三位になし下されける亦俊乘坊重源東大寺大勸進職に補せられ祈禱の爲に二所太神宮に參りしに靈夢有て二所ともに白珠をたまはりし、其玉一枚は仁和寺に納め一枚は卿の二品の家に傳へられしと橘季茂日記にみえたり、亦一條院寛弘二年九月武藏國日比谷邑へ幣帛及ひ大牙降りし且つ御託宣の事ありし故祠を立て是を奉す、今東都芝神明社これ也とそ又後土御門院延德元年三月京洛吉田山へ太神宮飛移らせたまふのゆゑに眞實の御神體なる神寶數多光を放ち降下らせ給ひしと、兼倶より密奏して今神明の社を立しに伊勢兩宮禰宜詔狀を捧け彼謀計を以て上を罔けるとて愁訴しけれは其詞を破却せられける、此等はともに神寶降けるといふ說也、亦後陽成院慶長十九年八月九日太神宮伊勢國野上山へ飛うつらせまし〳〵けるとて託宣の事あり、且奇怪の神靈ともを多く傳へ其月廿八日には神明山田に還座あるへし、必大地震動あるへしなんとかたり弘め諸人恐ろしかりて村々より躍なんと奉りける、同月廿八日大風木をぬき暴風石を流し海鳴山動れけれは神明還座なりとて人恐懼しける、諸國ともに風雨騷かしかりしかは天下皆躍な張て鉦鼓謡ちまたにみちけるとなん、と是諸州ゆすり立て伊勢の事を申せし說なり。

○乙酉季夏勢尾三遠の諸國大豆ふりしとて人多く拾ふ、是楠樹の實にして奇異の物にしもあらねと人心怪を好むよりふと云傳へて靈異のやうにいふもまたあやし、府下有司評定の館庭に古楠樹あり彼降たりしといふ實多くむすひて風に隨ひ落侍る、其他所々此木多き故かなたこなたにて拾ひ侍るあるは鳥なん

との喰て其糞にやありけん思ひの外なる所にもあり、亦麥も降りしといふ打見れは⿰麥卒のことくにして少し大きめ也是も木實也、米といへるは櫻の實の類にしていつれも常に有ものなれとも人々心をとゝめてみさる故、ことし始てある樣にはいひのゝしり侍る、七月四日市井の吏妖怪の言を禁しめる侍るいとよし、天五穀を降せし事天文大成にのせしもかゝる類なるへし、我國明暦三年に信州木曾赤小豆降りしとて所の者みせけるよし老人語られし、是も如何なる木實にてか侍らん、亦七月三四日の頃毛降りしとて白き毛いと長きを拾ふ事あり、これはむかしより大雷の後は有事にや天豈百穀異物を降さんや、地氣のほりて雲となり雲和して雨雪となりて降る、此外何をか雨ふらさんあなかしこ俗に流るゝ事なかれ。

鹽尻卷之十一

○生曰レ名、死曰レ諱、吾邦國家、今曰ニ御名一稱ニ御諱一、

按續日本紀三十八、桓武天皇延曆四年五月詔曰、臣子之禮必避ニ君諱一、頃者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不レ忍レ聞、自レ今以後宜ニ並改避一云、蓋是本邦避ニ君名一始也、然此先帝者光仁天皇、而天應元年十二月崩矣、已崩而曰ニ御名一、異邦之史猶在、今在位而曰レ諱、不レ可ニ得知一也、當時誤來之久歟、抑記者之過而後人以ニ此誤一爲レ證、生亦曰レ諱歟、博達之士宜レ考焉、

○古吾邦大人生レ子、則有ニ三夜五夜七夜九夜、或二夜三夜四夜五夜六夜七夜之賀儀一、見ニ東鑑等之書一、今唯賀ニ七夜一、而不レ知レ有ニ五夜九夜之賀儀一也、但生後三日稱ニ湯初一而賀レ之、

○乳母をまゝといふ事阿摩といふことはの轉音也、東鑑二ニ曰御乳付之靑女云々、其註に今日者尼を號ニ摩摩一云々、我邦尼の和訓を阿摩なりとおもふあやまり來る事久し、比丘尼は梵語女僧也、阿摩も亦梵語にして老女の稱なりとかや、梵語に梵語を以て和訓とすへき理なし。

○翻譯名義集三曰、梁傳曰、何承天以ニ博物一著レ名、乃問ニ惠嚴一曰、佛國將用ニ何曆一云、建ニ辰之月一爲ニ歲首一、按ニ三代迭改ニ正朔一、皆依ニ至理一建焉、秦不レ師レ古、以ニ十月一爲ニ歲首一、西域何知ニ聖人之曆一、以ニ其二月一爲ニ歲首一、固無レ足レ道也、

○事言要玄卷之三歲時部

裴玄新語正朝縣官殺レ羊懸ニ其頭於門一、亦磔レ鷄以副レ之、俗說以厭ニ厲氣一、玄以問ニ河南伏君一云々、曰是土氣上升草木萌動羊嚙ニ百草一、雞啄ニ五穀一故殺レ之、以助ニ生氣一、

按本邦懸ニ馬頭於門一、蓋似レ之

○荊楚歲時記、立春日貼二宜春子ヲ門一、王沂公皇帝閣立春帖子云、北陸凝陰盡千門淑氣新年々金殿寶字貼二宜春一、

○高祖實錄、武德二年正月甲子下レ詔曰、釋典微妙淨業始二於慈悲一、道敎冲虛至德去二其殘暴一、自レ今每年正月五日九月十直日竝不レ得レ行レ刑、所在公私宜レ斷二屠殺一、此三長月斷二屠殺一之始也、

按正五九月之說皆異端之妄誕也

○風俗通八月一日、是六神日以二露水一調二朱砂一、蘸二小指一宜二點灸一、去二百病一、楚俗以二八月十日一、以二朱墨一點二小兒額一、爲二天灸一以厭二疾病一、

按吾俗以二燕脂一點二小兒額一、或爲二犬字一蓋此類也、

○歲時記共工氏有二不才之子一、以二冬至一死爲二疫鬼一、畏二赤小豆一、故冬至日作二赤小豆粥一以禳レ之、劉氏暈至ノ日詩豆摩厭勝憐荊俗、

○本邦十一月二十三日作二赤豆粥一爲二時物一、云賀二春陽之初一、名曰二大師講一、

按作二赤豆粥一者、盖冬至之賀、而當時偶當二天台智者大師之忌辰一、世自レ此混而如レ此乎、吾邦古崇二天台宗敎一、故人々脩二其忌一以誤來歟、

○招牌　市居看板也

○或曰、猿樂始於足利家時一非也、東鑑建久二年閏八月二日於二三浦船中一參(マウス)二猿樂一（小法師、中太丸）但其藝無二如レ今定式一歟、

○明朱之瑜曰、凡講二談經書一者、以二其傳註之意一、解二本文一而可也、

之瑜字魯璵明舜水之人也、曾來二吾邦一居二于常州水戶府一、按之瑜之言實是也、吾邦之儒每講レ書、則讀二其本文一解レ之、已用二注意一、而亦以讀二其注一、以レ此重復耳、而無レ足レ發二其注意之徵一、徒任レ口胡亂讀去、或先讀二其注一解レ之、而後略解二其本文一、故極麁疎殊不レ能レ得二其精當一也、夫看二朱子之大學經筵講義一、

則講義卽於ニ經筵一講ニ本文辭一、而固無レ讀ニ其章句一、吾俗不レ知ニ經筵之式一、故本文傳注同席讀レ之不便之甚也、近年清朝經筵日講官於ニ其帝之前一、講ニ四書五經一、皆明ニ得傳注之意一、以談レ之、然無ニ再讀ニ其傳注一、幸其書來レ吾學者閲レ之可也、但有下欲レ聞ニ其注之徵一者上、則別詳ニ注者之意一、以可レ講ニ論之一、

○藥玉は彩絲を以てあやめよもき其外色々の花を作り白紙のうへに貼すこれ長命縷の事なり、道長公の御記に寛弘二年五月五日絲所藥玉を持來るよし見えたり、今は只女兒の賀とのみ心得侍る、新古今に五月五日藥玉遣はし侍りける人に

あかなくに散にし花の色々はのこりけりな君かたもとに　大納言經信

これも作り花を讀はへりける

○歌には和語のみにして字音はなし、しかはあれと菊蝶の類音にていひしも多し、梅馬(ムメムマ)なんとも音を訓になせしにや、文蟬(フミセミ)のたくひか勅なれはと讀しも音にあらすや、亦浮屠(フンセン)の歌は梵語を(メマ)さへそのまゝにてあのくたら三(サ)みやく三(サ)ほたひなんと聞さへ、やまとうたのすかたにもあらぬそ多かる

○枕草紙に大内のめてたき有さま女御の御いせひも高く我身も人にけをされさりしをこと／＼しく書て是をいみしとおもふさまなれと、一條院政道をうしなひたまひて内寵のみ行はれ、大方王家も此時より衰へしはまた淸少納言か筆にしられ侍る、女の心にいみしと思ひて書しは君の耻を顯はす事なれと、これをしらさりしといとはかなし

○署扁　牌扁　俗にいふ額也額とは高く揭け顏する意か

薄(ホ)　俗にいふ帳なり

甲(ヨロヒノドウ)をかぶとゝ訓するは近世のあやまり也

旗(キ)　俗にいふのほり也、但しいにしへのゝほりは旗にあらす今小兒のもてあそふ挿を作りてのほらする物也

靫に空穂の字書るは形につきてのかなかきなり、射家者流附會の說あり
くつはづらとは衘の事にあらす韁の事也
盞　俗にいふちよくの類酒をのむ器也
さかつき　酒津器なり延喜式に酒杯とあり
羆　しくまと訓す四熊と二字に分たる訓也、鹿九をくしかといふも九の字を鹿にかくる故、也鹿九は畢竟の小
なる物をいふ
鶬鴰　まなづる今の黒鶴の事也
鵠　くゞい今の白鳥の事亦は天鵞ともいふ
鴻　ひしくい俗音によりてこうの鳥となすこうの鳥は鸛の事也
鮏　さけの魚さけの魚也、鮭の字は非也水戶侯每に鮏の字を用ひたまふ
鰖　今世淺野安藝侯より如此書て來る是一家の事證とすべからす
○伊勢內宮の神服は屋形御衣外宮は鶺鴒の御衣
心の御柱は神殿の床の板敷の下に安置す神宮第一の神秘なり
御樋代は檜ノ曲物也
神宮の祠官に御鹽燒といふ家ありミシヤケと讀や、柿染の衣類參宮の時はばかりありと俗にいへり、神
宮に沙汰なき事也。
但古老口實傳にあり
○淸兵南京を破りて弘光帝をとらへし時朝臣難に死し義を全くせし人たま〳〵あり、亦一人の乞兒百川
橋の下に殉して其名を知らざりしか彼乞兒一詩を橋上に題して、
三百年來養士朝　如何文武盡皆逃　綱常留在二早田院一　乞丐羞レ存命一條

と書のこせしとかや（見ニ明季、遺聞一）あはれも深く志も高く覺え侍る、されは朝恩深き輩さへ耻をわすれて敵に降る人多かりしに身一箇の乞子にして義を思ふ事かくやんことなかりけるは如何なる人なりけん、天性の美質にあらすんは賢者にしてかくれたる人ならん、嗚呼居は氣をうつすといへは常人にして乞食家に居は彌貪れる心のみ增し侍らんに、朝臣にまさりていみしく覺えはへる、夫君に仕ふる人世みたれて君はつかしめらるゝきはゝ義を守り命を輕んすへきを、多は身命をゝしみ國をうりて餘生を乞ひ叩頭して迎附し共に天をいたゝかさるあたに臣伏し侍るは、かたちは官人なれとも實は乞兒也李賊明帝をころして大位をぬすみし時垢を忍ひて耻なき輩、李自成を稱して比ニ堯舜一而多ニ武功一適ニ湯武一而無ニ慚德一と諂らひいひし淺まし。

○苟　總てイヤシクモと訓す處によりて當らす、韻會少補十六及ひ字彙を以て考ふるに字訓不同のものあり今左に記之

苟　シバラク　イサヽカ　カタニ　ハタシテ　マコトニ　イヤシクモ　モシ　タヾ　ワヅカ

且也詩ニ苟無ニ飢渴一（箋云且也）

義禮燕禮賓爲ニ苟敬一（註且也）

假也增韻苟且草率也

私曰論語子路無レ所レ苟而已矣是草率意イヤシクモと訓す

誠也湯之盤銘曰苟云々論語里仁苟志ニ於仁一（字彙）

與若同中庸苟無ニ其德一苟無ニ其位一

私曰中庸苟不レ至レ德苟不下固聰明聖知達中天德上者苟字共にモシと訓すへし

但也揚子非ニ苟知一也

愉也周禮考工記弓人苟有ニ賤工一

纔也論語子路苟美矣(字彙下同)
朱注聊且粗略之意云々イサヽカと訓すへし
果也孟子苟得二其養一(告子)
私曰大學誠意傳章句
苟且以徇レ外　是草率也イヤシクモトイフ意
苟焉以自欺　是粗略也ヲロソカニスル意
爲政注　苟免刑是纔也ワヅカニ刑ヲマヌカレテト訓スヘシ
字書ニ見エタル大概如此其所ニヨリ詳ニシ辨フヘキコト也

○ムシロト云フ和訓其意ヲ詳ニセス、寧ハモトヨリモノヲ願フコトハナリト字書ニアレハコヒネカハクハトイフ意ニシテ見ル、但シ所ニヨリテヒシトアタラサルコトアリ、大學ノ寧有二盜臣一ノ寧ノ字コヒネカフ詞ナレトモコレハ俗語ノヨシセメテトイフ意ナリ
亦無乃無迺乃ト同シ若乃皆ムシロト訓ス、是等其所ニヨリ意カハルヘシ、和訓ニナヅミテ字意ヲ失スル事ナカレ

○云者(大學六章ノ章句ニアリ)自欺云者云々云者ノ二字イフハト訓シ又ハイフコヽロハト訓ス、イマタアタラサル歟云者ノ唐音ウインチエヘ是平語ニシテ俗語ニ我レガイフテ見ヤウナラハト云時、必ス云者ノ字ヲ用フ自欺云者ハ自ラ欺クト云二字ノ意味ヲ我今イフテ見ヤウナラハナリ、然ラハ自欺ヲ云者ト訓シテ意キコフル歟。

○石川丈山會贈二詩於陳元贇一、其楮尾施二朱印一、元贇曰、凡錄二文字一楮尾所レ以レ印者、爲レ使下人知二其人一且或揭二之壁上一或傳二之後人一以珍中玩其文字上也、今丈山之文字我不レ足レ玩焉云々、

○祝允明枝山前聞議二人妄稱二道號別號一以數レ之是也、按吾邦昔人無レ有二別號一若雖レ有二反名之稱一而非レ

以二別名一也、近世學者多有二標徳號一、是固非二吾故一、亦不レ知二祝允之議一者歟、

○芳野の先帝思し召立事いたつらになりて近世多くとづ國へおもむきける中に尹大納言師賢（內大臣藤原師信ノ子也）千葉介にあつけられ、下總國へ下られける時人々哀かりて名殘をしみけれは

　別るともなにかなけかん君すまてうきふるさとゝなれるみやこを　尹大納言師賢

二心なき有さまいみしくあはれに覺えはへる、終に千葉にうせ給ひけるとそ

常樂記云、元弘二年十月師賢於二千葉一逝去云々、

　按するに南朝より謚を賜はりて文貞公といひし

○工藤新左衞門入道當時相模守をせちに諫めしか、言納られさりしかは世をのかれて高野山に閉籠り年月を雲水にまかせて過しほとに、高時禪門あへなく亡ほされしよしを聞てさすか其跡もなつかしかりけん、鎌倉にくたり昔見し所々をみれは世變り事あらたまりぬる有さまうつゝとも覺えさりしか

　ふるさとのむかしを見すはもとよりの草のはらとやおもひなさまし

麥秀の歌作りたまひし代も思ひあはせられて、世の盛衰哀樂のうつりかはるならひ今もあはれに覺え侍る。

○後醍醐天皇自二伯耆國一還幸、卽廢二光嚴院一而復二大位一、小說皆謂二後醍醐帝重祚一非也、

増鏡云帝伯耆より還幸なりて先東寺へ入せたまひて事とも定めらる、二條前大臣道平召ありて參りたまへり、此度內裏へ入せたまふへき儀重祚なんとにて有へけれとも、璽（シルシ）の箱を御身に添られたれは只遠き行幸の還御の式にて有へきよし定めらるゝ云々、

　考二歷代皇紀公卿補任等一、則同二于増鏡之說一、俗謂二後醍醐帝（甲戌）重祚一者、不レ知二國家大體一故也、

○通鑑綱目續編（廿）曰、蒙古號二西域僧那摩一爲二國師一、發明曰、所レ貴二于立一レ國者、以三其有二父子君臣夫婦長幼朋友五倫一已、而那摩西域之醜虜、棄レ家遊食則無二父母之養一、削レ髮被レ緇、則無二君臣之理一、覆レ宗絕

レ嗣則無二夫婦之倫一、跼跌躋倨則無二長幼之節一、絕レ塵逃レ世則無二朋友之交一、所レ貴二于立レ國之事一、一毫無レ有、號爲二國師一、抑未レ知二何者之可レ師何者之可一レ法哉、蒙古夷狄固無レ責、然旣舍二氈毳一而襲二冠帶一、據二中土一、而稱二帝王一、則亦不レ可三得而盡二略之一也、故特書以著二犬羊之雜揉一尒、

同(廿二)、曰元西僧八思巴死、賜レ號二皇天之下一人之上宣文輔治大聖至德普慧眞智祐國如意大寶法王西天佛子大元帝師一

○皇明實紀五曰、永樂(五年三月)封二西僧哈麻立爲萬行具足十分最勝圓覺妙智慧善普應佑國演敎如來大寶法王西天大善自在佛一云々、其後孛羅等、皆封爲二大國師一

愚按胡元夷狄、不レ足レ言レ之、然不レ免レ有二其責一也、明成祖承二于中國大統一、則宜レ攘二胡虜一也、然惑二異敎一愛二奸僧一者、皆學二胡元一何乎、

○日蓮宗追却

九十四代花園院、延慶三年三月以二院宣一追二却之一、按自レ此先九十一代、伏見院正應永仁中數雖レ禁二止彼宗風一、而猶故今及レ此、

百五代後柏原院、大永四年七月山院訴二於武家一、破二却彼黨一、

百六代後奈良院、天文五年十月重禁二彼黨一、

以二日蓮黨一爲二宗外一

百七代正親町院、天正三年十月勅宣爲二宗外一、

日蓮黨宗論閉口刑罰

百七代正親町院、天正七年二於江州淨嚴院一、法論日蓮黨閉口彼徒多刑然一派之僧、獻下於對二他宗一不可二法難一之誓狀上、同年七月於二甲州大恩院一、宗論彼徒閉口

百八代後陽成院、慶長十八年十一月於二東武一宗論、彼徒閉口而刑、一宗之僧亦獻二誓狀一

○不受不施之僧配流
太上皇寛文六年四月
○悲田派停止
今上元祿四年四月同十一年十一月配流其寺盡爲ニ天臺宗一
○詐僞律云僞ニ造神璽一者斬
古しへ律令さかりに行はれし時は斯のことく有しに、今の神家璽の御箱を封する秘を傳へしとのゝしり、勅命にあらすして神璽を社内に納めるあり、法曹至要抄の大不敬の所に名例律の註を引て是をいへり、今は律の名をたにしらさる人多かる。
○後水尾院代々の史を御覽しまし〳〵て讀せ給ひける
いにしへをあらはす文のあともうしさらすはくたる世ともしらしを
ふるき軒端のしのふにもと、詠せさせたまふにもおさ〳〵まさりて震襟のほと推はかられ侍る。
○嘉應元年七月十六日一院御出家あり、御出家後も萬機の政をしろしめされけれは院中に近く召仕はれける公卿殿上人上下北西も官位俸祿皆身に餘計なり、されとも人心習にて猶飽たらす、院あつはれ其人うせたらは其國はあきなん其人ほろひたらは其官には成なんなと、疎ならぬとちは寄合寄合云々私語けり（平家物かたり）、
○薛文淸公曰、後人不レ知ニ人臣之道一、但得ニ高官厚祿一、即有ニ自滿之色一、觀下臣克艱ニ厥臣一ニ及爲レ臣不レ易之語上、祿位果可ニ自滿一乎云々、
夫君其ほとにつけてめてたき名位賜はる共、祿位につけて自ら高ふり貪鄙の行ひ常人にする事侍らすは貴ふにたらす、德大寺の實定か淸盛にへつらひ官を得て自らしたり顏いみしと思ひけんも拙く、中御門の成親官を人にこえられて怒をおこし平氏を討んと謀りし最愚なり、此等皆其心官祿にのみあり

ていさゝかも君に仕ふる道をしらす、亦重盛は平家の英良といはれし人なれとも國無道にして身高位に居るは僣にして且耻なる事を思はさりし口惜、況や其外は唯位祿にのみ心ありて人のうせほろひたらんを已れかよろこひとせし不仁不義いふにたるなし、おのれを利せん爲には人をそこなふをもかへり見すして、はては君父を弑しても其慾を心よくせんとすみな小人貪夫のわさなりけり。

○新後撰集を見侍りしに一品の望滯り侍りける比人のもとに遣はしける

のほり得ぬ淀のいかたのつなて繩このせはかりをひく人もかな　前內大臣

大臣たる身にして位をしたふ有さまひとつに小人に異ならす、いかに國家の政をとりて人民を保んせん、人の內奏によりて漸く位を得て何かは嬉しきまた述懐のうたの中に

玉鉾の道ある御代のくらゐ山ふもとにひとり猶まよふかな

今の歌また口惜、富家に入る乞人のあはれみな乞ふ心地そする、すへて歌の集かゝる歌とも多くのせられはへる。

○小史以二高野天皇一、四十六世則曰二孝謙一、四十八世則曰二稱德一、若二皇極齊明一有二兩謚一、以二孝謙稱德一爲レ謚者非也、續日木紀十八曰、寶字稱德孝謙皇帝【割註】出家歸レ佛更不レ奉レ謚因取二寶字二年百官所レ上尊號一稱レ之云々」

正史之文如レ此百官上二尊號一、即見二廢帝紀一、天平寶字二年八月之紀、亦二十六卷重祚之紀、則直書二高野天皇一、稱德孝謙一時之號而在位之事也、分而爲レ兩者誤也、

○百三代仙洞御製の中に

天地にあまねくみてる春の色をたゞ花とりのうへにやは見む

天か下出雲八雲の道しあれは神代のまゝの春にあふらん

夏木

花にこし春も幾日の(あと方)とめてさくらかもとにすゝむ比かな

○山庄

山高みうきよのかせのはけしさにさはらぬ谷をもとめてそすむ　大納言光友卿

○致仕の後中納言になり給ひて

くらゐ山のほるもくるし老の身はふもとのさとそ住よかりける　前中納言光圀卿

○新葉和歌集八　羈旅

信濃より木曾路をはる〳〵とのほりけるにいぬ山といふ所より鳴海の浦へ出はへりけるとておもひつつけける　よみ人しらす

山路よりいそしの年にけふはきてうらめつらしきたひころもかな

鳴海かたしほのみちひの度ことに道ふみかふるうらのたひ人

○神階記は三代實錄第二貞觀元年正月廿七日ノ記の拔書也、

○皇明通記六成祖永樂七年正月、封ニ海神宋靈惠夫林氏ニ、爲ニ護國庇民妙靈昭應弘仁普濟天妃ト、建ニ祠京師之儀鳳門ニ祀レ之　、

按天妃俗云菩薩、異船皆祀レ之、剪燈新話之註曰、宋興化府莆人都巡檢林愿之女、生而神靈能言ニ人禍福ヲ、歿後鄕人立ニ廟於湄州嶼ニ、元ノ天監中封ニ天妃ニ云々、明季吾民入ニ異邦ニ盜ニ財物ヲ、破ニ天祀之祠ヲ、奪ニ其神像ヲ而歸後置ニ薩州野間山ニ、今有ニ其祠ニ、毎年入ニ于長崎ニ清人献ニ幣銀於野間之祠ニ、

○淸人其他外國の人玉をつらぬき念珠のことくにし頷にかく皆夷狄の俗なりける、我邦むかし首玉手玉足玉といふ物あり、これにひとしきにや古き塚の內にはたま〳〵青玉の管やうのものありと人のかたり侍りしか、去し元祿九年の秋濃州賀茂郡上川部村道塚といふ所に大なる塚のありし、一旦崩れて內に甕あり、青玉の管一寸餘なるを數百入れたり、所の者わけてとりけるとて其里人の見せ侍りぬ、我朝往古の

物にして靑八尺瓊（アヲヤサカ）といふ物か、五百箇（イヲツ）の名におもへは五百も有けん、由來久しき塚なりけるも時うつり世かはりて知る人もなし、風あらたまり俗異にして古器を辨ふるにかたき事多かる。

○續日本紀延暦七年八月曰、對馬島守正六位上穴咋皆麿賜ニ姓秦忌寸（ハタノイミキ）一、以レ誤ニ從母姓一云々、末の世には母の姓氏に從へともあやまりといふ人もなし、誠に我祖にあらすして祖とし倫をみたり族をあやまりぬるあさまし、桓武の御時まては慥にありけむ。

○同心結

在ニ通鑑正編隋文帝仁壽四年紀一、同心見ニ遊仙窟一、注曰ニ扇名一云々、亦張孫佐補詩曰、揮レ刀就レ燭裁ニ紅綺一、結作ニ同心一答ニ千里一云々（見ニ圓機活法十一）

○僧の贈官は後魏の太祖法果法師死せし時趙胡靈公と謚せしと洪明集に見えたり、此後多く官を贈り謚を給はる事出來ぬ、吾邦僧に大師の號贈る事は淸和天皇貞觀八年七月最澄圓仁等を始めとす、禪師號は後宇多院弘安元年宋の道隆に大覺禪師と號を賜はりぬ、國師號は花園院正和の頃聖一國師に號をたまはりけるとそ、法親王の號は堀川院康和元年仁和寺の覺行に親王宣下ありしより皇子出家になりたまへは、多くは法親王になしたまふ、皆季世の事にしていにしへにはなかりし。

○未レ足レ信

賣レ物人索レ價　　說レ兕和尙不レ喫ニ酒肉一

醉漢隔レ宿請レ客　　媒人誇ニ好兒女一

宋小說九雜纂の編に見えたり

○多波古（タバコ）　蠻語也、淸謂ニ煙草一、呉興沉穆石匏氏之所レ選本草洞詮九載レ之、亦曰ニ想思草一、

○喜世留（キセル）　蠻語也、是朝鮮所謂烟筒也、亦其竹名ニ羅宇（ラウ）一、羅宇ハ即蠻夷之國名、而其地產ニ黑斑竹一、取レ之作ニ煙筒一故爲レ名、

○起請交の誓は慈恵僧正よりはしまる、古今著聞集に賀縁阿闍梨か慈恵を濫行肉食の人なりといひし時誓文を書て不律ならさるよしを明せり、但起請の名は是より前にありしやされとも誓の爲にあらす。

○猿樂　源氏物かたり乙女の卷にさるがうしといへるこれなり、宇治拾遺にも亦さるかくの事あり。

○僧家の紫衣は唐の則天か時法朗法師に紫の袈裟を與へしよし、僧史略等に見え侍る。則天は類なき惡人にて僧を内裏にしたしみ不義の事とも多かりし

○近世年號考證

寛永（詩經朱子傳）（東坊城大納言菅原長維卿考之）　正保（尙書）（東坊城大納言菅原恒長卿考之）
慶安（周易）（五條中納言菅原爲適卿考之）　承應（晋書律曆志）（恒長卿考之）
明曆（漢書律曆志）（同人考之）　萬治（唐書）（高辻大納言菅原豐長卿考之）
寛文（荀子）（同人考之）　延寶（隋書）（五條大納言菅原爲庸卿考之）
天和（後漢書）（唐橋文章博士菅原在庸考之）　貞享（周易）（豐長卿考之）
元祿（宋史）（高辻文章博士菅原長量考之）

○日次ノ記

師輔記一冊　師實一冊　師通二冊　經實二冊　爲房一冊　忠通（師元實親）五冊　賴長（號台記）四十冊　兼實（號玉海）百八冊　良經（號殿記）六冊　實經二冊　道家（號玉蘂）三十冊　良實一冊　定家（號照光記）十二冊

○正保二年乙酉十一月三日

東照太神賜ニ宮號一、勅使今出川大納言經秀也。

○牡丹　地錦抄に云、牡丹は九品に分て見るへし、一ニ位二ニ形三ニ色四ニ重五ニ實六ニ蘂七ニ葩八ニ葉九ニ木也、鶴林玉露云、洛陽人謂ニ牡丹一爲レ花成都人謂ニ海棠一爲レ花尊ニ貴之一、愚牡丹は唐末に劉訓といふ者有、

其頃京師人春遊に牡丹を見ると思ひて遊へり、劉訓客を迎へて花を見よとて水牛數百を前につなきて劉訓か愚牡丹なりといひしより牛の異名とせり（事元類聚に有）

○豊臣秀吉系

國吉　號二昌盛法師一生國江州淺井郡ノ門住侶　後還俗尾張國愛知郡中村居住
- 吉高　雖士住土民中村彌助彌ミ門
  - 昌吉　中村彌助
    - 秀吉　童名日吉丸
      - 秀次　關白内大臣實ハ三位法印子初爲二三好山域守養子一故號二三好孫七郎一後秀吉養子
      - 秀秋　金吾筑前中納言實木下肥後守家定子　家定ハ秀吉北政所兄也
      - 棄君　早世祥雲院玉岩麟公母淺井備前守長政女天正十九年四月生ル
      - 秀頼　童名拾君
    - 秀長　美濃守正二位大納言
    - 女子　武藏守三位法印一路妻　秀次母也一路ハ尾州海部郡人
      - 秀俊　大和大納言　實ハ三位法印ノ子
      - 女子　森美濃守室
      - 女子　毛利甲斐守室
    - 女子　南明院殿

秀吉十六歳赴二遠江一仕二松下加兵衛尉之綱一、一日之綱問曰、尾張國所レ用之甲冑者何也、對曰有二胴丸者一、其製異二於相皮胴一也、於二右脇一結レ之屈伸自由也、尾張國所レ用者是也、之綱曰汝往買二其兵器一來矣、乃授二金五六兩一、日吉以爲縱以二此金一欺二之綱一不レ如下爲二大丈夫一見中于良主上、乃往遇二叔父一而議二此事一、叔父可レ之、曰信長今時之良君也、汝往事レ之、於レ是製二其衣服一飾二其刀劍一、自號二木下藤吉郎秀吉一、

東國太平記に云秀吉公氏姓詳ならす、本尾州愛知郡中村の出生にて父を知らす（中略）、父は木下彌右衛門とて織田信秀の鐵炮の者なりしか奉公を辭して在所中村に還住す、母は尾州愛知郡御器所村の人なり、持萩中納言の息女なりとかや、其故は中納言罪ありて尾州村雲の里へ配宍せらる、息女一人有て二才の時中納言卒去せらる、仍之後室娘を誘て京へ上り多年おはせる洛陽兵亂に付息女十六歳の時彌右衛門へ嫁して、女子一人と其次に天文五年丙申の春正月朔日男子生す是則秀吉也、童名さると云に付さま／＼異說あり皆實ならす、只申年生れ給ふにより其名を猿とよひし、秀吉の姉は成人の後同國乙美村の民彌助に嫁す、彌助後三好武藏守三位法印一露と稱す、是關白秀次の實父なり、秀次の舍弟丹波少將秀勝同辰千代丸三人の實母なり、法名瑞龍院と號す、秀吉の父彌右衛門は天文十二年卯夏病死す、後室女子と秀吉と二人の子を養育して彼里に住す、其頃信長公の同朋に筑阿彌といふもの有煩事有故奉公を止故鄉中村に歸居けるを里人取計ひて彌右衛門後室の家へ筑阿彌を入て夫婦とす、此故に筑阿彌は秀吉の繼父なり筑阿彌子二人あり、男は幼名小筑といふ後羽柴小市郎秀長と稱す、其後美濃守亦大納言に任す大和紀伊和泉三ヶ國を領せり。

○尒雅云、唐虞曰ㇾ載、商曰ㇾ祀、周曰ㇾ年、名不ㇾ同而義一也、皆所㆓以成㆓一歳之功㆒也、

○鹿島神宮要石の事妖妄の說正史に所見なし、鹿島靑田志賀明神同神なり。

○近江國白鬚明神は湖水の主にて湖の七度變して蘆原となるを見るといふは麻姑か、東海三爲㆓桑田㆒を見るといふ事をかりて附會する釋迦支那不來、況や日本をや白鬚は猿田彥命也。

○大和國金峯山藏王權現は吉野に立安閑天皇皇陵也、藏王權現は宣化帝三年吉野に現すといへり、此山彌勒佛の出世と云々、金山なり金峯山と號す、文武帝大寶年中役行者建立亦或書に云金峯山の神は金剛藏王菩薩といふ安閑天皇を祀るといふ、是ならす諸社考和流雅に金峯山の神は少彥名命と記せり。

○地震　白陽甫か說に天地之氣不ㇾ過㆓其序㆒、若過㆓其序㆒民亂ㇾ之也、陽伏而不ㇾ能ㇾ出、陰迫不ㇾ能ㇾ升、於ㇾ

是有ニ地震一、是陽失ニ其所一而墳レ陰也云々、

○大隅正八幡宮は俗に天竺陳大王孫也といふ非也、

諸神記に大隅正八幡は中は應神天皇右神功皇后左仁徳天皇とあり。

○或人云古しへ大隅薩摩を始て隼人とす、隼人多けれはなり、姓氏錄に云大角隼人火闌降命より出と、日本紀に隼人大隅と記し、萬葉集に隼人薩摩とあり、政事要略云、養老元年大隅日向兩國の隼人亂を起す勅して豊前守宇努首男人を以て將軍とす、八幡太神に祈て討レ之多く隼人を殺して大に勝と云々、直指抄に云隼人姓也後官名になすと云々、

○肩衣袴　或書云、武家用ニ肩衣袴一細川頼之製レ之也、肩衣袴皆無ニ襞積一、在ニ襞積一始ハ近代也、信長公の畫像を見しに猶襞積なし、古記云秦元親於ニ伏見邸一招ニ請秀吉一、式臺詰番士皆着ニ三幅袴一これ也。

○海嘯　江嘯　つなみは大風地震の節常ならす浪高く陸へ上る時は必潮のさし引一夕に度々有て家を溺し田園を沒す、つなみ多くは入海にあり海江は潮の喘急なれは也。

○潮の說古來紛々たり、按するに潮は天地の呼吸氣息なり人の一晝夜の呼吸一萬三千五百息なり、これ上壽百歳の人の積りなり、神書に神の息は一晝夜に六息なりといへり、神は幽妙不測其壽限なし故に息僅に六息也、人も長命なるは息の間遠し、天地の壽數は一元の氣にして十二萬九千六百年也、子の會に天闢亥會に天地閉るの間也、故に其息も遠して一晝夜に二呼二吸なり、其二呼二吸は其氣の降なり、地は水に浮み水は元氣なり故に舛降す、元氣舛る時は地沈む此故に海の溢あかり、亦元氣降時は地はしめのことく浮此故に海の涸りて潮虛涸なり、左あるに依て潮晝夜に二度滿干なり、亦大潮小潮にて遲速あるは月の盈虛順環に依てかはりぬ、然れは天地の呼吸と見たる說可なり、亦曰上十五日は晝を潮とし夜を汐とす下十五日は晝は汐とし夜を潮とす、五雜俎には潮汐の說實に窮かたし、然るに近き浦淺き岸のみ其滿干を見る大海の體は誠に一龍も增減なしといへり、是を以て見れは彌天地の一呼一吸といふ理に過す、た

とへは人の鼻息のことく出たる息何地へ往しそと問ふとも其泄所を究め知る事なし、去ことく潮も何かたよりさして何方へ引といふ事なし、天地の間は只氣のみ潮の月に應するは陰類なれは也、月望にして蛤盈（ハマグリミチ）月蝕して魚腦減すこれ皆其類に從ふなり、偖又潮の消息はいつも東より指事は其理有、夫百川の水は皆東に流れ赴もの也、これ其氣の至るに依てなり亦東のかたは坤僻なる故也、潮は又東よりさす是本に歸るの儀なり、抑東のかたは卯辰の位にして升氣の盛なる方也、辰は龍變の□也此故に潮は東より起て西海に注くこれ本に歸る也云々。

○龍燈の事水上を行事、是水中の陰火也、あるひは年經て陰火を得たる魚なとの游にあるへし（狐乃尾に陰火を燃すとおなし）然れとも彼龍燈高く上り山なとに登る事あり、是自然の陰火也、陰火なるに依て陸に上る事なし水氣を得て盛なり別して雨降に出る者なり、水中火あるといふ計にて何の業といふ事もなく自然に燃る物なり云々。

○龍骨車といふは長き樋のやうなる物に四方なる板を多くまとひつなき、池水をもくり上る也、水車は已れと流水の勢にて舞なり。

○石田三成從士四天王といふは

島左近　長谷川右衛門　石田助右衛門　渡邊新助

○宗像社は田心姫命　湍織津娘命　市杵島姫命の三神也

○空也上人は釋書云、六波羅密寺光勝不㆑言㆓姓氏㆒爲㆓沙彌㆒時自稱㆓空也上人㆒亦不㆑諱㆓言空也㆒云々、大系圖云、常康親王御子號㆓市上人㆒親王仁明天皇皇子也、撰集抄延喜第五御子トモ申ス、拾芥抄ニハ化人トモ記セリ、亦釋書云、天慶元年入㆓王城㆒於㆓市鄽㆒唱㆓彌陀㆒勸㆓化人㆒人呼爲㆓市上人㆒山城國四條坊門油小路西（入町紫雲山極樂院開基空也上人此寺ニテ茶筅ヲ作リテ業トスルナリ。

鹽尻　卷之十二

○武州鴻巣に高城大明神といふ大社あり。
箕田村　融大臣五代源次綱此村にて出生す
久下村　熊谷直實伯母聟久下次郎直光居城跡也
○上州深谷　岡部六彌太城墟、右の方田の中に忠澄墓所あり
上州烏川　此川高崎城を取廻す右の方に佐野の宿船橋跡あり、此所むかしは入海なりといふ、岸にかきはまくり貝つきて有、此所に松山あり右大將賴朝朝夕の肴を取上たる所といふ此上を肴山といふ。
安中　伊勢三郎義盛屋敷跡并辻切したる所もあり、坂本輕井澤の宿も信玄謙信の感狀所持したる歷々の子孫多し大方佐藤氏なり。
○信州上諏訪　山本勘介繩張にて武田信繁居城也、社領千石祭禮三月七日此日鹿を七十五頭供ふ、池の長さ七十餘町横は三十五丁餘なり、此池の氷厚さ三尺餘冬は池の上を向ふへ馬に高荷をつけ亦は車に荷を積て往來す、春に成て氷とくる頃下の諏訪より大蛇わたりて氷をくたくとも云、宮の脇に吉田村左に巴山吹墓所有同しく在所も有。
上諏訪明神は武御名方命にして當國一の宮なり、桓武天皇の御宇坂上田村麻呂社建立同社七不思議

社壇雨　毎日巳ノ刻宮中雨降
根入杉　根八方ニ蔓木不ニ高榮一
氷橋　冬湖氷閉狐渡有レ跡則人渡
湯口留ル　温泉自レ山落口塞時湯不レ落

七頭鹿　七年ニ一度祭不レ求而鹿頭七ッ來而爲レ供
宮影　上諏訪普賢堂有ニ板穴一是當レ紙則下諏訪三重塔影移其間一里也
湖ノ衣崎行見富士山南西近見ル

望月右のかた六里計りは桐原の名所あり、右の方城山あり是望月遠江守城跡六萬石を領せし末葉保科肥後守家士となり、千五百石此在所に月毛の駒持はなし、遠江守月毛の駒を秘藏せし故今に至る迄月毛の駒持ものにたゝり有といふ。

○尾州津島の近所に見當村の天王これは昔天王天より飛來の時鎭座見當の石とて九尺四方なる石に天王の足跡とて二三分くごみ有也、其後津島へ移す其石を以て正月八日六月祇園會に見當村の百姓津島の橋のうへに出橋往來の運賃をとるよし（芝田甚左衛門といふ輕卒の談なり）此節見當村にて一時上郎といふ事あり。

○鹿島事觸の事、觸流しにまはる禰宜三十六人に極め毎年十二月八日十二口の湯花あり、其節告の趣を諸國に觸まはるとぞ。

○古今傳授といふは中古濃州の士東下野守平常緣より紀州種玉庵宗祇に傳へ、宗祇より三條大納言逍遙院實隆卿へ、實隆より稱名院公保卿に傳へ公保より三光院實澄卿に傳へ、夫より圓智院公國卿へ傳へ公國早世の折節其子香雲院實條未七才なりし故、細川兵部太輔玄旨に傳ふ、藤孝我師たる圓智院の息實條卿に傳へん爲に田邊城へ迎へ取て歌道神道事〲く傳授有けれども、いまた幼弱なれは古今傳授計はのこされける、其後朝鮮征伐の時實條をは帝都へ戻し古今の箱を幽齋の孫聟烏丸大納言光廣に預けたまふ其時

人の國ひくやゝしまもおさまりてふたゝびかへせわかのうら波
もしほ草かきあつめつゝ跡成てむかしにかへせかの浦なみ

光廣卿かへし

　萬代とちかひし龜のかゝみしれいかてかあけむ浦しまか箱

其後朝鮮歸陣の時光廣卿より箱を返すとて

　あけてみぬかも有けり玉手はこふたゝひかへるうらしまか波

幽齋かへし

　うらしまやひかりをそへて玉手ばこあけてたに見すかへす浪かな

其後關ケ原の役起て石田方より幽齋在城を圍む時に後陽成院勅使有て圍を解畢、然して秘密傳授殘らず三條實條卿に傳授、其上に源氏ものかたりの奥儀二十一代集の口決和歌三神人丸の正體八雲傳授等あり、此序を以て烏丸光廣も傳授ありしと也。

○伊奈氏先祖尾州荒子村住人佐藤彌藤次家人熊藏といふ、熊藏其質才知ある故彌藤次取立侍となして三河へ遣はす、則　神君へ奉仕十萬石の御代官をつとむ彌藤次は尾侯に仕ふ、然れとも其末をしらすと或人かたりぬ。

○蟻といふ蟲はやく枳の實を水に浸し其水にて疊を雜巾にて拭へは蟻席上へ上らぬ也、敷衾なとにも右の水を表裏ともにぬるべし。

○寶永二（酉）年京極縫殿頭（讃州丸龜六萬三千石）在所城下農人町茂右衛門と申ものゝ妻（酉）二月出產

　廣島屋茂右衛門（年三十九）　妻女（年三十三）

（二月廿三日朝七ッ時）女子一人　（廿四日夜四ツ時）男子一人

　一人　（廿六日晝八ッ時）女子一人

（廿七日晝八ツ時）　形シカトシレズ一人　（同日夜九ツ時）同上一人

此二人出生卽死男女のわけしらす
以上六人の内最初出生の女子男子二人在命殘四人死右女房産後相煩三月四日死
右之段四月六日　公儀へ言上有之
○市關八幡　いにしへ此所稻荷の社地なり、文治三年賴朝卿八幡を勸請す、此所の人正月三ヶ日の間茶を不飮
○外山御屋敷二十五萬坪　市關御屋敷五萬坪　紀州山御屋敷十八萬坪
○感狀の百貫文は千石なり、亦矢ころ三反計といふは弓杖一間のわりを以て見るなり。
○尾州湯本氏は信州諏訪の出なり、湯本の百姓今に鹿を持參する也家紋は鎌に薄なり。
○美濃上品せり川といふ所より出る布なり、尾州八丈は絹なり。
○伶人は樂人なり黃帝の時伶倫造二音樂一稱二伶人伶官一丁氏庖厨の事を司る故に庖丁といふかことし。
○信濃前司行長後遁世號二生佛一五德冠者と異名をいふ七德の舞の内二ッ忘れたりし故とかや、後鳥羽院の時の人也、平家物かたり十二卷を作り盲目にをしへてかたらせけると也、琵琶法師彼生佛か生れ付たる聲を學びたりと也。
○小笠原監物奧州松島に浪牢松平薩摩守忠吉朝臣卒去、殉死の志有て松島より江戶へ下るとて
世に有と人の數にはあらねともまた御供にはもれぬわれかな
亦監物小性佐々木喜內(十六才)これは監物の殉死するとて
さくらさく山のさくらは櫻なり咲はなあれは散はなもあり
○辰砂滑石　此二味水乾してもゝ色になるほとに合せ、すりむきまたはたゝれたるに付て妙なり。
○日光山　事代主命にして當國一の宮也、神護景雲元年に出現。
○日光梶左兵衛は大猷院殿御小姓なり、御他界の時願ひに依て御佛殿被二相守一。

○猫目知時●卯酉―辰戌丑未―寅申巳亥―子午　猫睛黒如ㇾ圖

右瑯琊代醉に出、亦酉陽雜俎曰、猫目ノ晴暮は圓にて午には緊斂して線のこととも鼻端常に冷也、只夏至一日暖也其毛蚤虱を不容。

○博物志に云堯造ニ圍碁一以敎ニ丹朱一云々。

○武州戸田渡し此川下は河原の東六鄕よりいつる、此川上を入間川といふ、其邊に矢口のわたしあり新田義興を殺したる所也。

○上野佐野　さのゝ舟橋をわたせし川あり、佐野源左衛門恒世か舊宅もあり定家の森定家明神あり。

板鼻　宿の南に高山有一の宮といふ明神あり、これ上野貫前明神なるへし、松井田妙義山は松井田南道の左にあり、妙義法師は比叡山法性坊尊意なりと延喜帝の時の人也、信濃國は日本の中にて地高き國なりといふ望月城跡あり望月氏の居城也、賴朝の時海野望月根津兄弟三人共時の國士地、望月の牧名所也此近邊に御牧七鄕とてありし今はなし。

下諏訪坂の下り口に明神の社あり、是を春宮といふ町の北の方也、其先町の左にも明神の社あり神宮といふ東の方也、大明神を正月朔日に春宮に移し七月朔日神宮にうつし奉る、元日祭なし七月朔日祭あり、上諏訪へ三里上諏訪の祭三月酉の日なり、鹿の頭を七十五俎にのせ神前に供ふ、亦前に鹿肉を料理し盛て供ふ社人も其肉を食す、他人も社人より免しを出せば鹿肉を食す、村々の獵師亦は立願事のある者鹿を持來りて捧く、下諏訪祭には鹿を供せす、下諏訪よりも鹿食の免しをば出す、上諏訪年中七十五度の祭あり、高崎城湖中に出て三方は湖にて陸のかた一方より入口船の出入自由なり、下のかたを衣ケ崎といふ名所なり此所に富士の影うつるといふ、諏訪の海わたり一里半東西南北同廣さ也、此湖は冬春の間氷はりて湖一面にふさかる、年の寒溫によりて霜月の初中終あるひは師走の初より人氷のうへを渡り春も年に依て正月の末二月の半迄氷の上をわたり、二月半迄わたれは氷は二月末まて有寒けれは遲く消

る、氷の厚み年によりて八九寸一尺二三寸有、其上は何程の大木大石を置とも危ふからす、氷の上すへる故にかんしきをはきて渡る，其上に雪つめは常のごとき國中わらんちにてもゆく馬はすへる故渡らす、凡日本國中にて湖多しといへとも斯のごとく氷はる所なし、信濃は日本にて地高く寒風甚强き國なる故なり、湖の上冬初てこほりはりて第三日もし氷薄けれは第四五日の頃上の諏訪より下諏訪の上に横幅五尺計なる大なる木石杯の通りたることく氷上に跡付て見ゆる、これ毎年必あり奇怪の事なり是を御渡ともいふ亦神先ともいふ、御渡ありて後人わたる御渡なきうちはわたらす氷薄き故也、年にて御渡りの所かはる上の諏訪よりあるところはかはりなし下諏訪に御渡ある所は替る也、其所によりて年の豊凶を知るといふ，御渡りの筋一文字につきあるひはゆかむ事有、下諏訪に温泉三所上諏訪に四所あり此所の人は湯あみ衣をあらふ、湖中にも温泉出る其所は氷はらすといへり、此湖氷はりて漁人の氷の下に網を引くを氷引といふ是亦奇異なる事なり、一所をなかくうかちて其所より網を入れ亦その先をうかち竹の竿をもちて前の穿ちたる所より次のうかちたる所まて網をおくりやりて幾所もかくのことくうらかちてあみをひろうはりて魚をとる、昔は斯のことくするすへをしらすして冬春は漁せすといへり、下諏訪より富士山見ゆとも五里計南に當る山の形駿河にて見ることとし、但信濃は國高き故富士山高くは見えす，此湖の氷は西の方に流れ當國伊奈郡を經て遠州へ出天龍川となるこれ天龍川の源也此より天龍川まて四日路也，湖のまはりの小川にこゝるといふ魚多し、春の頃水によとみてのほるをとる、晝の四ッ時夜の四ッ時にのほる、登りて後を簾をたてて網にて取る所の人はこれを赤魚といふ、鹽尻峠より鳥居峠の東まての水は皆北へ流れて筑摩川へ入て越後へ下り藪原より下馬籠まては木曾の谷なり其間十七里也、續日本紀は文武天皇大寶二年十月始て美濃國岐蘇山道をひらくよし記せり昔は美濃に屬せしなるへし。

○元祿十二年卯九月奥州仙臺領平泉萬寶寺御造營に付、往昔當國寺護御館權太郎藤原淸衡か死骸を入候柩を九月二日堀出すよし江戸に言上。

一清衡死骸入候柩長さ六尺許横三尺許楠板厚五寸鹿布をきせ、漆塗漆厚さ三寸許死骸不損錦の裝束太刀幷香爐花瓶あり朱詰

一基衡死骸同斷

一秀衡死骸同斷

一泉三郎忠衡首筒ニ入箱之厚サ二尺計横一尺五寸四方漆塗

右之通九月十三日言上。

○鹿島の息子大明神は猿田彥命也

○東海道三州二村山東關三ケの景地とかや。

○吾妻紀行曰、三州御油の驛此里を通れは御湯川水もけふれり、左の方本坂越とて是昔時の通路にて末は濱松に出るとかや、彼高師山濱名の橋橋本なと此末に有となん、今荒井のこなたに此名所をいへり是中頃よりの說也、光廣卿東行の記に安嘉門院の四條阿佛の尼通られけるは鳴海より二村山へかゝり八橋をわたりたると見えたり、夫を本坂海道の筋なりといふとなむ、又高師山濱名橋本「高師山こえ來て見れば濱松の一筋遠き浦の入海」これ慶融歌也、此歌を思へは此新井の海ならす昔は此濱名の橋は湖水にかけわたしたるなるへし、然れは前にいふ本坂越のかたに此名所有たりと見ゆ、亦十六夜日記に橋本といふ所に云々、濱松波にうかふに湖の人家岸につらなれり其間に洲崎多くさして出て松きひしく生つつき嵐しきりにむせふと云々、濱名橋光孝帝仁和の頃造せらる長サ五十六丈と記せり今は名計のこれり、又曰荒堰今切螺貝拔出て其跡なく五里計海となると、亦一說には後土御門院明應八年六月十日大地震に山崩れて湖水と成たるといへり、亦三河とは矢矧川男川豐川以上三の川あるゆゑ三河と名付水上は一ツ也、矢矧川は岡崎大河也豐川は吉田の大川なり男川は岡崎の東なる大平川也、又曰前坂右は遠州灘とて荒海なり、亦引佐細江といふ名所前坂より一里計行て東西廿間計南北十間計地形のくほかなる所是引左細江と

いふ名所也、亦曰奥山方廣寺とて濟家の寺あり開基は後醍醐帝第三宮無文和尙の開基三月廿二日に遷化、無本寺末寺三百六十八寺一年代り輪番也。

○五行大義曰、晝生子似レ父、夜生子似レ母

○戀忘貝　讃岐國松山の浦戀忘貝は崇德院此松山左遷の時玉體やつれたまひ松か浦出御貝拾たまひて御詠歌あり

松山のまつかうらかせ吹よせはひろひてしのへ戀わすれ貝

是より後おのつから此浦の貝に松の字山の字浦の字現すと云々。

○野馬臺詩

東海姬氏國百世代二天工一右司爲二輔翼一衡主建二元功一初興二治法事一終成レ祭二祖宗一本枝周二天壤一君臣定二始終一谷塡田孫走魚膾生レ羽翔、葛後干戈動中微子孫昌白龍游失レ水、窘急寄二胡城一黃雞代レ人、食黑鼠喰二牛腸一丹水流盡後天命在二三公一百王流畢竭猿犬稱二英雄一星流飛二野外一鐘鼓喧二國中一青丘與二赤土一茫々遂爲レ空、

始　定　壤　天　本　宗　初　功　元　建
終　臣　君　周　枝　祖　興　治　法　主
谷　孫　走　生　羽　祭　成　終　事　衡
塡　田　魚　膾　翔　世　代　天　工　翼
孫　子　動　戈　葛　百　國　氏　右　輔
昌　微　中　干　後。東　海　姬　司　爲

白失水寄胡空爲遂國喧
龍游窘急城土茫々中鼓
牛喰食人黄赤與丘青鐘
腸鼠黑代雞流畢竭猿外
丹盡後在三王英稱犬野
水流天命公百雄星流飛

林氏曰、此詩未レ知二何人妄作一也、俗傳稱梁僧寳誌與二一千八人化女一、遇聞レ話二日本國始終一、即作二十二韻一、是日本讖文也，千八人女是分二倭字一也、號二野馬臺一者野馬者陽焰也、臺者謂レ國也、言倭國人道輕薄雖レ有若レ無、猶三陽焰起二春臺一也、流傳至二唐氏一、及二吉備公入唐一、唐人爲レ試二其智一出二此詩一、使二公讀一レ之、其書或不二平直一、而交錯囘旋如二薛若蘭錦字詩一、公不レ能レ讀レ之、默禱二本國佛神一、忽有二蜘蛛一落二其紙上一、漸步引レ絲、公詔二其跡一讀レ之、不レ誤二一字一、唐人稱二美之一、好事者註二此詩一、謂二姬氏國一者日本爲后稷之後也、右司者謂三天兒屋命天玉命爲二皇孫輔翼一也、衡主者謂三八耳太子爲二衡山思大和尚化身一、谷塡魚膾者謂二大友皇子亂一也、葛後二句者謂下惠美押勝作レ亂藤氏中微至二忠仁公一再興子孫繁昌上也、白龍者謂下孝謙女主以二庚辰歲一生而淫亂國祚殆絕上、黃雞者謂下平將門以二己酉歲一生而僭中王號上也、黑鼠者謂下平淸盛以二壬子歲一生而侮中王室上也、天命在二三公一者、謂下源賴朝領二四海一爲中三代將軍上也、猿犬稱二英雄一者、謂下在二甲戌之歲之人一四海上也、其後兵革不レ止國中爲レ空也、或曰山名宗全細川勝元以二甲戌之歲一生、而應仁大亂洛中焦土者是也、今按寳誌何以豫知二殊域千歲之後一哉、決是中葉以後好事僅知レ字者、倣二叡山座主未來記天王寺未來記等妄說一而作也、野馬臺倭訓也麻登（ヤマト）即大和也、作二此註一者不レ知二此倭訓一、漫引二陽焰一解レ之、不レ堪二捧腹一、且唯言二右司一豈可レ兼二左右一哉、八耳生在二思大未レ死前一、師練釋書費二許多文字一、解レ

之迷ニ其妄說一者、其才量淺陋可レ知焉、谷塡魚膾於ニ大友事一不ニ相當ハ窘急寄ニ胡城ハ於ニ孝謙事一不ニ分明、則作者贅ニ於國史ハ況亦賴朝可レ言レ卿、不レ可レ言レ公、賴家被レ害實朝遭レ弑、天命果何在哉、妄誕之甚事實暗雖レ不レ足レ論レ之、聊辨以解ニ兒童之惑ハ俗傳亦稱先レ是阿部仲麻呂入唐武帝殺レ之、後吉備入唐仲麻呂爲ニ靈鬼ハ屢以ニ唐人密謀一告ニ吉備公ハ故公得レ免レ死、及レ示ニ野馬臺詩ハ鬼來告曰、公若不レ讀レ之、則必被レ殺、雖レ然吾亦不レ能レ救レ公、遙祈ニ長谷寺觀音一得レ讀レ之、仲麻呂入唐在ニ玄帝時ハ宣曰ニ明皇一不レ可レ曰ニ武帝ハ且仲麻呂留學數十年以レ壽終ニ于唐國ハ此等謬說浮屠不レ知ニ和漢故事一妄吐ニ孟浪之言ハ誣ニ吉備公ハ誇ニ說佛力ニ而以誤ニ世人ハ僅具ニ讀書之眼一者、一見可レ知ニ其邪說ハ則費ニ多言一亦無レ益、今載ニ此詩一者唯備ニ一首之數ニ而已云々、

　見ニ本朝一人一首ノ九一

支那西遷都記曰、倭國始云ニ野馬臺ハ唐則天皇后之時改曰ニ日本國一也云々。

○月日鼠　黑白二鼠は經論の說無常のたとへ也

○あきたは草　八丈島に此草あり、此島伊豆國より百里ほと未申の方熊野よりは南也、昔疱瘡疫神此島にわたりてあきたは草を見て恐れて逃去る、故に此島に疱瘡なし此煩唐土にも昔はなかりし、後漢の代より起て人一度煩ふ、日本にては聖德太子の時より此病生す。

○十六日櫻　伊豫國和氣郡山越村了恩寺山に每年正月十六日花咲さくらありて人呼て十六日櫻といふ。

○安藝國嚴島に猿多し、每年十月初申の日上卿（延喜帝の御代より始る）島にわたり猿の口を留るを行とす、此日行ひ畢猿不啼二月初申の日猿の口を開く、是より猿叫ひ啼とそ。

○越前國に初雪降る時川面に小魚集て雪を食ふ故號ニ雪魚ニ云々。

○伊勢國鈴鹿山谷川有レ魚、鳴聲如レ蛙（一切魚無レ聲）號ニ阿師假（アジカ）一。

○播摩國推古石御社神代八百萬之神聚作置給石社云々。

○安藝國中村城主阿曾沼中務太輔は元來遠江國阿曾沼素生俵藤太秀卿裔なり、近邊池鴛鴦雌雄羽をならへて游ふ、阿曾沼一羽を射ころして食す一羽鴛殘りて池邊を去らす、明暮萍苹蒲陰に恨悲鳴聲哀れなり、翌年又是を射殺して翼を見れは文字あさやかに現す

左羽に朝有二石上一送二終日一　夕臥レ草思二長夜明一

また右の羽に日くれてはさそひしものを淺沼のまこもかくれのひとりねぞうき

○故事因緣集に壹岐守紀貞良住吉に詣てたりし時蛙美女に化す戀望あり蛙の歩跡をみれは

住よしのうらのみるめもわすれねは現にも人にまたとはれぬる

自レ此いひ傳ふ住吉に海松(ミルメ)和布なしと藻(ホダハラ)の事也

○親鸞上人始名善信房、或時九條兼實公法然上人へ御弟子三百人の內一生不犯の僧を一人給はるへしと有けれは善信房辭したまふ、時に上人示しのことは有て力に及はす殿下と同事にて五條西洞院へ移り、第七の姬君玉白と申て十八才になりたまふを妻となして子あまた出來たまふ夫より一向宗諸國に弘まりけり。

○內宮

一御正殿　一東寶殿　一西寶殿　一瑞籬御門　一番垣御門　一玉串御門
一第四御門　一北御門　一一鳥居　一二鳥居　一三鳥居　一四鳥居
一齋王候殿　一外幣殿　一御機殿　一由貴殿　一殿　一御輿宿
一酒殿　一忌火屋殿　一廳舍殿　一御厩　一禰宜宿館　一子良館
外ニ一山神宮少之殿

內宮七所別宮

一荒祭宮　一伊佐奈岐宮　一月讀宮　一瀧原宮　一並宮　一伊雜宮

一風宮

內宮一ノ鳥居ニ入テ
一巖社

二ノ鳥居ニ入テ
一天の若宮
一長由介社

三ノ鳥居ニ入テ
一國津神社
一天津神社

八十末社奥宮ニ入テ

一櫛玉命
一何於一志神
一櫻大力自命
一大山祇神
一苔虫神
一朝能水神
一湯田社
一大歳御祖神
一大土御祖神
一雷祖
一千依比賣命
一宇治山田神社
一津長社
一堅田神社
一大國玉比賣社
一粟皇子社
一奈良波良社
一許母利神社
一榛原神社
一小杜神社
一新川神社
一石井神社
一加努彌神社
一荒前神社
一園相神社
一那自賣神社
一眞名胡神社
一佐々牟江社
一求社
一矢頭箒社
一宮比社
一魚見社
一大與度社
一櫛田社
一神裳の須蘇比女命
一牟彌乃神社
一葦立弖神社
一川相神社
一八握穗神社
一宇治乃奴鬼神社
一葭原神社
一伊加利比女命
一宇加乃御玉御祖神
一津布良神社
一多伎原社
一狹田國生社
一坂手國生社
一御船社
一久具社
一久々都比古命
一河原社
一神前社
一江神社
一大山罪乃御祖神
一伊佐原彌社
一久麻良比神社
一國津御祖神
一田村比賣命
一大神御滄川社
一鴨社
一鴨下神社
一寒河比賣命
一縣税[illegible]神社
一伊射波社
一佐見都日女

一大神御蔭川神　一速川比古　一長口女命
右奥宮分
一一元社　一河島社　一熊淵神社　一石登宇社　一鏡石社
一山宮社　一矢野社　一久母宇津社　一八王子社　一天神社
一山神社　一國見社　亦一豐受拜所

○外宮

一御正殿　一東寶殿　一西寶殿　一瑞籬御門　一蕃垣御門
一玉串御門　一第四御門(荒垣御門之事)　一裏御門　一御饌殿兩太神宮朝夕御供所
一幣帛殿　一酒殿　一御政印御倉　一御器御倉　一廳舍
一忌火屋敷　一御厩　一一殿　一一鳥居　一二鳥居
一三鳥居　一四鳥居

四所別宮

一高宮　一土宮　一月讀宮　一風宮

末社四十七前

一度會國見神社　一志等美社　一高河原社　一山末社　一御饗社
一草名伎社　一度會大國玉姫社　一大川内社　一清野井庭社　一河原淵社
一小俣社　一河原大社　一宇須乃野社　一大間國生社　一田上大水社
一宮崎氏社　一北御門社　一上御井社　一下御井社　一伊蘇社
一御田口社　一根倉社　一佐奈社　一須麻留賣社　一伊賀利社
一野依河田社　一赤崎社　一撫懸社　一櫛田社　一雷社

一伊加戸社　一箕田氏社　一鹽屋社　一永取社　一高神社
一客神社　一園社　一宇須野女社　一野依中社　一寶塔社
一尾上社　一落合社　一別當社　一大水社　一河田社
一塊本社　一高向社
外ニ禰宜宿館　子良館
一内宮拜所　一蛭兒社　一井中社　一金石社　一毛理社
一山神社　一大津社　一高倉岩屋　一土賣屋社

外宮

正殿（長三丈但長東西ナリ間ニシテ五間横一丈六尺但間ニシテ二間半一尺高一丈但一間半一尺大庇ヨリ軒桁迄カ）

（東西）寶殿（各長一丈六尺間ニシテ二間半一尺）（各廣一丈二尺間ニシテ二間）

御門四間（各長二丈間ニシテ三間二尺）（各廣一丈五尺間ニシテ二間半）（各高一丈間ニシテ一間半一尺）

内宮

正殿（長三丈六尺間ニシテ六間廣一丈八尺間ニシテ三間）（高一丈一尺間ニシテ一間半二尺）

（東西）寶殿（各長二丈一尺間ニシテ三間間半）（各廣一丈四尺間ニシテ二間二尺）

御門十一間（於葺御門三間各長一丈五尺但間ニシテ二間半）（弘一丈間ニシテ一間半一尺高九尺間ニシテ一間半）（於不葺御門八間各長一丈三尺間ニシテ二間一尺高九尺間ニシテ一間半）

大牀柄（長七尺四寸但土入除テ太サ九寸）千木（長三丈五尺二寸間ニシテ五間五尺二寸　巾九寸五分厚六寸五分）

覆板（長六尺五寸間ニシテ十間半）（二尺八寸）（巾二尺二寸五分）（厚六寸中厚一尺）

左右板（長五丈七尺二寸間ニシテ九間半二尺）（巾二尺三寸）（厚三寸八分）
堅魚木（長九尺木口二尺）
棟持（長三丈三尺間ニシテ九間半木口二尺二寸）
柱（長二丈四尺間ニシテ四間木口二尺）
外ニ玉垣　廻九十六丈（但東西四十間半南北三十九間半）
以上
覺
一御正殿（御行之間六間半御妻之間三間）
一高サ五間半程（但土際ヨリ大床マデ七尺四寸大床ヨリ軒桁マデ一丈一尺四寸七分軒桁ヨリ御棟ノ桁マデ長九尺三ロシテ二丈七尺八寸七分棟ヨリ覆板外法マデ大積リ五尺一寸三分都合五丈五尺）
一（東西）寶殿（御行之間六間九寸）（御妻之間二尺二寸）
一瑞垣之間八尺（瑞垣ヨリ玉垣之間八尺）
一御棟持（長三丈三尺末ロ二尺二寸）
一御棟桁（長四丈九尺二寸但間ニシテ八間一尺二寸太サ一尺二寸四分）
一御千木（長三丈五尺二寸但間ニシテ五間半二尺二寸九寸五分厚六寸五分）
一御柱（長二丈四尺但間ニシテ四間末ロ二尺）
一堅魚木（長九尺木ロ二尺中ニテ少シ太シ）
一御茅厚サ（軒ロニテ二尺八寸）
一御葺板（長二丈二尺厚二寸二分）

一覆板(長六丈五尺八寸但間ニシテ十間五尺八寸巾二尺二寸五分厚中ニテ一尺脇ニテ六寸)

外宮

御供(御箸一尺二寸八角)　(カハラケ)御汁(イモ)　御汁(鯛小口切)　(カハラケ)御汁(鳥)

一鯛盛　一蛸盛　一ケヅリ物盛　一鰹盛　一鯑盛　一アユ二疋(カハラケ)一ヨウカン盛

一祭主三位神祇少輔景忠祿九百石也京ニテ二百石伊勢ニテ七百石之積リ也

一宮司太子共云兩宮ニ一人宛也故兩宮司共云宮中ノ事ヲ主リ幷ニ神主中顯之事其外勢州ヨリ奏聞致スヘキノ義悉ク宮司マテ申達宮司ヨリ京都ヘ傳奏有レ之由

一十神主一ノ神主ヲ長官ト云フ內宮ニ十人外宮ニ十人在之十人ノ內ニテ一老ヲ長官ト云フ長官闕ル時ハ二ノ神主長官ニナリ十ノ神主入初ノ神主九ノ神主ニナル其例兩宮共ニ同シ

一內宮長官(先長二位三位)外宮長官正四位(三位ニ成)二ノ神主ヨリ十ノ神主マテハ從四位

一神主禰宜トモ云十人ノ神主天照太神天降リマシマス時扈從し玉フ神孫ナリ

一禰宜ニ成重代權官二十人程アリ位五位也正禰宜闕時ハ重代ノ禰宜ノ內ヨリ神任スルノ由亦權ノ禰宜又ハ權任共云禰宜ニナル

一地下權任常禰宜ノ事也其家數輩アリ地人トモ云地下公卿役人ナト、云類也是ハ禰宜ニナラス

一玉串役人二人アリ但內宮ニ一人外宮ニ一人地下五位

一山向ケ內人

一淸酒內人

一政所內宮ニ一人外宮ニ一人地任五位也太田命之末孫也

一大子良館亦神樂殿共云此館七八歲ヨリ十三四經水無之女子ヲ居ヘ子良之子ト云

一大物忌父三人但年ノ一老一﨟ト云其次老ヲ二﨟其外ヲ三﨟ト云

一副物忌父三人（是ハ大物忌父ニ從フ故也）　副物忌父三人
一御鹽燒物忌父三人　副物忌父三人
一御炊物忌父三人（御供火燒）
物忌中九人　副物忌中九人
右ノ火物忌父ヨリ一人御鹽燒物忌父ノ中ヨリ一人副物忌父ヨリ一人以上四人ト子良ノ子ト五人於御饌殿朝夕御膳ノ役ヲ參勤
一物忌中四組ヨリ一人宛三番代ニ四人宛子良館ヘ相詰ル
一子良館ニ五十ヨリ以上ノ老女二三人相詰參宮ノ道者ハ鈴ヲイタヽカスル
一子良ハ物忌父中ノ娘ヲ以テ子良ニ立ル物忌ノ內ニ女子ノ宜キ無之時ハ荒木田氏ノ女ヲ子良トス
一荒木田氏ハ內宮宇治ノ神職ナリ
一御饌殿亦御饗殿共書ス
一母良一人子良館相詰每年四月十四日機殿ニテ御裳ヲ織上ル母良ハ地任五位ノ內ノ娘ノ五十以後經水斷ヲ以テ母良トス、四姓中臣忌部ト部王氏此四姓兩宮ヘ勅使ヲ勤、忌部氏ハ斷絕シテ無之忌部代トシテ眞絕宮內ト云モノ來ル、ト部ハ文明ノ頃ヨリ伊勢ト不和ニ成其後宮川ヨリ此方ヘ不入王氏ハ白川殿ナリ、白川殿ヨリハ名代ノ來ル是ヲ王使ト云フ又使王共云、王氏ヨリノ使者故曰王使白川殿今ノ神祇伯也

一山口祭　一木本祭　一御釿物祭　一御地曳祭　一御柱立祭　一御棟上祭
一心御柱祭　一讀合祭　一御船代祭　一樋代祭

伊勢兩宮御造營料
一高三萬石

内

二千三百十石　陣儀料
一萬五百十三石　内宮
一萬七百五十三石　外宮
五千六百八十九石　行事官
三百石　祭主参向料
四十四石一斗　内宮新規之玉垣料
三十九石九斗　外宮新規玉垣料
　七口合二萬九千六百四十九石
殘金三百五十一石
此代金三百九十兩(但金一兩ニ付米九斗ツヽ)桑山丹後守預リ
　此内拂
判金三十枚　内宮御樋代料
　此小判二百二十兩一分ト銀一匁五分但判金一枚ニ付小判七兩一分ト銀五匁ツヽ(兩替五十四匁)
判金二枚　宣命料
　此小判十四兩二分銀十四匁判金一枚ニ付小判七兩一分銀七匁(兩替同上)
　二口合小判二百三十五兩銀二匁
殘而百五十四兩三分銀十一匁五分桑山丹後守預リ
從四位　宮司　正二位(内宮)長官　從三位(外宮)長官
二ノヨリ十マテ神主アリ十人ノ内一人作所ト云役アリ

内宮年寄(父子共ニ追放)

朔日　巴内藏助　十一日　十文字仙大夫　十六日　山神主殿

廿一日　土屋左京　廿八日(父子共追放)　磯部主馬　祭禮(同)　太郎右京

六月十七日　橋新左衛門(父子共追放)　九月十七日　堤數馬　十二月十七日　腹巻彦六

柳源内(父子共追放)　二見將監　梅谷左近　梅谷久左衛門　上野縫殿介(父子共追放)　楫(ユツリハ)修理　橋伊織　山本主殿

浦田内藏　王串大學(父子共追放)　磯部外記(同)　鶴帯刀　中將監(父子共追放)　八羽助之進　岡田宇兵衛

中村勘ヶ由　車大膳　神樂大膳　子富源之丞(父子共追放)　石十之丞(同)　和田主計　刀禰平之丞

泉治部　向井治助　橋釆女　岩崎主膳　木下右近　大墨民部

外宮之方

祭禮ハ　板倉若狭　六月十六日幸福左ニ右衛門　九月十六日喜田出雲(久米之助)　十二月十六日

刑部堤　久保倉但馬　上郡内藏助　谷彦六右衛門　福島數馬　板權大夫　足代民部

幸島備前　山田大路藏人　益大膳　春木隼人　堤左衛門　檜村主膳　福島伊豆

足代玄蕃久保倉右近　三日市帯刀　福島縫殿介　龍石見　福井土佐

内宮町代(寺田兵左衛門、鵜飼又太夫)　外宮町代(深井平太夫、川村善兵衛)

河崎年寄(加藤與太夫、村田彌兵衛、星山權兵衛)　舟江年寄(中村五兵衛、松村六太夫)

大湊年寄(足立次郎右衛門、高瀬小右衛門、森井安右衛門)

離宮ト云宮小保ニアリテ祭正五九月何レモ十五日

朝熊岳虚空藏(十三日十八日廿八日)　(金剛澄寺慶光院)但是内宮ニアリ

(後見)山本主殿

梅谷左近
浦川藏人

公方樣　御師職（內宮）山本主殿（外宮）春木隼人
伊勢湊（大湊神社江村）慶光院　泉與左衛門
內宮方　藤沼　井西　澤田　中川　左八主膳　園田
外宮方　杉本　檜垣　久志本　川島　宮後　佐久間

磯部ニ在（小林ヨリ磯部マテ五里）
伊雜宮　大歲宮　宿館
內宮文庫（但宿館ノ構內ニアリ）　外宮文庫（同上）
野後ニ在（小林ヨリ野後マテ十里）
笧宮　瀧原宮

○尾州愛知郡古渡村山王之三社中稻荷左山王右五條天神後建長者命婦白狐三攝社山王社東立御田大國玉宇賀相殿之末社
別宮攝社四座
五庄神右第一下ノ社神大會姫（大山祇女）第二ノ中社稻倉魂（素盞烏尊御子）第三上ノ大祖神（大年神子）素盞烏尊、後大山祇神女天市姫誕兒二神曰ニ大年神ト曰ニ稻倉魂ト也、大年神娶ニ天和迦流美豆媛ト生ニ大祖神ト第四田中社天照大神、第五四大神社四柱兒神
別宮攝社明日荷田社大巳貴命或式津之身命鴨社別雷命白狐社三狐神命婦社御倉上神、

鹽尻　卷之十三

○破邪論云吳王（按三寶錄吳主大帝卽孫權）曰孔丘老子得ニ與レ佛比對一以否闞澤曰遠則遠矣所ニ以然一者孔老設レ教法レ天制レ用不ニ敢違一諸佛設レ教天法奉行不ニ敢違一佛以レ此言レ之實非レ對明矣（大藏大覽一）

信景曰嗚呼浮屠以ニ此等妄言一誣レ人乎夫天者理而已豈汝所謂若下帝釋者執レ蓋梵王者持レ拂佛之左右侍立（釋迦譜）或天帝者拜ニ佛足一聞ニ說法一（法華等）帝釋者至ニ瞿曇之死一奉レ骨（涅槃經等）現形奉仕者上我聖人稱レ天彼便爲ニ妖妄言一曰聖人者法レ天我佛使レ天吐ニ大言一欺レ人欺レ人者乃是欺レ天也瞿曇生ニ天地間一死ニ天地間一是亦人而可レ欺レ天乎噫知ニ聖神天地萬物位育德化一則何造ニ謾言一爲ニ名敎罪人一乎彼欲レ立ニ一家門戶一却欺ニ天人一入ニ異端禽獸域一甚可レ哀哉其孫權見ニ沙門一之說於ニ正史一無レ據是又彼一家僞設歟於レ孔呼レ名於レ老稱レ子是浮屠氏之意也

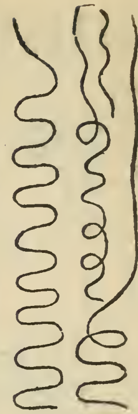
○揚墨老佛者異端渠魁權謀術數百家九流皆害ニ治敎一後世若ニ陸象山揚慈湖吳草盧程篁墩王陽明王龍溪羅近溪一數人學ニ聖人一却堅レ幟倒レ戈冠ニ聖神一亂ニ大道一邪徒也初學士不レ知レ之則惑陽假陰誘之妄誕舍レ規趨レ徑爲ニ異學人一愼哉云々。



覇王樹亦サチラサツホウともいふ花史遵生牋八等に此樹の事あれとも花をは見さりしにや載せす奥平入道道快の庭なるは年を經て高サ六尺餘あり乙酉五月花をひらき侍るを見てこゝに圖しとゝむ
さちらさつほう三河國にも猶多しとそ或はさほてんといふ
亦とこなつともいふ

遵生八牋十六日覇王樹産ニ廣中一本肥狀生如レ掌色翠綠上多ニ朱色點子一葉生ニ頂上一稱ニ奇樹一可也云々。

○赤靈符式（此圖原本朱書也）



抱朴子曰正月元日五月五日硃書着ニ心前一辟レ兵祛レ瘟去ニ百病一

凡そ道家の符章皆此類也我國の巫祝僧尼これをならへるなり嗚呼唐土文質多き國すら猶惑へり況や我國をや津島牛頭天王の立符といへるもの今其趣をあやまりけるにや符字とも覺えぬ文字を書り予牛頭辨に委しく是を記す

○伊勢國司【割註】公館在ニ大河内一北畠一族相替居レ之行ニ司務一從三位顯雅號ニ大河内一滿雅二男也有ニ子孫一北畠權大納言顯能（親房三男）權大納言顯泰、左中將滿雅、權大納言敎具、右中將政鄕、權大納言村親、參議左中將晴具、左中將具敎（平信長殺之而已）信雄（信長二男初具敎爲ニ婿約一以レ讓レ司故號ニ北畠殿一

○人を尊ふをそうきやうするといふ釋迦譜に宗仰と書り然らは佛者の名目なるにや

○大永二年八月四日太神宮法樂千句四季

朝日かけ四方ににほへる霞かな　高國（尾張守畠山）

雪はのこれる山のはもなし　宗長

打いつる水の白浪春見えて　宗碩

以下これを略すいと面白き連歌なり其注本吉見氏の家藏にあり

○天正十六年四月京師聚樂行幸の記（一卷）十四日行幸十八日還御此間御遊和歌の御會等ありし抑此行幸をなしまゐらせられたるはみゆきを假りて天下の諸侯を會し盟を固うして己れに背さらしめん爲に秀吉思ひたゝられけるとなむ

○大覺　出ニ莊子一曰有ニ大覺一者然後加ニ此其大夢一也釋氏以レ佛謂ニ大覺世尊一乃取レ之

○黄帝宅經保生要錄等に居所の吉凶と宜忌をいふ事繁多なり我國忌拘する所の者方士か妖誣を受て懼れ侍るいと拙し

○淸修妙論曰齋戒沐浴此外淸淨也息心玄妙此內淸淨也

按に我國神家內淸淨外淸淨の名目を載て我國の故のことく思ふこれ全く道士浮屠の言也

○乙酉四月廿九日遊二見浦

百尺碕嵒渚　叫鷲奔怒雷　晴暉照海浴　幽島吐霧開

袂佛神風潔　珠撈重浪回　轉頭望士嶺　窮眼白雲堆

○雜心論曰有二舍利一名レ塔無二舍利一名二支提一

支提胡語譯可供養所一譯滅惡生善所

○浮屠氏八神見二舍利弗問經一（亦法花等往々見矣）

天神　虛空龍神　夜叉神　乾達婆神

何脩羅神　迦善羅神　緊那羅神　摩候羅神

按秦代祭二八神一道家傳レ之尊崇焉故浮屠依レ之異名而自家亦祭二八神一歟

○四時調攝牋云唐觀燈士人作二踏歌一唱レ之歌云々歌曰長安少女踏二春陽一云々

按に唐の代の踏歌は正月十三日より廿七日に至るこれ上元の夜燈を張けるより起りて歌唱に及へり元は道家大乙を祭る事なるに遊戲と成し我國朝廷踏歌の節會は正月十六日の夜也春陽を踏とうたひしより踏歌といふをあられはしりと和訓す如何なる故をたかへ侍るやらん

【割註】昔は踏歌に萬年あられとうたひしに後に萬歲樂とかへたるよし釋日本紀に見えたりあられはあるへきといふ音便なり」

曰

亦問鄭俗三月上巳於二溱洧水濱一招レ魂續レ魄秉二蘭草一祓二除不淨一云々

按するにこれを傳へて我國巳の日はらへといふひなの紙人形は身の代にて我國鎮魂祭はもろこしにする招魂也

○素盞烏尊新羅國に至り曾尸茂梨の所に居せしと日本紀の注にあり高麗樂に曾尸麻利といふ樂は其所を名とせし樂也蓑笠のすかたにて舞とかや、神代巻直指詳解十三に高鹽の神怪雜記を用ひて曰鬢期灼郎者入ニ荊山中一殖ニ養牛羊一後出ニ廣南里一爲ニ商賈一于レ時自ニ海南國一異人來矣徘徊躑躅其態容如ニ喪家之犬一自曰我改ニ前惡一心性丹素也天帝何責我如レ此急灼郎聞レ之而知ニ其實心不僞且非ニ常人一頓哀憐而延ニ誘之一爲ニ宿寢一矣云々

是所謂異人は素盞烏なるへしといへり、凡直指詳解に引ところの書大方ある事なくして書名を僞れる物のことし、若韓地の書に神怪雜記といふもの有て共しるす所如此ならは能證なり、予いまた本書を見すしはらく記して異聞に備ふるのみ。

○五月十四日權中納言綱敎卿薨したまひ六月廿二日從一位藤原光子かくれさせたまふ八月二日紀州二位薨去なり。

○崔鴻前秦錄に符堅滅ニ燕趙一之後、自ニ長安一至ニ于諸州一皆夾レ路樹ニ槐柳一二十里一亭四十里一旅行者取ニ給於塗一士商資ニ販於道一云々、

是吾國道中の並木なり然れは夾路樹と書て俗ならす侍らん歟

○鎌倉の田井の尼といひしは和田義茂の孫にして高井の兵衛平高茂の女、天野和泉守藤原政景の妻安藝守景經の母なり(公定系圖)

○依ニ台命一諸州畫ニ各國之圖一納ニ公府一

元祿十一年戊寅三月十五日下レ令六月廿三日定ニ凡例一

諸侯及官吏令ニ其有司數人一議レ之圖レ之交レ境者隣國有司出會、或分ニ小圖一分ニ其山川一正ニ其境疆一六十

餘刕皆同レ之

同十四年辛巳成二其功一而獻レ之凡春秋歷レ四民部省圖帳後亦一盛事歟、

吾尾張及封內之國圖十一月十八日成廿一日獻レ之

○爲レ惡而畏二人知一惡中猶有二善路一爲レ善而急二人知一善所即是惡根（還初道人菜根譚下同）

好レ利者逸出二於道義之外一其害顯淺、好レ名者竄入二於道義之中一其害隱而深、

聽二靜夜之鐘聲一喚二醒夢中之夢一觀二澄潭之月影一窺二見身外之身一

竹影掃レ階塵不レ動、月輪穿レ沼水無レ痕、

狐眠二敗砌一兎走二荒臺一盡是當年歌舞之地、露冷二黃花一烟迷二衰草一悉屬二舊時爭戰之場一盛衰何常强弱、安在念レ此令二人心灰一

此外面白き語多し其一二を記す。

○神君の女弟始嫁二荒川甲斐守源義弘一生二二郎九郎弘綱及平右衛門家義一後再嫁二筒井順慶男紀伊守一號二市場殿一

○李卓吾焚書曰、經史一物也、史而不レ經則爲二穢史一矣、何以垂二誡鑑一乎、經而不レ史則爲レ說曰レ話矣、何以彰二事實一乎、

○富ハ莫レ富二於常知一レ足、貴ハ莫レ貴二於能一レ脫、俗ハ貧ハ莫レ貧二於無二見識一賤ハ莫レ賤三於無二骨力一身無二一賢一曰レ窮、明來二四方一曰レ達、百歲榮華曰レ天、萬世永賴曰レ壽、

○昔佛家に有二觀音講等一近世稱二伊勢講一結レ衆集レ錢貨レ之、而殖二其息一以供二參宮之貲一是原市井ノ人無二路費之備一者、所レ爲而近年之俗歟、予意永祿年已有二此事一見二室町日記一其文如レ左

上京今出川に大泉坊といふ客僧伊勢講中の懸錢方々より借用し、いつれへも返辨せさりしかは檢斷所へ訟申によりて裏書を出されける。

伊勢講の代物借り主未ニ事濟一於ニ德政一令ニ難澁一之由太タ不レ可レ然、所詮先例のごとく不レ可レ有ニ改動一之
上は自此可レ加ニ催促一候之條得ニ其意一可レ有レ之者也仍如件

十一月廿九日　　貞親（脇村惣左衛門）
長高（猗村重右衛門）

上京今出川
大泉坊太夫慶存所へ

以レ是見レ之、則與ニ時俗所レ爲全同歟、頃日京師浪華東都及所々都會之商人稱ニ太々講一、鳩(アツメ)レ金歴レ年貨殖齎レ之到ニ神宮一、納ニ神人之家一、則奏ニ神樂一設ニ盛饌一饗レ之、夫以ニ庶人之身一、祭ニ國家之宗廟一者、非禮無レ甚ニ於此一、嗚呼神人張ニ慾網一利ニ幣財一、背ニ古禮一爲ニ私享一、是實神宮之罪人歟、

○相州藤澤清淨光寺十四世の他阿上人は南朝の御末小倉宮御子、初は尊慶と申せしこれ新田有親主及び令子親氏主の御師なりといふ。

○明正天皇外祖母一品崇德源大夫人

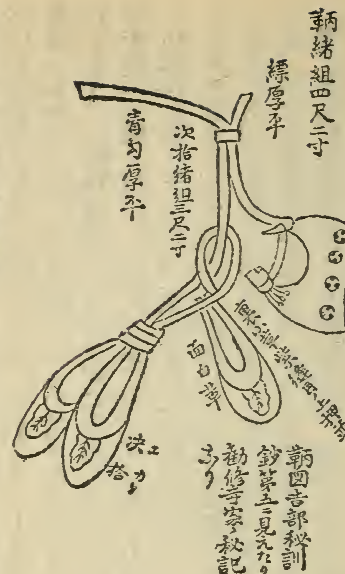
淺井備前守長政二女也、其母平信長女（名伊賀實ハ妹也）長政有ニ四子一、嫡子某爲ニ信長一被レ殺、次男江州坂田郡長澤村福田寺僧也（本願寺末刹）長政卒後後室嫁ニ柴田修理亮勝家一、天正十一年四月廿四日與ニ勝家一共死ニ于越前國北庄城一、自レ此先勝家養ニ長政之二女一爲レ子、於レ此使ニ富永新六郎某送ニ秀吉之陣所一、其後一女幸ニ秀吉一、生ニ内大臣秀頼一、一女始爲ニ佐治某妻一、秀吉奪レ之、令レ嫁ニ丹波少將（秀次弟也）少將卒而後奉ニ仕台德公一誕ニ　東福門院一（一說ニ長政三女云々）

右所レ見ニ古家藏書一也書以備ニ遺忘一耳

○前權大納言忠幸卿は後陽成院の令弟式部卿智仁親王の三男也寛文三年源姓を賜ひてより廣幡と稱して清花につらなりたまへり

○胡竺の俗其父母を捨て山林に入一身の安便を求む是を出家といふ釋迦譜の頓吉か示生をいへるも父とすへき者を議し、種族富貴を選ひ後神を母胎に降といへりこれ子より父母をさたむる何の理そや、妄誕をつくりて不孝の端をひらく亦其出家の緣も老病死機を見て自苦惱を生し是を厭ひて私に宮を出て仙人を師とすと云、死生命あるを辨へさる愚なり生れぬ前に父母をゑらむ程の者豈是を了解せさるや、方便に此事を示すといはゝ佛は最初より僞を設けて人を謾する者といふへし、且唐土神佛を上もなき事のやうに惑ひ崇ひける世に佛法を弘めるとて佛はしめ仙を師としけれと其法卑下にして學ふにたらす、却て仙人を調伏して自ら、勝法を求め苦行六年して結解滿盡て霍然大悟し等正覺を成して國に歸る、爰に於て其父に己れか足をいたゝかせ(本起經)母をして己に跪しめ首を地に付しむるに至る(摩耶經)天下の獨尊なりといはん爲に種々の虛誕をなすとて人倫の禮をたもしらさる者のことくせり、是より僧は父母の養ひを省みず放逸の行ひのみあり、故に中國の人是を非とするを以て彼徒五分律を造りて佛に供養父母の事ありといふ、思重經を僞作して其責を防く頓吉か云爲とは違へり、亦僧法師人の崇敬を求め千計萬謀して自富貴を事とす、其衣は錦繡其食は珍羞其居は帝宮に比し山林を有ち田園を領して、驕奢を極む心ある人これをそしる、故に僧祇律等をつくりて佛說とし曰汝莫下復爲二房舍一惱中亂世人上等云、然らは其說に隨ふへし口にのみいひて大厦の奓を專らにす、時の王臣僧を輕んせん事を慮りて、十輪經を作り比丘

○鞆(トモ)決拾(カケ)之圖



不律なりとも譴罰繫門して鞭杖を加ふる事なかれ、況や輕犯の者をやなんと自家の好事のみをいふ、亦闇主痴臣を懼さんとては薩遮尼揵經をこしらへ、破戒の僧を打あるは還俗せしめなとする、王臣は決して地獄に墮し其國仙人出去諸神護らすして水旱調はす却て賊餓疫病發すへし、なんと云ふ嗚呼災妖の發るは政の否による法師原をせむる故にあらす、犯罪は佛戒に殊更のへて亦王臣の糺す事を罪とするは、只己れを自由になさん爲のみ或は一尼娠るまぬして釋迦をも誣ける我人末世の凡僧也、其疑ひに遇ふ事愁へんやなと云、凡そ佛經と云もの數千卷皆自ら私する說にして天下國家を化し、倫理を正すをしにはあらす、嗚呼僞教造言の書を寳庫に藏めて尊信し國家の費をなし人民の害を招く恐るへく惡むへし。

○牛頭天王祠三所第一牛頭天王第二左八王子第三右波利天女諸州大率如レ此尾張國津島右八王子左一王子山城國山崎天王兩座也左東天王八王子右天神八王子是異ニ京師祇園社一歟

按尾州津島天王欽明天王元年降○江州栗太郡綣村天王文武天皇大寶年中降○同郡下笠天王同御宇慶雲元年三月四日影向○播州廣峰天王元正天皇養老元年、現是皆社家私記也、夫牛頭天王修法釋氏之所レ行也、然文武前後盛所レ祀者歟、津島社記嵯峨帝建レ祠可也、欽明元年之說妄歟、然帝記及令式祀ニ疫神一者、不レ謂ニ牛頭天王一、中古釋氏攘レ疫、亦修ニ吉祥天女悔過法等一、而未レ聞レ用ニ天刑星儀軌一、清和天皇御宇崇ニ牛頭天王於祇園寺一、是蓋京師牛頭天王修法之始歟、依ニ備後風土記之說一以爲ニ速進雄（スサノヲノ）神一、若ニ金毘羅摩多羅及赤山新羅等神一、亦爲ニ素盞烏尊一、

○河內國河內郡牧岡社四座式

大和國添上郡春日祭神四靨式

山城國綴喜郡大原野祭神四座式

謹按是共ニ武甕槌命、齋主命、兒屋命姬大神四座也、依ニ詔命一祭ニ所ゝ之一、而收岡社其本也、然於ニ大和一不レ謂ニ之牧岡一、於ニ山城一不レ稱ニ亦春日一、祠稱ニ其所一祭之地名一者蓋敬レ之也、後世非レ勅而私作ニ原廟一、

于ニ舊地ノ名ニ和ニ加茂春日等ハ實悲禮ノ甚也、

○京師京極西今出川北に齋神といふ祠あり、これ出雲路幸神といふ、猿田彦太神にして延暦年中所祀といへり、舊記に見えたるかと問人あり、予曰出雲とは愛宕郡一地の邑名にしていにしへ京極に上出雲寺下出雲寺とて二院あり、齋神は朱雀院の御時始て俗にまつれることく扶桑略記に記せり、彼世の淫祀にして桓武帝の御時祭りしといふは非なり、式に錄する所の出雲井於の神社と齋神を混して誤れり、出雲寺に祭りしは天慶二年の事也、出雲路と書も後世の事齋を幸と記して猿田彦太神なりといふは附會の説也、今國々さいくう神といへるも大方は此淫祀ならん、天慶以後所々に祠を立し事古書に見えたり。

○元ノ順宗の時元統二年正月朔汴梁血をふらし、三月彰徳路毛を雨せし事元史に見えたり、亦草木子に云々、元至正壬辰紛針をふらす民家門戸柱壁の間紛痕あり、針のことくなるさま無數と記せり、黄尋か家天錢飛しは幽冥錄の妄なり、晉陵の虹金を吐しは異苑の僞り、皆方士道家靈異を造りて人をあさむく類也、猶浮居か說にはあらゆる物を天より降し侍る事多し、百穀は土地より生し器物は人工になる、蒼々たる天豈異物を降さんや、地氣昇りて雲となり雲和して雨雪となりて降る此外何をかふらさん。

○蕎麥切は甲州よりはしまる、初め天目山へ參詣多かりし時所民參詣の諸人に食を賣に米麥の少かりし故そはをねりてたことせし、其後うとむを學ひて今のそは切とはなりしと信濃人の牕かたりし。

○或人曰唐土に吾國のことき障子ありやと曰、牕の字即障子の事也、家禮に神主續式あり兩牕を作ると、これ開たるしやうしなり、亦龍舒居士曰、牕紙雖ﾚ微被ニ人扯破ー猶有ニ怒心(淸脩妙論)と是なり。

○熱田正緣起云、和銅元年九月勅造ニ新劍ハ遣ニ阿部朝臣多治比眞人池守於熱田宮ハ別建ﾚ祠祭ﾚ之云々。

是今所論八劍神社也

按阿部朝臣闕名考ニ續日本記ハ則名ハ宿奈麻呂也、見ニ續紀之四和銅元年ノ條ハ

○源親氏主稱ニ世良田ハ令弟恭親主號ニ松平ハ一譜云後花園帝御宇某大臣配ニ流三河國ハ尋ニ勅免ー上京之時

撰ニ供奉之士一、恭親主依ニ德川源氏一、供奉依レ之被レ稱ニ德川一云々、然自ニ親氏主一至ニ淸康主一稱ニ世良田一、神君永祿九年十二月任ニ三河守一、近衞晴嗣公御內書記ニ德川三河守一是始歟、

○尾張義直卿　慶長五年十一月十八日生ニ攝州大坂一
紀伊賴宣卿　同七年三月七日生ニ城州伏見一
水戶賴房卿　同八年八月十日生ニ同所一

○義直卿妾貞松院尼公者津田左衞門佐平信益女也

◎信康與次郎 織田信秀弟 ―― 信淸 十郎左衞門法名鐵齋尾州犬山 ―― 信益

○太田持資入道道灌上京の時勅答のうた

雪おかぬかたもありけりゆふたちのそらよりひろきむさしの丶原

かくよみて奉りしかは叡感ありて御製を下されける

むさし野は高かやのみと思ひしにか丶ることはの花やさくらむ（イもさきける）

都鳥の歌のみ世につたへて此歌はしる人稀なるにや

○慶長十六年辛亥三月十七日　家康公入洛、廿一日勅使來て家康公に告て曰、太政大臣に任し菊桐の紋を賜ふへきのよし勅許ありし所、公太政大臣を辭したまひて新田家元祖大炊助義重に鎭守府將軍、亡父廣忠に大納言の贈官を請たまふ、又菊桐の紋の事源家當時新田足利と相別れて其門葉の兩雄威を爭ふ事とあり、然るは後醍醐天皇足利尊氏に菊桐の紋を賜はる、依之彼氏族等今に至て此紋を用ゆ末代の今に及んて始て新田家に此紋を勅許有てこれを用ゆるは其威足利家に劣れるに似たりと勅答あるの處に叡感淺からす、同廿二日權大納言兼勝を上卿とし、右中將藤原實有を奉行職事として、義重に從二位鎭守府將軍、廣忠に從二位大納言を追贈の宣下有ける、廿三日公謝禮として參內衣冠と云々（右三州、錄十一に出）

○風早大納言實種卿殿上にて冷水を多く呑たまひしを聞し召て、極老の身に水を服する事後のわさはい覺束なく思召す、かならす無益のよし宣下有しかはいともかたしけなかりて當座の和歌

かたしけな花より外はわすれてもわかのちの世に水な手向そ　實　種

乙酉六月の末の事なりとそ

○足利家　三家　吉良　石橋　澁河　三管領　斯波　細川　畠山

四職　山名　一色　京極　赤松

此内三家は長柄の塗輿免許也、今尾張紀伊水戸の三家塗輿に乘りたまふは彼例なりとかや。

○本朝八介

大内介　秋田城介　富樫介　井伊介　上總介　千葉介　三浦介　狩野介

○吉見家藏書日本後記廿卷(是雖レ似ニ全本ニ猶有ニ闕文一)乙酉七月讀レ之乃略抄

承和七年十二月九日序、按七當レ八九日類聚國史作ニ十九日一、續日本記十承和八年十二月丙寅朔甲申修日本後記訖奏御云々、拾芥抄ニ一月九日蓋闕ニ十字一歟、

一卷桓武太皇

神祇伯者是天照太神神主也(延暦十一年十一月)

十一月帝巳勅明經之徒不レ可レ習ニ吳音一發聲誦讀改ニ訛謬一熟ニ習漢音一

十四年四月勅云々禁ニ凡下百姓將田宅園地賣買與レ寺事云々、

五月右京ノ人上毛野兄國女(カミツケノエクニカムスメ)流ニ土佐國一以下自稱ニ諸天一妖言惑レ衆、

二卷十五年三月勅禁レ祭ニ北辰一、

三卷十六年七月勅男女有レ別至ニ于會集一混淆無別宜ニ禁制一、

十七年神宮司云々補任限以ニ六年一相替、

七月坂上大宿禰田村麻呂創建淸水寺、
九月官符應紀正僧子假陰出身、
十月官符禁制西京畿内夜祭歌舞、
四卷十八年二月乙亥朔乙未贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麿薨、本姓盤梨別公後改藤野云々、大學南邊以私宅置弘文院云々、
五月遣渤海使外從五位下内藏宿禰賀茂麿等言歸鄕之日海中夜暗不識所着、于時遠有火光、尋逐其光、忽到島濱、訊之是隱岐國智夫郡其處無人、或比奈麻治比賣神常有靈驗、商賈之輩漂宿海中、如揚火光、賴之得全者不可勝數、神之祐助良可嘉報、伏望奉預幣例許之云々、
九月禁京畿百姓奉北辰燈、
十九年二月禁斷民蓄錢貨以求爵位、
四月勅象牙陰陽之外親王以下不得服用、
二十年四月令越前國司斷屠牛祭神、
五月定准犯科祓
大祓上祓中祓下祓等云々、其歐傷若重者祓淨之外也依法科罪、
五卷二十一年五月廢相模國足柄路、開筥荷路、以富士山燒碎石塞道也、
二十二年四年造宮大工物部建麻呂等云々
六卷二十四年七月勅疫病之時民庶相憚不通水火、存心救療何有死亡、父子至親畏忌無近隣里、疎遠更復何言亡者衆多事存於此、宜喩所司務了匍匐若不遵改隨即科處云々、
九月丁卯勅於淸瀧峰高雄道場起都會大壇云々、受灌頂三摩耶、是本朝密灌之始也、
十二月勅賜坂上田村麿淸水寺依先是禁私寺也、

二十五年二月官符應五畿七道諸國轉讀金剛般若經云々宜使國分僧春秋二中日別七日存心奉讀之（是爲崇道天皇也）

七卷平城天皇延暦二十五年

四月平安宮　五月云々辛巳卽位於大極殿改元大同非禮也、國君卽位踰年、而後改元者緣臣子之心不忍一年而有二君也、

九月壬子遣使封左右京及山崎難波津酒家甕以水旱成災穀米騰躍也、

大同二年四月罷參議號置觀察使近衞府者爲左近衞中衞府者爲右近衞（藤原內麻呂左近衞大將坂上田村麻呂右近衞大將）是左右大將始也（注）

九月壬子禁斷兩京巫覡事、右被左大臣宣偁奉勅覡巫之徒好說禍福庶民之愚仰信妖言淫祀斯繁厭咒且多積習成俗、虧損淳風云々、

十月丙　辰勅令三位以上並着淺紫

按續日本紀文武天皇大寶元年三月服制一位者皆黑紫（コキムラサキ）二位以下三位以上者皆赤紫（ケムラサキ）云々、

八之卷三年九月詔曰官多則政贖人少（ケレバ）則事稽云々、

九之卷嵯峨天皇大同四年五月癸酉聽五位以上通用白木笏

五年十二月奉幣帛於八幡太神宮樫日廟（自此先多稱大菩薩亦延暦以後也）

十卷弘仁二年九月禁祭北辰三年三月禁男女入尼寺女赴僧寺

九月勅恠異之事聖人不語、妖言之非法制非輕、而諸國信民狂言或言及國家或妄陳禍福敗法亂紀莫甚於斯宜仰諸國令加檢察自今以後若有百性輙稱託宜者不論男女隨事科次云々、

十一卷弘仁四年此歲天下吳竹實如麥其後枯盡、

五年閏七月御ニ嵯峨院一、
十二卷六年四月幸ニ近江國滋賀韓崎(カラ)一過ニ崇福寺一云々大僧都永忠手自煎レ茶奉御云々、
六月山城國乙訓物集(モズメ)(毛豆女)國背(クセ)(久世)云々、
七年二月丁酉朔日有レ蝕レ之、丁未日有レ蝕レ之云々
　按丁未十一日也日食何有乎是誤記乎、
十三卷八年四月於ニ大學寮一使レ習ニ漢語一、
九年四月有レ制改ニ殿閣及諸門之號一皆額ニ題之一、
十一月辛巳朔詔曰云々改ニ錢文一曰ニ富壽神寶一、
十四卷十一年
二月詔曰云々、某服大小神事及季冬奉ニ幣諸陵一則用ニ帛衣一元正受レ朝則用ニ袞冕十二章一朔日受レ朝聽レ政、受ニ蕃國使表幣一及大小諸會則用ニ黃櫨染衣一皇后以ニ帛衣一爲ニ助レ祭之服一以ニ擣衣一爲ニ元正受レ朝之服一以ニ鈿釵禮衣一爲ニ大小諸會之服一皇太子從レ祀、及元正朝賀可ニ袞冕九章朔望入レ朝元正受ニ群官一若群臣之賀及大小諸會可レ服ニ黃丹衣一云々、
十五卷十二年
四月官符禁レ斫ニ損水邊山林一事云々、大河之源其山蔚然小川之流其岳童焉、爰知流之細大隨レ山而生、其山出ニ雲雨一河潤ニ九重一山童毛盡谿流洞乾云々、百姓憚レ遠貪レ近、川土林任レ意似採至レ有ニ旱年一流乏苗焦動遭ニ損害一職此之由也云々、禁レ斫ニ損路邊樹木一事云々、道邊之木夏垂レ陰、乃休息處秋結レ實民得レ食云々、
八月伊勢太神宮云々、此太神宮者天下貴社云々、
十三年三月駄賃云々運賃云々、

六月庚辰廿一日尾張國熱田神奉レ授ニ從四位下一、
十四年三月割ニ越前國江沼加賀二郡一爲ニ加賀國一、
十六卷弘仁十四年
淳和天皇
五月有詔云々臣諱（平城太上天皇）云々　一國出內有ニ兩太皇一、瀛表寰出未レ詳ニ前聞一云々、請除ニ太上天皇號一、橄服御物云々勅此書首尾稱レ臣此表體也、不レ可ニ敢開一宜ニ附レ使奉レ返云々、
十二月求ニ不諱之直書一
天長元年三月乙亥（廿六日）沙門守敏空海奉レ詔修ニ請雨經法于神泉苑一、
八月官符應レ令ニ諸國郡司譜圖諜一紀一通一云々務存ニ實錄一不レ致ニ假濫一云々、
同月丙申官符一ニ擇ニ良吏一二ニ遣ニ巡察使一、一ニ順ニ時令一、一ニ舉レ賢避レ邪、一ニ擇ニ國ニ守ニ、一ニ令ニ諸氏子孫咸讀ニ經史一云々、參議從三位多治比眞人今麿奏狀儞縮ニ尋古典一、歷賢前王勞於求レ賢、逸於經レ國伏望諸氏子孫咸下ニ大學寮一、令レ習ニ讀經史一、學業足レ用、量レ才授レ職者宣五位以上子孫年二十已下者咸下ニ大學寮ニ云々、
十七卷二年正月加賀國云々改爲ニ上國一十二月云々今歲浦島子歸レ鄉雄略天皇御宇入レ海至レ今三百四十八年也云々、
三年九月庚午官符親王任ニ國守一云々、爲ニ勅任一號稱ニ太守一以ニ一代一不レ可ニ永例一云々、
十八卷四年五月空海請佛舍利內裡禮拜灌浴、
五年
十九卷六年三月己丑十日大和國高市郡賀美鄉甘南備山飛鳥社、遷ニ同郡同鄉鳥形山一、依ニ神託宣一也
七年

廿卷八年今年奉レ勅滋野朝臣貞主與ニ諸儒一選ニ集古今文書一以レ類相從凡有ニ一千卷一名ニ秘府略一
九年已亥尾張國海部郡人山口忌寸目刀自賣（イミキメトシ）紛正、稅ニ稻三百束一產ニ三男一也、
十年二月皇帝遷ニ御西院一乙酉皇帝於ニ淳和院一讓ニ位于皇太子一
謹讀ニ後記一抄ニ其三四一以備ニ遺忘一平城嵯峨二帝號以ニ其遷御之地名一淳和爲ニ離宮一共非ニ謚例一
亦按禁ニ北辰一後世更興レ之淫祀甚矣（妙見祭是也）
又知（チ）夫（フリノ）神名比奈麻治媛命、世未普知是紀始見乎、亦春秋二仲一七日佛事者和俗彼岸會權輿歟、讀ニ金剛般若波羅蜜多一按波羅密譯ニ到彼岸一則彼岸會名依ニ般若經一而起乎、然延曆二十五年春分（中日也）被岸會始也、
亦按自ニ續日本紀一至ニ後記ニ、諸國疫死多賜ニ醫藥一或祈ニ諸社一或轉ニ般若一事、詳載レ之、而無ニ牛頭天王修法之事一然牛頭天王祠後世所レ建、而依ニ延長風土記一爲ニ素盞烏尊一歟、我國疫神名見ニ祝詞式一所謂八衢彥神八衢媛神久那斗（タナト）ノ神凡三神也、牛頭天皇者見ニ佛經一其修法有ニ天刑星儀軌一原釋氏所レ行也、然傳教弘法之時未レ行レ之歟、正史實錄無ニ其據見一
〇尾州津島牛頭天王祠社傳、欽明天皇元年鎭坐不レ見ニ日本紀一亦牛頭天王名此時未レ有歟、改曆雜事記、聖武帝記天平五年吉備歸朝於ニ播州一逢ニ牛頭天王一廣峯社紀及峯相（ネアヒノ）記說レ同之、讀日本紀
（十二）吉備歸朝天平七年乙亥四月也、紀未レ謂ニ牛頭天王之事一津島社記嵯峨帝再建云々、
日本後記類聚國史等無下建ニ牛頭天王祠一事上當時天下疫多然亦無下祭ニ牛頭天王一說上、
清和帝貞觀十一年以ニ津島天王一勸ニ請山城國祇園社一云々、三代實錄無ニ此說一二十一社注式及改曆雜事紀
峰相記廣峰古證文皆以ニ播州飾磨郡廣峰牛頭天王一爲ニ京師祇園本祠一
凡國史無ニ牛頭天王之事一然則出世以後所レ祭歟、東鑑見ニ尾州津島社名一

塵尻　巻之十四

○臘月　說文に臘は獵なりと注して獸を取事也。漢朝に祭名多き中に十二月の祭を臘といふ也、漢には戌の日魏には辰の日晉には丑の日獸を取、先祖の神靈を祭る故に十二月を臘月といふ也。

○師走　奥義抄に曰、師走とは僧をむかへ佛名を行ひ或は經を讀せ東西にはせはしる故に師走といふ心なりと、篤信曰シハスとは四時のはつる月なれはシハツといふ心ならんか、四極（シハス）月なるへし豐後國に四極山といふ有。

○川浸　年中風俗考曰、川ひたりといふ事十二月上辰日を以て祭を臘日といへとも後には月の始を以て朔日を祝す、水土を祭る故に川に浸るといふ義を取る也、また廣雅曰、夏曰二嘉平一殷曰二淸祀一周曰レ臘皆祭名也、今臘者以二辰日一取二臘日一、夫季冬者水之終時也、辰ノ日土ノ位也、以二水土一爲レ本故近二于大寒一、辰日臘而取レ獸祭二先祖一祓二鬼神一也、また東武にて十二月川ひたり祝のとて平生川に浸り、魚獵の輩は此日餅酒肉を拵へ唐網さで等の殺生具に備へ終日宴遊す專ら獵師の家にていたす事也とそ。

○十二月二日國忌　天智帝の御國忌也、中興のみかとにてましますによりて也、太祖廟とも申すへきにや。

○臘は中華にて今日竈を祭て自拜をなすへしと有、按するに風俗通に顓頊氏子あり、黎といふ則祝融なり竈神とす。

○鴨長明四季物語に曰、御煤拂とて內侍所ならぬ御殿にて煤けをとらせ御座初し事は陽成院の御時となん、十三日を用ゆる事は此日鬼宿にあたり吉日なれは煤を拂ふとそ。

○十二月十五日釋迦佛涅槃日也、周穆王五十二年十二月十五日佛涅槃するなり、周の代には十一月を以て歳首とす故に二月は今の十二月也、今世二月十五日を用ゆ誤り也。

○御佛名十二月十九日也、今日より廿一日まで三ヶ日也、寶龜五年十二月より初まる。

○世説故事苑曰、十二月晦日を大歳といふ、雜俎及代醉篇元日を小歳と名付、是に對し晦日を大歳と名付へし今夜を除夜除夕ともいふ。

○昔は十二月晦日聖靈祭りし也、今は七月斗に成ける也、亦報恩記云、二月十五日寅の時來て次の日午の時歸、五月十五日卯時來次日巳時歸、七月十四日卯時來次十六日午時歸、八月十五日辰時來次日申時歸、九月十六日未時來次日申時歸、十二月晦日午時來正月一日卯時歸也と云々、右は亡靈一年に六度來ると云の時日なり、然れとも七月十四日十二月晦日兩度を別して祭りけるにや、兼好時代より盂蘭盆經の餓鬼供にたかく(本ノマヽ)より七月はかりに成けるにや。

枕草紙抄云、棚の下に師走の晦日にしも時めきて亡人のくひ物にも敷にやと哀れ成るとあり、十二月のたままつりにも盆に荷葉を敷やうに楪をくひものに敷しにや、或書曰、如何なる故有て歳終に祭るそといへは昔は佛法かすかにして七月十五僧自恣曰(本ノマヽ)……玉祭りも凡そ世に弘まりし時節には陰陽二氣交代の理にて神靈をまつれり、其子細は神氣は陰氣の逼迫する所へ僭る毎に方角にとれは丑寅の間か陰氣のせまる方なれは鬼門と名付時にとれは丑寅は夜半の後なり、此時神靈を迎へん爲に宵より門火を焼て招魂するなり、一年に配すれは十二月は丑正月は寅月なれは丑寅の間を師走の晦日にして陰氣せまる時なるゆゑに、此夜追儺をして惡氣を拂ふも先祖の神氣を迎へて祭る成へし。

○追儺　節分夜於禁中侍臣以二桃弓芦矢一驅二惡鬼一、又曰百鬼夜行は節分の夜なり、又大豆は魔目を打つふすとの儀也、これは豆に自然と邪氣を除く能あれはなりとそ、亦歳時記曰節分の夜儺豆世の誤り也、禁中追儺も十二月晦日の夜と古き文にあり。

○貘　余雅曰、鐵銅及ひ竹を食白居易貘屏贊序に象鼻犀目牛尾虎足寢ニ其皮ハ避レ瘟圖ニ其形ニ避レ邪、予病ニ頭風ニ毎ニ寢息ス以ニ小屏ニ衛ニ其首ハ適遇ニ畫工ニ令レ字レ之云々、今俗是を白澤といふ此を見れば邪氣を避るものと見えたれは枕屏風に此圖を書て自然と惡氣を避る理に叶へり。

○枕　義淨南海奇備傳云、南海十島西國五天皆木枕を用ひす囊枕を用ゆ、木枕を用ゆるは唐土なり倭國は木枕括枕也。

○寶船　居家必備云、夢船渡主大富首云々、靈感觀音以レ載寶貨備船歸寶ハ積ミ重と云義を取、閩書風俗志に云、正月紙にて船を作り瘟氣を送ると云々、今俗に船を畫き枕の下に敷き其夜夢見よけれは其舟をつなくとて悦ひ、亦凶夢なれは流すとてはらひすつる也。

○厄年といふ事、性靈集に祈誓弘仁天皇御厄表見えたり、是は本朝にても久敷いひならはせり四十二は四二なり死に通す、四十二の二ツ子は父子の年にて四十四中略して四四なり死に通すと誠愚成事也。

○王子村稻荷は關八州稻荷明神棟梁にして毎年十二月晦日の夜關八州の狐此社前に集り狐火を燃す、所の人燃し様にて田畑の善惡を知るとかや。

○百川學海獸經に云、狐は其類を惡む鬼の乘する所也、一名玄丘族尉といふ千年にして變して淫婦となるといへり、埤雅曰、狐の性は疑ふ故に字狐省に從ふなり、說文曰狐は妖獸鬼の乘する所なり、海錄碎事曰、玄丘族尉は狐なり、郭氏其書記曰千歲の狐淫婦と成百歲の狐美女となる、名山記に曰狐は先古の淫婦也其名を紫と云化して狐となる故に其性媚多自阿紫と稱す、搜神記に曰狐人に媚自阿紫と稱す、唐段成式酉陽雜俎曰野狐紫と名付夜る尾を擊火を出す將に怪をなさんとして必髑髏を載せ北斗を拜す墮さる時は化して人と成と云々、本草綱目に時珍曰狐黃黑白の三種あり白色なるは尤稀也尾に白錢文有ものあり。又五雜俎に狐千歲なれは始て天と通して魅をなすともいふ亦狐人の髮を髡事人の婦女を奸する事搜神記等にも有、亦鼠も人の髮を切事あれは狐とも限るへからすと段成式にいへり、又狐の火燃す事は管輅傳に

一の小物の獸のことし手に火を持て口にて吹レ之あり書生あやしみて刀を擧て是を斫て腰を斷ち是を見れは狐なり、是より火災なしといふを見て可知之或問珎に云狐火と墓所の燒火は皆陰火といふもの也、陰火はひかりのみ有て物を燒事なし結句水を得て盛也、故に雨降または夜中に光を顯はすなり、樟腦の火も陰火也水中に光を增すなり狐火は態と燃さんと思ふこゝろ有て燃る古塚は何の心もなく自然に燒る事也、陰火の内にも此差別あり亦千年になる枯木をれは自燒る事曾てあやしき事に非す、博物志本草綱目等に載ることとく人の血または牛馬の血地に落て有時濕氣なとにあへは必火出ると有これ燐火なり、故に劒戟なとにかゝりて死したるものゝ塚は燃る事有、亦云狐の怪をなす事和漢共に書々に載す其妖怪をなす、調練は草深き野原にて靈天蓋をひろひ己か頂にのせてあふのき北斗星を拜す然れともあふのかんとすれは頂の靈天蓋忽落る、亦ひろひあけて頂にのせ右のことくする事數年を積ぬれは後は北斗を拜して踊廻りても鍛練にて落さす、其時北斗を百變拜して始て人の形に變化する也、亦白居易は古墳の上に住む狐は專妖をなして美婦人となる人多く迷ふといへり、狐は至て陰獸也故に陽氣衰へたる人あれは其虛に乘して外邪入ると云、唐武三思といふ者愛せる妓女は狐の妖也狄梁公といふ賢人の來りける時より彼妓女形を失ひ再ひ來らすと也。

○早鞆和布刈　豐前國門司早鞆明神の宮前は底深き海なり、寶堂に鋒劒あり社人此劒を胸に當て每年正月元日丑時に海底に入れは潮開、海底に階有て社人こゝに立て和布一鎌刈て後ろさまに階を上り歸る、潮滿來る事忽也若二鎌刈れは溺れて難に逢なり、早鞆明神は龍王の眷屬神功皇后三韓を退治の時出現し舟を守護し船軍し給ふ神といへり。

○除夜井竈厨厠明レ燈、世說故事苑云、異聞總錄云京師風俗每ニ除夜一、必明ニ灯於厨厠等所一、謂ニ之照虛耗一、趙林再といふもの婢に命して此燈を燃させけるか此油を見るに麻油にして髮に塗に佳と思ひてこれを竊に陰し、桐油を易て厠にともしけり然して彼婢夜分に厠にゆき戸を排き見れは長三尺五寸斗婦人被髮絳

裾にして出小き箱に雜色所衣を盛て携壁の角にたゝすみ衣を揩けるを婢見て驚き呼ふ、家内の人々往て見れは早失にけり其時油を易ふ者大に叫ひ地に倒るゝ衆人湯劑を以て扶還甦即語曰我ヵ桐膏ヵ以鬼之爲所擊甚苦と云々、

事文類聚曰、都人至二年夜一(除夜)請二僧道一、看經備二酒菓一、迎レ神帳二竈馬於竈上一、以二酒糟一抹二於竈門之上一、醉二司命一夜於二竈裏一、點レ灯謂二照虛耗一、

○厠　思按所　高野　雪陰　春椿　小便曰レ私事文類聚曰、厠爲二思按所一、歸田錄曰、余平生所レ作文多在二三上一、乃馬上枕上厠上也、蓋惟此尤可二以屬一レ思爾、

世說故事苑曰、厠名二高野一、祗洹圖經云、次此第六院云爲二流厠一、有二大馬屋一三重而立飛橋並上急自清淨下施厠砌以二伏竇一、天帝手作上無二臭氣一、大渠從二大院一、北西注南入二厠院一、伏流入レ竇北出會二於大河一、人無二見者一、一切比丘皆此ニ便利ス云々、按高野山厠本依之造故此緣を取て俗に厠を高野と名付、亦經文大高屋有と云即倭音通す、亦河に臨んて架之依之河屋といふも亦通す、云厠名二雪隱一は禪家より起れり雪竇禪師靈陰寺の厠を掃除する役を司しより後人此職を務め雪隱と稱す。

依二雪竇務其職賤不羞卻爲レ譽雪隱と稱す、雪は雪竇の雪の字隱は靈隱寺の隱の字なりと。

義堂空花文集九賀二淨頭頌軸一序云、古之宗門祖師發心入道必先歷二試詩難一、而役二于雜務職一、職之最卑而人所二甚惡一莫レ過二于持淨(持淨者禪叙、同厠之職)然若二雪竇明覺一、居レ衆司二此職于靈隱一、至レ今有二雪隱之美稱一云々、又云至レ厠咳嗽ス居家必用曰上厠ノ時厠前三五步にして咳嗽二三聲すへし、其神在二厠中一聞レ之避云々、これ佛家の彈指の法と意同し、雜譬喩經曰、有二比丘一彈指せすして入レ厠鬼面を汚す、鬼怒て比丘に附て常に其隙を伺ふ、根本律曰厠應レ安二西北隅一、以二風便一故亦隨レ門而轉云々、亦曰厠曰二青椿一(セッチンは誤なりセイチン也)南齊異史云、蔽レ厠以二青椿一、葺レ厠以二黃瓦一云々、椿避二邪香一(續草木志ノ五)亦云小便曰レ私、釋氏要覽曰、往二小便一文言可レ言レ私、左傳二師惠過二宋朝一、將レ私焉、注曰小便也律云二小

行ニ云々、亦曰唐厠ノ神を紫姑神といへり、昔壽陽の李景といふ人萊陽の何麗卿といふ女を迎て妾とせしかは本妻深く嫉みて正月十五日に厠の中にて殺せしに彼何麗にたゝりをなせしかば、其後正月ことに祭りて厠神とせしとあれとも眞說といふ可らす、亦佛家には烏瑟沙磨明王と云を雪隱の神なりといへり、猶此明王にも火焰ありて惡魔をはらひ塵垢を淸め給ふ功德ましましけるとそ、伽藍の數にかそふるには前に此明王を繪かきて常に香花を備へ置て法師たる者厠に行時は禮をなし咒を唱へてそこにて三衣をぬきける法なりとかや、されとも今の世の人のあへる厠の化物は甚不淨の氣の積れる所の靈たるへし、猶子原か書る李赤か傳には唐の代に李赤といふ者あり、李白か詩作に劣らすとて自名を付たるとかや、然るに李赤厠の鬼に犯されて終に厠の中に落入て死す云々、此事實事とも覺えはへらす云々。

○漢卿問ニ天神地祇之義一、朱子曰、註疏謂ニ天氣常伸一、謂ニ之神一、地道常默以示レ之、謂ニ之示一、亦曰地祇者周禮作ニ示字一、只是示見著見之義、又曰地之神只是萬物發生山川出レ雲之類一、同問何故天曰レ神地曰レ祇人曰レ鬼、朱子曰、此亦別氣之精明者爲レ神、如ニ日月星辰之類一是也、此變化不レ可レ測、祇本示字以レ有ニ迹之可一レ示、山川草木是也、比ニ天象一亦差著生人則死爲レ鬼矣、亦曰天子祭ニ天地一、諸侯祭ニ山川一、大夫祭ニ五祀一云々、

伏按自ニ天地一言レ之、只是一箇氣、自ニ一身一言レ之我之氣、即祖先之氣亦只是一箇之氣、所ニ以方感一必應然、天子統ニ攝天下一、負ニ荷天地間事一、與ニ天地一相關、此心便與ニ天地一相通、故天地日月山川河海五祀百神無レ所レ不レ祭、諸侯主ニ一國一、治ニ封内事一、此心便通ニ封内山川一家竈門等一故祭レ之、不レ關ニ天地日月等一、大夫無ニ封國一只有ニ家司命中雷竈一、與ニ門行一共所レ用者、故祭所謂ニ五祀一、餘不レ關士庶人或立ニ一二祀一、以隨ニ其分一不レ犯レ禮、又敬遠レ之者恐ニ其瀆一之耳、世降禮廢而徒專ニ禱祀一、非享私祭無レ所レ不レ至、祖先人々祭レ之、猶有ニ太宗小宗之分一、宜不ニ敢僭犯一也、我國自ニ中世一以來、以ニ淫祠一爲ニ神風一、以ニ妖術一爲ニ神道一、誣レ民惑レ世者幾萬人乎、

○溪嵐拾葉　正和二年壬子六月山門興圓所レ述（壬子元年也誤歟）古本云、建武四年十一月廿八日於二江州成就寺一寫、應永七年八月於二京師泉涌寺眞言院一所レ寫、本在二吉見幸和之藏一、乙酉五月讀レ之、抄二其一二一備二遺忘一、

天照太神與二日吉權現一、一體習合五大院（安然）說云々、

信景曰、當日熊野熱田日吉等皆有二太神宮一體之說一、是密家依二金胎兩部習合之傳一、而先爲二神佛一體習合之說一、後爲下太神宮與二某社一一體習合之誕上、太神宮國家宗廟故以レ此與下巳之所二奉祀一祠上渾殺、以僥二倖天下之崇敬一、是浮屠巫覡之奸詐煠二黷神明一者也、

大宮聖眞子十禪師宗廟神二宮社神其他社（八王子客人等也）稷（タナツモノ）ノ神也ト云々、

信景曰、十禪師號本僧官也、然以二十方衆生喜善禪悅食之語一、附二會之一、或天孫受二十代之禪一、而牽二合日吉鎭座之記一、隨レ之共忘二其故一、爲二託誤一者也、

山王七重習

一ニ垂迹山王　二ニ本地山王　三ニ觀心山王　四ニ無作山王　五ニ三密山王　六ニ元初不知山王

七ニ如影隨形山王（略其記）

大宮不レ入二僧形一

按是始准二伊勢一所レ爲歟

天照太神者自性法身、素盞烏命者無明、鐵塔者法界塔婆也、閉二岩戶一者無明法義也、太力二神定惠二法也、庭火者方便ノ敎也等云々、

按ト部氏等以二太神隱レ窟者一爲二理說一、曰我心原明也以二邪念一惛二能之一者、素盞烏尊爲レ惡、日神入レ屈也、諸神集會設レ燎奏レ樂者、後明之工夫乎、手力雄開二岩戶一者以レ勇去レ闇也、六合一時明者開二邪念一復二明理本原一意也、等云々是效二浮屠之說一、變レ詞者不レ知二記ノ本義一可二亦謹一哉、

山王使者云々、花嚴曰、神猴獮猴王又云山母神王云々、山王秘決云（無動寺智信記）山王者釋尊應迹以レ申爲ニ垂迹一、天神無レ氏示レ申爲レ神、地祇有レ氏示レ土爲レ祇云々、

按使者浮屠之說也秘決解神字亦附會、申屈伸之申而不ニ大歲所レ舍名一、浮屠多以ニ私意一解ニ文字一、故此集第一山王義謂ニ竪横一三點一者、牽ニ合不縱不横非一非三之觀法一、爲ニ權現託宣一、

熱田明神云々、蓬萊宮者熱田社是也、楊貴妃者今熱田明神是也、此社後有ニ五輪塔婆一、銘釋迦種子 𑖥 字此塔婆楊貴妃墳墓也、

此說至拙哉、然至ニ迎世一塔石殘ニ社後一、是依ニ浮屠之說一建立也、

熱田明神者金剛界大日也、故以ニ五智一習ニ本地一、或亦以ニ眞言三部經一爲ニ本地一、以ニ寳劍一爲ニ神體一、皆是金剛知明表示也、

是以レ藏レ劍習ニ合密記一者也

蓬萊宮者不壞金剛智體也、法華宗意本地三身指ニ久遠壽量一、習ニ不老不死一云々、

是以ニ蓬萊妄說一亦仍所ニ附會一者也

熊野權現云々、熊野胎藏權現金峰金剛權現等云々、

密家以ニ我神社一充ニ兩部一、以習合其後男女交合亦習ニ合兩部一、恣ニ不律一、是立川邪流所レ起也、

熊野參詣路次ノ道言（ミチコトバ）男ヲハサヲト名ツケ女ヲハイタト名ツケ尼ヲハヒツソキト名ツケ法師ヲハソリト名ツクト云々。

是效ニ伊勢齋宮忌詞一、所レ設夫熊野專爲ニ佛事一、何用ニ僧尼忌詞一、意將レ准ニ神宮一所レ造者歟、

天照太神每日法樂如何、答山家大師每日神法明法樂法云、常在靈鷲山及餘諸住所我此土安穩天人常充滿云々、

嗚呼浮屠執レ所レ習捨ニ我國故一、以ニ胡書一祠一、祭レ神盡爲ニ胡神一、溪嵐ノ一書素雖レ不レ足レ勞ニ齒牙一、以ニ古

書ニ人誤信レ之、故略辨レ之投ニ我童蒙一、於ニ山王之辨ニ林氏山王論アリ讀レ之宜レ知ニ其説一矣、

○乙酉五月東都大久保なる所の某の家に(御書預り川内傳四郎)飼置し猫二頭六足二尾灰色毛の子を産せしよし生れて頓て死しけるとかや。

○先醫惠勇(號ニ士佛一)後光嚴帝賜ニ上池院ノ號一(子孫稱レ之)

春秋ノ時長桑君以ニ方藥一與ニ扁鵲一、令ニ其飲ニ上池之水一云々、上池トハ竹木上之露也(類書纂要)

○有ニ一徑夫一渉レ川而溺、其妻追ニ止之一不レ及、墮レ河死乃號レ天噓唏鼓ニ箜篌一而歌曰云々、典終亦投レ河、死霍里子高妻麗玉復レ之乃援ニ箜篌一而寫ニ其聲一名ニ箜篌引一(見ニ孔衍琴操一)、

○戰國韓憑妻何氏美宋ノ康王欲レ之云々、何氏有レ縊憑亦死、兩塚相望經レ宿、忽見下有ニ梓木生ニ二上根交レ下枝連中其上上云々、

連理故事是也

○法湖紀聞云、宋時有ニ男女自悅相私者一爲ニ父母一所レ覺俱投レ水而死水中遂開ニ並蔕荷花一云々、

並蔕花故事是也

男女死をともにするに義あり不義あり、近世浪華はさらなり所々の都會男女多く私してともに死するもの百を以て數ふへし、過し夏大竹氏某の庭池並蔕蓮花をひらく挌物叢話に双頭の荷花をは瑞とせしかは人賀しものしけるか、今年の五月彼夫婦をは召使へる下部の殺しける宋の男女は死して後此花おり、是はかゝるわさはひを示しける兆にや萬つ常に異なる物生するは大かた妖にして吉に非さるにや。

○梨園樂士を見しに

生　戲場の藝の起る所の人になる者也、猿樂のシテの類にや

旦　以レ男粧ァ爲レ女と云々、我猿樂の倡優の女形といふ者也

末　始に出て場を開くものといへば猿樂のワキなどの類歟

已　言ニ其陋ニ云々、猿樂の狂言倡優のどうけなるへし
○後撰集十九　伊勢へまかりける人とくいなんと心もとなかると聞て、旅の調度なんととらするものからたゝん紙に書てとらする名を馬といひけるに
をしとおもふこゝろはなくて此たひは行馬にむちおほせけるかな
按にたゝん紙はたゝふ紙なりはしる馬にむちといふ諺は當時よりいふことばとみえたり。
○白𩞁(食物上ノ白醭ナリ)さゝなみなんといふものにや
白殕(食上ニ生スル白毛)食物に毛のはゆるといふこれ也
生硬(不軟熟ナリ)なまにゑといふこれなり
此類古今類纂の七に多くいてたり
○月見れはまつ都こそ戀しけれまつらんとおもふ人はなけれど
此歌は道因法師尾張國にしるよしありて住ける由千載集の八に見えたり、さはかりの歌仙住ける所はいつくにやあらん、田舍のならひつたへいふ里もなく侍るそ口をしき。
○光臺に見しは見しかは見さりしをきゝてはみつる白川のせき
此歌西山證空上人陸奥へ修行の時宇津宮の入道蓮生にあひて白河の關はいつくそと尋ねられしに過ぬる處となんいひければ、彼光臺不見の意を思ひ出てよまれけるよし新千載の八に見えたり、西山上人も東國行脚有けるにこそ。
○或密家の僧曰、麗氣記は古書にして世に行はる然れとも弘法の筆とも覺えす性靈集等に引くらへ見るに文字拙し、これ麗氣灌頂の書を本として後大師に附記して作る所なるへしといへり、予彼麗氣灌頂の切紙ともを見しにさも有へき事也、今卜部氏兼倶以成神道そ秘傳そいふ事多くは彼灌頂の言語意旨を取て作りなせるもの有る事をしりぬ、密家は唐土より傳へて其經儀軌にも合せて建る所なれは彼家にして

は誤なるへし、我國の事にしては意味を失ひ事違ふ所甚し、卜部家これを神代以来相傳なといふ事僞の拙き事也、世多くは密家の書を見す故に卜部氏か爲に欺るゝ事少からず、能諸家の秘といふものを考へて扨亦帝紀實錄を證として疑なき事は我國の故と知るへし、徒に一家の私説をとめて是を神道也なんと思ふ最拙し、凡神道の名こそいふましき名目なれとも其意を得さる人は能事のやうに思ふはうたて愚なるにや。

〇二水記曰(勸修寺家ノ記ナリ)永正十四年五月七日向二于庭田亭一云々、朝飯後萬松軒入御福一建業語二平家一、無双之音聲也云々【割註】盲者をけんきやうといふはもと建業とかきしなり」

按にいにしへ座頭檢校の號なし、帝宮は異人を禁す盲者官をゆるさるへき儀なし、鹿苑院の相國の頃に盲者を愛せらる明石建業覺一等出頭せり、此頃より建業を檢校と書あらため次座の者を勾當と號しけり下を座頭と呼ひしとなり、建業の始は正佛坊のよし公家の記錄にあり、亦應仁の末堂上の諸家領を失ひ便りなきゆゑ牛公事酒公事糀公事等いひて賣家を征して錢を納めたり、盲者の座頭を昇るも亦金を出せし久我家へ納めらる、豐臣家起りて一統の日堂上の家々へ領附して公事錢の代りとせられし、然れども其遺風にて久我家盲者の轉座をゆるさる事ありと云々。

〇虚海賦惟神是宅亦祗是盧云々、天神に宅といひ地神に盧といふ、中臣祓の詞に地津神者遠山乃盧近山乃盧といへるもこれに似たるかと覺え侍る。

〇京師所司代　平信長の時村井春長軒(信長亡給ふ日同しく戰死)

其後奥平信昌これを司とれり、慶長五年侍從從四位下伊賀守勝重(板倉)所司代となりてより今の侍從信慈に至り十二人也。

伏見司　慶長より元祿まてかはる〳〵命し給ひし、元祿九年司を止て京司より事を行はれけるか同十一年十一月五日重ねて司を置せらる。

泉南堺廳　元祿九年止之大坂司よりつかさとれり同十五年重ねて司を置せらる。
長崎港司　寛永十年より二員貞享三年より三員元祿十二年以來四員となる。
駿州走水　志水及ひ豆州三崎の吏正保二年以來置る元祿九年止之。
○攝州東生郡生玉莊大阪城ハ正親町院元龜十一癸未豐臣秀吉（于レ時參議從四位下）築レ之、後水尾院元和元年乙卯五月神君屠レ之、寛永元年甲子新營ニ大城殿閣一、五年命ニ前紀伊守藤信政ニ（內藤）令レ監レ城、自レ惟以降至ニ伊豫守源賴隆ニ（土岐）凡十八人實西都萬世之鴻基也、
○高津宮　攝州西生郡仁德天皇皇居而先王舊都也、金葉集に

いにしへのなにはのことを思ひいて高つの宮に月の澄らん

亦新勅選集に

はるのよの月にむかしや思ひいつる高津の宮に匂ふむめが枝

○大猷院贈太政大臣或童のいときよけなるをらうたくおもほしまし〳〵て

あれてしもその名はのこるいにしへの志賀の都の花のおもかけ

○正公　太神宮御參詣萬治二年巳亥三月九日御出船十五日御歸府
前大納言光貞卿御參詣延寶五年、
○神宮雜事記ニ　景行天皇廿八年（九月十三日）五百野皇女供奉始也、天武天皇白鳳四年（九月十二日）多基子內親王御杖代之始也、是依ニ大友皇子之亡ニ勅賽之曲也、先規錄多基子之上錄ニ內親王十六人ニ其內度會小事之女宮子非ニ皇女ニ稱ニ內親王ニ、雖レ書ニ宣下ニ而不レ見ニ正史ニ歟、
○和州三輪山の內鎭花の社ありとかや花しつめの祭は疫をはらふ神事也、此社むかしの疫神なるへし。
○大鑑有ニ禰宜大夫ノ稱ニ
按に是祠官の五位を拜する者か後世諸社神人自某大夫と稱する事代々同稱を呼ふは近世僭上にして俗

稱某左衛門某兵衛等のことき歟、習俗の變ずへらさる歎すへきかな。

○卜部兼倶明應三年十一月中臣祓聽書有二一卷一

是を按するに祇園の牛頭天王は淸和天皇貞觀中天下疫病流行す、兼倶二十代の前日良麻呂勅を奉して京中の男女を率ひ六月七日と十四日とに神輿をかさり神泉苑に疫神を送りて其次の年亦疫あり故に去年のことく送る、其次の年も民疫病にくるしみしかは前のことく神輿を捧けて京師の男女はやしことをして神泉苑へ送りし、夫より年々六月疫神を送りし歲每に神輿を納めける、其堂もせはかりけるにや照宣公の御殿をまいらせられしにかしこに立て神輿を納め祇園を精舍と號せし、仍て素盞烏尊を勸請したるにはあらす彼神輿を宿せしまゝおのつから神所と成たる計なりと云々【割註】卜部家道饗の祭りをなす牛頭天王は佛者の祭る所也後に混して祭る歟」此說二十二社注式にそむけり、兼倶はいひたきまゝの僞りを作りて一家の言をなせしもの也、但しむかし疫神を送りしといふ事はさも可有事にや牛頭天王の修法は密家の業なり何とて行ひけるにや昔日神人も佛事をなせし故か備後風土記に武塔天神自速すさのをの尊なりとのたまひしよしあり、此風土記は延長年中の事なれは天王を素盞烏尊に配せし說ある後の事也、誤りて證とするに足らすや侍らん。

○園大曆曰、貞和四年正月六日今日聞昨日云々
楠帶及正行幷舍弟幷和田新發意自殺云々

正行等戰死實正月五日也、太平記ニ或爲ニ十四日一非也、

按舍弟者正時也、新發意名賢秀、此他同時ニ和田新兵衛高家(一作時宗)亦和田新五郎正朝、同紀六、野田四郎金岸兄弟畠山與三同六郎河邊石楠丸左近將監子息闕地良良圓阿間了願或堀田彌五郎紀正泰等同所戰死云々、

正平三年戊子(北方貞和四年也)後村上院捧ニ三種神器一遷ニ御天河奧賀名生一

太平記爲二正月十四日一、園大暦爲二正月十日以前之事一、且以二吉野一稱二僞主一、是北方之書故也、南方ハ正統後世不レ可レ稱二僞主一、

○吉野拾遺に後村上院吉野より賀名生へ移らせたまふ時篠塚伊賀守か娘新待賢門院の伊賀の局といふ官女門院の御供つかふまつりて落けるか、芳野川の橋くつれて渡る便りなかりしに大木を多く引をり打渡し門院を負まゐらせて人々をも渡しけるよし記せり、彼局は左馬頭正儀（正行の弟）の妻なり巴女板額女か外は大力の女是なるへし。

○太平記曰（廿六巻下同）常法ニハ四品以下ノ平侍武士ナントハ闘板打メノシ葺ノ家ニダニ居ヌコトニテコソアルニテト云々。

按當時雖二諸大夫一、而武士之家皆板葺中葺歟、非三武藏守師直等爲二棟門唐門等造製一、後世無レ法以逞二壯觀一爲レ榮、嗚呼去レ古彌久而驕僭日々益嗚呼、

○藏王權現ト申ハ昔役優婆塞（加茂役公）金峯山ニ一千日籠テ生身ノ薩埵ヲ祈リ玉ヒシニ、此金剛藏王先地藏菩薩ノ形ニテ涌出シ（伯耆ノ大山ヘ飛去ト云々）後大勢忿怒ノ形ヲ顯ハシ右手ニ三鈷ヲ握リ臂ヲイラヽケ左ノ手ハ五指ヲ以テ腰ヲ押ト云々、示現ノ貌尋常ノ神ニ替テ尊像ヲ錦帳中鎖サシテ其涌出ノ體ヲ秘セン爲ニ役優婆塞ト天暦帝（村上天皇）ト各手自二尊ヲ副テ三尊ヲ安置スト云々、

按神名式大和國吉野郡吉野水分神社（大月次新嘗）吉野山口神社（大月次新嘗）金峯ノ神社（名神大月次新嘗）

私曰水分社ハ籠守ノ社（大宮ハ三坐住吉同體ト云々）山口社ハ勝手ノ社（受曼命）金峯社ハ押武金日ノ天皇（謚安閑）ナリ、其他吉野山ニ金生明神等ノ社アリ役氏山ニ入テヨリ皆胡竺ノ鬼トナル、亦浮屠カ説ニ曰金剛藏王ハ垂迹示現ノ形本地ハ釋迦彌勒地藏ノ三尊ナリト云、夫藏王菩薩ハ密家ノ曼荼羅ニテ其形ヲ考レハ千手ノ如クニシテ青色ナリ吉野ノ像ハ金剛童子ノ形也。

○鏘アンタ石土ヲ運フ器、但字ノ聲イカ、ソヤ字書ニ第ノ字アツテ音拂爾雅ニ輿革ノ後ヲ謂二之第一敦璞曰、以レ韋鞄ニ後戶一也云々、モシ此字ナルカ按スルニ今ノ俗ニイフアンタニシテ此頃山カゴトイフモノ是ヨリ作リ出セシトカヤ、中世マテ貴人ハ牛車及長柄ノコシニノレリ、今武家ノ大人ヨノツネ皆カゴニノレリ是野俗ヨリ起レル故カ禮ノスタレル事久シオシムヘキカナ。

○或人いふ佛經に火坑深水刀杖等の難あるは某の經某の號某の咒稱念すれは皆傷る事能はすなんといへる事多し、是世間の水火兵杖にはあらす心程の三毒に惱害せらるゝ時咒力に依て消滅する事を說といへり。

予思ふに然らす智度論には世間の水火刀とて亦受持讀誦する人も是に傷らるゝは必應受報の因果なるよし記せり、嗚呼はしめ愚俗の爲に說を設けて亦種々の遁辭を造るのみ、其實は中國道士か妖術にならひて譸をして漢以下五胡の閽主及ひ一時の愚臣等を欺き己れか衣食の利を釣る書を佛說なり秘咒なりとて末の世まて傳へ侍らんはいとあさましき事なりけり。

○空潭明月現誰說古與レ今　威山雲川記談下同シ淨因大覺禪師奉レ和二仁宗皇帝賜頌一語也、

○錢塘喩彌陀者名恩淨早專畫二彌陀佛一、爲レ業揚傑次公胥職二其精妙一、以レ姓呼レ之、爲二喩彌陀一、由レ是得レ名、有二部使者一問云々、答以レ偈曰平生只解レ畫二彌陀一、不レ解二參禪一、可二奈何一、幸有二五湖風月一、在三太平何用レ動二干戈一、

我國俊乘坊重源自號二南無阿彌陀佛一、由レ之後人有下以二某阿彌一爲レ名者上、蓋似二恩淨之號一歟、

○南山雲引北山雲歸去來兮一二三四五六七八九朶

南嶽芭蕉菴主泉大道歌頌也、山﨑敬義十園子詩見二再紀行一蓋本二之語一乎、

○春陵有レ水曰レ濂、周茂叔先世所レ居、既樂二廬一山之幽勝一、而築レ室則以レ濂名二其谿一、蓋識レ不レ忘レ本矣、于レ時佛印禪師元公寓二鸞谿之上一、相與誦レ道、爲二方外友一由レ是命二佛印一作二青松社主一、追二妘白蓮故事一

云々、

○西山善峰寺證空（號善惠）源空門人土御門贈從一佐前内大臣源通親（久我之祖）七男云々（公定系圖）一曰加賀權守親季子云々、

○粟生光明寺蓮生（號實信坊）宇都宮座主宗圓（粟田關白道兼孫右少將兼房四男）之子、座主三郎宗綱始爲中原家養子、任外記、後歸本姓、其子宇都宮朝綱（左衛門尉武者所）其子左衛門尉成綱其子宇都宮檢校賴綱（始依朝政事、配流土佐國）出家人源空之門、即蓮生是也、其子修理亮下野守泰綱（母者平時政之女也）次男石見守宗朝皆子孫多矣、女子二人一嫁内大臣通成、一嫁權大納言爲家、

○歌道眞灌頂曰和歌の五句は即ち五智と云々（見和歌六義次弟）

父の母のと赤子のうらの朝きりにしまかくれゆく船をしそおもふ

ほの〳〵ととは東方藥師如來（住吉玉津島）發心大圓鏡智生
あかしの裏とは南方寶生佛（春日松尾）修行平等性智老
朝きりにとは西方阿彌陀佛（八幡大菩薩、天照太神）菩薩妙觀察智死
島かくれ行とは北方釋迦佛涅槃成所作智病
船をしそ思ふとは中央大日如來、法界體性、智苦

信景按するに中世歌人者流浮屠に迷ひかゝる妄誕牽附して秘決とし傳授とす、亦六義は天竺より唐へ傳へ、夫より我國の道慈律師傳授し來り倭歌の六儀とすなんと跡かたもなき妖妄をいへる口惜、玉葉集十八前參議爲相のうたに

これのみそ人の國よりつたはらて神代をうけししきしまの道

かくそあるへきよろつの事は大小となく漢家のならひ得たる事多かる、五七五七々のことのはのみそむかしすさのを尊八雲の神詠より今に絕せぬ倭うたの道なるに、いかて胡竺の言をうけて我神風をけかすへきあなかしこ、かゝる虛誕をもつて我しきしまの道をいふ事なかれ。

○元龜二年九月十二日平信長屠二延暦寺一（垣武帝勅願傳教開基）
天正十六年六月廿六日菅原利家屠二能州石動山天平寺一（天智帝勅泰澄開基）
天正十三年三月廿二日豐臣秀吉屠二紀州根來寺一
天正十五年四月豐前國彥山伏二豐臣家之命一

按するに浮屠氏中世闇主の尊崇によりて驕僣自恣至らさる所なく剰へ兵器を備へ武勇を事とし國郡を押領して國家の害をなす事諸州多かりし、某の山は僧徒武備堅固にして勢ひ降すへからさる沙汰あり、某の寺は法成嚴重にして凡人のいろふ事能はさる談あり、某の嶽は魔所にして登るものは必ず天狗是を罰すなんとおひたゝしくいひなし、國主不入の地になし賊を集め黨を立我意を振ひて貪慾を先とせし事幾百年そや、幸ひ名將のこれらの邪徒を屠るありて人漸く彼か惡むへき事を辨へ僧法師も武事を止て佛事をなす、然ども今に至りて猶魔所等の妄言をなして一山を固する謀をなす山多し、又諸社の神人も中世已か職を忘れ武を專らにせし事僧家に同し宗像熱田等の大宮司の如し、されは彼等一時の富貴を貪り却て横死に及ひし事神慮をも顧みぬさまなり、近頃熱田の宮司驕僣の餘り國主不入の事なんと謀りけるとかや、人望もなく時をも辨へさる故公命に依て今は幽せられけるにこそ、凡そ僧祝等佛神を假りて已を利し驕亢不遜ならん事を欲して國主不入の所を自慢す、今諸州たま〳〵國主の令ならすして關東の御下知を受る寺社を見るに、多くは不學不律ならぬはなし動もすれは訟を發して自遠島にうつされ、あるは一山を追出されて亡び侍るも亦幾はくそや、今の僧祝等をして一封の地を治せしめは必非道人を害し身を亡ほさゝる者はあらし、夫を辨へすして俄に國主不入の所とせんとおもふ

は至愚の甚しきといふへきかも。

○今川の赤藥とて世に急病に用ひてしるしある藥あり、是もとは光源院前將軍の御馬わつらひけるに乞食ことくの僧三條川原にて此馬を見てたやすく癒へき病なりとて用ひしかはやかて病癒ぬ、將軍聞召て一宮隨巴といふ弓の師に仰せて其藥方を書留させたまひし、將軍御事の後隨巴駿河へ往て氏眞藥方をおもしろかりたまふ人ゆゑ敎へしより諸人今川の赤藥といふとなん。

或人云、赤藥の方は人參(一匁)辰砂(一兩)是本方なりと云々。

○禪宗淨土宗は僧綱を賜はる事なし只宮衣を許さるゝ事なり、其内臨濟派は五山及び妙心大德寺等の住職のまねして紫衣を賜はる故參內も直に　尊位を拜し奉るさまなり、曹洞派は越前の永平寺能登の惣持寺に入院の儀をなして傳奏によりて綸旨を申下す參內しても只傳奏の人にあひて盃を賜はるはかり也、淨土宗はいつとても一寺の後住の名を假り本寺へ達して綸旨を申下し侍る參內はなき也、禪には和尙とのあて名淨土には上人との宛名也。

淨土宗の綸旨

着二香衣一令二參內一宜レ奉レ祈二　寶祚延長一　者依二　天氣一執達如件

年號月日　　辨某

何國某上人(西山派には御房とあり鎭西派にはなし)

また女房の奉書あり

某國某寺の住寺某かうゑ　勅許にてめてたく候、御禮として盆香合まゐり候心得候て申へく候、この由御こゝろへつたへられ候へく候

表書に某大納言とのへ(中納言も宰相も時によりてあり)年號月日あり

禪宗の綸旨には少しおとれり然れとも金を出して衣を求め侍るは同し事也、近世知恩院には僧正もあり

て院家は僧都に補せられ侍る、亦關東増上寺貞譽大僧正に成て後雲臥も同しやうに大僧正に命せられし禪宗にはいまた此等の事なし。

○甲陽軍鑑云、氏康公に違ふたる人は信玄公へ申入れ、信玄公にちかふたる人は謙信公へ申入れ、謙信公に違ふたる人は信長公へ申入、信長公にちかふたる人は亦信玄公へ頼む、大身小身老若によらす古の四將をまほり所に仕ると云々。

嗚呼當世の武士義をしらす只貪慾にしていやしくも二君に仕へ是をよしと思ふ拙哉々々嗚呼。

○源有親住二上州德川鄕一、應永年中鎌倉持氏猜忌レ之、謀レ害仍出レ鄕、而隱二釋氏一號二長阿彌陀佛一、令子親氏號二德阿彌陀佛一、經二歷諸州一、以二永亨元年一、到二三河國松平鄕一云々、

一說曰普廣院義敎永享十一年二月討二鎌倉持氏一、改二關東制法一、將下搜二新田氏族一亡上レ之、源有親父子潛出二德川鄕一(義季以來七世居レ之)逃作二時衆一云々、

一說曰德川下野守滿義屬二新田義貞一、而勤レ王新田氏不レ得二其志一而亡矣、自レ此德川家通二志於吉野一、右京亮有親滿義嫡孫修理進親季子也、奉二遠州井伊谷宮之令子一、與二足利之兵一戰二處々一、於二信州並合一王家敗亡、有親及令子三河守親氏被レ執而入二京師一、時有二遊行他阿上人在レ洛、乞二其命一爲二時衆一、所謂長阿德阿是也、長阿示寂之後德阿入二三州坂井村一(今作二酒井一)、移二居松平鄕一、稱二松平太郎左衛門親氏一、武略聞二近境一士庶擧爲レ主云々、至レ今崇二敬遊行上人一者、謝二先祖往日之恩一也云々、

三說似而不レ同、未說盖有レ故者歟、夫親氏主興起也、似二明太祖一其八世【割註】世所謂系譜以二親氏泰親信光一爲二三代一、然泰親者親氏舍弟光代信光下レ令後讓レ家故有二八世九世之異一　神君御二天下一、光化被二宇內一、嗚呼其神其武萬歲之供基歟、奉レ書二禿筆一、亦實雖レ有二其恐一而爲二遺忘一私記レ之、

有親主親氏主入二三州一之年、我　敬公所レ述大相相國年譜序爲二永亨元年己酉一、

天文十一年壬寅十二月廿六日　神君降誕

或傳云、生二天野淸右衞門某之家一、其妻初奉二御乳味一云々、自二天野孫四郎景儀仕二親良主一、而以來子孫代奉二供德川家一、嗚呼不二一朝一夕之公恩一、氏族宜二殺レ身而盡一レ忠者也、

參州猿投山神宮寺德川家御位牌之中

親氏公　康安元年辛丑四月二十日卒去トアリ

泰親公　永和三年丁巳九月二十日卒去トアリ

右年號可疑康安元年ハ尊氏薨後四年ナリ、永和亦義滿代也然有二本據一歟、

家忠日記增補追加發題曰、親氏主康正二年四月廿日卒康親主其年九月二日卒ト是實錄也

信光公

長亨二年七月廿七日卒去也、信光ハ泰親ノ御子トアレトモ實ハ親氏ノ男也、康安元年ヨリ長亨二年マテ百廿八年ナリ御父御死去ノ後是等ト遠キ不審歟。

泰親ノ御子ニシテ永和三年ヨリ長亨二年マテ百十二年也、タトヘハ泰親御卒ノ年ニ信光公生シタマフトモ御年百十二歳ナルヘシ、マシテ親氏ノ御子ナレハタトヒ親氏ノ御卒ノ年ニ信光公生レタマフトモ御年百廿八ナルヘシ、左ノミ御長壽ノ沙汰ナシ此卒年疑フヘシ、且御系圖ニ永享元年三州ヘ親氏入御トアリ、亦一説義敎將軍鎌倉持氏ヲ追テ後新田ノ末ヲ捜ル故ニ有親親氏御父子德川ノ鄕ヲ出タマフト云々、持氏沒落ハ永享十一年歟、康安元年ニ後ル、コト七十九年永和三年ニ後ル、事六十三年カ決シテ親氏ヲ後光嚴院御宇ノ人トスヘカラス。

元和八年四月大久保家ノ書ニ親氏主應永元年ニ逝去、泰親主永亨二年ニ卒シタマフトアレトモ亦相違ナリ。

○武田信玄の家臣惣騎馬數通計九千三百四十騎といふ。

是老臣より以下小身に至り且醫師同朋猿樂迄此中に攝するか外に足輕六千三百七十三人といへり。

人數一萬三千七百十三人計りも有とかや二萬にも及はす、まして馬にも乘り人をもつるゝ身はさして多からぬ事しられたり、今軍法者流是を限りもなき事の樣に說あさまし、彼孫子かことさは王師の六軍に諸侯の軍を合せて下に對して說をなす其量大に異なり、甲州は片田舍にして殊に諸方敵多し少しの油斷もならさる時なれは國の成敗心を配りける、且惡人なからも信玄は智ある者なれは强弱是非を見て人を仕ふ事を得、家老にもよき者ありしかは高坂がいへる如き萬事宜しきかたも有なん、今の世上驕り下へつらひ家中心々にして然も敵國外患なく軍事にならふ事久しく絕え古法を知たる家もあらさるに、皆甲州の如く敎ゆる軍法者こそ殊にかたくなりけり、凡そ時處位の考なく文盲の士に私說をかたりて自慢顏なるおかし、若高坂をして秀吉の臣ならしめは其言如何はかりかあらん一軍十六萬人嗚呼。

○源光友卿御歌(三首)　朽葉淺黃紫

　朽はてしまかきの竹に朝かほのあさきりしのきむらさきにけり

神無月の頃狩に行ことありて武藏野を通りけるにゆくりなき野中に富士のいと白くぬき出て見えけれは

　うき島かはらにつゝけるむさしのや尾花かすゑの布志のしらゆき

禁裏新造御遷幸の時讀て奉らせたまふ

　たちつゝく御代のためしの宮はしらてる日のひかりかきりしらすも

○安部大藏少輔元眞(法名海安)を安倍姓なりといふは非なり、もと諏訪刑部太輔源信眞の子なり駿州安部谷にうつり住せられし後安部を以て稱號とせられしと家系に見えたり。

○森家の系譜を見しに、右中將兼武藏守忠政は可成の次男忠政の男忠廣母は名古屋山三か妹と記せり。

○前田利家(從二位權大納言)父は尾州愛智郡一柳庄荒子村の人源左衛門といひし系圖に前田藏人菅原利昌と記せり。

○島津家久(從三位權中納言)は右大將賴朝の子、島津豐後守忠久十三世修理大夫義久の子也。

○池田輝政（正三位宰相）の祖父池田紀伊守恒利初め萬松院義晴將軍に仕へし、將軍江州穴太の山中に薨せられし後薙髮して宗傳と法名し尾州に移り住せられし。

○渡邊氏は嵯峨源氏左大臣融の曾孫箕田宛の子渡邊の綱よりはしめる。

一説に綱は仁明天皇の第三皇子右大臣光の四男左少將源賢の子源三敦か子綱ともいへり。

尾府下奉仕の渡邊家は綱か子源次久の十三世右馬允滿綱鹿苑院大相國に仕へて武者所となれり、其玄孫源治道綱三州額田郡浦邊村に移り住せし、其子源太左衛門範綱長親主信忠主に奉仕し享祿二年五月廿八日に卒す是より代々徳川家に仕ふまつれり。

○對州の宗氏は權中納言平知盛の子右馬介雅宗を宗と稱號せし其子孫也。

○小寺官兵衛孝高は黒田美濃守源職隆の子也、職隆播州赤松の族小寺藤兵衛政職か養子となられしとそ、孝高の孫右衛門佐忠之に松平の稱を賜はりける。

○木犀の詩朱子文集九に有、予好んて此木を植侍るゆゑ抄して記す。

喬木生二夏涼一　芳蕤散二秋馥一　末レ覺二歲時寒一　扶疎方遶レ屋

○續日本紀四、和銅元年三月乙卯勅二太宰府帥大貳并三關及尾張守等一給二始傔仗（シタガヘル人）一其員帥八人、大貳及尾張守四人、三關國守二人、其考選事力及公廨田並准二史生一云々、

按するに太宰帥は西鎭三關は帝京の近き衛りなり、尾張國は路四方に通して殊に非常を禁すへき地なる故斯命し給ふ、末の世も亦斯そはへりなん。

○慶長十二年三月九日天野三郎兵衛康景駿州興國寺の城を出奔す、これより先康景城館修補の料に采地の竹を伐しめ積貯へ足輕數輩をして是を監せしむるの所に、御領田原の鄕民夜を侵して彼竹を時々盗取の間番の足輕其盗人を追ひ張本某を捕へて殺害す、殘黨のかれて生る者代官井手甚助某に訟、井手使者を康景か家に遣はし諭して曰御領の民罪なくして死につくと聞たとひ罪あらは何そ吏に告さる彼民を殺

せし足輕を誅して罪を贖ふへしと、康景曰盗賊令を犯して我領に入る夫れ人の物を攘擾するものは必らす以て殺す是當時の定法歟、輕卒私意を以て人を殺すにあらす、予令して盗人を殺さしむ彼何の罪ありて誅せん若過ちの名あらは我其罪を得へしと、井手元より康景か武功を忌む故上聞して曰、康景武勇に驕り家人をして御領の民をころす全く盗人にあらすと讒訴す、公甚た憤り給ふ然して仰に曰康景に於て卒爾の所爲有へからすといへとも吏訟ふる所默すへからす他日これを糺明して其實否を定むへしと、本多上野介正純康景と好ゆゑに命の重きを告て曰、足下無過といへとも上に對して決所に及はん事其恐れなきにあらす、曲て彼輕卒等を斬て御憤りを休め自ら過を謝し奉るへしと云、康景曰直を以て曲て上に從ふは勇士の耻る所且下賤といふとも豈無辜を殺さんや身を退かんには如(シカ)しとて、其夜衣を拂て城を出て相州狩野に隱る云々(慶長野聞)。

○土岐頼藝濃州にありし時西の京の油賣某謠よく歌ふ故時々濃州に來往す、土岐の家老長井藤左衛門某にしたしみとかくして家人となれり、元來恐ろしき者にて種々の謀をなし遂に藤左衛門を弑し其地を領す、是より先に京より色ある女を招て頼藝に仕へしめけれは長井を弑せしをも罪せさりけるとかや、其後主君頼藝を逐て全く濃州をたもてり彼みやつかへせし女を以て己か妻とし自ら薙髪して齊藤道三と名乘る、彼婦頼藝の子をはらみて道三か家にして産す、是を義龍といひし後に道三か實子二人を産、道三兩弟を愛して義龍を黜け疎ましくす、ある人義龍に告て曰道三は實父にあらす土岐の子なり道三頼藝を逐て弑せしかは吾子の爲には父のかたきなり是を知らすやといふ、義龍元より無慙不義の者なりしかは日比の恨によせて頓て兩弟を殺し道三をも攻て殺しける、其後は心のまゝに濃州を領し我威を振ひけるとなん、其子龍興は稻葉の城を承つきて有しか人望なく惡のみ長しける程に、西方の三人衆とかやいひし氏家稻葉伊賀なんといふ士皆龍興を叛て織田家に屬しける、永祿七年八月龍興か稻葉の城を攻圍まれしのかれかたき事なりしかは命はかりを乞得て城を捨てにけ亡ひにき、いふはかりなき惡人の道三も暫

く富貴の命なりしにやおもふさまにふるまひ物しけるか三代を待すして跡なく成はへりし。

○顏之推家訓云、凡庸之性後夫多寵ニ前夫之孤一、後妻必虐ニ前妻之子一、
　後夫沉ニ感色慾一、後妻懷ニ疾妬之情一之故也、
亦云婦人之性率寵ニ子壻一而虐ニ兒婦一、
　倭漢古今同歎噫

○或人のもとに舟橋國賢自筆なる假名日本記ありといふ、往て見はへりし三十卷あり、十五卷は舟橋家十五卷は藤波家の正筆のよし證印も慥にあり、實に筆跡たゝならす見えはへりし、但し往古の假名日本記といふ者にはあらて舍人親王御撰の本うつしかなにのへ書たるものにして、卜部家の訓點と見えはへる然れは官家にも古書は絕しと思はれ侍るのみ。

○住吉諸神事次第曰、六月晦日荒和ノ御秡早且御供備ニ進於住江殿一、兩宮(東帶)氏人(布衣)着レ之、巳刻先神人捴官在廳官等於ニ下ノ客　殿邊ニ着坐、各有ニ坐次一、權少祝酒面々前杯之後祝言爾宜申レ之、次酒一獻後賦レ菅取割テ次第ニ返ス、次立坐列ニ立下客殿東ニ手水進レ之(自捴官至氏人)冠木綿(氏人役)、次參ニ御前ニ云々於ニ開口御宿院頓宮兩方假屋一、賦レ菅(陪膳役)面々取レ之割テ返ス云々、

○萬葉第三、丹生王ノ歌ニ曰木綿手次可比奈爾掛而天有左佐羅能小野之七相菅手取持而久堅乃天川原爾出立而潔身而麻之乎、
　萬葉第十六神樂良能小野今按スルニ住吉ニアリ遠里小町ノ近所ナリ。
同第六千鳥鳴其佐保川丹石二生菅根取而之努布草解除而益手徃水丹潔而益手、

○無題詩集一六月秡(法性寺入道殿下)世上爲流例態、林鐘晦日禊除象、詠無他詠千年頌、期有定期六月風、苔地燎迷迎衣處、石湍水冷欲秋中、未知何物號菅秡、結草如輪令首蒙、

○防州氷上山ノ傳記固ヨリ附會多シ其中ヲ抄ス、

彼ニ日天已ニ開ケテ圓カナルモノ現ス、其中ニ一點ノ神マス(國常立)此神即チ天ノ主ニシテ大乙ト稱ス、(天ノ御中主北辰尊星)此一點五星ト化ス(五行ノ神)亦七星ヲ生ス(五行ヨリ天神七氏ヲ生ス)

按ニ是道家ノ說ヲ我國ノ神名ニ習合セル說ナリ、周防國都濃郡鷲頭山星宮後同國氷上山ニ移シ妙見星堂ト號ス、是本百濟國ノ琳聖來朝して祭リ初シト云々。

長州大内氏は北辰尊星倶を我に傳へ、豫州の河野氏は八大龍神供を修せし當時所々に淫祀多かりし。

○勢州國司北畠家の居城初め一志郡多氣庄、その後多氣郡田丸御所飯高郡大河内御所同郡坂内御所とて將に命して監せしむ、是を國司の三大將といひし、亦其後一志郡波瀨御所同郡岩内御所藤方御所とて公館を立て三家と稱せし者これを護れり。

○小野道風の敏達帝の七世參議峯守の孫父は大貳葛絃なり、麒麟抄に尾張國の人なるよし侍るにや、春日井郡松河戶村の民傳へいふ松河の里は道風うまれし地なりと云々。

○天正十八年八月朔日　太神君卒レ兵入ニ御武州豐島郡江戶城一

江戶の城は文安年中上杉右京憲忠の長臣太田持資入道道灌築初られし、天正の頃は遠山右衞門佐景政居城なりし、景政北條氏に屬して相州小田原に在ける、其弟川村兵部太輔をして江戶城を守らせしに景政か甥遠山丹波守及ひ眞田隱岐守兩人志を　神君に通し急に攻て移り入らせ給ふける、慶長十一年新に大城を築き殿閣を作らせ給ひしとそ實に百世の洪基にて侍る。

○石田か背し時小西攝津守を關ヶ原の禪宗林藏主からめ捕て八幡山の御陣營に献す、御褒美として黄金十枚被下けるとかや、さしも朝鮮國まて武威を振ひし小西なれとも僧法師にとらへられしいと淺まし、これは小西契利斯當の邪宗におほれ身に疵つく事を恐れし故とかや、一旦武勇ありとも道を知らされはかゝる事多し。

石田治部少輔は日蓮黨、小西攝津守は邪蘇の徒なりし、共に君臣上下の道をしらす名敎の罪人天下の

惡賊なりけり。
○慶長九年二月四日　台德大相國東海道越後道奥州路等に命して各一里ことに兩塚を築しめ樹を植しめ給ふ、同年五月下旬にこと〳〵く成就せし今に殘て行人里程に便す皆　公の賜也。
○同し年八月江戸增上寺源譽に國師號を賜はる、京師清淨花院惠照國師の例なりとそ。
○同し十九年大坂の役發りて元和元年五月事終りける味方の獲し賊首一萬五千三十餘級と云々、伊東右馬允永田善左衛門是を監せしとなむ。
○後花園院御宇神璽南方より佛歸坐の事委しく上月記に見えたり、康正二年十二月間島彥太郎上月老近將監中村彈正忠等三十人吉野に入り、明年長祿元年十二月二日に僞主を殺して神璽を取奉り同二年八月晦日神璽御歸坐のよし見えたり、此記世にまれなる書也、將軍家譜及ひ續太平記を述せし時此記を見さるにや。
○或人曰、當時單騎孤身にして劍を握り鎗を揮り武勇を働らきしものを武邊者といふ、此武邊者一世に大身になりしはまれ也、其故は强氣にして人に隨はす己れを立んと思ひ家人の功名も自の物としなんと人情に疎き故人の與するなく孤身の働らきはかり也、此故にいつも小身にて侍る、彼家を興し國を持ち天下を得る人を見るに自ら手出して人をころし功を立んとなす心なく、只隨從の人をえらひ兵を遣はして城を攻め亦人を得ては旗下に附なんとせし故に次第に人數多く家臣となりて自ら大身となりし、小勇大勇見かたきにあらす孟子の教をよく理會すへき事なり。
○武王伐レ商、其勢自來既久矣、周之於レ商者不レ純ニ臣之義一、蓋其祖宗不レ依ニ商命一、而私遷レ豳遷レ郃自以爲レ都、此詩翦レ商之謂歟、其後文王伐レ崇戡レ黎者也、逼ニ近商都一、朱先生曰、豈有ニ諸侯而敢稱ニ兵於天子都一乎、看来文王只是不レ伐レ紂耳、其他事亦都做了レリ(語類七十九)、夫文王率ニ西戎一征ニ殷之叛國一(後漢書)至ニ武王一、大伏ニ戎狄一勢更强也、所謂會ニ牧野一、諸侯者皆是蠻夷戎

狄也(孔安國書注)遂克レ商居ニ其社稷ヿ、是商之忠臣歟、將商之亂賊歟、然以ニ文武ニ稱ニ聖人ヿ者何故乎、一ー三子宜レ辨レ之(乙酉七月十六日)、

○下の御靈八所の內分けて神泉苑に祭る、貞觀五年五月廿日壬申御靈言有、中將藤原基繼權中將藤原常行等監事講師は惠運律師云々。

○天書曰天兒屋根命天之忠神也、其貌如レ日其心如レ海德如レ地、

○桓武天皇延曆二年癸亥五月四日八幡託宣曰、我名諸國靈驗威力神道大自在王菩薩云々、

嗚呼鯫不レ鯫何太神自謂レ之甚哉浮屠之誣レ神欺レ人、

○永亨八年平井加賀守廣利捕ニ世良田萬德丸及桃井式部太夫滿昌ヿ、送ニ京都ニ及レ被レ誅之間、遊行上人回國在ニ京師ニ乞ニ其命ニ爲レ僧、乃隨ニ從之ニ云々、世良田桃井等宇津峯宮云々、

按するに宇津峯宮は宗良親王の御事、其令子尹良信州にて自盡ましくけれは其令子良王を奉して三州設樂郡正行寺に入て隱れ給ふこれに從へる勇士也、正行寺は今俗に云作手組六十三村の內なり、一書に三州坂井の鄕正行寺ともいへり、宗良等の事南朝紹運の圖にくはしく見えたり、亦南方絕て後僣僞の兩主を討參らせける事上月記に詳なり、幸に或家藏の書を得て寫し筐におさむ。

○平岩氏は傳へいふ三州坂崎の鄕人五郎右衛門其鄕中に大きなる岩の平らかなる有しより平岩と稱號せし、其子新左衛門親重家を興し其子從五位下主計頭親吉大身となれりといふ、按するに天文の頃小田原北條家に平岩隼人正重吉といふ勇士あり、上杉朝成を組留し者也、是其同氏歟、抑別家歟、平岩平石共にひらいはとよむ古へよりの稱號の樣に見え侍るにや。

○大坪道禪は鞍作鎧作の工なり、伊勢伊勢守平盛繼此工を傳へし作の鞍の元祖元弘中の人也、御方に八條流といふあり八條修理亮房重よりはしまる天正年中の人なり。

○蔡邕獨斷曰、亡國之社屋之奄ニ其上ヿ、使レ不レ通レ天柴ニ其下ヿ、使レ不レ通レ地與ニ天地ヿ絕也、面レ北向レ陰示ニ

滅亡ニ也云々、

按造ニ營廟ニ忌ニ面北ニ者實有レ故、漢制亡國之社漢興以ニ皇子ニ封爲レ王者得ニ茅土ニ、其他功臣及郷亭他姓公侯各以ニ其戸數ニ、租入爲レ限不レ受ニ茅土ニ亦不レ立レ社也、

按周制封ニ諸侯ニ者必受ニ王者之社土ニ、歸國以立レ社故謂ニ之受封土ニ、漢人必不レ然、今講レ典者一以ニ周制ニ、今日亦如レ有ニ此事ニ言レ之、凡獨斷二卷古漢之制度文爲也、宋呂宗孟之是正明程榮再校、

○松田氏元は鎌倉足利家の臣なりしか、左衛門某と云もの北條早雲に隨ひてより代々小田原に仕す。

○上杉顯定永正七年六月廿日越後信濃の境長森原にして討る、法名海藏寺殿皓峯可諄と號す。

○成田氏は武藏七黨の內四家に別れし藤原氏にて綾小路右少將義孝の次男武藏守忠基五代の孫、式部太輔助高に四子あり嫡子は成田次男は別府三男は奈良四男は玉井と稱號す、鎌倉將軍家より以後足利家の臣となる東國大亂の中成田下總守入道宗運武州忍の城にうつりしより其子下總守長泰天正十八年の亂まて城主たり(侍千騎の大將なりける)北條家上杉を亡しける後是か臣となる、北條滅亡の時秀吉に降參せし也。

成田か家人久宮大和(今久々守と書)忍合戰の時討死す、其弟大明彌三郎も同し時死ける。

○北條早雲永正十六年八月十五日卒す、早雲寺殿天岳宗瑞と號す(早雲は始庵號なり)

○上杉憲房大永五年四月十六日卒、龍洞院殿道憲大成と號す。

○永祿十二年八月信長大軍を率して勢州の國司北畠中納言具敎を攻られしか、城固くしてたやすく勝利なかりし、かゝりし程に講和の事有て信長の次男茶筅丸を具敎の子左中將信意の養子とし三助具豐と名付、具敎の女を其妻とし多氣の御所に移す是を御本所と號す、具敎は三瀨の古城を興して居住す大御所といふ、信意も隱居して大腹の御所といひし、天正四年十一月具敎三瀨の山里に有しを其臣柘植瀧川藤方長野是を弑す、信意をも生捕て幽せし具豐も名をあらため信雄といひし、正しく外舅養父を亡ほして

國をうはへる事浅まし、信長公義昭將軍を追て自國柄を取たまひしかいひなく家臣の爲に弑せられ給ふ

○駿州今川家族關口刑部少輔親永義元の伯母の娘を娶り築山殿を産(築山殿ハ神石御嫡妻ナリ)、

○伊豫の河野氏元は越智姓也、然るに十四代河野新太夫親經子なし、源親義伊豫守の時其次男親清を養子とし三島四郎と號する彼系圖に見えたり、然れは其子孫越智姓を稱すといへとも實は源氏にや。

○伊勢氏北條家系

正度 平姓從四位下 越前守 ─ 秀衡 右京亮 ─ 盛光 右京亮 ─ 盛行 左兵衛尉 ┬ 盛長
　└ 恒平

恒平三代伊勢守俊繼(始號ニ伊勢氏ニ)之裔伊勢備中守貞藤之子伊勢新九郎(北條早雲)云々、或家系不レ詳云々。

一説ニ鎭守府將軍平維衡之裔伊勢守氏貞之孫駿河守照康次男新九郎長氏ト云々。

一説ニ小松資盛之裔伊勢肥前守盛經末孫伊勢新九郎盛時(後改北條新九郎長氏ト云々)

亦或書には伊勢新九郎は山城國宇治の人とまたは大和國在原の産ともいへり、尾張國にも住せしと母方横井掃部助か緣によりて也。

○梁武帝天監四年二月十五日水陸の大齋をなせしよし史にあり、是異邦施餓鬼祭の始也。

○豐臣秀頼幼子國松ノ母ハ成田五兵衛助近女也、板倉氏捜ニ獲之ヲ、乳母曰是非ニ亡君之兒ニ、眞野豐後守家人坂部彦助子而吾産レ之云々、然爲ニ國松ニ明白故誅ニ京師ニ于レ時七歲、號ニ漏世院雲山智西大童子ニ(慶長二十年五月廿一日其塔在ニ洛誓願寺ニ)乳母及木商被ニ放還ニ云々(元和紀事ノ一)

○台德公寛永九年正月二十四日薨ニ月七日諸大名等に遺言して金を賜ふ其數通計五十二万六千四百六十三兩餘と云々。

○納殿(ナンド)　平治物かたりに有一本納戸と書、今の俗是に隨へり納殿は本字歟。

○妙光院快窓旌慶大姉、岡崎三郎信康主御女本多忠政寛永三年六月二十五日逝。

○大阪の役に天樹院を出しまゐらせし坂崎出羽守貞盛は始め備前の宇喜多中納言秀家の臣にして宇喜多左京亮といひしとそ、元和四年五月十日罪有て諸將其家を圍みし時家人遠藤某主人の首を切て出せし遠藤も同し時誅せられし。

○神無月の初つかた友なる人年魚市の星崎のうらへ湯あひに行侍るをとふとて行はへりし、しくれ行海のおもてに船の帆かけの消あらはるゝすかたもえならす、鹽屋のけふりたえ〳〵立のほりて山の方は風の音かすかに木々の葉とものちり〳〵みたるゝさま折からあはれに覺えて

かみな月しくれをはらふ浦風にもろき木のはの音そふりゆく

○贈大納言廣忠卿薨しましませし後は　神君の御家人ひたすら今川家の左右なりし、我先及ひ家族等にたまはりし證翰等を見るに其事明らかに侍るにや、於去年高橋衆任兼約の旨佐久間九郎左衛門尉切之依其忠勤竹千代大濱之内藤井隼人名田之内五千疋扶助之云々、抽粉骨之上者永不可有相違者也仍如件、

天文十九年十一月十三日　　　　治部太輔（在花押）

天野孫七郎殿

松平次郎三郎所用申付候由、依訴訟天野清右衛門尉宿所陣取の事一切令免許、此已前以印判彼宿所何の陣所に雖定之於、自今以後は不可及其沙汰也、若於難澁の輩者以此印判可相斷共上猶於難澁者可加下知者也仍如件、

弘法二年七月十五日

天野清右衛門尉殿

○淸人某氏童七歳於十善客舘作（寶永二年）

異國更無靑眼友　空江只見白鷗群　秋風吹淚三千里　洒染西山日暮雲

同六歳童同所作

遠水微茫歸路迥　滄波万里憶故鄕　逢人欲語語音別　終日無言對夕陽

實にも客情聞もあはれなりそのかみ朝鮮の役有し時小童囚となり我國に來る故鄕を思ふなさけを述し詩にも

夢裡分明還故鄕　双親召我問扶桑　擧鯨樓上一聲響　撫枕猶疑在大唐

とつくりしとかや此あはれ百歳の後涙數行ならしむ。

○禁秘抄獅子狛犬　壺井義知曰狛犬謂ニ之簾鎭一

私曰是銅犬を作りて御簾を鎭るの謂歟、獅子を作りて書鎭とする類ひにや宮門に置所はもと獅子にあらす、今神社の簾除に置も亦簾鎭といふへきかも。

○美濃國推加納大井戸加納(東鑑下)

按に加納は某の御厨なんといふことく公役に付たる所名也、稲置は昔公田の御倉所日置も此類也、されは國々に有所名なり王政廢れて後は古名も知人なくそはへる。

○江談抄中抄ニ三一以脩レ博如レ左

石清水臨時祭始は安和　年三月中午日云々

私云神社考天慶五年四月二十七日始るの說は非なるにや。

聖廟御忌日音樂可レ停ニ止彼廟社一

凡そ忌日の祭に音樂を張さるは和漢の舊禮歟、

廷喜之比上達部時服不レ好ニ美麗一　朱雀院御時或日公卿遣ニ消息於內裏女房許一、令レ奏曰先朝恩賜御襲年月推移所々破損御下襲一領可レ被ニ申下ニ者、大略調ニ束帯一具一、兩三年之間節會公政之庭着用歟、

嗚呼昔は廷臣といへともかく質朴にして驕暴ならさるにや、後世の侈り僣ふさま實にあさまし。

江左大亟說云神璽ノ筥ノ鎰纒ニテ寶劍之組ニ纒キ籠ル之由見ニ延喜御日記ニ云々、

博雅三位會阪ノ目暗ニ琵琶ヲ習フ云々、

世の中はとてもかくても過してんみやもわらはもはてしなければ

逢坂の關あらしのはけしきにしひてそいたる世を過すとて

按するに此歌を後世蟬丸のうたといふは附會歟、

杣の字本朝作り字也山田福吉所作也云々。

以上江談抄此外猶多し略して是を記す。

○京師の富人壺某とかや老病に臨て數多の子供を集めて曰、世に子に遺言をなして却て跡のみたりかはしき多し、我甚是を非とす我藏の財は一卷の目錄に有汝等得まほしき物あらは互ひに和らき集りて我爲に遺書を作れと、子供諾し親族を會し彼詞の通り互ひに恨なき樣に書しかは父見て甚好とて印章をして所の名主にも見せて後程なく身まかりける、跡には種々の財寶居宅金銀及券證なんと有しかとも多くの子供かねて定めし儘に取侍りしかは爭もなくて中よく今にありと京の人語りし、あはれかしこき謀事なり、古今所分に依て兄弟仇敵のやうになるも少からす此商家數十万金の跡むつかしき事なき實に慈といふへきのみ、

○細川玄旨は三淵伊賀守入道宗薰の子也、細川兵部少輔元有養て子とす、長岡兵部太輔藤孝と稱せし然れとも寛永御選の系圖には

元有 刑部少輔 法善寺 ― 元常 播磨守 ― 藤孝

如此あり亦藤孝の一男從三位忠興は光源院の將軍の命に依て細川中務太輔輝經の養子となり、彼家を嗣しめたまふと系譜に見えたり、亦家傳を按するに三淵氏の祖は尊氏將軍の落胤なりと云々。

○今世庸醫大病の人を見ては人參附子の二藥を調してあたふ、其方何の書に出て何れの人の始方といふ事を辨へす、兩目もなく只多きをよきやうにすいとあさまし、凡そ參附湯はもと嚴用和か方にして濟世方にあり、本草綱目李氏か發明なんと明らかにせすして兩目を誤り死生の關係おほろけならぬ事を容易く思へる俗風尤つたなし。

○保元物語は葉室時長作と云、亦大外記中原師香保元物語を上る狀には故師梁か所鈔云々平治物語亦同し。

○平將門起㆓兵於承平六年㆒至㆓天慶二年㆒凡五年、

○松下闘峯軒諸家の故實を記し系圖を集められし時四方の古跡舊寺なんとにて人名なんと問れし東國ある寺の位牌に櫓淵左兵衛尉政蔭といふ名あり、住僧曰これは楠正成の改號なり湊川にて戰死と稱しひそかに東國に隱れて時を待けるに幾程なくこゝに身まかりけるより一塚の主として今にとふらひ侍るとかたりける云々。

古しへより僧法師の附會虛說每の事なり信用すへからす。

鹽尻　卷之十六

○慶長五年の秋會津の中納言景勝を御征伐の爲に六萬九千三百餘騎の兵を卒し、下野國迄御發向の所に石田治部少輔三成叛して九萬三千七百の兵を催し、已に伏見大津の兩城を拔逆威を振ひける間、引返して御追罸有ける、さても東に起り西に叛きけるは　大神君の御不幸の樣に見えしが、關ヶ原の一戰に賊徒亡ひし後は全國の諸侯殘らず歸伏し奉りける、然れは三成か叛しは却て我公の御吉事といふへし、かくては難波の役に大家の御敵もなく頓て天か下をしろしめしける、されは天運の圖にあたりぬるはあしかるへき事も中々幸ひの端となれる事倭漢古今其例多し。

○堀久太郎秀政は掃部大夫某(仕齋藤山城守濃州人也)の孫太郎左衛門秀重の嫡子なり、信長公及秀吉公へ仕へ越後を領し後越前加賀の內にて十八萬石を封せらる、且左衛門督に任し羽柴氏を賜ふ、天正十八年小田原の役に陣中に沒せり。

因に云堀監物直政は尾州奥田村の產奥田三左衛門某の孫なり、父は奥田七郎五郎と稱す、直政堀久太郎秀政に仕へて其稱號を受られしと云々。

○太神宮諸雜事紀拔抄

垂仁天皇云々皇太神云々、次ニ尾張國中島郡造進中島神戶、次三河國渥美郡一宿御坐國造進(脫文)、次遠江國濱名郡一宿御坐國造進濱名神戶、從是等國更ニ還テ伊勢國飯高郡御坐云々、

信景按、皇太神宮御遷達說倭姬ノ世記等ト異也、

聖武天皇云々度會郡小領新家連公人丸、

天平十一年十二月廿二日太神宮政印一面被ニ始置ー畢(方二寸)、

高野天皇云々神護慶雲元年十月三日建二廆瀨寺一永可レ爲二太神宮寺一之由被レ下二宣旨一、

光仁天皇云々寶龜七年二月左大臣宣奉勅永可レ停二止神宮寺一云々、

桓武天皇云々延曆二十年四月十四日格ニ曰大神宮ノ事ハ異二於諸社一雖レ有二餘剩一非二改滅之限一矣者、

嵯峨天皇云々弘仁四年九月廿九日宣曰自今以後妊胎女不レ參二入於鳥居內一也云々、

按是豐受宮大內人神主眞房ノ妻去ル九月十六日參詣王垣下俄ニ子ヲ產セシユヱナリ、此事ハ太神宮ノミニ限ラス凡ソ神社ノ御垣ノ內ヘハ妊胎ノ身遠慮スヘキ事ナリ。

文德天皇云々仁壽三年十一月夜美伊左奈岐二宮改造、

是ハ去九月二日洪水ニ右二宮顚倒ノ間布施ノ里ト川原ノ里トノ中間ニ宮所ヲ遷セシ事ナリ、今內宮ノ別宮月讀伊佐岐兩宮ハ是歟、今ハ中村ト稱ス。

淸和天皇云々貞觀五年九月十三日准二太神宮例一豐受神宮政印可レ被レ置之由依彼宮禰宜神主眞水之解狀神祇官上奏被下置印一面也云々、

光孝天皇仁和二年五月十三日始レ自二午前一迄二于申尅一日蝕如二暗夜一云々、

按スルニ十三日日蝕有ヘカラス蓋シ日光明カナラサルヲ蝕トミアヤマレル成ヘシ、食ハ二ノ數アリテ異ニアラス十三日天光明ナキハ實ニ天變トイフヘシ、コレヲ食トイフ不可ナリ當時曆學アキラカナラサル故歟。

朱雀天皇云々承平四年九月御祭云々、忽雷電鳴騷大雨如レ流參宮人千萬不レ論二貴賤一恐畏迷心云々、

按スルニ此時ハヤ諸人太神宮ニ詣セシ事明ラカナリ、然レトモ今ノ如ク庶人神樂ヲ奏シ御供ヲ薦メ神馬ヲ引、漫リニ幣帛ヲ捧ケテ非禮ヲツクス事ハナカリシニヤ。

天慶四年三月廿八日依二官省府一尾張三河遠江等神封戶名十畑被レ奉レ宮二於太神宮一（今新神戶號スル是ナリ）

按スルニ凡諸國ノ封戸ハ皆内宮ノ神領ナリ。

村上天皇云々天德三年九月三日云々大中臣氏人等奏狀曰、祭主公節朝臣旣橘氏ノ人也云々。亦赤司氏高是清原氏豐男子也、氏高之母ハ前宮司那光之女子也、仍請ニ母方之姓ヲ號ニ大中臣氏子ヲ由也、同四年十月三日公節宮司氏高等之釐務停ニ止之ヲ十一月十日永停止了云々、

按スルニ中世ヨリ異姓タカヒニ他姓ヲ稱ス、殊ニ神職ハ姓氏ヲ撰フヘキニカヽル事アリ、但シ其時マテハ是ヲ非禮トシ本姓ノ人神官ニ復ス、末世ノ諸社ノ祠官大槪古ノ家ニハアラスマシテ廷臣ヨリ武士ニ至ルマテ藤氏源ヲ稱テ平家橘トイフ類ヒ皆互ヒニ養子ニ成行テ終ニ本姓ヲ誤ル、タトヘ稱號ハ繼共姓戸ハ本姓ノ如稱スヘキニヤ。

圓融院云々寬弘二年十一月十五日內裏燒亡內侍所亦神鏡燒損畢、因件神鏡可レ被ニ鑄替ヲ由云々、神祇官幷諸道博士等公卿僉議未詳レ云々、

按スルニ此內侍所燒損明ラケシ、是ヲ鏡作遠祖天香語山命ノ鑄所トイフハ非ナリ、香古山命ハ尾張氏遠祖ニテ鏡作ノ祖ニアラス。

右第一卷也

後朱雀院云々長曆元年太神宮正殿堅魚木尻貫木左右端泥障板左右端鞭懸端等金物等被レ加レ粧云々 以ニ鈴河山木ヲ內宮殿舍材木ニ造ト云々、

千木カツラ木等金物ノ御カサリハ此時ヲ始トミユ、且內宮正殿ノ外ハ金物ノ事ナシ、亦按此代マテハ鈴河等近山材木ヲ出セシ事分明ナリ、今ノコトキ數十里ノ內諸山皆禿ニシテ良材ナシ、古今時勢大ニ異ナリ昔ハ造營ノ時安ラカナリシ。

長曆三年五月十九日宣命云々、神寶幣物御馬銀獅子依ニ託宣ニ、荒祭宮令レ進給也云々、夫馬形獅子形ヲ廟堂ニ置ハ異朝ノ禮ナリ、我國モ是ニ效ヘルヤ覺束ナシ。

後冷泉院天喜二年七月齋内親王齋院皆是以レ日易レ月例ト云々、
是喪服ノ事也シカレトモ其始ヲ詳ニセス、
康平二年六月二十四日造物所長上下向是則准ニ太神宮例ニ、豐受宮正殿御金物可レ被レ奉レ莊也、仍寸法爲レ注所レ被レ下也、造宮使元範朝臣所ニ申請ニ也、
按外宮正殿御金物漸爰ニ始マリシカ、同九月十二日ノ條ニハ正殿金物幷兩面高欄御階男柱等今度初テ所レ被レ奉レ莊也といへり。

右二卷凡此書神宮古實尤多し今其一二を抄留しはへるのみ。

○伊勢宇治の年寄山田三方とて司令を奉して事を勤る家あり、秘傳問答に明德の解狀を引て須原方坂方先淵方を三方といへる歟のよし記せり、是未決の言のことし、乙酉神無月荒木田重治(内宮の年寄)にたつね侍りしに云、昔は宇治の六坊(法樂舍明王院等の類也)山田三坊(三寶院釋迦の類也)とて僧坊あり諸國參宮の人に舍かし祈なんとしてければこれを坊と號し御師なんと稱し(今師職の舍に着を俗坊につくといふこの遺風なり)公廨の訟へなんとにも山田三方とて出しとかや、其後神人代りて事を勤めしかとも昔の稱を其儘にて坊と呼し、内宮は古しへより坊主の事を司とれる事なかりし、二鄕の氏人とて岩井田岡田の二鄕の神人保伍して神宮の下司となれり、此故に宇治には坊と稱せず、近世俗語の儘に年寄と呼關東の御朱章には宇治山田ともに年寄と書したまへり。
山田の神人等坊の號を忌て方と書にやと聞侍りし、但し古書雜書記は中臣の坊なんといへはさして恥にもあらさるにやと答へし。

○遠州伊那佐井伊谷萬松山龍潭禪寺
往古號ニ地藏寺ニ、後有ニ八幡之祠ニ、一條院御宇某年正月元朝神主某拜禮之際、御手洗井(寺前百步許り)現ニ一赤子ニ、神主奇レ之乃懷ニ彼赤子ニ歸レ家、浴而進ニ白粥ニ、至ニ七歳ニ終繼ニ井伊氏之家ニ、是所謂遠江ノ守護井

伊備中大夫藤原共保也(今正旦寺以二白粥一薦二井伊家ノ祖一云々)、其後寺院荒廢矣、後土御門院延徳年中前妙心賜紫默宗和尙當國之產也、再二興地藏寺舊基一、山號二萬松一、改二龍潭禪寺一、其後奈良院天文中井伊信濃守道盛領二井伊谷一、而重二脩當寺一、爲二祖宗香火之地一、正親町院天正十四年　東照神君賜二證章一、十八年豐臣秀吉賜二朱章一、慶長八年神君賜二寺產ノ(九十六石七斗五升)朱章一、以來幕下代々賜二朱章一云々緣起抄略、

信景按、後醍醐院皇子一品將軍宗良親王於二遠州井伊谷一薨、號二冷湛寺殿一、是所レ載二舊記一也、龍潭寺與二冷湛寺一、倭音相近疑默宗以二冷湛寺舊號一、改二其文字一者歟、寺僧今不レ知二宗良之故一、而徒語二井伊氏之事一而已、其龍泰寺之舊稱者俗傳所レ訛、而實冷湛寺歟、

○天正十四年九月七日　神君賜二龍潭寺一朱章一三位中將藤原家康云々、

信景伏按、此時稱二藤原姓一歟最不審、

○丙戌正月試筆に萬國一時に新なりといふことを

　　のとけしなこまもろこしも玉垣の內津御國のはるのはつそら

同し時母なる人に壽を上るとて

　　かけたかく霞むみとりにおひそひて猶末とほき千代のまつはら

○嗅福　宋ノ時十二月二十六日以後祭レ先俗祭也(見二語類九十二)、

○節祠　俗節之祭如二人日上巳端午重陽等一、

○御土御門院應仁前後(將軍義政在職)三河國は細川家の領多し遠江國は斯波家に屬す後柏原院文龜永正の頃(將軍義澄在職)東三河牛窪(牧野氏)二連木(戶田氏)西郡(鵜殿氏)作手(奥平氏)長篠(菅沼氏)野田(菅沼氏)伊奈(本多氏)其他設樂足助春瀨西鄕吉田等地遠州井伊谷(井伊氏)乾(天野氏)宇津山濱名等二十餘縣皆今川家(氏親之時也)の處分なりしか、其後或は甲州の武田に屬し又は德川家へ從ひ奉りける。

○參州成道山大樹寺ハ右京亮源親忠朝臣創建、開山勢譽上人洛東知恩院支院也、今在住僧勅二許紫衣一寺

產七百石、
○瑞雲院贈權大納言廣忠卿(天文十八年己酉三月六日薨)一百五十年遠忌、元祿十一年戊寅三月六日於大樹寺法會(自四日至六日)、
上使　靑山下野守　　甲府君(香奠白銀三十枚)　戶田助太夫　　尾公(同上)　生駒主計
紀公(同上)　津田治兵衛　　水戶府公(白銀二十枚)　富田小平治
松平備前守(白銀十枚)　畑善兵衛
(松平)松平太郎左衛門(金二百疋)　(岡崎)水野豐前守(銀二枚)　(上使)靑山下野守(自分拜謁銀二枚)
○或問、子所筆天野先祖紀事固崇二南朝一者、以二祖宗奉仕之主一也、然源將軍尊氏以二武勇一定二天下一、其功誰不レ知レ之乎、子以二尊氏一書二朝敵一者誤歟、尊氏已奉二持明上皇院宣一、以帥レ師是豈賊乎、答嗚呼吾子見二野史片章一、而未レ曉二亂臣奸謀之意一、夫尊氏爲レ張二己之逆威一、殺二君之子一誣二良臣一、是不二亂賊一而何乎、且建武二年十月帝以二尊氏一名二朝敵一、十一月二十六日削二尊氏之官籍一是實朝敵之證也、其請二院宣一者其心欲下挾二一主一而無中朝敵之名上、謀計而已後醍醐院是正統之主光嚴光明以下者謂二之潛僞一亦可也、可レ惜乎、南朝無二人主之器一、故神器終遷レ北、然後村上後龜山長慶院者實正統之君也、
○土井甚三郞利勝は水野下野守信元の子なりしを土井小左衛門利昌養子とす、後に大炊頭に任し次て侍從從四位下を拜せられし(今土井家實は尾州の水野氏なり)、
○織田家に三法師と童名を呼ひし人二人あり、
正三位權中納言秀信(岐阜中納言これなり)
忠の嫡子號二三法師一
參議從三位秀雄は前內府信雄の一男號二三法師一秀雄慶長十五年八月八日逝二十八歲云々
號二月松院天嚴玄高一

○南宋江陰軍乾明院五百阿羅漢尊號見ニ續藏四十三帙ニ

○小兒疱瘡を免るゝ藥とて或人のもとに秘しけるを傳ふ。

一レイテンガイノシモ

ワセ米ノソク飯ニテ・コレホトニ丸シ金ハクヲ衣ニシテ小兒ノ年ノ數用フ

一符[illegible]

此字ヲ小紙ニ書シ銀ハクヲ衣ニシテ一粒、東ニアタレル井ノ水ヲ寅ノ刻ニ汲其水ニテ符ヲ呑セ其餘水ヲ天目一盃半入レ黑大豆七粒金子一片（一歩可然）ヲ右ノ水ニ入レ一杯ニ煎シ其湯ヲ以テ彼丸藥ヲ呑ス凡此藥ニテ大槩一生疱瘡ヲ免レシモノ多シト云々

○正保三年丙戌八月越前國より出し商船韃靼へ漂寄せしが韃子等これを北京に送り、夫より朝鮮へ遣はし我國へ送らせけるとそ、其時彼商人等か吏へ啓せし籍記なりとて永平氏見せられし。

（新保村）國田兵衛門　（小山屋弟）宇野與三次郎　長四郎　藤十郎　庄三郎　（三國）久次郎　彦作
五兵衛　庄吉　（帖渡村）十藏　（竹内藤藏召使りやうし）　（安島村）次郎　（鮎川）藏兵衛　市三郎
孫十郎

右十五人同船八月十三日暴風に依て北方へ吹放され翌十四日韃地に漂着、夫より都府へ三十七日にゆき是より北京の府下へ亦三十餘日に至り四月留止、是より朝鮮の國境まて廿九日に往き、夫より都府へ廿日餘の路を歴て至り翌年正月の末釜山浦に着、三月十一日迄彼地に逗留し同月十七日出船同日壹岐へ着船し、同四日出船同十九日大阪着岸同廿三日福井へ歸ると云々。

其韃子か言語略記して書す、今見るに大槩滿州字式に載る所の言ありて亦少し異なり、蓋しあやまれる歟、亦方言の違ひか盡知るへからす。

日を（シュン）　按するに字式に舜といへり、淸音（シュン）

月を（ビヤア）　字式に必牙といへり、淸音（ビイヤア）此類ひなれは漂人いつはりいふに非さりしと覺侍る、此外の言略之但其一二如左。椀（モロ）　食（ボタ）　醬汁（シヤシリ）　菜（ヘレ）　酒（アッケ）　馬（モウレ）　礜（トロ）　牛（エハ）　鷄（チラコ）　犬（インタホラ）

これ亦たしかに其言語といひかたけれとも前の字式に考ふれはさのみ大違はあらし書て以て好事に能ふ。

○後水尾院内裡造營の後御遷幸の時讀せ給ふける

まもふてふいつゝの常の道しあれは六十あまりの國もうこかし

○武田信玄法度書の中に、對二父母一聊不レ可二不孝一事といふ一條何の面目ありて令せしそ、自父を追ひ國を貪りなから人には孝をせよと敎へけるといと片腹いたし、且曰晴信於二行儀其外之法度以下一有二旨趣相違ノ事一者、不レ撰二貴賤一以二安一可レ申といへり、是言路をひらきて自己の非事いふ事を令せしは奇特也、されとも父を追し僻事をいふ人なかりしにやあさまし。

○令苛則不レ聽禁多不レ行（呂氏春秋）

○近世妻を娶るもの大概金を貪て婦色のよしあしをはとはす、まして其女德の可否は度外に置事元商家の所爲より起りて武士たる者も慾をのみ先とせり、國禁あれとも犯しはへる、夫婦は人倫の本婚禮は萬世のはしめなり、其道を正しくせさる故後の災ありて互ひに讐のことくなるも多し、亦他家の男子を養て子とするも先金銀を取へき謀を專にす、嗚呼是によりて名をくたし家をやふるもの少からす、貪二一杯ノ酒一失二却滿船魚一者は愚にあらずして何ぞや。

○人唯馴レ賢莫レ觸レ賤（史記）成童の時あしき者にそへたるは必あしくなるそ、町人職人なんとに十四五の時分そふたる人は一代慾得の意地有て物をむさほりねきる分別をいたすものなりと信玄法師いへりし、

さも有へき事也花中鶯舌不ㇾ華香ㇾとかや好人に交りぬれば自から惡念も消しぬへし。
○少將光通（越前）のうへ常に歌よみて故法皇に奉られ勅判をも申うけたまひしとかや、其うた多き中に
早春の霞　きのふけふ春にしられてあつまちや關の名にたつ朝かすみかな
山家子規　しのひねにわれさへきかてこゝも猶世の外ならぬ山ほとゝきす
月前草花　影やとる尾花か露をふくらかに月もみたるゝ野邊の秋かせ
初　雁　かへる山ありしとたのみてふるさとやわかれこしちのはつかりの聲
時雨雲　さためなき世のことはりを神無月空にしくれの雲やみすらん
遠村雪　ひとすちのけふりはかりに住人のありとしらるゝ雪のやまもと
猶多かるも今略し侍る、逝去の後は清池院とかや申はへりし、彼御うたともを後西院御覽しさせ給ひて御筆を染させたまふ。
一日の御物かたりの後彼詠草とりいてゝすゝろに涙催されけるまゝに
あれは猶ならひも悲しうつもれぬことのはのみぞなほのこるよに
越前守なりける人の妻身まかりし後清地の二字を法皇宸翰を染られくたし給ひ、新院も亦彼讀置し歌とも御座の右に有しを御覽あらせおはしましてあれは猶ならひもかなしといふ、御製御口すさひ有しかは、予も年月歌の事なんとたつねられしを思ひ出られて其人の菩提の爲と志し、金字に心經書寫しおくりはへりし次手に
おもへ人色にそめしもそのまゝにむなしととける法のまことを　照高院
○我戰國の名家屋形號を將軍家に請て許さるゝ人まゝあり、或記錄を見しに當時屋形號を得されは召使ふ所の諸士に烏帽子素襖等を着せしむる事あたはさりし故たかひにのそみ聽されけるといへり、其時まては人間賓に衣冠の禮を重んしけるにや、此頃の士東都の禮容をしらさる輩は烏帽子は禰宜神主のかう

ふるものとはかり思へるいとあさまし、諸士のゐひすすかたとのみなれるはいまた二百年に及はす。俗に落夷に安んす嗚呼うらむへきかな。

○古記曰應永三十一年甲辰四月新田相模守源義則庶倉ノ城ニ在テ俄ニ逆心シ家人古賀彦六入道秀澄ニ弑セラル、仍テ尹良王上野國寺尾ノ城ヲサケテ信州諏訪ノ千野頼憲カ島崎ノ城ニ入セ玉フ、此間碓氷峠等ニテ合戰ト云々、八月並合ニテ大ニ戰ヒ御子良王丸ヲ大橋堀田天野等ノ兵士ニ仰セテ參河國ヘ送リマキラセラル云々、

按するに尹良は宗良親王の次男大龍寺宮なり、此年八月十五日信州幷合にて自盡と云々。

○今の俗新年賀客に酒をすゝめ侍るに肴には必す數の子(にしんといふ魚の子なり)を以てす、此物數ノ子の名により家門繁昌を祝する意なり、東奥の產にして干堅めたる魚卵なるを臘月より水にひたし和らけ醬油を以て味をつけて其儘食す、予思ふに是をよく煮て羹とし侍らはいかはかりうまかりぬへしと、即ち鍋に入て烹はへりし、やゝ涌かへりしほとに取上て見はへれは卵大になり色も白くいとつやゝかになりしかは、されはこそとて箸とりて食はへりしに其かたき事石のことし、いまたよく飪せさるにやとて餘をよく煮侍りしに、いよいよかたくなりて食ふへきやうもなく皆捨てたりし、夫一食の微物といへとも古人其調味を得て後につたふ、後人是をうけて何の不足もなきにいはれさる意をつけて無益の薪を費し果は何にもならさるやうに侍りし、我拙さを合家よりて笑ひにき、嗚呼祖宗國家の政をなして後の民に君たる人に授け玉ふ其慮深く遠し、然るに闇主己の情にまかせて祖宗の法を俄にあらため國家の大害となれる事歷代其跡同し、革は天下の大事其時を知らされは悔に至る、易に於て聖人ねもころに說をなしたまへり事々おろそかにすへからす、今吾古人の調味をもとき侍りし誤を記して後の妄作をいましむ。

○應神天皇遣二荒田別於百濟一、捜二聘有職者一、國主貴須王恭奉二使旨一擇二採宗族一、遣二其孫辰孫王一(一名智宗王)入朝天皇嘉焉、以爲二皇太子之師一、於レ是始傳二書籍一大闡(ヒラケリ)二儒風一、文敎之興實在二於此一今學者知二王

仁ニ而不レ知ニ辰孫一載詳ニ續日本紀四十延暦九年七月伊與守津守連眞道之上表ニ也、

○○辰孫王 都慕王六世貴須王之孫 ─太阿郎王─仁德近侍─亥陽君─午定若─味沙
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─辰爾 敏達之御宇讀ニ烏羽之表ニ人也
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─麿

是葛井ノ連船津ノ連津守ノ連菅野ノ朝臣等祖也

○（魄韓非子曰魄一身兩口爭レ食相齕相殺古今字說曰古之虺ノ字也ト）

信景按するに二首兩口貪害するもの天地の間ひとり此蟲のみならす同胞兄弟利を貪て互ひに害心あるは人にして魄の類といふへきのみ。

蘢（古文竜ノ字） 萅（古文春字） 藤（同レ ） 虹（同虹見ニ漢天文志ニ） 盡（首津氣液也俗用ニ津ノ字ニ非也）

衜（行且ツ賣也又自ラ矜也言行相會而自ラ媒シ以利レス巳ヲ）

○吝嗇と憍奢と勢ひ同しく羨慕と嫉妬と亦勢ひ同しくす、嗇き者はかならす奢り亢る、小人これを見て彼かする所をうらやみしたふ、然れとも自彼か如き事あたはさる故、嫉妬を生して彼をそしる故に、聖人不レ枝不レ求といましめたまへり、皆小人の云爲當に斯のことし。

○尾州中島郡大須庄北野村（今屬ニ濃州ニ）眞福寺（號ニ北野山ニ）

能信上人開基空海所作の正觀音の立像を安置す、其後南朝後村上院勅願寺となれり、皇子東南院二品親王任瑜を以て寺務をつかさとらしめ玉ふ【割註】任瑜を土御門ノ宮と號す後人誤りて土御門の皇子とす雲居か鐘銘非なり」一實に眞福寺第三世なり、亦此寺藏本の內牛王經及ひ牛王儀軌は世にまれなる秘

經あるを以て寶生院と號す【割註】今寺尾城南にうつす然れとも舊號により大須と稱す」
任瑜法親王南朝紹運圖にもらせり

○今川義元は國光寺國氏の九世從四位下前修理大夫氏親の三男なり、從四位下治部太輔を拜せられし卒後天澤寺殿と號す。

○足利家の末武家の秀たるものに屋形號を授られし、三内口決を見れは屋形の稱はいにしへ大臣に任せし人の居所ならては稱せさりしと見えたり、戰國の驕僭是のみならす、三内口決は三光院内府の記なり。

○界行　書をうつす時紙の間へ入るけといふは界の字なり、行は幾行(イククダリ)の行なり朱子文集にあり。

○一棒一條ノ痕一摑一掌ノ血　宋の俗語しつかりと跡の付事をいふ。

○朱子門人凡四百餘人詳ニ朱子實紀ニ

○凡文字を作るもの先其體を理會せされは其意を發する事能はす。

詩(律ト絶ト)　辭(其辭ニ因リテ立ツ)　歌(放レ情長言)　操(操守常アリテ泥窮スルト雖モ其操ヲ失ハザル意)　曲(聲音マツヘナラベ高下長短ナルモノ)　吟(吁嗟感慨)　嘆(沈吟深思大息ニ發スルモノ)　怨(憤リテ怒ラサルモノ)　引(先後ヲ序シ始末ヲ載ス)　謠(詖鐘ニアラスシテ從歌シ俚俗ニ通スルモノ)　詠(嗟嘆シテタラス故ニ永ク云モノ)

此等尹春年の體意聲三字註解にくはしくあり。

○松平道弘(證文判形ニ一通)　松平持平(同一通)　松平滿平(同一通)　松平政平(同一通)
松平持賴(同一通)

右三州大濱稱名寺藏にあり是松平太郎左衛門在原信重之先歟然嗣系前後不レ可レ考レ之、

親忠主(御判形一通)　信忠主(同四通)

是德川家證文也在ニ同寺ニ　松樹院長阿泰雲居士(享德元年壬申七月十四日逝)

是世良田右京亮源有親主法號云々、安ニ牌子於稱名寺一、

○豐前國田川郡彥山靈仙寺(其草創舊矣曾役小角居レ之)後伏見院皇子助有法親王補ニ座主一云々、

○崔世珍所ニ抄編一四聲通解上下卷載ニ三韓國字及諺音一、

○東文選(卷之一百一)耽羅三神人を化生す、日本國主其三女を全木船にのせ往て事へしめし事を載す、昔天照太神三女を葦原の中津國に降し玉ふ說と似たり。

○食蘿(ジキロ)　見ニ武備志二百廿一日本考一

按するに今俗食籠と稱する器これなり、然らは籠の字非歟、但し用ニ竹絲一作るといへは籠の字も可なるにや。

○烏統原(モト)出ニ西蕃ノ波羅多伽兒(ボルトギャル)國一(右同書ニ出)

按するに今ほるとかるといふ夷國なり、これ契利斯當か國なり。

○鳳尾蕉(ソテッ也)

皇朝世法錄の八十琉球國の條下に見えたり。

○文選劉越石か勸進表に以ニ社稷一爲レ務とあり、是我國社務字の出所歟、但し淸原則房を以て遠江國小國の神主に補任したまふ時執ニ行社務一等あれは(永保二年神祇官移文)只國務世務寺務法務等いへる務の字にしてあなかち文選の字をとるにもあらさるにや、今世攝州住吉の神主をのみ社務といふと思へるは非歟、凡て神職の稱なるをや。

○和州當麻寺淨土曼荼羅(竪横一尺五寸)善峯寺證空作ニ註記十卷一、

廢帝天平寶字七年六月出現云々、

順德院建保年中勅摸ニ寫之一良賀源慶源尊等所圖銘文修理大夫藤原行能朝臣筆云々、

後堀河院貞應二年勅テ重テ繪ガク云々、

右緣自レ下至レ上凡十二局

(禁父四重禁母二重猒苦二重欣淨一重顯行一重示觀一重化前一重是觀無量壽經一部始終之圖也)

左緣自レ上至レ下凡十二局

(日想水想地樹地樓花坐形像眞身觀音勢至普往生雜想是觀無量壽經十三正觀法之圖也)

下緣自在還右凡九局(中一局載變相記也)

(上品上生、上品中生、上品下生、中品上生、中品中生、中品下生、下品上生、下品中生、下品下生、是觀無量壽經九品修行之圖也)

內八重極樂世界相(此分八段自二日觀一至二佛觀一)

最下ノ右ノ臺發遣顯二智惠一

次中ノ臺新生觀喜相表二智惠一

次左ノ臺來迎顯二慈悲一

此一重ハ日觀

右臺之上臺思惟觀佛三昧顯レ智

次中蓮花化生九品往生相(但上品上生在二中央臺一故除レ之)

次左臺正受念佛三昧顯悲

此一重ハ水觀ナリ

中央上々品智悲果滿之表變相總體也

此一重ハ地觀也

(變相者淸淨佛土之相土者謂二其安住地一也故圖二地觀於中央一以爲二一鋪本主一夫淨土者佛願成就之究竟衆生往生之極致也今圖二彼土一故以二寳地一爲二第一義一)

（蓮花三昧經曰歸ニ命本覺心法身ニ常住ニ妙法心蓮臺ニ本來具ニ足三身德ニ三十七尊住ニ心城ニ普門塵數諸三昧遠ニ離因果ニ去然トシテ無邊德海本圓滿還我頂ニ禮心ノ諸佛ニ云々以ニ此文ニ當ニ深致ニ意而已）

上右閣左閣亦顯ニ智悲ニ

此樹觀相

次上右殿左殿亦顯ニ智悲ニ

此池觀相

次上中右左六殿亦是智悲（自レ內至レ外）

此樓觀ノ相

中央光上三堂顯ニ定散ニ中ノ三重ハ理智悲之表也

此花座觀ノ相

最上三塔定散念佛三重理智悲究竟相也

此形像觀ノ相

（變相之要將レ使下人心於ニ形像之上ニ而觀中察理智悲圓滿覺體上也今至ニ第八觀ニ所レ止者蓋變相之本旨觀念之標的唯在ニ于此ニ然今形像所レ現者來ニ地觀光中ニ是彌陀眞身分ニ化於無量法界ニ之相譬如下一月落ニ萬川ニ處々皆圓上ナルカ云々）

右於ニ浮屠之書中ニ見レ之仍抄備レ博而已我非レ好レ異也、

○善峯寺證空は淨土西山派の祖なり、然れとも其所行は天台宗のことく毎日一座の供養法及ひ法華梵綱等を誦せし、曾て四度の義軌を慈鎭和尚に受け受職灌頂を公圓僧正に逐しと彼傳記にしるせり、今の淨土宗の如きにはあらす。

○本州松降庄一宮の神主正六位上式部少輔平清圓銅鐘の銘を請へり、固辭するにゆるさゞりしよしや後

見んかたみにもとみちかき筆を染て贈り侍りし。

尾州一宮正一位眞清田大社之懸鏞者蓋文明辛丑所レ鑄、而既經二二百餘稔一、妝韻殆爲二怗滯一、於レ此賓永乙酉之秋郷豪鳩(アツメ)レ金鎔二鑄新鐘一架二諸樓上一、再頌二生一紀一三之德一矣、謹勒二年一時于銑一間一係レ焉、以レ銘、銘曰

神器清越　欽二々康莊一　蚊飛二雲閣一　雌應二山梁一　夕杵敲レ月　曉調含レ霜　虚業維縱　德音無レ疆

天野信景謹撰

右鐘には銘文なし左のことく記せり

尾州中島郡

一ノ宮眞清田社洪鐘

文明十三年辛丑十二月廿七日

大工　藤原(信吉宗次)

○續日本後紀拔抄

天長十年六月壬午詔奉レ授下坐二尾張國一從三位熱田太神正三位上幷納二封十五戸上、

是熱田神戸の初歟、今神戸村と稱する地蓋當時の封戸の地なるへし。

七月天下諸國人民姓名及郡郷山川等ノ號有レ觸レ諱者一皆令二改易一

天長以前の國郡山川等の號後と同しからず此に發る歟、改易の字今は刑律の號となれり。

承和元年正月山城國葛野郡上林郷地方一町賜二伴宿禰等一爲下祭二氏神一處上

古へは我氏祖の神をまつる勅を奉て祠を建る事斯のことし、後世みたりに私亨をなすは賓に非禮の甚しきなり、況我氏祖の神にあらすして氏神と稱する者今世のあやまり也、右第三卷

二年正月戊辰令レ鑄二新錢一、下レ詔曰懋遷之軌標(ノリハシ)レ自二昌言一、交貿而退取二諸噬嗑一、則知龜文人弊與二於曠時一、

蝎影栖緡彰於舊術、姫王圜法有無以之、化居漢室泉力劍散由其、不遺斯固邦家取要、配地馬而無疆公私攸宜擬天龍、而自遠然而權輕作重、沿世或援子去母隨適時開務、況年祀寖久資幣已賤、不有平量何救流弊、是以今制新錢以叶適變、文曰承和昌寳以新錢之一當舊錢之十與舊宜令並用、　右四卷

四年六月己巳八多直人淸雄言姓氏錄所載始祖錯謬非實、私門之大患也詔令刊改之云々、

姓氏錄は弘仁の勅撰といへとも猶錯謬あることをまぬかれざるにや、後世系譜の記其同異ある事宜也

右六卷

吳桃

くるみと訓せり、くるはクレの音便歟、胡桃は黒也の字訓あれは亦くるはくろの轉音にや、識者の發明をまつのみ。

五年九月河參遠駿豆甲武總濃飛信越賀播紀十六國言有物、如灰從天而雨云々、畿内豐稔五穀價賤老農名此物米華云へり、

後世まゝ灰ふるといふ是歟、米華の稱知る人少し、　右七卷

六年正月勅令鄕邑毎季敬禮疫神

按に是は令に所謂疫神なり、此時いまた牛頭天王の修法なし。

七月令畿内國司勸種蕎麥、以其所生土地不論沃瘠、播種收穫共在秋中、稻粱之外足爲食也、此時まて蕎麥いまた普く種へさりしと見ゆ、後世に及て大に民に利あり、飲食の人またこれを好む事甚し。

圍碁云々惣五局須賀雄(輸四籌贏一籌)

今俗一番二番といひ石幾子かちまけすといふ是也。

出羽國言去八月廿九日管スル田川郡司解ノ偁此郡西濱達レ府之程五十餘里、本自無レ石而從二月三日一、霖雨無レ雷電鬪レ聲經二十餘日一、乃見二晴天一時向二海畔一、自然止隕石アリ其數不レ少、或似レ鏃或似レ鋒、或白或黑或青赤凡厥ノ壯體鋭皆向レ西、莖ハ則向レ東云々所レ進上一兵家之石數十枚收二之外記局一云々、

按今猶奥羽の海濱雷後此物を拾ふ俗に神軍の鏃と稱す、予も先に二枚を得しが色實に青赤にして固き事金のことし、元祿十一年の冬公府に献しぬ、　右八卷

所白將往

右拾卷承和七年五月甲申太上天皇の誄に見ゆ、

陸奥國柴田郡權太領外從六位下勳七等阿倍ノ陸奥ノ臣豐主云々、

奥州に阿倍氏住せしこと久し

八年四月前利連氏益賜二姓ヲ縣連一倭盤余彦天皇第三皇子神八井耳命之後也云々、

按に我尾州丹羽郡高雄庄從三位前利神社は盖神八井耳命を祀る、前利或は前刀に作る、今俗齋藤村と稱するは訛傳のみ、尾張部氏島田臣氏等も亦同祖にして尾州より起れる族也、多朝臣小子部宿禰等數氏も亦同祖なり。　右十卷

十年五月云々元興寺六月十五日萬花會十月十五日萬燈會云々爲二恒例一云々、

十月十五日の佛事後世十夜の法事の起る處か、　右十三卷

先帝遺誡曰世間之事每レ有二物怪一、寄二祟ヲ先靈一是甚無レ謂云々、

遺勅實に正しといふへし、夫變異多くは君主政の可否に依て現す、何そ聖祖神考みたりに靈祖を降さんや、然るに承和の廷臣其學に富る人々これに隨はすして却て神祟の事を立て此遺詔を廢せし、此後一奇片異あれは必先靈に事よせて浮屠に勅して祈らしむ、嗚呼君主の命といへとも行はれさる時ありて弊を千歲に殘せり、是實に當時の廷臣道義の學なき故のみ嗚呼。　右十四卷

十二年正月外從五位下尾張連濱主於二龍尾道上一舞二和風長壽樂一云々、濱主本是伶人也時年一百十三自作二此舞一云々、

按するに尾州熱田の社家傳習して曰、濱主は熱田の社伶人なりしと、今に於て伶人數十家殘れり凡熱田の祠官いにしへより長壽のもの多し、　右十五卷

十五年九月己亥令レ鑄二新錢一云々文曰長年大寶、

春雨先に國史を見し時遺忘に備ふへきことの一二を見ては小紙を付置し春秋を九度はかり歷しにや、のつれつれに是を見て來しかたも忘れて猶其中に學者の博にも備へ人の答に抄せし事をひろひて此に記しはへる。

鹽尻　巻之十七

○文德實錄拔抄
上啓曰臣等云々具ニ陳勸進之誠ニ（一卷）
勸進の字今は僧法師等錢を貪る名のことゝなれり。
嘉祥三年九月庚子（朔乙亥）神祇權少祐正六位上占部業基（ナリモト）向ニ尾張大神社ニ以ニ賀瑞之由ニ（二卷）
大神神社は中島郡熱田庄今三明神と號し、小祠となる御正體は一宮に納む可惜哉。
參河國知立（チリフ）云々狹投野（サナギノ）謌（ミ）（三卷）
今池鯉鮒と書は假名也、狹を猿の字に作りて附會す、亦野謌を野美と書は俗なり。
諸衛府獻ニ卯杖ニ逐ニ精魅ニ也（四卷）
正月卯杖の事何の爲ともしらす、爰にいふ卯杖は二月に見えたれとも魅を逐ふのわさと見えたれは正月にするも同し事なるへし。
仁壽二年十二月癸未參議左大辨從三位小野朝臣篁薨（同上）
彼傳に天長九年喪レ父（岑守）哀毀過レ禮云々配流の時在レ路謫行吟七十韻を賦すと、亦曰家素淸貧事レ母至孝等見えたり、實に儒雅の君子なるを佛者妖妄の說を作りて篁冥界に入りて十王を見る等の誣をなす、實錄に於て篁佛法を尊信せし事一事ものせす甚哉浮屠氏か賢を誣る事。
皰瘡（ハウソウ）（五卷）
天平九年と弘仁五年と今仁壽三年流行甚しと見ゆ、されは其三月神祇大副中臣逸志を皇太神宮に遣はし灾疫を除く事を請しめたまふ、按るに當時はいまた牛頭天王の修法世に修せさる事明らけし。

窮窟(七卷)

是民の飢因をいへり、今俗敬謹を以て窮窟といふと思へり。

齊衡二年閏四月丁酉分二美濃國多藝武義兩郡一爲二多-藝石-津武-義郡-上凡四郡一云々(同上)

五月丁卯加二筑後國高良玉垂名神位田四町一(同上)

按に神社の位階は其社の位田なる事これにてしられたり。

十二月大炊寮大八島竈神竈火武主比命庭火皇神並授二從五位下一云々(同上)

此神號延喜式に見えざるにや。

大僧都傳燈大法師位賓敏姓物部氏尾張國愛智郡人也云々(八卷)

今愛智郡古井庄物部神社あり俗に石神堂と稱す、一巨石ある故也、我誠公有司に命して祠を建たまへり、按に賓敏法師は此邊の產にや覺束なし。

同三年九月辛亥造酒司酒甕神從五位下大邑刀自等並預二春秋祭一云々(同上)

此神號も亦世人普くしらざるにや。

無レ不レ酬(ムクヒ)(止奈毛(トナモ))九卷ノ詔旨ニアリ

按するに和歌の詞にありなむたへなむ等いへるなむはいにしへなもといひしにや、但宣命と歌詠とは讀樣同しからさるにや。

稻荷神社三前云々(同上)

稻荷もとより三神なる事明らけし。

天安元年十月己卯在二常陸國一大洗礒前酒列(ザキ)礒前神號二藥師菩薩名神一(同上)

此神號爰にはしめて見ゆ桓武以來菩薩の稱處々の神社に稱す嗚呼胡に混せる事久し。

同月丙戌故大僧都空海云々大僧正乃官贈賜比治賜不云々(同上)

是眞濟に僧正を賜ひし時號をに其師に譲らんと請し故かく宣命を賜りし也、今眞濟か流たへてなし、空海か弟眞雅か流のみ世に弘まれり。

肥後國菊池院云々(十卷)

按するに鎭西太宰府の外菊池に公官ありて西鎭となしぬ凡王政の盛りしを思ふへし。

有二白雲一自レ艮亙レ坤時人謂二之旗雲一

今世まゝ一條の雲東西にわたりて長く白き絹を引はりたるかことく、又は橋を渡せるかことき事有是昔いふはた雲也。

○大學助山田連春城傳云仁壽二年正月遙爲二駿河介一云々、時部下駿河郡有下自二伊豆一新移神上、名二阿氣太神一、國司中官建二新社一以二祭祀一、而禰宜祝等增以二奇異之事一、註二誤國司庶人一、春城到レ任糺二其詭僞一、自是以後妖言永絶云々(同上)

春城もとより學に名あり其清聰正直傳に見えたり、仁壽三年正月四日の對策に尺木寸玉非レ無二瑕節一況於二大才一、古人猶泥等の詞あり其器寛仁なる事知るへし。

○勸學院(藤氏の學校也)贈太政大臣冬嗣立られし平統紀曰、大方此大臣遠き慮おはしけるにこそ、子孫親族の學問をすゝむる爲に勸學院を建立す、大學寮に東西の曹司あり菅江の二家是を司とりて人を敎る所なり、彼大學の南に此院を立られしかは南曹とそ申める氏の長者たる人むねと此院を管領す云々。

○攝家　三内ロ決曰(三光院内府所レ遣二北畠具房一書也)攝政家といふ心にて候、元來は近九の二流にて候、近衛より出たるを鷹司と稱し九條より別れたるを二條一條と串候、これを攝政の五流と號し候【割註】攝政は子細ありて五流を限りとす諸家は力量次第に家を立候」近衛は系圖の面雖レ爲二宗領一名記無レ之、九條は雖レ爲二庶流一峯關白月輪禪閤後京極攝政の御記是を三代正記と號して爲二天下之鏡一、然間九條は正嫡と見えて候哉、雖然諸家の用ひは五流無二差別一と、但二條の一流は南朝御出奔の後光嚴院被レ開二

聖運ハ當代の御一流被ㇾ用ニ正統ニ之事者二條(後普光園院攝政良基公)一家之勳功也、依ㇾ之至ニ于今ニ稱ニ天下御師範ニ云々、

謹按に皇朝の正統をいはゝ後醍醐後村上長慶院後龜山後小松也、是神器御授受の故也、後光嚴後圓融は光嚴光明崇光の三帝と同じく劍璽不渡、武家押て位に即け奉れり、されは閏統といはんもまた可也、二條良基武家と議して崇光院の流れをさしおき後光嚴院を立つ、これより武家の親しみ諸家に異也、故に二條家は元服の時必將軍家の諱の字を授けらる今に至て然り。

(二條)滿基(義滿ノ時)　持基(義持ノ時)　持通(同上)　政嗣(義政ノ時)　尙基(義尙ノ時)
尹房(義尹ノ時)　晴良(義晴ノ時)　昭實(義昭ノ時)　康道(神君ノ時)　光平(大猷公ノ時)
綱平(當代)

○隋煬帝爲ニ晉王ニ之時、受ニ戒天台智者大師ハ、法諱號ニ總持ニ云々、天臺の傳に見ゆ、夫煬帝は桀紂にも勝れる大惡王也、諸王の時父王の妃を犯し頓て父を弑して位をぬすみ萬民を苦しめて酒色に濫行しはかりなき非義をのみふるまへり、受戒何の益かある、嗚呼浮屠の國家に益なく却て大害ある事これらにても知られはへる、我邦にても淸和天皇在位の時慈覺に受戒あり法諱を素眞と稱せしは煬帝か例とかや、宜からぬためしなるを、佛者は何の分別もなく帝の受戒もろこしにも例ありとてかゝるあさましき事を引けるにこそ、源親房曰在位の帝法號をつけ玉ふ事よのつねならぬにやと難せられしは尤の儀也、夫より以後代々御受戒の事多し、佛者は凶惡不義の人も我かたに因みて佛法をさへ行すれは權者也善人なりとののしる、厩戸は君を弑せる賊子なれとも佛法興隆の祖と仰き、聖武闇主孝謙婬亂花山の愚弱なるたくひも或は大佛建立あるは三十三所順禮の始をたつとひて佛菩薩の化現なんといふ拙くあさまし。

○中島郡尾張大國靈神社(國府宮也)正月追儺はもと浮屠僋正の法也、茅にて小人形を多くつくりて儺を擊、其人形を小形と稱す(別に大形ありて儺に負する也)其茅も國衙野にてかりしか中頃より民家となる

【割註】國衙屋敷といふ所は昔國司の公官の跡斯波氏の時清須に移る其後は田野となりし近世民の家をつくる今善助といふ民の住宅是なり」故に今は高御堂村八劍の社の境内にして茅を取はへる此邊古跡多し、同郡稲島村に法成寺と呼ふ田あり其近き所に菩提寺といふ禪刹侍る、松下村の觀音寺なる觀音の像はもと菩提寺の古物なりとそ、松下は所謂國衙の跡也、亦國府宮境内に恩德寺と呼ふ田あり、今の供僧威德院は昔の恩德寺を遷せしとなん、矢合村はむかしの荻園の里にして國分寺の跡猶殘れり（古瓦間々堀出す）鈴置神社もかたばかりのこりたまへり、法花寺村の國鎭寺（中世谷椿寺と號す近年文字を改む）は國分尼寺（法花滅罪寺と號す）の名殘なりけり、凡尾張學校義倉等國衙にありし佛寺の名はかたはかりもあれと、さすかの學校其跡をたにしる人もなき世となれり惜むへき哉。

○德川家三州へ入御の後御軍事なんと起せしもの百を以て數へつへし、我敬公遊はされし　神君御年譜及成功記なんとの後肥前島原の城主より家忠記增補追加なんと出し、貞享年中柳營武德大成三十卷を御選述有し、されともこれは御府の御書なれは知る者なし、今世我人見聞する所の書目左のことし、譜第の御家人は大槩をも知り奉るへき事也。

三河物語【割註】大久保家の書三河の事を記せし權輿とかや其後酒井家の書井家々の記數部あり」

三河記　三河八代記　三州雜錄　松平記　岡崎物語　德川記　參談記　三岡記
中興源記　洪開大統記　竹千代記　德川世略　源君幼少記　當代記　諸家軍記
御先祖記　大樹寺記　創業記　長篠軍記　七家松平傳記　長湫軍記　關原軍記（數品）
慶長大條志（伏見城軍書）　慶長記（慶長日記）　慶元記　駿府政事錄
元寬日記雜錄小說數部あり　大坂軍記（難波戰記）（大阪軍書）　日光山御遷宮紀
亦これより上足利家權有し時以來雜記充棟して悉く記すに由なし但世に聞え見る所如左、
園大曆　薩戒記　等持院記　建武二年記　諸家譜　南方記傳　南朝紹運記

南北一統志　朋徳還幸記　應永記(一本)　永享記　嘉吉軍記　長祿記　糺河原勸進能記
花御所行幸記　文明一統志　長亨年中兵亂記　船岡記　後小松院昇段記
畠山院大舘持房行狀　高國記　伊勢守記　加賀守記　永正記　花營三代記　足利治亂記
赤松記　信濃宮傳　大友興廢記　室町日記　將軍宣下記　管領記　康富記　椿葉記
義昭興廢記　二州分流記　齋藤親基記　武家雜錄　應仁記　明德記　新猿樂記
永正辛未畿內日記　三好義長亭御成記　三長記　穴太記　上月記　宗長手記　亘相記
諸國興元記　中州記　並相記　伊達軍記　今川記　甲陽軍鑑(早州神陵八)　松山記
越後軍談　永祿聞書　勢陽軍記　北畠物語　天文日記　最上日記　細川記
長曾我部記　芦名家記　相馬家記　津輕家記　南部記　大內氏家傳　秀榮記　籾井記
大閤記　豐臣實錄　朝鮮陣記　房州軍記　關東兵亂記　小田原陣記　衆山記　浦生記
明智記　聚樂記　石田記　池田記　加越鬪諍記　利長創業記　貴久記　宇喜多軍記
宗像軍記　黑田家記　朝倉記　四國物語　九州別錄　加藤宗月聞書　是齋聞書

此外猶萬々にして野鄙の文はさして論せす。

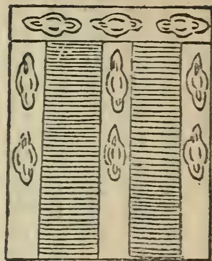
○後德大寺家に物加波遠江守といふ諸大夫あり、これは待宵の小侍從と和歌贈答して、物かはと君かいひけん鳥の音のけさしもいかに戀しかるらんと讀し、故に物かはの藏人と實定卿呼たまひし其裔也、かの物かは藏人姓名は新拾遺集に藤原經尹とあり。

○居物をためし刀劍の利鈍を試みはへるは、むかしは罪人の首を切て足れり、織田家の時にや谷大膳亮鷹野せしに、死人田間にありしを田のあせにすえて自刀を試せしより土壇居物は起りしとなん。

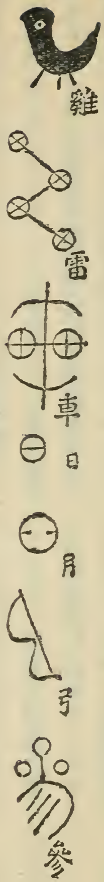
○或問もつかうの紋木瓜と書、吾子家紋傳を見れは帽額と書してもと御簾の紋といへり、如何予曰もつかうとは根本帽額窠子といふ事にして、みすのもつかうに【割註】みすのうはへりのことくにして下をぬ

いつけす一幅のきぬをかくるこれをもつこうと云」緒く四花かたの窠紋也、緣には少したて長に書く是立もつかう也、扨古人是を用ゆる證は朝倉氏先祖日下部高伴（大筋入道）射をよくす、源頼朝所領を賜ひ且御籏の紋を下したまはる、是より三ツもつかうを家の紋とするよし、朝倉氏系圖に見えたり、これを以て證とすべし。

帽額圖



○蟻通明神の故事歌書に出たり、彼緣起とて書る物を見れは泰耆大王の應迹等いへり、是後世の浪言歟此社御正體は七坂曲神璽を崇めし故【割註】七阪の曲玉は七尺也長くつらねたる玉を云」唐の故事を取て風土の傳説となれるにや。



此類據古遺文に見えたり。

○三州鈴木氏は、鈴木三郎重家か伯父僧善阿彌陀佛三州加茂郡高橋庄矢並村に住せしより代々矢並村同庄一木村等に住せり、其裔移りて酒呑村に住せり、文明年中鈴木與六郎其法名淨木酒呑村に住すと、云々

始善阿彌矢並村に在し時、同庄狹投山に神宮寺を建てあみたの像を安置す、今につたへて善阿彌の忌を修す、善阿彌の子孫に信濃の宮方なりし姓は穗積紋は秡穗なり鈴と幣帛と彼家の馬印なりとかや。

○鳥居氏は熊野別當教眞か子重成初鳥居法眼と號せし、其子田内忠氏三州額田郡渡村に移住し、子孫三

州に有て今川家に屬し後德川家へ奉仕す。
○菅谷氏姓は紀朝臣也、長谷雄卿の末裔信太庄司宗連（稱レ記）か、子攝津守勝貞母氏を用ひて菅谷と稱し、小田氏治に仕へしより代々稱號となれり。
○山口氏はもと多々羅大内氏なり、大内周防權介持盛の一男孫太郎敎幸と云、其子任世僧となり多門院と稱せり、尾州愛智郡星崎庄笠寺村に住す、後束髮し男子を生す是山口修理進盛幸也、從レ是代々尾州に住せり。
○大久保氏は宇津宮下野守景綱か裔左近將監泰藤と稱す、新八郎忠俊大久保と稱せしより始れり。
○澤井氏は大和源氏正四位下大和守賴親（滿仲次男）の三に福岡太郎有光二子あり、兄を河尻四郎光賴と稱し弟を澤井三郎元光といふ、其子澤井二郎光祐子二人あり、此裔皆澤井と稱す土岐將監家春とて武功の者あり、末裔尾州岩倉織田家の臣澤井權太夫と云し人は將監か孫なりとかや。
○蜂須賀藏人正則、父は六郎五郎正永とかやいひし、武衞家の末流正敷蜂須賀村に住し、津島の大橋中務大輔定廣が女を娶り大永六年小六利正を生すと云々。
○評定とは朝廷御前にして公卿某物事を品論して量り定むるをいふ、是君の直に事を聞し召るゝ義也、僉義とは殿上の間に於て有司事の宜を相謀るを云々。
　中世武家に評定衆を置れしも、是に準據し玉ふ我府下評定所の御座敷も直に訟獄已下の國事を聞し召てさためさせたまふさまなり。
○裝束の中アコメといふは赤染といふ轉語也、袙と書侍るされと袙の字（蚫及蝀と同し）我國云あこめらき字註なし、是褶の字略書なりとかや、堂上方の傳とて人の語侍りし、是のみならす有職家の文字は間々かゝる事多し、其儘に字註を求れはあたらぬ事有其傳を聞て知るへし。
○笠は唐土にてもさま〳〵有て其文字も異也、箬簣簦簪籉等のことし皆竹にしたかへり、思ふに異邦に

ては竹皮にて製せるは多しと見ゆ、我國神代より菅の笠を用ひてけり、されは近江菅笠伊勢編笠など近世の俗にも云、檜笠竹笠藺笠の製ことく〳〵く同し菅を以てつくれるも伊勢加賀越中等姿おなしからす、薩摩笠はひりよの葉にて製せり是琉球の作れる所に習へり。

○古人の名春風(藤魚名公曾孫)月影(春風弟)兄弟の名いと艶也、異名は薄雲の中納言(村上源氏雅兼公)初音僧正(三井寺永縁)女には染殿后紫式部なと聞も野ならず、棧敷后(堀川院皇后)といふ名いと聞にくきにや、上古ならて三字名なりしは義友守(南家藤氏武藏守爲久の男)及ひ友慶家(爲久の二男)はらからの名珍らし、藤家の一字は衛助(マモル)なんとにや(閑院大臣冬嗣公の弟也)

○東大寺正倉院寶藏に有蘭奢待の號は聖武帝名つけ玉ひしとかや(初は黄熟香と呼しとかや)今重さ三貫五十匁一厘也、此外大紅塵とて重さ四貫六百匁餘ある名香同藏中にあれとも人あまねくしらさるにや、其香蘭奢待より深く奇楠香の極品なりとそ。

○かな文字して歌書る古筆は紀貫之より以前の物なきにや、帝王の和歌を書殘したまひし色紙なんとは後鳥羽院以來の事とかや、其前王臣の手迹佛經詩賦なとは間々あり、歌書玉へるは世にめづらしと古筆うる人かたりし。

○肥州長崎湊毎歳正月四日以後一七日の間踏繪とて契利斯當(キリシタン)の崇る所の像を廣く市井に出して諸人にふませはへる【割註】此像は銅にて鑄たる物六七寸ありとそ常は獄舍に藏め置此時三人町年老官吏の命を奉して出す」正月十日後は長崎近き城府へ此繪をわたして踏せ侍る【割註】天草等のことき其所別に繪を置時々踏す」凡そ異邦の船入津すれは先必船中の人に彼繪をことく〳〵く踏せ、然して其土の街談を聞て後船より上け侍るとなん、且齎來の書籍は一所に上させ置て通事等の役人考へあらため若天主法あれは即燒く、先年一書あり讀て何事と知らす其理通しかたき物也、或通事考へ是を横行に讀して皆耶蘇か邪法なりしかは頓て官に告て其船と共に燒沈めはへりしとかや、彼邪類萬ッ巧にして每に人を欺き己れか法

に導く故に國禁ことに嚴密也。

○庚寅年入津の淸ノ人語りしは戊子年西僧一念(耶蘇の類回々の邪徒也)妖術を以て凶徒五六百人黨し諸州名山に據て叛逆せし、其中陝西の梅村より出し梅山と云道士博にして邪智あり、淸康熙四十七年(我寶永戊子)六月梅村に梅花をひらく村民是を奇とす、梅山卜して此樹下必らす物あらんと試よと民人地を堀しに順治通寶の字ある錢十八文康熙通寶の錢四十六文次に梅山通寶の字ある錢十八文ありし、梅山密に云國朝明ニに代り世を保てり太祖の順治今上の康熙ニこれに次て我名あり、是天下旣に歸する兆なり、西僧一念近世妙術を得たる道人也我是に與して天下を改むへしと、ひし〳〵と兵を集む此事朝に聞えしかは將に命して是を伐しむ、賊六七人誅に伏し梅山一念も行方なく迯れしを翌己丑年一念を搜出し捕へて禁獄し頓て刑しけるとそ、同年我薩摩國へ漂寄せし異國人略倭語に通し人事をとへば己が懷の橫文字の書卷を考へ答へし、まぎれなき南蠻伴天連にて其名をヨアンキリスヲカウスウロといひし近年我邦にて鑄たる元の字ある小判金三兩を懷中せしとそ、兎角詮議有て長崎の獄舍に繫れしとなむ。

○牛頭天王とは花嚴經曰、摩羅耶山出ニ梅檀香一、曰ニ牛頭ニ云々(正法念經)名義集曰、此山峯形如ニ牛頭一、於ニ此峯上ニ生ニ梅檀樹一故名ニ牛頭ニ云々、大論曰、除摩利山(記云離垢)無出梅白檀治ニ熱病一、赤檀去ニ風腫ニ云々、

按するに牛頭峯南天竺山の號離垢治熱の名香を産す、依て彼の天王の神德を表し牛頭天王と稱す、牛頭は譯語梵語にあらす。

○我尾州丹羽郡二の宮古へ盛なりし時四至も廣く祭禮も目出たく行はれしと見ゆ、大縣宮地打越明神の傍に針と呼ぶ地に勅使宿館の跡あり、いにしへ神主の宅地も此所なりとかや、御休所といふ所二の宮と樂田村の間道の北にあり是祭禮の日神輿幸の地なりし、夫より西に二の鳥居の跡あり宮地より爰迄五町はかり也、是迄四至の內と見えたり、一の鳥居の跡は靑塚にあり(樂田村の內にて二の宮より三十丁餘

ありとそ）これは遠四至にや此邊に舞臺と稱する田あり、これむかし舞樂ありし所と云々、樂田の名もこれに叶へり、凡樂田の內田圃の名に御供田直會田シメ切田燈明田經田國田等の名あり、亦傘廻田と呼地あり、古へ神事にからかさにしてつけて廻りし事あり其料米を出せし所と云、亦二の宮東方の山岳に西福寺淨福寺直藏寺不動寺小西寺なんと呼所いにしへ供僧の住所といふ、小西寺の舊跡塔の壇の名のこれり。

○昔東國往還の道熱田宮下馬橋の前を東へ通り上野の道にかゝりて往還せしとそ、今の驛路は何時より始れるや不詳。

按に選擇集秘抄文安元年甲子十二月六日寫す所の古本奧書に尾州熱田今道西覺院とあれは、後花園院御宇より今の海道と見えたり。

○或問尾頭村元興寺建し時金彩海に耀て魚介恐れ去漁人業を空しくせしと俗傳にいふ甚し如何、予曰、かゝる大言こそ野俗の傳へならめ海は元興寺の近地までも有なん、先年今の澤觀音堂建し時地をならし土を堀しに土燒のあみのいわ蠣のから貝のわれなどあまた有し、是迄濱なる事しられはへる、元興寺破壞の後を牛立村にうつしける本願寺の末寺也、此寺の緣起にあらましはへる。

○尾南大高村觀音堂に梁牌有小笠原尾張守道久禪門の名あり、應永八年の字あれは後小松院の御時尾州主維の人と見ゆ、同し堂に慶長十二年の繪馬有小笠原三九郎と書せり、是故三位家の臣小笠原監物の兄なりとかや。

○佛神の緣日といふ事は佛菩薩降誕の日示現日或は某の神誕辰降現升仙飛升等の日といふ、月次祭日道書并月令廣義なとに見えはへるこれ我俗に云緣日なり。

○東照宮三河城を立退玉ふ時に御自筆にて日六（タチノク）と遊はせし事有、朔日のたちの字と三河の俗に六をのくといへり、一天下の主も如此御事も有しとなん聞ゆ。

○古事談抜抄

花山院の發心は弘徽殿女御薨逝御悲歎之所町尻殿得二便宜一、書二無常法文一奉レ見被レ勸二申御出家一事一、諸共出家可御供申之由被契申云々、而令剃御首給之後申云、おとゝにかはらぬすかた今一度見えて可歸參の由申逐電云々、其時我をはかるなりけりとて涕泣し玉ふと云。

嗚呼帝荒婬にして狂愚なる事如此、藤原道兼佞にして奸なり私する皇子を立て威を張んとする故胡書の語を以て帝に餂し帝胡兒と成を待てこれを捨て歸る、帝の昏弱なる落涙して止む、其後亦婬行して伊周か爲に疵辱せらる、閨疵濫行得て名付へからす、然るに浮屠氏花山院三十三所の觀音順禮の初を以てこれを崇む、不レ知浮屠氏か學人の心術を度外に於て只佛に媚る嗚呼可レ憎可レ賤。

一條院崩御の後御手習の反古とも御手筥に入て有けるを入道殿（道長）御覽しける中、叢蘭欲レ茂秋風吹破王事欲レ章讒臣亂レ國と遊はされたりけるを、吾事を思し召て書しめたまひたりとて破らせ玉ふけり。

一條院美質有しかとも婦人のことく、道長か制を受て彼か驕僭不道なるをいましめたまふ事能はす、夫藤氏政を私せる事良房基經にきさして道長に充極す、當時の有さま枕草紙榮花物語を見て知るへし、廷臣官女は淫行を專らとし其俗源氏物かたりを讀て知るへし、時勢如此故に作り物かたりも斯のことし、是歌曲を以て其代の政を知るものはこれ也、遂に武臣に柄をとられて朝家衰廢せしもと道長の驕愚によれり嗚呼。

後三條院延久の善政には先器を作られけり、資仲卿藏人頭にて奉行す、升を召寄て取廻し御覽し簾を折て寸法なとさゝせ玉ひけり、米をは穀倉院より召寄て於殿上小庭貫主以下藏人出納なと見さたして山舍人玉たすきしてはかり本米をはかみや紙に包みて持てまゐりけれは叡覽あり、被レ加二勅封一云々、解器は方櫃を差て石を括てさておもしにして跨木にかけて於二穀倉院一國々米をは納められけり、依之何石とは用二石字一也、件の器石等今に穀倉院にあり。

帝に智劒叡飛龍の日藤氏の僣驕をこらし源師房を擧て大江匡房を用ひ親政をなし玉ふ、安民の叡旨に依て米穀を沙汰したまへり嗚呼全算不壽昊天。

堀川院永長九年大田樂の事、或記に曰（安仲記卿）七月十二日有殿上人田樂の事三十餘人云々、裝束或兼被二仰定一、紅帷有二風流一以二冠筥一蓋ニ爲レ笠、差貫（有二風流一）田主藏人少納言成定（効定）大笠（上多志月）風流事外也）已上藏人所調備（一足）顯雅（懸鼓）經忠（高足）宗輔（懸鼓）修理大夫顯季朝臣、右中辨宗忠朝臣、左中將顯實朝臣、兵衛佐實隆、侍從師重少輔懷季（銅柏子）前兵衛佐長忠朝臣、右小辨時範、民部大輔行信、治部太輔敦兼（佐々良）兵衛佐師時、少將顯道、左馬頭師隆、因幡守長實、周防守經忠、藏人盛家（小鼓）權辨重資朝臣、馬權介家定、民部權太輔基兼、美作守基隆等云々、笛吹右馬頭兼實朝臣、藏人式部丞宗仲也云々、日々夜々在々所々、諸院諸宮又殿關白藏人所已下郷々村々、田樂或被召貴所或參諸社云々、

按するに田樂は東條の民俗田間の戲藝也、然るに此時朝廷これを弄し玉ふ事如此、雅樂の變爰に見ゆ此後世々此藝を愛せし事久し、鎌倉滅亡の前大に盛也、足利家の中世亦一變して猿樂藝田樂に倍し、美を盡し奢を極む、中間美童を交へし近世亦一變して狂言と稱する物いよ〳〵たはれ彌色を專らにす是を考て世の風俗を知へきかも。

堀河院の御時殿上人競馬には左は球裝束、右は拍桙裝束を召てきせられたり、不レ被レ用二普通競馬裝束一云々。

按に打毬樂を舞ふものは赤衣を衣、拍桙を舞ふものは黑袍を着す、今競馬の左右赤黑の袍を用ゆるものは堀川院以來の服歟、然れとも四位黑、五位緋の位袍にはあらすと見えたり。

高家は業平の末葉也、業平朝臣爲二勅使一參二向伊勢一の時、密通二於齋王一云々懷妊生二男子一、依レ有二露顯之怖一令二攝津守高階茂範一爲レ子師尙是也云々。

三代實錄云、業平放縱にして他の才學なし唯和歌を能す史の記す所如此、夫業平の婬行伊勢物かたりのことき歟。

實方經ニ廻奥州一彼國依レ無ニ菖蒲一五月五日水草は同事とてカツミを被レ葺けり、其後習て今如此（新撰陰陽書云可葺水草）

按に菖蒲水草なる故これをふくなり、夫五月は午の月南方離火の時也、水草を以て火氣を去意にや。

雜役牛大佛殿云東大寺白身木（ビャクシン）

俗に牝馬をサウヤクといふ、乘馬に用ひす雜事に役するの稱歟、牛もまた乘車に用ひす雜事に遣ふなるへし。

少將阿闍梨覺豪僧伽の句云、南無熊野三所權現五體皇子云々、後日被仰云（法性寺入道）如然の僧伽の句は近來御子驗者とて劣成事也云々。

當時浮屠氏甚熊野をは尊崇す故、佛事といへ共祈の時は如何唱へけるにこそ、凡其時熊野繁昌して驕逸所多かりしにや、同卷の末に熊野別當湛堪か許なる桂林房の上座覺朝といふ僧人に殺さたる事を記して曰、熊野川の習雖無指事人をころす事かくのことし云々、官家此等の習俗を禁する事能はす徒に浮屠か誑惑に欺かる。

勝光明院寶藏に御藏す御影は（是八幡なり）弘法大師渡唐の時手自奉ニ圖繪一の御影なり、大師歸朝の時奉レ安ニ置高雄寺一、荒廢の後鳥羽上皇尋召被レ安ニ置件寶藏一云々。

嗚呼應神聖主は儒風を崇辰氏王氏等の鴻儒を召學を講し道を敎へたまひし、浮屠誣て胡佛に混し剰へ我聖帝を乞喰形にす、千載の下これを聞て歎息に絶す嗚呼可レ惡可レ誅は彼胡族也。

園城寺の鐘は昔粟津有レ男（號ニ粟津冠者一）建ニ立堂一、欲レ鑄レ鐘爲レ尋レ鐵下ニ向出雲國一、渡海の間大風起浪乘船の龔時喚の時に小船一艘小童取レ梶出來云々、主人可レ乘ニ移此船一不レ然可レ入レ海云々、乍ニ迷惑一乘

船之間小船入ニ海底ニ到ニ龍宮ヘ、龍王出逢云爲ニ讐敵ニ、徒數多被レ亡畢、今日殆可レ被レ害仍所ニ迎申ニ也、可レ然者一矢可ニ射給ニ冠者請レ之、升レ樓相待之所大蛇來臨向ふさまにかぶら矢にて射ニ入口中ヘ、矢根射ニ切喉下ヘ大蛇退の間追さまに亦射中亡ほす、龍王喜て曰此悦には隨レ願可レ與、冠者云難レ造ニ一堂ニ未レ鑄レ鐘、龍王甚安事也とて所レ釣の鐘を下して與レ之、皈ニ粟津ニ建ニ立堂ヘ(廣江寺)、時變件寺破壞の後繼法師一人爲ニ鐘主ヘ、鎭守府將軍淸衡施ニ金千兩於寺僧千人ヘ、其時三綱某乞ニ集五十人之分ヘ、以ニ五十兩ニ給ニ廣江寺法師ヘ、寺僧等取來釣ニ園城寺ヘ、廣江寺天台末寺也、後日衆徒聞レ之搦ニ件鐘主法師ヘ不日ニ令ニ入湖ヘ

右要をとりて記之小說所謂三井寺鐘は秀鄕龍宮所得と古事談の說似て異也、凡寺院の緣起間々かゝる事多し豈信せんや。

安藝守基明(俊憲男)嬰兒の時正月戴餅の間少納言入道祝言才學は祖父文章は如レ父云々。

按するに我國歲首稻餠を製し時食とす、是いにしへよりの風俗と見えたり。

龜甲御占には春日南室町西南に御座す、社大詔戸明神と申す件の社を此占の時奉レ念云々。

大詔戸神は龜の稱也

○續古事談拔抄(此書はかな書にして誤字多くあり)

造酒司の大としといふつほは三十石入也、土をふかく堀すへてわつかに二尺計出たるに一條院の御時故なく地よりぬけ出て傍に伏たりける、人驚きあやしみける程に御門うせたまひけり、三條院の御時大風吹て彼司倒れにけるに大とし小とし次とし皆打わりてけり。

按に文德天皇齊衡三年九月辛亥造酒司酒甕神從五位下大邑刀自小邑刀自等並預ニ春秋ニ是也。

堀川院時或人內裏へ柑子の樹を參らせたりけるを、何かしのつほにうへて愛させたまひけれは、藏人瀧口なんと集りて木をからさしとて家をつくりおほへりけるを、爲隆參て是を見てあれは何事そさる事やあるへきとて、御倉の小舍人を召て散々にこほされけれ共人力も不及君も仰らるゝ事もなし。

は爲隆は坊門左大辨と申す職事の時の事也、是我威を振ふとにあらす、近侍の臣詔らひて家を作けるを非難し無益の費を君にもしらせ奉りし也、辨官は諸官の非を正す職分なれは爲隆のせし所人臣の體を得たり。

白河院の御前にて爲隆事を奏しけるに題目殊の外に重なりてうるさけに思召てけるを、此次に中文のある限り奏しはてんと思ひてしらす貌にてもふしいたりけるに中文また五六通はかり成て院立て御はしまさんとせられけるを、爲隆見す貌にて祭主大中臣某謹申ニ請天裁一事と讀聞せ參らせたりけれは、太神宮の訴よなとて歸居させたまひけり、それを力にて殘りをも申はてゝそ出られける。

爲隆する所寔によし君も宗廟の事を重んしましませし斯有へき事也。

平城天皇の御時まては此國にも朝政したまひけり、其儀式未ほの〳〵の程に主上出て南面におはします、群臣百寮各座に揖四方の訴人さうなく内裏へまゐりて高き机の上にうれへ文の箱といふものを置れたりければ、あやしの民百姓まて申文をもて參り此箱に入る、史外記辨少納言なんと次第に取上て是を讀申、群臣各これを評定し其上まのあたり勅定を下さる、うれへ若左右にあれは即ち問はるかた〳〵の事當時なけれは退きてとはるへきよしをおゝす、申文多くして日たけぬれは頓て其座にて供御をまゐらす、諸卿御膳下してこれを喰ふ君御心には民の愁を聞し召て御斷あるより外の大事なかりけり云々、嵯峨天皇より以來此事すたれにけり、此君殊外放逸にして政を御心に入たまはす、されとも其儀式は猶有けり五位の藏人二人を召て御倚子のかたはらにすゑて愁を聞しめ、群臣に聞しめて後に聞し召て成敗せさせ玉ひけり、是今の職事の始也、嵯峨の別業なとへ常におはしましける故に御暇なくして自朝政にあはせたまはさりける也。

いにしへ野干を神の體となしたる社の邊にて狐を射たる者有ける、此者の咎有無の事陣の定に及て諸卿さま〳〵に申されける中に、帥大納言經信卿申て曰白龍之魚勢懸ニ預諸之密網一とはかりいふて居られけ

り、いみしき神なりとも狐のすかたにて走り居たらんを射たらんは何のとがゝあらんといふ心也。

凡禽獸を妄りに祭り侍るは中世よりの淫祀也、且神の現形をいふは大槃道士佛者か誕謾のみ、諸卿陣の義に及ひし甚し經信の言可也。

故少納言入道に逢ふて敦親はゆゝしき博士哉物をとへは知らす〳〵といふといはれけり、其問たる人知らすといはんは何のゆゝしからんそといひけれは、身に才覺あるものは知らすといふを恥さる也、實才なきものは萬の事を知り貌にする也、都て學問しては皆事を知明らめんと人の知れるは僻事也、大小事を辨へるまてするを學文のきはめとはいふ也、夫をしりぬれは不知といふを恥とせぬ也とそいはれける。

諸國地頭といふ名心得すいかに付たるやらんと年來思ひし程に、或唐の書の中に曰世に俄に謀反のもの出來たるを討んとて卒尓に兵を集るに付兵糧米の爲に國主郡をせめてあつめたるを地頭錢といふといふ文あり、これ今の地頭の義に叶へり。

地頭の名賴朝卿以來所稱なり江家の古き人鎌倉の政に立ましはりけれは、かゝる本文に付て名付初けるにや。

妙音院相國云、舞を見歌を聞て國の治亂を知るは漢家の常のならひなり、然るを世間白拍子といふ舞あり其曲をきけは五音の中には商の音也、見れは立廻り空をあふきて立てり其姿物を思ふすかた也、詠曲身體ともに不快の舞なりとそ宣ひける。

歌舞の音姿によりて時勢を見る事難きにはあらす、師長公(妙音院)の言のことく心を付て見侍らは掌をさすかことくなるへし、堀川院前後田樂といふ曲盛んに廷臣士民の形をなして田主の稱さへ有けるとかや、永長以來世も靜ならす政もいやしく成行し前表にや鳥羽院の頃より白拍子始まり、女にして男の姿を學ひなとせしにや、妙音院の言實にしるしありし足利家の時猿樂をまたなく面白がり玉ひし、笛皷忿劇の聲にして殺伐の情ありと時の人いひしとかや、後花園以後の大亂思ひ合すへし、此等を以

て見るに歌舞の時におもしろき事とするは皆其世の人心を外に發する所と知へし。

六波羅の太政入道福原の京をたてゝくたりし後長方卿此京をそしり元の京のよきやうにいひてけるに、彼人の定めに依て古京へ歸るへき儀になりにけり、後に其座に有ける上達部長方卿におひてさはかりの惡人のいみしとおもひて立たる京を左ほどにはいかにいはれしそ、いひおもむけて歸京の儀あれはこそあれいひかひなく腹立なは如何したまはましといひけれは、此事入道の心に叶へんとてこそさはいひしか共故はよからぬ新儀を行ひたる者はしめに思ひ立をりといかにも人にいひ合する事なし、其しわさ少し悔む心ある時人には問なり、これも彼京に居へき事のはや悔うなりにけるといふ事を知りにき、されはなしかは言をたしなむへきとそいはれける梅小路中納言の兩京の定とて其時の人口に有けり。

下野國二荒山宇津宮は別宮也、狩人鹿の頭を供祭物にすとそ。

信州諏訪の太神にも鹿を供すとかや、いにしへは鹿のけかれなかりしにや、元朝の供御にも鹿肉を用ひたる事江家次第に見えたり。

近衛舍人は弓矢を具すとも武勇には及はさる者也、宇治殿の御隨身に四郎先生行武といふ者有、馬盜人をとらへて殿にゐて參りたれは御隨身は近習の者なり、かやうの事けちからぬとのたまひてはかかしき沙汰もなかりけれは、いつとなくからめ置てやみにけり。

夫隨身は兵杖を帶する武備にあらすして何そや、宇治殿の言非也、宣哉武を忘れ只婦女のことくになりて政柄武臣にとられける事嗚呼。

丙戌季春誌之　　　　　　　　　　信　景

鹽尻　卷之十八

○熱田祠官略記

(千秋)大宮司(古尾張氏補レ之季範以來南家藤氏也)

(馬場)權宮司(補ニ惣檢校一)

(田島)權宮司 補ニ祭主一稱ニ祝師一)權宮司依ニ年老一互上座

(五郎丸)大内人(オホウチント)(守部氏尾張庶流ト云)

右稱神官大喜氏一家亦神官也、但大喜氏は八劍宮奉祀之家云々、大喜氏ハ尾張宿禰之庶流ニ家今一家斷絶

檢校　中﨟左座第一年老補レ之　別當　中﨟左座第二年老補レ之

權内人　中﨟右座第一年老補レ之　右稱三老

衣冠十人(中﨟左右座各五人三老次年老補レ之)　閇闔一人　所司一人　中﨟之内選ニ其人一補レ之

(上同宿直)一番頭(俗云組頭)　祝師代官(林氏)　二番頭　惣檢校代官(粟田氏)

三番頭　大内人代官(長岡氏)　右稱三代官

御前役　粟田眞人　神官列坐之日薦ヲ敷等其他神役多シ

卿役　粟田眞人　祠官列坐之時供陪膳等儀數多

厨家　粟田眞人　右同上

兩師　(大原氏)(長岡氏)　司神饌器皿調進菓子役也

御供師　(長岡氏)(林氏)(磯部氏各三人)　調進神供役也

樂人　右中臈之内自レ古定二其家一
長役(俗云長大夫)　祝部一ノ年老
神厩(ミムマヤ)(俗云御馬屋別當也)　祝部之坐(千草大夫)
神樂役　神子坐中勤レ之
惣ノ市　自二祝部座一出レ之
神樂市　自二神子座一出レ之
燒夫　雁使　猿樂
凡中臈上宮八十餘家
　林栗田大原磯部長岡
(下宮)八劔宮祠官
　神官　大喜氏　代官　番頭
　大喜氏代官　松岡氏　大喜右京代官　鏡味氏
　右稱二兩代官一
御前役　大原眞人　師役　若山氏　御供師　長岡氏
此外略之
凡中臈下宮五十餘家
　大原松岡鏡味若山
祝師座　土師姓菊田有二數家一其中稱二峰松一者一家
　但同姓云々
神子座　鏡味氏也

靈　尻

高倉宮祠官　松岡　大原　礒部
知我麿(俗云源大夫)祠官　礒部　大原　鏡味
日破宮祠官　若山　大原
氷上宮祠官　久米氏
供僧
座主　如法院　權座主　圓定坊　寶藏坊、持福院
承仕二人今一人ナシ
右天台宗屬二輪王寺宮一
神宮寺　院家　醫王院　不動院　愛染院
右眞言宗

○尾張氏は天孫火明尊の御子天香山命の後胤小豊命の裔也、朝家に仕へて尾張の國造となれり、且代々熱田の祀を奉す孝德天皇御宇尾張宿禰忠命御神を今の宮所にうつし奉る。

○古人神を祭るに尸を以て主とす、夫尸は神象なり我國の祭神明憑談の事史に見えたれは巫を以て主とせしにや、尾西大國靈神社五月六日の神幸は童男を以て尸とす實に古風也、亦熱田宮御尸立の秘器は祭主尾張宿禰のみ知る所にして殊勝の御正體也とそ。

○神道集(七卷)權律師快叔永享五年於二上州朝日寺一書レ之云々、右本今在二大須眞福寺藏一、然共第一第三第七三冊餘闕失、此書固浮屠氏妄作不レ足レ見、而今世事出レ自二釋書一而爲二神家之故一者、此書多證二佛書一、記レ之實足レ知二其本據一、今日唱二神學一網二利名一者、未レ見二古書一、故依二文字一附二言語一、以爲二牽合之說一、尤多々也小子明辨レ之可也。

○異邦より五色の唐紙を渡すいつれの國より製し出すやと問ふ人有、答云昔は益州の紙を風流の物にせ

しにや、宋の章望之か延漏錄に益州の十樣鸞牋の事をのせて雜色あるよし見えたり、花夷通商考を見れは今は所々より製し出すと見えたり其大概左のことし、

南京(安慶府)　湖南　江西　浙江(衢州)　福健(建寧)

此外猶多し外國紅夷の紙も亦我に來る朝鮮紙日本紙に異ならすして大きなり。

○近世阿蘭陀より渡す升降圖(四季ヲ知ル圖)地球圖(丸キト平ラカナル數品アリ)加留多(舟ヲ乘ル圖)羅經(磁石針也)自鳴鐘(トケイ)星ー尺星ー眼ー鏡イスタラビ(日影ヲ計ル器)等いにしへなき所の器にして、今世天文家の學是等を以て考へ知る事多し故に其委數事今にしかす。

○阿蘭陀七州(寬永十八年以來入津)

セイラント　クルウネケ　ウイタラキ　ケルトラント　ヲウフルイセル

フリイスラント　ヲランダ

○最明寺入道のうたに

いくたひか思ひさためてかはるらんたのむましきは我こゝろなり

太田持資入道道灌此歌を感して

いきてよにけふそと思ふおもひてもなくてやはてんよしそれも夢

嗚呼和歌は素盞嗚尊八雲の神詠を始めとす、これ關雎と揆を同しくす、難波の帝の御製は舜の康哉王仁の什は魯頌にまされるにや、代々の夷曲は國風の體也、これを以て國家の政にあつかり鑑誡にたれるもの實に多し、然るに後世是をもつて好色の媒としあるは無常愁殺の音としこれにふけりて精神を費す、時賴持資等の歌悲傷の音詞のみこれ全く時勢のすかた也けり、妙音院の相國白拍子の歌舞を見聞して其音は商、其すかたは愁なりと宣ひしか、はたして思ひしる世とは成にきとなん。

○用明天皇元年丙午穴穗部皇子讒殺三輪君

穴穗曾姧二其叔母炊屋姬一（推古女帝）三輪君切諫故殺レ之、

二年丁未穴穗與二馬子一謀欲レ殺二守屋大連一、而馬子殺二穴穗一、穴穗有二自立之志一、馬子黨二厩戸一、欲レ立二推古一、故殺レ之蓋欲二自恣一也、

厩戸馬子殺二守屋大連一

世傳相傳以二守屋一爲二逆臣一、是浮屠胡族之說、而正史未レ有レ可レ稱レ逆也、

崇峻天皇五年壬子厩戸馬子謀弑二天皇一立二女王一

厩戸者賊子、馬子者亂臣、然釋氏崇レ之、稱二佛法興隆之祖一、嗚呼佛法亂賊之術歟、厩戸使二馬子謀一弑逆一、已爲二不レ知者一立二女王一、自專レ政其嗣却爲二馬子之子一、族滅妖流託二諸因果一拙哉、舍人親王於二日本紀一、直筆糾二其亂惡一、救世ノ名聖德之諡何謂乎莾莎亂臣賊子、

○中院通茂卿氷室の歌

老の身をやしなふことを人もしれ水無月かけてきえぬ氷に

○彌生末の二日暮行春のそらも澄和し風物も折から閑美なりしかは、同志ともに城東の田つらより爰かしこ遊ひはへりし、頓て木か崎の小山にのほる勢田の御神無住老漢へ賜はりしといふ八重躑躅今さかりにひらき侍る、實に世に類ひなき花なりけり、是を折とる人は必たゝりありとて人々恐れあへり、されは神明不識い冥慮もとより私なし、一樹の遺愛の爲に民を苦しめわさはひし給ふへきや、神の鄙悋なるにあらすそのかみ寺僧言を神に託して人の求めをふせけるか、さりとてかくのみをしめる物をおし犯して取りなんは亦貪れる道ならすや、安養の尼の盜人に衣を奪はれしに侍女其取落せしをひろて尼に參らせけれは尼うれしともせす、彼盜人一度獲つれは如何にもおのか物とこそ思ひつらめ、夫をことゝはすして我得なんやとて呼歸しあたへよといはれしとかや古き文にも見えはへりし、世すて人は萬かくこそあらまほし須磨寺の櫻を人のいたつらに折けれは、一枝をきらは一指を切へしとけやけき牓を書ていま

しめしむかしも有けんかし、凡そ花は半春のあたなる色をゝしみ、一枝の艶なるを乞ふもともに俗情には侍らねといとむくつけくかたくなに惜得まほしかるは無下の事なりけりとて寺門を出、細流により幽林を回れは、野外人罕に窮巷草色茂し河村の長明寺に入てやすらふ、水野右京進某此地の城主として時に名もいちしるかりしとなん、今は昔の井竈の跡たになくなれり、死後無復一世異朝市と吟して猶寺のむかしをきく、長湫の役の時兵燹に陀して烏有となり藥師佛の像のみ溝中に殘り侍りしを、里人草堂を營みてこれを安んしける、近き比ゝ京進五世永重とかや志を發し鄕豪と力をあはせ再ひ一堂を建て祖家香火の場にもと物しけるにや、これより長母寺の支院として洛の東福禪寺の派下となれりとかたる

咲殘る櫻にきしかたの春やとはまし硯かりて

寂々空門春將盡　山花僅看兩三枝　人間百歳知奈事　愁喜夢殘黍一炊

韶光に乘して勝川に臨み一葦を浮へて松洞の綠を詠め眞靈（マカミ）の遠き霞に嘯ふく、松河の里は小野道風うまれたまひし地とかや父の大貳（葛絃）いかにして此所に住ものし給ひけん覺束なし、紫藤影たれて水紋淸く柳絮風に飛て殘雪白し、やゝありて禪刹に歸り屯食なんと食ひて猶東の尾のうへに登る。岩つゝし紅をひらきて錦上に歩するかことく、しはらく節を止めて岡に息へは茅花綠を敷て靑氈に座するかと疑ふ、松のけふり立ならひてもとのちまたを失ひ、水の聲遠くして歸るさの路にまよふ、小幡森山の城墟たつぬれは曲阜むかしを殘して麥秀風空しくわたる、天文の變天正の亂人つかれ馬汗せし跡にや、織田豊臣の榮え衰へたまひしもしらぬ世の昔かたりと成にきいとゝふり行世のすかたを感して

休言世態隆窮運　可我山川無改時　遲日安行亦安坐　曲肱獨笑水雲涯

○春日井郡山田庄小幡村城墟

村より乾方百間計東西百十餘間南北十間計り二重堀大永中岡田與十郎築初し其後織田家の有となりしと云々、

同郡森山村城墟
村より西の方九十間計東西三十餘間南北二十八九間堀一重津田孫十郎居城なりし（孫十郎ハ備後守信秀ノ弟也）凡そ本州古城記一冊あり是に委しけれは考ふへし。
○花のうた讀ける中に
よしの山去年のしをりの道たへてなほわけまよふはなのしらくも
戀のうたの中に
大ぬさの終のよるせはしらなみによしなかれてとなとたのみけん
思はすよみもすそ川に見し月を今はたもとにまちいてんとは
うつり行あたなる花の色にのみまたあやなくも思ひそめぬる
○後村上院　建德二年辛亥（北朝應安四年）三月三日崩
一說正平廿四年三月十一日崩云々
記錄異說如此
○或問、津島牛頭天王社、社家正一位と稱す、國府宮藏本元龜二年の本國帳にも、亦海部郡正一位津島天王と錄せり、神階いつれの代奉進ありや、
答社家猶此事をしらす、或記に後村上院建德元年庚戌勅奉ニ正一位ニ云々、亦問其神階奉進の時造營の儀ありしか、答後龜山院弘和元年辛酉（北朝後圓融院永德元年なり）三河守定省（大橋氏）に命して造進せしむと云々
亦問津島祭はいつれの時始れるや、答其はしめは里童鎌を打出ほこを立なんとして假初に船をわたし初しとかや、其後四家七名字の家々京師の祇園會をうつして永享八年丙辰六月十四日御靈會の山を餝りわたせしより以來今にかく莊觀をなし侍るとなん。亦問同所彌五郎殿は堀田彌五郎其姓祖武内宿禰をまつ

りし社ときく其時代如何、答南朝の正平元年丙戌(北朝光明院貞和二年也)七月十三日祀ると堀田氏の家書に見えたり、又問津島神主は往古より氷室氏か姓は何そ、答往古の事は詳ならす應永中(一ニ永享七年云々)井伊谷の宮の御孫良王津島にのかれ入らせ給ひし(大橋ニ省か奴野の城に居す)良王の令子良新(或は井良王の二男と云々)始て神職に供せられし、然れとも子なくして卒す故に小川井大學助定常(大橋の一族)故ありて神主となりし後中島郡氷室村を領せし此故に稱號を氷室と呼し、其子孫傳へ嗣しか近世石黒氏より織亦吉見氏も氷室家となれり、今は天野佐之助親忠の孫堀田左兵衛恭か子神主となれり天野も藤原の天野にはあらす本平岩氏なり、堀田家へ養子に行亦氷室となれり然れは今の氷室は弓削の姓也。

右人のもとめにより古家の舊記を抄して書之もの也。

○蓬生ニ麻中ニ不レ扶乃直(荀子之語)

世の中の麻はあとなくなりにけりこゝろのまゝのよもきのみして

平泰時の歌也、嗚呼賢者麻のことく多くはたとひ二三の邪曲ありともこれに化して自正直の風となるへし、賢哲かくれ小人所を得は不善の俗となりなん、人に君たる人小人を退て君子を擧進めは勞せすして國家泰平ならん。

○麻多羅神の法は外法といふ僧あり、されとも廣澤流の眞言書に其法あれは傳來久しき事と見え侍る。

○信州川中島兩度合戰記は日本通鑑編選の 台命により上杉家より獻上の實錄なり、弘文院の學士(春齊)酒井修理大夫へ謂して曰、川中島の役上杉家の家傳と甲陽軍鑑に記す所と年月不同、合戰の事跡も亦大に異なり通鑑の書何を以て書すへきと、酒井乃ち老中に此事を談す土屋氏(本甲州家臣の裔也)等曰、上杉家の記錄を以て是を記せは則甲陽軍鑑の說謬と成て兵家者流の所傳虛となるへし、軍鑑僞書とならす亦上杉家說も廢せさるやうに書せは可なりと故軍鑑と上杉家記と並へ記せしと云々、上杉家の本は寛文九年五月八日抄錄して獻上の一冊幸に得之

川中島合戰
永祿四年九月十日武田典廐山本勘介等討死云々

右甲陽軍鑑之說也
川中島前ノ合戰
天文二十三年八月十八日謙信與二信玄一太刀打及武田左馬介信繁討死云々（永祿四年前ノ八年也）
天文二十三年八月十九日政虎宇佐美駿河守定行所賜ノ證文ニモ信玄ト太刀打ノ事アリ亦同月二十八日太田美濃守ニ賜フ所ノ狀ニモ信繁ヲ討シ事分明ナリ
川中島後ノ合戰
弘治二年三月二十五日夜一條六郎板垣駿河守小笠原若狹守諸角豊後山本勘介等討死云々（永祿四年前ノ六年也）
弘治二年三月二十七日謙信長尾但馬守横瀨上野介由良新六郎連名ニテ賜フ證狀同シ四月十六日宇佐美駿河守ヘ賜フ狀等ニ詳也
右兩度川中島合戰記上杉家實錄說也、此證文京極家或紀州大關氏及宇佐美定祐カ家藏ニ今在レ之、
○謙信太刀打ノ時信玄軍配團ニテ侍スト云說非也。信玄モ亦太刀打也、南光坊天海及ヒ畠山入菴眼前ニテ是ヲ見タリト云々、今甲州流ノ軍法者流實錄ヲ見ス謾リニ說ヲ爲ノミ耻ヘキノ甚シキニアラスヤ。
○長尾景虎上杉憲政ニ號ヲ得テ上杉政虎ト號セシ永祿三年輝虎ト改ム、於レ此管領職ニ補シ綱代ノ輿ヲ免サレ公方ノ紋（菊桐瓜澤潟）ヲ附ル事ヲ許ス、亦朝ニ奏シテ侍從從四位下彈正大弼ヲ拜セシト云々。
○南方紀傳四卷
自二元弘元年辛未一至二長祿二年戊戌一此記世に稀なり吉見氏の家藏にあり
○卯月の始正六位上內藏權頭尾張宿禰仲韻の家にて熱田の御社の神秘とも尋ね聞侍りし中に、渡殿の御

戸立の傳なと聞奉りていとかたしけなく覺けれは

散のこる高ねのさくらたつねすはしらてやよその雲とたとらん

かへし

いくとしも高ねの木々にましはりて我またしらぬ花をしも見む　仲賴宿禰

○琵琶の異名を月琴といふよしある書にいへり、此故和歌に多く半の月なとよめり、されとくはしく分ていはゝ月琴は阮咸の事也、唐書元行中に見えたり晉の阮咸か造り初しより人の名を呼はへるとかや、もと秦の琵琶なれは常の琵琶をも同し名に月琵といふにや、杜氏通典に似二琵琶一而圓といへはかたち同し物には非す。

○近衛前殿下今年(丙戌)の春關東御下向の時駿河國にて讀せ給ふける

ふりそめし神代おもふ日のもとの國のひかりはふしのしらゆき

つもりこしよゝのことのはよゝの雪それさへ名さへ高きふしのね

彌生の初東都に入らせたまひ卯月にそ御歸京有ける、殿上人に山形修理權太夫諸大夫は近藤筑後守修理權允杉崎右京權允齋藤左京權進なとそ御供つかふまつれり、所々の守もいとかしこく重んし奉りたまふ我公より御使御もふけなとありて御船よそほひて送りまひらせたまひし、三月廿日熱田驛御止宿四月四日同し客舍に入御五日に佐屋川より御船にて桑名へならせたまふ。

○富士の歌むかしより數もなく讀おかれし秀逸集に見えしもはてなし近比の歌の中に難題

勅題雪中早苗　源義鎭朝臣(大友)

富士うつる田子のうらはのさと人はゆきのうちにも早苗とるなり

勅命のかたしけなきをかしこまりて

おもひきやつくしの海のはてまても和歌のうら波かゝるへしとは

此朝臣武勇の世に聞えしのみにあらす、敷島の道に志しける故にや朝家より勅題なんと下されける、又連歌をも時々せられし其中に

なにか世にあらぬとちるや春の花

木のもとすみの松かせの音といふ句に

そむなとや心を花もあらすらん

又名のみ聞さへたゝならぬ袖といふ句に

かたるにもよしのゝ花はかほりきて

かゝる情あることの葉多し、大友興廢記の四に見えたり。

○毛利元就朝臣其主大内義隆の仇讐陶氏を誅せしはよし、但し多々良氏をえらひて義隆の後を立すして自十六國の主となられしは忠臣のする所にあらす、大友興廢記の評甚不可也。

○濃州可兒郡錦織村の川際に駒場石とて大なる岩あり、傳へ云信濃國住人駒場太郎某か戰死の所なりと按に應永年中遠江宮の御子尹良王信州より三河國へのかれたまふ時駒場太郎並合の小山の麓に道をさへきりてたゝかひ、宮あへなく自害ましく〳〵ける由舊記に見えたり、駒場太郎とは其人なりや錦織の合戰其年月を傳へされはいつの時誰と戰ひありしといふ事さたかならす、田舍の昔物かたりにはまゝある事多し。

○倭歌によみし不會の御坂は今の路にあらす、湯舟澤山に古道あり亦懸橋もむかし荻原澤といふ谷間に大木をくさりにてつりわたせしとなん、八九十年前まては其鐵鎖きれのこりてありしと古き者かたり侍りしよし所の民傳へいふ、凡海道山路古今同しからす道の記なとかく人古書に見たる迄にて其所に入りよく尋ねされば今のいふ所と相違する事あり、舊路をとひ今の道を辨へてよく見たる事をのみ書へき事也。

○一宮神號左右分類（一卷）　神馬獻進次第（一卷）　天地擁護三十三里秘訣（一卷）　日待口義（一卷）　加茂鎭座秘要（一卷）　貫道懷中鈔（一卷）　出雲小緣起（一卷）

此類の神書今京師にて金をとりて寫さしむ、其書大方古本もなく誰の家本といふ證も詳ならす、書中亦新らしく數紙に過さる物多し、近年神學世にやはり侍る故種々の事を作り出せし古書也、秘本なりとて衒ひ賣はへる僞書數もしらす出書の慥ならさる神書印行は天下の禁なれは密に寫本とせり、神書の手筋しらぬ人は每にあさむかれて金銀を捨侍らん、其中伊勢の古記或は官家の記錄なとも間々ありよく實を考へて寫すへし、神書の眞僞を見るには口傳あり。

○近衛殿下東都濱の御館にて（寶永三年丙戌）

　住む君のめくみをひろみ池波も老をかへせとみきはにやよる

十三日にもとの御事なりしか雨降けれは御返事に

　はれてゆく月のひかりをまたみんとおもへはけふの雨そうれしき

　とふからに神代へぬへく思ふかなこゝもよもきの島とあふきて

鶴を御覽して

　なつかしくよれはなつかしみやこにてみなれつるとはなれもしらしを

○或人曰これは西丸世子の御うたといまた其實否及御ことはの違ひあるも知り侍らねとも聞しまゝに書付侍る

　草の葉のほと〳〵にをく露のたまおもれはおつる人のよの中

實に仕進する者のひたすら祿位を貪り分外の望をのみする世のさまをいましめさせたまふ御心にこそ、いとも有かたき御歌なるへし。

○隱者イ其名は同しく其趣は異なる者あり、天—隱　地—隱　人—隱は三才を己れか有とする稱にこそ、名—

隱あり充―隱あり通―隱　仕―隱　朝―隱　市―隱の類猶多かる、嗚呼甕舍か蜘網の蟲の出る事を得すしていたつらに死するを見て我生も亦此のことし、仕官は人の網羅也豈久しく可レ淹や、とて冠をかけて朝を辭せし人を時俗蜘蛛隱れと呼しとふるき文にも見えたり、されはあたなる浮世に羈され幾程の身をか苦しむへき、たとひあらまし事心の儘に達すとも春宵一睡の夢なるものを誰か萬貫の錢を身にまとひながら仙を得て國の君と成侍りし、凡小人祿位を貪り慕慾を制せす却て躁急心熱千方萬計してこれを得なん事を患ひおもふ故に、依々として權要に匿れ近付詭謟諂諛の云爲巧に心を盡す、偶僥倖にして一資半級を獲れは亦悁悒として是を失はん事を恐愁す、且其職を改其祿を増へき謀をのみ慮りて彌規取の思ひ胸に塞り、埋火の憂心を薫ふ、嗚呼百年の身怏々として片時も安きいとまなきさま實につたなく淺まし、夫乞食者饑に臨んては食をえらふに及はすして人のあはれみを乞ふ、既に一飯半簞を得猶飽饜せす、亦他の門に立彌得て彌貪る、但し丐者は凍餒に迫り赤然たる一身賴むかたなけれはこそ隱頭に面を仰きて恥さるも彼か咎にあらす、苟も君に仕へ我父母を養ひ妻子を保に衣食の備えあり屋舍の構あり奴婢の我勞にかはる有器皿の用ゆるに足れるあり、是豈に生前の大幸にして皆君恩にあらさる事なきを忘れ、人の富貴を見て嘆羨涎をたれ分外の願ひより貪婪の念止む時なく、隴を得て猶蜀を望む汗黷の心ひとへに牟豕のことくなるをも人に恥る意なき者は、彼乞食に劣りて盜人の黨に近くそはへる、蓋し庸人富貴を得ては驕傲自伐至らさる所なく、勢威を假ては銅山の私を恣にす、剰へ國政に交て紀綱を亂り君を危し民を苦しめはへる事倭漢そも幾千人そや、夫も其身一世安く子孫榮えは如何かせん、小人一旦時を得て富貴を極めし者必身と子孫と共に跡なく亡ひて辱を千載に殘す事亦古今一般なり、道ある時たもひさしく位に居るは賢者のせさる所也、まして無道の世は富且貴は恥なり、垂末の齡ならすともすみやかに事を致して靜に三徑の清風を伴とし、ひたすら人間を忘れ茅屋の月にうそふき思ひを歌詠にのへて天年を待へき人こそ眞の隱者とはいはめ、世の隱者といふものを見るに頭は浮屠に似て丸らかなるか、權門勢家

にたち入いとくるしけにへつらひ侍れる有さまいとにくし、いたつらに命なかきさへ見るにつきなくあはれ也、名家高族といへとも老て人にましはるは見くるし、况や數ならぬ身の白髮をふりてさし出たるは物ほしさにこそと無下にあさましく覺ゆれ、已れか筋力の衰さるを自讃あるは色めき、すき〳〵しき物かたりなんとする似けなくさあらすともあれかしと思ふ。

○大樹六十の御賀の時御杖をたてまつるとて

君にけふさゝくる杖のふしておもひおきてはいのる千代のゆく末　中將吉保(松平美濃守)

清閑寺二位家私の家に入らせたまひけるを忝て

けふにほふおほみや人の袖の香に庭のさくらも色やそふらむ　吉保

さきにほふ花も幾世の末かけてさかゆくやとの春ちきるらん　正二位藤原凞定卿

○夏四月二日陪從出二福島驛一里計一、辱承二君命一看二寢覺之境一、嘗云耳聽不レ若二目視一、今也倍二于耳聽一、嗚呼盤石之大夾二兩岸一、如レ浮二蒙衝一、激湍碧流縈二廻其間一、眞是洞仙神龍之窟也乎、相傳浦島子垂二釣此地一、夫浦島子在二丹後水上一、垂レ釣遂行二仙境一三百年餘、而返載在二日本紀一、不レ審雖レ然自レ古靈地皆以レ仙鳴、玆不二必以附會論一レ之可也、臣賦二野律一章一、述二景象之萬乙一、謹奉レ備二君上旅館之岑寂一(云爾)

東道景光第一鮮　地稱寢覺寺臨川　石如虎豹靠重嶂　水似龍蛇躍深淵
海外三山何可羨　湖中十境豈堪憐　傍人別指釣磯處　昔日垂綸浦島山

並河仲賴百拜

○隋煬帝迷樓記

煬帝晩年尤沉二迷女色一、他日顧二詔近侍一曰、人主享二天下之富一亦欲下極二當年之樂一自快中其意上、今天下安富內外無事是吾得三以遂二其樂一也、今宮殿雖二壯麗顯敞一、苦レ無二曲房小室幽軒短檻一、若得レ此則吾期三老于其中一也、近侍高昌奏曰、臣有二友項昇一浙人也、自言能構二宮室一、翌日詔而問レ之、昇曰臣乞先進二圖本一、後數日進レ

圖、帝覽大悅、即日詔二有司一供二其材木一、凡役夫數萬經レ歲而成、樓閣高下軒窓掩映幽房曲室玉欄朱楯互相連屬、回環四合曲屋自通千門萬牖上下金碧金虬伏二於棟下一、玉獸蹲二于戶傍一、壁砌生レ光瑣窓射レ日、工巧之極自レ古無レ有也、費用金玉帑庫爲レ之、一虛人誤入者雖二終日一不レ能レ出、帝幸レ之大喜顧二左右一曰、使三眞仙遊二其中一亦當二自迷一也、可三目レ之曰二迷樓一、詔以二五品官一賜レ昇、仍給二內庫帛千疋一賞レ之、詔選二後宮良家女數千一以居二樓中一、每二一幸一有二經レ月而不一レ出、是月大夫何稠進二御童女車一、車之制度絕小秪容二一人一、有レ機處二于其中一、以レ機礙二女之手足一、女纖毫不レ能レ動、帝以二處女一試レ之、極喜召二何稠一謂レ之曰、卿之巧思一何神妙如レ此、以二千金一賜レ之旌二其巧一也、何稠出爲レ人言二車之機巧一、有二識者一曰此非二盛滿之器一也、稠亦進二轉關車一車周挽レ之、可下以昇二樓閣一如上レ行二平地一、車中御レ女則自搖動、帝尤喜悅帝稠謂曰、此車何名也、稠曰臣任レ意造成未レ有レ名也、願賜二佳名一、帝曰卿任二其巧意一以成レ車、朕得レ之任二其意一以自樂可レ名二任意車一也、何稠再拜而去、帝令三畫工繪二士女會合之圖數十幅一、懸二于閣中一、其年上官時自二江外一得レ替、回鑄二烏銅屛數十面一、其高五尺而闊三尺磨以成レ鑑、爲レ屛可レ環二於寢所一、詣闕投進帝以レ屛內二迷樓一、而御二女於其中一、纖毫皆入二於鑑中一、帝大喜曰繪畫得二其象一耳、此得二人之眞容一勝二繪圖一萬倍矣、亦以二千金一賜二上官一、帝日夕沉二荒於迷樓一、罄二竭其力一亦多倦怠顧謂二近侍一曰、朕憶初登極日多二辛苦一、無レ睡得二婦人枕一、而籍レ之方能合レ目纔似レ夢、則又覺今睡則冥々不レ知レ返、近二女色一則憊何也、他日矮民王義上奏曰、臣田野廢民作レ事皆不レ勝レ人、生二於遼曠絕遠之域一、幸因二入貢一得レ備二後庭掃除之役一、陛下特加二愛遇一、臣常自宮以侍二陛下一、自レ玆出二入臥內一、周二旋宮室一方今親信無レ如二臣者一也、而臣由レ是竊覽二書殿中一、簡編反覆玩味微有レ所レ得、臣聞精氣爲二人之聰明一、陛下當二龍潛日一、先帝勤儉陛下鮮レ親二聲色一、日近二善人一陛下精實二於內一、神淸二於外一、故日夕無レ寢、陛下自二數年一聲色無レ數盈二滿後宮一、日夕遊宴自レ非二歲節大辰一、何常臨二御前殿一、其餘多不レ愛レ朝、曾未レ移レ刻、則聖躬起入二後宮一、夫以二有レ限之禮一而投二無盡之慾一、臣固知二其竭一也、臣聞古者野叟獨歌二舞於磬石之上一、人詢レ之曰、子何獨樂レ之多也、叟曰吾有二三樂一子知レ之乎、何也人生難レ遇二太平世一、吾今不レ

見二兵革一此一樂也、人生難レ得二支體完備一、吾身不二殘疾一此二樂也、人生難レ得レ壽吾今年八十矣此三樂也、
問者嘆賞而去、陛下享二天下之富貴一、聖貌軒逸龍顏鳳姿而不二自愛重一、其思慮固出二於野叟之外一、臣蕞爾微軀
難レ圖二報効一、罔レ知二忌諱一、上逆二天顏一因俯伏涕泣、帝乃命引起翌日召レ義詔レ之曰、朕昨夜思二汝言一、極有二深
理一汝眞愛レ我者也、乃命レ義後宮擇二一靜室一、帝居二其中一女皆不レ得レ入、居二一日帝忿然而出曰、能悒々居レ
此乎、若レ此雖二壽千萬歳一亦安用也、乃復入レ宮、宮女無數不レ得二進御一者亦極衆、後宮侯夫人有二美色一、一
日自經二於棟下一、臂懸二錦嚢一中有レ文、左右取以進レ帝乃詩也、自感三首云、庭絕二玉輦迹一芳草漸成レ巢、隱
隱聞二簫皷一君恩何處多、欲レ泣不レ成レ淚悲來翻二强歌一、庭花方爛熳無レ計、奈レ春何春陰正無レ際、獨步意如何
何不レ及二閑花草一、翻承而露多看レ梅、二首云砌雪無二消日一、捲レ簾時自顰庭梅對レ我、有二憐意一先レ雪枝頭一點
春、香淸寥艷好誰惜、是天眞玉梅謝後、陽和至散二與郡芳一、自在春粧成云、粧成多自惜夢好却成レ悲、不レ及二
楊花意一、（此間一字脫字有カ本之マヽ）春來到處飛遣レ意云、秘洞扃二仙卉一雕窓鎖二玉人一、毛君眞可レ戮、不三肯寫二昭君一、自傷云初入二承明一、
日（深報二未央）長門七八載無三復見二君王一、春寒入レ骨淸獨臥、愁二空房一颯履步二庭下一、幽懷空二感傷一平日新
愛惜、自待聊非常色、美成抛棄命薄何可レ量、君恩實疎遠妾意徒徬徨、家豈無二骨肉一偏親老二北堂一、此方無二
羽翼一何計レ出二高墻一、性命誠所レ重、棄割良可レ傷、懸レ帛朱梁上肝腸如二沸湯一、引レ頸亦自惜有若絲牽腸毅然
就二死地一、從レ是歸二冥鄕一、帝見二其詩一反覆傷感帝往視二其尸一曰、此已死顏色猶美如二桃花一、乃急召二中使許延
輔一曰、朕向遣レ汝擇二後宮女一入二迷樓一、汝何故獨棄二此人一也、乃令二延輔就レ獄賜二自盡一、厚レ禮葬二侯夫人一、帝
日誦レ詩酷好二其交一、乃令二樂府歌一レ之、帝亦於二後宮一親擇二女百人一入二迷樓一、大業八年方士進二大舟一、帝服レ之
蕩思愈不レ可レ制、日夕御レ女數十人、入レ夏帝煩燥日引飮幾百杯、而渴不レ止、醫丞莫君錫上奏曰、帝心脈
煩盛眞元太虛多飮即大疾生焉、因進劑治之仍乞置二氷盤於前一、俾二帝日夕朝望一レ之、亦治二煩燥一之一術也、
自レ玆諸院美人各市レ氷爲レ盤以望二行幸一、京師氷爲レ之踴貴也、藏レ氷之家獲二千金一、大業九年帝將三再幸二江
都一有二迷樓一、宮人抗聲夜歌曰、河南楊柳謝河北、李花榮楊花飛去、落何處李花結レ果、自然成帝聞二其歌一、

披レ衣起聽召二宮女一問レ之、云孰使二汝歌一也、汝爲レ之邪宮女曰、臣有三弟在二民間一因得二此歌一曰道途兒童多唱二此歌一帝默然久之曰、天啓レ之也、天レ啓之也、帝因索レ酒自歌云、宮木陰濃燕子飛、興衰自レ古漫成レ悲、他日迷樓更好景、宮中吐レ艶戀二紅輝一歌竟不レ勝二其悲一近侍奏無レ故、而悲亦歌臣皆不レ曉、帝曰休レ問他日自知也、後幸二江都一唐帝提レ兵號令入レ京見二迷樓一太宗曰、是皆民膏血所レ爲、乃命焚レ之、經レ月、火不レ滅、前謠前詩皆見矣、方知世代興亡非二偶然一也、

鹽尻　巻之十九

○先考忌祭之祭文

維

寶永三年歲次、甕生仲呂上弦扶鬻(孤子信景)謹以薄微之奠俛而奉酹之嗚呼哀哉、寒去暑來烏兎寢疎庭草代緑既二十有三、祀追遠感時昊天無極花落水流江山新恨鬱々臺雲未見一鶴之歸、而陰々曉林更添群鴉之泣而已、執禿筆袖涙轉盈嗚呼

神昭鑑(孤子)中忱嗚呼哀哉尙饗

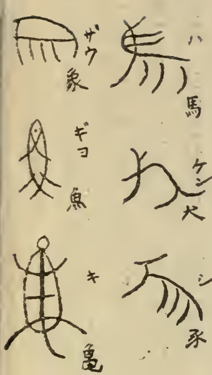
拈辦香曰

殘睡一場夢　住塵千里雲　子規空喚曉　流恨入南薰

嗚呼

○米　米の字也　⁝⁝　⁝⁝　是亦米の字也

これらの字正字通に見えたり



是等の字六書精蘊の六に見えたり皆かたちに依て製せし字なれは圖書のことし

○類聚神祇本源十五卷　從三位度會神主家行撰元應二年初陽中旬ト序ニ見エタリ、按スルニ此書選述ノ時ハ家行三ノ禰宜正四位ノ上ナリ

篇目

天地開闢篇(漢家本朝)　天宮篇　本朝造化篇　天神所化篇　禁誡篇　神道玄篇

神宣篇　寶基篇　形文篇　神鏡篇　外宮遷篇　外宮別宮篇　心御柱篇　内宮遷座篇

內宮別宮篇

以上十五篇

按神鏡篇終曰、此卷依二北畠一品入道家召一、借進之處御書寫可レ點二進彼書寫一御本一之由、被二仰下一之間披見之處、被レ貽二此奥書一乃彼詞云、

丁巳秋九月於二勢州宿館一、外宮三禰宜家行神主本手二書之一、此抄十五卷先以寫畢、於二當卷一者依二秘中秘一爲二別卷一、奏覽之時猶留レ之、適經二回當國一之間爲二結緣一聽二一見一之由所二相談一也、因密々寫留更不レ可二他見一矣。

以レ此見レ之、則神鏡篇蓋此書末篇歟、實彼一篇二所御內院御靈形等悉載レ之、讀レ之則立毛末學莫二不敬而讀去一焉、

○府城　東照宮舞樂自二敬公在世之時一大概定レ之

四月十六日

(平調(ヒヤウウ))五常樂(音樂)　拾(シウ)翠樂(音樂)　掉(エンブ)振(笛鼓計)　大食調(タイシッテウ)

太平樂(有レ舞)

高麗(コマ)吾取(ネトリ)

尻　[illegible]

狛桙（有レ舞）　陵王（前亂序笛鼓計後亂序同天）　有レ舞
納蘇利（有レ舞）　長慶子（音樂）

毎年如此然　誠公請ニ朝家樂官ニ使レ傳ニ秘曲於我伶人ニ自レ此還城樂五常樂散手破陣樂打毬賀殿林謌等新舞レ之、

同十七日朝音樂
平調音取
五常樂　太平樂　長慶子
神行音樂
慶雲樂
頓宮音樂
千返樂　夜半樂　賀殿
還御音樂
千秋樂　還城樂

○士佛伊勢參詣の記に云、木綿鬘の白を以て男は冠をむすひ、掛帶の赤をもつて女は身をかさる、此則陽は水を以て身を清め、陰は火を以て身を清むるすかた云々、
信景按に此事容易に看過すへからす、おかみ小戸の身潔は水を以て染浴し清むる也、北史九十四我國風俗の事をしるせる所に婦入ニ夫家ニ必先跨レ火而與レ夫相見といへり、我國むかしはかくこそ有けん、風うつり俗變して此等の事今はなきにや、もろこしのいにしへ聞つたへて筆にのこし置ける、今日のならはしに婚禮の時出輿の際其家の門戸に庭燎を設く、俗云よめつかいは歸らさるを好とす、故に葬時のことく燎火を張ると、恐らくは古人の火に跨るの事を誤りて出棺の禮と思へるにや、亦新婦夫の

家に入るは先白衣を着し座定まり饌に向ふ前へ赤衣を服る是を色直しといふ、是もまた赤を以て淸むるの意歟、小忌木綿（ヲミユ）鬘（フカヅラ）はいにしへの男の服明衣（チハヤ）掛帶はむかし女のかさり也、其製は古家につたへて知るへし。

○永樂通寶錢は明の太宗永樂九年に鑄初めしとかや、其文字は我國京師相國寺中正（亦名ハ仲芳）後小松院應永年中明に使し、書法第一の稱を明人に得、後に楷書を以て永樂錢の文字を書せしむと云々、今天下に傳ふる所の永樂通寶の古錢は中正か筆跡なりとなん。

○寶永二年乙酉二月十三日　禁裡御領一萬石御增附　御使大岡五郎右衛門

同三年丙戌正月廿八日院御所御領三千石御增附　御使畠山民部

○加藤淸正の嗣肥後守忠廣羽州庄內に流され彼地にて作られける詩

人間萬事定不定　身似二明星一西亦東　三十一年如二一夢一　醒來庄內破廬中

終に承應二年配所にて失られける五十七歲とかや聞えし。

○格古論曰古玉以二青玉一爲レ上、深綠色者佳淡者次レ之云々、

我國八坂瓊（ヤサカニ）といへるは深綠色也、古家の中まゝあり。

○鉢攞婆福羅（ハツヒベフラ）（珊瑚ノ胡語）　摩羅迦隸（マヲキヤレイ）（瑪瑙ノ胡語）

琉璃は深靑の物をいふとのみ思へり、魏略格古論及ひ異物志等を按すれは琉璃は雲母（キラヽ）のことく其色も白黃黑靑綠縹紺紫等種々あるよし見えたり、重沓して閉（へ）ぐ是を折（サケ）は薄して蟬の翼のことしといへは今いふ紺色の石にはあらさるにや。

○白石英　本草集解云、大如レ指長二三寸六面如レ削白徹有レ光、宗奭曰白石英六稜（ムカト）白色若二水精一云々。

按するに我國深山の石に生する水晶は白石英なるへし、契家長坂氏の家藏にある物を見るに如何にも六稜にして二三寸ありてむらかり生す、光瑩澤潤磨けるかことく實に水晶と一般なり。

亦黄石英赤石英青石英等ありと云々

○むかし太神宮に鷄を供せしにや、延喜太神宮儀式に鷄幾物鷄卵幾丸といへる所間々見えたり。

○甲陽軍鑑は高坂氏自記といへとも後人名を假りて杜撰せし書也、南紀大闘定碩か川中島戰辨にくはしくこれをいへり。

天文十六年二月山本勘介信玄にかたるに大内義隆の滅亡を以てす云々

義隆其臣陶晴賢に殺せられしは天文廿九年九月也、何そ十六年前の春是をしらんや。

筑摩川講和の時謙信自梶原景時か裔と稱せしと云々

謙信は平景弘の胤是を知らさるへけんや。

公方靈陽院義昭と云々

義昭は慶長二年八月薨して院號を奉れり高坂は天正六年に死す、二十餘年前何そ此院號を記すへき。

天文六年七月川越夜軍同十五年七月川越の城を北條氏援へり、軍鑑二度の軍を一時と記す訛謬此類まゝ見えたり、其時代年月を考へ見るへし、上杉朝定松山の圍にあへる事十の巻にあり、按するに朝定は天文十六年七月廿日川越に戰死す(法名了念正榮上州海龍寺越後雲洞寺鬼簿ニ見ユ)信玄氏康松山の城を圍みしは永錄五年也、其他は推て知るへし枚擧にいとまあらす近世權謀者流甲陽軍鑑を以て說をなすもの此等の誤を考へすあはれむへきかな。

○瘧疾のふるひ日一時計前に大蒜根をすり湯に和し是をひたす(湯はあつき程よし)間々落て跡の害なし知置へきかも

因にいふ夏の軍に馬に飼ふ大豆煮たる儘に持行けは必すへりて飼によしなし、飼之は馬をそこなふ必らす大蒜根三四箇煮たる豆の內に入れて可なりとある老人いへり。

○通書附後經及通書大全等之書謂ニ日時吉凶ヿ者多皆曆學之異端也、

○名におふ今宵の月くまなくひま多かる板間に殘りなくもりきて、白妙の礒のおとこなたかなたに聞渡され空飛初雁の聲なにくれと取あつめて忍ひかたきさまわすれ行むかしとなりなんもあはれなり、程なき庭に霧少しわたりてまかきの露きらめきわたるもおかしと見ゆ、やゝふけゆく月にこそ昔今の事も曇りなく思ひ出らる枕に遠からぬむしの聲々みたりかはしくさなから耳にさしあてたる樣に聞えて物かなしきも折からあはれに覺えてかゝる所の秋ならすはと身にしみはへりて

月下開顏幽徑晚　林抄鵲雒翠烟寒　秋莚暫伴碧香暖　雲袖一懷白扇圓

茅舍霧消影蕭々　竹籬凰互露珊々　遇君更記古詩字　相見時難別亦難

いつはあれとあれにし庭の淺茅はらはらはぬ露の月そさひしき

幾ゆふへまちこしつゆのたま〳〵もほさてや衣手の月そくちなん

いにしへひとのあかす見て明るなこりのをしけれは月にもつらき鳥の聲かなと詠し、はた思ひ出られてこよひしもはからぬ鳥の聲たてゝかたふく月をなととらせけむ

○護法常應錄三十三卷（禪錄也）仙洞御製の序題號ヲ亦勅賜也此書左少將源吉保（柳澤）選集丙戌初夏謄寫凡大部

一部ハ禁裏　一部ハ輪王寺宮　一部ハ鎌倉五山中　一部ハ東都月桂寺　一部ハ妙心寺

一部ハ侍從（吉里朝臣）

吉保朝臣室（曾雌氏之女也）以二古紙錄一卷一爲二附錄一云々

○侍御史呂陶言明堂降赦臣僚稱賀訖兩省官欲三往奠二司馬光一、是時程頤曰、子於二是日一哭則不レ歌、豈可二賀レ赦才了却往吊一レ喪、座客有レ難レ之曰、子於二此日一哭則不レ歌即不レ言二歌ハ不一レ哭、今已賀赦了却往吊レ喪於レ禮無レ害、蘇軾遂以二鄙語一戲二頤一、衆皆大笑結レ怨之端蓋自レ此始、

又國忌行香伊川令レ供二素饌一蘇子瞻詰レ之程門朱掞輩銜レ之遂立レ敵矣

程顥在ニ經莚一多用ニ古禮一蘇軾嫉下其不レ近ニ人情一遂嫌隙於レ是有ニ洛黨（程子門人）蜀黨（蘇軾等）朔黨（劉摯等）之語一

或人曰、一日にして愁喜をとふらふは今人の常のみ今程子の言のことくならは人情に遠からすや、且奸黨そしり有てより孔父仲か輩程子を譖誣して五鬼の魁と稱せり、かゝりしかは朝に在事久しからす、程子去て宋朝衰へ其禮を絶に至れり、程子毎に朝に立給はゝ丞相に至り國政あらたまりて宋室長久なるへきに、一旦の怨みに黨をたてゝ却て謗を招たまひけるは殘多き事ならすやと、予曰後世人の慶吊を見るに大方俗にいふ義理一篇といふか如し、こゝに來りてはいともめてたき事ともに聞まゐらせてともに悦ひ侍るなとへつらひいひ、其次手に死亡を吊すへき所近けれは立入り愁顏して笑止の言を盡す、其心に於ては更に愁喜なし是俳優の藝を施す時或ひは泣き或はわらひとかく人の面白からん事を欲して種々のすかたをなすに等し、夫他人の愁喜ある時われも亦同し心ありて他人の情を思ふにやるせなく往て慶吊す是人々實情に發して僞りかさる所にあらす、されは我親子姪の悦ひある日かしこに往て其足にて次手なからとて死亡をとふ事は今の人とても心に快からさる所ありとす、歳首拜年の賀に往て元三の日其儘死家に入る事は庸愚もせす、祝ふへき日は忌る事をせぬは人の實情なり、是を理會せは程子の實情より時君の降赦し給ふめてたきを賀したまひなから其足にて朋友の喪を吊し給ふさる事知るにかたからす、蘇子は禪子なり禮を知る者にあらす、座客も亦彼俳優に近き者なるへし、すへて君子と小人とは不レ合是故動もすれは已かしたらくなる身持の儘ならぬ氣の毒に思ふより君子の禮あるをそしるは小人の常也、朱公掞等の數輩自我師をあなとり犯すを見て銜めるは尤の事也、故に劉芝之曰、蘇軾は黨をたつるに心あり自是等の首となりて人を攻撃せる者なりたとへは兵家の如し朔黨は自守るの兵洛黨は敵に應するの兵蜀黨は隣を侵す兵なりといへり、程門は止む事を得すして黨の名を蒙れり、扨程子朝にあらは宋室の幸なるへしと是に似て非也、君子道をまけて立事なし、正立の君子を用ひさるは宋主の過ちにして天下

の不幸也、君子豈我れ朝にありて高官となり天下を左右し政をあらためて名をあらはすへしと思はんやさもしき心ある者こそ放遠貶黜をも悲しかりて如何なるわさをしても祿位にははなれさる謀をすなれ、程子たる所をしらすは何のうたかひか發るへき、洛黨とは奸邪小人より名つけたる故程門黨をたつるに心なし、君子は君子の友ありかたはらより見れは黨のことく侍なん。

○古自二濃州一至二尾州一路野上青野大墓赤坂（不破郡）自レ此越二墨俣川一出二小熊一（古尾州庄名也羽栗郡今屬二濃州一）加納（古書蚊野尾州羽栗郡今濃州）黒田（尾州）一ノ宮（同上）下津（同上）萱津（同上）

今自二濃州赤坂一經二墨俣一至二絹屋越一自レ此歴二狹原稻葉淸須一出二名古屋一行二熱田一

○古尾州國衙（今國府松下村自二一ノ宮一未ノ方）より增田（赤染右衛門歌によみし所也）へ出て萱津へ行今小路森及ひ古道の稱增田の西南の方村の名に有るも昔の路跡なるへし。

一ノ宮村の南は闕氏兼松氏伴氏佐分氏の古屋敷の跡あり（一の宮の四家といへるこれなり）

○中島郡堀田村（七ッ寺村の南）氷室村（篠田村の北）平野村（國府宮の坤の方）

紀長谷雄卿十三世左衛門督紀行義の子從五位上尾張守紀之高始て尾州中島郡堀田村に住す是堀田氏の先祖なり、平野村は從五位下右京進淸原枝賢始て住せしより平野氏と稱す、其子孫海東郡津島村に住せりと云々

○紀姓堀田系圖

○○孝元天皇―彥太忍信命―屋主忍武雄心命―

―武內宿禰 生二于紀伊一應神天皇九年 賜二紀ノ姓一齡三百八十才云々

―本兎宿禰 執政齡一百廿八才

眞鳥宿禰 號二平群（ヘンクリ）ノ大臣一 齡三百餘才

谷寢臣（シヒノヲミ）谷一ニ玆 又作レ鮪 ― 有昨臣 有ニ久比臣一 一本咋ノ上へ ― 小足臣

鹽手臣 ― 古朝 作 ― 大口臣 皇極朝 ― 大人 改ニ宿禰（イカガフト）一賜ニ朝臣一正三位 大納言始也

益人 田口姓祖 一本無ニ此人一 ― 諸人 光仁外祖 贈ニ太政大臣 ― 麿 大納言 文武朝

飯麿 鎭守府將軍 本名奈良麿 ― 宿奈麿 正三位 桓武朝 ― 古佐美 大納言

廣濱 肥後守 平城朝 ― 長江 式部太輔 ― 魚弼 山城守 魚一ニ作レ兼

國守 典藥頭 ― 扶範 彈正忠扶一ニ貞

長谷雄 鴻儒號紀納言 中納言從三位 ― 濟光 參議從三位 濟一ニ降 ― 文利 紀伊守

忠道 紀伊守出雲守 中納言從三位 ― 家俊 紀伊守 ― 宗信 彈正少弼

宗雅 大藏太輔 ― 定綱 宮內少輔 一ニ宗綱 ― 俊文 紀伊守從四位下 千載風雅作者

俊重 紀伊守 ― 宗遠 阿波守 ― 重滿 阿波守一本俊文 重道重滿行儀ト云々

行義 左衛門督

行高 行一作レ之始移ニ住尾張國中島郡堀田村一尾張守從五位下 母今川貞世弟蒲原氏兼ノ女也

正恭 堀田彌五郎右衛門佐從五位下興國四年正月於ニ四條畷一戰一ニ作ニ之泰一於ニ尾州津島立ニ祖神武內之祠一俗呼ニ彌

五郎殿ト

之盛 一ニ作ニ正盛ー修理大夫 新續古今集ノ作者 ― 正重 尾張守宇津峰宮方 應永年移尾州津島村

正時 彌ニ郎 ― 正綱 兵部太輔 ― 正純 兵部太輔

女子 源良王ノ室良王ハ宗良親王ノ孫 尹良王ノ子也

正道 加賀守 屬織田備後守信秀 ― 正眞 孫右衛門法名道悦 子孫多矣

右尾州津島堀田氏系譜、正恭之裔安ノ當細ー見浦ー上等諸氏亦多矣、

○清源姓平野系圖

○○業忠 舍人親王十三世大外記淸原賴業十一代孫少納言宗業子也 始名良宣 正三位主水頭宇津峰宮ノ應永中移ニ入尾州津島ー後與ニ宗賢ニ入ニ吉野ー歷レ年歸洛仕ニ于北朝ー領ニ尾州津島郡平野村ー

宗賢 正三位贈從二位 船橋伏原ノ祖 ― 枝賢 平野右京進 ― 國賢 少納言

秀賢 昇殿藏人 子孫仕ニ朝廷ー

宣賢 從二位環翠軒 實ハト部兼俱ノ子也

宗長 平野主水正實ハ尾州赤目城主 橫井越前守平政時ノ子也 ― 宗房 修理大夫 主水正母ハ堀田 正盛女也

照 —— 尻

- 賢長　右京亮子孫仕二北條家一爲二駿州善等寺城主一法名万久　武勇之人也子孫改二神田一駿州修理亮等是也
- 宣政　新左衛門仕二平信長公一於二本能寺一戰死
- 業賢　主水正
  - 兼右　爲ト部兼滿之嗣左兵衛督從二位　吉田相續萩原之祖
- 長治　平野甚右衛門仕二平信長公一　爲二平野右京亮入道万久之嗣一
- 長泰　平野權平從五位下遠江守武功之人也始仕二豐臣秀吉公一後奉二仕神君及台德公一
- 長重　九右衛門
  - 長勝　權平

古尾州津島平野氏家譜也、右二姓系圖見二寛永御撰諸家系圖及船橋家譜等及家傳系譜一、

○長坂氏姓は弓削平岩都築なと同祖なりといふ、始め三州額田郡大林に住す。長坂太刀帶（タテハキ）と稱せし其裔長坂彥五郎信政　淸康君に仕へて武功を勵ししは〳〵鎗を以て其功をなす血鎗にかはく時なしと時人稱せし、淸康君便ち名を賜ひて血鎗九郎と號す（俗に茶利九郎と呼ふ）其子彥五郎信宅神君に仕へて亦血鎗九郎と號す。

武勇父に劣らさりし其子權七郎信吉　台德公に奉仕す、其子彥五郎忠高本多內記に仕へて茶利九郎と稱し次男一正は信吉か嗣となりて權七郎と名つく今尾府下奉仕の長坂氏もまた信政の裔也。

○寛永十八年二月有台命諸家系圖修撰

總裁　太田備中守資宗

奉行（御書預り）星合伊左衛門具枚　（同）三雲內記定氏　（同）西尾加左衛門正信

（同）　闕兵三郎正成

右四人十一月朔依レ命奉ニ行之一

林道春

此外儒臣數輩爲ニ執筆一僧徒又出席

○劉根傳云、人思ニ形狀一可ニ以長生一用ニ九寸明鏡一照レ面孰視、令ヨ自識ニ已身形一久則身神不レ散疾患不レ入云云、李時珍本草發明曰、鏡乃金水之精内明外暗古鏡如ニ古劍一若レ有ニ神明一云々(本草綱目ノ八)

謹て按するに我皇太神岩屋に隱れたまひし時鏡を鑄てこれを懸これ太神の身神をして散せさらしめん爲歟、鎭魂の祭もこれより事起れるを考へしるへし其九寸の鏡といふは我八咫の御鏡に方量ひとしく侍るにや、凡古鏡の靈異ありて邪魅忤怨を避け疫をはらひ病を照し吉兆を兆せしためし龍江錄異聞記樵牧か閑談西京雜記酉陽雜爼松窓錄宋史雲仙錄等に多く見えたり、固より妖妄の事多しといへとも鏡に神靈ありし事なれは博の爲にこれを記す。神書を講する人これらの說をも知置へきかも。

○京師法性寺は太政大臣藤忠通草創有しいと大き成し寺なり、供養の日行幸なんとありし事榮花物かたりに見ゆ、其廢寺となりしは徒然草に記せり、今は其跡たになし佛像及ひ堂舍は東福寺に遷せしもの多しとかや、我尾州中島郡國衙の國分寺もいつれの時か荒廢して堂舍證狀なとは妙興禪寺の有となり侍るとなん、古今うつりかはれるさま是のみならす。

○世俗稱ニ巫女一爲ニ神子(倭訓美乎)或人曰此美加武乎(即巫之和語)略言也ト

按楚辭雲中君朱註云、靈神所レ降也楚人名レ巫爲ニ靈子一若レ曰ニ神之子一以レ此見レ之則美乎之稱倭漢同ニ其意一【割註】美者尊稱脩(ツブサニ)云ニ伊美一齊之意而用ニ御字一亦云レ美云ニ遠武一因擧楚辭禮魂曰成レ禮兮會皷傳芭代舞注會皷急疾擊レ皷也芭與レ葩同シ巫所レ持草也云々神代卷上ノ一書曰伊弉並尊云々祭ニ此神之魂一者花時以レ花祭亦用ニ皷吹幡旗一歌舞而祭矣是亦東西一般歟其巫所レ持之香草者古事記所謂手草結ニ小竹ノ葉一似レ之此亦我國招魂之時或降レ神祭所レ爲レ之也一

○古渡犬堂の緣起は犬寺の記事を以てす附會の事也、按に高野四所明神の圖階下黑白二犬を畫く、これは空海弘仁中高野山に攀登るの際に犬有て導く然して弓矢を帶せし化人山を指示せし精舍建山後狩場明神と號して祀れり其始めの形圖すと密家の僧いへり、犬堂も眞言宗なれは鎭守の爲に本尊の脇に二犬を置くと見ゆ、後世其起りを忘れて牽合の說をなす、丹治系圖に宮內太郞大山師家義といふもの弘仁中弘法を導て高野を開かしむ、依之丹生明神と祀れるよしあり、これもまた狩場明神の故事を附記するかと寬永御撰の武家系圖に記せり。

○神君三州東條の城を拔たまひし時、天野三郞兵衞康景をしてこれを受とらしめたまひし、其後他城を獲させ玉ひぬれは必康景をして受取しめ給ふ東條の御吉例なりとかや、所謂三州の東條吉田長篠瀧坂、遠州の懸川、駿州田中江尻興國寺、尾州淸須小牧前田蟹江、勢州濱田、豆州下田、武州八王子、攝州大坂西の丸等なり一度も不覺なく受取事御感に預し由御撰の譜に見えたり。

○世謂惡七兵衞景淸賴朝をはからんか爲に南都大佛供養の時大衆のまねして顯はれしと、亦云眼に魚鱗を覆ひ盲人の形となりて幕下を伺ひしといへり。

按に東大寺にて大衆の如くして伺ひしは薩摩中將といひし者也(保曆間記の中)鱗を眼にあてはかりしは上總五郞兵衛尉なり(東鑑十二)これらの事古書世に出さりし時誤りつたへて皆景淸とせり。

○林類曰、死之與㆑生一往一反故死㆓於是㆒者安知㆑不㆑生㆓於彼㆒云々、又安知㆘吾今之死不㆑愈㆓昔之生㆒乎云々(列子上天瑞)

死是生彼浮屠氏所謂輪回也、是說元出㆓於列子㆒、疑浮屠之說取㆑之以爲㆓己之事㆒歟、且周穆王篇所謂西極化人爲㆓奇術㆒、或上㆑天而暨㆓天宮㆒等說、浮屠本㆑之爲㆓天道之說㆒、仲尼篇所謂西方聖者是設㆓西方淨土㆒、以爲㆑說根本歟、

○既死豈在㆑我哉、焚㆑之亦可也、沉㆑之亦可也、瘞㆑之亦可也、露㆑之亦可也、衣㆑薪而棄㆓諸講壑㆒亦可也、

褒衣繡裳而納ニ諸石椁一亦可也、唯所レ遇焉（列子ノ下楊朱篇）
是浮屠謂ニ火葬土葬野葬林葬等一、全同ニ浮屠之説一、皆中國異端陳言而不ニ天竺之事一歟、亦放生之説出ニ說符篇一、不ニ浮屠始言（フルヒタルコト）一夫列莊之書謂ニ生死一而不レ止、是知彼有ニ死生之惑一、浮屠彌謂レ之者多々迷レ之、尤甚者以レ之可レ知也。

○藝州の吉川氏は工藤祐經の裔小早川氏は土肥實平の末也、然るに小早川中務少輔詮平子なし毛利元就の三男又四郎隆景を養て子とす、是小早川權中納言なり、詮平子を太郎元平といふありし盲人となれり。中西黨は雲州尼子家の麾下なりけり。

○或人曰、頃日野史軍記の類ひはてもなく世に出て行はる書林秘書としてこれを衒ひ寫さしむ、彼書大方いつはり多し、東都にて作れるは事くはし過て虚誕也、京にて述せるは武門の吟味くらき事多しと、予曰彼書を以てこと〲く僞りといふもまた僞也、本書古記以て據とせるもの少からす、亦始終を實とするもかたくなゝりけり、孟子のこと〲く書を信せは書なきにしかすとのたまひしをよく理會すへきかも。

○文明の頃にやある人他國にゆく事侍りし、年頃らうたく思ひはへりしわらはのやまひにわつらひて殘り侍りしか、送行し侍る詩に

君去往ニ他郷一　吾今臥ニ病床一　訃音如レ落レ耳　莫レ惜ニ一爐香一

となんいひける客中に彼童はかなく成しかはふたゝひ人間に交はらすして修行しけるとかや、或記に見えしこそ哀も常ならす覺えはへりしか。

○　相送相迎月下門　一朝恨是一宵恩　春風立盡綠苔路　幾拂ニ落花一看ニ履痕一

右は僧の横川の作也

不レ意獨窓殘夜夢　佳君同宿解ニ愁情一　覺來枕上無ニ人語一　只扣曉天鐘一聲

これは僧の義堂か詩なりとかや、雪嶺か夢中携レ手欲ニ相語一、破曉風驚亦斷腸と作りしは增れる姿ともいふへし、凡戀慕の詩は我國の人多くも作り侍さるにや、和歌にて情を述はへる故なるへし、唐人の情深く筆し侍る詞猶多かる、窓殘ニ夜月一人何處、簾捲ニ東風一燕復來と作りしは後の朝の情、遠信無レ憑雁北還、東風吹恨滿春山とも閑到蘭花亦一年、不レ成ニ佳夢一只孤眠なんといひしはあはぬつらさを詠せし句也、友レ隨幾度綉停レ針、秋入ニ天涯一恨轉深と誦せしは物思ふ姿見る心地そしはへる、凡詩歌の情ならすは誰か心胸の思ひを傳へ侍るへき我八雲の神詠より今に絶せぬことのはの道誰か學はさらんや。

○男子作過(房事也)大多精氣耗脱死ニ於婦人身上ニ者、眞僞不レ可レ不レ察、眞則陽不レ衰僞者則痿無寃錄下に見えたり國に吏たらん者かゝる事を知らされは奸婦の爲に欺かれて寃死を解事能はし、季世毎に無學の身にして人の上に立つ實に民をあやまる事少からす。

○大阪の役諸軍兵糧毎日一千五百石を頒給ふ(三十萬人の食也)遠國の兵には一倍を下し賜はりけり。

○我國年號大寶を始とす其前へ年號有といへとも一時の嘉號也、まして佛書にいへる我年號は史にのせさる所也、唐土とても史外の年號あまた見え侍る紀年通譜に道書を引て赤明上皇無極永壽等の年號をいへり、亦楊雄か蜀王本紀に望帝位を鼈靈に禪り後鼈靈を叢帝と稱し年を方通と號せしよし事物紀源の一に見えたり。

○我國至尊を天皇と稱し奉るは唐の例を學へり

按するに唐の高宗上元二年九月壬辰みかとを始て天皇と稱しける、亦皇帝の號は中宗の神龜元年十月諸臣尊號を奉りて應神皇帝といひしよりそ始とかや、玄宗の開元以來常制となりて必す尊號を奉りける、代々をへて宋の神宗凞寧中虛名無實の事なりとて止られけるとかや、凡そ尊號の事諸臣のへつらひよりおこりてみたりに好字をあまた奉りける一人は德によりて尊とし名によりて貴にはあらす。

○兵主考

按兵主神者謂二素盞嗚尊一也、諸神記爲二八千矛神一而未レ爲二至當一通二考神名帳一其證五也、大和國城上郡穴師座兵主神社、上ニ載二大神大物主一下ニ載二卷向座若御魂一舊事紀素盞嗚尊乞二食物於大御食都姫神一大倭本紀（釋日本紀引用）云御食津神今穴師社所レ座、據二舊事紀ノ文一以二素盞嗚御食津神一祠二一山兩地歟（是一）同郡穴師大兵主神社稔代神社稔代食神也、是亦意同レ上、兵主神非二八千矛神一可二以見一（是一）近江國野州郡兵主神社、今俗訛二兵主一云二閇曾村天王一世以二素盞嗚一稱二牛頭天王一於レ今土民之所二傳來一可二亦證一焉（是三）播磨國飾磨郡射楯兵主神社二座今廣峰社在二飾磨郡一是乎、諸記云、山城祇園社元自二廣峰一所レ移也、射楯者素盞嗚尊子五十猛神與二射楯一言相渉（是四）壹岐島壹岐郡住吉神社、兵主神社、舊事紀云、詔素盞嗚尊者所二知シロシメセ海原一矣、詔寄賜矣今列二海神一則兵主神者素盞嗚尊也明矣（是五）

右者度會延經神主の考也

○房州勝山の町に奇麗なる藥師堂あり、此如來そのかみより靈驗あらたにまします故不斷參詣の人絕間なし爰にある有德の町人召仕ひける下女此如來をは信心しいとまあれは詣てけるか、流石事しけき勤ゆゑ不斷は步みをははこふ事能はす每日我すはれる食の初穗を此如來に奉るとて我膳の片脇に置、食事しまひて此あかりをは我戴きけりかやうにいたせる事既に二年にあまりぬ、或時此女日暮ねやに入せ髮を梳りぬ灯もなくてくらかりしかけづる度に髮の中より火㷔はら〳〵とこほる女驚き取むとすれは消てなし、又梳れはまたいつる其さま螢抔の多くあつまりて散かことし、件の女はしり出主人に此よしを訟ふ一家こと〳〵く集り見て例しなき物の怪なりいつれ宜しき事は有ましとて彼女を追出せり女泣々まとひありきけるか如何したりけん富貴の妻となりて子とも多く產り、此女富貴の妻となりてより猶藥師をは信心せしに、ある時御夢想をうけしとて病人をましなひけるに如何やうの病にても治せすといふ事なし、十里二十里をへたてし諸病人賴み來りて門前に市をなす是藥師如來の授け給ふましなひ疑ふへくもあらす誠に有かたき事にそ云云。

代醉篇王行甫云、家兄嘉甫の衣を解は常に火星轉ひいつる亦頭を梳れは髮髻の中より晶熒流落ゝこれは陽氣茂熾の驗也、貴徵にあらされは命長き徵也。

右は或人のもとにて見しまゝこゝに寫す、彼火星も亦物の疾にして佛驗にあらす、浮屠氏是等の事を以て世を迷はす事毎々也。

○河野家系圖を見しに

○○孝靈天皇――彦狭島命 第四ノ皇子 號二伊豫親王一
- 一ノ御子 大宅姓　從一位諸山積神社 三島大明神是也
- 二ノ御子 三宅姓　兒島氏ノ祖
- 小千(ヲチミコ)御子　河野氏ノ祖

按此系圖大宅姓祖以二三島神一、夫伊與三島神ハ大山祇命ニシテ元韓ヨリ降臨ノ由釋日本紀ニミエタリ、今孝靈帝孫ヲ以テ三島ノ神トスルコト蓋シ三島別宮歟神號モ亦諸山積命ト號ス書シテ以テ疑ヲ傳フ。

○寶永三年丙戌十一月二日夜丑刻勢州山田の中島より出火山田中こと〳〵く燒火、岡本より東尾部阪の下にて火消す、三日の申刻に至る神宮恙なくわたらせ給ふ、月讀及大間國生の社の邊り在家燒火すといへとも神社無事にまし〳〵ける、宮司幷一禰宜檜垣三位の館を始め權の禰宜等の家皆燒亡と云々。御間廣新町鍛冶垣外等東北のかた少し殘れりとそ。

○朱子曰、爲二守令一第一是民事爲レ重、其次則便是軍政今人都不二理會一(語類百十二)

宋の代處々軍事ある時猶斯のことし、太平日久しき時は上み驕り費す所多して民にとる事古しへに倍す、故に民衣食にとほしく妻子をたも保事能はす況軍事に供すへき力なきをや。

○今州郡無レ兵無レ權(語類百十)

むかしは朝に卿遂の兵あり國に連師の兵あり、內外相維し緩急相制して賊をはらひ民を保事子弟の父君を衛るか如し、後世農と兵と兩樣になりて村落民かしけ兵なく權なき事和漢異ならず、然して太平の日兵士次第に軍事を忘れ剛强のふるまひを改め、ひたする柔怯なりこゝに於て內外權なく只驕泰に安んするのみ。

○今日將官全無二意思一只似二人家驕子弟一了褒衣慱帶談二道理一說二詩書一寫二好字一事二發遣一如レ此何益二於事一(同上)

我國今日軍法者といふ者多し、四五十年前の軍者は大概兵器の製を敎へ軍立の人賦りを說し、其後は源平の戰ひ太平記の軍物かたりなんととて少しく已れか見にて評を付て愚俗を敎へける、一變して楠流そ甲州流そ越後傳なんと門派を立て互ひに勝負を論せし、再變して或は孫吳の書によりて說をなし或は聖賢の語を假て道理を講し、軍法は平世の受用也とのゝしる、其身は官奴のことく權勢にへつらひ專ら名利を釣る媒をなすのみ。

○問所謂文臣不レ愛レ錢、武臣不レ惜レ命當二太平一告二之先生前一、只笑曰、後來文官亦愛レ錢(語類百十二取レ意)

○萬葉(十八)曰敎ニ喩史生(フヒト)尾張少咋(ヲクヒ)一歌一首并短歌五月十五日作レ之守大伴宿禰家持、

按するに史生は越中の史生なり、守とは時に家持越中守にて在國す、五月は天平感寶元年の五月也、天平勝寶也。

○思ひあまり出にし玉の有らん夜深く見えは玉むすひせよ

玉はみつぬしはたれともしらねとも結ひそとむるしたかへのつま

此外萬葉集の歌に人たまのさ靑(アヲ)なるなんとあれは、人たま飛といふ事我國久しくいふ事にこそ。

○神代より忌といふなる五月雨のこなたに人を見るよしもかな

實明親王の歌也、五月婚姻を忌む事からの書にも有にや、我國いにしへよりの禁忌と見えたり、思ふに陰始て生する時なれは吉禮に忌ける事歟、并弉並尊神あかりの事を五月に配する秘あれは神代より忌むといふなるにや。

○見る石のおもてに物は書さりき竹の揚技はつかはさりしを

菅家の御記に出たり、竹の揚技も久しき風俗と覺ゆ、凡そ今の俗間にいひつたふる事多くは古歌にあり夫木集等を考ふへし。

○藤原大中臣卜部

- 天兒屋命十九世 中臣 常盤大連
  - 可多能祜大連
- 御食子大連
  - 藤原 大織冠鎌子
- 國子大連
  - 垂目連
    - 小錦上 鳥麿

國足
小山中
名代　從四位下　刑部太輔
伊賀麿　春日社神主ノ祖

意美麿　神祇伯
大中臣
淸麿

今麿　祭主及伊勢本宮司ノ祖

諸魚　吉田家傳以二諸魚三世平麿一爲二卜部祖一云々

按三代實錄云、元慶五年十二月五日尾張國中島郡從五位下丹波介卜部宿禰平麿卒、伊豆國人也、習二龜卜之道一爲二神祇官卜部一云々、平麿非二淸麿之系一、伊豆國壹演法師子也、亦今ノ吉田卜部壹岐島人卜部是雄之裔也、按延喜式有二壹岐卜部對馬卜部伊豆卜部等一、平麿者伊豆卜部而住二尾張國一、初神祇官下司卜部也、然吉田系圖平麿改二中臣一、賜二卜部姓一、任二神祇伯一、皆僞說也亦波家說曰、兒屋命十世巨乃狹山命之子雷大臣始賜二卜部姓一云々、實錄無二雷大臣者一、神功皇后紀所謂以二中臣烏賊津使主一、或書二雷臣一、以レ之誤傳者歟、但無レ賜二卜部姓於雷臣一、且不レ任二大臣一、何謾爲二僞系虛誕一以欺二天下一乎。

隱

○始祖　始立二根甚一瓶レ業之祖　或曰二鼻祖一
先祖　非二一代一自二始祖之子一至二高祖之父一
高祖　最高在レ上
曾祖　推レ上祖轉增益也
大父　祖父
父

尻

己
子 有二伯子アニ次子ツギ季子オト、亞子ヲト等一
孫 孫者續也 二祖之後一
曾孫 曾ハ緬レ重
玄孫 玄懸也與二高祖一相懸也
來孫 言者往來之親
〓弟孫 〓弟ハ後也、亦貫也情遠而以レ禮貫二連之一也
仍孫 仍重也、ヘ曰以レ禮仍者之耳
雲孫 謂三遠玄如浮二雲一也
耳孫 言其去二高祖一甚遠但耳二聞之一也是非二一代一
後胤

○熱田大宮正殿土用殿あり、習說を按するに土用殿の字なし渡用御殿と號するは今御戶立を安置し神饌を供する神殿の事なり(今は渡殿ワタリドノと稱す)草薙の神劍おさまらせ給ふは實に寶庫也、吉川惟足の學世に弘まりし後寶庫を土用の御殿と稱し、土用の文字に付て土金の事を附會し秘傳とのゝしる、尾張氏の家傳に曾て沙汰なき事なり大殿を渡用の御殿と號する事は代々遷宮の記に見えたり、習合家の書には土用御殿の號中世より見えたり。

○貞享三年重修の時治部大輔季通私に議して草薙劍を取出し奉り御樋を新に製して藏奉しける、神忠に似て不敬の事にや中も憚ある神器を凡人として出し奉りしこそあさましかりし、數年の間に季通及ひ其時の神役人等皆罪に處せられ侍りしも神罰と覺えはへる、寶劍の寸尺及ひ殿內の御かさり尾張の宿禰仲賴に傳え侍りしかとも、恐多き御事なれは敢て口外に出すへきにあらす、凡そ神劍の秘正殿の御體渡用

殿の御戸立の傳御正印の御筐八劍宮の御璽等尾張氏の直傳を受さるものは皆推量の私說なるへし、たとひ是を傳ふるとも敬神如在の誠を存せは輕々しく他にいふ事なかれ、予幸に故ありて盡くこれを傳受す然れとも敬心のあまり筆にあらはさす欽哉。

○熱田大宮司季範朝臣より以來藤氏相續して補レ之、然るに從五位上加賀守季國朝臣男子なかりしかはト部兼永の三男を以て嗣とす是を紀伊守季通といふ今の大宮司家の祖なり(大宮司家傳の系譜に見ゆ)然れは藤原を稱すといへ共實はト部姓也【割註】或ハ刑部少輔高季嗣駿河守晴範者兼永三男也此家斷絕云々」

按するに季通の裔代々大宮司職に補すといへとも或は戰場に橫死し、亦は罪に配せられなんとして命を全くせす神慮に叶はさる事あるにや、就中千秋四郎の母は平信長公の愛女の乳母たるによりて其勢他に異にして所領を拜せし、四郎季忠別腹の兄千秋五郎季重と家督を爭ひしか、信長公五郎か大宮司職を解して追出に及びし時家傳の舊記多くは散亡せしとかや、四郎か母死して後彼領他を岡部又右衞門私に領得せしより今に傳へ有とそ、按するに信長の妾(熱田中瀨村の者其父を俗に猫の目と云ひし)女子を生す彼妾種姓賤しかりしかば岡部氏の女とす、信長愛幸を以て岡部氏を熱田の匠守とせり(元來大工也)其折から罪人(クラカケ傳十郎)ありて欠所の地三十餘町ありしを岡部氏に賜けるとなん、千秋四郎の母は彼愛妾の生める女子の乳母也。

○武將御狩時山神祭矢口祭と云事あり

折敷一枚ニ盛餅三色餅數九枚(黑餅三ツ左赤餅三ツ中白餅三ツ右)右三枚折敷各如レ此調進也(餅長サ八寸サ廣三寸厚一寸)

射手蹲居して白餅を取て中に置赤餅を右のかたに置其後三色各一つつゝ取て重ぬ(黑ハ上へ赤ハ中カ白ハ下へ)座の左りへ供して山神をまつる

次に亦前のことく三色を取かさねて自三口食レ之(始は餅の中次に左の廉次に右の廉、次に微音に矢聲

を發す次に盃酒其他故實多し、傳へてしるへし東鑑十三にも此事あり
按するに今世十月亥の日の餅黒赤白三種（朝廷如ㇾ此有）を調進す亥の日の餅は唐土の風といへとも餅の製は矢口祭りのする所に似たり、亥は猪也といへは狩場の式を用ひ來れるにやしりかたし、亦衣幕の紋に黒餅あり（黒田氏等用ㇾ之）これもまた中世の武士矢口祭りの黒餅をもつて家の紋とせしよし或書に見侍りしさも有へき事也。

○鍛工

天國（大和國住）—天座（同上）—安綱（號二大原五郎大夫一住伯州會見郡鬼切作者也）

○魚住太夫房は文和四年赤松氏に屬して討死す、また長祿の頃魚住氏多し（上月記に見ゆ）皆赤松の氏族也、大永の頃にや尾州春日井郡鹿田村に魚住人隼人祐則氏といふ者住せし、亦同村に大口左京亮とかや宮方の殘類あり今村氏に其子孫多かる。

○源尊氏薨して長壽寺殿と號せしよし園大暦に見えたり、公卿補任に延文三年六月三日贈左大臣從一位云々、贈爵の詔書は園大暦にあり。

○建武三年正月八日洛西峯堂合戰の時酒井六郎貞信（一作二九郎眞信一）といふ者あり三州木貫の酒井とは異なるか、按するに貞信は將軍方の士久下波々伯部等と與せし三州酒井はもと宮方大館氏の流なりといふ。

○新田は庄世良由は村名也

○僧疎石字夢窓初名智謚燿二正覺心宗普濟玄猷拂統天龍國師一

○後醍醐院時彈正尹ノ宮ヲ尾張宮ト號ス、一ニハ尾崎ノ宮ト稱す。

○南方紀傳南朝系天野周防守興良親王ヲ執フト
これ恐らくはあやまれり、興良は宗良親王の御子周防守は宮方にて興良王と同時に武家方の俘となれ

り凡紀傳の書後人の附會多く見ゆ。

○堀田尾張守紀正重卒後號ニ正眞寺殿ハ今尾西津島正泉寺は堀田先祖香火道場なりと寺僧いへり、疑らくは眞の字を泉とあらためけるか抑誤りつたへて泉の字となしけるか覺束なし。

○僧階滿位法師位大法師位ノ外貞觀六年更三位ヲ立ツ法橋上人位(最教初テ叙ス)法眼和尚位(明詮初テ叙ス)法師大和尚位(眞雅初テ叙ス)三代實錄に見えたり。

寶永丙戌の冬盲人三島檢校を法印位になし下されける盲人僧官の初めなるへし

○後冷泉院長久五年奧州安部氏(賴時)亂を起す源賴義朝臣に詔して討しむる時陸奥守に任し鎭守府將軍を兼しむ、賴義東國の兵を卒して奧州に入賴時恐れて降れり、然るに其子貞任法に背き罪を犯せり賴義是を誅せんとす、賴時怒りて貞任と共に衣川の城によりて命をこはむ、賴義一萬の兵を以て是を攻たまへり天喜五年九月賴時誅に伏す貞任川﨑の城に籠る、康平五年七月淸原武則賴義を援け戰ひしかは、貞任及ひ宗任等の一族こと〳〵くくたり奧州平らきぬ、同六年賴義正四位下に叙し伊豫守に任す、これより源家大に武威をふるひ東國の武士自屬す、故に關東諸家代々源家の家人と稱す、平治亂後源賴朝を伊豆の國に配流せしは平家の不知也、東國は源氏の家人多き事を辨へさりしにや

○或問、世良田有親王御父子遊行上人の弟子とならせたまへり藤澤はいつれの代の時そ、予曰此事一卷に書して四國の上人持ありき侍る、先年見しかとも忘れぬ、三州大濱の稱名寺にかゝる事多く書記して有尋ぬへし、按するに一遍上人より十三世の他阿上人應永廿四年四月十日化す、十四世他阿上人此年より見住囘國して有親王御父子時衆とならせたまふ說あれは十四代の上人の時かと見えはへる。

○本多佐渡守は佞奸にして邪智ありよく　神君の御意をむかへて事をなす故に讒誣入る事やすかりしとかや、曾て秀吉薨去の際大阪舊功の臣等石田治郎少輔か罪を訟しかは頓て御誅伐あるへきかと佐渡守に問たまひけるに啓て曰　公大義の思召立あらは此度石田を伐たまはん事不可也、彼は大阪の舊臣等及ひ

天下の大小名悪んで亡なん事をはかれり、然らは秀頼幼少の時に乘して石田必らす亂を發すへし、其時諸將と議し給はゝ諸將悦ひ招かすして麾下の兵とならん、今石田を伐たまはゝ諸人の恨こゝに發して秀頼を補養せん、然るに　公獨り御出馬御弓矢の事あらは諸人かならすいふへし、公太閤の遺命を背き秀頼をころしたまふと此御名あらん事を恐ると、神君これを可とし誅伐の事止みしか程なく關ケ原の役起りて石田亡ひ諸大名これより御威に恐れ幕下に屬しけるとなん、佐渡守かゝる事を未前に理會しけるほとの智ありけれとも道をしらす、おのれ一人兵權を執んとしける故大久保氏(相摸守忠憐)等多く舊臣を讒しける事ありし。

○秀吉伏見の城を築き、樂慶の後、榊原式部太輔井伊兵部太輔本多中務太輔平岩主計頭等に歳末の祝儀としてひそかに黄金百枚つゝ賜はりしに、伊井本多は其儘拜受して神君に申さゝりし、榊原は　公に告て如何すべきと申　公仰に曰下し賜はりし物をいかて辭し申へきやと、平岩は初より是を受すして報して曰臣は關東奉公の身此祿を拜す故に衣食常に足れり豈他君の賜を貪り受へきやとて、彼金を御使に返しわたしける、かゝる廉直の心ありし故にや信康主千君及ひ敬公にさへ御後見とて附させ給ひし、此時直に御家老なと仰出されなんも大身の者に御遠慮の子細有しにや、何となく養ひ奉るへきよし命せられしかは外さまには御養子なんと申沙汰せしかとも敬公尾州封地の時主計頭已れか屬士等に公を拜せしめて我と汝等との君也、宜敷忠を盡し奉るへしといはれけるとそ。

○原田右門は元來京の町人後藤某か子金內とて美少年なりし、小笠原和泉守吉次寵幸して召使ひしかさか〳〵しき者なりけれは男になして三位中將家(忠吉卿)へ直參に出しける、三位家の御意にも合けるほとに登庸して物頭なんとなし玉へり、然れとも後には驕心甚しかりけれは吉次度々諫いましめける、三位家薨去の後は淸須の統所しはらくなかりしかは吉次を追て自尾州の權をも專らにすへしと思ひし故平岩主計頭敬公の傅として尾州へ登るよし聞えければ、忽ち木曾路まて迎の爲とてひそかにゆき尾州の事

ともくはしく語り、三位家の舊臣等足下を謾す必らす令に隨ふ事有へからすと讒しける、是より平岩か意に侫しく中よくなりける、神君誰にても尾州の事くはしく知たるものを駿府へさし下すへきよし仰ありける時、平岩氏原田を下せしか三位家の舊臣等命に隨はすしてやゝもすれは黨をなし侍るなんと讒しける、慶長十四年三月平岩氏申達する事ありて小笠原和泉守富永丹波守戸田加賀守松平攝津守松井石見守等采地を沒したまへりとかや、原田は久しく仕へ奉りて二千石を拜し國奉行となりしか、私慾食婪の事あらはれ刑せられ子孫跡なく成ける夫讒者とても皆僞をのみかまへなすにはあらす、昔梶原景時義經朝臣を讒せしも判官の日頃ありつる不義自立の所爲をあらはに申けるとなん、賢臣の國家の爲に私なく不道の臣を君にかくさす申事も趣は相似たりといへとも人は私を立るより人をうらみ他の非をうかゝひ其罪を君前に數へて人を亡ほし其身を全せんとする私より發る故其情異也、かゝる人一時は己の心の儘になる事あれとも人望つきて終には身と子孫と跡なくなり侍る、原田か讒出せし諸家は後亦仕へ奉りて今も榮えける、されは道を學はすして方を衒ひ時に乘して私情のまゝに振廻へるものは和漢古今上下皆滅亡し、正直にして道を學ひ義による人はたとへ命數ありて一時衰運にあふ事あれとも、後裔必綿々として無窮に至る人々愼まさるへけんや。

○敬公大坂の役に着したまひし御鎧は今少將義昌朝臣に傳へさせたまふ、前黃門公へは三位中將（忠吉卿）關ヶ原の合戰御功ありし時の銀作りの御具足を傳へさせたまひし、御甲は敬公寺尾土佐守に賜はりけるか此時差上しを一具になして進せられしとかや。

○大橋和泉守源信重は宗良親王の曾孫にして尾州津島神主の初〆良新の弟也、母は大橋定省の女あり當時信重を俗に津島大納言といひけるよし、此妻は熱田大宮司千秋氏の女とかや。

○文祿二年熱田祝師田島家々領三百五十三貫八百五十文當時の高五百三十石餘に當る。

○元祿三年六月智積院僧正信盛與二妙音院僧正卓玄一抗レ表請レ諡、冬十月勅諡二興教大師一、

是根來覺鍐上人也康治二年寂

○增上寺大僧正代々

貞譽大僧正（元祿七年閏五月初任レ之）　證譽大僧正　湛譽大僧正

○千度萬度の秡上世ある事なし、後一條院の時七度の秡といふ事野府記（小野宮殿御記なり）に見えたり、これそ數秡の始なるへし、安德天皇の前後より千萬度の秡を修しけるにや、其世の古書に見えたりと度會延經神主の談也。

○賀茂社　山城風土記別雷の神は丹塗の矢より生るゝ由云ふ、所謂丹塗矢は乙訓郡火雷神社に坐火雷命と云々、火雷命は火產靈也神代卷に軻遇突娶二埴山姫一生二雅產靈一云々、別雷と雅產靈と同し衣食祖神也猶甚深の口傳あり。

○富士ノ神を木ノ花開耶姫といふ是神號を配して木靈を稱す、木は山より生す故に大山祇の子とす、諸社此例多し神名になつみて見るへからす。

○朱先生五百年遠忌其像を圖して享す其祭文ニ曰維我聖曆元祿十二年歲次巳卯三月庚午朔初九巳寅

弟子藤原信景

敢昭告二于

先師朱子一曰伏以

先師大誕二南宋一再集二大成一德業精神徹二乾坤一貫二今古一雖二東西間一レ地

倭漢異レ俗而

聖神莫二遠不一レ至莫二感不一レ通苟誦二其書一講二其道一所下以得レ識二人倫一而免中禽獸上者豈學無レ不二

先師餘被之澤一矣以レ此（弟子）幸悅レ從二事

先師之學一每歲以二其忌辰一見二予

先師ニ恭饗致レ實亥廟刻年世乖ニ
先師卒後五百年一故新描二
其眞一而謹以二忌辰一恭修二釋菜之禮一以見二于此一尙饗

○丁亥元旦　　林信篤

椒酒傳盃恩澤分　金城曙色玉爐薫　海霞凝結集眞島　臺上春風壽大君

杜陽編曰日本國有二集眞島一島上有二凝霞臺一

○寶永四年正月十四日院御會始

寄道祝世　　御製

わかくにはもとたつ道もしきしまのやまとことのはよろつよの春

君かためいつゝ常の道もいま見えてさかふる千代のはつはる　關白兼熙

あふけ猶はるも幾はるいくちとせさかゆく君の道しあるよを　右大臣輔實

あふけ猶みちもさま／＼おこるよの中にことなるやまとことのは　從一位通茂

○勅ル經之於レ後別有二佛家契經一當順信受二三寶之爲レ最、何異二聖人大寶一正好歸依便是理之本源宜レ增二法之光耀一故僧正聖寶ハ小野始祖上宮再身會闢二醍醐靈場一恢張二密敎一亦創二東西名刹中一與二論宗一于レ茲當二八百年之遠忌一足二兒孫追懷一懇請宜諡曰二理源大師一

右三寶院貫主房演前大僧正上レ表請レ諡寶永四年丁亥正月十八日　勅使登二醍醐山一授二大師號勅書一五年戊子七月六日理源大師八百年忌云々

○遷宮年曆略記

皇太神宮内宮

垂仁天皇廿六年丁巳鎭二坐伊勢國度會宇治五鈴河上一

持統天皇四年庚寅九月遷宮(自此廿年爲造替式年)
元明天皇和銅二年己酉(自己酉至神龜五年戊辰廿年)
聖武皇帝天平元年己巳　同十九年丁亥　稱德皇帝天平神護二年丙午
桓武天皇延暦四年乙丑　同十一年壬申依炎燒臨時遷宮　嵯峨天皇弘仁元年庚寅
淳和天皇天長六年己酉　仁明天皇嘉祥二年己巳　清和天皇貞觀十年戊子
光孝天皇仁和二年丙午　醍醐天皇延喜五年乙丑　延長二年甲申
朱雀院天慶六年癸卯　村上天皇應和二年壬戌　圓融院天元四年辛巳
一條院長保二年庚子　後一條院寛仁三年己未　後朱雀院長暦二年戊寅
後冷泉院天喜五年丁酉　白河院承保三年丙辰(至此無假殿遷宮之儀)
堀川院寛治四年庚午十月廿二日遷假殿　嘉保二年乙亥正遷宮
鳥羽院天永元年庚寅假　永久二年甲午同三年乙未假遷東寶殿
崇德院長承二年癸丑正　近衞院久安二年乙丑假　仁平二年壬申正
高倉院嘉應元年己巳依炎燒臨時　承安元年辛卯正
同三年癸巳假遷東寶殿　後鳥羽院建久元年庚戌正　同七年丙辰假　同九年戊午假
土御門院承元三年己巳正　順德院建保六年戊寅假　承久二年庚辰
後堀川院安貞二年戊子正　四條院延應元年假己亥　仁治三年壬寅假
後深草院寶治元年丁未正　建長六年甲寅假　龜山院文應元年庚申假
文正三年丙寅正　後宇多院弘安二年己卯假　弘安八年乙酉正
伏見院正應三年庚寅假　同五年壬辰一宿假殿　永仁五年丁酉假
後二條院嘉元二年甲辰假十月　嘉元二年甲辰十二月正　花園院應長元年辛亥假

元享三年癸亥正　元德二年庚午假　光明院康永二年癸未正
後光嚴院貞治二年癸卯假　同三年甲辰正　後小松院明德二年辛未假
同年十二月正　應永七年庚辰一宿假殿東寶殿　同十八年辛卯正
同廿五年戊戌一宿假東寶殿　同廿七年庚子假　後花園院永享三年辛亥正
文安二年乙丑一宿假殿　寬正三年壬午正　後土御門院明應六年丁巳假
後柏原院永正十八年辛巳假　後奈良院天文十一年壬寅假　正親町院天正三年乙亥假
天正十三年乙酉正（自ㇾ是與二度會宮一同年遷宮也）　後陽成院慶長十四年己酉正
後水尾院寬永六年己巳正　後光明院慶安二年己丑正　仙洞寬文九年己酉正
天和二年壬辰假殿去年依二炎燒一也　今上元祿二年己巳正
寶永六年己丑九月二日正

度會宮外宮

雄略天皇廿二年戊午鎭二座伊勢國度會郡山田原一　天武天皇朱鳥二年壬辰遷宮
元明天皇和銅辛亥　聖武皇帝天平四年壬申　孝謙皇帝天平勝寶元年庚寅
神護景雲二年戊申　桓武天皇延曆六年丁卯　嵯峨天皇弘仁三年壬辰
淳和天皇天長八年辛亥　文德天皇仁壽元年辛未　淸和天皇貞觀十二年庚寅
宇多天皇寬平元年己酉　醍醐天皇延喜七年丁卯　延長四年丙戌
朱雀院天慶八年乙巳　村上天皇康保元年甲子　圓融院永觀元年癸未
一條院長保四年壬寅　後一條院治安元年辛酉　後朱雀院長元元年庚辰
後冷泉院康平二年己亥　白河院承曆二年戊午
堀河院寬治四年庚午十二月廿四日遷假殿　承德元年丁丑正遷宮

鳥羽院天永元年庚寅假　永久四年丙申正　崇徳院大治元年丙午假
保延元年乙卯正　近衛院久壽元年甲戌正　二條院永萬元年假
高倉院承安三年癸巳正　後鳥羽院建久三年壬午正　順徳院建暦元年辛未正
建保五年丁巳假　承久二年庚辰假　後堀河院寛喜二年庚寅正
四條院仁治二年辛丑假　後嵯峨院寛元元年癸卯假　同四年丙午假
後深草院寳治二年戊申假　建長元年己酉　龜山院文永五年戊辰正
後宇多院弘安十年丁亥正　後二條院嘉元四年丙午正　後醍醐院正中二年乙丑
崇光院貞和元年乙酉正　後圓融院康暦二年庚申正　後小松院嘉慶二年戊辰假
應永四年丁丑假　同七年庚辰正　同廿六年己亥正
後花園院永享元年己酉假　永享六年甲寅正　享徳元年壬申假
後土御門院文明十八年丙午十二月遷㆓古戸㆒明年四月依㆓兵火㆒假
後奈良院天文十年辛丑假　正親町院永祿六年癸亥正　天正五年辛巳假
同十三年乙酉正（自ㇾ是與㆓内宮㆒同年造替遷宮）　後陽成院慶長十四年己酉正
後水尾院寛永六年己巳正　後光明院慶安二年己丑正　仙洞寛文九年己酉正
今上元祿二年己巳正　寳永六年乙丑九月五日正

右二所遷宮年暦也別宮造替遷宮略ㇾ之

○伊豆國にくたりし人の方より文おこして古郷を思ふ旅ねも磯のとまやのあたしつれなき夢の關守となんなりはへる、かきたえて一筆の便さへきゝまゐらせぬなんと書て

　あはれしれあらはなきさの濱千鳥ゆくゑさためぬねのみなくとは

と聞えけるもあはれつきせすことつてし千鳥の跡にこそ立かへりへたてこし浪のゆくへも中々おほつか

なきに（本ノマヽ）浦なんとの里おとろ〳〵しく、海近く立白浪の音にぬれまさる袖おしてしるへきや
なと書おくり侍りし、便りつけて返しつかはすとて
伊豆の海立しら浪を音にきゝてたか思ひきや衣手ぬれんとは
○わらはより見しもの故ありて遠江國移住侍りけるか、過し年の冬かりに來りて昔今の物かたりなんと
し侍けるか、亦やてなんと契りて歸けるに、今年霜月の初にや身まかりけるよし或山寺よりいひこし侍
りける返事に
あはれなりそれをかきりの夢そともしらてやこえしさよの中山
○或人の新しき住居を賀しはへるとて
ひさしかれさかゆく宿はくれたけの末もやちよの霜をかさねて
禁庭雪を　ゆたかなる年のためしを玉しきのにはに御貢のつもるしらゆき
山居述懷　かひなしやのかれし山のをくまてもうきよのまゝの花はありけり
月前別戀　鳥のねにいそくわかれの夜をこめて月のみのこすねやのさむしろ

鹽尻　卷之二十一

○惣社參詣記

蒲月十一日母なりける人に供して國府の惣社に參詣し侍りし、道すから爰かしこ古き跡見侍りしかそのかみ國志撰はせましまし〳〵ける時、仰をかうふりて處々問尋侍りし事もあたにわすれ行ものとなれり、今はた見る舊村古跡をかたはし書とゝめて亦後のかたみにもと物し侍る、朝またきに出て田つらよりひわ島の橋に至り侍りぬ、此橋大小連りて近江の勢田にそ似はへる琵琶島の湖の名もちかきよせ有て興盡せす、皓々たる遠水源はるけく本州に入ては篠木柏井の兩庄の間を流れ侍るゆゑ庄内川といふとかや、風土記にのこりし大井田川は此流れにこそ、堀江の里過るほと難波の同し名も思ひ出られおしのうらはにとすんしてゆく、正覺寺は元武藏國忍にありしを故三位中將家改封の御時香火の場に擬て一百石の地を寄させおはしましける、三位家薨後には御院號のまゝに性高院と稱しける遷府の後名古屋に移して爰は支院となりぬ、五條川水凉しく蘆の綠いと淸し此橋は慶長七年六月懸させたまひし護柱の葱花形今名古府五條府に殘りて此所はおろそかなる橋と變侍る、川の端に牛頭天王の小祠ぃ歲每に六月十四の夜船をもやひ屋かたを架し物の音を調へて漕渡り侍る、燈毬綵の水にうつろひて津島の船燈を見る心地し侍る、よもすから般火數を盡していとも賑なりしか今年府下猥りに般火なんと有し故にや國の禁となりて此處も止めけると聞侍る、路より右の方山王の森あり宮の町といふ左に神明の社元は今の城跡に鎭め奉りしか、武衞家城營の事ありてこなたには移らせまし〳〵ぬ、舊り殘る繪馬の中に文祿二年の字見ゆるも久し、淸洲の城は管領斯波治部太輔義廉文明九年丁酉に中島の府館を移し城を築て居住せられし、萬里居士か書に此城にて犬追物見たりし事なんと侍る（文明十七年九月八日犬追と云々）其嗣左兵衛佐義

寛其子治部太輔相續て家督し八郡を左右せられしに天文廿三年七月十二日家老織田彦五郎信友叛逆んて義統を弑し城をうはへり、弘治元年信友か臣坂井大炊助大膳大夫なんといひし者織田孫三郎信光の爲に亡ほされし時贈相國信長兵を擧て此城を攻たまひし、四月二十日信友戰負て誅せられしかは頓て信長移住たまひけり、明年五月林信勝柴田勝家なんと名古屋に有て（名古屋は信長の叔父信光居城也）武藏守信行（信長の舍弟）を主とし侍らん事を謀り公に叛しかは、其八月合戰に及ひけるされ共勝家敗亡し信行盟書を淸洲へ奉りて和講なりにき、次の年亦信行異志の企有て終に此城にて害せられしとかや、永祿七年八月信長濃州稻葉山に（後岐阜と稱す）と移らせましくける後は前内大臣信雄故關白豐臣秀次（此時は近江中納言といふ）福島左衛門太夫正則なんと打續て居城せられし、慶長五年故三位家封せられましくけれとも同十二年薨玉ひしかは令弟故亞相公を封して邦君となし參らせ給ひし（慶長十二年四月封國）同十五年　神君列國の諸侯に命し愛知郡名古屋庄に大城を築しめ公官を移し給ひしより廢城の舊墟と成けり（今天守の臺及ひ大石二ツ三ツ殘れり）我曾祖正定も當城に仕まつりし其舊宅の跡は御園の邊なりと聞しはかりにていつくなりけんと思ふもなつかしき折節子規音つれ侍けれは

　荒まさる草のはらなるほとゝきすなくねはかりやむかしなるらん

城墟の北に中島の宮おはします（俗に御園の神明といふ）むかし倭姬命天照大神のみ靈を鎭奉らせ給ふとて國々に宮地を求めたまひしか、垂仁天皇の十六年辛丑美濃國伊久良河の宮より此所に遷し奉り三ケ月齋ましくける、國造縣主等御田を進り御船捧て壽き仕へまゐらせし、釆女忍媛も御田を獻し其子繼といふ人は天平瓦八十枚を造りて奉ける由風土記及ひ五月曆か慶雲二年の記なんとには記せり、されは皇太神暫くおはしましける所なれは御船代を納めて其舊跡をのこし侍る、其後は太神宮の御園となりて神税を貢しける今はさる事絕侍りけれと御園の神明と稱し奉りて御船の社倭姬の祠なすと其寄せも他に異にして立せ給ふ神さひにたる森の氣色もむかし覺え侍りて

片そきの内外わかれぬいにしへをこゝにみそのゝ跡そふりぬる

慶長六年の御制札は三位家の御名殘なりけり、總見院は入道内大臣常眞(信雄)建たまひし贈一品平公(信長)の菩提道場也是も今は名古屋に移し建て其跡にて侍る、長光寺(長立寺)は世にいふ六角堂也文徳天皇の仁壽元年に鎔範せし銅像の地藏を安置せり、此像凶事あらんとては汗を流し給ふけりといふ近き比も(元祿十一年四月十四日)流汗の事有しにや、義楚六帖に宋の徐州なる宗王寺の金佛の異をいへると一般なりけり、古き金銅の類は佛像ならてもかゝる事有にや侍らん、亦此像を當國六地藏の一寺といふ【割註】中島郡劉正寺長光寺丹羽郡常觀寺愛知郡成福寺如意寺海東郡地福院を中世より六地藏といふ」是は六ケ所に靈像の地藏あるといふ事あり秘抄問答なんとにいふ六種の形有には侍さるにや、堂の後板に書捨し筆の跡多し其中にわらはより見し者さまかへてとかくあはれに覺え侍りしか故ありて行衛なくのかれ去侍りし此室にあらはれなることの葉をことの葉をこま〲としるして

わかれ行みちの千草に袖ぬれてかくことのはもつゆそみたるゝ

と書のこせしを年へを見侍りしこそ亦あはれなりし其かたはらに

ことのはのかたみはかりをとゝめ置て身は雲水のゆく衛しらすも

と書添て侍りしも廿とせになり侍るにや、消のこりし文字も亦春秋をかさねて今はさたかに見え侍らす、是さへ隔てこし年月をも思はれてさらに袖をうるほしぬ

みつくきの岡の葛原跡たえてうらみし秋のことのはもなし

右は眞清田(マスミタ)(一の宮なり)へ參る道なり下津の里もまちかく見えはへるこれ其かみの京道なり左のかたそ今の海道なりける、曲路松並ひ平陸麥深しきぎす近く立て犬斜に走る早苗とる小田に蛙むれなくもえならす紅藍(ヘニ)色うつくしく紫荀(タカンナ)心よけに立のひ索居せる里々をとへは小池正明寺長束なんと答ふ、村鞋野情に稱ひて更に世縁にひかるゝ思ひなきそしはし塵の外なる心地し侍る、獨立乾坤廣く北は越の白山に

つらねて夏雲奇峯高し西は伊吹の山晴て薫風袂をかへす、程なく稲葉驛近くやかて北に向ひて國衙の庄に入侍る、過し六日いつもの御祭有しと覺えて遠四至の御しめ榊なんとも新に見え侍る、高御堂の里道の左に近く見えて吉祥寺なんと尋ねまほしく覺え侍けれと先御供所川に御秡し鳥居を過て宮門に參り侍る、抑當社は本州の國靈にして御領座いと久し御間城入彦(ミマキイリヒコ)天皇(スメラミコト)七年にや神地を定めまし／＼て封戸の御さたありし天背男命の裔島中直祭を奉りて齋奉りける、宮造りの制は光仁天皇の寶龜二年官符を下して定めたまひ、文德帝の仁壽三年六月官社に列しまし／＼ける是より代々の准冠もあまた度にして文治二年三月の宣命に從一位と聞えさせたまひしを、土御門院建仁元年二月十三日そ正一位の神階をは奉らしめ給ひぬ、弘長元年に宮號に進めまるらせらる建治元年に大神寶御奉納の御事有て御靈德もいや增侍りける、扨も國府宮三所と申奉るは延喜式に入らせたまひて國司祈念の御祭を奉せし御社なり、大宮と申はかけまくもかしこき尾張大國靈太神は即最初の主にて渡らせ給ふ神素盞烏尊の御子と習ひ侍るにそ、大御靈神社は大歳の御神の御子御魂大神と申て大倭神社と御同體也、文治の御位記從一位と國帳に錄し侍る、宗形神社は大國靈の大神六世の神孫吾田片隅命にして宗形の君等の遠祖也、俗には隅玉の社と稱す大御靈と同時に從二位の冠をそ授け奉られし猶も神秘のならひ侍るとかや傳へ承りしつき／＼新なる御しるしもいちしるく聞えさせたまふそ恭き、國家御榮を祈り奉るとておほけなき事なから國玉の御尊號を入れてみはへる

ひさしかれ我秋津國たまほこのみちある御代はよろつよまてに

御社の後に三株の杉樹あり、これなん當宮の御體とならひ奉るよし前神主朝議郎中島連秀富致へ申けるに實三輪御同體の御事を思出奉りて

こゝもまた神のしるしのあとふりて幾代へぬらん杉のむらたち

御垣は大きなる竹の限りもなく茂り重なりて綠の色めてたし、我老人の高さよはひに亦千代の數そへて

守り幸たまへと壽き祈奉りて母なる人にかくそ申侍る

　君そこんときはかきはのかけたかくおひそふ竹の千代のゆくすゑ

十五年前にまふて奉しもきのふのやうに覺え侍る、神殿時々重脩の御事有て遷宮の式も絶侍らぬそめてたき楼門鳥居なんと霜を重ねてふりまさり侍けれは神主より此比官に申けるとなん【割註】後伏見院御時にも其破壞に及ひしにや小野成政か解伏によつて嘉祿元年廟宣を下されける」神さひにたる宮居かしこく木立物ふりて松風心底をはらひ自清まはりて凉しへ覺ゆ、神宮寺には大日遍昭の大像を安して供僧本地の法身を祟む此堂の鰐口に永亨二年の字見えたるも古代の物也けり【割註】永亨二年中島郡鹿尾山蓮花寺の字あり疑らくは落合七郷の內蓮花寺の鰐口なるへし」廟舍の跡たつねて陵を拜す八坂瓊を瘞納大國靈の幸御魂とせし所とかや、梅樹生ひかへて微に春風一片の香を傳へ侍るにこそ、仲夏六日の祭に尸を此處へむかへ享酬の禮ありし尸を馬にのせ奉り南門にて桃の弧棘の矢をとらせまします式有とかや、左傳に（昭公四年）桃弧棘矢除其凶災と云本文侍る國中の凶邪を禳除する御祭なるへし梅花無盡藏には當社正月儺を追時に桃弧棘矢を用ゆるか如く書るはあやまりにや（明應年中儺追錢の證文今妙興寺の藏にあり）凡彼書には當宮所攝四十二王子の事なんと侍れと今は定かならぬにこそ、正月追儺の祭りに土餅髻燈の類を負せ芻靈を以て投擊追走らす是追儺の變也昔は鎭西のかた盛に行ひしとか筑前國香推宮住吉社なんとに歲首に鬼平らけの祭とて路人を捉へて追打けるとそ、神社の外太宰府の觀音寺にて每年脩正の日路人を得て鬼と稱し國府の男女騙打しとかや、湛惠といふ僧是にとられて憂目見し事元亨釋書に記せり、勢州安濃津なる觀音寺には今も鬼はしりとてかゝる事をなしける、是は二月十四日にや東鑑に鶴岡の神宮寺にて修正の結願に鬼はしりせて事見えたり、按に是いにしへ勅命にて行ひし釋氏修正終二月吉祥天女改過の法なんとに屬せし事と覺え侍る、和州長谷修正の終に鬼を追ふ事あり、頃年我熱田の神宮寺にても正月此事をはしめ侍る、是は路人を執促するに非す夫路行の旅人を捉へ侍るは溯南九江の淫祠に似

たり、追儺は人を以て神を祭るにあらされとも世俗は人を牲とする様にかたるもいふかし、美作國中山の神社にも人を祭りしなんと宇治拾遺にいへるは此類にや、されとも昔は人を祭りし事所々に有ける、仁徳帝の御時茨田連衫子河伯の淫祠を辨せし例しあり、文德天皇の御宇に藤原高房美濃國なる妖巫を刑せられしは其功西門豹か下にあらすそ侍る、亦なを人は此者に疫氣を負せて國中の災を一人に移す事なりといふ、異邦とてもかゝる事侍りしに宋景漢文の君いたましかりて其非を止給へり、通鑑綱目の文帝紀に除二秘祝一と大書し與へられしも斷なりけり、凡無辜の民を欺き捉へ困厄に就しめ疫氣を移して彼を禍せん事たとひ疫氣を除く功ありとも仁人君子はするに忍ひす侍らん、況神明非禮をや享けたまふへき近世に僞り作れる書(舊事大成經)に當社なをひの紀元を造言せしこそ罪深く覺えはへりし故君(誠公)の御問に任せて追儺の事を一卷に書て奉りて御世も永からましかはとかくの御措置もおはすへきにゆくりなく過させまし〱けるこそ實に本意なき御事なりけりと獨りのみ思ふに、かくて國府神主秀勝の家に入て休み侍る當社の祠官は天背男の裔中島連なり中世家衰へ系譜を失ひ侍るにこそ【割註】暦應二年八月廿四日爲賊夜討の事ありて久田宰相房祟害せられし貞應三年永仁六年正安四年嘉元元年元應二年等の御下知案紛失せし事久田幸德丸か欵狀に見えたり」武衛家當國を領せられし時神主正六位上秀定【割註】久田彌四郎と稱す是より先建武四年二月廿八日の廳宣にも久田彌四郎と見えたり代々の號と思はる」文龜年中に一百七十貫文の采地を拜して軍事に供し近境稲島村土端の城に住せし稲島は背男命の岩屋の跡を傳へ殘り侍る(村の西南に其舊跡あり今は稲荷社といふ)從一位久田の名神と國帳に載しは彼命を祭て此村に鎭らせまし〱けるか今は社も絶けりとなん、秀定か子正五位下秀守を野々部と稱せし其子正六位上成海は鹽津と稱號せし永祿の頃神職なり、織田信友主君を弑しける時國衙の神領なんとも私せしほとに神主家の彩邑も奪はれけるとかや、其子秀光(鹽川源六といふ)天正中信長に屬し武事を勤めし其弟秀政亦野々部の稱を嗣て祀を奉しぬ(元和二年卒す)其曾孫秀富正六位上に叙し兵庫助に任せらる今の神主

秀勝の父なりけり、久しき知人にて昔今の物かたりし侍りし、遙に日たけて松下の里をたつぬ荒し村ゆきゝまれにして古徑草茂くすみそめの森松深く落照綠に映して風聲瀟然たり、此社は國帳の脩理若御子天神にてまします、観音寺に入て昔を問へは度々池魚のわさわひ有て荒のみ増りけるとかや、わつかなる茅舍に彌陀の像を安置せり此像の中に元久某の年の字ありとそ、昔は山門の末寺にて堂塔も立並ひしとかや芳野の先生の御時にや淸拙大鑑禪師中興の祖となりて重建の事あり、昔有ける佛殿の本尊とて般若梵筐の印なる観自在の金像あり禪師の牌子も舊り殘り侍る、暦應二年正月十七日示寂しけるとなん孤村脩竹靜に疎磬聲さひし沓巷年ふりたる樣いとあはれなりけり、寺門を出て南を望めははる／＼しき田野の末海邊連りて霧暗し氣味閑中淡風烟野外佳なり村の民に高き民の家なんとある所を國衙屋敷と呼往昔の官府は此所なりけりと思ふに今はしる人さへなく侍けるそ本意なきうつり行世態を感しはへりて

松下無人孤柳睡　兎葵燕麥秀于時　千年事往山川老　遼鶴空歸一古址

代々の史を按するに成務帝の卽位四年詔して郡縣の首長を任し中區の蕃屛としたまへり、天武帝壬申の亂に當國へ幸有て兵を召れしに、國司守小子部連鉏鉤二萬の衆を率ゐて參りける由、日本紀に見え侍る是そ本州國司の始なるにや、天武天皇の御宇從五位下多治比の眞人水守國司に任せられし後綿々として受領の人絶えす國衙に在廳して介掾目史生を統へ郡司軍團を領して百姓を亨養し、農業を勸めて其本を治め、學校を備て其德をえらみ、孝義を擧て善行を表し、義倉をたてゝ荒凶に備へ、兵士を敎へ器杖を全して武備をかたくせられし烹鮮の職分憂の官實に一方の重荷八郡の倚賴なりし故に國內其令に從はさる所なかりしに、中世より諸院諸宮及廷臣の庄園とて其封戶を分ち各自私の吏を置て是を某の御庄司と稱せしかは、國に不輸の地許多出來て國司の號令至らさる所ありし、亦代々御願寺熾盛し造修の爲に重任の事多かりしかは受領功課正しからす、源二位賴朝卿賊を征して大樹に至り天下の總追補使となられし後、關東より所々に守護を居へ保司鄕司を補して是を地頭と呼ひ、鎌倉より其地左右せられしかは國

司は名のみになりける、元弘建武以來は國司守護もあるかひなく我儘に國郡を有して其國の守と稱せし、足利右馬頭泰氏の嫡子家氏當國の守に任せしより、其子家宗に傳へて亦尾張守となれりこれを斯波殿と申ける、其子右兵衛佐義將其子從三位左兵衛督義重相續て領せしかは武衛家と呼ける、其子右兵衛督義淳其子從三位義鄉(實は義淳の弟)其子千代德丸後に義健と名乘治部太輔に任せらる、此時迄公官いまた當村に在て家司織田氏代々國事を沙汰せし、治部太輔義廉文明年中に當國に來り、城を淸洲に築て住せられしより、昔の公館跡なく民屋田圃となれり國衙の名のみ殘り侍る故公廳學校のありし所もさたかならす侍る夫學校は道を敎へ人を導く本なり當國往古の學舍は爰に在て敎授の博士學生常員ありし事令に見え侍る、及第出身の發遣は國司の考課なりし、二仲の釋奠もいとめてたく行れけむ鄕夢頻催胡馬思橋題不信蜀龍心と尾張學士か都を懷ふ詩にのへし事基後の集には見えし、かゝる古跡もいつしか廢亡して國學二仲の祭文のみ延喜式朝野群載なんとにや殘りける、仁明帝の時國の學士一人にて數國を兼てをしへけれは諸生負笈の勞も有て學政昔のすかたにあらす、是そ我國學の衰へ初し時なるへし、其後亦每州博士を置たまへとも只詞章を專にして德義に及はさりし、白河院の御宇よりそ學校の敎授は絕にきされは鳥羽院の御政も正しからす頓て保元の亂出來てはらかの君天下を爭ひ、父子の臣戰ひに及ひしもめさましく、安德帝西海に沈ませたまひ三院遠島に遷されさせ給ひし後は、朝政跡なく成はへりし、九條後堀川の御廢立も皆東夷のはからひ參らせしそ口をしき、文永の帝思し召立し事もあへなくあらはれさせまし〱て告文を陪臣に下されしは例しなき御耻辱なりけり、後醍醐天皇代々の御憤をかさねて北條氏を滅し、一度は政朝廷にかへり侍けるも道をしろしめされざる故且は立かへるましき世運なりにしや亦程なく亂れ、越路の雁跡なき空にまよひ吉野山の月あたなる秋は雲かくれしは二帝南北に立ならはせまし〱ける御事いにしへもなき世のすかたなりける、これより四海一日として安からす萬民手足を置所なかりし、足利氏武將となりて天下の權を掌られけれと末々は將軍の號はかりにて兵威もなかりし、

平聯相國(信長)攻戰の力を以て半はゝ治めたまひしに天正の變有て豊臣氏そ天下は獲給ひけり、微賤よりおこりて即闕の官に居一統の化を布たまへり、されとも不學にましくゝけれは貪慾を事とし無辜の韓國を伐て我人民を傷ひ恨を宇内に結ひたまへりされは二世を保すして祀を絶たまひける、我　神君は清和の御血脈正しく聖文神武の御德高かりしかは打よするゝ駿河の海弘き御惠を施しゝなてる難波のみたれ芦を治めて萬世の鴻基を定め廢れたるを興して學を講しめ道を教へたまひし、太平の化あまねくして歛夫の藤先生道學の端をひらき、教授の方を脩られしかは洙泗の流再ひ淸み天下學ある事をしれり、扨こそ倫理あきらかにして國々干戈を息し戸々に擊壤の歌を聞事ひとへに昭代の餘澤なりけり。

寶永丁亥仲夏の望筆を問津南窓下にとり侍る

惣社參詣記畢　　藤信景記之

○筑後國三井郡高良の上社大伴健將連公(玉垂命)下社天姫(豊姫は神功皇后の妹健將妃)

高良明神緣起に見ゆ(文祿壬辰の古本)

○父母唯其疾之憂(ソノヤマヒノウレヘアリ如此ヨムヘシ)

人器財を愛すれは先其破れなん事を思ひとす、父母の子を愛する情とやあらんかくやあらんと心もとなく思ふ事至らさる所なし、其至らさる處なきは殊に惟其疾病あらんかと恐れて是を以て憂とす、餘の事はともあれ唯病か大事じやといふにはあらすかくの如きの所能注意を考へて和訓を付されは經意と違ふ事每々なり。

○崇神帝十二年始挍二人民一、更科調役六十二年開二池溝一勸二農事一、垂仁帝三十五年更諸國開二池溝一、成務帝五年分二諸州郡境山川村田一、神功攝政五十年作二驛路一、仁德帝十三年立二屯倉一、履中帝五年諸國置二國史一記二言事一、雄略帝十六年令二國縣殖一レ桑、

○孤陰なれは生せす獨陰なれは長せす、天地の配は陰陽を以てし人生の偶は夫婦を以てす、陰陽和して

後雨澤降り男女和して後家道成侍るはおのつからなる道なり、然れとも六禮の周を須て二の姓の好を合す、夫婚姻は人倫の始めつゝしまされは家を破り甚しきは禽獸にひとしうして喪身失命に至る、三代の國を亡ほすは妹喜姐妃褒姒にあらすや、易は乾坤にはしまり坤に於て霜氷の戒あり、咸說恒常の敎を設て婬姣媚說の邪僻を禁し未濟生々の義に終れるを見るへし、始は生菩薩の思ひ執しはては鳩盤荼の變更憎むもあたなる色にまよふ故ならすや、猶男色のかりなる情にほたされて寃家の惡因を結ひ侍るも口をし、君車に駕して刖（アシキラレ）さりしも愛馳（ユルマリ）ぬれは却て矯駕の罪を得たり、斷哀の恩元より頼むにたらすや侍りなん凡色慾は刄のことく火のことし人を殺し家を焼これ樂て淫し哀て傷れるか故ならすや、聖人詩の始に於て是をのたまふ其微意只婚姻の禮を正して器物遂て天命の全からん事を思してなり。

○中國辯

中國夷狄の名儒書にあり來る事久し、夫我國に有て儒書盛んに行はれ儒書をよむほとの者唐を以て中國とし吾國を夷狄とし甚しきものは吾夷狄の地に生れたりとて悔みなけくの徒これ有甚哉、儒書をよむ者のよみやうをうしなひて名分大義の實をしらさる事可悲の至りなり、夫天地の外をつゝみ地往として天をいたゝかさる所なし、然れは各其土地風俗の限る所各一分の天下にて互ひて尊卑貴賤の嫌ひなし、唐の土地も九州の風俗は上古以來打續き風氣一定相ひらけ言語風俗相通し其なりの天下也、其四方の廻りなる風俗の通せさる所の分は夫々の異形異風の體なる國々九州に近き通譯も達する分は唐より見れは自から邊土まはりのやうにみゆれは、九州を中國とし外まはりを夷狄と稱し來る、夫をしらすして儒書を見て外國を夷狄といひさまありとあらゆる萬國を皆夷狄と思ふ、曾て吾國の固より天地と共に生し他國を待理なき體をしらぬ甚あやまり也、或曰此說尤明らかに正しく千歳の朦をひらく名敎の益何か是にしかん、去なから可疑事あり一々是を問ん、夫唐九州禮義の盛んなる道理德の高大なる事可及事なし中國主にして夷狄是を慕ふ自其事體相應たるへし、曰先名分の學は道德の上下を以て論する事を置大格の

立ッやうに吟味する事第一なり、されは德の高下にかまはぬ瞽瞍といへとも舜の父たる事天下に二ッなし、瞽瞍舜我親は不德なりとてわれいやしみ天下の父の下につけんと思ふ理なし、只おのれか親に仕へ終に瞽瞍豫をなして却て天下の父子定まるやうになりたるは舜の親に事ふるの義理の當然也、さあれは吾國に生れて吾國たとへ德及はすとて夷狄の賤號を自ら名のりかけ唐の下につかねはならぬやうに覺え、已れか國のいたゝく天を忘るゝは皆己か親をいやしむ同然の大義にそむきたるもの也、況吾國天地ひらけて已來正統つゝき萬世君臣の大綱變せさる事是三綱の大なるものにして、他國の及はさる所にあらすや、其外武毅丈夫にて廉恥正直の風天性に根さす、これ吾國のすくれたる所なり、中興よりも數聖賢出て吾國をよく治めは全體の道德禮義いつれの異國に劣る事あらん、夫を始より自らかたはものゝことく思ひ、禽獸のことくに思ひ作り病をしてなけく輩あまたあり淺ましき事にあらすや、是を以て見れは儒者の說ところの道も天地の道なり、吾學んてひらく所も天地の道也、道に主客是彼の隔なけれは道のひらけたる書について其道を學へは其道か即ち天地の道なり、たとへは火あつく水つめたきと烏の黑く鷺白く親のいとをしく君のはなれかたき、唐よりいふも吾よりいふも天竺よりいふも互ひにこちの道といふ事なきか如し、夫を儒書をよめは唐の道也とて全體風俗共に姓根をうつされて手をあけてわたすやうに思ひちかへるは、皆天地の實理を見すして聞見のせまきにうつさるる故也、或人曰是尤いちしるし去なから九州の大國我日本の小國何そ同し口に有へき、曰是もまた前の說の通りにて何のうたかふ事なし、左様にいはゝせいの高き親は親にて小男の親はいやしひになるへきや、大小をもつて見れは唐はわつかに百分の一にも及はす唐を十ヲ程合せたる國いくつも有、夫を中國と立て唐を夷狄といはゝ唐人服せんや、

或曰是も又明らか也然るに周禮土圭の法有て日月の影をはかれは嵩長中國に當り日月の影全きといへは天然自然の中にあらすや、曰夫も唐の眞中にていへは其とをり日赤道をくるりと廻れは赤道の下の通りいつれか日影の中にならさらん、所々にて日中のかけをはかれは皆同し事也、且呉楚の地なとは古夷

狄の地にて孟子にも南蠻鴃舌とそしり、春秋にも異狄にあしらふてあり、されとも周の末呉楚次第に繁昌し唐とはり合秦漢以來歷々の中國となれり、南北朝以來は天子の都となり後は朱子なとも建人なれは則古へ呉楚の地にて今日中國々々といふかことし、されは唐の地開闢已來そろ／＼の切ひろけ聲敎威勢の及ふたけ程つゝひろかれは一天子にてすへ治るなり、中國と立て來りたる物此末に韃の地も次第／＼に治りて唐の天子より江南のことにならは、唐人の口より皆中國といふへし、されは土圭の影のせんさくも入らす只々風化の及ふ所にていふより外なし、且三苗の國准夷徐戎の類は則九州の境にて其儘夷狄にしてあり、況や萬國おひたゝしき國なれは舟車の及はさる所また何やうの聖賢者ありて治るもしらす、夫をあたまから唐を中國といふからはひしと夷狄とあしらうていやしむ事甚以偏私也、或曰是もまた異議のいはれさる事也去なから春秋の法を以て見れは中國の敎にしたかふは中國を以てあしらひ、夷狄にて變する事能はされは夷狄にするとあれは風化の及ふ處皆中國といふ事明らかなるにあらすや、曰夫ならは唐の九州も皆衽を左にし言侏離ならはとんと夷狄と名つくへきや、德を以て夷狄といへは九州も德あしくなれは夷狄になり、日影を以ていへは九州より外に德堯舜になりても夷狄の名ははけぬになる、是皆矛盾す亦大小をもつていへは唐より大なる國あり開闢を以ていへは各面々の開闢也とちよりとう論しても唐を中國とし其外を皆夷狄といやしむ事一ツとして理の通する事なし、是皆儒書を讀ものゝ眼力不明識不大之弊也、或曰かやうに聞けはまきるゝ事更になし然らは聖人中國夷狄の說はかいしきわけなしに我國ひいきに私を以ていひ今聖賢の道を學ふもの皆用ひさる所歟、曰これ先にいふことく其國を主とし他國を客として各其國より立る處の稱號あるはつ也、道を學ふは實理當然を學ふ也、吾國にて春秋の道をしれは則吾國主也、吾國主なれは天下大一統なり吾國より他國を客としる卽是孔子の旨也、夫をしらす唐の書を讀から唐ひいきになりてとかく唐からなかめる日本のなりにうつり覺えてとかく夷狄々々とあちらへつられる合點はかりするは、全孔子春秋の旨とはうらはら也、孔子も日本に生るれは

則日本から春秋の旨は立はつ也是則よく春秋を學ひたるものといふへし、すれは今春秋をよみて日本を夷狄といふは春秋の儒者をそこなふにあらすして、能春秋をよまさる者の春秋を損ふなり、是則柱に膠して瑟を調ふるの學といふもの全く究理の方を知らざるもの也、或曰如此なれは則あすか日唐より堯舜文武のやうなる人來て唐へ隨かへといはゝ隨さるかよかるへきか、曰是いふに及はさる事也山崎先生嘗て物かたりに唐より日本を隨へんとする軍ならは、堯舜文武か大將にて來るとも石火矢にてふちつふすか大義也、禮義德化を以て隨へんとするとも臣下とならぬかよし、是則春秋の道なり我天下の道なりといへり、甚明かなる事にて許魯齋か宋を德にて服させんといへるか誤りと同し事也、古へより我國遣唐使を遣はされ足利の末唐の勅封を拜受するは皆名分を不知のあやまりなり、若唐にしたかふをよしとせは吾國の帝王の號をも退け年號も用ひす每年〳〵唐人の草履とりの如くにはひつゝはふて頭上けぬか大義なるへし、夫なれは吾親を人の奴僕とし亂賊の名目をつけいやしむる同事の大罪なり、況各國にて其德治れは各國にて道行はるゝなりにて能筈也、漢唐以來德の是非に構はすとかく唐の下へつけはよき國ちやとほめてあるは皆唐國を主とするよりいひたるもの也吾國を主として他國從ひつれは撫安んするかよし、此方よりしゆるに非也夫故唐より日本をとらんとするもあやまり唐を取んとするも無理也、扨亦三韓の事は吾國より征伐し從ふる國なれは其爲に今我國へ使を通し寄服するこれ吾國の手柄也、亦三韓の國よりいはゝ面〻の國をたてゝ主とするかあの方の手柄なり、吾親か無理にても人にあたまはらさぬか其子の手柄なり、人の親は其親をあたまはらせぬか手柄也、面〻にして其國を國とし其親を親とす是天地の大義にてならひ行はれ戻らさるもの也、或曰然らはいつれの國にせよ天主かことき國其外究めて風俗惡き韃靼の類ひなとは如何、曰されはの事前にいふ通り皆其國の心かけあるものは其國の道をもつて明らめ風俗正しくなれは舜の瞽瞍致レ豫と同事也、去なから其國ともに德を以ていふゆゑ也、風俗はともあれなんてあらふと先我國は吾國なり天地なり其說前にいふ所のことし、或曰然らは日本を中國とし

唐を夷狄としよからんか曰中國夷狄の名は夫ともに唐よりつけたる名也、其名を以て吾國を稱すれは夫ともに唐の眞似也只吾國を內とし異國を外にし內外賓主の辨明らかなれは吾國とよひ異國といへは何方にても皆すぢめたかはす、此他いふへき事あれとも皆前の筋目にておせは徃として明らかならさる事なし、予前日本を中國とし異國を夷狄とする事を講義に述といへとも中國夷狄の字に付て紛々の論多けれは今亦名分を以てつめて論する事如此、或曰然らは孔子世に出て兎角唐は中國也どこも外は皆夷狄といはゝ如何、曰夫か孔子の旨なれは孔子といへとも私なり吾親をとかくきたなそふにいふか道ぢやといはゝ孔子のことはてせ用ひられすされとも孔子なれは必定左樣には云はぬ筈なり、其證據はといへは春秋かそれなり其旨前にいふかことし、劉因中國の一も亦劉因か日本人なれは則日本か吾本國て異國へつかへさる筈なり、義理は其時其地夫〳〵の主とする當然をしる事是中庸の正義第一なり、されとも儒者中國夷狄の說滔々として皆然れは今更俄に合點の明らかにあるへき事なけれとも、此義大名分大正統三綱五常君臣彼是の大分大義これより大なる事なけれは此筋明らかならされは儒書を讀ても皆亂賊の類に落入る事究てなけくへき事能々詳にすへきもの也、畢竟中國夷狄の字儒書に有るからしてかやうにまとふ儒書讀さる時は其惑ひなし、大凡儒書を學んて却て害を招く事湯武の君をうつ事苦しからすといひ、柔弱の風を温和といふやうなる事いくつも有て儒者の罪にあらす、儒書を學ふものゝ讀損ひ義理の究めそこなひなり、聖賢天地の道をひらき萬世にせしめな儒書のやうなる結構成義理はいふに及はされとも學ひ損なくは加樣の弊有能々かへり見きはむへき事ならすや。

右淺見安正述也

○熊谷系圖曰

。。忠重―谷次郎
　　└直鎭 備中守或稱ニ直高一將軍尊氏賜ニ三州八名郡ー居ニ三州ー

これ三州熊谷の祖也此外次郎左衛門及右衛門次郎等いひし氏族多し元弘の頃の人也。

○星野は三河國の在名なり熱田大宮司家の庶流也。

○三河國は仁木右京大夫多年管領の國にして、文和の頃西鄕彈正左衛門某守護代として住せり。

○右大將賴朝卿の後天下武家の令を承しかは尺地も鎌倉の命に從はさる所なかりし、されとも北條氏能政を治めて我威を專らにせさりし故地頭(鄕司保司)敢て領家を侮らす守護し謹て檢斷の外はいろはす、貞應の頃武藏の前司入道令して日本國中の大田文を作らしめ庄鄕を分ち貞永に式目を定て武家の法をたてり、諸國鎌倉殿の御家人と稱するもの皆其旨を奉せり。

○駿河國今川治部太輔範忠卒して後義忠幼なかりしかは、駿遠三の士思ひ〳〵になりて鎌倉の成氏に通するもあり、尾州の斯波家へ屬せしもありまた自黨を立浪人を集めなんとせしものも多かりしとそ、三河國額田郡にて大場次郎左衛門丸山中務入道簗田左京亮なといふもの一揆せし時京都將軍より松平信光主に令して討しめし事今川記にあり、此時松平の御方に十田彈正といふ人あり十田は戶田なるへし。

○瀨名堀越尾崎名和等の諸氏は今川仲秋の子孫にして今川泰範朝臣の臣なり、今東都に奉仕の品川西尾なんとも今川の裔也

○贈二隱者於匏瓠一

貞心一忘窮與通　不愁鷹禍斷碑空　更知屈瓠無乾沒　自脫人間座網中

韓子に屈轂無用の瓠を以て國に益なきものにたとへたり、嗚呼世に用ひられさる故却て陸の沉愁なかれは用なきふくべそ安らかなりける其折から白雨一陣して晴行ゆふへ涼しく覺えけれは次手に申遣しける

雨霽露荷傾素風　星河氣爽片雲東　孤螢點水稍無力　井上空零一葉桐

○春日の若宮を五所の皇子と稱す、然れとも秘して祭る神をかたらす或傳に曰

皇孫尊　太玉命　手力雄命　押雲命　通合神

右五柱太神を祭ると云々但霜月御祭には榊一座神鏡を懸奉るといへり祭禮殊に嚴重の御事狐狸兎雉等牲

○大和國添上郡

率川ニ坐大神御子神社三座　活玉依姫命（神武天皇母神）蹈鞴姫命（神武天皇大后也是中央ノ神ナリ）

大巳貴命和魂（蹈鞴姫の祖神ナリ）

率川阿波ホ社　事代主命

狭岡神社（今稱ニ韓國社こ）　韓(カラノ)神

曾富理神（園神云々ソフフリト云フノモマリトイフ轉語ナリ）　白日(シラヒ)ノ神

此三神大歳神子也

右立市家の秘記に見えしまゝこゝに記す。

鹽尻 卷之二十二

○萬葉集　聖武帝御宇選集也（撰者橘朝臣諸兄左大臣大伴宿禰家持中納言）
皇年代記曰、天平元年正月十四日奏ニ詩歌一云々、但天平勝寶八年等の歌載ニ此集一則有ニ補遺一歟、萬葉とは文選曰招世胎統問ニ萬葉一云々【割註】古今の序にやまた歌は人のこゝろを種としてよろつのことのはとそなれりける」此集の和點は村上天皇の御時廣幡の女御の勸により源順大中臣能宣清原元輔坂山望城紀時文等に詔して胎陽舍（梨壺）に於て和點を加しめたまふこれを古點といふ、其後法成寺の關白（道長）上東門院の爲に假名の萬葉集を良經に書せしめたまふとそ、又大江佐國藤原孝言大江匡房源國信源師頼藤原基俊等各點を加へらるこれを次點といふ、權律師仙覺點を改て後嵯峨院へ奉りしを新點といふなり、此本は文永五年十月廿五日奉覽と云々。
歌數四千三百十三首（内長哥二百五十首）と八雲御抄に見えたり、袋草子にな四千三百十三首（内長歌二百五十九首）ともいへり其他本によりて歌數多少同しからず傳ふる處を正して定むへきもの歟。

○萬葉四種書式
一曰眞名假名（考古語）二曰正字（正字通雪月花春霞風等の類なり）三曰假名（全假名川津（蛙）芽萩等の類なり）日倉足（蜩）垣津旗（燕子花）霍公鳥（子規）半假名は乳鳥（千鳥）秋津羽（蜻蛉羽打）背貝等のことし）四曰義讀（春鳥（鶯）三五夜（望月）丸雪（霰）の類なり半義讀金風（秋風）若月（ミカヅキ）朝烏（アサヒ）等多し）
按するに延喜神名式の社多くは一種の假名書なり、倭書を見るもの是をしらされは誤る處少かるへからす。
萬葉の言葉に文字許多あり今者少に解して他の事の據となる拔て遺忘に備ふる者如左

臣ノ木　伊與風土記を按すれはもみの木なり

高麗　彼國の人かくりといふ仙覺抄こゝりといふはかくりの音便なり

豊旗雲　豊は大といふ言葉にいふよし見えたり、瑞應圖に豊旗雲は瑞雲なりと云々、袖中抄に海雲をとよはた雲といふよし見えたり

神酒　土佐風土記に曰神河を三輪川と訓す源出ニ此河之中ニ屆ニ伊與國ニ水清故爲ニ大神釀酒ニ也、用ニ此河水ニ故爲ニ酒名ニ云々

波多横山　伊勢國雲出川の南に有と

手節崎(タフシノサキ)伊勢と云々今答志と書にや

隱口(カクラク定家點コモリク日本紀點)按するにかくるゝとよみこもるとよむ同し事にや知らす

(イリ男聲クソ女聲)凡そ男聲女聲といふ事あり倭書及歌書をよむに是をよく分讀むへき事也、此習ひをしらされば俗よみといふ

龗(チカミと訓す大神といふ音便なり)豊後風土記云、令ニ汲ニ泉水ニ有ニ虵龗ニ謂ニ於箇美ニ云々、常陸風土記曰、新治郡駅家名曰ニ大神ニ(於箇美　所ニ以然稱者ニ大蛇多在因名ニ駅家ニ云々按神代巻所謂高龗とは是なり、字書龗龍也又靈神也等いへば山嶽に雲を起し雨を施す神靈をたかおかみといふにや

鯨魚取(イサナトリ)壹岐風土記曰、鯨伏在ニ郡西ニ昔者鮨鰐追鯨走來隱伏故云ニ鯨伏ニ云々、俗云ニ爲佐ニ私曰くしらをとるをイサナトリといふ事勿論歟、但し歌によりて同しからさる者あり童蒙抄に礒菜奴をいさなとりとありこれはいそなとりいふ事にて海の枕詞なり、所々に意を付て見るへし

平安(マサシクマコトサラ萬葉點サキク日本紀點榮行ナリ)

天原石門手開神上座奴云々これは日並尊(草壁ノ皇子也)の時柿本人麿の讀るうた、也天照太神岩戸隱の故事を比していへり是を以て考れば皇太神岩戸を閉たまふとは實は崩御の隱語、其岩戸をひらきたまふ

とは御鏡を主としていへは神靈を祭祀し奉りし事と見えはへる

宮柱太布座御在香乎高知座而云々在香は正殿なりアリカアラカ同しき歟

殯宮コトミヤ

大都御門　天武天皇の內裏をさしていふ但し代々の內裏も同し事にや

盤隱（イハカクレ）　死なり皇太神の岩戸隱思ひあはすへき也

哭澤（ナキサワ）之神社　紀伊國也

人麻呂妻　依羅娘子（ヨサミノヲトメ）

御遊雷岳歌一云（ニク）　大王君は神にしませば雲かくれ

伊加土山（イカツチヤマ）に宮敷います（人麿のうたなり）

日本紀曰大泊瀨武天皇詔二少子部蜾蠃一曰、朕欲レ見二三諸岳神之形一、汝力過レ人自行捉來、蜾蠃乃登二三諸山一捉二大蛇一奉レ示二天皇一云々、不二齊戒一雷虺々目精赫々天皇畏蔽レ目不レ見、却入二殿中一使レ放二於岳一仍賜レ名爲レ雷云々私曰神代卷に所々雷をいふもの是を以て意を致すへし、すへて雷公の事とすれは不レ合事多し

雷（イカリツミイカリツチ）と訓すれは忿怒の神をイカツチといふを心得べき事なり

但し（イカツチミカツチ）亦同しツチは祇の意イカミカハ大の詞ある時は大神の云と等し

詔許會（ノラトコツ）　中臣秡にノルといふに同し、但し彼祝詞にては如此詔如此宣（ノラヘ）則と書へきにや

倭島　やまとしま日本の惣名也袖中抄に見えたり

鶩與二高部一云々鴨の中にたかへと呼ぶ者昔よりの名と見えたり

年魚市（アユチ）　紀州尾州ともに同名也、八雲抄にすへて紀伊國と記さるも不滿の事歟あゆちかたのうた日本武尊の御詠にも尾張のあゆちかたとよませたまひし

三河有二見自道　三河國の名所にや、但し一本に三河をかへて水川と書すれば所をさして云に非る歟

くしら村　大隅風土記に曰髪梳村者隼人俗語に久四郎今改曰二串郷一

奈麻余美乃甲斐　枕詞なり

打縁流駿河　同上國の枕詞なりつきねよや山城あしひきの大和まそき尾張等のことし

不盡能高嶺云々、日乃本之山跡國乃鎮十方座祇可聞云々、これは富士は日本の鎮山といふ事也

いかるか斑鳩　しめ此米云々しめといふ鳥の名也

神岳　紀州三輪なり　繩能浦　攝州

高座之御笠山　座蓋の意による

押日取懸　葵髪なるへしと抄物等にいへり、此歌は道臣命をして高皇産靈尊を祭らしめ給ひし事をいふ、然れは加茂の祭にあふひかつらは兼日よりの風にや、或人曰押日はおもひの事と私曰衣裾をおすひと訓し亦袖をもおすひと讀(古事紀)然れは葵の事にはあらさるか然れとも古點新點ともにあふひとあればおすひの事にあらさる歟

親魂　むつましきみたまなり

石戸立隱尓計良思云々、石戸破手力乎欲得云々これは河内王を葬せし時の歌なり、日神岩戸隱に比していへり立はかな書にしてたてこもるといふ事なり、たちからもかなとは手力雄命岩戸をひらきたまひし事をよせていふ

石占　我國昔鹿の肩板及ひ夕占足占石占等のうら多し此集に皆いへり

山際　栲角乃新羅　栲衾しらきと同しき也

神　驛使　給驛　今世傳馬を賜はると同し

中々　一向と注す但處によりて却てといふ意もあるとそ

孫枝　文選銑注孫枝側より生枝也と云々
毎年　謂二之等之乃波一　山葉乃
擢駿馬使　朝延の御馬をえらむ御使なり
良賤壯士　月の事也さすら姫の名に似たり
天尓座月讀壯士　月立　朔也ついたち
燒刄之加度打放　中臣秡燒鎌と意同し
住吉乃粉濱之四時美　しゞみ具の名久し
天の海に雲の波立月の舟星の林に撈かへる見ゆ人丸の歌也
安志妣成榮之君　仙覺抄足曳の山の注に山齊と云木ことに榮へたる木なり故にあしひなす榮へし君とよめり
日方吹　八雲抄に未申の風をいふよし俊頼は辰巳風といへり如何
含フ、メリ　屋前屋外　按にやまとを山前山外と書もおなしかるへし
鐘禮　假名也しやうの音なりしくと呼なす此例多し
音矢　鳥鎗　龍田彥風神龍田媛なり
母山　八雲に美濃と云神代卷所謂喪山歟
檢稅使　稅を檢察する御使なり今世毛見巡見の類歟
嬥歌　東國の俗語賀我比といふ嬥は玉篇に往來の貌云々男女行かよひうたひ遊ふ事也、かゝひ踐敷歌曲なり仙覺抄に坂より東の諸國の男女春花開く時秋葉黄節飲食相たつさへ遊ひたのしむと云々、按に後世の花見紅葉見の遊山と似たり但し嬥は淫風也
神南備乃神依板尓爲杉乃云々神南備の神は三輪也、此神よりましには杉の板を立つて云々私曰よりまし

とは依座にして凡神靈の依物をいへり、往古は榊を立てみむろとしひもろ木と稱せしよし、

箸向弟 箸一前は二つ有は兄弟を比す尤古稱歟

妻隱 つまこめと同し

泊瀬風 奈良の都の時初瀬の方より吹風をいふ

百積船 米百石積船なりと云々僧行基のうたに

「百さかに八十さかそへてたまへりし乳ふさのむくひけふそ我する」とよめり百八十石の乳味恩を報すといふ事なり、積は石のかななり八坂瓊を八尺の玉といへるも似たり石と尺と和音近し

早人名負夜首灼然我名謂儷恃 隼人の發吠聲をとりてよめりと云々

事靈八十衢爾夕占問占正謂 詞林朱葉に事靈とは詞なりと詞靈を敬して辻占をとふ事也

高山之石本瀧千逝水之云々 たきちはいたきりおちなりたきつと同し中臣秡の詞より讀り

味乃住渚沙乃入江之荒磯松我乎待兒等波但一耳

あちとは鰺といふ魚のよし八雲抄に見えたりすさの入江に攝州と云々尾張にも知多郡須佐村あり出雲にも同名あり

高田 日本紀にアゲタと訓せり此集に水をたみ上に種まき等いへる詞あり實に古語なり

名告藻 神馬草といふホダハラ

天橋文長雲鴨高山文高雲鴨月夜見乃持有越水伊取來而公奉而越得之早物 月宿の水の事なるへしと云々私曰神代に高天原の水をとらしめたまひし舊記に出たり天の忍穗井の水の故事なるへし

志貴島乃倭國者事靈之所佐國叙眞福在與具

ことたまとは詞靈よりはしめ萬物事々皆其靈あり一を取いふへからす、こゝにいふことたまは與登魂

にやこと〳〵の靈をいへはなり、亦一種のことたまには堀河百歳首のうたに俊頼ことたまのおほつかなさに岡みすと木末なからに年はかすかは抄に云ことたまは明年の吉凶をいふ、岡みとすは岡に上りて遙に我家を見れは年中吉凶見ゆる事なりと云々

伊撕爾波鏡乎懸眞撕爾波眞玉乎懸云々

鏡玉は榊に懸る古記に多く見えたりいくしまくしに懸ヶ事珍らしこれも榊の事にや

興敷　コヽシキハ許多の詞コヽ多しと同し興登といふ意なりとかや

八尺之嘆　長きなけきといふ事なり然らは八坂瓊といふも長なり母見る玉と見えたり

弓腹振　志乃伎羽矣二手狹云々　しのきはとは鷹の羽にて作たる上箭なりと云々

年乃八歳叫鑽髮乃　目安に曰女子八歳にて髮をそき始る女子の髮そきは男子の元服にひとし昔は八歳にてせしにや

蜻領巾輕き頭巾歟云々私曰うすものゝひれなるへし

大殿乎部可倍奉而殿隱座者

中臣秋のあめのみかけ日のみかけと隱座てとあるをかくれまして誦すへし、此歌を證としてよし中臣秋によりてよめる歌なれはなり

三野王　橘諸兄の父を美奴母王といふ母の字のと讀むへし

萬葉十四卷より東歌のせたり實に當時其國風郷談をしりいにしへの詞今日傳へいふもの多し

可麻久良のみこしの崎　相州鎌倉なり、仙覺抄にみこしの崎今の腰越なるよし云目安に稲村ヶ崎なりと記せり、鎌倉とむかし大職冠鎌を納め給ひし地なり等いへとも只むかしよりの名にや山城にも鎌倉山あり

かみつけの左野のくゝたちをりはやし

くゝたちは茱の莖立なり、和名抄には茱の字を用ひたる拾遺物の名にもよみたれは久しき俗諺なり

伊可保風　いかほの峯より吹風といへり我國所々の俗其里にて某のかたより吹風を某の風と所の名を呼ひしこと多し

新田山(ニキタヤマ)　上野國新田の庄なり

とのゝわくこ　殿の若子なり

ゆふけにもよひとのころわかせなはせともこよひよしろきまさぬ　ろの字二あり共に助語なりあかみ山くさねかりはけはあすかへあらそふいもかあやにかなしも　あかみ山八雲に見え侍らす按に尾張國丹羽郡眞靈(マカニ)山歟

あはら　仙覺抄に水つける所をいふと目安に草の生へたるをあはらといふともあり伊勢國あはらしま尾張國あはら村あり

大倉鳥(オホクラトリ)　からすをいふ

かへこしに武藝はむ古宇馬云々

一曰〃むぎはむこのはつ〳〵に云々仙覺抄に馬の頭さし出して外のかたの草をはつ〳〵に食を孔子見給午(本ノマヽ)そ牛よとのたまひしに弟子心得さりしを顏回六町行て曰、よみの午のかしらをさしいたせは牛の字になると心得たり閔子騫は十二町に心得たりしと云々四條中納言の歌に垣こしに午を牛とはいはねとも人の心のほとしをしるかな

これやこの名にしおふなるとのうつしほにたまもかるとふあまをとめとも　是は周防の國なりと也、阿波の鳴戸にあらず名所はよく其所を考てしるへし然らされは泥して實を得さるなり

蓋(ケタシ)　かねて推はかりいふ詞と但し處によりて同しからすまたむねといふ所ありとよりていふ時はこね(本ノマヽ)にさすへからす

「人のうふる田はうへまさす今更に國別れしてわれいかにせん」　配流せられて領地をはなるゝを田はうへまさすといふにやと注せり、私曰是重荷の罪もなきにといふ意歟

一曰由縁　所以をゆえんと訓して和訓の樣に思ふは最拙し事之有者小泊瀬山乃石城爾母隱者共爾莫思吾背　石城とは岩興廓也云々岩隱といふは人死して葬る事をいふか此歌にて考へ知るへし

寄物　なきひとのかたみなり

天爾有哉神樂良乃小野爾茅草苅

あめにあるさゝら男といふ詞をかれりと云々

人魂の佐靑有云々。人玉のあをとつゝくるに我國人玉の飛といふ事いへるもの久し

辱ニ以レ藤績レ錦之言ニ　歌の序に見えたり

正税帳　正税とは國々にある天子の御倉に納る田穀なり亦曰公廨といふ事あり是は國司郡司の官人の給田の米なり

「多知山にふりをける雪を常夏に見れともあかすかんかうならし」　たち山は越中立山(新川郡)かんかうならしとは神よりなるへしとなり立山むかしより靈所なりし事此歌にしられぬ

氣比大神宮　太神宮の號伊勢に限らさる歟

中臣の太諄辭といひ秡へ贖ふ命も誰かためになれ一にふとのりことゝ書り大伴の家持のうた造酒の歌といふ事口決歟

擬主張　郡司の主張の並になりし人をいふ

あまさかるひなのやこ　國の府をひなのみやこと云

天平感寶元年　天平寶字と同しき歟日本紀十七を考へし

高御座　日本紀十五に登天下之位をたかみくらしらんとよめり天子のおましをいふのみ

海ゆかは水漬屍山ゆかは草生屍大君の故にこそ死なめかへりみはせし　家持かうたなり忠義の意人の臣たる者はかくあるへき事なり

めぐし　惠しきなり神代卷に憐愛の二字をめくしとおほすとよめり

波由麻　驛なりハイマ仙覺抄に官使の行て宿する所を驛といふ、驛路をはいまちと讀也、官より鈴を賜はりて夫をしるしにて驛へ行くなり國王七の鈴を以て七道へ遣すには官使に一ッ宛賜はる也、七の中に一ッは朽てかけたる鈴也、夫を賜はりたる使は道の間萬つにつけて物あしきといひつたへたり、養老令に曰少納言飛彈函鈴を進付すと云々延喜式驛鈴傳符皆納塗簏子云々禁秘抄云傳實通傳云件鈴太有レ興物也或六角或八角云々私曰尾州中島郡府大國靈の神社て大鳴の鈴といふあり蓋いにしへの官使に賜はりて司府に納し物にや

五月のあやめ草よもきかつて云々　菖蒲蓬を五月五日に用ひ來る事我國久しきならはし也

すめろきのくさます國の天の下四方の道には馬の蹄いつくすきはみ船の上いはつるまでに云々

ほよ　ほやなり　　綱鳥　子規の異名といふ

垣都能谿　目安曰外面の谷なり

南大臣　藤原武智麿也　漁父魚　いさり火

始水　水の出はなゝり云々一に水まさると訓す

くしも見し屋中も掃し草枕旅行君を祝ふと思ひて　仙覺抄曰人の物へゆきたる跡には三日は家の庭不レ拂御かふ櫛を見すといふ事ある也云々古の俗今猶世にあり

防人部領使　今此官なし

天平勝寳七歳　孝謙帝の時年をの字を止て歳の字を用ゆ

庭中の阿須波の神に小柴さしわれはいはゝ人歸りくまでに

目安にあすはの神は竈神なり、是もとのいふ心小柴さしとは釜の上に杉の葉なとを手向る心也云々
神明帳越前國足羽郡足羽神社
朝夷那(アサイナ)　今朝比奈と書く
けふよりは顧(カヘリミ)なくて大君のつたの御楯(ミタテ)と出立吾は火長今奉部與曾布か歌也、敵軍の箭先の楯となるからは身をもかへりみぬといふ意なり、實に武人の戰場におもむく身は斯そ有へき
さゆるの花　百合花(サユリノハナ)なり
須米良美久佐　野民をいふ
あはやふる神　御坂と云々信州のみさか也木曾のみさかといふ是なり今湯船澤山にも其所ある也
あらし男　ますらをと同し
味狹藍花(アチサイノハナ)
日向風土記曰、天津彥火々瓊々杵尊離天盤座、排天八重雲、稜威之道別々而天降於日向之高千穗二上峯、時天暗冥晝夜不別、人物失道色難別、於有(コヽニ)土蜘蛛名曰大鉗小鉗二人奏言皇孫尊以尊御手搓稻千穗爲籾、投散四方得開晴、于時如大鉗所奏、搓千穗稻即投散天開晴日月照光因曰高千穗二上峯、
私云皇孫穗儱(ホニキ)の尊と稱し奉るも御能の美稱なり、御名によりて千穗の事をいふ歟、夫草味の時民に田事を授け天下文明の化をひらきたまひしをかくいふにや風土記の說此類最多し
勝寶九歲五月新令の外紫微內相といふ職を置て大納言藤原仲麿を其職に任せしむ、萬葉集に內相藤原仲麿事也、仲麿亦押勝と稱せし藤原惠美といふ重姓を賜はりしなり
はつはるの初子のけふの玉帚云々　俊賴口傳にも帚と蓍と申木に子日の松を引具しては丶きに作て正月子日蠶養ふ屋をはく也云々、按に我國歲首のわさ多くは農業の事を賀す、實に衣食を給すは政の本に

して氏のわさ是より重きはなし、延喜神名式三千一百三十二座の天神地祇も祈年の祭を重くせらるゝゆゑ式にも載奉らるゝとかや

右萬葉集の中を抄して記する所なり見る人の意によりて猶此外に多かるへし同志重て見ん時補之

○栰(シリカヒ)　馬具のしりかひの事に用ひし作書也、字書の中にはかゝる字なきにや

○橋(ホネ)　くらの居木に此字を書てほねとよませり

中世の書札に多し

○白鞍橋(シラクラホネ)　居木をぬらぬをいふ貴人に獻する鞍なり

○三州岡村古へ作岡右馬允算(カツ)次といふ人あり、松平信光主の御子といふ說あり、岡村に其證文ありとそ

算次子孫なしとかや

○園大曆曰貞和三年六月左兵衞督室家産事云々

産穢三日以後參祇園旅所一

此時産穢三日歟今のことときは七日なり

○我本州勝景の地を賦する詩に大德寺覺印作

粟手杜

楓樹飜レ紅如二錦繡一　海湖湛レ碧似二瑠璃一　翠嵐一帶添二奇景一　粟手林稽樂者誰

此詩あはての杜にいたらす亦其境地を尋ねすして孟浪に作れるものか、今海湖なく亦いにしへより稽山なし、凡景地の詩は其所を形容してこそ有聲の書ともいふへけれ、かゝることはを猥りに作らん事は人の笑をまねくといふへし、勝景の詩はおのれ見たる所は其地景をうつすへし、若いまた至らさる所は亦見し人にもたつねて作るへし是詩人の心のみならす誠を先とする言也。

○京師鍛冶伊賀守藤原金道か刀劔の銘に日本鍛冶宗匠【割註】諸國鍛冶の受領を取次故に鍛冶惣匠と切し

なり三代目金道より宗匠と切」とあり是天下一のかはりに斯銘するにや、京師二口屋か饅頭をも天下一をかつて日本第一と書侍る熊野の牛王と一般なりとは一笑呵々。

○舊事紀に中臣齋部二氏あれは中臣往古よりの姓也、吉田卜部氏の說常盤大連中臣姓を賜ふとは無稽虚誕なり仲哀記中臣は烏賊津使主といふ人をのせたり又吉田の卜部は平麿の裔稱〆智治麿嗣き平麿記に或智治麿の三男一演法師の子平麿とも書、共に非也平麿は伊豆卜部にて智治麿の流にあらす中臣の本系帳を按するに

中臣 ○○諸魚 祭主 ― 智治麿 備中守
- 良丹 文章
- 良撰 式部丞
- 正棟 内舎人出家法名一演任權僧正貞觀九年九月十二日寂
- 貞棟 小判事
- 道棟 正八位下

○朝野群載永昌記中古記等ニト部氏ヲ龜長或龜卜得業生ト書ス

正六位上龜長卜部宿禰兼政　古記所レ記如レ此、卜部系圖神祇伯從四位下侍從ト書セルハ僞リナリ、又卜部氏大副ニ任セシハ兼康ナリ神祇官年中行事ニ見エタリ

神祇權大副卜部宿禰兼康云々是モ亦權任也其他卜部系圖官位盡僞說ナリ

三代實錄曰貞觀二年十一月十六日壬辰進正四位下神祇伯卜部宿禰平麿階加ニ從三位一云々

此文ニ依テ平麿ハ三位ニ叙スト吉田家說アリ、是印本ノ誤ナルコトヲ辨ヘス妄リニ說ヲナスノミ、度會延經考ニ云卜部宿禰平麿字誤、當レ作ニ橘朝臣永名一、續日本紀曰、承和十四年四月丁巳以從四位上橘

朝臣永名ハ爲ニ神祇伯ハ三代實錄曰、貞觀二年十一月廿七日癸卯正五位下行內藏頭神祇大副中臣朝臣逸志爲ニ神祇伯ハ自ニ承和十四年ニ至ニ貞觀二年ニ凡十四年間無ト改ニ任伯ニ之文ハ貞觀八年五月十日散位從三位橘永名薨云々承和十四年伯貞觀二年從三位（三代實錄）
文德實錄類聚三代格等平麿無レ叙ニ三位ハ且公卿補任不レ見ニ平麿ニ云々
三代實錄元慶五年十二月五日尾張國中島郡從五位下丹波介卜部宿禰平麿卒伊豆國人也云々　爲ニ神祇官卜部ニ云々
度會延經考曰、尾張國中島郡、六字衍文云々
私曰凡古記衍文錯簡在印行之際不ニ考改ハ故爲ニ世誤ニ者許多也、見ニ舊卷ニ者宜下參ニ考他書ニ證上之可也
卜部兼倶初名兼次（寶德年中之名）應仁元年改名吉田家記云、一條院永延元年（十一月中申日）行ニ幸吉田社ニ可レ爲ニ社務ニ之由宣下云々
一條院吉田行幸ナシ尤僞說ヲ設ク
永延二年以ニ大職冠御諱片字ハ可レ置ニ名字之頭ニ之由被ニ震筆ニ以降當流用ニ兼字ニ云々
一條院于レ時九歲豈有ニ此事ニ且永延以前有ニ宮主兼延ニ
安元元年（六月十日）所レ賜吉田家院宣
是僞書也見ニ延經之考ハ此時卜部兼茂伯業資王ノ家司也、其子兼眞資宗等貞應三年記ニ出タリ何ソ直院宣ヲ賜フヘキト部系圖ニ兼茂兼眞トモニ侍從神祇大副ト書ハ皆傪妄ナリ
嘉祿（三年十一月廿一日）綸旨　亦僞造也他綸旨ニ曰神祇管領長上云々寶龜五年以來爲ニ御一流之重職ニ云々管領號吉田家ニ書スハ兼倶ノ時將軍家內奏ニ依テナリ神祇管領四字ヲ增書シ人ヲ欺キヌ夫長上者神祇官賤役卜部長上トイフ事ナリ
右外嘉曆二年九月九日永和元年六月十六日等綸旨皆僞書也、嗚呼卜氏每ニ造書ノ罪ヲ犯シ神ヲ欺キ人

ヲ謾ル剩勅書綸言ヲ僞作ス、其罪誅ヲ容ヘカラス
天下諸社執奏事任ニ延長五年聖斷ト云々
是僞誣尤者也度會經辨レ之
齊衡(三年九月)平麿改ニ大中臣ト賜ニ本姓卜部ト云々
是亦無稽事歟大中臣戸朝臣上也、卜部戸當時宿禰下也、豈一等貶宿禰姓ヲ賜ハンヤ、又得レ之榮トセンヤ且文德實錄曰、齊衡三年九月庚戌宮主外從五位下卜部雄貞神祇少祐正六位上業基等賜ニ姓占部宿禰ニ云々、是取ニ平麿ニ附會セリ、平麿者神祇官卜者始卜部也、長秋記天承元年四月十二日條下龜卜長上卜部兼政死後龜卜術不ニ分明ト事ヲ記セリ、堀川院御時卜術全事ナカリシニヤ對馬國金師勅ニ依テ龜卜ヲ勤シ由イヘリ、今吉田家龜卜亦別僞作トミエタリ、卜部氏侍從ニ任セシハ兼也夫ヨリ先侍從某ト兼倶カ書タルハ皆僞官也、マシテ兼直ニ中納言ヲ贈ラル等ノ說甚シ、嗚呼吉田家ノ先祖ヲ高クセン爲ニ僞テ僞官ヲ記シ却テ朝廷ヲ欺ク罪ヲカヘリミサルニヤ、亦諸國神人ニ裁許狀ト稱シテ風折烏帽子狩衣等ヲ服スル事ヲ許シ其人ヲシテ其守ト書ス、ソレ狩衣ハ祭服ニアラス且聽之事上世所無也、口宣ナクシテ國守ノ號ヲ書シ與フル事國家ヲ憚ラスシテ偏ニ利ヲ貪ル事我國亂世ヨリ起レリ、亦吉田家漫リニ諸社神號ヲ授ケ神位ヲ書與フ其文如レ左
近江國栗本郡高野鄕
高野由岐志呂神
宣授大明神號者
今上皇帝　聖勅神宣
御表之神璽如件
文明十五年五月廿四日神部伊岐宿禰判奉　神祇管領長上從二位侍從卜部朝臣判

右ハ兼俱カ書ニシテ勅裁ニアラス此時處々ノ神人ヨリ金銀ヲ取テ神號ヲ授ケシモノ多シ夫ヨリ以來吉田家例レ之共一二如左

僞授神階狀永正ニ始マル歟

神宣肥前國代賀郡輿賀庄

正一位與止日女大明神

右欽明天皇廿五年八月廿八日垂跡以來代々被レ增ニ一階ヲ勘ニ年記ヲ爲ニ極位神ト者依ニ神宣ニ啓狀如件

永正十年八月十三日神部伊岐宿禰判奉

神近長上侍從卜部朝臣判

右兼右か僞授なり此外代々神階多し

宗源宣旨

正一位足見田夜後大明神(勢州三重郡水澤村)

右垂跡以來被レ增ニ一階ヲ勘ニ年記ヲ爲ニ極位神ト者神宜啓狀如件

元祿十一年十二月六日神部伊岐宿禰奉神祇道管領勾當長上正三位侍從卜部朝臣兼敬

右今の吉田兼敬授所狀なり戰國亂俗時ハ如何セン今日昭代ノ政ヲカスメ私ニ神階ヲ授クル事其罪千坐置戸シテ不足、嗚呼實神階如ニ攝州多田河州壺井等靈祠ノ近年正一位勅授アリ司記之人々見之則豈吉田奸賊等ニ欺レンヤ

○慶長十三年十一月十五日東武にて淨土宗と日蓮黨(日經)宗論して日蓮黨開口す同廿二日大久保石見守に命して邪徒に辭狀を書しめたまふ

仰下さるゝ旨欽て承り候、念佛を申地獄へ落るといふ名言經釋の中に無之候、祖師の所立に任せ候儀に候間御前へ然るへき樣御披露仰所に候恐惶謹言

極月十一日　（池　上）日紹判　（中　山）日述判　（眞　間）日感判
（兼　原）日像判　（平　賀）日格判　（碑文谷）日揚判
御奉行中

此文の拙き齒牙に弄するにたらす同十四年日經師弟六人於京師刑罰せられ耻を殘し侍る、悉く本朝四度宗論記（觀阿居士明暦二年ニ述）禁斷日蓮義等に見えたり

○高野山宿快僧都は甚貧しくして庭草深く庵室破れし或人金を與へければ路費に備へて上京し學文せし庵の障子に一首の歌をのこす

はらばはやこゝろの中のちりほこり庭のをもてはとにもかくにも

○明應八年の夏實鏡抄を述し立川の邪義を辨す、日蓮曾て眞言を學ふといふ佐渡書等を考ふれば、皆立川の邪流をならひしにや且中山流祈禱の書全く立川の小術のみ

○少將吉保朝臣（柳澤）甲州を封せられし時

めくみある君につかへし甲斐かねや雪のふるみち今そふみ見む

○職原抄（二卷）正平二年十二月一日權左中辨兼左近衛權少將源顯統所寫之古本寛正五年權外記隼人正某重寫レ之、本好今伏原家藏有レ之亦慶長十四年所レ寫古本同レ之印行之書甚誤矣

○三臺星

上臺　虛精星守ニ君主一　中臺　六淳星守ニ百官一　下臺　曲順星守ニ民人一

○いにしへ武林武藏の七黨といふあり

丹黨　丹治眞人也宣化帝之胤中―村安―保―蒲勅―使―河原小―鳥靑木等の類外し

横山黨　又猪股黨とも稱す小野朝臣也敏達帝の胤狹―野岡―部遠―田海―老―名野―内楊―下等多し

此内横山之祖武藏守義隆猪股の祖は義隆の三男武藏介時資也此二流本は一姓なれ共末には黨を立て兩

家となれり

兒玉黨　本藤原也中比より平氏と稱せし者多し本庄倉賀野若兒玉等族類多し

私黨　大私部也開化帝胤私市川原久下等數多なり

此外東黨西黨(紀淸)添て七黨といふ亦四家と稱せしはともに藤原氏にて成━田別━府奈━良玉━井の四稱あり

鹽尻 卷二十三

○五六十年前蠻船初來（天文廿年大内義隆亡後失二明勘合印一以レ此通二蠻商一云々）或黑船一二隻、或白船一二隻、云々、其徒以レ事レ天爲レ法、謂二之耶蘇一號二天主一爲二陡斯一其書旁行革編爲レ帙、緣業生死爲レ敎、疑是回々祖國之種族歟云々、

見二羅山文集二十二慶長十年所レ筆長崎逸事一嗚呼契利斯當邪宗流而入二宋明一永樂中所謂西僧爲二幻術一者蓋彼族歟、萬曆帝時利瑪竇稱二西僧一神二宗祟二耶蘇一稱二救世者尊主一我國天文中來二蠻商一初弘二通彼邪法一國家嚴禁レ之、謝氏雖レ沮云西南海有二天主國一更在二佛國之西一云々、利瑪竇言佛敎者竊二吾天主之敎一其緣業生死爲レ敎、則浮屠一般敎歟、我輩原中津國前ニ誤信二胡佛之敎一後重以二陵期之法一忠駭庸俗可レ痛哉嗚呼、

○東照權現新廟齋會記（寛文十三年丙子）曰、神輿將レ出、山僧皂帽着レ袴帶二短刀一掛二手繦一而舞（號延年）衆僧列二立地上一以歌、曾聞二台徒言一祭二山中摩多羅神一此神好二歌舞一丁禮多尼子多兩童在二神左右一或擊レ皷或舞蹈、蓋此表レ之也、於レ是奉レ慰二大權現一也、已而神輿出矣、兩輿扈從（兩輿者山王、與二日光一也）見二羅山文集二十三一按延年者非二摩多羅皷舞之謂一宜レ考二東鑑等一是猿樂類也（大平記云猿樂ハ是遐齡延年之方）

亦按、始齋會記二輿爲二山王摩多羅兩神一後記註山王與日光者齟齬歟、抑註所レ誤歟、天海於二日光山一以二山王摩多羅一從二祀大神君一故祭時奉三昇二神輿一（我尾府東照宮亦同之天海觀請文）嗚呼山王者叡山土地本大山咋神也（出二舊事本紀一）然浮屠氏自レ領二彼山一以三三輪神一奉レ之立レ祠而稱二大宮一以二大山咋神一

換二國常立尊一ハ、假二異邦天台山土地號一稱二山王一（見二林氏山五論一）以爲二圓京守護神一ハ、故台家所々祭レ之、摩多羅者胡神而非二日光鎭坐國神一ハ、夫下野國二荒山神社式内大社名神當國一ノ宮也、祭神事代主神云々然緣起有二異記一ハ、

○世之隆盛也夷狄不レ侵、浮屠不レ起、東漢之末祖帝好二浮屠老子一ハ、以二袞楷之議一不レ能レ止焉、吳之衰也孫皓立レ寺、支公之輩往々出二佛書一ハ、典午之與未レ聞焉、及二五胡十六狄之猾（ミダルニ）夏一、而石氏有二佛圖澄一ハ、符堅有二道安一呂光有二羅什一ハ、姚萇沮渠遠遜之徒皆有二其所レ遇之沙門一ハ、遂至レ使下閩國弘二僞敎一迷二黔黎一遺中毒千後上ヨ哀（羅山集七十五隨筆慶安元年戊子所レ筆也）

按漢書明帝聞二西域有レ神其名曰レ佛、因遣レ使之二天竺一求二其道一ハ、得二其書及沙門一ハ、以來其書大抵以二虛無一爲レ宗、貴二慈悲不殺一以爲人死精神不レ滅、隨復受レ形、生時所レ行善惡皆有二報應一ハ、故所レ貴修二錬精神一ハ、以至レ爲レ佛善、爲二宏闊勝大之言一ハ、以勸二誘愚俗一精二於其道一者號曰二沙門一ハ、於レ此中國始傳二其術一圖二其形像一云々、

西山眞氏曰、（大學衍義）佛法入二中國一ハ、是時所レ得者佛經四十二章、緘二之蘭石室一ハ、而已所レ得之像繪二之淸涼臺顯節陵一ハ、而已楚王英雖レ好レ之然不レ過二潔齋脩祀一云々、

嗚呼其始如レ此微乎、後次二老莊列の意一ハ、爲レ經誘二一世一欺二萬代一ハ、流入二東海諸國一ハ、傳弘二我國一ハ、染着迷溺何其甚矣、倭漢以二萬乘之尊一ハ、自爲二醜胡之厮役一ハ、以二宗社神祇一變二異類之鬼一ハ、殫二國府藏一營二塔廟一ハ、咬二民膏血一養二髡彫一ハ、卑二佞之一而祈二福祥一徼二便利一嗚呼、

○諸家之內不レ叙二從五位一或稱二某守一ハ、或稱二某大輔某少輔一ハ、或稱二某頭某助某允等一云々、越後者新田領地也、高師泰稱二越後守一播磨者赤松之國也、高師冬稱二播磨守一等有レ名無レ實也、其後朝廷除目縣召（ヂモクアガタメシ）雖レ不レ行一ハ、時而邊鄙ノ武士等濫冒二受領之名一ハ、恣稱二大少輔頭正等一者不レ可二勝計一（羅山集五十七）

嗚呼我戰國以來私竊二冒官號一ハ、元和一統之後如二今日一者無二口宣一ハ、而無下稱二守輔頭正等一者上、獨吉田卜部

家與ニ諸國祠官ハ書無ニ宣旨一濫書ニ某守等一無ニ忌憚一之甚也、

○我朝年甫寫レ字者皆稱ニ試筆ハ或稱ニ試簡試兎試頻試毫試春等ハ皆然蓋叢林家作レ偈者之所ニ初爲一乎、官家先儒學士博士之文集未ニ之見一也、宋六一居士有ニ試筆詩ハ謂ニ唯試ニ筆之好惡一也（羅山集七十三）

我國自ニ禪宗開ヒ門、五山十刹及妙心大德寺院及其派下僧等歲首謁ニ佛殿一之時、捻ニ一瓣香一作レ偈、而唱レ之謂ニ之元旦試筆香語ハ我國久効ニ彼所ヒ爲而作ニ祝詞ハ以爲レ學者當爲レ故、毎歲必筆ニ一詩一題以ニ試筆字ハ是亦今日風俗乎、

○欲下包ニ羅古今一牢中籠百家上、非レ無ニ鋭志一然光陰荏苒至レ今百紛矣、赦々有レ加（羅山集七十五慶安元年所レ筆也）

道春實有ニ鋭志ハ博學當時無ニ比レ之者一

○一條前關白殿御書

今度故黄門遺跡。領國等無相違可被領旨。大樹公嚴命由珍重候。可爲畏悦察入候。爲其賀札如此候也

八月二十七日　花押

近衛關白殿御書

今般家領相續之事被蒙鴻命之由相聞え。隆爲御理運之事欣然思給候仍以三簡仲賀義候謹言

仲秋念七　花押

右は吉通卿へ進せらるゝ御書也、御宛名は共に尾張右兵衛督殿とあり

○寶永四年四月二十九日源尊氏三百五十回忌於洛北等持院法會あり

○同年九月三日六ノ宮ノ御祭初而被行御旅所へ神輿を出し奉る同十日還御

○越智宿禰系圖（是稻葉氏家傳也與ニ他系圖一有ニ同異一）

○○孝靈天皇——彥狹嶋命

一皇子從一位諸山積大神伊與三島此神云々

二皇子三宅姓祖備前兒島氏出自レ此云々

小千御子——天狹貫（アメサヌキ）——粟鹿（アワカ）——三並（ミナミ）

熊武——伊但馬（イタジマ）——喜多守——高繩

高箕——勝海——久馬麿——百里（モヽサト）

百男——益躬 樹下押領使 欽明帝御宇——武男——玉男

諸飽——萬躬——守與 天地帝ノ時——玉與

玉澄 賜越智姓 稱德帝時——益男 周敷郡司——實勝 西條館

深躬 桑原館——息村 桑村館——息利 樹下押領使

鹽　　　尻

息方 大井館 ── 好方 越智押領使 ── 好峰 河村押領使

安國 風早大領 ── 安躬 喜多郡司 ── 元興 溫泉郡司

元家 久米權介 ── 親經 河野新太夫 ── ○爲世 浮穴館從五位 嵯峨帝第十皇子

時高 四郎太夫 ── 爲綱 新大夫 ── 親孝 伊豫權介

親經 河野新太夫 ── ○親淸 權介 源賴義四男 ── 通淸 權介

通信 四郎 ── 通久 九郎左衛門 母北條時政女 ── 通經 彌太郎 母工藤祐經女

通有 對馬守 ── 通治 九十郎 ── 通堯 讃岐守

通任 六郎 ── 通義 刑部太輔 ── 通元

通久 ── 通直 ── ○通弘 林ノ祖

┌──────────┐
鹽　　　　　尻

└通則──通兼 林七郎右衛門 濃州清水城主
　　　　└通祐 林左衛門尉
　　　　　└通村 林佐渡守 駿河守

○丹治眞人系圖（姓氏錄作₂多治₁丹ノ黨是也）

○宣化天皇─檜隈皇子 家傳如ㇾ此姓氏錄ニ賀美惠波王云々 紹運錄所謂土殖榮ノ皇子是也
└家範 大臣繼 帝賜丹治宿禰姓──家隆 大納言──家廣 大納言
└家綱 左大將──賴景 正二位大納言──此三四代脫名
└家景 宮內卿 桓武帝御時──家義 宮內太郎──家信 嵯峨帝御宇
└武信 任₂武藏國秩父郡司₁──峰信──峰時
└峰房──武綱──武時
└武峰 四郎──時房 中村冠者──經房 安保三郎太夫

實光 安保刑部亟 ── 長房 蒲ノ次郎

勅使河原小島青木等祖也青木越後守貞景青木尾張守信定等亦出レ自レ此　按家隆以下納言大將之官實錄無レ所レ見云々系譜此類尤多々也

○楠氏略系　橘朝臣

○○正成 楠判官 贈左中將
├正行 帶刀左衛門 ── 敎正 池田兵庫介 ── 佐正 池田太郎
├正儀 左馬介 ── 正秀 ── 正盛 大郷太郎
├盛信 次郎左衛門 ── 盛宗 新兵衛 ── 盛秀 隼人正 ── 長成 主水正
├隆成 右馬助 ── 正虎 次郎右衛門 左馬助法名長庵 ── ○某 備前守 住ニ河内國
└正治 甲斐庄右衛門

右寛永十八年御選諸家系圖拔抄

○或人問、三州人小浦喜平次と山本新五左衛門と同人異名と云々然るや予曰喜平次名は忠重後に天野治太夫と稱す（本氏に復す）三州櫻井の城主なり、松平長親公に仕へて武勇の名有し其嫡子を天野淸右衛門忠久と云、次を天野淸右衛門末忠と稱す山本新五左衛門忠元は末忠の子なりと聞侍る。神君の御時御使

番なりしとかや喜平次末子を小浦喜三郎と稱せしよしなり、古より家々の系譜傳說と世に行はるゝ記錄と同しからさる事あり强ていつれを是と定めかたし、系圖は家傳を本とし諸家の說を以て參考し其說を附書し猶いひかたき事あるものは疑をつたへて可なり、人の系をつくりなとする時は名乘なきは打すて可也、苟も我家系なとは心もくたき古書及舊案證翰寺社の梁牌碑文等まて其由緖ある地にして尋ねとひ侍らはなとか大概のしれさる事有へきや

予か氏族の中に名乘のしれさるを多年三州の古寺舊社及古家の證文又は寺をさくり求て近比までに數十人の事跡を得たり、豈知れさるとて其儘差置侍らは末々は彌考ふへき道もなくや侍なむ

○扶桑略記拔抄

右四卷

孝德天皇云々同月（按孝德帝即位中臣鎌子連爲二内臣一年三十一内臣者准大臣位也）

三年大化丁未十二月定二七色十三階冠位一、大小織冠大小繡冠大小紫冠大小錦冠大小靑冠大小黑冠建武新

羅上二孔雀鸚鵡一

同上

隆海云々面ムカヒ二西方一觀二念彌陀佛一每修二十念一云々

釋氏十念乃觀念也、源空以來稱念歟、隆海仁和年中人也

同廿一（小松天皇記）

本朝往年有二三人仙一云々　大伴仙安雲仙久米仙云々　三年（延喜）二月廿五日權帥菅原朝臣於二太宰府一薨、四月二十日前大臣菅原朝臣詔賜二本職一兼增二一階一云々勅號大富天神一ニ云延長元年閏四月十一日贈二本ノ大臣位一云々

大富天神之號無二他書一歟、大富ハ蓋天滿傳寫誤歟

同二十三

或詔云、同九月（天慶二年）二日丙午注レ之、近日東西兩京大小路衢刻レ木作レ神、相對安置凡厥體像髣二髴六夫一、頭上加レ冠鬢邊乘レ纓、以レ丹塗レ身成二緋衫色一、起居不レ同遞各異貌、或所レ作女形對二丈夫一而立レ之、臍下腰底刻二繪陰陽一、搆二几案於其前一置二杯器於其上一、兒童猥雜拜禮殷懃捧二幣帛一或供二香華一、號曰二岐神一人稱二御靈一、未レ知二何祥一時人奇レ之云々

是後世所謂幸神也

道賢上人冥途記曰、菅相府云々三十三天呼レ我字（アザナ）二日本大政威德天一云々稱二火雷天神一、

是日藏所レ記甚妖妄之事也

天慶七年正月九日長谷寺燒亡佛像同成二灰燼一

今長谷寺像者此後新彫歟

朱雀院御周關云々一周記也

天滿天神託記云近江國比良宮仁之天禰宜神良種加男太郎七歲那留童仁託天宣久云々我從者仁老松富部止云者二人有云々是皆筑紫與利我加共仁來禮留者止毛奈利云々松我像（カタチ）ノ物也云云

此託宣甚矣略記二其一二一

同廿五

宣陽門（尾張是依二大内炎燒一所レ定造營ノ國其一也天德四年九月廿八日參議富信所レ書云々）

應和元年三月廿八日内藏權頭道風朝臣於二殿上一書二承明門ノ額一、始レ自レ此書二内裏殿舍門等ノ額一云々五月十四日書二內裡殿舍門等ノ額一、畢但除二紫宸殿仁壽安富清涼殿等ノ四箇殿一以レ有二舊額一

同廿六

寛和三年二月入唐僧奝然歸朝云々靈山第三傳釋迦等身立像十六羅漢繪像持來云々

是今嵯峨清凉寺所ニ安置ノ像也
正暦三年十二月四日安樂寺託宣云々參ニ帝釋宮一愁ニ訴之一後得ニ自在身一云々
稱ニ自在天神一者依レ之歟、此託宣亦不經ノ甚矣

同廿七

延久二年十月十四日感神院燒亡但天神御體奉レ取ニ出之一云々十八日以ニ官使一檢錄ニ感神院八王子四並蛇毒氣神大將軍御骨燒失實否一云々承暦二年正月二日近江國石山寺燒亡如意輪觀音像已爲ニ煨燼一了云々

按感神院安ニ置武答天神等像一者明白也、今所レ安之像者後所レ塑歟

五年三月五日興福寺大衆數千人引ニ率兵軍一行ニ向多武峰一燒ニ亡山脚人屋三百餘家一云々、兵衆昇ニ向峰上一時大職冠聖靈木像腹中奉レ納三尺本影長講僧良増開ニ腹中一其像荷負遁ニ山頂一了具注ニ子細一奏ニ聞公家一因レ玆興福寺別當法印大僧都公範被ニ停任一亦張本輩等追捕禁獄廿六日關白左大臣(師實)遣ニ家司職事等彼峰一云々、廿八日可レ移ニ居御影像於本座一之狀仰遣了云々

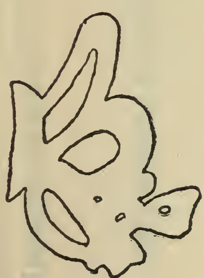
同三十卷

右丁亥季冬閑畢抄ニ其二一ニ以備ニ遺忘一而已

○船田長門守經政は新田義貞の執事なり其子船田十郎安經は脇屋義治に仕ふ

○建武延元の頃越前國黑丸の城主黑丸入道寬性といふ者あり、これ朝倉廣景也但馬國より越前に住て足羽庄黑丸の館に居れり朝倉氏越前に住するの始なり後斯波家の家老に朝倉氏あるは此子孫也

○鳩峰雜事記曰、應安元年三月十一日住吉御所崩御御年四十一奉レ號ニ後村上院一後村上帝御花押結城晴



通家藏
○北條新九郎長氏ハ山城國宇治ノ人或ハ大和國在原ノ產トモイヘリ、鎭守府將軍之裔平維平ノ族【割註】伊勢系圖見大系圖イニ小松資盛十五世之後トイヘリ或ハ家系不知トモイヘリ」伊勢伊勢守氏貞ノ孫伊勢駿河守照康ノ次男ナリ（照康二子アリ嫡太郎貞次二男新九郎長氏）始將軍家ニ仕フ故アッテ浪人トナル駿州ノ國守今川五郎氏親ハ長氏伯母ノ夫タリ（氏親當氏貞女ヲ妾トス）因テ長亨元年長氏與ニ同志之朋友六人ニ（所謂荒木兵庫以多目權兵衛山中才四郎荒川又六郎在竹兵衛尉）氏親ヲ賴テ倚附ス氏親其才器ヲ愛ス或時今川ノ家僕叛スルアリ長氏武略ヲ以テ誅レ之遂ニ今川氏駿州令ニ高國寺壘領レ之於長子人數三百人ヲ扶持シ民庶ヲ撫テ潛龍ノ時ヲマツ于レ此豆州之名家（號ニ堀越御所ニ）從三位左兵督源政知【割註】政知ハ將軍義敎公ノ四男也嘗爲ニ出家ニ而號ニ香嚴院ニ寛正二年上杉伊豫守敎朝足利成氏退治ノ爲ニ秘計ニ訴ニ京都ニ新將帥來向請於レ此爲ニ香嚴院還俗ニ從三位ニ叙シ左兵衛督ニ任シ關東ニ下シ大將軍ト仰キ敎朝執事トナリ關左ノ諸侯偈仰ス然レトモ上杉淸方房顯持朝鎌倉ニ在リ兩管領トナリ關東ヲ成敗スルニヨリ鎌倉ニ入ルコトアタハス豆州北條ニ居住堀越御所ト號ス兩上杉等モ朝覲ノ禮ヲナスコトハアヘテ恭敬ヲ失ハス或說曰房顯等重テ公義ノ名ヲカリ京都ニ訴ヘ下向セシメ政知ヲ大將軍トシ上杉管領トシテ古河公方成氏ヲ追落スコレヨリ兩上杉關左ニ威ヲフルヒ政知ハ堀越ニ住シテ却テ衰フトイフ」長亨三年四月五日卒セラル（行年五十七號ニ勝憧院ニ）二子アリ長ヲ左馬頭義通【割註】後ニ細川政元依推戴上洛爲征夷將軍名改義澄亦義政嘗テ父子ノ約アリト云」次ヲ茶々丸ト號シ堀越ヲ相續セラル政知逝スルノ後家法益衰フ、佞人ノ語ヲ用ヒ外山（イニ行山）豊前秋山藏人トイフ二人ノ忠臣ヲ故ナク誅セラル、上下愕然トシテ亂レ國中騷動ス長氏聞之忽鷸蚌ノ弊ニ乘リ延德元年四月五日【割註】或說ニ政知卒ヲ延德三年四月五日トシ此役ヲ明應元年四月五日トス」人數ヲ促シ夜中黃瀨河ヲ涉テ北條ニ亂入ル、而ソノ不意ヲ討義通茶々丸周章家臣關戶播磨守等纔ニ防戰ストイヘトモ長氏火攻ヲ以テ營壘ヲ燒終ニ潰テ國人【割註】田子ノ山本太郎衛門女

雜村田市之亟三津ノ松本江梨ノ鈴木佐藤梅原雪見高橋上村以下ノ輩」悉ク敵ニ降ル義通逃去ル茶々丸大森山ヘ逃入ル長氏逐テ大森山ニ攻入ル茶々丸叶ハスシテ山下ノ禪院ニ入テ自殺ス(于時十三才)義通難ヲノカレテ箱根山ニ入ル【割註】於此亦親附ノ郞徒馳助ハリ拘義守禦ヲ同シクス明應二年細川政元依ニ推戴一上洛セラル」於此長氏蟠龍來復ノ勢ヲ得時政草業之嘉例ヲ追テ平氏中興ノ運ヲ謀リ伊勢ノ稱號ヲ改メ北條氏ヲ稱シ更號氏茂豆州韮山ニ居住シ遂ニ相州小田原主（式部少輔實賴）ヲ倒シ岡崎衣笠兩城主三浦【割註】陸奥守義同法名道寸三浦時高カ養子實ハ大磯城主大森筑前守カ子ナリ三浦時高ハ大介義明カ末子佐原十郎左衛門尉義連カ裔三浦五郎盛時カ後也」ヲ呑ミ上杉ニ敵對シ至ニ氏綱ニ（早雲長氏嫡子）武威益奮ヒ氏康(氏綱ノ子)果シテ八州ヲ併呑ス

此傳記建部氏なる人にたつね侍りしに書て送られけれは其筆の儘こゝに書入侍る

○朝野群載(三十卷)は三善爲康永久四年丙午に編次(永久ハ鳥羽院年號ナリ)本書の内二三を抄して遺忘に備ふ如左

沙彌性空者東京人也云々【割註】花山院御製ノ書寫山上人ノ傳ニアリ東京ノ文字珍ラシ」

笏ノ長サ一尺三寸【割註】上ノ廣サ二寸七歩下ノ廣サ二寸四歩厚サ三歩頭ノ體合レ有ニ半月ノ形ニ云々」

天台山不斷念佛表白七日常行之勤修云々

今世七日別時トイフ是ナリ、四十八日ノ不斷念佛ハ源空以來ノ事歟、繪詞傳ニミエタリ但シ今ノ如キ雷同雜聲シテカマヒスシキカ如キニハアラサルトミエタリ

延暦寺起請六條中可レ停下止招ニ集凶一徒ニ營中求兵一器上事云々

是天承元年二月ノ制藤原敦光所レ筆也、サレトモ此後近世ニ至ルマテ山門凶徒ヲ集メ兵器ヲ蓄ヘ戰鬪ヲ事トセシ何ソ起請ニ背クヤ平信長山ヲ攻ウタレシ後ハサルコトナシ

北極玄宮無上無極天皇大帝尊星(北辰ナリ祭文ニミエタリ)

遊女記　傀儡子記（遊女ハ河陽江口等所ヲ定テ住シ傀儡ハ定居ナキ女トミエタリ）

傀儡子ハ歌舞ヲ専ラニセシヤウニミエタリ今様古河（フル）様足柄竹下催馬樂里鳥子歌神棹歌辻歌等ハ當時ノウタヒ物ナリ、然レトモ皆女色ヲ賣シ者ニシテ遊女ノ下輩ナルモノト見エタリ

洛陽田樂記（帥江納言ノ作ナリ）永長元年夏洛陽大ニ有二田樂之事一云々高足一足腰鼓振鼓銅鈸子編木（サヽラ）等ノ藝アリ亦凌王拔頭ナトノ舞モアリトミエタリ

右文筆ノ上中下三巻ノ中ニアリ

氏爵次第式家巡

始祖二世官位名男三世――男四世

如此書ス今家譜ヲ記ス者此書式ニ隨フテ可ナリ

補二諸宮御庄司一書式（中宮）

廳下人味岡御庄司

可レ令三件人執二行御庄雜務一

右可レ令三件人執二行御庄雜務一之狀依二大夫宣一所レ仰如レ件庄宜三承知一依レ宣行レ之故下ス

康和三年九月廿五日　　權少屬兼左京屬　中原

右ハ四ノ巻朝儀ノ條下亦第七巻ニ

補二御庄司一

右大臣家尾張國富田庄

大膳少進平季政

右人補二任下司職一可レ令三執二行庄務一之狀所レ仰如レ件宜三承知一依レ件行レ之故符

令　　從主計允橘麿

別當某

康和五年二月十日

是諸官ト攝家トノ庄司ヲ補セラル、書式ノ替リナリ、夫往古ハ庄司ノ號ナシ中頃諸國及朝臣國々ニテ地ヲ賜リ其家ヨリ司ヲ置テ主維セラレシ是ヨリ國衙(國司ノ政ヲ行フ所ナリ)ト庄園(庄司ノ令ヲホトコス所)別々ニ命セラレシ異邦ノ地ヲ封スルニ似タリサレトモ諸院諸宮親王大臣ノ御封ハ古ヘヨリアリシ最モ官符ヲタマハリテ其地ノ正税ヲ受ル計リニテ國ハ皆國司ノ吏務ナリシ、中古ヨリ庄園トテ不輸ノ所ヲ立テ國司不入ノ地多カリシ庄ハ田舍ナリト字書ニモアリ、庄司ハ某ノ宮某ノ大臣ノ御庄園ノ司人トイフコトナリ頼朝以後所々ノ地頭トイフ者ヲ置テ庄司ノ號ナク是ヲ鄕司保司ト稱セシ是ヨリ武家國郡ヲ專ニシテ古ヘノスカタ跡ナクナリシ、サレトモ亦今ノ如ク數郡ヲ統ヘ一國ヲ領シナトセシコトハナカリシ、尊氏天下ノ權ヲトリテ後國々ミタレテ大軍ヲ以テ他ヲ擊取自由ノ振舞ヲセシ者トモ多カリシ故ニ大名所々ニ出來テ中頃ノ風俗モ變シヌ、是ヨリ以來其子孫其國ヲ有シテ今ニ傳タルモアリ或ハ新ニ命シテ國郡ヲタマハルモ多シ今ノ如キソ唐土諸侯ヲ封建シタマフトヒトシク侍ルニヤ

神祇ノ條中臣ノ祭文ハ全ク中臣祓ノ文ナリ　其中ニ大倭日高見乃安國止云々　荒鹽乃八鹽百道乃鹽乃八百會仁坐隼閇津呼止云神云々秡戸八萬乃御神達波佐乎志加乃御耳於振立天聞食止申ス

　是ラノ詞ヨノツネノ祝詞トカハレリ傳習ノ詞ノ折ニアヤマリテ書寫セルカ知カタシ

奏龜ト云々御ト火數百六十火之中直ト百十六火交ト七火地相ト六火相ト十二火相木八火人相ト六火相ト十二火神相ト八火人相ト二火地相ト七火云々

伊勢太神宮　勅使祿法

　コレラハト家ノ習ヒアル事トミエタリ

太神宮

正員禰宜六人(四位一人袷袴五位五人各袷)
權任三十四人(四位各二人袷袴五位三十人各袷)
六位十二人(官符ノ權ノ禰宜三人玉串大内人二人宮掌ノ大内人七人)
已上各單衣
此外略之
豐受大神宮
正禰宜六人 (四位一人大袷副祢五位五人各大袷)
五位權禰宜廿八人(已上各大袷)
六位(官符權禰宜三人大内人三人玉串大内人三人番檢大内人三人宮掌大内人五人)
已上各單衣
此外略之
太政官外記ノ條下官宣旨召物ノ書式ニ曰
左辨官下ニ尾張國ニ
應ニ早速進ニ上猿頭硯貳拾口䃜貳拾口ニ事云々是長治元年九月ノ案ヲ略書ス 我尾州ムカシ硯ヲ出セシ事分明ナリ今ノ如キハナシ
精進物
靑苔(曳干(キボシ)) 和布(曳干)海松 昆布云々(略書)
是七卷御齋會加供解文ニ見エタリ、按ニ今野菜海草ノ類マテ精進物トイフ古ヘヨリノ語ナリ、但佛事ノ時ハイフヘシ賀義ノ時精進物ト云ハ非ナリ、亦此書精進物ノ中ニ飯汁土器箸等アレハ食物計リトイフヘカラズ

十一卷廷尉ノ條下賑給ノ文ニ曰

右京三四條賑給使

合人數五百人

隱居百七十人　高年百三十人　病者四十人　窮者百六十人

請米十五石　從二官司一

鹽一石三斗四升　從二大膳職一

外略之隱居ハ一人ニ米三升鹽二合九勺九才高年ハ一人ニ米三升鹽一合五勺窮者ハ米鹽隱居ニ同シ病者ハ一人米一升九合鹽二合餘トミエタリ是寛治元年六月ノ監行ナリ。

勸學院學堂云々　是則藤氏院云々（十三卷紀傳上）

東大寺佛前板文　佛像高五丈三尺五寸云々　熟銅七十三萬九千五百六十斤白鑞一萬二千六百十八斤練金一萬四百三十六兩水銀五萬八千六百二十兩炭一萬六千六百五十六斛云々　夾侍菩薩二軀幷塔高各三丈云々繡觀自在菩薩二鋪高各五丈四尺廣三丈八尺四寸四天王像四柱高各四丈大佛殿一宇二重云々塔二基並ニ七重東塔高二十三丈八寸西塔高二十三丈六尺七寸云々

鐘一口高一丈三尺六寸口徑九尺一寸三分口厚サ八寸

右十六卷佛事ノ上ニ見ユ嗚呼聖武佛ニ迷ヒ天下ノ寶ヲ集テ萬世ノ費ヲ殘セリ至愚名付ヘカラス其聖武ノ謚アタラス嗚呼

南岳和尙（弘法大師也云々）

右同卷ニ見ユ唐土ノ南岳大師ト同シカラス

天台大師傳燈大法師位寂澄　右可下贈二法師大和尙位一號中傳敎大師上云々貞觀八年七月十二日云々

右大師號勅書也十七卷佛事下ニ見ユ天台大師傳敎ノ事也、智者大師ノ事ニアラス良源ニ慈惠ト諡ヲタ

マハルハ花山院ノ寛和三年二月十六日勅書ニミエタリ

菩薩戒弟子皇帝沙彌勝満

右同巻ニ見ユ孝謙女主自イヘル言也、嗚呼孝謙淫亂無道ニシテ繼嗣ヲ廢シ只浮屠ニマヨヘリ諡號亦アタラス皇帝沙彌ノ名呵々

二十巻ニ唐憲宗我國ノ人ニ賜フ位記アリ

二十巻雜文上正曆五年六月二十七日被レ安二置疫神於船岡ノ上二長保三年五月九日被レ安二置疫神於紫野一京師衆庶行二御靈會一件年々天下不レ靜仍有二此儀一云々

按ニ是疫病流行ニ依テ疫神ヲシテ歸スル處アラシメンカ爲ニ祠ヲ立テ祭之、其本文ニ云春秋曰神有レ所レ歸乃不レ爲レ癘也云々近世今宮ノ御靈モ素盞烏尊ナリトイフ祇園ノ御靈モ根本疫神ヲ祭ル祠ニシテ後ニ牛頭天王トシ亦備後風土記ニ依テ景尊ナリト云諸國皆コレニナラヒテ其元ヲ忘ルヽニヤ

同巻荷前幣物請文曰山陵七十七所墓三十六所近陵十處云々

是崇德院ノ天治二年十二月ノ事也、古製ノ儘ニ十陵八墓トハカリイフハ拙シ代々ノ廟陵アル故ニ時ニ依テ同シカラス

尾張國司解　申二請　天裁一事云々

元永二年十二月日正六位上行大目大原眞人

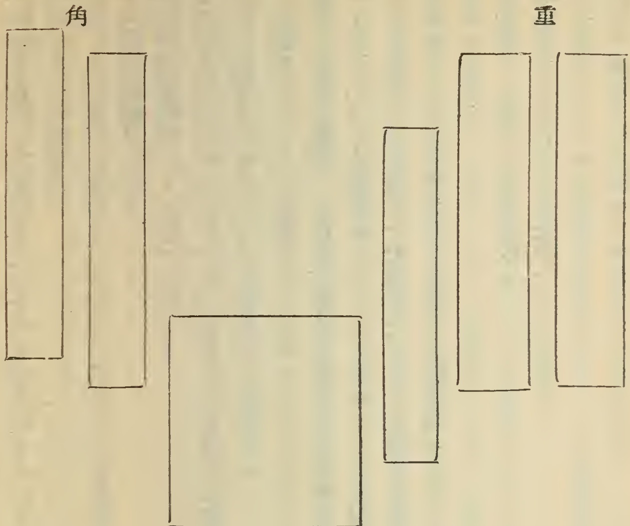
此外名ヲ略ス是二十六巻諸國公文中ニアリ右ハ雜米免除國解也(文ヲ略ス)大原眞人今熱田ノ神人ニ多シ此時ハ國衙ニ有テ政ニアツカリシトミエタリ

右戊子ノ正月春雨ノ窓ノ下ニ記シテ博ニ備フ猶抄スヘキ事多カリシカ人ノ抄本ヲカリ久シク留ムヘキニモト其中二三ヲ拔書シ侍ル

○四河入海　東坡集ノ抄也、翰苑遺芳ト天馬玉津沫睉說ト天下白ト四部合セタルナリ建長寺清三カ集タ

ル書也天下白ハ萬里カ抄杜氏カ句ニ越女天下白ト云ヨリ名付タルニヤ、

○色紙短冊粘様重半角次に半重角次に角半重といつまてもおすなり但し繪あらは半の所におすへし歌は春夏秋冬雑戀神祇釋教羇旅次に神祇にても留るなり、或は第一におす歌を見て其集の部立にもするなり。



○三代實錄曰貞觀元年正月二十七日河内國恩智大御食津彦神從二位云々
按河州高安郡恩智神社(當國二宮而大御食津命鎭坐祠也、是天兒屋命四世宇佐津臣命子而伊香刀美命之父也、恩智神主奉二其祀一、姓氏錄云河内國神社恩智神主ハ高魂(タカミムスビ)命之兒伊久魂(ミイクムスビ)命之後也云々按二舊事本紀一生魂(イクムスビノ)命者神魂(カンミムスビミコ)ノ兒也

○無佳國師は姓平氏(梶原景時ノ甥ナリ)始は台家の學者にて三井寺の花光坊に住せり入峯の跡にて日頃馴睦はれし兒のはかなくなりしかは世をうきものに思ひすてゝ尾張國山田の木ケ崎に隱れ禪僧になられしとなん

○古事海府に春雷音洛々たるは雄雷旱のしるし、其鳴依々たるは雌雷にして其年水氣多しといへり、亦本草滙に震燒木を門戸にかくれは火災を遁る煮汁を服すれは驚心を治すといへり

○孝謙帝に道鏡あり元正帝に笠朝臣麿(マロ)あり麿は官右大臣に至る後に出家して滿誓と號すともに淫幸を得たる者なり

○花山院即位の日高御座の上にていまた時刻を申さる前キ馬の內侍を犯したまへり、惟成此間に意に任せて自ら叙位を行ひし由江談抄に見えたり、嗚呼帝登壇の日禮を捨て淫行し治世の間女御の死を見て位を捨て僧となり、僧行の中人の女に通して身を捨て疵をかうふれり始終の淫亂前代例しなし嗚呼

○袖中抄に壺の石碑の事をいへり、田村將軍日本の中央のよし書付られしといへり、此時碑石はや埋れしと見えたり寛文年中掘出して其銘世に顯れ侍る

○宗祇は連歌に名を得し人なれとも慾深かりけるにや新莵玖波集(ツクヘ)を選はれける時基佐か句を入られさりしより中あしくなりて基佐か落書に

遙見二筑波一錢便入　不レ論二上手與二下手一

あしなくてのほりかねたるつくは山和歌のみちには達者なれとも

と謗し事あり基佐氏は櫻井入道して永仙と號す宗祇と中あしくなりし後濃州の土岐氏笠着の千句を興行せられし時永仙かくれ聞ていつの時にかなかれいつへきといふ句に

雨をまつ木のはのしたのたまり水　　永仙

宗祇合點の時此句をことに感しこれは櫻井か句なるへしかくれてありしにやとて殘念にいはれしとなむ

○惠心僧都自戒の言の中に心に叶はぬ事ありとも思ひ忍ひて全く嗔恚を起さゝれと、又常に談して云萬事思ひに忍ふはすくれたる德なるへし人の心中に諸の惡事をのみ思ふ是をしのはされは淺ましき事となるへしといへり寂蓮法師か歌にも

深きよの窓打雨に音せぬはうきよを軒のしのふなりけり

張公藝の九世同居せるも一ツの忍の字を持たれしとかや、おのれか心にあはさる事をはしのひあへす詞にもあらはしもとる故中あしくむつかしく人もおもふよ

草もなく木もなき野へに吹風はなにゝあたりて音をなすへき

たとひ人怒る事ありともおのれに於て我を立る意なくは只一片の暴風空野を通る如く成へき歟

○成瀨の祖は二條良基なり三州成瀨村に寓居したまふ時もふけたまひし子なりとかや、小島のすさひ書たまひし頃と覺え侍る

○源空の一枚起請の文大やう同し頃日青蓮院何某の官の書せたまふといふを見侍りしに流布の言葉に異なる所あり

南無阿彌陀佛と申せばうたかひなく(常には申てとあり)

三心四修など(常には三心四修とあり)

こもりて候なり(常にはての字なし)

御あはれみ(常には御の字なし)

一代のみのり。(常には一代の法とあり)

〇丁亥七月十日酉の下刻一星月に入りし天淸くしてよくみえ侍りし月の半黑の所に入りしに猶星みえし夫月は下夕星は上なるに如何して星見えしと天文者に問ひはへりしに、曰〻月體は水晶の如しと習ふ月より上みの大星はすきとをりて見ゆる事常なりと亦彼星を心宿なりといふ、按に此月十日の暦經度は心宿の二三度に當れりといへとも緯度にて考ふれは月は心宿よりはるかに北にあり月に入しは外の星なりと云〻いにしへは星月を貫とて重き變のやうに書しるし置はへりし天文家には行度の常とす豈變異ならんや。

鹽尻　巻之二十四

〇皇年代記は中世の作といへとも不稽の書といふし但し其中考に備ふへき事一二を抄す。

天禪日天狭霧（君ノ祖也）地禪月地狭霧ノ尊（臣ノ祖也）

按に禪を舊事紀には譲に作り地を國に作るも同し義か、これは天地日月を一尊に字し奉る者と云なから神作系紀の初に記して諸神大祖の元とすれは人體に見る事傳習の深き說も侍るにや、夫を君臣の太祖に註したるも古よりの傳と見えて小緣ならぬ事と覺え侍るを國開闢の始より君臣の系別れなから根本合體のすかたを天日地月をかりて萬古不易の道理を示しけるいと尊し、こゝそ君臣の大義いと切なる所にして誰も〳〵此道理を味ひ知は亂賊の名なかるへしよく〳〵工夫あるへき事と覺え侍る

國常立尊（沫蕩ノ尊共申ス）國狭槌ノ尊（神皇産靈尊共申ス）豊斟渟尊（已上三代云々天地開闢始治）

按するに舊事紀に靑橿城根ノ尊を亦沫蕩の尊といふ、かしきねは堅根の心にして土地のかたまりて開けたるを字すれは國常立の時早地理の定まりたる義あり、されは是を沫蕩とするもおもしろき事にや凡そ海水沫和て靜なるすかた土地となる氣象おのつからそなはれるそれを芦牙ともたとへいふにや、且高皇彥靈神皇彥靈は同神異名にして品物のはしめを字す高神ともに美稱の尊號也（神は上と意を同す上もまた高の心あり）但し高といへは天のことくにしてひろきをいひ、神といへは上久の意にて其はしめをいふに似たりこれは臣系の祖にして第二の國狭槌にあてはへる事尤意味深し、扨三代を開闢の始と註せしも人となしてよく帝系の根元を見定めたり是等皇年代記の作者なとしるへき事ならねと當時はかゝる事を傳へて何となく記し置侍ると見えはへるいたつらに看過すへからす

天照大神

二神授天下云々此時大神向ニ魔王ニ乞ニ一玉ニ我朝悪魔降伏重寶而神殿ニ納給其形九曲之穴通號ニ八阪之玉蘡之玉ニ神璽是也云々と本文を略して書す元よりいふにたらぬ妄説也、按するに卜部家に神籬（ヒモロキ）の御正印といふ物を作り出し悪神をこれにて降伏すといふはこれらの僞說をとりて兼俱以來作り出せし所と覺え侍るよく〳〵見てかれか妄をしるへきかも

葺不合（フキアヘセス）ノ尊（住吉明神是也）

夫往古は海水の靈を祭る、然るに葺不合ノ尊を以て住吉の神といふ事似つかぬやうなれとも、つらつら思ふに此尊は海神の生み奉れる山紀に見えたり海神の所生は是水靈ならすや此故にいにしへより此尊を海靈にあて侍るにこそ新立の說には侍らし

繼體天皇日本年號善記始也云々（是繼體帝即位十六年を善記元年とす）

善記四壬子　正和五丙子教倒辛亥

安閑天皇教倒四年即位云々

宣化天皇僧聽元年即位

欽明天皇護國靈驗威力神通大自在王菩薩（八幡御事）

明要十一辛酉貴樂二壬申　法淸四甲戌兄弟一戊子

藏知五已卯　師安一甲申　知僧五乙酉　金光六庚子

敏達天皇金光二年即位

賢稱五丙申　鏡常四辛巳　勝照四乙巳

用明天皇勝照二年即位

崇峻天皇　端正五已酉

推古天皇　吉貴七甲子　願轉四辛酉　光永六乙丑
　定居七辛未　景繩五戊子　仁王六癸未
舒明天皇　聖德六已丑　僧要五乙未　命長七庚子
皇極天皇　命長三年即位
孝德天皇　命長六年即位　位常光五丁未
　白雉九壬子
齊明天皇
天智天皇　白鳳廿三辛酉
天武天皇　白鳳十二年即位
持統天皇　朱雀二甲申　大化六丙戌　大長九壬辰
文武天皇大長六年即位　大寶三辛丑　慶雲四甲辰
　是より末元明帝の和銅以來諸記の如し、上の二十餘の年號正史に見えす、夫我國年號のはしめは孝德帝元年を大化と號したまひし其六年を白雉と改め白鳳は天武即位の元年壬申より乙酉迄十四年丙戌は朱雀元年なり持統は年號を立玉はす文武の即位五年辛丑大寶と稱せられし後綿々として改元あり皇年代記の年號前後いふかしき事ともなり。
○友なる人義經群高松の繪を書て予に其讃を求しかは當座に書して贈る
　石光飛レ絅　銕鯉折レ衝　英風千歲　武列高松
武列の字は讚州武列の六萬寺の記に見え侍る彼記の中に古へ平家の人々此寺にて歌讀し事有
○長月の初つかた遠く聞近く見えし人々あまたうせ侍りしかは友なる人のかたへ申遣し侍る
　をしからぬ身はなからへてあたしの野つゆにいくたひ衣手ぬらすらん

○重陽の日人の菊花と栗とを贈られける返事に

山風零紫栗　　徑路彩金英　　皷腹三登樂　　開顏重九觥

○夏の土用の中西風多きとしは必秋大風吹といふ事諸國いにしへよりいふなる、本州海邊の俗諺に葦の莖節の間折たることき筋ある年は秋風甚し、一筋あれは一度の大風二つあれは再ひ暴風ある兆なりといふ、ことし丁亥の夏葦のくき折目二すちあり五月の頃より六月末まで西風たえす吹しかは如何さま風あるへしと語りはへりし、されとも時令の變は夫によるへくもなしなんと我人等閑に過侍りしか八月十九日のまた明〻かたより巽風吹初て午時にや夥しく吹つより侍りて屋を破り木を折なんといとすさまし、や〻暮過る頃より空もはれて靜になり侍りし其後も涼しからすして長月七日八日の頃にはかたひらなんと着はへりしも時ならぬ時に思ひ侍りし、十二日の朝より打くもりて雨より〱そ〻きて雲のあし早く見え侍りしか日入はてし頃東風多く吹て雲むくつけく色かはりて北をさしてはしり侍りしか遠く吹まよふ風の音は海潮のひ〻く如く次第にあらけなく吹渡りしかはすはや暴風になりぬとひしめきあへり、木をぬきふき板をまくる程なりとよみて雨さへいみしうふりける屛たふれ家くつれ侍るも有けるに彼岸のよの兆もありと覺え侍りし夜中過行頃漸く風しめりて曉かた西風またあらく吹侍りしされと星はれて明る空もしつけくなりし、次のゆふへは名にしおふ十三夜にて侍りしか空すみ月明らかにはれわたりていと面白かりしかは

さためなきよはうき雲の跡きえてきのふには似ぬ夜半の月かけ

と獨りこち侍りし蟲の音たえ〱に成行も秋の名殘盡せす、露むすふ萩すゝきはしたなくふしてさひしき庭の色はたあはれなり野分の昔思ひ出てうき身ひとつにしむこゝちし侍る

物思ふそての月かけこれもまたわか身ひとつのあきのゆふくれ

○梅雨（サミダレ）瘢（デキモノ）痕（アト）を滅（イヤ）せとも衣服を腐（クタ）す（歳時廣紀）

昌羊蚤虱を去れとも蛉窮を來す（淮南子）

凡そ物一能あれは亦一害あり人も亦斯の如し人に上たる者は其能を取て其害を防くへきに、和漢季世のさま官に擧る人其能のみを愛して其害を長せしむる故民政にくるしみ侍る、況權臣內寵の口入にあつかり能なくして害ある者をやいたつらに祿位をぬすみて毒を一世に流し臭を千歳に傳へ侍るこそ尤憎むへきなり、馬をして閭を守らしむとも狼をして朝に養ふ事なくは可也

○布袋は明州の僧なり鄮肆に乞食して醯醢魚沮も亦食ひ或は囊中に納めしよし傳燈錄に見え侍るかゝる乞食のすかたを描て床上に懸はへるも似けなき事也、最等禪風世にはやりてよりいやしき非人乞食を佛法者なれはとて尊ひ其像をさへ掛け崇ひ侍る、凡そ彼祖師といふものゝ行ひを考ふれは皆我名教の罪人なりける。

○浮屠の書に釋迦已れか足を父にいたゝかせ母の拜をうけし事を自慢けに書り、これ父母を蔑して獨たかふる所歟、四分律なとに賓頭盧か事書るを見れは優塡王賓頭盧をして寺門に起ち迎はしめし罪にて賊の爲に脚を鎖され囚禁のくるしみにあひける事をいへり、これを似せて稠禪師か齊の文宣に驕亢し送迎せさりし事大部補註に記して僧は帝王といへとも尊とはす自ら供養を受て安樂なる者なりとおしゆ、是君を無する甚しきもの也浮屠氏天帝を忉利天主と云（忉利は胡語三十三天と翻す）其說に云人たりし時布施を行ひし其功德にて天帝となる、雜阿含其妻舍脂は毘摩質多羅阿修羅か女姿態あり天帝是を愛し彼か父に諂せし事觀佛三昧經正理論等に見ゆ、亦彼論に天帝綵女に戱れ通せしを舍脂嫉妬して父の阿修羅に告て交戰をなさしむなんといへり是帝にはあらて淺ましき庸人の云爲なりける、かゝる妄誕をつくりて天を侮りはへる夫帝とは天の主宰にして尊き事上へなし、道士一度形を以て說をなせしより浮屠是を引下し天帝も佛會に來り香爐を執て如來を拜し尊崇すといふ事を巧み出してとかく佛にうへこすものなきやうにしなして人をあさむくは天をも恐れさる者といふへし、釋迦も天をいたゝけは豈是を謾へき道

理なし天を恐れさるは天理をしらされはなり天をしらすして何事をかいふへき浮屠か說はすへて妄言虛誕を以て人を誘ふ事これらにてもしるへき事なり嗚呼拙かな

○母衣（ホロ）　軍家者流本說をしらすして王陵蘇武より起るといひ或は神功皇后三韓を征し玉ひし時住吉の神製したまふ所の半臂なりなんと本據もなき虛說をつくりて其ほろきぬにもさま／＼やうすをつけ金胎兩部の習合をかたりて秘事とし侍る、亦四姓の母衣をたてゝ源氏武羅と書、平家は神衣の字を用ひ藤原は綿衣と習ひ橘は母衣といふなんといへるも近世の作り事也、愚俗姓氏は源平藤橘とはかり思へる故也古しへより武林諸姓有豈四家に限らんや然しほろは何の用ある者そといふ事をしらすしてみたりに愚なる說をなす一笑呵々すへし其本說は別に傳習あり傳へしりて可なり

○松平親氏主そのかみ大槃若經を書寫しまし／＼て三州處々の寺社へ御奉納ありし、其奥書には新田右京亮親氏と書せ玉ふ今現に御自筆の經殘れりとかや、世人只うそのことく思へるは恐れ多し

○信光主の一男親則は長澤松平の祖其令子益親共に賀茂ノ朝臣と云たまへり、岩津村妙心寺本尊の腹内にあり、按に松平の鄉は賀茂郡なる故稱號とし玉ひけるにや姓の賀茂朝臣にはあらす

○籾井日記（十卷）丹波國波多野氏の興廢を記せり自家の事をすへて自慢に書し、凡そ君父の事をは稱すへき事なからあまり實に過き讃美するも亦道ならす覺え侍る、波多野家の弓矢ならては世にもなきことくあくまて他國の將卒を誚（ソシ）り多くの僞りをも造り添たりと見ゆ、是國風の然らしむる故か人國紀に丹波國の風俗はおのれを自慢し人の非をそしり人の是あるをいひ消しひとへに婦人の心根なりといふよく此書の心はへにかなひたり、凡そ史書を筆せは心を平らかにして好惡に私なく事實を正して記すへき事也、然らされは一己の偏見に落て本性の見えんこそ口惜かるへきわさなれ賀越軍記はおとなし

○世上毀譽非㆓善惡㆒人間用捨在㆓貧富㆒（故語）

嗚呼毀譽の實なく只々時めきあへるをよしとし時にあはさるを惡しとす、故に道ならぬ擧動をしても

位高く祿を得ん事をむさぼれるさま最あさまし

○人物競ニ紛花ノ麗駒逐ニ鈿軍ノ此時松與レ柏不レ及ニ道傍花一

これ詩人の風諭なりけり松柏霜後のみさほ誰か槿花のあたなるにかへはへるへきなれと、一箇の利にひかれて當前の花美をこひねかひ、堅固の志立かたき故に世こそりて俗風にしたかひ侍るらん

○丁亥九月十六日豊受太神宮御祭中の時に行はる今夜月食に依てなり

○尾張守高經正平六年(北朝觀應二年)南方に屬す延文元年(一ニ云康安元年)また武家にくたれり山名時氏師義義理氏冬上杉民部大輔憲顯桃井播摩守直常石塔刑部卿賴房吉良左兵衛佐義興等も亦一旦南朝に參りしか後皆武家に降る、當時の武林少しの恨みあれは南に走り北に降る一人として義を重んし道による人なかりし楠新田氏の族のみ始終志を變せさりし也

○園大暦云觀應元年(十月十二日)云々上皇出御仰ニ云、只今此御所東中門頭犬噉ニ入小死人ニ、有ニ三十日穢一御禊以下ノ事有ニ御迷惑ニ云々五日官外記(匡遠師茂淸澄)神祇官(兼員兼豊)明法(明淸明成章明)勘文云々明淸ヵ勘文云新儀式云隔ニ別門ニ之處雖ニ同處ニ不レ爲レ穢云々、總門準ニ路頭ニ之間其所有レ穢之時穢人淸人同通事不レ可レ有レ憚之由、先儒勘合分明也、且承元三年七月十九日左大史宗淸仰ニテ云伊勢太神宮御遷宮行事所レ被レ始、神祇官共行事官出ニ入郁芳門ニ而件門今朝見ニ附棄死人一件門出入可レ憚哉云々明基勘云宮城門有レ穢之時出入之人先例全不レ爲レ穢然者神事行事官出入何事ヵ候哉云々以前兩條就ニ御問ニ註進言上如レ件觀應元年(十月四日)前豊前守坂上大宿禰明淸

太平記云前大判事明淸法令ノ文ヲ引テ云ク神道ハ王道ノ用ユル所ニ依ルトイヘリ、然ラハ只々宜叡慮ニ在ヘシトゾ勘申タリケル神祇大副卜部宿禰兼豊一人大ニイカリテ法意ノ如ク勘進シテ觸穢ノ儀アラスハ神道ハナキ物ニテコソ候ヘト云々

按するに卜部家區々として一偏にかゝはり先儒の明説を非とし自家の一流を衒ひしこと三百年前猶然

り、況や諸家の衰運に乘して卜部氏獨り神祇官を進止し一家の僞書無稽の說を以て天下を欺く事兼倶以來亦甚し、明法家は道理に依り先例を考へ時に臨んて權道を用ゆ豈卜部氏か知る所あらんや、近世關東より令し玉ふ所の服忌令全く明法の故事によらせ玉ふ

○元祿癸酉ノ令ニ曰

死穢一日家の內にて人死し候時一卜間に居合せ候はゝ死穢可受之敷居を隔候へは穢無之候、一卜間に居合せ候とも不存候へは穢無之候、二階にても揚り口敷居の外に在之候得は穢無之候家なき所に死人有之時は其骸有之地計りけかれる家主死去候ても死穢の儀差別無之死後其所へ參候者は骸有之候とも蹈合の穢れ也

踏合　行水次第穢れなし

○奥羽軍紀は陸奥話記(賴義安倍氏を征せし古記なり)後三年の記の繪草子(義家淸家を亡せし事を書り)とを合せて林氏序を筆せり(寛文元年)

私曰陸奥話記は近世の作にあらすといへとも亦中古の文字にあらす後三年の詞書は實に古體なり、本書の筆者は上の卷は土御門文殿寄人(フミトノヨリヒト)仲直、中の卷は持明院の左少將保脩、下の卷は世尊寺從三位行忠各其詞を記す圖は畫工飛彈守惟久筆といへり(林氏の奥書)按するに是應仁文明の頃の繪草紙なるへし行忠(從三位行尹ノ子)は後土御門院御宇延德元年七十歲にして薨せり世に勘解由小路三品禪庵と稱せし、亦持明院家も今堂上の持明院の流にはあらす中納言保家の四世中納言保有の子なり、今の持明院家は保家の兄從三位基宗卿の裔也、或人曰此書の繪を見るに城の重矢藏及ひ勇のあたまつきより大小刀をさしたる樣如何と、予曰實に然り天守矢藏の製は松永氏多門の城よりはしまり信長公に至りて全備すといへり、亦男のあたまつきは世に信長時代より今のことしといふ然れとも享祿二年に書たる熱田の總圖に男のすかた今の風俗にやゝ近し、然れは文明の頃よりはやかく有けるにや矢さま切たる屏

は猶其かみより有けり、此中巻にある重樓の圖の事いふかしく思ひはへれと足利家の時かゝる製有し故松永も重樓を造りしにや、但し此書板行の時畫工私にあやまりて書添けるも知りかたし本書を見すしては是非をいひかたきなり、大小をさし侍るは義滿公の時同朋のすかたより始りしよし或記に見え侍りし

○鎌足公攝州阿威山より和州多武峯に改葬の事定惠和尙歸朝の後公平素執したまひし所故彼峯に墓所をうつされしよし多武峯緣起元亨釋書等に見えたり、亦帝王編年記の說には天智天皇九年閏九月六日十市郡倉橋山多武峯に改葬公卿會之よし見えたり、按に定惠は孝德帝の白雉四年癸丑に入唐是唐の高宗永徽四年也其後儀鳳三年に唐朝を辭して歸朝せり、亦或說に唐調露元年歸朝といふ然らは我國白鳳八年にあたる歟天智天皇九年に後るゝ事既に九年なり書して以て疑を傳ふ（定惠は元明帝の和銅七年六月廿五日に寂せり）

○源空ノ曰、天臺に依れは凡夫淨土に生るゝ事をゆるすに似たれとも淨土を判する事淺し法相によれは淨土を判する事深しといへとも凡夫の往生を許さす、善導の釋義に依て淨土を立る時即凡夫報土に生する事あらはるゝ也云々是源空宗旨を建る趣意也然らすは豈天臺宗の外別に淨土宗の名をのみ立ッへき、後に日蓮か源空のまねして妄意に宗を建たれとも依ところなく私の流義を立たる也

○或日蓮黨か曰、我祖師相承の祈禱の法は元中山の日常より傳受也、日常はしめは山伏なりし日蓮に歸依せし後己れか自行の祈禱の法を日蓮に授く、日蓮是を法花に開會して當宗の法とせり實に秘傳の事なりといふ、予按するに日蓮始め房州清澄（キヨズミ）寺の僧と云々然れは眞言一流の事相を傳受すへし何の不足ありて修驗外法の術を受しや、これを思ふに淸澄寺にて法をも受す灌頂もせさりし坊主と見えたり、此故漸く田舍山伏の文盲なる者に祈禱なとするやうすをならひて是を秘法也大事なりと思へる哉、いと不便なる事ともなり、予近頃中山一流の日蓮宗祈禱の秘書を得し（熱田の究市に有し）其中大かた道家の符章多

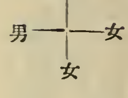
くして且あさましき野俗の事共に過たり其一二を左にしるす具眼の者辨見よ

夜啼の呪　夜なきすとたゝもりたてよするの世にきよくさかふることもこそあれ

是を三返書き上ヶ消又可呑

愛敬の符　我思ふ君か心もはなるゝな思ひつきなりおもひあはせよ

疱瘡の守　むかしよりする事なれはもはしかをするとも死なし神かきのうち



小濱四郎左衛門子孫也

如此類多し一笑呵々、其他の事は不律の事のみ多し懐妊破(コヲロシ)の秘書とは血流の事にして符といふに薬といひ出家の作業にあらさる事のみいくらもあり、猶愛敬の大事といへるに至りて符字を書て曰これは女の右の手の内に書長ヶと思ふ女に書てよし、亦曰是は女に始て合て手の内に書く久しく思はれんとするに書也、亦十三鬼大事の第六に曰女に思はるゝ符也云々此外多けれとも略之、實に日蓮宗の僧女犯を事とする事此等にてもしられ侍る、彼書は明暦三年丁酉七月四日甲州大野にして了順といふ僧中山日常流を傳受せしよしくはしく記せり、此書をかくして秘傳大事ありとのゝしる事可憎可笑の甚しきにあらすや此書を家藏に納む疑はしき人は見るへきのみ、凡浮屠の中にてこれほとの邪徒は和漢に其類少かるへし

○糺井日記に天正二年明智十兵衛を惟任(コレトウ)日向とせしと云々

明智を惟任と稱せられしは天正三年の事也

同書天正五年正月の事を記せる所に信長征夷将軍に任す云々

信長将軍の補なし此外無稽の説尤多し、亦笠寺左兵衛山崎源太左衛門戸部四郎次郎幡屋勝七等の名信長の御内にて微臣かはた倍臣か外の書には見えす

○大打刀(ズンバイ)　彼書にあり近世の作り字也いにしへなし

○藤堂高虎朝臣(從四位下右少將兼和泉守)は初め江州淺井家に仕へ(姉川役の時十五才云々)度々武功を

あらはせし(小谷山三年の籠城武勇度々あり)十七の時浪人して同國阿閉阿波守に仕へ其後織田七兵衛に仕へ亦大和大納言同中納言に仕へ遂に秀吉の臣となり然して神君に仕へて大坂の役功を顯はされしとかや

○天野藤內隆良は前權大納言義隆(防州山口城主大內)に仕へ天文二十年(九月一日)主君御事の時義に徇ひまゐらせらる絕命の頌に曰　不來不去　無死無生　今日雲霽　峰頭月明　と大內家の舊臣多くは逆賊にくたりしに隆良忠義を守り節に死して佳名を萬歲に殘したまへりいとめてたかりける

○天野といふ所河內紀伊伊豆三國にあり、氏に稱する天野は伊伊豆國田方郡天野庄也、工藤爲憲の末裔入江景光始て天野に住し天野庄司と稱せし其子藤內遠景及ひ弟等皆天野と稱せしより諸州其子孫支葉多し

○寶永四年十月初四未の上刻大地震畿內東關西海及ひ南紀北越一時に震動して山家穿崩して潮海沸騰す高岸谷となり深谷陵に變す、あるひは河流壅渴してあらぬ所に滿溢しあるひは山路隔絕して岩石陌に轉ふ、攝州兵庫以東殊に鳴動して大坂の內家倒れ橋崩れ壓死する者甚し、かゝるに申の時にや洪濤俄に寄來りて船を覆し濱を破りしかは亦是に沒溺せし人多し

(大阪市井の內北組死人百廿八人顚倒の家五百十三ヶ所落橋十四ヶ所南組死人八十五人顚倒の家二百三十六ヶ所落橋十六ヶ所天滿組死人五十三人顚倒の家百六十二ヶ所落橋六ヶ所其他安治川新地堂島邊木津堀江の末潮にとられし家漂死の男女又かそふるにいとまあらすとかや)

堺の在家全きもなく夷島くつれて海潮となる、尼ヶ崎の城震ひ落屋倉大破す、是より南は紀州若山もまた地震強かりしとかや、能登浦高潮にて民家顚倒役人多く失にき志州鳥羽勢州上社等も同し、大湊松坂阿濃津四日市場等の海濱は更にもいはす、庄野龜山なんとも家倒れ山くつれ尾州熱田の公館顚倒し民家かたふき破れし海邊盡く損せさるはなし、中に三州吉田二川白須賀或家倒れ崩れ人壓て死す、或は潮來て湊を破る今切の關屋も跡なくなりし甚しきは袋井岡部江尻吉原富士川も河上の山くつれふさかりて二

日はかりは水たえて行人かちわたりせしとなん、箱根山過て東はさる甚しきまとひもなかりけれともよのつねにははるかまさりて家かたふき侍るも多かりしとかや、武城は五日の朝ほらけに社また強くゆりはへりしと傳へ聞はへりし、下總安房上野下野あたりも四五日大地震と聞ゆ西は中國薩摩かたまて同しさまなりと街談すれとも委敷事はいまた聞はへらす我尾州の如き知多郡の海邊強く震侍りし中に大野常滑(トコナメ)なんとは家も大かたなくなりし、南野村の廣からぬさへ寺三所民家五十八軒顚倒し海東郡津嶋村の里にて家百七十餘倒れゆかみ堤破れし府下はさして家倒れる程にはなかりしかと牆壁なんと二三ならては全きもなく城樓も多くは損しける濃州大垣城傾き門倒れける板取邊の横山とかやも崩れ侍りしとそ、江州彦根膳所なんとも大方破れけるよし誠に片時の間全國同しさまに聞えけるも希有の變事也、いにしへもかゝる事ありや凡そ地震は陽伏二陰下一見レ迫二于陰一故不レ能レ升以至二地動一と文にも侍るにや震の字も雷の象にして天に鳴響く物をいへり、古人地下鳴動するもひとつ物にして地震といへり、地道は安靜なるに動くは變異なり故に聖人春秋にも筆したまへり（文公ノ九年襄公ノ十九年又二十三年哀公ノ三年等ナリ）我國は史の闕文にや地震の事允恭天皇五年七月十四日推古帝の七年四月廿九日の大地震以來を記し侍るにこそ見ぬいにしへは如何侍りけん、只今度こそ諸國なへて震ひ侍る事例しなきすかたなれは亦もや大にゆる事侍りなんと市井の男女恐れあへけるに或老者云むかしの事はしりも侍らす聞にし天正十三年十月廿九日慶長元年閏七月五日大地震年をこえてやまさりしも初のやうに大ゆりはなかりしとなり、我知り侍るは慶安元年四月廿二日六月廿日同二年六月廿日寛文二年五月二日の地震およひ近き元祿十六年十一月廿二日東國の大地震なんとも再ひ強き事なかりし、凡そ陽勢發散して後亦なとか初のことく震ひ侍るへきいまた地泥鎮り侍らさる故少しつゝは名殘ある事古今珍らしからす、さのみ恐れ玉ふなといひしにまたかたへなる人云夫はさる事なから應永卅二年六月十七日大地震ゆりて同七月一日六日十三日及ひ廿六日おなしさまなる大地震せしとかや、天正十三年の地震も亦十一月廿六日廿八日廿九日大

ゆりせし由皇年代記の補なんとに記し侍りぬれは今はたゆらしともいひにくき事にこそ侍れとつふやきし

攝州大阪地震之惣故

一棟數六百三軒　一竈數一萬百軒　一壓死三千六百廿人
一高潮溺死一萬二千人餘　一落橋廿二ヶ所　一破船大小六百五十餘艘

紀州熊野地震改

一長島地震民家顚倒以後高潮にて屋舍不殘漂流禪寺一宇炭燒小屋三軒殘る男女百餘人沒死內七十餘人死骸出る
一尾鷲町屋千餘軒流男女不殘漂死　一別本村屋倒れたる計り　一桂村家五六軒人共不殘漂流
一志路村家三十餘軒人共流亡　一すは村家八十餘軒流（內半分計り倒れながら殘る）　一木ノ村家六百軒人共流亡　一大泊家二十餘軒人共流亡　一新宮城大破崩町家民家大概顚倒男女死人七百三十人
右之所四日の晩より六日迄潮滿野尻村に至りて船にて通路有之

○倭俗每年極月日を定め家內を掃ひ侍るを煤拂と稱し祝儀とせり（朝廷及ひ柳營より士庶の家といへともおなし）邦異にても臘月日を定め每家塵を掃ふ或は除殘と稱するよしもろこしの書に見えたり（閩書郎等袤仲書）但我國の煤拂ひは上古の人家其質素にして常に炊食の烟松明煤積りぬるをも業のいとまなき故に每々掃除の遑なし唯歲末一度屋中をはらひけると見えたり、舊事天神本紀に天之新巢之凝烟之八擧垂摩氏燃擧等いへるを以て太古の俗を考ふへし、其時の民いまた花麗大廈のかまへをしらす草屋席地の住居に安んし男は田を耕し林に木こりし女は飯炊衣服を織より外求なく願もなく屋中八擧の凝烟垂れ積るを以て榮とせしさま尤上代の風といふへし、且民に遊手の者なけれは三時農榮の業にくれ冬に至ていとま有ける時年中燒擧し煤をはらひ新歲を迎ふる故に目出度事とせし風俗にて今凝烟なき家居をも掃除

し祝儀とすと覺え侍る、凡我國歳末新年の祝儀は上代の俗のすかた殘れる事多し。正月十一日熱田宮前にて卯杖舞を奏し倍從竹川をうたふ、尾張氏踏歌の頌を唱へ高巾子の神人鼕鼓を振侍るさまいと〳〵昔おほえたり、そのかみより見なれ侍るも今はた珍らしく昇平の春ならてやはいかてかゝる神わさを見奉るへきとかたしけなくて

蓬萊宮裡戴花喧　春敲門頭垂柳新　寶鼎更看太平日　踏靑廻雪躍金鱗

いま宮人の歌詠ける言あるにや其歌曲如左

はんしうらく〳〵　萬春樂歟

杖の舞　たけかはのヲ橋のヲつめなる花園にわれをいれよやめさせそめけん

我をゆるせめさしたくへての詠歟

この宮はとそさかへんさきくさの宮つくりせん

さきくさの下言もれけるやうに覺ゆ

かへし　まいや宮つくりせん〳〵

翁子(ヲキナ)の舞　あさはなたこいはなたそめかけたりとせんたのしやうしやかの老のしたり柳

かへし　玉てるやした光やせんたのしゆうしやかの老のしたり柳

河柳〳〵糸かや綿かや老のしたり柳〳〵

○熱田神寶の中蜘蛛切丸の中子(ナカゴ)表に吉光裡には龜王丸と銘せし

因に云龍鳳の紋ある古錢は尾張宿禰良仲か所藏(貞治年中の人なり)神像裱具の表に天文二十一年藤原織田勘十郎信勝の字あり、按に勘十郎は信長の舍弟織田武藏守信行なるへし天文の頃は藤原の姓を稱せられしと見え侍る。

○今の遊行上人唯阿丙戌の年京師にあり內へも時々召れける、一遍上人の繪圖いにしへよりあれと詞俗

にかんなも違ありける、此度勅して繪をは鷲尾隆長圖し詞書は諸家の能書三十七人に命して筆せしめ賜ひし、七月の初成功し即唯稱に賜はりける、八月廿三日祖忌を修して廿四日京を立西國に下向と云々

○永祿二年四月尾州津島住居の四家七黨其先祖の系譜を信長に奉りしとそ、其書今は世に有やなしや

○加藤肥後守清正慶長十六年六月廿四日卒す、淨地院永運日乘と號せし、朝鮮の役に彼國の太子及ひ后妃從臣を虜にし武威を朱明に施しけるも一閃の電光に消え跡なき夢に名をのみ殘し玉へり、德もなく功もなき身の世に立慾深けなる最も見苦し

○大久保石見守長安下賤より聚斂の術を以て登庸せられ八王寺の城に死ける、年頃檢地の爲に諸國を廻り賂を取家を富し佐州金山の奉行して萬金を重ねしかは死後に奸曲あらはれ子供首を切られ同類まて刑せられし、長安驕りのあまりに我は武田信玄の孫なり(信玄子に盲人あり其妾の子と僞る)と世に云死後家を籍したまふに破菱の旗數多製してまた毒酒を秘し藏しとかや、嗚呼義なくして貪婪を事としみたりに金を積て一身の榮を求る者古今身を喪はさる者一人もなし、爰に至りて悖入の寶一時に散亡して辱を天下に殘す皆不學小人の毎なり可惜哉

○丙戌秋中島郡中庄村安樂寺本尊(あみた二ほさつ)を再興しけるに彼佛像の胴内に正和元年十月十日の字有し、像は行基の作といへは花園院御宇再興の時書しと見え侍る、三百九十五年の後亦座光を新にし侍る、其間幾度の盛衰有けんとしらぬむかし覺えたり

○萱津の里光明寺(號二横笛山一)密家の僧住せり、曾て一遍上人回國の序甚目寺佛殿にて六時禮讃を修せられしに光明寺の院主いと殊勝の事に思ひ念佛の法問なんと尋終に上人に歸して時衆と成梵阿彌陀佛と號す、即一遍を中興の祖に仰けるより相州藤澤道場の支院と成ける、今の梵阿迄二十四世なりける寺院萱神の社は本國帳に所謂萱澤天神なりとかや、門外三島明神の祠そのかみ古き榎木ありける、豐臣秀吉おさなかりし時當寺に入て手習したまひけるかひまある時はかの榎樹の下に村童と遊戲し玉へり、壯年

に至りて猶昔の樂をわすれす自木下と名のられけるよし寺僧の口碑に傳へ侍る、五代の呉越王錢鏐が微賤の時村童と共に樹下にたはふれて軍伍をなせし後人其樹を將軍樹と名付しも倭漢同談なり、舊傳にいふ天文の初光明寺派下福阿彌眼疾を療しける事を得たり、後奈良院召て御疾を醫せしめたまひけるが御快ならせ玉ひしかは時々召れける、後故有て官女をたまはり携て國に歸り還俗して愛知郡中村に居をうつし彌助と稱せし彼官女の生る子則秀吉なり(天文五年の誕生)故に光明寺に遣はし手習をもなさしめしと大系圖等曰記せし異なり、江州淺井郡の人昌盛法師(叡山の僧なり)束髮して彌助國吉といふ尾州中村の郷にうつり住す共子中村彌助吉高其子中村彌助昌吉入道して筑阿彌と號す是秀吉の父なるよし見えたり當時さま〴〵の說ありしと覺え侍る誕生の地は今の上中村常泉寺の境內なりと云々

○丁亥正月彼寺に遊ひ侍りし去る延寶六年の夏にや尊住上人(四十二世他阿號南門)爰に來り元祿五年の冬尊通上人回國修行の時いとも賑ひはへりし、おとゝし唯稱來られしかは予も見へ侍りし二月二十五日菅神の御忌庭なる梅花を

松になれて幾世も匂へ庭の梅

といふ發句を誦して示されしも今のやうに覺え侍る、前住其阿碧道は年頃の知る人なりし今の梵阿休童も亦隔なく侍る、過し春の事なんとかたりて遊ひはへりし、梅はいまた心よくもひらき侍らす殘雪凬寒くきしかたの見し春そいとゝわすれかたくて花そむかしのと古言すんしなから

雪のこる木すゑの內につのめきてまたはるなれぬ梅のはつ花

○同しころ是山法師より

かくれえぬ身ははつかしの杜の草ゆきさへきえてはるは來にけり

かへし遣はすとておなしこゝろを

降のこる雪もわか身もはつかしのもりのした草春をかさねて

鹽尻　巻之二十五

○近世之亡主（次第不同）知行高は依レ書有二異說一

六十萬石	越後	右少將忠輝卿（上總介）	十三萬石	相州小田原	大久保相模守忠隣
八萬石	奥州二本松	二本松右京太夫義重	四十八萬石	尾州清須	左中將忠吉卿
九萬石	越後村上	村上周防守義明	十二萬石	上野佐野	佐野修理太夫政總
十二萬石	常州水戸	松平萬千代信吉主	九萬石	尾州犬山	平岩主計頭親吉
七十萬石	羽州最上	最上源五郎義俊	四十九萬八千石	安藝備後廣島城主	福島左衛門大夫正則
七萬八千七百石余	丹後宮津	京極丹後守高國	三萬石	奥州之内	伊達兵部少輔宗勝
廿四萬石	與州松山	松平中務少輔忠知（蒲生）	四十萬石	奥州會津	加藤式部少輔明成
三萬石		酒井山城守重隆	七十萬石	越後高田	堀左衛門督秀治
六十萬石	肥後熊本	加藤肥後守忠廣	五十五萬石	駿府	權大納言忠長卿
四十七萬五千石	備前	權中納言秀家（浮田）	三十萬石	筑後久留米	田中筑後守忠政
二十四萬石	能登	前田孫四郎利政	二十四萬石	出雲松江	右少將忠高（京極若狹守）
廿二貳五千石	羽州山形	鳥井左京亮忠恒	十七萬五千石	駿河	中村伯耆守忠一
十七萬石	讃岐	生駒壹岐守高俊	十五萬石	下野宇津宮	本多上野介正純
十二萬石	肥前唐津	寺澤兵庫頭堅高	十萬石	與州松山	富田信濃守信高
十萬石	濃州加納	奥平飛彈守忠昌	九萬石	房州佐賀	里見安房守忠義

八萬石	伊賀上野	筒井伊賀守定次
六萬千石	備中松山	池田出羽守長富
六萬石	肥前島原	松倉長門守重元
五萬三千石	肥前島原	高力左近大夫忠房
五萬石	因州鳥取	宮部善祥坊
五萬石	伯州黑坂	關長門守一政
五萬四千石	勢州松坂	古田兵部少輔重恒
五萬石	丹波龜山	菅沼織部頭定方
六萬石	若州小濱	木下若狹守勝俊
四萬五千石	丹波福知山	稻葉淡都守紀通
三萬石	三州吉田	松平民部太輔忠淸
同		町野長門守幸和
同	播州赤穗	松平右京大夫政網
同	甲州郡內	鳥居淡路守
同	奧州二本松	加藤式部少輔
同	遠州掛川	北條出羽守氏重
同	丹州龜山	菅沼左京大夫
二萬五千石		本多主稅
二萬八千石	上州安中	水野信濃守
一萬石	丹波園部	別所豐後守治高
六萬石	與州之內	戶田民部少輔
四萬五千石	讚州丸龜	山崎虎之助
六萬石		松平石見守輝澄
五萬石	丹波龜山	前田主膳正
五萬石	勢州長島	福島掃部頭正賴
五萬石	濃州高須	德永左馬助正長
五萬石	信州小室	松平因幡守
五萬石	奧州二本松	松平石見守重綱
四萬石	攝州茨木	片桐出雲守
四萬石	信州飯田	皆川山城守廣照
三萬石	遠州橫須賀	渡瀨左衛門佐
同	石州津和野	坂崎出羽守成正
同		松平右近大夫輝興
同	丹波	織田上野介
同	信州飯田	佐久間三郎五郎勝長
同	奧州三春	松平石見守長勝
二萬五千石		本多大隅守忠綱
同	遠州掛川	朝倉筑後守宣正
一萬石	駿州興國寺	天野三郎兵衛康景
同		伊奈筑後守

同　古田織部正重然
同　成瀨伊豆守
同　仁加保大和守
一萬五千石　遠州濱松　松平玄蕃頭家清
一萬石　淡州　平岡石見守
二萬六千石　紀州若山　桑山加賀守定晴
二萬石　大久保治右衞門忠佐
同　羽柴壹岐守
同　豐後高田　竹中采女正
七萬石　攝州高槻　高山右近
七萬石　遠州濱松　飯尾豐前守
三萬石　甲州郡內　川尻肥前守
二萬七千石　紀伊新宮　堀田安房守
一萬五千石　豐後舊杵　太田飛彈守
一萬石　豐後府內　早川主馬頭
二萬石　江州水口　山岡主計頭
二萬五千石　同國龜山　岡本下野守宗憲
三萬石　越前福井　本多伊豆守
三萬石　城州淀　岩成主税介

同　水野紀伊守
同　長谷川式部少輔
同　脇坂主水正
一萬石　羽州鶴岡內　酒井備中守
同　勢州長島　松平信濃守
二萬石　杉原帶刀
同　田中久兵衞
同　內藤百助
同　信州諏訪　日根野織部正吉明
六萬石　越前福井　靑木紀伊守重治
五萬石　近藤石見守
三萬石　丹波福知山　小野木縫殿助
二萬石　淡州須本　安宅河內守
二萬石　濃州大垣　福原右馬助
一萬石　信州松本　石川玄蕃頭
二萬五千石　勢州桑名　氏家內膳正正慶
三萬石　三州岡崎　原隱岐守
一萬二千石　尾州犬山　石川備前守
三萬石　野州烏山　成田左馬助

右慶長前後萬石以上の亡家大槩聞傳へ侍りし百餘家なり、此外にも有にや壹萬石以下は左こそ多かる、

家々の末今家系を傳へたるも纔になられしあり亦跡なく亡ひけるも多し、嗚呼一盛一衰は人世の常なから或は異心の名により或は自の不法亦は家人のわさわひより起り事亂れ又は子なくして絕たるもあり百年の近きすら如此況や足利織田豐臣等の恩澤によりて大家と成たまひし家々跡なく夢となられし世かたりにさへ忘れ行諸家いくらといふ事有へからす、時にしられ世に名をあけし類ひ猶然り數ならぬ身の代代つたへて絕さるは幸とやいふへき、常ならぬ浮世にあたなる身を賴て末のあらましなんとこちたく思ふこそ無下の事なりけり、人と家と共にはかなきさまを加茂長明か方丈の記のはしめにしるせしもさる事也けり、このことはりをさとり侍らは名にけかれ利にはしる事侍りなんや

○春日井郡小田井庄九坪村平田寺は同庄平田村の領主平田伊豆守某香火の道場（伊豆守を平田寺殿と號す）にして天臺宗の寺なり、近世快岩和尚再興し其師居雲和尚を中興の開祖とせしより曹洞派下の禪院となりける、堂に安置する所の本尊阿彌陀五刧思惟佛は惠心僧都の所彫と云（敬公）快岩三十石の御墨章を賜けるより代々證印を拜す、平田伊豆守は斯波の一族なりといひ傳へけれと其名を洩せり舊記に傳き人是を正せ

○近松鷲美山形系圖

○○藤原通實 稱二太郎丸近松一美乃ノ國山縣郡住呼二其地一爲二太郎丸一松殿之息生二近江一故號二近松一

├家高 近松太郎母ハ土岐判官國村女
│├道鳳寧一山附法
├國安 右馬允 屬二土岐頼員一
│├安定 近松彌太郎
├光氏 饗場二郎 饗場光俊養子

├安頼 孫太郎
├宗長 山縣二郎
│└宗安 孫二郎

|女子外山遠江守女

|頼重修理亮 宮方

　頼直鷲美彌二郎應永頃人 信州大河原合戰死之

|安武新左衛門

|頼貞白木三郎

　|某大膳亮

　　某左衛門 三州武節住人

　|某岸民部

按に松殿は太政大臣基房公歟基房依ニ清盛之惡逆ニ左ニ遷備前國ニ歸京寛喜二年十二月八日薨八十六歳云々號ニ菩提院ニ譜か考ふれは松殿基房公の姫君を木曾義仲推して娶る義仲死後に尼となりて濃州山形郡に隱居すと云々

○伊勢系圖 伊勢平氏平貞盛八代伊勢守頼宗ノ次男俊經ハ始祖ナリ

○○俊繼肥後守俊經次男伊勢守 小烏太刀相傳 依ニ太神宮神托ニ稱ニ伊勢守ニ

|頼繼左衛門佐 作レ鞍得レ妙

　貞繼侍従伊勢守 受ニ大坪道禪傳授ニ

|貞信左衛門尉

　貞行侍従兵庫

　　貞經從四位下伊勢守

|貞國侍従備中守法名深心院常隆 眞如堂十夜念佛依ニ此人夢想ニ初行

|貞知仁木兵部少輔

|貞親伊勢守

　眞宗伊勢守

—女子 北條新三郎行長妻 —貞藤 新九郎初貞辰 爲二北條家養子一

○成瀬系圖

二條
○○良基 關白左太臣 後普光院 —師良 二條正派關白左太臣 —師嗣 關白左太臣
—經嗣 關白一條相續 經道養子 —兼良 攝政太政大臣 —敎房 土佐一條關白左大臣
—冬良 一條正派關白太政大臣
—女子 濃州齋藤新四郎利國妻
—若君 成瀬又太郎 此間三代
—正義 藤藏代々

松平三河守泰親主肇基乃際成瀬酒井林大久保天野等の數家武功あり奉仕すと云々

○或問、洛東將軍塚といふ處三所ありいつれか實なるや、予曰薩戒記に花園院崩す東山太子堂上に築レ山奉レ葬レ之、則於二太子堂一修二法事一、十樂院上人主二此事一云々太子堂とは今の知恩院の地速成就院と稱す忍性律師開基の寺なりしか今此陵か俗あやまりて將軍塚と呼、桓武帝遷都の時京城の鎭として築れし將軍塚は泉涌寺の上にあり、亦一所上粟田北白川にあり將軍塚はもと將軍山と號す將軍地藏の堂ある故なり土俗誤りて將軍塚と呼り

○奥州駒ケ嶽無レ有二人家一、鷄毎報レ曉、越後國興津池產レ油、江州武佐有二以レ土爲レ薪處一、長州船木以レ石爲レ薪、奥州大師村產二池監一、信州水內郡山嶽貝殼交レ石出、濃州日吉村有レ糞者形似二貝肉一色如二水晶一、野州日光山湖水魚皆無レ鱗

因に云信州木曾路小田井の驛の西に野中十四五間の丸サ芝之五六寸巾の輪草を生せすしてあり、土俗とも是をこしけつの輪といふ雪降積る時も輪の所はひきく見ゆ、大雪のうつもれ春陽を得て雪消れは元

のことくみゆ、亦其近き邊りにも一輪あり馬か乘入れは必死すとて所の者とも恐ろしかり侍る、亦攝州有馬山鳥の地獄といふ地生類を入れはかならす死す、尾州春日井郡外原村秋より冬に至り毎朝必らす山嵐吹辰の時巳前に風やめは其日雨降る巳の時過る迄嵐あれは其日晴る所の者これを以て一日の陰晴を占ふ

○松平肥前守利常の次男淡路守利次の家臣奥田强右衛門富山にて造作の事を監せし時、栗の丸木長サ壹尺計太サ五六寸まはりなるを二ッにわりし其中に良哲言といふ三字あり〳〵と見ゆ薄墨にて書たることく筆勢いと奇也、一方は左り字に見えし此木元より皮疵なかりしとかや

○或問、柿本人麻呂の像は何人か描初けるや、曰古記を見るに人丸文武帝の御時四位十八歳聖武の御時三位木工頭神龜年中薨(三月十八日)小野春高勅を奏て其像をうつす烏帽子直衣と云々白靑の直衣紋は八ツ藤一説おもたかすりといふ(一說人丸聖武帝神龜二年薨四十二歳)

○日本寺の始向源寺は今河内國西琳寺なり百濟より所獻の十一面の觀晋の金像を本尊とす

○三峽伎　今之透飛梯之類也我國のかるわさ也

高組伎　今之戲繩者也我國の繩わたりなり

○我國中世の制一國の內に郡を分ち郡の內庄を置村を統ける、郷縣の名あれとももろこしの例と同しからす保は賴朝以後保司を置れし名歟

○神名帳尾張國中島郡

大神社臨時祭式云、大或作多印本作大神神社ヲホムハと訓す非なり大神ノ神字衍字也

中島郡於保村坐ス今牛頭天王社トイフハ非ナリ一旦荒廢シテ村民小祠ヲ立テ式內名神大社ナルコトヲ知ラス哀哉

祭神一座神八井耳命(神武天皇第一ノ皇子ニシテ多朝臣ノ始祖ナリ)

姓氏錄曰、島田臣多朝臣同祖神八井耳命之後也五世孫武惠加前命孫仲臣子上雅足彦天皇（成務）御代尾張國島田上下二縣有二惡神一遣二子上一平二服之一復命之日賜レ號二島田臣一倭名抄云海部郡島田云々

　按スルニ今海東海西ニ島田村無レ之歟疑フラクハ今津島ノ舊號ニヤ抑中島村ニヤ知カタシ

文德實錄云仁壽三年六月庚午以二尾張國多天神一預二於名神一本國帳之從一位於保名神

大神神社中島郡熱田庄宮地花池村ニ座俗ニ稱二大神一和名抄ニ云美和

式名神大ト（度會延昌云名神ノ二字衍歟名神祭式不レ載レ之盖名神ニ預ル云々）

祭神一座大國主神（三輪三榮大神共美和ト訓ス舊事記及姓氏錄等ニ見ユ）

本國帳從一位大神神社云々

　中世荒廢シテ靈箱ヲ眞淸田ノ神庫ニ藏ム按スルニ本是眞田社別宮歟、今日ノ知キ禪僧ノ有トナリ祭典絕タリ惜哉

眞黑田神社（今作二眞淸田一中島郡松降庄一宮村座式名神ノ地境也眞神田氏祖神也）

祭神一座大已貴命

　今社家爲二四座一是後世祠宮所二配享一也

　第一國常立尊　第二大已貴命　第三大龍命　第四姬龍命

文德實錄云仁壽元年十一月辛巳詔以二尾張眞淸田大縣兩神一列二於宮社一

三代實錄云貞觀四年眞神田朝臣全雄賜二姓於大神朝臣一大三輪大田田根子命之後也云々

　姓氏錄眞神田者及眞神田曾禰連異レ之歟

本國帳正一位云々

大縣神社（丹羽郡柳庄大縣村ニ坐今二宮村本宮山ヲ眞靈山トイフ一ニ作二眞神山一）

式名神大本國帳正一位

祭神一座大荒田命　尒波縣氏ノ始祖
舊事本紀云尒波縣君ノ祖大荒田命云々
姓氏錄云倭建尊三生之孫大荒田命云々
或云大縣主祖神歟、曰恐不レ然大縣主祖天津彥命也
今社家傳習說爲二一座一第一國狹槌尊第二活目入彥天皇(垂仁天皇)
按スルニ垂仁日本武尊祖神也然大荒田命ヲ以テ國狹槌尊配祀歟
○上總常陸上野の三州は親王の封國故太守と稱し介をかゆと讀國務を司りける、後醍醐御時義良(ヨシチカ)親王後に帝位南朝後村上院是なり陸奥守に任したまひけるこれ御一代の典にて後世の例なきにや陸奥守を今諱事なし
神皇正統記云親王元服したまひ眞に三品に叙し陸奥大守に任しましまます此國の太守は始たる事なれと便ありとて任したまふ
○涅槃經比丘不レ應レ受レ畜二奴婢僮僕童男童女牛羊象馬驢騾雞豬猫一、亦曰不レ畜二穀米麥豆黍粟稻麻生熟食具一云
後世僧等輕爈錦繡か衣とし美味淫樂を事とし、乘輿騎馬僕從前後に從へ驕亢不遜にして利を先とす、是を愚俗あなめてたやそれは彼門主貫主是は某の本寺僧祿なりといひて尊ふ、亦村落の寺院多は農民と業を同くし百穀を爲りこれを賣渡世とす涅槃にいへることき比丘ありや、たとひ其如法の僧ありとも國家の用をなさすまして濫行不法の法師をや豈國賊にあらずや
○三州加茂郡高橋庄狹投神社大碓命といへり、大碓皇子は景行天皇の御子牟義公阿蘇首池田首等の始祖也、然るに大碓皇子登二狹投山一中二蛇毒一薨すと本緣あるに日本武尊登二膽吹山一と同し、然れは狹投神社亦日本武尊に似たり度會延經云、御使朝臣の祖景行天皇皇子氣入彥命なり三河國に使し賊を捕ふ仍て姓

を賜はる、續日本紀及ひ姓氏錄に見ゆ若此命を祭るか大碓皇子は美濃國牟義の祖なり三河國に故ある事見侍らすといふ、亦狹投攝社十五所は大概日本武尊御子を祭れり、亦舊記を考ふれは日本武尊の御子佐伯ノ命三河國御使の祖なるよし見えたりよく思ひを致すへきかも。

○浮屠氏本地の說狹投本宮は阿彌陀東宮は藥師西宮は觀音と云々、百鳳寺は行基開基せしのよし慥ならねとも寺僧是を實にせんとて攝州有馬山溫泉寺の行基の像をひそかに寫し人知れす神庫に納めしこれは後世の證とすへき謀にや、社家も亦僧家の勢を惡みひそかに上京し平野の神主を賴み思ふまゝに緣起を作り昔よりあることとく世に弘めはへる、神人僧侶ともに虛誕を作り神を賣り人を欺き只おのれを利せんとす、且國主不入の地ゆゑ僧等も祠官も土民も我々にして統所なく每歲利慾の詔を關東へ申て其耻を省み侍らすとそ。

○專修寺(號二高田山一)後堀川院嘉祿二年下野國芳賀郡大內庄高田村に建ッ(親鸞五十四歲の時なり)後土御門院の時伊勢國安濃郡一身田村に移建ッ

○尾州丹波郡犬山は正平年中一品將軍宗良親王御領なりし海部郡津島も亦南朝に隷す。

○尾張宿禰仲賴の許にて熱田諸祭の祝詞を見しに、祈年新嘗の御祭は先供米を一の御前社に獻しぬ、祭日大宮に先たち一の御前を祭るよし見ゆ、按するに社說一の御前は大伴武日命を祭る亦一說日本武の荒魂を祭ると、然るに大宮の祭日先此神を祭る何そや、愚按するに此社は蓋御食津神をまつる歟、進饌の日先祭日を以て思ひを致すへし伊勢太神宮御祭の時必豐受宮を祭るとあはせ考ふへし、或曰御田神社保食神をまつる一御前と同しきか、予曰御田の號に依て按するに是稚彥靈神を祭る歟、凡田穀生成の神靈を稚彥靈と號し饌食となして御食津神と稱す體用の神號混すへからす祠を兩所に立て祭を異にするも故ある歟

○織田家世系を見るに其始祖權大夫親眞は三位中將平資盛の孽子なりし、江州津田の卿長某に托して育

しむ資盛一首の歌を出して兒女に附す
　あふみなる津田の細江のみをつくし見えぬそふかきしるしなりける
彼妾遂に津田の長か妻となり孤兒を養ふ其後代々彼資盛の筆なる歌を家に傳へし、織田家領伊勢守信安迄傳來せし其子彦五郎信友信長公に亡ほされて彼短冊は信長の家に藏められし、天正十六年六月京都本能寺の烏有となりしと云々、按するに彼うたは覺盛法師か歌にひとし續後選集夏の歌
　五月雨に津田の細江のみをつくし見えぬも深きしるしなりける
八雲御抄に津田の細江は播磨國名所のよし記せり藻潮及ひ勅選名寄も說同し資盛朝臣古今を引かへて近江なると五文字を改め見えぬそとそ、文字にかゝれけるも兒の事をふくめてなほしたまひけるにや、凡諸家の傳說にかゝる事多かる古へ風土記の說に似たり深たつねあなかちに疑を殘すへからす
○天地者萬物之逆旅光陰者百代之過客而浮生如夢(李太白)
續千載集に　よの中はたゝかりそめの草まくらむすふともなき夢とこそ見れ
○天正十年六月信長御事有し穴山梅雪泉州境に在しか驚き東國へ歸らんとする折から牧方より河內路を經山城國普賢寺谷といふ所を通りける、其從者等導者を斬殺し彼か帶せし刀の銀鐔をうはひとりける、然るに土民等蜂起し梅雪を草內村の西にて殺しけり今木津川の西南飯岡にある梅雪か塚これなり
○京師本能寺は始西洞院に有しか今の寺院は茶屋中島氏か宅地なりし、信長御事の後移し立るといふ
○貞觀十三年閏八月制二定百姓葬送放牧之地一、其一在二五條荒木西里一、其二在二六條久受原里一、其三在二十條下石原西外里一、其四在二十一條下佐比里一、其五在二十二條上佐比里一(三代實錄)
　帝京八九條に限れるやうに世人思へり正史十一條十二條の稱ある事をしらす
因に云京師五三昧といふは今の葬地なり、所謂鳥邊野中山最勝河原鶴の林狐塚なり、一說東寺四ッ塚三條河原千本中山延年寺是を五墓所と稱せり

○後醍醐天皇年中行事秘抄は勅製にして正平七年の頃北畠准后に命し書せしむ、同八年正月十八日校合のよし參議公冬の奥書に見えたり

○東都小石川傳通院現住祐天か師弟天鏡初は池上本門寺に入て日蓮黨の學を極め亦甲州身延山久遠寺に至て彼宗の眞を傳ふ、後其立義の邪慾なるを悟り宗を改め鎭西派淨土門に歸す、博にして口才あり去年寳永三丙戌東都に出て說法し日蓮か邪義を辯す、六年丁亥初夏本庄長建寺(日蓮黨)元より富士門徒の奸曲の僧なりしか己か宗旨の排せらるゝを怒り天鏡と問答に及ひし、されとも天鏡日蓮か邪黨の立派を擧答へしかは長建寺閉口しけり、耻かしくや思ひけん出奔して行衛なくなりしか彼黨近年江府所々に菴を立富士大石寺の流義を弘む、これ不受謗施の隨一にして殊に頑なる一派なりゆく〳〵新寺をも營まん爲に愚俗を集し、今度天鏡か問答より新義の沙汰廣くなり長建寺か一黨の僧禁獄せられしか近き頃皆遠島に流さる、天鏡は牛込に有て每日說法し彌日蓮黨か非を破す彼宗のもの自宗の非を悔み改宗せし者一千餘人と云々、寺社奉行より諸宗の學者をして聞しむるに皆曰天鏡か言其理ありと故に心の儘に談義をなさしむ、但日蓮黨さもしき所存より暴虐の事も有へきかと內々役人をして彼寺を護せしめらる、元祿九年の夏上總國澤倉村にして幡隨院の所化(殘夢)日蓮黨の僧と法論して勝し邪宗の旦那いと腹立彼所化をとらへ口を裂し頓て公廳に聞えける爲兩僧を召て糺し給ひ蓮宗の僧二人を穢多の手にかけ首を切らせ梟せられ其旦那も皆刑せられし彼所化は御褒美にあつかり出世しけり、凡宗論はいにしへより禁しめらるゝ所なるうへ向後彌宗論有へからす若日蓮黨他宗を誹謗する僧あらは訟へきよし命せられし後は邪徒も口を閉ける、されは同十一年悲田院派の餘徒起りても禁を犯しけれは遠島の事ありし同年亦富士門徒等遠島せられける江州にて日蓮黨改宗したる者日頃血脈なりと封し崇ける物をひらき見侍りしにかゝる古書有しといふ

一切經一部　　大集經　　日蓮宗血脉秘傳
人道　　修羅道　　畜生道　　法花一部
伊勢太神宮　八幡大菩薩　三寶荒神
法華大事日蓮血脈念佛有極常秘不白日惣
大般若經　一切多羅尼　七百九千佛
天道　餓鬼道　地獄道
熊野三社　十六善神　三十番神　　佐州河内本學寺日場

古より俗にいふ日蓮宗至極の傳授に彌陀念佛有と是なるにや、但かゝる事あらは先に眞迢が書いふへき事なるにさる事なけれはいふかし、若富士門徒は亦關東北陸等の別派に此血脈を附與する寺あるにや、是は眼醫馬島氏か宅にて眼疾の者改宗しひらき見せしとて東都なる人のかたより書寫し送りけるをこゝに記し侍る

○或問東都にて遠島せられし富士門徒は如記なる僧宗祖となるや、答日蓮か上足の弟子六人あり其中に白蓮日興といふもの本迹勝劣の義を立駿州富士郡に寺を建立し大石寺と號せし(本門寺等一派の寺多し)其弟子に日周といふ僧勝劣の邪義を募り我執愈甚しかりし、此一派程情こわなるはなし本尊にも日蓮か作り出せし曼陀羅の外は本佛等を立侍らす、日蓮に影はかりを安置し誦經も壽量品のみ餘はこと〳〵く妄と説薄墨衣を着し一派を立侍る、近年彼徒三超といふ僧邪義を弘め東都にあり難波にも此流あり亦僞書を作り日蓮か作なりと詞〻愚俗を欺し彼書の拙さいふを足〻なし大石寺へ鎌倉より十萬貫の領を寄附せしと書しこそ多過て然も分錢石直しの時代違ひ侍るをもしらて筆しけるあさまし、上行菩薩は賢臣無邊行菩薩は賢王淨行菩薩は大導師安立行菩薩は關白なりなと書し嗚呼呵々にたへす、日蓮か筆も野卑なれとも是程に愚ならす已れか姦曲の顯はるゝをもしらて作り出せし最不便なり、日蓮宗は我慢偏執にして在家といへとも此風にひかれひかみ腹あしく世のましはりさへ心よからぬもの多し

○尾州大雄山性高院始ハ武州忍正覺寺

開山圓蓮社滿譽玄道上人
二世照蓮社光譽上人　三覺圓譽上人　四世曉譽上人
五世道譽上人　六世專譽上人　七世清譽上人
八世覺譽上人　九世白譽上人　十世心譽上人
十一世禮譽上人後紫衣　十二世證譽上人　十三世檀譽上人
十四世香譽上人　十五世名譽上人　十六世信譽上人
十七世實譽上人　十八世誓譽上人
○元弘元年後醍醐帝笠置へ入御の時供奉せし大河原左衛門尉有重は信濃國伊奈郡の人足助次郎重範は三河の人足助氏族多し信濃宮方なり
○濱田赤堀井倉の三家は北伊勢の人藤原秀鄕の裔也
○瀨名堀越尾崎名和の諸氏は今川仲秋の子孫にして今川泰範朝臣の臣なり今東都に奉仕の品川西尾なとも今川の裔なり
○文明の頃駿河府に仕へし奧山民部少輔は元天野氏にして遠州の人なりとかや
○東鑑十九承元三年正月十二日神宮寺始行ニ修正一十四日修正經今日結願鬼走云々是鶴岡神宮寺にて修法結願の事也、尾州國府宮なをひと稱するもいにしへの鬼走にして修正の結願になせし事也、今勢州津の觀音寺修二月法結願鬼走をなす元神事にあらす佛者の作業也
○民部省圖帳海部郡漆部大明神を木花唉耶比咩と記せり富岡明神を豐國比咩とはいへり
○越前國織田庄劍大明神の供僧神前院の僧同國大野大法寺の慈覺によつて尋ねて曰、神前院古記の中に享德年中尾張國萬德寺の長慶上人來りて織田の本宮劍大明神の御本地不動明王を鑄て開眼供養せし事あり貴國萬德寺といふ寺ありや長慶如何して來れると予一紙に書して送る左のことし

享徳後花園院年號將軍義政治世の時にして越前國は此時斯波家の領也、從三位義鄕の子千代德丸義健の代にあたる歟、尾張國もまた代々斯波家の處分にして家光織田氏中島郡國衛庄松下の城に在て國務を進止せり、越前か織田の本國劒の社は其本居の神なる故代々崇仰他に異也、我國長野村石德寺は古迹密院にして長慶は其中興已來六代の院主なり、此寺國府の領にあり織田氏の祈願所なりし是を以て按するに當時劒の社本地の形像開眼の時織田氏よりはからひ長慶を遣はし供養を爲しか猶萬德寺の僧に問ひ重ねて記し送るへきもの也　天野信景考　如此書て贈りし、按するに劒明神といひ延喜式ニ越前國敦賀郡四十三庄ノ中劒神社といへる是なるか、但別に織田神社と記せる社あり、慈觀云劒明神は織田の本宮にして社説に云祭神は仲哀天皇の皇子應仁帝の御兄なりと、然らは此社は譽屋別の皇子なるにや傳へいふ皇子韓征伐の時疵を蒙り給ひ血に汚る故に帝位に即事能はすして越前國へ下り住せられしと此說いふかし、越前國敦賀郡比宮七座第一仲哀天皇なれは神像によりて御子の神靈を所々にまつるものか加比留劒丹生等のことし織田の末平信長尾州に生れて天下の武將となられしむかし熱田大宮司季範の外孫源賴朝もまた尾州に生れ天下の惣追補使に補せられ給ひし熱田は神劒を以て祭り亦八劒社も別宮にあり織田に劒の社あり亦八劒宮別にあり武將是より出るは御劒の德それしからしむるものか織田は神職の外織田寺あり。

○萬物造化論撰者王文憲なり細注中章亥は二人の名大章竪亥准南子にあり五車端瑞には二人を一ッに略して記せり

○寛永十年夏敬公奉ニ幣熱田社ニ而祈レ晴

幣使　御足輕頭水野左衛門（五百石）

祝詞作者　武野安齋

尾張國愛知郡熱田仁座須大神乃廣前仁宇豆乃幣帛乎捧旦稱辭竟奉留今茲癸酉乃年六月十六日國司從二位

權大納言源君侍臣等乎爲使天大神乃廣前尒幣帛乎奉利珍膳乎備天御飯波器物仁盛利呈志御酒波瓱腹仁滿双倍野仁生留甘菜辛菜山仁生留木實草實靑海原乃奥津藻邊津藻仁至滿天種々乃物乎如山尒積重禰如星仁陣置幾大神乃御心乎平久聞食止稱辭竟奉弖恐美恐美毛白久今玆夏乃初與利霖雨頻下利河水屢溢天水田物陸田物所損傷都々人民災害仁遭利因是斯日乎選天宇豆乃幣帛遠令捧持弖稱辭竟奉留掛毛畏幾大神乃靈異仁依天連雨波晴禮洪水波治利國中乃民乃作物波五穀物乎始弖畦圃仁生留草乃片葉仁至萬天豐成幸閉百姓歡比樂美闔國安久穩仁護利給倍止祝部等乎志天稱辭竟奉留止白須

六月十七日俄然屬ﾚ晴國民大悅云々

○丁亥十月禁ニ止券物ー（或鈔と稱し亦猪幣といふ俗にいふはかきなり）

○天瑞寺大政所（秀吉母公）は尾州愛知郡御器所村の人也。

鹽尻　卷之廿六

○公慈明剛　薛文清公曰、治ㇾ獄有ニ四要一、公慈明剛公則不ㇾ偏、慈則不ㇾ刻、明則能照剛則能斷（讀書錄四）家父信幸此四字を榜とし揚て毎に愼めり、是一時の愼のみにあらす後裔の戒に備ふるに足れり、また富貴利達在ㇾ天無ニ可ㇾ求之理一、徳業學術在ㇾ人有ニ可ㇾ求之道一の語を誦して吾儕を庭訓ありし往事夢に似て訓戒耳底にあり。

○本草神農の四本三卷（上中下品藥數三百六十五種アリ）嘉祐本草補注總叙に本草經漢書藝文志に見えす、平帝紀に方術本草といひ樓護傳に醫經草といふ、班固黃帝內外經を叙するには本草の名なきよし證類本草の序例に記せり、梁七錄神農本草三卷を載す是殆歟盖いにしへ文字を著はさす人々口に傳て其草名の藥毒を稱しこれを本草といふにや、後世附益の藥多して千數百種にいたれり良毒寒溫悉く知りかたきもの少からす。

○普光園院關白前太政大臣良基公（後醍醐以來後小松に至りて任）貞和二年に關白、貞治二年再任永德元年太政大臣同二年攝政と云々、故有て三河國野口庄中切村に隱る、深美丹波守某供奉せしとかや、其香火の地は足助の御所山普光寺なり、亦林間村に祠を立て成瀨明神と崇め祀れるよし是成瀨氏の祖なりとかや、公嘉慶二年六月薨し給ふ。

○賦稅を輕く收めて民に施に厚きは仁人の政也、然れとも齊の田氏これを假て國民をなつけ自大柄を執て政を進止せし其裔終に齊をぬすめり、折節恭倹にして財を散し民に握施して凶をすくひ自推孫して人に交はり名儒を尊敬事を起し文武の藝士を擧て學を敎ものは成德の君子位に在て政をなす云爲なり、然るに王莽皆是を能して上下を彌縫し譽を天下に要て後心の儘に漢室をうはへり、此等其始を見れは力行

の君子のごとく其終りを考れは窮凶極惡至らさる所なし、所謂衆好レ之必察焉、乃聖言豈夫虚ならんや、古今一個祿士利を追名を慕へは必言行を謹み恭敬を專にして權貴に近つき媚を内に行ひ賂を外に施して其助交を厚し時の譽を要て進む事をむさほる者共本意を考へされは奸人のことし、彼一旦學にあひて官にすゝめは必驕僭邪恣至らさる事なし、嗚呼人の門に立て恤みを乞諂諛を盡して富貴に志し權を窮寵を回くするを以て榮と思へるは奸賊にあらすして何そや。

○朱子曰、師保之任有ニ論レ道經レ邦之責ニ矣、舊來猶是文臣之有ニ勳德重望ニ者、方除以下其有中輔ニ教天子ニ之名上故也、後世或以ニ諸王ニ或以ニ武臣ニ爲レ之、既是天子與ニ武臣ニ豈可レ任ニ師保之責ニ耶、訛謬承襲不ニ復釐正ニ云々(語類百十二)

嗚呼官は天下の重事況や大師大保の任をや、倭漢後世任官の意甚みたれぬ故に馬をして閽を守らしむるのそしりあり、名位のかろからさる事を安んせし嗚呼。

○冷凉清ともにすゞしと倭訓せり、但しわけていへは冷は淸くして寒けし冰なとのすゞしき體なり、凉は輕寒と註して夏季初秋一片の淸風を得たるすゞしさ也、淸は物をすゞしくするを云ふ禮に冬溫而夏淸とこれなり、用ゆる所によりて分ちて可なり。

○佺(音閃)註群魚驚散貌といへり(脫字)氏の讀は直に閃とせり、閃は門中に人ありて或は見え或は見えさる意、ひらめくといふ魚の網なとにおそれてにけひらめくは佺の字よし、水中忽有忽無のさまなり。

斌　彬の字と同し論語に文質彬々といへり。

甹(音孚)發舒之義云々、花開甹すといふ花のひらきかかる也。

霅霫(大雨也)霢霂(大雨也)霖(三日以往ノ雨)霪(過ニ十日ニノ雨)霵(小雨也)䬠(風起ル貌吹出ナリ)颵(風收ル風止也)

飧飱　二字にして不同なり飧は夕飯なり、飱は古者食後更飱以盡主情云々然れは今の俗云後段歟。

餔の字は申の時の食なりといへは夕食にかなへり。

○飡　說文曰飡ハ稻餅也謂炊レ米爛乃擣レ之不レ爲レ粉也、粉飡以レ豆爲レ粉滲ニ飡上一也（是は我國俗に云まめの粉とりのもちなり）餌則先屑レ米爲レ粉然後溲レ之云々、飡之言滋也餌之言堅潔若ニ玉餌一也（按するに餌ははたき物また團子なり）餌は飯餅なるよしあれはかい餅なるへし、饐は餻餅也とあれは小麥粉の餅也、然れとも餅の字は元來粉餻のもちの事也、粄の字は米のもちなりとそ。

○晉甫老先神無月廿四日京師にして卒せられしよし聞侍りけれは其嗣宗信のかたへ申遣はしける、

　孤星光殞雪風昧　千里隔レ懷一片雲　往事夢殘翰林曉　西山洒レ淚對ニ爐薰一

○同し頃興空上人化せられし（十月晦日）方外の交り廿五年にや成はへりけん、いと〱殘多し霜月五日彼寺に詣はへりて

　曉山難認雲蹤（本ノママ）　鉢程空飛臺上龍　方外夢通知幾歲　風霜盡レ思古林鐘

とゝまらぬ人の命は足引の山下水にいつれきのふ見し類ひけふはあたなるむかしと成侍る、今度波難の人壓役なゝめならす凡そは萬人にも及ひけるとかや、或人古鄉なりしかは心もとなかりて急き罷りて尋ねしになにかしくれかしも皆行衛なき浪の底になとゝきゝて

　思ひきや友なし千鳥立かへりうらみし浪のあとゝはんとは

○松平太郎左衛門先祖の次第

○○徳翁齋親氏―祐金齋泰親御子二人弟ハ信光樣　ハ御先祖兄信廣是ハ太郎左衛門先祖―信廣太郎左衛門子四人アリ内一人男子―塁

- 長勝太郎左衛門後越前子三人内一人男子長勝ハ三州井田村合戰ニテ討死
- 勝茂太郎左衛門後越後子二人内彌十郎ハ三州岩津村合戰ニ討死―兄

┌信吉太郎左衛門後隼人子九人内男子七人 内傳十郎ハ三州小豆坂合戰ニ討死
└親長太郎左衛門子十人内七人男子内惣十郎ハ攝津國 北圓合戰ニ討死内又十郎ハ尾州長久手合戰ニ討死
┌田重太郎左衛門子十二人内二人男子
└伺榮太郎左衛門隱 居晴暗子五人
重和 太郎左衛門

右は重和自筆の一紙を以て寫之、本紙鈴木仁左衛門方にあり。

○松平三河守泰親主より和泉守信光主に至りて仕ふまつりし舊臣七家あり所謂、酒井(御一族)大久保(宇都宮流)林(小笠原流)成瀨(二條殿裔)天野横內(高力惣領)松永也、亦三州須淵村より出たる成瀨あり是蓋し大館の末流にして源氏成瀨なり(此一流牌子山中法藏寺にあり)酒井の母氏もまた此一家と云々、

○予か家系を新に書寫し其卷末に一詞の銘爲りて男昌景及ひ詔景に與ふ夢後の寄物とも思ふ事然り。

咨人生榮枯不レ常、而家運隆窕亦有レ期存焉、通籍抱關兩命而已、儞輩切立ニ山岳之志一、勿レ失ニ銘(鐫イ)石之操一、苟貪レ順厭レ逆別遂陷ニ下義一、而黷ニ列祖英名一絕ニ皇神血脈一兢々着レ眼去 銘曰

南藤分レ富 武林惟殷 家傳ニ系紀一 代記ニ功勳一 積ニ善ヲ祖宗一 垂ニ祐ヲ仍雲一

顧レ名思レ義 致レ身奉レ君 堅守ニ臣節一 一要ニ忠勤一 友ニ于夫徼一 餘何云々

丁亥季秋念五 天野信景

あとゝめてかひある浦のもしほ草猶よろつよもかきつたへてよ

○高臺寺政所湖月尼公(秀吉正妃)尾州春日井郡朝日村の人なり、父は杉原助左衛門入道道松母は木下七郎兵衛家利か女【割註】朝日局と稱せし大谷刑部少輔吉隆伯母なりと云々此妹は淺野又左衛門長勝の室なり」尼公の兄は木下肥後守家定也【割註】岡林院二位法印といふ亦常光院と號せし」杉原七郎左衛門家次は其弟とかや、家定の子筑前中納言秀秋若狭少將勝俊宮內少輔利房右衛門大夫延俊等皆豐臣を稱せらる

今の豐臣家は利房延俊ノ裔也、瑞龍寺日秀尼公は（秀吉妹也）建性院三位法印日海（尾州知多郡大高村の人）の妻にして前關白秀次の母公也（大和中納言秀俊も亦日海か子也）

致祥院政所　秀次の正妃なり。

或問大和大納言（始美濃守）及ひ南明院大夫人（大權現正妃）は秀吉の連枝なりと實に然りや、答此御兩所は秀吉の異父兄弟也始秀吉の母公（大政所）秀吉と秀次の母とを生す、後に信長の同朋筑阿彌か妻と成て秀長（初は小市郎と稱す後大和大納言）と南明院殿とを生せし、秀吉肇基の時此兩所を育せられしとかや、後世筑阿彌を以て秀吉の父とするは非歟、秀吉の父始は福阿彌後は彌助と改と云。

○或人問、我　公室の御家人拜禮の次第の中成瀨氏の與力の次は竹腰氏の與力なるへきに渡邊氏の與力出座の事渡邊氏もまた命大夫の家なる故か、答云不然慶長十六年十二月晦日平岩主計頭親吉卒せり翌年正月　神君尾州へ御上り有て故親吉の舊臣等六隊　敬公に屬し奉るべきよし命せらる、是より平岩衆と號し成瀨隼人正正成是が令をなせり元和二和正成をして犬山の城主に命したまひし時平岩衆の內を以て與力に屬給ふ、同三年平岩衆（中根茂吉明組一隊）を渡邊半藏守綱に附し天野伊豆守重次を組頭に命したまへり（重次元は平岩宮內か隊衆なり）成瀨渡邊兩氏の與力元來一列の士なりし故兩家の與力並び次で御禮を爲べき旨仰によつてなりとかや。

寛永三年成瀨渡邊兩家の與力の內百石取の士を拔出して御城代同心の與力となし給ひけると也。

○亦問、府下四月十七日　東照宮御祭の日鐵砲弓頭の中二人つゝ命して神輿の後に騎馬にて渡るこれを供奉といふべきか、答供奉といふも今は可也然れとも其始は供奉の行列にはあらずとかや【割註】今御目付の町まはりの如き歟」寛永元年甲子四月十七日御祭練物渡る際醉人亂入の事有て殺害に及びし【割註】渡邊氏與力足立藏右衛門伊勢町二丁目の練物を衝て通る故町人是を害すと云々」故に同二年の四月より足輕頭兩人を命して行列の耶違を檢せしめん爲神輿の御後を警固なさしめ給ひしとなむ。

因に云府下共の間夜廻りも又寛永元年五月より初りしとかや。

○佛書に入重玄門薩唾といふ名目あり(瓔珞經等)演密鈔に寂滅三昧といへり八地已に玄門に入る十地再趣證する故重玄門といふよしいへり、予按するにこれは老子に玄之又玄衆妙之門といへるを以て重玄門といふなるへし此類の文字釋氏の名目に多し。

○南明院光室宗玉大夫人(神君の妃秀吉妹君也天正十八年正月十四日逝す)始は尾州の士副田與左衛門(或は甚兵衛)吉成に嫁し給へり、秀吉　神君と和講の時副田に命し給はく汝我妹を離別せよ今以レ此　德川氏に嫁して天下を靜んと思ふ汝に祿を增し五萬石の采邑を與へんと、副田曰妻を去事は命の儘にせん然れとも妻の代りに祿を得ん事武門の本意にあらすと謝して、頓て室家を返して自向後男を立しと則剃髮して隱齋と稱し烏森村に閑居して終りけるとかや。

○中殿和歌御會

後冷泉院天喜四年三月題新成ニ櫻花一(土御門大納言師房)　新古今集雜此御會忠家經信之詠ヲ載ス

白河院應德元年三月題夜契ニ多春一(左大辨大江匡房)　亦承曆二年四月御會見ニ帝王編年一代要紀百練抄等一

堀河院永長元年三月題花契ニ千年一(中納言匡房)　亦嘉承二年三月御會

崇德院天承元年十月題松樹綠久(中納言源師賴)　太平記外諸實錄不レ見歟

順德院建保六年八月題池月久澄(光明峯寺關白)　按晴御會部類記澄作レ明

後醍醐院元德二年二月題花契ニ萬春一(中納言爲定)　亦建武二年正月御會

後光嚴院貞治六年三月題花多春友(關白良基)　見ニ曆代集記長者補任等一南朝正平廿二年也

○伊勢物語の深秘一卷在原滋春の記といふ說あれ共後世の僞書にして立河流密家の筆にやと覺え侍る具眼の人よく見よ。

○花營三代紀足利治亂記室町物かたり等尊氏より末々の事はあり。

○靈陽院將軍(從二位權大納言)義昭卿天正九年七月出奔の後備中國にまし〳〵ける男子を生したまひけるを秀吉あはれみ峰須賀家政（阿波守始名彦右衛門）にあつけ阿波の德島に置三千石の領を附したまへり、夫より子孫蜂須賀家に屬し代々阿州に住せり、近世領減して三百石を受時々國主を拜謁せり今に至りて百五十石を領して常は在所に住し國の主在國の時は出て拜禮の事有となん、これ正しき等持院殿の御末なれども先祖の澤つき世運改りぬれは土民に近き身となり知る人もなきか如し、臺星黃閣の榮むかしかたりの夢となりて海市蜃樓あたなる名のみ殘侍る、虎戰ひ龍爭ひしいにしへかゝるへしとは誰かは思ひよりなん、天荒地老たる古今の情感慨亦少なからず、嗚呼世の盛衰かくのことしまして輕き身百代の末迄を思はんや。

浮雲改變一朝夕　何時桑田揚海塵　夢裡問誰名利路　迷津老盡百年身

○慶長十九年正月二十七日內の御聯句の中に

盃天偏小魯(元賓)　函谷四圍嶠(後陽成院御製)　銕不如愁壘(剛外)　釆將釋瘠撓(古洞)

これらの句難波兵亂の兆ともいふへし、亦末句に

時和民毎抃　市富士誇謬(泰重)

とあるは關東の太平をしらせ給ふ御すかたにや、ことに結句に富士の字ありしも打よする駿河の海の高き山しつけき世となりぬへきしるしにや侍つらんと、元和の頃の人の物かたりなりけるよし古き人いへり。

○是山法師は風雅の匹如身にて每に狂吟をつらねて脫障のすかたを詠し、笑傲を蓋輿に從して花に睡り月に嘯く事幾年なりけん丁亥霜月初は泊爾として仙遊せり、下世の際

死かはねを燒てほこらす菰包まかせてそやる沖のしほ風

日頃の本意にたかはさりしいとあはれなりけり、前花園泰龍和尚拈香の次彼夷曲の末字を摘一伽陀を裁して　　　に充らる。

倭歌遺得泊然終　　焼却餘身投海中　　志操更無存沒隔　　松筠緣亞歲寒風

嗚呼閑雲幽石の交り久しかりしも一朝の嵐空しく枯葉をはらひて跡なき夢となりし、予も亦一辨の香を薦むとて和尚の韻をつきて

天地図圖無始終　　寒光表裏玉壺中　　水雲眼極山河冷　　只聞霜林落葉風

○丁亥十一月廿三日辰の時より駿州富士山の半傍（足高山のかたすはしりくち）おひたゝしく燃上り黒煙天を覆ひて日の光も見えす、鳴吸音は迅雷にひとし山岳これが爲に震ひ磐石くたけ飛て數千里に散る事雨よりもしけし、燼灰（インハイ）空に滿て雲霧のことくすそ野邊近き里々はさながら石にうたれ火にやかれて跡なきも多かるとや、駿相の諸州焼砂を降して積る事四五寸はかりなりしといふ、行人暗に迷ひ征馬轡におとろき間々疵をかうふりし類ひも少なからす、行さきを分たすして民家に入れは富士の焼るとは聊もしらて只今天地打反し海上洪濤（ツナミ）來るかと立さわきのゝしり、山にのかれ岡に走る故に立よるへき便りもなかりしとぞ、武城同し日未の刻より空冥々として地聾き蔀やり戸しきりに動き鳴りて人々安き心もなかりしに、やゝ暮かゝるほと薄黒き砂雪のごとく降しかは希有の變異なりとて騷きはへりし、亦申の時より家々燈を張てあはてふためき侍りし、夜に入て鳴動同しまゝに降下る砂は眞黒にして金剛砂の如し廿四日五日同し樣にて折々は晴けるに漸々士峯の焼灰と聞定めてそ人々少し落つきける、有司も命を奉て見分の事有し（御奉行目付三人御小人目付六人）夫より日々に灰下りしかは木も草もわかたす屋根も庭も一色に積りて風ふけは一度に立あかりて滿天あけくれのやうになる事も毎々なりしときゝぬ、それ富士山燃しは桓武天皇の延暦十九年庚辰三月十四日より燃出し晝は烟暗く立上り夜は炎光天を照し其聲雷の如く灰の下る事雨のことく山河皆紅なりしよし舊史に見え侍る、是は山顚より焼初大なる谷となり四

月の末に止り侍りしとなん、亦其後淸和天皇貞觀六年五月大にやけて人をとはし民家をやふりけるとそ夫よりは火氣もなく侍る故にや、古今集序に今は富士の山も煙たゝすなりしといへり、扨も延暦十九年よりことし寶永四年迄九百八年にや成侍るらん、其中間元弘元年七月大地震にてくつれるとかや、信濃の淺間は常にも煙はべれは人あやしともせす、西國にては阿蘇溫泉なと亦時々燒侍る北國は白山そ中世燒侍りて（天正十六年二月同廿三年五月）今も所々煙ありとかや、十二月の初相州佐川へ人の首亦は手足なと多く流れ來るも富士の山下の村々石にうたれかたちくたけてかゝる物も流れ出けるにやと旅人もうたて驚く、千年に近き迄見さりし富士の煙を今度そ世に見侍りしかともすさましさに和歌の種とならすや侍るらん、當國へも煙見えはへるといふ間或あした田面に出て見はへりしに人のいふに違はす三州猿投山の少し南のかたにあたり夏日立雲のことくいと黑くすさましきさまに見え侍る、其後もより〱見侍りしかおなしきさまに立かさね侍る（十二月四日迄まれに見え侍る）夜は煙中に閃電のことく火見え侍る、十二月八日頃より煙薄く十日の大雪にて十一日より燒止と云々。

○十一月廿三日濃州苗木邊迅雷氷を降す（重サ一匁目二三分）

○十二月三日午時黑雲一筋坤より艮に至りて橋を渡せることくたなひき侍る。

○愼子丙篇曰、有虞之誅以レ幪當レ墨、以二草纓一當レ劓、以二菲履一當レ刵、以二艾韠一當レ宮、布衣無レ領當二大辟一、此有虞之誅也、斬二人肢體一鑿二其肌膚一謂二之刑一、畫二衣冠章服一謂二之戮一、上世用レ戮而民不レ犯也、當世用レ刑而民不レ從也、漢書武帝所謂唐虞畫象而民不レ犯、指レ此而言也、

○安房守藤原憲實ハ上杉憲基之子而持氏之臣也、持氏横死之後私稱二管領一、以二五經注疏一寄二附足利學校一云々。

按憲實私稱二鎌倉管領號一、其子憲房其子憲政爲二北條氏康一、拔落而逃二越後一、讓二長尾謙信於管領號一令レ稱二上杉一、嗚呼其管領之號元竊稱レ之、謙信得二盜物一則是亦賊而已、嗚呼謙信棄二祖先之氏一冒二他之稱

號ㇾ所謂冐虞者害戒之如何、
○高野山舊翰の中元弘三年五月十五日といふ文字の下尊邦と書し花押あり、是大塔宮護良親王の御事なりとなん。
○關白豐臣秀次は左大臣正二位なりし平信長は從一位右大臣贈太政大臣信雄は內大臣正二位、
○足利尊氏始贈左大臣(權大納言にて薨す)康正三年追贈太政大臣、
○前田利家は從二位權大納言なりし薨後贈從一位岐阜中納言(正三位)平秀信慶長十年五月八日於ㇾ高野山ㇾ薨す大善院と號す(倭論語薨の月日は非なり)

前田權中納言菅原利長(利家嫡男)　慶長十九年五月廿日薨
上杉權中納言藤原景勝(長尾政景男)　元和九年三月廿日薨
毛利權中納言大江輝元　寛永二年四月廿七日薨
伊達權中納言藤原政宗　同十三年五月廿四日薨
島津權中納言　源　家久　同十五年二月廿三日薨
前田權中納言菅原利常　萬治元年十月十二日薨
淺井贈中納言藤原長政　(天正元年九月一日横死、寛永九年九月贈中納言從三位)
丹羽參議從四位下藤原長重　寛永十四年閏三月四日薨
毛利參議從三位大江秀元
池田正三位宰相源輝政　慶長十八年正月廿五日薨
池田正四位宰相源忠雄　寛永九年四月三日薨
京極從三位宰相源高次　慶長十四年五月三日薨
福島參議從三位源正則　寛永元年七月十三日薨

細川參議從三位源忠興　　正保二年十二月二日薨
越前從三位宰相源忠直　　慶安三年九月十日薨
同從三位宰相　源忠昌　　正保二年八月朔日薨
藤堂和泉守高虎姓は中原朝臣至ニ從四位下左近衛權少將一
加藤左馬介藤原嘉明至ニ從四位下侍從一
○島津の先祖從五位下豐後守藤原忠久實は右大將賴朝の子にして島津氏を繼、故藤原を稱せられし安貞二年六月十八日卒す法名得佛、
○飯尾は三善姓也(肥前守爲規左衛門尉兎等の一流なり明應頃の人也)多賀は中原姓也(豐後守高忠)松田は藤原(左京亮秀知等)上野は源姓(陸奥守信忠等)和田は源氏(伊賀守惟政等)宇喜田は三宅姓(直家等)柴田は平家(修理亮勝家等)山中は橘氏(山城守長俊等)田中も橘氏(筑後守吉政等)堀尾は在原氏(帶刀吉晴等)高橋は大藏姓(右近將監元種等)瀧川は源氏(又姓異る家あり是は下總守雄利の一流也)吉田は源氏(佐々木の族)大塚は平氏鈴木は穗積(伯遠江井伊谷の人鈴木三郎太夫重好は源氏なり永祿の頃の人也この一流は源氏歟)宮崎は藤原埔(本ノママ)和は源氏藥師寺は橘氏芳賀は淸原氏菅沼は源氏(次郎右衛門元景は遠江國井伊谷の人なり)佐治は平氏布施は三善氏舟田は平氏。

　右は近世武家の姓氏實錄に依て記之、此外石田三成は藤原大谷吉隆は高階氏なりし。

○御字を賜ふ時書式

盥　　　　尻

忠

慶長九
九月十五日　御名御判
松平武藏守とのへ

御稱號を賜ひて受領になる時書式

宜ㇾ任ㇾ
松平武藏守ㇳ

慶長十九
九月十五日　御名御判
池田右衛門大夫とのへ

此式にして御代々亦少し異ありされとも大やうは違はす、是足利家の法なりとかや、されは義昭將軍につきて大神君は征夷大將軍にならせたまへは公方家の法を其儘用ひましませし事宜なり。

○名を改る時申上る書式

毛利忠三郎
可ㇾ稱ㇾ
右近ㇳ

寛文二寅
三月十五日
名ノリ判

別官を望申時書式

申ス二右京大夫ヲ一

細川民部少輔
ナノリ

任官仰出され候後官を望ム書式

申ス二兵庫助ヲ一

伊勢
貞末

凡諸大夫に仰付らるゝ時其人に上意有て後官號を申上奉書を以て時の傳奏へ告られ傳奏達叡聞上卿職事事を行ひ口宣案及ひ宣旨位記を出さる。

○前大膳大夫藤原政宗は(伊達彈正少弼宗遠男應永二年九月十四日卒東光寺殿と號す)弓矢取てならひなき英雄の名あるのみにあらす、和歌の道にさへ妙なりける屋代峠の陣所にて山家霧といふ事を。

山あひの霧はさなから海に似て波かときけば松風のおと

また山家雪

中〱につゝらをりなる路たえてゆきにとなりのちかき山里

また選集の御さた有ける時日頃よしみ歌を奉るとて

かきすつるもしほなれとも此たひはかへさでとめよわかの浦人

此歌續後拾遺集雜中に入て源尊氏とありもしほなりともと上句に有わかのうら波と下句見えはへる、政宗身まかられし時勝定院將軍より仰遣されし

ものゝふの路こそあらめ敷しまの道さへたえん事そかなしき

亦金字の法花經一部を賜はりけるか、懷紙に

くちはてぬかさしともせよことのはにそへてかきやるのりの花ふさ

右伊達家譜に見えしまゝ記しはへる。

○藤原秀鄕　從四位下武藏守鎭守府將軍　延喜十八年十月廿一日斬₂白蛇₁龍神與₂十種珍寶₁云々と蒲生系圖に見えたり、秀鄕水府の請に依て三上山の蜈蚣を射たりしといふ事は古さ物語なり、されといつれの事とは傳へす、蒲生家傳に時代を記し白蛇を斬と書せし、凡そ往昔の傳記大同小異なるも亦時代の違ぬる事もよその故事を取て書傳へしもさま〱あり、我國風土記に亦かゝる事多し强て是非をいふへきにあらす、唐土の史にも彼此同しくして時代の異なる事間々見えはへる。

○今川貞世曰、人あり度まゝに朝夕の起臥も思ひに任せ恐るへき主人もなく何事も氣遣ひなくあらん事を願ふ者多し是偏に乞食の境界也、人の上たる者人の師たる者天下ひらけてより此かた己が儘にたのしめる事やあると戒られし(倭論語)實に古今の人たれが萬貫をまとひ鶴に騎て揚州に上りし、たとひ富貴をは極むともなとか心の愁ひなくて有らん、凡利を貪る者は商人と志を同くし勢を好むものは角力者の意と一般なり、嗚呼貴を希ひ名を慕ふ思ひ胸に滿て安きいとまなきのみか臣の大義を忘れて遂に惡に陷

らん事はいと淺まし。
○程子曰寒士之妻弱國之臣各安ニ其正一而已、苟擇レ勢從則惡之大者不レ容レ世矣（易傳）忠臣貞女の操斯あらすしてあるへからす、感する事ありて一絕を綴り友に送る。
松心霜後綠　梅意雪中紅　萬古天淵濶　龍飛又鳳翀
六藝にくはしく百家に博くとも勇なくは武といはしと古人のいへるけにもと覺えはへりて
あつさ弓我ものゝふの道ならてまたことかたにこゝろひかるな
○新田左中將（義貞）の弟脇屋刑部卿義助延元四年（興國元年なり）九月美濃國根尾の軍利あらすして兵を引て吾尾州知多郡羽豆崎の城（熱田大宮司伊勢守昌能の城なり）に入り十餘日留止し國兵を募て伊勢伊賀を經て吉野に參られける、十月後村上帝即位改元興國此時義助朝臣の息義治は猶北越にあり、三上刑部少輔奸逆して隱謀を企義治を殺さんとせしに、天野備中守經政山內三郎入道間島四郎三郎心を合せ舟田十郎安經に謀て十月十三日安經か陣營にして三上兄弟を討、義助其忠義を賞せらる興國元年十一月三日の感狀予か家に藏む。
○板倉七郎左衛門尉泰宣（其子彌七舍弟七郎次郎又七）大窪平五入道（其子五郎舍弟七郎五郎）同六角（其子彌五郎）皆貞治前後の人なり此子孫三州に住せり。
○平岩は三州坂崎の大石より起りし稱といふ、河內國に平岩村あり是も亦ひらいわと稱して古家あり。
○豐臣秀賴は秀吉の實子にあらす大野修理の子かと疑ひけるとなり、されと共實は當時卜筮の爲に寵せられし法師あり淀殿これに密通して棄君と秀賴を生せしとなん、大野は秀吉死後に淀殿に婬しける淀殿は容貌美にして邪智婬亂なりし、名古屋山三か美男なりしにも思ひかけて不義の事ありける、凡そ大坂滅亡の起りひとつに淀殿にあり、嗚呼聖人鄭聲の戒豈夫虛ならんや、それ人家法なき者は必名を辱しめ身を亡ほすのみか家を絕禍を百世に貽す、秀吉匹夫より出て天下を思ふ樣に進止せり然れ共無學にして

道を知り給はさりしかは家法なくして室家婬亂なるをもさとり給はさりし、宣かな二世を保事能はすして跡なく亡ひ給ひし嗚呼。

○平清盛を白河院の御子なるよしいひしは高官に至りて後に世のそしりある故作り出せし事、亦宗盛を傘師か子と二位の尼いひしは其振廻の拙を耻て僞り稱せしなるへし、是等道をしらすして偏に富貴を願ひ貧賤を惡む心より實の父を棄さま〳〵の僞をなし人を欺く不孝の罪をかへりみすあさまし。

○盲人五流

一方三流　志道派　戸島派　玄正派　城方二流　大山派　如文派

○○生佛坊（建久年中人 始語平家）—如一建業—建業（建業字見二水記 今書檢挍擬僧官）—覺一建業—城一建業

覺一建業—通一
覺一建業—靈一
覺一建業—景一
覺一建業—清一

—城元（住洛東八坂郷謂此流 稱八坂方）—城意—城存

○後村上院與國前後官兵

河内國　楠河内守正行　同左馬頭正儀　和田和泉守正武　橋本　福塚　壺井

大和國　三輪　西河　眞木

伊賀國　江家之一族　佐藤一瀬

伊勢國　九鬼　愛曾　千河

紀伊國　湯淺　山本　井造　田邊　野上　山東　志貴　恩池　牲川

遠江國　征夷親王将軍宮（宗良）井伊遠江守道政　天野　奥山　犬井　加藤　入道　横地

駿河國　入江　蒲原　富士谷　宇津峯
三河國　足助　額田　宇津宮　鈴木
信濃國　千野　大河原　高坂　上松
尾張國　千秋　大橋　堀田　中野
美濃國　梶原　饗庭　石谷　猿子(アシコ)　落合　堀口　今峯　土岐　近松
上野國　新田左中將義貞　同左兵衛佐義興
武藏國　新田左少將義宗
東國兵士　世良田　德川　江田　大館　里見　鳥山　岩松　吉良　石堂　田中　羽河　山名　桃井
　金谷　堤　丹生　青龍寺　籠澤　大井田(其他新田同宗四百餘人)　宇津宮　三浦　南木　西木　酒勾
　小幡　中金　松田　河村　大森　葛山　藤代　蓮池　小礒　酒間　山中　鎌倉　玉縄　梶原　二ノ宮
　四ノ宮　木賀　葛西　高山　中村　蛇井　兒玉　淺羽　四方田　庄　櫻井　安保　加治　勅使河原
　熊谷　平山　太田　私市　村山　横山　猪俣
奥羽　北畠右少將顯信　伊達　信夫　南部　下山等兩國士卒猶多不レ遑ニ枚擧一
越前　脇屋刑部卿義助　同左衛門佐義治
越前越中越後三國ノ兵士ニハ
　瓜生　川島　深町　織田　田中　北國池　風間　禰津　太田　河内　石黑
　其外麾下ノ兵卒ニハ
　船田　天野　畑　金津　長崎　間島　河合　山內　河口　江戸　此外不可勝計
近江國　儀俄　高山　村上　野村等此外山門之大衆
筑紫　征西親王將軍宮(懷良)　菊池肥後守武光

九州兵士ニハ
松浦　志佐　草野　山鹿　土肥　赤星
四國　河野　二宮　土居　得能　日吉　多田　三木　合田　羽床　有井　三宅　武市　金谷　杉原
富士　淺海　(淡路)阿間　志知
安藝國　小早川　有元　熊谷
石見國　三角　江合
出雲伯耆　奈和　內河　鳥屋　富田　朝山　富士名　金持
備前　兒島　飽浦　時越
備後　今木　大富　和田
播磨　吉川　河田　梶原
丹波　足立　本庄　荻野　波々伯部

右は其大槩のみ諸州の宮方猶多し、然其中或は一旦宮方に屬し亦足利家に降りしも一二にあらす。

○元中九年壬申(北朝明德三年)十月二日主上(後龜山院)御入洛、これ去る頃より御和睦の事大內義弘佐々木滿高に議して將軍にも能達し叡慮をもつくろひけるとそ、其御粧行幸の例に任せて御供つかふまつるへきよし聞えける程に、今かゝる體然るへからすとて禁中より勅使を遣はさる、將軍よりも細川畠山山名以下嵯峨に向ひて此由を奏しけれは主上仰出されて曰、傳國の璽として三種の神器を授まいらせ、幹仁王(後小松院なり)を御養君になし奉り一統の化をしきましますへき故にこそはる〳〵と此處迄行幸なりし、今叡慮の外なる御使こそ驚き思しめしけれとも武家へもしか〳〵のよし仰下されける程に、重ねて違亂に及ひ嵯峨京都の間急を告て人馬行かふさま更に目さまし、滿尊頓て將軍の舘にまゐりて申けるは南方の仰こそ御理運至極なり、神器渡御なきほとは南方當今にてましします御事わくかたなき上は急

き和を講せさせたまふへきこそ太平の御基なるへしと諫申けれは、將軍けにもと諾し給ひ然らは汝まゐりてともかくもこしらへ奉れと仰せけるほどに、滿高嵯峨に參りて將軍の意旨を奏して行幸の御粧叡慮の儘に諸家供奉し奉るへきよし啓しけれは、主上斜ならす叡慮ありて事靜りにける、さる程に同五日に三種の神器を禁裏へ渡し奉らる南方の公卿六人御辛櫃の前後に供奉し奉る、都より御迎ひの公卿二十一人ならひに守護の武士には備中守滿高まゐりて迎奉る、京中の貴賤街に跪て拜し奉ける實に五十餘年の春秋を南山の空にへたてまし〳〵けるに今年そまさしくかへり入らせ給ひける、頓て太上天皇の尊號をさつけ奉らせ給ひし、十一月四日太上天皇禁裏へ御幸ならせたまひければ樣々の御遊ありて武家より御領を沙汰し奉り南方伺候せし公卿も顯官元のことくなるへきよし仰出されけれは、上下一時に眉目をひらき都鄙萬歲の賀儀をのへて一統の御世にかへらせ給ふを祝ひ奉りける、されは光嚴院より此方五主わたらせまし〳〵けると潤統の君とや申奉るへきなと聞えし。

鹽尻　卷之二十七

○寛正六年十二月廿六日赤松次郎法師元服出仕號二次郎正則一是齋藤民部丞親基記に見えたり(此書自寛正六年至應仁元年)按に長祿二年神璽御歸座に依て赤松次郎義雅か子次郎法師に加賀半國を賜ふ云々、正則後從三位に叙せられしとかや、明應元年四月廿五日に卒す年四十二と系圖にあれは元服の時十一歳歟、此時幕府に赤松氏多かりし所謂赤松刑部少輔家眞三河守則治兵部少輔重房彌四郎直祐彌五郎元貞等なり、然れとも皆庶流なる故正則をことに取立給ふと見えたり。

○布施氏二流(見二親基記一)

- 貞行
  - 貞經
    - 貞親　伊勢守
      - 貞宗
    - 貞藤　備中守
  - 貞國　伊勢守　永亨九年九月卒

- 貞長　因幡守永亨六年四月七日卒
  - 貞直　加賀守
    - 貞仲　因幡守寛正五年六月卒
      - 貞誠
  - 貞房　下總守
    - 貞枚　下總守
      - 貞賴
      - 貞遠
  - 貞彌　備後守
    - 貞燕　備後守
      - 貞俊
  - 貞種　駿河守

文正文明の頃布施下野守貞基彈正大夫(下野守)英基等足利家に奉仕なり。
○熊谷上野次郎直盛遠山左京亮國景遠山加藤左衛門尉元景富永彈六久兼後藤九郎次齋藤新左衛門尉基緣四郎左衛門尉種基民部丞親基蜷川出雲守(闕名)新左衛門尉親具等同時之人也。
○永正記(自永正二年起ㇾ筆)下村五郎左衛門尉入道宗福所筆なり、此書を永正五年二月大平山城守へ遣はすとて自ら出家の時の歌なんとを贈れり。

黑髮のみたれたる世の秋の露はらふにつけてぬるゝ袖かな

なからへてかゝるみたれの世のうさにいのちたにこそかこたれにけれ

○凡そ中世以來公家御記の外武家の人々書置る日記實錄多し、永正の頃までは實を正して書る物少からす、近世關東大阪の記世に多き事數十部にして其實を失ひ虛を傳へたる事半に過けるにや、或人曰大阪の軍事書ける始は薦淵(コモブチ)道士とて當時大阪の城に籠りし小身の者生殘りて事を說しより難波戰記の類起りし、後爰かしこより作り出してたかひに實否をいふ、江戶にては銕江(チヤツ)正休(佐々木の氏族と云々)なと古系傳記を傳ふ淺羽氏松下氏等各自に古系の傳記をかたれり、右の數人はしめのほとは實事をのみ語り或ひは筆にしるせしに諸大名より招きて事をとひまたは禮物にて人の傳記なとたのみしまゝ後にはあらぬ事をも作りそへて出せしかは實違ひ事戾りて識者のうたかひを殘せしも亦萬々也、江州人六角氏自家を佐々木嫡流にせん爲にさま〳〵の書を作り大系圖江源武鑑足利治亂記倭論語追加なと多し、かゝりし程に亦近年は京大坂江戶は更にもいはし國々に記錄者とて自古家にもあらねと傳聞の說を增補し實らしく人にもかたり或は書に作りて世にひろめなんとするほとに、今百年に滿さる事もたかひに異說出來て證としかたき事多し、然れともこと〳〵く僞說といはんも是ならず間々實をつたへし事多し、亦近年の記錄を皆信せんも非なり名の爲利の爲に造言せし事少からす眼ある人よく見て時代と事實と考へて可なり
○千葉介後裔略系

○勝胤千葉介　平高望王六世千葉上總介忠常男從五位下千葉介常將之裔也自レ此前略レ名

　昌胤從五位下介　天文十五年正月七日卒

　利胤從五位下介　弘治三年八月七日卒

　　親胤從五位下介　天正七年五月四日卒

　　胤富從五位下介　天正十三年五月七日卒

　邦胤從五位下介　天正十六年酩酒手ニ刄家人鍬田萬五郎某ニ萬五郎揮レ刀傷ニ邦胤ニ遂病レ創卒

　　重胤從五位下介　寛永十年六月十六日卒

自ニ平忠常任レ介以來、至ニ近世ニ代襲封之家、唯千葉氏歟、雖レ有ニ盛衰ニ而謂ニ世家ニ者可也、

○源氏若葉卷にきんはごかのしらへ云々(琴ハ五箇ノ調也)

一ニ搔手　二ニ片垂　三ニ水宇瓶　四ニ蒼海波　五ニ雁鳴調　河海抄ニ見ユ

○むまやのおさにくしとらす(驛長與ニ口詩ニ也)

菅丞相思ひの外につくしへくたりたまひける時、はりまの國明石の驛にとゝまり給ひけるに、驛の長いにしへ思へるけしき御覽してつくり給へる。

　驛長莫驚時變改　　一榮一落是春秋

口詩とは物につけすして口にいふ詩なり(河海抄)

○除目成文抄(諸州國司代々の除目を記せり)凡そ春の除目を縣召と稱して各拜仕の人を太政官の廳に召仰す、よつてこれを官召といふ。

○一遍他阿彌陀佛諸國を遊行して念佛をすゝむ正應二年八月廿三日寂せり、其弟子もまた他阿と稱す攝州栗川の極樂淨土寺に於て初て六十萬人の小簡を施し元應二年正月廿七日寂す、三世の他阿より代々同號を稱して諸州を回れり、北條氏鎌倉の權を執ける頃諸國の事を聞えきはかりことに遊行上人の回國夫馬の證印を出しこゝろのまゝに國郡を經歷し其留止の所にては守護地頭にもてなさせけり、最明寺時賴

入道國々をめくられしといふも自忍ひて旅行せられしにあらす行遊の事なるへしとかや、かかりしかは間者なる事を國々しりて遊行來れば甚馳走し其心に違はさる樣にせしとなん、此風俗にて足利家武將たる時も夫馬の證印御教書等賜はりける、但し此時は間者と成しにはあらすやうやく世の費となりて民のわつらひにて侍りし、今とてもむかしのまゝに傳馬人夫を思ふまゝに遣ひて多くの僧を引つれ遊行遊食して天下を横行す。

○熱田宮海藏門内に大石燈籠あり、寛永年中佐久間大膳亮造進りな、寶永丁亥初冬四日大地震に轉倒せし有司願主の志空しく成なん事ををしみ官に申神領金五十餘兩を捨て元のことく建り、大膳初めは源六と稱せし佐々成政の養子となられし後に本氏に復す、天正以來武勇の名を顯はし江州川邊にて七千石を拜せらる(秀吉の命なり)慶長五年關原の役に　神君に忠ありしかは常州北條にて三千石を加へ給はる從五位下大膳亮を拜せられし、大阪の役に竹田永翁を討て御感にあつかり信州長沼江州高島に於て壹萬八千石の封を賜はりける、或時渡海の時難風に遭ひ本國熱田の神靈に祈られしと恙なくつきしかは頓て大石の燈籠を造進せらしとかや、彼家系を人に尋ねしかはかく書て見せられける。

○平盛次　一ニ作ニ成次一尾州井戸田村庄同國御器所城主
佐久間氏初稱ニ久右衛門一二ニ號ニ大學助一

- 盛政　佐久間玄蕃允爲ニ吉秀一遭レ害
  母柴田勝家婦弟皆同腹云々
- 正安　久右衛門復任備前守或安次又河内守
  信州飯山城主寛永三年四月二十五日卒
- 勝政　號柴田三左衛門
- 勝之　初傳六大膳亮一ニ云正頼
  寛永十一年十一月十二日卒
  - 某　源四郎
  - 勝友　藏人
  - 女子
- 女子

信盛　佐久間右衛門尉

是を尾州御器所佐久間といふ、戌子の正月肥前長崎の宇佐久間安藝守御器所の八幡宮に參詣せられしもむかしの名殘なりけり。

○朱子曰賢者順レ理而安行、智者知レ機而固守（語類百三十八）

賢智の人其行ひかくの如し

○自二秦漢一以來奴僕ハ主ノ姓也、今有下一大姓所レ在四邊有二人ノ同姓ニ不レ知レ所レ來者上、皆是僕奴之類（同上）

我國某の姓稱するも其來る所不分明なるもの多し、是近世主人の姓を冐す者少からす、織田家の臣多くは平氏を稱す秀吉の諸臣に豐臣の姓を賜はりしは上世に例しなきにや。

○明應三年將軍御元服聞書ノ十二月廿一日記、正和二年三月廿七日新制云足袋御免之事、革襪（タビ）は年齢五旬以後可レ被二免許一、但雖レ不レ及二此齡一、爲二病體一者蒙二御免一可レ着二白革燻革一云々、

凡そ朝廷諸臣諸社神人足袋御免なけれは着する事なし今日にても廷臣は斯の如し、武家は元より勇氣を先とすれは赤足勿論なるへきを太平久しき故武林婦人のことくなりて夏月さへまゝ足袋をはき侍るにや、我公室御家人布衣の時みな赤足なり誠にいにしへよりのすかたなりけり。

○日次御記より以來史類近世にしる人まれなり、諸家秘して出さゝる故のみ左の書目共年代の次なり。

堀左記（永保二年）　六條院顯時記（永萬元年六月）　朝隆記（保元元年）　朝經記（永治元年十一月）　經俊卿記（正元）　師弘記（正元）　實躬卿記（正安二年正月）　成通卿記（久安二年六月）　光雅卿記（嘉應）　親宗卿記（文保六年正月）　外記師尙記（文治六年正月）　小外記廣元記（文治）　長兼卿記（元久二年）　雅兼卿記（保安四年）　以遠記（永承三年）　信範記（治承四年）　爲經記（寛元四年）　伊綱記（正安三年正月）　賴業記（久壽）　賴資卿記（承久四年）　經光卿記（仁治二年）　憲說記（建長）　右少辨資賓記（建長元年）　左小辨家光記（貞應元年）　大右記（永保三年）　右少辨資宣記（弘長元年）

此外は兵範記にて代々の事跡を見るへきかも。

久安五年十月十一日　仁平二年冬三ヶ月　同三(自正月至六月)　同(自七月至十二月)　久壽三(春三ヶ月)　保元二(自四月至七月)　同三(春三ヶ月)　仁安元(自九月至十一月)　同二(自四月至六月)　同(十月)　同三(正月)　同(七月以上各一册ッヽ)　同(九月上下二册)　同(十月一册)　同(十一月上下二册)　同(十二月上下二册)　同(四月)　嘉應元(六月)　同(九月)　同(十月)　治承四(二月以上各一册ッヽ)

凡そ通計して二十四册なり此外猶多し、園大曆薩戒記梅松論元弘日記以下の記錄亦數十部あり、此等の古記を見すしていにしへをいふ事なかれ。

○近世の年號古へ勘文に出て行はれさりし號多し、今共一二を抄す。

天和　嘉曆改元の時文章博士行成考の內に有亦延元の改元に式部太輔長員の考貞和改元に文章博士宗範の考觀應改元に式部太輔長員の考の內等に出し

慶長　元弘改元の時文章博士在淳の考正慶改元に文章博士在成の考等に出たり

慶安　正慶改元の時正三位在登考への內に出す

右の外猶近年の年號をむかしも書出されしか難ありて止めるをふたゝひ勘文を奉りて天下の號となりしも多かる年號さへ時に用ひられすして亦期有て行はるゝあり人の世の擧止も其期ある事にこそ。

○幕下の御院號は勅して勘文をめしてさためさせたまふ、今時浮居氏何のわけもなき文字殊更熟字ならさるをも意にまかせて大家に號し侍るものと日を同して申すへき事にあらす。

臺德院　書說命曰朝夕納レ誨以輔ニ台德一

大猷院　周官曰若ニ昔大猷一制ニ治于未レ亂保ニ邦于未レ危

嚴有院　書皐陶謨曰日嚴祇敬六德亮采有邦

嚴有公崇號の宣命使は平松中納言時量位記使は少內記

○明德四年將軍家(義滿)左大臣を辭表ありし、九月一日都を旅立せたまひて太神宮へまゐらせたまひける、六日に山田へ入らせまし〳〵七日に二所御神拜ありし、八日に兩宮の禰宜祿を拜す(一禰宜白銀一千兩以下シナアリ)管領斯波義將命を奉して御神領の事を沙汰し七千貫文の地を御寄附有けり、九日に朝熊岳へのほらせたまひ夫より二見のうらへ御下りありて古き名所なんと尋させ給ふ、立石の濱にてみそきせさせたまふとて

もろひとのこゝろの垢をすゝくやと清きふたみのなみのまに〳〵

かねては庭田殿飛鳥井殿なんと御同道有へきと聞えしかとも當月御神事によつて其事止にき

花ならは手折てもかな見ぬひとの家つとにせむ伊勢のうみつら

と詠したまひて兩卿へおくらせ給ひしとかや、十日には近國の御家人參り集りて拜禮し奉る頓て山田を立せたまひて美濃國を過らせまし〳〵養老の瀧を御覽し近江國多賀の社へも御參りありて同十六日にそ都に歸り入らせ給ひける。

足利治亂記にくはしく記せり、荒木田氏說ニ曰義滿將軍御參宮の時宇治橋を今の地にかけし其己前は橋今の所より遙下にありて道もまた異なりと古記に有とかや。

○永亨十一年二月十日鎌倉持氏沒落之時木戶伊豆入道冷泉民部少輔小笠原山城守平子因幡守伊東伊豆守武田因幡守加島駿河守曾我越中守設樂遠江守沼田丹波守木內伊勢守神崎周防守中村壹岐守戰死ス、滿貞家人南山下總入道同左馬助里見治部少輔下條左京亮逸見甲斐守石川民部少輔新宮十郎左衛門尉岩淵修理亮泉田掃部助等亦討死持氏法號長春院揚山道繼居士。

○また持氏の次男春王丸の乳母は平景政の後裔長尾新五郎景光か女なり、京都へ召捕へて拷問に及ひし時自舌をくい切て物いはさりしかは免許をかうふり東山に置給へりしか春王丸嘉吉元年五月十五日美濃國靑野原にして其弟安王丸と共に害せられたまひしよしを聞て彼乳母名號百行計り書てその奥に

消はつる露のいのちのおはりにはものいはぬ身となりにけるかな
と書て遂に自害して死しける、さすか名あるものゝ末なりけりとて人々あはれかりけれは將軍にも聞し召て感し仰下されかたのことく葬り給ひけるとかや。
男たに口をしきふるまひせしもあるに。女の身としてかく二心なき忠義を守りける末の代の鑑也けり凡そ人臣として此みさほなきは禽獸にも劣れり。
持氏の末子永壽王はとかくのかれて信濃國へ落行大井持光をたのみて隱れられし後古河に住せらる成氏これ也。
〇長阿彌陀佛　徳川有親公也和州吉野にて御出家云々
徳阿彌陀佛　有親公御一男松平太郎左衛門尉親氏公也
祐阿彌陀佛　有親公御二男松平三河守泰親公也
妙阿彌陀佛　有親公御女泰親公御妹也是三州松平鄕高月院本願
右時衆とならせたまひし時の御名也、長阿公は遊行十二世の他阿上人の御弟子なり、十二世の上人は後村上院の皇子尊觀法親王の御事とそ、或說に曰長阿公逝せし時徳阿公六歲祐阿公四歲妙阿尼公二歲なりしと云々(此說御逝去の年と考ふればいかがしき事多し)亦曰徳阿公祐阿公はおさなき御時より御出家にして三州大濱にましませしか吉良今川か領國なる故一ト先ツ御本國徳川の鄕へ御移りありて御興起の御志を遂らるへしとて東國へ御下向有しかとも徳川邊みな鎌倉の進止となりし故奥州へ下らせ給ひ松島に十二三年まし〳〵ける、其後再び三州へかへらせ給ひ酒井の鄕に住せたまひ後に松平へうつり入らせ給ふと云々。
凡そ徳川家御先祖の故をしるせし書近年多しといへとも此說なし、是はある古家の說にして據も慥なれは聞にまかせて記しはへる、くはしくは徳川世記に筆し侍れは略す、夫家々の傳記不同にして互ひに異說多し一を執して他を非とする事なかれ、然れとも齟齬矛盾する物のことき は正して可なり。

○京師八所御靈第一吉備聖靈舊記に吉備大臣とす今昔物語を按するに、廣嗣の惡靈祟をなしける時吉備大臣(廣嗣の師なり)に勅して其靈を梶誘せしめ給ふといへり、然るに御靈の社とは怨靈を和(ナゴ)め給ふ祠也、吉備何の怨恨ありて祟をなし給ふへき、吉備聖靈とは文武帝の皇女二品吉備内親王の靈なり(委しく前に記し畢) 第八火雷天神説者管家の靈と思へり、然らす是延喜神名式に所載大和國宇智郡に祭る火雷神社これなり是光仁帝の皇子なり、山城國宇治郡靈安寺御靈明神緣起に曰若宮を雷神と稱す是則光仁天皇の皇子御母は井上内親王にして早良親王他戸親王等の御弟なり、井上内親王を宇治郡へ押籠奉りし時御懷妊にて彼地に於て御誕生有し後に神と現し給ふ雷神是なりと云々、是を以て考ふへし菅靈にあらさる事決せり、その雷神(イカツチ)の稱は凡怨怒の神をいかり神といふ事にして所々同稱多し口傳あり、(加茂別雷はいかり神(イカリガミ)の謂にあらず別傳あり)

○熱田の八劍宮は和銅の勅建なり然るに祭神を詳にせす。

謹按するに是則素盞烏尊の和魂を祭る、出雲國大原郡に 座八口ノ神社と御同體にして 社號口授の秘あり傳えて知るへし。

同所靑衾社は葉栗郡に座宇夫須那(ウブスナ)ノ神社と同體と云々、私曰武藏國男衾(ヲブスマ)ノ郡小被(ヲブスマ)ノ神社同神歟。

○海西郡津島牛頭天王の社に彌五郎殿といふ祠あり、今の神家の說に 此祠は彌種繼(イヤタネツグ)ノ命とて 藤浪里往古の地主の神にてましますよしをいふ。

私按に堀田氏系譜曰、津島住人堀田彌五郎紀正泰其姓祖武内大臣を祭り大橋太郎平貞經の靈を相殿とせし其祠を建し年號月日迄委敷記せり、貞經は鎌倉將軍家の時より津島の地頭なりしかは地主のよせも侍る故地主の神といひけるならん、彌種繼の名古書に見えはへらす或は彌五郎イヤイツヒコならんと書して和訓するも紀正泰の字ある事をしらすして妄に附會せしと覺えはへる、今所々の天王の祠に彌五郎の祠を末社とするものは甚義なし凡そ是に限らす諸社舊傳をうしなひ新說をつくりて人を欺く

類ひ世に多し、松下氏神名帳後書に諸社の不明論八許を擧宜しく是を考て可なり。
○後村上院皇子尊觀法親王（或は深勝新葉集作者也）遁世の後遊行八世の他阿に歸して時衆となり給へり、第十二世の他阿上人はこれなり是より淸淨光寺現住を南門と稱す、南方の門跡といふ事なるとかや、（尊觀は三州大濱稱名寺一代と云々）
源有親主親氏主御父子尊觀上人の門に入てしはらく時衆とならせまし〳〵ける、初め有親王の御妹を吉御前と申せし時衆の比丘尼とならせ給ひ德川の萬德寺を開基有しとかや、萬德寺の號は遊行上人よりつけ參らせられし此尼公の御よせにて有親公御父子時衆とならせ給ひしとかや、（或曰世良田萬德丸政親主弘阿上人の弟子となり御出家の後御建立ともいへり）
○有親主後には三州稱名寺に住せたまへり稱名寺は正平（北朝延文）の頃聲阿上人開基せられしと云々。
○三州松平の高月院は親氏主泰親主御兄弟香火の道場として今百石の寺産あり、但舊記に此御兄弟二代の御墓所は安善寺といふ寺にて葬り奉りしよし見えたり、今の高月院はそのかみの安善寺にや和泉守信光主の御墓は信光明寺なり、其御嫡子長澤家の御寺は岩津の妙心寺なり其後御本家代々の御菩提所は大樹寺なり。
○淸康公の御妹を東御屋敷と稱せし老後に大濱の稱名寺へ隱居まし〳〵けるとかや今に御宅地の號ありとなん。
○德川家の御紋はもとあふひともえなり、神君熱田の加藤棠に賜はりし御小刀の柄等を見て知へし。
○或說に曰德阿公祐阿公奥州へ下らせ給ひし時御供に不翁不阿彌性願とて三人隨ひ奉りし、松島の鹽竈近き邊に住せたまひ鹽竈の明神へ御家御再興の御祈わくかたなかりし、松平へ入御の後漸く御心のままに所を得させ給ひしかは明神の御惠なりとて頓て御館の內に鹽かま六所を勸請まし〳〵て常に崇めさせたまひし、後の世に至りても倘彼祠松平太郎左衛門尉の館にあかめ祀りしと云々。

東照神君の御時伊賀村に移させ給ひ今八幡社の近境に祠を建

私曰松平信重は在原氏なりと若在原元方朝臣の裔なる歟、元方奥州にして卒せらる鹽竈明神元方に對して現形の事古書にあれは松平の鄕の鹽竈社は松平先祖より事緖ありてまつれる歟知かたし。

德阿公ふた丶ひ三州大濱に歸入らせましヽヽける時は御年三十と申傳へたり（御母は長阿公逝させ給ひし三年目に御卒と云々）坂井にて御男子をもふけさせ給ひける、御童名を德太郞殿と申す後に酒井雅樂助廣親と申て松平へ御家人として仕へましヽヽける、德川公松平にて御男子二所出來させ給ふ太郞をは竹若殿と申す是松平越前守信廣（初は太郞左衛門尉）と稱せし御次男を竹松君と稱し是松平和泉守信光主の御事也。

○我尾公每年正月十一日御鎧の御祝御的初めの後馬場に出御ありて自先づ御乘初あり、然して御馬多く乘せさせ給ひて御覽あり御老年の後或近臣餘寒の頃出御如何なと啓しけるに、仰に曰是日御家人殘らす出て見奉るもきらヽヽしく且御高年に餘寒をもおそれ思召けるなれとも、そのかみ敬公臺命に依て大樹何方へも御出馬の御代官として御發向あるへき時日をえらはす直に御馬を出され御弓矢有べきよし故に日次にあらす恒例として正月十一日に馬場に出御初めある事なれは　大樹公の御名代仕る御心なり、御私の御事にあらすひとへに天下の御爲なりと仰らるるとかや、おほけなき御事ながら國家衛護の御政事なれは出御むへたる御事とそ覺えはへる。

○後水尾帝震筆

此たひ若君誕生の御事まめやかに悅參らせおはしまし候、武家の繁榮は全く朝家の光暉にてわたらせおはしまし候へは御心の御まんそくおしはかりまゐらせ候ていよヽヽ幾ちとせの秋もかはらぬ松の色そふめてたさのみにてこそ候はんつらめとよくヽヽ心得候て申し候へく候

將軍家御答

竹千代誕生につき　震筆の勅書頂戴奉り希有の御事かたしけなくそんし候、武門の繁昌は朝家の安泰の御爲よろこひおほしめし同し御心に御祝ひなされ候よし淺からぬ仰にて候、いよ〳〵千代萬歳まてと相かはらずめてたさ御申うけたまはり候へく候此おもむき　天聽に及はせ給ひ候へく候

十月一日　　御名御判

東福門院御方

右は嚴有院家綱公御誕生(寛永十八年辛巳八月三日)の時院よりまゐらせられし御内書將軍家(大猷院家光公)よりの御返事也

○正保二年乙酉四月廿二日　家綱公正二位權大納言にならせまし〳〵ける五歳の御時とかや。

○古書の片假名今と同しからさる物あり其一二如左。

示(ニの字、爾なり)　禾(ワの字、和の片字)　刀(ミの字、見の片字)　匕(サの字、尼の片字)　瓜(スの字、サウの直字)

此内爾禾とア刀と匕セとや〻もすれは書あやまりて訓なんともあらぬ事になり侍る事多し、古家の書を見てしるへし。

蝮(刀へビ)　水蛇といふ事なり是をあやまりてアハビと訓書す日本紀に海人をしてあはひ玉を取らしめたまふといふ非也。

肅愼(刀シハセ)　是をアシハセと訓書してあやまる日本紀か〻る類多し古家の舊點を見て正すへき事也

○古へかな日本紀といふありわけしらぬ人は今のひらかな亦は片かななんとにて書しもの〻やうに思ひて某の朝臣の筆のかな日本紀なりなんといふも大やうひらかなにて書しものなり、古訓にたかひア刀匕セの誤を其儘用ひしも拙しいさやかな日本紀とは萬葉集のことくのへかきにせしものにて平かななんとにはあらす、其證は釋日本紀ノ十八に

任那ノ日本ノ府　日本紀私記曰按ニ假字日本紀ニ作ニル那任ノ之倭寧ニ　これにてしるへきのみ片かな付しは後世の事なりとす。

○高麗（コクリ）　高の音をコクカクとし麗の音をリとす、コクリは倭訓にあらす新羅任那（ニンの音をミマとす）もまた韓音也、因に云天のかく山といふもカクは高の韓音也、此類猶數ふるにいとまあらす、夫を考へすして韓の國語そ或は倭訓なりとおもへるは博ならす。

○從五位下日向守源光秀（始稱ニ明智十兵衛ニ後昌ニ惟任氏ニ）天正十年六月十三日伏レ誅、

異說曰光秀山崎沒落の時ひそかにのかれて濃州中洞佛光山西洞寺に隱居し姓名をかへて荒須又五郎と稱せし、關ヶ原の役の時神君に屬し奉るへしとて親類をいて出陣せしか路次にて川水におほれ死けると云々、其弟宗三か子不立とて禪僧あり今中洞に住す彼所持の古感狀を見しに

今夜暫時の間討捕數萬騎木目（御判アリ）今庄府中三ヶ所（御判アリ）令落居候段日本古今無雙の働可及誰候哉誠以言語道斷也爲報當座之苦勞我家代々の吉光太刀貞宗脇差馬令遣候追付分國可令遣候彌下知尤に候

八月十七日　　信長御判あり

明智日向守殿

かゝる事まゝあり源義經楠正成なんとも戰死のまねしてひそかにのかれ隱れしなんといふより光秀も濃州にて存命有しといふにや、凡そ古人の傳記系譜等或はあやまり傳へてあらぬ事を添たるもあり、また附會して作れるもあり今よりして知るへからさる事多かる强ていつれを是と定めかたし。

○南部興福寺一乘院の藏に後醍醐天皇關東に下されし元亨四年（正中元年なり）九月廿四日の綸旨あり、楮尾に

伏承ニ天命ニ別當權中納言定房下ス

跪奉勅親王將軍政所相摸守平高時

勅使萬里小路中納言宣房
斯のことくあり相傳ふ、太平記に所謂高時に賜ふ告文とは即此綸旨なりとそ、此綸旨の中征夷親王將軍云々、宗尊親王以下をはかく書へきにや。
○寳永五戊子閏正月廿八日　臺命を下し新に大錢を鑄さしめ給ふ、一錢當十の錢也京師七條河原にして是を鑄る、四月より天下に行ふへき由令し給ふ。
按に我和銅元年戊申始て銅錢を行はせ給ふ、今年迄一千一年になり侍るされとも大錢の製は此度そ始なる異邦には周の僣僞に始り南北朝の時宋文帝嘉元廿四年丁亥(我允恭帝三十六年)四錢の大錢を行はれしより末の代迄代々大錢のまつり事あり。
大錢五十は王莽か錢大泉五百は吳孫權か錢の類のことし。
○神武天皇は草昧をひらき中洲を平らけ百王の基を立て帝業を萬歲に垂たまへり、其廟陵我君臣億兆尊信を致すへきに今荒蕪して糞田となり纔に一封の小塚を殘して農夫これに登恬として怪とせすとかや、
(奈良東南六里慈明山ノ東北也)
○明の學士李夢陽三皇廟に謁する詩に
爰從開闢無三聖　蠢爾生民豈至今　寂寞廟宮誰下馬　遲廻天地獨汪襟
榮堦藥蔓還春色　搖日叢著已暮陰　悵望龍髯心更苦　白雲偏繫鼎湖心
と作れるも澆季のすかたなりけり、和漢帝祖の山陵といへとも親盡年ふりぬれはかくのことし、況んや數ならぬ身の墓所なんと其跡たになくなり侍るは宜なり、但し孝子順孫の心をつたへて其後裔なる人追遠の志しあらは其所を尋求めて古塚の久しからん事を思ふへきもの也。
○壽永二年木曾義仲入洛し平家拔落の日京師一人として靜なる者なかりしに、證眞法印は法花の疏を書て出さりしかは後日にかくと聞て驚きける、法然房は此日のみ稱名の禁をしはらくさまたけられしとい

へり實に名僧の云爲なりと釋氏ほこる、予曰一人亂に依て帝都を出百司忠を秉て外土に走る、此日京師に有なから至尊いかになり給ふともしらて筆を勞し行ひの怠りをかなしみ國家の愁をかへりみぬさま是をよしとやは思へる、凡そ浮屠氏天下に益なく國賊なる事此等にても知られ侍る。

○中頃より書院の粧におしいたのかさりといふありさきに人に傳へ侍りしも詳ならさる事あり、天正本の太平記に（義詮京落）六間の會所といへるは今いふ所廣間也（懸物に本尊脇繪等の名目あり）書院云々、机板には王羲之の草書等いへり今いふ書院床の事と見えはへる、眠藏といへるは今の納戸かまへの內と見ゆ、十二間の遠侍といふは後世燒火の間なんとの事にや武家の家居古今同しからす。

皇年代略記云康安元年十二月八日（東寺長者補任ニ七日ト書セリ）寅刻後光嚴帝幸ニ山門一云々、同日遷ニ御武佐行宮一、

此時佐々木入道々譽我宿所を尋常に粧て立退ける、楠入洛して此有さまに感して器財酒肴元のことくにし剩へ太刀鎧なんと添留て出ける由見えたり、互ひに情ある武士のわさにや。

○山城國醍醐寺開祖聖寶僧正は延喜九年に寂せり（寶永五年戊子に至て八百年とかや）勅して理源大師の謚號を賜はりぬ。

○或問後醍醐帝皇后禮成門院後京極院兩號あるは何そや、曰舊記を按するに帝隱岐國へ御遷幸の時后位をおろしまゐらせて禮成門院の號を授られし帝還幸の後院號を去て元の中宮に復し崩後に後京極院と追號し奉る故に兩の尊號あり。

○原美濃守平虎胤父は下總國千葉本貫原能登守友胤とて小弓の御所合戰の頃甲州へ行武田信虎に仕へし美濃守も父と共に甲州に仕えて武名あり、故に諱の字を授けて虎胤と稱せし後に相州の北條家に仕ふ。

○池田淺井はもと江州の佐々木氏の家人なりし、太田遠山上野長野等は鎌倉の上杉家臣なり、太田遠山後に小田原の北條氏に屬す、永正七年正月太田源六資高北條に叛き房州の里見義弘に仕ふ、里見北條合

正忠勝山豊前守秋元將監加藤左馬允長南七郎鳥居信濃守其外佐貫多賀等數十人討死せし、海保氏は里見の家人なりしか後は小田原へ屬しける母方の氏佐枝を名乘る。

○或問足利公方家の御末四國にあれとも今は蜂須賀氏の臣僕となれり、獨り喜連川殿のみ關左の高家として國家の御待接も他に異なり然れとも足利の庶流なり如何してかくある哉、答て曰從三位基氏卿は義詮將軍の令弟にして鎌倉の管領なりしかは東國の尊仰なゝめならす家人となり内々は公方とも僣稱せし永亨院の持氏拔落あり左馬頭成氏古河へ移られし後も俗には公方なんと申ける、永仙院晴氏の息左馬頭義氏永祿元年四月鎌倉鶴岡參宮の時網代の輿に乘し簗田中務太輔太刀を持一色刑部少輔沓の役に候し吉良左兵衛佐傘の役にして拜賀の式いと嚴重なりしよし古記にしるせり、此時關東の諸士主君の如く敬ひける他家かゝる事更になし、其裔喜連川に移り家甚た衰へられしかとも昔の餘風ありて御所と稱して他の武人に異なりし、今御一統の後も喜連川家は賓客の禮にして、外樣高家の列とは申なから年始拜禮なと御白書院にて檯(ダイ)の時服を賜ふ等他の高家と同しからさる物多し、是先祖より俗に落すして世家の系譜も正しき故也。

○前侍從從四位下肥後守藤原清正は近世の英雄にして異邦までも武名を施しけるこれ加藤次郎景廉の裔かと問ふ人あり、予曰此加藤は別系にして先祖より尾州濃州に住せり。

○○藤原忠家 權中納言 光明峯寺關白道家十一代孫 ─ 正家 加藤次郎 ─ 家久 彦四郎 ─ 長頼 伊勢守 ─ 三高 源太郎

─ 三虎 三郎 ─ 虎時 宮内少輔 ─ 義時 太郎 ─ 正時 二郎 ─ 正吉 三郎 ─ 頼方 四郎兵衛 住尾州愛知郡中村

─ 清方 二郎右工門 ─ 清信 因幡守 住濃州 仕齋藤山城守 ─ 清忠 彈正忠右衛門兵衛 住尾州中村 ─ 清正 ─ 忠廣 從四位下侍從肥後守

略して記す所かくの如し其氏族尾濃に猶多くあるへし、本家一度絶て後其支流聞え侍らさるにやをしむべきかな。

○濃州宇多院陽德寺に持是院三位大僧都妙椿と書し位牌あり是何そや、曰是は齋藤氏にして文明前後の人なり一條兼良公の藤川記に妙椿にあひ給へる事を記したまふを以てしるべし。

○或書に弘法大師日所作十念の大事とてあるを見れはかくのことく書せり、實に空海の傳とも覺えはへらす左に記するを見てしるへし。

天地
日月
佛神
聖教
師匠
父母
水火
草木
風雨
五穀

送恩戒南無阿彌陀佛

○播磨國飾磨郡姫路城主歴代考

赤松筑前守源貞範(播磨守則村入道法雲寺圓心次男法名栖雲寺殿)

貞和年中始搆二營於姫路郷一此時父圓心居二赤穗郡白幡城一令三貞範拒二東兵一(貞範令子越前守顯範居二同郡庄山城ニ)

小寺相模守源頼季

依爲赤松氏族貞範令三頼季監二姫路城一(小寺之先當國多可郡黒田村產也黒田石原等同宗氏族也)自レ是代守レ城

小寺藤兵衛尉景治

小寺豐後守景重

小寺伊賀守

嘉吉元年赤松左京大夫滿祐(法名慈林寺)叛逆之時戰死

赤松兵部大輔政則(伊與守義雅孫也嘉吉之亂義雅自殺其幼息千松丸時勝隱二江州一薙髮而稱二定願寺性存一其子政則也依神璽御皈坐之賞賜二加賀半國一且領二當國一後進二止備前美作國等一云々)應仁元年五月再營二當城二(文明元年新築二置鹽山城一移住焉)晩依二舊例一使二小寺氏監二城明應五年四月二十五日政則卒(號二松泉院無善性雲ニ) 其令子播磨守政村(初稱義村兵部少輔法名祥光院了堂性因)其嗣左京大夫晴政(法名幸照院性熈)其子兵部少輔義祐(法名松安寺永岳性延)其子上總介則房(法名昌山宗繁)代々相繼居二置鹽山城一(自二圓心一至二于此一凡十世)天正五年移二則房於阿州一

小寺伊勢守豐職

文明元年依二政則之命一守二當城一

小寺美濃守職隆（一曰二政誠一）守レ城加二修營一

小寺加賀守則職

天正五年十月右大臣信長以二播州一賜二豐臣秀吉一仍則職移二備後國鞆城一

小寺官兵衞尉孝隆（初名祐隆後稱二黑田氏一）

天正八年讓二城於秀吉一退二移國府山一築レ壘居レ之

豐臣秀吉公　監城三代（留主）羽柴美濃守秀長　（次二）木下肥後守家定（四萬石）　木下右衞門佐勝忠（二一萬五千石）

池田三左衞門尉輝政

慶長五年封建之後營二大坂一建二殿一主一山一上山一下宿一村中一村國一府寺一村等盡攝二姫路府一開二八十八町一置二市鄽一在城十四年慶長十八年正月廿四日逝（號國淸院三品前參議泰叟玄高）

池田武藏守利隆　在城四年元和二年六月十三日逝（號二興國院前拾遺俊岳宗傑一）

本多美濃守忠政　元和三年受レ封能修二補城郭一且開二河流一通二船路一（古所謂妹背川今云船場川也）居城十五年寬永八年八月十日逝（號二大乾院長岳道悟一長子中務大輔忠刻別　賜二十萬石一食邑與父居當城寬永三、年五月七日逝號二圓泰院黃山蒼雄一）

本多甲斐守政朝（初同國龍野領主也）忠政次男也寬永四年爲二忠政之嗣一居城八年寬永十五年十一月二十日逝（號二法輪院天譽龍澤一）

松平下總守淸匡　寬永十六年受レ封居城六年正保元年三月二十五日逝（號二天祥院心嚴玄鐵一）其令子鶴松（後號二下總守淸良一）襲レ封

松平大和守直基　慶安元年受封同年八月十五日於武州逝（號佛性院鉄關了無）嗣子藤松丸（後號二大和守直矩一）七歳襲レ封同二年移二越後村上城一

松平式部少輔忠次　慶安二年受レ封居城十七年寛文五年三月二十九日逝）號二淨光院天譽長山一）

榊原刑部大輔政房（忠次嗣子）居城三年寛文七年五月二十四日逝（號二大寶院本譽心岳崇悟一）長子熊之助（後號二式部大輔政倫一）于レ時二歳移二越後村上城一

松平大和守直矩（直基之嫡）寛文七年受レ封居城十六年天和二年有レ故遷二豊後ノ日向一

本多中務太輔政武　天和二年受レ封

本多吉重郎忠孝　寳永元年移二越後村上一

榊原式部太輔政邦　寳永元年受レ封

右政邦朝臣之臣某所レ記幸依二所緣一私書二寫之一畢

○當レ有二憂國之心一不レ當レ有二憂レ國之語一といふ古語を誦して君に仕ふまつるへきかも言責なき身として國政の是非をいふは憚多きのみならす忠臣の意に背けり。

○淨土宗黒谷の佛立惠照國師增上寺普光觀智國師は世人よく知れり、百萬遍知恩寺の如一國師は人しらず侍るや（如一の忌日は六日なり）是知恩寺六世の住持也所謂

法然　勢觀　道以　惠光　如一ナリ

亦如一知恩院にては八世なり所謂

法然　勢觀　道宗　道舜　覺生　觀明　了信　如一ナリ

○知恩院二十八世滿譽尊照始て權僧正に任せられし后僧正の任なかりし（增上寺は貞譽以後代々大僧正に任す）寛文三年知恩院の院家覺了院の權大僧都を權僧正に任せられし同四年の冬知恩院方丈圓理上人を大僧正に任したまへり是知恩院大僧正の始めなり（圓理は尊統法親王御師範故と云々）

○同寺宮門路
二品法親王良純和尙　　御陽成院八宮母源大典侍具子權大納言重通卿女
二品法親王尊光和尙　　後水尾院皇子榮宮母新中納言局四辻權大納言季繼卿女
二品法親王尊統和尙　　仙洞皇子實有栖川幸仁親王令子岡宮大樹殿下御養君也
○初め四ヶ年本寺とて知恩院知恩寺金戒光明寺淸淨華院を鎭西善導派寺の本寺としたる後柏原院勅して知恩院を別て淨土宗惣本宗と定めさせ給ひし後は他に異なり、されとも所化の出世色衣を聽さるゝ事は四寺某末寺を執奏して各綸旨申下したる然るに元和以來は東武の增上寺にて所化の年臈を考へ知恩院より傳奏に申上て綸旨を拜領す是故外の三ヶ寺は本寺の名のみにして末寺の出世をはいろふ事なし、西山派はむかしの儘にて光明寺禪林各執奏す。
○春日郡安食庄瀨古村石山寺の觀音帳を開きし此寺は江州石山と同し時に建立本尊も同木にて興正菩薩彫刻なり天台宗の開祖は道圓上人なりといふ。
按するに江州石山寺の如意輪は良辨僧正（我國花嚴宗の二祖寶龜四年閏十一月十六日化す）塑せし土像にして木佛に非す、こゝの觀音は十一面なり亦興正菩薩といふ僧天平寶龜の間なきにや西大寺の中興叡尊を興正菩薩と謚す、これは伏見院の正應三年に寂せしかは江州石山寺立し頃の人にあらす濃州立政寺の開祖智通を興正菩薩と謚號あれ共猶後の人なりいぶかしこゝの石山寺の觀音を作りし興正は其傳も忘れ侍らす、寺僧曰當寺いにしへは五院あり所謂石山寺無量寺福田寺光藏寺光善寺といひし一旦荒廢して石山寺のみ殘り其餘の四寺は絕て田圃の名となりぬ、此院內に安置する阿彌陀釋迦藥師の大像（惠心の作）地藏（安阿彌の作）は彼諸院の本尊なりし寺境川近く侍る故度々の洪水に漂沒して緣起舊記も傳り侍らすといふ寺の西に天神の社あり是鎭守の祠なり。
○諸社根元曰畿內云々、山城ハ北ヘヌケテ殘ル四國（大和以下）ノ後ニアル地形ナレハ元ハ山背ト書云々。

私按するに幾内の稱は後世の事也、山背は山前と對するの名なり亦大和本記に惣て材木を採る所を杣人の諺に山背といへは山城も昔し材木を取し所かといへるは據なきにあらさるにや。

○日本國正統圖曰山城國上管八郡云々、大上々國也(上々ノ下ノ上ノ字一ニ作レ大)

按節用集に某國某管幾郡等いへるは本正統の圖に出たる事也

○改ニ山背一爲ニ山城一(日本後記延暦十三年十一月なり)幾内以ニ山城一處ニ之第一一(續日本紀承和三年十月新式)

子來之民謳歌之輩異口同辭平安ノ京(ミヤコ)(日本後記延暦十三年)

私曰平安城之稱は民より名つけし德號彼靈臺靈沼と美を等しくす宣なり千歳不遷の皇都なる事

○吉記曰或古記云平安城云々、東有ニ嚴神(ウツクカミ)一西仰ニ猛靈(アラカミヲ)一嚴神トハ者賀茂太神宮猛神トハ者松尾靈者是也、依ニ二神之鎭護一期ニ萬代之平安一云々、

私曰賀茂貴船松尾の三所は神故ありてまつる口傳の事也

○歷代編年集成曰、延暦十二年癸酉正月十五日始造ニ平安城一、日本後記曰、延暦十二年三月庚寅令ニ五位以上及諸司主典以上ニ進ニ役夫一築ニ新京城一、

○明月記曰建永元年八月廿一日今日稱ニ御靈一有ニ辻祭一、上邊雖々人日來結搆去十八日式日ナリ依レ仰延引今日可レ護ニ御棧敷一云々施ニ種々風情(註曰各神輿渡)

按するに神輿を渡し種々風流を施すものは放免と稱す、冠服を心にまかせて貴人の有さまをなしまたは故事を作り物なんとにす賀茂の祭に此事ありし後に疫を送るを御靈會と稱して亦さまさまの付物をわたせし、清和帝の貞觀のはしめ神泉苑の御靈會(三代實錄貞觀五年五月二十日御靈會云々)は牛頭天王祭の權輿歟、三代實錄に外國(イナカ)每レ至ニ夏天秋節一修ニ御靈會一往々不レ斷といへるを以て考へし、今諸州季夏天王を祭るに似たり辻祭の御靈といへるは扶桑略記にいへる御靈幸神にや、是出雲路の道祖歟、

（今幸神町祠にあり）亦上下の出雲寺にまつる所の御靈は異なれとも天下疲病流行に依て祀る者は一般のやうに覺え侍る、それ上御靈は元出雲寺の御靈堂下の御靈は下出雲寺の御靈堂也とかや、共上出雲守は傳道大師の所建にして比叡山以前の寺なり、延長四年に祀れる出雲守緣起に見えたり、下出雲守は出雲前司成季建立のよし爲家卿の古今集の抄に見ゆ、出雲とは美田の稱（釋日本記に見ゆ）にして丹波山城ともに地名也、出雲國は素盞烏尊の廟國なれば出雲の名によりて素盞をまつりしこともありしが延長の風土記により牛頭天王を素盞烏尊なるよしいへり、貞觀十八年感神院の御靈會の時は牛頭天王とも素盞烏尊ともいはさりしよし卜部家の書にあるもけにさる事にやと覺えはべる。

○尾州知多郡佐治略系　家紋九本骨ノ開扇（ヒラキ）

- ○○佐治遠江守宗安　江洲甲賀住　領二六萬石一
  - 駿河守宗貞　仕二尾州知多郡大野一領二三萬石一法名齋倉壽山
    - 九兵衛
    - 菅沼小大膳（初半平）
    - 權右衛門　任二濃洲加納松平丹波守一
      - 傳兵衛　仕二尾州一
        - 信右衛門
      - 源太左衛門
        - 小兵衛
      - 與九郎　仕二尾州一
        - 代右衛門
    - 女子　高木志摩守妻
    - 女子　加藤小十郎妻
    - 女子　富田藏人妻
  - 備中守　仕二內海一　領二八千石一

┌上野介信氏──八郎　住二大野一　與九郎信時　母ハ織田信秀女
├長兵衛
├藤十郎
├九郎次郎
├陳西和尚（京都相國寺）
├女子（水野藤次郎妻）
├女子（佐治備中守妻）
└女子（寺本城主花井勘右衛門妻

○三州眞福寺村眞福寺は守屋大連の三男眞福といひし人仁木鄉へ配されし時建本尊は藥師佛なり、後鎌田兵衛尉正清か兄爰に住せし大善坊は其住せし跡といふ。

宇利村の富賀寺は畠山家の寺なり

岡崎能見山松應寺は廣忠公の御廟所也佛現山隨念寺は淸康公の御妹泰榮尼公菩提道場也

鴨田村大樹寺　淨土山と號す一ニ成道山と書せり七百石の寺領あり

松平村本松山高月院　松平氏代々の寺也

松平に七平といふあり所謂　柿平　胡桃平　荻平　菖平　小市平　牛平　京羅平なり

上野村行福寺は松平內膳正信定の寺也

岸津村信光寺は彌勒山と號す百八石の寺產あり

妙心寺は法性山と號す妙心院殿は寬正二年十月朔日に逝す百一石五斗の寺領あり

二村山法藏寺　八十三石の寺產

妙大寺村に是の字の寺といふあり是曹洞派下の古刹滿珠山龍海院の事也（百石の寺領あり）淸康公此寺に

て是の字を夢見ましませし即日の下の人に相せさせ給ひける、天下をしろしめすへき御瑞夢と覺せしとかや、酒井一黨の菩提所なり。

本鄕村光仲寺(初は廣忠寺といひし)廣忠公御別腹松平右京亮忠政寺なり

矢作村勝蓮寺(本願寺門徒)德阿公關東より當國大濱へ入御の時しはらく御休止の寺なりと云々

大樹寺の支院常在院は道幹公御母公の香火の場也、東城村寶王寺は松平甚太郎主の寺也

凡三河國寺院古跡ことに多し、今當御家によせある寺院をのみあらまし記する所如右、三州に藤九郎盛長の七黨(堂カ)といふ所あり所謂上御油村長泉寺丹野村の御黨山吉良の金蓮寺雲谷寺財賀寺鳳來寺の阿彌陀堂赤岩堂の七所をいふとかや。

○三州伊賀八幡社領七百石あり、六所明神ははしめ松平の鄉にあり親氏公奥州に在館の時鹽竈六所の明神に祈りたまひ御家門再興ありし後に松平の御館六所の神をまつりたまへり、大神君の御時松平より此地に遷座ありて社をたてたまへり、天下の御草創御願成就の神とて殊更御尊崇あり社產百六十二石七斗あり、下馬の禮は靑蓮院の門主の御筆なり九月十四日祭禮的あり、(此近邊に繪女房塚といふあり故たつぬへし)

一ノ宮砥鹿(トカノ)神此は文武帝の時草鹿砥公宣勅を奉て創建と云々祠官代々草鹿砥氏なり、祭禮五月四日十六夜日記にわたうどゝいふ所は今の小坂井村なり歌によめる志賀須賀渡は大門村八劍社邊と云々

上和田村に首犬頭神(四十五石の祠產本多大久保仲根の三氏附せしと云々)

上和田村に首犬頭神の祠あり傳へいふ、和田某晝寢せし時近池の大蛇これを呑んとはひよりけるを手飼の犬彼蛇をふせきあれわたりしに和田氏目をさまし己れをあやまつと思ひ犬を切ころしけり、後其事をしり悔て尾頭を捨し所に祠を立まつりし社といふ犬寺の緣起と一般なり、かゝる事所々にいふ我府下古渡村の犬堂も亦同しさまなる傳あり。

○三州長澤十二家　松平右京　松平忠兵衛　小野淺之助　松平彦四郎　松平甚三郎　小田忠兵衛
松平左京　松平織部　松平越中守　松平伊賀守　松平彦右衛門　近藤兵部
御油二家　山下源助　林孫八郎
前後村は鈴木了鎭といふ者に賜はりしとかや
杉山村に柳杉といふ木あり年々柳の如く生いつる他所にはなき木歟
中山庄岩戸村に三蓋松といふ木あり(天野院寺境山)天野氏幕の紋にせしは此木といひつたへたり
○院内村萬歳作太夫毎年東都に下り正月十一日に御勘定所にして萬歳を勤て金子拜領す淺草御藏にて勤米十五俵賜はりしといふ
凡三河國は我公室御本貫の國なれは其あらましをもしり置へき事也殊に我家の遠祖遠州より中山の庄に移り住して松平へ奉仕せしかは其本居の地なつかしからぬかは中山庄は額田郡にして岡崎より二里はかりなり、七郷の內岩戸村は天野對馬守遠貞以來の居地なり(正藏寺の西半町はかりに天野やしきとて有し)岩戸山正藏寺天野院(深草派淨土宗)は天野孫左衛門正家所建開山は壽正上人(正家弟)なり天野岩戸(三蓋松あり)苔丸社等皆寺境也
○我國戰國の時陣頭の士軍奉行旗奉行弓矢奉行なんとに任せしは武功の場數もありて才ある者をえらひ且祖先の勳勞によりて擧られしもあり、しかゝりしかば人々いと面目ある職なりし我　公室敬公の御代尾崎內藏助左右田與平山內治太夫を御旗奉行とし、平岩七兵衛山崎勘兵衛中村市左衛門等を御鎗奉行に命し、石堂竹林安倍六左衛門をもつて御弓奉行になしたまひし是皆勇名ありて戰功の士なりし、其後も彼子孫または其先祖勳功の者の家をえらはせたまふ、他州今は人を撰はすして年老さらぼひて勝手役に用なき者をのみ武役にはなしける所も侍るとかや、彼衰末の者ともゝ亦氏姓の筋目なきもの多しといふ、嗚呼太平久しくして戰鬪の事なけれは只近習官者の役をよき事にし己れに利潤ある職に涎して へつらひ

望むにや武林の本意ならぬ事ともきくもうたてし、戰國の時さへ少し靜なれは驕僣には流れ安きにや、上杉憲政其子龍若をあらけなき東夷の手に生立じとて京より婦人を呼下し何の局某の御方なと稱して御曹子の附人とせられし、彼等時めくほとに其親族なる商家工人原をもひらすら呼下し似付もせぬ氏をなのらせ大祿を申下してうまうまと武士になりぬ、然も內緣を鼻にかけ驕亢不遜にして貪慾を先とし只々算用を大事にして損のたゝぬ計をのみ旨とせし、一旦北條氏康上杉を攻られしにあへなく討負け越後に逃行れし時妻鹿田久里及局女なんと此際臆病に犯され我身の悲しさ命のをしさ合戰の恐ろしさに手足もなえて主人の事は打忘れ偏に身かまへを心懸、日頃近習の驕者二十人黨して龍若を北條家へわたしおめおめと敵にひさまつきて降人に出ける、氏康其降人ともをあつめにくき奴原かなやしなひの幼子を賣て己等命を乞しこそ人ならぬ蓄類ともなれいて後日武士の見こらしにせよとて一人ものこらす首をはねられけるとなん是實に憲政のあやまりならずや。

○楠左馬頭正儀飯盛の城を落されし時將軍家に參られよ和泉以下五ヶ國を給はるへきよし細川賴之よりさまさま申送りしを、正儀曰父兄王ニ勤て忠に死せし君聖運をひらきたまはさるは時といふへし、臣は君の爲に死すへき道にてこそ候らへさすかの細川殿ほとの人五ヶ國にかへて萬代の耻を求めよとの仰こそ似氣なけれとて金鐵の志をあらはしける、其子正勝次男正元忠を盡くして皆節に死せし郞徒も亦おのおの義に殉ひて佳名を千歲に殘し侍るそいみしき、祖先忠義武勇の家はたとひ愚なりとも今更成あかりの男共のやうにはあらし、まして其器ある人のうもれて世にしらず成ゆき侍るこそ亦なくをしき事ともなれ、然れとも是は他の上へいふ事のみ自家君に仕ふるは隆窪寵辱のことき度外に置て專ら忠義の實をすへし、いやしくも君上の不足底を心にも思ひ言にもあらはす類ひ是ぞはや亂臣の心なりけり、臣が罪誅にあたれり天王は聖明なりと仰せしは文王の御心ならすや、仕官の身此心なきは人といふべからず。

○木のもとを住家とすれはおのつから花見る人になりにけるかな

これは惠心院の源信よめるうたにして公は境に引れて轉し去事をいへり、されば孟母の三遷居は氣うつりて事に染やすきを知たまひし、今時利場名門に入りてひたすら人の上に立なん事を思ひとして獨り共操をみたせるは大丈夫の漢にあらすはあたはし。

○八幡山ニ高良明神二所あり共に武內宿禰なりといふは非歟、二十二社註式の肩書に石淸水別當澄淸上高良ハ武內也下高良ハ玉垂也云々、師時記曰、江帥ノ曰高良大明神者武內也ト非也、高良者藤大臣連保也、神號曰高長玉垂命以ニ于滿兩顆一令レ奉ニ行之一故奉レ號ニ玉垂一云々、

○五種僧　出ニ順正論一

一ハ無耻僧　謂ニ毀レ形被ニ法服一　二ハ瘂羊僧　謂下於ニ三藏敎一不了達無中聽說ノ用上　三ニ明黨僧　謂下於ニ遊散一營務鬪諍善巧結構上　四ニ世俗僧　謂ニ善果生一　五ニ勝義僧　謂ニ四果一

前への三種は非法業を造る第四は法非法業を作り五のみ定て非法業を容すといへり今時の僧前への四種を備へ兼て然も人に充(タカフ)る可憎哉。

○釋氏敎行證をいふ說て示レ之を敎へとし學てこれを修すを行といひ、修してこれをなすを證といへり、敎に籍て以て行を起し行に籍て以て得證す、敎行は因ナリ證は果ナリといへり靈空が敎行證辨につまひらかに記せり。

○脇屋刑部卿義助感狀

三上刑部少輔乍レ屬ニ于義治一令ニ隱謀一、與レ敵欲レ討レ之、奸逆令レ承知ニ其意趣一、相ニ謀于舟田十部安經一、去月十三日於ニ安經之營一令レ梟ニ首三上兄弟一之條委細令レ達畢、誠無二之忠義其感殊多可レ論ニ賞其功一勿論也、先附ニ告達之脚力一感賞之狀如レ件

興國元年十一月三日　　　　　　　　　義助判

天野備中守殿　山內二郎入道殿　間島四郎三郎殿

右の古感狀予の家に傳へ藏む備中守名は經政

肥後國住人野太次郎宗光宮上彦六賴次僞而屬ニ于義治ニ之後、令ニ隱謀道路ニ之旨密知之今曉一人宛被レ討ニ取之ニ條神妙之至誠其感不レ斜候、追而可レ賞ニ其功ニ者也

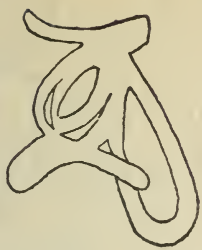
義助判

興國元年十一月五日

畑八郎殿　大澤彦五郎殿

右の感狀府下大澤氏藏也

按するに是後村上院即位元年にして此時刑部卿義助吉野にあり園大曆神明鏡櫻雲記等南方の事を詳にせされは考ふる所なし、太平記もまた古來第二十二卷闕如す故に事跡考ふるによしなきのみ、按するに右の二通の感書同筆是盖し義助自筆なり花押し少しの大小あれとも亦彼此異ならす、水戶公命して印せしめたまひし花押藪に義助の花押をのせす補遺の御沙汰もありしかはさためて夫にはのり侍るにや今其眞跡を以てこゝに寫し侍る事如左。



○延元三年戊寅(北朝曆應元年なり)閏七月二日左近衛中將義貞越前國足羽にして節に死したまへり(元弘日記裏書に七月十一日とす非なり)刑部卿義助敗軍の士を集めて越前府に歸れり、四年八月十六日後醍醐天皇崩す遺詔に依て後村上院義助に綸旨を成下されて曰、遺勅他に異なるの上は義貞の例に易らず官軍恩賞以下の事宜しく相計ふへきよし宣下と云々故諸氏の忠賞を措置せられしと見えたり。

義助延元四年九月越前より逃れて濃州根尾に撼り遂に尾張國知多郡羽豆崎にやとりて海を歷て吉野に至り帝其勳勞を慰し一級を加へて從四位下に叙せり、十月三日後村上院即位興國元年と號す二年四月勅を奉し四國九州の節度使となり豫州府に居れり五月五日病て卒す。

○○朝氏新田次郎太郎　贈從二位鎭守府將軍義重六世新田太郎基氏男也

- 義貞　左中將
  - 義顯　越後守
  - 義興　左兵衞佐
  - 義宗　左小將
  - 貞氏　横瀬新六郎　由良祖也
- 義助　刑部卿
  - 義治　左衞門佐
    - 義陸　相模守

此外義顯之裔越前堀江等見二舊記一

○豐前國宇佐郡跡田村耆闍屈山羅漢寺石像の五百羅漢は逆流建順と云ふ僧造れるとかや。

○豐後國速見郡木綿(ユウフ)布山は溫湯涌出の山にして常に煙立て數十里に見ゆ土俗の古歌に

　豐國の木綿布の嶽は富士に似てけふりも雪もわかたさりけり

延喜の神名式に載る所火男大賣(ホノヲホヒメノ)神社二座とはこれなるへし、此山のふもとは多く熱湯涌て泥を吹上る處もまゝ多かるとぞ、凡食物を調するも大槩此火氣にて熟せしむといふ、亦明礬を製し硫黃を賣んとする民家あるとかや、世にいふ百合若臣別部の祠なんともありとなん、同國六鄕山二十八所とてむかし仁聞菩薩といふ僧開基せし寺多し今は荒廢しけるもありとかや、其中に娥媚を文珠仙寺は役小角中興せし時白犬の瑞ありて文珠を感得せし故事とて小角の像の前に犬形を置と云々、此寺及ひ足引山兩子寺長岩屋山天然寺なと皆天臺宗門にて修正の法を行ふ毎年正月七日の夜鬼會あり鈴鬼姥鬼災拂鬼なんとの役をは寺僧つとめて追侍るとかや。

○肥前國松浦郡の海中(平戶より廿里志々伎より七里)に高き島山有神島と號す、田島に座神社と神名帳に有にや平戶の南の端に志々伎の神社まします、亦平戶島の內に紹法七郎大權現といふ祠あり上の二社

をも同しくまつるとかや(神島には志々伎と七郎とを相殿とし志々伎には神島と七郎とを配祀す)是一類の神なるへし田島は名神大社也(七郎とは禪宗所祭土地の招寶七郎大元修理菩薩にやといへり)

○筑前國觀世音寺は今微々になりけるといふ筥崎の宮の鳥井に敵國降伏と書る額ありとそ、筑後國なる鎭西淨土宗の開祖辨阿の住せし善導寺今さひしげに見え侍ると聞ゆ塔頭十餘院ならひ立りとかや。

以上四ヶ條はおとゝし筑紫へ行る僧(濃州武藝郡陽德寺の烈藏主)今年正月に歸りしよしにて訊ひ侍りしかは互ひになからへてあひ侍るもうれしく折から春雨のつれ〳〵に彼見し所とも聞侍りしによく記して物かたり侍る共中一二をこゝに筆し侍る、僧曰長崎へまかりて異國人のめつらかなるを多く見はへりし淸人の船に入り見侍へりしが船主の座とおほしき所に天妃を安置し排榜を懸たり。

四海昇平同ニ日月一　九州樂レ業具ニ乾坤一

といふ一聯の句を見侍りしこそさすか文華の國のしるしと覺え侍る、是等の船長なとは文字しらぬも多かるかゝる事なんとは思ひもよらさるへしといへり、亦曰長崎の婦人は男のことく眉毛を生して常とす年老たる女の顏おかし平戶なんとも同しさまなりしか近年國の守より令して領內の女眉を剃侍るとて珍らかなるやうにいへるよし物語せし、平家物かたりにや鬼界か島の事いへるとて男は烏帽子も着す女は髮をもさけすといへりそのかみは是を片田舍の俗として似氣なく思へるなるへし、今の人の大家といへとも元服のすかたなく侍る、凡そ女はいくつも眉を拔はへるに西のはつれにはいまたかゝる事侍るにや、但し異邦の人おかしかれは眉を生し侍るか知かたしとて笑ひ侍りし。

○肥州長崎に諏訪の社ましますす(式外)每年九月四日神輿三基を出し祭り重陽の日還御ならしむ、市井より踊と稱してさま〳〵の淫樂を張て淸人及紅夷等に見す(紅夷は四日はかり出る)其內丸山町の遊女數十人最初にわたりて優藝を施すとかや。

嗚呼神祭誠敬を致す禮をしらすかゝる婬風を以て神を穢し人を惑はし侍るこそ拙く覺え侍る、異邦の

人我　太神宮より始め諸社正しき禮典を見る能はす、恨らくは今日の我俗を記すにも定て日本の神廟は女樂を用ゆなんと書へきにこそ嗚呼。

○或人曰車の大八葉小八葉の葉の字根本は曜の字にして九曜の紋ある故の名なりと識者のいへる由左もあるへきにや、但し九曜と稱せすして八曜といへるは何そや、曰私に按するに佛眼曼荼羅は七曜に妙見星を加へて八曜とす盖し是なる歟正しき說もあらはかさねて記し侍るへきかも。

○冠の老掛其名義何の爲とするといふ事未詳ならす、或曰是覆懸の義也、兩耳邊にさし出して左右を見る事能はす至尊をあからさまに見せぬ爲めなりと、此說如何と覺ゆ夫老懸とはもと老者鬢髮薄く見苦しき故是をかくすものなれは覆懸の意もあるへけれと續古今神祇の部に

さくらはな老かくるやとかさしても神のいかきに身こそふりぬれ

このうたは櫻をかさして老をかくす心はへなり、然れはおひかけは老かくしの轉語かと覺え侍る、猶故事にくはしく物に附會の說いはぬ人にとふへし。

○本州中島郡海部郡にはいにしへ大地の寺院多かりし中島郡奥田村安樂寺十八坊（今荒廢）中ノ庄村滿願寺十二坊七ッ寺村長福寺七坊益田村東原寺六坊（今加納院一院のみ）此外矢合村國分寺（今總て舊墟のみのこれり）法華寺村國分尼寺（今國鎭寺といふ）大塚村性海寺長野村萬德寺日下村長光寺（今六角堂といふ後世今地に移す）一宮村地藏寺等多し此中今微々になりし多かる海部郡には甚目寺今も十一坊（今一院は天台）新屋村法性寺六坊（今一院）蜂須賀村蓮華寺等の外民部省の圖帳に見え侍る安國寺萬行寺等は今さたかならす是皆顯密の名區なりし時ありし昔し榮えし所今はおとろへ古しへなかりし地後世盛なるさま寺社のみにもあらす、惣て人の世のすかた古今同しからす興廢期ありて存すよく人力の及ふ所にあらず

○此頃ある人の歌に

花鳥の色香はかりをまつの戸にひとりすむ身は春としもなし

きゝしまゝはすかたことはいはんかたなけなるを能くよく吟すれは上下の句事たかひ侍るとなり、けに春の景物花鳥にこすものなきに此外にまつことありけるは春の歌とも覺えすと堂上の人仰せられ侍る、亦北野の能育の歌に

馬くるまもちゆるならて來る春のさきおふ聲やけさのうくひす

これは連歌師の歌ときくよりしられ侍る詩も又是にひとし儒者の詩あり詩人の詩あり釋氏の詩あり庸俗の詩あり知る人は聞わけ侍るにかたからずや侍りなむ。

○密家の僧曰三面六臂の大黑天神は軍陣をまもる(大日經の疏に奪精鬼を降伏すと)二臂の者は具福を祈るといへり、共に大目の敎令輪身なり。

炎口饋呵哩帝母といふは二鬼なり饋野は乾達婆なり、呵哩は鬼子母の事にして如意輪觀音の所變と云々、故に如意輪の夾侍に鬼子母神をする事ありとなん。

○日蓮を大蓮明院と號す(閏正月十七日)日比津村(もとは泥津といふ)の定德寺へ立よる事の侍りしかこゝの鬼簿にかくしるせり、外にて見及び侍らさる歟、彼寺の開祖は日悚といふ僧なり應安三年八月三日に死ける由同し簿に見え侍る今萱津村妙勝寺の末寺也。

○或問曰、蓮黨か門符に三十番神と五番神咒と云事を書、五番神とは天台宗の山王の中五神をとりて祭る五番神かと、予曰然らす是は藥王藥上の二菩薩に多門持國の兩夫及ひ鬼子母神を加へて祭る神咒といへる事なりとかや、此亦私に作り出したる修法なり、亦問、眞言四所の明神の像といふものありいつれの神そ、予曰圖の右の上束帶の像は高野明神といふ(天野神社なり)左の上は母生明神下の右は嚴島左は氣比の神像にして共に天女のすかたなり、氣比神社は女神にあらす如何なる故にか女體に書侍るらん、階上に天祿あり(俗に獅子狛犬といふ)階下黑白の二犬あり是は狩場明神とて空海を引入して登山せしめし神なりといふ、凡そ神明の像多くは空海より初るにや大槩唐土の王家夫人の姿にして國風ならぬ者多かる。

○戊子正月廿四日　公宴

松含春色　御製

草木にもまた見ぬ春の色を先えたにこめたる松のひとしほ

はることに深きみとりの色こめて松も君か代見るやひさしき　關白家凞

此外三公九卿の御歌多し其中に老臣にして近代の歌仙と世に聞へまゐらせらる

(中院)從一位通茂(七十八)

千代のはるありへて後のかけにみん君にとちきる松のこゝろは

(淸水谷)正二位實業(六十一)

なへて世の花うくひすの春の色もみとりにしむる園のまつか枝

亦十一日には關東の御連歌に　紹兆

さゝれ石も岩ほの松や千代の春

(御)長閑になれし池の友つる

○神と君との道ある御代にあひ奉りてかすまへられぬ身までもよろこひにたへぬ事なん如何計りそや、近簡に　大樹御いたつかはしき事春かけて月日をかさね給ふおさ／＼御心よけにおはせし折しも、更衣の日とや今年あらためて營中の御鎭守東照權現の御宮居ふとしきたてたまふとて靈地のいはかきいとうつたかくつかしめおほせてける、その營地に朝またきに鶴一つかひすはりて有しを彼奉行のつかさ小笠原右近大夫家司の輩あやしみて是をとらへてけれはあたり近き所に日來飼置せ給ふにそ有ける、人こそ

りて所せきなれはかれさへふしきの思ひをなしけるにまた時をうつさす天津空をかけりし白鶴一ッまひさかりてひとつ處におり居しをさきにひとしき鶴にもやと覺えしにしはしかほと遊ひおはるより雲井遥にたちあかりひんかしをさして飛さりぬ、たゝならぬ瑞現なりと見し人ことに信感肝にめいしぬとぞ、まことや君を御まほりの靈神あらたなる御としをしめしたまふなれはますゝゝ御平驗のみならす御宗孫の御繁榮代々をかさね給はん事いとたうとくありかたけらし、君きこしめして其五日の吉辰なりけれは御社の御地まつり天海大僧正忠尊權僧正におほせて執行しめ給ひ、とりゝゝ御ことふき御能なんとものしたまひ良臣等をもめされおほみき下し給ひ猿樂にも呉服なんとかつけさせ給ふ、殊更御子むまれさせたまふ御誕生日のはじめにさへなんおはしける、かつは例年都の賀茂の神人奉りてあふひかつらさへめでたかりし心そへけるをよみ侍るものならんかし

あかめます神のちかひも白鶴のよはひを君が代々にたくへて　　式部卿法印龍慶

ことたちしけふそあふひの諸かつらかけてそそふる君がみとしを

丑卯月五日

〇時は卯月のはじめにや　大樹公の御めぐりの御鎭守　東照大權現の御造替の地引おはしまして人群をなせしを、其處へいつくともしらず白鶴一ッ來りをりしもあれちとせの家宮居もしるくおほえけるに、亦天飛鶴二ッおなし所に舞下れける誠に御代のさかえもあひおひならん神の御納受を告しらせ給ふなるべし、延喜の御代白鶴の聖德になつきける事世の中にいひのゝしる事なれば御惠の鳥獸にも及び侍るはそもそも治れる御代かな

宮つくりうれしき神のみこゝろとちとせやつけて鶴もたちまふ　　權大納言藤原光廣

さらにまたちとせはしるし友鶴のつはさならふる神のひろ前

○日若熟思夫神立二形質之外一、其變在二陰陽不測一、仍伸二天象之間一、無二處不一レ到、更如二地中之水一無二處不一レ在、安曰二水專在一レ是、安曰二神專在一レ是、譬如三瓶盛二虛室一、餉二千里一隨レ處降千神百神共 其一家神也、今玆夏之孟

大樹命レ士

東照權現更始以令レ築レ廟、于レ時白鶴一双飛來憩二其處一、玄裳縞衣其羽儀端正和氣舒暢四顧以如レ含二喜色一、少焉遙向レ東飛過去、人皆爲二希有之思一耳、嘗聞鳥能擇レ木木擇而可レ得者松也、木亦不レ可レ不レ擇レ鳥、擇而可レ得者鶴也矧亦松

當家之樹則鶴豈不二家禽一乎、松者十百之歲霜鶴者十千之追算也、聊雅二其言一以頌二神德一云

不レ間二方處一兮、信受忽降二于此一、敬灌二欝鬯一兮照臨以感二其誠一、水月涵影虛谷傳レ聲、在二陰陽不測一兮、當レ靜而能動當レ動而能靜、立二形質之外一兮、於レ微而能顯於レ顯而能微、儘託二有レ口者一以宣今倚二有レ翅者一、飛僉曰神倚二白鶴一耶、白鶴即レ神耶、乃若從二其異者一、見レ之毫釐無レ差好執二萬年物一而倚二千年操一

唯知下示二騰二其茂一世中其家上

寛永十四年丁丑孟夏吉辰　　野釋　澤菴宗彭上

○三月三日はもろこし禊事を修し侍る風俗ことに舊りたり、河上に觴を浮めて曲水の勝遊をなし詔光を弄し侍る、我國にも住吉の潮干には濱邊に下りて良宴をなす、凡諸州海邊今日潮干とて遊び侍る霏雪錄にも三月三日潮盡とあれば異邦も同しきにや、三日に限らす季春の上旬は潮汐乃干侍る事常に異なり、初秋望前後は潮大に滿侍古人上巳禊日にて海邊へ出侍れは此日のみ潮ひるやうに覺えてかくはいひならはすなるべし、戊子上除の日和氣煖日にして暮行春の名殘もおもはれけれは熱田の海濱に遊ひ侍りし、翠浪聲去りて春風力なくはるけき鹽路を踏て貝づひろふもおかし、暮春休二迫々一半日度二三々一と誦して神籬を廻り、歸さに民の家々ひゐなまつりとて兒女の集物し侍るを見れば餅にて魚のかたちを作りなす物二

三尺ほとなるを幾むしろかならへて多きを榮とすといふも漁家の風よりや起り侍るらん、一里計へたてゝ府下はかゝる事なし、今京にてはひゐな立る事さのみ多からす侍る、難波東都のことさは殊に驕りてさま〳〵夫ならぬ人形まて立つらね侍る、ひなあそひ源氏物かたにりあれは久しきならはしにやされとも上巳に必すする事ともなく幼女の外はせさる事のやうに見えたり、或曰ひなは元來秡の紙人形より起り身の代乃餘風にて上巳のはらひに用ひ侍ると、予曰いにしへひゐなを水に流し侍りしははらひのわさのやうにも覺え侍れとつら〳〵思ふに供物を備へ男女の像をまつる體を考ふれは是いにしへありし幸の神祭りなるへし、夫婦のすかたを造り兒女のまつりしは扶桑略記なんとに侍る、是幸のことはにより處女行未婚姻に幸あらん事をいのりてまつれるかそれにひなあそひの調度なんと取そへ風流をなしけるより傳へて驕りに流れ根本を忘れ侍るかと覺ふ。

○春日井郡山田庄大永寺村（古へは川村の地なり）大永禪寺は古寺の舊跡なり、川村の產岡田伊勢守時常大永二年に再建して柏悅根道和尙を中興第一祖とせり（和尙は丹波國洞光寺六世なり）この寺に菅家自畫自讃の像とていとふるき天滿天神の繪あり

○山田庄木崎長母寺の開山勅諡大圓國師は正和元年（十月十日）に寂す一偈をなして曰

一漚海浮　八十七年　風休浪靜　依舊湛然

寺搭再興の趣は板に彫て佛前に揭たり

○源賴義の裔員季といふ者筑後國伴太村に住して甲冑を作る是筑紫甲冑師伴太氏の先祖とかや、或說に曰大臣暴伐といふ者神功皇后の御代に始て甲冑を作ると云、按するに暴伐は武內歟、一說に曰暴伐の子孫大和國岩井村に住して春田といふ者甲冑を製して源義家に獻す是大和の岩井の祖なりといへり、又一說に云後冷泉院御宇和州春日の地に春田鍛冶といふ者甲冑を作るといへり、春田は開化天皇の後裔大海六世の孫熊田といふ者治田連の姓を賜ふといへり、これ今の春田の先祖なりといつれか是なる事をしら

す甲冑相傳記と治田氏の家牒と互ひに相違あり參考して見るへし。
○府下東照宮神幸の時音樂を奏する事、寛永七年紀候と議したまひて始は朝家の伶人を御招騎馬にて樂を奏せしとかや、大樹家の命を請て十三人を免し給ふ(寛永八年)同祭禮鐵炮弓頭の內後殿する事慶安三年四月朝比奈與五左衛門長屋六左衛門始也
○寳永戊子二月十六日立坊　同二十七日立后
同三月八日油小路三條より失火東北へ燒行く折節坤風烈しく吹て猛火夥しくひろこり、東は京極古白川に及ひ南は錦小路に至り六角四條坊門なんと燒し、上は　皇居を始め仙洞女院東宮坊皆炎上す左大臣家九條の御所及ひ九卿百司の舘數ふるにいとまあらす、此間の神社佛閣下の御靈草堂淨花院盧山寺等の名區勝寺數十ヶ所焦土となりぬ(誓願寺本能寺妙滿寺幸にしてまぬかる)凡そ市井五百餘町戸一萬三百四十餘とかや(八日午の下刻より九日申の時迄)內は近衛殿へ遷幸(中宮東宮も同し御所へ)院には一條殿へ御幸女院は二條殿大准后は寳鏡寺殿へなんと聞えさせ給ひし
凡そ近世內裏炎上は後光明院の承應二年六月二十三日後西院の萬治四年正月十五日太上皇の寛文十三年五月九日回祿せし後延寳三年十一月二十五日には明正女帝の本院災し同四年十二月廿六日には後水尾法皇東福門院の御所災上し侍る、五十餘年以來かく度々回錄ありし寛文の回祿をこそ例しなきやうにいひしか市井五千餘戸には過さりし今度は倍して猶たらすや侍らん、同し十一日後新黑谷の前へより火出て在家百餘戸灰燼となる金戒光明寺の塔頭も燒　帝宮回錄の觸穢故卯月の八日迄物音を止侍るべきよし諸司代より令せられ侍りしとそ。
同十二日東九條村數十戸燒失放火と云々
同十八日東山南禪寺邊民家十餘戸燒失
此度內裏炎上觸穢によりて伊勢大神宮朝夕の御饌をも止め奉りて參宮人を一の鳥居より留むるとそ

○抱朴子曰、才不ㇾ逮强思ㇾ之、力不ㇾ勝强擧ㇾ之傷也
嗚呼世人汲々として分外の事をなす故愁ひ隨て生し身心を苦しましむ、死生榮辱ともに命のみ何をかいとひ何をか希ひ侍るへき、衡門靜日無ニ車馬一草舍隨ㇾ時有ニ月花一

○樂家七德の舞あり破陣樂といふ九功の舞を慶善樂といふ唐の樂なり

○奇樂に大食（タイシツ）ノ調（チウ）あり、群書類要等に黃鐘は大石調と云々、石の音へ裳職の切シ食（ショク）なり石食音同し黃鐘の調子也伶倫家タイシツの調（シラベ）と讀む

○旦本官服裾甚長し唐土にはかゝる事なしといふ人あり、予曰隨煬帝作ニ長裾十二被一名ニ仙裾一と古書にありこの類ひにや

○中頃本州名護屋村若宮三所にして十二坊あり惣號を安養寺といふ本地堂阿彌陀の像を安置す（此像今大高村長壽寺にあり）看圓上人開祖なりとかや、天王の社は其北にありて一坊なり是を藤の坊といふ、後或天王坊と呼亦一院を常林坊といふ天王社は延喜十一年辛未三月十六日依勅命勸請と云々、享祿年中織田信秀今川左馬介を責られし時兵火の爲に神社院寶みな燒し後に堯照上人の弟子堯養上人（中村對馬守元勝の甥なり）秀吉に申て三百五十石の領を復す（元若宮は二百五十石天王は百石の領なり）堯養か師兄堯瑜若宮の一院彌勒院を再興して住す、此僧龜尾山安養寺の緣起を作る後堯養熱田に彌勒院をうつして其跡を南坊といふ、南坊ありし跡を今は西の坊といへり
名古屋遷府の時若宮を茅藥師の地に遷す、安養寺は天王坊の内に遷す天王坊今仁和寺院家にして院室號を明王院と稱す

○龜尾山安養寺彌勒院再興緣起序曰、當寺蓬萊興之地景松風颯々彈ㇾ琴、冣乘之道場桂月團々瑩ㇾ軒、感神和ㇾ光垂ニ鎭座一
私曰龜尾山在ニ本州愛知郡那古野ノ庄一若宮三所鎭座地也

金龜聞然愛ニ靈尾ハ龜尾山號由レ此者也云々

按龜尾古訓奈羅尾今或稱ニ奈々於一者共轉語也、私曰熱田神宮寺號ニ龜頭山一（今書ニ木津山一カナガキ也）

那古野庄當ニ其北方一故稱ニ龜尾一

開基宥圓僧都愛ニ生四國ハ住ニ居于尾張ハ東海武州儀海法印ニ受明灌頂傳法灌頂秘密印璽悉皆傳授云々

宥圓後醍醐帝御宇人也、中島郡大栖庄眞福寺能信上人依ニ宥圓ハ而受ニ受明灌頂一大栖流是也

本尊彌陀靈像熱田八劍御作即座下敷ニ靈劍一云々

此像至ニ近世一安ニ置天王社本地堂ハ宥濟法印在住之時授ニ志水氏ハ爲ニ知多郡大高村長壽禪寺本尊ハ是古若宮本地佛而安養寺十二坊本院本尊也、夫若宮三所延喜十一年三月勅建云々、私按是神明式所謂孫若御子神社歟、舊記無ニ八幡號一而次錄ニ牛頭天王社ノ上一

彌勒院堯照天正年中所レ筆、不動護摩供次第等若宮並天王云々

則當時大社者歟、熱田鎭皇門内所レ崇孫若御子大名神俗稱ニ彥若宮一宜合考而可也

亨祿五年壬辰二月十一日軍兵入レ林悉皆燒亡云々（若宮三所牛頭天王等神社及寺院十四坊炎上也）

按是中島郡勝幡城主織田彈正忠平信秀攻ニ那古野一城主今川左馬助源氏豊拔落之時也

天文七年再興八年八月廿一日入佛開眼供養云々

是彌勒院再興而若宮重建也

奥書曰天文八年八月廿一日權大僧都堯瑜云々堯瑜者堯照上人附弟也

右は今天王坊の藏古緣起の文を略書して遺忘に備ふ、誠公國史御選の時此緣起を出さゞりしは若宮の祠は天王より上なるを忌みてかくしけるにや

亦按するに熱田の神宮寺は仁明天王の勅願寺にして代々官府を下して重修の事あり、熱田白鳥に昔し龜形の丘あり龜の頭南に向ふといへり（名所方角抄に見えたり）されは神宮寺を龜頭山と號し圓福寺を龜非

の寺とよひ正覺講寺を龜足山と稱せり、みな龜を以て名つく名古屋は熱田の正北ゆゑ龜尾の稱むへなり、今の龜尾天神も安養寺榮えし時の境内なる故なるにや、同し號を今日もよひ侍る安養寺は龜尾十二坊の惣號なり(三州狹投(サナギ)山の白鳳寺は諸坊の惣號のたくひなり)萬松禪寺を龜岳寺と號するも蓋し龜頭龜尾中間の地なる故か尾頭村の名も龜尾龜頭の意にや侍らん。

○郭内牛頭天王の社は延喜十一年辛未三月十六日勅建にしてまつりしより十六日を祭日とするよし、敬公御再興の時梁牌には素盞烏尊神社と遊されし牛頭天王は素尊の御事なりといふ說備後風土記以來いひ傳ふれは夫によらせ給ひしか、但し熱田東西六社の小祠の第一各從一位素盞烏名神と國帳にも侍る、彼六社の內氷上姉子名神は大高村の氷上そ御本社に侍る、亦日長名神も知多郡大野庄大草村に本社あり、西六社といへとも一社は熱田堀の內に座す青衾の神社(式內)なり

按するに殘り五祠はともに遙拜所と覺え侍る然れは素盞烏神社は今郭內天王の社にや敬公いにしへに富ましませしかは御據ありて梁牌に書せ給ふ御事歟

○延喜神名式愛智郡十七座の內孫若御子神社は名神大社なり、熱田の社說に天孫瓊々杵(ニニギノ)尊とし亦は雅武(ワカタケ)彥王(ヒコノオホキミ)とし或は譽田天皇なりといふ、享祿の惣圖を見れは今の祠の如く小祠にはあらすといへとも拜殿等もなく鳥居も見え侍らす日割高倉と同しく名神に預りたまへり豈小祠の類ひならんや、ひそかに按するに是もまた西門の內の遙拜の祠にして其本社は那古野の庄なる若宮にや知りかたし、此等の事舊記に記す所の實記なけれはそれとさしていふにはあらされとも彼を以て是を推して事の近きものなきにしもあらす、思ふ事いはぬは腹ふくるゝ業なれは筆の次手に記して若舊記本說も見あたりなは合て考ふへきたよりにも成侍りなんと思ふのみ、安養寺は若宮の本地堂にして其安置の像を熱田の神作といひ座下劍を敷しむるすかた及ひ蓬萊の故事なんとさま〲熱田によせなきにあらす見ん人これを思へ、亦若宮今は八幡と稱す譽田天皇を彥若宮の祭神といふも古說なれは似氣なきに非す

○三州寺邊もと城地にあらす鈴木日向守是に居れり、其後しはらく明地となる、酒井作右衛門來て居れり然して渡邊氏これを領す

○居士はもと隱者の稱にして朝廷顯官の人をいふにあらす、然るに宋の政和年中道家の官位をさため置けり元士正五品より志士從九品に至り官位相當を立つ

元士　高士　大士・方士　上士　居士　逸士　隱士　志士

此中第六居士は從七品の官也、異邦道士の學生任の佛者昔の人の不仕して佛道を學ふ者を居士と稱せし、法師道士とて道家の尊稱せし類をも佛者取用ひて己れか家の事とせし、されとも在官の人を稱したる事なし、名教典雅の言を談する者といへは不仕の學者をいへり、我國今法師原高位顯官の貴人をも某大居士と稱す大に名分をそこなへりいたむへきかな。

○江州唐崎の松は和歌によめり爲家卿の歌(續拾遺雜)

我見てもむかしは遠くなりにけりともに老木のからさきの松

此外歌多し然るに中頃暴風の爲に折れて跡なくなりし、新庄駿河守藤原直頼大津の城を監せられし時其家人松庵(東玉)藏齋(直壽)といひし人名木の絶しを恨み風情ある松樹を一株尋求て植しによくつきて春を歴て繁茂せし天正十九年の秋或人の歌に

おの津うら千年もふへし唐崎の松にひかるゝみそきなりけり

○或問觀音の三十三身といふは何の經にありや普門品には十九應身を說くと、答楞嚴經に三十二說あり本身を合せて三十三身なり法華には妙音三十八の凡聖身をとけり、これらみな譯人の意によりてさまさまに說をなす事佛法者の常也

○寶永五年戊子二月八日東宮安鎭(座主宮堯延法親王御修法)

同十一日御移徒　同十六日立坊

同廿四行啓(次第別記)　同廿七日立后

東宮坊

傅　右大臣綱平公　學士　少納言侍從資長朝臣　學士　侍從綱長朝臣
大夫　左大將家久卿　權大夫　大納言昭尹卿　亮　左中將兼重朝臣
權亮　右中將公福朝臣　大進　右中辨尚長　權大進　侍從資堯
少進　兵部少輔泰連　權少進　中務大丞源仲學　大屬　少外記中原職永
少屬　左少史三善亮兼

中宮職

大夫　大納言通誠卿　權大夫　中納言經音卿　亮　左衞門權佐光和朝臣
權亮　左中將基香　大進　左少辨治房　權大進　左京權大夫爲量
少進　七條左少將信方　權少進　式部大丞丹波賴庸

○戊子三月八日京師火災

禁裡　中宮　仙洞　女院　大准后(中宮對屋大典侍局)
前殿下(鷹司)　左大臣家(九條)　盆子內親王(賢宮)　兵部卿親王(京極)
女一ノ宮御所
禁廷御文庫無災御寶藏燒失古代重器及名物樂器悉亡
諸家記錄過半燒失就レ中菅家十八代相續之家記亡
勸修寺　廣橋(橋カ)　西園寺　風早　芝山　園池
梅ヶ小路　櫻井　池尻　交野　小川坊城　千種
平松　五條　五辻　中院　花山院　大炊御門

西洞院　白川　中御門　坊城　唐橋　飛鳥井
藤浪　西三條　富小路　園　持明院　清水谷
日野西　柳原　橋本　七條　櫛笥　甘露寺
正親町　萬里小路　東久世　堤　桑原　清岡
外山　醍醐　葉室　轉法輪　押小路　石山
今城　梅溪　三條　中園　難波　壬生
四條　植松　倉橋　愛宕(ヲタギ)　高倉　高辻
樋口　藪　松ノ木　四辻　町尻　武者小路
北小路　六條　高野　上冷泉　下冷泉　葉川
裏松　油小路　岩倉　勘解由小路　長谷　三室戸
川鰭　清閑寺　猪隈　山科　花園　西大路
庭田　鹽小路　朱雀　津川　錦小路　春日
吉。田　荻。原(此兩家ハ四月十一日日吉田ノ在家火事ノ時類燒ナリ)
山田伊豆守　辻豊前守　辻達之助　津田甲斐守　森主税頭
高橋采女　粟津式部　石川左京亮　進藤刑部太輔　山形加賀守
信濃小路大藏少輔　曾根能登守　矢部筑後守　荒木志摩守　入江和泉守
林丘寺宮御里坊　小野宮御里坊　大覺寺宮御里坊　御室御里坊　梶井宮御里坊
大乘院御里坊　三寶院御里坊　松坊水本前大僧正
曇花院宮　榮法院殿　法華寺殿　妙德院藤丸　理性院
信壽院殿　水戸殿屋敷　紀伊殿屋敷

凡上京四百四十餘町在家二萬四千二百四十餘戸社三十六所寺六十五院こと〳〵く類燒せし內侍所は吉田へ遷し奉り劒璽は行幸に隨はせ給ひしとぞ

○熱田祭主家尾張宿禰(田島氏也或書ニ但馬ニ)家領中世に至りて三百五十三貫八百五十文の地を領せり彼家古き帳を見るに右の分錢を石直しにして五百三十石七斗七升五合と記せり、亦熱田古證文の中慶長三年八月の證文狀は十貫文の米二十三石六斗と記せり此等を以ていにしへ分錢石直しの法をしるべきかも、但し是は尾張にての法なり諸州の石直しは所々不同もの多し(予)が先祖三州大濱村にて五百貫文の地を拜せし此米は五百石なり然れは尾州よりは石直し少き歟、或は時代により亦異なるにや

○熱田加藤氏略系

°°景政 加藤圖書 ― 景順 圖書 ― 宗繁 圖書 ― 信久 圖書
― 景繁 圖書 ― 順光 圖書 ― 順盛 圖書大神君自二六歲一至二八歲一坐二順盛宅一
― 吉鄉 圖書 ― 武公 圖書 ― 順正 圖書大神君賜二知多郡荒尾庄掛村一自此レ子孫代々賜二公方家朱章一

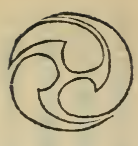
○或人曰舍人をトネリと訓せり如何なる訓意そ曰ク日本紀に帳面をトネリと讀せりトハリニイリといふ轉語にして內につかふまつる官人をいふ(トニイリトネリ)

○和州吉野に前鬼村あり、いにしへ前鬼といひし山民の裔なりとて住す、亦後鬼といふ家もあり是は本葛城に有しか今は一村に住す世にいつる事もなく髮も髭も生して異類の愚民なり、寛文の末に了覺とて木食の賣僧吉野の奥じんぜんとかやに來り居しさま〳〵妖言を吐き邪術を行ひしほとに愚夫愚婦たふとがりて昔の役の小角再ひ世に出給ひしなんといひて隨從せし、了覺一旦奈良へ出ける時前鬼後鬼なんと

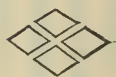
つきて出し延寶元年の事なり、夫より前鬼村北山天の川等の民多く奈良へ往來しけるほとに今はさかゆきも剃て世の風俗をも見ならひて却て冶容なんとしけると吉野の人物かたりし侍る

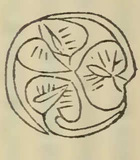
了覺は後に妖妄ます〳〵盛なりし故三宅島へ流され侍りしとなん

○葵の御紋　源敬公御相傳に御說にいはく源の頼義の嫡子義家を石淸水の御氏子とし八幡太郎と稱す當









社の神紋をうつして鞆繪を御旗の紋とし給ふ、御次男義綱は加茂の社御烏帽子子(ヱボシゴ)に擬せられ加茂の次郎と稱しひとつあふひを旗の紋とし給ふ、三男義光をは三井寺の新羅明神の烏帽子子になそらへ新羅三郎と稱し彼神衣の紋を以て割菱を紋とし給ふ、義家の御裔新田家大中黒の御紋は根本幕なり鞆繪を御家の秘紋として德川家へ傳へ給ひし親氏公三州加茂郡入御の後御威勢も盛んに御子數多生れさせ給ひし郡名により加茂の朝臣と稱し御家の鞆繪の御紋を葵に書なし給ひて御一統の御旗幕に付させたまふこれ葵鞆繪の御紋なりと云々

丸は神君御末年の時より附させ給ふよし

○今朔望の外廿八日主君官長を賀するあり、これは神君岡崎城御居城の時御家臣多くは本願寺門徒なりし故朝道場へ參詣し上下着せし序とて御機謙を伺ひけるより何となく禮式と成けるとならん

○幕下及ひ公族歳首御謡初の時兎の御吸物參らせ御盃の臺に蕗の葉を作り物にして御嘉例とす、是御先祖いつれの春にや御家臣山にて兎を打あつものにとゝのへ蕗の臺を燒て御肴とし謡なんとうたひて御酒をすゝめ奉りしに其年御戰功の御事ありしより御吉例とて斯ものし奉りしとそ。

○我尾府御家人に賜はる御陣法の夫割と東都在番の夫割と同しからす御陣法の夫割は遠慮も侍れはこゝに記せす常の夫銀の割は左のことし

夫一人代銀一日ニ二分八厘四毛
　但本高は四厘ヒケ也
知行百石之士　夫九人（但し主人一人を夫六人に當つ）
同三百石之士ハ夫十五人　　同四百石以上之士ハ一人ヒケ
同千石以上の夫は一人之代一日銀二分　　同三千石以上之夫ハ一人之代銀一日一分八厘

○神君讃　義直卿御撰（在ニ傳通院一）
　源家正嫡　武門棟梁　興ニ新田跡一　出ニ參州郷一　威風大振　德澤益彰
　所レ向無レ敵　不レ招歸降　有レ仁有レ智　克柔克剛　一統刱レ業　萬年永昌

○公安夫人讃　同御撰（在ニ相應寺一）
　菅家苗裔　穗日后孫　有レ慈有レ孝　愼レ行愼レ言　貞潔而直　柔愼且温
　崇ニ寂滅教一　歸ニ釋氏門一　信心堅確　了ニ生死源一　爰寫ニ遺像一　招ニ他幽魂一
　定省如レ在　于レ晨于レ昏　以レ敬不レ怠　何忘ニ供恩一

○慶長廿年（元和元年也）五月七日　大御所茶磨山の御陣營に御座加賀瓜甲斐守間宮權左衛門豊島刑部三人議して夜廻りす、間宮豊島御陣營に人聲有しかは兩人頓て是を改しに公御覽して兩人は如何して來るやと仰有しほとに、御陣營此節戒嚴すへきに非常を改むるものなし故に臣等議して私に御陣營を護り奉ると啓せしかは、晝夜の勤勞奇持に思召るゝよし御感有し、やゝ有て間宮豊島をめして大坂の城へ參り秀賴死生を見屆歸るへきよしを命す、兩人寅の刻に城中に入り方々をうかかふに寂々として人なし漸くしのゝめに及ふ頃立歸りなんとせしに側に五十はかりの男侍と見えて腰替りの熨斗目を着し（髮を切さけられしとみゆ）一段ひきゝ所にて水を汲むものあり、立よりて曰貴方に賴度事あり我等　大御所より内府公へ御使にまゐる者也、不知案内なる間おはします所へ引入せしめられよ、扨も内府公御機嫌はい

かに候や誰々いまた附參らせ居られ候やと問に、我君いまた御存命にて大野修埋速水甲斐なんと守護し奉るといふ、件の者と共に內府の御座所へ行く山里丸の道明寺倉とかやの前を井伊掃部頭一手にてきひしく圍みてあり、兩人井伊氏に逢ひ仰の儘にのへて御使のさま如何すへきやと問ふ、井伊氏云內府を紀州高野山へ御供つかうまつるへきのよし右御所命せらるゝ所といふへしと、兩人諾して梅戸忠助（片桐東市正か僕なり）といふ者と倶に土藏の前に至り速水大野を呼出させ逢て右のさまを啓し、人馬の員數足下のはからひを聞て其用を辨すへしといひし、大野は朽葉の熨斗目着し左の脇に手負ふと見えて血流れ出つ、速水は腰かはりの熨斗目を着し白き鉢卷をしたり、いつれも甲冑をは帶せさりし大野命を拜して後いはく我君および婦人等長途の備へに御乘物三十丁其他人馬幾ほと申付可給と答ふ、兩人曰此砌乘物多くは早速調し奉らん事如何なから有司にそ傳へ可申とて馳走去りね、井伊氏に逢てしか〳〵といふ、井伊氏聞て秀賴いまた存命疑ひなしさらは一時に事をなすへしとて、忽鐵炮をつかひてもみたて〳〵下知せしかは、しはしして煙あかりて燒出し扨間宮豊島は八日の辰の刻に茶磨山へ立歸りて大坂の有樣を啓せしかは御感斜ならすして早速御陣を發して御出馬有し云々（間宮權入談話）

○我國昔人字あり學生入學の際文章院の堂監書下す所の名簿に必字を書しとかや（源氏の瓜印等にみゆ）中世には太郎次郎三郎なんとを字とも稱せし（東鑑等に見えたり）今時の俗は字大やうなく侍る、我邦君の御字義直公の御字は敬綱誠公の御字明吉通公の御字中これらの文字御家人は憚奉りて可也

○此春王公諸家の館炎上により關東より造進の御沙汰ありて且金銀を贈らせ給ふ其大概如左

金二千兩　關白殿下（鷹司）
金二千兩　左大臣家（九條）
金二千兩　京極宮
金五百兩　轉法輪殿
金一千兩　曇花院宮
金二百兩宛　當官ノ大納言（十人合テ二千兩）
金二百兩宛　當官ノ中納言（十人合テ二千兩）

金百五十兩宛　宰相三位（廿人合テ三千兩）金三百兩　西園寺殿
同　醍醐殿　同　花山院殿
同　大炊御門殿
金百參拾兩宛　殿上人（廿三人合二千九百九十兩）
金百兩　猪熊極﨟　銀二百枚　東久世三位殿
銀二十枚　東久世少將殿　銀五百枚宛　兩傳奏四人（合二千枚）
銀三十枚　石野三位殿　銀十五貫目　林丘寺ノ宮人
銀二百枚　妙法院宮　同　青蓮院宮
同　大覺寺宮　同　大乘院殿
同　三寶院殿

金合一萬九千七百九十兩
銀合三千六百十五貫目（五十枚ト）

○明太宗洪武三年大廟の祭祀を製し且都府州縣及ひ里社に命し皆壇を設けて無禮の鬼神をまつらしむ、歳ことに三月清明七月望十月朔擧リ行フと云々（事玄要言ノ皇明通記）中元祖先の享明人の製あり浮屠氏のみする事といふへからず但し明主道書佛經によりて祭時を設る所歟

○勾奴月氏の主を殺せし時漢帝月氏をたすけて勾奴を伐へしといひつかはせしに、月氏君父を弑せられし事を何とも思はさりしかは敢て勾奴を讐とせさりし事漢書に見ゆ、嗚呼天竺は素より夷類倫理をしらす、彼阿闍梨か其父を殺せしに釋迦會座に置てあやします（法花觀經等）昆流離兵を以て釋種をせめ諸釋持戒の故に戰はすして滅ふ、釋迦もまた因果に託して讐を報する意なし（畢罪經及阿含法句經等）是皆人倫の道なきを見つへし、鳩摩羅什は符堅に其君と父とを殺され却て是に仕へける、符堅姚萇に殺されて

亦姚氏に從ひける、彼法華等を譯せしかは佛者は尊信す我よりこれを見れは則羅什は一禽獸のみ君父の讐をわすれて彼か師となる、凡戰國は和漢ともに道なく君を弑し父を追ひ覩族互ひに闘戰して已れひとり利を謀る、晉の末五胡花を亂り僭弑みたりかはしかりしに乘して西域の邪僧等多く入來り佛經を釋し其主に諂らひて衣食を謀りし故に佛經には義理の沙汰かりにもなし、君父を弑し惡逆無道をなしても佛に供し僧に施し寺を建經をうつしなんとすれは福樂長壽を得て死後必淨土に生し受記せらるゝと說、これ僭僞無道の君好む所にして僧家に利あり嗚呼惡むへきかな夷を以て夏を變す春秋の罪人これより大なるはなし。

鹽尻　巻之三十

〇職原抄曰、聖德太子攝政十一年甲子正月始定ニ冠位十八階ヲ云々
安保流ノ傳ニ曰上ニ三階中ニ三階下ニ三階是ニ左右アリ合セテ十八階ト云々其圖如レ左

十八階圖

上之上	左ハ織冠上	織冠中	織冠下
	右ハ錦冠上	錦冠中	錦冠下
中之上	左ハ冠上	紫冠中	紫冠下
	右ハ繡冠上	紫冠中	繡冠下
下之上	左ハ青冠上	青冠中	青冠下
	右ハ黑冠上	黑冠中	黑冠下

（上之上・上之中・上之下／中之上・中之中・中之下／下之上・下之中・下之下）

以後世位階配當之圖

左ハ正一位 上之上	正二位 上之中	正三位 上之下
右ハ從一位	從二位	從三位
正四位上下 中之上	正五位上下 中之中	正六位上下 中之下
從四位上下	從五位上下	從六位上下
正七位上下 下之上	正八位上下 下之中	大初位上下 下之下
從七位上下	從八位上下	小初位上下

右三十階もまた十八階より出ッ是鎌足公の意と云々これは慶長十四年所寫類統本の職源抄の古註に見えたり

〇戊子四月廿六日松姫君の御方御緣組定まりしに依て加賀宰相家及ひ令子若狭守登城(カチン)

御黒書院(御引渡　御雜煮　御鰭物　御土器　御銚子加へ)御呈物(金銀ちらし　はまくり)
右乃倍膽御奥衆御銚子は御書院番衆(宰相家ハ三方若州ハ足打)
獻上
御太刀　時服五十　白銀五百枚　若州
御太刀　時服三十　白銀三百枚　宰相家
御盃の後拜領の品
御刀貞宗(三百枚)　若州へ
御脇差景光(五拾枚)　宰相家へ
右略して書之

○上州館林之城叓に可築　臺命にて松平出羽守に金五千兩賜はる(六月七日)同國水戸領太田の城再營すへき旨水戸候仰使御家臣中山備前守に五千石を御加附あり大樹より金貳萬兩を拜借と云々(五月廿二日)

越前國勝山の城再築の臺命ありて小笠原大學營之云々(六月七日)

○方遜志齋言箴曰、發ニ乎口一爲レ藏爲レ否加ニ乎人一爲レ喜爲レ嗔用ニ乎世一爲レ成爲レ敗傳ニ乎書一爲レ賢爲レ愚、嗚呼其發也可レ不レ愼乎

言一度出て駟も追へからす人々愼て箴之

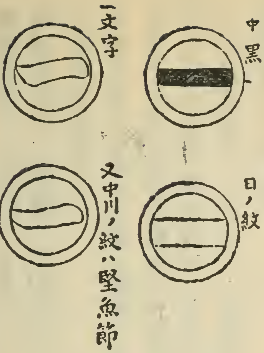
○草薙神劍の御事熱田の舊傳ありと聞如何、曰熱田本記及ひ貞觀寛平の記是を熱田傳といふべし、外に寶劍の記一卷田島家にありこれは釋氏の筆なり、應永四年丁丑十二月十八日備前阿闍梨心範か書寫せし所の本を見るに其奇怪の事あり但し證とすへき事一二なきにしもあらす

○或記に曰、永亨七年十二月天野民部少輔遠幹おのれの領内秋葉山(遠州)に於て兎を狩獲信州の林氏某に依て徳川殿に獻す、同八年正月三日徳川殿謠初に彼兎を羹とし給へり松平家歳首兎の御羹是より起る

と云々、亦林氏此時蕗の薹を獻せし是蕗の薹の權輿と云々

○攝州大阪は中世まで石山と呼しにや永祿十年の頃の古記に東成郡生玉庄石山の本願寺と書るもの有

○新田の紋は中黒（是は幅の幕中の幅を黒くす）これを一ッ引兩といふは非歟、引兩とは二ッ引の事也兩の字を以てしるへし、永祿十一年十月廿四日義昭將軍信長に賜ふ所の內書に引兩筋といへる是なり、三引兩と兩の字を付る事古書にあれともこれは引兩の名より不圖呼初めたると見えたり、粒子引兩は各別歟亦中黒と日の紋と一文字と同しからす其家傳を守るべし



此等の事予曾て家紋舊傳に委しく記るせし世俗あやまりを傳へ附會の說多し、亦奇異の怪誕を流て是を家の故實なりと思へるも少からず侍るのみ

○牙笏の廣き方を上とする說と狹き方を上になし侍るならひと諸家一決せず、貞享　御即位の時さま〳〵の說多かりし古代の笏狹き方を上さまに文字書しも多かりしかは是を證とせられしもありて廷臣思ひ〳〵に見え侍りしとなん、其年の大嘗會も斷絕の後御再興の御事なりしかは萬異義も有けりとなん花園院登極の後は朝儀かたのことく行はれしまゝ萬につけて絕忘れし事も多かるとかや

○尾州御家人の始（自二源敬公一以來其役の始を記すのみ）

御後見　平岩主計頭　御傳　津金修理亮

御家老

成瀨隼人正　竹腰山城守（甲州以來）

阿部河內守　瀧川豐前守（名古屋遷府以後御老中）

渡邊志水石川等の家代々御老中になるもの多し今略之

御城代

高木志摩　志水甲斐

寄合觸頭

市邊出羽　山下大和

同心頭

阿部河內　高木志摩　寺西藤左衛門　藤田民部　原田右衛門

番　頭

津金修理　成瀨內匠　遠山掃部　市邊出羽　寛永年中山下信濃　津金三郎左衛門

大道寺玄蕃　石川石見　上田忠左衛門　荒川伯耆（初次郎九郎）　志水監物

生駒因幡　高木修理（此時六組トナル）

御用人

肥田孫左衛門　鮎川權右衛門　鈴木與三右衛門　松井三郎左衛門　成瀨四郎右衛門　榊原孫助

御國御用人

寺尾三左衛門　石川八郎兵衛

寺社奉行

橫井十郎左衛門　山內次太夫

大御目附（泰心院殿御代始テ置ル）

臼井次郎兵衛　高力七兵衛

中奧支配（泰心院殿御代被レ置當御代寶永五年七月止）

土屋庄左衞門　千村數馬
　御書院番頭（初ハ御小性ト稱セシナリ）
間宮權太夫　　長野五郎左衞門　　古屋主水
始め三組服部仁左衞門以後四組松井三左衞門藤田九郎左衞門以後六組天野太郎左衞門小野澤七兵衞
以後八組となる
　新御番頭（初長圍爐裏頭ト稱ス）
石川勘解由　　服部仁左衞門　松井三左衞門（是迄三組）
鈴木宇右衞門以後四組寺尾彌右衞門上田甚五兵衞等以後七組に成又後六組也
　五十人頭（初小從人頭ト云）
上田忠助　　豐田小作　　寺尾小源太　　松井主殿　　松井三左衞門
久野七郎右衞門　　山內次太夫　　小野澤五郎兵衞　　平岩又右衞門　　此四人御目付を兼
て四組に成
佐枝平兵衞下條庄右衞門以後六組此後十組に成亦八組に改られし其後六組と成
　御步行頭（初ハ三十人頭ト云）
市邊出羽　　山下信濃
　右御馬廻り頭を兼
室賀久太夫　　小笠原半彌
　右は足輕頭を兼　瑞龍院殿御婚姻の節五組と成後四組に被改
　　御側御足輕頭（寛文八年八月始而被置之）
堀勘兵衞　　朝岡傳藏　　林武兵衞　　川澄文助

御國奉行
寺西藤左衛門　原田右衛門　藤田民部
右三人薩摩守忠吉卿以來勤之後に酒井久左衛門服部小十郎石黒善十郎以後三人其後二人と成亦三人と成
町奉行
松井勘兵衛　舍人源太左衛門
右貳人忠吉卿以來小笠原惣左衛門南部安右衛門以後に今兩人也
熱田奉行
下方左近
御船奉行
千賀志摩　忠吉卿以來勤之其後富永大學御船奉行となり後兩人近世三人寶永四年より亦貳人となる
御旗奉行
尾崎内藏助　左右田與平　此後山内治太夫被仰付
御鎗奉行
平岩七兵衛　山崎勘兵衛　中村市左衛門
右大阪御陣相勤其後佐々源左衛門加藤千太夫の時より兩人となる
御黒門御足輕頭頭之組也
室賀久太夫　小笠原惣左衛門　平岩瀬兵衛　岡寺兵助　佐々又左衛門　飯島土佐
御本丸御足輕頭
水野佐左衛門

二ノ丸御門番頭
江原次郎太夫　加藤與太夫
其後坂卷伊右衛門より代々津金理兵衛曲淵六兵衛時相止み御城代衆より其組御門番を勤る
御鐵砲頭
八橋大和(子孫稱ニ高力ニ)　松平文右衛門　都築忠兵衛　石川勘解由　小笠原靱負
舍人八左衛門　山瀨權左衛門　中川庄藏　前田半兵衛　野村清次郎　平岩九左衛門
島澤九兵衛　服部次郎左衛門　寺西半左衛門　戶田庄助　大津久左衛門
朝岡平兵衛　松井七太夫　長岡庄左衛門　山崎七右衛門　小林長左衛門
右廿一人大阪御陣供奉
大井御足輕頭(泰心院殿御時)
尾崎小兵衛　上田五兵衛
御弓頭
小川庄右衛門　安部勘兵衛　內藤左平　岡寺兵助　安藤九左衛門　平岩彌五介
深尾左五右衛門　河地權內　北林竹林　櫛田次左衛門　小川次太夫
上野小左衛門
右十三人大阪御陣供奉御弓之衆也御歸陣以後御足輕を御預け也自レ此爲ニ御弓頭ト故ニ御禮御鐵砲頭の次也
三ノ丸御門番御足輕頭
(本町御門)三浦九太夫　(東御門)岸上彌太夫　(御園御門)忍田彥右衛門　(巾下御門)天野會右衛門
右慶安四年被仰付御足輕十六人宛此後は御番頭より支配寬文元年より御足輕廿人宛に成

（志水御門）
水尾傳左衛門（延寶三年始而被置之）元祿六年當役を止られ寄合衆に被仰付御黒門御足輕御番を勤む當
御代元祿十四年重而被仰付
室賀只右衛門　中野與次右衛門　山寺甚兵衛　（巾下）増田儀右衛門　（志水）長岡庄左衛門
御普請奉行
松井武兵衛　山崎七右衛門
御本丸御番頭
戸田右馬允（後稱水野）
深井丸御番頭
杉山次郎太夫
丹羽次郎左衛門衆松七之丞以來二組に成小普請組頭と稱す鈴木藤左衛門を深井丸頭に仰付られ老人
の御足輕を被入置支配之
留書奉行
兒玉三太夫　臼井源右衛門
御城附
杉山次郎太夫　戸田右馬允
下條庄右衛門榊原吉兵衛以後兩人共後三人と成御本丸奥方御機嫌窺役青山彌次兵衛駒井長左衛門被
仰出天野三郎兵衛安部八兵衛天野源之丞時　大猷院殿御他界以後止
西御丸奥方御機嫌窺芽原淸右衛門初て被仰出横井庄三郎時止
御目付
轄野彌五兵衛　增島六右衛門　跡部又兵衛　曲淵仁左衛門　安藤大郎兵衛　彦阪主膳

田代內記　馬場三右衛門　木村九郎兵衛　遠山七左衛門
其後久野杢太夫小野澤五郎兵衛豊田太郎右衛門山內次太夫時四人にて勤之其後增員也
御弓矢奉行
石堂竹林　安倍六左衛門
御廣敷御足輕頭
伊藤次郎兵衛（始也）　星野傳右衛門　大鹽四郎兵衛
御幕奉行
鮎川仁兵衛　佐藤八郎右衛門
切支丹奉行
海保彌兵衛（寬文元年被置之御足輕廿人）　高力七兵衛
片桐彌五衛門に至りて止る
大道奉行
河野庄助　酒井文助
小路奉行
尾崎內藤介　野呂茂左衛門
御金奉行
天野孫作　勝野文左衛門
郡奉行
勝野九郎兵衛　佐々長兵衛　水野茂右衛門
右三人忠吉卿以來勤之

右之外諸役の始頼多し當御代御側御用人を被置（奥田主馬上田織部）是尤重職なり

大代官

鈴木九右衛門

此後勝野太郎左衛門佐々七兵衛松原彌一右衛門三人

三ケ村用水奉行等略之

普請組の寄合始は新御番の次也（今の外寄合の座なり）濃州泳（ククリ）の諸士出て奉仕の時物頭の次に列す是より寄合の座定れり

御國奉行の跡寄合となりしは山本七郎右衛門也（平太夫子田邊氏石川氏等執之）是より例となれり町奉行の子は蜷川善左衛門始也（後伴右衛門と改む）御舘奉行の子は田中市左衛門始なり（長野氏執之）御足輕頭御役御免にて寄合と成れるは石黒勘右衛門也（小瀬氏執之）此時尾崎傳兵衛弓削善左衛門等寄合となる（初は御役御免にて御馬廻りにてありし）御目付も寄合となりしは森本孫助なり御黒門頭の跡寄合となりしは中西甚五衛也

以上

○黃仁卿問、自二秦始皇變法之後一、後世人君皆不レ能レ易レ之何也、朱子曰秦之法盡是尊レ君卑レ臣之事所三以後世不二肯變一（語類百三十四）

嗚呼秦は虎狼のことし人恐れ悪みて漢是を亡ほして後大概秦にならへる事多し、これ君の爲に其慾を快する事とも也、周の時までは君といへとも臣を拜するの禮あり秦以來かゝる事曾てなし、我國源頼朝天下の權をとりて後帝をは立置し計に自思ふやうにはかられしか三代にて亡ひられし後は北條氏頼朝のせし所にならい將軍は立置し計にて嬰兒を弄するか如くにし自ら天下を進止せし、是より主君の威輕く臣下の權毎に强き事諸州また北條にならひてなり

○歴代の史を論せんと思はゝ朱子語類三十四五六の巻を見て可也

○明紀編年會纂(七巻)は初王世貞會纂せし明朝通紀に景陵の鍾伯敬訂正せし喜宗に止りて未なかりし、楚人季雍王是を續懐宗以下弘光隆武の事跡を輯録せり是にて明朝一代の興亡明らかに見え侍る、予頃日清本を得たり其序は明朝の遺臣書けるにあやあはれも深く正し

○熱田大宮司季範の女源頼朝の母忌日は東鑑に見えしか何の年に逝せしにやと問ふ人あり、予曰平治物語の三に源頼朝の言に云去年三月に母におくれ今年正月父うたれ給ふといへり、然れは平治元年三月死せしと見えたりと答へ侍りき

○亦問、平治物かたりにいへる今若乙若を義經同腹の兄也末には何といひしそ、曰系譜を按するに今若は後出家し阿野法橋全盛と稱す亦醍醐の悪禪師ともいへり、東鑑に曰建仁三年五月十九日依レ有ニ謀叛聞一被レ召ニ籠御所中一武田五郎信光虜レ之配ニ常陸國一云々其後下野國にして終に殺されしよしあり、乙若も沙汰になり八條の郷義圓と稱せし、養和元年三月朝頼の御方にて里俣合戰の時戰死せしなり、凡頼朝の兄弟八人宮内丞義門病死の外皆横死也、姉妹三人も姉は刄に殺され妹は川に投死せり中納言能保の室はかりそ榮えられしこれ皆義朝父を弑せし報とこそ覺え侍る、頼朝卿とても父子三代と申なから頼家實朝兄弟なれは實は二世にして亡ひたまへり

○法相宗春日四所の本地傳に云、第一は釋第二は藥第三は地第四は觀若宮は文云々
釋迦藥師地藏觀音文珠と習侍と云々第三乃地藏は三摩耶形幡也、幡は高くかけて萬方の表となる兒屋根命の象にして是を本地の內證と爲と云々凡そ本地の立やうかゝる表示多し

○叡山の西谷の釋迦堂はもと三井寺の講堂なりし豊臣秀吉の時山門にうつし立しとかや、泉涌寺の客殿は中頃の紫宸殿なり故に賢聖の障子今にあり、近世の制に比すれは甚せまし諸寺かゝる事多かる我府大光禪院の客殿は三位中將忠吉卿廣間なりし故に佛寺の造樣に似す近年柱をつきてやゝたかくせり、亦高

岳院の惣門は清須城の黒門なりしとかや、亦澤井氏廣間は徳永法印の廣間なりしといふ大島某か門は清須大手の門の扉なりしとかや傳へ聞侍る。

○後水尾院御願にて毎年三月洛東泉涌寺にて如法經會あり昔は所々にありしか今の世は是のみにや佛法も次第に野俗に落て今は某の回向某の開帳昔なかりし事多くして錢を取はへる

○熱田祝師家の藏に古證文の類はてしもなく多し其中に

高藏宮　八事彼岸客料米配分ノ事

合五石六斗(春秋二季分)七合五夕升定(一人別二斗二升七合ツヽ)

倉並　倉重　久松　藥王丸　一牛丸　秋倉　五郎丸　倉續

二郎丸　力王丸　倉支　宮成　宮福　有里　支里　倉吉

倉永　有吉　有久　有延　八支里　武次　檢校(一斗五夕)

別當(同)　權內人(同)開闔(三升)諸司(一斗六升)　內人(一斗六升)

右之品二季分配分如件

應安三年辛亥十二月日

仁王八講供米之事

合一石之內(五斗者　上官中ノ分、五斗者　神人所司內人分)

右任先例可有其沙汰之狀如件

十二月　　惣檢校家仲(判)

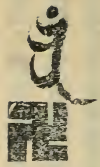
祝師　仲種(判)

亦應永五年後四月の目安に(權宮司伊勢守仲宗の日安なり)二季祭禮御料所は今技卿の內九町三段とあり然るに今川金吾無理に押領し梶原飛彈守神事を違亂せし事あり、其他代々讓狀はさら也將軍家の證判な

んとにえもしらぬ人の名なんと見え侍る
○朝倉田奥西なんといふ京の古筆賣毎年府下に來りて古筆多く見はへる、短册色紙歌書のきれなんとはいつくに有てもさるへき事なり、公武家々の古證文なんとも亦多し其家絶たるにや他人の手にわたり侍るもをしむへき事也、まして寺社の證印形なんとは其所ならては用もなき物也、巫祝僧法師利の爲に賣ちらしけるか亦は盗み出して他所へ散亡せるにや尤求て本所に返しおくり度事なりけり
○中臣本系帳　今加賀宰相家の藏に古代の本あり、是は藤波家の藏本なりしか亂世の時失侍りし、近年本家へ賣に來りしかと直高かりし故買返し給ふ事も叶はざりし、加賀殿へ求められし後そ寫して家に藏められし伊勢の大宮司家にも近き頃寫し取れしとかや、其拔抄正四位下延經度會の手より予も得侍りし。
○我府下大須眞福寺の藏に伊勢外宮禰宜家の秘本一筐あり、是は從三位家行神主の子能信眞福寺住持の時父の元より借けるに神主逝して後其儘寺物となりて返さゞりしといゝ傳へたり、正公の御時出口家中て伊勢へ寫し取侍りし本書は今に彼寺に侍るのみ亦熱田眞淸田國府等神社の古證文今妙興寺の藏にありこれまた本社に返し納め度事也、かゝる所處々に多し
○豊臣秀吉播州合戰の時上月城主山中鹿之介幸盛戰盡て城兵殺すに忍びず自ら腹切て七百餘人の命を救ひしと云々、一說に鹿之介毛利に降るまねし出城して宿敵と指違へ死せんと計りしに諸將これを知り終に備中國松山の麓阿井川の渡りにして天野中務少輔元明（毛利家の臣なり）のこれを誅すともいへり、鹿之介平生忠にして情あり大力にして知謀深かりし勇功の勤群に拔たりしに運盡ぬれば是非なき事か
　山中鹿之介姓は源氏佐々木同流本江州の名家なりし
○荒木攝津守村重は元來賤しき民なりし、若年の頃池田城主池田筑後守勝政の中間にて彌助といひしか初めかひ／＼しき者にて處々にて手柄しける程に次第に身を立ける、夫より驕りつきて終に元龜年中主君を追出して後大名とはなりけり、此天罸にて身亡び妻子從類迄刑せられ侍る、されは信長荒木の一族

妻子百廿餘人尼崎の七本松に磔にして其家人等男女五百十餘人をは民家四戶に押込同時に燒殺し其後荒木の女房以下其親族の妻子數十人京のわたし川原にして誅せられけるぞいたましき、凡信長天文より天正に至りて合戰の際敵味方の戰死其事によりて亦互ひに鬪諍に及びて死し彼妻子從類餓死に及び亦は敵の妻子等を刑せられしに至る迄人命を亡ぼし給ひし事幾千萬といふ數をしらず、不仁の御事は中も恐れ多けれと例しなき惡をかさねたまへは本能寺の變明智のみ惡むへからずしかしなから積惡の餘殃なりけり

○尾州東照宮棟札之寫



王舍城

聖主天中　從三位權中納言源朝臣美利
天迦陵頻　新造東照大權觀御寶殿一宇
伽聲哀愍奉　御導師山門探題大僧正天海大和尚
衆生者我　成瀨隼人正藤原朝臣正成
等今敬禮　時御奉行　竹腰山城主藤原朝臣政次

裏書に曰

元和五年丁未菊月十七日正遷宮（翌日開眼幷御大工藤原朝臣　千部讀經　澤田若狹守吉次）

右のことくに書せられし御本地堂を天長山神宮寺尊珠院の號は寬永四年慈眼大師號せられし處也（藥師日光月光十二神明の像を安置す）

御神號一幅如左（御宮にあり）

陰陽不測　造化無爲　南無東照三所大權現
弘誓亞佛　護國爲心　三國傳灯山門探題大僧正天海（朱印あり）

此外御官服及び御甲冑等神寶あまたあり

御宮の鐘銘は珍祐僧正元和八年四月十八日記之
鐘は水野太郎左衛門藤原則重所鑄珍祐は山門日増院の主にして當國野田密藏院へ移る、御宮創建の時別當職に命せられし上乘院と稱す、寛永廿年十月廿八日に遷仕也

御宮三所　東照宮　山王權現　日光權現
藥師釋迦阿彌陀の御正體を懸く

或人曰日光權現にあらす摩多羅神也と云々、按に日光山の三所は摩多羅を入る當國の御宮は　敬公の御心を以て日光權現をまつり摩多羅は客神と稱し宮中別に一座を祀ると云々

○愛智郡前津庄小林庄【割註】有司の簿には山田庄前津小林村とあり寶永戊子の秋前津と小林と兩村に別る」古城の墟あり是は天文の頃當國の守護斯波殿の一族（家人なり）牧下野守義長の息與三左門尉源長清（愛知郡長湫村の人）城を築てうつり住し前津小林兩村四千餘石を領せられし曾て織田信長公の妹（柴田勝家の姉おとらと云云）を娶り緣者の親しみ厚かりしかは時の人小林殿と稱せし（長清の妹細井傳之助に嫁して當國春日井郡定光寺中興唱堂和尙等を生すと云々）禪に參し念佛を行とせし人也、當時富士山七度禪定の願を發し三度登山せられしか年老ひ且つ一地の主人たる身の輕々しく旅行も儘ならす殊更戰國にて路次も遠慮多かりしかは其本意を果す事能はず、故に城の近境に富士塚七丘を築き淺間の神を勸請して七度禪定の結願に擬せられける今の淸壽院の淺間社これなり（富士塚淺間の境内にあり亦萬松寺邊の古松多くは其社の內なりしといふ）亦城南三輪の社（今矢場の內にあり）春日社（今前津村のうふすな也）及び村西芦御堂（今の若宮の地なり堂は前津村にうつし立つ）等をも再建重修せられしと云々一世武功もありて世に知られし人なりし老後薙髮し梵阿と稱す（時衆の僧に歸して梵阿彌陀佛と號す）天正の初卒せらる城地の東林に葬る其室織田氏尼公も逝して後一地に合葬せし今二基の石塔これなり（塔邊に八右衛門といふ農人住せし後剃髮して圓甫といふ寶永四年八十餘才にて死せり）

寛永十年柳生氏（浦連也と稱す）公に請て宅を營す其際塔邊の竹木を伐り前津村の者ともに與へられしこれを得て薪としける者大概心みたれ自火に入または刄を犯す故恐れて餘薪を本居の祠に贈る、柳生氏も神崇の嚴なる事を恐れ石塔をもむかしのまゝに置き侍る、二十九年ばかり住して死後亦主なく再び村民の地となりしに淨土宗の僧廓龍前亞相（正公）に請て寺地とす、命じて清淨寺と號し靈像の彌陀三尊を安置せしめ地を捨て佛聖料としたまへり近き年より知識所となり侍る（洛東知恩院末寺と成る）故に二基の石塔ふたゝび香火を受られ侍る因縁といふべきのみ、嗚呼一城の主亦は平公の御妹なんと止事なき人人のなき跡すら人しらぬ野塚となりし世に侍る、いはんや數ならぬ身のなきからを納めし地百年を經ずして田にすかれ畠になりて忍ぶ人なく侍る類所々にさこそ多かるべき、戊子の神無月初つかた彼二基の塔記を筆して寺に納め侍る其折から彼石塔をも見侍りし梵阿の塔一重うせて見ゆ年號なんとも夫にこそ有つらめ、尼公の塔は散失ぬるやうに覺えはへる時しも時雨していとゝ物あはれなりしかば

　さためなき世や浮雲の一しくれ　とたゝ言つふやきて歸り侍りし

○驢馬乃讃を人の求め侍りしほとに

　一鳴驚二猛虎一　四白樂二君王一

と書て與へ侍る、嗚呼驢はもと賤獸にして雜役にあらてはつかふ事もなきものたるに漢の靈帝四白驢に駕し躬轡を操て園中にたのしみたまひし、遲鈍の畜も時ありて君主に近づき貴ばれ侍るにこそ、亦柳黔といひし者一驢を山中に放し置しが虎林間より伺ひ見て其かたちの己れより大きなるをいふかる、驢一たひ大にいなゝきしかば虎はおのれを噬んとするかと思ひ甚恐れしとかや、されば名釣利鎖の人容を僞り要路にあれは孟將もこれを恐れ侍る事あり、但し白氏か驢にまたがりて花陽に醉ひ賈島驢背の敲推を以て韓愈に交はり初しは皆風流の漢なり、野水深きも越え渡り霜橋滑なるもまた行長耳のおかしき姿といへども人の舌長きに似ずとて客と共にわらひき

○思玄賦に牛哀は虎となりて其兄の噬（淮南子）淸尊錄には令州の楊廣といひし民は貪欲にして生なから驢となり所籍の藁を食ひけるよしを記し、五雜俎に黔筑の民は鬼となりて人を魅し死に至らしむなんと妖怪の事を書留はへる、これ大概病のなす處にして語るものあやしきやうに談すれはこれを筆にあらはし末々の實事のやうに成侍る事和漢亦多し、されは兄弟害をなして相そこなふ者は虎の類にあらすや利を貪り義を忘れて食常に異なるものは生なからの驢といふへし、婚婦娼童の色を銜ひ人をまとはすものは婚房戯場の鬼魅なり是にはかられて財を捨て命をうしなふ人今少しとせす、遠く唐土のむかし物かたりのみと思ふへからす。

○我國神武天皇より淳和帝に至る迄御名を記すといへとも實は號にして慥なる御諱にあらす、乳母の姓なんとを御名に用ひられしより源准后親房の記に見え侍る、仁明天皇始て正良（マサヨシ）と御諱つかせ給ひてよりまさしく二字の御名は傳はりはへるこれそ帝諱の御始なりける、されは今の俗マサヨシと名のり侍らん事たとひ文字は異なりとも先王の始諱なれは憚奉るへき事也、心ある人々は代々の御諱を知り奉りてさけまゐらすへき事也、予或人名乘字を切してよとてこし侍るを見は正良の字なり、恐れ多きにかく書て返し侍りし近世の僧法師代々の法諱はさら也將軍家の御法名をさへしらて賤しの民にも同し文字を戒名にし侍る、殊更日蓮宗か文盲さ如何に法花經によせある文字なれはとて醍醐院圓融院なんとを忌憚して壇施を貪り院號に用ひ侍るも多し誠に恐れ多き御事にや。

○禪家葬禮の時七佛事といふは

鎖龕（ソウ）　起龕（キ）　掛眞　念誦　奠湯　奠茶　秉炬

○葱（和氣の紀）きの一字を名とする故一文字（ヒトモジ）とよべりあさぎは淺葱也淺黃と書はあやまり也

○或人問、神前に赤色の衣服を禁すとありや、答云官人當色位袍を服し神事に供する事每なり五位の緋憚る事を聞す、但し古しへ神前ならても禁止の事有しか三善淸行か深紅衣服を禁する、奏議曰但淺紅輕

黄;不レ及ニ火色ニ;有;不レ在ニ制限ニといへり。
○今世巫祝疫神祭の符黄紙赤字なり、是異邦道士の赤䨮符等にならへる事なるを知らすして卜部家の説に黄は土の色赤は日の色日神國土を照し給ふすかたにして國土一人といふ事也、疫神は天照太神を申なんと跡方もなき附會の造言をなすあさまし
○或問吾子か亭を問津と謗す孔子津を問しめたまひし意なるかと、予曰豈夫子の故事をとり侍るへきしはし露おほふ命のうちの栖さへ我から移りかはる事侍りし頃人のみやこ鳥を贈り侍りしほと

ことゝはんこやなにはつのみやこ鳥うらみてすきしむかしかたりを

と夷曲を詠し侍りし、浮世の浪高く所さためす住かかへはへるも素意ならすやと霜髪を重ねて做事なくあたる月日を送り侍るも耻かしく、高適か我行倦風湍韜棹將問津といへる面白に所も名にしおふ前津の庄なれは彼是思ひ出せしまゝ問津と名付侍りし是より自韜棹翁と書て心おきなき友への戯くさには號にさへ用ひ侍るのみ、されとも世の中に望も深く榮行末の日を期しなん人々の聞ましかはあな忌しなんとこそいひしろひ侍るへきあなかしこ、かゝる事とな物かたりし給ひそとて古歌をつふやきし

よしあしも人にかたるなにはかたことうらにすむあまのしわさを

これは末の睦月かりに是山法師と物かたりせし時の事なり法師のよめるうたに

ことうらの月には友をひとひかねてあらいそ波になくちとりかな

となん聞えしか去年亥の冬身まかり侍りし侍としもなく一閲の夢たちかへり侍りしあした(予十一月八日)

ことゝはんあともなきさのはま千鳥かへるうらみにねをのみそなく

何くれとあはれなる事ともなんとわすれかたく覺えしまゝに筆にまかせ侍りぬ
○募レ錢造レ像(事文類聚三十五)唐武后欲レ造ニ大像ニ使下天下僧尼日出ニ一錢ニ以助中其功上(通鑑)
我國聖武帝東大寺の大營同日の談歟、但し武后は僧尼に募れるのみ天下の民をも土木の費をなさしめ

しにあらす愚哉聖武

○招て白蓮社ニ入るれとも攢負して去れるは陶淵明なり、求て社會を得さるは謝靈運なり、二子の行ひいつれか是いつれか非よく見よ陶氏の如きは後世の賢歟、靈運か終を能せさる道鑑綱目を見てしるへし

○王縉爲レ相爲レ妾起ニ感應寺一爲ニ識者一所レ笑(南部新書)

和漢後世愛妾沒後に寺を起大家多し拙哉

○魏世宗瑤光寺を作り胡大后永寧寺を作る、佛殿は大極殿の如く、南門は瑞門の如しといへり(通鑑梁紀)佛宇王宮の制を用ひしは此時にはしまる我國金堂の制は專ら大極殿を摸せりとかや

○宋の元嘉廿三年佛寺兵器を藏めし僧を誅せられし、有司諸寺に入て按せしに或は酒を醸する具を貯へしもあり亦は密室に婦人をかくし置もありて多く刑せられしよし史に記せり、我國京師難波等大都會の寺院を按せは彼長安不律の寺院に爭か異なるへき

○伍子胥出ニ昭高一吹レ篪乞ニ食於吳市ニ(吳越春秋)毛公薛公遭ニ戰亂一隱ニ於邯鄲ノ市ニ毛公爲ニ博徒一薛公賣レ膠(高士傳)

此等市隱なり後には小丈夫これを重ねて市に乞食し博奕を業とせは志をうしないて有へきや人夫業を愼さるへけんや

○武王紂辛か惡を諫むる事あたはす終に牧野の戰に及ひ、堯舜其子の不肖を敎ゆるよしなく孔子三世(叔梁紇伯魚子思なり)妻を出し周公管蔡か叛を討し給へるたくひ、聖賢といへとも其德を以て化する事能はす皆是命にして時の變にや後世無道の王公事故なく妻子和し臣民叛かさるも亦命にして變といふへきのみ。

鹽尻　巻之三十一

○後梁策登は人の白髪を見る事を惡めり故に是に仕ふる者皆頭をつゝみ帽を加へて白髪をかくせり太宗は冠萊公か年若くして政をとらしめん事を憚り、地黄と蘆服とを兼食はしめて鬓髪皓からしむ事文廿鳴呼人常に莊ならず白首を惡む元より愚なり、年老さをる强て老容につくりなす亦造化を私するに非すや顏子二十九にして髪白きは(家語)血分のおとろへたる所ありてなり、謝靈運か髪の鑕(欽書紀事)誰か稱すへき昔沖卿か白髪に戯れて未レ鐇時皤然一翁鐇盡時公然一婆(雜誌)といひしおかし

○人ノ十等　王公大一夫士皁輿隷僚僕臺

○河圖玉版に龍伯國の人長三十丈生萬八千歳而死云々道書の類かゝる荒唐の言多し佛書猶甚し、彼徒に問へは此皆理說にして言をもふくる所なりとて彌ほこれり、或曰漢武故事に東郡より長七寸の短人を送る東方郡これを見て西王母か桃を盜みしものなりといへり至短の人あれは何そ至長の人なからんや、予曰漢武故事は我國の作り物かたりの體なる事を辨へさるや、異邦の書といへは證とせん人こそ最おこの事なり、されは呉越春秋なんとは禹の長九尺九寸湯は九尺文王は十尺孔子は九尺六寸等いへり、按するに孫思邈曰夏の古尺は江准呉越に用ゆる所の尺にして唐の八寸と云々亦商の尺は夏の十二寸五分と張介賓等いへは禹湯の長人なる事さもあるへし、周尺は夏の八寸にして今の曲尺六寸六分に可也といへは孔子の長も六尺三寸あまりにや待りけん、今とてもまゝ六尺餘の人もこそ待れ彼釋迦は一丈六尺なんといへる斗法もなき大言なり、只每事大を好て人を謾せるのみにや彼理說に託してのかるゝもかたまし

○沒字ノ碑　五代の安千秋は唐晋に仕へて藩鎭となれり、狀貌堂々としていとめてたかりしかと文字に通せさりし故に異名とかや、我國官にも亦此たくひ少からす侍るにや

○荀子に衞靈公の臣に公孫呂といひし者長七尺面長サ三尺にして其廣サ三寸と記せり、繪に書なはおかしき貌ならん

○紀州熊野本宮近世破壞に及へり、寛文七年以來關東の御營を請ふ今年戊子八月見分ありしとかや最めてたき事也【割註】京師諸司代に命あり即奈良の奉行に令して奉行家下司を遣して見分と云々」霜月八日熊野の二階堂氏(宇井の家相續の祠官)御札を捧來れり、熊野社今舊記散放して古き跡考ふるによしなし、願はくは古書に出し熊野の御事書あつめてたべなんといひし程に、予先に編集せし熊野考異一卷匧裏に藏むこれをやとて見せしかはことによろこひあへり、さらは足下の家に傳へ給へまた我無時の形見るもなんといひておくり侍りし其書の裱に書侍る歌

消なゝん後のたみとみくまのやゆきかきわけしあとはふるとも

○熱田供僧家(圓定坊)に古證文あり、其中に明應七年十一月寛村の判亦永正三年に逹定の判あり、是織田氏なり當時上野介逹淸大和守逹勝大和守逹廣等多し織田系圖に此人なし洩せるにや

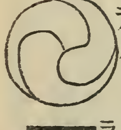
○輌繪はもと

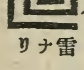


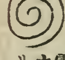
「雷の古文字也」を三ツ書たるものなれは元左ともゑのみ、宇津宮家譜に曰賴朝卿の時小山宇都宮同地に陣せし時小山は右にあり宇都宮は左にあり是故小山右ともゑを以て幕に書て其旗を分ちけるより右ともへ始まると云々は



元雲の古文字にて雷と別なり異邦雷樽には此文を書これ雷の字なりきされ共古き雷樽には斯のことき小紋あり元より雲雷の象の繪かくといへはいつれにても同しきにや、太鼓にかくは雷の







象なり我國いにしへ輌に書し紋なれは俗にともゑと稱す、巳の字ともゑとよむは後の事にや巴は水の象なり兵器には雷皷電戟なんといひて雷電を以て其勇氣にかたとり侍れは巴の字はあたらさるにや、

○或問近年世に見るしゆろ竹といふは本名何といふそ、答ふ志林を按するに桃竹といふもの是なり葉如し

棕身如ﾚ竹密節實中蓋天成桂杖也云々

亦問近年きぢやくといふ鳥あり格物論にいへる白頸の鴉を南人鬼雀といふ、なけは凶咎ありとよからぬ鳥るにやと、答然らす喜鵲と書とかや劉孟玉詩なんとに喜(ヨロコビ)を占ふといふ是なり、亦是を靈鵲といふ喜報を故也、格物論にも其聲杳々然人聞ニ其噪一則喜なんと見え侍るかゝるゆゑ我大公(正公)當國に放させ給ひしかは頃日は多くなれり

○西門豹は自其姓の剛なるを知り毎に革を佩て是を戒め董安于は己か質の緩なるを省て常に弦を佩て自驚しと後漢の茫冉か傳にあり、古人は自我非をしりて是をいましむ後世の人は他其非をいへは却て怒る如何して善にうつるへき下愚の甚しき耻さらんや我亦書ﾚ之以爲ﾚ戒

○濃州武藝郡神淵村龍門禪寺は元僧寧一山の開基土岐賴貞本願の禪刹也、賴貞は土岐隱岐守光定の息母は平貞時の女土岐の惣領家なり曆應二年二月廿三日に卒せり定林寺殿卓然存孝大居士と號すとかや

龍門寺山內熊野八幡笠神等の神祠あり亦寺の東北に牛頭天王の社あり、是實に舊地にして神淵の號は一山名つけしと云々是元より神社有し故也

○濃州岐阜靈方山護國禪寺は織田信長及信忠父子香火の地なり、岐阜中納言秀信の證翰あり(慶安二年)此寺神淵の龍門寺衆任の地なりし近年は平傳のみ住せし此年戊子現住猊首座有司に請て知識所とす

○去し丁亥の冬日光の宮一品法親王公辨和尚中院從一位前内府の篳篥の名をつけてまゐらせよと仰ありしかは瀧浪と名つけまゐらせられしその祠左のことし(于時内府七十七才也)

輪王寺准后より篳篥をたまはりてこれか名つけてとましませしかは逍遙院内大臣の詠に

おのつから耳をそあらふ塵の世は雲井の峯に瀧津しらなみ

といへるうたを見出し瀧波とつけまゐらせし亦みつからのをも讀て加へよと侍りしかは瀑のひゝき萬丈巖崖折といへる瀑布に思ひよそへて

かけたかき山の岩尾もくたくかと雲にこゑしてひゝく瀧なみ

十一月　槐陰老散叟通茂

○同し宮牡丹あまたうへさせまし〳〵て歌とも多く集めさせたまひしに

うへて見る心のいろも深見草ことはの露や花にけたれむ　前内府通茂公

深見草ちひろの竹の園生には花も世にゝぬ色香見すらし　清水谷實業卿

宮よろこひ思しめして御戲作の和に

牡丹檀今古榮名　官舍僧房同寄情　此木東風相恨久　栽花同憶洛人評

かく遊はされしとなん或堂上方より書て送られし

○春日井郡山田庄如意村に六所明神の社あり底筒男中筒男表筒男の六所を祭るといふ神記散亡せしにや古き物もなし嘉吉二年壬戌の棟札に藤原友房の名のみ侍るとなん（亦若宮神明の二社も別地にあり）

此時に長谷川大炊助といひし人住して城地もあれは此先祖にや、其後石黑氏傳へ住亦近世小川圖書といひし人も當村に居れり

○丹羽郡大縣宮（二宮）神主家を重松と稱す、元來利仁流の藤原なるか故ありて橘朝臣を稱すと云々、妙興寺藏古證文の中に重松事あり夫には尾張氏と見えはへる

重松左京亮か弟板津中務丞は同郡樂田村の城主織田彈正左衛門尉に仕へし其末今備前國池田家に奉仕すと云々

○官位問答に昔は六位の者も姓につけて朝臣と書しかとも後鳥羽院より後に禁制なり、其比までは五位にも堅く制せらるゝと

此事能しり置へし今無位の者其名を書に某の朝臣と書は古法をしらぬ故か

○文苑彙雋に浪人蹤跡無二定止一人也云々

窂人と書は非なり窂を牢とも書く獄舎の事也
○山菴雜錄に住一切菩薩智所の佳境に護持諸佛之正法輪所謂佛子住持といへり、今みたりに住持といふは非なるにや
○宗長の道の記に下野國横倉の大胡上總介武藏國忍の成田下總守顯衆等にあへる事あり、當時の人の名多く見ゆ共中に長野氏姓は石上(イソカミ)と云々

○菅原盛政
　余語右衞門大夫
　　├余語長盛
　　├坂井右近將監成種
　　└佐々內藏介成政

右は豐臣實錄（近世の作）に見ゆ佐々は余語より出ッ余語は佐々木の庶流なるに菅原といふ不審
○天野彌右衞門は豐臣秀次の弓衆なり（同心十人）
○今川義元東尾を略せられし時織田信長熱田宮に詣し天より春敲門を出蛇塚を經て井戸田へ行山崎より野並へ還り古鳴海を過て太子の根に陣したまひこれより桶迫間へ衝入て勝利を得給ひしと云々
　此路筋熱田田島家に傳ふる物かたり也
○珠數の楚語を鉢塞莫（名義集）といふ南蠻契利斯當は念數を崑塔子といふよし佛法も天主法に似て同し夷の法也、亦譯語はたしかならさる事多かる名義集に犍椎を鐘とも磬とも飜せり鐘と磬と一物にあらすされは夫ならぬ事猶多かるへしこれをも悉く信するは愚成事ともにや
○寶永六年三月廿一日より四月八日に至り南都東大寺大佛殿落慶供養の時うりける人の送り侍る一紙左のことし



堂高　二十五間　東西　廿八間七尺　南北　廿五間四尺　瓦數　十三萬三千六百六十四枚

大佛殿華梁銘

古殿燒毀梵像儼然、或聞或見靡レ不ニ甚憐一欲レ興ニ久廢一、遍募レ衆緣始運ニ斤斧一、廣設ニ齋筵一般師五百淨侶一千、公慶之德海內爭傳仰祈世主睿算綿々民安國泰億萬斯年

元祿元年四月二日東大寺長吏前大僧正道恕（安井門主）所造銘也

別當二品法親王濟深和尙（勸修寺）

長吏蓮花光院道恕大僧正

大勸進龍松院公慶上人（元祿元年八月上人位寳永二年七月十二日ニ記ス）

天和三年公慶發ニ興復之志ー上奏、貞享元年以來募ニ四方修ニ佛像ー元祿元年四月二日大殿經始僧侶一千人匠氏五百員云々同十四年五月十二日造寺同東大寺大佛長官從四位下左大史小槻宿禰季連云々寳永二年閏四月十日上棟

大佛殿供養のよし聞えける頃彌生廿日あまり奈良へ文遣るとて申送り侍る

時あれはちとせの後の八重櫻けふそむかしの香に匂ふらん

彼寺は花嚴を宗とし侍りぬれは如ニ日光照ニ高山ーの意をよみて佛布施に書そへて遣はす

霧こめてふもとはくらきしのゝめにあさひうつろふ峰のしらくも

〇十とせはかり前三月晦日に旅よりかへりはへるとて雨にあひて

細雨露蓑笠　苦吟入瘦筇　客情與春盡　獨伴暮村鐘

とロすさみしも昔となりにき、折から三月盡已丑雨降てさひしさのまゝ此小詩も思ひ出るかたみ也けり

こしかたを猶しのへとや春雨のふりにし衣手の涙かへして

〇楪（ゆつり葉）櫝（えの木）樛（とかの木といふつが）樠（ぐみの木）枋（むろの木）魚鳴草（なのりそ）山菅（やまちさ）指燒草（さしも草さしもやしくさの意歟）莎草（みくりなは）水葱（みなきそ按にみつあふひ）

此類の文字夫木集に多し

〇妙法蓮花綸貫一卷は明人古呉の智旭所述なり三大部等の書を見さる人の爲に略して記せり

〇我北堂機(ハタ)を見子婦を省て曰、組織を見よ一縷の其條理を違戻する事あれは綜あからす筬礎(オサヘヘリ)りて梭を通する事能はす、よく絲を理(フサ)め衆縷直(ヘタオル)くして經緯正(ヒトスヂノイト)し人の行ひも亦是に異ならさる歟と、亦曰細縷をならへて經とし綜(カサリ)を上下し杼を飛し緯を施して筬を打して經緯を組事そも幾萬數そや、分重(カサナ)り寸積り尺を爲

し丈を爲て始て一絹布の名あり其勞夫一旦ならす汝等是を衣て其功を思はさるやと、亦曰今の婦女の多く泰（怠カ）墮遊手にして織經を以て野卑の業と思へり故に妓藝淫樂の業をならひて是を女家の業とす又誤ならすす、嫁の前必らす當絹（本ノマヽ）枯木を齎（モチユリ）を何の爲そ凡そ女は紡績（ウミヲリ）織紝（しんしトモイフ）を以て其業とし布帛を作りて夫家の用とや故に婦女の什器織器より重きはなし故にしるしきぬばりを第一とす、後世は琴三絃を目立はかりもたする事そさらすともと覺えし、我先人汝等を嫁し遣はす時人俗に隨へといひしに先人曰我婿をえらんで只謹厚の人を求めし彼家何そ妓器を用ひんやとて終に琴類を送らさりしは汝等か知る所なりと皆謝して退く、嗚呼北堂處女のむかしより謹深く老年に及ふといへともかろ〲しく出て歩行し給はす家君存生の日にひとしく貞烈にしく義方ありよく子女を敎へたまへり、今七十六歲に至りて猶節義の正しき事世人の比にあらす正直にして慈愛深くかりにも僞妄なし、これ予無を以て謾に稱讃するにあらす家人親族常に知る處なり、只恐らくは我孝養定省の足らすして罪を天にうけなん事を、然れとも我今日に至るまて一度も其怒氣をかうふらす每に和顏を見奉る事生前の大慶といふへきのみ、是我事のよきにはあらす賢愛より每に咎を容れ給ふか故也。

○或問俗寒足熱せよといふ事醫書にもなし何の據そや、曰天臺の止觀第八世諺に曰欲レ得ニ老壽一當ニ溫レ足露レ首云々是によりていふ歟

○安藤氏兩流あり共に藤原姓と稱す但し其一流本姓安部也と云々安藤對馬守重信等系圖に見えたり

○○安部仲麿 ── 黍平 鎭守府將軍

── 朝臣安藤左衞門尉 鳥羽院武者所守藤原姓元依安家合兩姓而稱安藤云々 紋乾六爻庶流ハ坤六爻後改藤丸

── 右京 武者所 ── 兼平 安藤

以下略之是寛永御撰の諸家譜の中にあり

按するに仲麿は中務太輔安部船守の子とまた大納言朝平の男ともいへり、天平勝寳五年入唐す彼國の大暦五年正月唐にて卒せり我光仁帝寳龜元年なり、是より鳥羽院卽位の年まて凡三百三十九年歟、其間只二代なる事いふかしさためて世系を失へるなるへし系圖の書にはまゝかゝる事多し、亦按に安藤對馬守重信の嗣右京亮重長は本多藤四郎の男なりしかは是より實は別系と成し歟

仲麿唐にて秘書監左補闕左散騎常寺安南護等にうつり姓を朝名を衡と改めし、終に北海郡の開國公に封せられしよし唐書以下もろこしの書にみゆ、我朝仁明帝勅して正二品をおくられし事史にあり

○安東氏譜を按するに神武天皇の御宇長髄彦(ナガスネヒコ)か兄安日(ヤスヒ)東國にのかれ陸奥濱の安東浦に住せし、齋明帝の時蝦夷叛せり安部比羅夫に勅して是を征せしむ比羅夫陸奥に至る爰に安日か裔安東といひし者官軍に屬し軍功を立依之阿部陸奥臣の姓尸を賜ひ賊を護せしむ【割註】安東とは蓋し先祖なり濱安東浦に住せし故其言を取れるか抑安鎭東夷の號歟和訓或はアトと稱せり」其後裔致東よく國亂を鎭す依て將軍の號あり仁明帝の時柴田郡の大領外從六位下勳七等阿部陸奥臣豊主等漸盛大なり一條院の時彼後胤國東松前に至りて賊を征す其子頻良其子を安東太郎賴良といふ後源賴義の名をさけて賴時と稱せし自安東將軍と名謁と云々(一ニ作ニ安部將軍ニ)

- ◦◦忠頼 安東
  - 頻良 一作ニ忠良ー 東奥酋
    - 賴時 安大夫六郡司 稱安東將軍
      - 爲元 赤村介
      - 僧良照
      - 日井盲人
      - 良宗 安東太郎後世或書ニ安藤ニ若ニ伊東伊藤等ー

|貞任厨川二郎
|宗任鳥海三郎
|正任黑澤四郎
|家任磐井五郎
|重任北浦六郎
|則任比與鳥七郎
|女子 アルカ一ノ前 伊具十郎平永衡妻
|女子 中カ一ノ前 亙理權太夫藤原經淸妻
|女子 萬カ一ノ前

右略書す是阿部仲麿と同系にあらす、然るに此阿部より安東を稱す前に記す系圖朝任の名を以て見れは任の字奥州阿部か阿部姓なる故後人傳へて仲麿の後とせしか朝任元阿部陸奥臣の姓外國の氏なれは姓氏錄にのせる也、續日本記等には出たり宣彼是考へて可なり

()今の淸帝(唐熙)左辨將軍某に勅して曰、太子な見るに天下を治むへき器にあらす萬歲の後位に卽て四海を平治せよと將軍謝して曰太子年猶少し異日其德の成を待たまへ若此こと中外へ聞えば必太子を輕んせん臣ねかはくば輔養して太祖の祭を奉し給ふ事をせんとて、已か家に養ひまゐらせ毎に敎へ戒しほとに惡しき質も變していとめてたく成られしと云々、君の我子に私せす臣天位を貪らす天下豈亂に及はんや尤稱すへき事也

左辨は老將にして處々の戰場に武名を顯はし天下に知られし智臣なり、其長七尺餘堅異の貌なりとそ帝其像を銅にて摸鑄し常に帝座に向はしめ自武備を戒らる、左辨酒を好て醉事なし近臣試みに帝の前にして左辨か一盃を飮ことに彼銅像の首に一穴ある所より一盃を入る終日飮して彼像の穴より酒あふ

れ流れに至りても酔事なかりしと云々かゝる上戸も有事にこそ

○季明の功臣鄭芝龍（日本平戸島に住せし人なり）清の太祖順治二年に北京に降せしに其如鄭成功（平戸に生せし人なり）永曆帝を立て明の恢復を謀りし、帝朱氏を賜ひて國性耶と尊ひ稱せられし、永曆二年潼洲の府城を拔しより奇策を廻らして泉州等を攻破りし、同し十五年に塔伽沙古（タカサゴ）に渡り思明に築けり清の康熈五年大宛に卒せり、其子錦舍嗣て大宛を守りしか幾程もなく死ける、其子奏舍猶大宛を保しかとも勢つきて康熈廿三年に俘と成て北京に幽せられし（我貞享元年也）近き頃（我寶永の初也）帝奏舍をゆるし何にても望む事あらは奏すへしと、奏舍曰亡君舊故皆跡なし何をか欲すへき只大宛に亡父母の頴墓あり是を省みは足なんと、帝ゆるして大宛に遣はす奏舍悦んて大宛に至り其舊宅をたつぬるに跡もなく昔召仕ひし者もなしたま〳〵知れる者あれとも時に恐れて奏舍を待する事甚おろそかなりし父母の古墳をとふ田にすかれ圃と變して知る者もなしこゝかしこ尋ねてやうやく求め出しけれとも改葬の費に供すへきたくはへもなかゝりしほとに歸京の期近くなりし儘一先歸りて此よしを奏して啼て曰、臣すてに皇家の囚となりて身を京師に喪なん願はくは亡父母の遺骨を以て京師近き地にうづめは是皇恩ならんされとも其費なくして徒に歸る伏てねかはくは一地を恩賜あらは死すとも可なりと、帝其孝心を感し奏舍實に至孝なり豈異志を企るに至らんや宜大宛に歸して一地を知行せしむべしとて即ち本國に歸し遣はされし、奏舍拜して恩を謝し大宛に歸り父母の墳墓をあらため築て其祀た奏す、故亡臣皆あつまりて賀す、奏舍曰我明の舊臣たり豈淸に仕ふる事を望まんや只祖先の墓所を思ふ事切なる故に存命して爰に來る汝等先に來りし時我を諱しも時なれは恨るに及ばず今來りて賀す我亦悦にあらず仕へば仕へよとて咎むる事もなかりしかは所民皆罪を謝して臣と稱し再び大宛一所の主とあふぎけるとかや、實に孝心の人を感ぜしむる事古今如此淸主即位して今我寶永五年に至り既に四十七年京省靜謐にして萬民其德を稱せり奏舍は一方大敵の子孫なれば頓て誅らるべきを助け置れしのみにあらずかく迄慈愛を施されしも仁政の餘澤な

りけり
右二條は長崎の街談にして關東に啓せし寫とて人の見せけるほどに共あらましを爰に書して共孝を感
す

○前將軍綱吉公御贈位官

御位記ノ寫

正二位源朝臣綱吉

右可贈正一位

中務内專二雄文一外舊二英武一德業光二六合一恩惠治二萬邦一宜下授二贈爵一旌(アラハス)中寵章上可レ依二前件一主者施行

寶永六年正月廿三日

無品中務卿邦永親王　宣

從四位下中務太輔臣藤原朝臣德光奉

從五位下守中務少輔衡少内記中原朝臣職永行宣命ノ寫

天皇我詔止良萬止故征夷大將軍右大臣正二位源朝臣綱吉仁詔倍止勅命乎聞食止宣布勇智兼寬仁文武正政治誌氏一天太平尓四海安寧多利頃聞疾病難治性壽有窮氏終薨奴止仍贈崇號利殊感忠功多萬布故是以大政大臣正一位尓上給比治賜布天皇我勅命乎聞食止宣

正月廿三日

崇號

常憲院　勅使正二位内大臣藤原伊季(菊亭)

宣命使從四位下少納言平時春(平松)

奉勅寫

大樹公薨去之御事
禁理御所方へ令言上候處驚思召候亞相御簾中可爲御愁歎候御機嫌之程聞召度旨御氣色之御事に候恐々謹言
正月十六日
重條
保春
小笠原佐渡守殿
本多伯耆守殿
傳奏目錄寫
大樹公薨去之御事絕言語候御臺御方御機嫌之程窺申度候此旨宜預御沙汰候恐惶謹言
正月十六日
重條
保春
土屋相模守殿
秋元但馬守殿
大久保加賀守殿
井上河內守殿
同
大樹公薨去之御事絕言語候亞相公御簾中御機嫌之程奉伺候宜預御沙汰候恐惶謹言
正月十六日
重條
保春
小笠原佐渡守殿

本多伯耆守殿

○御遺物

尾張中納言殿へ

御脇差（一菴正宗代金二百枚）　御茶入（宗無肩衝）　（御使）土屋相模守

水戸中納言殿へ

御脇差（貞宗代金百五十枚）　御茶入（唐物文珠）　（御使）秋元但馬守

紀伊中納言殿へ

御脇差（貞宗代金二百枚）　御茶入（大隅肩衝）　（御使）土屋相模守

水戸中將殿へ

御脇差（來國俊代金百枚）　（御使）秋元但馬守

加賀宰相殿へ

御脇差（來國次代金百五十枚）　（御使）稻垣對馬守

同少將殿へ

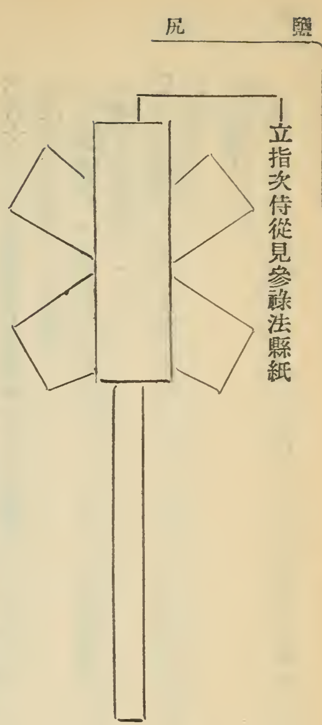
御脇差（行光代金七十五枚）

右丑二月晦日

○或問、聖經漢皆古文字なりと何の時今のごとき文字に誰か改しそ、答焦氏筆乘四に曰六經皆古文唐天寶三年詔集賢學士衞包改二古文一作二楷書一云々是より雜書も亦斯ありしとそ

○或曰、吾子先に寺院の二王を兩金剛といふべきよしいへり但し經軌の説に二像の事なし如何と、答出家論を見るに右弼金剛左輔密迹といへる者此兩金剛にして二神の像を左右に並ふ右弼金剛は倶舍疏に所謂那羅延是なり人種神と譯此神天の力士にして一切の惡鬼を驅天刑星の像此神を頂に安す

○阿彌陀淨土の三曼荼羅は元興寺智光感得當麻寺法如尼感得超勝寺淸海感得也、當麻の變相は世に流布し人あまねく知之超勝寺の圖像未見之智光掌中の曼荼羅は三尊（阿彌陀は合掌二菩薩は當麻に似たり觀音左手寶珠あり）十七菩薩（左に八體右に九體）下臺音樂の菩薩四體（左二體右二體）歌舞菩薩二體比丘形二體頻伽鳥（二羽）新生の菩薩等あり上に樓閣中に寶樹寶幢あり當麻の變相に比すれは甚略なり
○梵名　飜譯　三摩耶形　種子　道場觀
印明
右七種のならひをしらすして妄りに佛像の事をさたせは誤多かるへし能傳授していふへきかも
○權大外記中原康富日記拔抄
應永八年五月五日深草祭百三十騎
信景按するに中世に至りて所々五月五日此風多し
子息大學助範職本名光職二條殿御名字讀故改之云々
按に二條福照院關白名は滿基なり光職と和訓同しとなへの名乘なといふいとやさし
六月十一日月次神今食上卿中納言源光顯卿云々
應永廿二年八月十六日駒牽
當時亂世といへとも神今食駒牽等行はれし後世荒廢尤可惜也
非侍從見參祿法スヂカヘ
是れ紙の挿やうなり重陽平座の條に見えたり、次侍從とは侍從を經歷せる人をいふ非侍從は不任之者と云々
齋藤加賀守龍門
濃州の齋藤氏數稻葉山の城主齋藤從三位入道妙椿の頃其家尤盛大なりし



應永廿六年二月十二日丁亥今夜釋奠(上下延引)上卿權中納言家俊卿云々
自是後每年行はれ應仁文明後絕たり可痛哉、近年東都昌平坂の聖堂にて二仲の釋奠いとめてたく行はれ侍る治世のさまなり
永亨二年十一月十八日卯十九日辰等大嘗會
大嘗祭尤委曲に記せり紙數廿五枚計りあり
但州新田庄左衞門男(太郎次郎)來所望勸進帳云々
勸進の本主俗男なり仍沙門とも不得書亦居士とも不得書間第子と書之俗も諷誦なんとには第子と書故也云々
勸進第子種房敬白
十方壇那を勸め二世の佛願を成し佛法を崇め神託に任せ天磐戶を莊嚴し多寶塔を建立せんと請狀右天上天下云々然れは則奉加の人喜見の志よりも貴く阿育の功にもすくれぬへし現には神靈の利生をかうふり當には寶土の記去を得ん重ねて乞皇居仙院春秋萬年にして柳營槐門本枝百世ならんねかはくは此功德を

以て兩宮を貢たてまつりあまねく萬國に及ほさん仍勸進所唱如件敬白　文安五年八月勸進弟子景房敬白
これ勸進帳書へき人これを見て其體をしるへし今僧家の勸進帳何の體もなく慾深き計り也

同六年四月五日圓福寺の長老昨空上人聽香衣云々
淨土宗深草派本寺なり今紫衣の寺となれり

武家御判作樣事云々室町伊勢因幡守爲御使被仰下可有御判始然るに御判の事御名字を草に被置候事有之或は亦以前字被作之事有之以何字可被用哉可撰進之由被仰候雖然先々此事不蒙仰者不任置候は若又紀傳の儒なんと被撰進歟云々鹿苑院殿普光院殿兩代は義の字なり勝定院殿御判は慈の字也云々
判は花押の事異邦昔玉雲體の字を用ひし我國も亦草書の字なりし、今の如きは文字にもあらぬ判多し古風をわすれたる事多し、公方樣の御判二合の口傳なんと知る人まれなり

征夷大將軍左馬頭源朝臣義成と云々兼字有無の事云々

關白宣下(一條兼良公文安三年太政大臣同四年關白也)宣旨兩通予染禿筆云々(康富草之)

勅萬機巨細宜レ令ニ太政大臣關白一者
從二位權大納言藤原朝臣宗繼宣奉
文安四年六月十五日　大外記淸原眞人業之奉
右壹通

勅關白太政大臣
從二位行權大納言藤原朝臣宗繼宣奉
宜レ如レ舊爲ニ藤氏長者一左右近衛府生番長各一人近衛各二人爲ニ隨身一乘ニ牛車一出ニ入宮中一者
文安四年六月十五日　大外記淸原眞人業之奉
右壹通

文安六年三月云々雜談の次に云ひうをうり候ものをあいものと申候此字不審云々予云あいものとはあきないものといふ事かと存し候云々一條殿へ內々尋申て候へは商物と可書のよし御返事あり云々文安五年正月伏見殿御文の上書はいとうとのゑ

隼人をかく書へき歟

弓場始射手(文安丑年正月十七日)

一番　陶山兵庫頭‥‥六　彥部左近將監‥‥六

二番　齋藤三郎右衞門尉‥‥六　齋藤孫左衞門尉‥‥六

三番　熊谷次郎左衞門尉‥‥六　千秋左近將監‥‥六

按するに此頃までは禁中射禮有し今は絕たり此時分公方京にましませし故武士も常に院內へまゐりし也

文安五年正月廿七日此日姉小路判官坂上時世(大判事)堀川志大石惟弘受ㇾ取賊首ㇾ者也、是首ハ圓滿院前門主令ㇾ還俗ㇾ於ㇾ紀伊國北山云所ㇾ有ㇾ隱謀ㇾ企ㇾ之間畠山左衞門督入道仰ㇾ國人等ㇾ去年十二月廿二日於ㇾ紀伊國ㇾ奉ㇾ討ㇾ之南朝護性院部類云々

按に此宮は後村上院皇子說成親王の御子圓胤大僧正と申せし護性院とは圓胤の御父上野太守說成親王の御事也、右の御首京師高辻堀川の莊嚴寺に入らせたまひしを判官等受取大路を渡さるへきや否の事有しか殿下の御異見に宮の御首共例なしとてひそかに納めまゐらせられしなん

禁中御倉預は多氏立入氏兩家なりとそ

攝州四天王寺秋野坊遠祖は聖德太子の臣小野妹子大臣奉勅當寺一山衞護の職に補す、今世まて五十世に及ひぬ天臺家にして代々妻帶し公卿武門なと親緣たるものあり此家に歷世勅宣且將軍家の朱章施與文等數多傳來す

○椎の葉折敷たる上に餉盛云々

折敷とは往古木の葉を折敷て食を盛しより盤をもをしきといひしとかや、太神宮の内宮の御饌は今も土器に柏葉敷て供し奉る

鹽尻　卷之三十二

○仁　父子有レ親
義　君臣有レ義
禮　夫婦有レ別　○脩己敬（知・行）
智　長幼有レ序
信　朋友有レ信

○治人家（國・天下）

此天命本體　人道當然　爲レ學實功

聖則全焉
賢則守焉　徹ニ古今一
衆則蔽焉
惡則罔焉　其揆一也
偏則差焉　通ニ遠近一
異則邪焉

右淺見安正所圖也初學以レ此立レ志則於レ爲レ學不レ差歟予亦頃日作ニ一圖一以示ニ同志一如レ左

三綱　綱者張也　オホツナヒラク
君臣　君ハ爲ニ臣之綱一
父子　父ハ爲ニ子之綱一
夫婦　夫ハ爲ニ妻之綱一

六紀（紀者理也　ヲサム）
- 師長　君臣之紀也
- 諸父　父子之紀
- 兄弟
- 族人　也
- 諸舅　夫婦之
- 朋友紀也

張ニ理天下一　儒脩焉
整ニ齊人道一　釋絶焉

初學宜下見レ之而知中所ニ以儒釋其根本處不レ同者上也

○今之學者政の字を説くに只衣食を足ス事のみをいふ、夫子既に足レ食足レ兵とのたまはすや衣食足て後武備をかたくして國を護らしむ民爰に於て信して變せさるを政といふへきのみ、民信なけれは立す民立されは國もまた立事あたはす信あれは相守て死す信なけれは相欺詐て臣其君を棄子其父をすてゝ各生路を求め去る是亂の始にあらずや、人君は政教の費あり豈ゆるかせにしたまはんや

○前將軍家の御中陰東叡山にて行はせたまふ正月廿二日靈柩上野へ入御まし〳〵て同廿八日に御葬送准后宮（一品法親王公辨）事を執させ玉ふ、翌日より御逮夜の入堂二月朔日御初七日の御法會二日三日は二七日四日五日は三七日六日七日は四七日八日九日は五七日十日十一日は六七日十二日十三日は七々日の御わさとかや、十四日十五日は百ケ日に擬せられて事終り侍るとなん、御墓誌なんとは大學頭信篤命を奉りしとかや二月十日には大納言家御參有へきよし聞えし

　淨光院薨去故十六日御參詣襲御衣冠浮線綾御袴御帶劍と云々

今度朝家より勅せられて下向の人々は

勅使　菊亭內大臣伊季　　仙洞使　醍醐大納言昭尹

東宮使　小川坊城中納言俊淸　　女院使　綾小路宰相有胤

宣命使　平松少納言時春　副使　小内記

勅使は溝口伯耆守　仙洞東宮使に大村筑後守　女院使に佐竹壹岐守　中宮使に前田釆女正（此代り增山對島守）大准后の御使に織田監物（此代り本多若狹守）等を以て饗をさせ玉ふとなん（二月十四日前田釆女正と織田監物と上野にて喧嘩す）

御臺所は去月御痘を落させたまひ淨光院と稱しまゐらせけるか疱瘡の御いたはり御本復に及はすして九日にかくれさせたまふ

○前將軍家（綱吉公）薨去の後正月廿八日御牌子を立られ旭峰院二品前右府と號して御佛事取行はせまし〳〵ける（二月朔日初云々）其後　勅定ありて常憲院と崇號を謚しまゐらせられ正一位大政大臣を贈らせたまふ（宣命等別記す）勘文は書經の胤征の文字なり

先王克謹二天戒一臣人克有二常憲一百官修輔厥后惟明々云々（常憲者奉法修職以供乃事也云々）

御崇號はかゝるたしかなる熟字且稱譽したてまつるも臣の御職分のまゝに讃したてまつらるゝにそ、我帝業のいちしるしさも知られ侍る、足利家尊氏を等持院と號せしも禪僧の奉りし佛書の文字也、夫より代々僧家の號せし院號なめり今我國家　東照の御宮號は更なり　臺德公より以來皆聖經の正しき御德號を　勅授ましﾞます事いにしへに例しなく今も賢き典則にこそとおほけなき御事なからこれも亦治世のすかたなりとそ覺えたてまつるのみ

○尾州斯波氏の紋窠の紋なり亦枝三橋也廣井の八幡古神器大概三橋なり斯波の庶流牧氏の紋もまた三橋なり

○牧氏紋圖

○斯波左兵衛督義良　尾州屋形淸須城主

斯波治部太輔義通
斯波右兵衞佐義銖　三松軒
津川玄蕃允義冬
津川彌太郎義長
牧下野守長義　尾州春日井郡村城主　母ハ牧左近女
牧與三左衞門尉長淸　尾州愛知郡小林城主　法名梵阿妻は信長公妹
女子細井樽之助妻
牧喜右衞門尉長治　法名休菴　春日井郡長久手村ノ住
牧右衞門四郎長正
元龜三年十二月三方原之役屬ニ榊原小平太ニ戰功蒙レ疵丹羽六太夫酒井與九郎走リ援ス長正歸ニ濱松城ニ而死ス十二歲法名喜祝
牧助右衞門長勝
勢州大河內ノ役十六歲也其後屬ニ瀧川一益ニ甲州天目山役顯ニ武功ニ一益入ニ高野山ニ之後奉ニ仕家康公ニ相州小田原役廿九歲慶長十四年十一月奉レ命來ニ尾州名古屋城ニ檢地繩張ス
牧助右衞門
牧下野守
牧內記奉ニ仕尾公ニ

○尾州丹羽郡稻木庄犬山城主歷代

犬山は中世以來妙法院門主の領なりし永享の末より斯波氏主維して家臣織田氏領之

斯波元勳（始テ城ヲ築クト云々）　織田遠江守廣近（郷廣仲子）（法名珍岳常室）

織田大和守敏定　織田左馬助敏信（敏定男）（後號伊勢守法名常也）

織田伊勢守信安（敏信男）（法名常永）　織田彈正忠信定（信康男一ニ云弟ナリト）（法名日巖）

織田與次郎信康（法名白巖）　津田十郎左衛門信仲（信長末子）（法名哲齊宗傳）

池田勝三郎信輝（後號紀伊守法名勝入）　織田源三郎信房（初ハ勝長）

中川勘右衛門定成（信雄ノ臣也）

定成勢州峰ノ城ヲ去テ龜山ニ入然シテ退散ノ時池尻平右衛門ニ害セラル此際定成其弟僧某ヲシテ犬山ノ城ヲ守ラシムルノ處ニ池田勝入襲來テ城ヲトリ再ヒ有レ之云々

池田勝入　加藤遠江守泰景（初左内丞）

武田五郎三郎淸利（信維臣）　土分勘兵衛雄良（信雄臣後改雄入）

武藏入道常閑（關白秀次實父初稱ニ長尾武藏守吉房ー後號ニ三位法印ー）

三好宰相秀俊（秀次弟）　三輪出羽守（秀次臣）

三輪五郎右衛門（秀次臣）　石川備前守光吉

北條左衛門大夫氏勝　松平左馬介忠賴

右二人關ケ原役後交守レ城

小笠原和泉守吉次（三位中將忠吉卿臣）　平岩主計頭親吉

成瀨隼人正正成　成瀨隼人正正虎

成瀨隼人正正親　　成瀨隼人正正輝

○熱田社大宮司及ひ祝師惣檢校等袍の紋桐竹を用ゆ凡そ桐竹は　皇家御袍にこそ織へきに如何して地下の祠官用レ之やと問ふ人侍りし、予曰諸社の神人位袍の紋多くは其社の神衣を申下して着し侍る事古今其例し多し熱田の祠官も亦然り應永廿六年熱田の社遷宮の時のみ文書今多く田島家に藏む其內に曰

熱田太神宮就二于御遷宮一祝師役之次第

一於二于神前一七日籠りして大宮八劍宮兩社の御しつらひをとゝのへ申候雜用十貫文

一祝師裝束の分三十貫文

一伴の衆裝束の分十貫文

一且那方より前後の禮錢三十貫文

一御遷宮過りて御神の御裝束祝師へ納め候

此末への一條にて神衣を拜領して着せし事明らけく宮司及ひ惣檢校等も拜領の例ある故自の紋にも用ひ來りしと見えたり

○亦問大宮司諸事を主維す祝師家と惣檢校家と座位如何、答今のことさは宮司第一座田島馬場の兩家は年老によりてこも〳〵二三の座に着し侍る但近世迄宮司も年老次第にて尾張氏と交座しけるにや古狀の中に(田島家に有之)

今度東緣大瀨古御禮錢に付て申事候此方にて可有批判一儀に候得とも宮中の事先年より於神前大法被相定候由に候條六ケ村宿老中被仰付如前々被成御異見可被相果候不可有御油斷候恐々謹言

七月二十五日

佐久間牛羽介　信盛

赤川三郎右衞門　景廣

村井吉兵衞　貞勝

島田所助　秀順

祝言師殿
千　秋　殿
惣檢校殿
人々御中

明日明後日の内可被相濟候

右の古狀を以て見よ信長公の時迄三家の次座は互ひに年老次第と見えたり

○侍の禮服は　素襖（上下）　烏帽子　小ヵ刀

略の時懸素襖（袴なし上はかり打かけて付腰にて帶し烏帽子なし）

足利家の末迄かくありし享祿前後より多く八とくを用ひし今の袖なしの上下の起る所か肩衣のひたは信長公以來なるよし先年織田眞置老人語られ侍りし

○供武故事云角觝六國ノ時所レ造云々角觝註云戰國時講レ武以爲ニ戲樂一相誇（アラソヒ）角ニ其材力一以相觝鬪云々

これ今の相撲也

○朝野群載（廿卷）に唐憲宗我國の人に賜ふ位記あり、これ本邦官人に賜ふ位記は此制に效へる事明らけし其文如左

日本國判官正五品上兼行鎭西府大監高階眞人遠成

右可ニ中大夫一試太子中允餘如レ故

勅ニ日本國使判官正五品上兼行鎭西府大監高階眞人遠成等一奉ニ其　君長之命一（趨イ）赴ニ我會同之禮一越ニ溟波一而萬里獻ニ方物於三險一可レ宜レ褒奬一錫ニ班榮一可レ依ニ前件一

唐元和元年正月廿八日

中書令　（闕）
中書侍郎平章事臣鄭絪宣
中書舍人臣盧景亮奉行

奉
勅如レ右牒到奉行
　元和元年正月日
檢挍司空兼侍中使
門下侍郎平章事　黄裳
給事中登
　月日　　（權）侍都事
　　　　　　　右司郎中
吏部尚書　（闕）
吏部侍郎宗儒
吏部侍郎　（闕）
尚書左丞平章事左中書
告日本國使判官正五品上兼行鎮西府大監高階眞人遠成奉
勅如レ右府到奉行
員外郎次元　主事（榮同）　令史摠初
　書令史
元和元年正月　日下

[illegible]　尻

斯のことく書せり件の正本は內記局に有しか後に南所に納りしよし見えたり右の內誤字ある樣に覺ふ

○巳丑五月朔日(天晴)關東御昇進

同三日諸家御饗應(猿樂)

同四日　勅答ト云々

勅使	高野權大納言保春卿
	庭田前權大納言重條卿
宣旨御使	押小路大外記
	壬生官務
告使	山科民部大丞
副使	靑木左衛門尉
	靑木右衛門尉
仙洞使	梅小路權中納言共方卿
東宮使	鷲尾權中納言隆長卿
女院使	滋野井宰相公澄卿
中宮使	外山前宰相光顯卿
大准后使	交野三位時香
御衣紋	高倉前權中納言永福卿
御身固	土御門陰陽頭泰連朝臣

御衣紋御身固等は御黑書院と云々

上首

二條右大臣綱平公　近衛左大將家久卿

宣旨御位記之目

征夷大將軍　右近衛大將　右馬寮御監　淳和弉學兩院別當(一通ナリ)　源氏長者

右六通　官務方　筥箱　青木左衛門尉

內大臣　正二位　御位記　大將叙留

隨身兵仗牛車

右五通　外記方　筥箱　青木右兵衛尉

右御大廣間　出御　造使進立庭上呼御昇進(一音高聲)

次ニ勅使院使等進　御劔等御拜　次ニ右大臣家以下御太刀進上宮々並殿下左大臣家等之御使畢一條家近衛

家殿上人傳奏之雜掌並樂人總代御冠師御裝束師等ニ至マテ奉拜云々

今日公武有官面々皆束帶ト云々

五月三日堂上方御饗應猿樂

翁(三番叟　仁右衛門　八幡風流　彌太郎)

開口(權右衛門)

夫レ天長く地ひさしきにうけつく松のかけひろくおなしみとりの榮えさかふる民さかへ　ほこらし

てめてたかりける御代とかや

高砂(觀世)　三十郎　權右衛門(三郎右衛門、淸六)(惣右衛門、市右衛門)

田村(金春)　八左衛門　又七(淸九郎、長右衛門)　長藏

東北(寶生)　新次郎(市郎兵衛、淸五郎)　庄兵衛

紅葉狩(金剛)　彥太郎(三太郎、新九郎)(佐吉、又八)

祝言　七太夫　茂右衛門（彌三郎、淸次郎）（又十郎、忠次郎）
狂言　末ひろかり　仁右衛門　いくゐ　彌太郎

五月十六日尾公紀公水戸公於二秋元但馬守喬朝ノ家一會盟ト云々
前將軍御政始の時は三家の公於二堀田筑前守正俊ノ家一會盟也、豊臣秀吉聚樂行幸の時會二諸大名一令レ盟
自レ此はしまる歟

同月廿三日尾公歸國上意（上使大久保加賀守）賜二長光御刀御馬一疋時服一百白銀一千枚伽羅一木一云々

○文武の官人の座次に五位以上は位次によりて席をなす、同位は授位の先後に隨ひて座す六位以下は年老次第に上座する事令の定法也

○凡そ位に叙するに從五位下より從五位上に昇り正五位下に至り正五位上につむる事あたはす、是左右の辨官の當位なるか故のみ却てこれより從四位下に越階する事は聽され侍る、夫より亦正四位上につむる事あたはす是皇太子の傅中務卿の本位大辨の當位なる故とかや、却て從三位に越階する事は宣下ありといふ是は地下のみにもあらす堂上の家といへとも同し今年己丑の補任を見るに正四位上は萬里小路尙房（藏人頭右少辨）一人正五位上は裏松益光（左中辨）淸閑治房（右少辨）二人より外なし季世といへとも辨官の重職たる事知るへし同位並ひ立さるもの歟

○西京正法山妙心禪寺の地晉し籍田の跡にして後行在(アンザイ)に擬して宮殿を建花園を治め玉ふ時の人花園離宮と稱せり、延喜中囘祿せり白河院御宇園を以て左府有仁公に賜ふ仍て池館を開て燕居せり世に是を花園の亭といふ（花園左大臣の稱これなり）假山園囿奇樹名花西都の一壯觀なりしが一旦兵災に厄して烏有となれり、延喜帝此地に離宮を營したまひし故花園の御所といふ（花園院是なり）吉野先帝の時上皇（花園帝）御園を捨て蘭若とし關山和尙を以て開山第一祖とし玉ふ（上皇は萩原にうつりたまふ故或は萩原院とも稱せし）晩に寺後に玉鳳院を建て仙居し玉ふと云々大內義弘亂を發せし時寺產を沒せられ應仁元年

の大亂に曠墟となれりとかや明應五年正月英朝か寺記に見えたり
○楠正成はしめはマサナリと呼しか將軍宮成良親王の諱を避てマサシゲとゝなへかへしとかや、亦朝の字公家は多くアサと讀み武士はトモと唱ふるにや但しこれはさして定れるにも侍らす織田信雄をノブカツとゝなへし事は正しく侍れとも亦ノブチと呼ふも誤にあらす公家にては上にあれはカツとよみ下にあれはヲと讀む(正親町の祖左大臣實雄サネヲ等の類なり)信雄はしめはノブカツと呼しか公卿なりの時よりノブヲと唱へかへられたりしとかや花山院前大納言定誠卿の説と云々
○淡海公不比等もと史の訓字にてふひとゝ讀へけれともトの字を上聲に呼てトウを唱ふる事古實なり、古今集の序ヤマトとあるをトの字を上聲に引てトウと讀習と一般の事とそ勸修寺の一位(經政)仰せられしとかや
○或曰朝廷の御儀式の中使廳の判官なんと列座し罪人を刑する体あり、白布を縮て彼者の首に置きしもとを以て打まねをなす(正月七日)此罪人になる者は鞍馬の民家定まりてまゐる下行三石を拜して歸る如何なる事そ、答是着鈦政也委しくは延喜式の廿九(囚獄司式)に見えたり(五月の政なり正月七日とは聞たがへたるにこそ)昔は實の犯罪の者に鎖鈦亦は盤枷を着て東河原にて行ひし事也今は其まねひのみにや
○尾州の俗に初茸をあをはちとよふは此くさひらに赤きと青きと二種あり夫をあかはつたけ青はつたけといひて又たけの詞を略し青はつ赤はつといふを轉し青はち赤はちといふなる、江州には初茸を青ずりともあひずりとも呼はへる是のみにあらすよろつの物其鄕談方言世に多かる
○平信長桶狹間の役に乘らしは牝馬なりしとかや。自秘藏の馬十二疋を屛風に描せ玉ひしに彼牝馬を其中に圖せしめたまひし其屛風織田山城守長賴朝臣逝去の後遺物として我大納言家に賜られ侍りし
○地下の官人堂上の列に加はる時逆退といふ事ありたとひ三位に居るといへとも四位となりて昇殿す

補任を按するに大中臣景忠卿延寶六年十一月廿一日進從三位（同日神祇權大副）天和四年二月九日逆退（更叙ニ正四位下一）同月廿一日聽昇殿貞享二年九月十日復叙從三位

○唐朝に十部の樂を立てならはせし

燕樂　清商　西凉　天竺　高麗　龜兹　安國　疏勤　康國　高昌

我邦につたへし樂此中なるへし

○問十香あるひは十種香といふ何をあつめたる香にや答印海を按するに

梅檀（伽羅ナリ）　沉水　蘇合　薫陸　欝金　白膠　青木（木香ナリ）　零陵　甘松　鶏舌（丁香ナリ）

○群書類要卷三に庶民婚禮の條に上戸八瓶下戸二瓶といへるもと民戸の上下をいへとも瓶數多少あるを以て飲酒の多きを上戸と呼ひ少きを下戸といふとかや

○處レ己警語曰、千言千中不レ如ニ一嘿一百巧百成不レ如ニ一拙一

○居レ官警語曰、富不レ親兮貧不レ疎兮、此是人間大丈夫富則進兮、貧則退此是人間眞小輩（事林廣紀）

○源義經一の谷を攻られし時案内者とせられし鷲尾庄司武久は攝州矢田部郡山田庄原野村の人也、其先祖は伊勢平氏なり葛原親王十四世安濃津三郎貞衡の孫桑名三郎清綱始て鷲頭と稱す共嫡は太郎維綱次は三郎武久といひしよし古書に見えたり

此裔原野村に今も相續してあり元祿の頃は鷲尾愛右衛門義久といふ村民常にこれを席上に座せしむと云々

○蜷川氏は宮道の姓攝州矢田部郡蜷川村より出ると云々

按するに今當郡蜷川といふ村なし蓋呼ひ改めけるにこそ

○佛体五部　佛頂部　如來部　菩薩部（童子）　明王部（童子）　諸天部（星宿神將藥叉等）

○近世異姓相續諸家大槩

近衞信尋公（後陽成院皇子）　一條昭良公（信尋公弟）
正親町季秀（源重保男）　持明院基定（吉良義明男）
以上藤原氏
庭田經資　白川雅陳（藤原永孝男）
廣幡豊忠（久我通名男）
以上源氏
東坊城盛長（藤原爲康男）
以上菅原氏

武家大槩

保科正之（秀忠公男今至ニ正信朝臣ー復ニ松平ー）　岩隆貞隆（佐竹源義重男）
上杉（長尾氏元ト平家輝虎以來冒ニ藤原ー）　久松（元ト菅原定勝賜ニ松平ー故冒ニ源氏ー）
本多中務太輔忠國（松平刑部太輔源賴之男）　本多縫殿助康俊（酒井忠次二男）
小笠原左衞門佐信之（酒井忠次三男）　秋元但馬守喬朝（戸田山城守忠昌男）
牧野周防守康重（本庄因幡守藤原宗資男）　土井山城守利忠（稻葉越智正則男）
內藤主殿頭政貞（土方民部雄賀男）　內藤駿河守淸枚（水野伊豆守正男）
松平右衞門大夫正綱（大河內秀綱男）　松平丹波守康重（本稱ニ戸田主殿介ー藤原氏なり）
松平周防守忠次（本松井左近）　松平丹後守重直（小笠原秀政弟）
相馬圖書頭宣胤（佐竹少將源義虎男）　石川主殿頭忠總（大久保忠隣男）
脇坂中務少輔安政（堀田侍從紀正盛男）　坂倉賴母重高（小出藤原英利男）
九鬼式部隆資（松平伊勢守男）　九鬼大和守隆方（柳生但馬守宗在男）

九鬼兵助隆林(戸田土佐守忠定男)　堀美作守親常(近藤織部正男)
西尾丹波守忠永(酒井重忠男)　増山兵部少輔利須(那須遠江守資祇男)
市橋兵部直方(溝口藤原重雄男)　久留島織部(脇坂淡路守安昭男)
太田原備前守典清(織田小重郎男)　柳生帯刀宗重(岡部長泰男)
右萬石以上の諸家也其他暫略之
○或問、我帝王の諡はいつれの代よりはしまると、答釋日本紀曰、神武等諡號ハ淡海(アフミ)ノ御船(ミフネ)奉レ勅撰也云々然れとも淡海御船は養老六年に生れて延暦四年に卒せり日本紀は養老四年に奏覽の書也、されは御船生れさる以前なり舍人親王御撰の時は神日本磐余彦天皇とはかり書したまひしを御船奉勅て諡號を撰せし後神武天皇等の四字を細字に御名の下に加筆せられしと見えたり、亦問諡號絶たるはいつれの代よりそ、答ふ神武より桓武迄五十代皆諡號なり其中聖武と孝謙とは在位の時奉りし尊號(續日本紀に出つ)なれは諡號にはあらす皇極齊明は一主重祚の兩號尤故なき御事歟【割註】稱徳孝謙も兩號のことく野史に記せとも續日本紀には只一時の尊號にて稱德孝謙皇帝と稱せり」平城はナラと訓して和州の處名嵯峨は山城の地名なり是皆舊都離宮の有し處を以て稱し奉りしかは是より諡號なく侍る歟、淳和は一院の號にして是亦諡にあらすされと仁明文德の諡あり、清和陽成は亦院號なり光孝は中興の帝にして諡をたてまつる宇多以後は亦離宮を以て稱す、亦問院號はいつれの代よりそ、答六十三代冷泉院より以降天皇の號なし【割註】後世に崇德安德諡號にして天皇と稱し奉る」亦問後の字を用ひしはいつれの代よりそ、答三條院迄はなし六十七代後一條院以來の例也。
○三寶荒神は寶龜三年二月十一日開成皇子般若書寫の時攝津勝尾寺に八面八臂の神出現して紺紙をまいらす皇子如何なる神そと問たまひしに答て曰、我は當山の鎭三寶大荒神なりと云々我國荒神感得のはしめたるにより勝尾寺にて最初荒神と稱すと云々凡荒神は役行者感得といひ亦開成王感得といへり後世の

附記なり正史に此事なし荒神の辨谷響集にあり

○康和四年天龍寺供養の時延暦寺の衆徒等興福寺に牒送せし文に天龍寺供養着座領掌の藤氏はこと〳〵氏を放せ猶をして出仕する人あらは山門も力を合せて其家々に臨み苛法の沙汰すへきよし書り、嗚呼他宗の興盛なるを妬むは乞食者の心なれは元よりかく有へし氏を放ち苛法を致は何そや、天子の命にもとり自私をもつて廷臣を恣にせんとするは國賊の甚しき者にあらすや、そのかみ君臣山門といへはおぢ恐れて彼か我意を長せし事もまた愚といふべきのみ、幸に平信長一炬に燒亡ほされし後世に人目覺め逆徒もまた衣食の便なけれは手を束ねて國家にへつらふ、すへて僧家强盛なれは必らす驕亢不遜にして天下の害となる事和漢其例多し

○朝鮮國の學者能朱子に從ひて道を講せしもの多し李退溪及び李珥か類なり、然るに其書武備の事なし大槩出家の學文も同しやうす心術そ道義よ禮法よと口にいひて身に力なく惰弱に成侍らん者朝廷に滿座せは何の用に立へきや見よ豐臣氏の一戰に其儒臣等一方をも防きしや只おめ〳〵と迯はしりて太子迄をとらへられし、朝鮮は東方の內これほと善國なしと唐土人の書にあれとも是ほと武備もなくあさましき國はなく侍けりと我國の人は思ふのみ。

○凡そ武を名とする家に生れたらん者は先其名分をよく立へし、忠義は武の體智勇は武の用也 體用全くして弓馬に熟閑し身骨健にして國家の把守たらん事を片時も忘るましき也、餘力聖賢の書を見るにも治兵の道を脩て亂臣賊子の罪なからん事を思ひとすへし、然らすして唐土文人儒臣の言のまゝに學ひなは必心志もつれてうつくしく武に用なき身となりなん我子姪志をこゝに立て武の名に背く事なかれ

○詩の關雎より桃夭に至り皆婦德をのへ萬世の始を正し閨門の慾をいましむ、兎罝の詩始て男子の德をいふとて文學風雅の事は更に稱せす只赳々たる武夫は公侯の干城なり好仇なり腹心なりといへり、蓋し男の德は武にある事これを以てしるへし後世の儒者は武夫とて賤しきものにいふ、文王は是を以て干城

好仇としてたえず國の腹心とこそしたまへり、されは周家起る時征伐の軍事多し其奉仕の人後世長袖博帶の儒者のごとくならんや、いはんや我國經津主武甕槌の兩神を降したまひしより天兒屋命嚴矛を執持して天下をま方れり、是又四海の干城腹心にあらすや、然のみならず我萬世の帝祖武德を以て宇内を治たまへり、神武の謚を見てもしるへきかも。

○源義經の妾靜鎌倉に下りしは口惜けれと賴朝卿の前にして憚なく我愛情をうたひしもいみしく、梶原以下に黷されりしそ奇特にあはれなりける、後世の婦女豈かゝる堅固の志あらんや男子といへとも時勢につきて義を忘れ侍る者少からす。

○或問、公方家御ありきを御成と稱す成の字に行の義なし如何と、曰夫ヽ帝の御ありきを行幸ならせたまふと申院をは御幸ならせ玉ふと稱す、足利家の時諸事院中の事を准せられしかさすか御幸ならせ玉ふなんといはんも恐れありて御幸の二字を略して只某の所にならせ玉ふ等いひしよりまた御なりと轉し呼ひしと云々。

某の所にならせたまふといふことは元より天子の御事にして古書に多く見えたり

○近衞前殿下（基凞公）關東御下向の時御供につかふまつりし某清見かたにて昔は浪打際を通りしに今は薩埵山を經て往還する事を

清見かた又ことかたに道かへてせきもる浪もいたつらにたつ

と讀かくと啓せしかはよろしくもつかふまつれり、去なから今度のことくに直に其所を過て讀なはかかる事と前書すへし、只題歌なんとによまんには昔のことく浪路を通る体を讀へき事なりと仰られしとかや、凡名所の詩歌は此心得可有事也

○初秋友と五色の題にて詩つくり侍りしか白の題を探り得て

雲疊（壘イ）奇峰疑雪光　蘆花過雨引新凉　金風玉露飛烟外　月下秋寒雨鬢霜

○或問、中世の書に雅意に任せてなんと書る、雅は我の字然るへからん歟、雅は正也常也又雅は風雅等いへは雅意はよき事のやうに覺ゆ如何、答ふ正常の解にはあらず雅は素也元より己れか心の儘にする事を雅意といふ古今纂要の雅愛の註にも素なりとあり

○尾北纔鹿尾の緣起甚妄誕のみ鹿の字によりて附會もあり、按するに山城國高雄山も鷹の尾に似たる山なるよしいふはかゝる類なり夫處々某の尾といふは岬岡（ヤマノカタハラ「ヤマノセ」）の所を稱す山の頭に對して山の尾といふ事也「さくらはなみねにも尾にもうへ置ん」なんと讀る歌にてしるべし。槙尾はつがやまき栂ノ尾【割註】尾州のつかの尾も是におなしき歟トガの木をツガの木ともいへは也」槇尾はつがやまきや多き山故の名高尾は秀出乃岬をいふ【割註】我丹羽郡にも高雄庄あり高尾ともかく」長尾は出崎の長き所松の尾（松多き山）水尾（川近き山）平尾當ノ尾池ノ尾牛ノ尾等の名山城一國の內にさへ多かるよく地形を見古書を考へて附會の說をいふ事なかれ

○尾東瀨戶山ありせとは海路磯近く山島の間をいふ迫渡り書り愛知郡の海遠き地にせとの如何にしてあるそといふ人あり、されは我州陶器の製知多郡の海邊より燒初て薪につきてやう〳〵北のかたへうつりしとかや、はしめ知多の瀨戶より起りし名なるべし舊事紀の節渡の縣とあるも攝州の海邊近き地なり

○下野國河內郡二荒山神社は崇神天皇の皇子豊城入彥命なり舊事天皇本紀に曰、崇神天皇四十八年夏四月以豊城命令治東國云々。

日光并宇津宮の緣起さま〳〵にいふ說ありて一決せす今記す所は度會延佳神社の家說也

鹽尻 卷之三十三

○神前の射禮をぶしやと稱す奉射と書くは射たてまつるといふ意かと問人あり、予曰是神前のみに限らす凡そ馬上ならて禮式を備へて射るを歩射といふ、奉の字は俗傳にや延喜式廿八兵部省式に曰、凡侍衛の人等兼預歩射騎射云々亦歩射秘解一卷あり享祿三年兵庫頭稙房所述也

○或問、的弓は白木を用ゆ塗弓をも用ひし例ある歟、

答凡武官の人は皆塗弓を用ゆ大射の節は文官といへとも塗弓を執よし式文明らかなり(兵部式)

問雉羽矢常人憚るよしいふ人あり何の故か、

答明證をしらす但し天子の御樟弓に箭四具を添へり【割註】角ノ大伊多都伎細ノ伊都伎木ノ伊多都伎麻々伎を合せて四具とす一具の箭五十双と云々」其矢雉の羽を以て作る故憚る歟、

問弓袋鞆袋如何、答弓袋表紫の帛裏緋帛これ天子の服御也、鞭袋の色も同し然れは我人紫色を憚へし、

問鞍具いにしへ禁ありと如何、

答彈正式を按するに獨窠ノ紋なり鞍の褥は臣下一切に禁せらる六位以下は紫の韉龍頭鞍杷褥幷緋の韉は禁斷の事也、鞍覆は大臣は淺紫參議以上深緋五位以上は黃色なり六位以下は鞍おほひを用ゆる事あたはす亦熊皮の障泥は五位以上の着る所なり、其外さま〴〵の禁あること法曹家の書に見えたれども季世はかゝる式もなく我儘に觀美をのみ盡して分外の事たるをしらす可痛哉。

驕泰にして外觀をのみ專とすれば內必らすやはらかになりて物每うつくしき事を好める事古今人情同し武夫の氣象には尤も似氣なき事也。

○凡そ武藝優長に性志耿介ニ不レ問ニ水火一、必達所レ向勿レ顧ニ死生一以當レ百者には必らず別祿をたまひて

武官に任す左右近衛府左右兵衛府等の類なり、其身尫弱にして武業に堪さるものは武官に任せすこれ我國いにしへの製なり、況戰國の時をや、懦弱の者豈軍用に堪んや、故によく其器をえらんで職を授る事將の第一とせし、後世太平の時は名のみ武士にて女童僧法師のごとき者とも大祿を食て人のうへに立事いつとても同し、一旦事あらば何の用にも立ず却て大害をこそ生じ侍るべき和漢國廢亡の時を以て考へしるへし。

○凡男夫は稼穡をつとめて已も食し人に與へても饑さらしむ、女子は紡績を事として自も衣人をしても暖ならしむこれ人倫の大本なり、家宅を作り什器を制して用に備ふるを工ミと稱し互ひに通利するを商といふ、農工商の三ッを總て其道ををしへ其亂をなさゞらしむを士といふ、士に文武二道あり德隆く智明らかにして座して道を論するは文士なり、此道を盡すものを擧て相とし百官をすへて政を布しむ、弓馬に長し計略ありて征て功を立るを武士と稱す此業に譽れある者を選んで三軍の將とし兵馬を司らしむこれ命する者を王者といふ、世みたるれば武を右にして文を左にす、王者威なければ必らず賊の爲に國を滅せらる治世には文を右にして武を左にす君王明らかならされば必奸の爲に世を亂らる、明は鏡の如く威は劍のごとし我天照太神皇孫尊に八咫鏡及び草薙劍を授たまふ微意豈小緣ならんや、神聖の御授受道統の御相傳のみにあらず惣しては此寶器を萬世の四民に授け奉り深く思ひを致すべき事也。

○或人(予)に謂吾子あり或は冠し或は成童を過く幸に伶俐にして秀頴なり何そ經書を學はせさる、予曰我祖文筆を以て出身せしにあらず弓馬に依て祿を世々にす故に今射にくはしくよく騎(ウマノ)れる士及及び劍術等を教る人を頼て武藝を演習せしむ是我家業にして報國の第一なるのみ、若他日彼等學文に志しあらば夫は望みに任せん世に文もなく武もなきものはいふにたらすたま〳〵學を講しても慰みものとのみ思ひあるひは俗を矯て名をもとめ才をたのみて人を愚とする者多し、たとひ駑下の笑ひを得るとも元より武は野に近し箕裘の業に疎からすは豈紹述の道を失ひ侍らんや、男兒每に鋒氣を勵ますへし峻節義に馳る

も我筋骨強からてはいかて人に屈せざらん況や武夫をや、物の無骨にして專剛を好みやゝ人情にうとき
を三河武者とこそ稱せし、我祖曾も亦三州の本貫徳川家の舊臣なれば先祖の倘氣を失さることそ裕蟲繩武
の子孫ともいふべけれ、何そ太平にならひ干城の名を忘れしめんや只毎にをしゆ徒に君祿を食て職分を
閑することなく、奸佞にならひて官守を犯す事なかれ義によりて死なば足りなんとする事を此外亦何をか
云々せん。

○元興寺起脇寺當麻寺三曼荼羅の外惠心來迎曼荼羅あり、凡二十五菩薩の名經に出るといへとも其持物
等のつふさなるは見すといふ僧あり、按に山城國伏見里即成就院の緣起を見れば惠心一旦宇治にて說法
せし時他翁ありて阿彌陀淨土の宗を示す於此佛工定朝をして所示の形像(三尊二十三菩薩)を彫刻せしめ
堂をつくり安置せしよしありこれ其感得の像歟、實は惠心當麻の變相上品引接の一局を圖畫せしなるへ
し。

○南都東大寺
大殿落慶上棟儀寶永六年已丑三月十七日
　大工　塀內築後橘貞長　塀內一郎左衞門橘滿正工匠凡五百人
同月廿一日供養(自今日至四月八日每日法花千部南京密宗佛聖加持音樂)
　勅使　萬里小路頭佐大辨藤原倘房朝臣
　導師　安井道恕大僧正
東大寺衆徒同末山僧侶　栂尾倘山寺　安倍山崇敬寺　高山法樂寺　新藥師寺(防州)　凡出僧百口
樂人五十員　承仕十五人　小綱十人　公人三十五人
　舞樂十番
同廿二日　南都十三ケ寺(僧侶凡四十八人)

同廿三日　南京眞言宗（九十口）
同廿四日　同東門淨土眞宗（六十口）
同廿六日　南京西門中（五十口）
同廿七日　藥師（五十口）
同廿八日　招提寺（七十五口）
同廿九日（舞樂如初日）　興福寺導師大乘院貫主隆尊
同寺衆僧　一百員　衆徒　二十人　中綱　十人　承仕　二十人　公人　三十人
南都東大寺大佛殿　金銅十六丈
盧舍那佛寸尺
御長五丈三尺五寸　面長一丈六尺　廣九尺五寸　眉五尺五寸五分　目長三尺九寸　口三尺七寸　鼻口三尺（但穴差ワタシ一尺）　螺髪（ラホツ）九百六十六（高一寸徑六寸）
頤長一尺六寸　耳長八尺五寸　御頭二尺六寸五分
肩徑二丈八尺七寸　掌長五尺六寸　胸長二丈九尺　腹長一丈三尺　肘ヨリ腕マデ一丈五尺　臂一丈九尺　中指五尺　周四尺五寸　脛二丈三尺八寸　膝厚七尺　膝前徑三丈九尺　足裏一丈三尺　蓮華銅座高一丈　徑六丈八尺　花二百八十枚悉淨土曼陀羅繪アリ　周二十一丈四尺　基周廿三丈九尺
土蓮華高八尺　上周三十四丈七尺　基周廿九丈五尺　堂高十五丈六尺（但南向ナリ）　東西五十間南北三十一間　柱九十六本（但木口五尺）　角柱四本ハ（木口七尺）　基砌高七尺　廻廊東西九十間南北百間　柱數四百七十六本　鐘樓鐘一丈三尺　口徑九尺一寸三分厚八寸三分　目四萬八千九百貫目也
同晦日

紀州高野山衆僧凡二百餘口
四月朔日
北京智恩院尊統法親王　圓理大僧正
衆僧凡一百三十五口
同二日
黄檗山萬福寺衆僧凡一百五十口
同三日
西大寺衆僧凡七十口
畑鄉密宗六十口
同四日
內山僧衆六十口
同五日
菩提山僧衆五十口
谷口僧衆四十口
同六日
攝州平野大念佛宗衆僧凡一百八十口
同七日
忍辱山僧衆三十九口
同八日回向（舞樂如初日）
東大寺　向山寺　崇敬寺　法樂寺　新藥師寺



大和國中聖方凡五百員
右ノ外毎日燒香諸宗僧侶至ニ回向日ニ凡一萬三千餘口ト云々。
これは供養の時板に彫て賣ける記なり或人の求め來りしを寫してこゝに筆す

○東闕秩父三十二番般若船
法性寺觀音像



按するに觀音に水月一葉瑠璃等の像皆一辨の蓮花に乘せしむ、亦我愛知郡笠寺の像に笠をきするは別に緣起の起あり此觀音像はいと珍らし阿彌陀乘船の像は古き繪まゝあり。

○凡そ觀音部多くの形像ありて亦一像の內數形あり。

正觀音　千手　馬頭　十一面　準胝
不空羂索　如意輪　葉衣　白衣
多羅　毗倶胝　青頸　香王　楊柳　水月　阿麼提　來迎　洒水　梵篋

此外魚籃の觀音はもろこしにての故事なり、當麻曼荼羅の內觀音の形像さま〳〵あり智光感得の變相の觀音は左手に寶珠を持せり其他和漢の繪像さまさまのすかたを圖し侍る。

○唐翰林學士陸贄曰兵貴ニ拙速一不レ尙ニ巧遲一(上奏之略)
兵は兵士步卒をいふ、いにしへより勇をふるひて戰場に名ありしもの誰か巧才にして遲緩なるものありや、大槩性揣きかことく分別なく進むに速に力强く心健なる者ならてはいかてか死地にたしろかさるへき太平の日はかゝる者を無骨人無分別者とて廳堂の笑ひ草とす、されば武士の名ある者は爰に立事あたはされは名を竊める盜人の類なるへし。

○我友布施氏世を早ふし侍りし更に夢のやうに覺えし一七日彼墓所に水そゝぎて掛劍空絃の思ひ一方ならざりしかは

曉嶺殘雲暗　秋風回夢寒　舊苑芝蘭絕　更無浪痕乾

あかつきの霧にへたつる鐘の音にさめてもたとるゆめのうき橋

○古今集の序に春のあしたよしのゝ櫻は人丸が心には雲かとのみなん覺えける云々と住吉口傳【割註】堯孝僧都の家書と云々あるひは玉傳保秘傳と稱す」の人丸秘歌に、

ちれはゆきちらねは雲とみゆるかなよしのゝ山の花のさかりは

此歌のこゝろを貫之書るといへり然れとも一條攝政兼良公人丸の讃に

ことゝはんよしのゝさくら雲と見しやまとことはゝありやなしやと

此御自筆水無瀨家にあり禪閤何そ堯孝の書を見たまはさらんや住吉口傳は僞書なるか知りかたし。

○本多彥八郎忠次(堀川關白兼通公の裔)の嗣本多縫殿介(初彥八郎)實は酒井左衛門尉忠次の二男母は淸康公御女也天正十年　大神君御前にて元服御諱の字を賜はり康俊と稱せし是　大神君御從弟也。

○岡部次郎右衛門正綱の　女鍋島信濃守勝茂侍從の室なり是は故ありて　大神君の養女としたまへり。

○侍從直政(井伊兵部少輔)童の時松下萬千代と稱せしといふ、其故は父井伊肥後守直親と云今川家に仕へしに小野但馬守といふ者に讒せられて自殺せし、今川の氏族新野左馬介其寃死をあはれみ直政二歲の時一命を乞て養育せり、永祿七年遠州引間城主飯尾豊前守反し新野氏向之て戰死す直政時に五歲左馬介か後室猶私に育せり。氏眞これを殺さんとせられしかば左馬介か伯父淨土寺の僧にあたへて出家せしむるのよし陳謝し不日に剃髮せしむ、永祿十一年今川家拔落の日直政八歲淨土寺の僧珠源乳母三人と負て三州鳳來に逃る、是より先直政生母は遠州の松下源太郞に再嫁せり故に直政を遠州にうつし源太郞か養子として成長せり、天正三年直政十五歲美麗の少年たり神君に代へて幸し殊に恩顧ありて祖先の故を御

尋ねありて井伊氏に復せり、夫迄は松下を名乘られし且井伊谷は先祖歴代の舊地たるによつて井伊三人衆を與力に屬せしめたまふ、其後幕府の近士木俣淸左衞門守勝榊原治右衞門勝重西鄕藤左衞門政直三人を家老に命せしめたまふ、甲州御入國の時武田舊臣一條山縣土屋原四隊の士を屬せしめましましける、尾州長久手の役先陣を賜はりしもいと面目の事也、聚樂亭行幸の日叙爵侍從に任せらる一世の武功數ふるにいとまあらす慶長七年二月卒せらる(四十二才)祥壽院淸凉泰安居士と號す。

○結城氏は秀鄕の男鎭守府將軍千常の六世太田太夫行政の裔なり結城代々の稱號多し。

寒川　白川　山川　金山　納戸　闕　平山　平方　小川　大内　小管　小田川

○宇津宮氏(法興院關白兼家庶流)代々の稱號

小田　鹽谷　鷲宿　幸賀　笠間　松野　多部　簗　兒山　武茂　大山田　宇津　大久保

○熱田大宮司家(始ハ尾張宿禰也季範以來藤原朝臣也)千秋氏他家より冒せし事三流

大宮司刑部大輔忠成　大膳大夫大江廣元の男にして大宮司忠兼の嗣となりし是大宮司嫡家なりし今斷絕せり

駿河守晴範　卜部兼永の三男にして刑部大輔高季養子也

大學助季義　天野小四郎景義の一男にして前大宮司季重養子となりし。

今の司家は正流にして季範二男星野範信の流なり星野は三州の地名いにしへ司家の領所なりし今の星野家は宮司家の庶流なり。

○一僧書ニ寫阿彌陀經一謂レ予曰俵筆ニ一偈一便書ニ四七字一以與レ之

彌陀修多羅說何　一相一行正定業(一相三昧花首經云々一行三)(味文殊般若經云々入門便見)

止水月圓切德池　西嶺大王已十刧

○諸州今日の俗勢なる土富商の婚禮舅壻兩家禮儀のすかたは有か如く無かごとく只飲食を陳て雜集し喧

噪市のことく亂醉狂へるに似たり、京師町々の婚家へは礫を打事今風となりて尤騷しとかや。
○士庶會集の席言道義に至らず詩歌のやんことなき談もなく弓馬のすこやかなる話もなし、今の世座高き人々の物かたり菊牡丹のよしあしよりやさしきことなし、夫も四時の景物を詠て心をたのしむにはあらず、時にもてはやす新花を互ひに自慢するのみ、武家の物かたりには似けなき事多し夫より下は官をかはり祿を得べき術男女飲食の慾より外はしらざるが如し、驕僭至らざるかたなくをしからぬ酒なかなかしく飲み拙き藝を興し侍るも淺まし、
○神無月の頃人の出莊に遊ふ事侍りし木葉落行風のおともさびしく時雨めく月のけしき將あはれなり、自世緣に遠く竹籬茅舍の靜けきもおかし、時に謟らひ勢にこひて錐頭の利を貪り手をつかね腰をかゝめてひたすら悅をとる人こそうたて痛ましけれ、半日の閑遊も利名にひかるゝ方なく古を懷ひ今を感しおかしき夷曲に濁酒かたふけたるこそ中々命の內のたのしみともいふべけれ折ふしのあはれに催ふされて

菊籬柳徑滿庭荒　耳洗松風世慮忘　一葛一裘聊足我　何須學犬吠村莊

○紅葉を人の方に遣はすとて

しくれにし紅葉をさそふゆふあらしふりはつる身の秋をしれとて

かへし　ちりの身につもれる秋の色見せてなみたしくるゝ木々のもみちば

けに人の世のありさま愁喜互ひに行かひて定なきものを愚にこれをいとひ彼をうらやみはかなきあらましに年月をくれて鬢の霜寒けく鏡の影はつかしき老の浪をかさねうらみし跡もうれしかりし事くさもあたなる夢とのみなりてしのふよの遠さかり行こそ一方ならすあはなれ、長き夜のすさひになにくれと書捨にし文ともみつからのも人のをも見るこそ只その時の心地すれ、いとゝ來しかたもなつかしきにしくれのしばし聞えければ、

眞葛はらうらみし露の幾ゆふべしくれすとてもぬれぬ袖かは

○篆象の文字に梅花柳枝のすかたに書なしたるは磁器なんとの銘に用ひ劍刀の象に書るは兵具の銘に書事也、わけしらぬ人は珍らしけれはとて夫ならぬ物に合し書侍るは拙しと手かける人の語りしこそ左もあるへき事とは覺えし、かくなくはいかてくたくたしく文字を作り侍るへき萬其道にくはしき人に其理を尋ねとひて我智をも極むへき事也。

○梅櫻より卯の花蓮萩薄すへての紅葉なんとは都鄙にかきらすいつかたにも多くたれ〳〵も知り侍る者をこそいにしへより今に至り歌には讀侍る、一所一時のみある花なんとは昔も讀侍らず今の世名もしれずからめきたる草木の花なんとをもて興するも情しらぬ事にこそ、古今いつかたにもありてしかも四時の詠めあるものはなつかしくおもしろし、鶯ほとゝきす雁かねなんとまた誰もしりて歌にも多しよろつの器も古代の名にすかたもおかし。

○禮に桃茢を執て不祥を秡除すといふ、茢は說文に艻(歴德切)なりといへり切と通用す香草の名なり、玉藻の註には茢帚なりこれを用ひて桃帚をなすといへり、茢は荻の初生の葉なり檀弓の註は茢は萑苕也帚につくりて不祥を除くへしと、尒雅にこれを玉彗といへり、按するに其實鬼神にましはる時其地を掃ひ淸むる帚にあしの葉を以てしこれにて塵を掃ひて神を迎ふる意なり、今我國の人禮に秡除の字あるを見て神代より傳はる秡一般の事とおもへるはたかふ所や有へき、我國秡の深意は傳なくしては中々知りかたき事也。

○明家の牌式官位尊者は螭首贔負次なるものは雲日首小方趺下なる者は方首方趺なり(又圭首に作るは士庶人通用歟)

按するに今佛家の位牌すへて雲日首に作る是元天竺の風にあらす唐土の俗なり。

○孟子惻羞惡辭讓是非の心を以て仁義禮智の端とのたまへり、羅豫章先生曰此心なきは人にあらす然るに唐の李林甫宰相となりて當時朝廷に在る官人皆人にあらす、其故は生靈を培克して惻隱の心なく宦官

相與し相戾れは是非の心なし、夫一端の亡もまた人にあらす況四端倶に亡ひて耻恐る事をしらす豈是を人といふ事を得んや、禽獸朝にあつまり天下暗夜の如し天寶の凶亂ある事宜也とのたまへり、和漢道なき代はいつとても此の如し人に君たらんもの此理を知らすして可ならんや。

〇伊勢大神宮神寶の中玉纏横刀（タママキノタチ）須加流横刀鮒形鏡形乳形の製世に用ひさる所なり、其圖を見て知るへきかも、凡刀劍にも限らす古代の製俗間に不知物多し。

〇文明六年十二月廿二日外宮炎上の時自害せし村上掃部助武則亦の稱は宮壽太夫父は荒木田の武楞（タケカト）と云し此時一の禰宜は朝敦神主也、委敷遷宮記文等に見えたり雜々拾遺に天文三年の事とせるはあやまれり。

〇今川家日記　蜷川親元日記

紀年錄八卷（德川家の御事を記す林家の作なり）

關東行實錄（延寶三年十一月依二稻葉美濃守之需一林氏撰レ之）

關ケ原合戰始末記（明暦二年依二酒井讃岐守需一林氏撰レ之）

是皆近世の記錄といへとも大概實錄にして世の浮虛杜撰の俗書と同しからす、亦關原兵亂記豊臣家の日記慶長日記寛永殿中日記等も僞妄の說少き歟、駿府政事錄元寛日記慶通鑑なんといふ近年の杜撰と同しからさるにや元錄の臺命にて林氏撰せし武德大成は人間に及はされは見るによしなし、故に世人區々として僞書を弄するのみ。

〇戀の題にて別れを

きぬ〳〵の袖吹わけし朝あらしつれなきものと思ひ初ぬる

亦恨る戀

かひなしやうらみなれたる里のあま見るめはかりにぬるゝたもとは

冬月

さひしさの色はかれなて風さむき尾花の霜にのこる月かけ

曉述懷

あけやらぬ老のねさめの鳥の聲おとろかされし夜半もありしに

○旅へゆく人の元よりなにくれの事ともはいはすして
わすられぬ吾身なりせは別路にいのちあらはといひもしてきし
といふることを書て送られける返しに
なかれてもたのむかひなきすゝか川ふりすてゝゆく人のつらさに

○杉原家利と道松齋と元氏族といふ說あり道松は他氏なりしか家利の壻と成て杉原氏を冐せしといふ說もあり道松はしめは信長公の鉄炮の者なりしとかや

- ○○家利 杉原七郎兵衛 尾州之產家紋ハ萩圈
  - 家次 七郎左衛門法名淨菴仕秀吉公有武功天正十一年九月九月卒
  - 女子 稱七曲淺野又右衛門妻高臺院養母也
  - 女子 稱朝日 杉原助左衛門入道道松妻
- 長房 彌兵衛伯耆守淺野長政養子寛永六年二月卒法名道無
  - 重長 吉兵衛伯耆守母ハ淺野長政女正保元年十一月卒
  - 女子 竹中左京亮重常妻此外女子多シ
- 重次 帶刀實ハ竹内左京亮男
- ○○道松齋 杉原助左衛門
  - 家定 紋兵衛木下肥後守家定ノ[illegible]コマ二位法印
  - 女子 秀吉公政所從一位高臺院湖月尼公寛永元年九月六日薨七十六才
- 勝俊 若狹守少將 長嘯子

熈　　　　　　尻

- 利房　宮内少輔
  - 利尙　淡路守
- 延俊　右衛門大夫
  - 俊治　伊賀守
  - 延次　縫殿介
- 俊定　信濃守
- 秀秋　秀吉養子　權中納言
- 利定　出雲守

○日向國(今ハ薩摩)高千穂峰を速日峰ともいふ續千載集九法皇の御製に

かたふかぬ速日の峰にあまくたる天のみやこの國そわか國

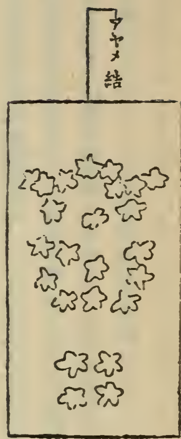
速日とは初日と同し意朝日の先つ影さし初る峯といふ事にして日向と呼ふも此山東日に向ふ故の名なりとなん

○茶人千宗易は抛筌齋利休居士と稱せし、元泉州堺の產父に室町家の同朋田中千阿彌といひし人とかや、利休は禪に參して風流の人なりし故其門人是を和尙とよひし、是より世俗師となる人をは和尙といふものなりと心得て、凡弓馬劍鎗の師となる人をも和尙といふこそかたはらいたけれ唐土にては僧を和尙とよふさへ誤りて泛稱とし在家官宦の號なる老爺を以て尊稱なりと思へるを、明の袾宏正訛集には載て異とせり、和漢季世稱呼の正しからぬ事數ふるにいとまなきにや

○空海歸朝の時異邦の筆工福氏某從ひ來て盛んに筆を結ひし其子孫多くして皆福の字を稱する家まゝありとかや

○端午(タンゴ)の長命縷(クスタマ)の中袖花といふは五六寸計に調し侍る、凡そ藥玉は其家を玄武にとれりあやめ結ひを蛇の首とし左右にまとひ侍る下にては龜の尾とす別に菖蘖を作りて蛇尾にかたとれり、其花はさつきつゝ

し本式殿梅橋なんとは祝してかさる也



○兼好法師後宇多院弘安五年壬午四月八日生る、後醍醐院正中元年甲子出家後村上院正平五年庚寅（北朝崇光院觀應元年也）二月十五日伊賀國田井庄に於て寂す、同廿五日北朝より贈權僧都徒然草述作の時代を按に下卷百三章の內當代いまた坊におはしまし〻頃といふを以て見れば後醍醐在位の時歟、堀川の師信出家の後とみれば元弘建武のあいた兼好五十才前後の頃とみへたり

按にはしめにつれつれなるま〻にといひ末には心身長く閑なりといふ首尾をよく見るへき也

よしなしこと無由來事の字よろし

○寶永六年巳丑六月廿一日　天皇讓ニ于位東宮一於ニ近衞殿之第一受禪云々、關東御使畠山下總守今上御名慶仁（寶算九）新院第六皇子初奉稱長宮御母新大典侍櫛笥殿（從二位前權中納言藤原隆賀卿）御女也、元祿十四年辛巳十二月隆誕寶永四年丁亥四月廿八日儲君宣下同五年戊子二月廿一日立太子

（近衞殿）攝政（關白從一位前左大臣家熙公于時長者四十三才云々六月廿二日宣旨云々）

（近衞大閤）太政大臣（關白從一位前左大臣基熙公十月二十五日宣旨云々）

私按天皇御元服之時御加冠者必太政大臣之由

中右記（中御門右大臣宗忠公記也）曰天永（鳥羽院）三年十二月八日今日殿下（忠實公）太政大臣宣旨可レ下也云々、抑從レ昔及レ今年齒宿老之後任ニ此官一歟、當時殿下御年三十五未レ有ニ此例一仍再三雖下令ニ辭申一給上、

依二明月主上御元服一已有二此事一、天之與自然之理何爲哉件旨殿下密々所レ被レ仰也云々
代々皆例歟、光嚴院以下後光嚴院迄は正統の君とも申かたけれは更にも申さじ、後小松院は永德二年受禪同四年正月御元服の後は皆親王元服のみにしてまさしく天皇御元服はなかりしにや、近衞太閤今年御齡六十二才と聞へさせたまふ臺德院殿相國の宣下の御後は今度そ則闕の官に至らせましましぬ

○征伐を以て天下を得て天地に愧へからさるは後漢の光武帝歟、然るに其德湯武に及はす我神武天皇の東征は天吏にして正しく征伐光武にも勝り聖德萬世に高し

○神名式伊勢國大神宮の稱亦二つなし、荒祭宮瀧原宮伊佐奈岐宮月讀宮度會宮高宮の外筑前國筥崎宮豊前國宇佐宮ともに宮とのみ稱し奉らる、出雲國杵築は大社と錄せり、下總國香取常陸國鹿島をは別て神宮と呼ひ奉る後世宮號を授けたまふ神社といへとも大神宮とは稱へからさるにや、但し熱田宮を太神宮と申は別に故も侍る歟、春日を神宮と稱するにや然れは武甕槌齋主の兩神は天祖(アメノミヲヤ)の勅を奉大物主神を歸順せしめ廣矛を傳へて天神を鎭たまふ、實に我國大勳功の武神にして代々の天子即位の際必らず此神に告させましますもおほろけの事には侍らす、故兒屋命に並ひ座す後和州春日の地に祀を奉せしめたまふ宜也、春日の神祠を稱して神宮と呼たてまつる事凡春日四所の神は代天の宰爪牙の將大功世に赫々たるもの歟

○伊豆國田方郡阿米都瀨氣多知命神社(式內)は天底立命にして度會氏の祖なりとかや
神皇産靈ノ尊の御櫛眞乳ノ命の男天ノ會已多知ノ命なり、神代卷に所謂天ノ常立ノ尊國ノ底立ノ尊と混しいふへからす、亦くしまちとは龜の尊稱なり龜卜に精しかりしかば神名に呼ひ侍るとなん

○我官家夏の袍をこ織といふ、これ羅穀の穀を米穀の穀と一つに心得米織といふとかや、亦壺壺を一字とおもひて宮中の道と註あり壺の字をもツホノウチなと訓せる類まゝ多し
山門の豎者南都の覇(ハク)ノ字の音なんと今は却て故實とせり

○鐘をつくに鏗鍧の字喚鐘をうつには叩の字なと可なり、梵辭の註を見るへしさゝさくは囁嚅の字なり
(史記灌叓カ傳)
○謀生待足何時足ニ人未考得閑方是閑ニ(詩書全書)
此一聯世の望深く閑なるいとまなき人のいましめともならんかし爲相卿の歌に
　うしとてもかゝらすとてもよしやたゝいそちの後のいくほとの世は
○妙音院の相國師長治承三年の冬尾張國へ移らせましましける、明る年歸路の時此頃馴まゐらせし遊女名殘りをしかりて土器の里迄慕ひたてまつりし、召つれさせたまふもはゝかりやありけん、これより歸させたまひしが琵琶を御かたみにとらせけり、彼女いとゞ戀ひまゐらせしが其琵琶の甲に
　よつのをのしらへにかりてはつせ川しつみはてしと君につたへよ
と書て其ほとりの川に身をなけ死けり、村里の民哀れかりて彼琵琶とゝもに埋れてはかなき跡をしるしなとせし其處を琵琶島とよふ由犬著聞集に記せし、按するに川とは今の庄内川歟【割註】篠城と柏井との兩庄の内より流るゝ故庄内川といふ」今は枇杷島とこそ書はへる彼塚はいつくに有や尋ぬへし
○宋徽宗の崇寧中范致虚といふ者奏して天下犬をころす事大禁となり若殺之者必刑名ありし事曲洧舊聞に見え侍る、前將軍家御在世の御時嚴命有しと同日の談にや
○霜月六日(上申)前津庄なる春日の社に詣てぬ、此社の北に三輪明神の祠はへる、夫三輪明神は大巳貴の神にして我國造(クニツクリ)の大功を立たまふ如何なる故にこゝにも祠を奉し侍るにや、先公の御時より此表の中に射圃を營み弓矢習ふ所となさしめたまふ

鹽尻　巻之三十四

○或人問、大巳貴命(又曰大國魂又曰八島篠美命)乃兒久奴須命其子深淵神其子遊美豆奴神其子天冬衣神其子大國主神と和銅の神記に侍る、是素盞烏尊より七世ならすや然るに天照太神の御孫天降の時大國主神我國を領しましませし七代と三世と時代遠きかことし如何、曰凡代次は人の壽夭によりて不同あり但し神記を按するに素盞烏尊勝速日尊大耳尊瓊々杵尊と侍れは皇孫は四代大國は七代にならせたまひしか、然るに大耳尊を神系に除きたてまつるも故ある事にこそ

古事記に見えし如左

○速須佐之男命――八島士奴美神
―布波能母遲久奴須奴神
―深淵之水夜禮花神――淤美豆奴神
―天冬衣神――大國主神
―鳥鳴海神――國忍富神
―速甕之多氣佐波夜遲奴美神
―甕主日子神――多比理岐志麻流美神

美呂浪神——布忍富鳥鳴海神——
天日腹大科度美神——遠津山岬多良斯神

○尾張國丹羽郡座鳴海杻神社（杻訓ニ多加志ニ）蓋鳥鳴海神與ニ山岬多良斯神ー以ニ兩神之號ニ竝祭世系九神始終（多良斯與ニ多加志ニ音便通）

多氣佐波夜遲奴美神常陸國多珂郡座佐波々地祇神社也、三代實錄曰貞觀十七年授常陸國三枝祇神從四位下云々三枝者率川祭名也（年中行事秘抄）然大地祇神者天日方奇日方命異稱云々大神君祖神也

右者度會延經神主秘說

○神名式宮內省座神三座（並ニ名神大月以新嘗）

園ノ神社　韓ノ神社二座

私曰度會延經說曰、若狹國遠敷郡坐苅田比古神社苅比賣神社ニ二座韓神歟（カラカリ音通ス）

傳者以爲大年神之子韓神曾富理ノ神也（ソホリハ國守也ト云々）

山城國相樂郡坐祝園ノ神社伊勢國度會郡座園相神社園神歟、韓神西方金靈曾富理神東方木靈（理說別記今其略也）

予按園韓神遷都以前鎭座ニ云々

伏考國造本紀曰、山背國造志賀高穴穗朝御世以曾能振命定賜國造云々是園神歟、亦天孫本紀曰、物部鹽古連公葛野韓國連祖云々續日本紀曰、鹽古以ニ父祖奉使國名ー改ニ物部ー爲ニ韓國ニ云々然韓神者鹽古連公之靈歟、亦按大和國添上郡漢國社或書ニ韓國ー式所謂狹岡神社是也云々サヲカトシホコト音便近歟、書以傳レ疑而已博學之士正レ之則可也

○本州海西郡田尻庄小茂井村に八十餘の老民有菊を愛して植ゆ、今年己丑九月一根に菊蓬兩種連理す便

ち五味氏に告之十月朔日　公に獻す昔陽成帝即位元年(元慶元年丁酉九月)尾張國連理生す亦光孝天皇受禪乃初(元慶八年乙己二月)尾州連理生せし事三代實錄に見えし今玆新帝受禪乃年にして連理生しける事尤祝すへし

○或人曰、淨土宗鎭西西山兩派いつれか嫡流なるやと、予曰源空年表を考ふるに建久元年四月證空從ニ源空ニ剃髮七年五月鎭西辨阿初謁ニ源空ニとあり、これを以て見れは西山の證空先に源空の弟子となれり、且建久九年源空選擇集を述せし時に眞觀は筆授證空は勘文と云々證空は蓋上足の弟子なる歟、善峰圓戒の一流也

○余古乃海仁來都々奈禮計牟少女子賀天能羽衣保志津良先也波(曾丹三百六十首の中七月上旬の歌なり)江州伊香郡餘古浦の俗傳に昔し天人あまくたり水に浴せしに、きりはた大夫といふ者彼羽衣をとりかくせし故天人登天する事能はすきりはたか妻となる、後夕顏を植え其古柳の葉を釁て飛去し羽衣の柳今にあり、病ある者其古柳の葉を水に入れて呑めは病愈ゆ、其歸りもうしに柳樹を別に一株植てまゐらすとかや、其邊に天神の社あり菅家の靈にして天人生しなといふ、亦山をへたてゝ大音明神の社ありこれを伊香明神とも申と江州小谷の人かたりき、按するに帝王編年記に天の八をとめ降りて江水に浴せしを伊香刀美命天衣を取隱く天女を留めて妻とし二男二女を生せし事あり、伊香津臣ノ命は天兒屋ノ命五世の孫大御食津臣ノ命の男にして梨津臣ノ命の父也神名帳に伊香具神社(名神大)と錄せるは伊香刀美命をまつる、余古の天神の社は蓋し彼天女にして梨津臣の母神の祠なる歟、中世明神天神地神の三品有天神は中社の崇號也菅家もまた天神の品を授けたまひし、俗傳菅家の靈なるをよくしり凡天神とよふ社は皆天滿天神ぞと心得侍るもあやまれり、扨も天女水に浴して羽衣をとられて飛去事能はすして人の妻となりしといふ故事丹後國奈具神社駿河國御穗神社及ひ江州伊香神社皆同事をいへり、是上古の人朝廷の貴女を私に奪ひ留めて家に置しを語りつたへて奇異の事とせしなるや道家の天仙釋氏の天人の類を附會する者

ならん

○朝廷の樂官十七家春日伶人十七家天王寺樂人十七家あり初は官府の俸春日神領天王寺産を以て其祿に賜（贈イ）しか近年和州神南村（和歌によむかみなみ今じんなんと云）にて秋米二千石の地を三所樂官の領に下し給ひ各家分配せり

朝の樂官は左方天王寺は右方奈良は左右を兼ヌといふ

○主上御疱瘡の御事ある時は坂本山王の社に養へる猿必疱瘡すと云ふ、亦云帝王のもかさ輕けれは猿の病重く皇家重らせたまへは猿頓て快なるといひ傳へし實に一奇事といふへし、後光明帝崩御の時坂本の猿輕き疱瘡なりしとかや、今度　新帝御醫藥の時山王の猿も亦もかさわつらひける被衣調せさせて彼猿にきせさせ給ひしか程なく死けり、帝はやかて御本腹有しいとふしきなりけり古への書にも見え侍らす近代の俗説にや

○今上新殿遷幸次第　奉行尙長朝臣（甘露寺左中將）

兼日行事上卿辨等參二新造内裏一奉二仕御裝束一日早旦神祇官奉二仕大殿祭一先諸卿參二集陣一　次奉行職事仰二召仰之事於大臣一退去　次上卿令二官人敷レ軾　次上卿以二官人一召二大外記一仰二召仰之事一外記退出

次上卿以二官人一召レ辨仰二御輿裝束事一辨退出　次諸卿起座　剋限

出二御南殿代一立二御　御帳前一　内侍捧二劍璽一候二御帳左右一　近衞引レ陣　次公卿列立陰陽頭奉二仕反閇一次園司奏　次少納言鈴奏　次中務省取二版位一　次寄二御輿於簀子一　上達部將離二列輦戸一掃部寮敷二莚道一

次上達部將上﨟昇レ階開二輦戸一進下持二御劍一内侍前上跪取二御劍一入二御輿一退候

宸儀乘御　大將稱　次更進二持璽内侍前一取レ璽入二御輿一退候　次御同輿（御生母ト云々）　次亦初將參進閇輦戸降レ階加レ列

御輿出御於二御門下一大將仰二御綱一　諸臣供奉前後（行列左別）

御輿到二承明門一神祇官獻二大麻一雅樂寮奏二音樂一
次御輿入二御承明門一暫留陰陽寮散供咒術前後
次公卿立二南庭一（東面北上）　次奉レ安二
御輿於南階簀子左右大將及次將候二階下一
　次上達部將參進開二輦戶一取二劍璽一授二內侍一
宸儀下御　大將稱蹕　次御同輿下給　次初將更參進開二輦戶一降レ階退出　次
立二御母屋御帳前一內侍取二劍璽一候二左右一　次撤二御輿一大將上達部等退加二公卿列一　次中務置二版位一
　次少納言鈴奏
宸儀入二御淸涼殿一（豫敷二莚道一）　次諸臣退出　次
着二御御直衣一更
出二御晝御座一供二五菓一陪膳典侍役送女藏人　次
入御　次供二夕御膳一陪膳藏人頭役送五位藏人　次於二直廬一覽二吉書一（先官方次藏人方）　次下二吉書於
仗座一　上卿奉行如レ例　次諸臣退出
寶永六年十一月十六日　同日夜內侍所遷座
○仲冬十六日　主上新內裡へ遷幸ならせたまふ凰輦の上へはるかに鶴の舞かけりけるを
中院從一位前內大臣源通茂
　わかのうらとしへてすめる蘆田鶴の
　　雲井にのほるけふのうれしさ
○己丑十一月十六日內侍所御遷御筥二合渡らせ給ふ、此事禁秘抄なとにも見えす如何にして御筥二所を

奉しまゐらせらるゝやと不審に思ふ人のみ多かりし、或曰一合は昔より奉せらるゝ內侍所しるしの御筥今一合は皇孫供奉の三十二神の御靈なりなと傳ける人もありとそ、予曾て聞侍る　光明院より後小松院まで內侍所になそらへさせ給ひて一鏡を安置せさせたまひし、後龜山院御入洛あり後小松帝を御准子の儀にて神器御相傳ありし、是より兩筥を內侍所に安置したまふとかや猶公家には別に御說も侍るらん
○此度遷幸の供奉攝政殿御馬に召れ侍る諸家異儀して下馬の內に乘馬まします事如何なと申人もありしか下馬の碑は雜々地下の者の爲に置るゝ所なり、三公旣に牛車の宣旨を得ては宮門にも憚らす況攝政家をや諸寺の下乘內公卿每に乘輿せり何の御憚か可有とて騎馬せさせ給ふと云々
○或武家の位署書に
　參議從三位兼左近衞權中將某朝臣名
かく有しを堂上方の人見て兼の字あるへからすといへり、參議は除目に任之といへとも正官にはあらす是顯官の方凡て官位の上に置也（攝政關白參議別當のこと き類多し）
一條禪閤の位署體には
　參議民部卿正四位下兼行春宮大夫
と遊はし置たり此兼の字は民部卿顯官にして春宮大夫を兼たる故也參議の下兼の字なきを以て先きの誤りをしるへし
○寶永六年十月廿五日近衞太閤（從一位前左大臣基凞公）太政大臣に任したまへり是を消息宣下と稱す
○愛知郡八事庄興正律寺金銅大日の像は二位家御願なりし天瑞比丘像の背後に銘として光友朝臣と書せしにそ御官位に違ひて見る目も苦しけれ、されは宣命なとには大臣といへとも某朝臣と書侍る（大樹家御贈官の宣命に家綱朝臣綱吉朝臣等あり）これは天子の勅命を奉宣する故に朝臣の字を名の下に書事執筆の故實也、また後選和歌集に中納言兼輔朝臣中納言長谷雄朝臣等書るも梨壺の五賢綸命を奉して撰せ

られし故にや、定家卿の奥書に此集故者公卿皆書ニ朝臣字一(古今此體なり)是非ニ書寫之誤一此集之本說也不レ可ニ直改一といへり、拾遺集以後は勅選といへとも公卿に朝臣の字なし(拾遺集中納言朝忠等のことし)是名分を正し給ふ叡慮なるへし、況臣下の書物に於て公卿に朝臣と書ん事忌憚る事なきの甚數をや、姓の朝臣(源朝臣藤原朝臣等也)は尸を以て姓氏の品を知る事なれは各別の子細あり名の朝臣は四五位の事也、但家長か日記に新三位定家朝臣と書るも釋阿九十の賀たまはる時昇殿の事を書とて入道やゝまたれて新三位定家朝臣に助けられてきうのほりと記るせし、是亦其事によりて君を尊ふ文法にはかゝることばなるへし、吾八事山大像の銘は捨世の法師國君の御諱を書奉るものなりなじかはおしさげて御名の下に朝臣の字を筆すへき、是文盲のいたす所也されと事によりて公卿にも名の朝臣書事あり

○或醫師死して其後牌に前法橋某と書し法印法眼法橋は位なれは故法橋とこそ書へきに僧家官職の事に疎き故かゝる事まゝあり

○私の書卷も題號はおろそかに名付へからす、まして公共の書いはんや勅選等をや、されは金葉集の名忌々し佛入滅の時世間に金葉の花雨ルと經にはいへり金葉の世に流布するは不吉なる歟、此集奏覽の後白河院崩御選者も亦逝せり、詞花集も禁忌の音ありし(詞の字死の音にわたる叉詞花の切し邪なり)果して崇德院外遷の御歎ありしなんと袋草紙等にいへり、俗談用ゆるに足らずといへとも物につきて妖言も有し故俊成卿撰せられし集をは千載とこそ題せられ侍るとかや

○俊成卿家隆の事を曰此人未來の歌仙たるへし、見參の度に難儀なといふ事をは問すいつも歌よむへきたゝしき心は如何に侍るへきそといふ事を問るゝとて感せらし事井蛙抄にあり

○帝王の御疊に龍鬢といふありて有職の人々も其製さたかならぬよしいへり、或人曰御軾に蠻繪の龍を繡にすと、按するに我公の御疊に絞美と云ありこれは緣の名にして綾の類ひなるへき也

○大社の內院にねこかいといふものを敷て其うへにたゝみを敷猫搔と書也(俗にねこたの事也

○近世書札の終に以上とかく此二字の意詳ならす、或人曰これ其本贈物の目録の終に以上と書す、以上といふ事なりとかや、されは中世下文の終に以下と書しこれは官長より令する文書なれは下すと書す、贈物は先を尊て以て上ると書す夫より書札にも以上の字を筆せしなりと云々、ともに近き俗なるへし亦封の〆下の字なりといふ故實者侍り、但し〆と書は元封の字の略なりと久保家の書札の記にある安らかなるにや

○今武家某氏と呼氏の字根本はあやまりなり、氏姓と同し源平藤橘淸中菅紅紀等の事也、新田足利其他皆稱號也、公家の近衞九條なといふか如し、近衞氏九條氏なと呼事なきにて知るへし、然れ共後世に及んて稱號は唐土の氏のことく源平等は異邦の姓と等し故に源平等をは姓といひ新田足利なとは氏と稱す、本式は勅許の姓を氏といふなれと武家は稱號を以て某氏と呼ひ來れり、萬かゝる事ありよく其根をしりて今の俗に隨ふへし

大樹より松平を賜はる時御稱號を賜はると申御氏を賜はるといはさるを以て考ふへし

○永享四年九月義敎將軍富士御覽の時飛鳥井權中納言雅世にも同しく下り給ふ熱田の宮にて

かみかきもひかりそふらしうこきなきよもきかしまに君をまちえて

同し時堯孝僧都も御供にて參られし熱田にて

猶まもれ悪みあつたの宮はしらたつことやすき旅のゆきゝを

あつまのゝ草はをなきし秋の霜ふりていくよの君かまもりそ

君か爲老せぬくすり有りといへはけふやよもきか島めくりせむ

○元和四年四月烏丸光廣卿日光山勅使の時熱田にて

宮めくり神もやしるき時しもあれあまの村雲たちそまよへる

○小石記云長保(一條院年號)元年九月十九日內裏御猫產子女院左大臣右大臣有₂產養事₁有衝重椀飯納筥

之衣等猫乳母馬命婦時人嘆レ之奇怪事也云々清少納言枕草子に云うへにさふらふ御猫はかうぶりたまはりて命婦のおとどとていとおかしければかしづかせたまふ云々

按するに一條院庸愚にしてかゝる事せさせたまひし翁丸といふ犬彼猫を驚しけるとて打こらして犬島に流せなと勅定ありし事枕草子に見えし、嗚呼衛懿公鶴を愛して大夫の車にのせられし(左傳)と同日の談にして猶あさましき叡慮なりし、かゝりしかは執政家の威勢のみ强く后宮も初めは中關白(道隆)の女(定子)を立て後には御堂殿(道長也道隆の弟)の女彰子を立てかへし亦道長の四女嬉子をもつかへしめて後冷泉帝を生まゐらせし、三條院は一條帝と御從弟と申なからまさしく東宮に立御禪を受て繼體の君とならせ給ふうへは其女御淑景舍(道隆の女定子の妹)御伯母のよせ侍るにやいと道ならね事にこそ、されは其時のさま男女の制もなく官人の婬亂昔しもためしなかりし事多くきこえ侍る、大方に王道の衰へは花山一條よりあらはに見え侍る

○東鑑に調度懸といふ武士あり今射家者流にとへは弓矢を盛ておひ侍る笠をさしててうとかけといふ或ひは此物をおひて供奉する役人なれはかくいふといへり、つら〳〵按するに是古實しらぬ人の似たるをとりていふにや、枕草子に三位の中將陣ちかふ參りける儘にてうとをおひていとつき〳〵しと云々是只箙を帶し弓を執るをてうとをおふといへり、鎌倉將軍家の御時箙を負て供奉する役人を調度懸衆と稱せし事舊傳にあり

御世御弓の衆と云は昔の調度懸の役人なりとかや

○不動明王　底哩三昧經上ニ曰、不動者是菩提心大寂定義也云々大日經ニ曰、爲二一切障一故住二火上三昧一云々

○地藏　大藏綱目指要錄云、地藏十輪經十卷云々(玄奘譯)地則堅厚無障藏則包含無盡以二十佛輪一轉二十惡業一故云々

地藏錫杖を持せしむるは秘軌の中にあり、尋常の儀軌等には右の手世無畏の印なる由見えはへる

○六觀音に准胝を除て不空羂索を加ふるは法相宗の傳習にして眞言宗にも亦間々隨之天人文夫觀音の稱は准胝と不空羂索とに通する歟

○源氏物語の花鳥餘情に齒固一の臺餅大根橘を盛と云々延長の御記に若菜奏云々盛二中垸一置二中盤一云々正月七日の粥を中垸に盛り小折敷にするゐ侍ると古家の傳にあるもかゝる據なるへし、中盤とは大懸盤の次なるをいふ

○二月初午の稱いと久し、貫之集第一に云延喜六年月次の屏風の歌の中に初午いなり詣したる所

ひとりのみ我こえなくに稲荷山春のかすみのたちかくすらん

○昔大學寮二仲釋奠行はれし仁平三年八月臺記に云先聖先師九哲像は巨勢金岡所（剟イ）寄云々

○背子　和名カラキ亦如半臂無腰襴之袷衣也漢語抄曰背子婦人表衣云々

金皷　ゴングと讀へし

年三　ネンサウと讀へし正五九月の事也長齋經に修年三齋戒と云々

承諾　ウケバリとよむ諾の字はかりも同し訓なり

○屠者をゑたと呼はもと餌取の轉語穢多と書は屠兒常に諸獸の皮を剝其肉を屠りくらひて臭穢多き故俗に穢多と呼かと思ひけらし、佛事を見れは旋多羅は屠者の事にて穢多とも穢杜とも記す(名義集)然らは穢多の字は唐土よりの文字にて元佛家の名目なり、或曰今屠兒市に入時犬見て必らすこれを吠る事あり獸穢の臭を齅て然ゐ歟、曰臭氣を吠るとも見えす犬彼を見ては忿怒の有樣ありて吼鳴す彼か軀良犬の爲に惡むへき事あるに似たり、律の三大部の中に此事あり旋多羅か全身惡氣滯る故なりとかや、嗚呼人業に於て愼さるへけんや

○源三位入道賴政戰死の後其妻(菖蒲前)子息仲綱の舊領伊豆國加茂郡河内山に遁れ住せしとかや

○肥後國五家山の邊里俗の說に平清經入水の眞似して豊後國に落行緒方左馬介實國をたのみて隱る卽ち實國か女になれて一男を生せしこれを緒方一郞淸國といふ、淸國か子孫多しといへり系圖を按するに

○○實國（緒方）— 淸國（一郞）— 盛實（六郞）
　├盛幸（紀四郞）
　└實明（次郞）

此兄弟建長元年より肥後國八代郡五家山白鳥嶽に住すと云々

○式部丞藤原爲綱は美童にして後醍醐院御寵愛の少年なりしか遠江國住人二階堂某か養子と成て鎌倉に下りしか每に雲の上の昔を忘れす打なけき在よし聞召てあはれからせまし〳〵一首の御製を下されける

　あつまちの遠きへたてもなかりけりなれにしかたへかよふこゝろは

爲綱いとかたしけなき事に覺え奉りし、元弘の亂出來天下瓜のことく分れしに爲綱は新田家に屬し宮方の軍事にしは〳〵勇功の名ありし、其子孫相續して式部太輔持氏か時に至り奥州岩瀨郡を領せし天正年中に其家亡ひ侍る

　此事藤原榮衰記中古奥州記なんといふ近き記錄にあり

○鴨長明曰、和琴の起りは弓六張を彈鳴してこれを神樂に用ひけるを勞しとて後の人琴に作りけると申傳へたるを、上總國の濟物の古き註文の中に弓六張と書て註に御神樂料と書りとそいみしき事也

　上古質素の代物の音もなかりし時武備の爲にもてる弓を打鳴して神靈をもなくさめたてまつりけるにや殊勝の事也

○東の海士のことくさにあしたにするをあさりといひ夕べにするをいしりといふ、ともに足探（アシサヘリ）の意にて求の字をも書也、薩摩かたに如月の大浪をうなみと呼五月のをさなみといふ卯月さ月の言よりいふ歟、忠

ふにうなみはおほなみの轉語歟、然れはさなみは小浪なるべし

○くれはとりあやはとりとは何意そと問ふ人あり、予曰呉をくれといひ漢をあやと呼ぶはとりは機織の音便なり呉のはたをり漢のはたおりといふ事なりと傳えし、亦秦氏をはたといふも秦人我國に來り蠶養して絹布を織てまゐらせしよりの號なれははたは機なるべし

○公方家年始に諸家へ酒たまふは御盃にあまりし御酒を御銚子に打入れて夫を賜はる故御酒を愛て後戴く是を御流といふ、我公元正に御官人に酒給はるは御盃まゐりてこれを御銚子の口にのせ酌の座に歸り御酒を彼土器に入れ夫を外の土器にうつして始の土器を賜はる、次に御酒ある土器を亦外の土器にうつして其土器を出す事いつ迄も同じこれはまゐりし御土器を下さるゝ體なれは御土器のみ戴きて御酒はいたたき侍らすとこれを御下入と申なり

○凡そ君の御前にて召出しとて一器を座に置て數人出て酒たうへ侍る、これは土器も御酒も戴く事なしされは召出しの酒を飲あまして次の人にのまする事大きなる無禮なり、下戸なりとも餘さす飮へし小笠原家の禮に召出しの酒は皆のみて土器を座へ返可しと習ひ侍るも飮あまさせしとの事にや

○武家鎧の鏡餅の祝ひ神供なりといへども服穢を忌事なし、是凱陣の儀に比するか故に死穢の憚なし矢口まつりに猪鹿の穢なきかことし

凡具足の餅かざり家々の故實あり傳えてしるへし、小笠原と吉良とさま〳〵異說も侍れと大概飲食の飾莊の類は膳部かたの事也

○源義經奥州衣川の戰ひに死せられしといひ傳へし、亦蝦夷の地にのかれかくれて年をへて卒せられしといふ、島の者とも神に祝ひ今にチキクルミの神と稱と云々

○近世奥州に殘夢といふ僧ありし昔の常陸坊海尊か長壽せし者なりとてさま〳〵の俗談あり如何なる僧そ、曰元德年中に天光禪師奥州會津に一寺を建て實相寺と號す彼寺廿二世桃林契悟禪師一名を殘夢字を

白と稱し亦秋風道入とも呼びし天正四年三月廿九日に寂す

○太平記加茂神主改補神事參考に疑へるは時代相違あれは也、基久貞久はいつれの家そ、曰加茂一百六十一家の上職七家あり鳥居大路(成平裔)松下(成久裔)林(重助裔四位)始此三家は元兄弟也

°°成實——成助——成繼——成平
　　　　　　　　　　　├成久是を加茂三家と稱す
　　　　　　　　　　　└重助

森(經久裔)　梅辻(松下庶流三位始)　品田野(森庶流)　岡本(林庶流)

此四家を合せて加茂七名字と云所謂基久は森家貞久は松下家也(加茂系圖)

○寶永六年己丑十二月十七日癸巳新院の太上皇(朝仁)崩御(御齡三十五)翌年庚寅正月十日乙亥泉涌寺に葬りまゐらせ東山院と號したてまつる、同十一日より廿六日に至て御法會と云々十一日以後諒闇の御事にて廷臣をはしめ洛下も共々打ひろめけりとかや、關東并に尾張水戸紀伊以下の武家香儀を獻給ふ

內の御觸穢正月廿六日に限らせましますとかや

○巨勢金若(大納言仁明帝の時の人也清涼殿の繪をかくと云々)金高(金若子)金村相覽公氏相續して繪をよくせり

紀金岡(法名圓源朝日阿闍梨と稱せし宇多帝の時の人也)

賢眞(金岡の子慈雲坊と稱す)

狩野岡(佛像の妙手後冷泉帝の時の人也)

右三人いづれも世に名ありし繪かきにて其名近き故にやゝもすれは取紛れ侍る畫工印章辨玉集を見て辨えしるへし

或曰土佐といふ畫工代々あり其祖先は名如何、答云これ權中納言長良卿の裔皇太后宮大進爲經（法名寂起大原に住す）の子左京大夫隆信（越中守上野介）より出たり隆信の子信實其子隆經（土御門院の時の人）其子隆親代々繪を能せり隆親子中務少輔（備前守）行智繪所に補してより其子土佐守行廣亦繪所なりし代々土佐を以て稱號とす、今人土佐といへは賤しき繪かきの樣に思へり琢磨法眼榮可粟田口法眼隆光住吉眼俱慶（俗名廣道）等も亦土佐の庶流にして名繪多し

○己丑元日門松及び其他の草木の葉きのふの雪其儘に凝凍して水晶の如く日たけて不消觧二日三日猶花のやうにすかりあるひは軒の雫氷るて殊に見事なりけり、或曰これ木氷なり廿三四年前そや東都にて冬雨の次の日かゝる氷木にも草にも有し其時ふるき人いひしは五十年計にて木氷は見しなといひけるとかたりし、按するに類聚前集五書木氷成十六年雨而木爲ㇾ之氷云々亦木氷の古詩枯楡老柳變ニ精妍一なんといひしに違ひ侍らざらめ、何さまにようかぬ事にかと思ひなから年の始なれは心ひとつに秘しけるに十二日の夜何となくさはかし明て聞侍れは大樹頃日痲疹の御事有しか過し十日薨せさせましますとかや市井皆市の店を止て物の音をも立さりし

○或僧曰禪刹の伽藍土地冥王掌簿判官感應使者は何神そ、予曰此等の號もと道觀所崇の神名なり、廬山太平興國宮（江州）は唐九天使者の祠なり若是なる歟、凡異邦宮觀所々にあり我國大社のことし

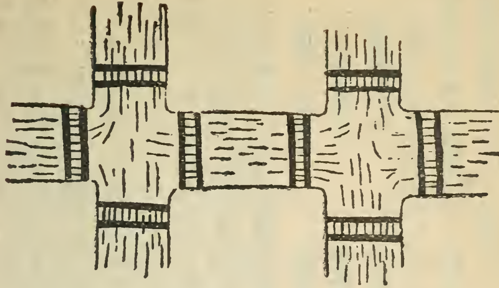
鴻慶宮（南京）　崇福宮（嵩山）　洞霄宮（臨安）　萬壽宮（隆興府）

雲臺觀（華山）　鴻禧觀（紹興府）　冲佐觀（武夷）　玉局觀（成都）

崇道觀（台州）　仙都觀（遠昌）

此外猶多し是を奉祠する道士を祠官と稱す、我國神職の者を祠官と呼は元道家の稱呼なりけり

勢州宇治山田歲首所用の扇を惠比須扇と稱す製は蝙蝠扇にして尤質素の物也、夫扇は舜の五明殷高の雉尾周武の翣より代々の製あり、我國の扇を唐人稱せし事多し、今勢州のえひす扇も其さまおかしけれと



昔覺えて上古の器を見る心地し侍る

○爲相伊勢物かたりの註とて古家の秘本あり曰三河國にむかしひでつといふ貧家のものあり、八つになる子をうしなひて善事になすへきたより別になけれはかの子の歳にあてゝ橋を八つにかけたるより八橋といふなりといふと、伊勢物語を按するに水行川のくもてなれは橋を八つわたせるよりて八つ橋といひける、伊勢物かたりの繪は慶長十三年の五月中院中納言か源通勝卿(法名素然稱是叟)印行の時圖畫を書入たまふよし奥書に見えたれは往古よりの繪にはあらさるにや、彼繪以來やつはしとて書るはくもて行川のさまとも見えす橋板八枚を曲折せる體なり、いにしへの川爰に圖することくにありし事ふるき傳に侍る、今の八橋の圖を見るに川の流れ一味にしてくもて行水ともおほえす

○致仕とは辭官不辭位階罪ある者は官位ともに停むるを今の學者致仕とは官位を辭して隱居すると說は非なり、但し源氏物かたりに(須摩の卷)くらゐをかへてたてまつるといふくらゐを位の字とするは誤なり、是は官職の儀を女子にはくらゐといふとそ抄物に見えたり

○猿樂の謠に源氏供養といふは源氏物かたりの春日をとり略して曲舞に作りし物也(春日十卷)

○歲首具足に鏡餅を供するは甲州武田家の祖傳來を神とし崇しより世間の風俗となれりと或書にいへり是は非歟、武家はいつれも甲冑弓箭を重器とすれは歲首神供を供して崇むる事諸家中世よりの風俗にして武田一家に限りたる事にはあらすとそ古實に富る人かたり侍りし、實にもと覺侍る但し鎌倉京都將軍家に此禮なかりしにや

○或問中世の書札官名左下二合の文字ある物まゝ有何の謂そ、答中世官家各花押有て月日の下に押す同輩以下へ遣はす状には二合の判といふあり、名乗字上の一字は常のことく文字に書て下の一字は略して花押とすたとへは元義といふ字元（義の字花押）如此を二合の判と稱す、夫より下輩へは判計りを書亦夫より以下へは判をも押さす只二合と計書て贈る至極下輩へのあしらいなり書札家の秘する事にて侍るとそ

○足利家天下の權を執れる時在京の大名等衆を會して茶の會をなせり、太平紀（三十三）曰茶の懸物古物の外に亦前引の置物をしけると云々或は染絹小袖沈香麝香沙金鎧太刀を引しよし見えたり、其さま驕れる事聞えて其式は如何なりしや傳えす、今茶人の數寄屋の法は侘すきとて貧家の閑物のすかたをうつせし大方は東山殿東求堂なる同仁齋の制を傳へ學ふとかや、是おこりよりはじまりて亦かゝる事となれり、草屋葺簾竹籬柴扉のかまへ筒に花を挿し瓢に炭をもるも皆貧家のすかたなり東山殿これを面白き事

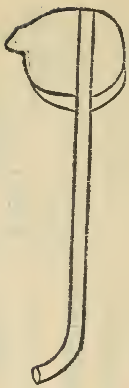
に思はれはへる嗚呼虎旗を掌り兵威を天下にふるふへき身桑門一室の手柄貪窮にせまれるさま日記等に見えたり

○問山邊赤人をヤマノアカ人と讀は秘訓なりと何に出たる、答曰日本私記に山部は正曆御諱をさけて也、也麻と讀へきよしあり、是か代々の御諱を避る事當今より上五代諱奉る事古例とかや、されは也麻と讀しも正曆に近き當時の事なるへし



○問銚子兩口あり躾の家其説虛誕のことし實傳ありや、答堂上家の古實を聞しに先銚子は眞直に持【割註】右の手にてつまかへしの鋲をおさへ左の柄のまかれる所へかけるなり」加の人銚子の右に有て加へ侍る時は銚子の右のかたより加えさせ注時は左の口よりつきはへる古法なり

又曰蝶花形は何そや、答これは塵をおほふ器なり、亦問右の口を包むは如何、答元來包は古法にあらす近世は左の口にて加えをもする故右の口に用なし故に塵を入さる爲に包し、今朝廷よねの御銚子は左口
はかりにて一口なりこれ加へを用ひさる故なりとかや
四々對相なんと銚子の圖は左一口なり唐土の制にも今は片口とみゆ



亦問或禮家のする所を見しか饗膳なとは料人申付折形なんと少しはかりせられしを人々法を知らさる故にやと、答凡飲食の仕立は膳部家のする事にて禮者のわさにあらず禮者は是を倍膳し侍る役をおしゆ、たとへは軍禮者の甲冑は具足師に申付て仕立着する禮式等は自らする業なるかことし是にて萬事心得有へき事也、今は膳部家の事も其他我家ならぬかさり者迄一人にして知顔する人を禮法者躾方なんといふこそ故實しらぬおこの事なれ

○尾州知多郡水野孫八妻は水野下野守か家を嗣しめたまひし、孫八初めは戸田三郎右衛門弟を養子とせし故佐治與九郎か男を以て嗣とせられしと云々今我府下水野惣右衛門祖也、但彼家には初め佐治か子を養子とせしか早世せし故戸田氏の子を養へり故に此水野一統は戸田氏なるよし傳ふ

鹽尻　卷之三十五

○侍從從四位下兼信濃守大江尙政（永井右近大夫直勝男）東闕老職なりしか職を免し山城國淀の城主となし給へり、尙政よろこひさる體なりしか實は京師所司と心を合せて帝都の事を扶持すへきよし密に命をかうふりて山城南方の鎭となさしめたまひしか御本意はかたしけなき事に思はれし（寛永十年）亦侍從大藏大輔藤原幸成（青山播摩守忠成次男）も年老の職より攝州尼崎の城に移られし（寛永十二年）これ亦餘所には貶せられしやうに思ひしかと實は中國西國に事あらん時の御先手となしたまふ密旨を奉て攝西の鎭となられしとかや、凡俗にはしられぬ典則こそ多く侍るらし

○京師婬房は初め所をさためし事なく市井に居れり應仁文明の亂後世の騷しさにかゝるたはれける遊ひもなくや有けん、天正十七年の頃萬里小路二條邊は人家まれ〳〵にして古柳左右に生つゝきたれは俗に柳の馬場と呼し、其時原三郎左衛門秀正といふ者住せし秀吉公彼に命して所のにき〳〵しかるへきやうにはからはしむ、秀正林又市某といふ者と心を合せ萬里小路二條押小路の三町に町を立て遊女を置く柳の馬場と稱せし、慶長七年に婬房を室町六條通りにうつさる東は室町を限り西は新町北は五條橋通りに至る世に是を三筋町といひし【割註】今の雪駄町より魚の棚の間二三町程なり」元和四年に遊女の舞をよく舞ふ者ありしを院に召れし時丹波椽藤原吉政といふ號をかりに下され男の舞太夫に准せさせたまひしより後其一家に名ある女を太夫と呼侍るとかや【割註】彼時八島を舞しか女院入水の所を略せしとかや」寛永十八年今の朱雀野に移され一箇の門のみにして他の路なし先に事ありし肥前國島原の城に似たりとて俗に島原と呼ひけるより名となれりといふ

○春日井郡山田庄田幡村古城は越智右馬允信高居城と云々或曰是尾張林氏の祖なりと云々

同郡同庄狩宿村古城は林彌助といふ人居城のよしこれ右馬允子なりと云々、或曰林佐渡守信勝は彌助か子なりといひつたふ
○同郡赤津村雲興寺制札は織田安藝守秀俊及ひ信長公信重（織田）等所建也、前將軍義輝公前内大臣信雄公より以來　東照神君御代々朱章を賜ふ（三十九石一斗）三位中將忠吉卿の御制札并御朱章あり
○同郡枇杷島橋長百廿間（東大橋六十九間中島十二間西小橋三十九間）元和八年癸亥村民に掃除の料を賜ふ此時新橋を營し給へるか、酒井文助河野庄助藤田忠左衞門永田淸左衞門等立合て下小田井村の内古堤古道を以て爲料地云々
　橋の内東六十間はひわ島の民掃除し西六十間は下小田井村の民掃除す
○寛文二年壬寅城南千本松の路市井をひらき給ふ、同五年乙巳尾頭橋を北のかたへうつし佐屋の路を改給ふ同七年丁未小牧驛市を始たまふ（毎年四月）
○毎年十一月廿三日大師講とて赤小豆粥を調し家々に食ふ節供の時食と思へる人少からす、正月の初なんと稱し祝儀とするこそ片腹いたけれといひしに、或人曰天台大師忌日は廿四日なり何とて廿三日かくはものし侍るにやと予曰叡山にても三塔同しからす東都は十一月廿八日に行ひ西塔にては廿二日行ひ横川は廿三日に行ふ、されと廿三日には滿山の講畢て早朝に紅粥を供し僧侶も影前にてこれを喫す此風俗をならひ臺教盛んなりし代京田舍紅粥を作りて食ひ大師講といふ、廿四日は山門各院自法事をなして報謝し侍る計也、三塔の會場はまはりて勤む其正月の始なんといふは冬至の賀を誤りつたへて也
○文珠は左に梵篋を持（蓮花の上篋を置）右に劍を握れり、今像は多く左りに卷物の外題あるを握らす事天笠の姿にあらておかし、亦普賢は如意を持するも儀軌にはなき形なり、左りに鈴を取右に五鈷を握るさま愛染のことくこそ作るへきに、いつの時より斯のことく作り侍るとて密家の僧淺ましかり侍る
○春日井郡山田庄赤津村崇陶竈七口同庄瀨戸村に十二口有磁器を燒出す、藤四郎作りし祖母懷の土は當

所にありて國禁有て命にあらされはとる事を得す亦青繪（青色の燒付をする土なり）此地に產す、然れとも異邦より渡す青繪に比すれは色おとれり

○山城國宇知橋は道昭法師懸初しやうにいへとも日本紀天智天皇の御歌に宇知波志能都梅と云々是宇治橋のつめなり、玉手の里を讀入たまへは山城のうちなる事明らけし然らは古へ橋有しと覺ゆ

○或曰瓊々杵尊以下三代の神社及ひ神武天皇はいつれの所に奉祀す、答是秘歟夫神代三神は山陵を奉しまつれり（東陵式）帝都漸東に遷り西海既に遠し故に山城國葛野郡田邑陵南原に遙拜の地を定て祀を奉したまへり、式に域四方一町の由見えたり【割註】今葉室山南廣野の陵村に其舊墟存す廟陵記考へし」神武天皇もまた大和國高安郡に山陵あり（今の久米寺の北慈明寺山これ也）祭奠の禮爰に於て行はれし、綏靖帝以下各代も山陵をもつて其靈をまつり給ふ藤原吉野の辭言に山陵猶宗廟也、縱無宗廟臣子何所仰云々これを以て見れは代々人主山陵の外別の靈祠なかりしか諸州故有て帝王の祭を奉る社有り格別の事にして後世の典歟【割註】豐受宮皇孫尊を奉るも相殿にして本社の主に非ず」

○亦問然らは天忍穗耳尊を山城國木幡社にまつるは何そ、神名式山城國宇治郡許波多神社三座並大社にして月次新嘗等の祭を奉するよしあり、釋日本紀には宗廟の尊神にして弘長年中諸祭興行の時祈年月次の幣帛を神主受取けるよし本官史生の欵狀に見えたりと云々、答云木幡社山城風土記に見えて忍穗耳尊にてまします事あきらけし故に耳尊の崩高天原にして我葦原山陵なし、故に先主報本の叡慮有て神祠を建てまつり給へり、往昔は山陵あれは神祠を設けたまはさる物なり、亦問風土記に木幡社を以て祇社とす夫耳尊は皇祖第二の神なり何そ地祇とするや、答是亦習ひある事也凡耳尊一度我國の寶祖を受給へは即我國津神なり且山陵に比する神社にして其次て祇神に列したふ

亦問然らは天照太神は我國本主なり令の義解にて天神とする事は何そや、答皇太神は帝祖第一の宗廟天子自其祭を奉したまふ事諸社と同しからす天に配して祭りたまふ事深き習ひ有事也

○衣楷朴(日本私記に衣の支と譯す)今いふ榎樹なるか　傔人(トモヒト)
稍豈比(コノコロ)　上日(ツカフマツレルヒカス)
學業(ミチ)　長上(ナカツカヘ)　供奉(ソノコトニツカフマツル)
島(セマ按ニ狹ノ訓ナリ)　工匠(テモト)
斛(ヒトサカ按ニサカトハ倭語ニ非ルカ石ヲサカトヨムシヤクノ轉ナリ)
本屬(モトツクニ)　貫(ヘ按スルニ戸ノ訓ナリ其國ノ本貫ナントイフモ戸籍ヲイフナリ)
一時(モロトモ)
短籍(ヒネリフミ)　大國(ヤマト)
日本紀に此類の文字多し

○或問京師所司代の號近世あり代の字義如何、
答もと京師所司の職足利家の時より起る、先に京極持淸京師所司に補せられし時多賀豐後守高忠を以て所司代とし政務を掌り訟獄を聞しめし類ひなり

○武備志曰、日本銅錢一兩換ニ三百三十三文ノ、零用ニ三文ー抵ニ一分ー總ニ錢千ー稱ニ一貫ー毎ニ米石ー價一兩中國斛可三石
按に此書は明の喜宗天啓三年になる我元和九年癸亥に當る、錢用米價は大概慶長の末元和の頃の事とみゆ法曹至要抄曰、建久四年七月四日宣旨停止宋朝錢貨以米辨償判此時米一石錢一貫文に當る。

○荀子曰君者槃也圓而水圓也、君者盂也盂方而水方也云々。
水は方圓の器に隨ふといふ說是に本つける歟

○明紀會纂五懷宗端皇帝卽位元年紀曰、崇禎元年戊辰正月命內俱人直非レ受レ命、不レ許レ出ニ禁門一、諭戒ニ廷臣結ニ交近侍一

崇禎元年我寛永元年に當る明主命論內外の分をさたむるに似て其實は近習を外に出さすして內事を恣にせん事を欲して外臣を遠さけて政令を近侍に出さん事を思へる歟、後の政事を見てしるべし、宜なる哉甲申の凶變に身を喪し國を失へる事

○朱子司馬公を先正と書れしを見て今の學者先生といふより猶尊む事なりと思ひ我師を先正と書こそおかしけれ、先正は有德の人死後に書く文字也

先生と同しからず、

○長亨元年九月義尙將軍江州鈎の里在陣の時後土御門院御製を下さる。

　君すめは人のこゝろのまかりをもさこそはすくに治めなすらん

將軍いとかたしけなく覺えたまひて時の傳奏に附て御返しをたてまつらせたまふ

　人こゝろまかりのさとそ名のみせんすくなる君か代につかへなは

義尙曾て新百人一首をゑらび定て聖護院の准后道興に見せまゐらせられしかは准后其書に奧書を加へて和歌一首を筆したまふ

　をくら山しくれふりにしいにしへの跡にもこゆることの葉そこれ

延德元年義尙陣所にて不豫三月十五日讀給ひし

　いつる日のよその國迄かゝみ山と思ひしこともいたつらのよや

同し十七日に

　なからへは人のこゝろもみるへきに露のいのちそはかなかりける

　もしほ草あまの袖しのうら浪にやとすもこゝろあり明の月

終に陣中にて薨せられし

○裨振海中雲乃幡之手仁東乃塵於拂秋風

是は永亨十三年九月鎌倉持氏退治の時上杉中務少輔持房に天子御旗を下したまはりしか其御旗に此御製を書しめ下されけるとなん、山内上杉家所持（上杉家譜）（裨の御旗と稱せしはこれ也と云々）

○上野國沼田庄領主沼田五郎藤原家政か女圓珠といひし女の讀る歌とかや

いとよはき梅のにほひの花ころも春よりさきにほころびにけり

たつた山紅葉をつけて入る月はにしきにつゝむ玉かとそ見る

後伏見院此歌を叡覽まし／＼て御製を下さる

上つげやぬまたの里にまとかなるたまのありとは誰かしらまし

右沼田家譜に見えたり

○祖諸家の先執政家の家司職事等に補せし人の子孫直に朝廷に仕へて別卿となれる家を諸大夫家と稱す清和源氏も亦元諸大夫家なりと如何。

答云古事談を按に河内守賴信は町尻殿の御家人としるせり、町尻殿とは東三條攝政兼家公の御子關白右大臣道兼公の御事也、賴信は此御家の諸大夫にてましませし故に賴信の御父滿仲朝臣も東三條殿の家來なりし故に兼家入道して法興院の入道殿と申せしかは滿仲法體の後も入道と稱するを憚り多田新發意と呼びしとかや、後世に至り賴朝家を興し實朝右大臣に任せし足利家起て天下の權をとり義滿大政大臣に至り且後小松院の御准子たるうへ公方家と稱し奉りし、我　德川家此例を准せられて公方家と申たてまつる常憲院贈大相國の御時執奏まし／＼て滿仲賴信義家皆權現の崇號を參らせられ正一位の神階を授らせたまふそめてたき、身を立道を行ひ名を後世にあけて其父母をあらはすを孝道と孔子ものたまへり、御子孫御繁榮を以て祖家の崇號の典にあつからせたまふも今國家孝道の明らかなる御しるしにこそ。

○令三關の義解受發の受印本あやまれり愛に作るへし愛發をアラチと訓す。

三關は伊勢國鈴鹿關美濃國不破關越前國愛發關也

〇山田庄味鋺郷天永寺の藥師像帳を開きしと聞えし程に川渡りなんとして行ぬ、昔鏡の池より出現せし金銅の像ありしを大僧正行基三尺の吉祥如來を彫し其中に藏られしとかやいとゆゝしき像也、堂內に古き繪像多き中に千手曼陀羅殊に勝れて細やか也兆殿司なんとの筆なるにや、六所明神は式內の社にて味鋺明神にましますに鋺と鏡と文字書あやまりけるにこそ、物部氏の遠祖味間見命を祀る味間の文字はあちの訓も侍る、今はあらぬ神を六座として崇むるにや、亦此里より坤の方近き中切村にも熊野の神作とて三軀の靈像を開きしと聞えしかは小堤を過て先安食庄成願寺に至る、天台宗にして元は常觀寺と書し十一面觀音自在の像を安置せり、往古は尤榮えし伽藍にして中切福德小田井等の寺院は皆此寺の坊舍なりとかや、暦應の頃古記散亡して所々にのこり侍る、時うつり物かはりて今は草堂のあさましけなるさま貧民の住家と等し、扨中切村にたつね行はへりし乘圓寺とて昔は常觀寺の一堂にて其墟は田の名に殘り侍るといふ今は名古府永安寺の支院にて曹洞派下の僧まもれり、彌陀藥師十一面の古像やんことなくならへり行基の作にやとみゆ、然るを熊野の神作といふ事故ある傳へども侍るらん、住僧にとへともいとおほつかなけなり昔熊野三所の本地堂なんとにもや有けん、門をいてゝ福德村に行圓光寺院號を吉祥といふなる上宮太子自作の影像を本尊とす故に近世聖德寺と改號せし、此寺も常觀寺の所分成しにや文明年中滿碩といふ僧の書る物此寺に侍りしか廣瀨堂と侍る(廣瀨も田の名にのこる)俗には塔堂とも呼ふ然らは昔塔にて有しにや、凡成願寺中切福德三村は味鏡川と安井川との中間にて安食庄なり、吉祥院堂內古き僧形の像ありこれを安食次郎入道の影なりといふ、安食或は葦敷とも書く鎭守府將軍滿政の胤當國に住して尾張源氏と稱せし所謂山田葦敷木田開田小川生津等稱多し、其譜に葦敷次郎といふ者四人見えたり浦野四郎重遠の次男重賴其子重高其子重行及ひ山田筑後前司重定弟八島右衛門尉時成三男重茂等ともに葦敷次郎と稱せし、重賴は嫡家の別祖にして山田先生重直弟なりしか出家しける事古記にあれは重賴入道の像なる事疑ひなき歟、嗚呼夢後のかたみに殘る影さへ時世をへたて侍りぬれはいつれと定かな

らす成行侍るもあはれなり。

今府下の士勝野氏は其先幸心村に久しく住し安食を稱せし武衞家の侍なりし

○昔の制札に甲乙の人の稱あり東鑑なんとにも見えて兵革の事とは聞えなから甲乙の名いかにそや久保家書札の記に有といへともさたかならすといふ人有、予曰これは久しき名目也軍㑹令に此事侍る、されは往古軍團兵士一隊に十楯あり五楯は前鋒の士に甲乙丙丁の四科を立て勳功の賞を行はるゝ時其陣列のしれやすきやうにせしなり、彼兵士を甲乙の某と呼し故(八科の一二を取てよふ也)是より凡兵革の事を甲乙人と稱來れりとそ、此事有職の人より傳へ侍る世に人のしらぬ事を秘事なりとて奥深くいへとも立入て聞けは附會の説多し、甲乙人の事もさこそ近き説も侍らん但し本據の慥なる事を用ゆへき也。

○左少將家(義行朝臣)東へ下らせたまふとて熱田の驛に入らせましくけれは參りて御物かたりなんと申侍りし、諸家の譜の事仰事有て近き世のさま系圖を失へる家は夫ならぬ譜牒なんと交へ入て祖先を立違へるも多し、記錄者流は利の爲に人の系圖をつくりて僞妄の事添ぬるこそ中々みたりかはしく成もて行、藤枝の稱號を見ては岡部の分流とする類ひ多かる穴かしこ、此病まぬかれよと教へさせ給ふ、亦寺社の緣起諸家の小説を以て昔の事とも考へ證とするに慥なるに似たれとも是も當時の人おのか方さまのみよきやうに書しもまゝあれは違へる事少なからす、只歌書こそ正しき物なれ是を以て實を證すへしと仰られしそ、かたしけなき、亦仰られには元祿の頃水戸故中納言家のたまひしは源家の正統賴信主以下御廟所いつれにありとも聞し召れぬ御事を御本意なく思ほしましますよし聞えさせたまひし程に、後に考へさせたまひ河内國壺井の吏なんとにたつねさせ給ひ賴信主以下の御廟所しかくと書記させたまひて中納言家へおくらせ給ひしかは御悅あり頓て言上の御事有し、大樹聞し召れて奏聞を遂させたまひ靈社御創建の御沙汰有しより、朝家三所權現の崇號正一位の神階を授けまゐらせ給ふと仰事侍りし、實に我國の故に富ましますうへ御先祖の御追號の典も然しなから此御考證より事起り侍るそめてたき。

○或曰山城國葛野郡太秦の廣隆寺上宮院に聖德太子の彫像あり、彼御影板せしを見るに今の冠に束帶のすかた也、手紡を取たまへるのみ世の像と同しく推古帝の時代の衣冠ならさるさま也後世の杜撰にこそといひしに、京なる僧云これ誤りと云へからす彼像は中世已來主上一代に一度御衣を授けまゐらせて着せ奉らせ給ふ故天子の御衣冠に畫き侍る事なりと答へし。

○和州壺坂南法華寺千手觀音の繪像夾侍に老人と天女とあり是は何ぞと或僧に問しに、彼寺二十八部衆の古像散亡して此二軀殘りし儘脇立とし侍ると答へし、これを密家事相にくはしき僧に語りしにいさとよ夫はあら〳〵しき答なり、これは婆藪仙と天祥（吉イ）天女と兩侍者也千手には甚故有て必夾侍とし侍る秘あり胎藏の繪曼荼羅にも斯こそ侍るものを其僧は知らずして答へけるにやといひしにそ、其道の先達ならては其事物は知らさる事と覺えし。

○淺見安正の氏族辨正は我國の律令を考へすして專ら異邦の説のみをとれり、令曰凡子なきものは四等以上の親の昭穆に於て合へるものを養ふ事を聽し給ふと云々、義解を按するに同姓の親しき中の男子をえらひ三十以上の者は十五歲以下の者を養子とし四十に及へる者は二十五歲以下の者養へとそ【割註】男子十五歲以上婚を聽したまへは年十五のものは三十の人の子たる道あり是を推て考ふへきなり尤正しき式也といふへきのみ」名例律の註に違ひて養子する類は改正すへしと云々戶婚律に云異姓の男を養ふものは徒一年と云々註に異姓の男は本族類に非す是法に違ひて收養する故徒一年也、女を養ふ者は不坐といへり異姓にして人に子を與ふる者笞五十のよし律に見えたり、これを以て考へ見よ往古吾國の政正しき事を、然れとも亦別勅に依て異姓を養ふ事なきにあらす法曹至要抄云、雖異姓聽收養即從其姓云々これ各別の子細有時にして常例にあらず、其聽しなくしては他姓の子を乳育すといふとも養子の號を得すと律の戒嚴なり、かく正しき先王の令典を外にすへきや、凡いにしへの養子は勅命にあらされは養ふ事能はす、後世の猥かはしき禮と同しからす、慶長の台論亦異姓の養子を禁したまひし故ある時は別に台

命あるもの歟、我公國代々の御定め亦同し此等を捨て私の議論はおこの事にや、但し安正は京師市井の人也今時商家私に養子するの非多きを見て痛み思へるも最なり、今至尊の勅幕下の命及ひ國君の聽しを蒙りて異姓の子を養ひ其稱號を承しむるは前王の法によれり豈是を非とせんや。

○院の正字寏なるよし六書正僞にあり(庭館垣墻あるを寏といふとそ)寏は朝官の切音丸(寒韻平聲)周垣也又子眷の切音院字義同(先仙の韻去聲)院の字義は虞怨の切音願と有(元魂の韻去聲)是を擬諭往來の例にて其反切を求れば音遠になる也、是俗の韻鏡名目にいふ阿加相通なり凡そ文字の音聲はいとむつかしき事多し、能字書を考へ韻鏡を精熟して其切母助紐歸納の例を推て後いふへし。

○全浙兵制　季明の書也、其中本風土記五卷を載す大槩武備志の前後の書を取て編をなせり、されども其中別事なきにあらず今其一二を抄略して遺忘に備ふる者如右

崎語島名

山城(羊馬矢羅)　大和(野馬多)　伊勢(衣舍)　尾張(倭阿里)　武藏(木散暑)　美濃(米奴)

倭阿里は阿倭里に作るへし傳寫の誤りたるへし木散暑の木は音のあやまり歟、是にてはモサシになる也出雲を因字木と書しを以てるへしし

山川

日光山日春京之東也云々有ニ春日大明神一鎭レ之

日光山は下野國にあり日春京は蓋し春日都歟東西隔別の事を傳聞によつてかく記せり

時令

新正名曰ニ少完之一以ニ正字一呼爲ニ少音一完之卽月也、敬ニ天地一祀ニ鬼神一以ニ松拍一挿レ門、乃取ニ長春之好一朔日賀歲從レ尊至レ卑云々。

待賓

親友至訪待ニ立門外ニ呼曰ニ木那麽ニ乃在否之言內云獨里乃云是誰之答ナリ

木那麽は物申さんといへる轉語にして在否を問ふ詞にあらす獨里をこれ誰の答とはあたれり

字書【割註】此部我和歌を多くのせ呼音讀法釋法切意の四例を記せり其中一二を略して筆す」

【割註】果結衣氣打而以外和外索木革頼天氣奴氣奴山尼和皮和事而客乃

こけ衣きたるいはほはさむからてきぬきぬ山におひをするかな」

呼音衣(過路木)　山(陽麻)

讀法　過結過路木

釋法　果結(苔塵蔽)衣(正音)氣打而以外和岩外(助語)

索木革頼天(沒頭領)氣奴氣奴(霧內單)山正音尼(助語)

和皮(帶)和所而革乃

切意　苔蔽レ岩穿レ衣沒頭露(霧カ)横レ山繫レ帶無レ腰

是大概歌の意を得たれともをするかなの助語なるをしらす此外秋の田の刈穂の庵奥山に紅葉ふみ分の歌等多し又冬花春題といふ題をあけて

南尼外土尼索古耶箇那法乃伏由過木里一埋和發而遍多索古耶箇那法乃

語音

天所頼日(和虛)　月(紫氣)　星(伏西)　春(發而)　夏(乃子)

秋　(阿氣)　冬　(伏由)　後日(挨索之的)　大後日(世挨索之的)

皂　隸(州健)　門子(課木那)　盔甲直(吾索骨才古)　地閣(阿東呆)

三了髮(谷虛竭)　夾襖(阿外石)　米園(彈粃)　藥湯(收魯)

等子(法界里)　邊箕(掏骨西)　爬扼(骨索革箕)　剗鍬(骨索多里)

箬帽(挨迷革哂)　後鍬(需里革索)　中刀(叉並計紫需)　鋼叉(客里莫打)
黄銅(中苔古)
文辭【割註】此中に我俗の小歌あり辭の聞あやまり多くみゆその内の一節を抄す」
壽西之法之外(十七八時)勿達單皮(二次)所六格(難算)革里氣(枯木)尼(助語)法乃格（殘花）殺雞蘇路(妾時易)隔搖那(又一也)

切意　十七八時難算二次好比枯木殘花妾時又是一也語雖二顚倒一意實切也云々

是亦唱歌の意と少したかへるにや亦謡をのす

吉密(君主)外知搖(千年)慢世(萬歳)知搖慢世禿(助語)搖路可庇(恭喜)和(助語)以外兮(妻)謳打那(唱)挨里革答那(有期)禿計搖伞(乎也)

按するにマヒはましませなりイハヰハ祝なりアリカタハ希有の言也異邦の人和語に熟せさる故かゝる意の取ちかへ多し

其他猶多けれともこれを略す異稱日本傳の補に備ふへきかも

○比睿山摩多羅神像　叡山及ひ其末寺摩多羅神を崇めまつれり、此神密部諸經儀軌に云阿彌陀の教令輪身にして常行三昧の時守護神たり故に台徒尊ひあへり、中頃台教大にみたれて其一家の學に迷へり此時禪子の手段にならひて別に公案を巧書し學侶に著語せしめ印可せり、此時亦密法により玄旨歸命壇の灌頂といへる事を造り摩多羅神を本尊とし甚秘として相授受せり、台徒これより玄旨の壇場を一家の極秘とせし故に摩多羅神を殊に尊崇する事となりし、予其神像を見るに儀範に記す所を見て妄意に圖せしめしと覺えし、彼像のあらましを圖しはへる一人上に在て腰をかけ鼓をとりて打様猿樂の鼓打に一般なり、頭に唐製の幞頭を蒙り身に倭やうの狩衣を着せしむるも似氣なし二童下にならひ立て右手に篠葉をとり左手にはみやうかを持て舞ふ、其衣は下襲は半臂を着て我伶人の姿なるに風折烏帽子をぴんつらの

上に繪かきたり諸儀軌の形如此ならんや、我國古しへより蘘荷の字をみやうかの事と思へる故繪にもみやうかをかく、蘘荷と俗にいふみやうかは不同して諸家本草を考へしるべし神像の左右にも二また竹みやうかを圖す上に北斗の七星を描くも玄旨壇の意也(此事傳えて聞へし妄誕の事也)秘して人にもみせす學者もたゝに尊き事也と思へるいと拙し、其旨歸命壇の邪義は坂本の靈空(光謙)闢邪編を筆して妄誕を破せしより山徒多くは其非を理會せり、摩多羅の像はいまた儀軌の本旨にあらさる事を辨せさるにや、台



家かゝる杜撰いにしへよりあり、大黒天神も儀軌を考へみれは頭に帽子をかうふり左りに嚢を執り右手槌印をなすよし見えたるを今世間の像をみるに世俗の丸頭巾を蒙らしめ左手に袋をとり（袋はそこあるふくろ也嚢は底なきもの也）右の手に槌を持しむ、亦荷葉に乘すへきを我國の俵にのみのせ侍るこれ亦日本人の姿にひとし、近世才天の寶冠に我神社の鳥居を造る十五童子といふもの光明經及ひ諸儀軌になきを造り出せし妄意なれは其各自の持物をみよ、俵よりはしめこと〳〵く倭俗の器を作る唐より渡せる像にかゝる事や有へき、夫釋氏諸天鬼神の像を作る者初め異邦の僧多くは山海經の異類の姿をとりあるひは道家に所祭の神像に依て造出せし者ゆゑ大方唐土の衣冠なる者多し天竺にかゝる姿有んや、諸經の佛菩薩より諸天夜叉三摩耶の形は覺禪抄を見てしるべし、近代我國にて修驗者の祭る所の像は兩界の曼荼羅に圖する所と異なるもの多し皆日本人の細工なり、況や日蓮黨か三十番神の像は妄意に造れる姿餘多ありておかし

○狹井河【割註】古事紀上に見ゆ今の大和國狹井川なり」佐韋は山由理草の本名なりと古事紀本註にありされは三枝部ノ連の性は天御影命の後なり、顯宗天皇御世諸臣に饗を賜ひし時三莖之草宮庭に生せしを採て獻せし故姓を三枝部の造と負しよし姓氏錄に見えたり、三莖の草とは何の草そ神祇令の三枝祭の義解に三枝花を以て酒樽を飾まつる故三枝といふとあれとも亦何の花とも見えす、按するにさゆりの花にや（ユリの切井なり（さゐと音便近し然れは姓氏錄の三莖をサイと讀へき歟、古事記の註に山由利の名に取て佐韋川と號すといふ是神武天皇の御時の事なれは尤久しき草木歟

○佛經文字正音の儘に讀ては相傳とたかへる事間々あり惠林の一切經音義悌大明咒經（前譯般若心經）

罣（胡尾疑丘盖切石反）これを今ケイケと讀（呉音也）

堨（音蘗）これをキャと誦する等多し亦

般囉　上は奔沒の反ホツの音下は轉舌の梵字なんといへり

大灌頂光眞言（不空羂索經廿八）
尾（ベヰ）左（シヤ）等誦するは拗音なり〈ヰの切ヒ也シヤの切サなり【割註】羂索經には尾を麼に作り無計の反と音義せりへりと音同し〉鉢（ハム）鉢の音は撥也ツとムは横音通す是音便也　入（シム）入の音は士の入聲にしてジフの音也フとムと亦通せり
𩋡（ハリ）羂索經には𩋡に作る無發の切パツの音也是をハリ誦音とすリとチと横音通す時はハチの音に成ハツと音便也
佛咒多くは拗延の音を用ゆ故に正音と同しからざることなれとも反切すれは異ならず
阿彌陀　アフミタ呉音
　アミタ　漢音　阿は喉内の音彌は唇内の音陀は舌内の音いつれも不異
　チミト　唐音

〇社毎に紙幣を獻する事大概定法歟（紙を疊み切たる也）木に狹てこれを立つ、只伊勢二所のみ此事なし、天子より獻せさせまします勅幣といふは布帛の筐物なり、されは太神宮に庶人の紙幣を參らせざる事是にてしるへき歟、諸社の幣も根本木綿疊の遺風なり然るを參詣の諸人にいたゝかせ侍る事いつれの頃よりあやまるにやと荒木田の某いへり
〇花山院右大臣家輔卿（實は九條尙經公の男）故ありて津輕に配流彼地にて一男子を生みたまふ東國に住し木代夕庵といふ、尾張三位忠吉卿の右筆となれり
〇釋迦所謂三身其法身は本性を云　身とは其德業をいふ化身とは其　身をいふこれ一人の身を以て分て三箇の名を立夫〻人性なきはなく德なきはなし、然らは法報は形より上なる物應化の身に備へたるをいふ、其報身の像は千葉の蓮珠に座し光照赫々たるは成就效驗底を表して道を備へ美を全ふする相似たり、凡佛像は其德を表象を取これを三摩耶形といふ釋迦の三摩耶形は鉢（佛法の命をつく表）を以てし法

螺(法音の遠く聞ゆるの表)を以てするが如し(此條脫字アリトミユ)

○異邦の書に某の國は土を以て薪とし石をもつて薪とすと記せり、我國にも所々あり江州栗本郡の俗に云往古此地大栗樹あり凡七里の間此木陰覆ひし故地の名とす、其木枯て落葉地中に埋もれしを今も薪とし侍とそ、栗本郡は所々の土を堀て薪とす、同郡日野村邊は山にある岩を欠取火に燒に岩やはらかに朽木のことし其煙甚くさしと日野の里人かたり侍る、栗本落葉の說は風土の野語成へし

○人間榮耀風前塵(白居易)富貴何如艸頭露(杜甫)

よの中を何にたとへん夕へゆもまたてきえぬる朝かほの花

○戊子の秋京師浪花より西の方九國に至り東は東都よりはしめて關左の國々尾勢濃三の諸州一時に痲疹流行して比屋枕に就て煩らひ侍る、されと人の損するはまれなり、かゝる時いつも俗に樣々のましなひも亦はやり侍る枇杷の葉を煎して浴すれは疹疫に染すとて湯浴するもあり、又例の歌なんと粘しはへる「梅かゝはおのれひと木の匂ひにてよその草木にうつらさりけり」なんといふ歌を家々に聞つたへあらぬてにはに書てましなひけるもおかし

○異邦の書に我帝宮の事を記せしは中世以來の制を見て語りつたへし事多しとみゆ、往古大內裏の殿堂豈唐に耻へけんや亦昔瓦葺の時もありしにや、日本紀廿六小墾田に宮闕を造起し瓦葺にせん事を擬したまひし事見えたり

○曆は民に時を授るを本とす、然るに唐土今の曆を見るに大かた日家星家等の異端の說を雜記しかゝはり忌事甚し、凡冠笄求婚祭禮及行袞安葬より初上梁裁衣はさら也厠を作り碓を安く鼠穴をふさく等の細事といへとも曆日の吉なるを求め類いとくだくだし、剃頭沐浴も惡日にせさるさまむづかし、種まきさひらき麥刈田うへ草きり穗懸田刈竹きり麥まき木こりなと節氣をたかへすのせ侍る、されは春秋の社日は社稷に祈賞し穗かけは新成を田祖に告る時なれはかなこよみ古しへより記せり、然るに元祿十年曆後

ほかけを記せす、これ今時民家其祀なく侍る故にや、さらは社日も不用なり何そ彼を除きこれを記するや、暦學の士異邦にのみならひて我風俗を捨侍るにこそ、夫〻穂懸は、我國舊例の祭時にて民家のいはゐ日なりしも物かはり事改りぬれは古代の風いつしか絶え侍る事是のみにあらねと穂かけの時をわすれ行こそ神道の衰へしられて尤あさまし

○衝重(筑重とも書けり)道長公記に賜二公卿衝重兩三獻一云々ついかさねを折敷の事といふは盡さゝるにや、永紀除目條下に衝重高サ七寸計りなりと、且其圖今俗にいふ三方なり但是に公卿と殿上人との異あり夫三方をは公卿ともいふ(公卿の食盤なる故也)殿上人は今堂上家に用ゆる小四方なり(田舎には樽代肴代なと然居檯(スヘルタイ)とのみいふ) 然れは三方も足打も元は皆衝重なり

鹽尻　巻之三十六

○後漢書東夷列傳に我日本の事をいふとて牛馬なきよし記せり、後の史家また是をいふ、松下見林の異稱日本傳にこれを非とし神代既に牛馬あり舊事本紀日本紀に出といへり、按に紀といふ處は高天原の事或は牛馬氣化の初をかたる、葦原中國元と牛馬なくして後に異邦より渡せし事疑なきか、二條關白良基公の嵯峨物かたりの序に云馬昔唐國より渡りし時耳のけものといひてすへてまれ成しかは帝王の氣色よき大臣公卿の外は乘事なし、されは良家と書て馬人とよめりこれ日本紀萬葉集の所見は明らかなり

嵯峨物かたりの序水戸前中納言家御撰の扶桑集に見えたり牛の事はなけれと合せ考ふへきかも

○五智如來　金剛界ハ大日　阿閦　寶生　彌陀　不空成就

○胎藏界ハ　毘盧遮那　寶幢　開敷　釋迦之華　王無量壽　天鼓雷音

○延暦寺常行本尊　阿彌陀　觀世音　得大勢　彌勒　文珠

○普通之彌陀五佛トハ如來形一軀菩薩形二軀比丘形二軀　彌陀　觀音　勢至　地藏　龍樹

○五大力菩薩　金剛吼　龍王吼　無畏十力吼　雷電吼　無量吼

○東大寺本尊　盧遮那佛　虚空藏　觀世音

普通之釋迦三尊トハ釋迦普賢文珠或ハ釋迦伽葉阿難

○釋迦ノ五佛　(中)釋迦　(前左)普賢　(前右)文珠　(後左)彌勒　(後右)觀音

小野宮の御堂如此と云々

○七佛

寶勝像寶王光焰照一切香華自在力王日月須彌決定信威德寶王月嚴妙音王金剛堅固照惠散（或過去七佛

絕食七佛其名號異也）

○七佛藥師

善名稱吉祥王寶月智嚴光音自在王金色寶光妙行成就無憂最勝吉祥王法海雷音勝惠遊戲神通藥師琉璃光世に立像にして左手藥壺を持右手世無畏の印をなせるをも藥師琉璃光佛といふ、是は第一の善名稱如來也琉璃光は座像定印の中に藥壺を持つ像なり、儀軌に所謂滿月界淨妙琉璃尊これなり七佛の形像各異也

○佛像淨衣四色

青色（大威德明王　六字明王　降三世明王　渾陀利夜叉　金剛夜叉）

黃色（藥師尊勝　一字金輪　延命　如意輪　彌陀等ナリ）

赤色（彌陀　愛染　歡喜天）

白色（北斗尊星王　炎魔天　佛眼　文珠　訶利帝　鎭星　妙見）

鈍色（不動　大黑天　寶帋）

香染（千手）　鹿皮（不空羂索）

如此類多し今其一二を擧く像を作り或は畫く者今大概妄意の彩色を施すゆゑ儀軌の說に違へる者多し、況日蓮宗か佛像他をみす私のみにして印相のあやまり每に多し、然るに其佛作をは尊ひ古佛名作の佛形をみても拜せさる事嗚呼愚か邪か憐むへくおそるへき哉

○持國增長廣目多聞の四天を一所に安置せしは攝州四天王寺也、多門天の一天のみ安置するは信貴江夫石淵鞍馬等也

○日本佛教七師

道慈和尙（三輪宗）　神叡和尙（法相宗）　傳敎大師（天台宗）　弘法大師（眞言宗）

東漸大師（淨土宗）　千光國師（臨濟葉上僧正）　佛法禪師（曹洞道元和尙）

○或問馬頭觀音の梵語如何と曰儀軌（一卷）何耶堨利婆觀世音といへり（何耶は馬なり、堨利婆は頭也）、亦問これを明王部なりといふは如何、曰二卷の儀軌に聖賀野訖里縛大悲威怒王といへり亦問或は日輪なりといふ說如何、曰同し儀軌に能權諸魔障以慈悲方便現大忿怒形成大成日輪照曜無邊暗瞑云々

二臂ハ【割註】不空羂索經の九五佛頂經一卷の馬頭儀軌にみえたり我尾州龍泉寺の像は二臂なり」

二面四臂ハ　陀羅尼集經ノ六

二面四臂ハ　授記經

八臂ハ　　分字文珠軌

四面八臂ハ　三卷儀軌

三面四臂ハ　攝無□經

形像の異右の如し其頭上の馬頭は皆碧馬にして髮螺焰と云々問准胝は佛母なり、是を觀音部と云事は佛母准胝陀羅尼經の說か三目十八臂といふ其持物如何曰其相如此

左（說法ノ印一寶幢二　蓮花三　澡灌四　羂索五　金輪六　寶螺七　軍持八　般若經九）

右（說法ノ印一施無畏二　劍三　念珠四　鉞五　斧六　俱戶鋏釣七　拔折羅八　寶鬘九）

○我神代稚日女尊神の御服を織（日本紀）高皇產靈尊の女拷幡千々姬と稱し（幡は服の機なり）天孫の后浪穗の上に織紝給ふ事皆正史に見ゆ、是婦人の職分を記して後世に示すもの歟、太神宮御神寶第一絡垜麻笥枠博等皆織經の器也、後世女子驕娙にして其職も勤めざるもの多し豈戒さるへけんや

○美濃國加茂郡に加茂大明神と號する社あり（境內八丁）これ山城加茂と同體歟、然らす度會の延經考に云美濃國加茂坐縣主神社姓氏錄に云鴨縣主彥坐命の後也（與二山城鴨縣主一異也）國造本紀云、三野前の國彥坐の王子八瓜命定賜國造これ縣主神社所祭神なり亦同郡阿夫志奈神社座す

按古事記曰日子座王子大根王【割註】上所謂八瓜命卽景行記所謂美濃國造神骨これなり」三野國本巢國

造之祖云々阿夫志奈者宇夫須奈轉語卽本居也、以是考ふれは山城の賀茂と同稱別事なる事明らけし、凡賀茂と呼ふ地諸州多し三河國伊豆播磨等にも賀茂郡あり、亦賀茂と稱する祠諸國多して皆祭る神異なる歟其式内の如きは

鴨都波社(大和)　鴨山口(同上)　鴨事代主(同上)　鴨習大社　鴨社(井河内)　鴨田社(和泉)　鴨社(伊勢國三所有二鴨社一)　鴨大社御子社(常陸)　加茂社(上野)　加茂社(加茂本ノマヽ)加毛利社(出雲)　加茂郡吉備社鴨社(備前)　加茂社(淡路)　鴨社(阿波)　鴨社(讃岐)　賀茂社(土佐)

大槪如此にして祭る神各同異なる事執て語るへからす、山城にても賀茂波社賀茂御祖社賀茂山口社賀茂波原社鴨川合社鴨岡本社六所あり各自祭神異也、今世神道者とて附會妖妄の事を造言する輩賀茂といへはいつくも別雷命とかたる尤證とするにたらす

○神をまつるに愛敬の實のみ是に三つの心得あり

天神(日月星辰風雨等)　地祇(山川土地等)　人鬼(我世々祖考及骨肉親族之靈)

一に我世々祖考は愛敬を以て生々不息の神氣を饗す兄弟子姪傍親の後なき靈或ひは諸侯より天子に達して其國の先亡絕たる神靈(主イ)を祭るは義のいたり也

右三品の中人鬼にまた二種の別あり

二に義緣の祭其國所先代の人民跡なく遊魂住かたなき鬼神をまつりて其所を得せしむ是仁の至り也釋氏平等慈悲の手向は義緣の祠にひとしく其意好し、儒學せし人我祖考の外は分にあらすとて仁心をせはめ侍るは好からす、但祀は己れか分を省みて其禮をたゝしくするを本とす釋氏愛敬の實もなく仁の施しも義の有所を辨せす禮非亨の祀をなすはまた妄といふへき歟

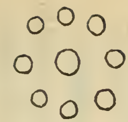
○廣都八陣之圖魚腹八陣之圖涇陽八陣之圖益州八陣之圖凡有二四圖一益州圖ハ今亡(ナキ)歟

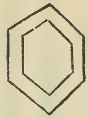
孔明異傳兵法卷六可レ考

○龜岩龜泉といふ二書京師相國寺の藏にあり室町將軍家の實錄なり、日件錄は足利家興廢の小說文明雜談は當時の談話なり、間々異說謬談もみえなから近年杜撰の類にあらす

○政事要略に　先正一位太政大臣と淡海公の御事を書せり先の字は前の字と同し意かといふ人あり（前王先生なといふ）予曰凡そ官には前の字を書く位には前の字なき事也、此先の字は贈封を尊ひて書ならひあり朱子の司馬公の事を先正と書たまひし先の字と同し

先正は故人の事をいふ先生と同しからす

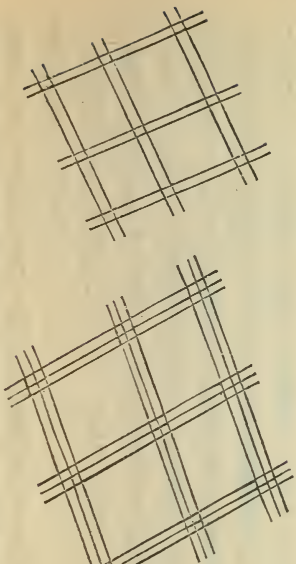






○車の大八葉小八葉といふは此紋繪あるより起る慶長六年に宮內少輔幸綱奥書せし車の繪圖一卷臣庫にあり、夫を考ふれは八葉とは靑蓮花の八葉を描九曜の星は是を丸く書なせし物にや九條關白經教公の車の繪樣一卷有是には九曜を書り、

亦龜甲の紋は世人普く知る所也蟹甲紋といふは人しらす此繪樣をいふ也圖するか如し



○客在問二幅對の繪に一僧衣を縫圖これを朝陽といふ、亦一僧月下誦經のさまを畫くこれを對月といふと如何なる祖師といふ事をしらすと、予曰これ祖師の名にあらす古人の句體を圖にせしものなり我國の歌もやうをいふと同し其句に

朝陽補ニ破被一　對レ月了ニ殘經一

これを朝陽對月の圖といふ二僧の名には侍らす、されはかゝる事を辨へすしてまゝあたらぬ讚祠なとある繪も侍り識者の爲に恥かしき事也、一詞の

作文もよく心得てすへき事にこそ
○京なる僧の東にくたりて歸り、上り侍るとて逢侍りし折から卯月中の酉日成しかは葵に書て送行し侍りぬ

かけそふる袖のなみたの諸かつらあふひもつらきむかしかたりに

かへしとて路より人にことつてゝこし侍るうた　そのかみ山のあふひ草も今はかけはなれ侍る身なからあはれなること草に立かへりて

またいつとあふひをかけて契おかんさためなきよの袖のわかれは

○宰相中將公澄卿日光山例幣使にくたらせたまひ卯月二十六日熱田に宿らせたまひし程にまゐりて見え參らす箱物干物奉る、次手に二見浦なる濱荻藻しほ草わすれ貝なんと硯蓋にして參らせけれは殊に興しまし〳〵て去年まゐらせし阿波手の森の籠物院に獻しまし〳〵けれは御慰みとなりし叡慮なんとかたらせたまひ此海津物も亦かくと啓せさせ給はんと承はりしこそ數ならぬ身の奉りもの雲の上迄及ひ侍らんとはかけても思ひたてまつらさりし

君か手になひくもうれし神風や伊勢のはまをき浪にくちせて

讀置し夷曲とも見せたてまつりしにいやしからすなとのたまひてあまたゝひ打吟せさせましますも中々はつかしきや

○藤氏南家の祖正一位武智麿（贈太政大臣）の御墓大和國宇智郡宇野村永仙寺（洛東泉涌寺の支院）後山の嶺にあり（古松一株あり）後の阿彌陀墓と申にや景勝の地なりといふ（彼等は壺坂の西南四里斗り吉野川の北の端なりとそ御塚の邊牛馬を通せす若しらぬ者引過れは必伏してあゆみ得さるとかや是非一奇事歟）寺に武智麿の御影を安置す（つるはみ御はかま八ツ藤と云々）

○壺坂寺を南法花寺といふ其地に法花寺（國分尼寺）ある故南の字を添たり眞言宗也

○多武峯妙楽寺は天台宗にして青蓮院の宮の院家とかや坊中雲牛王を出す
○三輪の檜原といへは一山のやうに思ふ三輪山は杉のみ多し其十餘町計隔て北の方檜原の明神とて神社あり此うへは檜樹茂り侍るとかや
南の方けんひん谷とて僧都の菴跡侍るとなん
○長谷寺は一旦荒廢の時時衆淨阿上人(京四條金蓮寺祖)任せられしとそ彼影今にあり
○河内國道明寺は尼寺也(菅神の伯母尼公開祖云々)干飯を道明寺といふは此寺より製し出せし者精白にして美成し故に名とす、今も糗糒(ホシイヒ)を大家に参らせ亦寺尼賣(ウ)る寺領三百石あり
○同國壺井八幡の東南三四町計に源頼信頼義義家三代の御墓あり、元祿年中台命により三所權現正一位の崇號神位を勅授ましませし、同し時通法寺を御建立有て貳百石の地を寄させ給ひける(眞言宗彼三塚は此寺の後山に有)神主領二十石とかや壺井は八幡宮の山下にあり井筒石にて佛像を多く彫し侍る尤古代の物と云々
○山城國紀伊郡井出里の堤に山吹さま〲殘れりとそ、井出の北に玉水の里あり其南なる山下御園浦といふ所に井出の蛙ありとなん、玉水の東に北吉野とて古寺あり神童寺と號す、中古大峰入峰の絕し頃修驗者此寺にて練行せし故今に北吉野と稱すると云々
以上八條は此頃大和廻りせし人の物語りし侍る儘に留侍るのみ
○元祿八年の五月にや熱田の正覺寺にて人々歌讀し時　夏草露
秋を待つ露もやわきて萩すゝきひとつ夏野の草のしけみに
其頃予にも同し題にてなと人の勸めければ
今よりの露さへあはれむらすゝきむしのねそへん秋をおもへは
と書送り侍りしを人のしるし留め侍りしを此頃見侍りぬ、道しらぬ和歌つ浦によるもくづもちらて十六

年の後みるこそかへす〲はづかしけれ、忘れ過て月日のあとのしら波立へたてこし昔となり侍る

思はすよ和歌のうら波立かへりむかしのあとに袖ぬれんとは

○人のかたよりあはて名にたつ戀といふ題にて歌よめといひし時

名取川わたらぬ袖をいかにしてぬるとはよそに人とかめけむ

幾ゆふへつゝむ涙をせきとめてまたまちいつるそての月影

あはれしる秋のゆふへの風ならてみたれ初ぬる袖のしらつゆ

なと讀すてしことぐさも今更のこり侍るをみていとゝきしかた戀しかりし

○納外宮假殿遷宮要脚尾張國段錢之事

合二十貫

右爲中島郡之內妙興寺領公田肆十町分所納如件

永亨二年三月十四日　貞良　春智　玄永

納造外宮料尾張國役夫工米之事

合十貫文

右爲中島郡之內妙興寺領公田肆十町分所納如件

永亨五年十二月廿五日　眞光　春智　玄永

納外宮假殿並神寳御要脚尾張國段錢之事(此外判料在之)

合三十貫文

右妙興寺領分所納如件

文安元年五月十二日　良村

納(辰歳)外宮役夫工米料尾張國段錢之事

右四通伊勢遷宮要脚の證文なり、中島郡妙興寺の藏にあり當時人名他日考索の爲に寫之了ンヌ

文安六年三月十日

行秀　良村　顯久

○十種神寶圖形一卷三種繪圖一卷海底印文圖及御殿御形圖等は中世の杜撰大概密家の佛具を以て記之、近世亦金銅藥珠等を以て其形をつくりて京の工人賣侍る、尤本故をしらぬ事共なり十種の神寶は別に傳習の秘說あり

○或問今世養の家多し儒の說のことくは彼異姓にして人の後となる者其養祖考を祀る共氣血の傳ふる所にあらされは其神靈歆享の理なしとされとも祭祀なくてやはあるへき是如何、予曰異邦古禮明俗正しかりし三代の始のことくは嫡子の長あり、これが地(いにしへは各家田を受て其地有)家廟有て四時の祭典は尤嚴なり、其氏一族祭の時此廟に集りて其祀を助くる其分あり我國大社の祭禮の如し

我熱田宮のことき祭時尾張氏神供をすゝめ祝祠を讀幣帛を獻し同氏の人神祭を助け他姓の宮人神役を勤仕す、尾張氏にても田島家の外は祭主の任にあたらす、其他別加茂の社は縣主春日社は大中臣等祀を奉す況伊勢太神宮は天子奉祀の宗廟四姓の官人をして供奉せしめし尤其禮正しき事異邦といへとも千歲の盛典比類なし、されは宗廟祭禮の正しきは惟我日本歟

後世は禮衰へ俗變して思ひ〳〵の風をなせしよし異邦の書にみへたり、昔嫡家の外支子祭らすとて同姓にてさへ庶子の家に嫡流の先祖は中々まつらさりし何ぞ他姓これにあつからんや、但し徐居甫といふ人朱子に此問あり異姓の養子嫡家の主として祖宗をまつるは不享の禮なれは其同姓の中に長する者を以其祭を主とらしめは如何と、先生曰異姓の人の後たる事は昔無事なれとも今世追正しかたし唯祭に預る時吾(異姓の養子なり)孝敬の誠心をつくして可なりと答給へり、實に人情に戾りたまはす安らかに敎へ給へるさまをよく〳〵みるへし、如此は何の疑ひか有へき但し是は時俗の止事を得たまはさる時の措置のみ朱子文集を讀て其詳なる事を考ふへし

亦問、然らは血脉傳はらぬ人にても是をまつらは神歆レ之歟と、予曰天子新に諸侯を命して國に主たらしめ給ふ時は其君其封内の山川を祭り且先代の後なき靈を祀る、これもまた血脉貫通の人に非され共勅命を奉し理を以て祭る時は感應豈虚ならんや、國も家と等し今天子は更にもいはし大樹及ひ列國の君其家人の後なきを恤み他をして其遺跡を繼しむる時は其家の祖先の靈をまつるへき事理なしといふへきや、夫天地陰陽五行の氣萬古を貫ぬきて人物もと一體の道理よりこれをみれは神鬼と我と原本一理感應の妙何の隔かあらん、然るに禮に非されはみたれけかれて誠敬の實なし故に天子諸侯卿大夫庶人の分有て慢りに祀る事能はす、され共後世古法既に廢せり法なきとて其神の歸する事なきにしのひんや、此等の措置は程子朱子の祭儀論辨儀により俗に沿ひ斟酌して古法のみ拘はりたまはさりしを考へしらは可也、但し雅意に任せ孟浪する事努々有へからす

亦問、今世諸社の神主古家ならぬ多しこれもまた上の論に同しかるへし、予曰往古我國中臣は祭祀に主たり、齋部は幣帛を主とる後に卜部龜卜を兼て祭宮に任せられし諸州は山川は國司奉祀氏社は本貫の氏人の長是を祀りし官に班せさる祠は守たる人官幣を奉す、其蠶桑土地等の祠は郡司以下里の長たる者のしる所なりし、後世禮衰へてよりあらぬ者とも新たに入り社を沙汰し己か所分とせしより大概猥かはしく成はへる、然れは今日異族にして神祠の主とならん者も朱子の言のことく祭時の誠敬實を盡して可なり

○頃日日蓮宗の俗人と物かたりすとて某の事何々實にして僞りなし凡日本の神そなんといひしを聞、夫はさしもうきたる事を今の誓言こそ恐れ多かれといひけれは、彼者云けにさこそ侍れ只今の誓詞は爾前勸請の神にてこそ侍れなじかは戯に苦しかるへきといひしを、正しく聞し(庚寅八月)こそあさましけれ凡日蓮か邪徒は毎に我國大小神祇を爾前勸請虚妄の神なりとならひ侍るこそ宗廟社稷の讐敵大八州の國賊といふへき者とも成けれ、神の道理をも國家の祖廟をも知らぬ大愚の瞎漢思へは哀れなりけり、或人

曰親鸞の門徒も諸社の參詣等を雜行とて止む日蓮黨と等しき覺如上人所撰の親鸞傳書の平太郎に示されし趣をみるへし、予曰其宗社の神祇を外にし國の本をわすれ侍るはひとし、されと本願寺一流の勸化は厭離穢土を面とす故に日蓮宗のことく諸神天上爾前勸請の社なんといふ大邪見の我執にて諸社參詣を止はあらす凡穢土のならひとても心に叶はぬ事のみにして愁苦は穢身の常也早く苦界を厭離して樂土の得るに生期せんとならふより、あたなる浮世に何を歟執し命なかく福多かれと神にも佛にも祈り侍らんやうき事あれはこそいとふ心は進み侍るものをと思ひて一向に往生を專らと修行するか故に神社なとには參らぬとなん佛法者ならはかく有へきもの也、然るに彼門徒等雜行の一ッなりとて元正の門松をさへたてぬかと見れは門內の祝儀ことにかゝはり、婚禮の名聞より子を生し元服させなんとするやうの事をはしめ祝ひのゝしり千年萬壽とことふくこそ相違なるくせ者ともなりけり、今年庚寅四月本願寺光常大僧正東より上京のよそほい武家とも見えす公家の禮もなくまして僧法師の道行さまなくて驕れる乞食を見る心地そし侍る嗚呼惡むへきかな。

○奥州松島瑞巖禪寺は初め圓福寺といふ古刹なりし、慶長十年仙臺侯(前權中納言政宗卿)先祖追福の爲に伽藍を再興して寺號を改め給ふ、同十三年に松平の稱號を賜はる同年鹽竈六所の社を再建せり、松平の御先祖此地に寓居有て御家運の復を祈らせ給ひしか果して御子孫方伯とならせたまひし、今政宗卿松平を稱せらる故に殊に此明神を崇仰かと云々

政宗は寬永十三年五月二十四日薨す法名貞山利公

○伊達藏人太郎政依(中納言政宗の先祖なり)伊達郡に五所の禪刹を定めし所謂東昌寺光明寺滿勝寺觀音寺光福寺也、其中東昌寺の開祖正覺佛智禪師(始は洛の東福寺の僧)正安三年七月九日に遷化す、政依同年同月同刻に病死せらる世以奇とす云々

○伊達兵部少輔成宗(中納言政宗の高祖父大膳大夫尙宗の父也法名栖安院殿)文明五年の十月上洛常德院

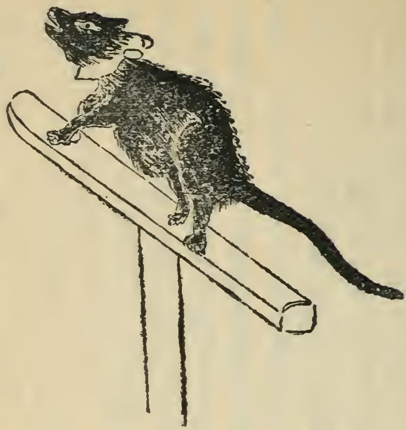
の將軍家に謁し歸國の時今道峠より京師を見て

都出る名こりは誰としらねともひかるゝとのみおもふ袖かな

と詠せられし公方家聞し召し感賞あり頓て大内へ奏せさせまし〱けると云々

成宗は長享元年九月二十五日に逝す

○庚寅七月城南眞福寺戯場の側に一獸を畜て見る、是を呼て見るに大サ小狗の如くにして長し喙尖り足矮共せい六寸餘長サ尺數寸に過す、尾は猫に似て長サ身とひとし毛黑くして眼上少し白毛あり身灰色の筋をなせりよく酒をのみ手して盃を捧けて吸ふ、其行靜にして愛すへき獸なりけり、或人是を何といふ獸そ本草を考ふるに狗獾數種あるよしなれは是獾の類かと、予曰げにも獾の類といふへし但獾は大に短尾是は小長尾其獾は穴居す是は竹木に登る、按るに本草の集解時珍曰熊太古か冀越集に云木狗ハ生ニ廣東左右江山中ニ形如ニ黑狗ニ能登レ木云々亦曰川西有ニ玄豹ニ大如レ狗、黑色尾亦如レ狗、是亦木狗之屬也といへり今みるに彼獸よく木狗の說にあへり竹木に登る事甚速か也、其圖を上に描て博に備ふる事如左



禽獸のよにえもしらぬ物多し、況唐土の事をや況遠荒の域をや風土山川の氣によりてさま〱の生類あるへし、山海經以下の書に載る所を徒に妄誕といふへからす、井底の蛙と共に河東の豕を論せんや、はるかなる山海に住ものはいふべからす同し國の內にして賢奸をさへ見しらぬはいと口惜からすや。

○倭俗鹿をかのしゝといふかとは此獸臭氣有故に斯いふと、予曰然らす爾雅に鹿の牡を鹿加といふ牝を

愢といふと見えたり加とはもとをしかの事にや（鹿加音の加といふ）
○宋潜溪か文集に臨川の僧法循般舟三昧法を行ひし示寂の後火焚す其心化せす五色の光を出す佛像あり高三寸非レ骨非レ石百體具足せり、亦嶶水に優婆塞ありし禪観法を行す死して火葬せしに心内観音の像を包めり刻成かことし、此等皆志物に局し志を用ゆる事不分精靈氣液感によりて形を凝せり、たとへは孕女の異像に感して鬼胎をなすの類のことし祥にあらす病なり有情の無情なりと云々、我國悪心僧都火化の後蓮花形ありしも是と同し、世に骨佛とて心の內人の顔ある胥灰間々世に多しこれ實に病のなす所也、彼牛黄鮓答狗寶馬墨鹿玉犀通天蛇珠等皆物の病にして藥として主治尤多し、就中牛黄佛書に殊に重んし侍る（牛王經不空羂索經等のことし）今諸寺神祠等の寶物の中に有牛王の玉なんといふ玉は大槪は鮓答なり【割註】牛馬及ひ諸畜肝膽の間にある物なり牛黄とは異なる歟」
○風流　我俗やさしくめつらしき事をいふ剪燈新話の註に風流風聲品流能擅ニ一世一謂ニ之風流ニ云々
○唐書ニ曰太宗曰西賈胡得ニ美珠ニ剖レ身而藏レ之云々我國面向不背の玉の事を云て海士水府に入りて玉を取得身を剖て是を藏めしなんといふもこれらの說を附會するにや、凡そ世人寶の爲に身を傷ひ色の爲に名を穢す甚敷は失命に至る者多し鳴呼
○季世のさま賢智は每に槁頂黄馘して下に死し奸邪は每に肩をならへ跡を按て世にあらはる窮達ともに命歟
○去年丑九月太神宮式年造替の遷宮有し外宮再興の事多かりし程に荒木田神主夫を非とし吏に訟へありし、凡そ度會宮は御饌津の神なるを國常立尊として每に太神宮の上に置事を謀る故宮制神寶等皆內宮異ならさる如くすとてさまさま非を數へしか吏其訟を用ひす中世以來國家內外一致の御尊崇のうへは今更關東の御沙汰にも及ふまじまして
　片そきの千木は內外にかはれともちかひは同し伊勢の神垣

といふ古歌は如何にやと、神人等曰此歌は度會の氏人よみし私なれは證とするにたらすと、吏曰歌人は誰にてもあれかしそのかみ衆議判有て已に勅選に入られし上は至尊の睿旨是に違はせ給はさる事をしらすや、今汝等强て非とせは違勅の罪人と成て刑を招かん物かと、故に荒木田氏人憤りを含みなから訟を止しとかや、嗚呼兩宮の御事は申も憚多けれと度會の宮を國常立尊とし皇孫御相殿の御事を申も數百年來の傳習と成しうへは今日いかに申共いかて季世の未論にさたまり侍らんや、且內宮の禰宜等中世以降學者まれなり伊勢の神書といふは大概外宮の神人の手に出たる物也これを證とし口實となれり、予神宮評に於て是を詳にすされは今度伊勢雜宮の禰宜瀨古中兩家ひそかに奉行に申し別に山入の儀を望しか事ならすして內宮造材の餘を以て造替すへき旨を令せられしを口をしきとて理不盡に材木をとらんとせし宇治の神人參りて事を行ひ瀨古中兩氏にはやゝふるき御弓やうの物を捧しめしはかり也、かく外宮の式定まりし所たも中頃の謀計の餘習いまた盡すしてやゝもすれは亦私を立へき勢ひあり、外宮の御事は餘の別宮の例にあらず神祇式其隆殺（本ノマヽ）こそあれ太神宮に並て禮典實に嚴なり、何そ今更是をおさへ侍るへき、禰宜等徒に憤怒したる迄にて却て不敬の事とも多かる、我熱田の神人等も無用の爭ひに神につかへ奉る誠敬を忘れ互ひに腹あしく仇讐の思ひに沈み侍る、其元を察すれは皆名利の爲に起りて奉祀の神を私し侍るよりかく爭ひいとみて淺ましき事に及へり一たひ貪饕の念を捨侍らは何の爭論かあらん

〇我國異邦と通商の事古今絕へす、されとも足利家の末我國西海の賊異邦の浦へわたり彼民をなやまし財を盜む事甚しかりしかは國々もてあつかひ朝に奏し吏に命し防き備へしかゝれは我國に來る商家まれ〱也、いはんや將軍家大內家に司しめ給ひし勘合の印も亂によりて失ひけれは交通止し、且我文明の亂以後諸州戰鬪のちまたと成て商家農民居を安んせさりし織田豐臣氏出てやゝ靜なり、我元龜元年南蠻船始て肥前國長崎へ入津して諸物を市せし大村氏家人友永對馬某に令して市井をひらくこれより諸異國の船入津の所と成けり、明亡ひ淸命を革異朝もしつかに侍るゆゑ十三省及ひ諸蠻の舟我も〱と來りて交

商止時なし、故我國の絹綿布類麻木綿多く異邦へ買取事ありしか寛文八年此等を渡すまじきよし令せられし、猶金銀毎年異邦へ取行事限りなかりしかは貞亨二年の秋嚴令を下し清朝諸州の船へ白銀六千貫目紅毛船へ三千貫目通計九千貫目の外は諸色買取ましきよし定めさせ給ひし、同五年より唐舟十七艘の外來船を歸さる、元祿九年の春長崎の商人に命し九千貫目の內五千貫目は金銀ならぬものを代て諸色を買取へきよしにて銅類塗物等鰹節干魚以下我國の產物を以て代物がへにす異國人これをうれへて船中に我商人を招きひそかに金銀にて物を賣侍る、我民利に惑ひ刑を犯すもの往々有て身を喪し侍る、されは我國の金銀今嚴令有て其數限あるたに每年四千貫目は我國にへり侍る、其以前慶長元和より貞亨元年頃迄は定數なかりしかはさこそ限りもなく金銀異邦へ取行侍りけん、唐土船のたやすからぬ海上の所せく物つみのせて來る其中無用の物半過て我國の金銀を貪り侍る、我國の人もまた利あるをみてひたすら通商し金銀を費し侍る、太平日久しき故人民の倍する事は億を以て數へがたく且驕りになれて家宅の搆へいにしへなき事のみを巧みにし衣服飮食より諸の器什いつれも〲花美を好み用なきものをもてあそひ侍る、凡そ人衆多なれは財あまねくおしわたりて同し數あるも乏しきことわりなり、いはんや異邦へとられ水火に減し亦は薄泥にけし器物を餝りなんとする程に年々減ゆく數さこそ又限りなくや侍らん、此故に士庶人一時に困究に及ひ互ひに貪念止事なく不足の思ひに苦しみ侍る、是もまた命にして時ある歟物の直一年〲に高くなりゆき侍るほとに只大商のみ利ありて其他は天下貧にせまれり、我御家人東に下る路費公府より馬上の士大槪白銀十枚を賜ふ、寬永の前はさら也其後四五十年前には是にて有餘有し、

今は三四百石の士路費凡そ一貫三四十目にして足らす、是を以て考へみるに萬事皆然りいかてか士究せさるへき、これより後數十年過なは亦如何は侍りなん、よしやあすしらぬ身が夫れをまちみん命かは貧は士の常也、我に於て奢靡逸欲の荒あらす時勢の得喪は左もあらは有なん、金風袖にあまり燈火我に親し舊卷を照すに便あり四壁の蟲聲清秋を語り半窓月影夜床の友たり心に貪塵をはらひて驕吝のわつ

らひなくはおのれもまた無懐氏の民たらん一笑呵々
○熱田宮御正印とて神幸の時神輿に奉する箱あり、貞享造替の日大宮司季通彼箱を開きみしに水晶の珠数一串の外は別に物なかりし故彼念珠を取出し尾張氏をして家傳の璽を封せしめて今是を奉す、亦内院にいにしへより多賀の神體とて一箱あり、錦を以て張封せし是をもひらきしに人形を土にて作りし物破損せしまゝに有しを宮司取捨けるとかや、故ある古物なるへきに惜むへき事はさら也、かゝる神寶はあからさまに開き侍らさるをよしとする事を知らて妄意にせしも不敬の事にや、夫れ正印とは天子より授け給ふ印章の事なり熱田宮印の四大字の朱章神庫の文書に押てあるをみるに甚朱色舊たりとかや此金印今は失ひ侍るにや、亦は神寶の中にまじりあるにや知り難し。
○俗にぶすといふ蝦夷にて矢にぬる毒物なり、口蝦夷にありぶすといふもの賣ありく何そと問へは矢にぬりて物を射る時斃れさるはなしといふ、其方もいと心やすきものと見えたりとぞ。

鹽尻　卷之三十七

○我國馬を乘りて其賣買事を業とするものをハクラウといふ、是伯樂を訛謬してかくいふといへり【割註】伯樂は戰國の時馬を相せしもの也もと星の名なりき此星天馬を典る故馬を相せしものを異稱せしとかや」亦馬工老とも云（甚しき俗字馬食なと書くへし）按するに馬工連（マイサラノムラジ）といふ姓あり平群朝臣と同祖にして木兎宿禰の後裔（姓氏錄七）當時厩馬の事をよくせし故氏に名賜ひ子孫軍馬の事も典りしなり、後世彼家の業に似たる故馬工連と音に讀てハクレといひしを人轉してハクロハクロウなんと呼しとかや、たとへは昔藥師の姓ありしもやくしと讀て凡醫をヤクシなんといふとひとしき歟

○此度前相國近衞左大臣家（九條）師宮（有栖川）前殿下（鷹司）大將家（一條）庭田前大納言高野前大納言藤谷前中納言なと三卿は勅使院使にて御下向、德太寺大納言廣幡前大納言姉小路前大納言飛鳥井前中納言日野西前中納言野々宮宰相吉田二位樋口三位倉橋三位萬里小路頭辨高辻少納言淸閑守ノ辨船橋式部少輔難波侍從等關東にてさま〳〵御饗有し、猿樂の時は　大樹自邯鄲黒塚を舞かなてさせたまひしとそ、四月五日は飛鳥井難波兩家の蹴鞠を御覽あるへきにて巳の下刻出御（御白書院）午の下刻に事おはりけると聞え侍る、尾張紀伊水戸の君及ひ連枝家幷布衣以上登城ありし

三家は帝鑑の間にて御見物御白書院御饗と云々飛鳥井雅豊卿、難波侍從、安田右京（飛鳥井家司）

蹴鞠詰の町人

（桔梗）宮西市右衞門（京）（紫）藏田七郎右衞門（江戸）（紫）蜂谷宗榮（京）（薄黃）奈良七郎左衞門（江戸）（紫）橋本甚三郎（江戸）（柿）岡伊右衞門（江戸）（柿）瀨田九郎四郎（江戸）（柿）只内新助（江戸）（柿）多賀井長左衞門（江戸）

〇尾張氏仲定初め中野又兵衛女を娶る是今川左馬助氏豊の外孫也、故秋月院尼公（氏豊の女中野氏の室）田島に來り住せらる、仲定の妻早世後山口祥雲の女をふたゝび娶る、是に依て祥雲後に田島に蟄居せり今田島氏宅の南に祥雲屋敷といふ地あり

〇田島に補陀山圓通寺といふ禪刹あり、開祖は義本和尚といふ遠州濱松普濟寺の末寺也、是田島氏中世以來香火の場所なり戊子十月再修す

右二條は十月十七日彼地に行て尾張仲賴にきく所亦見る所を以て書之

〇寳永新内裏殿中畫圖筆者

紫宸殿

賢聖圖（北ノ方御張付）

東ハ仲山甫　太公望　傅說　伊尹　蕭何　子產　（柱）鄧禹　管仲　第五倫　張良　蘧伯玉　諸葛亮

（柱）魏徵　杜如晦　房玄齡　馬周　李勣　虞世南　（柱）杜預　張華　羊祜　楊雄　陳寔　班固

（柱）桓榮　鄭玄　蘇武　倪寬　董仲舒　文翁　賈誼　叔孫通

西ハ右銘書攝政殿御筆近衞　繪　法眼養朴

中央ハ蓬萊

清涼殿

公卿間（四十二疊）　惣金虎（海北友竹）　諸大夫間　惣金松鶴（狩野元仙）

同次間　惣金櫻小鳥（鶴澤幽皓）　御帳間　惣金孔雀（狩野永叔）

御上段（十八疊）　曲水（永叔）　中段（十八疊）　繪同（狩野探信）

下段　繪同（狩野洞春）　御後間　惣金琴碁書畫（永叔）

鬼（兎カ）間（六疊永眞）　御手水間（三疊探船）　朝餉間（六疊元仙）臺盤所（九疊柳雪）

右惣金花鳥ノ繪

議定所（十二疊）　惣金ニ九老（柳雪）

東廂南端巽角間半杉戸二枚折　南ハ義之北ハ許由（永眞）

同折廻リ西ノ方間半杉戸二枚折　東ハ巣父　西ハ淵明（永眞）

同艮角間半杉戸二枚折　南ハ鶴　北ハ牡丹（永叔）

同折廻リ西ノ方間半杉戸二枚折　東ハ牡丹　西ハ白鷳

上段艮ノ角廂間半杉戸二枚折　東ハ金雞　西ハ王昭君

清凉殿ヨリ外様ヘ出ル廊下　南ハ菊　北ハ四睡

小御所

御上段（十八疊）　惣金堯任賢圖治　中段（十八疊）　惣金大禹戒酒防微

下段（十八疊）　惣金漢文帝止輦受言

御上段（十五疊）　惣金商高宗夢賚良弼　西ノ間（十五疊）　惣金唐太宗弘文開館

南ノ方取付廊下ノ間（二十二疊）（雲箔砂子柳鷺水草）如川

南廂西ノ方一間半杉戸二枚折　東ハ松ニ鷲　西ハ桃源圖

同東方一間半杉戸二枚折　東ハ布引瀧　西ハ竹ニ虎

北廂中央一間半杉戸二枚折　東ハ海棠ニ西鳥　西ハ芙蓉翡翠

同廂ヨリ西ヘ折廻リテ杉戸二枚折　南ハ竹林七賢（皓カ本ノマヽ）　北ハ商山四皓

同廂西ノ方行當リ杉戸二枚折　東ハ四海（右アマリナリ）西ハ三笑

西廂ヨリ取付廊下杉戸二枚折　東ハ七賢（右アマリナリ）西ハ歸去來圖（洞春）

同取付廊下ヨリ御學問所ヘ出ル一間半ノ所杉戸二枚折

南ハ歸去來アマリ　北ハ三笑アヤリ

御學問所　御上段（雲箔砂子雪梁園賦圖）柳雪　中段（雲箔砂子月ニ唐二階樓圖）下段（雲箔砂子花ニ春夜宴桃李圖）

右各十二疊宛ノ御間也（法橋探山）

西方一ノ間（雲箔砂子菊）柳雪　二ノ間（雲箔砂子流ニ山吹）狩野縫殿介　三ノ間（雲箔砂子芦ニ鴈）海北友竹　東廂行當リ間ノ杉戸（南ハ弄玉西ハ張騫）鶴澤探山　北廂東行當リ間ノ杉戸（東ハ秋野鶉西ハ白梅アフム）探山　同行當リ間ノ杉戸（東ハ慈童西ハ鳴渡鷗）柳雪　南廂西行當リ間ノ杉戸（東ハ車胤西ハ孫皓）

常寧殿（常ノ御殿也）　御上段（十八疊）　初音ノ巻　中段（十八疊）　小蝶ノ巻　下段（十八疊

ミヲツクシノ巻

右惣金（洞春）

劍璽ノ間（十五疊）　同御置所　御床ノ内御襖八枚

右惣金ニ花鳥（土佐）

夜御殿（十六疊）　吉野山（永叔）　中ノ間中段（雲箔砂子立田川）　如川　御棚襖八枚扇永叔　同下段嚴島ノ景（洞春）

右廿四疊ツヽノ御間ナリ

北ノ方東ノ一ノ間（十五疊）（砂子泥引春日野行幸ノ體）探雪　御棚二ケ所襖十六枚（上ノ八枚琴碁書畫

下ノ八枚園流）探信

同二ノ間（十五疊）砂子泥引大井川逍遙三艘）永叔

同三ノ間（廿一疊）（砂子泥引四時眞山水）洞春

同四ノ間（三十疊）（雲箔砂子松島ノ景）探信
御上段南廂巽角一間杉戸（東ハ東坡西ハ山谷）洞春　東行當ﾘ二間杉戸（東ハ林和靖西ハ象）洞春
西廂中央一間半（南猿猴北漢夫人）洞春
小御座敷一間（十疊）別御床有（砂子泥引宮調銀燭）（三體詩秋光）
二間（砂子泥引楓杉夜泊）三ノ間（砂子泥引笆ニ菊）以上養朴
同南行當杉戸（南ハ櫻ニキジ北ハ瀧見李白）土佐將監
御三ノ間（草花物語ノ間也）上段（十疊）中段下段（各十二疊ツヽ）土佐將監
東廂行當ﾘ杉戸（東山鵲西鎗馬　土佐藤滿
南廂西行當杉戸（東鷹狩西花籠）同人
南廊下北行當杉戸（南韃靼人北紅葉ニ鹿）元仙
御獻ノ間　惣金ニ松竹（元仙柳伯）
記錄所　東一ノ間八疊（修理）二ノ間八疊（宮內）
御拜道廊下記錄所北ノ間杉戸（東載安道西藤ノ棚）洞春
御湯殿　御上段（雲箔砂子十疊）大和耕作
攝家休息所ノ一ノ間（八疊）
同二ノ間八疊（雲箔砂子芍藥麝香）（山本數馬狩野修理）
御拜道ノ廊下休所巽ノ角一ノ間ノ杉戸（東養由西張良黃石公）柳雪御參ノ間御車寄
上段（十八疊）（雲箔砂子鶴）探信
中段（十八疊）（雲箔砂子獅子牡丹）同人
下段（廿一疊）（雲箔砂子松竹ニ梅）同人

上段東廂北ノ行當リ杉戸（南赤染右衛門ふめはおし北さのゝわたり）　狩野泉碩北廂南ノ方杉戸（南伯夷叔齊北ニハトリ）　三谷永湖
二節廊下北口杉戸（張果郎槙ニ白ウサキ）　能勢李吉
同所南ノ口杉戸（東ガマ仙人西枯木チヤウシヤウ鳩）　藤田永壽
西縁側南ノ杉戸（南布袋カラ子北柏ニヲシトリ）　黑川元壽
同所北ノ杉戸南驢馬北笘舟ニ鷺）　河邊源藏
御奏者所御車寄（宮女遊）　片山尙景
同所東ノ間（紅葉ニ鹿）　探雪
同所西ノ間（梅ニ小鳥）　同人
御黑戸（蓮海棠）　木村村琢
東對屋ノ東杉戸（漢夫人櫻ニ小鳥）　重數馬
東ノ上段（伊勢物語）　同人
化粧ノ間（惣金桃ニ小鳥）　田中八兵衛
二ノ上段（伊勢物語）　傍島洞市
三ノ上段（同）　永岩賴母
四ノ上段（同）　篠部德兵衛
五ノ上段（同）　狩野林叔
西ノ杉戸（椿泉仙人）　永仙
一ノ間（惣金牡丹蝶）（十五疊）　二ノ間（惣金水丹疊）（十五疊）　三間（惣金秋野小鳥）　土佐
紫震殿方結番所

一間(泥引砂子近江八景) 永叔　二間(惣金林和靖) 狩野柳伯　三間(惣金サクラ金鶏) 山本數馬
南ノ方東ノ間(惣金ヲシカモ) 狩野宮内
西ノ端杉戸(雪松小鳥赤松子) 小島源四郎
西對屋
一ノ上段(伊勢物語) 狩野永京　化粧ノ間(櫻ニ小鳥) 横田溪歳　二ノ上段(同) 狩野眞碩　同(若松ニ小鳥) 庄野養雪　三ノ上段(同) 高木永竹　同(アシニカリ) 上岡半之丞　四ノ上段(同) 同　(雪ニ柳鷺) 兒島幽澤　五ノ上段(同) 同(岩ニ錦鶏) 錦信盛
東ノ端杉戸(正利劍白澤) 松原林昌
清凉殿方御車寄北ノ折廻シ杉戸(南絲サクラ北布袋カラ子) 洞春
同所公卿ノ間ヘ出ル所ノ杉戸(東東方朔西杜岩ウツラ) 同人
紫震殿ノ方内侍所ノ内
刀部屋ヨリ南座敷東方(惣金ニ草花西王母) 柳雪
同所次ノ間　惣金ハマ松ニ千鳥
同東ノ間　惣金草花
内侍所東ノ口合廊下ノ間同中ノ間(惣金四季花鳥) 狩野春笑
清凉殿方外横番所
東ノ間(惣金柳ニ鷺) 柳雪　西ノ間(惣金ムシノ花) 壽碩
御茶ノ間(惣金杜若鷺) 洞春
紫震殿方内々番所
北ノ間(惣金鴈) 柳伯　南ノ間(雲箔砂子八澤八景) 狩野探船

御茶ノ間(惣金四季)　柳伯
同御幸道廊下へ出ル杉戸(南張辨北梅ヒヨ鳥)　土佐將監
右寶永六年成就十一月十六日遷幸
御即位によりて諸家の官服新調の爲關東より白銀三千枚參らせ給ふ
○熱田官符ニ
神主外正八位下祝部宮麿云々
右職位姓尸ヲ別ティへハ神主(職也)　外正八位下(位也)　祝(姓也)　部(尸也)　宮麿(名也)
祝部ノ姓ハ姓氏錄ニ曰建角身命ノ後也ト云々
當時祝部氏ヲ以テ熱田ノ神主ニ補シ玉フトミヱタリ、祝部類巫部宮部物部工部等ノ如シ、部トハ皆共尸也朝臣眞人ノ如シ、今熱田ノ宮ノ祝ハ職ニシテ姓ニアラス宮麿の裔トイフ說ハ非ナリ、熱田ノ宮ノ祝職ハ根本土師氏大祝トイフハ尾張氏ヲイフ祖トハカリイへハ神饌ノ役人ナリ、ホフリトハ牲ヲ屠ル役人ヨリ呼初シ稱ナリ祝ノ字ハ祝詞ヲ唱フルヨリ書シ文字ナリ
○昌泰三年四月ノ官符ニ熱田社ノ祝荒田井ノ高主トイへル祝職アリ(氏ハ荒田井名ハ高主)
此官符ニ封家綱丁ノ字アリフケモウト讀ム昔シ我官符詞ナリ
○熱田の宮の神人尾張氏を宮司神主祝師惣檢校等家に例有て補す、守部氏は大內人粟田臣は鄕頭(今鄕太夫と稱す)　大宅眞人は別當荒田の眞人は檢校等に補せし、其他大原礒部等の諸氏國衙の官人より祠官に移りし家多し、今の如き尾張氏を神官と稱し其他祝家を除くの外大槩中﨟と呼いにしへ此稱なき歟、古しへより神人は(宮司祝師惣檢校の外なり)　淨衣祝家は黃衣を着せしを世みたりに大紋の布直垂または淨衣に縹指貫等を着す、今年庚寅の夏神官より公符に申て非を改む然れとも亦中﨟と祝家相論獄訟に及ていとむつかしき事有

熱田大宮祝師職(田島家)　惣檢校(馬場家)　大内人(守部氏)
　此外神職は前に記し畢略之
八劍宮　祈年新嘗の御祭田島氏祝詞奉宣其他俗節等は守部氏(五郎丸)　祝詞を宣
高倉宮　五郎丸右京宮守也但祝詞は五郎丸奉宣
源太夫宮　禰宜職馬場家神供は五郎丸と馬場家と供奉習乃祝詞は田島家奉宣して神饌を徹す
火割宮　五郎丸但祝詞は田島家奉宣
氷上宮　久米氏但禰宜職は田島家代々補之故に二季御祭祝詞奉宣
紀太夫宮　厨家諸司の二家宮の事を司とれり田島家祝祠奉宣
東西十二社　二季御祭田島家祝詞奉宣但し東青衾社は五郎丸祝詞奉宣
乙子社　年﨟第一の神官奉之
孫若宮　年﨟第二の神官奉之
御田社　長岡氏奉祀(伊與大夫)　田島家祝詞奉宣二季の御祭直會於二此社一行レ之
○或曰俗禮は瓜を貴人の前にて進むる時其皮を去て先上みのかたを横に薄く輪切にして是を捨侍るは如何なる故と問へともさたかならすと、予曰是禮乃玉藻に見えはへる曰瓜祭二上環一食レ中棄レ所レ操と註に先祚に進めて後食ふ瓜は昔ことに重んし侍る故先一輪を進めて後君にも奉る古法也
○幞頭(我國束帶衣冠ノ時蒙ふるかふりこれ也)　北朝周武帝始て漆紗を用ひて製せられし唐以下用之我國所謂漆塗の羅冠これなり、烏帽子は唐の烏紗帽の變謀紙にて製するもの元より唐土の風なり
○姓氏錄の第二帙第十一局中臣志斐連云々雄略の御宇東夷を打其功績を賞し給ふとて更に名字を加へ暴伐連と號すと云々、稱號を以て名字といふ事これを據とすへし、今苗字と書は却て近俗の附會歟

○疊緣綾

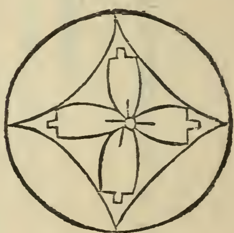
地紅梅紋カケにして白或は黄



地紅梅花黄と白葉深縹淺縹



牡丹の緣此外牡丹の緣三品有皆紋やう色絲の異なるなり



龍皮の緣紋大概斯の如し
地紅梅浮紋黄糸或綾美共書歟

此外の小紋唐織の大紋地は萠葱紋は黄赤白淺縹の數品あり紋竪なり
輪なしの大紋尋常の大紋の輪なき物にして縹淺紫の浮紋なり。其間に白き筋あり中の紋は黄赤白なり。
寛永元年十一月内の御圓座の緣と云々つねの大小紋の外は大槩上疊ひさつきしとね圓座等の緣歟。されども内にも院にも唐織の大紋は殿中に用ひさせたまふ

○會津侯（保科肥後守正之朝臣）所論之條目

家訓

一大君之儀一心ニ大切ニ可レ存ニ忠勤一、不レ可下以ニ列國之例一自處上焉、若懷ニ二心一則非ニ我子孫一、面々決而不レ可レ從

一武備不レ可レ怠、可ニ以レ選レ士爲レ本、不レ可ニ上下之分亂一

一可ニ敬レ兄愛レ弟

一婦人女子之言一切不レ可レ聞

一可ニ重レ主畏レ法

一家中可レ勵ニ風儀一

一不レ可ニ行レ賄求レ媚

一面々不レ可ニ依怙贔負一

一選レ士不レ可レ取ニ便辟便佞者一

一賞罰家老之外不レ可レ參ニ知之一、若有ニ出レ位者一可レ嚴ニ格之一

一不レ可レ使ニ近侍告ニ人之善惡一

一政事不レ可下以ニ利害一枉中道理上、僉議不レ可下挾ニ私意一拒中人言上、不レ藏レ所レ思、可ニ以爭レ之雖ニ甚相爭一不レ介ニ于我一

一犯レ法者不レ可レ宥

一社倉爲レ民置レ之爲ニ永ク利ト者也、歳饉則可ニ發出濟レ之不レ可ニ他ニ用レ之

一若失ニ其志一好ニ遊樂一致ニ驕奢一使ニ士民失其所一則何面目藏ニ封印一領ニ土地一哉、心上表メ可ニ蟄居一右十五件之旨堅相ニ守之一以往可ニ以申ニ傳同職一者也

寛文八年戊申四月十一日　會津中將

○山村良景辭世詩歌（通稱甚兵衞）

死生有レ命豈何驚　況亦武門一夢榮　常讓ニ辛闘一居ニ要路一　閑推ニ書劍一到ニ深更一
爲レ臣爭引萬般恨　憶レ弟仲千里遥情　偶向ニ廟前人一若問　紫雲宗嶂是吾名

うきなから浮よにしはしあり明の月もわか身もにしのやまの端
老の身もわかきもおなしあさかほのつゆよりもろき人のたまの緒
元よりもかりのうきよに生る身のかへる名こりをいかておしまむ
思はすよかたみのうらのもしほ草かきおくあとに袖ぬれんとは

○庚寅五月十四日は　大樹殿下の實考前宰相中將家（正三位綱重公）三十三回の御忌也、增上講寺にして　勅會を行はれはへる、知恩院の門主二品尊統法親王かねてくたらせたまひ院家覺了院僧正なと行はる、大僧正の御坊（增上寺の貫首堪譽）をはしめ諸壇林の能化出仕して八日の曉より十二日に至り一萬部讀經內藤能登守（三門）朽木民部少輔（惣門）松平備前守（裏門）板倉伊豫守（本堂後門）等非常を禁し、溝口伯耆守松平隼人正太田原飛彈守等は饗の事を沙汰せらる

十四日勅使內府通誠公院使前大納言宗顯公女院使宰相中將有藤卿新女院使前參議長時卿大准后使三位隆安　　御着座

宣命使小納言綱長副使小口少內記詔命を宣布したまひけるとそ聞えし、正一位太政大臣を賜らせ給ふ、勅額は御使松木殿兼てつとめさせましませし、十三日十四日御靈屋にして門主の宮導師せさせ給ひ阿彌陀懺法を行はせ給ひ伶人音樂を奏せし（樂人は奈良衆）

御結願には　大樹御衣冠にて御參堂尾張水戶の黄門御豫參云々、宮并ニ大僧正の御坊へ各白銀一千枚御衣御布施と聞えし經衆被物賜はり諸大名拜領等故障なく事濟けるとそ、御院號は有しまゝに淸揚院殿と仙洞震翰を染させたまひて額せさせ給ひしと承り侍る

清揚の文字は無量壽經上に法音清揚と見えし、されと其本は詩の君子偕老に子清揚とこそつらぬ侍る清は視る事の清明揚は額々豐滿の顏と傳に註せられ侍るにや

○天和二年琉球使節

（中山王使价）　名護王子恩納親方

絲數加親雲上　知念親雲上　濱數加親雲上

照屋……　屋留……　平識……

上例……　小橋川……　常眞……

稻岑……　具池堅……　宮平……

樂人　樂童子　通人　休菴　祐筆

道樂（十六人）　下具（五十七人）

○萬里居士狂作少年のことをいへる中に

扨々無ニ正體ー夢乎現乎寢乎寤乎
見々不ニ飽期ー月往闇往雨往風往
兎角此身竃ニ于鬚籠ー死晴レ思益
阿唯浮世刀ニ于生木ー話流レ淚量
樂去悲來別多逢少し
盟其伊勢ノ安濃　欲ニ鶚割レ袴
命也佐野中山　水月逢レ骨

文字に富むる人は假初につくれる文も旨深し興有て拙からす、今時の狂詩と豈同日の論ならん

○宴遊饗饌の制は天平寶字の勅に見え、美麗衣服の制は神護慶雲の格にはしまる、往古尙かくのことし

澆季豈差なからんや近くは元亨貞和に至て條々嚴制を置かる、武家も貞治應安の頃まては儉約の御法なりとぞ、累代の文書を考て先規の是非を辨へ申すへき。

按に我國冠服は推古帝の御宇に起りて文武帝の時其制定まりぬれと冠袍のことときはなかりしにや、世繼に花園大臣有仁の事を書しに烏帽子もこはくは除ける事もなかりしなんいへり、此大臣は美男のほまれも有し裝束こはくなりすかたの取つくろひも此時よりの風俗也

○明ノ人陳元贇筆せし聖號を穗積氏の家より得侍る、先師孔子位とあり穗積氏云陳此聖號を筆せし時側に印石ありけれは後のしるしに印を施したまへといひけれは、陳氏云凡聖賢の名を書しては更に我名印を施す事憚るへき事なれは印章はもつてせさるなりと告られしよし語られ侍る、是亦學者の知るへき一事なり

○或問二所太神宮惡疾の者を禁するは何故ぞ、曰穀梁傳有天疾者不入于宗廟といへりこれ也

○延喜歷運圖(亦名二公卿記一)以二婦武元年一爲二周僖王三年辛酉一、按僖王三年壬寅也、書以傳レ疑耳

○三十八代の天師張廣徵符を瓦に朱書して池に沈め蛙の聲を止し事輟耕錄十に見えたり、凡道士符章を事とし玉印を以て鬼神を驅る事間々見ゆ、卜部家神籬の正印を以て驅といふ私言と同し、是もと道家の業にして中間浮屠ひそかにならて佛法とせし事密家の秘書に道家の事多きを以てししられ侍る、我國いにしへさたなき事を卜部家ひそかにならひて神道秘傳なりとのゝしり世を愚にし人をまとはし神の名をうり欺に秘をもつてす惡むへしいやしむへし

○更科の記我州風土記の事をいへり、亦菅原淸公の尾州記といふ書あるよし釋行譽か抄に見えたり、今は名をだにしらす、夫風土記は元明天皇御宇にはしまる事續日本紀に其趣見えたり、朝野群載に醍醐天皇の時諸國より風土記を增進せし事をいへり、是延長六年奏覽せし本風土記の殘簡とゝまれるは延長風土記なり

○或問倭俗いふはりぬきの細工雍州府志に脱といふ事中華の書に出たる歟、予曰定て出所あるべしいまた見當り侍らす、輟耕錄廿四に元劉元範金摶換して佛像を作る摶換と帛を士偶の上に漫して糅して後其土かたを脱すれは糅帛儼然たる像なり、これを摶丸とて亦脫活ともいふよししるせり是我國はりぬきなり

○今巫祝祈禱とてするは多くは密家の行法と習合の事也、夫非とする神家は秡修行と稱して神人を多集め同音に秡の祝詞を唱へ一度每に手ならしなんとして千度萬度の秡なんといへるいと心得ず、夫千萬度數秡は大槩陰陽師の事にて神家間々つとめ侍る、數秡は中臣秡を度々唱ふる事にあらず度會神主延佳秡の式に見えたり、今社家のはらひは僧の千部萬部の經を讀誦するやうに心得ぬるは誠にあやまらすや

○出雲可々の浦大社の神乳石ありて今も沫滴る事を細川幽齋翁の歌に

あはれなりいまたちをのむあまのこはかゝのあたりをはなれさりけり

むへもゝをかゝといふは此例しにやあらん

○出羽延澤銀山の隣鄕中島村熊野の祠は文祿年中に村の民熊野七度まふてせし那智の濱にて一小石を拾ひ歸國せし年月を經て其石大になり行ほとに八十年來母石は一拱餘りになり形老嫗のことしとて姥石といふ、此石より兒石分する事二千餘にて年々にかさなりふとりて太郞石次郞石孫石大小あり、小石は皆卵の形に似たり是を崇めて今熊野といふよしかゝる事もあるにや

○柹染の衣類參宮の時憚なりと俗いへと神宮には沙汰なき事也

○盤は圓器の稱なり今俗は方なるをいふのみ

○新葉和哥集八羇旅

信濃より木曾路をはる〳〵と登りけるにいぬ山といふ所より鳴海の浦へ出侍りけるとて思ひつゝけらる

山路よりいそへのさとにけふは來てうらめつらしき旅ころもかな

よみ人しらす

なるみかたしほのさちひの度ことに道ふみかふるうらのたひ人

〇喜世留蠻語也、朝鮮に所謂煙筒也、また其竹を羅宇とい、羅宇は蠻國の名其地黑斑竹を產す是を筒に作る故に名とせり

〇吾邦の儒者多く剃髮して僧綱に叙せし上古の風にあらす、昔國運盛なりし時京都より諸州に至て皆學校あり。人々學を勉め業を修め撰擧出身して重職に任し政事をしれり、世衰へ皇化弛て學校廢し朝臣流散すたま／＼儒官の帝門にある者も政敎にあつからす詔書宣命を草するのみ然し剃髮のものはなかりき天下彌みたれて書亡ひ書息む儒經を看る者禪僧のみ、或は異邦に使し且書詩銘贊の作皆僧家の職となる故に世人おもへらく學文は僧家の業にして吾人の業にあらすと終に是を捨て學ふ事なし、近世藤惺窩叢林より出てゝ儒士と成世人をして漸學問は自家の事たる事をしらしむ、但惺窩剃髮の形を改めす故に其門下是に效て風俗とす夫儒士の僧綱を叙する事を本醫家に比す本朝の古醫家も亦剃髮の者なし、後世其家術衰微にして其人なし僧家醫書を讀み刀圭を施す者あり所謂洛城の九佛及ひ等皓等の類これ也、光明帝の時九佛の孫士佛醫をよくせし故聖詔を賜ひ上池院と號し民部卿法印に叙す、これより醫家剃髮して僧綱に叙す士佛にはしまりていにしへよりの風にあらす儒士僧綱に叙するは林道春將軍家に仕へ民部卿法印に叙す、蓋士佛か舊章によれり近年新命あり儒士束髮して儒官に任し本朝の舊に復す

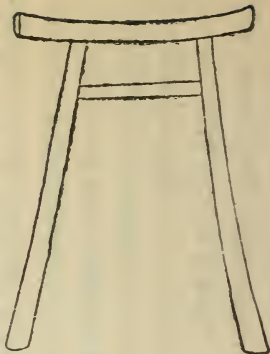
〇日蓮宗追却

花園院延慶三年三月以二院宣一追二却之一、按するにこれより亦伏見院正應永仁年中數禁止すといへとも猶盛也、故に後柏原院大永四年七月山門訴二武家一破二却彼黨一、今及レ此後奈良院天文五年十月重禁二彼黨一以二日蓮黨一爲二宗外一

正親町院天正三年十月勅宣爲₂宗外₁
宗論閉口
正親町院天正七年五月江州淨嚴院法論日蓮黨閉口一派の僧他宗に對し法難すへからさるの狀を獻す、
同年七月甲州大恩院宗論彼徒閉口後陽成院慶長十八年十一月東武宗論彼徒閉口刑セラル一宗の僧誓狀を獻す
不受不施僧配流　寛文六年四月也
悲田派停止　元祿十一年十一月配派共寺天台宗とす
○續日本紀文武天皇二年十月甲辰太上皇幸₂三河國₁云々、十一月丙子行至₂尾張國₁尾治連若子麿牛麿賜₂姓宿禰₁國守從五位下多治比眞人水守封₂十一戸₁
太上は持統帝なり我尾張國に御幸なりし事正史に見えて皇居いつれの所なりし傳へもなく今は御幸の事さへ知る人まれなり惜哉
○葺不合尊をたけらの尊と申奉るは略稱にして和歌に見えたり、續後選神祇元慶二年日本紀竟宴彦波瀲ヒコナキサ武鸕鷀ウノ羽ハ葺不合尊フキアヘズノを
兵部卿本康親王
わたつうみ波かきわけてあらはれしたけらのみこと幾代へぬらむ
此類多し神代卷に神名異なるやうに書しも或は略稱又音便轉語にて一名なれとも異成樣に聞え侍る
○甲申正月十二日の夜遠江國笹ケ瀨增福寺といふ僧坊の前へ鳴動して隕たるものあり、夜明て見れは金色の物也始めは黃金降しなんと俗說多かりしか石にて有しかは寺に納め佛前に置しとそ
春秋僖公十六年正月隕₂石於宋₁といへる類なるへし、星落て石となる事天文家の說也、星宿は落る事なし中天に行はる流火隕て凝結し石となる光物の落てなるを史に天皷鳴といへり
○或問神社と名神と大名神とあり凡大社は一位也名神も一位なる歟、曰文德實錄に仁壽三年六月以₂尾

○衡門圖

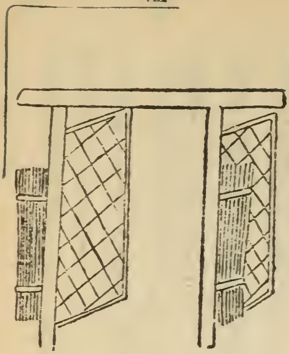
伊勢神宮の神門古制を存す工匠これを二柱の鳥居と稱す諸社の立る所と異也



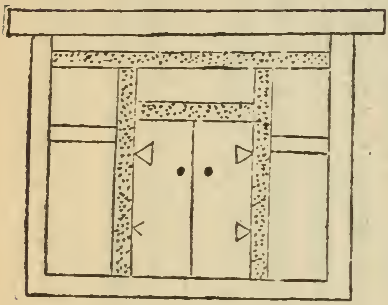
笠木の上に破風を作る物を總合鳥居といふ近江國日吉の社斯のことし是習合の制なり



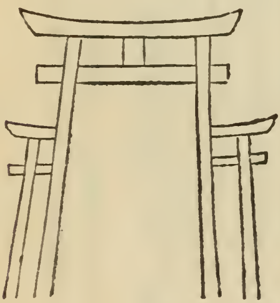
今村落の門これに似たるものあり是にて古昔の質素を見るへし



今とても門立柱を見るに此柱即ち鳥居の形にあらすや後世是を忘れて種々の附會をなす笑ふに絶たり



諸社の鳥居笠木そりて額つりある物を工匠島木鳥居といふ柱に斯の木あるをわく指鳥居といふ柱の根を同し木を以て包む物を藁座鳥居と云とぞ皆後世の制なり



張國多天神二預二於名神一、同七月加二尾張國多天神從五位上一、然れは小社もまた名神に預り給ふ社多し名神祭式を見てしるへし

多天神一作二於保一臨時式作二多神社一神名式中島郡裳咋神社次錄大神社爲二名神大一是也、度會延昌曰大神の神の字衍文なりと、今中島郡丹羽庄於保村天王の社是なり、貞治三年本國帳一位於保名神云々今荒廢して小祠となれり

○我知多郡野間庄柹並村大御堂は贈內大臣源義朝香火の寺にして今長野萬德寺支院也東鑑四曰（東鑑四ニ此文見當ラズ何カノ誤カ）故左典廐墳墓在二尾張國野間庄一無二人奉一レ訪只荊棘之所レ掩也、而康賴任中赴二其國一時寄二附水田三十町一建小令六口（此所脫字アルカ）僧修二不斷念佛一云々、同十日文治六年十月廿五日以二尾張國御家人須細治部大夫爲基一爲二案內者一到二于當國野間庄一拜二故典廐廟堂一此墳墓被レ掩二荊棘一不レ掃二薜蘿（ヘクラ）一歟之由日來者於二關東一遙令二遺懷一給之處然佛閣排レ扉莊嚴之粧遮レ眼、僧衆搆レ座轉經之聲滿レ耳也、二品怪レ之云々、被レ尋二濫觴一之處前廷尉康賴入道守于國之時令レ寄二附水田三十町一以降建二立一伽藍一云々

俗二大坊といふ本尊阿彌陀佛安阿彌か所作此寺平康賴本願となりて立しかゝる事をしても賴朝天下の權を執れしかとも康賴かくともいはさりしいときとくなり、此寺建し時は賴朝いまた流人なり

○卜部家土金の傳とてこと〳〵しくのゝしる

イツハリ（五ツニ破ルナリ金）　ツヽシム（土シムルナリ上）　傳

かゝる事を思ひ出し僞眞の傳とす、山崎敬義翁是をとれる其意いぶかし改元考を見るへし

○紅夷我國に來る事久し、神君の後我國の商船も彼に往て交易をなせし事羅山集書翰に見え侍る、台廟の御時にや濱田新三といへる者商船に乘て彼國にわたりし【割註】紅夷木國甚遠し故に交趾呂宋の南地取奪をて酋長を置く新三かわたりも其地歟レ に夷人利を爭ひ我商人を盡く捕捉し財物を掠奪す新三もとらはれて酋長の前に至る酋我商人を召て逐一に責縛せり新三ニ絕勇の者なりしかは船より上る時小刀を懷に

かくせり爰に至りて進んで答ふる眞似し忽に酋を俘にして利刀を胸にあつ夷人等恐懼して和を乞ふ、新三か曰日本人をこと〱く解て積財を返さは助けんといふ夷人等はあはて丶我商人をゆるし貨を船へ運ふ、新三か曰船を見て後ゆるすへしと酋をとらへ刀をあてなから海邊に至り共に船に入りて財を數へとかくして急に船を出し帆をあく夷人如何ともする事能はす此船恙なく我國に歸り台聽に達す、新三を賞し酋を殺すへきに決す夷等追來りて大になけき和を乞ふ、大樹へ百貫目諸大老へ五十貫目毎年貢すへしといふ、台命有て然らは來年來りて質にかはりて年貢を獻すへしと若期を過さは酋を殺すへしと、夷等諾して歸る次の年約の如く貢献せしかは其舟をと丶めふるき艬船を賜ひて酋を返したまふ命て曰、年貢怠らは留置處の夷を殺さんと是より毎年來りて銀を土宜に代へて貢し、去年來る夷に代る故に一島に置て出入をゆるし給はす、扨濱田新三は勇敢の功により細川家に仕へしかは性强暴不道の者なりしかは浪人して後は城州伏見にありて其終る所を聞はへらす

鹽尻 卷之三十八

○朱子學ニ學而時習レ之、聖人下ニ五箇字一無ニ一字虛一、學然後時習レ之不レ學則何習之有所謂學者不必前言往行凡事上皆是學如箇、人好學其爲人箇事好學其爲事習之者習其所學也、習之而熟能無悅乎(語類百十八)按四方之賢士察四方事情覽山川之形勢觀古今興亡治亂得失之迹這道理方見得周徧(同百十七)如禮樂射御書數許多周旋升降文章品節之繁豈有妙道精義在只是也、要理會々々得熟時道理便在上面亦如律曆刑法天文地理軍旅官職之類、都要理會雖未能洞究其精微然也、要識箇規模大概道理方浹洽通透若只守箇些子提定在那裏把許多都做閑事便都無事了如此、便只理會得門內事門外事便了不得所以聖人敎人要博學須是博學之審問之謹思之明辨之篤行之(同上)

嗚呼先師敎爲廣大如此、今學者其規模狹小一線上就天理究見如所謂莘百物然後觀化工之神衆材然後知作室之用者豈能センヤ、夫齊家治國天下之事應センニ於テハ心胸ヲ撤開シ事物理通透順逆常變理會シテ障礙ナカランコトヲ欲スヘキモノカ、其讀書ノ法ノ如キハ先ニ讀書範一篇ヲ著シテ童蒙ニ授ケシ

○寺社の什物は何の用もなき古器を藏めて寶とす、笑ふへきは竹生島寶藏に玄上琵琶撥あり、我眞淸田の神庫御寶物多き中に白菊の御琵琶長期の車琴等のめてたき類は外に有事をしらす

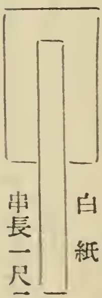
○氷上姉子神社は熱田宮の別宮たる故尾張氏代々禰宜職として每祭往て祝祠を勤む、近き頃大宮司家故あり蟄居今年甲申氷上の祠官久米氏訟て曰當社は熱田の本緣にして久米氏代々神事を供す、然るに近年大宮司私を以て熱田祝師を遣はし神事を勤めしむ尤例にたかへりとて重々の非を數へし、仍て有司尾張氏に詰問す田島氏古證文を出して曰、氷上の禰宜職は我家司とり來りぬ就中尾張守仲奉か讓狀の如しと云々

讓與諸職之事

一祝師職當屋敷家等　　　一社職給歩私領其外悉
一氷上禰宜其外諸職等
當知行分惣領職事
右代々本重書等相別而左京亮範仁一圓所讓渡實正也、但庶子配分之事爲成敗少可有扶助惟如此定置上親類非妨者也、仍爲後日讓之狀如件
明應六年五月廿一日權宮司祝師尾張守仲奉判

斯のことくあり久米氏これをしらす私に已れ一人して社事を司とらんと欲しあらぬ事を訟へけるとそ

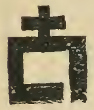
○密家護摩の時十二天を祭るに方器に白砂をもり十二串をさし十一器に供物を盛り水洒き杯する事あり其串は如此なり按するに陰陽師河原秡にさし立る五十串と一般なり習合して用ゆか、但し往古より傳るか知れたかし津島牛頭天王の札といふものも是ににたり、されは津島にてたとう紙といへは異なる歟



○平家物語小松重盛金三千兩を中華に送り二千兩帝へまゐらせ一千兩は育王山の僧へひかれし、即佛照禪師へ(德元)附して帝へも奉りける故五百町の田代を育王山へ寄られしよし其時の證印なりとて細川氏の家藏にありとそ佛照が手書の寫

王琰求頌要修行　日用應須痛著便　會得个中端的意　從 日午打三更

佛照老僧



判印證狀らしき文にもあらす重盛宋主(ノママ)へ金を奉りし事宋史に見えす但宋史四百九十一日本の條乾道九年附日州綱首以方物入貢云々實に我高倉院承安三年に當る是重盛施金の時なるにや

○四月八日熱田の社灌佛會をなす花のとうと稱す、京師の俗四月八日つゝし及ひ新花を竿の先に結付て九輪のことくし家々に立て花の塔といふ、熱田の花のとう剪彩花を多くつくるむかし生花を以て塔なんと作りしよりの名と見えたり

○溲　字書に水調ニ粉麪ーと云々俗に云こねるといふ字なり

○咄　説文咄相謂也雙口出聲云々彼是互に物語するをいふはなしと訓する是也

○物の屈塞を開きたるを埒明といふは、南都春日の祭に一夜神輿をうつす所まはりに埒をゆひ人の近付さる樣にし、次の日今春氏の猿樂始て埒をあけて祝言をとなへてより諸人共に入る事を得る也、埒明といふ俗語は奈良よりいひ初しとかや

○角黍（端午時食）　唐土は糯米よく水にひたし洗ひて水のなきやうにしたらせ、竹の皮または菰草にようく包み胡桃を入て火をゆるく燒久しく煮（或は石灰のあくにてにるなり）　其後包物を去り絲にて切て食す（くるみまたは赤小豆をも入る）

○本願寺代々堂上家の子と成靑蓮院に入剃髮す

覺如（權中納言兼仲養子）　善如（權大納言俊光養子ゆゑ名俊玄）

覺如か子光玄其弟慈俊皆俊光養子然れども本願寺の住に除く

綽如（權大納言時光養子名時陰）　巧如（從一位資康養子名玄康）　代々如此

蓮如（贈內大臣兼宣養子）　實如（左大臣勝光養子）

圓如（權中納言永繼養子なりし但圓如は一代に立ず）

此等僧の子といふを耻るや貴介の子として家を高ふする爲ならすや共に佛者の心にあらす

本願寺親鸞か子善鸞其子如信か孫存覺か子權大僧都綱嚴（號慈觀上人）　江州錦織寺の開祖也

○善光寺の佛始尾張國黑田宿に着如來に莣ごもを敷て立臼の上に居ると云々

按に彼像を臼のすかたなる蓮臺を作るは此故事歟、黑田の舊跡今府下に敷て鍋屋町善光寺と云、或人曰按に臼の因緣といふは附會の說也、上古佛師の異作の自然なる物にして亦一風也云々

○攝州兵庫に平相國淸盛の石塔あり、塔銘曰弘安九年二月と太政入道は養和元年閏二月薨す彼塔は鎌倉平貞時の建る所にして薨る時に造れるにあらす

○𦬆(サ、デン菩提)　𦬇(サ、菩薩)　メメ(シテ〳〵聲聞)　ヨヨ(ヨ、緣覺)

七火(シチクハ涅槃)　四四(シ、煩惱)

天龍八部(テンリウハチケ阿耨多羅三藐三菩提)

是等佛者傾寫の時これを用ふの抄物書なり

○いろは字のいハん(梵字の伊字∴なり)　へハへつ(ヘッ)ハ川(ツ)(萬葉集に松を末川と書り)　ゐハ衣めハ妙すは守なり、亦假名の內にてよハ于みハふハ尓ほハ朋ヒハ王なり此ハ能ふハ奈なハ南〻ハ化え ハ兄𛁈ハ弖そハ壽なり此類能見分て知るへし

○五月五日京師加茂の競馬はいとめてたきさま也、今日我熱田にて馬場わたりとて神輿御出の後卿輔の頭及ひ馬の頭人束帶して騎馬にて鎭皐門の前より乘出し神宮へ參り亦方々へ乘行これもむかしは競馬成しとかや

卿輔兩頭人は黑袍馬頭は赤袍なり、是加茂競馬裝束狛鉾打毬のすかたを誤て束帶し侍るにや神人是をあやまりて日本武尊東征のまねひ成よしいふこそうけられね

○或問、八幡宮を源氏の氏神とし且弓矢神とす源氏は淸和帝の孫也淸和の朝男山に太神を勸請せし故か亦弓矢神といふ事神功皇后三韓を征したまへるによりて云、八幡太神を源氏の氏神とせしは嵯峨帝の勅也、其後源義家男山にて元服し八幡太郎と號すこれより殊に男山を尊崇す、義家の家門繁昌して源氏是より貴きはなし故に皆石淸水を以て氏社とす亦八幡を弓矢神とする事託宣集六に八幡大菩薩現二七十許

翁ニ爲ニ白髮之體ハ持ニ白木之弓一以ニ藤卷之矢一立ニ岡上一令レ放レ之云々（是將門を征し給ふ時なりといへり
○源賴朝　小字（ヲサナ）鬼武者任右大將
源賴家　按ニ愚管抄一義時使ニ人刺ニ賴家一而尚不レ死因絞ニ共咽一拉ニ陰囊一弑レ之
源實朝　義時謀使ニ僧公曉殺レ之尋弑ニ公曉一
右三代將軍四十年
藤原賴經　征夷將軍承久元年入ニ鎌倉一
藤原賴嗣
右二代謂ニ攝家將軍一
宗尊親王　惟康親王
久明親王　守邦親王
右四代謂ニ親王將軍家一
平時政　義時　泰時　時氏　經時　時賴　時宗　貞時　高時
右爲北條九代（見ニ代々將軍執權次第及北條家譜等一
○兩六波羅　承久三年六月平時房居ニ六波羅南方一泰時居ニ北方一是兩六波羅之始也
鎭西奉行職　文治二年十二月天野遠景始守ニ九州一
○香典　今の俗香奠と書は非なり典はおきのると云倭訓にして物の代りにする事也、香儀と意同し儀は擬也儀比することぞ典ノ字註可レ考ニ正字通一亦詩に朝回日々典春衣此典の字と同し
○寒食は周禮に仲春禁ニ火于國中一云、是舊年冬至の後百五日に火を禁三月の節に改火是を淸明といふ、秦中歲時記に淸明の日鬪雞なるよしあり、玉燭寶典には寒食城市鬪雞爲レ戲と記せり、我國朝家より以下鷄合をするは三月三日亦也近世明淸の人三月三日淸明と名書墓所を祭掃す、是本三月の節にするを上巳

佳節なれは寒食清明にする事をも皆三日にし侍るに至り鞦韆の戯も寒食清明ともにするよし也（今長崎の人三月三日墓所をまつりて清明といふ）

○伽羅（翻黒）陀羅尼集經曰、堅黒沈水ト云々今清ノ人謂ニ之奇楠一、時珍曰（本草綱目）置レ水則沈故名ニ沈水一、亦曰水沈半沈者爲ニ棧香一、不レ沈者爲ニ黄熟香一、南越志ニ言交州人稱爲ニ密香一、梵書名ニ阿迦嚧香一

○甲を閼逢といひ乙を旃蒙といふ類を歳陽といふ、寅を攝提格といひ卯を單閼といふ等歳陰と稱す。爾雅に出たり丹鉛錄にいへり星書にいにしへの支干は只用ひて日を書す是を以て年を記さゝりし、年迄記するには歳陽歳陰を用ひし故に溫公通鑑に紀年歳陰を取給ひし古へも存せる意なりといへり、甲子は日を（脱字）……けるより倭訓日よみといふ歟、猶刑昺か爾雅の疏を見て考ふへし今の俗學者日を書くにも閼逢因敦なと記して物知顔なるおかし

○人遠死して其所に埋むるを（本ノマヽ）蕠ニ葬于蓁塚間一立ニ木牌於墳一なんと淵泉日記にあり、蓁塚は我國の野墓なり文作る備へにもと抄す

○一筆致啓上候然者先月廿三日御即位相濟申候由承乍恐目出度奉存候因茲爲御祝儀使者を以而一種兩樽獻上仕候不苦思召候は可然御披露賴入存候就中公方樣御機嫌能被爲成御座恐悦之至奉存候此等の趣宜預御執成候猶使者安福新之丞可申達候恐惶謹言

月　日　　松平下野守綱賢

右は御卽位に付將軍家へ諸大名より御祝儀獻上之狀也外も文法如此也

一筆致啓上候先以今度禁裏御作事致出來去月十一日御遷幸之由奉恐悦候因茲各樣迄以飛札申上候事々御座候恐惶謹言

月　日　　松平兵部太輔

右は禁中御造營の遷幸に付諸大名より關東へ御祝詞被申狀也外も文法大概如此

按するに末代といへとも我皇家の御德斯の如し、實に寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮との神勅今もいちしるき御事猶萬々世の末迄もかく有へき御事也

○春日四所中姫太神を天照太神とする說尤もあやまれり、然して神名秘書及帝王編年等の說拷幡千々姫命也春日の社司祝司亦同之

信景按するに此神始は平岡神社に配亨す、後夫れ千々姫命は忍穗耳の正后にして皇孫尊の母神なりこれを太神宮の相殿とするは左もあるへし、兒屋命勳功他に異なりといへとも臣神也君王の母后を以て其相殿とし神階反て兒屋命の下にあるものは何そや

三代實錄曰貞觀元年正月從一位勳三等牧岡天ノ子屋根命神授二正一位一四位上勳六等牧岡比咩神授二從三位一云々

延喜式神名式河內國河內郡牧岡神社四座云々同祝詞式(春日祭)曰鹿島坐健御賀豆智命香取坐伊波比主命牧岡坐天之子八根命比賣神四柱云々

上の三神に鹿島香取牧岡三所を稱し比賣神に所のなきは牧岡に座姫神故兒屋根命と連て稱せし事明らけし、諸家の舊說神を拷幡姫とせし事疑ふへからすといへとも神位に於て安からさる所ある歟、非家のとり／＼いふへき御事にはあらされとも私に意に此姫神は蓋し兒屋根命の妃神なるにや知りかたし平岡神社は中臣平岡菅生村山川跨等河內の神別の氏社なれは他神は祭るましき御事にや、春日に於て姫太神及ひ若宮の祭る神異說多して一決しかたき由正三位大中臣師尋も申こされしにて末世には其實を失へること間々少なからぬをしりぬ、かゝる大社さへ猶如此諸州小祠の祭神あらぬ神を崇めて其本を誤り失ひける亦萬々也、春日の姫神を拷幡といふ事疑ふらくは幡は機にして女工を崇め祭るか鹿島香取の神は皇孫創業の功臣牧岡の神は執政の始皆國々に大功有の神なり、亦姫神は我國蠶織の始祖歟太神宮の相殿も皇孫の母神にあらすして只織女の先を祭り名をかりて然いふ歟

○鳥の玉子丸らかに大きやかなるは雄にして細やかに小さきは雌なり、亦一卵の内ふとき方細きかたあり予親しく見しに雄卵はふときかたより生れ雌卵は細きかたより生す天地造化の始より精血妙用して體生し侍る自然と一定の理あり、人も男女と別れ生する托胎の時自定れるを佛者變女男子の法ありなんといひて造化の工を欺き利を釣は尤憎へき事也

○本朝文粹の都良香所述道場法師傳云、法師者尾張國阿育郡人也と、尾州古へより八郡にして阿育郡なし愛知郡の誤歟、道場法師生地の村里いつれの所といふを記さす法師生れて靈蛇頭をまとひ繞りて首尾相至りて後に並垂といへり、今の愛知郡尾頭村あり蓋兒の生地歟、亦道場は南都元興寺の僧となると今尾頭村に元興寺の舊跡あり尾州の元興寺は南都の寺號をかりて造れるにや、今廢寺の地古瓦多し好事の者硯とすいつれの時にや寺を牛立村にうつし今は願興寺と稱し本願寺の門徒とはなれり、廢寺には藥師堂のみ殘れり古佛の破像多し、傳へ云此寺は源爲朝所立と爲朝塚は古渡村東泉寺の近境にあり不審爲朝の尾張に死せし事爲朝は豆州にて誅せらるおもふに別に爲朝といふ人有しにや

○紀州道成寺鐘今京師妙滿寺(日蓮宗)にあり其銘曰

紀州日高郡矢田庄

文武天皇勅願所道成寺冶鐘勸進比丘別當法眼定秀壇那源萬壽丸并吉田源賴秀合山諸壇越男女大工山願道願小工太夫守長延暦十四年乙亥三月十一日

按するに源氏は嵯峨天皇弘仁五年五月八日皇子八人に源姓を賜ふ、有より先延暦の時源萬壽及源賴秀等有事不審也若し延暦の字誤れる者歟

○灸艾一灼を一壯といふ、東吳の都卯か三餘贅筆云用ニ艾一灼一謂ニ之一壯一沈存中カ曰以ニ壯人一爲レ法、其言ニ若干壯一壯人當レ依ニ此數一、老幼羸弱量レ力減レ之といへり今の庸醫人をして壯盛ならしむる故壯といふは沈氏か說を見さるあやまりなり

○毛利掃部助及加賀井彌八郎兩人は尾州中島郡大須庄北野村眞福寺の家老なりしといふ、豊臣家の幕下に釆地の朱章を得し（毛利はヤカミ村を代々領す加賀井は關原ノ役御敵となる）

按するに後村上院皇子仁瑜法親王眞福寺務の時此兩氏坊官なりし宮遷化の後自所を押領して居住せしと云々

○加茂祭に葵桂兩種をもろかつらと稱せり

葵



桂



是は木にしけんほの梨の類なり、葵は人能知れ共桂を知る人なし

○平信長諸國の驛路を廣くし横五六間に造り左右に柳櫻を植しむ時に田畑の費多し時の落書に

世は地獄道は極樂人は鬼身は濁り酒しほりとらるゝ

信長生害の後太政大臣を贈らる信忠左大臣を贈らる一代の中參內拜賀の禮もなく冠帶の狀をもたまはらすして贈官のめつらしと云々

右は三季物語の說也

○法華宗追郤　院宣案

彼院宣補近日有一類之僧徒爲諸宗讐敵禁誡之趣嚴制先畢而無憚憲章不恐勅命乍居於洛陽結黨於道場引率弟子同朋妄稱法華持者號之自宗飽破佛法天台之所說月氏之敎相豈如斯乎雖以展轉隨喜之功德忽犯誹謗正法之罪障以外道之行儀偏表邪要案本朝之比附爭遁科座哉爲國爲法不可禁宜仰廳衙追郤京都旨院宣如斯仍執達如件

延慶三年三月八日　　權中納言定資奉
（吉田中納言なり）

謹上　中御門中納言

同別當宣
法華宗門事
任被仰下之旨彼一類僧徒早可被追却洛陽之旨別當殿仰所候也仍執達如件
三月十一日　　前土佐守榮業奉
謹上　高倉博士大夫判官殿

○家綱公墓誌　人見友元制
寛永十八年辛巳八月三日降誕
征夷大將軍從一位右大臣
延寶八年庚申五月八日薨

御位記
從一位源家綱
右可贈正一位
中務威神萬邦化溢四海勇智安世武德互今宣遵愼終之禮式豢贈爵之恩可依前件主者施行
延寶八年庚申五月廿一日
中務卿　闕
正四位下行中務太輔臣源朝臣資冬宣
正四位下行中務少輔臣藤原朝臣祐宣本ノママ

○尾州本貫の水野氏或亦藤原等各家其譜を藏む、按するに春日井郡水野村住水野正照か家古系圖あり、高望王の三男鎭守府將軍平良兼の子武藏守公雅の裔也、治承四年四月の下知狀以來代々の古證狀多し、

其中に青野原合戰の時尊氏公水野平七に賜はる小文高師直役の時直義より賜ふ所の小文は水野平七拜せし、其後水野致顯應永十九年の春備中守に任す、其口宣今現に有備中守は應永十九年十二月廿日卒す、上水野村感應寺に葬し義雲院仁峰宗知居士と號す、其外先祖山田郡志談郡司職を八條院より補したまひし狀等數通あり水野の庶流に志談氏有水野代々の城地は上水野村の內一色と呼地なり（村より十二三町北東の方也）水野久次郎織田內府に仕へ百貫文の地を領す內府配流の後牢人となる、凡備中守より今正照迄八代なり我府下に仕へて漸家を起す

知多の水野も一流也然れとも家系をうしない源氏を稱す

○當府禮家吉良流

三州
吉良若狹守━朝岡伊豫━朝岡七兵衞
　　　　　┗服部小十郎━朝岡彌五右衞門
　　　　　　　　┣朝岡源五太夫（彌イ）━朝岡傳藏━朝岡甚五右衞門
　　　　　　　　┣朝岡元右衞門━朝岡善右衞門
　　　　　　　　┣女子（朝岡次兵衞妻　彌次兵衞カ）
　　　　　　　　┗朝岡次兵衞（本名安之山彌五右衞門婿ニシテ禮家ヲ繼）（本ノマヽ）　朝岡丹內

○延寶六年戊午九月十五日岡崎三郎信康主百年の御遠慮柳營より遠州二俣の青龍寺へ白銀百枚下行有し同國西榮院寺領二十石も此時御增附始は十石の御朱印なりし、此寺は信康主の御母築山殿香火の場也

○熱田の祠官及ひ市井の人死すれは北山とて根山（俗に云たんふ山と云）の北岡に葬す、其中に小兒の骸をは兒御前の地に埋む、夫れ兒御前は熱田別所の一神也いつの時より誤り穢すにや兒御前の名によれるかいとあさまし、供僧の葬地は今の通り路の東方に有亦神馬斃ぬれは埋む所あり

○或問、僧法師をけかれとし朝廷及ひ諸神事に禁門に入事なきは彼毎に葬送を事とし死穢に混せる故か答云大概然りされと亦其根本をおせは僧の法は朝夕鉢を取て人の家に入り食を乞ひ喰ふへしこれを正命の食といふ。故に法界の穢火に混せり是一つ、亦僧の法は人の棄たる衣服或は死人の衣袴女人月水の時に着せし物火に燒殘亦は牛馬の食ひ餘せるものを衲りあつめ袈裟とすこれを如法の衣といふ、故衣食最も穢はし今の僧家かゝる不潔の物を服する者はなけれとも其法は如此流なれは不淨とするなり是二つ、いはんやしたくし死穢に觸れ葬送を業とし忌々しけれは祝慶神祭に憚るへき事也

○澤の觀音堂は元高倉の森東北に在し(熱田觀音の今其所を本澤といふ)故ある勝地なりしか一旦荒廢し其名殘のみ成しを當府の富商富春(織田氏)志を發し今の地を買て寺とし政秀寺江天和尚を請して開祖とし靈像七觀音を安置せり、其中聖觀音の像は頤主周元通寶の古錢を集めて鑄造しける

○寛永十八年柳營の若君始て御宮參の時命有て酒井讃岐守をして三家の君へ供奉の事を仰られしに紀水は許諾したまひしか我敬公仰に曰凡そ納言の職にして無位の人に僕御の禮をとる事いまた其例を聞す此事いかんと、忠勝云仰いはれなきにあらすといへとも大樹は氏の長者且大臣也其御子なれは供奉の禮あるへきかと云、公色を正して曰父を以ていはゝ我も大臣の子也と忠勝伏して歸り言上す、重ねて台命に三卿山王祠に豫參有て若君を介抱あるへしと爰に至て命に應したまふとそ

○鬚(シタヒゲ)　髭(ウハヒゲ)　髯(ホフヒケ)

倭語詩文につかひあやまれる間々多し

○攝家凊花名家羽林家等代々本家の外凡そ昇殿の人々帝王かはらせ給ふ時其儘昇殿する事にあらす一度地下に下りて亦勅して昇殿せしめ給ふ

○寛永七年庚寅十一月十一日

新帝御卽位御紫震殿

內辨　九條左大臣輔實公

外辨　大炊御門大納言經音卿　三條中納言公統卿　坊城中納言俊淸卿　冷泉宰相爲綱卿

廣橋宰相兼廉卿

擬侍從

左　滋野井宰相中將公澄　竹屋左衞門佐光兼　東坊城少納言資長

右　油小路宰相隆典　竹內彈正大弼惟永　唐橋侍從在廉

典儀　高辻少納言總長

大將代

左　池尻右兵衞權佐共條

土御門方

右　土御兵部少輔泰連

次將

左　押小路左中將實岑　川鰭左中將實詮　藪左中將嗣義

右　山本右中將公尹　花園右中將實仲　櫻井右中將氏敦

攝政太政大臣家凞公外略之

於東都三家及諸大名登城賀御卽位

同八年辛卯正月元日天皇御元服

同年四月廿五日甲申改元正德元年

尙書大禹謨日正德利用厚生惟和（高辻大內記總長朝臣勘文）

改元定公卿

二條右大臣綱平公　九條右大將師孝卿

三條大納言公統卿　　冷泉中納言爲綱卿
久我中納言惟通卿　　鷲尾中納言隆長卿
六條宰相有藤卿　　野宮宰相定基卿
萬里小路宰相尙房卿

同五月朔日關東頒告改元於諸國諸家登城賀之

○鯉魚風(八月の風)　黃省風(六月東南の風)
送窮(正月晦日也月盡(ツゴモリ)を爲レ窮)　迎福(二月二日也月新タニ爲レ福)

○臘日は十二月とのみいふへからす醫家には正月朔日を天臘といふ五月五日を地臘といふ七月七日を道德臘といふ十月一日を五歲臘といふ十二月の臘日をは王候臘と呼也

○魚水中に在て水を見す人は氣中に有て氣を見す、惟屋漏日光の中に於て塵埃衮々として奔忙せるを見てしるへし、密室の內といへとも靜かにこれを見れは疾風是を驅るものあるか如し莊周の所謂野馬塵埃といふ物これを以てしるへきかも

○韃靼の種類生れて痘疹の疾なし、是鹽酪を食はさるを以ての故なりといふ、其今此疾あるは中國の交市して中國の飲食を學ふ故間々痘疹あり、然るに一人此病あれは舁て深谷の中に置其生死に任せて跡を絕て親類といへとも敢て省視(カヘリミ)すといふ、我國八丈島疱瘡を病る者なしといふ紀州熊野の邊某の里とかやの俗も韃人のことく山中に於て時に飲食を送るもひそかに持せ樹枝なんとに懸置て走歸るといへり最も不仁の事なりける、我國此病往古はなかりし聖武帝の天平年中より殊に天下是に染て人死亡に至る者多かりし、淡海公の御子四人(武知麿宇合)(房前麿)天平九年同し病にて失給ひし、夫れ痘疹は造化の殺機常理を以て測へからす若其運吉にあへは此痘皆安し、若其凶氣にあへは夭札痲の如し一村一市の中痝倪となく男女となく柩をならふるに至る、醫藥及はす祈禱驗しあらす能人力の如何ともする事なき者か

王者貴人といへとも亦まぬかれたまはす況下賤をや、先に後光明帝此病にして崩したまひ去々年東山院も亦同し病にして崩御あり(寶永六年十二月十七日御年卅五)今上の御母公も同し月に疱瘡にて隱れさせましませしされは近年此病ことに凶にして大概死に至る。去年庚丑初冬より此年春の間尾府下及在々の流行常にしもあらず

○系圖に諱を記する事習ひあり、たとへは其官辭表の後改る者は前の名を記すへし、近衛殿にていはゝ良嗣改忠嗣(諸家傳)如此書す亦地下より昇殿を聽す、其家にて始て公卿に進みし人は其時の名を書す、室町家にていはゝ高氏改尊氏(諸家傳)亦大臣公卿にも至る家の人在官の間名を改るは後の名を書す、義敎元義宣(諸家傳)義敎初は僧三十五歲の時束髮敍爵の時陣座の宣下あり此時義宣と稱す、永享元年三月將軍宣下の時義敎と改られしこれ後の名を書せり

此等の例をよく見て書すへき事也、地下及ひ武士のことき强て是に拘はるに及はすといへとも其中にも家を興し亦は絕て久しき官位にも任叙あらは其時の名を書て改某と注すへし、今系譜の法甚みたれて心儘に書す故に有職の人見て笑ひをなすこと每々也

○堂上家兼官多しといへとも其中重キを以て稱せらる

高辻少納言(綱長朝臣文章博士ヲ兼タリ)　船橋式部少輔(尙堅明經博士ヲ兼タリ)

此類なり然るに武家は公方家の御連枝及ひ尾張紀伊水戸の外は公卿といへとも只初めのまゝの受領八省の官をのみ呼ふ、松平加賀守參議院從三位松平薩摩守右近衞中將なり、或は少輔侍從から昇を有ても右の如しこれは　公方家を憚りて如此今日の風俗なれは是を非とするも拘はりたる事也、何事も其世の風俗なり古への書を記するも其時代を考へて筆せされはあやまりと成る事多し其心得あるべき事にこそ

○平岩主計頭弓削親吉―平岩七之助親元(駿河大納言家奉仕)
―女子

―女子
―堀勘解由　仕増山彈正少弼　堀勘解由養子トナル
　　　　　　　　　　　　　　　堀隼人信重
　　　　　　　　　　　　　　　―平岩七之助

右は堀隼人信重天野小麥右衞門かたへ贈る返狀に見えたり親吉子孫なしといふへからすと現に勢州長島に住せる僧此家の家人にて侍る

○當府鎗の師家虎尾孫兵衞流の管鎗の分流

越前ノ人
虎尾孫兵衞
　―轟勘兵衞浪人　始大野主馬家人後仕尾公
　―田邊八左衞門
　―佐分吉兵衞此分流多シ

津田權之丞始は佐分か弟子佐分轟にゆつりて其許可を請しむ津田一流の相續林平之丞

○尾州津島四家七名字寄合組

備へ

一番　津島　堀田宮五郎　恒川久藏　大橋淸兵衞
　　　寄合　野々村又右衞門　中村彌助　飯沼高平

人數三十外ニ出夫共ニ

守山村　大永寺村　大曾根村　井田村
井納村　稻葉村　瀨戸川村　赤津村

右八ヶ村之内三千五百四十三石分之夫出ル

二番　津島　大島長兵衞　河村久五郎　先賀三右衞門
　　　寄合　鷲巢主水　材木彌五郎　武藏助十郎

人數二千七百外ニ出夫共ニ

平島村　佐屋村　高木村　上奈良村

町屋村　佐野村　一色村　時ノ島村

大山寺村　河北村　栗柄村

右十一ヶ村之内五千三百石九斗分之夫出ル(津島勢ハ外ナリ)

三番組合

織田勘七郎　大橋清兵衛子息　山川傳左衛門　中根越中　平野右京

河村久四郎　服部平左衛門　先賀三四郎　林宗兵衛　鈴木三郎次

眞野大藏　岡平孫六郎

右一組　人數四千八百五十三人

元龜三年中

或古家に在しを右に寫し侍る外の地先方の士組合をまた推して知るへし、中世以來國人軍事の時組合とて大概右のことく兵士を番に合せ處々民の壯勇なるを夫に出して人數幾と書記さし今のときは諸國ひとしく太平日久しき故武林は席上の禮士をのみ務とし軍事は知らさることくなり徒らに衣服を借上し飲食を好嗜し色慾におほれ逸遊を事とし侍るさま公家に似てふつゝかに町人にひとしくして傲り且惰のみ元より究理の學なけれは作敎の道をしらす弓馬の藝に拙けれは武士の名のみにして兵要に疎く增て筋骨弱くして常になまめき只詔媚を巧みにして權勢に近付内緣をもとめ術を以て利祿を竊み是を家業のことく思へる有さま風俗とはいひながら無下に口をしく淺ましき次第なりけり

〇閩下自ニ高山一至ニ平地一截々爲レ田遠望如レ梯眞昔人所レ言滑滴不レ爲レ用山到ニ崔嵬一盡レ力耕者可レ謂レ無ニ遺地一(五雜俎)

我國々諸國山近き處は谷より山上に至るまて畠を墾予束に下りし時麥秋なりし富士の根かたより見上る計り麥秀色見えし、和漢季世には人の生齒年々にしけく食不足故新田開圃の多く山も谷も田畠とす唐土上古井田の法を以て民を處し給ひし時人少なき事しられはへる

○閩中ノ仕官富室相競蓄レ田貧官勢族有畛濕於隣境者云々

我國今の風俗仕官大商ひたすら田圃を蓄へ民と利を爭ひ侍る事亦異邦と異ならす、我府下の奸商黨して士庶の有金者を欺き主ある田畠を以て謀計して買しめとかく强ひ僞りなんとせしか、去年の冬事顯れて奸黨六七輩出奔せし買得しと思へりし人々も共初め人に富る名をかくせる故人しらす利あらん事を貪り却て損亡に及へり、然れは彼是一の貪の字にありて身心やすからぬ事のみありと覺え侍る

○尾張國は天香語山命の裔國造となれり、故に此神の末なる本居の神社多し三河遠江駿河は宇摩志麻治命の後裔國造となれり仍て彼神の屬なる本居の神社多かる

尾張國造小企與命(尾張氏祖千竈上神社ニ祭ル俗ニ源太夫ノ宮トイフ)

三河國造知波夜命(物部氏)

遠江國造印岐美命(物部氏)

駿河國造片堅石命(物部氏)

尾張氏と物部氏は本兄弟の神共神祖は饒速日尊なりけり、されは尾張三河等に本貫の物部氏ありし昔の國造の支流也。

○寶永八辛卯正月圓光大師半千忌洛東知恩院法會

十八日勅使平松中納言時方卿

勅書

勅圓光大師勢至權跡慧日照々高耀台嶽之上宗風穆々始閉淨土之源念佛三昧深示群聖之蘊誓書一紙固結

四家之心非師之從慈航誰離苦海每人能乘寶筏自濟迷川遺敎邈示旣歷五百星霜切德浩然爰偏六十州郡仍

重寵章加謚東漸號

寶永八年正月十八日

○知恩院　勅會圓光東漸大師五百年御忌法事次第

前日檢校堂內莊嚴衆僧座席幷樂器等

當日寅尅於樂屋發亂聲(三節)奏神分

尅限先鳴鐘集僧

一番作相外座僧衆集會堂內左右席差坐

二番作相公卿殿上人幷地下官人參堂

職衆集會三門內之幄屋前

導師乘輿供奉行列

次衆僧前(治部省玄蕃寮)着出居坐奉行頭辨着出居坐

次公卿着坐　次導師(入於幄內)　次於樂屋發亂聲

次衆僧前(左省右寮)左右相分(牽於衆僧)衆僧進歩行列
衆僧前(左右)引頭(左右各一人)讃衆(左右各五人)梵音衆(左右各六人)散華衆(左右各五人)洒水(一人)唄師(左右各一人)長老衆(左右各五人)
次衆僧前到階下(左右)止立衆僧入堂(各守標住立而後着坐)
次迎導師舞人樂人(出樂屋外左右列立鳥蝶同列凡五十八人)
次吹調子(平調)　次樂行事(左右)　率舞人樂人(參向幄之前行列)
左樂行事　舞人(奚婁爲先)　迦陵頻樂人
右樂行事　舞人(一鼓爲先)　胡蝶樂人
次作樂(鳥)向樂　一曲奏畢賜祿(左右)
次導師出幄　執綱(一人)執蓋(一人)持幡童(左右)從僧(左右各二人行列)十弟子從後上童幷坊官御後官人(檢非違使)供奉衆僧前向在階下(左右)止立
次導師上堂執香爐着禮席樂止衆僧前退出
執綱執蓋退入樂行事率舞人樂人於樂屋從僧先進辨備道具禮席展坐具高坐敷苐坐前机安居筥脇机安香爐筥共如意設畢着外坐
次總禮伽陀發聲吹音取　作樂　廻盃樂
導師三禮登高坐圖書寮先
次圖書官人鳴金鼓(二下)作樂(十天樂)
傳供正面階級左右列童子八人階上左右列(弟子十人　左右童子各執供具授十弟子(次第傳授備堂之內机上)
次殿上人二人(布施取之上﨟)捧佛布施備高坐之脇机之上

次振桙(三節)　次供舞　左迦陵頻右胡蝶)舞畢入於樂屋
次鳴金鼓(一下)作樂　胡飮酒
　唄師(左右)二人座起着左右之座　　坐畢發聲
賦華筥堂童子(四人)左右(相分)圖書寮爲先就華筥机下圖書執華筥授堂童子、、、授殿上人、、、(三人)
次第賦導師并僧正兩人前次圖書亦執華筥授堂童分賦左右(四十三人)衆僧(但除行頭)賦畢復坐
次衆僧(内外座之衆僧)起立　作樂　賀殿急
　散華師(二人)發聲衆僧同唱　散華畢樂止　衆僧着座　唄師復坐　次鳴金鼓(一下)　作樂　拔頭
讃衆起立唱讃(讃頭二人執鈸全者執筆筥)職衆起立助音讃畢
鳴鈸　　樂止　　着座
次鳴金鼓(一下)　作樂　梵音衆起立作梵
(音頭二人執香爐余者執華筥)職衆起立唱和　梵畢着座　樂止
次鳴金鼓　供舞(左萬歳樂右延喜樂)　撤華筥
　導師并僧正兩人之華筥極臈撤之
　樂僧之華筥堂童撤之
　圖書寮就華筥机下各授圖書收之
次導師唱導
神分表白　諷誦發願　四弘光願
佛名讃嘆隨意回向
次後伽陀發聲　鳴金鼓(二下)　作樂　長慶子
導師下高坐執香爐着禮席禮拜而退着　樂止

次被物
導師〈唐織(一重)　大納言　厚板(一重)　中納言　縫薄(一重)　宰相
大僧正〈白綾(一重)　大納言同(一重)　中納東僧正〈白綾(一重)　中納言同(一重)　宰相　長老(左右)
十三人〈各平絹(一重)　殿上人(五人)
次導師幷僧正兩人之被物　御藏出納　極臈
公卿　長老十三人被物　御藏出納　殿上人
次第傳執　次鳴金鼓(一下)　入調舞左右奏舞
左廿川　太平樂　陵王　右登天樂　古鳥蘇　納蘇利
撤被物導師之被物坊官(二人)撤之僧正(兩人)之被物侍者(二人)撤之長老十三人各自掛之
次衆僧退出　先下臈　次上臈(左右)二行次第退去
次徒僧十弟子降階下執㮈進來執綱如入堂之儀衆僧先行
次導師退出如入儀還列(還城樂)到幄前乘輿
寶永八年正月廿二日辰半尅一番作相巳ノ上尅二番作相未下刻法事畢以不日暮注殿寮無立庭燎之儀
地下役人衆僧前　小林主税頭　藤木下野守
堂童子　津幡刑部權少輔　高橋大隅守　難波左京亮　藤木右近衛將監
出納　右近衛將監
御藏　眞繼刑部少輔　圖書寮　小佐治隱岐守　主殿寮　小野治部丞　小野兵部丞
樂人五十八人
衆僧
(大谷寺方丈)大僧正應譽　(院家覺了院)僧正空譽　會奉行一人　長老十三人唄師共　散華衆

十人　伽陀一人　讃衆十人　十弟子十人　梵音衆十三人　徒僧四人　坊官(園宮內卿法印岩波刑部卿　角田大藏卿)　一院衆十人

聚會開衣上人六百八十口出世僧侶凡二千餘人自廿二日至廿四日初夜禮讃說法

右ノ行列　一番　自御本坊至三門內幄行列　一心院

門中四ヶ寺　先拂　門中四ヶ寺　先拂

長老　侍者　侍者　白張　白張　白張

白張數輩二行

靑侍十人　同　小結三人　同　大童子　同　中童子　同　同　同　持幡童　同

小童　坐具　草坐　香筥　同　十弟子五人　同　侍法師　同

法親王御輿　打掛數輩　布衣三人　同

御傘　草鞋　鼻高　靑侍　同　同

上童　童　布衣　傘持　靑侍　同　童　同　沓持　同

坊官　靑侍　靑侍

坊官　靑侍　傘持　靑侍　白張十人　同　沓持　同　同

御後ノ官人　靑侍　同　傘　沓

衆僧入堂幄前行列

二番　玄蕃寮　治部省　讃衆五人　同　梵音衆五人　同　散華衆五人　同

洒水　上人五人　同　唄師　同

三番　御導師　樂人參向ノ行列　樂ノ行事　同　舞人　同　鳥二人　蝶二人　伶人　同

御導師入堂幄前行列　持幡童　同　坐具　草坐　從僧　同　香爐筥　居宮　從僧　同

御導師尊統法親王　執綱　同　布衣二人　同
執蓋　布衣　同　同　同　官僧五人　同
上童　童子　同　中童子　大童子　坊官　同　御後官人　檢非違使

右者以梁道大僧都之本寫之畢

○勅謚圓光東漸大師記事略

大師本姓源氏（仁明天皇々子正二位右大臣源光公之後式部太郎源ノ年始テ移二住作州一）其先冑二母氏一稱レ漆(ウルマ)（年之男繼二漆元國之家一號二盛行一稱二漆氏一）作州稻岡人也父時國（盛行之曾孫也）母ハ秦氏、長承二年癸丑四月七日降誕（今誕生寺之地也）兒字稱二勢至一、九歲喪二其父一入二郡菩提寺一師二觀覺一（稱二智鏡坊一）性善習レ學覺歎二其器一、送二與延曆寺源光一光亦見二其俊爽一附二功德院皇圓一於レ此剃髮受戒年十五三幕之間通二受台教一、久安六年九月入二黑谷叡空上人之室一稟二密藏及大乘律一（圓戒一流祖良忍相承也）凡三藏並諸宗章疏靡レ不二檢閱一、南都藏俊（贈僧正）醍醐慶雅等嘆二稱之一、亦八宗外涉二佛心宗一得二幽致一承安五年依二往生要集一歸二善導大師之號一、乃倡二淨土專修之宗一遂出二黑谷一居二洛東吉水一、盛說二專修及圓頓菩薩大戒一、緇白靡然向風嘉應帝召入レ宮、受戒藤相國（兼實）延問二淨土宗義一、大師述二選擇本願念佛集一呈レ之實二蓮社ノ秘要也、天台座主顯眞（僧正）止觀院證眞東塔靜嚴寺長吏公胤僧正高野山明遍等皆緇林之翹楚也、共從二大師一修二專念之行一、大師念修久勤三昧發得屢感勝相建永二年三月徙二讚岐一弘二專修之宗於海棠一、建曆元年奉レ詔再歸二都城一居二洛東大谷一（今知恩院是也）二年壬申正月二十五日入滅春秋八十僧臘六十年也葬二大谷一、然後遺弟各弘二通淨土宗風一、就レ中鎭西善導寺辨阿西山善峯寺證空得二其宗一、而正義普布二四海一此兩師實大師嗣法正流也、安貞二年改二葬粟生一今光明寺念佛三昧院是也、

○知恩院追崇略記（知恩院慈惠大師所レ創始號二南禪院一後改號二妙香院一前大僧正慈圓改額二知恩院一號二大谷寺一亦謂二吉水院一）

後白川院勅號ニ惠光菩薩ト上人ノ號香衣ノ勅アリ
見ニ勅諡大乘菩薩澄圓和尙獅子伏象論ニ下同
後嵯峨院重諡ニ普通菩薩ト亦勅號ニ通明國師ト（寛元二年甲辰正月十日行ニ幸知恩院ト賜ニ諡號ニ）
後柏原院勅以ニ知恩院ト爲ニ淨土宗惣本寺ト重諡號ニ光照大士ト賜ニ震翰知恩院勅願ト
後奈良院重賜ニ惣本寺綸旨ト
後陽成院勅以ニ皇子良純法親王ト爲ニ知恩院貫首ト（是御門跡之始也）
太上皇元祿九年丙子十月大樹執奏請レ徽號十年丁丑正月二日勅ニ許大師號ト十八日勅使（左衞門佐淸原宣通）登ニ知恩院ト納ニ勅書ト號ニ圓光大師ト
寶永七年庚寅九月四日新上西門院以ニ緋衣及綿袈裟ト授ニ粟生光明寺眞影ト
今上聖皇帝重寵章寶永八年辛卯正月十七日賜ニ仙洞宸筆花頂山勅額ト十八日差勅使前權中納言時方卿捧ニ勅書ト加ニ諡東漸大師ト廿二日勅會（彌陀懺法）修ニ大師五百年御忌ト（御忌稱呼後柏原院勅許也）大樹殿下使侍從兼紀伊守源信慈朝臣獻ニ香儀ト（白銀一千枚供米三百石賜ニ下乘碑ト凡法會中下行皆關東之命也）
〇洛東勅願定額花頂山知恩院大谷寺
開山第一祖圓光東漸大師
第二祖勢觀上人（備中守平師盛之男曆仁元年十二月十二日寂）
自此代々相續略之
佛元如一國師
行蓮社滿譽尊照僧正（中興之祖元和六年六月廿六日寂）
御門跡

二品良純法親王（後陽成院皇子）
二品尊光法親王（後水尾院皇子）
二品尊統法親王（仙洞皇子將軍綱吉公猶子）
（方丈　前大僧正應譽上人（當寺大僧正始）
（院家）覺了院僧正空譽上人（院家僧正始）
其他僧都多

淨土家勅謚菩薩號三人
普通光照大菩薩（法然上人）　佛立惠照國師　淨花院三世等譽上人）
佛元如一國師（知恩院九世）　普光觀智國師（武州增上寺十二世中興祖）

大僧正正授始
貞譽大僧正（增上寺方丈依常憲院賜大相國之執奏也自此代々任大僧正）
凡淨土宗諸流之義見二東大寺戒壇院二世示觀上人所レ述淨土法門源流章一

○太神宮心の御柱の事神宮の秘説容易に口外に顯しかたし御柱立る時供奉の神官人
御巫（カンコ）ノ内人（一人）　山向（ヤマケ）ノ内人（一人）　菅裁内人（一人）　地祭内人（一人）　忌部（一人）　頭工（一人）
但忌部頭工ハ本祭之外無二供奉一云々
心御柱紀（一卷度會氏所撰也）に其事くはしく見えたり然れとも其口授を聞されは何の爲に立るといふ事を知らす、荒木田度會の神主に傳へしるへきかも。

○凡そ士たる者邪侈にして驕亢なるは固より惡むへきものなり、吝嗇にして貨殖するは其身の財を失はす貧究の愁をまぬかるのみ、如何して士の所爲に非すとして是をいやしむやといふ人あり、予曰驕は陽の愆吝は陰の愆ともに私慾の鄙行也、且君に仕ふる者國家の難を見て義を立節に仕命を喪して忠をつく

す是臣たる身の常也、然るに毎に鄙吝にして財利を興生する事を業としいやしくも一身の便宜をのみ事とせは此利心性になりて、たとひ君父の患難を見るとも己れに利なくは捨て路人とせん敵國より利を以て招き賊徒貨をして餌せは跡をかへりみるいとまなく讐に附賊に付り汚穢に顚仆して耻を忘れん事必せり、或は嫂惜の情より義を外にして身命を愛して君をおろそかにせは合戰に臨み脅動跛蹇し敵に背を見せん事疑ひなし、かく惛のすはらさる碌弱の臆病人何そ國家の用に立へき、是心根一度利慾に染て天性を蹟し侍る故に非すや、爰を以て吝嗇を鄙劣する事をしるへしすへて貨殖は商賈の業にして士君子のする所にあらす。

○稷下子曰市人之辱越レ夕可レ忘二其辱一

嗚呼辱の來る大概我より招之耻を知る士豈是をまねかんや、夫小兒人前にして其人に耻るは良知のひらける始めなるを父兄是をいましめ小兒の身として大人の如くなるをよしとす、これ故耻の心をすてゝ驕亢にならへり、かゝるものは義を忘るゝをも耻す軍の陣を逃去るも耻とはおもはし、甚敷は盜をなし弑奪の悪逆をも慚愧せさる心になるへし、これ小兒の時より父兄のあしくをしゆる故ならすや嗚呼不學のなす所是非をいふにたらす。

○南都東大寺再建の事始天下に令して一百石の地より銀十五泉目を出さしめ給ふ、かゝる折節奸商等棟木をたつねとて甲申の春勢州山田の御山こそ數十丈の松ありこれを出せは利を得る事甚しと云、我府下の賤商等實とし神人によりて請へとも御垣ちかき木なれは許容する者なし、夫レ神木をもつて佛寺を造る事甚恐れあり、推古の御時何れの臣か霹靂樹を伐て祟を請し、孝德帝生國魂の社の木を伐しめたまひ齊明帝朝倉の社の木を伐せたまひしより光仁帝西大寺の西塔の造料に江州小野神社の木を採しめましましける、何れも神祟大方ならす君も臣も恐れ給ひしよし正史に記せり、いはんや市井の凡民太神宮の御山の木を伐取へき、此事元來僞り欺き一旦の利を得るのみにて實に神木を出す事にはなかりしかとも其

商人あらぬ事にて此年府下を追れ跡なくなりしにそ假にも神明をあなとりたてまつりし神罰にこそと人皆いひあへりける。

○船中に於て方角をしる事十二支を逆に書て子の字を艫先にし中に磁石針を置けは針の先共行方の支に向ふ是を見て東西南北を知る也



船南行之圖餘準ㇾ之可ㇾ知也

○いつの年なりけん本因坊死に臨みて口吟せし歌とて人見す自家の業に合せていと面白し

碁ならはやかうにもたてゝ生へきに死ねる道には手一つもなし

○寂林ノ院ノ少將（上總介忠輝卿）難波の役に家臣皆陣を出し軍を旋る事をしらす互ひに不知案內の事とも多くゆつりあひけるを他州の兵士にわらはれ侍りしと或記にあり、戰國の時殊更に神君の御子にてましませしかはかゝる拙き事有へきとも覺えさりし、或老者曰我これを聞く忠輝朝臣毎にあらけなく渡らせ給ふのみにて將帥の器ましまさゝりかは共御家人は皆擊殺の小勇に進む輩はかりなし、且彼等は所々の戰場に功名をあらはし批殺折挫群に越たる猛士なれとも一生兵士を都督し隊伍等指揮せし事なく師を簡ひ兵を治たる人なかりし故、啓殿振旅の方をしらす主人たま〳〵一手の將となり給へ共如何して軍を備へ戰をなすへきを辨へさりし程に不案內の事はかりなりしと當時世に沙汰し侍りしよし聞侍るとかたりき、嗚呼武邊者の名ありといへと獨身働らきに赳々たるのみにて深く兵要をさとらさる者はいつとてもかくそ有へき、吾故君敬公軍書合鑑（一篇）を御述作有し御子孫にも傳へ御家人にも軍旅演習の心得を告させたまひし、されとも今當府の人これを讀知る人ありとも聞え侍らす、さすかに先君の遺書に志は留す有なから御家の臣僕として共書目をたにしらす過なん事は家をかへりみぬ事はさらにもいはし、且恩祿を食ひなから御家の軍事しらさるは恐るへき第一也、新參の人はともあれ御普代に召使はれ侍る人は

此御一書及ひ初學文學は家々に納め戸々讀たてまつりて先君の御遺訓をまもりたてまつるへき事也。敬公史臣に命して御撰述有し類聚日本紀神祇寶典等數部あれとも御府の書なれは人あまねく是をしらす、予幸に故君誠公の御ゆるしを得て拜見し奉りしこそ身の思ひ出是亦君恩の一つなりけり。

○西山善峯寺(後一條院長元年中源算上人開基以二安居院仁弘所一レ作八尺千手觀音一爲二本尊一)

源算上人(開祖)　慈圓大僧正(中興)　證空善惠國師(二世)

蓮生法師(宇津宮)　道覺法親王　慈道法親王

尊圓法親王　道玄大僧正(以下略レ之)

西山三鈷寺(源算退隱之地始號二往生院一本尊佛眼妃畫像亦安二源算所レ刻彌陀像一)

源算　觀性(法橋上人位)　慈鎭　證空　靜證　立信　遊觀　玄觀　示導　示淨　實導　仲空　示鏡

中統　圓慈　實空　明岳　心地　宗雲　廣明　行照　革源　照吟　高空　弘空　惠空

聚衆來迎山禪林寺(洛東永觀堂本尊見返彌陀)

眞詔大僧正(開祖)　宗叡大僧正　深觀僧都　永觀律師(中興)　珍海巳講　圓光大師　善惠國師　淨音

觀智　智圓　興正菩薩(智通)　行觀　觀行　識阿彌陀佛　圓晃　光融　乘運　曉堂　攝堂　天承

融舜　宏空　顯貞　融隆　神敎　智空　澤良　果空　順空　諫空　空眼　行空　眞空　月空

報國山光明寺(乙訓郡粟生村)源空荼毘之地建二廟塔一

法然上人　幸阿彌陀佛　善惠上人(以下略之)

按するに善峯寺は今天台宗なり、三鈷寺は天台密律淨土四宗兼學せり、禪林光明の兩寺西山派淨土宗兩本寺と稱し尊卑なし共に紫衣を給ふ

大本山誓願寺(天智天皇本願)　開祖惠陰僧都

是淨土宗西山派の內東山義本寺なり

大本山圓福寺（花園院勅願）

是西山派の内深草流の本寺也また京極安養寺は東山義の古本寺也

右は淨土宗の僧に聞所をもつて記之、西山派は四宗兼學なりとそ、祖意にもあらぬ事を說て一向專修の旨にたかふ事多し鎭西の聖光坊述せし三心要集なとには實らしく往生をねかひたまはん人には樣風流なく只心に極樂をねかひ口に南無阿彌陀佛と申て惡からん業を作人をはすくひ給ふへからすといへり、鎌倉の良忠まてさのみ祖意もたかわさりしに了譽に至り禪を學ひ意旨を高くし相傳の義なとを始てより聖光の敎示もいとも略なるやうに覺え侍る、今の淨土宗の僧は口に四宗兼學といへとも法花をも不讀事相印明をも習はすしてましして戒法もなく剩數遍の稱名もまめやかに唱さるやうにこそ、亦禪淨のわかちもなく學解にうとく修行に怠り且上人號を得てよき寺の住持たらん事を願ふのみ、嗚呼拙哉捨世の宗風を忘れ再ひ官位の姿となり是豈祖意ならんや。

○龍藏寺家代々

藤原季淸（相模守龍藏寺家祖也秀卿ノ九代始下向肥前國龍藏寺八幡宮本願）

季善（太郎屬二源爲朝一領二肥前小津東鄕一）

季家（稱龍藏寺代々到二政家一屬二源範賴一有二武功一）

自此代々相續其十一世康家也

宗家（高木祖）　　永平（草野祖）

（十一代）龍藏寺隱岐守康家（水ケ江村中兩中興永正七年三月卒定翁淨正）

（十二代）隱岐守家員（法名貞譽）

（十三代）大和守胤久（法名長雲久公）

（十四代）豐前守胤榮（法名賢譽道德）

（十五代）山城守隆信、康家之男山城守家兼曾孫也依胤榮早世繼家法名金剛院泰岩宗龍）

隆信は龍造守家中興にして武威院に振ひ肥前肥後筑前筑後豐前豐後等の國主也

侍從從四位下民部太輔兼肥前守政家

政家屬㆓秀吉公㆒唱㆓羽柴氏㆒用㆓菊桐紋㆒慶長十二年十月二日卒、龍藏寺氏至㆑此斷絶）

從五位下加賀守藤原直茂（鍋島三十一代少貳十五代鍋島直壽玄孫也）

隆信戰死の後祖母慶誾尼公の命を受て龍藏寺の家を治む其子從四位下肥前守勝茂其子從五位下肥前守忠直に松平の稱を賜ふ自㆑此專ら松平と稱す

○玄翁は五山派南禪寺の僧なり賓出の僧なりしか下野國那須野の殺生石を破りし故其德を御感ありて大徹禪師と謚號を賜はる、後醍醐帝の時の人也、光明帝御宇康永十二年正月廿五日に寂す

○或問世俗蒙昧の女童なとの眞德丸梅若丸鉢かつきなといふ草紙あり、是等も出所有事にやと答ふ眞德丸は河內國山畑村の長者の子なり鉢かつき事は同國寢屋村の長者か女なり是等の事河州紀とて五巻の書あり夫にはあり梅若か事は梨園溫故といふ書に見たりき

○妙心寺再住開衣の會を見しに祝詞畢饌をもふけ後餅果をすゝめ是を徹して濃茶を出す數十輩の僧なれは一椀に茶を點し五六人して喫しぬ、然して立て主賓揖し堂を下り歸る今濃茶といへは必一椀を數人して喫ることく思ふは拙し、茶式は元禪家よりはしまる今茶會多くは僧家の事有茶亭必床を設け繪を掛け花を挿も元僧家本尊の供花より起りしとそ

○下野國足利學校仁明天皇御宇、小野篁所㆑建安㆓異邦傳來聖及十哲畫像㆒、二仲有㆓釋菜之禮㆒後世爲㆓浮屠氏之有㆒隷㆓相州鎌倉建中寺㆒、其後密宗僧守㆑之闕山派下之僧居㆑之號㆓淨國寺㆒、僧快元所㆓中興㆒也、（自㆓第五世東井之時㆒以㆓閔子騫像㆒爲㆓子路㆒）六世之住文伯在庠之時寺院回祿書籍盡成㆑灰也、九華時依㆓兵亂㆒（亡カ）祭器離折八世宗錄文時豐臣秀吉沒㆓收學領㆒、秀次欲㆑移㆓學校於京師㆒、九世住㆓要乃聖像幷額㆒書卷㆒赴㆑洛

神君有二嚴命一返二于足利一云々、

寛永十三年四月十日我敬公學校謁二聖像一掘台意從二正駕一拜レ之仍筆記留レ家閔子騫之像爲二子路一者北條早雲寄進之裏書河内公子路云々敬公以二延喜式禮一正之云々

○攝州兎原郡魚崎と書るは五百と魚の訓相似たれは横なまりていひ傳へたるなるへし　應神天皇御宇國々より五百船を作りて帝に奉りし其船を武庫の水川にうかへつとへたるよし日本紀にみえたり、其船のつとひし處なれは五百崎といへるとかや、古へは雀松原といひて里と松原と一所なりしを大水にて松原は皆流れうせ魚崎の里もおし流され東の方へ移りしかは松原とは聊程へたゝりぬ、松原も跡のみ殘り今は松ちり〳〵に生立はかり也、されは魚崎と松原とは異所のやうに人思へり、國華萬葉攝湯群談なんと御影村の西にありと書るはあやまり也、松原と五傳といふ里の東にて住吉川の西にありと云々

○正徳中に朝鮮來聘御もてなしに柳營殿門重脩の御書あり、今迄の御車寄を中門廊と稱し別に中門を立させまします、御駕籠臺を今より御車寄と呼へきよし仰なりとそ、亦韓人登城の時諸家束帶衣冠狩衣の差あるへきよし狩衣の時は諸大夫以上其姿ひとしき歟指貫色を命し給ふ

○浮屠の書に海潮は神龍の變化なりといへるは山海經海鰌出入の度なりといひしに似たり、海をよく見さるものゝ言也、海嶠志なんとに潮は月の盈虧に隨ふといへるは見るまゝの論にして一元の氣昇降す氣昇て地沈む時は水溢れて潮となり地沈む時は水縮りて汐となるといひし一理ありと覺え侍る、大地震の時は必洪濤漲りて陸をひたす事定まれり、氣昇て地沈むが故に水動きあふるゝの證歟、亦地震の後は潮汐さたまらす大に滿て海濱をひたす事近年まのあたり見侍る是地勢沈みし故なるへし。

鹽尻　卷之四十

○書說命曰有㆓其善㆒喪㆓厥善㆒矜㆓其能㆒喪㆓其功㆒云々
顏氏家訓云有ㇾ讀㆓數十卷書㆒便自高大凌㆓長者㆒輕㆓慢同列㆒人疾ㇾ之如㆓讎敵㆒惡ㇾ之如㆓鴟梟㆒如ㇾ此以ㇾ學求ㇾ益今反自損不ㇾ如ㇾ無ㇾ學也

學に志さす人はいかにも勝他の心を止むへきのみ、一度慢心を廢せばよくかへる事なし、今世一箇の門を立て人を教授する學者多くは自勝他劣の念に沈みて私かちに講書するのみ、世人の是を忌侍るは宜なり

○人心如ㇾ鏡物來則應、物去依ㇾ舊自在不㆔曾迎㆓物之來㆒亦不㆔曾送㆓物之去㆒唯是定而應應而定（性理大全三十三潛室ノ陳子語ナリ）

嗚呼人心は鏡のことく憎愛留滯の塵を拂ひて常に明々として物をてらし侍らは富貴歡樂の來らざるをむかへ其去を留めず貧賤憂苦の來るを拒ます其去らざるを愁へじ、其時處位に安じ泰然として無擬ならん、小人これに反して物を追ひ慾に縛られて暫も苦しみなき事なし

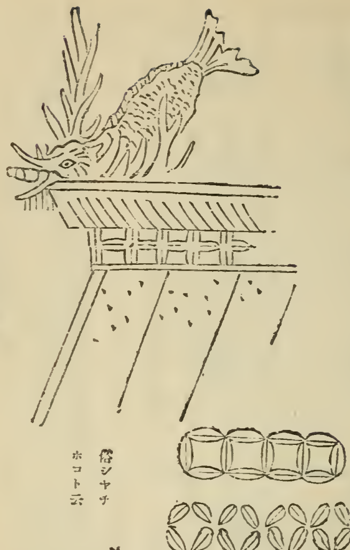
○今禁中にある獅子狛犬一つは弘法大師の彫刻一つは後陽成院御自作らせましませしとかや、むかし高麗より我國にわたしける獅子は今東大寺の南門にありこま國より來る故狛犬と稱せしとそ（狛の高麗と和訓通ず）遊仙窟牀頭玉獅子の註に陳云以ㇾ玉刻爲㆓獅子㆒安㆓牀頭㆒避㆓鬼魅㆒并得ㇾ鎮㆓押氈席㆒といへり我國御簾の前に置を簾鎮と呼も是也、榮花物かたりに藤壺御しつらひ大床子をたて御帳の前のこま犬なんとも常の事なから目とゝまりたりと云々

或問帝宮神社に置は異邦我國同し佛院に置も是にならひたるか、曰然り但し七佛經に有十八神護伽藍其八に獅子神あれは兩金剛の後に獅子を置侍るも彼家風なり

○四月八日灌佛會浴佛功德經をみる先香湯を以て浴し次に香水を用ひて灌し終りに淨水を以て其像を淋

洗するよしあり、寺院かゝる事もせす不敬の灌浴のみなり彼經淋水偈に曰
我今灌沐諸如來　淨智功徳莊嚴聚　五濁衆生令離垢　願證如來淨法身
○兼好法師觀應元年二月罹病、上皇聞し召て典藥院和氣淸麿をして伊賀國に趣かしめたまひ且米穀三十石を賜ふ、橘伊賀守忠使价を馳二月七日奏曰兼好法師生死無常の急なるは桑門の喜所なりとて頭をふりて諸藥用ひす、また米穀は近村の民に充行ひしと云々、二條良基公は年來和歌の友なりしかは彼が病を問んため潛に伊賀國に立越たまひし、十五日兼好終に伊賀の國見山の麓川井の庄にて寂せり、上皇主上濕ニ勅祛ニ云々年六十八同廿五日米穀(五十石)鳥目(二十貫)を賜ひ田井の庄に墓を築遍照寺の僧に命して伊賀の國分寺葬事を勤しむ、同廿七日贈權僧都のよし園大曆の十八に委敷記せり
元祿十二年乙卯僧都の三百五十年の遠忌たり、山城國白雲寺の黑川申純といふ者他年徒然草を好み貞享丙寅の夏拾遺抄を述して諸家の抄物のこれる所を輯錄せり、實に先人未發の事多く乙卯の春自伊賀國に至り僧都の古塚を訪へり、國見の山頂祇園の祠の傍に僧都の舊墟あり歸國の後畫工土佐の光成をして僧都の眞影を描しめ飛鳥井家に讃を乞しに彼僧都のよめる和歌を以て讃詞に比して筆を染たまひし便稻生の神主(國見山祇園の祠宮なり)の家に藏む、これより每年二月十五日僧都の忌を行ひけるとそ、されは西行上人の五百年の遠忌は東闕の三千風執行ひ兼好五七十年の追善には京師の黑川氏とふらひ物せし、嗚呼夢の後幾百霜の末いかなる因緣ありてかかゝる人々の志發りけるにや是のみにあらす湊川楠公の舊墟は水戶黃門公碑を立てたまひ、箱根の勝名の神祠(曾我時宗)は美濃守正則朝臣(稻葉氏)再修せらる、濃州山形郡源三位賴政の墓をは伊賀守正元(我尾州の老臣石川氏)淨掃して碑石を刻せらるゝたぐひ數ふるにいとまなし、これらも然るべき宿緣にてそ侍らん世に力あらは荒廢の所は再興して後世に傳へまほしき事とそ覺え侍る。
○榊は本朝式に堅木と書せり日本紀の私記に榎樹刺立爲祭神木云々榊の字は漢語抄にいまた詳ならすと

いへり、按するに榊は神木の合書なり朝臣を䏶と書くたくひ多し
○職原抄曰侍者此抄ニ所々稱ニ五位六位ノ侍ハ頗不ニ古體一但准ニ近日之俗一所レ號レ之也云々
此等は異説にして後人の書添たる所なり、親房卿の言にあらす侍の稱は上代よりあり、戸令に曰同侍一人云々是を供侍とも稱す貴人老者の爲に上より命したまへる近侍の者の稱呼なり（侍は字書に從なり承なりといへり）
本共親族の中を以て侍に補す中世家の子と云もの是なり
○鬼杖頭魚尾等の圖



瓦チクミテ如此スルヲ古老錢ト云ナリ

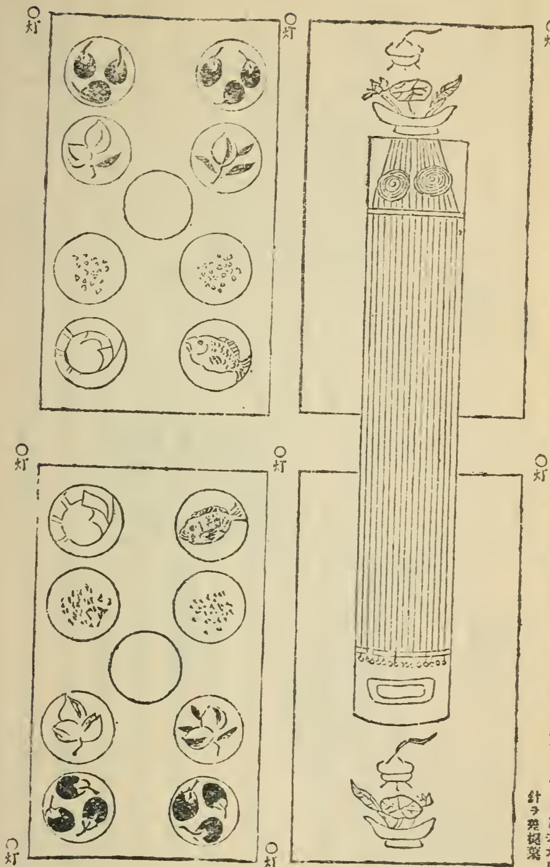
俗シヤチホコト云

鬼杖頭和俗尾籠ナント云フモノナリ



是ハ魚尾ト云
魚尾星ノ象也

○乞巧奠庭上之供　立二朱漆高机四脚一各有二打敷一供物茄子二様桃實一様梨子一様中土器一様大角豆一様鯛一様ノシナリ 針ヲ差梶葉



右のことく二脚但し置様上下反す、如此して淸涼殿の東庭に供し管絃を奏する式詳に雲圖抄に見えたり

○六月秋夏越荒和等の字を書く萬葉集に和儺秡と書てなこしのらへとよめり、儺を和る秡といふ意なり儺は疫鬼の名なり後撰集の

加茂川の水そこすみててる月をゆきてみんとや夏はらへする

といふ歌を定家卿註したまふとて六月頃必出河原臨亦納涼及絲竹の遊及詩歌の興恒例也といへり、今世京師涼とて河原に出て遊興するもむかしよりの風俗と見えたり

○近衞院の晏駕藤原頼長(宇治惡左府)初より崇德の新院とことを謀りし人なりしかは世のうたかひありしにや、夫堀川院は白河の帝の譲を受たまひ其太子天位を繼せ給ひし事正統に付繼體に付誰か異論すへき、輔仁は白河の御弟なり其御兄(白川の御弟)寛仁親王先に立太子ありしを以て輔仁も立坊の御望ありしにや、崇德院位をおり居させ給ひしは鳥羽の上皇あなかちに近衞帝を鍾愛ましまして崇德を押おろしまゐらせられし、其御子重仁親王御才德もましましけれは近衞の儲君にもならやたまふへきを打捨たることとなりしほとに御惡念も發りて宇治殿ととかく仰合されし事も有しにや、近衞院の御嗣御兄後白川帝立太子もなくて位に即せたまひしもいとたゝしからぬ御事ともなりし、是よりそ保元の凶亂出來て骨肉倫理破れぬ平治の亂に信頼上皇の宮を燒き主上を幽し奉りしも前代未聞の惡行也けり

○白居易か高山路有レ感詩に萬里路長在六年今始歸所レ經多ニ舊館一大半主人非と吟せしされは世の常なきさま今猶感を發せしむ、嗚呼六とせの春秋を待て人物非なるのみかは、きのふの生けふの死夢幻のあたなる世に保ちかたき水沫の身を宿して千年の思ひをなし、祿位を貪り世に媚人にへつらひ或は谷響の名を求め一度はよろこひ一度は怒り或ひは苦しみ或ひは愁ふる事定めなく老を盡して死を待へきさへ光陰閃電の如し、況や黃泉路上には老少なく形骸は是一鬼儡のみ稟體亦金石にあらす枯形瓦礫にひとし、只水兎の僞情に執し野馬倏迹を追ふ不看乎松塚壇墳多くは是少年の人なる事を埃を飄せる脆體は春の花と諸ともにして散り風に翔る假の命は秋の葉に先立て落つ

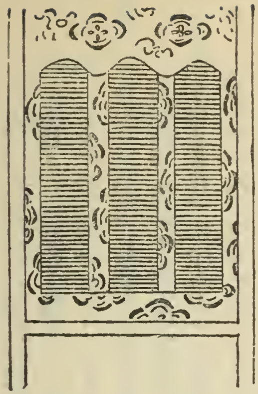
　なきかづのあはれのみそふ夢の世におとろかぬ身のはてそかなしき

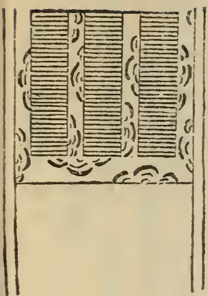
○連歌權輿　日本武尊珥比磨利菟玖―波の御詠也(日本紀七)

八雲御抄を按すれは萬葉集の　佐保川の水せき入て植し田を

これに家持卿　かるはついひはひとりなるへし
と付られしを歌の根源とは記されしこれは體の定まれるはしめなりけり

○莊子(天地篇)曰不レ利ニ貨財一不レ近ニ富貴一不レ樂レ壽不レ哀レ夭不レ榮レ通不レ醜レ窮
世俗孜々として貨殖をなし區々として權勢にへつらひ生を貪り死を恐れ通達に驕傲し困窮に懊惱し智を衒ひ能を販き趕趁只時を射逐旋毎に名を嗜輩は只莊周か罪人のみならす列聖の戒る所も亦此貪婪の黷を清めんか爲めなり





○布もかう　前十七の卷にももつかうの事あり合せ考ふべし

村上院の御記に云天曆八年正月八日母公崩廿四日今朝撤ニ尋常御簾一改ニ懸芦簾一以ニ鈍色細布一爲レ端帽額云々西宮記も亦同樣なり、通典に古人帽而額すといへる故に帽額頭の服とはかり心得るは非也、もかうは常の簾にも上の端を幅のまゝに下をとちつけずしてをくをいふ、是はみすのもかうなり、殿上昔は翠簾をかけ其上に帽額を引下に三尺の几帳を立てもかうときちやうの間を物見にせしとかや、今俗にいふ水引はむかし所謂帽額なり、帽額の名はもと首服なりし夫をかりて上に有引物をもかうと呼ぶなり、扁榜を額といふも門上に懸る故かりて呼稱するが如し、布の帽額は倚芦の具なりよのつねのみすには平絹等の帽額なり、枕草紙に帽額の簾はましてこはし事といへるは尋常の御簾の事なり

されば簾のへり及び帽額に書紋をもかうとかくは靹にかく紋を靹繪と呼と同し、但し紫宸殿大禮の時壁代のうへに横に引帽額の紋は獸形なり一を執ていふへからず

○柳營家に伊賀衆とて仕へらるる與力士なり、是は元織田信長公伊賀の上野の城主筒井伊賀守を亡ぼしたまひし時國の先方及び筒井の家人散亡せし者ども三州へ來り岡崎の御家人に召仕はれありしを、神君思召故ありて伊賀浪人を一圓に召仕ふましきよし仰有りし故各出て小田原の北條家に仕ふべしとせしを、公吉田に關を居へ浪人を留めさせたまひしかは伊賀の者とも難儀に及びける時、仰出されけるは汝等武功も筋目もある者ともなれば國兵に組合せ足を止めよ然らば新田の內に住すべし少しつゝ馬の飼料を賜ふへしとて、三百五十騎餘に五千石餘の地を配當有て永く御家人に班せり、服部半藏は伊賀の先方武功のものなり三州に來りて公に仕へ五百俵俸て食し後一萬五千石賜ふ、然るに故有て浪人す松平越中守定綱の婿なりしかは彼家に客食せり、大坂の役に働もありしが其死骸なかりし故重ねて其子を召出さるに及はざるこそ本意なき事なりけり、夫より子孫今に至て桑名に仕へしが寶永八年の春主人定重朝臣越後の高田へ改封によつて服部氏も北國に移りぬ

○辛卯の三月桑名の松平家越後の高田へ移らる元和三年定勝(隱岐守)命を奉して桑名を守られしが、寛永十二年前越中守定綱父の朝臣に代りて移住せられしより、前の攝津守定良今の定重朝臣迄世代凡そ九十五年に及侍りしかば國人も往古より住む心地せし、實に京東の中津にして人のならはしも驕り物し侍る故仕官の家多くは貧をくるしみ侍りし去し、元祿の災に家燒市井のこりなく亡ひ侍りし、近年奸人政を執て聚歛甚しかりしかは士民彌かしけ侍けるとかや、凡そ定なき世のならひ何か我分侍るへき、國郡より家居皆かりなるものにて其主古今同しからす、財寶と眷屬と亦一旦あつまりてやかて散わかれ侍るのみ、何にか執してとこしなへの災をなし侍るへき猶あたなる身は朝夕をもしらず侍るものを、露消ん命今しはしなからへ侍る中にも愁喜に役せられて靜なるいとまなきこそうたて恨めしかれ。

○請看原下ノ村村人死不レ歌、一村四十家哭葬無ニ虚月ニ白氏長慶集に見えたり四十家の小村猶しかり況や大都會をや、されは我名古府下去年寅より此春やゝ百日はかりの間身の上の愁をはしめ近く見遠く聞類ひの死すへて幾百人ぞや、南隣に哭し北里に哭するさま常ならぬ世に我身もいつ迄か殘るへき、三月十三日東風あら〳〵しかりし日愛知郡瀬戸村民三十餘人伊勢參宮のかへるさ桑名より渡海せしが浪立てすさましかりしほとに、小舟に分けのりて二つ屋に漕よせ夫より下の一色の川を向ふへわたし侍るとて一人舟より落しを殘る者あわてゝ立騒ぎしが舟打返して二十人計りあへなく沈み侍りし、二日三日經て屍の浮み出しを古郷へ送りなんとせしこそいと不意の事ともなれ

○萬事皆燈下涙一生半慕月前情（新擇朗詠長國之詩）

五十年の一夢の内に幾回か往事を傷流年事改變して人物古しへにあらず、將に涙を拭へば沾襟紅に染獨り頭を梳れば滿面糸白し、柳風に亭を拂ひ水東になるか天地情なくして昔の春に似山河恨みあり舊によりて綠をなす事を

月やあらぬはるやむかしの春ならぬわが身ひとつはもとの身にして

○靈鬼志曰、何文者漢人也、有ニ一女子ニ容貌美卒死葬明日見ニ其塚ニ盡成ニ菊花ニ故名ニ菊花女ニ亦名ニ女郎花ニ

唐土には菊花の一名を女郎花と呼ぶか、我國をみなへしとは異なり

○大家に茶道坊ト廣間坊主なんと呼て剃髮の者を雜事に給せり

按に海人藻芥に承仕法師の事仙洞執柄以下被召使云々然れは中世公家にもかゝる風俗ありと見ゆ、同朋は義滿公の時時衆の僧を以て召使はれ大紋の直垂に白袴を着せしとそ

○辛卯の春左大將家（近衞大納言家定公）御任槐（內大臣）あり去年の秋御祖父を大閤殿下（基凞公）太政大臣に至らせ玉ひ去年の冬御父　攝政家（家凞公）打續て相國の宣下ましましける、關東の御姻家なる故猶いやましなる御威勢も天か下にかゝやき御果報のいみしき御事亦たくひなく聞えさせたまふ

○同春（二月）兵部卿親王（京極宮御諱文仁）隱れさせたまふ御年三十二と聞えし、されば後陽成院の御弟一品式部卿親王豊臣秀吉公の御猶子として八條と號し奉りし、其御子忠仁親王早世ましましければ後水尾院の皇子穩仁親王彼御家を繼せたまひしか頓て薨去有て御嗣なかりしほとに、後西院の一の宮長仁親王御猶子のよしにて八條にうつらせたまひし、是もまた程なく逝しましませしかば其末の御弟尙仁親王彼御嗣として彈正尹と聞えさせ給ひし、されとも十九才にて失せたまひしかゝりしかは先帝（東山院）の御弟清宮を以て彼御家を嗣せたまひし、御代々御子もなく早世ましましければせめてこの御事にや御稱號を常盤井殿と號せられし、元祿六年五月六才にして御早世ありし、其後文仁親王御繼嗣の御事有て御稱號をも京極と改められしにあへなく薨せさせたまふ事おほけなき事なから惜み奉るへき御齡なりけり、世には彼御家に天滿天神の祠有しを天香院の忠仁親王にや日蓮宗に歸依ましまして本國寺の僧か言に從ひ彼御祠をあしさまに黷物せさせたまひし不敬の御祟なんと申せし、實に打つゝきて御繼嗣なくかくれさせたまふも一奇事と申奉るへきにや、されは何事も命數有て人力のとかくはからふへき事とは見え侍らす無常の暴風は神仙を論せず奪精の猛鬼は貴賤をも嫌はず財を以て贖ふ事あたはす勢を以て留事を得すと、野山大師の假名乞食論に敎示したまへるを思ふへき事也、京極の御内なる生島家（玄蕃頭）兼て若宮もおはしまさずなんと物かたりせられしかば御御嗣は覺束ならす侍るにや

○天正十二年四月長久手の役破れし時池田の殘卒長久手の住人丹羽吉兵衛か家を亂妨す、彼家の女をもゐて西に走りしが日暮に及ひて庄内川の邊に彼女を打すてゝ過しを、女とかくして御器所村に所緣有しかはたつね行き、ひさしく住せし後ゆかりの者もみなうせは同村淨源禪寺によりて仕はへりし、左あれは彼尼長久手合戰の時三十五歲にて侍りしにや、彼か死ける時龍興寺の景爽和尙一偈を唱して香を拈せられし元祿十二年の冬尼百五十歲なりし

○八王子千人同志（元甲州武田家ノ者也神君御領の時より奉仕萩原三澤鮎川等此祖なりと）

伊賀同心二組四十騎（伊賀の筒井家滅亡の後に三州に來て奉仕）
根來同志二十騎（元豊臣家に屬せし大坂落去の後奉仕）
甲賀一組與力二十五騎（是は秀吉の時近江に於て神君に御領進せらるゝ時より屬し奉る）

○御附屬御家老

尾張家　成瀨隼人正　渡邊忠右衞門　竹腰山城主（御外戚ナリ）　紀伊家　水野對馬守　安藤帶刀
水戸家　中山備前守　駿河家　鳥居土佐守（三千石）　朝倉筑後守（三千石）
甲府家　諏訪若狹守（三千石）　新見備中守（三千石）　藤枝攝津守（御外戚ナリ千石）
舘林家　牧野美濃守（三千石）　室賀下總守（三千石）　本庄宮内少輔（三千石御外戚ナリ）

○天地の間東西風を異にして南北俗不同、安南（交趾）は唐山の西南暑熱殊に甚しく一年に二度田を作る二月植て五月斂む（或は亦明年の正月斂むといふ）藁の長き一丈二三尺其短きも八九尺程ありしとかや、赤蘭州は唐山の西北の隅にありて安南と風を反し寒氣極めて甚しく五月の頃猶綿衣を襲ふとそ、此國水乏しく井を深くしても水を得ることかたし只雨を待て陶器に儲置飲食の用に充る故に婚姻を結ふにも壺瓶の數を問ひ定て二三百持行を榮とす甕壜の少きを貧とする故なり

○俺東埔塞の人自稱して我といふ事を俺といふ亦咱（ホノマヽ）といふ或は咱といふ北人も亦是に同しとそもろこし人は吾門といへり

○石鼠（ゐちこうさきの事なり）凡そ禽獸同しものも土地異れば少しは不同なり梅花は日本に有より唐のは香深しといふ桃花は日本の花勝るとそ麥熟李（赤スモモ）玉皇李（白スモモ）かゝるたくひ宋元明清代々の俗呼鄕談古今同しからず我國（ツキ）とても亦同し

○臨濟派はいにしへより其師一人の法を紹て他と混せす、曹洞家は中世以來其師の法ならぬ寺院へ他山すれば其寺の法を受し近世卍山梅峯の兩僧柳營へ請て曰、世系朝に橘にして夕に源を稱する者名分の紊

といはさるへけんや、佛祖の血脈に於ても亦師父の法系を捨て他の法嗣となる事を甘んすへきやと、即台命有て所請のまゝに仰せ下されける故に天下の洞家共令を守りし、此年（辛卯）關東の三ケ寺重て請ひて曰、嗣法の事前に議して命を請し但し他山の寺院に於て共法を嗣は私にあらず東照太神君の鴻命によれり、天下誰か　神君の命令を背きて新たに事を立つべき願はくは中世の義に復して法は本寺の指揮を受しめんと、仍て亦命ありて共所請に任させたまひしかば天下の曹洞家へ彼三ケ寺令し侍る。

按するに卍山等が議は本山の私をおさへて法を正しくせんとす、此度の請は本寺私に住持するを悪んてなり、何事も時有て今是非の論あり、つらつら思は是も是ならず非も亦非ならす只勢の從ふ所を是とする有様僧家のみに限らす世人皆此の如し

○もろこしのチマキは糯米をよく水にひたしあらひて水のなきやうにしたらせ竹の皮亦は茭草によく包み胡桃（クルミ）を入て火をゆる〳〵燒久しく煮（或は石灰のあくにて煮るとなり）栗糕（クリモチ）の鯗ハ魚を鹽に漬て乾たるをいふ干たしむへし、かれいの類なり魚糕はかまほこの事なり、されとも日本の製と少しかはれるやうに覺え侍る

是は日本の食類にあらす我國の文章抔にはいふましきにや

○八珍　猩唇　豹胎　金齏（黄柔の舌下の肉なり）　玉膾（尖の名は九十ありと云ふ）　紫駝峯（橐駝の背肉也）　熊蹯　龍肝　鳳髓

○倒饘氣　ビイドロなり硝子ともいふ玉に作れるを藥珠といふヤウラクも同し

紋銀　細絲は上品の銀なり南鐐とも云低銀は下品なり

殼面　書物の表紙なり　签　外題なり

書套　帙なり　活板活字（うへの字の板木といふ）

牙籤　象牙にて小筒を作り一部ことの書名を書さけて見やすきやうにするをいふ

抽斗　ひき出し也　　扇梢　扇のカナメなり
耳穵　みゝかき　　瓶　　形小さく口も狹き壺瓶も同し

交趾の鷄は時をしらす終夜鳴といふ

○道路の一里塚いつとなく夷（タイラキ）しも多く其前へ民屋を作りて夫れと見へさる所も侍りし、辛卯の春（二月三月）東海道以下の一里塚をあらため築き前家あるをば取のけ慥にしるしてみゆる樣にすへきよしにて熱田の驛の東清須の驛の西に土居を築て閪を設けさせたまふとかや

○去庚寅熱田神宮寺の阿伽井を浚へ侍りしに井戸堀水を汲み盡して後土を堀しに、砂俄にうごめきて土中より烏の大さして黑き鳥羽たゝき出て終に井より羽うちあかりて空に翔り行衛なく飛行侍りぬ見し人一二にあらずいと希有の事なりし、然るに醫王院の院主其後寂せり如何なる故にか侍りけん

○愚にして物に傲れる人をおこの者といふ、嗚呼と書り塵添壒囊抄に嗚呼をア、とよむ其分にては心得かたし、實は烏滸亦嗚滸とかく國の名なり、異物志に嗚滸南蠻の屬なり愚なる國なり、仍之愚にして不宜なる人をば是も嗚滸の人かといふ意なり、夫れを今音をかりて嗚呼と書用ふ

○色老而衰智老而多（戰國策六）といへと白頭にして智暗き人こそ多けれ、せめて年老て心しつかに外事の己れを役する事なからましかば長く生るかひもあるらめ、大槩老者のいそかしけに色めき萬つの覗にたちましり侍るたに見苦しきに、權勢の門に入て諂らひあへるさまいとくるしけなるあさまし

○唐土人の鷹居る方といへは右のかたの事なりと或俗書に見侍りし、左右一定せさるか樂府に云ことくならば左もありぬへし、左牽レ黄（イヌ）右擎レ蒼云々されども南史張充方に出獵左臂レ鷹右牽レ狗といへり

○素問曰氣之在レ人和則爲二正氣一不レ和則爲二邪氣一云々

往古の名醫能病根を察能血脉をしり能百藥をして人に與へて其邪を受て精神苦亂するを救へり、中世以來は論のみくはしくて病を癒す事鮮し、今の庸醫豈よく知る所ならんやといふ人あり、予つら〳〵

思ふ人の死古今同し醫に依て死なすは古往共名醫と世を同せし王公早世の人有べからず、史を考へ見るに今と異ならず然れば死は天命のみ豈醫のよく左右する所ならんや、世に此まとひある人醫師を恨む共愚といふべきのみ

○唐土には四時笋あり、但八月より冬迄の竹の子は實に造化の巧をうはへるものか、竹根より筍の萠しあるをたつねて土を堀壘を打かふせ土きはをぬりて數日の後取食ふ四時の筍をもろこし第一の上品とするよし露青（正月筍の芽なり毛笋とも云）燕笋（二月）龍鬚笋（三月四月）是より後は實に雜笋多し、鞭笋といふは六月の頃籜(タケノカハ)の落たるをいふ異邦は竹の大なるあり桶に用ゆとそ、長崎へも時々持來たる

○耳環は婦人耳にとほす環也、玉あるひは金銀にて作り女の耳にさす器なり、一名耳塞共かたち俗にいふ丁字と云ふは是なり

雷圏は道士の耳にとほす環なり

○異邦の饗應日本の膳部に同しからす

黏果（菓子カヤ核桃クルミ龍眼等の木の實なり）
水果（密柑九年母栗藕慈茄の類なり）　米食（炒米糕イラカシ）
臘味（臘鴨風魚シホヒキ等獸肉の類一二にあらず）　海味（諸來牟カニ鉠明アワビ）
湯（麪粉湯肉丸湯魚酸湯之類）　餅餌（饅頭豆砂糕ヤウカンの類數品）
熱茶（鹿筋等）　魚肚肺（ブタノワタ）
醯醤（醬酢肉桂鹽胡椒山椒等多し）　楮盆（是は密錢ミツ、ケ魚鳥獸肉木ノ實サマサマアリ）

大槩十盤なり餘は是に准してしるへし

○山田庄木ケ崎の牌子を安する堂にある釋迦木僧は元熱田の經堂の本尊なりし、一旦荒廢の後宮司佛像

の有かきり取出して捨てし、あるひは土に埋みまたは火に燒き捨てけるを或人彼釋迦の像をゝしみ火の中より取出しけるを僧の海雲請得て再興し木ケ崎に安置せしとぞ

○石清水御本地堂三身の印なる彌陀の像は行敎和尙宇佐よりもち來りて安置せられし像の白毫なし、是は白毫の玉をば宇佐に殘されし故となん然るを今石清水の像を白毫の阿彌陀と稱するは名にそはぬ事なれども元白毫なしの阿彌陀といふ略なるよし彼山の僧かたりし

行敎の寺は宮本坊なりとかや影堂は本社愛染堂近き所になん

○俚俗有二疫疾一者隣里不レ通二訊問一、甚者雖二骨肉一生親一亦或委レ之而去、或者以曉レ之謂二疫無二傳染一不レ須二畏避一予以爲レ誣レ之、以レ無レ染而不二必避一不レ若レ告レ之以雖レ有レ染而不レ當レ避者以二恩義一也（朱大全七十二省文書レ之）

凡疫疾痘疹流行の時是をさけて近付さるもの和漢皆同し、痘瘡を恐れて病者を外に出し居ながら死に至らしむる事を五雜俎にもいためり、我國紀州熊野及肥前の島原大村等の俚俗も亦是に同し、所々の郡會是を病は親戚訊問を斷者實に恩義に背けり、殊更武門の心にあらざるにや、たとへば親門朋友鬪傷に及びぬるを聞ては先つ行てこれを救ふに已れが死生をかへりみす若恐れて其場に出ざるものをは人是を人とせず、然るに病に恐れて近付さるも豈是を異なりとせんや、世人訝る事なくとも自死すべきをや

○野州那須野の殺生石攝州有馬の鳥の地獄共に砒霜の毒なる歟、紀州高野玉川の水越彼妙香山の池水亦おなし、同國熊野の邊砂石あり鼠ころし蝿ころしといふ皆砒石の毒氣歟

○金剛鑽或は金剛砂といふ西蕃深山にあるよし典籍便覽に見えたり、我國河州金剛山は此鑽ある故の名也同國飛鳥川にもあり（大和の飛鳥川にあらず）俗に金剛しやうといふは金剛砂の訛なるへし

○寒水石は羽州月山より出づ、試金石は紀州熊野より出づ成都記に石鏡あり酉陽雜俎に鏡石を載す、濟南郡の方山に明鏡崖石ありとぞ、我邦山城鷹峯の下岩陰といふ所に鏡石あり、勢州度會郡にも鏡石侍る

其外諸州石面平らかにして瑩徹鏡のことくなる石まゝあり

○我國醫家あやまり用ゆる藥品おほし、沙參紫胡括蔞仁胡黃連百部何首烏豹脊藜蘆羌活等の類其眞ならざる物百を以て數ふへし、夫れ藥は生死安危のかゝる所にして今擇て精しからず豈病を治せんや悲しむべき哉、今の庸醫嗚呼人生七情心を惱し五勞體を傷るのみか飢飽勞逸の內邪を脩むるによしなく、風寒暑濕の外邪をふせく事なく、剰へ酒に亂れ色に溺れ五官慾に蔽はれ六失愚にして終る、いはんや時氣流行をや況天命の藥受をや誰か十二攝生を護り造物者に爲に任せさる者をや、庸醫は何の辨へもなく僞藥謬劑を以て人に與ふ故に藥餌を服して却て死に至るもの萬々痛むへきの甚しきならずや

○淸の康熙四十八年已丑（日本寶永六年にあたる）彼帝第五の皇子異心の事有とて勅して殺さしめたまふ、是近き年聞え有し西僧一念に誑かされ邪義と與してやがて謀叛せられし故とそ、其朋黨諸臣を初め一念か邪徒をたつね數百人刑罰せられしとなん語りし、諸皇子をわけて諸州に遣はし郡縣を監せしめらる故に各州法度恐ひ／＼にして且聚歛征獲繁き故民庶叛く聞え侍るとなん（長崎街談）

○肥前長崎の港に鷄豚を殺すを以て業とするものあり、凡鷄鴨の類をば釜に湯を沸し生ながら打込て殺せし、去年庚丑の冬彼男一旦大きに湯を沸す事數刻なりしかば妻子例の鳥をころす事と心得しに、大たらひを町の眞中に出し彼湯をたふ／＼と汲入れ自裸になり打ひたりて俄に嗔叫しあかき死に死せり、妻子及ひ所のものはしり集り熱湯の中より引あけゝれども事きれてかひなし、妻子もやゝあきれしが惡業の報ひなる事をさとり、ともに髮きりて家を出しとかや、されは生は天道の好む所殺は天道の惡む所數年慘酷の業豈其酬なくてあらんや

　鳥一羽を十錢豚をは三十錢にて殺せしとなん

○今の薩州侯右中將吉貴朝臣關東に請て鹿兒島の城下に東照宮を造立し去庚丑四月十七日遷座なし奉りて祠を奉せらる、別當は山門の願王院僧正を以て開祖とし日光日輪王寺の宮の院家に列し南泉院と號し

一千石の神領を寄附し僧坊六院を建て是に屬せしむ、亦臺德大相國以來將軍家の靈祠を營して御牌子を崇めらるゝとかや

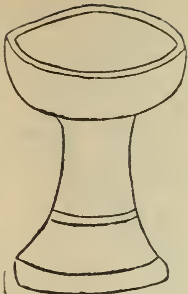
○三州吉田以東遠州見附府あたりまで五月五日家々大きなる紙鳶を作りてあげ端午の遊ひとす（紙鳶の大さ一丈あまり其費紙鳶一枚銀百五十匁餘とそ）先四月の末より人々試みに上けて端午には各家の紙鳶を廣き所あるひは河原に持出て互ひに美をあらそふ所の男女集り見て酒肴を舖し終日遊ふ事いと賑やかなり是を亦歳時の書に好事の洩らせる故こゝに記す

○我尾州五月十八日の馬の頭とて引ありくは亦他州になき事とそ、是端午熱田の社走馬より事起りてあらぬ神社佛閣へも諸民馬を引事になりけるとかや、文祿の頃甚目寺の馬頭にて喧嘩有し物かたりをきけばやゝ久しき風俗かと覺え侍る

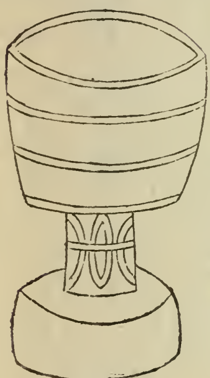
○老子長生をいへり後の道家是によりて神仙不死の說をいふ（抱朴子等）服丹神藥の術を說（服石論等）大槃虛誕なり、唯々河上公か以其不﹂生故能長生不﹂終といへる是形骸不朽して長年を保つにあらす

○今倭俗寺院佛像に飯を供する器は即ち登なりこれを豆の變制なんといふは非なり

登以﹂銅爲﹂之



九寸二分口ノ徑リ九寸



高サ一尺三寸二分口ノ徑リ五寸
深サ三寸六分
登ト登ト不﹂同登ハ以﹂瓦ニクツキ登ハ以﹂瓦ハツ籩ハ竹ニテ制ス、カタチハ登ニチカシ此等ハ皆漢ノ器ナリ佛具ニアラス高サ

○或國の君狩野某に源氏物かたりの繪を書しめたまひ先した繪見せ參らせけるに、いと見事なりとて既に返し給ひなんとしたまひしか某家の女房に源氏物かたりをよく學ひし人ありけれはこれに見せて難やあると問せましく〳〵けれは、彼女房よく〳〵見て繪の事知まゐらすへき身にても侍らねはいかて其よしあしを申侍るへき、元より狩野の家傳こそ候はめと申けるを只心おきなく申せと仰ありし時、されはおほけなき事なから源氏の卷々は光君の年の頃に心をつけて見申とこそ某大納言家の仰を開置侍る、此繪はゝきゝの卷も明石も猶する〳〵の繪と源氏の年比皆かはらす見えはへる如何と覺侍る畫工の家には其傳こそ候はめと申けり、この言實に道理有とて狩野をめしてしか〳〵とのたまはせたまひけれは打おところき深く考へ誠に左こそ候はめ疎に書しこそあやまりにて候へ、かしこくも下繪を見せ奉りしよき事こそならひ候へ、家につたへて後人の謗をまぬかれ申さん事我身のみかは家の幸にて候へとて、彼女房にあひて源氏の事くはしく尋ねて需ありし繪をもあやまりなく書てまいらせけるとなむ

○烏帽子は唐の烏紗帽の變漆紙にて制する元より唐の風なり
長岡爲磨といふ妖巫えほしは胞なりえなとえほと通ひしは助語なんと跡かたもなき附會をなすこそ一笑呵々

○壘音問器破而未離之名也と字書にあり
これ倭俗にひゝれと云亦（文音比批）も同し
響カ

○秀吉公曰、我尾州の民間より出たれは草かるすべは知りたれとも筆をとる事はえしらす不慮に雲のうへの交りをなす、但し我母若き時內裏の御厨子所の下女たりしかゆくりなく玉體に近付奉りし事有、其

つる謂歟）亦祇園犬神人と呼ふ輩もいにしへ神幸前路不潔の物を取棄しか後に洛下の死屍をもたつさへ他所に埋みし、是より諸寺の壙邪死すれは葬埋の料を取し近世は諸寺正月七月米錢を犬神人に贈る今清水坂の弦指は皆犬神人也。

凡そ汚穢不淨に預る輩は火を別にして神事に憚る、猿樂人傀儡師等も亦悲田院の部類といへと穢惡の事に預からされは世人火を隔さるにや、今日寺院の僧のごとき屍を沐浴し其髮を剃なとすれは其穢なる事なれとも大槪世間に入て同火す、されは神事に僧家を忌むは彼毎に死穢に混し不淨なる故也。

○愛知郡一柳の庄荒子村觀音寺いにしへは今の高畠村北（八田村の境）にあり、本堂大門の名田圃に殘り大成礎石所々に侍る、按するに一柳庄は本郷中郷の名有いにしへの本里歟、玉蘂の建曆元年六月の條下尾張國一柳御厨中郷下司行直云々其境東南地高き畠の地を後人高畠と稱し新に墾開せし田圃を墾と呼しを俗訛りてあしこと云ヒ文字も荒子と書しにや、今一柳庄に十七村あり其中に御厨とは昔伊勢太神宮の御領にして當村調庸雜物等皆太神宮司是を檢領せし事舊記に見えたり、今只村名にのこり侍る荒子も高畠も各神明の祠を本居神と仰き奉るは故有事也、此外當國中島郡中島庄本神戶村に酒見御厨あり、白王子沙汰文にも見え侍る神戶は太神宮御鎭座の時より尾張國造貢進せしよし雜例集に見えし、是を本神戶と云大神宮式に尾張國中十戶と載しは是也、寬平の御時增封の地をは新神戶と稱す、今中島郡荒木庄新神戶村是也、然れとも戰國の後は太神宮へ貢進の事絕えて諸士の處分となり侍る。

○我熱田三ケ浦（大瀨古須賀東脇をいふ）近世に至る迄板魚と稱し鯛を祝師家（田島氏）へ貢せし、今は米を以て納む亦大綱をおろす每に才子（御贄の轉語也）と稱し小鱸二百五十尾を田島家へ今も貢す、赤波瀨の內よりはうけ引の網一條に鰔六尾を貢せしか今はあらぬ鹽魚をあつめて贈るとかや、按するに神稅幣帛の類は惣檢校に納め海濱の御贄は祝師家へ貢せしと見ゆ、歲末雉兎を奉るも田島家へ納ム

○蜷川親元日紀　今川家日記（以上二書は菅沼家の藏なり）　當家紀年錄八卷（林家作）　關原行實錄

（延寶三年依₂稻葉氏需₁作₁之）　關原合戰始末記（明暦二年依₂酒井讃岐守求₁述₁之共₂林家作）右の外慶長日記寛永殿中日記豊臣家日紀關東兵亂記等近世の作といへとも世の杜撰虚談と同しからす詳略ありといへとも大概皆實錄なり。

○石川伯耆守數正後に出雲守吉輝と稱せし秀吉諱の字を賜はりしとかや。

○上杉謙信の古狀に織田尾張守殿へとあるは信長の事也、當時其國を一圓に領せし人は他國より某の守と推て書し也。

○四所神鏡　伊勢太神宮（八咫鏡）　紀伊國名草宮（日前宮白銅鏡と書し萬葉には召犬追牛之鏡と書て萬會美乃加々美と訓せりその實は眞淸のかゝ見といふ事なり）　大和國穴師ノ宮（御食津鏡）　朝廷（內侍所鏡）

○四所神劍　尾張國熱田宮（草薙劍）　備前國石上宮（蛇麁正劍）　大和國布留宮（韴靈劍）　朝廷（新寶劍）

八坂瓊曲玉は只一所にて朝廷の神璽也、是秘說ある事也筑前宗像宮の御體も八坂瓊を崇むといへとも神璽といはさる亦口授の傳あり。

○葬禮夜を用ゆる事三代格に出て我國ひさしき風俗なり、亦碑を立る事は三位以上の墓のみ成し夫より以下は樹を植はへる事我國令に見えたり。

○我國古しへ墳墓に石人石馬石殿を四面に周匝し侍りし事筑後風土記筑紫君盤井か墓の事記せし所につふさに見ゆ、盤井は繼體帝の時暴虐の叛人なりし。

○禁秘抄等に犬狩といふ事あり藏人仰を承て下知し所衆瀧口弓箭を帶しまゐりて所々にて狗を射る、其陣列等さま〳〵式あり犬追物はこれを習ふ射法也、俗書には下野國奈須野の狐を狩んとて射習ひしより初るといへる尤附會也。

○日本紀十九田戸私記曰案ニ假名本一作ニ田部之戸一也云々。

亦私記田使と書せる所あり（按に民をタミと訓するは田部の音便歟）

亦曰皇華使釋曰私記作ニ皇都一（按にミヤコツカヒと云は是也我古しへ士農の稱呼なり）

○禁秘抄曰太上天皇尊號辭表（如ニ臣下一云々）

謳按讓位の後新帝より尊號を奉らせたまふ時院御辭退の御事あり、其御表には臣とかゝせたまふ是天下二尊なきを示させ給ふとかや、新帝これを覽給はすして送進せさせましますこれは父を尊はせ給ふ御儀とかや。

○三儀一統大双子は僞書歟、伊勢武藏守滿忠と云名あり伊勢系圖になし亦武藏守は當時執事の受領故別に有へからすと伊勢祐和談とかや。

○藤丸の鶴丸のといふ名は是を烏帽子名といふへし。

○庚寅の秋我府城に常憲院贈大相國の靈祠を建させたまふ、御家人先例によりて石燈臺を造立す共名を彫に及ひて書式先々の靈祠一樣ならす位署體にもあらす大かた俗樣なり今度は書法一樣なるへしとて小笠原家事を承て正され侍る、予に語りて官位書式吉見幸和考證に武家補佐を以てせり是尤正しき歟たとへは、

從五位下（成瀬）隼人正藤原正輝

如此亦思ふ所あらは議して可なりと、予答ふ右の書式實に然るへし但武家補任は官位相當も否なるをも位階を上に書き次に官を記し共年月日任叙と筆せり公家補任は位の次第により官を以て先書す

攝政前左大臣從一位家熈

如此位署書の時官位の相當非相當を以て官位上下をなし行守の字を以て後に附して共分を見す（相當の官位は先官次に位或は位の官より高く亦位の官より卑きは共に先位階を書して次に官を書す）隼人正は

相當正六位下の官なり、飛彈守は下國其守は從六位下相當也、此等五位に叙すれは先位階を書し次に官を記す、

從五位下行飛彈守

如此伊豫駿河は上國にて從五位下相當の位階也是を記には　伊豫守從五位下　駿河守從五位下

如此相當の位階には行字の字なし　凡そ位署書の時は其稱號を記さす

從二位行權大納言藤原朝臣致季　亦稱號書の時は位階を書せす

西園寺權大納言藤原致季

武家も是に准して書へきなり　從五位下行隼人正藤原朝臣正輝(位署書)　伊豫守從五位下穗積朝臣重長

亦稱號にせは　成瀨隼人正藤原正輝　鈴木伊豫守穗積重長

もし位署書に稱號を記さんには　(成瀨)從五位下隼人正

亦稱號書に位階を書せんには　(從五位下)成瀨隼人正

かく肩書すへき歟是本式にはあらされとも止を得さる時古例を以て如此も書せは可なりと答へし

○淺野彈正少弼源長政貴父は尾州中島郡宮後村の人安井彌兵衛政時といふ、其頃信長公弓の衆淺野又右衛門源長勝は武功の人其先は土岐種族淺野次郎光時の裔也、長政弓矢に長して其名有しかは長勝其女を以て妻せらる(此女の姉は秀吉に嫁す)便ち淺野の稱を嗣しめ信長公に請て弓の衆とせり、信長公命して秀吉の旗下に屬せしむ一世の武功彼家譜に詳也、慶長十五年四月十七日六十五歳にして卒せらる。

○池田紀伊守恒利(勝入父)は攝州の人なり(楠正行ノ男池田十郎敎正ノ裔)萬松院將軍義晴公に仕へしか故ありて薙髮し宗傳と號し尾張國愛知郡一柳庄荒子村に移住せし信長公の乳母を娶る是江州池田家の女とかや。

○田原藤太の矢根妙心寺にあり、彼寺記を按するに豐臣秀吉公令子棄君天正十九年八月五日早世三才妙

心寺に葬る箕君生れし時蒲生氏卿慶誕の日獻せし物也、是秀郷妖蚿を射斃せし箭鋒代々家に傳へ秘藏せし天正十七年四月獻上と云々（蒲生家は秀郷の後裔なり）

○世にいふ百合若（或は大臣と稱す）豊後國船居に傳ふる故事也、百合若塚は船居の菖山萬壽興禪寺にあり、二十餘年前揚宗和尚の時其塚を發く石棺の内立る白骨一具あり亦古刀一柄朽のこりし、領主も見られし命して元のことく埋みて祀られしとなん（此説百合若は淡海公の三男參議宇合一には烏養と稱せし此人なりとされとも據ある古書を見はへらす）百合若の女を萬壽といふ郷の菖か池に沈みし後寺を建て菖山萬壽寺と號す、百合若か奸臣別府太郎同次郎か塚とて別府村にあり高サ二三尺とそ百合若あひせし鷹を綠丸といひし州の鷹尾村より出しといふ今猶よき鷹を産すといへり、凡百合若の事九國風土の説にして昔し其人有しと聞ゆされと古記實錄所見なきにや、上野國妙義山に百合若の故をかたるもいぶかし浦島か事は丹後風土記に見へしを信濃國寢覺にもいふかことし。

○讃岐國志渡浦淡海公の事をいふ士海水府に入り玉を取し故事を傳ふ、是亦正史になし猿丸大夫か故跡も國々にいふ大和近江美濃下野等の如し小野小町游跡も諸國に有てさたかならす。

○世俗虎藥師とて寅の日藥師の所に詣す、按に山城國葛野太秦藥師の像は長和三年甲寅五月五日甲寅日安置しけるよし日本紀略に見ゆ、此より世にて寅の日を用ひ來侍るにや。

○尾南知多郡日永庄久村に鑄工ありその遠祖近江大津にあり、近衞院御宇源三位賴政鵺を射し時彼鑄工に命して金燈籠を造らしめ殿庭の木に掛箭落の所を見る事成りて鑄工褒美に預りしとそ、其傳記詳に筆して今彼か家に藏めり尤由來正しき物にて今更作り出せし事と見えす、先年府下の鑄工（水野某）官符證印を賜はり尾州領の內他の鑄工其業をなす事能はされとひとり久米村鑄工のみ免許にて鑄業を爲し侍りしと人かたりし。

按するに賴政鵺を射たる事公然たる實錄名家筆記にも此事なし昔の俗談と覺え侍る、田原藤太百足蟲

を射及ひ天野遠景禁庭にして怪鳥を射しは廣有と同談にして是亦實錄記に見えさるにや。

○伊勢國壹志郡矢野に祭る所の香良洲の御前俗傳は紀州粟島の神と同し故事を述ふ、然らは少彦名の神にてまします頃日香良洲の祠官今井氏修造勸緣牒を見れは祭る所天津雅女日靈尊にして欽明天皇の時壹志直青木といふ人に托して攝津國活田長峽の國より打摩志咩流可美國頋弖の地にうつり給へり、大同年中大伴の文守か爲に守濃の中尾張か女香良媛盃を此洲に酬ひて三たひ舞をまひけり　大矢を沙の上にさし立て後の契りを約せしより香良洲矢の野といふ名始りけるよし書せり、亦延喜の神名式所謂須弖神社は卽香良洲の御前の事なりとそ、按するにからすの御前は天照太神のいもうとなりといふ雅日靈尊も天照太神の妹といふならひあれは後人附會の說をなすにや、矢野王の歌にもよめり（玉葉集）あつさ弓はるたつらしもものゝふの矢野の神山かすみたな引、凡そ社例傳記には國史實錄にも見えさる事まゝあり伊勢風土記散亡して半にも及はされは取てしるしとするにたらず、しはらく書して遺忘に備へ侍るのみ。

○外宮一の鳥居の前豐川の御橋の北にある楠は實に老樹にして幾年ふるともしらす、傳へいふ永萬元年五月二十九日右兵衛督正三位平重盛勅使として參向の時さかり枝冠にさはるへしとて伐りけるとなん、度々の勅使に伐事なくして重盛に至て伐しは當時の權おもひやるへきかも。

○惰譯大乘大方等日藏經陀羅尼品二ニ曰若天無レ雨取ニ溝瀆中諸不淨汁一安ニ龜甲中一以レ咒咒レ之以ニ膽波迦樹葉一裏ニ此龜甲一置ニ龍池中一卽時大雨云々

○三河國碧海郡重原庄竹村郷鈴木山龍興禪寺の什物雷過あり、長サ九寸九步（ひらめにして弘サ一寸二步すへはひろし）此物雷震の時寺境辨才天を安せし小島杉の樹に落しか其跡にて拾へりといふ其圖如左



○信長公天文三年甲午五月廿七日生ニ尾州一、母ハ六角高賴女（實政賴の女也と云々）童名吉法師家紋上羽蝶（斯波家の紋なり）信秀改ニ棄紋一前將軍義昭賜ニ桐及引兩紋一云々

○秀吉(始は高吉)尾州萱津横笛山光明寺支院福阿彌ノ子也、傳云福好二醫術一能治二眼疾一、一旦勅治二御疾一上賞レ之、將使下福有二嗣子一傳中醫術上、乃賜二官女一於レ是還俗移二居中村鄕一稱二彌助一云々、或曰官女已有レ妊後賜レ之、秀吉幼時學二筆墨一處卽萱津光明寺也、門前三島祠邊有二榎樹一傳曰秀吉遊二此樹下一、長後不レ忘而以二木下一爲二稱號一今榎樹猶存(右光明寺所傳也)

○猿馬場(越後)山中右に路あり飛瀑岩に喘所なり乃是廣知法師の堂僧話曰廣知は奥州の人高野山にのほらんと欲しこゝに至り飛泉より紫雲を生ずるを見て實に堵卒なりといひて入定せり、四百七十年全體不壊と云々、予思ふに延曆の際日光山の麓廣知菩薩といふ僧德行兼優すり、慈覺をたつさへ叡山に上り傳教大師に支ふと、蓋し此人歟然らば九百年を廻ぎたりと云々。

○法曹家の名目に違令別式といふあり、違令式は別式より罪重し令に禁制有て律に罪名なきものを違令といふ、格式に制をたつるを別式といふ。

○大網は長サ三百數十間廣四十餘尋(尾勢三の浦五十餘網知多の浦に三十條一網の費用數百金容易に製すへからず)凡そ一網をもつて數艘の船に載て海中に罘施に漁人六七十各自船をめくらし漸々羅綠を牽て磯によす其條一漁者の村君と呼ふ者(常に食を給して養ふ)船中に立て或は手をあけ足をのへさま／＼の容をなす、諸漁これを見得て其指揮に隨ふ。

中世甲州武田家の軍士荻原常陸此所爲を見て是をうつし軍中の指揮をせしと云々

○我熱田浦人の俗諺に暴風して雨ふるをハヘといふ、巽の風をイサナとよひ坤風をナラヒといふ、凡風は國々にして方言ありしらざる人は互ひに異なる樣に思ひいへる　坤風をヒカタといひ巽をコチ風といふ。

○人の家にて讀うたは心すべき事也、貞享の初め吉川惟足紀少將正俊(堀田)の亭にして八月十五夜歌讀とありしほとに折から雲たちおほひて月見えさりしまゝ

こよひしもみつれはかくることはりのくもらぬ御代にくもる月かな

と詠せし一座みなほめのゝしりけるに或桑門眉をひそめて居たりし、其月廿八日營中にて正俊横死せられし彼桑門されはこそ忌々しの歌なりと思ひしにといひしとかや

○元祿六年にや歲暮の歌とて　堀勘入

きのふけふ立なゝこそちもこゆるきのいそかぬ年のなみそかさなる

○尾城慶長の大營殿主土木の事はしめの日地鎭あるへきかのよし有司沙汰せられしに、神君曰殿主こそ一城の鎭なれ夫に何の祈禱をかすへき、凡そ城は其たもてる主の武備政道とによりて盛衰はあるなれ豈地祭をたのむへきやと仰ありし由、古き人いひしとそのかみ山内老人語られし、實に明君の御心其本を愼しみ思しめして禱祈の末を賴ませ給はさりしにこそ末代迄の御いましめ也

○軍家者流鞭の製種々の傳習あり、其說を傳へ見れは中世武家の故實とも見えす大かたは附會妖妄の事也、文明前後迄係る事なかりしにや、桃花蘂葉室町殿御厩式等にもなし（宮方は正平皮の裝束武家かたは八幡黑なとのみ古書に見ゆ）凡そ官人の鞭は蒔繪柄立袋あり束帶の時是を執る、但し大方は舍人をして懷中に狹しむ【割註】懷中すちかへにさす狩衣の右の脇より執る所を出す古法なり」

○淨土宗紫衣の始は鎌倉光明寺開祖記主禪師に後宇多院建治二年九月御受戒の時紫衣を賜ふ

是より先後嵯峨院記主を請して御受戒の時香衣をたまひ上人號を授け給ふ、是後白川法皇源空を請して御受戒の時香衣をたまひ上人號を授けられし例なりとそ、

○さけ幷ますは北國に多し越前人曰鮏の初め迄は海に住り、三國の浦（幅井より五里北）より上り初て鐘鑄川岸北に至るまて味淡し高屋中角に上りて其味甚厚し故に關東へ獻し國主へまゐらすこれを上品とす船橋鳴加勝山等へ上れは亦味惡し是を下品とす、一河なれとも水淀ミ瀨しつかなる所に住む間は魚肥て油多く味ひよしとそ、あゆは勝山を上品とす、たらは春夏海中に住む七月節に入て濱より數十里沖にてと

る、八九月より末は磯近くあつまり多く漁るとかや、春は沖へ出て味惡し生たら肉甚白く膾に作れは雪のことし和字雪に從ふ是故かといへり。

○木山左近入道惟久(肥後國野關山城主)紹巴法眼の門弟となり紹宅と號す北野笠着の連歌に

心くるしき月をこそまてといふ句に、人しれすはたへに結ふいはた帶

と附し是より世にいはな帶の紹宅と呼ひしとそ、

○門に置角あるこま犬は天祿なり、殿閣等の屋根に置、走獸は嘲風なり、香爐の上に置、玉をもてるは狻猊なり今此類皆獅子に作る。

○古來無對句

柳塘深鎖烟(扁に木土水金火の字あり)

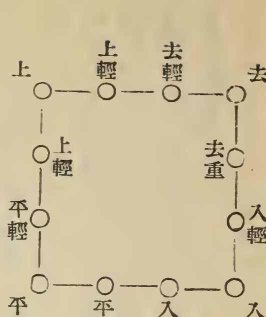
○我邦墨のはしめは江州武佐丹波貝原等にて製せし其色淡黑にして麁薄なりし、中世南都興福寺二諦坊某持佛堂燈火の煙薰滯せしを取集め膠に和して製せし是南都油煙墨の初りとそ、後に奈良の工人其製をならへり。

○鑵子にあしや釜といふあり、是筑前國蘆屋鄕にて鑄し釜なり其繪多くは雪舟か描し物なり、天明釜は下野國天明にて鑄しとかや今二所鑵子を鑄る事なし茶人古釜を翫ふ事宜なり。

○季世我國讀書の音正しからす、職員令大學寮の屬官に音博士二人掌﹂敎﹂音云々延暦十一年に諸生をして漢音を習はしめ同十七年に讀書の音韻を定めたまひし事紀に見ゆ、後世に至て誤音まゝ多し官家はいにしへよりの傳習もおはします、地下には我儘に讀なし侍る音韻定法絕はへるか、釋氏はつたへてまゝ古法あり心空法師か應安十二年三圓類聚音義等のことし

吳漢音同異　反音　假借　直音　拗音　連聲　四種連聲(章聲加他麼多聲白音成他他音屬自)　四聲六聲十二聲十四聲十六聲形音義三同異

此類をしらすして容易に讀經するもいと如法にあらす十二聲はいはゝ
左の圖點をもつて其字を四聲輕重としるへし俗に假點と呼ふこれなり

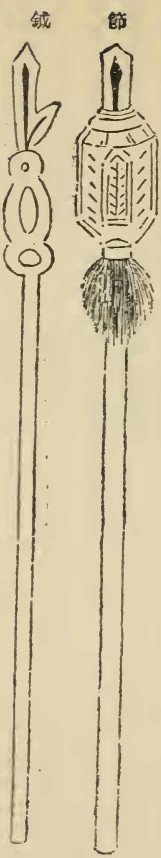


是に亦四重の清濁あり本清　本濁　新清　新濁の音を分ッ亦漢音
と呉音と平去反せり。
東（○呉音／○漢音）　妙（○漢音／○呉音）　此類なり亦不然もあり。

○佛來釋古は西蕃の波羅多伽兒國の人名にあり、酒器のフラスコ
も此字なる歟、

○辛卯朝鮮使來りし柳營にて舞樂ありし、趙泰億國老に謂て曰陵王納曾利は我國の樂にして其名傳るといへとも樂譜絕て其舞を見す豈知らんや貴邦傳へて今日見る事を得へしとは東來の一天幸亦古しへを感すといへるとかや

朝鮮三使轝轎の前に圖のことき儀杖あり



人をして問けるに節鉞の字を書て答へし

右二器は旅館座上までも入置り

○異邦より來る斗方（書翰紙）ひ封套（書簡を入るゝ袋）等に草木魚鳥人物を彩色したる、是は書生驕客または出家の用る所にして有官有位の者は用ゆる事を得すとそ（朱子談綺）

○東鑑天野外記太夫倫長といふ人あり誤り書る也、矢野をあやまりて假名にもアマノとしるせり貞永式目連署矢野外記太夫を散位三善朝臣倫重と書るにてしるへし

〇或問南都興福寺面向不背の玉其說恠怪しむへし別に本據ありや、予曰古書にありやしり侍らす、但し神明鏡に嘉曆二年南都七大寺衆徒確執の事ともありて合戰に及ふ興福寺へ押よせて燒拂ひけるに淡海公の御時本尊の御首に入れん爲に龍宮より求得たまひし面光背變の珠も此時失せぬといへり、此書とても中世の作なれは證するにたらす、されと文意を按するに本尊白毫に眞珠を求て入られし事を後に附會せしにやと覺える侍る

鹽尻　卷之四十二

○儒者名義辨

異邦昭代の昔九州各封域有て其牧長道を以て其民人を居養ひ衣食を足し倫理を明らかにして武備を固くし逆賊を禁しむ、凡各國の公侯(國の大小によりて公侯伯子男五等の爵あり)は尊貴にして其國の四民是を仰く、されは德行ある者をは擧用ひて國の師氏とし彼民人を教導せしむ、(五品を序て百行を正す)亦諸侯の保氏とて六藝(禮樂射御書數をいふ)に通せし者をして鄕黨に是を敎へしむる者これを儒者と呼し也、されは儒とは元六藝の師稱なるも後には國の師氏これを兼しも有し故混してすへて學者の通稱を儒といひける、夫儒は區なり能事物を區別する故の名とかや、然れは儒者は往古只一官の稱呼のみ豈五帝三王の治道を以て是を儒者の道といふへけんや、但し襄周には凡道術ある士をさして儒者と呼ひし故聖人の道を儒道といひける、是全く時勢の稱呼なり其根本をたつぬれは師氏は諸侯の師とし法とする所にして天子に大師ありて王を佐け道を論し國政を經緯するか如し、保氏は鄕黨の小學校を掌し者にして天子に大保有て君の德義を保安するか如し、左あれは儒者といふものは禮樂射御書數の六藝に通して元小學の師歟、されとも後世國々の師保其人にあらさるより文學の士のみ上下に教へし故君子儒小人の儒及ひ直儒名儒通儒宿儒等の稱有て專ら學者の惣號となれり、我國四道の儒とて歷代の定法を學ひをしゆる家を紀傳道と稱し十三經等を習學し敎授する家を明經道といひ法律を講し訟獄刑罰の事にあつかる家を明法道と名付暦日及ひ數學を以て家を立るを算道と呼ふ、文章博士は紀傳の撰大博士は明經の極官助敎直講音博士書博士等も亦彼道の官也、明法博士は法家の儒職算博士は三善氏小槻氏其職に居れり、是等皆大學寮に隷して共に式部省の屬也、式部は周禮天官太宰の職にして國家の典章こと〳〵く此に統、また

各國の學校に學士學生有て其國人を教授する有、これは國司を令のうけてまた大學に通せり、是を以て見よ我國に於ても亦儒は元より一廷臣の稱號也、按するに式部省の長官大學の寮頭は四位五位の大夫其被官大粱六位の士也、されは孝經に天子諸侯卿大夫士庶を五等とせり往古は此五等の外に出る者なかりし、孔子は魯國の大夫にして其職分有し別に學文のみを以て其祿を食給ふ人にあらす、世くたり異端起りてより彼五等の外に一家を立て衣食を便りとする者次第に多く出來れり、孟子の諸國に往來し道義を說て人に崇られ給ひしこときも上古にはなきすかたにや、され共孟子大賢にして時に行ひ給ふ有さまなれは如此歟、其德もなき人の道を學びて五等の職なく學文をのみもつて衣食の謀事を爲は既に異端といふへし、一變して道士門を開き釋氏東に流れ亦各一等の家を立たり、是より儒者道士佛家並ひ出て終に百家衆技の流を分ち士にあらす農にあらす工商の上に在て衣食に暖飽せる者亦多し、嗚呼天子諸侯卿大夫士庶の五等日用力行する道を以て獨り儒者の道也と思へるは拙し、元五等の外に人なく人倫の外に道なし何そ是を一藝のことく儒道といふへきや、夫れ道は大路のことし貴賤老少の常行也、天子上に在て天下の道を正し諸侯一邦を治めて其民に道を敎へ卿大夫士亦各一家の主として其家人をして道に入しむ、庶人は上にいふ所四等に屬して老は少にをしへ賢は愚を導て邪路にまよはさらしむ、此外別に儒者道者といふ者有て一道を立て人を敎ゆへき理あらんや我國とても亦然り、

天皇四海を御し執政百官を統へ内にして八省外にして國司其政を分掌し宗廟を崇め朝廷を仰き百姓の寒苦を治め天下の非道をいましむ、官人何れか道を以て立さる季世に及んでは儒者を名のり官人にも似さる者のみ聖賢の書を講して衣食に供す、亦神道者とて神祇道の故實を以て面とし私意の附會を衒ひて一家を立るものあり、其他射御劍術等を敎へ軍法を敎ゆる者亦一家各數派ありて自其藝を售て祿を求る類そも幾十數家そや、夫れ祭祀は神祇官の職掌武備は衞府の事業にして且諸國の軍團武を講し兵を擇て及第せしむるに其式有し(令式等を考ふへし予別に武業記に述す)近古の武藝の師と同しからす但し今弓馬

等の藝の師は諸國仕官の職ある人其器有て同僚の人に其藝を敎ゆるは五等の外にあらす、抑人臣として文武を兼陰陽を理り一人に相とし百官を正しくするに鹽梅舟揖の德を備へて天下の鈞衡と爲るは大臣の事なり今の文をまなふ者は學士も上相も同し事のやうに思へるは非なり、所謂學士の職は元文學言語を以て顧問に備へ君の出入に侍從して事物を告る官人なり、近習に侍るか故に後世には諫議に參り諫議を納しも其德ありしか爲のみ、或は召れて制書を草せしめ亦は四方の表疏批言を奉掌せし代もあり、是廷臣の中詞藝ある者を擇んで翰林院に居らしめ給ふ者を學士と稱せし、然れは學士は朝廷の一文官のみにして武事にあつからす其風を傳へて大槩異邦の學士儒臣は僧師の如く座して道を論する業となり往て賊を討する事なし、故代々變亂の日學士儒臣等か武勇の聞えあるはなきにや、我國今日の人學に志す人武文の道を兼備して國家の用あらん事は心とせす、唐土翰林の風をのみ學ひて將師文武の二柄を事とする事を辨へす、却て黌門の士をいやしみひたすら翰林の業を貴しと思へり、孔子汪踦能衞社稷とのたまはすや、威雷賊域に震ひ天河甲兵を洗て中原をあらたにし國家の倚賴となり萬世を安んせん者豈北門文藝の輩に比すへきや、いはんや我國天孫降臨の昔經津主健雷の兩神豐蘆原を攘て大物主神を朝せしめ天忍日天槵津の二神弓矢を執て前に立給ひしより神武帝東征の日道臣命軍師となる、亦縣を靜め四海神風に化せし崇神天皇四道の將軍を命し景行天皇皇子日本武尊を以て東征の大將軍に補給ふ、閫外の權幕府の威古今の重寄唯武略の任に有をや、嗚呼忠義剛正大節に臨みて壯氣浩然として鐵石の心を變せさる者武にあらすして誰か能せん、我日本武備の堅固なる士民の勇健なる異邦每に是をおそる萬國其利器を稱せり、蓋し神功皇后威稜三韓に震ひ英聲絕域を懷けたまひし神武の德化猶今日も新なるか如し、明人朝鮮を稱して俎豆詩書冠帶の國とし琉珠を雅風ありと美しは彼二國文雅を事とし武勇なく自屈して明朝に奴顏婢膝し其風を望み其旨を承て隷せし故のみ、只我國を以て倭冠と呼海賊と謗れるは我武威他に夸毘せす良策被を驚かして甚畏るへきを以てなり、彼稱譽する朝鮮琉珠を見よ文祿の一戰韓人狗のことく走り鼠の如く

竄れて闘ふに力なく悲鳴菜色其惰弱婦女の如くなりし、況や琉珠をや島津氏一臂を揮て其主俘囚につけり、つら／＼思ふに身冠帶を美にし言文猾を巧みにし禮容を先とし風流を業とし安を利して武を忘れたる者いつれか國を全し宗社の元氣を回せる漢唐以來其國を喪へるものは文勝て武なき故にあらすや、今我國ノ學者といはるゝ者大槩武門の毎には冠服もせさるを以て戰國の野俗といやしめ、唐土人の高冠長袖を見てはうらやましけなる氣色あるこそ中々愚なる所存と覺ゆ、我國平家の如き武力を以て家を興せしさへやゝ上達部になれて萬つ風雅を先とせしかは二十餘年の間に手弱女のことくなりて所々の合戰にはか／＼しき事もなく、義仲に追落され義經に攻亡ほされしはいひかひなき有樣ならすや、足利尊氏隨分の關東武士にて一度天下を主維せられしも義詮以來以の外京なれて武事に倦怠し南軍僅に來れは取物も取あへす逃走りて戰をいとみ矢を狹にたに及はさりしは口惜からすや、彼義滿の如き驕り日々に長し徒に浪蕩に遊嬉し公家の上に居て萬つ文官のなまめけるを學ひたまひし、其子孫長く武業を忘れ義政に至りて空しく閑居幽栖を好み猿樂をもてあそひ茶式を樂しみ干戈攻擊は他家の事のことくせられしかは奸臣隙に乘して恣に權をぬすみ義敎義輝逆賊に弑せられしも僧法師の刀傷にあへるに等し、義昭浮屠より還りて武道をしらす終に織田家に制せられ豐臣家の懦夫と成て終られしを見すや、今日の武士いまた戰國の俗を忘れさるこそ國家長久の衞護なるへけれ、それすら大方は太平になれて物弱なるすかたも間々有にや、是を一二變せは必堂上家の風と異ならすは市井の商家花柳梨園のすかたとなりてなん穴かしこ武士たる身は此所に志を立て武藝に馴て筋骨を健かにし枕戈の念を忘るへからす是を以て報國の忠を盡すへき覺悟第一也、凡そ文字の學をする者は却て奸邪となりて國家を危ふめ身を亡し宗を絕に至る事少からす、夫文華斂給にして人主を悅し武勇屈强にして敵國を畏れしめ道を曲て勢譽を營み衆論に合せて僥倖を冀ひ君意を伺ひて恩寵を固し、入ては前に睢盱して卑伏鼠のことく出ては外に橫恣し貪噬虎の如し、其君を顓にせん事を欲しては入朝の人才能己に勝れは必我寵を分たん事を恐れ人主他の親任有ん事

を欲せす、大率術を以てこれを追去已に黨して阿諛する者を引て擧く漸く祿重く威盛んなれは自ら殺戮の柄を竊握て自權を專らにし其朝士大夫をして已れに惧服せしめ一向柔懦緘默にして制しやすき輩を用ひて己が貳とし、恩を售りて己れを稱せしめ外國の間を粧綴し主家の慾を養ひて民の恨を覆ひ毎に遊戯度なき群小人をして君に押暱せしめ日を翫ひ歲を竭して酒色に淫湎せしめ政令は悉く已れに出る事を謀り上下を愚弄して只自爲んと欲する處を恣にして千計萬謀奸詐嚀赫にあらさる事なし、新法を立て自利し國を害す時の群小等聲利に垂涎する輩彼姦臣の威福に役せられ僕御の禮を執て側媚伊優し一身の富貴を貪るか故に鄙陋をかへり見すして彼に匍匐し尾を搖して憐れみをこひ、或は小藝を賣て浮雲の利を釣微才を衒ひて谷響の名を追ひ巧佞節を折ともから爭て內外に賂し欺罔媚惑盡さゝる所なく、阿黨明比の私にしたかひ表裏交煽して只進む事を悅へる類の邪徒朝に滿るか故、君子去て道廢し弊政暴令日々に繁く朝野くるしみに堪かね人民恨み沈み終に逆賊四方に起り國亂れ民散し君主獨夫となりて亡ふる時彼姦臣佞者も亦身を失ひ子孫を絕つにいたりて止事豈大愚といはさるへけんや、和漢古今其例し少しとせす君に仕ふるものは倫理を明らかにし自分を守り已れ能薄くして官の大なる事を恐れ身功なくして家の昌なる事を耻とせは何そ利祿のけかれあらんや、文武は仁義の用にして忠孝は人倫の道也、是を務て人の名に合(カナ)ふへき事を學ふへきかも

右は愚息在世の時かれか物まなふ便りにもと筆せし草案篋の中にありし、今はかひなき物ゆゑ破りすてんとせしをある人それなりとも世人の學を爲るために殘し置へきこそ夢後のかたみなるへけれ、いたつらに塵にすへきは無下の事なりと諫められしかしぬはれぬへき人もなき身にしあれとさすか人の言もゝたし難くあやしき筆の跡を暫し留置侍るのみ

正德改元仲夏　殘翁誌之

○弓矢は武具第一の重器なり源平の家には八幡大菩薩の御寶器と習ふ亦は御形と崇奉る

朱雀天皇の御宇天慶三年平將門を誅伐の時八幡大菩薩現形あり、白木御弓藤卷狩股の矢を持しめたまひて御託宣に曰、白直者波誰加射曾我禮計利古曾波と如此言給ひて箭を發しまし／＼けるが即時に將門討れ畢、此御矢は朝廷累代の寶物にして藤卷片手折の御矢と申內藏寮の御庫に納らるゝと云々八幡宮を弓矢神と申事は根本神功皇后を申たてまつる御形を弓矢とならふ事深秘あり

藤原家に弓を春日大明神の御正體と尊ひ崇む是を左右上下有大神と稱し奉る事秘傳也

天照太神左の御相殿天兒屋根命御形弓に座す倭姫皇女神代の神寶を以て正體に崇めたまふと云々、本末不傾伊賀志拃の御弓と稱奉るにや可秘云々、神代の弓は本末を今の箭のことく筈を付てそれに弦を懸しと云々、其すかたさながら鹿の爪のやうなりしにや今も弭を本筈末筈と稱するは古の稱歟

夫弓は昔天照太神弓彇振起て嚴威を上天に示し高魂尊天鹿兒弓天羽の矢を以て中原を治めたまひしより皇神弓矢を執て天下の邪鬼を撥平ましします

天鹿兒弓（高弓と書事極て口傳あり）

長サ七尺五寸彎ときは一丈五尺（三五の數）と習ひ天の香語山梔木を以て製すと云々カゴの訓秘説故略之弓亦天羽の弓と申事同しく弓の習有事也、

天羽羽矢

長サ五尺（弓の三分一を以て其矩とす）根本木の矢也、其木は口傳侍る雙羽の矢なりとは當らぬ事にや古昔弓矢劍等幾尺幾寸といへるは今の尺にては侍らす、其傳實に殊勝の事也傳へてしるへし

此弓矢は御門の御弓矢にて侍る（矢入の時此弓矢を唱ふる口傳あり）生弓生矢と申は國神の御弓矢也（名義口傳）

神代に大巳貴神此弓矢を素盞烏尊より受傳へ八十神を追避て大國主神と爲たまひし

御執梓弓（ミトラシ亦は御手奈良之と申事李部王記に見えたり佛經の多羅葉の事なと申は牽合の說なり）

萬葉集に御執の梓弓とよめり帝王の御手に執たまふ弓と申事也、おんたらしと申も同し言の轉語にて侍る長サ七尺以上八尺以下赤漆塗なり、
氷目鏑矢（ヒメとは詭秘する鏑矢の事にして習有事なり）
八目鏑矢（鳴鏑なり其製相傳あり鳴鏑の目元は八ツ今は二ツ蟇目は元九ツ今三ツ等云々猶別にならひ侍る）
征箭（二尺三寸鏃二寸五分金漆にて塗なり鳥羽にて作之）
丹塗弦（是本式なり）
弦袋（徑四寸八分高二寸八分捲の表を草にて結ひ縫ひ絹をもつて結ふなり）
後ろの內侍所の御貌を形とれりと云々尤崇むへきもの歟、左右の兵衛府は赤草にて製之左右衞門府は藍草を以て製すと云々是をもつて侍の品を分ち知る事也、
錦韝（姫韝とも云）蒲韝　革韝
右三韝の製其寸尺別に傳あり、
鞆（䩸の字本字歟日本紀等にて鞆の字を書りトモと訓しカラともよむ左の臂に在て絃を避る具なり）
神祗式には鹿皮にて縫侍れと兵庫式には熊革のよし見えたり俗に弓小手の事といふは誤れり其形しらぬ者の附會して申事と覺え侍る其製寸法等別に傳あり（吉部抄にあらましをのせはへる）
決（表白革裏紫革）
尋常の指懸とは各別の製にして鞆決とて家々の口傳はへる吉部抄等を見てしるへし
射韝　是は鎧直垂の時着之其製も亦一樣ならす大將士卒の分有事なれとも末世は僣上の具とも夫ならぬ身に帶し侍るにこそ
高箙（馬上の分歟）　山虛穗（猿の皮を懸たるうつほなり步行の士卒は可帶之云々）

矢嚢　戰場にて箙を覆ふ物也、其始は箙の箭を雨に濡さしとて雨皮を引懸亦は箭の多少を人にしらすましき爲に行縢をおほひし也、ほろと稱するは矢の字を略したるなり後世綾練貫平絹生絹等にて種々製あり、是馬上の具也(余か家祖先所傳)亦別に矢母衣とて箙を覆ふ具あり本一物にて今はほろと矢母衣と二物になり侍るにこそ、羽壺も元は矢嚢より起るといふ說侍るは非なる歟、虛穗空穗なと書故腰革の上の次より上を穗と呼ふなと申すもひか事にや侍らん、東鑑に羽壺と書るを以て穗の字は假名なる事を知るへし元より靱の長サ二尺四寸以上なる事古記にみえ侍る、

漆弓　惣て武官の用る弓也但文官といへとも大射の日は用之歟(的弓は平蹟箭)

滋藤弓　往古は藤葛にて纏し故の名なり、後世唐土より來る桃竹を以て卷之笛藤といふも同し類にして笛を卷るに似たる故かく呼とぞ、滋藤の弓とて近代は樣々の事を弓に書き其上を卷て塗一張弓なと稱し秘とし侍る、中世迄かゝる事なかりし漆弓滋藤弓等は戰陣にも射禮にも毎に執侍る故文武の弓と稱す、

衞府射田　古へ左右近衞府の射田各十町(近江國)其地子は騎射步射を敎習する用に充たまひし也、左右衞門府の射田は四十四町二段百九十六步山城攝津近江の內にて貢進せし、左右兵衞府の射田十町近江播磨の內に在し其地子のことき は則射藝敎習の用に充しめたまひしよし式に見えたり、

儀仗弓箭　弓は蒔繪或螺鈿箙に隨て用ゆ彇は銀の彫物或漆塗等取柄の上下緋の組を以て卷或紫組縹組等あり

矢切生阿摩假向鷺羽等を以て作之

箆は黑漆筈は水晶を磨用ゆ樺は近衞府は檀紙(紅梅なり白紙は宿老用之)其他は眞樺歟

鏃は金銅の柳葉上差には水晶の鏑或は金銅の狩股家々の傳ある事なり

箙は蒔繪或は螺鈿及本地蒔繪本地螺等公卿と非参議次将と分あり亦平箙壺箙の製あり

(平箙には矢廿一筋間四本薄やう尋常は妻紅なり或は白色亦檀紙等を用ゆ)

右は其製の大概なり

九錫彤弓　是亦衞府儀仗の弓也、俗士雷上動弓なといひて桃の木にて作り梵字符字なと書て深秘とするたくひ多し、有職家の故實にも往古武門の傳習にもなき事也、近世の射家事を巧みにして人に衒ひはへる故かゝる事間々多し、凡桃弓棘矢(亦は蓬矢等なり)は唐土より相傳の事にて禁厭に射る弓矢なり種々眞言或符章秘咒等を書事古書になき事にや、彼座陣弓發向弓護持弓治世弓といふ名目を設けこれを神代の四弓なと稱し侍るも中世迄沙汰なき事ともなり、我國にて弓矢作りし事は綏靖天皇の時弓部稚彦造レ弓倭鍛部天津眞浦造二眞麛鏃一矢部作レ箭と天皇本紀に記せり、是より代々の傳習ありて弓矢の作あれとも今俗士の家傳の如き二十八宿三十六禽等の名を書入六甲秘咒(俗に九字といふ)五形翼(俗清明か判といふ) 其外釋家の咒等を用ひて弓矢を製する事尤我國の故にあらず大槃立川邪流の密徒にならへる事多しとみえたり、天皇本紀及び日本紀矢部とのみ書して其名を闕り、按するに姓氏錄三十未定雜姓の中に矢作の連あり是布都努志ノ命の後なるよし記せり、亦靫編首は神志波移命の後なりといへり是神代に靫を造りし人の末也

的(古訓イクハ或ツブテ)

古製徑二尺五寸厚三寸楯八貫三尺高サ七尺五寸厚さ五寸なり、百手の的は五尺八寸(或は五尺二寸亦は五尺) 三十三枚に立と云々

根本は猫搔(俗に云ネコダ)を棚にして其前に的を立て射る、亦は猫搔を卷て其卷口に的を立ても射るなり、射禮は公武の壯觀にして德業を進修し威武の備を固す故に代々孤矢の禮を詳にして英才を招きたまひし朝廷の禮は江家次第等にみえて當時の式をしるへし、武家近世のすかたは步射秘解を考へて可なり亦三物(犬追物笠懸步射)五物(三ツ物に流鏑馬草鹿を加ふ)八的(下針髮搔小刀疊紙四半枝花楊枝扇) 丸物(大ハ七尺二寸中ハ九寸小ハ七寸面一尺中の黑點二寸兩輪五分)茅的等中世以來射家の敎習

する所多し弓馬の家に生れしものは必學ひしるへき也、

矢口祭　武將晴の御狩の時其地に於て山神を祭り給ふ事也、

折敷一枚盛餅三種(餅の數九枚)　右白餅三つ(餅の長サ八寸廣三寸厚サ一寸下効レ之)

中赤餅三ツ　左黑餅三ツ

如此折敷三枚に盛て調進す武將の左りの方に假りに置射手を召射手箙を負ひ進んで武將の前に蹲踞して先白餅を取て中央に置次に赤餅右の方に置く、其後三種の餅各一つゝ取重(黑は上赤中白は下)已か座の左の方に供し山神を祭る(大山祇中山祇麓山祇正勝山祇維山祇の五神を祭ると云々)次に亦前のごとく三色の餅をかさねて自三口食之(以下前のことし東鑑拔書に出たり)猶家々の口傳もありて大同小異の式侍る事なり、

右に弓矢の名目共一二を記し初心の爲に自註を加へはへる猶誤失あらは識者必改之可也、其中口傳と書し侍るは或は堂上家亦は伊勢神宮の秘說にて白地に書侍るも恐れ多けれは洩しぬ、是不知事を物知顏し奥深く書なしててらひ侍るにはあらす志の人あらは必傳へ侍るへき事也

○射弓之傳

美濃弟彥命　石占橫立　日本武尊(熱田太神宮射眞貴神)　尾張田子稻置(尾張氏代々相承)　吉備建彥命　乳近之稻置　大伴武日命　尾張建稻種命　足仲彥天皇(謚ニ仲哀ー氣比大明神)　氣長足姬尊(謚神功皇后香椎大明神)　武內宿禰(高良大明神)　譽田天皇(謚應神大八幡神宮)　木兎宿禰(紀家代々相承大江源平等諸流傳授之)　楯人宿禰(的臣祖ナリ藤原弓矢傳)

補遺

天子御梓弓　箭四具(一具ノ箭五十雙雉羽ヲ以テツクルト云々)

角伊多都伎　細伊多都伎　木伊多都伎　麻々伎

弓袋（表紫帛裏緋帛）　鞆袋（表紫帛裏緋帛）
　是天子服御の具也臣下は紫緋を可憚也末の代は覩を先として上下の分もなく侍るのみ
桃弓　葦矢（是は十二月追儺の時用ひらるゝ弓矢也）　此矢岺の蒲芦は昔は攝津國難波のあしを採進と云々如此故實式及ひ古代の名記實錄等を考ふへし
三三九　四六三（三三九四六三以下作物を鎌倉にて射し事東鑑にみえたり）
土手中手下手（是犬追物射手なり東鑑に有凡犬追物検見沙汰記をみて犬追物の式をしるへし）
鞴（奈箱也ハコノ切也）　鞁（矢筒の音便なり）　是等の制意を得すしてさまゝゝ附會の事を云は近世の風俗なり
兵庫（日本紀の訓なり矢を納め置庫といふ事なり兵は物具と訓す凡弓矢干戈の惣名を兵と稱するなり）
弓腹（弭なり）　響矢（鳴鏑なり）　これ等の文字萬葉集に出たり
鳴箭（ヤツメノカブラ）　順倭名に見えたり凡八目とは其鳴穴八ツ有にあらし是我國いにしへの大數にして八の字殊に傳習の秘あり、彼八咫鏡八握劍八坂瓊及ひ八百萬等の八の字故あり鳴鏑の穴も亦古習あり
〇或問、貴介御産の時桑弓蓬矢を用ゆと、或曰クハとは火也火は日にして弓の象蓬は月にして矢の象なりと、是尋常弓矢の異稱のみ桑樹蓬莖を以て弓矢を造るにあらすと如何
答内則に生㆓男子㆒以㆓桑弧蓬矢㆒射㆓天地四方㆒といへり、亦列湯問に燕角之孤胡蓬之幹と云々是正しく桑蓬を以て弓矢を制する者也、其弓を日とし矢を月とする事倭漢古證なき歟、偃月は弓の稱象星流星は矢の飛行をいふ日月の證は附會歟、曰クハとは桑の和語にして養蠶の謂ひ火の音に同しからす、況蓬を月とする事何の牽合そや一笑すへし、例せは今の神道者流か倭訓を解するに似たり、桑とは本周禮に所謂槩桑の弓也蓬は前にいふ胡蓬にして田野に多き小艾にあらす、予矢蓬の根を種ゆ毎年其長一丈に近く圍一寸にあまれるもの多しその莖堅强にして矢とするに足れり何そ尋常の弓矢を稱すとのみいふへけん

や、追儺の桃弓葦矢をも亦常の弓矢といはんや

延喜式等を見て知るへし亦救日の弓救月の矢と云事周の禮に有此等を以て弓矢を日月に配しいへる歟

問我尾西國府宮(中島郡國衙尾張大國靈の神社)五月六日の神幸其御尸馬上にて桃弓棘矢にて射る棘の矢は葦の矢と一般歟

答左傳に棘の矢以供禦王事と云々これ異邦より傳へし製なり

問異邦の弓は大檠木角を以て製す矢も亦木也、我國の如き竹の弓矢ありや

答周禮の七幹に竹の弓あり家語に南山の竹に括し是に羽し鏃して射る事見えたり、況晉木の竹弓漢書の會稽竹箭等あり何我國のみといはん

問弓弦は唐土も麻を以てする歟

答然り説文に弦は象絲軫之形と越絶書に種レ麻爲ニ弓弦ーといへり

問唐土に石の鏃有といふ亦我國神軍の矢の根といふ石ありと聞如何ある物そ

答挹婁(矢餘の東南にある國の名)靑石を鏃とすといへり中國の物にはあらす亦我出羽國福浦に靈石ある事は續日本紀に出て今猶時々あり、予も石鏃二枚を得(一枚は先に先公に獻す)其形實に鏃のことし迅雷の後海邊に有といふ古しへより神物として御府に藏めたまへり

博物志曰細石形如ニ小斧ー名ニ霹靂斧ー一名ニ霹靂ー

問弦を三人張五人張といふ其力の程如何

答古しへ錢一貫五百文を弓に懸法禮の矢束程にひろかるを一人力といふ、亦曰三貫目を弓に懸每の矢束程弦間弘かるを三人張といふ説もあり古しへは四人張五人張といふ名目はなき歟

問弦袋の寸法如何

答徑四寸八分深二寸八分曲物あり表革を以て縫なり(ロヲヒラキク、ル)緒あり(衛門府は藍革兵衛府は

赤革と云々）

問矢一腰といふ其矢數如何　答一腰の矢數凡二十五なり

問八目かふら矢とは如何　答流鏑矢をいふ其風穴の數にかくるへからす（風穴を目といふ八ッも九ッ亦は只二ッはかりも彫なり）蟇目は昔目九ッ歟後世大槩三ッ彫也

問目柱風通とは如何　答穴の兩脇に堅き竹にて目柱とているゝ也、是は穴の端を缺すましき爲のみ風通しとは穴の際を風の能廻り入て鳴やうに彫をいふ

問目九ッ指たる征矢一腰なとゝいふは如何　答これは鳴鏑の事にあらす箟竹の目九節あるをいふ

問根先根尻はいかゝ　答是蟇目の事鏑大きに箟太き故手先六寸にしのきを立前一寸にはみねにも刄をつくるといふ事あり、是は鷹股の手先六寸とは一方へ三寸つゝ股ある也、根先は弓勢にて能ぬける物也前一寸に刄といふは口傳鏑より上十五束と云々其人の手にて指四ッふせて是を一束といふ矢作家には二寸五分を一束といふ（八握九握十握なといふも指を四ッふせたる寸を一握といふなり口傳）

問鳥打卷といふ其卷樣如何　答鳥打の下大中を一尺二寸（或は八尺）白藤にてまく是は將軍の弓陣中の事亦尋常には紅紙を以てきり卷に鳥打の下を卷し元弘以來の記にみゆるは紙の色さたまれる事なき歟、大やう將軍の絕れさる印を卷事なれは强に色にかゝはるへからさるそや伊勢守の記にみえたり、牛侍にても一隊の頭ともなる人は弓をまきて印とすそれは白紙を巾一寸にきりて鳥打の下を左り卷にする也

問三流の作物を射るとは如何　答射の事也馬場六町の間一方に四所て左右に的（檜の組板なり）を八ッ立（但し的數定まれる事なき歟）或は三騎亦は一騎にて馳なから射る也矢三筋を三度手狹（矢九筋なり）是を三々九の手狹といふ（八疋の馬或は八ッ射三々九四なと家々の名目多し）

問犬追物は奈須野の狐を狩へき爲犬を射習ひしより初ると實歟　答然らす是俗傳にして猿樂の能なとにかくいふより世人故實なりと思ふ、犬追物は中世禁裏に犬狩とて藏人仰を承て下知し所衆瀧口等の武官

弓箭を帶し陣列を定めさま〳〵式有て犬を射る事なり、是を犬ならふより起りて鎌倉將軍家の時毎々射て覩ト せし事也(犬狩の事禁秘抄等公事の記部にあり)

問印の矢䪊の矢といふは如何　答大將に印の矢とよひ平侍に䪊の矢といふこれは戰場にて矢を射盡し胡簶に殘る一矢を腰にさすをかくいふ落命に及んても此矢は射す(口傳あり)

問串的とは如何　答今俗流と古流と同しからす(口傳)白紙を四ツに折て六寸の串にはさみて立て射る是をは小串といふ

問歳首に童はま弓とて射る今の射家者流破魔と書く惡魔を破り退くましなひといふ十二張の弓を一飾りなといふ如何　答はまとは本濱の轉とて藁にて輪を作り是をまろはして童子に射ならはしむ是獸を射習ふへきわさなり、夫を濱弓濱矢と呼ひし也今も田舍には此風俗のこる所多し、都會は却て花美の飾に流れて根本を忘れ附會の說を作りて故實とする事弓馬の藝にも限らす毎に多き事也

問弓矢を日本にて製し初めたる人は誰そや　答天照太神弓矢を持したまひしかは上古より造りしとみゆる但し

弓削祖天日鷲矢命(又余伎都麿命伊香色雄命等モ亦一流弓削ノ祖ナリ)　矢作祖師主命　靫編祖ハ神志波移命ト云々　的祖葛城襲津彦命(是ハ後世ノ事歟武内宿禰ノ男也)

右或人の需によりて其大略を記し與ふる者也

正德元年辛卯仲夏　天野信景書

○或人兵旛の製を問ふ、予か家古製の圖及び破壞に至るといへとも寸尺違ふべからすとて其製樣を語りし今世のほりのはたは亂國の時便利の爲に作りし(其時代人名別に記す)是より武林俗樣に隨ひ古製を知らさるも多し、夫のみならす弓矢刀劍甲冑等の器械いにしへのすかたならさるもの一二にあらす故に今を以て昔を語る者間々たかひあやまる事多しよく舊製を考へいふへきにこそ

○或人云鎧直垂の製を問ふに多くは詳ならす、或は尋常の直垂の事をいふなんと答ふる人あり如何、予云何の詳ならざる事はあらん今京師これを製する工家あり、されと亦古家の相傳なきにしも非す凡そ鎧直垂は主將の定服なり俎談云上古は將を補して外國に遣はす時天子此服を賜はりて士卒を指揮し號令を下さしむされは其大槩如左

表地錦（色の定なし但し左右大將は大槩赤地か織紋も亦隨意然れ共菊桐龍等の紋用ひす） 裏地薄衣板別（色朽葉老將ハ白平絹） 長三尺五寸（賴義記如此） 袖長一尺六寸袖括薄平白糸（或蘇枋緂數は二筋定れる事なり） 袴地上に同し（壺脛巾を着す或直垂に小袴を着するも常の事也堂上家は多水干小袴歟）

夏は顯紋紗を用ひ或は精好も共例あり

上衣下袴に夾纈あり（長絁の菊とぢの如し但白糸を用胷紐色同し）

鎧を着さる時は立烏帽子を蒙る必射韝を着す尻鞘野太刀（平緒は紺或青緂歟）小刀を用ゆ熊皮頬貫を着、亦大將にあらさる一隊の師は褐亦木蘭地縹等の無紋の練緯あるひは平絁の鎧直垂を着用す、其製は上のことし（裏は白き平絁也夏は生絁を用ゆ）鎧を着さる時は平禮の烏帽子を蒙る額帶（白あやを用ゆ亦は直垂と同し地の錦を以て製する事あり是は大將の分歟）猶さま〳〵の習口傳多し、右は大鎧着用の時此直垂を用ゆ大將或腹卷をも被着今時の如きは大槩古製の具足にあらず（胴丸の變製なり）故に鎧直垂を用ゆへきやうなし。季世は何事も俗流に隨ひて古しへに復する事能はす恨むへきかな

大鎧の製間々知らざる人多し、尾西馬島明眼院の什物に惡七兵衞平の景清か鎧とて古製の具足あり是をみてしるへし、腹卷は郭內天王の神寶の中に武衞家の古物を藏む見るへし

○今世五月端午の節兒輩菖蒲兜とて翫ふ是を山城國藤の森の祭りより起りしやうにいふは非也、端午の鎧の事史にも見えて久し、亦中頃關東の武士五月六日野馬乘鞍とて甲冑を帶し馬上にて兵術の手合せをなす双引の太刀長刀を以てする由伊豆日記（嘉應元年・五月）等にみゆ、亦足利公方家時草教の儀式有し

（両陣をいとなみ戰ひの體をなす）後河原石打其遺風にして兒輩はたを立甲を着木太刀をもつて戯れし、今石打の事なくなれり大家の小兒のみにあらす市井村落迄のほりを立かふとをつらぬるも唯壯觀を事とし何事をいふをしらす、東都の如きは時倘人形をのみ多く置ていよ／＼いにしへに遠さかり本を忘るゝにや

○倭名類聚抄（廿巻源順撰）馬具を載す今抄する事如左

鞍　鞍橋（俗ニ云居木）　鞍褥　屟脊（俗ニ云ハタツケナリ）　韉（俗ニイフキツ、ケ）　鞖　鞦（シリカキ）　杏葉（當胸ニ有金物ナリ俗ニメウカトイフ）　當胷（ムナカイ）　韂　雲珠（鞦ニアル金物ノ玉ナリ）　腹帶（俗ニイフハルヒ）　鞶　鐙　鐙靻　逆靻　障泥　鞍杷　金鏤　尾韜　韄　菸莿銜　轡（俗ニイフ手綱）　韀（同上）　承鞚　籠頭（俗ニイフヲモカイナリ）　鞗（クサリ）　樓額（馬ノ額ヲ覆フ具也）　馬衣　馬刷　柳　櫪　槽（飛モ亦同）　鞭（案鞭馬筴モ同シ）　冒索　絆（俗ニイフホタン）

如此たくひの字古書に猶多し今世あやまりて用ひ或は附會して書く事間々あり

○獨窠錦を以て鞍褥とするは天子のみにして臣下は禁あり、亦六位以下の鞍鞦總は連着ことを得す、但し鞦の衢及ひ後末に着事は聽紫の鞦褥紫の籠頭鞍杷緋の鞦等皆禁斷の馬具なり

大臣以上の鞍覆は淺紫參議以上は深緋諸王の五位以上は綠色諸臣は黄色六位以下は覆鞍を用ゆる事能さる也

參議以上檢非違使別當以下府生以下は緋鞦を着事を聽其他は着あたはさる也

羆皮障泥は五位以上の官人に聽六位以下不得用也、

右延喜式（禪正式）に出て我先王の制なり、後世に及ひて妄りに紫緋の鞍具を用ゆ、嗚呼今日の人たとひ季世の風俗には從ふとも其四式をは學ひ知りて可也

鹽尻　卷之四十三

○東鑑拔抄

天道北斗(一卷ニ出)今世所々天道祠有て祭る神詳ならず、必此説によらば天道とは北斗の事と見えたり

右筆(二卷)執筆の人を稱する事久し

大名　　大家をいふ

吠丸蒔鳩　義朝太刀なり賴朝後白川法皇に献ず

鵜ノ丸　仙洞御劒云々

尾張國日置預被レ奉レ寄ニ左女牛若宮ニ(云々七卷)

尾張國津島板垣冠者不レ辨ニ所當一之由(云々八卷)

尾張國御家人須細治部太輔爲基爲ニ案內者一到ニ于當國野間庄一拜ニ故左典厩廟堂ニ(云々十卷)

　これ文治六年十月廿五日賴朝大御堂御參事也

上品八丈絹六疋代百廿文(十二卷)これは當時の直段か亦運上錢にや

遊女等模ニ兒童ノ形ニ(廿一卷)當時遊女は爲男兒今兒童爲遊女形時風如此歟

裝束納ニ廣蓋ニ　ヒロフタ此時より用ひ來れる歟

照笠(廿五)今世いふ笠也

若君御手習始習給長生殿詩(云々廿五)

伊豆國走湯山失火俗體不レ奉ニ取出一爲ニ灰燼ニ(廿七)

　神社中世以來束帶男宮女等の神像を安置す是を俗體といふ、佛體を作り安置するを眞體といふ

大晦日　大晦日の言は古し

節分御方違　節分の事鎌倉時代より專いへり

稱二念佛者一黑衣輩近年充二滿都鄙一横二行所郡一、宣旨雖レ及二度々一未レ被二對治一、重可レ被レ宣二下之一可レ被レ申二京都一(云々三十)

是不法の僧等横行する故か文曆二年七月の事也

嘉禎二年十二月御煤拂事、文元申シテ云新造三ヶ年ノ內可レ有二其憚一云々親職晴賢等者雖レ無二指文一皆所二記置一也、至二新造一者無レ煤故歟、有レ煤者可拂歟云々

煤拂ひの事久し

尾張國住人中島左衛門尉宣長云々畠尾藤田云々

尾藤は稱號歟、亦は愛知郡尾頭村の事なるにや

延應二年三月萬事停二止過差一可レ好二儉約一條々今日被レ遣二制符一云々

古今風俗同し　　世皆も靜なれは人過差に長す

同年九月御家人任官之輩毎年役　左右衛門尉分(人別三十迄)左右兵衛尉分(人別七十マテ)左右近衛將監分(人別三十迄)內舍人分(人別二十迄)

當時官に在て役事を勤めさる者は行幸供奉の用途と稱し役錢を朝家に濟進せしと見えたり、今時役金と稱する物の始歟

家禮　今の俗家來と書は古しへにあらさる歟

所々甲乙人號二神人一多令レ致レ煩之由依レ有二其聞一可レ被レ置二本數一之趣自當座被レ相二觸宮寺一云々

仁治二年五月也、當時甲乙人神人の名を假り自由に致せし故被禁之、後世軍士亂をさけ身を隱す輩多くは神社の地に入り年をへては神人となれり、尾州一の宮の四家同州津島の四家七黨三州猿投の神主

等のことは往古より奉祉の家にあらす

酒宴經營之間或用風流菓子或衝重外居等畫圖爲事御所中之向後一切可停止如此外過分式之由被觸仰諸云々

仁治二年十二月(三十四)

奴婢等事云々年記(三十五)今俗年季と書るは非歟

足利左馬頭入道正義自二美作國領所一稱二將來由一獻二猿於御所一彼舞踏如二人倫一云々爲レ希有事之旨及二御沙汰一云々

當時猿の藝を習ふ事なかりしにや

神子田樂馬場

宿曜道珍覺法眼云々　當時算道醫道陰陽道の外にも宿曜道とて法師天の事を沙汰せし

慈惠大師像一萬體被レ摺二寫之一云々(三十八寛元五年三月)今俗云大師歟昔より印行と見えたり

名主庄官(三十九)諸州にあり守護人の令を奉する武士なり、今の名主庄屋と同しからす京都大番役をも勤めし者也

將軍家有二帝範御談儀一云々教隆眞人候レ之云々(四十)

建長二年五月二十日凡そ鎌倉の代佛事の費不レ可二勝計一聖教に於ては更に其沙汰なしたまたま帝範の講のみ見えたり

鎌倉中所々可レ禁二制沽酒一之由仰二保之其奉行人等一仍於二鎌倉中所々民家一所レ注之酒壺三萬七千二百七十四口云々

建長四年九月也同十月沽酒禁制殊其沙汰有て悉く酒壺を破却せらる、一屋に一壺は他事に用ゆる爲に宥殘さる當時酒桶なかりしにや

密ニ懷他人ノ妻ニ事、名主百姓中密ニ懷他人妻ニ事訴人出來者召ニ決兩方ニ可レ尋ニ明證據一名主過料三十貫文百姓過料五貫文女罪科事以同前云々(四十二)

建長四年十月禁令八條一也當時密夫の律錢を出して罪を贖て止ム

被レ定ニ利賣直法ニ云々、炭一駄代百文薪三十束(三把別百文)萱木一駄(八束代五十文)糠一駄(一文イカ、代五十文四十六)當時雜物直高き故此令あり、此を以て古今の通を考ふへし百年無レ恙年々常遇ニ有年之年一、庶事有レ成事々只聞ニ無事之事ニ　是相摸守金字大般若經を寫し太神宮に奉納の時願文の中二句也能對しれり

以上東鑑拔抄也

〇令義解曰天神者伊勢山城鴨住吉出雲國造ガ齊ク神等類是也、地祇者大神大倭葛木鴨出雲大汝神等類是也云々

私云是を以て天神地祇といふを考ふへし、度會延經云加茂神社を以て皇孫尊といふ、近世の說令の註を忘れたるにやと、

〇我國宗廟社稷の外祭る處の神祠は大凡諸氏の始祖をあかめて其氏家祭を司とれり、然るに其氏人宗家なくなり庶氏もまた微なるか或は氏人跡たへてはか〲しく祀を奉する者なき世と成ぬれは其氏社は必蕪し廢廟となり神地のみ有を入り改れる氏家よりさすか田とし畠となすも憚あれは其儘小林を殘し置もあり、亦は小祠を立てあらぬ神名を呼侍るも多かる、嗚呼いにしへよりやんことなき御社の跡絕あるひは微々に衰へさせたまふ御事は惜むへき御事なから氏人世に出身の者なきは是非に及さる事也、されは後なきを不孝とするはかゝる事を以て思ふへきかも、

〇大和國山邊郡大倭座す大國魂神社は往古天照太神とひとしく天皇の大殿內に並へ祭り給ひし御神なれは代々異なる事は更にもいはし、和州の國魂にして月次相嘗新嘗等の大祭もいと嚴重に成侍りしに戰國

以來官幣の禮典絶其氏の神主も今はなくて只一村本居(ウフスナ)とて民家より時々神供を奉るのみ、

○同國石上に座す布留の神社物部氏の嘗し大社往古に神社と稱せしは只此御社にして殊更天璽十種の神寶を藏させたまひしかは餘社の類に非す、然れは代々御崇仰今一入の御事にて諸祭は式に見え侍るをかかる神社さへいつしか氏人跡をはらひ官幣を頽ちたてまつるわさも絶果、今は五十餘村の民共私に御饌なんと供へ奏るそかなしき、

○山城國宇治郡山階郷四宮の明神を世に諸羽の社といふ、説もの以爲諸は兩にして左右羽翼といふ歟、此社は兒屋太玉の神を祭る是天孫左右翼の臣なりし故なりと此説附會歟、度會延經云もとは守葉にして葉守の神なり、凡社稷の神を祭るに蠶神を配せし社多し子の字ある社多くは蠶のかな書なるもの有亦桑神をまつる是葉守の神也、山階四の宮も桑神なるへしと云々

○江州關の明神を蟬丸の靈といふも如何、凡そ關門ある所にいにしへは必鎭關の爲に神をまつりて關の明神と號す、奥州白川の關にも關の明神あり橋にも所々橋姫あり、市には市神をまつり野には野守の神あり山には山祇をまつる後附會説なるもの多し、

○慶長十九年大坂の役の時敬公御人數一萬五千内御旗本四百八十三騎拜借金大槩五百石に金子五兩なり然れとも其料多少あり惣拜借人千三百七騎此金千七百五十五兩此時米の價金壹兩に米六石と云々、

○三十六歌仙の繪古法傳ふる所土佐家にあり其裝束大槩左のことし、

人麿（えほしなをし縹袖單白かさね紅のあやさし
　貫薄はなた紋おもたか或は八ツ藤）
　人麿の御影は水無瀨殿にあるを手本にいたし候
躬恒（六符つるはみ絞ふたへたすき布袴はうし禁
　色夏の束帶つるはみのうへの袴窠に霰紋くつわ

裾すわう紋違ひひし）
家持（禁色夏の束帶つるはみうへの袴窠）
業平（卷えひの冠老懸夏の直衣はなた紋二重びし
　おとし矢二筋あこ箱衞府の弓つるなしつほやな
　くひさし貫き〻やう）

素性（そけんの衣白きけささし貫はうし）
猿丸（えほし狩衣黄紋は紅葉さし貫あさき）
兼輔（禁色の束帯但夏すわう小紋の裾）
敦忠（冠日かけの糸袍はくわうろせん太刀冬の裾はかま窠にあられ紋の桐付）
公朝（冬の束帯つるはみ禁色のはかま）
齊宮女御（夏の五衣緋のはかま几帳夏は桐）
宗干（白なをさし貫藤紋八藤のもちり）
敏行（夏の束帯つるはみ巻えひの冠老かけ衞府の弓矢平やなくひ太刀）
清忠（狩衣もえきかさね藤さし貫きゝやう）
興風（狩衣うすはなたさし貫あさき）
是則（冬の束帯緋紋にたてはきうへのはかま白）
女藏人（五ッ衣引こしうへの衣みとり紋は桐）
能宣（夏の束帯つるはみ裾はなた）
兼盛（かりきぬうら有きゝやう白さし貫）
以上は左
貫之（冬の束帯つるはみうへの袴白）
伊勢（五ッ衣引腰はかま緋うへのきぬ夏）
赤人（狩衣みる色さしぬきは白）

遍昭（淺黄のもつけ衣僧綱有緋のけささし貫八ツ藤地はなた）
友則（冬の束帯つるはみ白はかま）
小町（冬のろうちぎからあや紫黒ひあふき緋のはかま紋は龜甲窠に霰のはかま）
朝忠（冬の束帯つるはみ禁色のはかま太刀）
高光（夏の袍戻衣冠巻えひ老かけ衞府弓矢平やなくひにおとし矢二筋兩太刀）
忠岑（夏の袍縹隨身出立兩ゑひ白はかま木地らてんの太刀）
頼基（衣冠つるはみさしぬきはうし）
重之（かり衣もゑき）
實時（かり衣くろへに）
順（かり衣白地みかき紋はさゝ）
元輔（かり衣平禮）
元眞（かり衣あさき）
仲文（かり衣へいれい）
忠見（緑の長絹白きくとちへい禮白袴）
中務（五ッ衣引こし緋のはかま紋はさくら）
以上は右

右の外さま〳〵口傳ありと云々、

○和州三輪山の內鎭花社ありとかや、花しつめの祭は疫を禳ふ神事也、此社やむかしの疫神なるへし

○去冬寅來朝せし琉球王使美里王子羇旅の口號とて東にありし人見す

　行行行行復行行　日々行々向江城　上國風光宥愈好　不才豈敢寫詩情

彼國の人難波より驛次人多きを見てよめるうた

　よの中のならひいつもかにさしめのこる人ないさめ町のゆふくれ

營中の御事をよめる

　けふのなこらしやゝ　なをのかなたくろ　つほてをる花の　露きやたこと

遊女を見て

　いと柳こゝろ　わにあらましやは　のよて羽衣の　風たにやりよか

ことはいとあやしく其意聞えかたし皆方言なりけり、和歌に似て三十一字の體にあらすいにしへよりの風にや知かたし、されと心に思ふ情を述はへるはかはる事侍さじ

○曼荼羅の緣に牡丹を描くは皇慶口傳にいふ天竺の法に食物に必牡丹をしく此國の茅敷のことし、故に世俗に准して供養物に用ゆと云々一說に牡丹は獅子愛して食之獅子は佛母三形なり胞胎藏佛母能生の義なり故に牡丹を用ゆと云々(現圖抄)

○紀公に或少年寵せられ男となりても切れ者なりしか牧野兵庫男色より出頭して大身となり彼先輩も今は下になりし、或朝御銚子御盃を持直に公の御前に參り臣故有て御暇を請日頃御情厚き身入つてにて申上じと存切罷出ぬ最期の御いとまに御盃を下したまはれと申上し、其氣止ましきを知しめして御心よけに御盃を被下しかは有難しとおしいたゝき今生の別れなるよし啓して退出しける、公もしや自害をもせんかと有司に仰有しとかや彼者渡邊若狹(尾州の御家人なりしか美少年故紀公御所望有て召仕はる直に

三千石被下し）か宅に往て公室に事あらは足下と共に命を致さんと思ひし計らさるうき事有て直に御暇申受候生前のいとまに盃さしたまへとてのみかはし、扨兵庫か宅に行今御家を退く我先輩なれは盃さしていとまこひせんとて思まゝにふるまい書置して曰、公軍の事あらは一番に御馬前にて命を奉るへし亦御早世の事もあらは御供仕るへし此二條の外下山すましきとて高野山へ登り薙髪して行ひすまして有しか南龍公薨去以前に身まかりけるとなん當時はかゝるいさきよき振舞多かりし、

○管領斯波家へたまひし古御内書の寫

熱田領の内藪卿御在務子細かましく候大宮司とりさたし候外別納として御管領候へく候

嘉吉元年後九月廿七日　御花押

右記狀の肩書に當今勅書と有是後花園院也

尾張國熱田社領事御知行可得と室町殿よりねんころに御申候程に祭らせ候返〳〵めてたく候

永享五年十二月十二日

是は前九年に下されし勅書と見ゆ

尾張國熱田社領事可有御管領之由被進勅書御目出候也誠恐謹言　花押

右證文肩書に普廣院殿御內書とあり按に斯波尾張主維の事は建武年中以來也、但し國中あるひは院宮御所分の所有し尊氏将軍の御書に見ゆ如左

熱田社事如元可有御管領のよし謹奉候跡此旨を以可令奏達給候尊氏謹言

建武三年八月廿日　左兵衛督尊氏（花押）

右表書に親王御方へとありこれは伏見殿也亦古狀に

尾張國英比卿事故女院御ゆつりの旨に任せて御管領相違候ましく候

文安五年六月廿七日　御花押

右肩書に當今勅書とあり是亦後花園院御內書也

尾張國英比卿事早任綸旨可被沙汰付伏見殿南御方雜掌のよし所被仰下候仍執達如件

嘉吉元年閏九月卅日　右京大夫(花押)

千代德殿

右は管領の御教書也亦

仙洞御料所尾張國知多郡內英比鄉藪鄕臨時課役段錢幷人夫等諸公事被免除訖早令停止使者之入部可被全御代官所務之由所被仰下也仍執達如件

寶德四年七月十三日　沙彌(花押)

一色千德殿

右肩書に管領畠山德本御教書とあり、京師朝倉氏所持のうつし也

○佛工の名目に釋迦不動大日不動といふあり、兩目同樣に作るは釋迦教令輪身半日に作る、不動は大日教令輪身なる由秘抄問答にあり、是を佛工の名目にかくいふ也

○或曰近世所々の川さしたる洪水ならねど堤切れ水溢れて動もすれば田處に害あり是如何、予曰是太平の日山林に木を伐事多し故に河上荒て土流るゝものいにしへに倍す、亦川下多く地を墾て田となす此故に泥水決する事少なし、歳をかさねて土砂川填れり少の水も昔より高く流るる故に堤防是が爲に潰破する事多しと老人いひし是實に自然の勢ひなり、されは國家を治むる人は一時の利ありとも萬代の害を慮れ

○五條防門猪隈七條　畫工　佛所式部法眼

比丘崇舜比丘專超比丘海然少僧妙哲

生年七十二歲住持也同供養之導師也彼爲母親則造之

桂堂慶樹尼　願主(加茂朝臣)親則

寛正二辛巳年霜月朔日
妙心院殿前右少承朝議大夫考仲祥公禅定比丘性説蓮然金公禅門
衆一禅尼賀茂朝臣
右は三州岩津妙心寺本尊の胸中にあり開山自筆ト云々
眞浄院桂堂慶樹大姉　信光主妃
月宮妙光大姉　信光主後妃

追て重て夫をもて被遣候は
いつれの道にもいつみ迄
押出候由可被仰遣候　縦
御状再翼　貴老への
御陀言にても上へも翼居城の
返禮拝見申候何如此
きわにても相済るゝ間いつみの
京都へ夫を差上候間
事は可有御拘様に被仰遣事にて
御申越候を其旨證に
御無用かと存候以上
いたし此口相拘り候ては
又申候兵糧之儀百石の内外
如何に存候條一日も急

の儀は佐敷へも可有候たゝ其外は
いつみ表へ押出申度候
御代へ取に可被遣候則お八代
立花左近右御理
下代かたへ申遣候
被申様子に相似申候
それにては　内府への
不忠の仁に候間先々
和泉の儀は押破行
にも被及候者合共首
尾其上にて　上意を
御待候ても可然かと存候此
儘此書中理みして
是にひかへ候事は罷成
間敷候其御分別肝要
に候猶明日佐敷へ御出

候はゝ午御太儀九郎右衛門
陣所まて可被成御出候
拙者もそれ迄可罷出候
尙以西上可申談候條
不能委細候恐惶
謹言

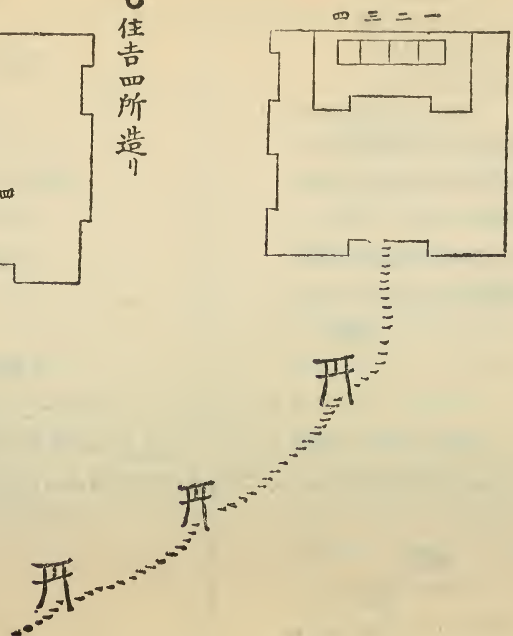
加主計
清正(花押)
十一月九日
如水樣
貴報

右は慶長五年庚子關原の役加藤淸正より黑田如水へ遣はしける狀其自筆の寫とかや此時關東の御威勢一應內府への不忠の仁なんと闕字に書せしも早御方に志けると知られ侍る猛將勇士と聞えし人も關東の御弓矢には中々及ひ侍らさる事是等の古案にも見え侍るのみ

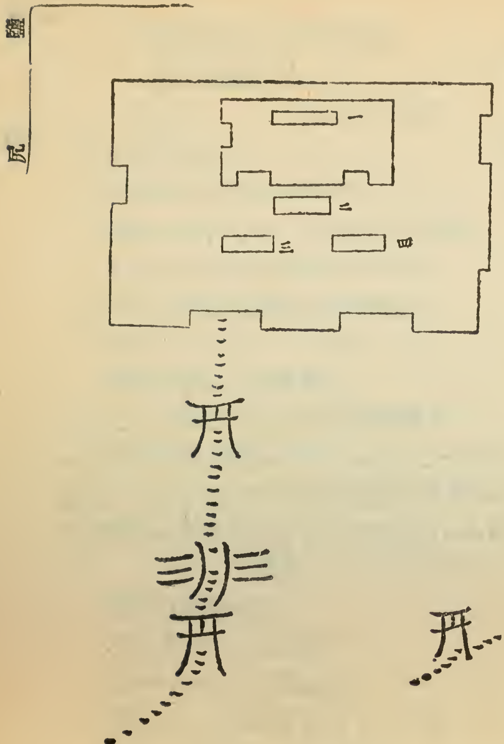
〇天和二壬戌四月琉球人來聘書翰

欽差使价呈上書簡恭聞
貴國
大君昭代御續四海無事萬祥共臻
如我小邦亦隔里於萬歲方今小
使(名護王子)捧不腆方物從我薩摩
中將光久聊奉述賀儀伏希
台聽誠惶不宣
年月日　　尙貞(中山王)
稻葉美濃守殿

欽差使价呈上短章恭聞
貴國
大君昭代御連續黑葉熈隆萬祥駢
臻如吾裔夷之屬國亦豈敢華封
之祝方今小使(名護王子)獻不腆方
物依我薩摩中將光久謹備來聘
之儀伏冀諸大老採納之述
靑宮聰聽誠惶不宣
大久保加賀守殿
土井能登守殿
堀田備中守殿
板倉內膳正殿



○春日四所造り



○住吉四所造り

○二水記拔抄

文龜四年甲子二月三十日壬戌改元爲ニ永正元年ト是後柏原院御宇甲子革命の年とて改元也、奏慶は菊亭公興也凡甲子改元は村上天皇康保元年以降歟

永正元年七月七日三ノ宮御方御目出事云々

十日宮々御目出事御申沙汰有之云々月卿雲客以下便緣悉圓座十一獻云々

按に同書永正十四年七月の條下に十日親王御方共外御所之御生日玉有御申沙汰云々、亦十一日今日宮御方御所等御誕生日玉御沙汰なりといへり、今七月于蘭盆前父母を饗するをいきみたまの祝儀と稱すこれ也、然るに朝廷今日御目出事とのみ號せられて御生日玉の詞なし

十三日今日各燈籠進上

按に明月記寛喜二年七月十四日の條に近年民家今夜立長竿其末梢付如灯樓物張紙擧灯遠近有なりといへり、其時いまた官家に用さる事明らかにして況朝廷をや其後張籠盛になりて三元の燃燈を附會し其本を忘る、今七月十四日朝廷御灯籠を獻永正の時のことし

八月一日己未今朝御憑の御禮御太刀進上御返し同御太刀筵二枚拜領す

八朔日の賀公事根源に文永記を引て建長の比よりはしまるよし見えたり、是も民家田の實とて新穀を贈答せしわさより起りける、二月伊勢鍬山祭に年の實と稱するは有年を祝する言なれは八月田のみの稱も此年の豐饒を賀することはなるへし、月令廣義には八月朔膢をなす是を膢臘といふよしあり膢は田穀の新なるを祈る祭の名なれは田の實の祝ひも此類なるへし、今關東殊に此與御祝有て御太刀御獻上御返しに御銚子打杖なんと參らせたまふ

九月十一日戊戌今日爲武家德政の成札被打

十二日己亥今日藏々質物萬人取之物忩

足利家の末威おとろへ領をうばわれ用を辨するに由なけれは商人の金をかり亦返すへき計事なき時は非法の令を出して却て德政と稱せられし、管領より始公方家の諸士窮困して債を還債すへきてたてなき折節なれは質財を共儘すへる事をよろこひ得政とも稱せし(室町日記に見ゆ)

十二月六日癸酉禁中御煤拂

十四年丁丑三月廿日御講釋孟子也、宣賢朝臣申二上之一及二數刻一退出

此後數々孟子の講釋ありしにや此書には只五月十七日と十月廿一日講畢とのみしるせり、凡そ此時禁中音樂猿樂及佛事等多して聖學の御さたは孟子の講の外に見えさるにやいと淺まし

四月十五日宮千代丸昨日上洛今晩參り御禮仍而於二小御所一御酒宴云々

自註云宮千代丸美少人有二百媚一父岩村と云織手屋也、根本都の者也、此十ケ年計居二住和泉境一此兒學二猿樂一無双器用也、此二三年密令レ視二候禁中一云々

按するに宮千代は美童の猿樂一座の大夫なり永正十四年孟夏より初秋に至る迄在京時々內へも召れ御寵愛と見えたり、其間勸進能等も有しかは親王大臣以下公武の諸家彼か色に淫せし事此記に見えたり、七月十二日泉州へ下向の時餞別の人も多く別れを惜みあへり、そのかみ猿樂の外にたはれたる遊興もなかりし也、かゝる色に一人萬人めてまとひ侍る田樂の中にも美少年あるよし見えたれと亦一等下輩のやうにしるせり、

十月十五日今夜御日待例年也

日待の名上世なし、中世以來密家道士に習合し慢に日月の祭をなし侍る天子日を祀りたまふ事非禮にはあらされとも浮屠氏か妄說にまよひ正禮の神事を廢し日待の俗に隨ひ終夜連歌楊弓圍碁等のいたつらなる御遊ひのみして白明の時に至らせ給へは是もまた天神を黷したまふといふへきかも、大方は一條院より巳後は正しく御神事もなく佛事のみ盛んなりしましして應仁より下りては朝廷有か無かの御事

にて俗に異ならさりし、末代の御作法多くは民家市井のわさに落侍るそかなしき

二十一日御猪子の御盃如恒

今朝家御嚴重と稱せらる武家に玄猪といふはけんちうの文字をあやまれると或堂上方ノ人のたまひし

以上二水拔抄

○或問津島牛頭天王社を社家正一位と稱す、國府宮藏本元龜二年の本國帳にも亦海部郡正一位津島牛頭天王と錄せり神階何れの代よりや、答曰社家も此事しらす或記に後村上院建德元年庚戌勅奉ニ正一位ニ云々(北朝後光嚴院應安三年にあたる)亦造營の儀は後龜山院弘和元年辛酉三河守定省(大島氏)に命して造進せしむ、亦問津島神主は往古より氷室氏か姓は何そや、答往古の事詳ならす應永年中(一ニ永享七年)井伊谷の宮の御孫良王津島へのかれいらせ給ひし(大橋定省か奴野の城に居す)良王の令子良新(或弟と云々)始而神職に供せられし然れとも子なくして卒す故に小田井大學介定常(大島一族)故有て神主となりし、後中津郡氷室村を領せし此故に稱號を氷室と呼ひし其子孫傳へ嗣しか近世石黑氏より繼き亦吉見氏も氷室家となれり、今は天野佐々介親忠の孫堀田左兵衞某か子神主となれり、亦問津島侍平野氏は淸原氏と聞然るに平の姓にして横井氏の族也といふ如何、答云淸原業忠南方に仕へ奉るの間其路は赤目村城主横井越前守平政持の子宗長嗣けり是を平野主水正といひし、業忠は政持の婿なりとかや横井は相摸守高時の次男相摸次郎時行の長子赤橋四郎父生害の時幼少にして尾州愛知郡横井村に住し横井越前守高持と稱す其子越前守政持と云々

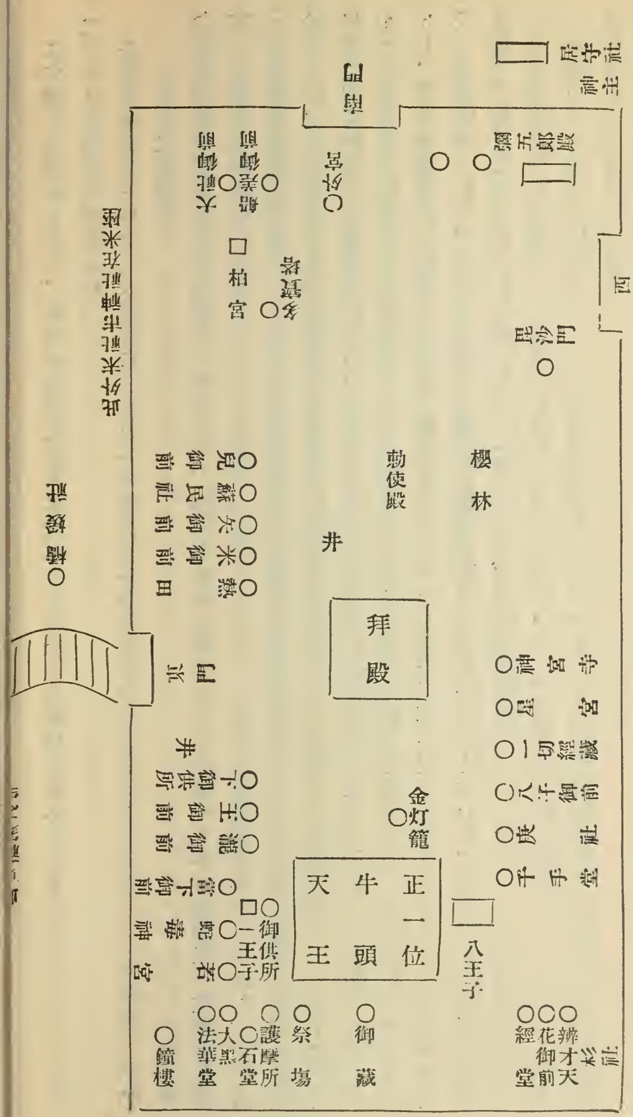
是横井氏の家傳とは異なれとも一書の說かくのことくなれは記し留侍る

○諸國の追補使押領使昔太政官府を以て補せちる、才智武藝淸廉の者をえらひて此職を賜ひし、朝野群載二十三及西宮記臨時の一北山抄延臣重任の條下を見てしるへし、事情を愚案し凶類を糺補するの道は此使にありと天曆六年十一月九日の官府にも見えたり

〇津島社今殆荒廢しぬ古の圖を見略して記す如左

尾州海部郡門間庄藤波里津島

正一位牛頭天王社繪圖



○空海畫像の讃詞性靈集等にも見えす後人附托かと、答云是は高野山の眞然へ附屬の頌なるを末の句計り書せしと或密家の僧いへり

○普光院義教赤松滿祐之女爲レ妾、一旦問二衆妾一曰我政可否所レ評二于世一如何、一妾曰政淳而民安問二赤松女一、則曰苛政如レ踏二白刃一公大怒世人以レ我爲二白刃一乃汝踏レ之以レ刀令レ踏レ之、女不二肯屈一踏レ劍死矣、滿祐恨レ之謀レ逆公亦疑レ之、使三同朋某造二播州一伺レ之同朋與二赤松一圍レ碁、同朋爭二碁籌輸一贏以二碁子一擊二滿祐之頬一、滿祐無二怒色一而爲レ戲、同朋歸レ洛謂レ公曰滿祐反者朋矣、忍レ耻惜レ命是有二大謀一故也、公失レ備焉、嘉吉元年滿祐朝矣六月廿四日公饗二滿祐一視レ隙將レ刺レ之、某族惣右衞門某以二男寵一被レ幸知二公之謀一告二滿祐一云々還圖レ弑、及二猿樂半一令三其族某一弑レ之惣右衞門告二公之謀一後速自盡云々（大友興廢記）

按するに此說家譜等と同しからす

○大神朝臣の姓は素佐能雄命六世大國主之後

舊事本紀日本書紀に云所同し、續苧を衣に係て大和國三諸山に尋苧の遺り三綮有し故三綮山と號すとかや、然るに平家物かたりに豐後國祖母嶽の明神をいふ事三輪に同し大友興廢記にも此說を載す、彼嶽は豐後國入田鄉也桓武の御時堀川大納言某緒方庄日野小田名宇田村に配流有し、其女に祖母嶽の神通ひ給ひ弘仁二年辛卯三月五日一男子を生す是大神朝臣大太惟基なりといへり、今佐伯氏子孫にして勢州安濃津に住せり、彼家鋒劒多し中にも巴作りといふ太刀はうはか嶽より相傳と號し大に秘藏す、藤堂高次寬永三年十月十日彼太刀を見られし時庄の板敷崩れ落ると覺えられしとかや、如何なる故か侍りけん祖母嶽は豐玉姫命とかや女神の女に通ひたまひしといふ說いふかし

○宋太宗冬月命徹二獸炭一左右啓曰今日苦寒上曰天下民困二是寒一者衆矣朕何獨溫愉哉

見二王君玉國老談苑一與三吾醍醐帝寒夜脫二御衣一同日の談歟

盬尻　巻之四十四

○さきちやう　薩戒記ニ水記等に三毬打と書り、左義長とかくは假名書なるを字に附會をなす

○女兒陰門生れながら皮ひらかさるは銅錢をよく磨して切ひらき、ふるき石灰をぬれは頓ていえて常人のこしといふ事通變方に見えたり年長せさる時早くひらくへし男兒の根皮とちて小便のみ有物かくすへきにや

○四生の內の胎生は含藏して九竅あり（九竅トハ兩眼兩耳鼻二ツ口一ツ大小便道）九竅の中鼻は外二つ穴ありて內一なり口は外一つにして內食腹すると氣を出入するとの二道あり、陰も亦精道小便道二つあり亦眼胞上よりおほふものは皆胎生也、卵生は殼に依て生す八竅（大小精道只一ツなり但し水鳥には雄に勢あり）卵より生するものは眼胞下よりおほふ、但し陸生する物は目もとより開閉す水中よりの物はまたゝきなし、濕生は眼ふたなし常にねふらす但濕生中に卵より生して水陸に住する物（龜鼈の類）またゝきす化生は目に穴なし黑點あるのみ蟬蚊のことし

植る物にも四生の類あり土に挾して活するは胎生の類實を蒔て生するは卵生の類、荷芡（カケン/ハスヒシ）等の水草は濕生の類菌等及ひ道路漸々草生するは化生のたくひ歟

○山に栖鳥は味短尾脩（クチバシ/ナガ）し水に宿する鳥は味長尾短し、野禽は啄尖短にして距ある物多し、林鳥は夜飛ず朝さへつる事多し禽經等にいへる所を試すに皆しかり

○辛卯の仲夏小蟲あり形ち塵のことし、曰く多く人家に入り肌にふるゝ所所腫甚しきは瘡となる或福富の曰二三十年前此蟲有し濕ふかき年あるにやと、予これを考に本草及潛確類書等に所謂浮塵子是也、（或は竹蝨人ふるれは痒痛す）



本草に山蚊孑人の肉に入りたるに海鰕の鮓を以て治する事あり、浮塵の害をも治すへきにや亦楸の葉の汁付るもよかるへし

○菩提樹

潜確類書九十九飜譯名義集等詳なり

築前國香椎宮の傍報恩寺の菩提樹榮西植し始めなりとかや元亨釋書に榮西宋より歸朝の時其種を渡せしと云々

亦一種へらの木とて椋の木に似て叢生し葉間實を結ふ事菩提樹の如し如二上圖一

○方目は俗にいふハンといふ鳥なり（本草に有）是に大小あり告天子ヒバリなり（三才圖繪潜曆雜書）

繍眼兒メシロ（常熟縣志）　秧鷄（クヒナ本草）　紅鶴（トキ本草）

○淨土とは清淨國土といふ略稱なり、面資會法語（天如所述）に諸法不有之謂淨諸法不無之謂土といへる觀心説ながら鑿せるが如し佛書すへて此類多し。

○清少納言か隨筆を枕草紙と題す、春曙抄に題號の解あり按するに惠心僧都四教五時自受用著の事を記せる書を枕草紙と題せり其序に晝置二座右一夜置二枕上一學レ之云々　故に號とせり、清少納言も亦同時の官女なり横川の記に傚て題せ

しにやといふ人あり

源信枕草紙長保三年三月の作一卷あり、此書源信の作にあらす觀心略要と同しく後世台家の私作なるよし山門の學徒いへり、けにも一乘要決及ひ往生要集等の筆と好拙の異なるのみならす解義甚拙し

○往昔慈覺大師の嫡流壇那院覺運贈僧正と椤嚴院源信僧都と兩派ともに正流とす、當時の學匠安海師曰壇那は智深けれとも學狹し臨んて起なん椤嚴は學は博けれとも智淺し掲て涉るへしといへりしとかや、源信其弟子寂照をして天台十七祖四明の法智尊者(智禮)へ台宗の問目二十七條を書て答釋を請れしに、安海其目を見て是等の膚氣豈遠問を求んやと即自上中下答を作りて曰く、宋國の答釋此三種に出じと既にして寂す後に法智大師の答釋來る多くは海師中下の義ありしとなん、法智は螺溪三世私淑の正傳台家中興の名師にして慈雲大師(遵氏)と德を同しくせり、源信は業を法智に請て決疑し海師は解釋して自知る亦出類の英哲むかし山門人なきにあらす　二十七問答は佛祖通記に見えたり

○寶永七年庚寅天下巡察使を命し給ふ今玆辛卯の秋凡諸侯郡牧に頒ち給ふ　台諭一紙如左

諸道巡檢使言上の趣に就て國郡の治否遂〻(コト〴〵ク)

御聽に達る所に御料私領の間其善政特に著れ聞ゆる所なく大抵風俗衰へ政事煩しく四民一つに困窮に及ふよし被

聞召御憂慮尤淺からさる所也雖然

御代始の日猶近く且は

思召御旨有之によりていまた御糺問の事あらす

自今已後御料の御役人國郡の諸領主凡そ大小の政事自ら辨る所なく四民各其生を遂しむへし若他日に至りて舊弊猶改むる事なきに於ては嚴に其御沙汰を經らるへき由

被仰出候者也

正德元年八月

右八月十五日被仰出云々

○風俗（上所レ化曰レ風下所レ習曰レ俗） 敎化（以二道業一誨レ人謂二之敎一躬行二於上一風動二於下一謂二之化一）

いにしえ小學校をもふけて行藝を修め大學校を建て道德を明らかにし給ふ故に風俗上に正しくして習俗下に美なりし、後世小學校の敎廢れて人才劉喪し大學の敎荒んて義理明らかならす、こゝを以て朱子大學の一書を修て天下にをしへ眞西山衍義を述して時君を諭す、皆是道を正し風俗を改むる道にして學ふもの其文により其實を翫ひ其理を需てこれを身に責る事をしらす徒に誦說口耳の資とするに過さる時は聖言を侮りて止に至る亦痛さるへけんや

○心迹と題せしかな書あり何人の述せし事をしらす、其中に實もと思ふ事有しを二三條抄し侍る（文長き故略し改て書す）古への道今に應せすといふ者は道をしらさる人なり、たとへは周の時の穀を以て今日迄包みつたへ夫を其儘田に蒔るか如きは實に益なかるへし、幾百年を歴て生氣もなき種子何の生る理あらん、只去年納め置したねを今年の春まけは必生し實のるへし、されは此去年の種子傳來せしいにしへをたつぬれは千萬年の昔より年ことに傳へうへし種にして三代の時の種と全異なる事なし、されは道を學ふも亦然り三代の季孔子脩めたまひし遺經を以て漢唐の註者傳へ五季を經て宋の時再ひ明らかになりしをやゝ傳へて我國に弘まりし四書五經等を以て能よみて身に行ひ侍らは古しへの道今の道とて二道有るへからす、經書は道をのする器なり是を心に得て其道を修むるは人々の明德なり、此德は天地ひらけ人氣化生の時より今日に至りて天下古今不易の物にしていつも同し古人これを明らかにする修爲の法を敎へたまへり、夫を學んて其德を明らかにすれは天地の初めに生したる人の明德も今日の人の明德も異なる事更になし、何そ古の道今は應せすといふへき

人の心かたましき事多し、たとへは手よくかく人あらん三十一字の和歌を筆し出せる時人見て其中字の

よきは稱せすなをさりにして只一字もかたほなれは必そしる、此故に人たとひ善あれとも夫をはとらすして過の少しきもあれは是を數へていひくたけり、されと亦己れか方さまの人をは惡き事もおほひて跡なき譽れを語る、是等皆小人の私なりける、大河ある國は水の愁へありて民力常に勞せりされと地境により天のなせる所は人力の及はさる事あり、但此川によりて人のなせる禍あるこそなけくへき事なりける夫利を好むものはたとへは百姓の新田を得へきとては地理をも辨へす築ましき所に妄に堤を仕出しあるひは水を逆に流さんとする事近年多し、故に破れましき本田を損し却て古田百町の災となり民の役いやましにして人の難儀となれり、此をよくすれは彼の害となる地形に背き水勢に房り堤塘を築か故に洪水には必破れて人の勞せしも金銀を出せしも一つに費となる事多し、亦民の數をはかりて田をひらかさる所は新田にのみ力を入れて本田却て疎になるものあり、嗚呼一時の利をむさほりて末の代の愁をのこすものは國の罪人なれとも吏たる人其運上を得て主人の悅ひを取へき爲何の考へもなく奸人にあさむかれて要害の池を空敷なしまたは無用の池をひろめて人の禍をなす事今世諸國多かる、上下只利にまよふか故に小人時に用られて政事の根本を破る事淺まし、器物よろつに己か巧なせる物を以て人に衒ひ他の目を驚しめて己が耳を悅ふものあり或ひは人見てこれをうらやみ我れもまたかくせんとするより上下無用の器物を作り出して世の費へ限なくなれる事多し、昔の器は質實さしてそくはくの巧なしといへとも自其用ありて費なし

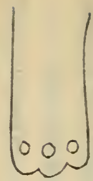
此外さま〴〵ありしかともくた〳〵しけれは略し侍る

○延喜帝先賢の圖像を描し給はんとて珍らしき絹やあるとめされけれは、からあやのいとめてたきをたてまつりけるに其色やゝふりて見えけれは、かゝる物はあたらしく淸らかならんこそ物をうやまふ也とてやまと絹の新たなるをめして書させ給ひしとふるき文に侍るとかや、されは古畫及ひ貴介名ある人の墨跡なんとの表具またば茶器の袋やうの物今世はいともふるひ人の垢つきていふせくけかれたれとあた

ひかき物とてえせたる切を以て世にもてなし侍る、されと重器をけかし侍る事をは辨へさるにや
○奥州に象潟といふ名所あり我國にも象ありしか亦此地象のかたちに似たる故かといふ人あり、予云象潟は出羽の内に攝せり能因法師か歌に

よの中はかくてもへけりきさかたのあまのとまやの我宿にして

きさとは歌書にいたや貝の事といへり（俗にはいたら貝といふ杓子にする貝なり）されとも羽州の人にきけは魁蛤（アカヽヒ）（或は蚶とも書す）をこそ國にはきさ貝とは申とかたりはへる、いたや貝にしき貝なてしこほたてなんと同類異物にしてあか貝も共一種なり、されは象の字はかり用ひてかける事にして其實は蚶（キサ）潟（カタ）なるへし
○象の梵語は伽耶（北戸錄）其雄は牙の長さ六七尺雌は牙纔に尺餘りに過す、其交る時は水中に在て胸を以て相貼すとかや（本草集解）されは大聖觀喜天の秘像も是にて思ひあはすへきかも、象の足指なく爪中ありとかや虎なとの足のことく畫くは非なり圖のことし



○獅子の胡語は僧伽彼といふ頭きはめて大に尾長き事身とひとしと云、我國獅子の繪は似さる形なるへし
○澄水帛は見て涼しくよく暑氣を消し龍絹衣はいとかろくこれをまろむれは一握（ニギリ）にも盈さるよし杜陽編に記せり、かゝる重寶の物こそなけれとも世にまれなれは欲しかるものも侍らす、夏褐冬裘の得る事やすきすら體を蔽ふに完からさる物あり、また身を錦繡に埋み光彩を經素に動搖する人もはへる貧福皆天にして人力の如何ともする事不能ものなり、
○杜詩に明年此會知誰健醉把茱萸仔細看と重陽位菊の會に常ならぬ身を觀せしもあはれならぬかは、嗚呼黄花の勝を採て延壽の客とし紅茱の嚢を佩て避邪の翁と呼とも豈風葉の身いつまてかなからふへき、身まかりしものゝ植のこせし菊のいつしか綻ひて見し秋のかたみと思ふもかなしく園に蜀棗の紅なるま

たにくし
　赤實黄花荒徑色　爲誰延壽避邪名　東籬夢舊殘風去　獨送歸雲聞雁聲
　　辛卯九月
〇菊の衆榮に後れて霜に笑ふを隱逸の高操にたとへ、蓮の汚泥に濆されすして水を出るを君子の潔行に比す、獨り牡丹を富貴のすかたにいへるは鄙しむに似たりといへとも蔡虚齋の牡丹を曰富貴所謂仕者爲通也といへるをもつて見れは、窮(菊)通(牡丹)共儘にして道あれは仕へ道なけれは懐にするは君子蓮の時に中するありさまを三花によせていへるにや
　自疑自失自驚心　却唉斯人巧用心　獨有愛蓮堂上月　分明照破此人心
朱先生の詩に開花十又是尋常明月零冷無人見と作られし意をよく見れは周子命辭の味をしるへきかも
〇程子曰解義理若一向靠書冊何由得居之安資之深(遺書)朱子の口召に川原紅綠一時新暮雨朝晴更可又書冊埋頭何日了不知抛却去尋春といへる一般の意なり後の學者の葛藤に縛せられ侍るさまにや、さりとて空腹高心にして不立文字の手段をのみ好とせんも亦偏といふへし
〇幕府の士布衣を聽は旣に六位の列とは申なから位袍もなかりし、今歲辛卯の秋朝鮮の聘使入朝に依て布衣の士をして番長近衛及帶刀等に命し給ひ六位の衣冠を服すへきよし仰せ有とそ、前相國公(近衛)東都にましませは定てかゝる式をも議しまゐらせおはし申すにや、昭代禮儀のすかたに立かへるこそおほけなき御事なからいと〳〵めてたし
〇破壁燈沈鳴のこる蟲の音もかれ〳〵に恨み空庭月白荒籬露冷なるさま最中の秋に見し月よりも猶哀れなり
　抄秋又遭十三夜　雲連開來半壁光　一颯殘聲古松影　素琴和渡入愁膓
夜深耿々として夢成かたく只寒雁の嚦々たるを聞のみ

○貞觀格式目一冊杜撰の書也

世に妄僞の事多し近世作り出せし舊事大成のことき大に國家の害をなす事多し、愚祝是を秘藏し日蓮宗の僧これを以て神道を說く者まゝあり恐るへく憐れむへし

○京の唱導師故海我府（隆正寺）に來りて說法す共辨流るゝかことく亦をかしき事なといひて人をして胡盧せしむ、彼曰在家の男女誦經なとせんはよしなき事也只やすらかに念佛せよといひしとて日頃經よむ人訝り侍る、予曰凡釋氏轉經の式いとむつかし、されは某の經をよむ時は正しく釋迦登座し菩薩聲聞會に列り諸天來儀の念に住しさて文々句々分明に四聲みたれす新木の清濁をよく分ち遲からす疾からす致を專らとして談誦し共經意をよく信解するを誦經の本意とす、世の經を讀をきけは訛誤半に過き四聲みたれて清濁ひとしからすこれそ所謂無智讀經水田蝦蟇なりけり、凡そ佛書にもかきらす聖賢の經傳も讀む人多くは敬なく自反の意なき類ひは蚊虻の窓紙を穿犬猫の木屑を嚙に等し

○九月十五日朝鮮王我　關東に參らせらるゝ鶻鷹馭馬府下に來る（御馬は性高院御鷹阿彌陀寺）御馬は（五疋）驂（一疋）驪（二疋）騮（一疋）騧（一疋）實に駿足と見へし暮ぬほとに見侍りし韓人三人中官は綠色（乘物）次官は縹衣（馬）下官は白衣靑き背子を着侍りし天和二年に見しよりもきらひやかに覺え侍る、御鷹二十四連（籠コサツヽミ十二臺）戌時はかりに來りし（十六日明ケ七ツ過に路を發し侍る）

○八月廿八日の夜熱田の濱に祀り置し御芦（戶部天皇御芦今年六月寄る所）燈明の火假屋にうつりて一時に燒し年ことに御芦寄て崇置侍る事多かれとも燒し例を聞侍らす、亦此月廿六日岐阜の稻葉山大に鳴動して所民驚き禽獸鳴騷し折から稻葉の神社拜殿の屋根より火出て燒しとかや希有の事歟

○天孫本紀云宇麻志麻治ノ命七世建膽心大禰ノ命二男大小市連公小市　直等ノ祖云々

國造本記云小市國造大新川命孫子致命云々

按に大新川命は建膽心命ノ弟也二紀世系異也

舊事紀未定の本なる事此等を以てもしるへし

○延元元年の冬後醍醐帝山門より還幸の後御出京の事、保暦間記に按するに北畠顯信朝臣伊勢國にして義兵を擧京へ密に奏聞せられし故帝神器を奉して御出京なりし

皇年代略記元弘日記裏書等延元元年十月二十一日と記せり、歴代皇記には廿二日と書し公卿補任には廿四日の事とす太平記に八月廿八日と書るは甚誤れり、八月帝いまた山門に在せし十月十日叡山を出御有し（異本太平記に十月或十一月等御出京といへるも非なり）帝高野山へ御奉納の御願書十二月廿九日也（震筆今金剛峯寺にあり）初顯信楠正成と共に内通して和州に訴へ奉り穴太に遷幸なしまゐらせらる、先高野へ幸なさしめんとして僧等不容故にや高野の僧違背の事、次の年正月四日尊氏高野山に寄る狀にくはしく見えたり（今高野にあり）於此三條刑部太輔景繁とかく計らひて吉野へ臨幸ありし

次の年丁丑正月亘理新左衛門尉秋高綸旨を奉して越前國金ケ崎に至る（太平記には前年の十一月とすあやまれり）瓜生判官保宇都宮將監泰藤天野民部太輔政眞等杣山に行て脇屋式部太輔義治を大將とし旗を擧て王の軍を勤し（太平記是又十一月とす正月八日の誤りなるへし）凡そ記錄の年月日時の前後相齟齬せるもの是のみならすして其實を得る事かたし、但古記實錄を參考し其誤を正して可也

○孔子曰以不教民戰是謂棄之賢君は將を撰ひ良將は能を揣（カ）て以て兵を用ゆ三軍戰を學んて合し以て暴を禁し以て亂を制すへし、夫君として將をえらはす將として士卒の能をしらす妄に辭令のみを以て左右せんとせは何の用ゆる所あらん況習練せさる卒をや、祭禮饗禮等死生にあつからさる事も其智短く事にならはさる有司事を令するまて、まして自人を使ひ道を知さる類は事に臨んて心猨かはしく失禮多くして笑をのこす事少なからす、一小事といへとも其器量なけれは事成かたし況大禮をや、況や軍旅の大事をや盖し君將軍略をしらすしていかてか兵を用ゆへき、士卒もまた軍術をしらすして豈戰をなすへけんや

然れは聖言一の教の字に眼を付へし上よく教ゆれは下これを習練す軍陣のみは心得へからす、凡そ國を治るに教なくて何そ民道に至るへきや

○櫟は俗にいふクヌギにして和歌によめる椚の木なりこれに大小あり亦同種にしてならかしはといふ、かしは餅に包む葉なり栗(クリ)かしはといふ栗の葉に似て一暐大き也とんくりは小楢(コナラ)の實也

　槲櫟もまた類ひ同しき樹なり 柀(サワノキ)をも一位と稱すこれは笏に作る木なり

○楸は俗にいふあかめかしはにして和歌によめるひさきなり、救荒本草に琴瑟にも作るよしいへり

○松虫鈴虫養ふ籠をは虫屋といふへきにや、續千載に從三位氏久虫屋をつくりて資季卿へ送りしうた

　　君のみやちとせもあかすきゝふらん我神山のまつむしのこゑ

○覇玉樹　花史に花實の事なし花は先に見し故書留めし辛卯九月予か友曲淵某の庭にあるいろへら實を五六顆結ひ侍る、長貳寸餘圍ふとき所は四寸五分重サ十二三泉(モンメ)色栢榴實の皮の如にして甚やはらかなる事無花果に似たり疣子に刺多くして握かたし、但しはらへは刺落て膚茄子のことし珍らしけれは一顆乞ひ得て植侍らんと思ふ儘先其形を圖して見ぬ人に知らせ侍る



此形筵クシテシヽアリ其儘置ケハ自カラ落テクサリ侍ル

○菊は重陽の節物紅葉は季秋の觀にそ詩歌にも詠し侍る、然るに近年九月に菊さかんなる事稀にして紅葉亦神無月ならては色なし氣候も古今同しからさるにや

　今茲八月廿五日九月の節にして重陽の頃は中氣に近く侍れとも菊咲侍らす廿日頃にやゝ盛んなりし

○さてもはかなくなりしもの去年實植せし菊の生立て花も大きやかに淺紫の色したるをうれしき事にしてこ

れか名付てよといひしほとに、淺紫の賞すへきは天龍寺にこそと戯れしをやかて自ら筆して名とせし、亦單にして白ク青キをかくるをは如何いふへきやと見せけるほとに單に藍すれは小忌衣にてこそといひしこれらの花何心なく今年も開きていみしきすかた見るこそ來しかたも思はれ露置く袖も今一しほにしほれてあたなるかたみなりける、源滿元朝臣思はすよ花をかたみのさかの山とよめる古こそ思ひ出られて

忘れめよ秋をかたみのさかの山消にし露のあとはふれとも

その小忌衣今はしくれゆくたもともつらく、片岡山の名ははかなきけふりの末にや夕霜の置まとはせる新羅浪といふもしらぬ日の筑紫の濱いかて忘れ貝ひろはん、千世の松原は名のみして今はかひなき伊勢の海に袖ぬらせとてあつめ置けん、藻汐草かくとたにおもはさりしもあはれなり水無瀬川小夜衣なとかれか名付せし菊近年は枯れて見すなりにけるもまた悲し

ひきかへす夢のよみちかきさよ衣なかきわれは猶うつゝにて

○馬の一歳なるを⿰土馬（シワク）(音還)といひ二歳なるを駒（コマ）とこそいふ、我俗三歳四歳なるも駒と呼は非かといふ人あり、予思ふに凡そ五尺以上の馬をすへて駒といふよし字書にあれは二歳のみに限らさるにや

○今度朝鮮の聘使まゐるにより關東番長近衛の官人を命し給ふ共員八人なりこれは定れる數にやと、予曰攝關の隨身に番長二人近衛六人凡て八員也、かゝる御准據も侍るにや(番長は騎馬近衛は歩行の事我禮書に見えたり)隨身宣下に左右近衛番長各一人近衛各三人と有これを以て知るへし

我公室御隨身六員なり納言參議の隨身は共に六人の事弘安禮節等に見えたり

○比叡山延暦寺近江國志賀郡內所々都合五千石(目錄別書有)事永代令寄附畢全可被寺務之條如件

慶長十五年七月十七日　家康御判

山門三院執行代

山門三院とは東塔止觀院西塔室幢院橫川楞嚴院也、延暦寺は一山三塔の惣號也、山門凡一百二十五坊共

封五千石内東塔正覺院一百石西塔止觀院五十石横川惠心院五十石を領す其他每院廿五石を充行はる

○延暦寺第一祖傳敎大師（極樂淨土院）第二祖義眞尊者第三世慈覺大師（前唐院）慈覺以來法流數派に分る所謂法滿院流利生院流三昧院流等也、亦坂本西敎寺一流にして淨土門を學す嵯峨二尊院西山善峯寺三鈷寺及ひ洛の遣迎院盧山寺等は天台眞言律淨土の四宗を兼學す、粟生光明寺も又古しへは四宗兼學なりしか今は唯淨土門なり

○呉都僧道衍か諸上善人詠に鷲恩姓尉去非三藏の弟子其性豪侈にして酒食婢女の三輩をもつて常に其後に隨はしむ、時の人これを三輩法師といふ其一宗今に至てありといへり我國親鸞これに似たり

○拾芥抄に疫流行の時の厭禁に蘇民將來子孫也の七字を載す、今祇園社此小簡を專ら賣侍る備前風土記の跡より出て我國久敷ましなひ也、近世孫嫡子といふも此遺風小濱六郎左衛門と書たるも似たり、東都の俗風さゝら三八宿品川松右衛門宿と書こそいとも下劣の事也、今は貴介も用ひ給ふにこそ、されは俗節（人日上巳端午七夕重陽）の餅みな疫を避るましなひといへとも大槩節物の時食にして舖會の饌なるか元正に屠蘇及ひ白散を飮こそ和漢久敷勝藥なりされと是ものめるとて煩はぬ人もなく侍る、凡痘瘡瘧疾はさら也あらぬ病痛等にも其ましなひ百を以て數へつへし、愚俗あらゆる事をなし千に一ツも其驗なし皆是異邦道士の人を欺ける餘意にして君子聖人の敎へし事にあらす佛者殊に咒術多けれとも其感應ある事なし、すへていへは醫術も又誕に近しされは何をかたのみ心をなやますへき只命に安んし天に任せて生涯をつくすへきこそあらまほしけれ、世人病を惡み死を恐るゝにやるせなく徒に惑をかさね侍る、今大家富家の病る時は符章山のことく積巫醫市のことく集る祈禱空しく醫術驗なくして死すれは大麻卷數東閣して信もなく醫陰の輩かしこけに迯出て跡は僧法師の受取物となり侍るもよのつねの有さまにこそ

○長州赤間關の北一里はかりに筋の濱といふ所あり、そこに天然の碁子あり同國の海邊に饅頭石とて奇物侍る、淡路の玉石さゝやかにて丸く那智の黑石もたま碁子とすへし、山城の鷹の峰なる鏡石伊勢の度

會にも人影うつる石あり、筑前の名島に帆柱石越前敦賀にふなの木石なといふありとなや、我尾南知多郡に石を薪とし侍る（黒くして白き紋ある石なり）近江國老曽村の邊すくもとて薪にするものは石にあらす土にあらす木葉の腐りかたまりたるかことし、またすくもとて黒石あるよし大和本草にあり是にあらすといへり是は石炭にして知多郡にある石なるへし、

○海鰌（クジラ）ノ和命イサナドリ

昔はもりにて突事をしらす弓にて射る、死して浦に寄るを射漁（イスナトリ）といへり、いさなとりは音便なり、亦近江の湖にいさなとりと和歌に讀るは磯菜採也海鰌と同しからす、

○河豚　我國大槩二種ありカマイといへるは大にして遍身刺あり味厚して毒多し、魚ふぐは小にして刺なく味輕く毒少し、亦一種さはふぐといふあり形尺餘長して膚細に鯖魚のことく齒尖にして上下に各一枚ツヽあり腹白くして刺あり色は青黒く黄を帶たり味好からすして酸し是毒少しといへ共下品なり



鯖河豚之圖

○北極出地之別

日本北極出地三十五度太　南極入地三十五度太　清北極出地は

北京四十度太　南京三十五度餘

按するに日本と南北と大槩等しき歟

朝鮮北極出地四十度（北京にひとし）

琉球北極出地廿七度（極南方の地北京と反せり）

○京なる人より九月十三夜の月見しさまいひおこせけるほとに己が柴の戸のさびしかりし月のあはれさを書遣はし侍る奥に

露にふすむくらか門にさし入て月こそ秋の涙とひぬる

○元ノ至順幸未福建廉訪使密蘭沙求レ仙詩に

力筆相從四十年　非レ非是レ是萬千々　一家富貴千家怨　半世功名百世愆
牙易紫袍今巳矣　芒鞋竹杖恁悠然　有レ人問ニ我蓬萊事ニ　雲在ニ青山ニ水在レ天

○元將レ亡都下有ニ罵玉郎曲ニ極ニ其淫泆之狀ニ蓋是桑間濮上之風居變風之極、嗚呼元人之情以レ此可レ知

○或問釋氏各宗の祖多く他を非とし自家を張大にす和合の名に背くは何そや、曰瑜珈論（十五）曰或爲レ成ニ立自宗ニ或破ニ壞他宗ニ或爲レ制ニ伏於他ニ或爲レ樓ニ屈於他ニ建ニ立宗義ニ亦曰開レ自伏レ他と此等をあしく心得て自勝他劣の念に沈むも有へし、日蓮か如き是たり瑜珈の意は彼かことさにあらす文を以て意を害する事なかれ、

○弘教和尚は金剛智三藏の稱也、辨正三藏は不空の事傳教大師は我國石山内供淳祐の異稱也、

○釋氏蓮花を以て種々にたとふ或僧世親の攝論等に依て一圖作りて予に示せり是阿彌陀と蓮花と相表裏する事を顯せり如左

。。蓮華
- 妙香
- 可受
- 染穎
- 清淨

譬法界眞如
- 常
- 樂
- 我
- 淨

四諦
- 大圓鏡智
- 平等性智
- 妙觀察智
- 成所作智

四智
- 不壞
- 歡喜
- 自在
- 不染

四位
- 無量壽如來
- 甘露王如來
- 觀自在王如來
- 清淨光如來

清淨金剛

彌陀種子自性清淨ノ吉哩（キリク）字　其三昧耶形ハ八葉開敷ノ赤蓮華
其至體阿彌陀如來　其大用妙法蓮華經

○相州鎌倉佐介か谷光明寺開基良忠記主禪師父は御堂關白と過去帳年月名鑑にいへり、按するに道長は後一條院萬壽四年に薨す良忠は後宇多院弘安十年に寂せり、其間二百數十年あり如何、曰禪師の傳をみれは道長八世の孫なるよしいへり亦系圖を案するに

〇〇道長御堂關白─頼通宇治關白─師實京極攝政─經實贈太政大臣─經定權中納言─頼定參議正三位─頼房左中將從三位─記主禪師鎌倉光明寺開山母伴氏

禪師正治元年七月廿七日石州三隅庄に生る十二歳の時雲州鰐淵寺に入て月珠房信暹上人の弟子となりて天台を學ふ、中頃は尊觀上人及源朝闍梨に依て眞言を學す、また榮西禪師の附弟榮朝和尚に謁して禪に參すまた俊芿禪師に受戒して律を學ふ、晩に筑紫善導寺の開祖聖光上人の室に入て淨土宗となる是和朝蓮社の第三祖也、弘安十年七月六日鎌倉にて寂す年八十九伏見院永仁六年七月勅諡して記主禪師と號せり委しくは彼傳に見えたり

〇安然の對授記覺超の東曼荼羅事等金胎兩界の事委し

〇凡そ毒ある魚は河豚のみと俗には思ひ侍る、海中には猶毒魚多し本草の海鷂は其毒鴆より甚しといへり、是我俗西國にいふムカテクシラなり此魚甚大にして背に五鬣さし出て腹に十二足あり是を食へは忽ち死すとなん

足ある魚彈塗の如きは密波志に一名を闌胡ともいふ其他鯑鳥四足なり葦膌魚(一名琵琶魚)も亦よく見れは腹の鰭卽ち手也かゝる類猶多かるへし

〇㑗(音鋏狡猾也)僭(音尖去聲)此二字同しからす然るに俗通し用ゆ非也亦儹(音贊聚也)と誤り用ゆる有

〇參南堂芳上人一枚起請沿訓補を述し如何見るといひおこされし返事に

みなれさほ我とはさゝし海士小舟眞帆にふきおくる風のまに〳〵

〇萬葉集に堅魚とあるを後の俗鰹に作る是を東醫寶鑑に載す松魚の事と大和本草にいへり、然るや否や亦東醫寶鑑の大口魚を我國の鱈なりといへり鱈の字唐土の書になしといへとも我國久しく用ひ來れり、凡そ魚鳥にも限らす草木等かゝる類多したとひ正字なりとも通用して人しらぬ文字を書くは人の惑ひとも成なん誤りとしりて俗に從ふはめやすし、

鹽尻卷之四十五

〇呂望年八十にして始て仕へ鬻熊九十歳に及んて遇せられしとかや、其德四海を安んし其名萬代に傳ふ生てかひあるなり、智もなく德もなくいたつらに貪れる心にひかれて白頭をさゝけ人にましはり朝に立人はいと耻かはしく長き命もめやすからす、亦洪鐘は四歲にして學に應し李東陽は五歲にして翰林に入り一時稱譽ありし(二子は明朝の秀才)されとも其世にすら聞ゆる事なくて止にき、大概十歲已下の童子奇才の名ある者は成人の後必庸人に劣れる事多し、夫十有五にして學に入其德性を養ひ道を修て名ある外幼年の學才あるもまた人妖に近き歟

〇香の多き物は色滅し花盛なる物は實稀なり、天地於レ是乎無二全功一矣(草木子の理と同し)夫羽ある物は手なく角を戴く物は上齒なし、有德は世に用ひらるゝ事まれ也是皆造物者の如何ともする事不能もの歟

〇文科擧ニ其英一武科擧ニ其雄ヿ文武並用英雄陳レ力長世久遠之道也、葢文以程ニ其智一武以程ニ其力ヿ所下以制治於未レ亂圖中難於其易上

季世學文して智德を長する事なけれは其英を程へき道なく武業を勤て筋力を健にする事なけれは其雄を程るへき人なし、文にもあらす武にもあらす只識言佞行の者のみ世に用ひられ侍る、嗚呼智暗くして豈國家の政を任せんや弓馬に習はして何そ戰鬪に堪へけんや、たまたま文藝の士あれとも名聞に入り利祿に走りて聖賢の道に戾りわつかに武藝をならふ者も惣て俸祿の爲とのみ思ひて國家の用ある事をしらす、故に彼是ともに非義に墮ちされは怠慢に安んす誰か國家の用にあたらん、嗚呼文武の業脩らさる事久し我國文武の試擧令式に見ゆ、是本邦先生の舊典にして今しる人さへなきにや

〇古之聖賢立レ志至公無我其官人之道、必曰祿罔及私官惟能爵罔及惡德惟其賢、此其所下以爲二天地一立レ心

爲二生民一立レ命也

嗚呼後世妄に祿を與へ惡人を養ひて賢能朝を退く代いつれか滅亡せさる和漢古今其例一二にあらす

○元朝末年官貪吏汚罔然不レ知三廉耻之爲二何物一其問人討錢各有二名目一云々　拜見錢（拜屬始參）　撒花錢（無事白要）　追節錢（逢節）　牛百錢（壬辰）　常例錢（管事而索）　人情錢（送迎）　賫發錢（勺）　公事錢（論訴）

此類多し是公行して耻とせす只錢貨を覓め得る事の多きを得手といふ、州縣の美なるに除せらるるを好地分と稱し近習に補せらるゝを好窠窟とて是等のみ望希ひ忠義は何事たるを知らさるに至りしとそ宜なり、元主の跡なく亡ひける事世に權勢に近付きひそかに賂を入れ甚しきは出頭人の家人にまてへつらひておのれか祿位を貪れる有、たとひ一旦官に擧られ祿を增とも男兒たる者此等の卑行を耻さらんや、況富貴命ありて人力に及はさるをや

○都下受戒大臣妻室於二帳中一受戒時其夫不レ入、妃主之寡者則赴レ堂、恣甘二淫泆一名曰二大布施一亦曰以身布施其流風之行中原河北僧皆有レ妻、公然居二佛殿兩廡一稱二師娘一與二常人一無レ異特無レ髮耳（略レ文撮二其要一）

後世僧家の不律和漢同しきにや我國親鸞か徒のことき妻を娶りて家事を附し厨と稱す日蓮宗はかくして養之大黑と呼とそ何々

○僧之有二舍利一由二其心源澄寂澹然無慾一秘レ耀含レ靈眞精力久氣血革結而成レ之也、故及二其火化一炳然獨存是は苦行練行の眞實なる僧間々有之事といへり、朱子語類にも此辨あり後世のことさは藥珠を棺に入僞りて舍利に作れるもの多し豈奇とすへけんや

○聖燈〈名山之大者往々皆有レ之、如二眉縣峨眉山成都之聖燈山簡州天光觀衡山聖燈岩匡戶之神燈岩明州天童山高麗之大白山數所一聖燈時現蓋山之精英之氣發爲二光怪一耳

唐土山光を聖燈と稱し佛氏の神靈に歸す我國所々の龍燈といふもの是なり是天地の間行はるゝ陰火也

○脉勇怒則面青骨勇怒則面白血勇怒則面赤
怒りて面赤くなるは左もあらはあれ左もなき事に懼恐れて顔面紫色にいたるはいとあさまし男児毎に是を思へ
○畫彩佛像鑠目放光或言曽青和ニ壁魚一設レ色則近レ日有レ光畫神鬼目隨レ人轉點睟極正則爾
古佛像の奇怪も亦此等の術多し南蠻の油繪も此類ひにや
○孔雀尾端一寸名ニ珠尾一鶴脚裏矛指名ニ兵爪一
○石班魚與レ蛇交瑇瑁不ニ再交一(石班ハ貪淫瑇瑁ハ貞也)
○善死國出ニ百足蟹一長九尺
海中の異類を多く載す我國になき物一二にあらす
○松今言兩粒五粒當レ言レ鬣五鬣松皮不レ鱗松命根遇レ石則偃蓋不ニ千年一也
五粒松は我國にいふ五葉松なり偃蓋松實に然り、三州岩戸の三蓋松攝州和田の笠松豈千年の老樹ならんや岩上に生て高からす自偃蓋をなすもの所々多し
○竹花曰レ覆死曰レ箹菱四角三角曰レ芰
○祖富貴自ニ詩書中一來子孫享ニ富貴一則賤ニ詩書一矣、家業自ニ勤儉中一來子孫得ニ家業一則忘ニ勤儉一矣、此所以多衰門也戒レ之哉
是唐土及第の士の事也、我等祖宗弓馬の中より出身す家業の勤儉子孫の富奢に似す今の人多く祖宗を賤しみ自驕逸に安んす衰廢自招誰をか咎めんや
○貴而忘レ賤災自レ驕生云々貴ハ驕之端也富ハ奢衰之始也
今卑賤より奢りて一時富貴に至る者必奢れり人望盡て再ひ衰亡に至る事少なからす
○果下馬　大明一統志に高サ三尺の長キに踰へす兩脊有雙脊馬と號するよしあり

○西瓜は寛永中に肥前國に來る寛文の頃京田舍に種て人是を食といふ、但し我國僧義堂か空花集第一に和二西瓜一詩あり其略

西瓜今見生東海　剖破含紅玉露濃

此僧は後小松院の御宇の人也、然れは當時有て中絶し近世亦來るにや凡そ應永末より文明の以後に至り我國未曾有の大亂ゆゑ稻麥粟粱の外かゝる瓜の類も種る所なかりし故絶て世に知らさりしか今四海しつけく唐土人の船も年々我に通商して萬新なる物を見侍る

○蠹魚　衣魚　白魚　書中の虫なり、亦蛃はしみ也一名蟫音シンしみとはしんの音便蟬をせみとよひしと等し

○立秋後四日挽　嶺雲孺人平氏芻語　殘翁

閬荒秋籟歗　月落鏡鸞朦　遊戲蘭叢夢　凄凉一葉桐

○清淨金剛（彌陀支號）　西方仁勝尊（彌陀別號）

胎藏現圖抄に見えたり梵音の爾儞を爲仁種子は四種阿字の中邊際暗字也

○金森五郎八郎源長近入道（號法印）男子なかりし故家人（少年にして出頭せし者）長屋喜藏を養子とし金森出雲守と稱せし、名は可重幕下に仕へし酒井山城守及ひ茶人宗和皆喜藏の子なり、法印後に男子を生せしか早世せしとなん法印の兄あり其末今我府下に奉仕す金森は近江源氏にて久しき家なりける

○福島左衛門大夫正則軍法者とて名ある者を召抱られし時家人蝌の才藏相伴に出て饗ありし、正則才藏を呼て彼浪人軍旅の事なと物かたりせしやと才藏云、御家武事に足らさる事有けに外人へ向ひ何をか問申べき彼もまた寒暖の話のみにして更に軍旅の語に及はさりし、其人となりを見るにおもねりて誠なきものか亦膳に向ひ汁をうけて食を喰ひしに汁を二三度かけし、よろつ思ひ切もなく亦其程をしる智なきかといひし、正則つく〴〵きゝて此浪人抱へまじとて止にしとかや

才藏は初め秀次に仕へて長久手の役秀次敗せられし時白山林の邊にて馬なかりしかは才藏におのれか乘りし馬をあたへよといはれし時雨降の傘にて侍るとて乘なから走り過しかは時の人不忠にして義なき者とよひしとかや

秀次木下勘解由か馬を請れしかは飛下り秀次をのせまゐらせ、我身は指物を突立そこにていさきよく討死せし才藏が所爲と天地をなせり、されとも勘解由か事は世に普く知らす才藏か故事は人多く語り侍るも口惜才藏後紀公に奉仕せしか牧野兵庫と論する事有て立退しかその終る所如何しらす

○亡子か夢後一夏の間祖母の尼公及ひ母なる者うきあまりに小塔形四百八十基を作り夫に各彌陀一字の明六字陀羅尼を書寶篋印の神咒ともに彼等か塚中に藏めし、中元の比碑を彫て建侍る、嗚呼とはるへき身の問ふもつれなく殊に後なき者共なれは星うつり霜かさねてふり行後の年月あたにのこりなん、其名も誰か忍ひ侍るへきなんと思ふこそいとあはれにて今一しほの袖の露おさへがたし、昔和泉式部か小式部の内侍におくれて絶ぬ泪の中に内より被物賜はりしか有しまゝに小式部内侍と書せ給ひしを見て

諸ともに苔の下には朽すしてうつもれぬ名を見るそかなしき

と啓せしとかや、けにかたちなき名は同し野原の露とも消すして事に付て呼侍るも悲し、いはんや碑に殘る文字見るに涙を洒て今はよしなきかたみと思ふもせめてのうさにや霞去雲來る誰か是あるしなる花開葉落自成空ものを

西風西月色　滿月滿懷愁　幽露秋千恨　殘名土一丘

のこしをく其名はかりをかたみにてぬしはあたなる秋のしらつゆ

○五爪龍は俗にいふびんほうかづら也、葉あま茶に似て路の傍に繁茂せる蔓草也、花も葉も觀なし嗚呼福壽草の名もあるに貧ほうかつらいとあさまし（本草蔓草の部に此草あり）戀草（韓落廻なり）忘草（萱草なり）忍草なんと名もなつかし胡荽（蠻語なり和名を小にらといふ）耆婆草（蠻語也）等は穢氣を去

山瘴を攘ふ功はあれと共名聞にくし瓜の類には金鵝蚕いとらうたく南瓜名もすかたもにくし
○胞衣を混元毬といふ亦紫河車といふは丹書に天地之先陰陽之祖乾坤之槖籥鉛工永の匡（匠イ）郭胚胎將に兆んとし九々の數足我則乘而載之故謂河車紫ハ其色也といふ、夫天地の人を生する淸は氣にして濁は形となる精血凝合して成氣足て生れ至寶共る、胞衣は臭腐の胚肧血肉の渣滓故に一旦瞥然として脱胎すれはこれを委蛻して下る、生れて既に是を藏て土に歸せしむへし然るに醫家これを盜みて藥術とす、嗚呼靈明の神府をして此穢し物に黷す事忌憚なきの甚しき事況共性大熱にして火を長し燥を增て却て人を害するに至る、亦紅鉛の澡濁精液の汚物を服して陽道の壯盛を貪るたくひ豈いふにたらんや、我國幸に此等の穢藥少きもよし、
○釋氏餓鬼に施食する時淨水を以て第一とす、儒者の祭玄酒を置意と一般かといふ人あり、然らす佛經に曰飢者心熱懊惱眠生ニ火光一身如レ在ニ火中一是心火失レ性といへり、故に淨水を加持して創火を消する法を第一とすとかや、但し佛菩薩の供に阿伽の水を用ゆるは別に意ありとなん
○永仙院殿系山道統大居士
　源晴氏朝臣の法名也永祿三年庚申五月十七日於ニ下總國宿島一逝
香雲院長山道善大居士
　源義氏朝臣法名なり天正十年壬午十二月廿日於ニ下總國古河城一逝
是今喜連川家先にして予の家由緒あり、故に彼院號を聞故記し置しか人の需によりて今亦筆して贈りし按を爰にとゝむ
○杜詩　亘絟眇十庄と庄は田中の廬舍をいふ、但し田庄とつゝけて田園の事となる山庄とつゝけては別業の事となる、我國中世封戸庄園と呼しは全く田地の事にして釆地の稱呼也
○我より金銀等をかるは假の字也、文券は俗にいふ手形なり如數陸續酬納ヘとは假し時

の數のことく連續して返辨するをいふ

○新田を開くには墾田の字新畠を起すには治圃の字也

○金龜子(玉虫也)北戸錄に甲蟲とす、按するに其羽堅くして飛ざる時は甲蟲のことし故に云かと、予曰凡龜鼈等の甲蟲外堅くして內は肉のみ、玉虫も全身堅して肉虛也是を甲蟲といふも宜也

飛蛾も亦此類蜩蟬全身堅けれとも其羽薄故甲蟲といはざるにや

○蟲類甚多くして知かたく風土により見もなれぬ虫あり異邦もまた然と見ゆ、蚺蛇の足なくして行き蜈蚣の多足なる蜘蛛の巧に蚯蚓の愚なるおのかさまさまに形も才も各異也、されば木螺は(古今注採蘭雜誌を引て是をいふ結草虫とも裏衣夫人ともいふ)草木の葉を折屈て巢窟とし、蠰蟲は口より糸を出し木葉をつゝりて枝條に垂て巢とす、一種のことくして別虫なり、蜘蛛の絲用をなさす却て共類を害し合ふ故に唐の王守一は每に蜘を惡みて殺せのとそ、蠶の糸のみ古今大に世に益多し、松虫鈴虫の淸音秋衣の耳を洗ふに足れり、嗚呼蠐螬の見にくき斑猫の恐るべき蒼蠅の憎ましく蚊虫の避かたきなんと世の奸邪小人にたとへつへし

○七觀音の中准提は佛母なり、金剛智儀軌に兩臂六臂八臂十臂十八臂三十二臂八十四臂等の說有胎の變相の像は八十八臂也(表衆生十八界云々)

○閩の風俗濕疫流行すれは必巫覡をして祈禱をなさしめ病癒れは巫紙糊舟を作りて水際に送る、此船每に夜を以て出居人皆戸を閉てこれを避く若夜行の人々是に遇へは徑に行て不顧(五雜俎十六)とかや、我尾西津島の社六月十五日の夜束蘆を川に流し送るも是ににたり(異邦の紙糊舟は邪術なり我束蘆は此たくひといふにはあらす)

○巫覡か奸いにしへより盛んなり、然るに上西門豹あれは河伯婦を取の媒を絕下夏仲御あれは丹珠皷舞の勢を失す、君正糯を獲て一郡の巫風息左震銷を破りて山川の邪崇消し天師杖して甘雨至り揚娟斬れて

火妖絕たり、我國秦河勝妖巫を切て常世の虫再ひ祭らす藤高房奸覡を罸して瞰心の毒終に止にき其他史に見えたる所一二にあらず、是世間第一の妖惑にして良もすれは人猶是を信して不已邪神とし禍災を攘はんとす、嗚呼にして理を燭す事能はざる故に和漢此惑ひありて妖巫奸僧に誑誘せらる恨へからざらんや冬至攻ニ天神人鬼一夏至致ニ地祇物魅一者三代已有レ之出レ禮後世邪術不レ同歟

○五穀（月令ニ黍稷麥豆トアリ其他異說多シ）

禾䅟（アサノ實）　粟（アハキビ一ニアラズ）　麥豆（豆ノルヰ甚多シ）

八穀　稻　黍　大豆　小豆　大麥　小麥　粟　䅟（小學紺珠）

九穀　稷（ウルシキビ）　秫（モチアハ）　黍（モチキビ）　稻（イネ）　䅟（アサノミ）

大豆　小豆　大麥　小麥　（周禮鄭玄之註）

我神代より五穀といへるは

稻　麥　大豆　粟　稗

神代卷にかくあり是古しへより我國種ある穀類也

○人生七情　喜怒憂思悲恐驚也、亦禮記には喜怒哀樂愛惡慾といへり、心をいたましめる五勞視傷レ血臥傷レ氣坐傷レ肉立傷レ骨行傷レ筋のみかは、八邪外には風寒暑濕内には飢飽勞逸内外を害ひて暫も止事なし且色に荒酒に酬し侍るたくひ皆身心を毒して天年を待さる危哉

○人は十月にして生れ馬は十二月に生し狗は三月豕は四月猿は五月鹿は六月虎は七月虫は八月にして生る孔子家語にいへり、虫とは何をいふにや彼蠶のことき一日にはらみて即卵生す、然るに諸蟲秋を以てすたくは正月より八月共盛なるをいふ歟

○或人曰攝生の極は仙をいふ方士の說のことくならは七情を止て心を養ひ五勞をなさすして身を傷らす食淡を食ひ衣文なく居山林に住君に仕へす親を不省思を靜にして後延年を得ると、これは是禽獸となり

て生を盗むのみ人として生を貪り死を恐る故に禽獸の域に入る者は君子はせし況や命有數あり誰か天に戻りて壽を保つへき、仙術尤妄誕なり醫藥亦是に近し名醫と呼れし者のいにしへよりよく百年を保ちし者幾人かある、ともに原上一丘の土となりしをや

○秋夜なき人の住し跡見るこそ更に涙もとゝまらね、荻の露内に散て素風窓をはらひ主なきねやの荒行さまいとさひし、更過る虫の恨に來しかたの事そ猶しのはるれ、秋海棠の紅なるもうき袖のたくひかと思はれ住すてし人は昔になりはてゝと西行上人の古言すんしなから

露怪月亮亦誰瞻　只有秋風捲破簾　喞々虫聲終夜恨　斷腸花開涙淸添

むかしおもふ老の袂につゆふけて月にそうかふ秋のおもかけ

○靈祭のころ知見法師より

あたにのみ過にし年の文月をきのふけふともさそしのふらん

といひ送りける返事に

思ひやれ秋のあはれは昨日ともけふともわかてぬるゝ袂を

○至聖像賛曰、孔子天下廟祀凡一千五百六十餘所每歲春秋二祭、用二牛六豬二萬七千有奇羊五千八百有奇鹿二千八百有奇兎二萬七千有奇一、以二釋氏一言レ之則殺生者有レ罪、今我夫子饗二萬世之祭祀一每歲殺生不レ下二六萬一千六百有奇一、而其子孫愈加二榮盛一、視下梁武帝之餓二死臺城一而家無中噍類上者上、爲二如何一哉云々

嗚呼像賛の作者殺性の多きに誇る、凡そ虫を殺して自樂とし慘酷に安んする者と祭祀禮を盡すに太牢を以てする者と一ッに心得けるにや、釋氏生を殺すを禁するも亦仁の一端にあらすや孔子衍聖の奉祀子孫の榮盛は殺性の多少にあらす、聖德天に等しきか故のみ後儒の言拙し

○左傳曰蘋蘩薀藻之菜可レ薦二於鬼神一云々、詩經説約曰 古人祭禮 曰不レ用二園蔬一懼二其箴而褻一也、故采二荇蘋一以爲レ菹、藉田亦不レ用レ糞唯以二香水一燔レ柴取二其灰一、襍二麻豆一壅レ之而已云々實に圃中の諸菜每に肥

をそゝけは根蔕枝葉糞穢に染たる汚物也(李笠翁論之)古人以故神靈に圓菜を供せさりしは其汚穢をおそれて也、然るに諸獸の血肉に至りては臭穢尤甚しされとも唐土人毎に肉味を嗜むか故是をけからはしとせす、殊に牛羊猪鹿等の肉のみ歟、其腹内の穢物といへども珍味として祭の饌にさへ備へ侍る事左あらすともあれかしと思ひ侍る、我國太神宮御饌其清潔豈異邦の人及ふへき所ならんや、諸大社の神供もまた甚穢を禁す左あれは家々己々の祖先を祀るにも第一不淨を禁すへきを何の清めもなく常饌のまゝ褻汚たる器に調したる食物を敬禮もなく供へたるさま何の感格か有へきと打見るより思はる、佛氏一鉢の飯一椀の水のみ供して止むはおろそかなるに似て中々清淨なる事至れり、心あらん人は汚穢に混せし飲食を靈にすゝめんよりは一水一香を供して誠敬を盡し侍るべき事にや、すへて貧士賤人一旦の志ありてけやけく祀薦を盛にすとも後々は必倦怠りて疎なるさまに成行なん能心得有へき事也、神社佛寺の供物も今世は觀を先とし汚穢をとはす幣帛の多きと壇施のいかめしき時はかりきら／＼しく見ゆるやうにするこそ侮慢の程も淺ましけれ、ことに京師東都の寺院日に法事を賣ゆゑ一ツ供物を幾度か同し壇上に置て位牌はかりを取かゆる所存いときたなし、口にのみ一心敬禮亦は歸命頂禮なんと唱ふれ身に拜もなさす心に敬もなき法師は俳優の素謡うたひに異ならさるか、神祭も佛齋も小縁の事にはあらす神靈佛陀の感通の理は尤微妙にしてたやすからす侍るを季世は只是によりて活命する故道ならぬ事のみ多かる。

○崑崙は山の至て高大なる物とかや、其四方の風氣各異にして習俗同しからす、されは異朝南北京より朝鮮琉球等は彼山の東方にして我日本と其風土人物大概かはらす、人の形容文字好嗜の同しきのみならす鳥獸草木魚介といへとも其形狀甚遠からす、器物の體製も亦たかひに學ひなすか故相似たり、其外崑山の南北西方の諸地は其風土亦一體ありて各自異なり人物器製草木鳥獸一方々々のすかたに相似たりき其紅夷は西北のはし暹羅は南方なれは其人及ひ器物衣服等の體制同からす、紅夷は我と通商する故其國物殊に多し日本にある草木もまた傳來して植る物一二にあらす其葉皆光澤なく花實いと異様なるを以て

人の心も和漢と等しからさるをしるへきかも。

○去年中秋雲翳烟昏雨打そゝきしにゆふつかたよりは初て恨なき窓に月花の靜なるを見しすら哀れは多かりき、今歳今宵雲おさまりて風冷に天上一年の淸秋をかくさゞるさま見侍る、嗚呼光陰指を撚するか如く覺えすして亦半秋の月を待得侍るもあはれならぬかはまゐてうき袖に宿り馴し影いとゝ來しかたの秋を數ふるも悲し、夜漫々として金波滿露滾々として虫聲茂く氷彩涙に添てはらへとも落す

　苔の袖ほしあへぬつゆに宿り來て月さへかけのやつれぬるかな

と後西園寺相國讀たまひし古言誦しなから猶憂懷を四七の閑言に述

　凉夜誰知還喘月　白頭秋滿易愁人　金風萬里梯雲斷　豈得寒空玉屑珍

○孔雀經の法密家秘とせり、其實は孔雀尾蛇毒を除く功ある故に孔雀王母菩薩の三昧耶形孔雀尾あり、午王の德を稱し午王神獸天と呼ふ孔雀尾の德を稱して摩訶瑜利佛母明王といふ佛說此類多し

○學士姚牧菴年八十一旦沐浴の時妾に戲れて私す、妾曰公年老給ふ賤妾若娠事あらは家人必疑はん願はくは識驗を給へと、姚氏即題して云八十年來遇ニ此春一此春遇後更無レ春、縱然不レ得ニ扶持力一也、作ニ墳前拜婦人一姚氏卒後妾果して子あり家人其外に通して產せるかと疑ふ、妾此詩を出して時のうたかひ終に解たり、士大夫其子と侫るもの皆傳稱して笑もしとかや（學士字希聲名鉌）我國老人に侍する奸妾外通して娠めは主人を强て其子とする者間々多し姚氏もまた欺れけるにや

○僧道信か松茸の詩

　頭子光々脚似丁　祗宜豆腐與波稜　釋迦見了呵々笑　盆殺許多行脚僧

　右二條五雜俎に有しや忘れし

○大笘蓋（西宮記灌佛ノ條）是今いふ廣蓋也

東海道（ヒウカシノウミナウヲ、ツミチウヘミチ）東山道（ヒウカシノヤマミチヤマノミチ東ノミチ）

山陰道（シモノミチシモノシモツミチ）　山陽道（カケノシモミチシモノミチ）

西海道（ニシノミチニシノウミミチ）　大領（コホリノミヤツコ）　少領（スケノミヤツコスナイミヤツコ）

右は郡司讀奏の條下

馬頭慶（駒引の條あり左右相並て自埓西庭馳道南行す云々）

我熱田五月五日馬頭の稱此等による歟

童帝御服　日形天冠龍緑大袖別有玉佩

女帝御服　白御衣

皇后御服　雉形紅色青御服等

右朝鮮條亦冠條下に太子着二九章寃冠一云々

指貫　王者以下衆人所用也と云々

布袴　近代或以二綾絹一爲二袴未一知二可否一云々

今奴袴とかくはぬの袴といふ略にして奴はかな書也

后卽位日上髮着二御白綾衣一居二綺子一承二諸臣拜一女親王總角着二汗衫半臂下襲表袴玉帶等一云々

右は冠條

菊宴　承平五年十月廿日

藤花宴　延喜二年三月廿日（御飛香舍御覽藤花）

花宴　天曆三年三月十二日

此等の御宴共式繁多故略之

僧聽輦車　仁和二年三月廿五日僧正遍照也

同聽手車　長德元年十二月廿二日大僧正寬朝也

童親王勅授　延長四年十月雅明親王七歳云々
　勅移輦車之條
　　以上西宮記稜抄此外猶多けれとも略之
○犍連四書正文は錢仕州か校正せし無註の學庸論孟也、俗白本といふ犍連なんと呼へきにや
○天子神社へ御馬史とて神馬を引るゝは貞元三年に左近衛番長尾張宿彌兼　宇佐宮の御馬史として下向せし始とかや(拾芥抄等考ふへし)
○人臣宏勳徽烈を以て卿相に至るあり、康田の功汗馬の勞に依て任を受職に至るあり夫すら公務の煩猥外羅内迫して事に羈托せられぬれは素志を忘れて小人と伍を等しくせしあり、古史に載幾百人そや況諂諛の私を以て利祿を希ひ世路に奔競する庸人をや豈靜なる心あらんや、嗚呼生て爵位を高くせしも春宵一睡の夢となり或は死して追貶の刑に遇へり謚を忝して身後の榮あるも故あれは奪贈の罰を得、しも少からす夫榮辱定なく究達亦常なし
　　よの中よとてもかくてもすこしてん思はしいはしさだめなき身を
○劉氏か鴻書に琉球の衣以鬪鏤あり驕之民は鹿皮に木葉を貫て衣滑國に羊皮を紙とし、嘉良の夷は皮を以て船とし三佛齊は耶葉を以て瓦とし晏陀蠻蛙甲を以て兵とすなといへり、四方異俗の風同しからさるもの是等を以てもしるへし、我國新婦ある家の初春其夫に水浴せて祝儀とし新婦入來る時礫を打ちなんとする俗風を唐土の人聞は訝りぬへし、
○或問釋伽の涅槃像は唐土より傳來の圖かと、予曰涅槃像は明惠上人の涅槃講式によりて兆殿司始て圖せる所なりとす(東福寺の大像始歟)諸寺の什寶唐繪といへる物尤拙し予曾て黃蘗の千凱及唯一雪二等に問ふに異邦の死佛の像あれとも日本のことくなる涅槃像を見すといへり
　按するに涅槃會上五二類のすかたにもあらす、且阿難は釋迦に先達て死し迦葉は他所にあり然るに涅

槃像此二子を描くも非かと覺え侍る

○亦問金胎兩界曼荼羅の繪唐土にも同し如く描くやと答ふ今異邦密宗荒廢せり何そ有へき、異邦むかしの曼荼羅は紫地に金泥を以て諸尊を描く高尾山に有し九輔曼荼羅是也、弘法大師靑龍寺に於て五彩を施して兩界を圖し東寺の灌頂院に安置せらる是そ彩色現圖の始なりける、此曼荼羅朽損の後大勸進の沙門願行房畫工堪典主をして寫し圖せしむ今東福寺の安する所なり、是等武州龍山の僧空辨の記等に見えたり

昔唐開元廿九年に不空三藏渡天し五百餘部の金剛乘を傳授し天寳五年歸唐の時龍智三藏の手より九輔曼荼羅を相承せしとかや、安然の對授記覺起の東蔓荼羅等に委しく見んたり

○用以法師津田某逝せられし時日頃茶の湯を好まれしすかたを例の風顚漢の筆にて書置し一紙頃日友なる人見せ侍り往昔底意なく言むつびし事も思ひ出され書とゝめ侍る

世には初むかしのことくしのはれ給ふ人も竹の輪の短きよを捨て身まかりたまひけれは淚は水こほしにあまりて

中立とおほしめされて今一度かへらせたまへ死出の山路

同し人賴みし方の童額に角立し時參りたまひて　霧はれて岩角みよし男山

かゝる口號み多かりしも今は名のみ殘してはかなきむかしかたりと成行侍る

○問茶人利休に居士號を勅授ありしと如何、實に然り正親町院仰を蒙りて茶器を製して獻せしかは叡感有て居士號を賜はりし抛筌齋と號す、利休氏は千與四郎といふ剃髮して宗易と稱し亦不審庵といふ織田信長公采地三千石をたまはりし

○春日井郡吉根山龍泉寺山本名は龍御山也都笠内人歌に

あまつかせさそひつれてや下るらんたつの御山のゆふたちの雲

○庚申の事佛經になし但妙見儀軌に庚申の夜妙見菩薩司命錄等を率ひて天曹に上るといふ事是も又道家の說を浮屠氏附合せしと見え侍る、妙見は北辰の事我國昔これをまつる事を禁せられし事日本後紀に見えたり、後世大內氏家の祀典とせし今は所々に是をまつり侍にや

○大坪道禪は鞍鐙を作る事巧なり伊勢伊勢守平盛繼此工を傳ふ鞍作の元祖也元弘年中の人也

○馬藝に八條流どいふは修理亮房重よりはしまれり天正年中の人也

○星崎の浦星の社はむかし此所へ星落て石となりける故所の名を得侍るにや、其石は今南野の民の長の家にありといへり、今亦熱田の御神を此近き邊にまつりけるに天の七星光を放て降り給ひしより夫より星崎の庄といふ此祠をもあかめ奉るといふ、不審夫レ星の落るといふ事を天文家に流火落て其氣こりて金石の形をのこす星宿落るいはれなしといふめる、我國昔北辰の祭をなしける事多し道家は大乙と稱し釋氏には妙見と號す大內氏代々此祭を尊ふ事をせられし、末裔山口氏こゝに住せられし事もはへれは北辰の祠なと立られしにや、愛智郡神名帳等に此社見え侍らねは近世より祭りけるか知かたし亦鹽谷の神とて側に祟む是は昔此浦にて初て鹽燒し人をいはひ伊奈槌の翁とかやいふよし聞侍る、

○神輿山は熱田神輿を此岡に出し御祀りつかふまつる古き地にて八月放生會は此時の神事を傳へけるとかや

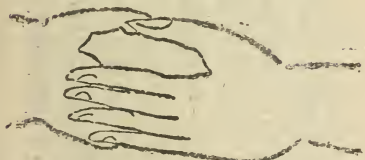
○合掌は天笠の法



淨三業の印是ナリ
蓮華合掌人佛三摩耶印勢至本印是諸
菩薩通印ナリ



金剛合掌前普禮著坐
等ノ印
本尊讃懺悔發願是普
供養印也凡海印習密
宗秘シテ相傳ニアラ
サレハ爲事能ハス但
二印佛者常ニ用ヒテ
傳ナケレハイツルヿ
アリ



是禪波羅密法
界印ナリ後日
ニ禪者ノ定ハ
常ニ是ヲナス
亦相傳ノ爭ナ
シ印理ノ如キ
ハ密意ニ傳へ
ナシ[illegible]

○伊勢の子良鹿島の齋は月のさはりしらぬ少女なり、嚴島の内侍は年老迄も仕へ侍るにや伏見の桂姫は代々同號を傳へ神功皇后の靈を奉祀す、されは媛は家主の如にして其夫は家司の如し、男子生すれは他に養はしめ女生るれは頓て家號を繼しめ侍るとかや、時々東都に參り諸家へも出入す錦にて製せる帽を戴く傳へ云神功皇后三韓御征伐の時服しましませし御冑を學ふとかや

○熱田太神みゆきの時神輿紅の長き組綱二條を懸て尾張氏人及ひ神人率て渡し奉る石清水の神輿も是にひとしひのみつなと稱す(日の御綱又は緋の御綱なりと云々)

○榊に懸て祭る榊は後世の御㞐の如し直に榊を神體とするにあらす春日祭の御神鏡を懸奉るにて知るへし、神行に先立て捧ゆく榊は是幣(ミテグラ)にして太玉串と稱す、されは唐土にもかゝる類あり宋の沙隋か社主置き所の木を以て刻て主とすといひし、朱子書所の木を以て主とするは世俗にいふ神樹の模樣の如し、木を持來り栽て主を作るにはあらす其地にある所の木を以て社に名つく櫟社枌楡社の如しといへり、此我國三輪の杉と一般の事か是は其地に有所の樹木其土地の氣を得生長す、故に神氣自寓せり故に是を主とせり祭は古昔質朴の風なり宮殿に神靈を祠りなから外に榊を栽てこれを御體といふは理に於てあやまれり

○木曾の懸橋は波計の橋をそれとさしていふ(もとは湯船澤に有し)洪水には岸を崩し橋なかれて往來の障多かりしも我敬公慶安元年に大石をは水の障りなきやうになしたまへり誠に千歳の御賜なりけり

○伊奈川の橋廿三間今木曾路第一の長橋是柱なく三重のはね木を兩岸より出し水尾桁九間持はなしかかれり(水際に至り五間三四尺云々)是も敬公有司をして懸させ給ひし

○益山といふ所に東源寺といふ地あり、いにしへは益田山東源密寺とて古き眞言の道場(十餘坊有と云々)一旦大地震にゆりしつみ跡なく池となりけり、其名殘加納院一區わつかに殘りし益田の社とて赤染右衛門の集に和歌に讀殘されし御社もいと神さひて見えさせましますす(尾州中島郡也)

○中島郡有松村近く松の數々見えし杜を八面の社と呼侍る、昔此處に八頭の鬼神住しか愛智御曹子といひし人此鬼と双六打て勝れし後鬼力盡て人をあはれむ神となりしか崇めて一祠をまつり侍るとかや、凡そ村里に傳ふる口碑かゝる類多しそのかみ命を蒙て國志を修せし時此里よりかく書出せし、されは愛知下總寺源義成(則武庄司)をはしめ御曹子と呼者右衛門尉範成左近將監義保等共に愛知と稱し子孫も世に侍る(有松村に有といふ)然るに八面鬼の事は文にも見えさるにや

鹽尻　巻之四十六

○元至正十二年紅巾の賊起りてみたれし時江南の吉安放城に贖家の婦賊に得られしか其志をけかさん事を恐れ一兒を刄し壁上に絕命の辭を殘して

經渭能分濁與淸　妾身豈肯墮風塵　孤兒未必從他姓　一女何曾侍二人
白刄自傷心似鐵　黃泉要見骨如銀　深山落日猿啼處　過客聞之每慘神

自盡せしとそ、丈夫といへとも敵にくたり名をけかす多し婦人としてかく貞烈なるとあはれむへし

○我俗いふ南都興福寺に花原磬といふ打ならし泗濱石といふ硯ありと甚尊ふへし、王應麟か玉海に云く通典云泗濱石可レ爲レ磬近代出レ自二花原一云々花原磬は泗濱石にて作れるものなる事を知らさる故謬傳せり、今唐土より泗濱石來る其音淸亮なり、按するに我府城東高岳院に古石塔有（酒井氏の妻法名知月妙慶此石を打は音鉦のことし諸人ひたすらに打て褻瀆(ナレケガ)せし故石塔を代て彼音ある石をは外に隱せしこれ疑ふらくは磬に作る石なるへきを不知も拙し、玉を知らすして足斬れし卞氏か事も思ひ出られはへる、

○七島席（琉球むしろの事）本草附錄に所謂茳土一名は江籬子是也燈心草に似て三角なり、席とする事唐土の書にもみえたり、

○孔子家語に果屬有レ六而桃爲レ下祭祀不レ用といへりいぶかし、漢唐には桃を五果の一ッにして殊に目出度ものとす、いかにして祭祀に用ひさる夫レ桃は鬼を避る物故鬼神に薦めさるか書して以識者を待

○近年柚の如にして甚大なる果あり、ザボンと呼又はザンボといふ長崎人は阿蘭陀みかんといふ本名如何、曰是橘譜に所謂朱欒これ也其大なるものは圍尺三四寸に至るといへり、亦曰信濃柹とて小き柹あり唐土にては如何いふにやと曰これ君遷子の事也因に柹の文字を記す

樨（ミヅノキ）　醂柿（カハレカキ）　烘柿（ツヽミカキ）　木淡（キザハシ）　白柿（エダカキ）

○周禮云春秋禜（禜爲命ノ切音詠又平聲干平ノ切）
禜は禳風祭雨の名左傳に云ク山川之神則水旱癘疫之災於レ是乎禜レ之、日月星辰之神則雪霜風雨之不レ時於レ是乎禜レ之云々日甚てりて旱魃し雨大に降て水溢すれはもと只日てり雨ふりて天地の氣時ならされは疫流行して人を病しめ物を傷る、禜は天地の氣を順和する祭なり水緣の事にあらす

○豋巴（音謹）瓢を以て酒器に作り婚禮に用ゆるを豋巴といふ

○朱子不自棄文大篇は婺源祝氏か爲に述せられし頑惰を警め奢傲を懲すへき事は天下後世の爲のみ明嘉靖二十年貴州老參議卷尾に一語を添て梓行せし（我東都板あり延寶五年の判行なり）

○讀孝經

星彩滿天朝北極　源流是處赴東溟　爲臣爲子不忠孝　辜負宣尼一卷經

宋洪邁か萬首唐人絶句の六十九にあり

孝經刊誤の和板は山崎敬義翁明曆二年に梓行

○下に元の字ある年號改元の歲をは一年と書へきにや元史（二百八）世祖文至元一年と云々

○亡人の何くれと書おける筆の跡を見侍りて（朝熊登山記長湫溫故圖等多し）

みるめうきかた見の浦のもしほ草袖ぬらせとて書とゝめけむ

殊更琉球王子來朝のさま聞まゝに書すさひ有しを或人彼在世の志をむなしく止なんも無下の事也、遺れるをひろひて一卷のかたみにもせよなとあなかちに諫めすゝめし、ほしあへぬ袂にまた露おかんもよしなきわさなからうたて夢後のかたみとならはあつめ物せんとて露ふく風を待てやゝ篇をなし倚鳥記事と號して友にあたふとて書し歌

かきわけて露ちる袖をしほるともたかみつくきのをかのさゝはら

○出て街頭を望めは豕心名利の客東西に馳せ冶容失路の漢南北に迷ふ、入て砌下を回れは金桂靜けき風に薫し紫蘭落そふ露にかたふく、獨座四境の聲を聞は彎弧撃刀の聲あり絃歌蹴鞠の聲あり或は轉經念佛の聲或は童謠兒童の聲す、嗚呼夫德を觀へく功を試へし樂しむへし哀むへし車馬のいそかしけなる雞犬の里ひなれたるは常にも聞なる秋風廢荷にわたり旅雁暮空につらなる蕭々瀝々として愁聲耳につらし、暫閑窓に眠れは萬籟ともに止んで四壁寂たり覺て殘卷をとれは凉床月白く只隱々たる一聲の鐘をきくのみ、夫騷靜は外境にありて一心毎にこれに誘はる思ひ止さる愁喜もまた虛妄なるか、時去りて夢のことし方寸凹凹なき時は何をか求め何をか厭はん綠水巧描岩下月白雲遙送雁頭山

○三部密記五智の事委し法界の一體性轉して四智となる

轉㆓第八識㆒成㆓大圓鏡智㆒　佛陀部
轉㆓第七識㆒成㆓平等性智㆒　金剛部
轉㆓第六識㆒成㆓妙覺察智㆒　蓮華部
轉㆓第五識㆒成㆓成所作智㆒　羯磨部
｝白淨無垢識(法界體性智也)

是住一大法界休性現五相成身妙智發生三十七尊乃至界會一切聖衆萬像形色等くた〳〵しけれは略す

○越路にうつり住ける人の便につけて文おこしけるか我居北海君南海寄雁傳書謝不能なんと山谷か古き詞なと書送りけるも折からあはれに覺侍る名月の頃返事遣はすとて

君惱北海我南海　秋月秋風不舊秋　旅雁一聲暮烟裏　江山千里淚雙眸

○扶竹はふたまた竹也、王子敬か竹譜及ひ瑯琊代醉等に見えたり

○緬茄(眼茄の事也)平氏景苑群芳譜滇南雜記なとにあり、子むかしうへし二三本生せし半夏の生立の如なりしか秋の末に皆枯侍りし、これは南方の濕地にあらては長せさる木にや

○繪の具綿臙脂はおときり草の生葉をしほりて其汁を綿にひたしかけほしにしたる物也、紫ゑんしとて土のことくなるは蘇木の煎汁を極末の石炭に和したる也古しへの繪の具にかゝる物なし

○十姉妹（ハコネウツキ）花譜には綿箒花ともいへり（此花今一種あり花小きものはすへて赤し）榛は俗にいふはんの木也

○杉槙の二字たかひにスキともマキとも訓せりスギとは直木の轉語也、マキは眞木ゆかまざる謂和歌にまきの戸と讀るもまき立山なといへるも杉の木の事なりとかや

○藤澤清淨光寺現住の僧廻國するを遊行上人と呼、山崎敬義の詩に遊行遊食是横行ト類書纂要に色取レ仁以合ニ時好一連ニ黨類一立ニ虚譽一以爲ニ權利一者謂ニ之遊行一よからぬ稱呼かといふ人あり、佛者にきけはこれ浪蕩遊食の妄行をいふにあらす、般舟讃に淨土の相をいへるとて或座或は立遊行觀劍處唯聞說法聲といへる文字也、觀欣悅懌して常羊するをいふといへり、

因に云時衆は其寺開祖の號を代々僧の名とす、藤澤道場他阿彌と稱し我尾城西萱津道場は梵阿と稱する類も諸國皆同し、生る間は其阿と自稱す【割註】其阿とは私に稱にあらす彼宗の貫首を他阿と稱し末寺の內上座を其阿其次を覺阿と稱す是貫首より免許の號也」亦遊行上人は現住の時寺に住せすして他州をめくり專ら歌學を業とす諸宗になき風俗なり

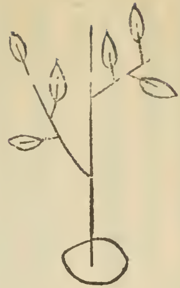
○日本書紀天武紀遣ニ多禰島使人等一貢ニ多禰國圖一其國去レ京五千餘里居ニ筑紫南海中一切レ髮草裳粳稻（モキタリイネ）常豐一植兩收土毛支子莞子及種々海物等多云々續日本紀ニ天子五年多褹島能毛郡大領安志託等賜ニ多褹後國造姓一云々

按するに此時は多禰ヶ島は一國の列なり後薩摩國に隷す、今よりこれを見れは今日琉球日本に隷する如き歟（島圖此所ニ入ルベキナレド印刷ノ都合上次頁ニ載ス）

○鳴弦の札に甲弓山鬼明王と書す是何そや、予曰是近世射家者流のする所駿州淺間の神人安部氏傳我府の士傳來せり、其符家書と誤れり我府下眞福寺藏任瑜法親王相承自筆の天刑星の秘符に [illegible] 尻 の字及 鬼 なんとあり

是等や據なるらん兩界の曼茶等にかゝる明王なきに尾此字を弓に書あやまれる歟

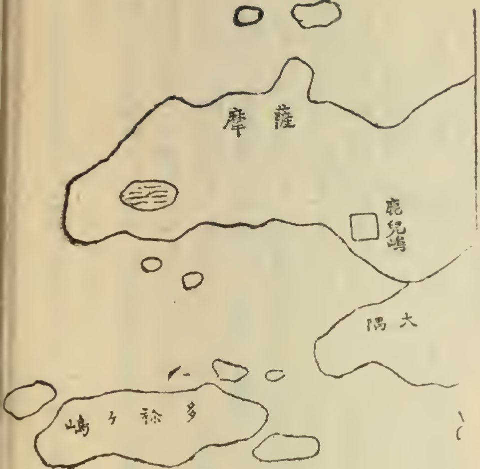
○尾州長久寺大壇圖



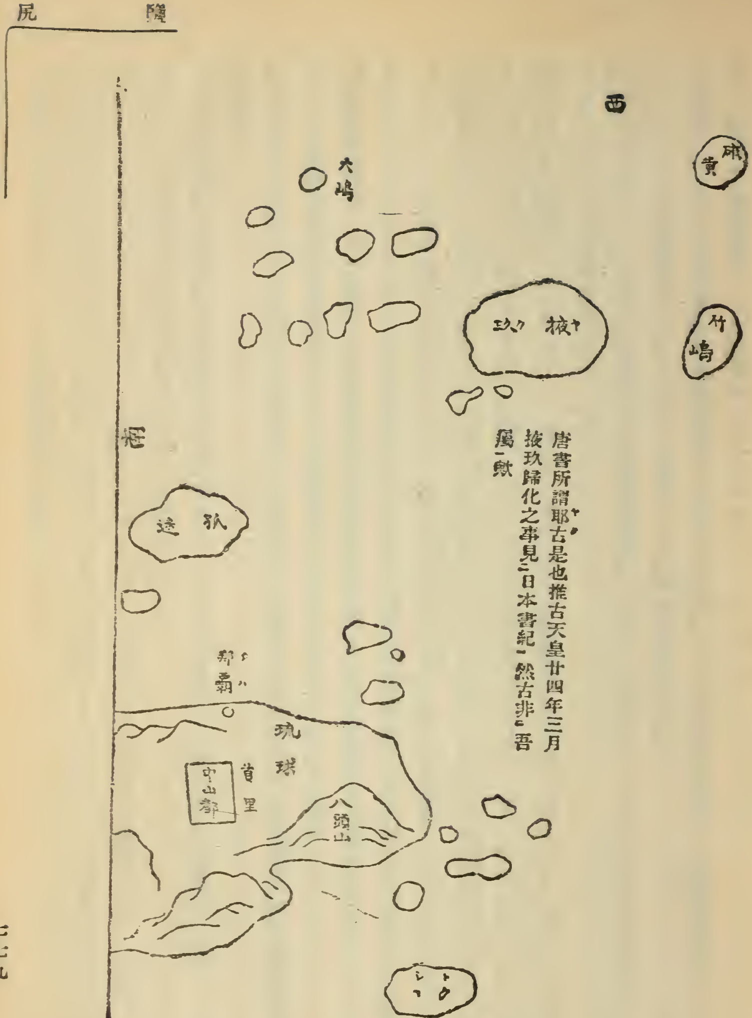
如此

○灌頂五種三摩耶　一見曼茶羅結緣灌頂　持明灌頂　傳法灌頂　三種之灌頂　王摩頂灌頂　二授記灌頂　三放光灌頂

是は大日經具緣品其外秘藏記にくはしくあり、此外には流灌頂なりといふありこれ密家に用ゆる灌頂と甚別也、一見曼茶は是兩部の曼茶羅初拜する儀なり、結緣は作法具足せす授花し一印一明を授かる



國造本紀作多褹武備志明音他尼云々多褹昔有二能滿馭謨熊毛益救四郡一天長元年九月三日大政官府停二多褹島司一隷二大隅國一云々見二類聚三代格第五一


西
硫黄
竹嶋
大嶋
掖玖
唐書所謂耶古是也推古天皇廿四年三月
掖玖歸化之事見日本書紀然古非吾
屬歟
那覇
琉球
首里
中山都
八頭山

也持明作法具足し得る尊之儀軌を傳授する也

○覺禪集（長野萬德寺にあり）諸天の形像殘らす有之辟飛する法水加持樽之助七枚起請の侍早に一八釘大星早鍋　千里槌行法　水分法　大傳不二法　肥後九字勝負合刀利劍　神道兵法　（山伏ニアリ）神道手タキ法　（上々日）役行者法（萬狐化生諸一卷札守書）

○十鬼之大事　近代青面金剛脇士善尼師童子を用意誤りあり、善尼師は毘沙門眷屬なり右童子あやまれる歟

○摩利支天の扇卍カク尼羅集經第十一に見ゆ卍の事則天皇后の胸に書し故實信天翁說に此卍字の事陰陽普く巡る形歟、谷響集にも見え申よし此書日本天竺とに有事かけ合て書也

○密家の僧云三面六臂の大黑天神の事は軍神を守る（大日祖疏奪精鬼を降伏するといへり）二臂の者は具福を祈といへり共に大日の敎令輪身なり、太々ロ賑野呵哩帝母といふは二鬼巴贖野は乾達婆なり呵哩帝の交にして如意輪觀音の所變と云々、故に如意輪の夾侍に鬼子母神儀すること有となん

○毘那夜伽天は荒神の事也、宇賀夜は白蛇と譯し或は財施神と譯す元龍神也、辨才天とは各別の事なれと中頃より辨天の像を作り頭に白蛇をいたゝかしめて蛇にあらず、亦今青面金剛の頭に猿を作る我國の作意也本は髑髏をいたゝかしむる像也、六字明王も青面にして猿のかしらを頂き三面六臂也これを取たかへたるにやと密家の僧のいへり

○佛經の題上に孔（佗字は執持也）乃（羅字法布也）此等の字儀安んする事義論か能斷金剛論に見えたり、ハハの字を並は此略但し次は文字にあらさる事谷響集に辨せり

○釋尊太子たりし時（十七才）三妃を入る其一を瞿夷といふ（譯明女）其二を耶輸陀羅といふ是羅喉羅の母也、其三女を鹿野といふ瑞應經に見えたり

○地藏菩薩は諸儀軌を考るに左の手に寶珠を持せしめ右手は世無畏の印也、或は右手に寶幢を持（寶幢

はもと地藏歟三摩耶形也）今専ら右手錫杖を持する事儀軌にはなしと密家の僧語り侍る、他宗の僧はかゝる事知り侍らす

○招寶七郎大權修理菩薩は元阿育王經に出たり、阿育王の弟にて阿育八萬の塔を諸州に置これを巡拜する形也（舍利を守護する神也共實は帝釋なりと云々）此神の事捜神記にも出たり其外禪家の書に見ゆ招寶山は大明一統志にあり大權修理菩薩の謚號は梁書に出ると

○尾州熱田鄕に四所觀音堂あり東南は宮谷觀音（古は神殿の南にあり今ははたやに移）西南は夢違（ユメチガヒ）觀音（元は神宮寺境内にあり近年今の地にうつす）東北は澤觀音（元は高倉の艮にあり近年今の地にうつす）鷲峰山觀音（是むかしのまゝなり）是をいにしへは四觀音と稱しけるとなん

○天台法花宗牛頭法門の要纂（一卷）傳敎大師所撰と云々然れとも山門の學徒非レ所レ用修禪寺相傳の私註（一卷）これもまた同作云々此等の書文意甚拙して傳敎にあらす、臨終の時唱ニ南無妙法蓮花經一なといへる事日蓮黨か筆せし所と見えたり、且台敎の觀心に違ひ山門の傳敎に非さる事一二に非す題名の五重の一心三觀はすへて邪觀にして正意に非さる也世間にかゝる書多し、天台家をあやまる者大槩日蓮か邪徒の造言也維摩院の僧都智鋒のいへるとかや、右の書實にもつたなく延暦前後の文字にあらす愛染明王の事なといへる偏に立川邪流の密家の說に似たりとかや、略法華とて方便品十如是法師品の說法空の文玄比壽量普門の文なと抄し涅槃經の永斷生死の文なと撮て本師御承なと書こそ無才のさま見え侍れ、世にあらゆる略法華義は日蓮か徒は天台大師の述といへと後世僞作なりと山門の僧衆はいへり、凡日蓮か書籍にはかゝる贋物多し是は天台の御作彼は傳敎の御傳授とて己か邪流を書のせ愚夫愚婦を誑らかして傳ふるこそ尤惡むへき事也、三大部の外は宋の導式の法華三昧義の勘定元懷則か佛心印の記則智旭の諸書及ひ今講朝成時か八不道人傳なとを見よ、日蓮か如き偏邪なる事はなきをや（智旭傳袖灌公人部に有）愚夫愚婦をたふらかすといへとも日蓮幷一向坊主はおのれ至愚なる故に實は邪正善惡をしらすおのれもよし

と思へり誠にあはれむへし共徒の男女猶不便なる事也
○朝廷歳首の御齋會大元帥の法行はる（自八日至十四日古しへは治部省にして行はる）醍醐の理性院此法義修せられ侍る（一七日修法の間奉書を被下）仁明帝の御時山城國小栗栖の掌曉法師入唐（承和五年）華林寺の元照法師に此秘法を傳ふ甚深の法とて異邦都外不出の修法といへとも掌曉の法器に依て傳授有しとなん、歸朝の後小栗栖の法淋寺にして始て修法あり、文德天皇齊衡年中天下大旱せしかは勅して神泉苑にして此法を行はしめ給ひしよし古記に見ゆ、此本尊の像は則王部にして秘密の傳ありとそ六面（頂上の一面は如來面也）六臂（兵器等種々の持物あり）惣身紺青にして紅赤の二鬼をふむ像上に雷公（左）雨師（右）下には不動（左）靑面金剛（右）に圖す（尾府下北野山眞福寺の藏中に古像あり）されは此明王は雨師飌伯雷公母の主宰歟春秋公羊傳に皇々上天照二臨下土一集地之靈降甘風雨庶物資生各得二其所一云箕星は風を主とる畢星は雨を主とる中華これをまつる我國廣田龍田の神祭は風水の神祭りて年穀をいのりたまふ亦等しき也

内裏此法壇上のかさり皆兵器獨古杵三古杵と常のとはかり有と云々

○和州當麻の曼荼羅は孝謙女帝の天平寳字七年六月廿三日出現と云々、近年黄檗山萬福寺四世獨湛禪師此變相を深く仰き中華にかゝる曼荼羅なしとて悦峰和尙（今萬福寺住持なり）をして一幅を寫し圖せしめ元祿十四年（辛巳）淸朝に贈られし、彼國福山王命して是を板に彫しめ天下に流行せらる且術抗東林の槃譚禪師に其記を筆せしめ以て雲棲蓮池大師の塔前に揭られしとそ、さても變相出現の後九百三十七年に當て遠く異朝へ傳へける事時あるかな

○歸命　香象超信論疏曰歸是敬順義命諸佛ノ敎命云々

○禁斷日蓮義の返答に中正論を出せし甚支離にして邪義彌多し、其書に人吉庶の字あり含庶の二字を書あやまれるを知らすして三字になし分れさる文字を書て物笑と成侍る、かゝる文盲の愚坊主等禁斷義を

破せん事己が量を知らさる大愚妄、也含庶見は俗にいふ子供に飴をねふらすといふ意也これを知らさる
取不便也

南北顯正論の返答を見しに傳敎大師の末法燈明記に末世に持戒の比丘あらは市中に虎あるかことしと
記せるを市中に虎あらはあしき事とのたまふやうにいへり、されは珍らしくよき事にかゝる事をあや
しく心得たる實にわらふへし、本願寺の創謗錄にも顯正論の返書の如し、かゝる愚昧の邪徒共諸書義
理をわろく心得佛意をあやまる事不便に哀れなる事心ある人は悲しむへし

○辨才天梵語蘇羅婆嚩底蘇、羅は妙也婆は辨なり嚩底は才なり是を妙音樂とも譯す、凡そ此天の三摩耶
形は琵琶今世才の字を財となし福神といふは非歟、吉祥天そ福を授けたまふ天也辨天は智を主とりまし
ます其本地はともに觀世音にして智福は其作用なり

○釋氏斷食の說西域傳に見えたる事及蘇婆呼經蘇瞿陀羅集經等及ひ說谷響集にあり、亦斷鹽の說は穣塵
は利童女經に出たるよしともに無垢淸淨ならしむる爲也、弘法大師承和二年三月十五日の遺告二十五條
の中に斷穀醫の事あり然れは近世の新義にあらす

○弘法大師の投筆といふは本朝神仙傳に應天門の額は大師の書せ給ふか應の字の上の點を落し給ふ、額
を上げて後大師筆を點し遙に投たまふによき程に點すはれりと云々

○口寄神子の事弓を以て占をなすは奇古語にも見え亦古事にも此類のよしあり、弓を以觸す事有年竹折
も弓になすは後也、口寄神子は中山流の寄きとう筋と近く見へていやしき陰陽師の仕出したる奇術なる
へし取にたらす

○仰大元明王の法の事は法淋寺の常曉入唐して傳へたまへる密法にて傳授附屬の儀式大切也、されは東
寺の一長者眞雅惠宿蓮舟寵壽命勝泰舜まて大元二流右の如し、將門調伏の時泰舜劍輪の法行はる彼軌射
の中に土印あり其印を結へる時壇上の獨古杵忽中よりほつきと折にけり、其日將門誅に伏せしとかや其

折獨古今にいたる迄猶殘て門流是を傳ふ

○今世念佛講とて寺院亦家々にも男女あつまりて同音に稱名する事は後村上院の時京師佛陀寺（淨土宗）に於て勅して念佛講修せしめたまひし由彼等の記にあり、然れは正平の頃既に此事あり永觀律師の往生講式なと始といふへきか

○蘇利那は日神の梵語蘇摩は月神の梵語飜譯名義集に見えたり、亦日月を觀音勢至といふ事密家の秘旨と或眞言師の云、日ハ本地如意輪精靈辨才天女月ハ本地地藏精靈陀祇天明星ハ本地虛空藏精靈雨寶童子

○陀祇尼天は琰魔羅の屬にして其種類一ならす鳩槃荼毘舍闍等の如し、人の肝膽精氣を噉食す然るに地藏大士慈悲を以て其相を鬼類にひとしくこれを招して人の爲に腦害をなさゝらしめ給ふを本主の陀祇尼天とす（正流の密家にまつる是也）其鬼類の實者外相を現するに悉伽羅野干となる、季世大方野干を祀りて陀祇尼と稱し福を求め幸をいのり或は稻荷と呼て幣帛を捧る族多し

○摩訶伽羅天（大黑天神本地大日）其妙用一ならす就中三面六臂の相あり、是陀祇を降伏す是夜叉の形相を現して一切妖鬼魔類を伏せり亦摩多羅神と稱す【割註】三面六臂は戰陣を護り一面兩臂は福祥をあたふと云々摩多羅是は女なり諱日諸天に七母神あり是主となる故也七鬼神と化して疫を行す故に密家摩多羅神の修法して疫病をはらふ秘有」我國摩多羅の神像幞頭を蒙り皷を撃容なり三輪大黑の像も六臂の內其本手は皷を撃つ有樣なり然れは摩多羅と大黑一體なる事しるし、台家には摩多羅神の本地を阿彌陀とす慈覺大師入唐歸朝の時船中に現形し誓て引聲の念佛を守護せり、故山門常行三昧堂に此神をまつれり依て本地身を西方教主とす

○遠州秋葉山觀音は行基菩薩の作にしていと古き靈場也、三尺坊は三百年來山に祭る信州戶隱は飯綱を勸請と云々

○密行の增穀醫を斷事弘法大師の遺告也、蘇悉地經蘇婆呼經及諸供養法の義軌に其旨あるをもつて也（今

臨　尻

扠の義軌等に見えたり）

（顯密の宗に灌頂といふは五瓶の水を頂灌受式傳法也

○彼岸の事延暦廿五年二月初る中華には無之事とかや

○吉備津の釜　備中國吉備津宮に釜殿といふ大なる釜あり、所の人吉凶を伺ふに社人玉襷をして一つ幣を釜の中にうつし法を修すれは釜鳴動す其ひゝき數十町に聞ゆ其音によりて成就不成就病人全快否を考ふるとなん或人かたりき此社は備中加陽郡の內板倉川の東備前の界なりとそ

○土佐國鹿伏明毎年二月九日大雨風にして夜に入て大に荒れ明方よりしつまり翌十日極て晴天なる事例年たかはす土俗其夜は神軍有といひ傳へて戶外へ出す籠れり、翌日社頭の邊にふしきなる矢根あり尖矢またかふら矢なとさま〳〵の形にして大さ常の箭の根のことし人民是をひろひ守りとすとそ、回國の僧なと拾ひ得て來る事有

○淡路國由良の港の南西海中に周り三里計りの小島あり、此所に平生（ヒラハヘ）といふ大石海へさし出たる方三間計の平らかなる石あり每年六月三日由良の八幡の社僧來り此石の上に供物を備へ祭儀を修すこれを龍王祭りといふ此節に臨んて彼石のほとりに大小の龜數萬より集て水面をふさく祭事過ぬれは殘らす忽に去事今に至りて例年違はすとそ

　按に此島は牟（ムレ）島なり島に秦武文か伴ひし御息所漂泊し此所に流れよりはしめて上り給ふともいふ傍に小祠ありて今辨才天を祭るとなん

皇太神宮內宮

　垂仗天皇廿六年丁巳鎭二座伊勢國度會郡宇治五十鈴河上一持統天皇四年庚寅九月遷宮（自レ茲以二廿年一爲造替二下略レ之）

○外宮　雄略天皇廿二年戊午鎭二座伊勢國度會郡山田原一天武天皇朱鳥二年壬辰遷宮（下略之）

○太神宮司神事供奉日記(三卷)は太宮司從五位下大中臣長則朝臣の家記也一卷は四條院延應二年正月より十二月に至り二卷は仁治四年(二年三年闕四年は即寛元元年也)三卷は後嵯峨院寛元四年の記也(二年三年の記闕)度會延佳長則自筆の本を以て慶安元年の春書寫し元祿八年の六月印行せり其書中一二を抄す正月元日宮司自二晦夜一參二籠內宮一殿一云々參着御前石壺八度拜拍手別宮拜云々事畢之後參外宮云々

按するに大司神拜元正先內宮にまゐりて後外宮に參らる外宮の祠宮勤もすれは拜禮皆外宮先のよしをいふはあやまれり、外宮の祠官はおのれか奉祀の官故元正に外宮に參り二日に內宮に參る是をおしなへての例とするは非なるか、御祭は故有て外宮前日祭る

其後參離宮院云々向秡殿大松下內宮禰宜云々

諸人年籠と稱し太神宮に詣す元庶人の事にあらす任拜禮各座云々朝拜如例三八度拜也云々

延佳曰司家舊記曰離院秡松本立札宮司二宮禰宜座云々

離宮院昔は殿舍多並立たり今は皆絕て中臣氏社のみ殘れり朝拜とは大司及禰宜等朝廷を遙拜し奉る事三八の拜とは一八度は外宮の拜一八度は內宮拜一八度は諸別宮の拜也云々

十一日旬參

凡そ每月朔十一日廿一日に參宮するも旬參と稱せり

十五日踏哥神事

雜例集を按するは踏歌は離宮院にてありし祝部舞人陪從等參るよし也、我熱田の踏哥は昔正月十二日今は十一日也、其時祝祠師神前に立て踏哥詩頌を讀其文實に舊たり神人高巾子冠を着して兆皷を振るすかた昔覺えたりかたの如くも傳はり行はるゝ有かたき事ともにや

六月十五日齊王御着河原殿云々

按するに此齊王は皇子內親王と申て後堀川院の姬宮也河原殿とは離宮の殿舍也

十八日豊明ノ神事

豊明は三祭の解齋也、是亦離宮にて行はるかゝる神事も多かりしにや今は斷絶す

閏十月一日旬參十一月廿一日旬參云々

古俗今十月或は閏月は參宮せさるといふは皆俗にして非なりとしるべし

仁治四年正月十一日今朝鹿骨三寸許アルヲ見付件ノ骨無ニ血氣一古骨云々仍無ニ血氣一者不レ可レ爲レ穢之由有ニ沙汰一遂內宮へ參り畢云々

參宮の者疑穢の事多し能古例を考へしるべし

三月內七禰宜經之自ニ去月下旬一七箇日故障伯父僧應俊先年死去而今令ニ改葬一云々

按に改葬の穢七日と見えたりト部家三十日の穢とするに甚し今國家改葬の憚一日也

以上書拔畢

○問伊勢御祭の時熨斗先伊向といふ物を獻する由是如何なる物にや、答熨斗先はいにしへ所謂玉貫鮑也俗にいふのしにて志摩國國崎より榮螺ののしと同しく貢す也、伊向は干鯛なり度會郡篠島より貢する所の鯛を子良館にて割乾して調進す

○謹案往古士庶人無レ有 入ニ太神一爲ニ私禱一者上乎、中世諸人信ニ浮屠一且慕ニ風景一詣ニ和州吉野御嶽及初瀨觀音一者多矣、其後一變亦詣ニ紀州熊野一者尤多、呼ニ參詣緇素一曰ニ道者一、時俗見 蟻往來往ニ一道一而不レ止、謂ニ之熊野參詣一、知當時道者絡繹不レ絕王者又數幸ニ彼山一、公卿及庶人以レ不レ往ニ彼社一爲レ恨、然元弘建武之後帝遷ニ南山一道路不レ通、此後熊野參詣絕レ跡、而亦參ニ伊勢太神宮一故以ニ其人一呼爲ニ道者一、熊野道者以ニ本宮新宮那智一稱ニ三山ノ參詣一、今俗拜ニ內外二所一而登ニ朝岳一謂レ懸ニ三所一、蓋比ニ熊野參詣一歟、夫大神宮者朝家之宗廟也士庶妄人私謁實非禮也、今諸人捧ニ幣帛一牽ニの馬一供ニ神饌一奏ニ神樂一以爲ニ祈禱一無レ憚之甚者也

延喜太神宮式曰凡王臣以下不レ得ニ輙供ニ太神宮幣帛一其三后皇太子若有ニ應レ供者一臨時奏聞

〇舊事紀古事記に豊受神は外宮の度會に是忍穗耳尊已に封を受させまし〳〵て倍從の神をいふ所、兒屋太玉思金の神次に豊受神をいひ次に御門の神次に手力雄神と次第せり豊受は御饌神なりと荒木田氏の說も據なきにあらす、國常立尊を倍從の臣とし兒屋太玉等の神より後に次すへき事にあらす辭（本ノマヽ）祭せしやうにあれは此豊受も外宮の御饌殿にまします御神の事をいひて本宮の御神の事をいふにあらすと度會氏はいへり

〇兩宮の禰宜式に一人とあり其後代々加任あり崇德院保延元年より順德院の御宇迄八十七年の間は兩宮禰宜七員宛にて有しを承久三年に一人つゝ加任有て八人とはなれり、九員十員となりしは後二條院嘉元年中よりの事也とそ

〇我中島宮（淸須御園神明と云）皇太神しはしおはしましける舊跡にして神宮の御園となりし世もありしかは假の祠を立て大麻なんと納め奉るもよせなきに非す、昔の御船代なんとも藏めて有といへは餘の神明のたくひにあらすかも

〇礒宮　日本紀を按すれは太神宮を五十鈴川上に立て且姫命の齋の宮をも同しく立給ひて礒の宮と號せし、然れは礒宮は皇女の齋館なる事明らけし本宮の事にあらす、此礒の宮の外亦倭姫命世記に從二舘野高宮一遷二幸伊蘇宮一令レ坐云々亦百船度會國玉掇伊蘇國とあるは五十鈴川上鎭座の前のことくにして然も所違ひ侍る、但其地慥ならす今宮川近き伊蘇郷にや式に度會郡神社といふ有是外宮の末社なり、此地始めの礒宮舊跡かと神領内名所集にいへり、近世日本紀をあやまり心得ていその宮を本宮の事とし礒宮とは伊雜宮なりと造言し礒部村は宇治川の上にあり五十鈴川上の上の字に泥んで珍事を發し刑にあへり。

鹽尻　卷之四十七

○宋景濂集日東曲註云、其國購ニ得諸書一悉官ニ刊之一、字與レ此間同但讀レ之者語言絶異亦必倂離順文讀下後逆讀而上始爲レ句、所以文義雖レ通而其爲レ文終不レ能ニ精暢一也云々
按我國讀書有ニ字音一有ニ和訓一直讀逆讀而後得ニ其義一、故比ニ異邦一讀書者則不ニ其只勞スル耳一、亦誤ニ文義一者不レ少學者深理ニ會字義一可也

○小倉家配所より歸登りたまひし時民ども名殘惜みける者多かりし、其中に日頃歌の道なんと聞けるもの二首の和歌を奉りて送行しけるとそ

見かくれしあしまの光あらはれて雲のうへまてゆくほたるかな

沖津波たちへたつとも思ひ出よとしへてすみしあまのとまやを

○譯語不ニ必的當一異邦夷語音譯書多矣、見下譯ニ日本之語一者上、以ニ我今所レ讀字音一爲ニ國語一者間有レ之、音韻字海載レ之、我國語若ニ正月一爲ニ燒哇的(シャウワチ)二一月爲ニ寧哇的(ニンワチ)二三月爲ニ撒哇的(サンワチ)一、按燒者正字吳音哇的(ワチ)者月字吳音所ニ誤聞一之音也、本不ニ和語一餘亦推レ之而可レ知也、亦六ハ唐音祿我國音呂久也、故異邦書以爲ニ羅谷一即和語之類也

○問山城國嵯峩淸凉寺釋迦像優塡(ウチン)國王命ニ毘首羯磨天一以ニ赤旃檀木一所レ作也、何代來ニ我朝一乎、答世以爲ニ羯摩天子所レ作者非也、百練抄云一條院永延元年二月十一日入唐僧奝然歸隨ニ第三傳釋迦像十六羅漢繪像竝摺本一切經一到ニ蓮臺寺一云々、藤原敦基詩註亦謂ニ第三傳之像一、其他宜レ考ニ小右記及瑞像記等ノ說一、問三傳者何乎、答按釋氏感通傳梁武帝遣ニ使於天竺一迎ニ旃檀像一、其國王模ニ刻一像一付レ使、天監十年至ニ建唐一據ニ程鉅夫瑞像殿碑一、則彼像後元ノ至元十二年安ニ大聖寺之後殿一、奝然迎來者亦其墓刻宋佛工張榮所ニ新

作一也、〈奝然入宋事見ニ宋史四百九十一一
續古今集に寂蓮法師が清凉寺にて讀ける歌に
　鷲の山ふたゝひかけのうつりきてさかのゝ露にあり明の月
○皇極經營世書（觀物内篇之六）曰、孔子贊レ易自ニ義軒一而下、序レ書自ニ堯舜一而下、刪レ詩自ニ文武一而下、修ニ春秋一自ニ桓文一而下
○天地同根萬物一體　羅什弟子肇法師語也
○毛邊紙（唐紙也）毯紙（朝鮮紙也）繭紙（日本檀帋紙ナリ俗云引合）
○問伊弉二神之御子世稱ニ一女三男一出ニ何書一乎、答神祇本源所化篇曰生ニ一女（日神）三男一（月神姪子素盞烏尊云々）
○亦問世謂倭琴神代以ニ弓六張一彈ニ其弦一是出ニ何書一乎、答神寶日出秘府曰御琴神金鵄（カナトヒ）命長白羽命　用ニ天香弓六張（ムスナヘ）一叩レ絃供ニ吾音一今世名ニ和琴一是也云々
○大田命傳神紀云猿田彥太神云々
〈謹案猿田彥宜レ訓ニ左多比古一乎、猿長田者日本紀所謂狹田長田也、依所名所號歟、三州狹投（サナキ）或書ニ猿投
　然則猿田彥者狹田彥歟
○朱子の書多くは愼の字なし是孝宗の廟諱をさけてなり、我國文字を筆する人是等の愼をわする、朱子の書を講する人先かゝる事を知るへきかも
○或問隱士石川丈山號ニ凹凸窠一、隱居之地有ニ山嶺凹凸一故所レ名歟、曰不レ然丹鉛總錄曰、畫記云張僧繇畫ニ一乘寺壁一望如ニ凹凸一近視則平地名ニ凹凸花一俗一乘寺爲ニ凹凸寺一云々丈山退隱之地我洛艮一乘寺村也故名レ之云
○亭景畫　長亭短景無ニ人畫一　老挽節　老大橫挽瘦竹節　昝雲暮　冋レ首斷レ雲斜日暮　江醮峯　曲

江倒醮小山峯
有出ニ一夕話一

○餘冬序錄曰、孤竹君姓墨名台見ニ孔叢子註一、伯夷名允一名元字公信、叔齊名智字公達見ニ論語疏一仲子名伯遼見ニ周曇詠史詩一

歷史綱鑑補詩評疑ニ夷齊之事一者多瑯邪代醉編十七云攷ニ路史一云々、西伯之興有允及ニ致老一矣、而歸ニ偱之一未レ至西伯薨武急伐レ商叩諫不レ及、義棄ニ周祿一北ニ之首陽一云々、然上世傳聞之事豈以ニ季世親說一定レ之乎、孔孟稱ニ夷齊一者或隨ニ傳記一答ニ門人之問一或依ニ事共一謂ニ其理一耳不ニ索レ隱而論ニ其事實一也、學者勿ニ誤費ニ工夫於無用之地一

○讓と謙と固と爲へき事にして淮南子所謂蒼吾繞が美妻を我兄に讓り、續博物志に所謂黃公已か女を謙して醜といひ嫁しかたきに至るたくひみな偏愚の致す處なり

○尼丘之山三倉合而爲レ𡴭(音尼)　章貢之水後人合而爲レ贑(音紺)

代醉篇十二にあり此類猶多し亦秋の字龝と書す非也、本字は穐の字なるよしいへり、亦揚氏の揚才にしたかひ易に從ふ楊の字と不同とそ

○或問つはなを茅針白茅等書く何れか是なるや、

答ふ萬葉集には茅花と書けり元チカヤの花といふ事なり茅をチと和訓す然ればちはな也、ちとつと音通せり故につはなといふのみ

○朗詠集雪の詩

立ニ於庭上一頭爲レ鶴　坐在ニ爐邊一手不レ龜(キン)

と鶴は翯と同し龜は此詩にては規倫の切音均字書に手凍折也とあれはさむからずともかゝまらすとも讀へし、菅家文字を對して訓を異にするいと興ある事也、亦古訓ことはをはねて讀し故をゆゑん左りをひ

んたり亡をほろひんたり成をなりんし異をことんなり等いふるゐ多し、今南都小乘家の僧の書をよむかゝるよみくせ多かる儒書をよむは只はねすとも有ねかし異やうにして安らかならず

○温故　中庸論語ともに云て其意異也、章句と集註との別を見て知るへし、俗儒とゝもにふるきを尋ねてとよむ書を見ることの精密ならざる也

○俗毎にいふ理外の事ありて凡事道理の外に出るにはあらず只人理に格る事精からざる故に事物よのつねならぬを見聞して已か心に會せさるをはすへて理外といふのみ、よく格物致知せは何事か道理の外に出んや

○牽牛織女七月七日相見之事靈憲經中英紀聞續齊諸記感遇集等皆如二流俗之説一、媒嫂之語不　經之談誣二上天列宿一耳豈不レ甚乎

○京師祇園會圓融院天延二年始祀二於東洞院高辻一六月七日爲二式日一者自二後堀川院寛喜三年六月七日一以來云々

○震澤長語曰七音韻鑑出レ自二西域一云々大氐華人不レ善レ音、今梵僧咒レ雨則雨應咒レ龍、則龍見華僧雖レ學二其聲一而無レ驗者實音聲之道有レ未レ至也云々

按西僧誦レ咒爲レ術者其土俗也、漢人傳レ之再傳倭僧秘レ之其聲彌遠矣、其術彌無レ驗然愚俗信レ之尊レ之、嗚呼雖二縱現レ龍降一レ雨亦一時幻術耳、豈以レ此修レ已治レ人平二齊天下國家一、我若二六經四子一者不レ隔二東西一不レ論二古今一擧而措レ之、則今日亦聖代耳

○本朝以二西域之神一立レ祠祭レ之者若二牛頭天王祠辨才天社吉祥天社妙見社等一是也、以二漢土之神一立レ祠祭レ之者若二山王社赤山明神新羅明神泰山府君等一是也、我邦人以二是等一爲二素盞烏尊一爲二大巳貴命一爲二倉稻魂一之類甚多、以二天照大神一爲二大日一八幡爲二彌陀一類則人皆知二習合家作一爲レ之、而不レ辨下若二牛頭山王等一本異邦神而以二我國神一牽二附之一與二本地垂跡之説一爲中表裏上也、若夫如二富士住吉等一者本朝地祇也、然

諸國立ニ其祠一祭レ之、雖レ不ニ異邦之神一亦非禮耳

○内宮御正體爲ニ八咫鏡一人皆知焉、外宮御正體其所レ出知レ之者少矣、按御鎭座次第記靈形金鏡神代靈物而道主貴所レ齋也、豊受御鎭座本紀說同レ之(道主貴吉佐宮奉仕之人也)此金鏡奉レ號ニ天津水影一、亦按外宮相殿皇孫尊靈鏡瑞器記ニ不合尊製作也云々

亦按ニ次第記一手力雄命御靈形弓座豊秋津姫御靈形劒座兒屋命御靈形笏座太玉命御靈形曲玉也其他別宮御靈形略レ之

○或問諸社璽御箱者御靈形歟、答然神名秘書註曰裏書曰諸社宮號を授け奉る時神財靈物を以て神體に奉崇例なりと云々 以レ之知るへし

○以ニ八幡一號ニ宗廟一者後朱雀院長暦年中也(神祇寶典之序)

○石淸水吉田祇園北野八所御靈之類延喜式神名帳に不レ載其故如何と問ふ人あり、答是宮寺或靈社等なればなり

○日本紀を按するに瓦葺の製は齊明天皇の時朝議ありし、續日本紀には聖武帝の時よりそまさしく瓦舍の構へ赤白の塗は始りし夫より先は板屋草舍のみなりしとそ、今は仕官の家は更也市井の末にも瓦ふき堊塗多くなりにけり

○太神宮の千木堅木心御柱等は神秘口決にして他家知る事能はざるもの歟、但し延暦太神宮儀式帳に上搏風肆板(長サ二丈八尺廣サ八寸厚サ四寸)號ニ比木一釘覆ニ大坩一堅魚木(長サ七尺徑一尺七寸) 材木別端以レ金錺云々、然れは延暦以前より金の錺の事あると見えたり、神宮雜書記の說に後朱雀院長暦元年の勅にて堅魚木の尻貫木左右端泥障板左右端鞭掛端金物等被レ奉レ加レ粧といへり、加の字にて彌初より金粧ありしは知侍る、但し上古質素の宮造りにいかてかかゝる花美の事あらんや、彼寶基本紀等神宮の舊記に種々の說有て其造製を神秘する事は後世の造宮の制も定りて後は天地萬物に象をとりて造りたてまつりし

事なくてやあらん、されは岩屋本緣に堅木を星宿の權化四州回生の表示なんといへる專浮屠氏の言なりけり豈取るにたらんや、心の御柱は極て深秘とす心御柱記に謂ところは盖し稱呼を以て書しるせしにや神祇本源の心の御柱の篇は御鎭座記をとりて說をなせし者なり、是等皆其象をいへり上古の本義をいふにはあらす、抑千木者豊受御錺記云組目(與利)上謂千木組目(與利)下謂搏風云々是卽上代草茸の搏風の端を固めたる木のすゑ指出て打違たるを其儘置し古風なれば違木(チギ)といはん事いと安からに覺え侍る、堅魚木もまた草屋(チガヒキナリ)の棟を固めたる具也今の俗萱葺のおんどりといふ物を見て知るへし堅魚の名は萬葉集にも見えたれば尤事舊りたることなり扨心の御柱は太神宮式に地鎭畢地祭物忌淸掃其他堀心御柱穴禰宜堅柱其築平殿地云々是則御柱立の儀にして柱を殿宇の正中に先つ立るは往古家造の遺習只此事に見え侍る今日の風俗も家作る始めに先柱立とて一株の柱を立て工匠祝するを思ひやるへし、顯宗紀の室壽(ムロホギ)の中に築立柱は此の家長御心の鎭なりといへるも造宅堅柱の稱辭なり、凡上代何の象を取る工(タク)ミかあるへき況秘決口傳の事あらんや、後世制定りて後其象を見て自至理あることをいふもの多し、或は其物を祝する稱呼をもて後の人傳へて秘とせしもあるにや且陰陽家の地鎭祭に混していふあり、あるひは密宗の地鎭の金の四柱を五色の絲にて餝り埋事あるも附會せしもありと見えて舊柱にいふかしき事まゝ見え侍る、凡中世より王臣及ひ神家まで佛法をのみ尊崇せしかはいつとなく其中に流れ入て異俗の取まきれし事少からず、五行をいふも五行太義等の說をとり淮南子等の雜家の說ける陰陽の言はを其儘用ひし所も少なからず、然るを宋儒明人の二氣五行を發明せる趣を取て釋するは當らさるのみにあらず昔日神記所作の旨にたかふ事多し其本意を見て是非をいふべきかも

○鳥居はもと衡門也(元亨釋書書衡門)然るを異邦の花表に附會して猶其理亦本朝の故なと取ませていふ尤似けなき事也(下學集及兼邦か百首の抄以來花表の字を附會せり)とりゐ(トリイ)は通也といふはあらぬ事なりけり、ふるき伊勢物語の繪に衡門に鷄の宿せし所を書るは鷄栖の心もかよひて覺ゆ、唐土雞栖といふは

には鳥を入るゝおりのゐるにて其制亦別なり(四言對相に鷄栖の圖あり)我國神祠のとりゐは往古の門なり、今とても門前には兩柱に横木をわたし戸もなき門あり是を以て思ひを致すべし、今花表のとりゐを見て古風を忘れしより樣々の說あり

○自二伏犧一畫レ卦而易之道著文王爲二象辭一周公爲二爻辭一孔子爲二十翼一而易之道始備秦火以二卜筮一不レ廢唯失二說卦三篇一後河內女子得レ之漢初言レ易者三家、其一則始二于田何之十二篇一以授二丁寬一再傳而傳二魯之孟嘉齊之丘梁賀一其二則始二于焦延壽一而陳郡京房受レ之、其三則始二費直一而田何遂息至二唐孔頴達一作二正義一獨取二王弼之學一李鼎祚之集解則取レ鄭而捨レ王陸德明之釋文則宗レ京、而倘レ數及二宋程子之傳朱子之本義出一而後理與レ象兩明焉

○盛衰紀拔抄(傍注は信景按)

(一卷)貧者タノシキ妻をマウクルヲ左曲(ヒダリユガミ)と云當時の俗諺木賊カ椋ノ葉カ人ノ飴ヲ付ルハ　今物のつやといふ是也

荒神を鎭テ財寶ヲ得ン　此荒神といふは今いふ竈の神にはあらす陀吉尼の事也

二條右大臣坂上田村丸田村丸右府に任せし事如何不審

(四)白山云々別宮佐羅中宮三社云々岩本金劍下白山三宮　今加州白山寺にては御內陣の事大御前の峯別山を白山三所とす、但平泉寺と白山寺と萬かはり侍る

骨張(コツチヤウ)の輩　舞乙(マイカナ)テケル　宿緒白毛

雨打ノ石　今雨たちといふ

(五)尻切(シキレ)

嵯峨帝之御宇佐衞門尉仲成ヲ誅セラレシ後死罪ヲ止ラレシヨリ以來廿五代ニ及ヒシヲ少納言入道信西カ執權ノ時ニ相當リテ絕テ久シキ例ヲ背キ保元ノ亂ノ時多クノ源氏平氏ノ頭ヲキル　嵯峨帝以來刑人なき

にあらす是法に迷ひ罪を恐るゆゑ大惡も流罪にせし故王威次第に衰ふ

（七）新大納言成親卿ノ中納言ニテ御座セシ時尾張ノ國守ニテ去ル嘉應元年ノ冬ノ頃目代ニテ衞門尉政友ヲ當國ヘ被下　此時屋張モ平家ノ國也

欞子竹　窓なんとをれしといふは此なまりなり、日本國は東西へ去事二千七百五十里南北は五百三十七里也云々

大江定基三河守ニ任シテ赤坂ノ遊君カ壽ニワカレテ通心出來シテ其後大唐國ヘ渡ル云々

利枝　ときといふとげといふは此字也

西行法師云々大法房圓意と改名云々

開發源大夫住吉云々熱田千竈上の社を源太夫といふも此等に同しきにや

西塔院の釋迦堂は延秀菩薩の造立なり寂光大師施主云々此菩薩大師號は私稱にや

供花　花をつむ事也　馴子舞

鸞岳ト云彼岳ニハ夷三郎殿ト申ス神ヲ奉祝岩殿ト名付タリ　鬼界島に夷の祠あり按に夷三郎と申す神といふなれば當時は今の商人の祠ることく普く人しらさりしと見えたり蛭子といふ說なかりしと見ゆ

陰陽頭安倍時晴カ千度ノ御秡ヘ勤メテ大織持テ參リケル　織の字めつらし亦千度萬度の數秡は陰陽家の所作なり　寶倉

三十三ニ成玉ヒケレハ重厄ノ愼トソ聞ヘシ　是宗盛の事なり、今俗三十三をは女にのみいふにや

（十二）褰　禿　侍　品ノ者カ云々　今侍ほとゝいふ言なり

（十六）正見　明見（鳴絃なり）　女房男房　男房のこと珍らし行幸既ニ成ラセタマヒ　今公方家御行を御成といふは略語なるにや

(十八)或本曰嚴島　門客人ヲ御使ニテ云々今神社門に置束帶の神像也
垂氷(ツラヽ)　欹(アシタ)
(十九)渡阿彌陀佛　源渡ル始メ法名也
盛阿彌陀佛　盛遠始法名後文覺と改
(廿)能因法師　月並藏人　伊勢國にして柳の馬入道が聟になる目並か子加藤判官景定其子景廉なるよし
騂(ハネル)　馬のはねるなり　刎(ハネル)　物をはねるなり
泥葦毛馬(アラアシゲノ)　河原印地　インヂハ石打(イシヂ)也印地とも書なり
下野國住人俵藤太秀郷　　鑄懸地(イツカケヂ)
酒野在家　南都の所名なり奈良に酒造れる事いと久し
熊野午王裏ニ請文ニ書　當時熊野を尊信すること他に異也故に如此今も其遺風を用ゆ熊野祠官午王の名を忌て寶印とのみいふ
天野遠景　遠景は南家の藤原氏工藤の一流なり伊豆國田方郡大野邑に住す依て稱號とす
承鞚　蚊目　扇のかなめなり
降三世は東方藥師教令輪身云々
讃州中山金仙寺所ノ名主に百姓集りて月並ノ觀音講云々

今の俗觀音講藥師講なといひてあつまり食物を喰ふ中古よりの風と見えたり、其時佛前にて讀文を講式といふ往生講の式觀音講式等の如し、南都習合家に神祇講の式さへ見えたり

貲ノ直垂(ヒタタレ)　白毿(サメウマ)　犢鼻褌(タンナ)(タヅナ)ヲカク
平盛嗣熊手ヲ以テ小林神五宗行か冑の吹返シニ打カケ引合鉢付ノ板ヲ引切シコトアリ
平家物語ニハ景淸ト三尾谷トイヘリ

元暦二年三月三日平家追討ノ御祈リヲ諸國ノ明神ニ被レ奉レ授二一階一ノ由被二宣下一ケリ
仁明天皇嘉祥四年正月ニ天下ノ諸神不レ論二有位無位一共ニ叙正六位ノ上ト云官府被レ下

○沸湯を探り火を握らしめて虚實を驗み侍るは吾邦上古よりありて探湯の誓ひ盛んに行はれし事日本紀等に見え侍り、されは義楚か西域の古法成よしをしるし侍る、南齊書には扶南國の風俗をくはしくのせ侍る皆外國の業にそ

○康熙聖諭十六箴

敦二孝弟一以重二人倫一　篤二宗族一以照二雍穆一　和二郷黨一以息二爭訟一　重二農桑一以足二衣食一
尙二節儉一以惜二財用一　隆二學校一以端二士習一　黜二異端一以崇二正學一　講二法律一以二儆愚頑一
明二禮讓一以原二風俗一　務二本業一以定二民心一　訓二子弟一以禁二非爲一　息二誣告一以全二良善一
誡二窩逃一以免二株連一　完二錢粮一以省二催科一　聯二保甲一以彌二盜賊一　解二讐忿一以重二身命一

康熙九年頒二下天下一

○爲君難七箴（明秘書郎蔣重珍所レ進也見二續文獻通考鈔一）

一曰明心　二曰反身　三曰齊家　四曰遇二大臣一　五曰處二七層一
六曰防二私謁一　七曰正二百官一

○張横梁六有

言有レ法　動有レ教　晝有レ爲　宵有レ得　息有レ養　瞬有レ存

是おのつから主一のおしへなり朱子敬を持することを教へて處二宗廟一只是敬處二朝廷一只是嚴處二閨門一只是和とのたまひけるも主一を教へたまふ、主一は敬の表德なりとそ仰られける、初學敬を持せんとおもはは手を下す工夫是より明らかなるはなし能收斂すへし

○類纂曰、宮殿高侈謂二之土木之妖一珠璣綿繡謂二之服飾之妖一洛中牡丹維揚芍藥謂二之花妖一婦人美色能二文

翰ニ謂ニ之人妖一（亦出ニ太平老一人袖中錦一）
〇雲のうへはありし昔にかはらねと見したまたれの內やゆかしき
此うたは內の女房の讀しを櫻町中納言成範卿そ文字にかへて讀返したまひけるよし十訓抄に見え侍る
小町か返歌なりといふは俗謠より出て附會の事なり
〇尾州萬松寺の山號を龜嶽山といふ明僧心越をして額を書しむ龜嶽林と書けり、越曰凡そ嶽は則ち山也
嶽山の字和俗なりといへり
〇回文詩　大明一統志見ニ七ノ卷一

題龜山

湖回猾浪雪山傾　遠浦漁舟釣月巧　橋對寺門松徑小　檻當泉眼石波淸
迢々綠樹江天曉　靄々紅霞海日晴　逆望四山雲接水　碧峰千點數帆輕

〇景行紀曰日本武尊化爲ニ白鳥一云々
白鳥倭俗以レ鵠言ニ白鳥一毛詩鳥獸疏廣安曰鷺ハ白鳥也故詩曰白鳥翯々云々或曰鵠也云々
景行紀所謂白鳥盖白鷺也
〇吾國冠服は推古帝の御宇に起りて文武帝の御時其制定りぬるよし史に見えたり、されとも後の冠袍のことくにはなかりしにや、續世繼の花主卷の花園の大臣有仁公の事を書しに烏帽子もこはくは塗事もなかりしなんといへり、凡此大臣は美男のほまれもありし裝束のこはくなり姿の取つくろひも此時よりの風俗なりし事古書に見えたり、著聞集古事談なんと讀んて昔の人のありさまをしるへし、其後鎌倉將軍家の時より足利家の末迄も猶武家の禮俗賤しからさりしか織田家の後豊臣秀吉士民より起りて天下を心のまゝに執行はれし頃よりすへて衣冠のさたもすたりて大家の外は烏帽子着の賀さへなくすゝろなる上下姿となり侍る

〇稻荷 習合家者流の說固より信するにたらす、神社啓蒙の說も亦附會に似たり、按に山城風土記に秦家の忌寸等の祖伊呂俱奉公積稻粱有富仍田餠爲 者化成白鳥飛翔居山峰稻成生遂爲社號云々、諸社記所引如此凡そ風土記の說如此事每々也、然而伊奈利の稱は稻生訓意也、亦稻荷神社祭五穀神靈倉稻魂也

〇晏子曰臣聞爲レ地戰者不レ能レ成レ王爲レ祿仕者不レ能レ成レ政(說苑下)

〇後水尾院(百九代) 御母中和門院 明正院(百十代) 御母東福門院
後光明院(百十一代) 御母壬生院 後西院(百十二代) 御母逢春門院
太上皇(百十三代) 御母新廣義門院 今上皇帝(百十四代) 御母准后
皇子 御母女御英宮

〇柹本人麻呂は平城天皇の御時夢の告けによつて大同二年七月十三日人丸の靈を近江國竹生島に崇むと云々延喜二年七月十八日に人丸の靈を代々大内竹のつほに崇む今の御影の祠これなりと云々

〇七十のとしを人々賀し物しけるあした

思ひきや例しまれなる七十の老の坂ゆくけふまたんとは　藤原泰子

母の七十の賀に杖をまゐらするとて

手にふれて幾みとりそふくれ竹の末もやちよの坂とはるけき

賀

けふより末のちとせをまつか枝に齡ならふる鶴の毛衣

松にさへ花をかさしてけふよりの行末遠き千代の山路　藤原留子

ならへみんチとせのかけは高砂の尾上の松と君かよはひそ　藤原能子

龜の尾のいはねの松に吹風をあふけはたかし萬世の聲　藤原辰子

松かえなおのか千とせを影みせて長閑にすめる宿の池水　紀雄子

十かへりの色こそ勝れ高砂のをのへの松も君にひかれて　省養軒

淸泉　常盤なるいはゐの淸水結ふ手にかねてちとせの秋ぞしらるゝ　源仕久

常夏　いつまでもかはらぬ色は常夏の花こそけふのかさしなりける　藤原安貞

氷室　ひむろ山夏ともしらねすゝしさにあかてちとせを松の下蔭　炬範上人

夏月　月待てちよもあかしの浦風に衣手寒し夏の夜の空　良空西堂

納涼　吹こゆる老の千坂のうし風もこゝにすゝしき松の下庵　是山法師

夏山　ときはなる色こそ高く夏山の梢も雲も深きみとりは　元秀

神祇　夏草の深き惠（本ノマヽ）をみかさ山さらてそたのむあめの下人　藤原爲鎮

孝梅の繪　祝ふなる　色にさき初て時しもわかぬ梅のひと枝　信景

千代までもかけて匂はん梅の花きみが袂に時しわかねは　石川山花

謹賀ニ萱堂七旬算ニ壽章　天野信景

龍墉照綠白光開　霞擧壽山六日梅　閬花恩風扇蓬左　瑤地甘露入荷盃

恭祝契家天野氏北堂七十花誕　小出晦哲

婺宿光芒記悅辰　耳堂慶諭古稀人　氷桃雪藕南山壽　晋賀從今幾萬春

同時題孝梅圖　岩璞子

祥瑞自天六月梅　薰風入牖一枝開　北堂誰獻南山壽　仙客翩々乘鶴來

同　永屯子

南極光高老色鮮　慶雲萬里發靑天　瓊枝新覩萱堂宴　淸佇薰風夏簟前

同　闞陳子

德星堂下宴　六月滿枝梅　一白映千歲　南山壽域開

和信景韻　僧痴絕

依俙王母碧桃開　夏日人聞見孝梅　松竹交加添喜色　北堂風馥紫霞夏

賀祖母七十生辰　　川毿山

萬壽献盃和極滋　子孫滿座共嬉々　南山松柏榮夏日　從此猶吟天保詩

此外猶多かりしかは別に一册となし侍る

〇沉釣聞ニ人一善一如ニ萬箭攅レ心云々馬融忌ニ康成之能ニ而欲レ追ニ殺之ニ云々

見ニ新安謝肇淛文海披抄ニ文海有ニ八巻四百九條一其中抄ニ一二一備ニ遺忘一如レ左

昌州海棠有レ香

按我國櫻花無レ香然間有ニ淸香若レ蓮者一

男色之好人以爲レ始ニ龍陽君一非也、伊訓曰比頑童時謂ニ亂風一此男色之始也

按我國愛童好人以爲レ始ニ於空海一然讀ニ續日本紀一而知レ之道祖公男色之始歟

壽邑有咄泉人至其傍大叫大湧、小叫則小湧咄レ之則湧猶甚云々

我東海道有ニ姥池一俗云昔有ニ妖婦一沒レ此路人叫レ姥湧出云々、似ニ咄泉一按西寧衞有レ泉ニ人足音一卽湧云々、茅山撫掌泉辨爲州笑泉亦同レ之、蓋地下有ニ水道一至レ人則泥動涂湧者歟、不ニ奇異一彭祖七百余歲卒以娶小妻妖婬敗道自隕ニ其命一北山道人修行千年爲レ悅ニ密雲令之女一竟被ニ擒戮一五戒禪師戒行精苦一悅ニ妖女紅蓮一竟墮ニ惡道一凡物移レ人可レ不レ懼哉

我久米仙人爲ニ洗衣之女一被レ移亦似レ是嗚呼色惑レ人也和漢古今幾萬人乎

葱嶺點蒼皆六月有ニ積雪一

我富士白山亦六月有積雪

省（雀カ）生レ貫（鵲）吉祥也而王偃國亡芝生寢瑞徵也而王誧僇レ身云々

按天地生レ物有ニ正變一人以レ此爲レ吉爲レ凶、張率屋上梟鳴而改レ官可レ謂ニ破俗忌ニ一也、世人不レ脩レ身

而徒見二外物一動レ心愚哉

羿善レ射而卒以レ射見レ殺扁鵲善レ醫而卒、以レ醫亡レ身嗚呼世人可レ撰レ術

槃瓠之妻與レ狗交漢廣川王裸官人與二羝羊一交

我國人面心獸者間有二此等ノ行一中臣秡祝詞犯レ獸罪者蓋是也

漢武帝感二於鬼神一尤信二越巫一、董仲舒數以レ言帝欲レ驗二其術一令レ詛二仲舒一、々々朝服南面誦二詠經論一如レ常巫者不レ能二傷害一忽厥而死、唐太宗時有二胡僧一能咒レ人立死復咒卽生、大史令傅奕曰此邪術也、邪不レ勝二于正一試使レ咒レ臣必不レ能レ行如二其言一、咒レ之奕却無レ所レ覺僧忽顚仆而死此二一事大快二人意一亦相類

妖巫覺僧每近二人君一以レ術惑二其心一以爲二釣レ利媒一、後世無二舒奕一者悲哉、此他可レ記者猶多以二朝日氏家書一筆二此一二一

○英宗天順八年有下建言請中以二天縱ノ二字一加上レ號孔子一、給事中張寧言孔子道大德重所レ貴明二其理一、以行二其道一被二之天下一傳二之後世一不レ在下封號求二勝于一名一字一可中得而輕重上也議遂寢

唐以來孔子謚封紛々唯嘉靖議正矣

○武宗正德三年十二月國子監祭酒蔡清卒清好レ學不レ倦、家極貧雖レ位至二腰金一恒借二貸千人一以足レ用清之貧如レ此同時劉瑾謀二不軌一、伏レ誅抄二沒財產一有金三十四萬錠又五萬七千八百兩銀元寶五百萬錠亦一百五十八萬三千六百兩云々　嗚呼彼淸貧此濁富小子思レ之

○唐文宗夏日詩曰人皆苦二炎熱一我愛二夏日長一　柳公權次レ句曰薰風自レ南來殿閣生二微涼一至レ宋東坡亦次二此句一曰一爲レ居所レ移苦樂永相忘願言均二此施一淸陰分二四方一

嗚呼爲二人君一不レ知二下民炎熱一、獨坐二涼閣一爲二此語一近習和レ之徒取レ悅、東坡後生爲二文宗一次レ句欲二與レ民同レ樂

○朱子曰春秋之辭命猶是說ニ道理ハ及ニ戰國之談說ニ只是說ニ利害ニ（語類四十四）聖を去る事遠けれは世みたれて人心正しからす、されとも其流風遺れる間は道理に違ふ事を耻るか故に人々其義のある所をしる、戰國の久敷に至ては人心彌荒て總て道理を知るなし、故に口をひらけは必是利害をいふのみ利を思ふて利をいふ人豈義をしらんや。

○管仲春秋の時に在て覇道を做(ナシ)得武侯季漢にうまれて王者の心あり然れとも其盛んなる管仲に不似是亦時歟、朱子武侯を論して蜀人材を得かたし都てこれ武侯逐旋して許多の人を招き致せしのみ、高祖光武の時雲のことく合ひ響のことく應するにしかすといへり此人ありとも此時なきを如何はせん。

○殿ハ大堂也商周以前其名不レ載、按史記秦始皇本紀始作ニ前殿ニ云々（蒼頡篇）魏有ニ大極殿ニ云々、自レ晉以來[illegible]殿皆名レ之、[illegible]國皇家隆盛の時大極殿有し（八省院の正殿也）是異邦の制に沿り其名を以て號し給ひし也、

○昔管仲齊を治めし時女閭をなす事凡そ七百といへり（女閭とは淫坊女色を賣所なり）其夜分の資を徴して軍國の佐とせしとそ（五雜俎にみゆ）嗚呼管子は亡八の家主の如し表子(ウカレメ)を集て衒衒し其利を射けるにや、唐宋亦官伎あれは女色を市して民と利をあらそひしに似たり、其家に居て販淫活計する者を土伎といふ私窠子と呼しとなん、明朝の時南北二京の致坊宮娼妓の稅を收め是を脂粉錢と稱す、凡そ郡縣隷する所の者をは樂戶と名つけて使令に聽せし、されは其大都會の地ことに遊女千百を以てかそふへし窮鄉僻邑といへとも左の賣色の女子なき所もなかりしさま亦明々の書に多くみえたり、我國今日の如き京師東都及ひ所々の都會津驛等に花柳の業をなす家萬々其他點茶逐客の戶浴室宿鬭のたくひ私科小妓の徒そも

亦幾千百人そや、然れとも官其利を貢て征徴(ウンジヤウ)せし例はなきにや、あゝ智となく愚となく老たるも弱も彼惑ひのみやめかたく行姦賣俏の家に入てともに肢き體を失ひ名をくたし命を喪人古今夫多し、猶梨園の少年娼妓と業をあらそひ幇閑の瓢客を招て其色を售者亦都鄙に充付せり、世人是等にしたしまされは必す家は數妾を置て淫戲戮馬し亦其志を失ふ輩少ナからす、至て愚に淺ましきは人の室に入て姦通しあらはれて刑にあふ世のしれものもまゝ聞え侍るにや。

〇左傳云既定ニ佘婁豬一盍レ歸ニ吾艾豭一、艾豬とは牡豕牽て淫を行はしむるをいふ、方言に燕朝の間これを豭(ライ)と謂ふ關東には是を堯と呼ふ、詩に所謂一發五豭これ也されは男子猥りかはしく他室に淫する者をもつて是に名付、秦始皇會稽の碑に寄豭とならは殺レ之無レ罪といひしも是也、明人は我妾ならぬを犯し淫する者を以て其淫夫を烏龜とよひし無道の世にはかゝる徒もの紛員せり。

〇藤公定卿(正二位大納言)所撰の編纂本朝尊卑分脉圖に曰(藤原魚名流貞直ノ下)系圖に父子之次第分流之相承說々皆不レ同、本ハ不ニ一揆一仍其實難ニ紀決一者也、或任ニ舊本一或以ニ家說一注ニ載之一、但猶不レ辨ニ其可否一博可レ尋決ニ是非一矣、といへり凡そ系譜の書家々所傳不等妄に是を以て彼を非とする事なかれ只博く實記を求て尋ぬへきかも。

〇今はとて櫻なかるゝよしの川水の春さへせくかたもなし、と西園寺の相國讀たまひし玉葉の跡哀れなり、けに三春一時の花さくかと見るかうちに良散初て長からぬ詠こそあたなる人の身も思はれ櫻なみよる春雨の庭にまた染わたす山吹の色うつくしきさま、別れゆく春さへわするゝ心地し侍るも定なき世の移りかはるすかたなりけり、八重山吹を折て人のもとにやるとて

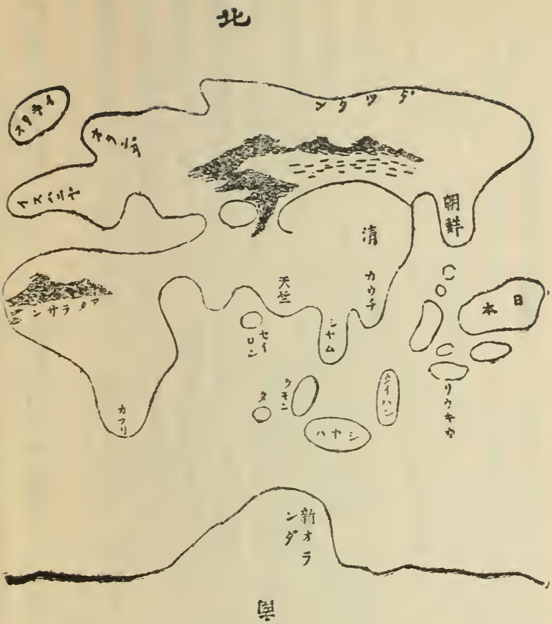
花鳥の名こりつれなくゆくはるをなくさめかほにさけるやまふき

かへしに花こそ花のなと書て、菅原の何某

にほふより春のわかれをうらみてもまたなつかしきやまふきの花

○阿蘭陀は渤泥蘭哆七州の一名（歐羅巴の屬州）我國より西北にして海上一萬二千九百餘里（七州ハセイラント、クルウネゲ、ウイタラキト、ウルトラント、ウルフルイセル、フルイスチント、チランタ）北極地を出る事五十七度四季寒冷にして風氣唐土我朝に異なりとそ、彼七州に酋長四主ありて國を分ちたもてり此四主心を合せ商船を諸方へ遣はす（酋長を號してコンパンヤとよふ）本國極て遠きか故呱哇の一島咬𠺕吧（ジヤガタラとも云）といふ所を借城邑をなしゼネラル（我俗に云代官也）を置商船を頒ちて諸國へ其船の令をなさしむ年々此にて營運經商の貨物を較勘し十五年に一度本國四主に告共有司勘驗を逐るとかや、彼國人萬つ巧みにして凡器什の制他州の及ふ所にあらす、蠻舶殊に大に堅固なる事又他に勝れ大海を渡るに風波を恐れす亦よく天文地理を考へ醫術にくはしく算通に細かなりとかや、年々東都に參りて貢獻すいつとても三日朔日柳營に登りて歸る、今年（壬辰）彌生廿一日歸路熱田の驛に來ると聞侍りし久敷見さりしほとに行て彼旅宿に入り萬つ心をつけて見侍りし、人物白色頭髮赤くして短くちゝめり鼻高く眼中に白ほしあり髯を剃り爪を切て尤きたなからす、衣服毛類もいさきよく金銀の餝いと美也彼等か目の色實に犬に似たり濃尿の時片足あくるも人類とはみえす脚踉あかりて地に着さる故にや履のあと木にて趺を作りて附く腰より下長く足細やかなるさま亦皆獸に近きにや、人品輕々しく能笑て怒る氣少し顏付にも似す弱かなる氣象見す、彼等常に淫亂にして酒を好むか故長壽の者なしといふ、今見る四人の中カビタン一人殊に衣服きら／＼しくされと尊卑の禮儀のすかたも見えす同輩のことく立交りて言語す、其敬には必互ひに氈帽を脱す其言語唐土朝鮮なとにかはりて唇舌の間より出ていときひし、我國の言をもまゝしれり萬つせは／＼しからすしてゆるやかなり、商人の故にや武備の心もなく文字は羽毛の莖に墨を入てかく彼國字讀むへからす（二十四字ありて一字をまた二ッゝに分て四十八字とす我國のいろは字のことし）淡婆姑を嗜てませるを手に捨す、飯食に毎に少く麪にして製せる餅やうの物のみ食

ふ、扨もはるけき海上をわたり來てこゝに見るも不思議のえにしにや侍るらん、彼國我邦に入津せしは濱田氏か謀略より起れり(先に予記之)肥州平戸に來りしか寛永十八年以後長崎の港に入津す、されは呱哇にある紅夷とも五月の雨風にともつなをとき七月の初長崎に入て交易し去年來貢のカピタンと當年の來る者と代て九月廿日を限て歸帆せり、凡そ年々如此其積來る土産は珠玉布帛の類(毛織多し)藥種器用



カヒタン　司也
ヘトル　下司也
メストル　醫也

等枚擧にいとまあらす（くはしくは通商考に見えたり）霜露のおつる處なれとも堯舜文武の道傳はらす印土遠からすして釋教も至らさるとかや、彼も人類也教はなとか道に入らさるへきといふ人あり、いさや彼開闢以來酋長ありて安らかに總へ有司ありて民を令しみたれす究せすして今日迄交通の業ありて生を遂侍ろは亦彼か道のみ、葛天氏の民歟無懐氏の民歟あなとるへからす我國唐土人の人慾甚しきをは彼亦わらうも知られすとて呵々して歸りぬ。

○今世吾邦に交通する所の國琉球は暦を受臣稱し朝鮮は毎に隣好を修め紅夷は質を入て鬻販せり、大寃交趾東京及天竺の內にしては占城東埔寨太泥六甲暹羅琶牛滿剌加等の諸國間々來て舶商せり、彼莫臥爾のことさは南天竺第一の大國婆羅庶は開闢最初の地にして佛跡のこれりとかや、我に交通するのみ皆國字横くたりに書す、但し北方外夷の中にて回々の如きは久しく中國に通せし故漢字を用ゆ、されは萬國の詞は音訓にして文字に心なし只音をのみ用ゆ、天竺は一字多義を含といへとも唐土の如く韻律にていふ詞にはあらず、亞媽港呂宋諳厄利亞等の國は耶蘇契利斯當なる故大禁ありて其人を入たまはす。

○清の二京十三道の商賈は毎年われに入津す其內南京の詞を以て正しとす、其他每州の詞たかひに異ありて相通せさる事間々あり、二京は官人の居といへとも其詞等からす、たとへは

　白構（南京ヘウタント云、北京ヘイトント云）。

此類を以てしるしへし亦南京と外州との違ひは

　交趾（南京キヨウツウ、漳州カウチイ）　廣南（南京クイナム、漳州カンナイ）

此たくひ多し。

○海潮の干滿遲速土地に依てひとしからす、異邦の書にまゝみゆ（五雜俎等）我國にても亦處々同しからす、されは攝州難波ノ津（今の大阪）より備後の白石の泊迄凡五十餘里其間の潮汐は上へさし滿、夫より周防のさらしに至て四十餘里の海上潮上へ滿なからいとはけし、是より筑前の山上のみさき迄四十餘里

は潮下へ滿、是より以西肥前のかは島に及て八十餘里は亦上へ滿、其西は彌上下もひとしからすとぞ、扨亦長門のもろの津の鼻よりは潮北のかたへのみさし行といへり。

船軍を說者潮汐の考うときやうに覺ゆか丶る說なくてやはあるへき。

○或問猿樂の能は足利公方家の時より始りしときく然るにや、答て曰今の如き其藝規則定りしは左なり猿樂はいにしへより有し、源氏物かたりに猿樂といへは一條院の御時より翫ひしと見ゆ、左京大夫源俊賴の三男に樂遊といひつる人有しこれを猿樂の長者に補給ひし事亦古記にみゆ、樂遊か男久茂久繼兄弟も共に猿樂の長なりしよし公定分脉圖に有、

俊賴は宇多源氏なり敦實親王の男左大臣源重信の玄孫伊勢守俊重の男也、

○亦問去頃京師妙心禪寺開山遠忌の時薦僧堂に入て尺八を以て心經を吹て法事をせしときく是近世の俗風かと、曰くこも僧も中世よりあり古事談に慈覺大師尺八を以て引聲の彌陀經を吹れし事あれは其例昔よりある事と覺ゆ、亦問法道和尙和二極樂音韻於晨旦一慈覺大師傳二淸涼引聲於日域一と是誰か語ぞや、曰これは鎌倉佐介光明寺開祖記主禪師の語也、

○此春(壬辰三月)南紀那智山なる如意輪の靈像を伊勢國松坂の驛にして帳をひらき諸人に結緣するよし聞侍りし、かねては太神宮參詣の志ありなから何くれと障る事のみありてえも思ひ立なから行侍らさりしかは、かくと聞はかりにて春さへ暮ゆくもつらし彼驛なる人のもとへ文やるとてか丶る折さへいたつらに過侍も罪深く覺えて淚落し侍るなんと書て

いかなれは音にのみきく瀧の糸のむすふえになき袖に落らん

三月盡

殘花辭朶落幽庭　新葉帶風傾晩汀　可惜春光別吾去　孤流無力半池萍

○男山の供僧每年六月(香瓜の熟するを節とす)花頭(ハナノトウ)とて大會式あり低地盤(デハハギ)とて盤上に剪彩花(ツクリハナ)を造る事凡

そ十九品(大盤二飾小盤六飾)屋體人形等みないにしへより其定れるすかた有とそ、これを神前に獻し且一山に饗をなす此頭人を勤て後衆徒の員に入る事なり(寺僧一代一度つゝ其費を供す)

我熱田四月八日花の頭(トウ)とて其年の頭人盤山の觀物及ひ神前の饗を營して座位を昇る者是に似たり、但し八幡山の花の頭は夏中の供花に起り吾熱田の花の頭は灌佛會也其趣は同からさるにや。

○石清水の御神樂は仲春仲冬上卯(カミノウノヒ)　勅して官人を差し供人參向して求子(モトメコ)大比禮(オホヒレ)のうたひもの倭舞等物の音もいと嚴重の御事とそ(諸社の私に作ての〻しる神樂のことゝきにはあらす)二月十五日は御國忌の法會四二日(シニノフツカ)等の御祭いと多し、十二月安居頭は八幡山下の地人奉仕すとなん(是又いかめしき饗等あり)八月十五日の放生會式近世御再興ありて古へにかはらす(會料一千石大津の御倉にしてわたさる)扨も朝家宗廟の御神なる上殊更源氏の御氏神なれはいやましなる神光天下にかゝやき四海しつけき民草迄生を遂侍るもひとへに此大神の靈德なれはことの葉にかけて申も甚恐れ多し。

○野俗の歌に

あさましやこそよりことしをとりつゝ孫や子供にをくれこそすれ

聞まゝはいと忌々しき詞也、これは某の里にして麻枲植て業とする民の祝語とかや。

麻增(アサマシ)や去年(コソ)より今年(コトシ)麻(ヲ)取(トリ)つゝ孫や子供に麻贈(ヲクレ)こそすれ　といふ心となん、亦

我宿はいつぬき川のそのかみのけふつくりてはあすやきの里

火災の凶をいへるかことし、されと彼里の野翁口碑に是は昔より伊津貫川は土器を製する所にして斯く讀しといへり。

美濃國席田郡に伊津貫川あり金葉集以下勅選の集に歌多くみえたり。

○我尾州にて土器を燒は熱田瀨戶萱津等也、其製色同しからす萬ツ土產は其風土によりてひとしからすこれにても知るへきかも。

○山城國小原より出て薪を賣女の脛帶は世俗と異にして前の方にてあはせ結ふ、昔建禮門院此山に入御ありて御修行の爲に薪をいたゝき下山あるを人買へきよしいへは、やかて背むかせたまひて見せさせましませし餘風にてはゝきを後ろさまにはき侍ると八瀬なる人かたりし。

かゝる事もまた里俗の傳へなりけり

○京師壬生の念佛にシャテン〳〵とはやすを如何なる事そと問へはむかし此地に獄舍ありし罪人刑せられし者の追善に此念佛を初し故當時是をあはれみて赦出々と唱へて亡靈を慰せしと傳ふる由寺僧いへり

或曰シャンテンテンは鉦太皷の聲なりともいふ、此念佛にはハヽミタ〳〵と稱するも幼子か母を慕ひし故事をいふ此類俗說まゝ多し。

○或曰勢江以西の農夫水田を耕には必犂を以てす我尾州の民は皆鍬をもつてする、されは牛耕は一人半日の功大槩田一段をかへすへし鍬を以てするもの三人に當れる歟、たとひ牛を飼費ありとも民力を省ク利あらん然に風俗此土にならはさる故鍬に勞するかと、予曰是を聞く農家誰か犂功の速なるを知らさらん、夫俗に壤輕くして泥土濕いなき舃鹵の地は犂を用ひあさく耕して足れり(深く耕せは却て田に害あり)勢江等の田多くは其土氣薄し故に然り、我尾州南蟹江及ひ知多郡まゝ牛の犂を要とする所多し、春日井郡小牧以北原野多き地山近き所亦犂耕せり、凡そ犂耕は僅に土壤寸余をうかつへし鍬の功實に遲しといへとも四寸はかりの埴を耕す、尾濃等のことき衍沃の田は最も深に耕にあらされは稻苗其根を長くせす、蓋し平美潤澤の田はひてり水涸といへとも其禾稠數日萎稲せす是其根深きか故也、彼塉薄の地は少し雨を得されは稻秧さなから瘁枯せり、其土地の墝腴に隨て耕種異なる事諸州同しからす、今仕官の人は民家の安閒農業のありさまをしらさる者多し、嗚呼人々禹貢を讀て聖人民事に心を盡し給ひし事を理會すへし況采地ある身をや況や民に吏たる輩をや知らすんは有へからす。

○遠江國秋葉山は我遠祖の城地にして前下野守景隆將軍の(宗良)令旨を奉し延元の始めより楯籠り乾與

山等の兵を統て王の軍を勤めし、某男安藝守景顯其子民部少輔遠幹及ひ其嫡對馬守遠良に至りて此城を主維せし(遠幹以來は宗良の御子尹良親王の幕下なり)時選り事去り萬ッ昔かたりとなり後裔僅に稱號を傳ふ、卯月十八日(壬辰年)はからさるに彼山の修験者(快傳院)にあひ侍りて其地の舊墟俗談なと聞侍るも昔忍ばし、さても寛永二年の頃何くれと我家の古き傳へまたは其義忠世にめいほくも有しさまのかたはしを書集め子なる者にもしらせ末々にも永く傳えてなんと物し侍りし家乘青氈（刑部太輔幸和の序あり）一局篋にありし、よしや今はつたふへき者もなしせめて我後のかたみに彼山に納めて若氏族の志を繼人もあらは家の故を見ん便りにもとて修驗に授け侍りしかは涙を押へて無沙汰有ましきよし諾し歸りしもあはれなり、かゝる事書留んも人の爲かたはらいたくおこかましけれと筆の次手に記し侍るとて懷舊の心を

ふるきよの苔のした露跡たへてたかしのぶへき名殘たになし

○家父(信幸)は雍州の產なりし故年每祭日には(加茂御祭四月中の酉)いつとてももろかつら懸物せられしなき跡迄其日は祠堂に葵まゐらせて古き昔を忍ふうき事茂き夏草の名もこそあれあふひといへと見すなり、ゆきし袖の數々なる殘る袂に涙かき添てけふまてなからへ侍るもつらし(卯月廿日)例のあふひかけ侍るとて

いにしへをかくる涕の諸かつらひとりしほるゝ袖も朽せて

○人いにしへより死あり就中山野に餓殍し或は火に燒れ水におほれ且縊れ及に伏す類ひ大槩心の外に出て止事を得さる死多し、然るに爭諫に殺され夷齊の首陽に餓死せし宋の伯姬の宮火を避す楚の貞姜の漸水に流死せし齊の孟姬琅耶に縊したくひ是皆止は止ぬへきを一箇の忠義貞正の志を改めすして自身を喪て道に順へり、其他代々の忠臣貞婦義を守り節に死して恨なきもの萬々歟、誰か亦是を非とすへき後世利害名聞の爲に身を捨て情慾の惑ひに命をうしなふ愚妄と年を同して語るへけんや。

○樂レ色必好レ奢好レ奢必窮レ樂、窮レ樂者亂之所レ興也（周宣美之傳）
鳴呼色奢樂の三必亂に至りて止も色を始とす、乾坤の正德關雎の有州大婚の禮夫れ何事そ聖人人倫の道を重し其始を正したまへり、苟も閨門愼なくして惑情に任せは頓て禽獸に墮せん甚だ恐れさるへけんや。

○謝肇淛曰今匹夫盜二一環一以上吏執而問レ之、貪官苞苴千萬梱載以歸而人不レ問也、故懼レ法者皆愚民而犯レ法者皆君子也云々、
鳴呼一環を盜むも盜人也、故に吏これを執問す上ミ政を盜み下を欺て利を盜むは盜人ならすや、され共免かれ且用ひらるゝは何そや貪官朝に滿なは盜林といふへし何そ朝廷といふへき、唐文宗曰河北の賊を去へきは安く朝廷の朋黨をしる事はかたしと、夫小人の君に仕ふるは利を見て義をしらす秘計以て主君の悅をとり親近して己を利す、また其近習のおのれに背き己が罪を數へん事を恐れひそかに賂をあつくして交を睦くし、あらはに婚を結ひて好をしたしくし朋黨を固くなして主君を欺き誑し威炎を高くして外臣を恐れしめ利綱を張て下民を漁する類ひ大盜の猶姦しき賊といふへし歴代の史を見てしるへきかも。

又曰嘗有二入レ粟得レ官卒罄二其產一、人皆嗤二笑之一、余曰古人亦有レ之昔司馬卿以レ貲爲レ郎至二武騎常侍一其後病免梁家徒四壁立非二買レ官而貧之故事一乎衆爲二絕倒一云々、
今世の愚俗賂に貲を盡して貧困に至る者あゝあり鳴呼和漢人慾替る事なきにや。

又曰以二才名一驕レ人未レ有二不レ困者一也、以二富貴一驕レ人未レ有二不レ敗者一也、貧賤驕レ人未レ有二不レ取レ禍者一也云々、
夫才識名聲は世の重んする處富裕貴顯は人の欲する所、然るに自分をしらす專らこれに驕傲して人を看下せは世是を訾り人是を憎み終に必困苦敗棄せらるゝに至る事古今ひとし、貧乏は世の厭ふ所卑賤

は人の恥る所也、何の驕る事や有といふ人ありつら〳〵看よ不幸にして貧究し世にあらずして卑賤に居者良もすれは世を憤り人を恨むか故に言に發して濁富は清貧にしかす不義の出身は浮雲の如し夷齊顏曾の賢豈富且貴やなと口にいひ平居亦大言して矯柱正に過く、凡そ貴に登り權盛なる人を見ては必ず白眼を以てし、〕富祿豐に厚き者を聞ては必らす衰困究迫の日を待の心あるが如し、故に人と毎に睦しからず是自貧賤に驕りて人を謗するにあらすや豈是を憎みいとはざるべき人眼あらは何ぞ禍をとらずしてあるべき是貧賤に安んじ命に任せさる小人のすかたのみ。

○夢の世の身を思ひ侍りても猶執深く覺侍るといふ人有けれは

さめのこるゆめより外のうつゝさへ猶まほろしの身とはしらすや

○或人八橋見に行しか折かへりしよしにてかきつはたを贈り侍りしほとに返事に申遣はしける

折句加幾津把多　唐衣着乍馴怨嗟　八橋聞渡三河水　千歳情殘一朶花

○地藏ハ救二六趣四生苦患一、不動除二三障四魔罣礙一折伏攝受至極是大日遍昭悲智方便也云々(密家ノ口傳)

○醍醐の聖寶(理源大師)僧正になりたまひし時參内有しに雨のふりたりけれは蓑笠きて大內にまゐり笠をは南殿の高欄にかけられ供には般若寺の觀賢只一人きもの持て立りけるとかや、古き日記に見えし由辨任老師の沙石集に書れ侍る、當時は僧法師驕亢不遜の體もなく名聞くるしきすかたもまれなりしにや、其後は多は牛車に乘して參內せし僧毎々の事也、近世は車に乘事なしといへとも其驕れるさま昔に倍していと〳〵淺ましくふるまひける俗僧のみになん成侍る、壇賀聖のやうに聲利をいとひ其師をも諫めしさま今の世には聞も傳へ侍らず。

○信州松代(古名ハ川中島)へ行し僧曰、其處に淸水寺とて古跡あり田舍めきなからも舞臺作りにして安置の像は千手觀音虛空藏(千手は三尺はかり二軀ともに白木作り座光同時の古物なりと云々)坂上田村麿の父大同元年の建立とぞ本坊はいと大にして丈六の大日八尺の四天を安せり、何れも〳〵故物古像鄙に

は稀なる勝地と覺ふ、武田家主維の後森家の領成しか天正の比上總介忠輝主御領となりし此時修理せさせまし〳〵ける、其後忠昌卿の有となれり酒井忠勝の釆地にかはりなとせし故徒に舊まさり侍る今は眞田氏の領なりとかたれり。

○遠江國天龍川の西頓て河下に頭陀寺とて藥師を安する密院あり、此寺に龍の首とていと大きなるされかうへあり(先年江戸へ持來て見せし)龍の故事さま〳〵いへり天龍川の稱も此龍頭より起れる名と云々京師廷仁寺に鬼の首とて凡一尺計りの髑髏侍りし是は由緣もたしかならす故に前の住職の僧よからぬ物とて人に取せられしと都の僧かたりし、今はいつくにかありやすへて諸寺の藏に奇怪の物多し世人あやしきを好むのみ。

○沙石集に行基の事をいひて彼御誕生の所に昔より講行なと修して和讃つくり誦し侍る其初の詞に

藥師御前の御誕生　心ふとにそ似たりける　すりこばちにさし入て　榎のまたにそ置てける

如此と或人かたりき、事はまことに奇特不思議なれども和讃の詞いとよろしからす信心もさむる心地せり、靈佛の見めわろきに斗帳をかくることく此和讃も箱の中に納むべきをやと云々、予思ふ今時諸寺諸社の緣起といふ物大概近き世の不學者作りし多しいたつらなる事を永々書たるも多し拙き文字見る目もくるし、我尾州一の宮の緣起を敬公御覽しまし〳〵て是は秘して他に出す事なかれと仰られし祠官さてはいと秘藏の物とて深く納置し、そのかみ故黃門家の命によりて予これを拜見せしにいともあさましき文字にて事實もまた虛誕多し、敬公の仰は昔よりあるものをおろそかにはせさせしされとかゝる拙きものを世に流布して一の宮の御名もあしさまになりなん事を深く思しめしけるにや他見を禁せさせ給ひし御心おほろけなき事ながら他の及ひ侍らさる御計ひにやと深田晋甫老人恐れ感し奉り辨住の行基和讃を箱に納めよかしと思はれしも宜〳〵しき事也。

○張文嘉か齊家寶要二卷(康熙甲辰の序あり)朱子小學の末流にも侍るへきものか、凡そ有家の者考古の

士毎に讀へき書なり、予家禮儀節を講する時は必らすこれを交へて今日の澆替を辨し侍る。

○浦島子水府に至りし故事萬葉集の歌に見え天書(第八)に記し本朝神仙傳にのせたり、丹後風土記にいへるもの尤くはし丹後國與謝の郡日置筒川村の人日下部首等か先祖筒川島子といへり。

美頭能睿能宇良志麻能古云々、水江浦島子也「子等に戀朝戸をひらき我おれは常世の濱の波の音聞ゆ」と讀し(風土記)浦島子古郷を去り歸るほとに三百餘歳と記せしに神仙傳には浦島子仙化而去漸過二百年一云々、か丶る事風土記に多し、予按するに彼火々出見尊の故事に似たり此等我國の古傳にして和歌に付たる故事なるにや。

○一事主神雄略帝に見え給ふ故事いと希有の說か土佐風土記に歷錄を引て云々する者のことき古事記の說にや、按するに高野天皇寶字八年高賀茂朝臣田守等其氏神なる故奏して葛城山の東の下高宮の岡に祠を立鎭座なさしむ、其本祠は土佐國土佐郡に座高賀茂大社なり故事は風土の說にや。

大和國葛上郡葛木に座一言主神社と式に載たり、役の小角此神を縛せし說尤虛誕なり、和歌岩橋をよめるよりか丶る說も侍りしにや。

○神代卷に不平の二字をヤクサミタマフと訓せり不豫の意とのみ講し病困の事とす、舊事紀には不豫水土弗調の六字をもヤマヒシタマヒヤクサミタマフと點せり(履中紀)憂病不安の事也、

○或人問我國同し神社を所々に立てまつるは唐土原廟の制にひとしく非禮の私享にやと、答云むかし姓祖の神を崇め祀る家別支家を興し本貫を他所にたまひてうつり住すれは勅命を請て氏神の社を其地に立是全く私の非禮にあらす、たとへは大和國平群郡平群座紀氏神社是木菟宿禰の本廟にして紀の宗家其祀を奉す。

伊勢國員辨郡平群神社

是同神といへとも祭る事は三代實錄に大內記味酒首文雄欵云く、木菟宿禰の後味酒臣の姓をたまひ伊勢

國に被貫と云故其本貫の地に上祖の神を祭る此類ひ諸國多し、後世我氏の自て出し所の祖神にもあらす且勅命ならすして私の祈りなとに他國の神を遷して祠を立侍るは實に非禮私亨といふへし。

○樽節の二字をホトチハカルと讀は曲禮樽節の註に樽裁抑也とある心也、

○溫石　或人問本草に古き磚（シキカハラ）を燒て身を溫むる事あり、亦證類本草には堅き石を燒暖め用ゆるを溫石といふのみ別に溫石といふ石あるに非るよしいへり、然るに世に溫石とて青色帶る石を殊に溫石と呼如何と、答山東通志に掖縣といふ所より出る石に青色を兼潤膩玉のことくなる物を溫石と稱す、是我國にいふ溫石と同しされは冬月風烈しき時は弓の弦折安し然るを此石の末少し指につけて弦をしこけは柔靱なる事夏月の時張るにひとし、是暖溫の性ある石の記し也他の石にかゝる事なし、されは證類の說は彼石を知らすしていへる成へし。

○攝州大坂四つ橋近き所に阿彌陀か池といふあり、是守屋大臣佛像を捨し難波堀江の跡とて近年大坂の念佛者とも寺を作り和光寺と號し善光寺より佛像を迎へ安置せり、つら〳〵思ふに彼佛像を燒捨し所は此地にあらさるか、和州飛鳥の里は允恭天皇の舊都にして豐浦村の東飛鳥川の西に難波堀江の跡今は小池となりて有とそ玉林抄にも此事をいへり、此難波堀江の事なるを攝州の同し名によりて故事を附會し侍なるへし、且飛鳥川と歌によみし淵瀨さためなき川もまた此和州のあすか川には侍らすとかや河內國飛鳥川の事也、名所も故事も後世にはかなたこなた取まきれて其本據をうしなへる者多し、殊に此事なんとはよく其所もしらて妄に立侍るは本意なき事なりけり。

○自然の感應を古歌に

うつすとは月も思はしうつれとは水もおもはぬ廣澤の池

月影水に印して水に跡なきも心なけれはにや、嗚呼妄雲盡情波平なる時心月圓に浮んて恂臺明らかならん予か夷曲に

うき雲をはらひはてたる夜半の月すめはそうつる廣澤の池

○平家物語の作者說々あり公定の分脉圖に左衛門權佐藤原盛隆の男民部少輔時長は平家物語の作者隨一也と記せり、されは選者只一人に限らすとみゆ此故に異說別本多きなるへし。

○中臣の祓の祠にコト、ヒシイワネコダチ等云を諸家の解多し、按に日本紀に三韓の事をいふとて天地(アメツチ)割判(ワカレ)之(シ)代(ヨ)草木(クサキ)言語(コトトヒシ)之時(トキ)と對に書せり、我日本の事計りにして說故すへて尤當の解もなきにや、凡そ鴻荒之時草亂無二倫序一冥昧の狀を我國往昔の諺に岩根木立も言問ひし昔と呼しさま也事實として說は非なるにや(日本紀の文は十九卷蘇我卿か言也)

○異邦の書に我帝宮の事を記せしは中世以來の制を見てかたり傳へし事多しと見ゆ、往古大內裏の殿堂豈唐土に恥へきや亦昔瓦葺の時も有しにや、日本紀(廿六)小墾田に宮闕を造起し瓦覆にせん事を擬したまひし事見えたり。

○今の左大臣家(九條)の御所を我公御造進まします(正德改元より)其中に內室(ウチムロ)作りといふあり如何なる制にやと云人あり、予これを匠家に聞侍る內室とは天井なく屋根裏のまゝに造る事とそ紫宸殿清涼殿なんとも內室作りなりとかや。

凡そ諸寺の金堂なんとも內室作りの法といへり我熱田の神宮寺等も是也、

○館堂を日本紀(廿四)にムロツミと訓せし室の字をのみムロと讀にはあらさる歟、

○ハラカラ　舊事紀宣化紀に同母弟と書せるをハラカラノイロと訓せり、自レ腹の弟といふ事也(彼より是よりをカレカラコレカラといふにおなし)然れは異母兄弟をハラカラといふましきにや。

鹽尻　卷之四十九

○後宮名目三卷　今其一二を抄して遺忘に備ふ事左のことし。
中のころも　宿衣の事
御すへり　御褥但し夜の御しとねなるへし云々
おほそ　御帶
御した裳　御ゆくの事爲家よみ侍る對の宮を祝ひ奉り御產湯ひかせおはし侍る時
　波よする松のしたもに萬代となれて來なくや友つるの聲
伊勢神垣　御產に臨ませたまふ時御よりそひの御物也、大サ御淸所の御厨子棚の大サにして中に細綿を入侍ると云々
幸の御守　嫁娶の夜妻のかたよりもてまゐらせ給ふ雌雄と分ちて二懸長サ二尺、たけ六寸懸物に蜷結多くは菊の結形を用ゆる事故實也、守の織物は白地紋は鴛鴦或は松竹鶴龜の類也、夫の御守は母屋の中柱にかけ妻のは母屋の菱柱に懸と云々
紅葉見　後宮のみそか事にて侍る、嫁娶の夜より次の夜迄は白きすへり中の衣下裳すへて白き色を用ゆる、其夜過て明ては其すへりの物中の衣もみちの色そみたる御下裳をは妻の家に送りまゐらする也、扨其過ていろのすへり中の衣よりも御下裳迄紅あるは桃色の御物となし入申也云々(略書)
御火とまり　妻の家にて親かたさま祝はせ給ふ事也、白河院の中宮堅子承曆二年七月九日御產おはしける共前御懷胎の御けしきとて中宮例ならすおはしける、正月の中頃關白師實公參内おはしましてゆくりなき御椀のたまり水を主上へ打懸させおはしける思しかけさせ給はさる御事なれはいかにそや如何

にそやと計にてあきれさせおはしけるを、辨の内侍とて四十を過て有職になれたる内侍おはしけるかこれは御けしきなさせ給ふそよ中宮の御火とまりの料に殿の祝はせたまふにてさふらふと申されければ、主上も御ほゝゑませ給ひておもはゆきことふきは贋か儲ともえ覺えさせましまさすとてうつふしわはらせ給ひぬ、抑御火とまりとは女人經水の行はるゝ事一月として怠る事なくはべる、されと懷胎の心ばへおはしはへれは左樣の事やみ侍る也、なへて後宮の諺に經水を火と名つけ來るは對屋に出て別火をかまふる事よりそ起りける、經水行はれぬは對屋に出す別火をかまへねは御火留とは申侍る、火は水を以て消ものなれは水を以て火をとめ彌御火とまりのこと有て御誕生うたがひなき事をことぶき思しめしての事なるへし、夫より後は例となりて建武年中には家毎にはかなき者まて此ことふきをなして嫁娶過てのつとめての正月にそかならす妻の緣家より水祝ひとて侍る事にて侍る云々（略書）

信景按するに月水行はるゝ間を俗にたやといふは對屋のいひあやまりにや、されと伊勢の神人なとは別屋を作りて他屋といふにや、亦水祝ひの事松永彈正より事起るとも亦は駿州にて御家人さらぬ事にて妻を去事多かりしにより再娶の男に正月水あひせたまひしより事始りしなんと俗說に申侍るは後宮名目の古きおこりを知らさる者の言なりと覺え侍る、されと水祝ひの事はいにしへより有なから夫は外舅の方よりする事也、近世の水いはひは大概朋友の若輩する事なれは俗說の言は朋友よりなせし起りにや、かゝる事は禮にも見えす師賓公のせられしも野俗のすなる事を傚ひていとも不敬のわさをなんせられけるにや、更に君臣のすかたとも見えす夫より末々近世の水祝とてすなるは新婦を夫に甚うき目を見せて興とするさま朋友の道に背き禮儀を捨侍るわさなめり、京の商家なんとは殊更驕りのゝしり侍るとそ我府下近き頃禁止の命有てさるあさましき事侍らす。

○深窓にやしなはるゝむすめを五文字と申は保元平治の頃より大かたは申侍るにや、信西法師の女辨の局上西門院の命婦の方へ送れるうたに

人にいついつゝの文字のあときえて俤さへもかきくもりぬる

とよみ侍るうた信西の日記に見えたり。

○或問淺井備前守長政の息萬德丸は秀吉の爲に害せらる女子三人（京極若狹守室と秀吉の妾淀殿と崇源院一品大夫人となり）は諸書に見えたり、此外に子も有といふ如何、曰長政の子別に三男二女あり共裔今加賀の三位家に傳ふ耳聞の儘に記す故名乘は知侍らす。

略系如左

○○長政 備前守贈二位大納言
- 淺井八兵衛
- 淺井內藏允
- 淺井源右衛門
  - 淺井源右衛門
  - 菊地十六郎 爲菊池氏養子一領三千六百石
- 女子 東福門院對馬
- 女子 磯野八兵衛妻

○千賀は元千川と書り勢州九鬼の族也（鳥羽近所今に千賀村あり）尾州知多郡に住居は永享年中か永享の記錄の中に曰永享十二年（五月十五日）大和軍一色親子三人自殺同廿一日千川殿幡頭崎へうつらる同廿八日夜落城と云々、幡頭の城は熱田大宮司家の領にして新田義助もしばらく次給ひし又宗良親王も信濃より當國犬山へ出まし〳〵て此城に入船にて伊勢へ渡らせたまふ、新葉集に所謂磯邊の里と讀たまひしは幡頭崎の內也（今はモロサキの內南の濱に磯邊村あり）其後千賀の裔代々師崎に住せし千賀孫兵衛重親（佐沼氏より家をつく）林茂右衛門尉越智崇信の子を養子として千賀與八郎信親と稱す後に志摩守と號し大神君に仕へし。

○武家年始に主君を拜するに鳥目を捧て贄とするは天正十年正月元日江州安土の城にて信長儉約の令有

しより始ると云々、

○馬の頸毛をふりてみばの能やうにする事いにしへはなかりし近世盛んになり侍る、寶永戊子八月十一日幕下令して禁せしめたまふ誠に軍用に益なき故に侍るとなん。

○太神君の神影は七十才の時同身に彫させたまふ鏡を以て御容貌をうつされし故鏡の御影と稱す、御在世には御座の間に居置せたまひし御遺言に依て薨後増上寺本堂の後に御影堂を建寛永十一年改て神影殿を營し給ふ、大猷院殿の御時同十八年寺境丸山の麓に新に神宮を建て神影をうつしまつり給ふ是を安國殿と號せらる(御在世御好故とて鷹を以て宮中に書く神門も鷹の御門と呼ふと云)

○天海僧正は初に江戸崎の不動院の院主也鴻巣の普山和尚是を啓し御祈の師とすと云々、

實は室町義澄の御子慶長五八十三なりと云

○中村對馬守——彌右衛門元利——又藏元勝——又藏元悅——又藏勝親——又藏勝時

彌右衛門元利は相州足柄郡蘇我郷に生る尾州に來り今川左馬助氏豊に仕へ藥師寺刑部丞公通の女を娶り元勝を生す、今川拔落の後元勝淸須市場常樂寺に入り僧となり忠禪と號す、中年還俗の時寺の本尊藥師を射て立退く六角堂にて籤を取り東方に利あるを知り又藏と名乘今川義元に仕へ亦北條氏直に仕へて貳百貫を領す後に尾州に來り對馬守と稱し三千石を領す。

慶長十五年十一月三日卒八十八氏直の感狀は永祿十二年正月也織田信雄天正年中千五百貫賜ふ秀次永祿年中に二千石の御朱印を賜ふ慶長六年五月朔日忠吉卿三千石の朱印を賜ふ。

○凡仕官の人を侍と稱すさふらひとは如何にして呼そと共稱呼を尋ね知る人なきにや。

禰宜といふ名をたにしらてちはやふる神にはいかてつかふまつらん

と鴨の長明もやよみし、今のつかふる人さふらひといふ名をだにしらす侍る無下の事なれ、されと侍とは根本大内殿上の事を云李部王の記に主上御殿上の侍と亦北山抄には宿侍の二字をとのゐとよませし、

源氏榊の卷にさふらひにとのゐ物といへるも殿上の事をいへり、すへて宿直の侍といひしは院中北面の稱呼也、凡侍といふは親王大臣以下諸家の恪勤者の名多くは政所令に重代の侍を補せし鎌倉將軍家の時侍所を置てことに其人をえらびしさぶらひとは某の御所にさふらひ仕ふると云事也。

○故亞相光友公綱長朝臣(安藝侍從)のうへうせ給ひし時

おくれゐて物おもふ頃は庭にさへあはれとみえぬ草も木もなし

と詠しさせたまひし。

○寶永七年水戸公禮儀類典五百卷を柳營家へ獻し給ふ、其攝家華族等の名記其禮式に預る物を類聚の御記也源義公五十七年の御精力とかや。

○夫木集の歌に

秋なすひわさゝのかすにつけませてよめにはくれしたなに置とも

○爲家卿の家集に

何ことも古きよのみそしたはしきおもひあはするけふそかなしき

○加減(カン)　酒のかんなりかけんの中略なりとそ。

悍(カン)　馬のかんのつよきといふ此字也、

○蒙齊老人(岩付氏)は質直の士にて毎に學を講し道を論せし事三十餘年に及へり卯月の中の三日七十一歳にして下世せり、致事の後はいつしか病つきて衰へもてゆきしかともきのふけふとは思はさりしか友千鳥跡なき浪にねのみなかれて殘るうらみも一かたならす位牌をもふけ香すゝめ侍るとて

頂岩院心譽又三居士

投祇世上斷盈月　笑破人間開落花　七十餘年槐下夢　故林鏑暗只鳴鴉

賓にしつかに思ひつゝくれはきのふまておとつれし友もはや半を過て夢とのみなり行けさは唯我かけ獨

つれなく立なからへるもあはれなり、これもまたいつまてか身にそひはつへき世上うき立て泉下流れはやくゆひを折て何くれと數へもつくしかたし。

まほろしよゆめよあたなるあたしの丶かせまつ露にかよふいなつま

○或里の隱士をとふらひ侍りけるにさひしき垣根に卯の花いとあはれに見えしかは

八重しけるかきほの葎みちたえてとはれぬ雪としるや卯の華

○人の遠忌をとふ事侍りて東禪寺にて心はかりのたむけし侍りし來したか思ひ出ていとわすれぬ事のみ多かり

おもかけを木するゐの夏に幾とせか隔てしあとのむかしをそとふ

○眞福寺の觀音帳ひらけ人々まゐり物しける折からまふて侍しを或人何をか祈るなんと聞えしほとに

なにはえやあしのかりねの音に立てみちかき夢の世をはいのらし

其時の述懷なんと一卷とし寶生院主にまゐらせぬ。

○五月四日あやめふくとて下部どもさうぶ持ありき侍るを見て

あやめのみとりそへてふくもとよりもみとりにふりしよもきふの宿

端午の節供古しへ朝廷の御式わきてこと〳〵しきみありさまなりしにや清少納言か筆に見えし、日月鶉首に會し時天中の節として萬の勝事も此日多く競闘のわさも和漢こちたくし侍りね浴蘭泛蒲古今傳へ彩綫角黍都鄙弄ふ散人不レ管世上の故事獨り離騷を把て閑窓に睡る。

○五大官橋

山城國淀（橋料秋米五千石）　同國伏見（京橋料米二千石）　江州瀨田（橋料秋米千石）

三州矢作（橋料秋米一萬石）　三州吉田（橋料秋米三千石）

此外武州六郷の大橋今はなし（吾枇杷島津島の兩大橋の如き他州にある事少なき歟）なからの橋（攝津）は

朽のころ名にこそおへれまたふみも見ぬ天の橋立(丹後)も猶とたへの橋(陸奥)に心はとゝろきの橋(近江)世を宇治橋(山城)と人はいへとまた幸の橋(筑前伊勢)も有けり岩橋(和州)のよるの契もうたゝねのはし(和州)に夢の浮橋わたりなん中たへし佐野の舟橋(上野)かけてのみ思ひわたる大江の橋(攝州)にかよひしまゝの繼橋(下總)またやうらみん、八橋(三州)のくもて行水に數かくはまなの橋(遠州)は昔となりにき、浮橋に浮世の事しるさん聞わたる吉野の澤にうちわたす丸橋にとふ橋うらをたのみかささきの橋に心細き一橋も有けり、年へし板田の橋(攝州尾州)も所さためすみねのかけはしあけてわたらんひつ川の橋(山城)まだ椋橋山(和州)の雲かゝる雲井の御はしいやましに高野の橋(紀州)も思ひたつ木曾のかけはし(信州)や霧深き大沼の橋(伊勢)わたり行せたの長橋(江州)いつまてかかたりなんとて筆さしおきぬ。

　　橋はしらくちせぬ名のみかそへつゝ見ぬよのひとのきゝやわたると

○鎭西(筑後國山本郷)井上善導教寺は本朝蓮社の第二祖聖光辨阿上人の開基にして順徳院建保五年丁丑勅額を賜はり官寺となしたまひぬ、淨土一流の本元九州の本寺にして常紫衣の勝地なりける。

淨土宗數派に分れて共立義蘭菊たりされは鎭西の一流のみそ吉水の正流にして大師相傳の本意に違さるとかや、向阿上人の三部の書は一流の正義を記され侍ぬれはこれをこそ宗の證にし侍ると花頂の義山師語られ侍りしとなん。

○名號は華嚴の疏に召レ體曰レ名表レ德爲レ號名ハ別號ハ通といへり、たとへは彌陀釋迦等呼は各自の體名にしてこれ別なり同しく佛と稱し如來といふは是通して諸佛の表德なるかことし。

○釋氏所稱の居士號は菩薩處胎經の說に出ッ大居士の稱呼は大惠に見えたり(高貴を呼尊稱なり)

○異邦初發心の者は師より名付る所の二字なり後受具して號を授かる故亦二字を重ぬ仍て道號戒號を連稱せり、我國中世迄釋門に入る者も唯名のみにして道號ある事を聞す禪宗傳來の後道號戒諱及ひ居士號

等ありされは諸宗もこれに效ひて四字の法名居士等を書せりとかや、院號は昔は天子に限りし其後公卿の寺院を建し人に其院號を蒙らしめて呼し法與院殿(東二條兼家公)法成寺殿(御堂關白道長)公の類也、後禪徒大家の人に院號を稱し殿の字を繫て書せしも古へにならひて也、近世の凡卑の輩といへとも諸宗大槪院號を授て殿の字をさへそへ侍る事妄作の至りといふへし、今臨濟派下の僧のみみだりかはしく院號居士號を以てせす日蓮黨かことさは市井の凡下といへともへつらひて院と稱せり忌憚る事なきの甚しきは只此邪流成けり。

綸旨令旨等もなくて色衣を服し上人と稱す、此頃は邪祖日蓮か影を紫衣に彩りなんとす何れの代に紫を賜ひしそ、彼徒はことことく私と僞とを專らにし人を欺き他の壇越をうばひとるのみを榮と思えり可痛可憎嗚呼、

○念は釋名に黏也意相親愛シ心黏着メ不レ能レ忘也といへり、思ふと訓するも輕きにあらす釋氏念佛の念も是を以てしるへし。

○林樹濟緣記云四樹以上爲レ林獨株爲レ樹云々、

○分齊は正源記に分段齊限也といへりホドラヒ也、

友人覩瀾子下世絕驚絕惜初七忌辰捻レ香

浮世可憐泡沫身　豈除去夢境煙塵　雲播西散暮天淚　杜宇聲々愁殺人

○今年(癸巳)春三月十三日より百日の間勢州朝熊岳虛空藏大士開帳とて參宮の次て人多く登山せり、山は弘法大師基をひらきましくてもと眞言求聞持の靈場也、中頃以來禪院となりし此度開帳に什寶をも出し且其目を板にえりてひろめ侍るとてまゐりし人贈りし程に左に粘しとゝめ侍る。

伊勢朝熊嶽靈佛靈寶開帳目錄

一本尊虛空藏大菩薩(明星尊天雨寶童子)　一達磨大師(蘭溪和尙唐土傳來)　一身蛇帶王(行基御作)

一大黒天（運慶作）　一賓頭盧尊者（傳教御作）　一明星尊天　一毘沙門天王（運慶作）
一如意輪觀音（天竺佛）　一掌善掌惡二童子（運慶作）

七福神

一虛空藏菩薩　一稻荷大明神（弘法御作）　一辨才天（弘法御作）　一壽老人（安阿彌作）
一毘沙門天（運慶作）　一大黒天（傳教御作）　一惠比須（運慶作）

右

一佛舍利（御長一寸三分圍二寸八分）　（方丈本尊）一釋迦如來（普賢菩薩文殊菩薩）（安阿彌作）
一大日如來（慈覺御作）一閻浮壇金彌陀（唐作）　一三寶荒神（弘法御作）　一大日如來（定朝作）
一阿彌陀如來（毘首羯摩作）　一愛染明王（運慶作）　一衣被大黒（傳教御作）　一身蛇帶王（湛慶作）
一不動明王（運慶作）　一十三佛（定朝作）　一摩利支天（傳教御作）　一天神　一聖德太子（定朝作）
一當山鎭守雨寶童子（聖德太子御作）　一當山開山東岳和尚　一當山前住明叟和尚畫像（幷法衣一肩大覺禪師ヨリ傳來）　一釋迦如來（思恭筆）　一文珠菩薩（兆殿司筆）　一火除劍（稻荷御作）
一法華經（慈覺御筆）　一無量義經（慈覺御筆）　一金光明經（光明后宮御筆）　一心經（弘法御筆）
一日八多羅葉　一唐磬幷唐鈸　一合槌劍（稻荷弘法御兩作）　一義朝公太刀　一衛府太刀
一權現樣御所持碁盤幷將棊盤　一駒角　一牛玉　一天狗爪

以上　勝峯山

金剛證禪寺

○南無西方極樂世界三十六萬億一十一萬九千五百同名同號阿彌陀佛
昔釋迦牟尼佛住世行化至ニ一俗舍一見ニ翁婆二人一以ニ穀一斗一記レ數共念ニ阿彌陀佛一願レ生ニ淨土一佛言我有ニ異方便一令下汝於ニ一聲中一念ニ得上多穀之數一遂令レ念ニ上佛名一

右佛尊號因緣諸淨土經並不ㇾ見ㇾ出始因ニ唐飛錫禪師寶王論ニ以ニ此佛號ニ立ニ一念多佛門ニ次侍郎王古直指淨土決疑集亟之後龍舒淨土文廣勸ニ人受持ニ乃曰嘗以ニ籼禾穀ニ校ㇾ之一合有ニ千八百粒ニ若一稱ニ此號ニ乃滿ニ一千碩穀之數ニ佛既自以ㇾ此教ㇾ人則其功德不可思議也切緣寶王論不ㇾ載ㇾ所ㇾ出經論尤爲ニ缺典ニ今恐稱ㇾ誦者欲ㇾ知故茲錄示云々(出ニ樂邦文類ノ一ニ)

今按右尊號出ニ阿彌陀佛偈ニ

後出阿彌陀佛偈(錄加ニ經字ニ阿彌陀經同亟)　同私記　釋良定作

讃阿彌陀佛偈　曇鸞師作

○傳教大師傳一卷　叡山大師傳と題す選者釋一乘忠と記せるこれ大師の附弟仁忠和尙也

慈覺大師傳一卷　奥書云右傳は故寛平入道親王所選也

智證大師傳一卷　天台宗延暦寺座主圓珍傳と題す選者は翰林學士三善清行と記せり

慈惠大師傳一卷　慈惠大僧正傳と題す書の尾に長元四年九月九日記すと云々、然るに選號を闕せり或人曰覺運僧都の草藁ならんと、又別に慈惠大師傳と題せる一書あり是應仁三年夏五月五日景藏の選述せし所也、

右四大師傳記五冊寶永改元の秋山門西塔の秀雲上人鋟行して世に行へり。

○慈覺入寂し花芳に殮す門人承雲等師の隻履(カタクツ)此にあるを見衆議して棺をひらく遺體なく只一履のみを見ると、亦傳に云師遷化の日羽州立石寺に入り龕中に安座す夫より以來身肉壞せす今尙儼然たりと云々、弘法德一及ひ覺大師且つ越後の弘智等全身不壞といふ者また一奇事歟、

○朱子曰天地始想只有ニ水火ニ二者ハ水之滓脚便成ㇾ地今登ㇾ高而望ニ群山ハ皆爲ニ波浪之狀ニ便是水泛如此、只不知因其時麼凝了(語類一)

予そのかみ攝州有馬近き六甲山に登り侍りし時友なりし僧此語を誦し侍りしが、げに山々の勢ひ波のす

かたなりけり、勢州安濃郡にや榊原とて藤堂家の領處侍るそこに貝石山といふ岩山あり其山上の石の中に石貝あり石を破て出すかたち種々にして螺の類蛤の類あり裏實して黒石也(癸巳)の仲夏或人取得來りて見せ侍りける、されは信濃にや少將義行公の御領の山にも石中に貝ありと傳へ聞き侍りしがまのあたり見る事は始めなり、蘗種の貝石と一般のものなり、蓋し太古此等も海中にてこそ有つらん、朱子の説を以て見るに海水漸時しりそき軟泥化して硬石と凝りし儘貝介其裏に含まれ同しく化して石となりしにや、天地の間思議すへからさる事多し。

　おのつから石破て流出たるは淡黒色なり

貝石山石貝の状



勢州安濃郡

巖鷲山梅林寺(津ヨリ四五里)

柳谷村にあり本尊虚空藏弘法大師の開基にて眞言宗數代住せりと云々、近來眞盛宗菴主となりぬ、巖上の古寺堂前の老樹屋後の山嵐砌下の溪水皆是數景潔然として恰も仙境に至るかとあやしめり、岸洞流に乘して見れは貝石と號して岩の缺たるも石の割たるもこと〳〵く形容貝の品々也、

○一向寒山座淹留三十年昨來訪二親友一、大半入二黄泉一漸減如二殘燭一長流似二逝川一、

寒山子の作也子は氏も名も知る人なく古郷もきかす寒巖に在しゆゑ世に寒山子といへり、常にやふれたる布をつゝりて衣とし樺皮（キノカハ）の冠をいたゝき大なる木履をはきて國淸に來る、拾得見ては必菜滓の殘を竹筒に入て與ふれはこれを負て去れり或ひは廊に安らひて高く吟す、寺僧むづかしがりて杖をもつて逐へは手を拍て笑ふ、其毎の語甚趣あり後に臺嶺の嶺穴に入る、其穴自閉て再ひ人間に出す、其平生木石壁なんとに多く詩を書付置しを世の人あかめ慕ひて寫し集卷をなして寒山詩と題せし、釋氏これを文珠大士の化現といへり實に一異人なりける、後世此すかたを圖して床上にも懸侍る、そのかみ此淸風を知らさる人をして見せしめは街頭の乞食ならめかゝる物もらひの像をうやまひ侍るは何事そや、心すゝしくして一點の塵なき事を慕へは也、たとひ衣冠美をよそほひ人のうへに居て淸けなりとも心裏名利にけがれて人慾に沈みなん人をは誰か其世とてもあがめ侍るへき、まして百歳の後人是を慕ひなんや中〳〵惜みを一世にうけ臭を千歳にのこし侍る、されは代々の隱士人の下にありて名をだにしられさる猶多し聲利に役せられて人の上に立汚濁に醉て世に交侍らん事豈いみじとすへきや。

○向阿師云、わつかに目の前の哀傷たに指も折あへすまして耳のよそなる無常さそ數も知りかたく侍らん、夕な〳〵思ひをいたましむる煙ならびてはたてども絕る時なく、朝な〳〵袂をうるほす露すゑ葉にてはきゆれとももとの雫とならぬやはある（父子相迎）と、けに恐る東岱に遊んで復故人を見さる事を哀しむ、北芒にさまよひては毎に灰土の新なる事をすきし、暮春相見の龍和尙書懷の長篇の中に匪ニ直詔華ニ不ニ少佳ニ孔丘盜跖云何之縱譏ニ人事無ニ依類ニ多有ニ言辭ニ實不レ知といへるそ耻かしき、よそにきくあはれはさすかあぢきなくいはぬは勿れとも已々のうへになしてはさらに思ひよらすけ也、かくなん知り顏にして知らぬうたてつれなきを誰か慙愧し侍るや、友なりし人（海保氏）三十にたにたらてあだなる夢となりし實にうつゝとも覺えす、其父なる人のかたへ申送り侍りし

かきくらす涙のみかはさみたれて物思ふやとのいかにさひしき

とまる身のありてかひなくさきたゝぬ命さへつれなく打なけかるゝは人の親のならひ成ける、我身にうかりし事なんと年月へてはさながらわすれ行に似たるかたもなく侍るなれと、さすかは花紅葉につけて有し世のすかたも今一しほに思ひいつる時こそふたゝひ闇にまよひゆく心地はすれ

ひきかへしまたなけくかな春秋のむかしにゝたる華よ紅葉よ

○或人問世に人たま飛て落といふ事久し、古歌にもまゝ見えたり唐土の書にはなしといふ人あり如何、曰朱文公曰人將死有云魄落若氣只升而散ナラン（語類三）と、蓋し是人たまの飛て落るといふ說なるか。

○渡邊綱（多田家四天王隨一）

○○仁明天皇――右大臣源光――左少將賢――源二敦――刑部少輔昵
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└内舍人綱 實嵯峨天皇皇子左大臣融ノ曾孫箕田源次宛ノ子也

○○河原左大臣源融――河原大納言昇――武藏守仕――箕田源次宛

綱は老後に攝州河邊郡多田庄西畦野村木子ヵ岡といふ所に住し其所にして卒せり、小童寺に葬ず（西畦野村）

小童寺は滿仲公の御家人藤原仲光か子光壽丸追福の爲に滿仲公建立開祖は源賢僧都（滿仲公の男美丈丸なり）今は淨土宗にして知恩院の支院也（源賢仲光光壽の石塔有）

石碑年ふり霜をかさねて苔を帶て殘りし、然るを松浦壹岐守棟（綱の後裔肥前國平戶城主）こゝにまうて其古塚を見るに忍ひす頓て壇を新にし瑞籬を營し石燈籠をたてゝいと淸くせらる、且其牌子なき事を歎き本山花頂の應譽大僧正に請て號を記し小童寺に安置せられし其位牌に云、

泰安院殿鎭西府總司通事舍人源綱大居士神儀裏

書ニ曰

寶永七庚寅天十一月日壹州國宰肥前平戸城主源姓松浦氏從五位下壹岐守棟書之

綱の官職は小童寺の古記に隨へりと云々、けに子孫有を孝とす時ありてかく香火の手向を新にしまします、棟朝臣追遠の孝志いとゝありかたき事ともなり是も亦天下昇平の表なりける。

○攝州正一位多田大權現（領守將軍源滿仲公靈也）

長德三年八月廿七日下世葬ニ多田庄ニ（多田院）文明四年八月十七日贈ニ正二位ニ元祿九年三月廿八日勅崇ニ號權現ニ同年六月九日授ニ正一位ニ是常憲院贈大相國之執奏也、

○多田院寺產五百石（公方家御朱章一山六坊配當也）

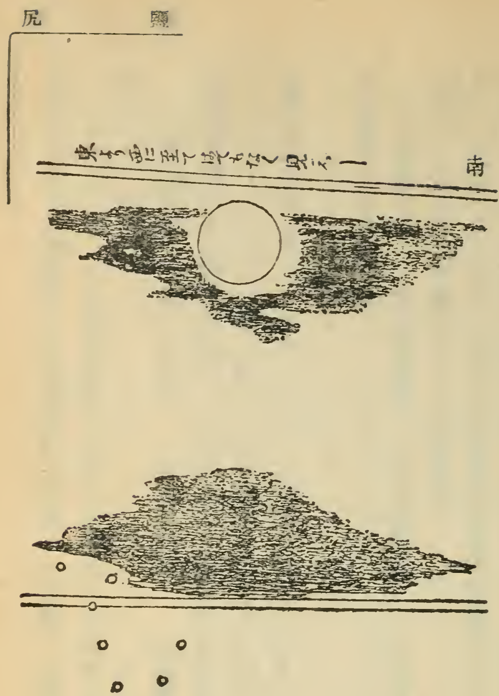
南都西大寺の末寺にして宗は法相眞言律三宗の兼學と云々、住持職は西大の院より轉すと云々、

右癸巳仲夏忠孝山菩提院小童寺の住持に所聞を記し留む。

○癸巳五月十九日の夜旗雲（ハタクモ）を現す戌時過てやゝうすくなり月上りしまゝひかりあひて見え侍らさりし。

亦北の方に一筋有戌の中刻明らかに見えしか漸々消侍りし、廿日の夜は亥の時はかり東方に現す南北にわたりて南のかたひくかりし。

○北辰



○壽經光院の入道親王三回の御忌辰にある上人を請し一會の念佛なんどとなへ奉りし時(五月十八日)

華頂彩霞斷　竹園翠霧扃(トザセリ)　流年三改ㇾ夢　帳殿々殘螢

漱石子の和に曰(イハク)

從傳東漸統　穆々出皇扃　示寂叢林裏　徒飛幾歲螢

○眞福寺觀世音居帳の後御手の糸を院主より老母の方へ送られ侍りし時かはりて讀遣はしける

一すちにたのむ佛の御手の糸またもみたれしむつのちまたに

○伊勢なる人の久しくおとつれさりしか便につけて文おこしける返事に

かゝれとは誰おもひきやなからへてとはるゝほともいのちなりけり

○和虛舟子夏日午睡韻

孤園槐下夢　半睡枕頭榮　螻垤幾時囧　盍辭彼利名

○或人六道を題にて歌よみける時餓鬼界を

手にむすふ水もこかれて紅のほのほは何のむくひとやしる

○宇賀神とて頭は老人の顏にし體に蛇體に作り蛙をおさへたるさまして神社に安置し祭る時には一器に水を盛彼像を入天の眞名井の水なんいふ文を唱へて其像を浴す像或は金銅または磁器也、熱田正殿の內に御冠筥の中に彼像有し、貞享御修理の時取出せしこれはほりぬきのいとたくみなる作なりし。

按に宇加耶は梵語にして白蛇と譯す、されはもと密家の修法にして神人傳へて此法を修せしと見ゆ、されとも其像密宗に製する所は彼人首蛇身の像には侍らす、亦俵の上に蛇を作りこれをも宇賀神といふ。

山城國稻荷の社に此形あり熱田の寶藏にも磁器の此像侍るいとふるき物也、

此等中世我國の人作爲せし事と見え侍る、亦蛇首人身の像も有て修驗者なとまつる。

辨才天を辨財の字を書頭上に蟠蛇を作り宇賀辨才なんといふ、密家の本傳にかゝるすかたなし竹生島の影像も此すかた也、神人僧侶のあやまり來りて然も夫を秘として傳ふるわさ一二にあらす。
○唐の玄宗の時朝士等楊國忠に趨附し阿て官錄を求しを張九齡見て人にかたりて曰、此曹は皆向火の乞兒のみ一旦火盡灰冷ならば必肌膚を凍裂して溝中に暴骨すへしと(天寶遺事)げにも天寶の亂後楊家に諂らひ富貴を得し輩皆無塗棘路に迫り裸行草食の耻を覆さりし、和漢向火の丐者多し豈自省さるへけんや。
○賤しき身をわすれ貴家を妨け年少にして老者を凌き疎遠を以て親近をへたて新參にして舊功を隔て小を以て大にかへ婬にして義を破るこれを六逆といふ、逆臣は必らす刑せらるへきを却てこれを寵幸して祿位威勢盛大なる多し、朝士これに阿附する曹は是逆賊の黨也、逆賊の富且貴を見てうらやむたぐひは是國賊といふへし何そ朝士といふへきや。
○盧垣曰今人尺寸の祿に奔り絲毫の利に走るさま群蚊の腥羶に附き聚蛾の爝火に投するかことし、取て醜しとせす貪て死を不避と、嗚呼耻を捨命を喪に至りても猶利祿を規取せんとす愚これより甚しきはなし。
○霍諝曰死禍を冐して以て細微を解は是を飢を附子に療し渇を鴆毒に止んとするに譬ふ事荀氏所謂壽ならん事を欲して自頭を刎といひしも亦同し、其愚何とか名つくへき嗚呼、
○父なきみとり子の笥を笛にやなんとたはふれもて遊へるさま源氏何某の巻に見し、あはれも思ひ出られてひとりごち侍りぬ。

わすられぬ物ゆゑつらき笛竹のうきふしことにねはなかれける

○辨阿上人常の述懐に人ことに閑居の處をは高野粉河とは申あへれと我身には曉のねさめの床にしかすと思ふといへりし、けにも塵の世なから窓の月さひしく鐘の音かすかならんねざめたれかは心すまてや

はあるへき。

おもひすつるうきよのよ半の夢たえてねさめしつけきおのかかくれ家

松の風軒のむらさめそれならてとふ人もなき宿のあけほの

○今年癸巳四月東都深川の射場にして高瀬金彌といふ十歳の童【割註】紀公奥醫喜朴か子鹽見孫三郎といふ浪人の弟子と云々」一廠(半堂)の數矢射ける(廿日の酉の刻より廿一日の申の刻迄)矢數通計萬三千其直發するもの凡一萬一千五百七十八矢となん、紀公是を稱しましくて祿二百石を賜ふ(中の間御番)と東なる人より申送り侍りし、實におひ先泰山を推し虎尾を握るすかた三軍を助け四維を修むへき勢あらんかゝる奇童も世にあれは亦才徳の人豈なかるへけんや。

○權大外記中原康富日記拔抄
應永八年五月五日深草祭百三十騎
信景按に中世に至て五月五日此風多し、
子息大學助範職本名光職二條殿御名字讀故改之、
按に二條福照院關白名は基滿也、光職と和訓同し是をみやうしと讀同と云、
應永廿六年二月十二日(丁亥)今夜釋奠也(上下延引)上卿權中納言家俊卿云々、
應仁文明己後絕たり、
同廿七年九月十日室町殿醫師高天被禁獄父子三人云々、此間仕狐之沙汰風聞云々、十月九日高天昨日流讚岐國俊經朝臣同國被流云々、是等皆狐仕之輩也云々、
按に今云飯綱仕ひといふ者の類歟、
文安五年八月一日八朔禮之事何れの時より是ある事哉のよし尋申所に、後鳥羽院末つかたより出來る也、但し不得所見慥所詮先代(今イ)より沙汰初にて鎌倉より事起り候由所語傳也、淸家の嘉元頃の記此事見之近年此如申由注付云々亦近日尾花の粥事其由來何事哉自然見及歟の由令問之給云々、
八朔風俗後成恩寺殿の公事根源に記されしと異なり尾花粥の事は惠命院僧正記に見えたり、文安の頃はさたかならす侍りしにや、今關東儀式年始に等し是は德川家近き御例にて故ある事ないとかや。
武家御判作樣事云々室町殿伊勢因幡守爲御使被仰下可有御判始然御判事御名字を草に被置候儀有之、或亦以前字を作候儀在之以何字可被用哉、可撰進のよし被仰候付然先々此事不蒙仰者不任意若亦紀傳儒な

んとそ撰進歟云々、鹿苑院殿普光院殿兩代は義の字也勝定院御判は慈字也云々、
判は花押の事異邦昔五雲體の字を用ひし我國も亦草書の字なりし、今のことときは文字にあらぬ判多し
古風を忘れたる事久し。

同月十五日云々此間天下庶人三日疾并咳病流布
今時も一兩日の病事あり、三日疾といふへきかも寶永四年の冬富士山焼し頃人々三四日咳病を煩ひし
天下同しかりし。

文安六年三月云々雜談の次云ひうを賣候ものをあいものと申候、此字不審と云々、予云あい物とはあき
ない物といふ事か一條殿へ内々尋申候へは商物と可書のよし御返事と云々、

寶徳二年九月尾張守護代所望之織田事可通遣千代徳殿の由云々十月の誰本ノマヽを按に織田鄉廣と云々、
此記室町家隆盛の時事多侍れとも五月五日草敎(今ののほりかふと石打等の事なりと云說あり)六月十
六日の嘉定の祝なんと見えす、近世の書足利の時より行はれけると云もいふかし、但し内々の祝事な
りしにや此書多くは朝廷の御事を細かに記せしかは柳營の行事は漏たる方もなとかなくてやあらん、
亦六月七日以後京都四條河原納凉とて賑やかなる事侍るも近世よりの俗と見えたり、應永より康正迄
の日記に見え侍らす此代頃迄は朝家古例の御儀式とも形の如く行はれしと見ゆ應仁文明已後何事も廢
れ侍る。

〇正月朔日我公初て御家人に大御酒たばせたまふ御風折縹の御狩衣二藍の御指貫也、

〇長明無月抄に躬恒貫之かをとりまさりを論せられけり、かたみにさま〳〵ことはを盡してあらそはれ
けれと更に事きるへくもあらさりけれは云々、俊賴聞てたひ〳〵打うなつきて躬恒をはあなつらせたま
ひきといふ、されはつらゆきかをとり侍る事をきかせ給ふへきよしせめられけれと猶只同し樣にいはれ
けれは云々、みつねつらゆき當時の歌仙にしてましをとりを論する人多かり俊賴のこたへをよく〳〵心

得へき事也、歌人をさへ先達となりし人をはとかく其道を學ふ身にしてよしあしをいふへき事かは、まして聖賢の御事を先儒論議の上にてさまさまいひ置しを見て已もまた是を論辨しおほけなくも大聖の事をあからさまに申奉るそ淺ましき。

○余雅宮中衛謂ニ之壺一（字酒壺之壺と不同）

我邦大家の庭をつほの中といふもかゝる事より起りけるにや。

○いさなみに今もまたみん女郎花しのふすかたあく時もなし

いさなみはいさゝめと同しかりそめ也と云々、

御田やもりなるこの繩に手かくなりはのまも見えぬ露のみ中に

み中は深中なり深山深雪の類也と云々、

庭火たく天の岩戸の神わさはあめたちからを猶そうれしき

あめは天の字也手力雄命云々、

信景按に神代巻にてアメタチカラヲを讀べきか。

月よよみあけのゝ原の夕露にさゝめわけくる衣さぬれぬ

此五文字月夜よしといひたる詞に同し良夜といふ心なり、あけのゝ原いつくの名所とも今にしれされともやすらかにきよけなれは幾たひも取用ゆへし、さゝめはちいさき草の名なりみのなとにもするにや、さゝめかるとよめる歌もありさぬれは少しぬるゝ也少の字を書也と云々、

信景按に月讀の尊は元月夜好といふ古語にやよゝのかへしよなれはよみと音便していふにや。

右玄旨法和印歌讀方抄に見えたり、凡むつかしき詞のうた百九十餘首を註解せり天正十七年の作也、此抄いりほかなる古説なくすなほにして慥に解せられける、實も古今傳家の達人なりし故にこそ猶其中にいへる事あり、古人さへしらぬ事を今の世に辨へたると申すは舌のぬかれぬ事なから唐土の儒書の新註

を見れは古註にまされる義あり、今古にもよらす深く執心して工夫をなし不審をはらさんと思へは愚かなる身なれと天のあはれみにやふとよき說を見出すもの也、さありとて古人にまさりたる智惠にはあらす只今辨知するも古人のこなしをして置れしうへにつけてとくる義あり古賢の恩德にあらすといふ事なしと云々、是實に書を見る人第一の心得たるへき事也、

○近年我尾府下醫師參附姜桂湯と稱し大病に與ふる藥方あり歷代方書に不レ載レ之、或曰明醫張振甫我尾府に在て三仙散人參を加へ自ら三仙と呼陰症の病にあたへし、其後或醫竊に名つくるに參附姜桂湯を以し姜附湯に準し或は四逆湯に準し甘草を加ふ、嗚呼此藥專溫劑君臣佐使の方なしむへなる哉、歷代方書に載さる事今人是を服し間々害有事少なからす取捨して可なり。

○信州諏訪の祠官鹿食無穢の章を出し妄りに火を穢す恐らくは佛家の意より出たり、今其札といふものを見る神代の故にあらす、業盡有情雖放無生故宿生身同證佛果と書たり是全く佛者方便の說なり。

○康永三年十月八日從三位源直義寶積經を書寫して高野山金剛三昧院に納られし（尊氏直義夢想國師三人の筆也）猶廿四輩の歌人をすゝめて和歌を詠せしめ共に納められける其歌の中にわきて面白く覺えしを書留む本書凡百十九首あり。

さためなきうきよの中としりなから猶あらましをおもふはかなさ　　師直

白雪のつもる我身のつみをたにおもひもしらてふるそかなしき　　兼好

むさしのや雪ふりつもる道にたにまよひのはてはありとこそきけ

柴の戶にひとりすむよの月かけはとふひともなくさすひともなし

信景按に太平記に師直は歌をもしらぬ野俗の如く書し、白雪のうた殊に面白き詞にあらすや作り物語にはかゝる事有、

○新古今春立心を　　攝政太政大臣

みよしのは山もかすみてしらゆきのふりにしさとに春はきにけり

或抄曰此歌は巻頭に相叶ひたけ高く心ふかきなり、吉野古郷よみならはせり夫をふりにしさとゝいひのたまへる優成へし、新古今といへる題號をふくみたるなり、ふりにし里の雪古今集になすらへ春の立心新の字に相當せるとぞ。

信景按に此歌かくのことく見れは心深くはへる、凡歌の集部立の中首尾よく見たてゝえらひ入し物也おろそかに見過すは口惜き事にこそ。

○春日をかすかと讀飛鳥をあすかと讀字訓を以ていふへからす、是は枕言葉をすくに和訓とせし也、萬葉集の中はるひのかすかとぶとりのあすかといふ歌多し。

○凡爲ㇾ僧者自引二導於葬所一、乃混父母師長及僧徒如二其餘送葬一、不ㇾ可ㇾ趣二其所一是佛制而律有二明文一云々、次二香火寺名一爲二創建壇主號一、乃本朝中古之風而名卿巨公之稱也、然近世僧徒不ㇾ拘二士庶一慢授二院號一是大訛也、且夫院號之下安二殿字一、乃叢林禪徒所二傳謬一而甚無二義理一云々、

是水戸府君源義公久昌寺に令し給ふ十七條の中なり、此外士庶の誌石牌位其分なき事及ひ經衫の非等を禁せらる、亦法服佛制に違ふのあやまり袈裟の色紫を修多羅と名付法服の首領を僧綱と稱する謬制妄作花帽子は國俗尼公の服にして僧徒これを用ゆるは其始禁裏御修法の時密徒等寒をふせく用にて後世禮義とするのあやまり、念珠をくり大聲をなすは外法を修するものゝする所なるを釋氏誤てする等悉く禁し玉ふ。

○さいの河原地藏の事前に記す是元城州の俗談なれと久しく世につたへ冥途のことくあやまりいへり、さいまつりとて飲食多く强ひ進めて腹ふくるゝわさもしゆすこめんといへる俗談も其品よりいひしならはし侍となん。

○風折といへば頓て烏帽子と心得大紋といへば布直としるのみか上下といへは肩衣袴としりぬ久しくな

らひ言傳ふる言故に其かたはしを略していへとよく其物をしる和語にかゝる語多し。
○錫（錫ノ酒綽）　熨（ノシアハヒナリ延喜式ニハ緌ト書リムカシ打アハヒトイフベシ）　練（練緯）　汁（延喜式ニハ汁物トカケリ）　折（折櫃）　飯をめしといふも人の食を尊ひていふへきを自食ふをさへめしをくふといふなる（メシハメシモノナリ委シクキコシメシモノナリ）
○奸㚢（世知ナ者トイフコトナリ）　正是（イカニモソノ通リ）　不敢不肯（イカナ〳〵ガテンセヌトイフコト）　不管（カマハヌトイフコト）　不是（ソテナヒ）　不採他（アレニカマハヌ）　造化他（コキチシアハセ）　應當道理（ソノハス）　騙人（ヒトチダマス）　所以（ソレテ）　得來（エサワサキタ）　只管（ヒタモノ）　量必是（オヽカタ）　還好（マタヨシ倭人スヘテカヘツテ）　分付（イヒツケル）　合手來（モテコヒ）　快活（スミヤカナ意）　快々（ハヤウ〳〵）　得緊（エサルト）　故快的事（コノヤウナメツラシキコトナリ）
　如此の言語甚多し語類をよむ者理會すへし。
○幼兒の歌（袋草紙）
　　うくひすよなとさは鳴よ小鍋やほしき母やこひしき
是は繼母のもとに有けるに少き土鍋の有けるを我腹の子にとらせて此繼子にはとらせざりければ鶯の鳴を聞てよめる歌なりと云々、
賤夫のうた
　　こはた山すそのゝあらし寒ければふしみのさともいこそねられね
これは俊綱朝臣伏見に侍けるに夜たゝすみありきけるにあやしのとのゐの童子の地にふせりて讀ける、是を聞て小袖をぬきてたまひけるとそ下﨟のきるつゞりといふものをはこはたといふと云々、
○春日井郡豐場村萬松山常安寺後花園院永享中明義元禪師開基後柏原院大永四年甲申當邑領主溝口富之助某ト云者藏田居士の爲に本尊を安せり、此像は肥後河尻にあり、傳云昆首羯摩天所彫也釋迦阿難加葉三

軀也溝口氏永樂錢一百貫文を以て買得たりと云々、

○中臣の祝詞に天津かな木とあるは卜部家さま〳〵附會して元をわすれたる事あり、度會延佳瑞穂抄に其字を正され侍る、濃州のきこり山に入かな木を取といへるを何そと思へは柴也、中臣秡の本義にくはし誠に神代の鄙に殘り侍る事これにて知られ侍る。

○對揚の歌

はるはもえ秋はこかるゝかまとやまかすみもきりもけふりとそたつ

是は(春秋竈霞霧烟)斯對したる歌也、亦句をならへて對する様もあり

はるさめにあやをりかけし水の面秋のもみちのにしきをそしる

是は(春綾秋錦)斯對せし也家隆卿和歌口傳に見えたり。

○尾州寺社領證印年月

△眞清田宮　中島郡一宮村三百三十三石六斗

寛永十六年三月十五日　義直公　寛文五年七月十一日　嚴有院殿御朱印

貞享二年六月十一日　御朱印

△萬德寺　長野村二十四貫之內にて五十石之分

(年號無之)後正月廿七日　木下半助

五十三石　愛知郡はうじ村

天正廿年六月十一日　(駒井中務德永式部卿法印)　文祿四年十二月五日　秀吉朱印

丑二月七日　伊奈備前守

(但是は前方の備前撿地文祿元年に始る當國は文祿四年也但し丑の年は慶長六年也)

慶長六年七月六日　忠吉公御朱印　元和六年九月朔日　義直公

寛文七年二月十七日　　光友公　　元祿七年九月十七日　　綱誠公

△性海寺　大塚村百石

元和七年五月朔日　　義直公　　寛文七年二月十七日　　元祿七年九月十七日

△政秀寺

天正十年八月五日　信雄判（木賀崎快彥和尙へと有之）

二百五十九石六斗九升

文祿四年八月三日　秀吉、海東郡白濱村）　慶長六年七月九日　忠吉公（中島郡下津村之內百名と云々）

清秀寺と書

元和六年九月朔日　　義直公

清秀寺と書

寛文七年二月十七日　　自此政秀寺と有之　　貞享二年十二月八日　　百石御加增

元祿七年九月十七日

△國府宮

天正十八年九月七日　　田中兵部太輔

（七十貫文云々中納言殿御座次第御書御認可進光之宮と書）

文祿四年八月三日　　秀吉　百五十石　　慶長十二年十二月五日　　奥津文右衛門

寺田藤左衛門　　原田右衛門

元和七年五月朔日　　義直公　　寛文七年二月十七日　　元祿七年九月十七日

△六角堂

天正十二年九月十日　　曾我又太郎　　朝夕　　松庵　　慶長六年七月九日　　忠吉公十石

元和六年九月朔日　寛文七年二月十七日　長光寺と有　元祿七年九月十七日

△大吉寺　土田村

天正十年八月十六日　秀吉　二貫文　慶長六年七月九日　忠吉公(寺中御朱印)

元和　寛文　御朱印

△土田八幡　海東郡

慶長十一年十一月十五日　忠吉公　三十石

　霜月十五日　奥津文右衛門　寺田藤左衛門　原田右衛門

元和六年　寛文七年　元祿七年

△法華寺

大永三年十一月十六日　遼勝(織田大和守敷地年貢段錢の證文なり)　天正四年二月廿七日　信長

文祿四年五月廿六日　建性院常閑　同年六月十九日　同人諸役免許證文

同年九月七日　福島掃部頭孝治百石　海東郡白濱

慶長六年七月九日　忠吉公　元和六　寛文七　元祿七

△津島天王

正保四年四月廿一日　敬公

　千二百九十三石六斗九合向島之內高百卅七石五斗丹羽郡東野村替地に賜はる

(年號無之)六月二日　山口八郎右衛門

　勾藤太夫殿

　乙若太夫殿

寛文五年七月十七日　嚴有院殿御朱印　千三百九十三石　貞享二年六月十一日　御朱印

△妙勝寺　萱津
慶長六年七月九日　忠吉公　三十石　元和　寛文　元祿
△正法寺　上萱津
五十石八斗三升七合香物領七畝六分社內三畝六分返魂香塚敷地　是は證文無之正保二年書に見ゆ
△光明寺　同
慶長十三年十一月十五日　伊奈備前守　十石
七十五貫文成寺中四町四方秀吉公沒收備前守寄附地證文高橋長右衛門淸野左之助櫻井九右衛門三判
十一月十五日云々備前守同時證文也
△實成寺
慶長六年七月九日　忠吉公　廿五石　元和　寛文　元祿
△甚目寺
天正八年九月三日　田中兵部太輔　二百貫
十二月廿日　駒井八右衛門　曾我兵庫　以兵部甚兵衛
天正十一年九月十日　松庵　三十石　天正十一年九月十二日　信雄
天正十一年十一月三日　根村喜藏　伊藤新六　文祿四年八月三日　秀吉　三百石
(年號無之)九月廿六日　福島左衛門太夫　丑二月七日　伊奈備前守撿地證文
前方備前撿地慶長六年丑也
忠吉公制札九月五日と有之無年號　敬公御制札慶安二年四月十五日也
元和六年以後御黑印　正保二年寺領配當
△間島藏南坊

永祿九年二月　　信長　百貫　　文祿四年十月廿三日　福島左衛門大夫　卅六石
慶長六年七月七日　　忠吉公　三十六石　　同十三年十月十九日　彥坂九兵衛光正
　中野七藏　　伊奈備前守忠次
元和以後御黑印
　但元和六年　　寛永十六年十一月一日　　寛文七　　元祿七
△蜂須賀蓮華寺
天正八年十月八日　　原彥十郞武正　　蜂須賀阿波守殿(五十石任理百姓三人分相勝云々)
　蜂須賀阿波守家次福壽院へ所贈狀原殿へ理申候と云々
　辰十一月十一日　　奧津文右衛門　　寺西藤左衛門　　原田右衛門
慶長十三年十月　　伊奈備前守　　中野七藏　　彥坂九兵衛
元和以來御黑印
△興善寺
寛永十三年九月廿八日　　田畑一町五反步分米十七石八升は今證文
同十五年十一月廿一日　　服部小十郞　　酒井久左衛門
　海東郡一鄕島內(屋敷所務證文)
津島車田試樂田四町八反四畝五分寛永十一年十月十一日(服部小十郞酒井久左衛門)證文東保村車屋又右衛門元祿十三年六月書出す
△野田村密藏院
文祿四年八月三日　　秀吉　百卅七石七斗九升　　慶長元年七月九日　　忠吉公
元和三年八月廿八日　　台德院公御朱印　　寛永元年七月廿三日　　義直公

同十三年十一月九日　大猷公　寛文五年七月十一日　嚴有公

貞享二年六月十一日　御朱印

△龍泉寺（多羅々池新田灯明田と云々高付なし藤村坊へと有之）

申十月廿日　彦坂九兵衛　中野七藏　伊奈備前守

元和七年九月朔日　義直公（多羅々池新田三十九石三斗）

龍泉寺別當大行院と有之

寛文二年二月十七日　光友公　元祿七年

△正覺寺　今性高院（但清州其跡正覺寺と稱し性高院末寺）

慶長十一年七月十日　忠吉公（大田村の内百名）　元和元年九月朔日　義利公

寛文七年二月十七日　正公御黑印以後性高院

△長久寺

慶長十一年七月十日　忠吉公　寺の村内百石　元和六年以後御黑印

△清善寺　今の大光院也

元和六年以後御黑印

△東照宮千石　春日井郡田幡村平毛村櫻佐村

元和五年九月十七日　義利公（珍祐法印と有之）　寛文七年二月十七日　御黑印には神宮寺と有

元祿七年

神主領正保二年二月十三日御黑印以後御代々賜之

△九坪平田寺

元和六年九月朔日　五十石以後御代々

△正眼寺
天文九年七月三日　義晴　百五十貫文　永祿五年三月廿二日　信長
天正十年八月九日　信雄　同十八年九月九日　田中兵部太輔吉政
文祿四年八月三日　秀吉　四十石五斗　慶長六年　忠吉公　四十石五斗
元和六年以後　御黒印
△水野定光寺
元和八年八月廿八日　義利公　寛文二年五月七日　光義公　凡三百石
應夢山領寄附事
高百三十石　尾州春日井郡沓掛村　高百七十石　同郡下半田川村
右所寄附之領地也可有收納也當山所安置從二前亞相尾陽矦源敬公之威靈之廟所也寄附之今至無窮者也
仍狀如件云々
寛文七年　元祿七年　御黒印
△小松寺幷遍照寺
天正七年六月　信長　同十年八月十一日　信雄（三十二貫文）
同十八年九月七日　田中兵部太輔吉政　同廿年二月十一日　吉田修理亮勝次
七月廿三日　治部卿法印友省達原入道民部卿法印へ證文
熊申入候
一海東郡甚目寺領之事同村內三百石取返し遣候事
一愛知郡名古屋村內三百四十八石天王坊本知返し遣候事
一春日井郡小松寺二百卅六石六斗一升是又小松寺へ本知被返遣候事

右任御朱印之旨可被引渡候
一爲替地丹羽郡高屋村之内二百廿石七斗五升同郡山しり村内四十五石九斗一升同郡かつき村和田村内
六百石合八百六十六石六斗六升貴(寛カ)所爲其如此候恐々謹言
八月廿一日　長大藏正家　增右長盛　民部玄以
福大夫様
九月十日福島左衛門大夫正則小松寺領返進狀に有
春日井郡小松寺村　百姓中
文祿四年八月三日　秀吉　二百卅六石
十月十二日　原田右衛門　寺西藤左衛門　加藤四郎左衛門
丑十二月八日　伊奈備前守檢地之後出候
證文
奧喜兵衛殿
國府助之進殿
元和七年以來(二百四十二石九斗六升云々)　御朱印
△御園神明領(河原村と有寛文七年二月十七日御黑印に荒原村と云々)
慶長十年三年朔日　忠吉公　二十石　元和以來得代々
△山王領　二十石河原村
午二月十六日　奧津文右衛門　寺西藤左衛門　原田右衛門
(禰宜)孫八郎殿
元和八年七月十八日　義直公御黑印以來御代々

上畠神明制札

天正十一年十二月　信雄

同十八年八月廿八日　秀吉禰宜職に賜ふ所田地一町證文宛名中納言殿と有之

同年九月三日　田中兵部少輔證文　慶長十年六月朔日　忠吉公

元和八年七月十一日　敬公御黒印　御代々三十石

△退休寺

元祿八年二月廿九日　綱誠公賜御朱印　三十石

△大永寺　六石七斗八升二合　岡田伊豫守以來納所也

源敬公へ達し右のごとく領す御黒印はなし

△大森寺　二百石

寛文十一年二月十二日　光友公御黒印（大森新田松山堀内外十町五反）

元祿三年午六月十八日　不斷念佛領百石春日井郡上原村西新田　六十九石四斗九合

同鄉今村寅新田　三十石五斗九升一合

同七年　誠公御黒印

△（小折）久昌寺

文祿四年九月廿一日　秀吉（五朋村六百六十石）

慶長六年五月廿日　原田寺西加藤三氏諸狀にも二百石と有　元和六年九月朔日以來御代々

△（犬山）瑞泉寺

文祿五年四月廿二日　秀吉犬山本鄉の内五十石　慶長六年七日八日　忠吉公（伊奈備前檢地狀有之）

元和七年六月二十二日以來御代々

△（犬山）八幡幷白山御領宮三所領ハ盞御靈敷神田五反と云々
慶長五年十二月廿七日　小笠原和泉守吉政
△藥師寺
慶長七年十一月廿七日　小笠原和泉守（あて名寳光院）　丑七月四日　志水甲斐守（犬山寳光院へと）
△二宮　定制　元龜七月　信重
天正十年八月二十七日信雄（花押オシ）田畑十五町二反餘屋敷二十一處德分三十七貫二百文と云々定制
卯月二十五日酒井左衛門尉忠次亦一通八月十三日津田與左衛門長武亦一通十月四日羽柴左衛門督秀政
慶長九年五月十五日（二者修理領也）　小笠原監物忠重　重松喜三郎社人中へと有之
元和八年二月十五日　義直公　百三十六石　寛永元年九月二十一日御裝束下被證狀
寛文七年以來御代々社領御黑印
△寂光院（路鹿尾繼（本ノママ））一町五反の證文年號なし丹羽五郎左衛門長秀佐々市兵衛重則柴田修理亮勝家と有
永祿八年九月　信長寺領證文　高八十二石
△總見寺
文祿四年八月十日　秀吉
中島郡稻葉村八百六十三石五斗二升丹羽郡やなこ町內四百六十二石三斗合千三百廿六石と云々
原田寺西加藤三判之狀（年號なし十月十二日と有）三百石と有
慶長六年七月九日　忠吉公（丹羽郡南矢部村之內三百石と云）　元和六年九月以來御代々
△願正寺
文祿四年八月八日　秀吉（丹羽郡赤目村一百三十九石九斗六升）
伊奈備前守撿地狀年號なし丑四月四日と有　寛永元年五月五日　義直公

寛文七年以來　御代々自此願證寺と有

△妙興寺

文祿四年八月八日　秀吉　二百十七石七斗九升　慶長元年五月廿日　忠吉公　二百石と有

同年七月九日御證文（明光寺と書也）　元和以來　御代々

△（飛保）曼陀羅寺

文祿四年十一月朔日　秀吉　二百四石五斗　奥津寺西原田三判證文一通（年號なし辰三月と有）

慶長十三年十月十八日　彦坂九兵衛中野七藏　伊奈備前守三判二百三十一石と有也

元和元年　御代々

△天王坊

天文七年九月二十四日　織田彈正忠證文宛名天王坊民部卿と有

天正十年八月十日　信雄買德分八丁餘但三十五貫文と云　信雄寄進狀一通二百貫文と云

天正十八年九月八日田中兵部太輔吉政證文一通天正十一年九月十一日曾我兵庫頭以兵部甚兵衛松庵三判狀に坊領猪子石之内被仰下云々文祿四年五月二十五日建性院常閑皆也、扶助證文一通年號なし八月二十八日長束大藏正家增田右衛門長盛民部卿法印玄以三判名古屋村之內三百四十八石天王坊本知返遣す證文宛名福左太とあり、九月二十六日福島狀一通あて名淺井庄三郞とあり、相應院殿御文一通是は堀川船入となりて社領へわたる故替地を遣はし候樣にとの事上意を御伺候よしあて名ゑもん殿さゑもんとあり。

文祿四年八月三日　秀吉　三百四十八石　元和六年九月以來　御代々

△萬松寺

文祿四年九月廿一日　秀吉　五百六十九石七斗七升　慶長元年五月廿日　忠吉公　三百石

元和六年九月朔日　　慶安五年正月二十三日二百石寄附
寛文七年以來　御代々
△笠寺　備前撿地之時袴田善兵衛直次よりの狀一通彦坂九兵衛伊奈備前守撿地水帳慶長十四年三月廿一日田畑合一町八反九畝四分と云々右之高寄附之證文同年四月長坂佐太夫池尾安右衛門兩判也
△高岳院
寛永二年十一月二十一日百石自此御代々　　慶長十四年七月七日百石平岩主計頭黑印
△白林寺　百石
萬治元年十一月十七日　御黑印
△東照宮御祭禮領　二百石
慶安二年四月朔日　御黑印
△(熱田)誓願寺　百石
元和九年五月十八日　御黑印
△戸部天王　百石
慶長十三年霜月十五日　忠吉公　　元和六年以來　御代々
△相應寺　三百石
寛永二十年七月十六日從二位行權大納言源朝臣(御花押)自此御代々
△建中寺　五百石
慶安五年五月七日　御黑印
△熱田社人中
天正十八年九月十日田中兵部太輔吉政百七貫二百十文(八屋鄕之內)六十八貫百四十文(須賀鄕の內)百

三十二貫百七十二文（熱田の內）百貫文都合四百八貫と云々

永祿九年十二月信長（森川分七貫二百文）淺井四郎左衛門殿と云々天正二年正月十日信長千秋喜七殿云々是大宮司領證文天正四年正月十一日信忠同年同時（佐久間甚九郎同右衛門尉）右高附なし大宮師職と有大宮司の誤也同年三月信忠證判加藤圖書父子引得千秋治部の分十四貫文寄附と云々

右之外源五郎信益（年號なし（天正十年七月信雄淺井四郎左衛門同女子タミに賜はる森川分七貫二百文證文多し

天正十二年三月二十三日　大權現御判三百五十貫文（大宮司領）小笠原和泉守狀一通野並村一鄉千秋に被仰付由あり

文祿四年八月八日　秀吉百五十五石書附　同時海東郡不內百五十石云々

寛永五年七月廿七日　臺德公御朱印七百十七石　同十三年十一月九日　大猷公御朱印

貞享二年六月十一日　嚴有公御朱印　貞享二年六月十一日　御朱印

△（部田）祐福寺　四十石

寛文七年二月十七日以來　御代々

△（知多）岩屋觀音

天正十二年八月吉日　信吉證文（田畠棟役人夫等）

同時（八月十四日）竹村與兵衛光政竹村甚右衛門廣勝佐治次右衛門長安竹村傳助光成四判證文

慶長十三年八月十八日　伊奈彥坂撿地狀　廿石

△延命寺

天正十一年九月七日　十九貫四百七十八貫と云々

△淸壽院　二十貫文

八月十一日上田清兵衛水野惣兵衛殿被仰付候條慶長七年八月廿四日竹內茂右衛門親吉同惣左衛門正安

△(常滑)總必寺　十一石

寛永十六年三月十五日　敬公御黒印

△(柿並)大御堂寺

寛永十六年三月三日　御黒印

文祿四年八月三日　秀吉　百九十四石三斗三升

△(緒川)乾坤院　十三貫五百文永代賣渡す

天文七年七月十一日　御判是は儒通院殿御印判

使　富田藤助　早川孫右衛門　證人　須田與次兵衛　野村與右衛門

慶長六年十一月三日(竹內茂右衛門同惣右衛門)三十石寺領證文

水野和泉守祠堂物入米百俵(四斗俵)寄進狀

慶長十二年八月十日　奥津寺西原田三判三十一石七斗餘と云々

元和七年五月朔日以來　御代々

△(緒川)善導寺　八百五十文

天文廿一年三月八日　信元(朱印)水野下野守也　慶長十年八月廿一日　竹內親吉同正安二判

同十一年五月十五日　廿一石九斗六升彿供田證文奥津寺西原田三判　元和七年五月以來御代々

△常樂寺　五十八石三斗七升八合

元祿十三年六月寺より出す　家康公等御證印五代以前無住の時紛失と云々

△東龍寺　大野村の內五十石

慶長七年六月十六日　(大權現)內大臣御朱印　元和三年七月廿一日　台德公以來御代々御朱印

△加藤圖書助代々御朱印

慶長八年九月十一日百四十三石二斗八升領を賜はる

元和二年十二月廿日　台德公自此御代々御朱印國役免許御證判　天正十二年三月二十五日　大權現賜ふ所但元祿七年九月十七日誠公重而賜之

△(名名屋)若宮領　百石

元祿二年正月十八日始御黑印

△敎順寺　三十石

元祿十一年七月二十八日

△淨圓寺　三十石

元祿十一年七月二十八日

△元祿寺(大寶新田十町)

淨寺十二年十月二十五日

寶永七年二月二十七日任先御判御黑印賜ふ

右の外知多郡大高村長壽寺初て御印章被下

昭和五年十一月廿日印刷
昭和五年十一月卅日發行

不許
復製

日本隨筆大成第三期第九卷

編纂者　日本隨筆大成編輯部

發行者兼印刷者　櫻井庄吉
東京市本鄉區森川町一番地

發行所　東京市本鄉區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京一八八九〇番
電話小石川六二五〇番

發賣所
東京市日本橋區吳服町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社

72